大正十四年五月刊　行
昭和四十五年一月　複刻版刊

養老郡志

全

岐阜県地方改良協会養老郡支会
岐阜県郷土資料刊行会

人文變遷如

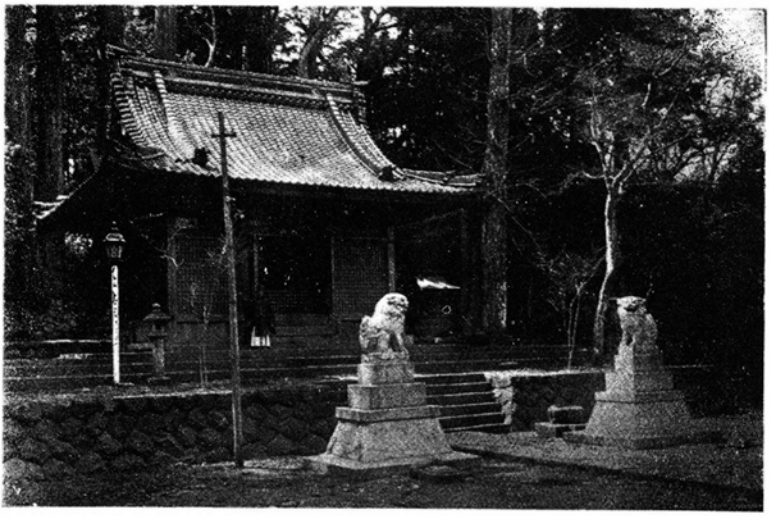

多良大神神社　（多良村宮）



多良内多岐神社　（多良村多岐）

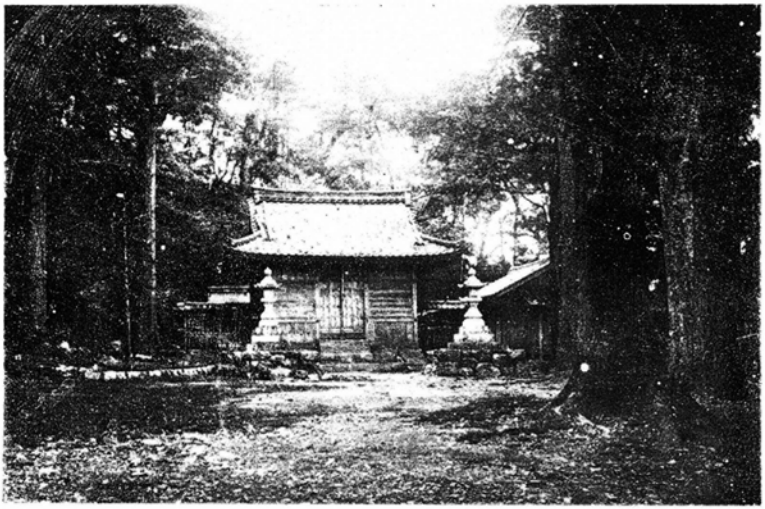

式内久々美雄彦神社　（養老村澤田）

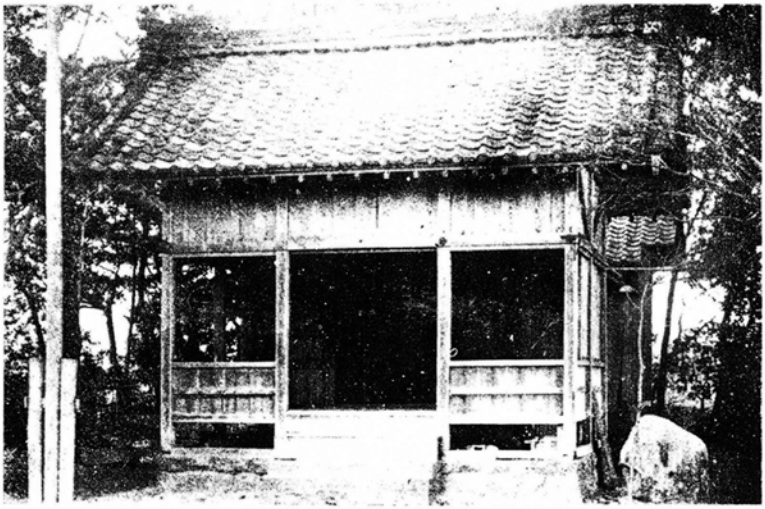

式内御井神社　（多藝村金屋）



十一面千手觀音（國寶）（養老寺藏）

養老寺（養老公園內）





姥切石（多藝村莊福寺境內）



小笠原長清骨器（多藝村莊福寺藏）

養老瀑布



多藝行宮歌碑





養老公園碑



養老神社



古墳千人墳　（養老村白石）



千體地藏　（養老村尾柏）

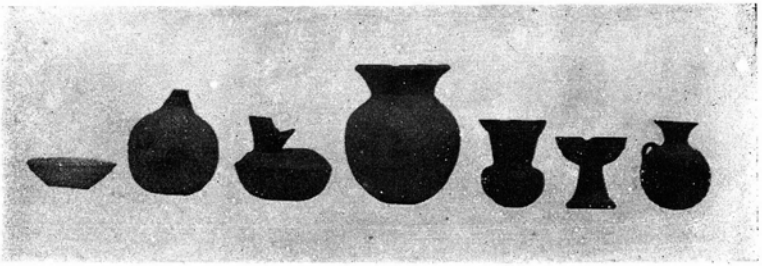

郡内古墳發掘物　（大久保休吾・久保田信也兩氏藏）

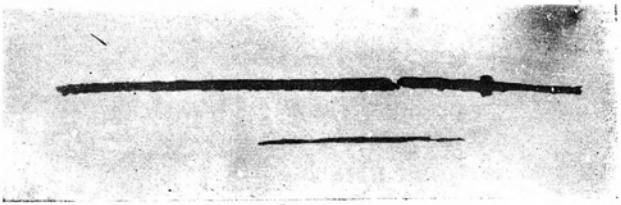

同　上　（大久保休吾・久保田信也兩氏藏）

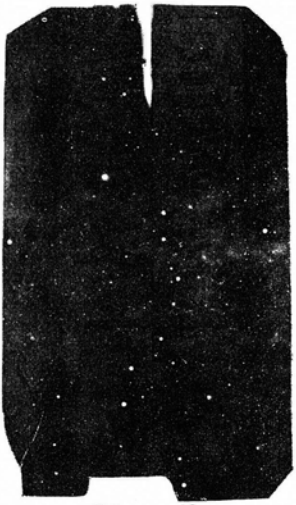

勅題（式内多岐神社寶物）



釣佛（式内多岐神社寶物二十七枚ノ内）

源義朝鎧掛榎



（廣幡村飯之木）

源氏橋

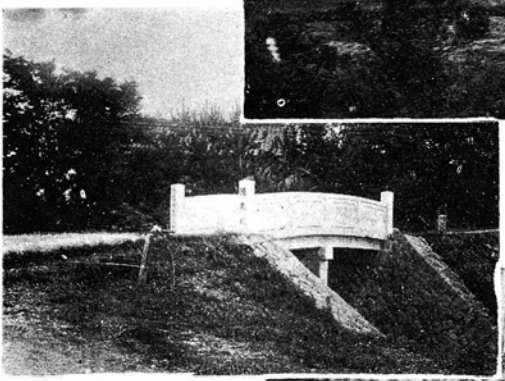

（廣幡村飯之木）

蘆塚



（廣幡村飯之木）



（多良村三里觀音寺境內）

如法經塚



（式內多岐神社境內）

如法經塚

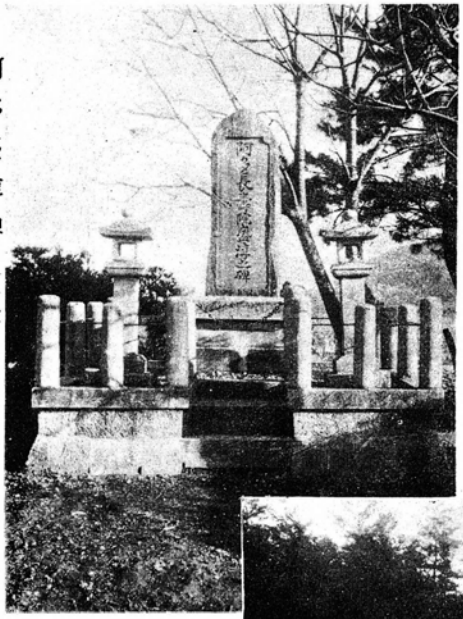

阿多盛淳碑

（牧田小學校庭内）



丸毛安職關ヶ原陣着用の甲冑

（旧輜村　丸毛治基氏蔵）

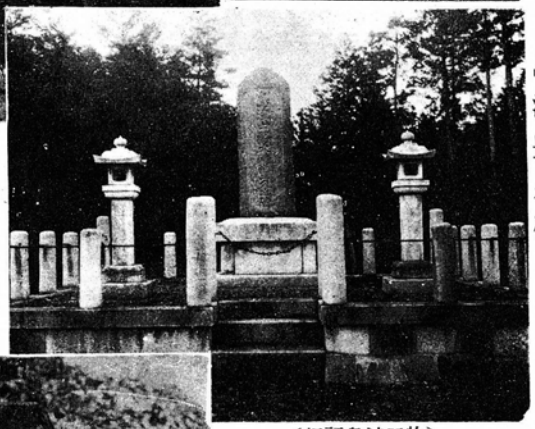

島津豊久碑

（牧田村烏頭坂）



（多良村檜原）

島津塚

古文書四枚

（多良村高木貞元氏蔵）



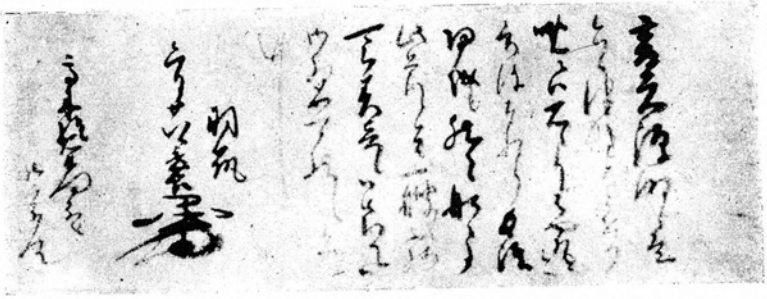

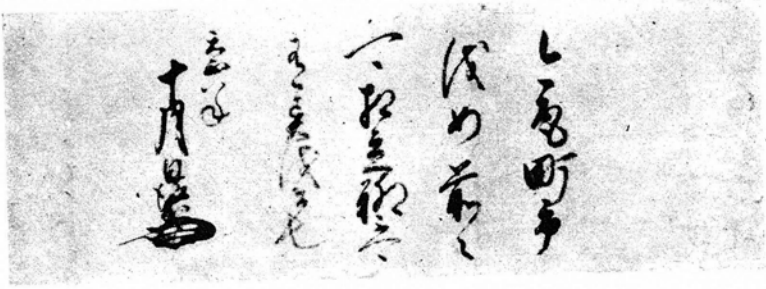



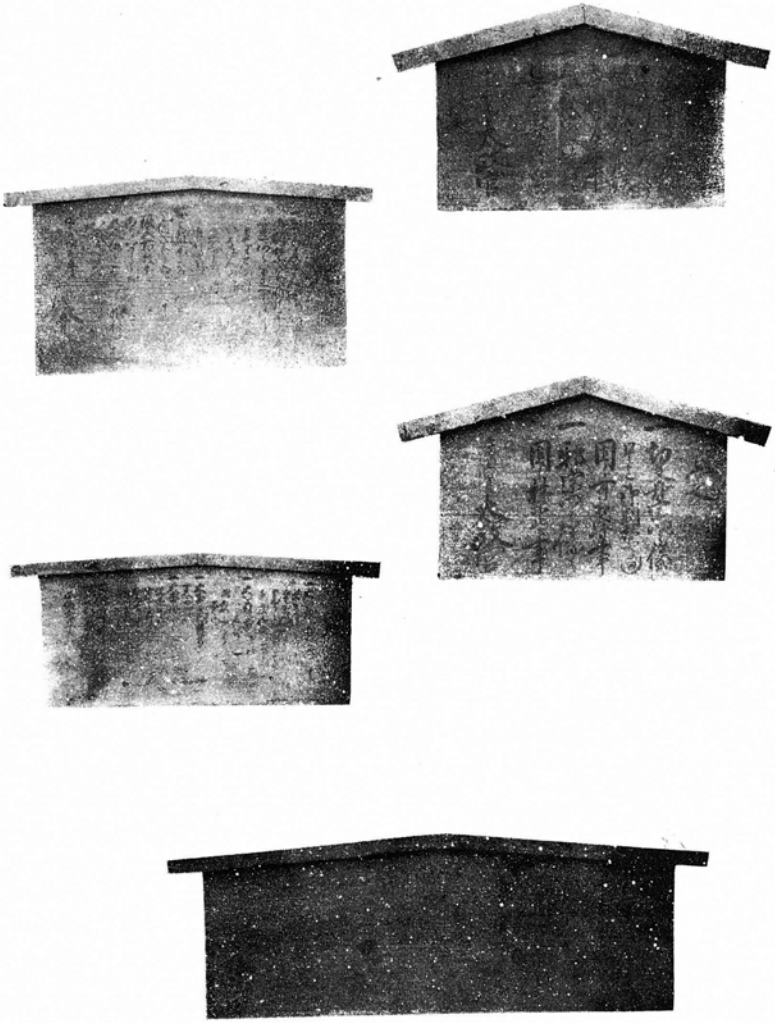

（藏氏吾金永松村度多上）　枚五札高

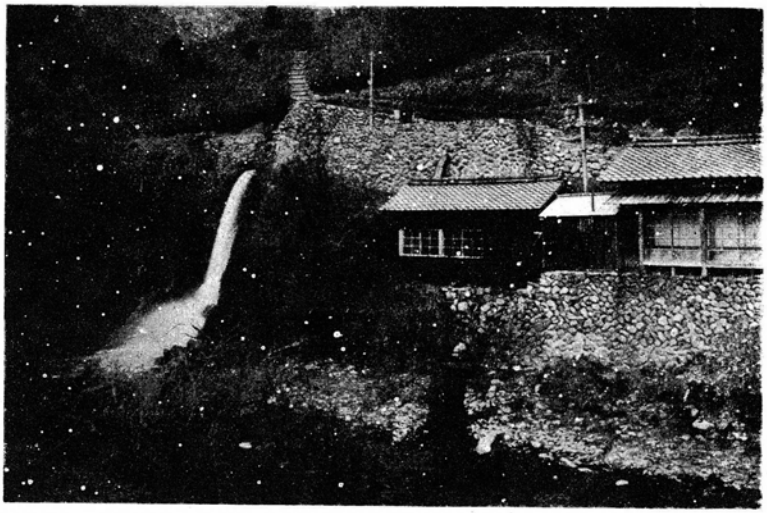

（井平村田牧）　牧田村營發電所

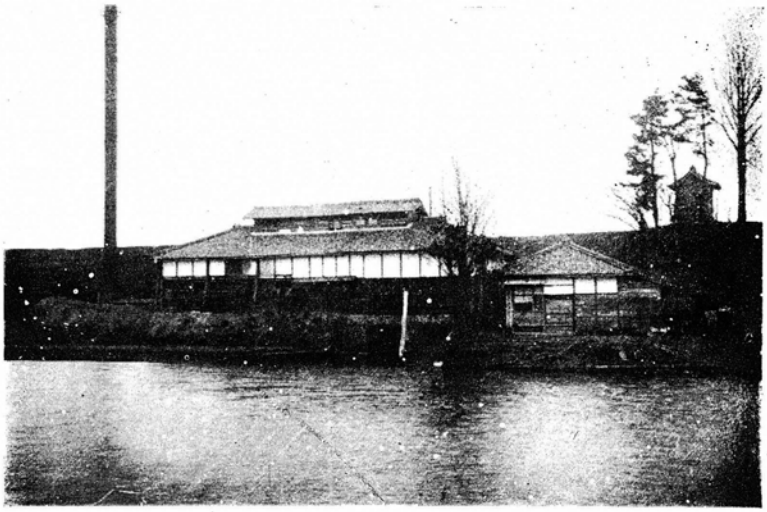

（卷大村邊池）　池邊村排水機

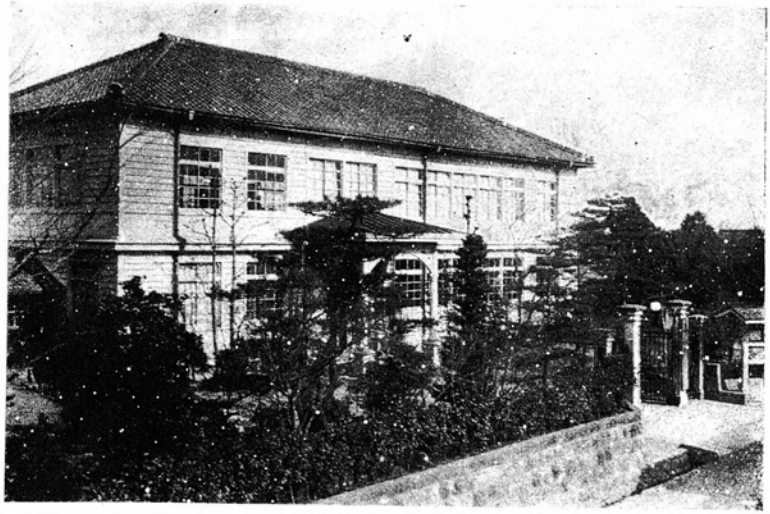

養老郡役所　（高田町）

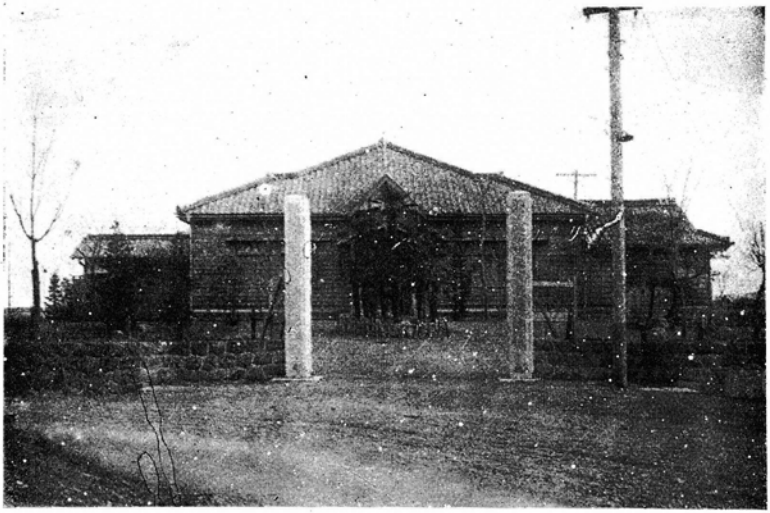

養老郡公會堂　（高田町）

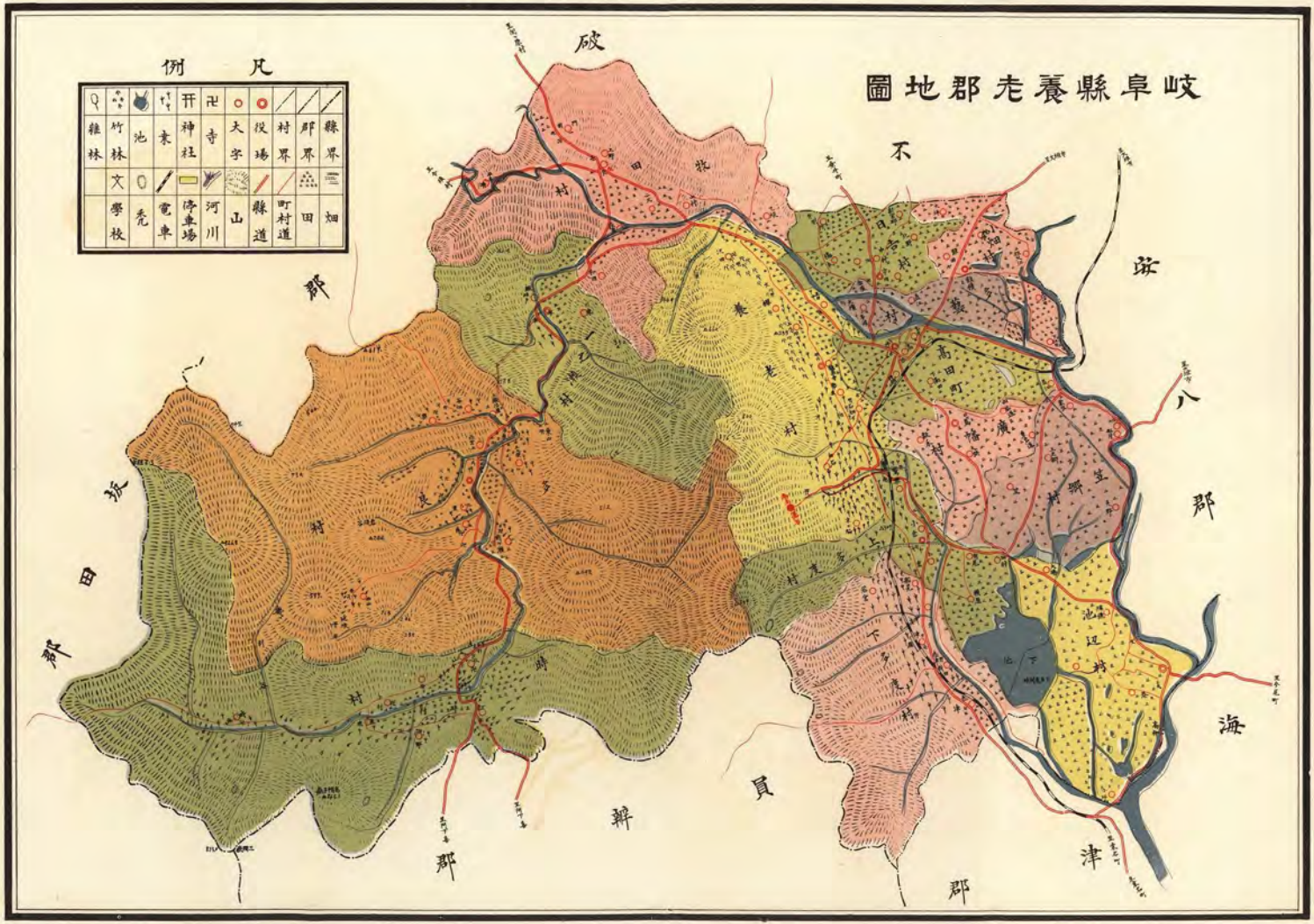
岐阜縣養老郡地圖
凡例
縣界
郡界
村界
役場
大字
寺
神社
東
池
竹林
雜林
畑
田
町村道
縣道
山
河川
停車場
電車
禿
學校
破
不
安
八
郡
海
津
郡
員
辨
郡
坂
田
郡
牧田村
養老村
高田町
笠郷村
池辺村
下多度村
多度村
時村

元祿時代回多藝工石津両郡村落図



多藝郡

一高二万七千九百九拾七石四斗五升五合

田

一高二百六十石六斗七升九合　四方

一高二百四十五石八斗七升六合　畑方

一高三千八百四十五石四斗八升　新田

石津郡

一高一万九千七百九十一石五斗八升八合

田

一万千八百十六石八升六合　四方

一千五百五十三石五斗七升五合　畑方

一千七百十三石七斗八升六合　新田

凡例

一里線　郡界

一本線　道路

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

（[illegible]）

序

夫れ往古を照し、將來に應ずるもの、蓋し史實を明かにするに如くものなかる可し。卽ち吾人は生存上の史鑑として之を尊重する所以なり。方今文化發達し、人智益々拓け、之に承くる共同の福祉は彌々其の歩を進められつゝある秋に際して、本郡志編纂の議起り、幸ひ本郡地方改良協會主事大久保休吾氏に編述の任を囑す。君之を諾し、其の平素の蘊蓄を披瀝し、晝夜を別たず鋭意材料の蒐集、實地調査等に從事せらるゝこと茲に年あり。今や其の上梓を看るに至れるは實に欣快に堪へざる所なりとす。今本書の內容を通讀するに、古代より近代に至る本郡の沿革變遷を詳かにして、推敲錬洗用意の到れるを觀る。卽ち政治・敎育・神社・佛閣・產業・交通・習慣及び天災地變に至る巨細の點に亘り、洽く網羅して餘蘊なきが如し。蓋し何人も本書に依りて

他日偉大なる資材を得、少からざる便益を享受せらるゝ事期して疑はざる所なり。比年國家多事、民風の振作急なる今日に於て、本郡志編纂の事業を終へ將に出版せんとするに至れるは洵に時機に應じ、一層感を深くする所なり。一言以て序に代ふ。

大正十四年四月

岐阜縣養老郡長
岐阜縣養老郡地方改良協會長　門脇默一

緒言

鄉土を知る者は能く鄉土を愛し、鄉土を愛するものは能く國家を愛し、國家を愛するものは克く忠に克く孝なり。奥村郡長茲に見る所あり。大正十年三月余に囑するに郡志編纂の任を以てす。余當時本郡笠鄉校に奉職し、校務繁劇、加ふるに樗櫟の材到底其の任に非らざるを以て、之を固辭すること再三、終に許されず。於是翌月教職を退き、新たに社會主事と爲り、社會改良事務の餘暇、舊門を叩き史家を訪ひ、史料蒐集に努むること一年有半。何ぞ圖らん史實の大半は既に湮滅し、又史料の一部は堅く秘庫に鎖され、漸くにして編纂室に齎されたる古文書は斷片的のもの多く、殆ど系統を附する能はず。辛じて之を秩序し、之を分類し、客歳三月始めて草案に着手し、同八月に至りて成る。卽ち郡内史家教育家其他識者の史眼に照し、改竄を重ね、修補を積み、記して養老郡志と題せり。然れ共局識猶杜撰あるを免れず。敢て史家の高教を俟つや切なり。本志編纂に當り賢明なる多方諸士の指教援助を辱くしたる事を多謝す。

大正十三年四月一日

於養老郡役所編纂室

大久保休吾識

養老郡志目次

第一章　概論……一

位置　廣袤及面積　町村名　戸口　地勢　河流　地質　郡の分合　人情　氣象

第二章　政治……四

第一節【郡域の變遷】四　美濃國名　多藝郡名　多藝石津分郡　高城西郡　郡界　錯雜　多藝上石津郡　養老郡

第二節【郡治の變遷】一〇　國造　郡司　郡家　郡家所員　郡司以下資格　郡司成績檢校　本郡郡司　主政主帳　庄官　郡村制　領主　廢藩置縣　大小區制　多藝上石津郡役所　併町合村　郡内事業概要　郡長　郡會議長　郡會副議長　郡會議員及郡參事會員

第三節【町村の發達及區域の變遷】二六　村の起り　鄉里初見　村落開發の新古　八鄉　各町村起原　古村名　町村廢合

第四節【町村治の變遷】四九　君長　稻置　里長　莊及地頭　庄屋名主の濫觴　庄屋又は名主　組頭　百姓代　五人組　宗門改　寺送　高札　戸長　町村長

第三章　村高……六九

第一節【村高の定方】六九　村高　檢地　石盛　厘附　免　無地高　山高　野高

桑高　除地高　小物成　水帳
第二節【村高表】六　元和高　正保高　元祿高　維新當時高
第四章　系圖……八七
土岐系圖　德永系圖　堀系圖　日根系圖　石河（イシコ）系圖　佐々系圖　織田系圖　三高木系圖及記錄　小笠原系圖　別所系圖　青木系圖　石原系圖　尾州系圖　附成瀨系圖　戸田系圖及記錄　竹腰系圖　笠松御郡代　附岡田・岩手・鈴木・辻・多羅尾系圖
第五章　苗字……一七
苗字の由來　各町村別苗字
第六章　戰亂及一揆……一七
概說　壬申亂　船田合戰の影響　牧田合戰　多藝一揆　多藝口の放火　多藝山麓の放火　大墳城攻擊　長嶋合戰の影響　織田信長と多藝七坊　羽柴秀吉北勢攻伐の影響　直江要害守備　關ヶ原合戰の影響　高田騷動　伊勢暴動
第七章　古城砦……二三
大墳城　直江城　高田城　宇田城　大葉城　鷲巢城　岡山城　志津城　津屋城　根古地城　飯田城　烏江城　市ノ瀨城　多羅城　押越城　大跡城　下笠城
第八章　水害及治水……二六

總說　永久水害　正嘉水害　永祿水害　慶長水害　元和水害　正保水害　慶安水害　明曆水害　津屋川普請定書　大跡村外五ヶ村新堤江堀永代定　萬治水害　貞享水害　元祿水害　牧田川南北村水論　牧田川筋變更口上書　寶永水害　正德水害　享保水害　小畑川筋定法　元文水害　寬保水害　寶曆水害　大樽川洗堰普請薩摩工事　明和水害　津屋川門樋　安永水害　羽根谷浚渫　天明水害　津屋川門樋規程　寬政水害　牧田川筋變更差止願　享和水害　文化水害　文政水害　天保水害　弘化水害　嘉永水害　安政水害　文久水害　明治水害　多藝輪中　兩江組合　喜多輪中　五三組合　下池沿革

第九章　地　震……二八二

文政地震　嘉永地震　安政地震　明治地震

第十章　交　通……二九二

第一節【助鄕】二九二　助鄕の由來　今須助鄕　垂井助鄕　牧田助鄕　關ヶ原助鄕　明治初年垂井助鄕　助鄕文書

第二節【古通路】三〇三　桑名街道　美濃中道　九里半街道　三湊　三湊文書

第三節【道路】三〇九　縣道　里道

第四節【鐵道】三一二　養老線

第五節【郵便局】三一三　高田郵便局　船附郵便局　多良郵便局　牧田郵便局　養老郵便局　下多度郵便局　時村郵便局

第十一章　産業……三七

第一節【農業】三七　總說

一、【維新後の農政】沿革　堆肥奬勵　農產物品評會　短册苗代　稻正條植　籾種子鹽水選　水稻採種田　病害蟲豫防　牛馬耕奬勵

二、【主要農作物】稻作　品種　關取　愛國　早生神力二十三號　萬作　埼玉　神力十一號　交配三十三號　苗代田　選種及浸種　播種　插秧　除草及中耕　灌漑　採種　收穫及調製　收量　病蟲害　水稻作付段別及收穫高　麥作　大麥　白麥　珍子　谷風　關取　小麥　白小麥　軍配　竹林二十號　整地及元肥　管理　收穫及調製　收量病蟲害　大麥裸麥作付段別及收穫高　小麥作付段別及收穫高　大豆　下種　整理　收量　病害

三、【園藝】果樹　柿　檀子　富士柿　蜂屋柿　君遷子　百目柿　富有柿　桃　梅　葡萄

四、【養老郡農會】施設事業

五、【各町村農會】

六、【排水機及揚水機】沿革　小坪排水機　釜段駒野新田排水機　大卷釜段排水機　城山戶田組合排水機　笠郷村排水機　揚水機　石畑揚水機　池邊村揚水機

第二節【蠶業】三六五　往古の蠶業　蠶種　催青　飼育法　蠶具　蠶業の改良　蠶絲組合規程　養蠶組合　收繭額　桑園　桑の種子生產額　桑園段別　蠶種製造　生絲　屑繭整理　養蠶組合聯合會　蠶友會　大日本蠶絲會岐阜縣支會委員部

第三節【林業】三六六
一、(山林の面積)　林野總面積　林野推定面積　町村別林野面積　山林原野別面積　林業用適地　人工造林面積
二、【林政】　總說　德川時代林政　大垣藩林政　維新後林政＝砂防法に依る指定地　森林開墾制限地　伐木停止林　山地作業
三、【造林奬勵】　總說　竹林造成奬勵　特殊樹苗下付　縣樹苗圃
四、【植伐關係】　五、【林野産物】　六、【樹木の種類】　七、【治水事業】
第四節【商工業】四一八　商工業概況　古代市場　古代相場　商工業戸數　主要商工品　商工業組合　養老酒　養老燒
第五節【鑛産物】四二三　燧石　石灰　粘板岩　建築石　錦石　礫石　忍石　石炭　鐵丸石　黃土　鉛鑛　志津石　褐炭

第十二章　神社……四二七

第一節【總說】四二七　敬神尊祖　祭神種別　神社數
第二節【式內神社】四二八　延喜式　式內神社名
第三節【帳內神社】四二九　美濃國神名帳　帳內神社名
第四節【鄉社】四三〇　鄉社名
第五節【村社】四三一　神饌供進指定村社　同末指定村社
第六節【神社勸請年代】四三八　勸請年代別神社數　勸請年代順神社名
第七節【神社名類別】四四四

第八節【各神社】四五　高田町　四五　養老村　四五〇　廣幡村　四六四　上多度村　四七一
下多度村　四七四　池邊村　四七八　笠郷村　四八四　小畑村　四九〇　多藝村　四九四
日吉村　五〇六　牧田村　五一三　一之瀬村　五一七　多良村　五二〇　時村　五二一（補牧田村神社）

第十三章　寺　院……五二九

第一節【總說】五二九　佛敎傳來　多藝七坊　佛敎隆替　活佛敎　宗派別寺院數
第二節【寺院創建年代】五四〇
第三節【各寺院】五四五　(高田)善正寺　永丘寺　西福寺　卽心寺　景陽寺　專念寺
淨本寺　受誓寺　本立院　(養老)眞泉寺　了福寺　大威德山龍泉寺　眞源寺　淨
誓寺　存德寺　柏尾山柏尾寺　妙圓寺　林覺寺　西敎寺　養老寺　法音寺　正
慶寺　(廣幡)常性寺　長顯寺　長圓寺　隨陽寺　西源寺　長誓寺　(上多度)福勝寺　觀
音寺　明樂寺　專明寺　藥師堂　(下多度)慈眼寺　本慶寺　西林坊　善敎寺　桂林
寺　(池邊)智通寺　天照寺　明圓寺　稱名寺　西運寺　(笠郷)覺林寺　淨雲寺　淨
誓寺　願專寺　生蓮寺　法覺寺　尊光寺　興專寺　專了寺　(小畑)相順寺　藥師
院　蓮生寺　了覺寺　祐泉寺　玉洞寺　實相寺　樂邦寺　(多藝)光敬寺　玉泉院
妙德院　莊福寺　淨蓮寺　西光寺　蓮光寺　(日吉)念長寺　應順寺　大通寺　西
勝寺　西德寺　東光寺　德願寺　正覺寺　別所寺　(牧田)法雲寺　寶聚院　乾德
寺　乾崇寺　精泰寺　藥師寺　林正寺　琳光寺　善性寺　法泉寺　聞光寺　常
法寺　(一之瀨)天喜寺　法喜院　本善寺　(多良)正林寺　念通寺　傳光寺　福正寺

明圓寺　淨法寺　本堂寺　觀音寺　如法塚　極念寺　瑠璃光寺　福存寺　託念寺　正覺院　遍得寺　感生寺　淨德寺（時龍淵寺　地藏寺　唯願寺　正光寺　圓光寺　了覺寺　明覺寺　藏林寺　廣榮寺　慈眼寺　本誓寺

第十四章　文學……六四

第一節【總說】六四　奈良時代　鎌倉時代　足利時代　德川時代　明治時代

第二節【文學者】六四七　田中道麿　高橋千里　樋口大治　柏淵才藏　柏淵藤左衞門　惠廣法師　柏淵蛙亭　日比野草川　七里不着翁　桑原諸次　千秋笙峯　琴樵　百々樂園　村上杏園　伊藤逸衞　三輪健助　佐野安兵衞　耕月庵白水　柏淵靜夫　高木泰翁　柏淵拙藏　戶倉竹圃　大橋芳樹　伊奈治明　北村最澄　三輪貞造　久保田象外　高木正勝　野村龍諦　藤原得亮　吉田時叙

第三節【俳人及俳句】六七二　安政俳諧

第十五章　教育……六七

第一節【寺小屋教育】六七　寺小屋濫觴　寺小屋教育概況　幕末寺小屋一覽表

第二節【小學校教育】六八三

一、總說＝學制頒布　創立當時の校舍　教師　教科書　創立當時の學校名　教育反對の聲　新教育令發布　改正教育令頒布　學區　教育必要の自覺　小學校令發布　明治十九年郡內小學校一覽表　明治二十年學事狀況　明治二十二

年學事狀況　明治二十四年學事狀況　明治二十七八年學事狀況　明治三十一年教育統計　明治三十三年、同三十五年學事狀況　明治三十七、八年、四十年、四十一年、四十二年、大正二年、十年學事狀況　學區取締　學務主任郡書記　郡視學　大正十一年郡內小學校一覽表

二、各小學校沿革略記　三、各補習學校

第三節【教育會及教員會】七三　多藝上石津教育會　多藝學社　多藝上石津郡教育研究會　教員同盟會　養老郡教育研究會　養老郡教員會

第四節【青年團及處女會】七三　青年團　處女會

第十六章　表彰……七三六

町村　團體　學校　公職者　個人

第十七章　古代人物……七六七

伊藤清吉　伊山和尙　伊藤孫六　羽賀常遠　原加左衞門　西脇善左衞門　西脇久左衞門　西脇伴藏　彫忠　土岐滿貞　戶倉四郎兵衞　利兵衞　岡本喜十郎　岡田藤左衞門　鷲巢玄光　若山政家　川瀨彥兵衞　川瀨勝定　川瀨五佐正　川瀨八右衞門　川口惣右衞門　橫山山城守長知　高木六右衞門　高木八郎左衞門　高田吡登足人　多藝連國足　高階永貞　多藝帶刀　田中四郎　田中家俊　田中彥七　田中惣十郎　田中權之右衞門　田中長右衞門　谷傳右衞門　祖父江五郎右衞門　祖父江國舍　祖父江國成　祖父江國之　土屋篤四郎　中西半藏　中島石見守　中島

重久　長江春兆　直江兼俊　直江兼友　直江兼信　中島兵左衞門　蘭溪　村上旭
水　氏家直重　大墳伊豆　大野主水義光　大橋甲斐守　大谷勘重郎　桑原右近
桑原高榮　桑原兵庫　桑原刑部と桑原八郎　桑原高行　栗田光兼　首彦兵衞　栗
田權四郎　山田正悅　保房　安田彌兵衞　丸毛兵庫頭　丸毛安職　丸毛兼由　丸
毛利勝　丸毛長元　源丞內　吹原勘兵衞　不破內親王　五井勘右衞門　五井才治
郎　寺倉孫左衞門　淺屋元常　安藤甚右衞門　佐藤將監　佐藤六左衞門淸秀　佐
藤愛之丞秀安　佐藤彦內　鬼頭吉兵衞　鬼頭兵內　喜內　鬼面山谷五郎　玉湛和
尙　三輪筑後　三輪佐渡　三輪豐前　三木敎忠　美濃兵　澁谷市三郎　澁谷市次
郎　澁谷與八　澁谷六左衞門　島田光詮　澁谷代衞　志津三郎兼氏　志津大佐美
日比野鶴翁　百歲翁　日比野治郎太夫　日毛彌三右衞門　日比彦兵衞　日比角左
衞門　物部國足　物部坂麿　物部吉宗　關長門守一政　杉田長俊

第十八章　社會施設……八二六

養老郡興農會　養老郡救濟會　養老郡衞生會　養老郡助產婦會　岐阜縣神德會支
部　岐阜縣地方改良協會養老郡支會　養老郡佛敎奉仕會　岐阜縣保護會養老郡支
部　帝國在鄉軍人會養老郡聯合分會　養老郡公會堂　地方改善　養老公園保勝會
養老聯合隔離病舍　高田町營屠場　牧田村衞生組合產婆設置　一之瀨村共濟儲蓄
養老郡消防義會　牧田村營電氣事業　東邦電力株式會社時水力發電所

第十九章　司法……八五二
第一節【警察署】八五二　高田警察署
第二節【裁判所】八五四　大垣區裁判所高田出張所　大垣區裁判所多良出張所
第二十章　名勝舊蹟古墳……八五六
養老公園　美濃中道　多藝野　行幸街道　源氏橋鎧掛松　蘆墳　鍛冶屋谷　石佛
千人墳　櫻井古墳　若宮古墳　橋爪古墳　牧田古墳
第二十一章　各町村志……八七二
第一節【高田町】八七二　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及町長　統計一覽表
大字高田＝沿革　村高　庄屋　人口　高田壞　古文書
大字押越＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字烏江＝沿革　領主　村高　庄屋　古文書
第二節【養老村】八八五　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表
大字澤田＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字櫻井＝沿革　村高　庄屋　人口　系譜
大字五日市＝沿革　村高　庄屋　系譜
大字上方＝沿革　村高　庄屋　古文書
大字龍泉寺＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書

大字勢至＝沿革　村高　庄屋　人口　小納言塚　臥龍梅　立岩　燐火　古文書
大字石畑＝沿革　村高　庄屋　人口　系譜　古文書
大字柏尾＝沿革　村高　庄屋　秣瀧
大字明徳＝沿革　村高　庄屋　明細帳　開墾
大字白石＝沿革　村高　庄屋　枝郷京ヶ脇　古文書
第三節【廣幡村】九四　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覧表
大字口ヶ島＝沿革　村高　系譜　庄屋　法泉寺領由來　古文書
大字飯ノ木＝沿革　村高　庄屋　人口　系圖　古文書
大字大跡＝沿革　村高　庄屋
大字西岩道＝沿革　村高　庄屋　人口
大字岩道＝沿革　村高　庄屋
第四節【上多度村】九五　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覧表
大字鷲巣＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字小倉＝沿革　村高　庄屋　古文書　三方山
大字三郷字有尾＝沿革　村高　庄屋　人口　藥師如來
同　字田＝沿革　村高　庄屋　人口　系譜　古文書
同　字横屋＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
第五節【下多度村】九四　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覧表
大字津屋＝沿革　村高　庄屋　先祖筋書
大字志津＝沿革　村高　庄屋　七ッ墓　系譜

大字志津新田＝沿革　村高　庄屋　人口
大字若宮＝沿革　村高　庄屋
大字船見＝沿革　村高　庄屋

第六節　【池邊村】　九三　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表

大字大卷＝沿革　庄屋　古文書
大字瑞穗＝沿革　村高　庄屋
大字根古地＝沿革　村高　庄屋
大字大場＝沿革　村高　庄屋　墓石
大字釜段＝沿革　村高　系譜　庄屋　人口　古文書
大字駒野新田＝沿革

第七節　【笠郷村】　九三　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表

大字船附＝沿革　村高　庄屋　人口
大字下笠＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字栗笠＝沿革　村高　庄屋　人口　栗笠八景　古文書　系譜
大字上之郷＝沿革　村高　庄屋　人口
大字大野＝沿革　村高　庄屋　人口

第八節　【小畑村】　九四　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表

大字飯田＝沿革　村高　庄屋　系譜　古文書
大字大坪＝沿革　村高　庄屋　寶永元年以降記錄
大字祖父江＝沿革　村高　庄屋　人口

大字蛇持＝沿革　元祿以降記錄抄　系譜　古文書
大字江月＝沿革　村高　庄屋　古文書
第九節【多藝村】九七　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表
大字直江＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字金屋＝沿革　村高　庄屋　古文書　金鼓銘
大字飯積＝沿革　村高　庄屋
大字多岐字多岐墳＝沿革　村高　同字高畑＝沿革　村高
大字大墳＝沿草　村高　庄屋　人口　道場　古文書
第十節【日吉村】一〇二　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表
大字宇田＝沿革　村高　庄屋　人口　雨乞歌　系譜　古文書
大字橋爪＝沿革　村高　庄屋　人口　阿彌陀堂　眞入庵　系譜　武佐祭
大字中＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字豐＝沿革　村高　庄屋
大字安久＝沿革　村高　庄屋　戸數
第十一節【牧田村】一〇三六　位置地勢　大字　字　沿革　戸長及村長　統計一覽表
大字牧田＝沿革　村高　庄屋　人口　古文書
大字乙坂＝沿革　村高　庄屋　人口　安樂寺
第十二節【一之瀨村】一〇三三　位置地勢　字　沿革　村高　庄屋　戸長及村長
延寶九年村況　人口　鑛山採掘始末　統計一覽表
第十三節【多良村】一〇三八　位置地勢　大字　字　沿革　庄屋　戸長及村長　古記錄。古文書　統計一覽表

第十四節【時村】一〇五　位置地勢　大字　字　沿革　村高　庄屋　戸長及村長　戸數　代官　溜池築造　荒地開墾　井水開鑿　炭燒起原　茶園　巡見　古文書　車駕路池　車御路の森　佛谷　時八景　統計一覽表

第二十二章　養老郡統計表　大正十年度現在……一〇七二

【土地】面積及廣袤　官有地　民有地　氣象　【戸口】本籍及現住戸口　町村別戸口　人口動態　職業別　【農業】耕地及農家　農業戸數　町村別重要農產額　食用特用農產物　果實　茶業　耕地整理　【牧畜】家畜　家禽　養蜂　屠殺　家畜市場　【蠶絲業】桑園段別　養蠶戸數及掃立枚數　收繭　蠶絲及眞綿　蠶種　【林業】林野面積　林野造林　民有林伐採　苗圃　林產物　【鑛業】鑛產物　【水產】漁業戸口　漁獲物其他　【工業】工場　工產物　【生產額】生產額　產米生產　檢查成績　【商業】會社　【金融】銀行　質屋　郵便爲替　【交通】道路　鐵道　通信　船舶及諸車　【教育】學齡兒童　小學校　諸學校　町村公學費　町村公學資產　青年團體　【社寺】神社及寺院　【衛生】病院及其他　種痘及傳染病　【救恤】救濟　【褒賞】褒賞　【貯蓄】銀行及郵便　【議員】議員及選擧有權者　【財政】町村稅　水利組合　納稅成績　【財產】町村有財產　【負債】町村負債　【公課】國稅　縣稅　町村稅　水利組合費　【吏員】町村吏員　【組合及團體】組合及勸業諸會　團體

養老郡志目次　終

養老郡志

第一章　概論

【位置】養老郡は舊多藝・上石津兩郡より成れる地域（明治三十年四月一日併合）にして、岐阜縣の西南部に位し、東は安八郡、西は滋賀縣犬上郡に境し、南は海津郡及三重縣員辨郡に、北は不破郡に隣る。

【廣袤及面積】東（池邊村大卷）西（時村時山）十一里二十一丁、南（下多度村志津）北（牧田村牧田）四里三十三丁、面積十四方里八九あり。

【町村名】高田町・養老村・廣幡村・上多度村・下多度村・池邊村・笠郷村・小畑村・多藝村・日吉村・牧田村・一之瀬村・多良村・時村の一町十三ヶ村なり。

【戸口】大正十年十二月現在調査左の如し。

		本籍人口數	現住人口數	現住戸數
男		二一、二四四	一七、二二六	六、九九六
女		二〇、四六八	一六、九九〇	
計		四一、六一三	三四、二〇六	

【地勢】本郡は地勢上山間部及低地部の二區に分る。卽ち多度山脈は郡の中央を南北に走りて伊勢國に入り、笙ヶ嶽（濃陽志略に曰く、笙ヶ嶽は一之瀨村の東に在り、嘯ヶ岳とも書す、俗に呼んで將我岳となす、或は曰く、此峯膽吹山と相對し風聲笙の如し、故に笙ヶ岳と名づく、笙ヶ岳蓋本字なし云々（八七六米）養老山（七九〇米）等の高峯疊嶂し、鈴鹿山脈の支脈は郡の西南境に連亘し、三國岳（江濃勢三國の國境に位するを以て三國岳と稱す（八一五米）烏帽子岳（山形烏帽子に似たるより名づく（八六五、一米）疊峙し舊上石津郡の高地を抱き、東南一帶の地は舊多藝郡に屬し所謂濃尾平野の一部を爲して揖斐・牧田の諸川其間を流る。其最低地は池邊村大卷地方にして、海拔僅かに一米二分に過ぎざる所あり。（大日本帝國陸地測量部地圖に據る）

【河流】郡内の川流は概ね西部の山間に發し、郡境を流るゝ川は不破・安八二郡より來り、東南部の低地を通り遂に揖斐川に注ぐ。其一部には舟楫灌漑の利便なきにあらざれども、古來より橫溢氾濫の害に苦しむこと尠からず。今河川の重なるものを擧ぐれば左の如し。

川名	延長	川名	延長
牧田川	十一里三十五町三十八間	杭瀨川	三十四町五十二間
津屋川	一里十三町十一間	相川	十九町十四間
小畑川	三十五町三十二間	揖斐川	十八町五十一間

【地質】下多度・上多度・養老・牧田・一之瀨・多良・時等の諸村は秩父古生層に屬し、硅岩・石灰岩よく發達し、時に角岩を含めり。天下の名勝養老瀑布の斷崖は一個の巨硅岩より成る。舊白石村の

村名は其地石灰岩多きより名づけたるなるべし。低平地部の諸村は第三紀層及第四紀層に屬し、砂礫・粘土交々層を成し、殊に笠郷・池邊村の如きは最も新らしき沖積層に屬す。

【郡の分合】 文德天皇齊衡二年始めて多藝郡を分ちて、多藝・石津の二郡となし、爾後分合すること次の如し。

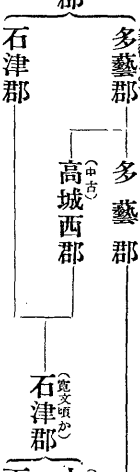

【人情】 山間部の諸村は古來他郷との交渉比較的少なく、隨つて人情風俗概して淳朴溫良掬すべきものあり。平坦部の諸邑は濃尾廣野を控へ、氣宇亦隨つて濶達細事に拘泥せざる風あり。近年歐米の新思想流入し人情風俗稍〻惡化せしが如き觀あれども、こは一時の變調に過ぎずして、やがて社會敎化の普及發達すると共に漸次改善せられ理想の平和天地を表現するなるべし。

【氣象】 本郡の氣候は山間部と平坦部と稍〻異なりと雖も概して溫和なり。大正十年の氣象左の如し。

	最高	最低	平均
溫度(攝氏)	三三度五	一度〇五	一六度

天氣日數　快晴　晴　曇　雨　雪
六六日　一四一日　九四日　五六日　八日
最多風向　北　西

第二章　政治

第一節　郡域の變遷

美濃國名

美濃明細記に曰く、當國有二三野一所謂青野・大野後爲郡名・各務野也。故往古稱二三野國一國造本紀三野國ト云々後用レ好字一稱二美濃國一號二濃州一云々。古史には御野・美乃・三乃とも書せり。第九代開化天皇の朝三野國を建て、第十三代成務天皇の御宇山河の形勢により國縣を分ち、邑里を定めたまふ。日本書紀成務天皇記に「五年秋九月令二諸國一以國郡立二造長一縣邑置二稻置一並賜二楯矛一以爲レ表則隔二山海一而分二國縣一隨二阡陌一以定二邑里一」とあり。此時先に建てし三野國を三野前國（一に本巢國ともいへり）と稱し、更に三野後國を建て國造を置き之を治めしむ。其前國は西濃地方に後國は東濃地方に當れり。第三十六代孝德天皇大化二年封建の制を廢し、郡縣の治となるや、前國・後國を合併して御野國を置く。蓋し多藝郡は此時に置かれしなるべし。但本郡名は文武天皇大寶二年三月美濃國多伎郡とあるを初見とす。

多藝の名の起原は古事記に「倭建命取二伊服岐能山之神一幸行。於レ是詔茲山神者。徒手直取而。騰二其山一之時、白猪逢二于山邊一其大如レ牛、爾爲二言擧一而詔、是化二白猪一者、其神之使者、雖二今不一レ殺、還時將レ殺而、騰坐、於レ是零二大氷雨一、打二惑倭建命一、故還下坐之、到二玉倉部之清水一以息坐之時、御心稍寤、故號二其清水一謂二居寤清水一也、自二其處一發到二當藝野上一之時詔者、吾心恒念自レ虛翔行、然今吾足不二得歩一、成二當藝斯形一、故二號其地一謂二當藝一也云々（于時紀元七七三年）」とあるに基づく。或は曰く、當藝とは當地の名瀑「たき」より訛りて「たぎ」と稱せしにはあらざるかと後考をまつ。「たぎ」の文字古來種々の字を書きし事左記の如し、然れども就中多藝の文字を多く慣用せり。

一、美濃國多伎郡民七百十六口遷二于近江國蒲生郡一（續日本紀文武記）

一、覽二當耆郡多度山美泉一（續日本紀元正記）

一、到二美濃國當伎郡一（同書聖武記）

一、田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾、（萬葉集）

一、美濃國當嗜郡垂穗鄉三宅里、（正倉院文書）

一、壬辰奉レ授二美濃國多紀郡无位久々美雄彦神從五位下一（續日本後紀仁明記）

一、多藝多岐（和名類聚抄）

一、多記莊半分を給はりける由緒申しけるにや云々、（平治物語）

文德天皇の朝齊衡二年（紀元一五五年）夏四月多藝郡を分ち多藝・石津の二郡と爲す。文德實錄に曰く、「丁酉分二美濃國多藝・武儀兩郡一爲二多藝・石津・武儀・郡上凡四郡一」と。茲に石津郡と稱するは舊下石津郡の地籍なり。吉田東伍博士も其著日本地名辭書に當時分郡の系路を記し、石津郡は今の海津郡の西偏をいふと書せり。猶此石津郡中に舊上石津郡をふくまざる例證は、其後の作延喜式（紀元一五八七年に成る）に舊上石津郡澤田村鄉社久々美雄彦神社及多良村鄉社大神神社を多藝郡の部に記せるにても大凡知ることを得べし。卽ち左の如し。

美濃國三十九座大一座小三十八座

多藝郡四座並小

多伎神社　大神神社

御井神社　久久美雄彦神社

尙村上天皇の朝の頃成れりといふ美濃國神名帳に舊上石津郡一之瀨村鄉社從四位上長彦明神を多藝郡十六社の內に列記せるを見ても明かなり。

鎌倉時代に至り、舊上石津郡をば高城西郡と稱せり。吉田博士曰く、蓋し高城とは多藝の訛にて、多藝郡の西部の義なるべきか云々。後堀河天皇記に「貞永元年壬辰十一月十三日己未執權北條泰時米九千石ヲ出シ、飢民ヲ救濟シ、美濃國高城西郡・大久禮ノ貢米ヲ停メ、株瀨河驛ニ運シテ行路ニ賑給

ス云々」、又東鑑に「十三日依テ飢饉ニ可レ救ニ貧弊民ニ之由、武州被レ仰之間、矢田六郎左衛門尉、既下ニ行九千餘石米ニ訖、而件輩、今年無レ據ニ于辨償ニ之旨、又愁ニ申之ニ、可レ相ニ待明年糺返ニ之趣、重仰ニ矢田ニ云々、凡去今年飢饉武州、被レ廻ニ撫民術ニ之餘、美濃國高城西郡、大久禮以上、千餘町之乃貢、被レ停ニ進濟之儀ニ、遣ニ平出左衛門尉春近、兵衛尉等ニ、於ニ當國於株河驛ニ、被レ施ニ于往反浪人等ニ、於ニ尋ニ緣邊ニ上下向輩ニ者、勘ニ行程日數ニ與ニ旅粮ニ、至下稱ニ可レ止ニ住由ニ之族上者、預ニ置于此庄園ニ之間、百姓被レ扶レ之云々。猶又北條九代記にも「十一月十三日依ニ去年今年飢饉ニ美濃國高城西郡千余町乃貢、停ニ進濟之儀ニ、於ニ當國株河驛ニ被レ施ニ于往反浪人等ニ、於ニ上下向輩ニ者、勘ニ行程日數ニ可レ與ニ旅粮ニ云々とあり。此の高城西郡につき日本國郡沿革考に解きて曰く、按、高城蓋多藝ニシテ、西郡ノ稱アレバ當時東郡亦之アリシナラン。但大久禮安八郡ニ上下大樽村アリ、然レ𪜈多藝ノ東ニアレバ西郡ト稱スルヲ得ズ、東鑑ノ文、高城西郡及大久禮ノ意ナルカ、多藝西郡ハ卽今石津郡西方ノ一區ノ地ニシテ後誤テ石津郡ト稱セシナランカ云々と記せり。

吉田博士曰く「此の谷（時、多良）の石津郡の管内に入れるは其故を知らず。寛文年中郡界更正の際の頃かと。元和二年美濃國村高御領知改帳に曰く。

一、高四千三百石　　高木藤兵衛
　　高木左右衛門

高木平兵衛

内

一、二千百五石六斗八升　不破郡　時　村
一、二千百九十四石四斗　不破郡　多良村
　小以四千三百石

一、新高三千石　青木次郎右衛門

内

一、三百六十七石五斗　石津郡　多良村
一、新高千石　別所左近

内

一、三百八十五石七斗四升　石津郡　多良村之内

とあり。之によりて之を見れば、寛文年中以前既に青木及別所領は石津郡管内なるを知る。而して高木領は不破郡の管内とせり。又同帳に

一、四百五十八石八斗九升　石津郡　おぐら村
一、百六十石五升　石津郡　白石村

と記し。又

一、三百二十六石　多藝郡　ともへ村
一、七百九十石五斗　多藝郡　うまやへ村
一、千四十五石三斗　多藝郡　西嶋村

とありて大凡管轄の變遷を知るべし。明治二十三年九月郡制施行に關する調査書に、外野・外花・友江・外淵・釜笛・島里・内阿原・淺草西・同中・同東・割田の十一ヶ村は今を去る二百有餘年前に安八郡となれり。其改郡せし所以を聞くに、舊領大垣戸田侯が安八郡なりしにより、之を今村筋と稱へ所領し、便宜の取捨に出で、何時か暗々裡に今の安八郡とは改郡せしなり。之れは是舊檢地帳に憑るも證跡を徵するに足る云々と記せり。

美濃諸舊記（寛永の末年か若くは正保時代の作と推定せらる）に鷲巣村を本巣郡管内に記せり、此村の本巣郡管内なりしは同村に「寛文五年九月十六日美濃國本巣郡鷲巣村改帳」と記せる帳簿の殘れるにも明かなり。

又同舊記に不破郡五十二ヶ村中へ高田村・養老村を記せり、當時此の兩村は不破郡管内に入りしにや。尚記事に曰く「去程に其後程經て元正天皇の御宇養老二午年、志津の大佐美といふ者勅を受けて當國を治む、是は靈龜三年に當國不破郡高田の奥山中に靈水涌き出で老人之を汲みて服しけるに、忽ち其齡壯年となる、故に其靈水を養老と號く。靈龜の年號又之に改元す。元正帝此所に御幸あり

て養老の靈水を御覽ありて御還幸の砌、志津大佐美に勅ありて當國の目代に命ぜられしと云々」とあり記して參照とす。

是より先、建永の頃、日吉村大字橋爪の別所は不破郡管內なりしにや。同地白山神社棟札に「建永元丙寅歲二月大吉日濃刕不破郡別所村願主黑田氏云々」とあり。元祿十四年元祿十五年の誤ならざるか十一月御國繪圖調製の際舊志津村釜ノ段新田五十六石一斗二升を割きて、石津郡德田村枝鄕釜段村を置く（下多度村安藤芳太郎氏藏圖に據る池邊村釜ノ段參照。）

王政維新となり明治八年十一月安八郡舊大牧村、石津郡高柳新田・高柳古新田・小坪新田を多藝郡に編入し大卷村を置く、同時に石津郡駒野新田を多藝郡管內に入る。明治十二年二月十八日石津郡を上石津・下石津の二郡に分ち、同二十五日多藝・上石津郡役所を置き之を管す、明治二十二年六月二十七日多藝郡櫻井村を上石津郡に、同三十年三月三十一日安八郡鷲喰村飛地を多藝郡船着村に編入す。明治三十年四月一日郡制施行に際し、大に郡界を變更し、多藝嶋村・上笠村・西大外羽村・東大外羽村・高淵村・橫曾根村の六ヶ村を安八郡に、野口村を不破郡に編入し同時に多藝・上石津郡を合併して瑞地養老の名をとり養老郡と改稱し養老郡役所を置き之を管す。

第二節　郡治の變遷

國造　郡司　郡家　郡家所員

史を按ずるに成務天皇の朝國造を置きて民庶を治めしめ、孝德天皇の御宇大化二年（紀元一三〇六年）郡縣の制を定め、是迄の國造を廢し郡の下に里を置けり。日本書紀孝德天皇記に「凡郡以四十里爲大郡二十里以下四里以上爲中郡二十里以下爲小郡」其郡司取國造性識清廉堪時務者上縣邑置首即取當國之幹了者任其國郡之首長」云々。而して其役所を郡家又は郡院と稱したり。

紀元千三百六十一年大寶令成るに及び三十里以下十六里以上を大郡となし、十六里未滿十二里以上を上郡、十二里未滿八里以上を中郡、八里未滿四里以上を下郡、四里未滿二里以上を小郡と爲し郡の大小により所員の數に差ある事次に記するが如し。里は卽ち後の鄉にして一里の民戸數約五十戸、一戸の人口數平均五十人なり。（菅公の計算による）

令義解に曰く

大郡

大領一人＝掌撫養所部・檢察郡事・餘領准此・少領一人＝掌同大領・主政三人＝掌糺判郡内・審署文案勾稽失・察非違・餘主政准此・主帳三人＝掌受事上抄・勘署文案・檢出稽失・讀申公文・餘主帳准此。

上郡

大領一人　少領一人　主政二人　主帳二人

中郡
大領一人　少領一人　主政一人　主帳一人
下郡
大領一人　少領一人　主政一人
小郡
領　一人　主帳一人

多藝郡は和名類聚抄に八郷と記せば中郡に當れり。

郡司以下資格

又同書に曰く「凡郡司取下性識清廉堪二時務一者上爲二大領少領一・強幹聰敏工二書計一者爲二主政・主帳一其大領外從八位上・少領外從八位下叙レ之・其大領少領才用同先取二國造一

郡司成績檢校

右にて大凡所員の資格を知る事を得べし。又同書に國司が郡司の成績を檢校する狀況を記して曰く。「其郡境内田疇闢産業修禮教設禁令行者爲二郡領之能一入二其境一人窮匱農事荒廢盜起獄訟繁者爲二郡領之不一若郡司（謂二主帳以上一）在レ官公廉不レ及二私計一正レ色直レ節不レ僭二名譽一者必謹察レ之、其情在二貪穢一諂諛求レ名公節無レ聞而私門日益者亦謹而察レ之、其政績能不及遷迹善惡皆錄入二考狀一以爲二褒貶一即事有二侵害一不レ可レ待レ至レ考者隨レ事糺推凡國郡司須下向二所部一檢校上不レ得下受二百姓迎送一妨二廢產業一及受二供給一致上令二煩擾一云々。

本郡々司主政・主帳

本郡郡司の氏名及治績殆んど佚亡して知る事能はず。古史中僅かに殘る一二を記すべし。

一、養老元年九月丙辰幸二當耆郡多度山美泉一賜二從レ駕五位已上物一各有レ差、戊午賜二從レ駕主典已上及美濃國司等物一有レ差、郡領已下雜色四十一人進二位一階一云々。（續日本紀元正記）

一、養老二年二月壬申行二美濃國醴泉一甲申從レ駕百寮至二于輿丁一賜二絁布錢一有レ差、己丑行所レ經至二美濃・尾張・伊賀・伊勢等郡司及外散位已上一授レ位賜レ祿各有レ差云々。（續日本紀元正記）

一、仁和元年十月廿一日壬申美濃國多藝郡大領外從七位上刑部連春雄犯レ罪爲二其父一所レ告、春雄亦爲レ父不孝、仍付二國宰一令二推斷一云々。（三代實錄光孝天皇記）

一、多藝郡主政多紀○名闕承平二年月見　（大日本史國郡司表）

一、多藝郡主帳多紀○名闕承平二年月見　（同上）

庄官

平安朝の末期に至り莊園盛んに行はれ、郡の行政區は其必要を減じ、郡司は多く庄官となりて莊務を掌り、本官は有名無實となりて遂に滅亡せり。

郡村制

鎌倉時代に入り諸國に守護莊園に地頭を置くに及び、從來の地方制度全く一變し古制を失へり。

領主

天正年中豊臣秀吉天下を一統し、始めて莊園を廢し再び國郡の制を定め村を以て郡に隷屬せり。

藩置縣

德川時代三百年間は各地に領主ありて、町村は是等領主の治むる所となれり。

王政復古し明治元年閏四月二十五日笠松縣を置き各藩治外の政治を掌らしめ、翌二年六月諸藩版

籍を奉還し、同四年七月十四日廢藩置縣と共に本郡は笠松・大垣・今尾三縣の管下に屬せり。同年十一月二十二日此等諸縣を廢し更に岐阜縣を設けらるゝに及び今日に至る迄全郡其管轄に隷す。明治六年四月美濃國全國を十二大區百七十五小區に分劃し區長・副區長を置きて之を治めしむ、當時本郡の大小區を分つ事次の如し。

大小區制

區劃	郡名	村名
三大區七ノ小區	石津郡	駒野新田・小坪新田・高柳新田・同古新田
三大區八ノ小區	多藝郡	大野村・下笠村・上之郷村・岩道村・西岩道村
三大區九ノ小區	多藝郡	大場村・大場新田・小倉村・志津新田・根古地村・根古地新田・大跡新田・横屋村・若宮村
三大區十ノ小區	多藝郡	船見村・津屋村・志津村・有尾村・横屋村・有尾新田・津屋新田
三大區十一ノ小區	多藝郡	江月村・烏江村・栗笠村・船附村・横曾根村
三大區十二ノ小區	安八郡	大牧村
四大區一ノ小區	石津郡	細野村・打上村・上村・堂ノ上村・時山村・下村・山上村
四大區二ノ小區	石津郡	北脇村・鍛冶屋村・谷畑村・上野村・奥村・禰宜村・淵上村・東山村・上原村・前夫村・小山瀬村・加毛脇村・猪ノ尻村・松木村・宮村・羽賀原村・馬瀬村・樫原村・堂上村・名及村・岩須村・栃谷村

屋敷村・延坂村

四大區三ノ小區　石津郡　澤田村・牧田村・市之瀬村・乙坂村

四大區四ノ小區　多藝郡　勢至村・石畑村・龍泉寺村・柏尾村・櫻井村・上方村

四大區五ノ小區　多藝郡　島田村・五日市村・直江村・押越村

四大區六ノ小區　多藝郡　明德村・白石村・鷲巢村・飯ノ木村・大跡村・口ヶ嶋村

四大區七ノ小區　多藝郡　上笠村・野口村・大外羽村・高淵村・上屋村・多藝嶋村

四大區八ノ小區　多藝郡　飯積村・金屋村・飯田村・大坪村・蛇持村・祖父江村

四大區九ノ小區　多藝郡　橋爪村・中村・豐村・宇田村・安久村・大墳村・高畑村

其後明治八年一月若宮村を三大區九小區より同十小區へ、同十一月駒野新田を三大區七小區より同九小區へ、橫屋村及志津新田を三大區九小區より同十小區へ、同十二月小倉村及大跡新田を三大區九小區より同十小區へ、大牧村を三大區十二小區より同九小區へ、高柳新田・同古新田・小坪新田を三大區七小區より同九小區へ、同九年二月笈段村を三大區九小區へ、志津新田を三大區九小區より同十小區に組替へたり。

明治十二年二月十八日大小區の制を廢し、同月二十五日嶋田村・高田町專念寺を借り、次いで壽量院跡に移轉し、多藝上石津郡役所を設け、兩郡を管轄せり。同十五年及二十年には町村の小併合を

多藝上石津郡役所併村合町

行ひしが、同二十二年七月一日町村制施行の結果大に郡內町村の廢置分合改稱を爲せり。同二十四年十月二十八日古今未曾有の大震に逢ひ、大に被害救助に力を竭し且修破工事を起す、明治三十年四月一日多藝・上石津郡を合併し養老郡と改稱す。同三十年九月七日養老郡會第一回開會せり。同三十一年四月六日養老公園樹木伐採規則を定め園內樹木伐採拂下取締方勵行、同年多藝輪中水害豫防組合設置區域を定む。同三十二年七月十七日養老郡會議員定數を十五名とし、各選擧區に於て選出すべき員數をば笠郷村より二名其他の町村よりは各一名と定む。同年十一月十四日養老郡會議規則を定め第一章總則。第二章開會、散會及延會。第三章議事日程。第四章讀會。第五章發言。第六章修正。第七章表決。第八章委員會。第九章會議錄。第十章議場の秩序。以上十章六十一箇條を制す。同年十二月二十八日養老公園維持方法を定め園內土地使用料、枯損生竹木、下草及生產物賣却代金竝に雜收入を以て支出に充て、猶不足あるときは郡費を以て補充することゝす。同三十三年始めて郡視學を置き郡內の學務を掌らしむ。同三十四年五月二十八日土木工事、工事材料、職工人夫契約入札等につき規則を設け取締を嚴にす。同三十六年より年々實業補習學校の設立を奬勵す。同三十九年一月二十五日養老郡金庫規則を定め、郡費、養老公園費、養老公園保存基本金等郡の經濟に屬し及之に準ずべき現金の保管出納取扱を爲す。同四十一年三月十六日蠶業講習規則を制し蠶業に關する技藝の實務を習得せしむ。同四十四年二月五日養老郡役所を高田町字町七九二。字蓮寺三八

八ノ三。字城前三八ノ三に新築す。敷地段別一段九畝二十八歩、建坪總計二百十五坪餘此價格七千八百五拾五圓拾錢、外に諸設備費五百四拾九圓七拾錢を要せり。同四十四年高田町大字高田字栗下に蠶業講習所を新設す。此坪數百二十七坪餘、經費八千貳百九拾壹圓四拾錢、是より大に郡內の蠶業實習指導を爲せり。同四十五年二月二十八日兩江普通水利組合設置區域を定め水利の便を圖る。大正六年より蠶業講習所に於て蠶種配付を爲す。同七年二月十三日五三普通水利組合設置區域を定め又同月二十七日養老・不破郡喜多輪中水害豫防設置區域を制し、大に治水の實績を擧ぐ。同八年四月警察署長舍を高田町大字押越に新築せり。同年五月二十日桑園補助規程を定め桑園の改良を圖る。同年六月一日郡長舍を高田町字城前に新築す。此建坪數四十五坪七合八勺、本年より社會改良施設の必要を感じ與農會、救濟會、地方改良協會、部落改善其他衞生に宗教に道德に諸般の施設敎化事業の勃興を見る。同九年十月二十九日養老郡公會堂を高田町に新築す。此坪數百六十三坪　建築費九千四百五拾壹圓六拾錢、同十年二月七日桑苗下附規程を設け桑樹の改良栽植を奬勵す。同年四月養老郡社會主事を置き社會事業奬勵の任に當らしむ。同年十月より各町村に報德會を組織せり。同十一年に至り時間勵行、消費節約を唱說し大に郡民の德性を涵養す。又佛敎奉仕會を組織し佛敎徒と共に社會の向上發達を圖る。同十二年三月養老公園を岐阜縣より補償金拾五萬圓の交付を受け同公園に屬せし郡有財產全部を提供し岐阜縣に移管す。同年同月郡道の一部を縣道となし一部を里道

郡長

となし郡道を廢す。同年三月三十一日を以て郡制を廢す。

本郡役所開設以來の郡長次の如し。

任命年月日	前官	轉免年月日	轉免事由	族籍	氏名
明治二二・二・五	第廿一番中學區取締	明治二六・二・二一	依願免本官	岐阜縣士族	高木貞正
同　一九・八・二五	巖手縣收稅屬	同　三一・九・一	依願免本官	同	高木貞正
同　二六・二・二一	福井縣大飯郡長	同　三四・三・三	同	同	川喜多壯藏
同　三一・九・一	休職 京都府綴喜郡長	同　三六・一・二八	任島根縣隱岐島司	同	川喜多壯藏
同　三四・二・二七	內務屬	同　三六・二・六	任長野縣更級郡長	同	富山縣士族 加藤厚寬
同　三六・一・二八	愛知縣北設樂郡長	同　三九・七・一	任長野縣埴科郡長	同	山口縣士族 東文輔
同　三八・二・六	東京府屬	同　四三・二・二二	任岐阜縣羽島郡長	同	鹿島縣士族 川上親賢
同　三九・七・二	岐阜縣山縣郡長	大正元一〇・二	依願免本官	同	長野縣平民 倉田藤太
同　四三・二・二二	岐阜縣屬	同　四四・一・三一	任佐賀縣西松浦郡長	同	三重縣平民 澤村忠三郎
大正元一〇・二	佐賀縣西松浦郡長	同　九・六・四	任岐阜縣本巢郡長	同	岐阜縣平民 坂口藤一郎
同　四四・一・三一	岐阜縣吉城郡長	同　一二・二・二六	休職	同	佐賀縣平民 岡部啓
同　九・六・四	岐阜縣警視	同　一三・八・二	任岐阜縣加茂郡長	同	岐阜縣平民 東島卯八
同　一二・二・二六	內務屬			同	奧村規矩夫
同　一三・八・二				同	松岡直太郎
				同	廣島縣平民 門脇默一

郡會議員及郡參事會員左の如し。

郡會議長

當選年月日	事由	住所	身分職業	氏名
明治三十年八月	明治三十一年九月一日解職	高田町寄留	士族官吏	川喜多壯藏
同　三十年九月一日	同　三十二年十月廿四日解職	同	同	加藤厚寛
同　卅二年十月廿五日	同　三十三年十月十五日辭職	笠郷村	平民農	谷　金吾
同　卅四年一月十六日		高田町	平民農	柏淵東
同　卅六年十月十九日	同　四十年九月二十九日滿期	養老村	同	日比文藏
同　四十年十月十八日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	同	日比文藏
同四十四年十月十三日	大正四年九月二十九日滿期	多良村	士族無職	高木貞正
大正四年十月十三日	同　八年九月二十九日滿期	養老村	平民農	日比文藏
同　八年十月二十日	大正十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	日吉村	平民公吏	大久保精一郎

郡會副議長

當選年月日	事由	住所	身分職業	氏名
明治三十六年十月十九日	明治四十年九月二十九日滿期	日吉村	平民農	高木賢治郎
同　四十年十月十八日	同　四十四年九月廿九日滿期	廣幡村	同	戸倉有米太
同　四十四年十月十三日	大正四年九月二十九日滿期	養老村	同	山幡幾次郎
大正四年十月十三日	同　五年十月十二日辭職	笠郷村	同	川岸宗策
同　六年一月十五日	同　七年十月廿一日 充員召集ノ爲失格	牧田村	同	杉田城平
同　八年一月十三日	同　八年九月二十九日滿期	同	平民醫師	五井貫三

郡會議員

郡會議員（○印ハ郡參事會員）

當選年月日	事由	住所	身分職業	氏名
同　八年十月二十日	大正十二年三月三十一日郡制度廢止ニ付退職	多良村	平民農	三輪貞一
明治三十年八月三十一日		高田町	平民農	柏淵東
同　三十二年十月十六日		同	同	○柏淵東
同　三十六年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期	同	士族醫師	山口玄樹
同　四十年九月三十日	同　四十四年三月廿六日辭職	同	平民農	○佐竹直太郎
同　四十四年六月五日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	同	○佐竹直太郎
同　四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	佐竹直太郎
大正四年九月三十日	同　八年九月二十九日滿期同十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	同	○佐竹直太郎
同　八年九月三十日		同	同	○佐竹直太郎
明治三十年八月三十一日		養老村	平民農	○日比文藏
同　三十二年十月十六日		同	同	○日比文藏
同　三十六年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期	同	同	日比文藏
同　四十年九月三十日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	同	日比文藏
同　四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	山幡幾次郎
大正四年九月三十日	同　八年九月二十九日同十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	同	日比文藏
同　八年九月三十日		同	同	山幡幾次郎
明治三十年八月三十一日		廣幡村	同	○戸倉有米太

同	三十年八月三十一日		同	同
同	三十二年十月十六日	明治三十三年六月辭職	同	同
同	三十三年七月廿一日	補缺	同	同
同	三十六年九月三十日	明治四十年九月廿九日滿期	同	同
同	四十年九月三十日	同四十四年九月廿九日滿期	同	同
同	四十四年九月三十日	大正二年二月八日退職	同	同
大正二年四月三十日		同　四年九月二十九日滿期	同	同
同	四年九月三十日	同　八年九月二十九日滿期	同	同
同	八年九月三十日	同退職　十二年三月三十一日郡制廢止ニ付	同	同
明治三十年八月一日			同	上多度村
同	三十二年十月十六日		同	同
同	三十六年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期	同	同
同	四十年九月三十日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	同
同	四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同
大正四年九月三十日		同　八年九月二十九日滿期	同	同
同	八年九月三十日	同退職　十二年三月三十一日郡制廢止ニ付	同	同
明治三十年八月三十一日			同	下多度村
同	三十二年十月十六日		同	同
同	三十六年九月三十日	明治三十六年十二月八日死亡	同	同
同	三十七年一月七日	同　四十年九月二十九日滿期	同	同

○田中貞三	丸毛治基	○戸倉有米太	戸倉有米太
○田中董	戸倉有米太	戸倉愛三	田中貞三
○田中董	西脇哲次	西脇貫一	松永道三
○田中董	○田中董	○田中董	栗田慶之助
○田中董	大杉直幹	大杉直幹	石川健造
○田中董	高本周吉		

明治四十年九月三十日	明治四十四年九月廿九日滿期	下多度村	平民農	寺倉小三郎
同　四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	古川潔
大正四年九月三十日	同　八年九月二十九日滿期	同	同	野崎惣太郎
同　八年九月三十日	同十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	平民官吏	○石川源吾
明治三十年八月三十一日		池邊村	平民農	山田貞策
同　三十二年十月十六日	明治四十年九月二十九日滿期	同	同	○關戶五作
同　三十六年九月三十日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	同	山田貞策
同　四十年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	大橋榮靜
同　四十四年九月三十日	同　八年九月二十九日滿期	同	同	○關戶五作
大正四年九月三十日	同十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	同	○關戶五作
同　八年九月三十日		笠郷村	同	○片野彌三郎
明治三十年八月三十一日	明治三十三年十月十五日辭職	同	同	小野文五郎
同　三十年八月三十一日	同	同	同	安田藤藏
同　三十年八月三十一日	同	同	同	田中貞次郎
同　三十年八月三十一日	同	同	同	○谷金吾
同　三十二年十月十六日	同	同	同	谷金吾
同　三十二年十月十六日	同	同	同	○澁谷理兵衞
同　卅三年十二月廿八日	同	同	同	近藤領三
同　三十六年九月三十日	同　四十年九月二十九日滿期	同	平民商	○鹿野正雄
同　四十年九月三十日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	平民農	○田中貞次郎

同	四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	○田中貞次郎
大正四年九月三十日		同	八年九月二十九日滿期	平民酒造業	大橋金一
同	十年九月三十日		同退職 十二年三月三十一日郡制廢止ニ付	平民商	○鹿野正雄
明治三十六年九月三十日		明治卅六年十二月十四日辭職		同	小畑戸市
同	三十七年一月七日	同	四十年九月二十九日滿期	平民農	高橋彌四郎
同	四十年九月三十日	同	四十四年九月廿九日滿期	同	近藤領三
同	四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期		同	安田三郎右衞門
大正四年九月三十日		同	八年九月二十九日滿期	同	川岸宗策
同	八年九月三十日		同退職 十二年三月三十一日郡制廢止ニ付	同	○北垣好平
明治三十年八月一日		同		小畑村	佐藤正太郎
同	三十二年十月十六日	明治三十六年十月五日辭選		同	佐竹光次郎
同	三十六年九月三十日	同	四十年九月二十九日滿期	同	佐藤俊二
同	三十六年十月廿四日	同	四十四年九月廿九日滿期	士族農	佐竹武三郎
同	四十年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期		平民農	佐竹光次郎
同	四十四年九月三十日	同	八年九月二十九日滿期	同	佐竹光次郎
大正四年九月三十日		同退職 十二年三月三十一日郡制廢止ニ付		同	安福舜一
同	八年九月三十日	同		同	佐藤俊二
明治三十年八月一日		日吉村		同	村上眞一
同	三十二年十月十六日	同		同	高木賢治郎
同	三十六年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期		同	高木賢治郎

明治四十年九月三十日	同	平民農	○大久保精一郎	
同　四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	○大久保精一郎
大正四年九月三十日	同　八年九月二十九日滿期	同	同	○大久保精一郎
同　八年九月三十日	同　十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	平民公吏	○大久保精一郎
明治三十年八月三十一日	同	同	平民農	西脇貫一
同　三十二年十月十六日	同　三十三年一月十五日辭職	同	同	○杉野健藏
同　三十四年四月十七日	補缺	同	平民酒造業	清水醸造
同　三十六年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期	同	同	清水醸造
同　四十年九月三十日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	平民農	西脇貫一
同　四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	西脇光治郎
大正四年九月三十日	同　八年九月二十九日	同	同	松井養雄
同　八年九月三十日	大正十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	同	西脇光治郎
明治三十年八月三十一日		同	牧田村	杉田東太郎
同　三十二年十月十六日		同	同	五井恒三郎
同　三十六年九月三十日	明治卅七年十一月十四日退職	同	同	水野九兵衛
同　三十八年三月廿八日	同四十年九月二十九日滿期	同	同	佐藤友之助
同　四十年九月三十日	同　四十四年九月廿九日滿期	同	同	杉田東太郎
同　四十四年九月三十日	大正四年九月九日死亡	同	同	杉田東太郎
大正四年九月三十日	同　七年十月二十一日充員召集失格	同	同	杉田城平
同　八年一月六日	同　八年九月二十九日滿期	同	平民醫師	五井貫三

同	八年九月三十日	同	平民農	○杉田城平
明治三十年八月三十一日		同退職 十二年三月三十一日郡制廢止ニ付	士族農	桑原雄吉郎
同	三十二年十月十六日		同	桑原權之助
同	三十六年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期	同	○桑原雄吉郎
同	四十年九月三十日	同	四十四年九月廿九日滿期	同	平民農	三宅伊右衞門
同	四十四年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	十族農	○桑原權之助
大正四年九月三十日		同	八年九月二十九日滿期	同	同	○桑原權之助
同	八年九月三十日	大正十二年三月三十一日郡制廢止ニ付	同	平民公吏	○三宅伊右衞門
明治三十年八月三十一日		退職	同	多良村	平民農	日比俊造
同	三十二年十月十六日	明治四十年九月二十九日滿期	同	同	○日比俊造
同	三十六年九月三十日	同	四十四年九月廿九日滿期	同	平民公吏	○立木喜又
同	四十年九月三十日	大正四年九月二十九日滿期	同	同	平民農	○立木喜又
同	四十四年九月三十日	同	八年九月二十九日滿期	同	士族無職	高木貞正
大正四年九月三十日		大正十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	同	平民農	喜田稔
同	八年九月三十日	明治四十年九月二十九日滿期	同	時村	同	三輪貞一
明治三十年八月三十一日		同	四十四年九月廿九日滿期	同	同	三輪準一
同	三十二年十月十六日	大正三年四月八日死亡	同	同	同	三輪小市
同	三十六年九月三十日				同	三輪小市
同	四十年九月三十日				同	○三輪貴三
同	四十四年九月三十日				同	三輪小市

大正三年六月二十日	大正四年九月二十九日滿期	時村	平民醫師　伊藤修造
同　四年九月三十日	同　八年九月二十日滿期	同	平民農　藤塚安次郎
同　八年九月三十日	大正十二年三月三十一日郡制廢止ニ付退職	同	平民醫師　生田成雄

第三節　町村の發達及區域の變遷

村ノ起リ

史家曰く、抑も村は群（むら）の義にして往昔は自然に血族關係又は職業關係により集團せしに始まると。本郡の集團は初め山地に發達し漸次平低地に及びたるものゝ如し。孝德天皇の大化二年國郡里の制を頒ち五十戸を以て一里と定む。里は後の鄉にして一里一村なるものあり、或は數村を含めるもありき。

鄉里初見

本郡里名の初めて文書に見ゆるは、正倉院文書に、天平四年僧智首の解文中に美濃國當嗜郡垂穗鄉三宅里とある是なり今何れの地なるか詳かならず。

村落開發ノ新古

當時郡内に於て最も早く村落を成せしは養老・白石・櫻井・橋爪・牧田・乙坂・若宮等の如き古墳の殘れる地方にして、次いで延喜式及美濃國神名帳にある祭神を祀りし多岐・金屋・澤田・上方・明德・志津・宇田・時・一之瀨・多良地方にして、笠鄉村池邊村地方は稍〻後れて開發せしなる可し。然れども其時の村名は文獻の徵すべきものなければ知ること能はざれども、多くは部落の長又は職業上の名を

取りて村名となしたり。紀元千六百四十三年に成りし和名類聚抄に始めて多藝郡（上石津郡をも含むと見る）＝（郡域の變遷參照）の八郷を載する事左の如し。

富上（フガミ）　物部（モノベ）　乘穗（ノリホ）　立野（タチノ）　有田（アリタ）　田後（タジリ）　佐伯（サエキ）　建部（タケルベ）

然れども此八郷は今の村落のいづれに該當するや詳かに知る事能はず。今古來史家の諸說を記せば大日本史國郡志に曰く

富上　上疑土字之譌、今郡東栗笠村有二福地祠一、卽其遺名。

物部　今馬目村、在二富上東南一馬目讀云二末乃馬一、卽物部之譌音、今屬二石津郡一有二物部祠一、物部氏世居二于此一

乘穗　按垂原誤作レ乘、今據二高山寺本及東大寺文書一訂、未レ審二今之何地一。

立野　今不審。

有田　今字田村、在二富上西北一或是。

田後　今白石村、在二富上西一蓋是。

佐伯　今不レ詳、佐伯連世貫二于此一

建部　今不レ詳、建部公所居、後曰二建部莊一

新撰美濃志に曰く

富上　和名類聚抄に多藝郡富上とあるは富土（フヂ）の誤字にてこゝなるべし、此村（栗笠村）に福地（フヂ）大明神社あるをもつて考ふべし。

物部　石津郡馬目（マノベ）村の條に、按ずるに馬目（マノベ）は物部の轉じたるにて云々　此郡はもと多藝郡の内なりしを齊衡二年に二郡に立られし新郡なる故古書に多藝郡としるしたる地名事蹟等の當郡に殘れるもの多ければ和名類聚抄に多藝郡物部と見え美濃神明記に多藝郡從四位上物部明神としるしたるもこゝなるべし。さらば續日本紀に寶龜八年十一月丙辰左京人正八位下多藝連國足等二人賜二姓物部多藝宿禰一美濃國多藝郡人大政官史生正八位下物部吉宗改二本居一貫二山城國愛宕郡一と見えたるはともに此わたりの人なり云々。

有田　和名類聚抄に多藝郡有田とあるこゝ（宇田村）なり。

大日本地名辭書に曰く

富土　栗笠村に（濃陽志略頭注）福地大明神あり、此邊を福地と云ひしにや、倭名抄の富上は富土の誤なるべし云々。

物部　今の多藝村なるべし。續紀「寶龜八年多藝連國足等賜姓物部多藝宿禰」とあるは蓋此名を負へるにて此地に今多伎神社存す。其氏神とす。

乘穗　和名抄多藝郡乘穗の郷高山寺本、乘穗、乘と剩は俗字通用したり、剩は剩有の義より「ア

リ」ともいへるより有尾ならんか。

立野　和名抄多藝郡多岐と注し八郷に分つ其立野郷は安八郡へ入る云々。

有田　和名抄有田郷、今日吉村小幡村是なり。大字宇田存す云々。

田後　和名抄多藝郡田後郷、今の上多度村なり。

佐伯　和名抄の多藝郡佐伯郷今詳ならず。佐伯は古姓號にて諸州に其名多くあり。本郡にては多良谷の事とおもはるれど徴證なし。

建部　和名抄多藝郡建部郷今詳ならず。牧田・一之瀬などにや。建部古姓號なり。市ノ瀬の長彦神と相因む所あるにやと疑はるれど未だ其説を得ず。再考　建部「タギベ」と訓じ多藝氏の部民の意なりしにやともうたがはる。又倭武命の名代の民を建部と稱へしなれば、當國神名帳本郡從四位上白鳥明神は此の名代の民が倭建命を祝ひ奉れりと信せらるれど、未だ其祠の存否を詳にせず。

濃飛兩國通史に

富上郷は廣幡村の邊より養老村南部に亙りたる地域にて、物部郷は多藝村地方、垂穂郷立野郷不詳、有田郷は日吉村字田、田後郷は上多度村に當り、佐伯郷は下多度に建部郷は養老村、櫻樹郷は一之瀬村、大庭郷は多良村、建部郷は牧田村に當るならんかといへり。

編者説を爲して史家の教をまつこと左の如し。

余ひそかに思へらく本郡の地理又は村落の發達せし有樣より考るに和名抄の多藝郡八鄕は郡の南方より北方に、北方より西方に順次に錄せしにはあらざるなきか。富上とは史家の説の如く富士の誤ならん。而して富士は土壤膏腴の意にて池邊村笠鄕村等の如き土地肥沃の地方ならざるか。笠鄕村の栗笠區福地祠の「福地」と「富士」と意相同じ。物部は武を掌る品部の名にしあれば武神を祀れる八劍神社早戸神社の所在地なる下笠、隼人神社の所在地なる栗笠、早扉神社の所在地なる岩道、卽ち笠鄕村の西部及廣幡村の東部地方にあらざるか。乘穗は穗を乘する意にして下池附近泥沼の地は今にても稻を小舟に乘せ之を陸に運ぶを常とすれば上多度及下多度地方に當らざるか。立野は高き野の義にして所謂倭武命の故事ある多藝野を下池附近より眺めて名つけたるものにして養老山下の地方に當らざるか。有田は史家の説の如く宇田附近卽ち日吉村多藝村小畑村地方なるべし。田後は有田の後方部に位する意にて今の安八郡多藝嶋・高淵地方ならざるか。佐伯は傳へ言ふ天武天皇白鳳四年四月小紫美濃王・小錦佐伯連廣足を遣し風神を龍田立野に祠りたまふ時佐伯連本郡一之瀨村鄕社長彦神を勸請せりと。此等の由緒より一之瀨村を中心として牧田村及養老村の西部を佐伯鄕と稱せざりしか。建部は多藝邊（タキベ）と音相通じ多藝郡の西邊卽ち多良時地方なるべきか。而して高田町及廣幡村の西部一帶の地方は牧田川金草川常に氾濫し、村落を爲す能はず所謂空閑の地なりしか。三

代實錄に「貞觀八年正月二十日丁酉勅美濃國多藝郡空閑地六十町施二入貞觀寺一（編者曰く此寺は山城國紀伊郡深草村にありし寺にして今は廢寺となれり、初め嘉祥寺西院と稱せり、清和天皇貞觀七年九月佛像を安置し、十四年七月始めて名を貞觀寺とたまへり。）」此空閑地卽ち今いふ高田廣幡の西部ならざるか、尙稽ふべし。

各町村の起原は記錄の徵すべきものなければ詳かならざれども、其町村に於て最も古き史料を見る順序により、叙記すること左の如し。

紀元	舊町村名	史實
古墳時代	橋爪村	圓墳存在
同	乙坂村	同上
同	牧田村	同上
同	櫻井村	同上
同	白石村	同上
同	若宮村	今は發掘してなきも記錄に詳に在り
一三〇六	飯田村	大化新政の條里法の小字名存せり
同	大坪村	同上
同	祖父江村	同上

一三六八	多岐村	多岐神社は和銅元年の勸請（美濃明細記）	
天平寶字年中	龍泉寺村	往古多藝七坊所在地	
同	勢至村	同上	
同	柏尾村	同上	
同	津屋村	同上	
一五二九	市之瀨村	貞觀十一年十二月五日戊子授二美濃國正六位上長孫神一從五位下一（三代實錄）	
一五四五	押越村	仁和元年十月二十一日壬申美濃國多藝郡大領從七位上刑部連春雄（新撰美濃志に春雄押越に住すと）（三代實錄）	
一四七八	直江村	傳曰く弘仁九年時宗西光寺創立	
一五八七	澤田村	式内久々美雄彦神社鎮座（延喜式）	
同	金屋村	式内御井神社鎮座（同上）	
同	多良村	式内大神神社鎮座（同上）	
村上天皇の御宇	上方村	帳内從四位上白鳥明神を祀る（多藝郡神社明細帳）	
同	明徳村	帳内内濱明神を祀れりといふ（同上）	

同	有尾村		帳内從五位上大渭明神を祀るといふ（同上）
同	宇田村		帳内正六位上大縣明神を祀る（同上）
同	時村		帳内正六位上物部補劍明神を祀る（同上）
一六四三	大場村		和名抄に石津郡大庭（おほば）とある地か（新撰美濃志）
同	栗笠村		和名抄に富上とあるは此地なるか（同書）
一八一九	飯木村		源義朝平治の亂小舟にて下り飯木村より越玉ふ橋を源氏橋といふ云々（美濃明細記）
同	鷲巢村		義朝内海に落るとき鷲巢住人玄光義朝を小舟にのせ下る云々（平治物語）
一八八一	五日市村		野木次郎左衞北條泰時の命に違ひ承久三年五日市に蟄居云々（養老村五日市林覺寺文書）
一九五三	飯積村		當地八幡神社棟札に永仁元年と錄せり。
一九六六	小倉村		德治元年光仁といふ僧當地に來住して福勝寺の祖となる云々（上多度村小倉福勝寺記錄）
一九九七	中村		建武四年六月十九日戊子尊氏大友龜松丸に美濃仲村莊上方地頭職を與へて其勳功を賞す（大友氏文書）

一九九九	烏江村	曆應二年二月十八日美濃國多藝庄内烏江吉田地頭職云々（土岐氏系圖）
同	豐村	烏江村參照（吉田村は豐村の古名也）
明德年中	口ヶ嶋村	明德年中開發せりと傳ふ（高田町大字押越灘谷來三氏方系圖）
二〇九四	島田村	永享六年八月二十四日と刻する石佛存す（高田町受誓寺）
二一一七	蛇持村	長祿元年了覺寺を創建すと傳ふ（小畑村蛇持了覺寺記錄）
二一二五	舟付村	寛正六年北村より米野に移る（笠郷村舟付法覺寺記錄）
寛正年中	根古地村	寛正年中古田彦右衞門開發せりと傳ふ（池邊村根古地松永彦太郎氏系圖）
二一三〇	安久村	濃州多藝庄安久郷（多藝村莊福寺骨器銘文明二年記）
明應年中	石畑村	明應年中椿井郷石畑と稱す、（養老村石畑山幡清氏記錄）
天正年中	大野村	太閤檢地（正保二年高帳に載す）
同	下笠村	同上
同	大跡村	同上
同	江月村	同上

同	段海村	同上	
同	東岩道村	同上	
同	大牧村	同上	
慶長年中	西岩道村	大久保石見守檢地	
二三〇四	有尾新田	正保元年開發（下多度村安藤芳太郎氏記錄）	
同	津屋新田	同上（同上）	
二三〇五	高畑村	正保二年檢地	
同	根古地新田	正保二年開發（同上）	
二三一二	志津新田	承應元年開發（同上）	
二三一四	横屋村	承應三年津屋村より分村	
二三一六	大場新田	明暦二年開發（同上）	
同	大跡新田	同上（同上）	
同	石畑喜多村	明暦二年石畑村より分村（養老郡役所記錄）	
二三一八	駒野新田	明暦四年開發（下多度村安藤芳太郎氏記錄）	
同	釜段新田	同上（同上）	

二三三三	鷲巣畑新田		延寶元年開發（養老郡役所記錄）	
二三五一	等之原		元祿四年開發（同上）	
元祿年中	津屋中島新田		元祿高帳に在り	
同	高柳新田		同上	
同	高柳古新田		同上	
同	小坪新田		同上	

元和二年（紀元二二七六年）より文久二年（紀元二五二二年）まで約二百五十年間に於ける郡内村名を古記錄により掲ぐること次の如し。

古村名

元和高帳	美濃諸蹇記	正保鄉帳	元祿高帳	文久高帳	現在町村名
島田村	島田村（不破郡高田村）	島田村	島田村	島田村	高田町
押越村	押越村	押越村	押越村	押越村	
からすへ村	烏江村	烏江村	烏江村	烏江村	
澤（石津郡）田村	澤（同）田村	澤（同）田村	澤（同）田村	澤（同）田村	
上方櫻井村	櫻井村	櫻井村	櫻井村	櫻井村	
	上方村	上方村	上方村	上方村	
五日市ば村	五日市村	五日市村	五日市村	五日市村	

龍清村	龍泉寺村	龍泉寺村	龍泉寺村	龍泉寺村
清子村	清子村	勢至村	勢至村	勢至村
石畠村	（缺）	石畑村	石畑村 石畑喜多新田	石畑村 石畑喜多新田
かしをや村	柏尾村	柏尾村	柏尾村	柏尾村
白石村（石津郡）	白石村（不破郡）養老村	白石村	柏尾新田	柏尾新田
明徳村	明徳村	明徳村	白石村	白石村
			京ヶ脇	京ヶ脇
			明徳村	明徳村
口ヶ嶋村	江ヶ島村	口ヶ嶋村	口ヶ嶋村	口ヶ嶋村
むん〳〵木村	飯木村	飯木村	飯木村	飯木村
	大跡村	大跡村	大跡村	大跡村
西岩道村	西岩村	西岩道村	西岩道村	西岩道村
東岩道村	東岩道村	東岩道村	岩道村	岩道村
鷲巣村	鷲巣村（本巣郡）	鷲巣村	鷲巣村	鷲巣村
	〃		同畑新田	同畑新田
おくら村（石津郡）	小倉村	小倉村	同南新田	同南新田
			小倉村	小倉村
				養老村
				廣幡村

| | | |

猿こち村	根子須村	根子地村	根古地村	根古地新田	釜段新田（行津郡）	駒野新田
舟付村	栗笠村	上之郷村	下笠村	大野村		
飯田村	大はや村	そぶへ村	だんがい村	江付村		
舟付村	栗笠村	上口村	下笠村	大野村		
飯田村	（缺）	蛇持村	祖父江村	淡海村	江月村	
船付村	栗笠村	上ノ江村	下笠村	大野村		
飯田村	大坪村	蛇持村	祖父江村	淡海村	江月村	
舟付村	栗笠村	上之郷村	下笠村	大野村		
飯田村	大坪村	蛇持村	祖父江村	段海村	江月村	
舟付村	栗笠村	上之郷村	下笠村	大野村		
飯田村	大坪村	蛇持村	祖父江村	段海村	江月村	
直井村	尚江村	直江村	直江村	金屋村		
金屋村	金屋村	金屋村	金屋村	金屋村		

笠郷村

小畑村

| | | |

うまや村					
上戸村					
西嶋村					

以上肩書を記さざる村は悉く多藝郡にして以下全部石津郡（明治十二年上石津郡と改む）

牧田村	牧田村	牧田村	牧田村	牧田村	牧田村
乙坂村	乙坂村	乙坂村	乙坂村	乙坂村	
市ノ瀬村	市之瀬村	市之瀬村	市之瀬村	市之瀬村	一之瀬村

北脇村	北脇村	北脇村	北脇村	北脇村	北脇村
鍛冶屋村	鍛冶屋村	鍛冶屋村	鍛冶屋村	鍛冶屋村	鍛冶屋村
上野村	上野村	上野村	上野村	上野村	上野村
谷畑村	谷畑村	谷畑村	谷畑村	谷畑村	谷畑村
奥村	奥村	奥村	奥村	奥村	奥村
禰宜村	禰宜村	禰宜村	禰宜村	禰宜村	禰宜村
淵上村	淵上村	淵上村	淵上村	淵上村	淵上村
東山村	東山村	東山村	東山村	東山村	東山村
上原村	上原村	上原村	上原村	上原村	上原村
前夫村	前夫村	前夫村	前夫村	前夫村	前夫村
小山瀬村	小山瀬村	小山瀬村	小山瀬村	小山瀬村	小山瀬村

（宝永年中）安八郡編入

（寛永年中）不明

安八郡編入

多良村（石津郡、不破郡）　多良村　多良村

時村（不破郡）　時村　時村

加毛脇村　猪ノ尻村　松ノ木村　宮村　羽賀原村　馬瀬村　樫原村　堂上村　奈幾宇村　岩須村　栃谷村　屋敷村　延坂村

加毛脇村　猪ノ尻村　松ノ木村　宮村　羽賀原村　馬瀬村　樫原村　堂上村　奈幾宇村　岩須村　栃谷村　屋敷村　延坂村

時山村　上村　堂上村　山上村　下村　打上村

時山村　上村　堂上村　山上村　下村　打上村

多良村

時村

（細野村　細野村）

明治四年七月喜多村新田を石畑村に、鷲巣北畑新田・南新田を鷲巣村に、等の原新田を津屋村に、柏尾新田を柏尾村に、段海村を祖父江村に、多藝入方を多藝島村に、横曾根新田を横曾根村に編入若くは合村す。（郡制施行内申書による）

明治七年九月縣百八十七號を以て左の通り分合改稱す。

當縣下羽栗郡島村始村々改稱分合等別紙之通ニ候條爲心得相達候事（他郡省略）

一、石津郡・前夫村・小山瀨村（前夫小山瀨郷）改前ヶ瀨村

一、石津郡堂ノ上村、改上堂ノ上村

一、石津郡堂ノ上村、改下堂ノ上村

一、石津郡鍛冶屋村、改上鍛冶屋村

一、石津郡杤谷村（屋敷村・延坂村）改西山村

一、多藝郡志津村ノ內、分稱釜段村

一、石津郡下村山上村合併　改下山村

一、石津郡北脇村・淵ノ上村・東山村合併、改下多良村

明治八年一月第十七號を以て左の通り分合改稱す。

當縣下厚見郡忠節村始村々改稱分合別紙之通候條爲心得相達候事（他郡省略）

一、多藝郡津屋新田有尾新田合併、改田村

一、石津郡禰宜村上野村合併、改禰宜上村

一、石津郡羽ヶ原村宮村合併、改宮村

一、石津郡猪ノ尻村・樫原村・下堂ノ上村・名及村・欠の脇村、改上多良村

一、石津郡馬瀬村・松ノ木村・岩須村合併、改三ッ里村

明治八年十一月安八郡大牧村、石津郡高柳新田・同古新田・小坪新田を多藝郡に編入し大巻村を新設す。尙石津郡駒野新田を多藝郡に入る。（郡制施行ニ關スル內申書ニヨル）

明治十五年一月十日甲第一號を以て左の通り大墳村を分村す。

多藝郡大墳村（分村）多岐墳村・北大墳村

右之通今般分村相成候條此段布達候事

同年七月十三日甲第五十六號を以て大外羽村を分村す。

多藝村大外羽村（復舊分村）東大外羽村・西大外羽村

右之通今般分村致候條此旨布達候事

明治二十年一月二十七日岐阜縣令第十四號を以て左の合併を爲す。

美濃國多藝郡大場村ニ大場新田ヲ合併自今大場村ト稱ス

明治二十二年六月二十七日縣令第三十九號を以て左の通り町村分合改稱す。

本縣下町村中左の通分合改稱し、本年七月一日より施行す。但現町村の名稱は大字として之を存す。

美濃國多藝郡 改定町村名	現町村名
高田町	島田村
養老村	押越村・上方村・明德村・五日市村・石畑村・龍泉寺村・白石村・勢至村・柏尾村
上多度村	小倉村・鷲巢村・大跡新田
三郷村	有尾村・田村・横屋村
下多度村	津屋村・志津村・志津新田・若宮村・船見村
船着村	船附村・大野村
西大外羽村	西大外羽村・上屋村
小畑村	飯田村・蛇持村・祖父江村・江月村・大坪村

日吉村　宇田村・橋爪村・中村・豊村・安久村（但堤外地ヲ除ク）

金屋村　金屋村・安久村ノ内堤外地

多岐村　多岐墳村・高畑村

美濃國上石津郡

多良村　宮村・禰宜上村・奥村・谷畑村・上鍛冶屋村・下多良村・上原村・三ツ里村・上多良村・前ヶ瀬村・西山村

冠村　下山村・打上村・上堂之上村・上村・細野村

同二十三年三月二十四日上石津郡冠村を時村と改稱す。

明治三十年三月二十六日岐阜縣告示第五十三號を以て左の通飛地の編入を爲す。

上石津郡乙坂村字櫻井前左記ノ飛地ヲ同村澤田村ニ編入シタリ

民有地　田三段六畝二十九歩

明治三十年三月三十一日岐阜縣告示第五十八號を以て左の通り廢置分合す。

町村制第四條ニ依リ明治三十年四月一日ヨリ左ノ通廢置分合ス

一、多藝郡高田町及烏江村ヲ合シ、其ノ區域ト養老村ノ一部（大字押越白石地内飛地（押越山ノ内ヲ除ク）ノ區域トヲ以テ高田町ヲ置ク

一、多藝郡養老村ノ一部（大字上方・大字明德・大字五日市・大字石畑・大字龍泉寺・大字白石（押越飛地）（押越山共）大字勢至・大字柏尾）ト上石津郡澤田村及櫻井村ヲ合シ、其區村トヲ以テ多藝郡養老村ヲ置ク

一、多藝郡船着村・栗笠村・上之郷村ノ、下笠村ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ笠郷村ヲ置ク

一、多藝郡大巻村・根古地村・根古地新田・大場村・釜段村及駒野新田ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ池邊村ヲ置ク

一、多藝郡飯木村・大跡村・口ヶ嶋村・西岩道村及岩道村ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ廣幡村ヲ置ク

一、多藝郡上多度村及三郷村ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ上多度村ヲ置ク

一、多藝郡直江村・飯積村・金屋村・多岐村及北大墳村ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ多藝村ヲ置ク

一、上石津郡時村及時山村ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ時村ヲ置ク

一、上石津郡牧田村・乙坂村ヲ合シ、其ノ區域ヲ以テ牧田村ヲ置ク

明治三十年三月三十一日岐阜縣告示第五十九號を以て多藝郡釜段村字古堤新開の内左記の土地を同郡下多度村に編入し、下多度村大字志津字下池左記の土地を釜段村に編入し、兩村境界を變更せり。

官有地第三種　除桁六百三間

民有地　田十六歩、畑一町六畝五歩、池沼一町五段六畝十二歩

以上下多度村ニ編入

民有地　郡村宅地八畝二十九歩

以上釜段村ニ編入

明治三十年八月二十七日岐阜縣告示第百三十七號を以て、養老郡高田町大字養老を大字押越と改稱せり。又同日同告示第百三十八號を以て養老郡笠郷村大字船着を大字船附大字大野と改稱せり。

明治三十年十月二十九日岐阜縣告示第二百一號を以て左の如く告示す。

本縣養老郡養老村大字養老を左の通改稱せり。

大字五日市、大字上方、大字龍泉寺、大字勢至、大字石畑、大字柏尾、大字白石、大字明德

明治三十年十一月五日岐阜縣告示第二百九號を以て左の通り告示す。

養老郡時村大字時ヲ左ノ通改稱

大字下山、大字打上、大字堂之上、大字上、大字細野

明治三十年十二月八日岐阜縣告示第二百四十一號を以て多藝村大字北大墳を大墳、同村大字多岐を多岐墳・高畑と改稱せり。

明治三十二年八月九日岐阜縣告示第二百十四號を以て、多藝村大字多岐墳大字高畑を大字多岐と

君・長　稻置　里長

改稱せり。

明治四十三年一月二十六日岐阜縣告示第十四號を以て、左の告示を爲す。

養老郡上多度村大字上多度ヲ廢シ字鷲巢ノ區域ヲ以テ大字鷲巢ヲ、字小倉及大跡新田ノ區域ヲ以テ大字小倉ヲ置キ明治四十三年二月一日ヨリ施行ス

斯くの如く複雜なる變遷を遂げ、現在一町十三ヶ村となれり。

第四節　町村治の變遷

日本書紀神武天皇記に「邑有レ君、村有レ長自分レ疆相凌轢」とありて上古は各自獨立して君長を置き配下の部民を治めたり。成務天皇五年秋邑里を定め長を稻置と稱せり。

日本書記成務記に「四年春二月、縣邑無二首渠一者自今（中略）置レ首云々同五年秋九月縣邑置二稻置一並賜二楯矛一以爲レ表云々。孝德天皇大化二年里を定め長を置き其職務を規す。日本書記に「大化二年凡五十戸爲レ里、毎里置二長一人一掌レ按二戸口一課二殖農桑一禁二察非違一催二駈賦役一云々。天武天皇の朝里を改めて鄉と稱し、鄉は郡を以て之を統べ、村治の法大に備はれり。

王政衰へ莊保の風盛なるに及び鄉村の制漸次衰退し、遂には村は莊官の配下に屬し、昔日の如き系統的の村治を見る能はず、甚だ紊亂の狀態となりき。源頼朝國々を定むるに隨ひ、家人の有功者

に新恩を施すに、村地頭職の名を以てせり。今當時本郡中莊名及地頭名を殘存するものを擧ぐれば左の如し。

一、美濃國時・多良山地頭仲經

可早任先例幷留守所催令勤仕恒例佛神役事

右件課役、不致其勤之由、在廳等經奏聞、仍自院所被仰下也、自今以後無懈怠可致其勤、若猶有難事爭遁過怠哉、更不可緩怠之狀如件。

文治六年四月十八日　（紀元一八五〇年――吾妻鏡）

一、建久三年三月十三日（紀元一八五二年）纐纈源吾守康鎌倉へぞ參りける。賴朝對面したまひ云々　多記莊半分を給はりける由緒申けるにや云々。（平治物語）

建久九年正月「或人云、美乃多藝庄類例云々可以目（明月記）

多藝莊・西郡　（昭慶門院御領目錄）

一、寬喜二年庚寅六月九日己巳美濃國蒔田庄雪降二寸許

（紀元一八九〇年――後堀河天皇記）

一、大雲寺同寺領攝津國萱野庄、山城國犬上田、近江國朱雀院田、山城國脇庄、幷美濃國志津庄攝津國正木庄、同國福富庄、伊勢國野代庄、近江國犬山位田、大和國參引別府、播州鞍位庄、御

知行不レ可レ有二相違一之由院宣所候仍言上如レ件

建武三年九月三日　　隆薩（紀元一九九六年――華頂要略）

一、尊氏　花押

下近江龜松丸

可レ令三早領二知美濃國仲村庄上方地頭職一事

右人爲二勳功之賞一所二宛行一也、早守二先例一可レ致二沙汰一之狀如レ件

建武四年六月十九日（紀元一九九七年――大友文書――立花伯爵所藏）

一、氏家系

貞朝（住下野國氏家住足利尊氏）――重國（氏家中務丞）

下氏家中務丞重國

可レ令二早領知一美濃國石津郡高須澤田一之瀨等地頭職之事右件之所者爲二勳功之賞一所レ令二宛行一者也

守二先例一宣致二沙汰一之牒如件

曆應元年寅十一月　　源尊氏　花押

（紀元一九九八年――美濃諸家系譜）

一、　（高氏判形有）

下　土岐太郎三郎光賢法名元快

可レ令三早領二知美濃國多藝庄内支江（烏江ノ誤ナリ）吉田地頭職一事

右任伯父伯耆守頼貞法師法名存孝譲状可レ令二知行一之状如件

暦應二年二月十八日　（紀元一九九九年——武家雲箋）

一、　頼高　從五位下　下野守　法號淨皎

受二兄頼重之譲一而後譲二于頼重之子頼篤一

尾張國海東庄（除天龍寺官領地）美濃國妻木郷内笠原半分曾木村・細野村・同國多藝内春木郷武藏國大井郷入諸村地頭職事任二兄民部少輔頼重文和四年十一月六日譲状一領掌不レ可レ有二相違一之状如レ件

貞治五年八月三日　　義詮　判

土岐下野入道殿

（紀元二〇二六年——美濃明細記）

一、　土岐明知十郎頼篤妄美濃國多藝内多藝島御司庄内（此所紙虫入不見）郷等（土岐下野入道跡）事早止嶋（此所紙虫入不見）可沙汰付頼篤之状如レ件

應永六年十一月廿四日　　義滿　判

（紀元二〇五九年——美濃明細記）

庄屋・名主ノ濫觴

文祿四年（紀元二二五五年）豊臣秀吉天下諸國を檢地し、莊保鄉里の名稱を廢し、再び村を置く。江戸幕府に入り庄屋又は名主及百姓代・組頭の三役人を定め、町村の治安を圖らしむ。

地方凡例錄に「村里の長を庄屋・名主と唱る濫觴は、鎌倉將軍家の時代より始り、貞永の式目に名主職と有り。又庄屋ともいふ云々孰も一鄉を奉行する職分也。今の庄屋名主とは異なり、士列の職掌たれども、其引付を以て一邑の長たるもの庄屋名主といふなるべし云々其後時代押移り士農分列して、村里は農家のみに成行たるゆへ、一村内家柄正敷田園多く所持したる百姓を一村の長として庄屋名主と定め、村中支配致す事なり云々とあり。

庄屋又は名主

【庄屋又は名主】 庄屋は庄を掌りし者、名主は名主（ミヤウジユ）の遺名にして、異名同職共に村内の公務を總理す。關西地方にては多くは庄屋と號し、關東にては多く名主と稱したり。本郡にては幕領に於ては庄屋私領に在りては名主と呼びたれども、之亦一定せざりき。大垣藩地方雜記に「貞享五戊辰五月二日迄は庄屋と有之、同二十五日の所には村々名主と有之、而して右日限の間には庄屋とも、名主とも有之ある事不相見尤も以來名主と相唱候樣と申儀も大控には不相見候へども庄屋を名主と唱替候儀は此月の事なり」とあり。庄屋役は土地の慣例により一代限なるもあり、世襲なるもあり、又

は年番にて勤むるもあり、投票を以て定むるもありて一定せず、其庄屋を推擧せし例は「安政三辰年十二月石津郡澤田村高持百姓より周平・小十郎の二人を庄屋忠兵衞・貞三郎の後役に推せしが如し。然れども多くは世襲なりしかば、庄屋と村民との關係は恰も主從の如き有樣なりき。地方凡例に「上方筋の庄屋は家極り數代連綿し若庄屋役可勤もの幼若なれば組頭の內か又は親類の內にて後見を立て庄屋の名目は其家の主幼年たりとも繼之一村を治め、縱ひ大高持豐饒なる百姓たりとも、其家にあらざれば名主役勤る事ならず。因茲庄屋威嚴重く、村方能く治り、庄屋の下知を背くことなし。尤も數代連綿し、威勢有るに任せ、我儘なることも多く、百姓の爲にならざる義もあり」とあり。併し其村に其人なければ他村の名主又は庄屋代りて之を治む。之を本郡にては附名主とも兼帶庄屋とも稱せり。名主の給米は地方凡例に「村高百石より百五十石迄給米二俵、二百石より三百石迄給米四俵、四百石より六百石迄給米五俵、七百石より千石迄給米八俵、千二百石より千五百石迄給米十俵」とあり。然れどもこは一の標準に過ぎずして、實際は增減ありたり。例へば直江村庄屋給は村高千六十九石餘に對し三石六斗を給し、飯木村は村高九百六石餘に對し四石を給せり。

大庄屋は名主の上にありて數村又は數十村を支配せしが、私を營むもの顯れしにより之を停む。大垣藩地方雜記に「正保五子五月申上書に一萬石に大庄屋四人と有之此大庄屋止候堺不相知」とあり。凡そ正德年中に停められしものなるべしとぞ。

組頭

百姓代

五人組

【組頭】地方凡例に「組頭といふは元來五人組の頭分を言ひしに、今は百姓の内筆算等いたし人品宜しく高も相應に持ち用立つべきものを村の大小に仍つて五人三人も入札か又は惣百姓相談等にて極め置き、名主の下役にして公儀地頭の用竝村用を勤む。組頭は給米無之村多し云々　年寄長百姓も組頭同然他云々。飯木村にては組頭として米五斗を給せり。

【百姓代】地方凡例に　百姓代といふは名主・組頭の外其村にて大高持之百姓一人極置く。尤も村に寄り二人三人もあり。是は名主組頭へ百姓よりの目付なり。村入用其外諸割賦物等の節立會ひ大高を持ちたる百姓承知の上小高のもの申分無之ため也云々。

右名主・組頭・百姓代は時々立會して村治にあづかり、農工商を奬勵し、村内の取締を行ひ、且徴税の任にあたれり。

【五人組】隣保相助の目的の下に比隣の家五戸を以て組織したる制度あり。之を五人組といふ。五人組帳を作り、申合規約を列記し、全村調印して、之を勵行し、毎年支配所に提出せり。中には五人組といへども六人組七人組の組もありき。今五人組帳の規約の條々其内容種々あれども、其標準を地方凡例により記すること左の如し。

一、從前々被仰御條目之趣彌堅相守御法度之義不相背急度相慎み可申候五人組之儀最寄次第家五軒つゝ大小之百姓地借水百姓迄組合萬端申合妻子召使之男女に至迄諸事吟味可仕候自然不吟味

にて惡事等出來はゞ組中可爲越度候若申合背もの於有之者可訴出事

一、親に孝を竭し主人を尊敬し忠孝不忘義は勿論之事に候其内にも勝れて孝行なるもの又毎年正路實躰に仕候もの有之者可申出事

一、組合の内平日身持不宜農業家職も不勵懶惰なるもの有之者判頭不及申組合より重々異見差加へ行跡相直し候樣可致敎導其上にも組合申聞候義不相用不埒之族有之候ては庄屋年寄へ可申出惣而親子兄弟は不及申諸親類睦敷百姓仲間組合は勿論他組たりとも平日互に申合せ相親み不束之儀等無之樣可仕候、別而五人組之儀は親類よりも親敷吉凶相互に助合患歎相救可申候、五軒之内一人にても不埒於有之者五人とも可爲同罪事

一、毎年宗門帳三月迄に可差出御法度宗門のもの早速可申出候、御高札之趣相守人別入念可相改宗門帳濟候以後召抱候下人等は寺證文別紙可取置事（本件の義次に記す）

一、切支丹族有之者別帳に記し可差出候他所より緣組等に而右之族當村へ來り候ものは勿論他領へ遣し候共早速可致注進事

一、庄屋役之義は不及申年寄等にても内證相談にて引替不申役所へ訴出可請差圖事

一、印形之義宗門帳五人組帳に押置候而相用可申候仔細有之印形替候はゞ庄屋年寄は御代官役所へ相屆判鑑可差出平百姓は庄屋年寄江可相斷名を改め候はゞ是又早速相屆五人組帳名寄帳等可

書改事

一、田畑永代賣買御停止に候若質物に入候はゞ十ヶ年を限質手形庄屋五人組加判可仕候田畑を質に取候ものに爲作候而年貢諸役地主にて勤候は勿論之事

一、御朱印寺社領什物等一切質に取申間敷事

一、衣類諸道具又ははづしの金物類出所不知賣物買取候義は不及申質に取又は預り候義も仕間敷縦出所知候ものにても請人無之質物堅取申間敷事

一、百姓衣類絹紬木綿妻子共に可着候平百姓は布木綿之外不可着綸子紗綾縮緬之類襟帶等にも用間敷候家作等目立候普請奢ヶ間敷義仕間敷事

一、聟取娘取之義相應のものと取組少も奢ヶ間敷義仕間舗候何事に不寄輕く可仕候一代之内度々無之祝儀振舞にても一汁三菜に可限事

一、風水旱虫等之損毛に而御物成減候上百姓共願次第に爲御救夫食種貸等被仰付候得共向後損亡之品に寄り吟味之上御救も雖可有之先づは損毛に付年々願之通御救は難成候間兼而其心得仕費等無之常々致勘辨取償候樣能々心掛可申事

一、家業を第一に可相勤遊戲を好み惡事を企て或は出入之腰押等堅仕間敷又は不孝之もの有之者不隱置申出何事に不寄相愼み可申事

一、常々喧嘩口論を好み夜歩行等仕名主五人組之異見承引不仕もの有之者可申出左樣の不屈ものを隱置脇より於及二露顯一者其ものは勿論庄屋五人組迄可爲越度事

一、博奕都而賭之諸勝負三笠附之類は不及申商事に寄せ博奕に似たる義一切仕間敷勿論宿等決して仕間敷候若於相背者當人幷宿共被所嚴科庄屋年寄五人組は過怠被仰付候間前々被仰出候通急度相守毎月五人組限に相改庄屋方へ證文取置可申候且又人賣買停止之儀は不及申男子奉公人年季之義十ヶ年限りに可仕候譜代召置候とも一ヶ年限りに抱候共慥成證人可取置事

一、人請之義猥に致間敷候乍去親類或は出所能存じ慥成ものに候はゞ庄屋五人組江相斷請人に可相立候自然人請之義に付出入有之候はゞ庄屋五人組立會急度埒明可申事

一、養子親類を撰相應之養子可致娘有之入智取候共親類之内可致智養子候然れ共其娘之年に不相應に候はゞ他人にても吟味之上親類へ其趣相達其上にて可致養子縱實子たりとも親不孝又者不行跡に而庄屋五人組親類等度々異見相加候而も不相用跡式相續難爲致候はゞ其譯庄屋五人組江申達其上にて廢之他人養子可致候父一人之了簡を以て養子不爲致候又は二男三男有之百姓惣領病身又は不行跡にて跡式難讓二三男之内へ讓候節是又五人組立會取締候上可讓渡事

一、田畑分け候義分他高十石段別一町歩より少く當り候はゞ不可分尤も殘高も右定より少　不可殘然上は高二十石地面二町より少き田地持は子供を初め諸親類之内へ田地配分不相成候間二男

三男有之ば何ぞ渡世爲致或は相應之奉公に可差出事

一、村中申合晝夜火之用心第一に入念可申候若火事有之者火消道具を持早速駈付火を可消出火又は盜賊等有之節聲立候はゞ村中之人罷出相防へし若其場へ不出合もの有之候はゞ庄屋年寄可遂詮議事

一、他所へ罷出二夜三夜之泊候義は庄屋年寄江斷罷出若又他國へ奉公に罷出候か又は用事有之他國江罷越候共仔細庄屋年寄へ可相屆事

一、行衞不知もの一夜之宿も不可貸籠人其外何ものにても村内地内に於て行倒死等有之候者見出候もの早速庄屋年寄江可相屆其上にて村役人死躰幷雜物等相改早速可注進他所より來候手負之儀は不及申郷中にて怪敷疵人等有之者早速醫師外科等相掛其段可注進且又村中に胡亂もの隱置候もの有之者出所相尋急度預置其段申出可諸差圖事

一、他所のもの當村住居仕度旨相願候はゞ出所家職等得と承糺慥成もの請人相立手形取之尤も寺請證文取之得差圖可差置猥他所のもの不可差置事

一、出家社人山伏行人道心者其外非人体之もの迄常々致吟味胡亂成もの村内に不可差置事

一、盜賊惡黨人等有之候者早速可訴出御褒美可被下尤仇を不成樣可申付事

一、遊女野良惣て遊藝の類一切當村へ差置申間敷一夜の宿も爲仕間敷事

一、捨子不堅可致若捨子有之者村中にて養育致置可致注進事

一、捨牛馬堅仕間敷候若他所より放れ牛馬來り持主相知候はゞ早速相返し庄屋持主より證文可取置何方の牛馬共不知候はゞ村方にて飼主其段可訴出若隱置後日及二露顯一候はゞ隱置候ものは勿論村役人迄可越度且又牛馬賣買之儀訴出聞屆慥成請人相立可致賣買事

一、新地之寺社建立之儀堅停止候惣而ほこら念佛題目塔供養塔庚申塚石地藏之類一切新規建立致間敷候神事祭禮等輕致執行新規之神事等堅不可致縱有來候儀に而も品を替候か中絕候儀取立候儀堅仕間敷候若無據仔細有之候はゞ早速注進致すべき事

一、寺社の住持社人等相替候はゞ早速可致注進事

一、獵師之外鳥獸一切不可取獵師たりとも鶴白鳥取候儀堅停止に候若村中にて鶴白鳥致賣買候もの有之者早速可致注進事

一、鐵砲之儀斷相立所持仕候獵師之儀隱鐵砲等若致所持もの有之者重き御科被仰付候獵師たりとも親子兄弟にも鐵砲貸借堅仕間敷候斷を立置候獵師相果候節は其段訴出可請差圖事

一、御林之竹林幷往還並木大切に可仕候枝葉下草等迄御用之外刈取間舖候尤下草錢等相納候場所は前々之通可心得候百姓林屋敷四壁たりとも大木の分は願の上得差圖可伐之猥伐取申間敷事

一、御林往還之並木風折立枯根返有之節は庄屋山守立會木數寸間相改書付を以て可致注進且又御

林の荒間有之か又は爲御用伐出候得ば不及申付共庄屋山守心掛早々苗木植立其段相届候事

一、農業之儀隨分致出精種物相撰植付蒔付等之時節後に不成樣心を用ひ養水等に心を賦り百姓仲間相互勵合相働可申候勿論庄屋年寄折々村中相廻り百姓耕作懈怠無之樣可申付候萬一無精成もの有之者急度可遂詮議若病人其外譯有て耕作成兼候もの有之者親類五人組より助合荒所等に不成樣可仕事

一、田畑永荒之場所又は起返場所新開等有之者早速可申出隱置後日相知候はゞ庄屋年寄可爲越度事

一、平地沼地河原村々願に依て新田に被仰付候場所無油斷可致開發平地之儀雪霜之內より餘寒過迄に開發不致候へば柴根荒格別人夫多く掛り候間正月より鍬入初可心懸事

一、惡水吐用水堀小溝等迄堀浚年々正月之內より隣鄉申合無滯可仕事

一、川筋村々大水之時庄屋年寄惣百姓不殘罷出堤川除不切樣相防可申候道橋損候はゞ往來之障田畑作物之障等に不成樣小破の時分早速可致修覆自普請に難成所者可訴出遂吟味可申付候且又往還筋請取の丁場有之ば觸立無之共常々無油斷心懸道橋可修理事

一、御傳馬宿之儀御用早追等相通候節隨分大切に仕時刻不移先宿江繼送り刻限の請取書可取置候惣て助鄉村々へ人足觸當之儀問屋年寄致吟味猥人足觸出間敷候

一、村方年中小入用庄屋元筆紙墨代村役人共支配役所へ罷出又は御用に付他所江罷越候雜用等附立候小入用帳之義二冊相仕立前書に惣百姓致連印候白紙帳正月中役所江差出押切を受け右品々の入用二冊同樣に附立勿論臨時入用或は大造成入用有之節は村役人の外長百姓相集懸相談候上可致割賦候年中入用相記候上暮に致り割賦之節も長百姓立會廉々相改惣百姓得心の上高割致翌春二冊支配役所へ差出改を請け押切印形にて一冊は村方へ相渡し一冊は役所に留置可申候條右帳面之外別帳を拵へ小入用割賦等仕間敷事

一、御代官幷手代共御用に付廻村之節休泊御定法の木柴米代請取之一汁一菜にて相賄馳走ヶ間敷儀決而仕間敷候若心得違酒肴等少したりとも馳走ヶ間敷儀於有之者越度可申付事

一、御年貢免狀相渡候上大小之百姓出作のもの迄爲致披見證文可取置候御年貢幷小物成臨時納もの共割賦相濟候はゞ百姓一人別に寫取心得之上銘々印形取置可申候惣而上納物底帳入念納相濟庄屋方ゟ請取小手形相渡後日出入等無之樣可仕候御年貢村入用一緒に割合申間敷候若庄屋年寄致割賦方等不直之儀も有之ば訴出且御年貢米金初納より出精致相納極月限急度可致皆濟候萬一不納致し欠落有之候者親類五人組幷庄屋年寄可致辨濟候勿論皆濟不仕以前穀物　切他所江不可出事

一、御年貢之儀隨分米俵相撰あら碎籾青米等之分撰出繩俵入念二重莚小口かゞり等一領同樣に仕

立升目欠減無之樣入念斗立國郡村名年號月日米主庄屋升取名印仕致役人姓名印形外札は竹にても木にても表方に何年御年貢米何國何郡何村何某納裏之方に貫目書記荏大豆も可爲同前津出し舟積之節俵不損樣隨分取扱可入念候御廻米納庄屋幷上乘之もの致吟味籤取順番等に而不差出人柄を撰舟掛り場は勿論舟中に於て舟頭水主不埒等無之樣急度可相守候云々

大凡右五人組帳の項目を一讀すれば、德川氏時代に於ける民政を概觀するに足るべし。

【宗門改】 此制度は江戸時代切支丹を禁遏する爲に規定せられたるものにして、最も嚴密に厲行せられたり。地方凡例錄に「爺蘇（ヤソ）宗門は天帝を尊信すれども大道を不ㇾ知、佛法を破し妖術を學んで人心を惑し云々 寔に蠻夷の邪法也。然るに此宗門いつの頃よりか日本へ渡り愚民尊信するもの多し其濫觴不詳と雖、往古異國通船自由の時忍び渡り弘めけるにや云々 元龜天正の比信長公此宗門を尊信したまひ、彼國より渡りし出家、伴天れん、いるまん等に寺地を與へられ、寺領を附せられ云々 太閤時代より御當代に移り格別嚴敷御禁制になりたるは元來邪法といふ。其上南蠻は大國故金銀を多く持渡り、此宗門に歸依したる愚民共江金銀を施し、又難病を療治する術を得、價をも不取療治いたし遣す故、下民は不ㇾ及ㇾ申甚だ尊び、殊には宗法の怪異にて不思議なる寄特を見せ、樣々の方便をして諸人を愛け味方を拵へ置き、後年に至り南蠻國より大軍を以て日本を攻めとる巧、其兆聞えたる故明君早く其機を被ㇾ爲ㇾ察、切支丹の御穿鑿別而嚴敷末々迄御制禁强くなりたり云々とあり。

かゝれば毎年御料私領共に宗門改有りて御代官領主地頭へ宗門帳を作り差出せり。此宗門帳は宗教上の關係により設けられしものなれども一面今日の戸籍と性質を同じくせり。郡内に於ても今は散佚したる村もあれども猶三冊五冊宛殘存し上多度村大字三郷字田の宗門帳は同地開發以來明治の初年迄數十冊保存せらる。今同帳の前書を錄し此制度の一般を示すこと左の如し。

定　（松永金吾氏所藏）

きり去たん宗門は累年御制禁たり。自然不審成者有レ之は申出へし御やうびとして

むてなんの訴人　銀　五百枚
いるまんの訴人　銀　三百枚
立歸り者の訴人　同　斷
同宿幷宗門の訴人　銀　百　枚

右之通下さるべし。たとひ同宿宗門之内たりといふとも申出づる品により銀五百枚下さるべし。隱置他所よりあらはるゝにおいては其所の名主竝五人組迄一類共罪科におこなはるべき者也。

正德元年五月　日　奉　行

差上申一札之事　（松永金吾氏所藏）

一、切支丹宗門之儀、累年御制禁被仰付候へ共、彌以此度御穿鑿ニ付村中大小百姓召仕の男女・門

屋・借屋幷山家・社人・山伏・行人・虚無僧・博士・太夫其外穢多・乞食・非人・等に至迄悉吟味可レ仕旨被二仰付一、當村住居之者一人茂不レ殘明細吟味仕候處、右宗門之不レ及レ申前々邪宗門に而候者幷類族之者曾而無御座候、依之銘々旦那寺請判爲レ仕申候、猶又自今以後無レ斷總五人組帳相改怪敷宗門之者御座候ハヽ早速御注進可申上旨被二仰付一奉レ畏候、依レ之村中人別寺請判形仕差上申候事

一、何れの門派共誰弟子共不レ知僧尼有レ之者可二申出一候、僧俗共尋常替勤行仕候か、佛具其外怪敷道具所持仕候者有之ハ可二申出一候事

一、面々宗旨旦那寺判形仕候に付、新旦那之儀は猶以入念他所之者ハ古郷旦那寺委細吟味仕尤先祖よりの旦那勿論疑敷者無御座候に付判形仕候事

一、他國何村ゟ緣付罷越或は養子幷入百姓之儀は其物の古郷先祖ゟの宗旨名主五人組立會切支丹宗門之類族にて御座なく候哉委細遂二吟味一其者之古郷より證文取置候事

一、久年他所に罷在古郷へ歸候者以前の宗旨と當然の宗旨と相違ひ候か、尤他所にての旦那寺迄委細相改御奉行所江古郷歸の御斷申上其上に而差置可レ申候事

一、此帳面連判外之者一人茂村中住居爲レ仕間敷事

一、他所ゟ召抱候奉公人男女共半季たりとも寺請狀庄屋方へ取置可申候事

一、切支丹宗門御制禁之御高札損候か　文字見え兼候はゞ可申出候事

右之趣庄屋年寄五人組總百姓常々總吟味可仕候、尤切支丹宗門御制禁之御高札之趣村中男女下々に至迄彌可奉相守爲後日仍如件

【寺送】　右前書に示されたる他國他國より移轉したる寺送證文實例左の如し。

寺送一札之事　（大久保休吾氏所藏）

一、攝州阿波路町名田屋吉藏娘げんと申者當宗旨之代々本願寺宗にて當町天滿寺香龍寺旦那に紛無御座候今般其御村佐七方へ緣付申候に付當寺離旦候由願出任二其意一送り一札差出已後貴寺御門徒に可被成候右之者御法度切支丹宗門之者に而は無御座候万一怪敷儀御座候ハゞ拙寺何方迄も罷出急度申披仕候一札依而如件

攝州大阪天滿寺町

慶應三丁卯年三月　香龍寺

濃州多藝郡口ヶ島村

光明山長誓寺殿

【高札】　高札の制は古くより行はれ、本朝文粹に既に村上天皇天曆五年十月の禁制をのせたり。下りて戰國時代には最も多く行はれたるよしなるも、本郡に殘れるものは悉く德川時代のものにて

概ね檜板を用ひ項數の少きものは竪板、多きものは横板に要項を列記し一般村人に簡單なる禁示的命令を知らしめたり。此板を高札と名づけ之を掲ぐる場所を高札場と稱し、村内の交通多き所に之を設けたり。今制文の一二を示すこと左の如し。

定

一、火を付る者を吟らべ早く申出べし。若かくし置ゐおゐては其罪重かるべし。たとひ同類たりといふとも申出づるにおいては其罪をゆるされ急度御褒美下さるべき事。

一、火を付る者を見付はこれを捕り申出づべし。見のがしにすべからざる事。

附　あやしきものあらば　せんさくをとげて早々御代官地頭へ召連れ來るべき事。

一、火事之節鑓・長刀・刀・脇指等ぬき身にすべからざる事。

一、火事場其外いづれの所にても金銀諸色ひろひとらば御代官地頭へ持參すべし。若隱し置、他所よりあらはるゝに於ては其罪重かるべし。たとひ同類たりといふとも申出る輩は其罪をゆるされ、御褒美下さるべき事。

右條々可二相守一候若於二相背一者可レ被レ行二罪科一者也

正德元年五月　日　　奉　行

右高札は縦一尺一寸、横二尺七寸五分にして上方山形に削れり。（上多度村三郷松永金吾氏藏）

定

一、何事によらずよろしからざる事に百姓大勢申合候をとゞうとゞなへ、とゞうして玄ゐてねがひ事くはだつるをごうそといひ、あるひは申あはせ村方たちのき候をてうさんと申。前々より御法度に候條、右類の儀これあらば居村他村にかぎらず早々そのすじの役所へ申出べし。御ゐうびとして

ととうの訴人　銀百枚
ごうその訴人　同斷
てうさんの訴人　同斷

右之通下されもの、品により帶刀苗字も御免あるべき間、たとへ一旦同類に成るとも發言いたし候ものゝ名まへ申出づるにおいてはその科をゆるされ、御ゐうひ下さるべし。

一、右類訴人いたすものもなく村々騒立候節、村内のものを差押へ、とゞうにくわゝらせず、一人もさしいださゝる村方これあらば村役人にても百姓にても重もに取玄づめ候ものは御ゐうび致下され帶刀苗字さしつゝき玄づめ候ものども、これあらばそれ〳〵御ゐうひ下しおかるべき者也。

明和七年四月　奉行

右高札は縦一尺一寸　横三尺、上部山形を爲す事前と同じ。　（右松永氏藏）

江戸時代の民政は斯くの如くにして行ひしが、明治五年五月名主又は庄屋を廢し、同時に各村に戸長、副戸長を置き　明治二十二年六月二十七日縣令第四十號を以て、「本年七月一日ヨリ町村ニ町村制ヲ施行ス」の令に基き戸長を改めて村長を置き、始めて町村會を開き町村費を議決し自治體の基を開けり。（編者曰く各町村の庄屋名戸長村長名竝に町村統計等順序として茲に記すべきも便宜上各町村の部に讓りたり。）

第三章　村高

第一節　村高の定方

【村高】村高とは其村の田・畑・原野等を檢地して其地味の善惡に應じ、地位を上中下に分ちて石盛を定め、其石盛高を村中集計したる數字をいふ。村高は一に石高とも高辻とも稱せり。往古は村高といふものなく、唯家數を以て何百何十戸の村と唱へしが、足利氏時代に至り田地千坪を以て一貫文と定め、貫高といふ事始まり、何百何十貫文の村と呼びたりしが、文祿の頃より其土地の收穫米の高によりて石盛を定め石高なるものを計算するに至り始めて史に石高の名あらはる。高辻と

は田畑の高を集めて計算する義にして、辻とは路の四つ辻と同意にて、より集まることなり。換言すれば合計高の義なり。

【檢地】　さて村高を定むるには先づ檢地といふことを爲さゞるべからず。檢地とは田畑に竿繩を入れて段別を丈量し、地味によりて各石盛高を定むるをいふ。而して檢地に古檢と新檢とありて、古檢とは文祿年中豐臣秀吉が一間の長さを六尺三寸とし、一段歩を三百歩と定め檢地したる古法をいふ。慶長元和以後の檢地は一間の長さを六尺一分として計る樣になりたれば之を古檢に對して新檢と稱せり。新檢によりたる檢地帳には竿の長一丈二尺二分但二間なりと記せり。檢地につきては古へと雖も、周到なる注意を拂ひたるものにして、今元祿年間に行はれし檢地に關する御條目中主なるものを記せば左の如し。

一、檢地は百姓身代浮沈に候間別而入念專一其鄕の土目を見る事肝要にて田畑上中下により出目有之か、不足致かの考迄見定め諸事丁簡御繩を無强正道に打可申事

一、田畑上中下の位付專一に候、惣而甲乙無之地方は村前より上順に野末を下に致し、三つ折等分の位付作法に候へ共、山方野方之村々は相違の地方可有之、猶又用水惡水掛引旱損水損收納の勝手迄相考へ、位付可致了簡事

附田畑坪附致し、地檢之節無相違樣可致事

一、上郷下郷之分地面之善悪に斗り不可限、農業之外に余勢有之歟、田方過不足野山草飼場の勝手迄大概含み甲乙損なく可考事

一、竿打は田畑穂之上苅田荒畑等之打様、彌致吟味、一日の内にも幾度も檢し打致すべく粗略に而者不宜事

一、一組之内にて手分致し、打申間敷事

一、寺社屋敷之儀者僉議之上、屋敷分斗除き、帳面に段別を顯し可申候、然共不及了簡儀は衆評之上相極、猶不相濟義は伺之上相究可申事

一、道路井堀添狹打詰申間敷事

一、案内致候名主百姓に引落無之爲誓詞可申付事

一、勘定場帳面認候場へ他之者入間舗事

一、親之田畑子供分け候とも銘々持主名前を付可申事

一、間竿は大工曲尺にて一丈二尺二分可相極事

一、往還之大道通田畑作場道幷落堀圍堤等の端通は三尺宛除可申事

尙ほ享保十一年に仰出されたる新田檢地御條目には、詳細なる注意を示す事左の如し。

一、間竿六尺一分一間之積りに付一丈二尺二分もり込にて二間竿を以て打之、一段三百歩たるべ

し

一、縄者一間宛之管縄六十間或は三十間縄を可用延縮可有之候間早朝竝に、四ッ時八ッ時改之勿論管透目無之様能〳〵間數の札を附可申事

一、間數の端尺は六寸、一尺二寸、一尺八寸、二尺四寸、三尺、三尺三寸、三尺六寸、四尺二寸四尺八寸、五尺四寸、右之寸尺に不足の分は捨之算用之、歩詰一歩は捨、二歩は三歩に足し致加捨畝之歩に合候様可致事

一、田畑一枚限間數合帳に附け讀合之上合算に而段畝歩を附け、其場に而二帳共に間數段畝歩御勘定人印形可仕候、尤間數段畝歩相違有之間敷哉案内のものにも存寄申させ相違有之趣に候はゞ可改直事

一、野帳之内一通日々百姓共へ貸渡、間數段畝歩相違有之間舗哉相尋ね少にても申分有之候はゞ其品承届可改直事

一、田畑共字入念書付竝道中用水惡水堀幅改其際之田畑脇書に可記事

一、新田所御年貢可詰置藏屋舗有之候はゞ敷地者檢地高入に仕物成引に致し勿論檢地帳奥書に委細可記事

附　田畑の中に大石大木塚等有之候はゞ吟味の上檢地除之其品地株之脇書に可記事

一、寺社領之境内吟味の上不紛様に帳面に可記置事

一、新田畑屋敷林野畑等の内寺社有之願之上相立候分は其場所之分可爲無検地、願不申出分は検地之内に可入廟所は見捨地たるべき事

附　無検地に致候分其田畑際竝惣寄之所ゟ明細可書記事

一、南東に高岸を受候場所竝往還道筋並木有之場所田畑木陰引可爲見捨事

一、畔際一尺宛可除、但隣地畔際一尺引之畔一尺之積隣地共畔引一尺五寸之積たるべし。高畔は見斗引之、竝小堤等有之分長幅高等相改其際之田畑脇書に致し以來不紛様可仕事

一、用水有之田に可成所畑に致し有之分者田方に検地可致尤開發願之趣吟味可有之事

一、田方用水不差支吟味有之小溝池等以來迄引候様地株之脇書に可仕候、田より田ゟ水引候地株は其品を可記置事

一、借家竝小作有之候はゞ帳面に本地主可記、借家主・小作名前記と相願候はゞ本地株吟味之上不相紛様地主之脇ゟ願之通可記事

一、田畑位附其村本田畑之位を元に上上之下、中中之下、下下之下、見付何れも一斗劣りに新田畑位を可極勿論其村古田畑直土之所新田畑野土に候はゞ隣郷吟味致し、隣郷之野土之畑之位付を見合、相應に可極、其村本田畑者野土新田畑眞土に候はゞ隣郷眞土之所之位を以右同斷見斗

ひ可極、屋敷は其村上畑之位たるべし

一、屋敷之内家下庭構之分上畑之位附たるべし。屋敷構の内畑は見分之上位を附、籔林等は籔錢林錢可申付若又籔林仕立候はゞ可遂吟味事

一、漆茶桑楮等植附有之候はゞ其植物に不構地相應位付たるべし

一、旱損水損と申立有之候共、一切聞上不申其土地相應之石盛可相極事

一、田畑位付土地再見分のために候間檢地相濟候上別段に相廻り石盛之位附可致事

一、檢地帳相極候はゞ御代官御勘定人竝下役竿取案内の百姓も致連印清帳二冊可差出候、一冊者其村名主に可相渡候、一冊は御勘定所へ可納事

一、間數段畝歩石盛附惣而檢地致方村中惣百姓申分無之哉竝繩取竿取下々迄非分成儀無之哉吟味之上申分無之候はゞ其段猶百姓連印一札可取事

一、作毛不踏荒樣入念可申付候、且又御代官御勘定人竝下役竿取に至迄木錢拂其取有合之野菜を以て一汁一菜之外酒肴一切不差出、諸事費無之樣吟味可申付候

右檢地者百姓永代家督に候條、檢地石盛地面相當候樣可入念者也云々（地方凡例錄による）

〔石盛〕 石盛とは稻作を一坪づゝ坪刈して一坪に付平均籾一升あれば、一段に付籾三石の收穫あり、之を五合摺として米一石五斗を得、卽ち一段歩より米一石五斗を收穫すれば之を十五の石盛と

稱す。而して五公五民の法によれば其半分卽ち七斗卄升は公租となし半分七斗五升は農家の實收得に歸す。

【厘附】　然るに石高といふは元來籾高にて、年貢を籾にて納めたるより五公五民の法にても差支なきが如くなれども、米納となりてよりは、年の豐凶により摺高に多少を生じ、厘附といふ事始まりたり。厘附とは石盛に乘ずる歩合の義にして、四つ五分六厘とか四つ四分三厘とか、厘位迄歩合を出すをいふ。例へば高田町の免狀に「村高中殘千五百九石八斗七升三合、此取米九百一石三斗九升四合此取箇五つ九分七厘」とあるが如し。

【免】　免とは元來石盛だけ納むべきものなれども、石盛高悉く上納するときは凶年の際農民に所謂作德なきにより石盛當りより幾分免じて取立つるより起る。されど年により豐凶あり水損旱損等もあれば、徵收法にも定免法と檢見法との別あり。定免とは享保十八年の定によれば「三分以上の損耗は致破免、三分以下は百姓内損にて、破免願難相成、免通相納る定法に相極り云々」とあるが如く多少の損耗の年は定率によりて納むる事をいふ。檢見法とは毎年其年の豐凶により取箇を定むる爲檢見を行ひ百姓の立行く樣年貢を納めしむるをいふ。

【無地高】　無地高とは其土地なくして高のみ有る義にして、此無地高は大方高内引になり居るものなれども、中には例外として辨高と稱し、惣百姓へ割合徵收せる所もあり。例へば養老村大字

山高
野高
桑高
除地高

白石享保十一年差出帳に「高百六十石五斗、内十五石八斗二升地不足、但小笠原土佐守御領知の時分段別取にて高御構無御座候處、三十六年以前御藏入になされてより、無段別にも御取箇つき御年貢分年々村方より辨し候云々」とあるが如き是なり。

【山高】　山高は山稼の程度を考へて高を定むるものあり、又は田畑の新檢を受け古檢より不足高を生じたる時、山高を受け本高に合算せるものあり、又は初めより山の段別改を受け、田畑石盛に應じ高に結び入れたるものもありて一定せず。正保高帳には鷲巣村山高二石柏尾村山高二石、上方村山高二石七斗、橋爪村山高二石、市石ノ瀬村山高三石八斗九升二合、多良村山高三十七石七斗三升は高内に結び、押越村山高二石六斗七升、嶋田村山高十石二斗五升は小物成として高辻外に記せり。

【野高】　野高は秣場萱立の野分を檢地し段別附を爲したるもの又は無段別にて大凡高入になしたるもの又は本高の内より除き別納するもの等之亦種々ありて一定せず。然れども本郡内の野高卽ち下笠村五石大野村十二石烏江村二石六斗船見村二斗はいづれも本高内に結べり。

【桑高】　桑高とは收穫したる桑に附たる高にして、三尺繩ノ一束を高三升新芽短き時は二升の高とせり。澤田村差出帳に「桑二十七束六把一束に付二升宛、此高五斗五升二合」と記せり。

【除地高】　除地高とは寺社境内等にて無年貢の證文あるか、然らざれば檢地帳に除地と記せるものにして、年貢を除く地高のことなり。例せば日吉村大字宇田大通寺境内は代々戸田侯より年貢免

除のお墨附を頂きて除地となれる地にして、其御墨附書に曰く「領内多藝郡宇田村大通寺境内二石七斗六升三合竝竹林等任二先規一免除如二有來一不」可二相違一者也依如件」とあるは除地高の證なり。

【小成物】物成とは年貢の義にして、田畑より納むる年貢を單に物成と稱し、之に對して野山池沼等に課する諸稅を小物成と稱せり。正保高帳に「志津村小物成金四兩二分、池役、高淵村小物成米十六石餘野年貢」として高外に記せり。

【水帳】檢地帳は先に述べし檢地法によりて檢地し登帳したる土地臺帳にして、一に之を水帳とも稱せり。地方凡例錄に曰く「民部省に大圖帳といふ事は有り。田圃の數量を書記したる斗帳也。依之は水帳は御圖帳なりしを水の字を書誤りたると古書に見へたり。又或說に土地を水土といふを以て水出帳の下略なりと言ふ說も有り、又田は水を以て第一とする故水帳と唱ふるといふ人もあり。先吏小宮山氏の評に檢地は其位段別を分ち經界を記すものなれば、水出の下略といふも惑說なるべし。田は水を第一とする故水帳といふも押付たる按也。檢地は田斗りの事に非らず、畑有り、屋敷有り、山有り、されば水の緣に依つて水帳と唱ふるといふも附會の說也。前に所謂御圖と水の和訓同き故いつとなく書誤りたるべし。云々」と記せり。本郡內には此水帳數ヶ村保存せられたるが其名一定せず、檢地帳又は御水帳又は御繩打帳等記さる。猶此外に村高の定方に付いはまほしき事多けれども之を省けり詳しくは地方凡例（笠郷村役場藏書）につき見るべし。

第二節　村高表

現村名	舊村名	維新當時高		元祿高帳		正保高帳		元和高帳	
		石高	領主	石高	領主	石高	領主	石高	領主
高田町	島田村	二六九六・六一六石	御料大垣御預	二六九六・六一六石	御料笠松支配	太閤檢 二六九六・六一六石 外二 一〇二五〇 山年貢	小笠原主膳	二六〇四・〇〇〇石	德永左馬助
	押越村	二五二・六〇〇	今尾竹腰山城守領	二五二・六〇〇	尾張領	二五二・六〇〇	尾張大納言	御藏入 石原清左衞門代官	
	上方櫻井	七八八・五〇	御料大垣御預	七八八・五〇	御料笠松支配	太閤檢 七八八・五〇 外二 二六七 山年貢	小笠原主膳	七二八・八五〇	德永左馬助
	五日市村	七七・四一〇	御料大垣御預	七七・四一〇	御料笠松支配	太閤檢 七七・四一〇	小笠原主膳	七二八・八五〇	德永左馬助
	澤田村	五九五・九一〇	御料笠松支配	五九五・九一〇	御料笠松支配	太閤檢 五九五・九一〇	小笠原主膳	七二五・〇〇〇	德永左馬助
養老町	龍泉寺村	一二六・二八〇	大垣領	一二六・二八〇	大垣領	太閤檢 二五四・〇四九 新開	尾張大納言	二五〇・〇〇〇 石原清左衞門代官	御藏入
	櫻井村	二一八・二五一	大垣領	二一八・二五〇	大垣領	二一八・二五〇	戶田左門	一二六・二八〇	德永左馬助
	上方村	三五四・〇四九	大垣領	三五四・〇四九	大垣領	三五四・〇四九	戶田左門	上方櫻井 五五五・六七〇	德永左馬助
	市村	七七・四一〇	御料大垣御預	七七・四一〇	御料笠松支配	太閤檢 七七・四一〇	小笠原主膳	七二五・〇〇〇	德永左馬助
	澤田村	五九五・九一〇	御料笠松支配	五九五・九一〇	御料笠松支配	太閤檢 五九五・九一〇	小笠原主膳	七二五・〇〇〇	德永左馬助
	龍泉寺村	一二六・二八〇	大垣領	一二六・二八〇	大垣領	太閤檢 二五四・〇四九 新開	戶田左門	一二〇・五六〇	德永左馬助

| | | |

上多度村

鷲巣村	大垣領	大垣領	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	四七二・〇〇〇
同村喜多新田	大垣領	大垣領	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五〇一・七〇三
同村南新田	大垣領	無高	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	四五六・八九〇
小倉村	大垣領	無高	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	四五六・八九〇
大跡新田	大垣領	三〇九・三六〇	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五四・〇〇〇
有尾村	大垣領	五七二・九七六	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五四・〇〇〇
津屋新田	大垣御預	四二一・六八三	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五四・〇〇〇
有尾新田	大垣御預	四二一・六八三	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五四・〇〇〇
横屋村	大垣御預	四二一・六八三	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五四・〇〇〇
同村堤外草場	大垣御預	八九・三六〇	御料	御料	御料	御料	御料	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	五四・〇〇〇
若宮村	大垣領	二三・六一〇	大垣領	笠松支配	笠松支配	笠松支配	笠松支配	大垣領	戸田左門	徳永左馬助	二三・六一〇

太閤検外二金五両二分池役 一四五・八一六

津屋村内 七九九・六七〇

御藏入石原清左衛門 小笠原主膳

太閤検外二金一朱池役 四六四・〇五〇

小笠原主膳

七四三・四一六

笠松支配

五一一・四〇三

笠松支配

二八八・六二七

笠松支配

七〇八・四〇〇

笠松支配

四二一・六八三

大垣御預

四三・二九三

大垣領

四三・二九三

大垣領

四六四・〇五〇

笠松支配

四三二・六〇六

笠松支配

二八八・六二七

笠松支配

七〇八・四〇〇

笠松支配

五七二・九七六

笠松支配

三〇九・三六〇

笠松支配

小笠原主膳

無高

大垣領

無高

大垣領

小笠原主膳

小笠原主膳

小笠原主膳

| | | |

六八五・四八七 一八八・七三七	石河太郎八 石原清左衛門代官	石見檢 八七四・二六四	尾張・大納言 内石河領同上	八七四・二六五	尾張領 内石河領同上	八七四・二六五	尾張領 内石河領同上	飯田村
四〇一・五〇六	佐々左平太	石見檢 四〇一・五五八	佐々權兵衛	四八二・四〇一	御料 笠松支配	四八二・四〇一	御料 笠松支配	大坪村
四二三・四七五	堀丹後守	石見檢 四二三・四七五	尾張大納言	四二三・四七五	尾張領	四二三・四七五	尾張領	蛇持村
七五三・八〇〇	御藏入 石原清左衛門代官	七五五・八〇〇	尾張大納言	七五五・八〇〇	尾張領	七五四・六〇〇	尾張領	江月村
六三四・四五四	日根左京	石見檢 六三四・四五二	御藏入 深谷忠兵衛代官	六三四・四五二	御料 笠松支配	六三四・四五二	御料 笠松支配	祖父江村
四三・五八三	日根左京	太閤檢 六一・九八九	御藏入 深谷忠兵衛代官	六一・九八九	御料 笠松支配	六一・九八九	御料 笠松支配	段海村
一、〇五六・九八〇	德永左馬助	太閤檢 一、〇六九・六二八 外三四九六―山年貢	小笠原主膳	一、〇六九・六二八	御料 笠松支配	一、〇六九・六二八	御料 大垣御預	直江村
四五九・七五〇	德永左馬助	太閤檢 四五九・七五〇	小笠原主膳	四五九・七五〇	御料 笠松支配	四五九・七五〇	御料 笠松支配	金屋村
四一〇・三二〇	德永左馬助	太閤檢 四一〇・三九〇	小笠原主膳	四一〇・三二〇	御料 笠松支配	四一〇・三二〇	御料 笠松支配	飯積村
二八二・五四〇 安久ヲフクム	織田河内守	一八八・三六〇	戸田左門	一八八・三六〇	大垣領	一八八・三六〇	大垣領	大墳村
二二六・一九〇	德永左馬助	二二六・一九〇	戸田左門	二二六・一九〇	大垣領	二二六・一九〇	大垣領	高畑村

小畑村　多藝村

| | | |

| | | |

| | | |

第四章　系圖

（一）土岐系圖

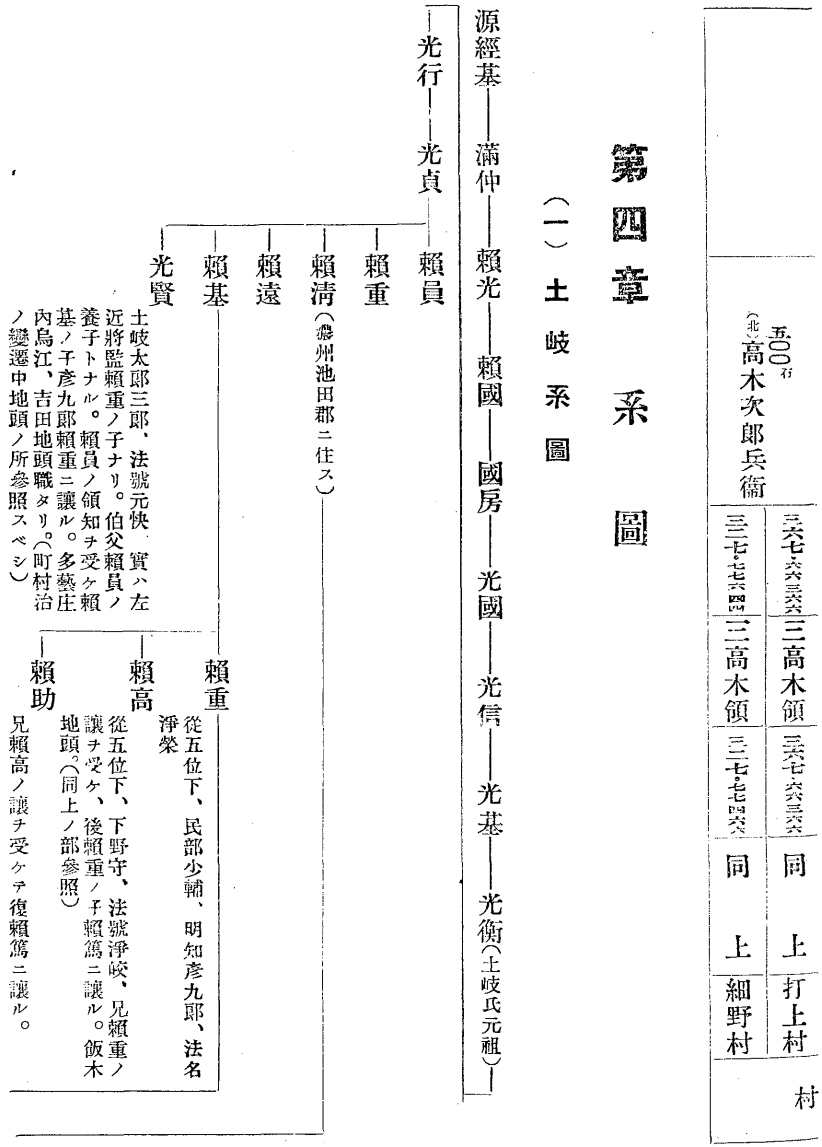
源經基
滿仲
賴光
賴國
國房
光國
光信
光基
光衡（土岐氏元祖）
光行
光貞
賴員
賴重
賴清（濃州池田郡ニ住ス）
賴遠
賴基
光賢
土岐太郎三郎、法號元快、實ハ左近將監賴重ノ子ナリ。伯父賴員ノ養子トナル。賴員ノ領知ヲ受ケ賴基ノ子彦九郎賴重ニ讓ル。多藝庄內烏江、吉田地頭職ヲ有リ。（町村治ノ變遷中地頭ノ所參照スベシ）
賴重
從五位下、民部少輔、明知彦九郎、法名淨榮
賴高
從五位下、下野守、法號淨峻、兄賴重ノ讓ヲ受ケ、後賴重ノ子賴篤ニ讓ル。飯木地頭。（同上ノ部參照）
賴助
兄賴高ノ讓ヲ受ケテ復賴篤ニ讓ル。

頼篤
土岐明知十郎、應永二十四年多藝庄地頭職、同姓ト爭論ノ時院宣文アリ。應永年中濃州退治ノ時、叔父頼高頼助等ト謝所ニ陣シ無罪免許セラル。（同上町村治變遷ノ部參照）

頼邦
頼秋
頼秀
頼弘
頼定
頼尚

頼明
定明
定政
從五位下、土岐山城守、幼名愛菊、藤藏天文五年多藝郡ニ生ル、母ハ三州菅沼小大膳ノ女ナリ。土岐左京大夫賴藝敗北ノ時父定明戰死ス。定政時ニ二歳ナリ。乳母懷ニ抱キ參州ニ退キ叔父菅沼常陸介ニ賴リ成長ス。永祿七年東照大神ヲ拜シ近仕シテ菅沼藏ト號ス。明知日向守光秀親族故、世ヲ忍レ菅沼ト改ム。文祿年中台命ニ依リ土岐ニ復ス度々戰功有リ。下總國相馬郷一萬石ヲ賜フ。慶長二年卒ス。

頼忠
康貞
土岐惡五郎、參河守又名頼名世ニ知ラル、大刀銀衝早業達者也八幡合戰ノ時水附ノ笠符ヲ附ケ、大太刀ヲ持チ軍功アリ。和田五郎ト戰ツテ片岸ニ落チテ戰死ス。異本ニ文和二十三年六月吉田合戰ニ打死スト。

行春
久々利太郎ト稱ス。久々利ハ可兒郡ノ地名

康任
宇田二郎、按ニ多藝郡宇田村大通寺ニ土岐五郎ノ墓康貞碑アリ。康任之ヲ建ツ（G吉村宇田大通寺參照）

光直
羽崎三郎
羽崎ハ可兒郡ノ地名

頼益
持益
成頼
政房

頼藝

土岐左京大夫、宗藝ト號ス、信長記ニ「賴藝齋藤道三ニ逐ハレテ尾張ニ犇リ信秀ニ依賴ス。天文十七年八月兵ヲ起シテ多藝口ニ入リ火ヲ縱ヂテ侵伐ス、信秀賴藝ヲシテ揖斐谷ニ住セシム云々。

—光親
揖斐五郎、天文ノ比揖斐在城、鷲巢ニ於テ卒ス。

—光敦
鷲巢太郎、石津郡鷲巢住、女子有リ揖斐周防守和田將監ニ嫁ス。
（美濃明細記、信長記ニヨル）

（二）德永系圖

關白藤原賴通—家隆（賴通四代ノ孫）—昌隆—與昌

昌隆ノ後胤、初メテ近江國德永村ニ住ス、依テ德永ヲ以テ氏トス

—昌利—壽昌
下總守、石見守、式部卿、法印、母ハ某氏、天文十八年近江國德永村ニ生ル
初メ柴田勝家ノ猶子勝豐ニ仕ヘ、石見守ト稱ス。勝豐嘗テ勝家ト郤アリ後勝家、柴田秀吉ト相抗スルニ及ビ秀吉竊カニ壽昌ヲ招ク、壽昌卽チ勝豐ヲ勸メテ與ニ秀吉ニ降ル、天正十一年勝豐病アリ京師ニ趣ク、壽昌卽チ其兵ヲ督シテ秀吉ニ賤岳ニ從フ後髮ヲ削リテ入道シテ法印ニ叙セラレ式部卿ト稱ス、海津郡松ノ木城ヲ賜ハリ邑二萬石（或ハ曰ク三萬石ナリト）ヲ食ム。慶長三年秀吉薨ジテ後奉行等壽昌ニ謂ツテ曰ク太閤ノ遺旨ニヨリ征明ノ諸將ヲシテ悉ク師ヲ旋サシメヨト。壽昌未ダ應ヘズ。德川家康ニ告ゲテ後命ヲ奉ジ九月纔ヲ解ヒテ朝鮮ニ至リ、諸將ト共ニ軍ヲ戢メテ歸ル。次年八月井伊直政ニ依テ盟書ヲ家康ニ入レ、本多忠勝・榊原康政、及直政ト與ニ誓衙ス。庚子ノ秋家康ニ從ヒ小山ニ在リ上國ノ變報至ルニ及ビ家康壽昌ニ命ジ上國將士ノ石田三成ト相和セザルモノヲ招カシム。壽昌卽チ金森家ヲシテ與ニ命ヲ傳ヘテ之ヲ諭シ、福束及駒野ノ諸城ヲ下ス（高木系圖、關ケ原合戰ノ部參照）敵首數十級ヲ斬ル、高須城ヲ賜ハリ邑六百石ヲ食ム、慶長十七年七月（或曰ク十二月）卒ス。時ニ年六十四、法名桂岩又廣德院ト號ス。壽昌慶長ノ役ニ當リ拔軍ノ功ヲ以テ家康ヨリ感狀ヲ賜ヒ、台德院ヨリ御馬竝ニ備前三郎ノ刀ヲ戴キ且二萬石ヲ加增シテ五萬三千石ヲ高須ニ移封セラル。別邸ヲ池邊村大字根古地ニ備フ。同村天照寺屋敷ハ其遺址ナリ。（池邊村天照寺參照）

昌重

左太郎、左馬助、從五位下、母ハ三上氏ノ女、天正八年越前國ニ生ル。

壽昌ノ長子ナリ。秀吉ニ仕ヘ從五位下ニ叙セラレ左馬頭ト稱ス。慶長庚子ノ役德川家康ニ從フ、後父卒シテ其封ヲ襲フ大阪冬ノ役起ルヤ從ヒテ軍ニ臨ム、夏ノ役又從ヒテ敵首七十二級ヲ斬ル。寛永五年三月酒ヲ嗜ミ淫ニ溺レ且述職ノ期ヲ愆リ出羽ノ莊内ニ配流セラレ、同九年戸澤右京亮政盛ニ預ケラレ同國新庄ニ在リ。同十九年六月十九日同地ニ於テ歿ス。時ニ年六十九。高須舊記ニ曰ク「寛永五年戊辰三月德永左馬助御改易ノ子細ハ大阪二ノ丸御普請知行割ニテ被仰付、出來近日御渡シ可被成處ニ隣ノ丁場ヨリ夜ノ内ニ崩石共ニ御堀ヘ落込出來成不申處御普請奉行衆ヨリ被達上聞候由、其節御子息下總守ヨリ被仰上候ハ左馬之助義亂氣ニ罷成申候間我等ニ被仰付被下置候樣ニト申上ラレ候由然ル處普請ノ義父子ノ間内分ニテ可仕事ナルニ親亂氣ト申立テ不孝ノ至ト上意ノ由、問モナク領知被召上候テ弟平兵衞ヘ新規三千石被下置候由云々。

昌勝

萬吉、下總守、從五位下、母ハ本願寺家司下間按察使賴龍ノ女。

寛永二年十一月從五位下下總守ニ叙セラレ、同三年大猷院殿入洛ノ節父ト與ニ從フ。同五年三月十五日父ノ罪ニ坐シテ溝口伯耆守宣勝ニ預ケラレ越後國新發田ニ蟄居ス、慶安元年六月三日赦免セラレ九月二十八日大猷院殿ニ謁見ス。同三年十二月二十七日廩米二千俵ヲ給ヒ寄合トナル。承應三年九月二十八日卒ス。年五十。法名自源、貝塚ノ青松寺ニ葬ル。

昌崇

承應三年十二月二十七日遺跡ヲ繼ク。天和二年上野國及下野國ニ於テ五百石、元祿十年武藏國及伊豆國ニテ千七百石ヲ給ヒ寶永三年二月二十六日歿。年七十二。

昌本（延享三年九月十六日死年六十五）―昌士（寶曆元年四月七日死年三十八）―昌武（寶曆三年九月二十一日死年二十）―茂昌（安永三年十二月二十二日死年三十八）

（野史、寛政重修諸家系圖、高須舊記ニヨル）

（三）堀系圖

清和源氏義家の流、足利斯波氏の族にして斯波民部少輔の後裔三右衛門尾張國中島郡奥田城に住し、始めて奥田を稱す。而して堀監物直政に至り堀と改む。

奥田三右衛門——奥田七郎五郎

尾張國奥田ニ住シ、後美濃國茜部ニ移リ近江國ニ於テ屢々戰場ニ臨ミ高名ナアラハス

直方ガ呈譜ニ、直純或ハ利直ニ作ル、美濃國茜部ノサ、屋敷ニ小城ヲ構ヘ五百貫文ノ地ヲ領ス。弘治二年齋藤道三義龍父子濃州鷺山戰ノ時ニ大刀ノ士道家孫二郎一騎駈出ス七郎五郎亦駈出シ、互ニ赤武者ノ武勇、道家ト組討ヂ首ヲ得惡七郎五郎ト呼ブ、元龜二年九月二十二日死、法名道存。

堀監物直政

三右衛門、母ハ掃部大夫某女、直政織田右府ニ仕ヘ父ガ遺領ヲタマハリ、堀左衛門督秀政ノ從弟タルヲ以テ秀政ノ手ニ屬ス。諸將伊賀國龜甲城ヲ襲ヒ政ルノ時直政精兵ヲ率ヒテ先登シ右府ノ感賞ヲ被ル。永祿十二年伊勢國峯城ヲ攻ムル時直政山岡道阿彌ト鎗ヲ合セ道阿彌ガ鎗ヲ奪ヒ取ル。山口修理某常ニ直政ガ勇敢群ヲ出タリト感ズ。天正十年明智光秀勝龍寺ニ陣シ、豐太閤ト雌雄ヲ決セントス。此時直政ハ太閤ニ屬スルガ故ニ其地形ヲ察シ鐵砲頭近藤紳部佐重勝ト共ニ寶寺ノ峯ニ備ヲタテ一戰ニ勝利ヲ得光秀ガ軍悉ク敗走ス。直政亦明智彌平次某近江ノ安土ヨリ坂本ノ城ニタテ籠ランコトヲ圖リ、大津松本ノ邊ニハセムカヒ、敵兵甲田孫之丞ノ首ヲ得タリ。彌平次ハ戰ハズシテ間道ヨリ坂本ノ城ニ逃入ル。十一年太閤柴田勝家ト合戰ノ時直政十文字ノ鎗ヲ以テ勝家ガ金ノ御幣ノ馬印ヲ奪ヒトル。時ニ小塚藤右衛門某ハセ來リテ直政ニ向フ。直政馬印ヲナゲステ小塚ヲ組伏セ其首ヲ討取ル。其後太閤ヨリ秀政ニ越前國北庄ノ城ヲ與ヘ其勳功ヲ賞スルノ時、秀政モ亦直政ガ忠節ヲ感ジ姓氏ヲアタフ。是ヨリ直政藤原氏トナリ堀ヲ稱ス。十二年長久手ノ合戰ニハ秀政ニ從ヒテ戰功アリ、十三年太閤根來寺ヲ攻ムル時秀政千石堀ニ向フニヨリ直政モ是ニ從ヒテ軍功ヲハゲマシ、十八年小田原陣ニモ秀政ニ屬シテ彼地ニ赴ク。慶長三年太閤ヨリ秀政ニ越後國ヲタマフ時直政モ同國沼垂郡ニ於テ五萬石ヲ領シ三條城ニ住ス、五年東照宮會津御發向ノ時越前國ハ上杉景勝ガ舊領タルニヨリ、景勝其國人ヲカタラヒ會津ノ境ニ於テ一揆ヲ起サシム。直政速カニ柏崎ニ出陣シ、彼ノ徒ヲ討捕ヒ其亂ヲ平グ。東照宮其功ヲキコシメサレ九月二十一日御感ノ御書ヲ下サル。十三年二月二十六日越後國高田ニテ死ス。年六十二、法名道英、高師壘寺ニ葬ル。

堀丹後守直寄

三十郎、從五位下、母ハ宇佐美氏。

直寄ハ直政ノ二男ナリ。天文五年尾張國ニ生ル。後豐臣太閤ノ命ニヨリ從五位下丹後守ニ叙任シ、慶長三年越後國ノ内ニ於テ一萬石ノ領地ヲタマヒ、堀秀治ニ屬セラル。秀治ヨリモ采地ヲ分チ受ケ坂戸ノ城ニ居ス。五年上杉景勝越後國人ヲシテ一揆ヲ起サシメ、八月朔日小倉主膳某ガ居城下倉ヲ圍マシム、二日直寄坂戸ヨリ下倉ニ馳セ向ヒ、是ヲ助ケテ挑ミ戰ヒ、敵首三百餘級ヲ得ケリ。一揆等田川小千屋表ニ引退ク。直寄逃ゲルヲ追ウテ又二百餘人ヲ討取ル東照宮及台德殿ヨリ御感書ヲタマフ。十五年直寄兄直次ト爭論ノコトアリ。駿府ニ於テ其曲直ヲ糺明セラル、ニ至リ直次終ニ非義ニ決シ封地ヲ沒收セラレ、此時直寄ハ舊領五萬石ノ内一萬石ヲ割ラル。此年東照宮ヨリ信濃國飯山城四萬石ヲタマハリ駿府ニ候ス。十六年サキニ駿府ニ火災アリシ時直寄スミヤカニ馳セ來リテウチ消シ、カバ其賞トシテ美濃國多藝郡ノ内ニテ一萬石ヲ加增セラル。十九年大阪ノ役ニ御後備トナリ住吉ヨリ茶臼山ニ御陣ヲウツサセタマフ時仰ヲカウブリテ御旗本ノ先駈トナル。元和元年ノ合戰ニハ直寄大和口ノ軍將水野日向守勝成ガ手ニ屬シ、四月二十四日仰ヲウケテ陣ヲ二隊ニ備フ。直寄士卒ヲヒキヰテ南都ニ至リ、一番ニ備ヘ、松倉豐後守重正ハ二番ニ備フ。二十六日諸將河内ノ境十三塚法隆寺邊ニ陣ス。直寄ハ高安鄉ニソナヘ弟三右衞門直之等二十四騎ヲ斥候トシ敵ノ形勢ヲウカゞハシム。此時敵已ニ國分寺ヲ燒拂ヒ道明寺ニ陣ス。五月五日諸將大阪勢ヲ攻擊スベキ嚴命ヲ蒙リ古來ノ古例ニヨリテ田尻越ヨリキソヒ進ム。時ニ直寄龜瀨越ニ至ル。村里ノ老父及從卒等直寄ヲ諫メテ往昔物部守屋此路ヲ經テ終ニ敗亡ニ至リシヨリ此方大將タルモノ龜瀨城ヲ歷ルコトナシト云フ、直寄曰ク命ヲ輕ンジ戰場ニ臨ムモノ何條カ、ルコトヲ忌避センヤト速カニ打越エ國分寺ニ至リテ張陣ス、六日卯刻ノ合戰ニ直寄從兵ヲ分チテ横鎗ヲ入レ、多勢ヲカケ破リ、首級ヲ得タリ。七日敵軍天王寺邊ニ出張シ挑ミ戰フ。直寄諸將ニハセ加リ大勢ヲ突キ崩シ、首八十級ヲ得テ奉ル。兩日ノ戰ニ討取ルトコロノ首スベテ二百餘ニ及ビシカバ御感ノ仰ヲカウブル。二年四月朔日東照宮直寄ヲ御病床ニメサレ此度若シ天下ニ叛逆ヲ企ツルモノアルニ於テハ一番合戰ハ藤堂高虎、二番ハ井伊直孝、直寄ハ兩備ノ間ニ在リテ横鎗ヲ入ルベシトノ恩命ヲ承ル。此年三萬石ヲ加增セラレ、飯山城ヲ轉ジ越後國長岡城ヲタマヒ、四年四月九日又二萬石加增アリテ十萬石ヲ領ス

越後國村上城ニウツリテ住ス。寛永六年十二月二十六日台德院殿直寄ガ邸ニ渡御アリテ助國ノ御刀貞宗ノ御脇差及黃金三百兩ヲ賜フ。七年二月十三日大猷院殿直寄ガ宅ニ渡ラセタマフ時モ助光ノ御腰物黃金二百兩ヲ賜フ。十六年六月二十九日卒ス年六十三、鐵團宗釘凌雲院ト號ス、東叡山ノ凌雲院ニ葬ル。

—堀直次——堀直定

三十郎、兵部大輔、從五位下

慶長十九年駿河國府中ニ生ル。寛永十五年七月十七日父ニ先チテ卒ス、年二十五、月窓全清中證院ト號ス。室ハ土井大炊頭利勝ノ女

千介、母ハ利勝ノ女

寛永十三年生ル。十五年嫡孫承祖トナリ、十六年十月二十二日祖父ガ遺領ヲツグ。十三萬石ノ高中直定ニ十萬石ヲタマヒ、叔父七郎五郎ニ越後國ニテ三萬石ヲ分チタマハル。十八年十月十六日市谷水道石垣ノ普請ヲ助ケツトメシニヨリ、家臣等ニ物ヲタマフ。十九年三月二日卒ス年七。梅臺清鐵春陽院ト號ス。嗣ナクシテ領地ヲ收メラル。

（寛政重修諸家譜）

（四）日根系圖

日根氏祖先は新羅歸化族にして、和泉國日根郡中庄浜浦に居住せしを以て日根を家號とし後日根野と改む。

日根永盛—國季—國遠—基遠—光盛—遠綱—盛廣—宗廣—眞如—致光—章政—致雅—致有—致秀—盛實（右馬允法名寂圓）—盛氏—盛經（下總守）—盛治（雅樂左衛門、武功アルニヨリ尊氏ヨリ、直判ノ感狀アリ、法名道悟）—時盛（二郎左衛門尉）—國盛（三郎左衛門尉）—國景（五郎左衛門尉）—盛澄（左近將監）—盛久—

—（盛久兵庫助ト稱ス）——盛長（宰相千代丸）——國吉（法名道了）——秀盛（松王丸）——早盛（五郎左衛門尉）——九郎左衛門尉—

—（美濃ニ移ル）——日根野備中守弘就

齋藤三代後信長ニ仕ヘ長久手ノ役羽柴秀吉ニ屬シテ功アリキ、大永元年九月淺井亮政齋藤秀龍ト江濃ノ境ニ戰フ時弘就ハ桑原刑部ノ舍弟桑原八郎ト共ニ淺井ノ兵ト奮戰シ後剃髮シテ治部卿法印ト號ス慶長七年五月二十八日卒ス。

—日根野彌次右衛門

美濃明細記ニ「太閤記ニ曰ク日根野兄弟ハ美濃國ノ人ナリ、備中守二十六歲ノ時義龍ニヨリ道三ノ二男喜平次三男孫四郎二人ヲ一打ツヽニ殺シケリ、此起リハ義龍ナサミシ下シ兩人ノ弟ヲ愛セシ故ナリ、長嶋一揆ノ時備中守手柄アリ、弟彌次右衛門森部合戰ニハナヤリノ佳名アリ（織田軍記ニハ彌次右衛門森部合戰ニ美濃方一番鎗）龍興自國ヲ去リテヨリ武者修業關東ニ下リ兄弟（ウチ）ヲ預リ下知其所ヲ得シニ依テ武名香クナリ後信長秀吉ニ從フ、備中守ハ龍興ノ時ハ士大將ト見エルナリ、信長ヘハ天正始ヨリ仕ヘ武功アリ、云々。

—高吉——日根野左京亮高繼

織田右府ニ仕ヘ屢々軍功アリ、小田原陣ノ時先手トナリテ山中城ヲ攻メトリシ戰功ニヨリテ信濃國諏訪郡ニ於テ二萬七千石ヲタマヒ島ノ城主トナル。慶長五年東照宮上杉景勝ヲ御征伐トシテ東國ニ御發ノ時、御先手ヲウケタマハルノ處六月二十六日高嶋ニ於テ俄ニ病デ卒ス、鐵叟恍ト號ス、彼地ノ慈雲寺ニ葬ル、室ハ戸田民部忠成ノ女

日根野織部正高吉ノ二男、母ハ戸田民部少輔忠成ノ女

慶長七年召サレテ東照宮ニ仕ヘ奉リ、美濃國安八、石津多藝方縣大野山縣厚見七郡ノ內ニ於テ采地七千石ヲタマヒ、後小性トナリ其後大阪兩度ノ御陣ニ從ヒ奉リ、元和三年五月二十六日采地ノ御朱印ヲ下サル、寬永三年死ス、法名逸閑、駒込ノ勝林寺ニ葬ル。

—高次

高繼ノ子ナリ母ハ某氏、寛永三年六月十八日遺跡ヲツギ寄合ニ列ス。此日大野池田二郡ノ内ニテ千石ヲ弟半助高眞ニ分チ與フ。八年十二月十二日死ス。法名宗梅。嗣ナクシテ家絶ユ。

新撰美濃志ニ曰ク石津郡五町村ニ日根野古城跡アリ今農家ノ宅地トナル、云々。

（五）石河（イシコ）系圖

貞純親王（清和天皇第六皇子）
- 經基王
  - 滿仲
    - 賴親
      - 賴遠（稻原三郎）
        - 有光（石河源太）
          - 基光
            - 光義
              - 光治（石川二郎、美濃國市橋澤田成田ノ地頭）

初メ播州物津ニ住ス、物部冠者ト稱ス、白河院ノ御宇永保年間將軍源義家ニ代リ、鎭守府ニ趣キ奥州石川郡泉館ニ住シ七郡ヲ領ス、因テ始メテ石川ヲ以テ氏ト爲ス。

- 光常
  - 光久
    - 政義
      - 義定
        - 貞繼
          - 義賴
            - 義親
              - 有親
                - 有基
                  - 光清
                    - （美濃國厚見郡鏡島城ニ住ス）
                      - 光政（豐臣氏ニ仕ヘ近江國長濱城守護同國安土假館ノ留守トナル）
                        - 光重

實ハ光政ノ舍弟也、光政卒スル時貞政穉弱ナリ故ニ光重ニ命ジ、其封ヲ襲ガシム、中國西國北越東相ノ役每ニ關白豐公ノ軍ニ從ヒ、聚樂ノ行幸亦公ニ從ヒ儀衞中ニ在リ、又公ニ從ヒ參內ス、天正年間京師ノ庶務ヲ管ス、光重播州揖西郡立野ニ移リ播淡攝三州中五萬三千石ヲ領ス。

光元
從五位下紀伊守、播州立野城ニ居ル、征韓ノ役豐太閤ノ命ヲ受ケ戰艦ノ進退ヲ監ス。

光吉（備前守、關ケ原ノ役迄尾州犬山城ニ居ル）

一光（兵助、志津ケ嶽ノ合戰ニ討死ス則七鎗ノ一也）

掃部守一宗（關ケ原ノ役大津攻ノ時功アリシモ後ニ自殺ス）

光忠　市正
光元殁後弟清平ト嫡ヲ爭ヒ、東照公命ジテ光忠ヲ立テ、嗣トナス、自筆ノ印章ヲ賜ヒ、一萬石ヲ領ス、其地濃攝ニ在リ、皆舊封ナリ、時ニ公駿府ニ在リ、後命アリテ尾張義直卿ニ附屬セシム、卿ノ母龜局光元ノ妾トナリ光忠ヲ生ム、故ニ光忠ハ義直卿ノ同母兄ナリ、後元和八年二代將軍ノ命ヲ以テ賜替地亦濃ノ地也、後歷世之ヲ領ス。德川家康公自筆知行目錄一萬石中養老郡ニ屬スルモノ左ノ如シ。

一、二百九十二石五斗五升　石津郡市ノ瀨村
但野年貢共ニ

一、六百八十五石四斗八升七合　多藝郡飯田村ノ內

右宛行訖全可領知者也
慶長十五年十月十二日　家康公朱印
石河太八どのへ

正光——章長——正章——忠喜——光當——光籌——光美——光晃
明治元年五月二十日朝旨ヲ奉ジ領地ノ印章ヲ太政官辨事局ニ納メ同三年九月二十七日笠松縣貫屬トナリ藩錄十分ノ一ヲ賜フ、

光熙　鉦次郎

（養老郡一之瀨村桑原權之助氏所藏石河系圖寫ニヨル）

（六）佐々系圖

佐々木三郎盛綱が男加地太郎信實が八男左衞門尉氏綱上總國佐々の庄に住せしより佐々を稱す。長治は其末孫なりといふ。

長治（勝右衛門、天正十四年大阪ニテ死ス年七十九法名淨春）

長成

喜三郎、信濃守、從五位下、母箕浦氏。

豐臣太閤ニツカヘ攝津國武庫郡ノ内ニ於テ采地五百五十石餘ヲ知行ス。太閤他界ノ後東照宮ニ仕ヘ奉リ慶長五年ノ役有馬玄蕃頭豐氏ニ屬シテ御先ニ發向シ戰功アリ。後丹後國桑田郡ノ内ニテ五百石ヲ加ヘラレ、都テ千五十石餘ヲ知行ス。寛永二年四月十六日死ス。年六十八、法名宗無、神田ノ吉祥寺ニ葬ル。後此寺ヲ駒込ニ移ス。

長重

左平太、母ハ重成ガ女

東照宮ニ仕ヘ奉リ御膳番ヲ勤メ美濃國多藝郡小畑村大字大坪ニテ四百一石五斗六合及山縣ニテ某合セテ五百石ヲタマフ、慶長十九年九月十日父ニ先チテ死ス。法名源秋、駿河國安倍川ノ德願寺ニ葬ル。

長次

慶長十九年京都ニ於テ東照宮ニ謁シ、兄長重ガ采地五百石ヲタマヒ、元和元年大阪御陣ノ時父ト共ニ永井直勝ガ組ニ屬シテ供奉ス。後台德院ニ仕ヘ奉リ御書院番ヲ勤ム。寛永二年父ガ遺跡ノ内舊知五百五十石ヲ賜ヒ、コレ迄ノ采地ヲ合セテ千五十石ヲ知行シ、コノ時弟四郎三郎正成ニ五百石ヲ分チタマフ。十年二月七日上總國市原、下總國千葉二郡ニ於テ二百石加增アリ。都テ千二百五十石ヲ知行ス。十四年九月十三日川勝丹波守廣綱ト共ニ御目付ニ代リテ松平一伯忠直ガ配所豐後國ニ赴ク。十六年美濃國加納城ヲ松平丹波守光重ニタマフヨリ彼地ニ行ク。十九年仰ヲウケ常陸國下館城ニ至リオ目付ノ事ヲツトメ、十二月十五日御使番トナリ、晦日布衣ヲ着スルコトヲ許サル。二十年五月六日仰ニヨリ陸奥國二本松ニ赴キ城受取ノ役ヲ勤ム承應三年六月三日死ス。年六十四、法名傳尊、妻ハ佐々氏ノ女、後妻ハ土屋忠左門利重ノ女。

隆直

又兵衛、母ハ佐々氏ノ女、寛永元年九月十五日始メテ台德院殿ニマミエ奉ル。時ニ歳十五、七年正月西城ノ御書院番ニ列シ九年ヨリ本城ノ勤トナリ、十年二月七日廩米二百俵ヲタマフ。十年二月七日二百石ヲ加恩アリ。廩米ヲ采地ニアラタメラレ、下野國都賀郡ノ内ニ於テ四百石ヲ知行ス。十一年大猷院殿御上洛ノ時供奉シ十三年四月日光山ニ詣デタマフ時モ從ヒ奉ル。承應三年十二月二十七日遺跡ヲツギ此時先ニタマヒシ采地ヲオサメラル。萬治元年京極刑部少輔高知ガ領知播磨國龍野ヲ改メ讃岐國丸龜城ヲタマフ。四月十日仰ヲ承リ兩所ニ赴ク。寛文二年九月十五日御使役ニ轉ジ十二月二十七日布衣ヲ着スルコトヲ許サル。延寶五年四月二日死ス。年六十八、法名良長、妻ハ和田庄之助定繼ノ女。

織田系圖

成澄
喜三郎、母ハ定繼ガ女、萬治二年七月十一日御小性組ニ列シ、寛文三年四月嚴有院殿日光山ニマウデタマフ時從フ。九年閏十月十八日年頃ノ精勤ヲ賞セラレ黃金五枚ヲタマフ。延寶二年十二月六日二丸ニ於テ時服ヲタマフ。五年七月十二日遺跡ヲツグ。千五十石餘ヲ知行シ、二百石ノ地ヲ弟十郎長政ニ分ツ。天和元年三月仰ヲ受ケ奥羽二國巡見ス、貞享元年七月二日、サキニ淺草石垣ノ普請ヲウケタマハリシニヨリ時服三領黃金三枚ヲタマフ。元祿二年六月九日小十人組ノ番頭ニ轉ジ十二月二十七日布衣ヲ着スルコトヲ許サル。五年二月二十三日御留守居番ニ移リ、十一年四月四日同僚秋山十兵衞正勝ニ遺恨アルニヨリ正勝ガモトニ至リ及傷ニ及ビ討留、松平甚三郎宅ニ立退キ切腹シ、コレヨリ采地ハナサメラル。妻ハ山崎四郎左衞門重政ノ妻。

喜之助
女子（山村十郎右衞門良考ノ妻トナル）
女子（篠山甚太郎具晴ガ養女トナル）

（寛政重修諸家譜）

（七）織田系圖

長益
平氏、清盛流。侍從、從四位下、剃髮シテ有樂ト號ス。織田備後守信秀ガ十一男、母ハ某氏。天文十六年ニ生ル、織田右府事アルノ後豐太閤ニ屬シ、後法眛シテ有樂ト號シ、攝津國嶋下郡味舌（マシタ）ニ於テ二千石ヲ知行ス。慶長五年關ケ原ノ役石田三成ガ軍將橫山喜內某ト鎗ヲ合ス、時ニ家臣千賀又藏某助ケ來リテ喜內ヲウチトリ、其首ヲ實檢ニ備フ。役後戰功ニヨリ攝津國本領ヲ安堵シ、別ニ大和國山邊郡ノ內ニ於テ新恩ヲ加ヘラレ、スベテ三萬石ヲ領ス。元和七年十二月十三日京都東山ニ於テ卒ス、年七十五。如菴有樂正傳院ト號ス、建仁寺ノ正傳院ニ葬ル。

長孝

或ハ長一、河内守、從五位下、母ハ某氏。慶長五年東照宮上杉景勝御征伐ノ時父ト共ニ從ヒ奉リ小山ニ赴キ關ケ原ノ役ニハ御麾下ニ屬ス。此時敵將戸田武藏守重政、津田長門守元勝戰チマジヘテ未ダ勝負ヲ決セズ。長孝元勝ニ代リテ鎗ヲ以テ重政チツク。重政ガ家人鵜見金左衞門某之ヲ見テ長孝ニ向フ。長孝ガ家臣矢田太兵衞某主ヲ助ケテ金左衞門チツク。山崎源太郎某走リヨリテ重政ガ首ヲトル。此ノ戰功ニヨリテ美濃國大野郡及多藝郡ノ内ニテ高一萬六石餘ヲタマフ。古城跡ハ揖斐郡野村ノ西北方牛洞ノ東ニアリト云フ。十一年七月五日卒ス照巖玄高ト號ス。新撰美濃志ニ織田河内守野村ニ居城シテ一萬石ヲ領ス。關ケ原御合戰ニ、關東ノ御味方、元和ノ頃迄在城其子河内守長則家ヲ續ギコ、ニアリシガ、寛永九年六月卒シ嗣子ナキヨリ家斷絶ス、父子二代三十二年コ、ニ居ル云々。

長則

河内守、從五位下、母某氏、寛永三年御上洛ニ扈從シ、八年七月卒ス。徹叟全英ト號ス、芝泉岳寺ニ葬ル、嗣子ナクシテ家絶ユ。

（寛政重修諸家譜、新撰美濃志ニヨル）

（八）高木系圖

三高木分立以前の系圖（其一）

清和源氏

家紋　丸之内鷹羽三枚、後爲ニ丸之内左違鷹羽一、替紋丸之内三引、又五ツ梅

清和天皇
神武天皇五十六代、諱ハ惟仁、文德天皇第四ノ皇子、母公ハ攝政太政大臣藤原良房公ノ女、嘉祥二年三月二十五日降誕、天安二戊寅年十一月七日卽位、元慶四庚子年十二月四日崩御、寶算三十一歲、諡水尾院、後清和天皇ト改ム。

貞純親王
三品、兵部卿、清和天皇第六ノ皇子、母公ハ中務卿神祇伯棟貞卿ノ女、貞觀十六甲午年三月二十三日一條大宮桃園御所ニ生ル。故ニ桃園親王ト號ス。源氏正統ノ祖、延喜十六丙午年五月七日薨ズ。寶算四十三歲。

經基王
上總介、左衛門、內藏頭、攝津守、正四位上、鎭守府將軍、母ハ右大臣能有ノ女、宇多天皇ノ御宇寬平二年二月十二日西八條御所ニ生ル。六孫王ト號ス。始メテ源氏ノ姓ヲ賜フ。弓馬ニ達シ、武略ニ長ジ、昇殿ヲユルサル。伊豆·武藏·常陸·美濃·但馬·伊豫·筑後·信濃等八州ノ大守トナリ、天德二戊午年十月十日卒ス、壽六十九。

滿仲
左馬權頭、兵部少輔、治部大輔、正四位上、帶刀先生鎭守府將軍、母ハ橘朝臣繁古ノ女、醍醐天皇ノ御宇延喜十二壬申年四月八日攝州河邊郡多田御所ニ生ル。十四歲ニシテ元服加冠ス。攝津·武藏·常陸·美濃·信濃·陸奥·上野·伊豫·越前等九州ノ守トナル。拾遺ノ作者、多田院ヲ建立ス。長德三丁酉年八月二十七日卒、壽八十六。

賴親
周防守、淡路守、大和守、正四位下、右馬權頭、大和源氏宇野之祖、母ハ左京大夫藤原致忠ノ女。

賴房
筑加賀肥前守、從五位下、母ハ但馬守藤原文貞女。

賴治
宇野二郎、中務丞、中務少輔、從五位下

親弘
宇野源大夫、左近將監、下野權頭、號二豐島一

信光
八幡太郎義家ノ次男、號二新宮一、相州鎌倉本邑ニ住

信正
高木判官、大藏少輔、從五位下、母ハ信光ノ室、

ス、因テ高木ト號ス、保元ノ亂見親治ト共ニ戰ヲテ疵ヲ被ル。仁安三戊子年五月十日卒ス。法名賜神德院殿從五位下前判官正圓巖了通大居士。妻伊賀守從五位下求通女、法名貞照院殿春岳桂林大姉。

女子　筑後太郎左衛門室

正昭

高木源五郎、左衛門尉、從五位下、母ハ信正ノ室

土御門院・順德院・後堀川院三代北面、承久三辛酉年五月六日鵜沼ノ渡ニテ關東方ト相戰ヒ時ニ美濃目代帶刀左衛門ト共ニ討死ス。法名潮音院殿從五位下前左衛門尉一應常念大居士。妻ハ兵庫頭橘兼治ノ女法名心如院殿妙常日因大姉

女子　刑部卿從三位顯兼室

正親

高木源太郎、因幡守、從五位下、母ハ正昭室

後堀川院・四條院・後嵯峨院・後深草院四朝北面、弘安七甲申年八月五日卒ス、行年七十九歲。法名桂光院殿從五位下前因幡太守月山常榮大居士。妻ハ木工權頭定俊女、法名寶相院殿眞光照珠大姉

六條・高倉・安德・後鳥羽・土御門五代ノ北面、正治三辛酉年二月三日卒ス。法名瞻眞觀院殿從五位下前大藏少輔大智元淨大居士、妻ハ越後守元宜ノ女、法名慧日院殿無垢淨光大姉。

正重　高木彥次郎

女子　宮內少輔源顯成室

吉茂　中村源三郎　在系別

台賢　出家

重光　高木甚太郎二十四歲ニテ卒ス

信親

高木右衛門尉、主水正、從五位下、母ハ正親ノ室

正應二己丑年十月六日久明親王御元服、同十日親王仙洞ヨリ六波羅北方ニ渡御シ同日御出京セラル此時勅命ニ依リ供奉ス、同二十五日鎌倉ニ入御シタマフ時信親亦鎌倉ニ在リ、嘉元二甲辰年四月十日卒ス。行年六十五歲、法名寂照院殿從五位下前主水正潭底常空大居士、妻松田備後守藤原政行女。

法名相智院殿理光貞照大姉

女子　北條陸奧守平時茂室

秀親

高木源二郎、勘解由次官、從五位下、母ハ信親ノ室

元應己未年六月二十三日卒ス行年五十六歲、法名高照院殿從五位下勘解由次官周岳寬擧大居士、妻伊藤左衛門祐業女、法名了體院殿覺應淨光大姉

重親　高木源左衛門

良隨　出家　少納言阿闍梨

女子　稻田十郎左衛門室

女子　二階堂某室

正秀

高木八郎大夫、將監正、從五位下、母ハ秀親ノ室

正慶二癸酉年五月二十二日鎌倉沒落シテ美濃國土岐伯耆守頼貞ニ屬ス。建武以來延元曆應ニ至ル。頼貞亦足利尊氏ニ屬シ度々軍功アリ。康安三甲申年八月二十日卒ス。年八十三歳、法名正眼院殿從五位下前將正供道慈顯大居士、妻ハ高田左近政知ノ女、法名定照院殿慧嶽雪曉大姉

重秀

高木六郎五郎、勘解由左衛門、從四位下、母ハ正秀ノ室

應安五壬子年九月八日卒ス、法名大應院殿從四位下勘解由次官法源善海大居士、妻ハ外山和泉入道道可女、法名永光院殿寶圓妙智大姉

祐政　西坂六郎

女子　揖斐八郎頼治ノ室

秀基　高木櫨左衛門

重正

高木櫨太郎、將監正、從五位下、母ハ重秀ノ室

永德三癸亥年十月十二日濃州關ニ於テ卒ス。法名自性院殿從五位下前將監正心安道全大居士。妻ハ土岐大膳大夫頼康ノ妹法名光清院殿明慈智性大姉

正頼　彦次郎　左近

女子　齋藤越前守經永ノ室

女子　土居主水頼賢ノ室

正守　高木櫨左衛門　大藏丞、後小松院ノ御宇明德三壬申年八月二十八日天龍寺供養ノ時土岐美濃守頼益供奉正守之ニ相從フ應永元甲戌年十月四日卒ス。行年五十八歳、法名高月院殿從五位下前內藏人頭秋岳桂林大居士

正隆

高木櫨太郎、宮內少輔、從五位下、母ハ重正ノ室

正守ト同時ニ土岐頼益ニ屬ス。兄弟不和ニシテ伊勢國ニ至リ後伊勢國司北畠家ニ因ル。

應永五戊寅年四月六日卒ス。法名養源院殿從五位下前宮內少輔實道眞相大居士、妻ハ土岐宮內少輔氏政ノ女、法名智鏡院殿光室妙圓大姉

貞隆

高木櫨太郎、宮內丞、內匠頭、從五位下、母ハ正隆ノ室

伊勢國北畠權中納言顯泰、滿泰ノ兩士時代應永六己卯年

忠隆

高木櫨助、大炊頭、從五位下、母ハ貞隆ノ室

勢州ニ生レ、北畠滿泰及從二位權大納言教具ニ

大藏丞義弘謀叛ス。時ニ鹿苑院義滿天下ノ猛兵ヲ帥キテ之ヲ攻擊ス。北畠家之ニ從ヒ强戰ス。貞隆身ヲ北畠左中將滿泰ニ致シテ忠烈ヲ抽ンデ軍功有リ。後左中將滿雅ニ屬ス。文安四丁卯年十一月八日卒ス。法名常樂院殿從五位下前內匠頭寂道不滅大居士、妻ハ工藤兵庫助祐春ノ女、法名隨性院殿理岳智順大姉

貞成

高木源大夫、大藏少輔、從五位下、母ハ忠隆ノ室

伊勢國司北畠大納言教具　同右中將政卿（初政具ト稱ス）ニ屬シ軍功有リ、然ル處後年所謂アリテ北畠家ヲ辭シ流浪ノ後一族ノ緣アルニ因ツテ美濃ニ至リ駒野城ニ居ル。長享二戊申年六月十四日卒ス。法名天眞院殿從五位下前大藏少輔機外宗頓大居士

女子　西坂舍人賴弘室　號ニ妙惠尼一

貞保

高木源太郎、左衞門尉、從五位下、實ハ貞成ノ舍弟、母ハ貞成ニ同ジ。土岐美濃守政房ニ屬ス永正十六己卯年三月四日卒ス。法名法眼院殿從五位下前左衞門尉天叟淨眞大居士、妻ハ森左衞門尉泰成ノ女、法名月峯院殿溪譽祐意大姉

屬シ忠勤ヲ致ス、文明八丙申年閏九月二十九日卒ス。行年五十歲、法名歸源院殿從五位下前大炊頭大機淨慶大居士、妻ハ矢野左衞門賴延ノ女。法名澄淨院殿亮室妙和大姉

正良　高木九郎兵衞　主膳

女子　雲林院氏室

成信

高木大藏丞、從五位下、母ハ貞保ノ室

土岐政房及美濃守賴藝兩代ニ屬ス。天文十六丁未年十一月十七日土岐賴藝（累世美濃ノ國主）同左京大夫賴充父子大桑ノ屋形ヲ出デ鷹野ニ遊ブノ時、舊臣齋藤山城守義興（入道道三）潛カニ其ノ亡ヲ窺ヒ兵ヲ進メ急ニ大桑館ヲ攻破ル。時ニ賴藝父子其告ニ驚キ狩場ヨリ駈付防戰スルノ處、賴充戰死ス。（行年二十四歲）賴藝利ヲ失ヒ直チニ敗レ越前國ニ走ル。此時成信粉骨ヲ盡シテ力戰シ終ニ討死畢ンヌ。弘治三丁巳年十一月八日卒ス。法名大法院殿從五位下前大藏少輔寂而常照大居士

貞政

高木丞之助、主計頭、從五位下、實ハ高木大藏丞成信ノ舍弟、母ハ貞保ノ室又曰ク母ノ由緒分リ難シト。

弘治二丙辰年齋藤山城守再三使ヲ駒野城ニ馳セ味方スベキ旨申ス、依テ正ニ屬ス。領知方書判物有リ。永祿五壬戌年四月四日卒ス。法名覺林院殿從五位下前主計頭直翁正入大居士、妻法名歡林院殿松岸道喜大姉

貞次　高木彦六郎　惣領タレドモ多病ニ依ッテ入道シテ西願ト號ス。

女子　養子高木彦左衞門尉貞久室——父貞次

○寛政重修諸家譜ニ「貞政信光十五代ノ孫號ニ正入ト、城之助、今ノ呈譜及齋藤道三ガ判物ニ丞介ニ作ル。弘治年中齋藤道三ニツカヘ美濃國ノ內庭田・西駒野・羽根・鬚丸・山崎・郡戶河ノ六鄉ヲ領シ同國駒野ノ城ニ住ス。某年死法名正入」

「貞次　彦六郎號ニ西願ト齋藤道三ニ仕フ。ノチ多病ニヨリ嗣タラズ」ト云々。

一貞久

高木彦左衞門尉、左衞門尉、從五位下、貞久實ハ江州樋口三郎兵衞ノ男ナリ。貞政ノ嫡子貞次虛弱ナルニヨリ貞政貞久ヲ養ツテ義子トナシ、貞次ノ女ヲ以テ其室トナス。貞久始メ齋藤家ニ屬セシガ永祿七甲子年信長美濃國岐阜ニ居城セルニヨリテ其麾下ニ屬シ其後、軍功アルニヨリテ永祿十丁卯年二月朔日加增トシテ、今尾城竝ニ近邊ノ村々ヲタマフ。貞久十六歲ノ時ヨリ數度戰場ニ臨ミ軍功ヲ竭シ、信長・信忠・秀吉等ヨリ書判物數通ヲ贈ラル。天正三乙亥年五月二十日長篠合戰ノ時、氏家常陸介入道ト全ト組ンデ戰功アリ、信長之ヲ感ゼラル。今尾城ニ於テ卒ス。西高木系圖ニハ天正十二甲申三月一日卒ト記シ、東高木系圖ニハ文祿元壬辰年三月三日卒ト載ス。法名寂照院殿從五位下前左衞門尉大道無樂大居士、妻（東高木系圖ニ貞政女トアリ）天正八庚辰七月二十日卒、法名妙雲院殿月光受晴大姉

○寛政重修諸家譜ニ「貞久、丞介無樂ト號ス。道三ニ仕ヘ駒野城ニ住ス。天正八年十一月織田信長ヨリ五百四十二貫五百文ノ地ヲ與ヘラレ、又加增アリテ今尾城及其邊ニテ九十七貫文餘ノ地ヲタマヒ、織田信忠ヨリ采地ノ判物ヲ授ケラル。右府事アルノ後織田信孝ニ仕ヘ生害ノ後駒野ニ閑居シ十一年死、妻貞次女」

一、貞家　彥七郎ト稱ス、永祿十一戊辰年五月二十一日今尾邊ニ於テ討死ス。享年二十四歲、法名無心院貞家

一、貞利　（西高木）　長男貞家蚤死セシヲ以テ父貞久ヨリ今尾城ヲ讓受ケ家督相續ヲ爲ス。

一、貞秀　勝兵衞。織田信雄ニ屬シ濃州庭田城ニ居ス。貞利美濃退去ノ時倶ニ甲州ニ至リ同居ス。慶長二年上總

國ニ於テ食邑ヲタマフ。徑故アリテ讒責ヲ被リ加賀國ニ至リ前田家ニ仕フ。（寛政重修諸家譜ニ、貞秀――勝兵衞、母ハ貞次ノ女、織田信忠ニ仕ヘ後織田信雄ニ屬シ軍功アリ。天正十二年信雄豐太閤ト矛楯ニ及ブトキ太閤ヨリ招ク雖モ一族ト同ジク志ヲ東照宮ニ通ジ、尾張國小牧ノ御陣營ニマキリシカバ御感ヲカウブル。此年東照宮ノ仰ニヨリ信雄ヨリ采地ヲ宛行ハレ、五月二十一日一族四人連名ノ判物ヲアタヘラル。八月太閤大軍ヲヒキヰテ駒野城ヲ攻ムルノキコエアルニヨリ釣命ヲ受ケテ鞍骨坂ニ向フ。十八年八月一族ト共ニ甲斐國ニ寓居ス。慶長二年メサレテ東照宮ニ仕ヘ奉リ。上總國望陀郡ノ內ニ於テ采地六十石餘ヲタマヒ、武藏國荏原郡ノ內ニテ五百石ヲ知行ス。後故アリテ御勘氣ヲ蒙リ前田肥前守利長ニ仕フ。子孫相ツイデカノ家ノ家臣タリ。

一、貞西　高木彦右衞門　彦兵衞　濃州今尾ニ住シ何某ノ養子トナル。

一、貞俊（北高木）　次郎兵衞、彦太郎、實ハ貞家ノ男ナリ。貞家蚤死セシカバ貞利ノ弟トナス。河津近所ノ村々ヲ讓受ケ安田城ニ居ル。貞利美濃流浪ノ時倶ニ甲州ニ至リ同居ス。慶長二年上總國ニ於テ食邑ヲ給ヒ、同六年貞利ト共ニ多良ニ移ル。

一、貞友（東高木）　藤兵衞、父貞久ヨリ駒野城ノ讓ヲ受ケ之ニ居ス。貞利美濃退去ノ時倶ニ甲州ニ至リ同居。慶長二年上總國ニ於テ食邑ヲ給ヒ、慶長六年貞利ト共ニ多良ニ移ル。

一、女子　田中喜兵衞ノ室

一、女子　今尾某ノ室

西高木系圖（其二）

（西高木東高木系圖及寛政重修諸家譜ニ據ル）

貞利

高木彦六郎後改二權右衞門尉一。父貞久母貞次娘也。兄貞家蚤死因爲二嗣子一。貞利歲甫十七從二信長一至二勢州一有二戰功一。天正三年五月三州長篠之役有二戰功一信長賞レ之。天正十年六月信長爲二逆臣明智光秀一所レ殺。德川家康公爲レ誅二伐光秀一將レ向二上國一進至二尾張一水野藤助來致二本多忠勝之書一述下公於二今尾城一可レ經二將士一旨上貞利諾。忠勝又

致レ書以述二公悦喜之狀一。其比羽柴秀吉討二光秀一而亡レ之家康公乃歸レ國。天正十二年織田信雄與二秀吉一有レ隙。時貞利兄弟在二駒野城一秀吉招レ之。答以二信長之舊恩不レ可レ忘不レ應實レ母屬二信雄一。同年家康小牧之役貞利參レ陣言下不レ從二羽柴一之趣上家康公喜悦贈以二良馬一。同年八月秀吉命二筒井順慶小川左馬介一爲二先陣一來攻二駒野城一貞利言下難レ敵之意上於家康公竝信雄上太田金七郎法泉寺空明加以二諸方門徒一將レ爲二援兵一秀吉聞レ之多勢爲合徒損二人數一無レ益不レ戰而退。其後天正十八年秀吉謫三信雄於二羽州秋田一貞利兄弟一族喪レ國流浪因二外家加藤光泰一寓二居甲州一。文祿四年家康公徵二貞利一於二上總國一給二食邑一。慶長二年於二同國一給二加邑一。又徵二嫡男貞盛竝舍弟貞秀貞俊貞友一各給二食邑一。慶長五年家康公將レ討二上杉景勝一向二會津一貞利父子竝兄弟從二秀忠公一到二野州宇津宮一。時石田三成作レ亂羽檄頻急。公命二井伊兵部少輔本多中務太輔一爲二先鋒一。公召二貞利等一命二濃國先導之意一乃進而登レ路遇二井伊本多二將于尾州熱田一諸將會二議於同國清州一。使二貞利父子竝舍弟德永法印市橋下總横井伊織先導一石田三成之部下率二千駒野一。高木兄弟乃起二駒野一此時岐阜福束戰起。貞利兄弟到二德田村一燒二多藝口一接戰三成之部下退二大垣一關原大捷天下盡服。爾後因二軍功一公有乙賜二舊領今尾于貞利一之旨甲。當時爲二市橋下總居城一因封二於同國多羅之鄉一慶長六年九月就レ國。爾後子孫世々領レ之慶長八癸卯年八月二十四日卒。享年五十三歲。法名覺法院祐念大居士。貞利室西尾丹後守忠永妹。慶長十六年四月三日卒。法名法淨院天室妙空大姉。

貞盛

高木平兵衛尉父貞利、母西尾丹後守忠永妹。初與二父貞利一俱在二美濃國今尾城一。天正十八年小田原之役高木貞盛貞友貞俊與二土方勘兵衛一合戰。敵夜來襲貞盛等戰蒙レ傷欲二城破一時先レ衆入レ城有二戰功一。同年信雄謫遷之後與二父貞利一同寓二居甲州一。文祿四年貞盛從レ父至二江府一。慶長丁酉二年公召二貞盛一別於二上總國一給二食邑一。慶長五年關原役與レ父同爲二先鋒一。慶長六年九月與レ父偕從二濃國多羅鄉一。同八年父貞利卒。同十一月貞盛襲二家祿一。慶長十九元和元年大阪之二役貞盛竝嫡子貞勝舍弟貞友貞俊俱有二戰功一取二首級十九一寬永六年四月讓二家祿於二嫡子貞勝一而老焉。同十七庚辰正月二十九日卒。享年七十歲。法名鐵樹院。室松平外記伊昌女、正保三丙戌年七月二十一日卒。享年六十八歲。法名法壽院鶴林妙仙大姉。

女子

安田法泉寺惠濟妻

—貞勝
高木新十郎改二新兵衛尉一後改二權右衛門尉一。母松平外記伊昌女。大阪冬夏二役與二父貞盛一偕有二戰功一。寛永六年四月襲レ家。正保年中幕命爲二美濃國中並尾州勢州河奉行職一其後代々奉レ職不レ換明曆二酉年江府赤坂邸成二公地一・因給二金三百兩一。寛文八申年命二定隔年之參府一。同十一辛亥年讓二家並祿於二義子貞一利而老焉。同年九月十七日卒。享年七十四歲。法名眞泉院。妻小笠原左衛門佐信之女。延寶元癸巳年二月二十一日卒。法名貞照院春岳桂林大姉。

—某
權之丞

—女子
加賀家臣井上清左衛門重成妻

—貞信
母小笠原佐衛門佐信之女。總州關宿城主襲二小笠原左衛門佐信之家一。寛永十七辰年徙二于濃州高須一。元祿四未年移二于越前勝山城一。正德四年六月十七日卒。法名眞光院一玄大居士。

—貞則
實酒井左衛門尉忠次男酒井因幡守忠知六男也。貞勝之長子貞信有レ故續二小笠原氏一故父貞勝養二貞則一以爲二義子一以二貞勝之女一妻レ之。寛文十一辛亥年五月廿九日襲レ家。元祿十丁丑年讓二家並祿於二衛貞一而老號二入道清閑一。寶永七庚寅年六月二十日卒。享年八十歲。法名濟生院清閑大居士。室養父權右衛門貞勝女。延寶三乙卯年十一月二十六日卒法名貞順院淨岩正清大姉。

—女子
高木新兵衛貞則室

—女子
尾藩荒川次野九郎吉住妻

—女子
尾藩山崎十右衛門元忠妻

—女子
尾藩荒川三彌賴廉妻

—貞長
高木市之丞改二權右衞門一。母權右衞門尉貞勝女。延寶八年四月父貞則同伴參府。同七月十九日卒二於江戸邸一。享年二十三歲法名惠照院知頓大居士。室戸田采女正氏信女。元祿五年六月二十三日卒。法名安誓院殿貞譽壽松大姉。

—女子
井狩喜兵衞妻

—衞貞
高木五郎介後改二五郎左衞門一。母權右衞門尉貞勝女也。衞貞初有二出家志一依而在二山城國天龍寺鹿王院一（出家ノ志云々ノ條ハ編者寛政重修諸家譜ニヨリ插入）兄貞長病死因成二嗣子一。元祿十丁丑年七月六日續レ家。享保十三戊申年六月四日卒。享年六十七歲。法名泰了院機山淸應大居士。室小笠原大膳亮信秀女。享保十六辛亥年五月二十日卒。法名松壽院眞相常榮大姉。

—某
半三郎、伊織。元祿十二年十二月廿日沒法名義功院唯心

—女子
高木次郎兵衞貞辰妻

—貞證
多宮。元祿十六年土居賴母茂直爲二義子一後離緣。享保八年六月廿七日歿。法名心鏡院照圓

—女子
尾藩大久保平太夫妻

—女子
遠山彥左衞門景供妻

—貞輝
實衞貞弟享保十三戊申年九月廿五日襲レ家。同十六辛亥年正月十六日卒。享年三十四歲。法名亮鏡院本徹淸圓

—女子
彥根大夫長野十郎左衞門妻

—貞直
熊十郎有二重膸之疾一步履艱難。寶曆五年六月二十二日歿。法名萬壽院道長

—篤貞
母曾祖父新兵衞貞則女。遠山彥左衞門景供妻也。實遠山彥左衞門景供男。養父修理貞輝之甥也因爲二養子一。高木重

一郎貞刻後改二新兵衛一。享保十六辛亥年四月六日襲レ家。明和三丙戌年四月三日卒。享年四十五歲。法名弘救院如清海大居士。妻小笠原駿河守信辰女。文化三丙寅年七月十七日卒。享年八十七歲。法名永昌院長林壽榮大姉。

—貞減（ヨシ）
高木金丸後改二修理一老號二冠山一。母小笠原駿河守信辰女。明和三丙戌年七月四日襲レ家。文化九壬申年八月四日老號二冠山一文政二己卯年六月四日卒。享年七十五歲。法名透綱院天眞關清大居士。室增山河內守正賢妹。明和九壬辰年三月廿四日卒。法名觀證院瑞雲良珍大姉。

—女子　尾藩小笠原三郎右衛門長員妻

—某　幸之助寶曆十一年七月廿四日歿

—正幹　三五郎、左衛門、江戶幕下市岡大藏正弘續レ家

—晴良　金彌、尾藩榊原兵庫盛綱續レ家。

—永貞
高木長橘。文化二乙丑年七月廿一日卒。享年三十一歲。法名養源院秋月清永。室市橋下總守長昭妹。享和元辛酉年九月二十九日卒。法名瑤台院溫室良光。後室竹腰山城守勝起女。天保十四癸卯年五月二十二日卒。法名梅樹院妙香日榮

—女子　松平下總守老臣山田久彌政誠妻依二病羸一後離緣文化十三年死。

—女子　尾藩小笠原三九郎長盈妻

—女子　松平下總守老臣山田半右衛門俊彌妻

—女子　東本願寺末下總國妙安寺實睿妻

—女子　尾藩成瀨吉左衛門喬治妻

—女子　酒井若狹守忠進老臣酒井伊織忠壽妻

—經貞

高木金二郎後改二修理一。妾腹。兄永貞卒。因成二嗣子一。文化九壬申年八月四日纏レ家。安政三丙辰年五月廿七日再賜二江府本所邸一萬延元庚申年征夷府本城延燒爲二造營之資一獻二金五十兩一。萬延二辛酉三月十六日卒。享年六十八歲。法名信功院道元清德大居士。室本多兵部大輔康禎妹。安政五午年六月十一日卒。法名素光院月窓妙貞大姉。

—女子　戸田釆女正氏庸家臣戸田右京信周妻

—女子　尾藩間宮外記正統妻

—貞良　金二郎。文政十一戊子年六月十日卒。享年十一歲。法名聖諦院玉雲清貞

—貞廣　高木鐵三郎貞一後改二彈正一母本多兵部大輔康禎妹。文政二己卯年辛卯日卯刻生。文久元辛酉年六月四日纏レ家。慶應元乙丑年江戸本所邸移二于糀町貝坂一。室石川日向守總和妹。弘化二乙巳年八月二十一日歿。法名淨行院禪定智惠。後室三浦長門守爲寶妹。慶應元乙丑年閏五月二十八日歿。享年二十九歲。法名實相院眞圓明照

—貞德　愼之助。弘化二乙巳年六月六日歿。享年二十五歲。法名光雲院

—女子　井伊掃部頭老臣宇津木兵庫泰和妻

—女子　高木求馬貞卿妻

—貞隆　芳之助。實戸田釆女正氏庸九男經貞養レ之爲二末子一安政三丙辰年七月十九日歿。享年十九歲。法名天壽院秋岳清光

—貞正　實名古屋市成瀨正敦男。母いそ。明治三年頃入而繼二貞廣之跡一。室貞廣女とみ。明治九年八月二日第三十一番中學區取締助被二申付一。同十年四月二日同取締被二申付一。明治十二年二月二十五日任二岐阜縣多石律郡長一。同十六年三月五日七等下賜。同十九年八月二十五日叙二奏任官一六等下賜。同二十三年十二月十六日叙二奏任官五等一。同二十六年十二月二十一日依願免二本官一。同十九年十一月二十七日叙二正八位一。同二十五年四月十八日叙二從七位一。同二十七年十一月三十日叙二正七位一。同二十七年三月當二選岐阜縣第三區選出衆議院議員一。大正二年十月二十八日爲二多良村長一。同六年十月二十七日辭二村長一。同九年三月二十九日死。享年七十歲。法名敬義院立德有隣居士。

室大正二年一月十八日死

貞元

大正九年三月家督相續

（西高木系圖ニ據ル）

東高木系圖（其三）

貞友

高木彦之助、高木藤兵衛、天正六年七月播州神吉（カンキ）ノ城攻ノ時貞友十二歳ニシテ初陣早ク城中ヘ攻入戰功有レ之、同十年五月九日東照宮江州安土ニ赴キ給フトキ貞友一門駒野今尾安田ニ在城變應、依レ之難レ有台命ニ而御馬賜レ之、同年六月明智光秀信長ヲ弑ス、依之同月十四日東照太神爲ニ御誅伐一上方ヱ御發向之時今尾城明渡シ可レ爲ニ御馳走一旨本多平八郎忠勝蒙ニ台命一爲ニ上使一來ル則承レ之及ニ用意一之處同月十三日秀吉光秀ヲ殺シ殘黨悉ク退治シ、上方一片ニ平均之由御途中ニテ達ニ上聞一依レ之同月二十一日尾州ヨリ御歸陣有レ之同年信長父子生害、後濃州信孝之國トナル。故ニ貞久父子屬ニ信孝一。同十一癸未年五月信孝沒落ス。其後居ニ于駒野城一。同十二甲申年織田信雄秀吉確執ニ及ビシ時秀吉ヨリ宮川伊心ヲ以テ可ニ味方一之旨雖ニ申來信長之舊恩依レ有レ之同心セズ。母ヲ人質トシテ信雄ヱ遣シ兄弟共屬ニ麾下一同年三月東照太神小牧御働座之時貞友一門御陣營ヱ馳集ル處信長在世ヨリ寧功不レ淺旨蒙ニ上意一其上秀吉之催促ニ不レ從旨御感思召依レ之御馬鎌毛拜領被ニ仰付一其上駒野城經營被ニ成下一普請奉行權田織部、天野清兵衛普請衆織田源吾、佐久間甚五郎、山口半左衛門等ニ被ニ仰付一。同四月長久手合戰之後秀吉兵ヲ率ヒテ可レ攻トテ筒井順慶、美濃衆三人先手ニテ志津、津屋ト申處迄秀吉攻來雖レ働節所故カ不レ攻レ之津屋ニ附城ヲ構ヱテ稻葉父子ヲ籠置秀吉ハ近江路ヱ人數引入。同五月小牧御平均之後信雄ニ屬シ、其後東照太神ヨリ高木一門如何被ニ成置一候ト信雄ヱ御尋之處本領城遣シ置候由被レ申。東照太神有レ仰貞友一門有レ功加增可レ被レ遣旨依レ之爲ニ加增一二萬貫文賜レ之。其節信雄

ヨリ書判物有レ之。同六月東照太神關ヶ原ヱ兵ヲ可レ被レ出之旨榊原式部・丹羽勘助・水野勘助・香取村ヱ陣ヲ取、貞友一門爲ニ案内一志津、津屋順見、夫ヨリ駒野城普請見分之時ニ尾州蟹江邊ニ火之手揚ル、各不審ニ存シ榊原等香取ヱ引取。東照太神仰ニ前田與十郎謀叛致シ瀧川左近船手ヨリ引入シ旨就ニ上意一榊原等蟹江ニ赴ク。此時樋古地、今尾、津屋ノ城ヨリ手遣ヒスト云ヒ駒野城堅固ニ守禦ス。同月二十一日蟹江城攻ノ時東照太神御陣ヱ貞友一門罷出シ時高木九助ヲ以テ御感ノ上意ニ而御馬賜レ之。同日敵之樣子及ニ注進一依レ之從ニ東照太神一御書ヲ賜ニ兄弟一。同年七月駒野城普請ニ付從ニ信雄一制札幷賜ニ書翰一。同八月秀吉大軍ニテ駒野ヱ押寄刈込ニ而燒打ニセントス。高木黨難ニ持固一旨東照太神幷信雄ヱ及ニ注進一則一向宗安田法泉寺空明・太田金七郎ヲ添爲ニ加勢一到着ス。其節信雄ヨリ書翰ヲ兄弟ヱ贈ル。此時從ニ東照太神上意一城際迄押寄テハ守禦難成鞍骨坂ニテ可レ爲ニ防戰一旨御諚アリ。貞友一門同心シ待請ル處ヱ法泉寺打出諸方ノ門徒馳集リ多勢タリ。秀吉人數損シ益ナシトテ兵ヲ引取、同十月秀吉勢州津羽ニ出張ニヨリ萬事無ニ油斷一可ニ氣遣一旨信雄ヨリ書翰ヲ兄弟ヱ贈ル、同十三年乙酉年九月東照太神ヨリ賜ニ御書一。同十四丙戌年七月父貞久隱居シテ駒野城ヲ貞友ヱ相讓ル、貞久今尾城中ニ隱居ス。其節信雄ヨリ貞友ヘ駒野殘地其外加增ノ書翰有レ之、同十八庚寅年小田原陣ノ時信雄ニ從ヒ土方勘兵衛組ニテ先手タリ。城中ヨリ蒲生氏鄕土方仕寄場ヘ夜討出シ時高木藤兵衛貞友甥同平兵衛貞盛同彦六郎貞俊敵ト鑓ヲ合セ三人共疵ヲ受ケ挑戰。其後モ數度相戰、同年小田原平均之節信雄羽州秋田ヘ遠流ニヨリ兄弟四人共加藤遠江守光泰方ヘ寓居ス。翌十九辛卯年秀吉ニ屬ス。其節領知方目錄有レ之。同二十壬辰秀吉朝鮮征伐之時三月朔日都ヲ出テ加藤遠江守組ニテ朝鮮ヘ赴ク、同四月十二日小西加藤清正黑田等肥前ヲ發ス。同五月十日朝鮮ノ王城ヲ落ス。此時加藤清正朝鮮之王子ヲ捕ヘ其後加藤遠江守光泰先手ニ貞友相加リ奮戰シテ首數級ヲ得。幷王城之陣幕幷茶碓等分捕ス。其後朝鮮之都ニ在レ之內朝鮮ヱ爲ニ加勢一大明勢百萬騎計打立先手十萬計朝鮮ノ都ヨリ三里計隔テ陣取有レ之。同十二月二十四日加藤遠江守ヨリ二十騎牧野但馬守ヨリ二十騎都合四十騎唐勢陣取爲ニ斥候一發但馬守組二十騎之斥候馬惡敷故引退。尙遠江守斥候二十騎者唐勢ノ蹺蹊詳爲ニ見屆一暫ク猶豫スル所唐勢馬武者五六百不意ニ起テ相戰フ味方既ニ敗走セントス。時ニ高木貞友・田中喜兵衛・內藤平六郎・日置清十郎・細野半助・曾余田忠兵衛六人之者一同ニ進ミ敵陣ヱ馳入テ場ニ軍功一藤兵衛・喜兵衛兩人ハ馬上鑓ヲ持テ奮戰防禦ス、唐勢敗北各首級ヲ得タリ。依レ之二十騎之者無難ニテ光泰ガ陣ニ引ク。翌文六祿二癸巳年正月二十七日大明之兵ト大ニ戰テ敵敗北ス。此時貞友有ニ軍功一。同十一月淸正安康ヲ攻メ大明之兵出ニ慶州一救ハントス。淸正大ニ伏兵ヲ設ケ大明之

兵ニ勝、此時貞友大ニ奮戰數ヶ所負レ疵、同十二月十四日和睦成テ日本之使大明之帝ニ見ユ其後再朝鮮ヲ征伐ス。慶長二丁酉年七月十五日於二唐嶋一唐勢ト大ニ戰フ。其節モ斥候ニハ高木藤兵衞、日置清十郎罷越朝鮮國中之人數河崎トヤラン大山ニ取手ヲ構ヘ籠城ス。朝鮮ノ都ニハ日本ノ人數有レ之、右大山城攻之節藤兵衞先勢ニ加リ罷越、本丸堀江物見ヨリ一番ニ着、大橋清本等何レモ數ヶ所手負候ヘ共攻口ヲ不二引退一相戰其後高麗宮古ニ各陣取候内加藤之軍士苅田ノ爲メニ人數ヲ發スル處唐勢追討スル事甚急也。依テ唐勢ヲ追拂ハントテ各兵ヲ城外ニ發ス。敵大ニ失レ利。此時高木貞友其場ニ罷在力戰シテ敵ノ首級ヲ討取事六十餘級、其外高麗ニテ數度有二軍功一同三甲午年秀吉逝去依之諸將同十一月ニ至テ歸朝ス。翌乙未正月二十一日黒田長政ヲ以テ諸將御咏方ニ屬セシムル時東照宮御麾下ニ屬スベキ旨蒙二台命一奉仕ス。慶長二年九月上總國ニテ貞友一門ニ賜ヒ、同三年戊戌年二月御加增有レ之。同五庚子年六月上杉景勝退治ノ爲會津御發向之時貞友兄弟七月十九日野州宇都宮迄秀忠公供奉罷越、然ル處石田三成叛逆ニテ上方騷動ス。依テ兩公江戸エ御歸陣ニ相定リ、其節小山エ被レ召上意ニハ上方ヘ井伊兵部本多中務爲二御先勢一被レ遣間高木黨濃州尾州案内者タルニヨリ可罷越旨蒙レ仰則罷立、尾州熱田ニテ井伊本多等ニ馳付清須ニテ諸將共ニ川越ノ評定アリテ萩原起ノ川ヲ渡ル。于時石田三成兵三千計駒野ニ有レ之ニヨリ德永法印市橋下總横井伊織高木貞友兄弟案内者タル故、駒野エ可レ赴旨ニヨリ貞友一門無勢タレモ馳加リ可レ申ト德田村迄押寄、岐阜福束ノ火ノ手ニ合セ近在ヲ燒拂テ陣ス、其後石田大垣エ引取、駒野城ニハ池田孫次郎ヲ籠置各勢ヲ發シ攻レ之。城將池田拒ク事ヲ得ズ、遂ニ城ヲ遁渡ス。此時貞友奮戰シテ首級ヲ得タリ。同十一月十八日諸將ニ闕國賜レ之時數度之軍功御感ノ上意ニテ貞友エ五百石加增賜レ之就レ中本領可賜ノ旨上意アレモ、今尾ハ市橋下總居住、駒野ハ德永法印領城故、其頃濃州時多良山賊多ク切支丹之一揆籠居候ニ付高木貞友一門是ヲ爲二征伐一向後山中之切支丹ヲ可レ改旨、依二台命一則慶長六辛丑年八月賜二時多良一、以後代々在邑ス。同十年秀忠公御上洛之時三月十四日大垣ヨリ江州澤山迄御輿近ク供奉ス。翌十一丙午年參府之節東照太神義直卿御側近ク被レ召松平伊豆守侍座朝鮮陣之樣子御尋ネ有レ之悉シク申上ル。同十二丁未年駿府御城御普請之節奉行相勤、依レ之秀忠公御書翰御馬賜レ之。同十六辛亥年東照太神御上洛美濃路御通行之節三月十三日濃州岐阜ニ着御、同十四日貞友大垣ヨリ供奉、同日赤坂着御、同十五日江州彦根着御、右三日之間御輿近ク供奉、所々御尋ネ有レ之御案内ス。同十九甲寅之年大阪陣之節平方ノ押タリ。其節貞友兩度之御陣ニ竭二軍功一依テ東照太神、秀忠公御感之上意有レ之。元和元乙卯年七月二十二日秀忠公濃州赤坂着御之節爲レ伺罷越御懇之上意有レ之。同九癸亥年秀忠公家光公御上洛之

時尾州熱田御船割奉行蒙レ仰。還御之節モ勢州桑名ニテ御船割奉行相勤。其節御用掛リ高木權右衞門、高木藤兵衞、高木次郎兵衞、向井右衞門、小濱久太郎、舟越三郎四郎等也。其後濃州勢州尾州川方奉行向後可ニ相勤一旨土井大炊頭利勝ヲ以テ被ニ仰渡一。寛永元甲子年濃州眞桑方莚田方水分御普請奉行相勤。同年濃州川々國役御普請奉行相勤。同二乙丑年五月京都二條御城御普請奉行相勤。從ニ秀忠公一御書翰賜レ之。同五戊辰年濃州川々國役御普請奉行相勤。同六年八月八日從ニ秀忠公一時多良之内知行千一石餘御朱印改テ賜レ之。同十一甲戌年五月家光公御上洛之節江州草津ヨリ御輿近ク供奉ス。同十二乙亥年以來交代參勤スベキ旨蒙ニ台命一其後貞友及ニ老年一參勤遠路罷下リ候旨御懇之蒙ニ上意一其上御馬竝ニ永々相用候樣時服二御羽織賜レ之。正保四丁亥年濃州川々國役御普請奉行相ニ勤之一。慶安四辛卯年參府之節家綱公ニ謁シ銀五百枚家光公御形見之由上意ニテ賜レ之。御暇ノ節モ御懇之上意ニテ時服二御羽織賜レ之。承應二癸巳年二月參勤之節悴彦十郎召連初メテ家綱公ニ謁シ則御大刀銀馬代ヲ以テ御禮申上ル、御暇之節時服二御羽織賜レ之。彦十郎モ拜領物有レ之。此時貞友及ニ老年一迄于時九十歳參勤不レ怠被レ褒ニ其功一。江戸元山王屋舖地賜レ之。其上參勤免許ヲ蒙ル。同三甲午年濃州川々國役御普請奉行相ニ勤之一、明曆三丁酉年江戸拜領屋舖類燒之節從ニ家綱公一金子百兩賜レ之。萬治二己亥年濃州川々御普請奉行相勤。貞友儀及ニ老年一候ヘ共隱居セズ御四代之内相ニ勤之一。同年四月十七日卒ス。行年九十六歳。法名慈航院殿普應圓濟大居士、妻土岐三河守賴秀女、慶長三戊年二月七日卒。法名智船院殿法室貞將大姉。

嫡子　高木又左衞門、早世、法名心空院殿悟峯玄了童子

二男　山本六右衞門養子

女子　今村傳介妻

女子　安田法泉寺流濟妻

貞次

高木彦十郎、藤兵衞、實ハ安田法泉寺流濟二男、養母貞友妻、土岐三河守賴秀女、實母流濟妻、萬治二己亥年六月二十二日於ニ菊之間一御老中列座、若年寄侍座、稻葉美濃守ヨリ家督濟被ニ仰渡一、同七月二十七日御太刀金馬代進ニ獻之一。同九月二日在所ニ御暇之節時服二御羽織賜レ之。寛文三癸卯年濃州川々國役御普請奉行勤レ之。同四甲辰年濃州眞桑方莚田方井論之節見分奉行相ニ勤之一。同五乙巳年濃州市橋村大墓村山論幷同國御藏入櫛俣村堀津村

川原境論之節見分奉行相二勤之一。同八戌申年參府之儀相伺候處、御奉書ヲ以テ挌半ニ參勤スベキ旨被二仰出一候。同十一年辛亥年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。同十二壬子年同斷奉行相二勤之一。延寶三乙卯年同斷奉行相二勤之一。天和元辛酉年濃州眞桑方莚田方番水井水修竇ノ儀ニ付爭論有レ之節見分奉行相二勤之一。同三癸亥年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。貞享四丁卯年濃州大野郡水論之節兩度見分奉行相二勤之一。元祿十一戊寅年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。同年七月三日卒。行年六十八歲法名松光院殿支夢月心大居士、妻高木治郎兵衞貞元女延寶五丁巳年正月二十五日卒。法名貞壽院殿喜峯妙讀大姉。

嫡男　高木多門　早世、法名拔山忍濟童子

女子　養子高木貞勝妻

貞勝

高木庄十郎、權之助、藤兵衞、實ハ櫻井庄之助正勝二男。養母貞次妻、實母本多大膳重房女、元祿十一戊寅年十二月十八日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座、土屋相模守ヨリ家督濟被二仰渡一右御禮不二申上一內翌十二己卯年正月二十日在府中卒、行年五十二歲。法名本立院殿道翁義山大居士、妻貞次女安永七庚寅十一月五日卒。法名高昌院殿壽山禮桂大姉。

男子　高木源次郎、早世法名露月勸夢童子

女子　櫻井庄之助勝與ノ妻

貞隆

高木富次郎、內匠、母ハ貞勝ノ妻、元祿十二己卯年七月九日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座阿部豊後守ヨリ家督濟被二仰渡一、同八月十三日御太刀金馬代進二獻之一、同十六癸未年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。同年勢州桑名川通取拂御普請奉行相二勤之一。寶永元甲申年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。同二乙酉年美濃國中川々尾州熱田川通取拂御普請奉行相二勤之一。同四丁亥年濃州伊自良山拔國役御普請奉行相二勤之一。正德元辛卯年四月十五日初テ謁二家宣公一則御太刀銀馬代進二獻之一。同五月十九日在所ニ御暇ノ節時服二御羽織賜レ之。同六丙申年四月二十四日於二江府一卒。行年二十二歲、法名泰岩院殿眞相空大居士

貞往

高木三之助、權之助、內膳、實ハ山本八右衞門邑旨男、享保元丙申八月十九日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座久世大和守ヨリ家督濟被二仰渡一。同十月二十二日御太刀金馬代進二獻之一。同十二月二日御暇之節時服二御羽織賜レ之、同十三戊申江戶屋鋪瓦葺之節從二吉宗公一金子二百兩賜レ之、延享五戊辰年濃州勢州川々丹羽若狹守御手傳御普請奉行相二勤之一。寶曆三癸酉年濃州勢州川々水落御普請奉行相二勤之一。同四甲戌年ヨリ翌五乙亥年迄濃州勢州川々松平薩摩守御普請奉行相勤。依レ之家重公時服二御羽織黃金三枚賜レ之。同十庚辰年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。翌十一辛巳年同十四甲申年明和二乙酉年同斷奉行相二勤之一。同三丙戌年濃州勢州川々松平大膳大夫酒井修理大夫吉田監物御手傳御普請奉行相勤。依レ之從二家治公一時服二御羽織黃金三枚賜レ之。同四丁亥年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。同五戊子年濃州尾州勢州川々松平阿波守中川修理大夫・有馬中務大輔・加藤遠江守・黑田豐松御手傳御普請奉行相二勤之一。同六己丑年勢州桑名川附水行之儀ニ付御普請奉行相二勤之一。同年領分水損山崩ニテ損毛之節家治公金子百五十兩賜レ之。同七庚寅年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一。安永二癸巳年三月六日卒。行年七十二歲法名高秀院殿心月帝鑑大居士、妻ハ萩原二位兼氏妹明和六己丑年五月六日卒。法名理性院殿心譽髻光明映大姉。

貞歲

高木辰次郎、式部、大炊、安永二癸巳年五月六日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座松平右京大夫ヨリ家督濟仰渡サル、同十二月二十二日御太刀金馬代進獻二之一、同二十七日在所エ御暇之節卷物二從二家治公一賜レ之、同五丙申年濃州勢州川々春役定式御普請奉行、同六丁酉年濃州川々國役御普請奉行勤レ之、同八己亥年濃州勢州川々松平相模守御手傳御普請奉行相二勤之一、同九庚子年濃州川々國役御普請奉行相二勤之一、同年十一月十日卒。行年五十七歲。法名自笑院殿了悟智寬大居士

演貞

高木源之丞、右膳、實ハ貞往ノ四男ニテ歲貞ノ養子トナル、母ハ萩原二位兼氏妹、安永九庚子年十二月二十七日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座松平右京大夫ヨリ家督濟被二仰渡一、翌天明元辛丑年二月十五日御太刀金馬代進二

獻之一、同五月九日在所ヱ御暇之節從二家治公一卷物二賜レ之一、同年六月二十六日卒。行年三十六歲。法名久靜院殿
法道養禪大居士

貞直

高木千之助、中務、藤兵衞、天明元辛丑年九月七日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座松平周防守ヨリ家督濟被二仰渡一、同十二月二十一日御太刀金馬代進二獻之一、同二壬寅年濃州堀津村國役御普請奉行相二勤之一、同三癸卯年尾州濃州勢州川々御普請奉行相二勤之一、同九己酉年濃州勢州川々丹羽加賀守中川修理大夫、稻葉能登守御手傳御普請奉行相二勤之一、寬政元己酉年濃州木曾川通國役御普請奉行相二勤之一、寬政五癸丑年四月二十八日參府初テ謁二家齊公一則御太刀銀馬代進二獻之一、同五月九日在所ヱ御暇之節卷物二賜レ之、同八丙辰年濃州勢州川々御普請奉行相二勤之一、同十戊年濃州尾州勢州川々御普請奉行相二勤之一、同十一己未年濃州中嶋郡堀津村國役御普請奉行相二勤之一、同十二庚申年濃州勢州尾州川々御普請奉行相二勤之一、文化元甲子年濃州勢州川々御普請奉行相二勤之一、同乙丑年濃州勢州川々御普請奉行相二勤之一、同十二乙亥年濃州勢州川々御普請奉行相二勤之一、文政二己卯年濃州勢州川々地震ニテ破損之場所御普請奉行相二勤之一、同六癸未年三月二十八日願之通隱居蒙レ仰、同四月二十二日以二使者一御太刀銀馬代進二獻之一、同月二十四日改名相伺遞ト改レ之、同九丙戌年四月二十六日卒。行年五十歲。法名大龍院殿雲岳凌天大居士、妻ハ市橋伊豆守長璉女、文化十二丁亥年九月二十七日卒。法名靈台院殿瓊山玉樹大姉、後妻ハ藤堂宮內長敎妹、天保二辛卯年十月三日卒。法名寶鏡院殿觀質智照大姉。
女子　稻田九郎兵衞植封妻

貞敎

高木正太郎、中務、內膳、大內藏、母ハ市橋伊豆守長璉女、繼母ハ藤堂宮內長敎妹、文政六癸未年三月二十八日於二菊之間一御老中列座若年寄侍座青山下野守ヨリ家督濟被二仰渡一、同四月二十二日謁二家齊公一家慶公一則御太刀金馬代進二獻之一、同月二十七日在所ヱ御暇之節從二兩君一卷物二宛賜レ之、同七甲申年二月濃州尾州勢州川々水行直御普請奉行相二勤之一、同八乙酉年十二月濃州羽栗郡藤掛村三ツ谷村光法寺國役御普請奉行相二勤之一、同九丙戌年濃州安八郡今ヶ淵村國役御普請之節奉行相二勤之一、同年十二月海西郡結村國役御普請奉行相二勤之一、同十丁亥年七月

東海道左屋川通船路押埋之場所洲浚御普請奉行相ニ勤之ニ、同十三庚寅年七月東海道熱田桑名海路浚御普請奉行相ニ勤之ニ、明治六年九月六日卒ス

貞雄

妻ハ淡路城主稻田九郎兵衛ノ長女、嘉永元年頃家督相續濟、安政二年十月六日行衛不明

貞嘉

妻ハ尾州家臣山澄家ノ女、貞嘉實ハ貞敎ノ二男ナリ兄行衛不明トナリタルニヨリ安政三年頃家督相續、大正三年四月六日死子無シ

貞登

貞一

貞登ノ子ナリ貞嘉嗣子ナキニヨリ貞一ヲシテ大正元年十月家督ヲ相續セシム

（東高木系圖ニ據ル）

北高木系圖（其四）

貞俊

彦太郎、次郎兵衛、四郎左衛門、致仕號ニ好春ニ、高木彦左衛門貞久ガ養子、實ハ高木彦七郎貞家ガ男、母ハ某氏

織田右府ニツカヘ天正六年七月織田信忠播磨國神吉城ヲ攻ルノ時、一族ト共ニスミヤカニ城中ニ乘入リ軍功アリ時ニ十六、十年東照宮安土ニオモムキタマフトキ一族ト共ニ今尾駒野安田ノ城ニ於テ饗シ奉リシカバ御馬ヲタマフ、十二年織田信雄太閤ト確執ニ及ブノ時一族ト同ジク志ヲ東照宮ニ通ジ奉リ、人質ヲ信雄ガ許ニ送リテ小牧ノ御陣ニマイリシカバ御感ヲ蒙ル、後東照宮ノ仰ニヨリ信雄ヨリ一萬貫文ノ地ヲ一族四人ニ宛行ハレ五月二十一日連名ノ判物ヲ與ヘ

高木系圖其四

ラル、此年前田與十郎某等信雄ニ叛クノ時榊原康政等仰ナウケテ蟹江城ニ向フ、此時一族ト同ジク駒野城ニアリテ敵ノ樣ナ蟹江ノ御陣營ニ言上セシカバ六月二十二日一族一紙ノ御書下サル、八月太閤大軍ヲ率キテ駒野城ヲ攻ルノ聞アルニヨリ加勢トシテ安田ノ法泉寺空明ヲ下サレ且御旨ニマカセ、一族ト共ニ鞍骨坂ニムカフトコロ太閤兵ヲ收メテ引退ク、十三年信雄ヨリ其軍功ヲ賞シ美濃國石津郡安田城ヲタマヒ十一月四日判物ヲアタヘラル、十四年七月二十二日石津郡ノ内ニ於テ九百十七貫文餘ノ采地ヲ宛行ハルベキ判物ヲ與ヘラル、十八年小田原陣ノ時信雄ニ從ヒ土方勘兵衛雄久ニ屬シテ先手ニアルノ處敵仕寄場ニ夜討スルニヨリ眞俊一族三人共ニ鎗ヲアハセ、軍功ヲハゲマシ各々疵ヲカウブル、此年信雄出羽國秋田ニ配流ニヨリ一族ト同ジク甲斐國ニ赴キ加藤遠江守光泰ガ許ニ寓居ス、慶長二年召サレテ東照宮ニ仕ヘ奉リ上總國望陀郡ノ内ニ於テ采地六十石餘ヲ賜フ、三年武藏國荏原相模國鎌倉兩郡ノ内ニ於テ五百石ヲ加增アリ、五年上杉景勝御征伐ノトキ青山常陸介忠成ガ組ニ屬シ台德院ニ從ヒ奉リテ下野宇都宮ニ至ル所石田三成逆心ノキコエアルニヨリ東照宮ノ仰ヲカウブリ一族ト共ニ案內者トナリ、先鋒本多忠勝井伊直政ニソヘラレ、イソギ馳セノボル所尾張國熱田ニ於テ兩將ニ謁シ清洲ニ至ル、三成兵ヲ駒野ニ出ストキ相議シテ案內者トナリ駒野邊ニ至リ多藝口ニ放火ス、コヽニ於テ敵兵和ヲ請フヨリ德永法印駒野城ヲ渡ス、六年眞俊關ケ原ノ役ニ戰功アルニヨリ五百石ヲ加增アリ、サキノ采地ヲアラタメ美濃國石津郡ノ內ニ於テスベテ千石餘ヲ知行シコレヨリ代々多羅ニ住ス、十九年大阪ノ役ニ從ヒ奉リ一族ト共ニ牧方ノ押ヘヲツトム、コレヨリ先東照宮御上洛ノ時美濃國大垣ヨリ近江國佐和山マデ一族ト同ジク御駕近ク從ヒ奉リ、其ノ地ノ事ヲ言上シ、又駿府城及二條城普請ノ事ヲ奉行セシヨリ台德院殿ヨリ御內書下サレ御馬ヲタマフ、寬永六年八月八日采地ノ御朱印ヲ下サル。コレヨリ先台院殿洛ニノボラセタマフ時、一族ト共ニ宮ノ舟割奉行チツトム、十一年大猷院御上洛アルニヨリ二月十二日又宮ノ舟割ノ事ヲ承ル、十二年致仕シ、正保二年五月十六日多羅ニテ死ス年八十三、法名馨德院好春、室ハ春姬勢州繩生城主繩生意妹

一貞元

左門、四郎左衛門、次郎兵衛、母ハ繩生意息妹、正保二年七月相ニ續於家督ニ寬文五年七月二十七日卒、年七十五歲法名源照院道白、室ハ誓姬（ウケ）、津田長門守信成ノ女

一貞重

四郎左衛門、母ハ津田長門守信成ノ女、後貞成ト改ム、萬治三年相ニ續於家督ニ寬文十三年六月十五日卒、五十五

歲、法名了源院安清、室壽姫、野中傳右衞門ノ女

—女子　藤兵衞貞次ノ妻延寶五年正月二十五日死、法名貞壽院喜峯妙讀

—女子　坪内嘉兵衞妻、法名久昌院

—女子　松平越中守家中蜂屋彌兵衞妻、元祿九年十二月二十六日死法名日清

—女子　友成覺右衞門妻

—貞辰

權平、次郎兵衞、母野中傳右衞門女、後改二易貞一寛文十三年八月相二續於家督一寶永三年八月二十一日卒、四十五歲、法名了照院玄隨、妻清（スミ）高木新兵衞貞則ノ女

—女子　母ハ同上、井伊掃部頭家中齋藤新五郎ノ妻、貞享二年三月二十日死、法名月慶宗珠

—堯寛　母ハ堀江權右衞門女、京嵯峨釋迦堂住、行譽良遵大德、元祿九年十一月二十八日寂

—女子　母ハ新兵衞貞則ノ女、坪内嘉兵衞妻、享保十五年正月十日死、法名長光院圓應智春

—女子　母同、松平越中守家中吉村將監ノ妻、法名春照院

—貞庸

元五郎、新左衞門、母ハ新兵衞貞則ノ女ニシテ實ハ貞辰ノ弟ナリ、寶永三年十一月兄ノ跡チツギ家督相續チ爲ス同五年十月六日卒二十歲、法名圓成院良知

—允貞

幾次郎、求馬、母ハ新兵衞貞則ノ女、實ハ貞辰ノ次男也、寶永五年十二月相二續於家督一、寶曆三癸酉年八月八日卒年六十歲、法名高梁院慈白室ハ慈（メグミ）、泉州伯太渡邊備中守基綱ノ女

—貞則

數馬、主鈴、母同ジク新兵衞ノ女、實ハ貞辰ノ三男、松平越中守爲二勤仕一寶曆十二癸未年十月二十九日卒、法名寂莊院泰巖

女子　母ハ渡邊備中守基綱女ニテ坪内豐進ノ妻トナル、明和元年七月二日卒、法名天球院

貞明
同母、爲三郎、支藩、寶暦三癸酉年十一月相二續於家督一、同五乙亥年十一月十四日卒二十歳、法名支球院芳林

貞一
母同、千代次郎、龜之丞、一學、寶暦五乙亥十二月相二續於家督一、實ハ允貞ノ次男明和四丁亥六月十二日卒、三十一歳、法名靈光院下昧支微

女子　母同、尾州大久保外記妻

女子　母同、松平丹波守家中戸田圭稅妻

女子　母同

貞固
母同、富彌、監物、實ハ允貞ノ三男明和四丁亥年八月相二續於家督一寛政四年閏二月二十二日卒、年五十二法名貞光
妻瑞、江州大溝分部若狹守光庸女、後妻桂、瑞ノ妹

貞雄
妻貞固ノ女
初貞英、駒吉、兵庫、實ハ大久保大和守忠元ガ三男、母ハ相馬彈正少弼尊胤ガ養女貞固ノ養子トナリ其女ヲ妻トス、寛政四年五月四日遺跡ヲツグ、十五日ハジメテ將軍家ニ見エ奉リ六年正月二十三日死ス、年二十五、法名了白
妻貞固ノ女

貞興
大次郎實ハ本多兵庫成孝ガ二男、母ハ本多大膳將成ガ女。貞雄ガ終ニ臨ンデ養子トナル、寛政六年四月五日遺跡ヲツグ

貞金
妻涼　羽栗郡平島村坪内定興ノ養女、後妻多世、苗木遠山美濃守友壽女

貞有（モチ）―貞政（アヤ）

妻照修理高木（西）經貞女

（寛政重修諸家譜高木藏系圖、觀音寺記錄ニ據ル）

高木三家濃尾勢川奉行勤務記錄

年代	記事
寛永元年	貞勝・貞俊・貞友三人濃州眞桑方莚田方水分御普請奉行相勤ム。同年右三人濃州川々國役御普請奉行相勤ム。
同五年	右三人濃州川々國役御普請奉行相勤ム。
正保四年	高木權右衞門貞勝・同次郎兵衞貞元・同藤兵衞貞友へ濃州堤防破損普請奉行被仰付。

（御奉書）

美濃國中堤破損普請之御奉行被二仰付一候間如二例年一岡田將監被二相談一早々可レ被二申付一候恐々謹言

正月七日　　阿　對馬守　御判

阿　豐後守　御判

松　伊豆守　御判

高木權右衞門殿
高木次郎兵衞殿
高木藤兵衞殿

承應三年　右三人濃州川々國役御普請奉行相勤ム。
萬治二年　貞勝・貞元・貞次・岡田將監同奉行相勤ム。
寛文三年　同　上
同　四年　美濃國眞桑方莚田方井論見分御用相勤ム。
同　五年　濃州市橋村大墓村山論竝同國御藏入楡俣村堀津村川原境論ノ節見分奉行相勤ム。
寛文十一年　高木新兵衞貞則・同四郎左衞門貞重・同藤兵衞貞次・名取半左衞門・杉田九郎兵衞
美濃國役川々御普請奉行相勤ム。
同　十二年　同　上
延寶三年　同　上
同　八年　本巢郡山口番水論所願出デタルニヨリ見分御用相勤ム。
天和元年　濃州眞桑方莚田方番水井水修覆ノ義ニ付爭論アリ見分奉行相勤ム。

同　三　年　美濃國役川々御普請御用相勤ム。同年濃州方縣郡ノ内堤出入ニ付見分御用相勤ム。

貞享二年　濃州大野郡ノ内水論見分御用相勤ム。

同　三　年　同郡野河原爭論ニ付見分御用相勤ム。

同　四　年　同郡ノ内堰水論ニ付見分御用相勤ム。

元祿十一年　衞貞・貞辰・貞勝美濃國役川々御普請御用相勤ム。

同　十六年　高木衞貞・南條金左衞門ノ兩人濃州川々及勢州桑名川通水行障リ所取拂相勤ム。

同年衞貞・貞辰・貞隆及辻六郎左衞門濃州國役川々御普請御用相勤ム。

寶永元年　濃州川々國役御普請奉行相勤ム。

同　二　年　濃州川々水行取拂奉行相勤ム。此時土屋相模守ヨリ御奉書ヲ受ク。

五月濃州國中川筋水行之障取拂候所々竝勢州桑名ヨリ通尾州熱田川通迄高木五郎左衞門・高木次郎兵衞・高木富次郎右三人年番ニテ家來兩人宛相廻リ水行之障リニ成候儀不仕候樣見廻筈ニ候事。

大水ニテ新規ニ川除不仕候而不叶場所有之候ハヾ其所之役人ヨリ右三人方へ申談候上辻六郎左衞門方へ相達堤方役人立會吟味之上相極筈ニ候事。

同　四　年　美濃國役川々御普請御用相勤ム。

延　享　五　年　濃刕勢刕川々御普請丹羽若狹守御手傳被仰付候節見廻御用相勤ム。

寶　曆　四、五　年　濃州尾州勢州川々御普請松平薩摩守へ御手傳被二仰付一候節場所付御用掛高木新兵衞高木內膳高木玄蕃相勤御時服御羽織黃金拜領。

同　十　年　松平隼人知行美濃武儀郡池尻村郡上川通國役御普請見廻御用相勤ム。

同　十　一　年　本庄熊二郎領分金田近江守室賀兵庫金田新三郎・金田平次郎・日根野一學知行美濃國方縣郡山縣郡各務郡加茂郡海西郡之內上城田寺村石谷村雛倉村岩利村西粟野村三田洞村高富村岩井村岩瀧村芥見村西田原村結村谷川通あじの川通伊自良川大桑川通末洞川通津保川通長良川通國役御普請見廻御用相勤ム。

明　和　元　年　加藤平內松波平右衞門知行美濃國池田郡大野郡野中村杉野村公鄕村久世川通國役御普請見廻御用相勤ム。

同　二　年　各務郡羽栗郡武儀郡之內木曾川通郡上川通國役御普請見廻相勤ム。

同　三　年　濃州勢州川々御普請之節場所付御用掛相勤、御羽織黃金拜領、同十一月御用番松平右近將監殿御書付ヲ以テ私共先祖代々家付ニ相勤來美濃國中川々支配被二仰付一木曾川長良川伊尾川右三川之分ハ是迄ノ通、其外小川之分ハ笠松郡代所支

配ニ被二仰付一候、是迄國中大小川々取拂爲二見分一私共三人之内家來兩人宛年番ニ廻村爲致候、處ロ後ハ木曾川長良川伊尾川右之川通濃州尾州勢州村々へ笠松堤方役人一人立會、私共家來一人差出各所差障無之樣取拂爲二見分一例年廻村爲致候、其外國中小川通笠松役所ヨリ取拂等申付候由御座候。

同　四　年　日根野一學知行美濃國海西郡長良川通國役御普請見廻御用相勤、同年伊東伊豆守領分三淵縫殿助與山甚兵衞知行池田郡沓井村脇永村安八郡南今ケ淵村伊尾川通長良川通久瀨川通粕川通國役御普請見廻御用相勤、同年濃州尾州勢州川々御普請見廻御用相勤ム。

同　六　年　勢州桑名川通與左衞門新田茂左衞門新田跡流作之儀ニ付下總守ヨリ伺有之候ニ付、右之場所流作場ニ相成候而モ水行故障無之哉相糺申上候爲御用相勤ム。

同　七　年　濃州勢州川々御普請松平相模守御手傳被二仰付一候節見廻御用相勤ム。

同　九　年　坪內式部坪內帶刀坪內權左衞門知行木曾川通國役御普請見廻相勤ム。

天明二年　美濃國中島郡之內村々國役御普請見廻御用相勤ム。

同　三　年　濃州勢州川々御普請見廻御用相勤ム。

同　八　年　美濃國中島郡堀津村國役御普請見廻御用相勤ム。同年美濃海西郡結村國役御普

請見廻御用相勤ム。

寛政元年　濃州勢州川々御普請見廻御用相勤ム。同年美濃國中島郡ノ內二ヶ村及羽栗郡各務郡國役御普請見廻相勤ム。

同八年　濃州勢州川々御普請見廻御用及水行直シ方見分中立會御用相勤ム。

同十年　濃州勢州尾州川々御普請見廻御用相勤ム。

同十一年　美濃國中島郡堀津村國役御普請見廻御用相勤ム。

同十二年　濃州尾州勢州川筋水行直シ等其外宮桑名渡海路御普請ニ付見廻御用相勤ム。

享和元年　濃刕勢州川々御普請ニ付翌春見廻御用相勤ム。

文化元年　同上

同十三年　同上

文政二年　濃州勢州地震ニ付破損所御普請ニ付翌春見廻相勤ム。

同七年　濃州尾州勢州川筋水行直御普請ノ上長嶋新田地ノ海口新開被二仰付一候ニ付見廻御用相勤ム。

同八年　美濃國羽栗郡國役御普請見廻御用相勤ム。

同九年　濃州安八郡今ヶ淵村國役御普請見廻相勤ム。同年濃州海西郡結村國役御普請見

同　十　年　廻御用相勤ム。

東海道佐屋川通船路押埋之場所浚御普請見廻御用相勤ム。

同十三年　東海道熱田桑名渡海路御普請見廻御用相勤ム。

天保六年　濃州勢州川々御普請見廻御用相勤ム。

同　八　年　濃州安八郡今ヶ淵村國役御請普見廻相勤ム。

同　九　年　濃州中島郡堀津村御國役御普請見廻相勤ム。

同十一年　濃州勢州御料私領村々圍堤丈夫付御普請見廻御用相勤ム。

同　十四年　濃州中島郡堀津村堤丈夫付國役御普請御用相勤ム。

弘化三年　高須輪中悪水模様替御普請見廻御用相勤ム。

同　四　年　濃州御料私領四十四ヶ村組合悪水吐伏越樋伏替御普請被二仰付一御普請見廻御用相勤ム。

嘉永三年　濃州勢州尾州川々御普請見廻御用相勤ム。

安政二年　濃州中島郡堀津村國役御普請見廻相勤ム

同　四　年　六月津田美濃守中川監物知行濃州村々國役御普請御用相勤ム。同年九月濃州中島郡堀津村支郷須賀國役御普請御用見廻相勤ム。

万延二年　濃州尾州勢州川々御普行御用相勤ム。

慶應二年　同　上　（東高木　一氏藏記錄による）

高木文書

一、信長鄕御書

（一）市橋して御物語誠令二祝着一候彌々御馳走可二畏入一候猶得二口上一申含候恐々謹言

四月廿四日　信長（書判）

高木丞介殿　（高木貞元氏所藏）

（二）今尾城之事高木彥左衞門ニ申付候諸事可レ然樣ニ令二相談一無二疎略一馳走簡要ニ候謹言

二月朔日　信長（朱印）

吉村名字中

木村十兵衞とのへ

田中眞吉とのへ

西松忠兵衞とのへ　（高木貞元氏所藏）

（三）其方當知行不レ可レ有二違亂一候非分以下申懸者於レ有レ之者嚴重可二申付一者也謹言

永祿十　判（信長公ノ判）

十一月　日　　高木彦左衛門とのへ　（高木貞一氏所藏）

二、信忠鄉御書

（四）今尾町市儀如二前々一可二相立一聊不レ可レ有二異儀一者也

天正八年十月　日　　信　忠（書判）　（高木貞元氏所藏）

（五）駒野町市事如二前々一可二相立一聊不レ可レ有二異議一者也

天正八年十月　日　　信　忠（書判）　（高木貞一氏所藏）

（六）吾分領知方名田共五百四拾貳貫五百廿文之內山林寺庵家來之諸職當知行分令二扶助一不レ可レ有二相違一狀如件

天正八年十一月　日　　信　忠（書判）

高木彦左衛門とのへ　（高木貞一氏所藏）

（七）爲二新知一九拾七貫文余令二扶助一候全所務不レ可レ有二相違一者也

天正九霜月十日　　信　忠（書判）

高木彦左衛門とのへ　（高木貞一氏所藏）

一、秀吉明智追討以後之返書

（八）御狀拜見申候如レ仰今度京都不慮之仕合無是非儀ニ候

一、西國之儀悉存分申付京面罷上候事

一、去十三日明智勝龍寺相均山崎罷出候處及ニ一戰一卽時ニ追崩悉討果首三千余討勝申候事

一、明智首相尋候處山科藪中ニかくれ居候之處百姓首を切捨置候處見出候事

一、齋藤内藏助二人子共相連たつな斗ニて落行候處鄉人おこり候て兩人之子共ハ首切内藏助ハ生捕ニ仕なゝをかけ來候處御天下事ニ乘わたして首切かけ申候事

一、坂本明智居城ニては明智子二人明智彌平次腹を切殿守燒崩死候事

一、今度江州明智同意輩或首を切或命を助召出候事

一、爰元隙明候條明日其國へ相越候條一面可ニ申入一候御身上之儀可レ安ニ御心一候疎意不レ可レ有レ之候御子息何も何ニやらん承無心元候旁々期後音候恐々謹言

六月十九日　　秀吉（書判）

高木彦左衞門殿

御館（高木貞一氏所藏）

一、織田三七殿御書

（九）吾分領知方名田共五百四十二貫五百廿文之内山林寺庵家來諸職令ニ扶持一訖竝天正九年ニ爲ニ

新知二九拾七貫文余何も任當知行之旨全可領知候也

天正十年七月廿五日　　信　孝（書判）

高木彦左衞門とのへ　（高木貞一氏所藏）

（一〇）　鰹節到來候志之趣別而悦入候猶追而可申聞候也

七月二日　　黑　印（信長公也）

高木權右衞門とのへ　（高木貞元氏所藏）

（一一）　爰元隙明申候故今日津嶋迄とをり晩には舟にてとや尾に令着陣それより長濱へ歸城候然者船之事此節ハ一艘も不殘可被差置候か眞てい御爲知可然候恐々謹言

六月廿八日　　羽筑　秀　吉（書判）

高木權右衞門殿　（高木貞元氏所藏）

（一二）　御狀竝生鶴一贈賜候此頃者稀成儀候處ニ御志別而祝着之至候隨而北國表之儀屬々平均一昨日至二長濱一打入候猶期二來信一候恐々謹言

五月七日　　羽筑　秀　吉（書判）

高木權右衞門殿

御返報　（高木貞元氏所藏）

（一三）今度被召出に付今尾本知被仰付候則御判形被遣候爲其身等江も一書如此候恐々謹言

天正拾二　　土方彦三郎

四月廿五日　　雄　良（書判）

高木權右衞門殿　（高木貞元氏所藏）

（一四）猶以四人高以之儀以來忠節次第分候て可申付候也

本知分竝駒野以年寄引合壹万貫文宛行之訖得其意軍忠專一候也

天正十二、五月廿一日　　信　雄（書判）

高木權右衞門とのへ

高木彦太郎とのへ

高木勝兵衞とのへ

高木彦助とのへ　（高木貞一氏所藏）

（一五）書狀披見候扨制札事則遣候普請等ニ精入事肝心候敵方之樣子彌聞屆相替事候者追々可申越候也

七月晦日　　信　雄（書判）

高木權右衞門殿

高木勝兵衛殿
高木彦太郎殿
高木彦助殿　（高木貞一氏所藏）

（一六）書狀委細令披見候扨其城加勢之儀空明太田金七郎兩人申付候間走可二參着一候能々令相談萬事不二越度一樣二氣遣肝心候也謹言

八月十九日　信雄（書判）

高木權右衛門殿
高木彦之助殿
高木彦太郎殿　（三重縣桑名郡七取村字香取法泉寺氏所藏）

（一七）急度申遣候扨羽柴至北伊勢出張之旨方々より申來得其意万事無二油斷一可二氣遣一儀專一候也

十月廿三日　信雄（花押）

寶泉寺
高木權右衛門殿
高木勝兵衛殿
高木彦太郎殿

（一八）朝明郡　　同郡
小嶋郷貳百五拾貫　　田郷百拾貫
同郡
垂坂郷五拾貫合四百貫餘貳百貫宛被二仰下一之間全可レ有二領知一者也
天正拾貳　　義□判
十月廿六日　　朝夕判
杢庄判
高木權右衞門殿
高木　勝兵衞殿　（高木貞元氏所藏）

（一九）本知安田之城其方依二忠節一申付全可レ令二領知一者也依狀如件
天正十三　　書判（信雄卿也）
十一月四日　　高木彦太郎とのへ
（右書類は北高木にありし由記錄に記せるも同家滅亡せしにより今何人の手にあるや知る能はず）

（二〇）以桑名郡之内七百八拾四貫四百文余宛行畢、目錄別紙在之全可二領知一之狀如件

天正十四年七月廿三日　信雄（黒印）

高木權右衛門とのへ

目錄

百五拾貳貫九百五拾三文　北伊勢桑名郡之内　由比郷

八拾八貫六百八拾三文　多度郷

三百三十四貫七百拾四文　戸津郷

百二十七貫七百九拾壹文　下ひぢへ郷

八拾貫貳百六拾貳文　上ひぢへ郷

都合七百八拾四貫四百三文

天正十四年七月廿三日　黒印

高木權右衛門とのへ　（高木貞元氏所藏）

（二一）　爲加增駒野郷七百六拾壹貫貳百文余高澤郷九拾八貫四百文余都合八百六拾貫文余宛行畢全可二領知一候條如件

天正十四年七月廿三日　信雄（黒印）

高木彦助とのへ　（高木貞一氏所藏）

（二二一）　爲扶助九百拾八貫文宛行畢目錄別紙在之全可ニ領知一之狀如件

天正十四年七月廿三日　　信　雄（黒印）

高木彦太郎とのへ

目　錄

山共に　貳百八拾八貫三百六拾七文

山共に　貳百八貫六百廿壹文

都合九百拾七貫七百七拾八文

天正拾四年七月廿三日

彦太郎とのへ　（北高木にありたり今不明）

（二二二）　高木黨領知之事

貳千五百俵

此内ニ而五百五拾六俵　高木彦六

千九百九拾四俵　彦左衛門隱居分ニ遣ス

千九百四拾四俵　高木勝兵衛

千九百四拾四俵　高木次郎兵衛

千九百四拾四俵　高木藤兵衛

合八千三百三拾貳俵

天正十九年十一月十二日　　黑印　（高木貞一氏所藏）

（二四）芳簡殊爲二書信一吉野折敷到來祝着候如二來意一去年者遂面□本望候委細本多平八郎可令申候恐々謹言

九月二十八日　　家康（判）

高木權右衞門殿　（高木貞元氏藏）

（二五）書狀披見偖敵之樣子注進得二其意一候此表蟹江之儀今明之內可令落城候可レ被二心安一候尙期二後音一候恐々謹言

六月二十二日　　家康（判）

高木權右衞門殿

同名衆中　（高木貞元氏所藏）

（二六）柿一折到來祝着候猶大久保相模守可申候也

九月晦日　　台德院（判）

高木權右衞門殿　（高木貞元氏所藏）

（二六）先日水野藤助方を以樣子之段申候處一々御合點之儀共家康大慶被レ存候然者今日十四日ニ

至鳴海着陣被仕候左樣候へば京都へ被二討上一候儀急々被レ存候間迚之事ニ候條質物等之儀早々被仰付候而可然候此時ニ候間是非被レ廻二御才覺一御馳走尤候猶重而可二申述一候間不レ能二熟筆一候恐々謹言

六月十四日　　本多平八郎　忠勝判

高　權右衞門殿

御宿ゟ　（高木貞元氏所藏）

（二七）寄二思召一御懇書忝拜見仕候扨權右衞門殿御死去被レ成候由努々不存候而不二申入一意外之至非二本意一候尤御內意之趣聊不レ可レ存二疎略一候將又爰元珍大緒十筋被レ懸二御意一御懇志之段難二申謝一候委細令レ期二後音之時一候恐惶謹言

二月六日　　本多佐渡守　正信判

高木平兵衞樣

御報　（高木貞元氏所藏）

尙以上野介被レ任二指圖一之由尤之御事ニ候於二拙者一モ不レ可レ存二疎意一候以上

（二八）御札忝存候扨爲御音信枝柿壹箱被懸二御意一候忝存知候然者御眼病氣之由□無二御心元一存候不レ及レ申候へとも能々御養生可レ被レ成候將た新十郎殿御事蒙レ仰候何樣共御無沙汰不存候間可二心

安ニ候何も期ニ後音之時ニ不レ能レ詳候恐々謹言

極月廿五日　本多上野介　正純判

高木平兵衛様

御報

（高木貞元氏所藏）

（二九）書狀令ニ披見一候

公方様御機嫌能被レ成ニ御座一候儀相達目出度被ニ存上一候由得ニ其意一候將又當春其方屋敷類火付而金子拜領忝之旨尤候依之差越使者入念候段承屆候恐々謹言

六月廿九日　阿　豐後守

忠　秋（花押）

高木次郎兵衛殿

（北高木所有目下不明）

（三〇）遠路御狀殊をしかけ三口贈被下忝存候然者權右衛門儀相心得存候本上州へも其通可申候上州內存ニ付其元ニ御座候由尤ニ候何も近日御上洛之刻致ニ御供一罷上万々可申述候條不具恐惶謹言

二月五日　成　小吉　判

高木兵衛様

御報

（高木貞元氏所藏）

（三一）上総國

一、管生鄕　三百三十二石余

一、林　鄕　百六十七石余

合五百石余

右所宛行不レ可レ有二相違一者守此旨可レ勵二忠功一之狀如件

慶長二丁酉年九月吉日　（高木貞元氏所藏）

高木庄兵衞

高木次郎兵衞

高木藤兵衞

高木　彥六

（三二）一、五百石

一、五百石

一、五百石

一、三百石

以　上

右分御知行方　御前ニて御落着候間其心得可被成候以上

戊二月七日　伊　熊（判）

大十兵（判）

長　喜（判）

高筑　彦小□（判）

（高木貞元氏所藏）

（三三）今度五百石出候ゟり　高木　彦六殿

一、三百石

右ゟつさ菅生之郷之内　高木庄兵衛殿

一、貳百石　同　彦兵衛殿

此内　同　藤兵衛殿

三拾貳石ヨ　菅生之郷之内

百六拾七石ヨ　林之郷

右分ゟり申候間可レ被二引渡一候以上　伊熊（判）

戊二月廿三日　大十兵（判）

長喜（判）

喜小□

高木筑後殿

長田収左衛門殿

（高木貞元氏所藏）

三高木知行所石高付之覺　（高木貞元氏所藏）

美濃國石津郡高木五郎左衛門知行所石高付

一、六拾五石四斗五升四合九才　宮

一、三石壹斗三升七合貳勺五才　奥

一、貳百八拾四石七斗五升九合五才　北脇

一、百拾五石七斗壹升三合六才　淵上

一、百拾四石九斗五升八合　禰宜

一、六拾八石六斗三升八勺三才　羽ヶ原

一、百貳拾貳石七斗五升壹勺貳才　堂之上

一、七拾八石八斗九升八勺　東山

一、貳拾石　岩須ノ内

一、貳百六拾貳石壹斗七升四合四勺五才　時、下村

一、貳百貳拾四石八升壹合四才　時、堂ノ上
一、百八拾壹石三斗壹升八合　時、打上リ
一、百七拾石九斗三升七勺三才　時、上村
一、八拾壹石貳斗四升三合六勺貳才　時、山上
一、百七拾壹石壹斗七升壹合五勺壹才　時、細野
一、三拾九石七斗　時、時山

高合計貳千三百四石貳斗八升三合

同高木富次郎知行所石高付　石津郡ノ内村數拾六ヶ村

一、四拾八石貳斗八升三合貳勺　宮村ノ内
一、百八拾壹石六斗七升壹合壹勺九才　松ノ木村
一、九拾五石七斗五升四合四勺　上原村ノ内
一、八拾七石四斗五升三合壹勺三才　奈幾宇村
一、八拾七石三斗六升六合一勺　加毛脇村
一、百三拾三石七升九合九勺　時、下村ノ内
一、百四石七斗壹升四合五勺貳才　時、堂上村ノ内

一、七拾七石貳斗貳升三合三勺
一、八拾四石貳斗三升四合九勺
一、八拾七石壹斗貳升三合六勺六才
一、拾四石五斗三升壹合
　高合計千壹石四斗三升五合三勺
　同高木次郎兵衛知行所高付
一、五拾七石四斗四升貳合七勺
一、百七拾五石四斗
一、百四拾八石壹斗三升九合壹勺貳才
一、百石九斗七升三合貳勺
一、拾八石八斗壹升九合五勺八才
一、百三拾貳石貳斗三升七合四勺五才
一、百四石八斗九升三合五勺貳才
一、九拾九石貳斗貳升貳合
一、七拾七石三斗五升八合壹勺

時、上村ノ内
時、細野村ノ内
時、打上村ノ内
時、時山村ノ内

石津郡ノ内村數拾壹ヶ村

宮村ノ内
馬瀬村
樫原村ノ内
鍛冶屋村ノ内
上原村ノ内
時、下村ノ内
時、堂上村ノ内
時、打上村ノ内
時、上村ノ内

一、七拾貳石三斗七升三才　時、細野村ノ内
一、拾四石六斗九升六合三勺　時、時山村ノ内
高合計千壹石五斗五升貳合　石津郡ノ内村數拾壹ヶ村

右之通先代ヨリ度々改記置申候此度立合改記爲後日連印如件

元祿十二己卯歳九月廿三日　高木五郎左衞門（印）
高木　次郎兵衞（印）
高木富次郎（印）

（九）小笠原系圖

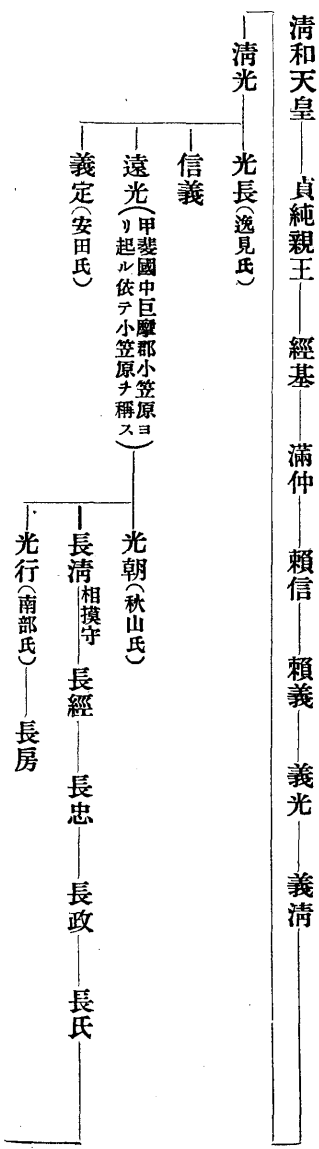

宗長——貞宗（童名彦五郎）——政長（遠江守）——長基（信濃守）——長秀——政康（大膳大夫）——光康（遠江守）——家長（左衞門佐）——定基（左衞門佐）——貞忠（左衞門佐）——信忠（下總守）——信嶺（掃部大夫）——信之（左衞門佐）——政信（左衞門佐）——貞信

土佐守一玄ト號ス、實ハ多良村高木權右衞門貞勝（西高木）ノ男、母ハ小笠原信之ノ女、下總國東葛飾郡關宿ノ城主小笠原政信ノ家ヲツグ、寛永十七年十一月關宿ヨリ海津郡高須ニ移リテ二萬三千石ヲ領ス、菩提寺池邊村圓心寺、（今ノ天照寺）高須ハ其地水害多ク貢米收納年々缺損スルニヨリ貞信願ヒテ元祿四年閏八月越前國大野郡勝山城ニ移ル、正德四年六月十七日死ス、法名眞光院一玄大居士

信秀——女（高木五郎左衞門ノ室）

信辰——信成（酒井忠隆ノ子）——信胤（本田忠純ノ子）——信房——長敎——長貴——長守——長育——勁一（子爵）

（武鑑、最新世界年表、高木系圖ニ據ル）

（一〇）別所系圖

村上源氏、源大夫季利が二男刑部少輔賴清播磨國別所城に住せしより別所を家號とす。これより十代連綿として對馬守賴治に至り世々此城に住す、重治は其男なりといふ。

重治——初メ播磨國別所城ニ住シ後三木城ニ移ル、八郡ヲ領ス、永祿六年正月二十九日死、法名性仙

重宗

孫右衞門、主水正、從五位下、兄長勝死スルノ後姪長治ヲ攝シテ織田右府ニ屬ス、其後長治約ヲ變シテ右府ニソムキ三木城沒落セルニヨリ處士トナリ、天正十三年更ニ豐臣太閤ヨリ但馬國ノ內ニテ一萬五千石ヲアタヘラル。後堺ニ閑居ス、十九年六月六日卒ス、眞岳德嚴院ト號ス、室ハ福島市兵衞正信ノ女

重家

左近、孫右衞門、別所主水正重宗ガ三男母ハ某氏、慶長六年ヨリ薩摩守忠吉ニツカフ、時ニ十四歲、後召サレテ東照宮ニ仕ヘ奉リ御書院番ニ列シ大阪兩度ノ御陣ニ供奉シ寬永二年十月二十三日美濃國石津・安八・池田・不破・中島五郡ノ內ニ於テ采地千石ヲ宛行ハル、ノ旨御判物ヲ下サル。

三年台德院殿御上洛ノ時供奉シ後御小姓組トナル、十年二月七日下野國都賀郡ノ內ニ於テ二百石ヲ加ヘラレ、スベテ千二百石ヲ知行ス、正保三年六月十五日死ス年五十九歲、法名淨安、駒込ノ高林寺ニ葬ル

重長

虎之助、孫右衞門、致仕號ニ道休一、母ハ某氏、正保三年十一月二十八日遺跡ヲツギ、千石ヲ知行シ、小普請役トナル時ニ九歲。此時二百石ヲ弟辰之助重宗ニ分チアタフ。延寶六年十二月十日致仕シ寶永元年四月二日死ス、年六十七歲、法名道休

常治

初メ信治、源之丞、孫四郎、孫右衞門、攝摩守、從五位下、實ハ重家ガ三男、母ハ某氏、重家ガ嗣トナル。延寶六年十二月十日家ヲツグ、天和元年二月二十六日御書院番ニ列シ元祿六年正月十九日ヨリ屋敷改ヲツトム、九年四月二十一日御使番ニ轉ジ十一月朔日日光山諸堂ノ修補奉行ヲツトメシニヨリ時服三領・羽織一領・黃金三枚ヲ賜フ、十二月二十二日布衣ヲ着スルコトヲユルサレ、十年閏二月朔日御目付ニウツリ十一年水野松之丞勝峯卒シ領地ヲ收メラル、ニヨリ七月朔日仰ヲ承リテ備後國福山ニ赴キ城受取ノ役ヲ勤ム、後仰ニヨリテ火ノ元改メノ事ヲ承リ十三年七月二十八日コレヲユルサレ黃金三枚ヲタマフ、十五年十月十五日長崎奉行ニ進ミ十二月十八日從五

位下播摩守ニ叙任ス、正德元年四月十一日職ヲ辭シ寄合ニ列ス。八月三十日死ス年六十七歲、法名宗性、妻ハ高山彌左衞門盛勝ガ女

矩満（ノリミチ）

初メ矩治（ノリハル）、源之丞、主水、民部、孫右衞門、播摩守、從五位下、母ハ某氏、正德元年十月二十七日遺跡ヲツグ時ニ十二歲、ハジメテ文昭院殿ニ拜謁シ享保九年十月九日御小姓組ニ列シ、十四年三河國吉田城ヲ松平豐後守賚訓ニ賜フニヨリ五月二十八日諏訪右衞門賴深ト共ニ仰ヲウケタマハリテ彼ノ地ニ赴キ城引渡ノ事ヲ役ス、十六年八月二十八日御徒ノ頭トナリ十二月二十三日布衣ヲ着スルコトヲユルサル、元文四年七月十九日御先鐵砲ノ頭ニ轉ジ此日ヨリ盜賊追捕ノ役ヲツトム、寬保元年四月十二日御普請奉行ニス、ミ、十二月十九日從五位下播摩守ニ叙任ス、二年七月十一日仰ヲウケタマハリテ上總國久留里ノ城跡ヲ檢視ス、九月二十八日御作事奉行ニウツリ延享元年九月二十六日先ニ日光山御宮及御靈屋修補ノ奉行ヲツトメシニヨリ黃金十枚ヲタマフ、四年八月十一日サキニ御疊藏失火セルニヨリ御疊方ノモノ等ヲ糺問セラル、ノトコロ、彼等年來私曲アリトモ三年以前ノコトハワキマヘザルノ旨ヲ白狀ニ及ブニヨリ罪科ニ處セラル、是矩満其職ニアリナガラ此等ノコトヲ心付カザル條等閑ナルガ致ストコロナリトテ職ヲ奪ハレ寄合ニ列シ出仕ヲトゞメラレ十月十三日ユルサル、寶曆十二年四月六日死ス年六十三歲、法名君澤

貞英

初メ貞以、三重郎、孫右衞門、實ハ設樂善左衞門貞根ガ四男、母ハ設樂助右衞門貞親ガ女、矩満ガ養子トナリテ其女ヲ妻トス、寶曆十二年六月三日遺跡ヲツグ、十二月七日ハジメテ浚明院殿ニ拜謁シ十三年七月十八日御書院番トナリ安永八年正月十一日御使番ニ轉ジ十二月十八日布衣ヲ着スルコトヲユルサル、寬政四年二月二十二日御先鐵砲ノ頭ニウツリ六年三月十七日死ス、年五十二歲、法名了傳、妻ハ矩満ガ養女

貞固

善之助、實ハ大久保遠江守教近ガ三男、母ハ松浦織部正致ガ女、貞英ガ養子トナル、天明八年六月二十一日ハジメテ將軍家ニマミエテ寬政六年六月三日遺跡ヲツグ時ニ年二十七歲采地千石、後的ヲ射テ時服二領ヲタマフ、妻

ハ横田大和守松房ガ女

一〇後裔孫四郎ノ代トナリ明治維新ニアヒ版籍ヲ奉還セリ（寛政重修系譜ニ據ル）

（一一）青木系圖

青木系圖

可直
丹治氏、次郎右衛門、青木加賀右衛門重直ガ四男、母ハ某氏、初メ池田三左衛門輝政ガ家ニ寓居ス、慶長十五年御麾下ニメサレ駿府ニ於テ東照宮ニ近侍シ美濃國大野・池田・方縣・石津・安八五郡ノ内ニテ三千石ヲタマハリ、後大阪兩度ノ御陣ニ永井右近大夫直勝ガ手ニ屬シテ從ヒ奉リ、其後兄民部少輔一重ガ領地攝津國豐嶋兎原ノ兩郡ノ内ニテ二千石ヲ分チタマヒ、スベテ五千石ヲ知行ス、元和八年三月二十八日死ス年六十二歲、法名玄正、貝塚ノ青松寺ニ葬ル、妻ハ關右京亮某ガ女ナリ

直澄
初メ一富、次郎助、二郎右衛門、母ハ右京亮某ノ女、元和八年遺跡ヲツギ寄合トナル、時ニ七歲、寬永九年九月九日ハジメテ大猷院殿ニマミエ奉リ、寬文七年十二月十五日致仕シ、十一年請ウテ攝津ノ采地ニ行ク、元祿十三年九月九日彼地ニテ死ス年八十五、法名淨旨、同國豐嶋郡畑中ノ佛日寺ニ葬ル、妻ハ古田大膳大夫重治ノ女

直影
九十郎、縫殿助、號二興石一、實ハ可直ガ三男、ハジメ御小姓組ニ列シ廩米三百俵ヲタマフ、後兄直澄ガ嗣トナリ其後、番ヲ辭シ廩米ハ收メラル、寬文七年病ニヨリ嗣ヲ廢セラル、父ガ采地ニ閑居ス延寶七年二月十日死ス、年六十一、妻ハ酒井下總守忠正ガ女

直正
初メ重賢、求馬助、實ハ青木甲斐守重成ガ長男、母ハ某氏、寬文四年四月十三日ハジメテ嚴有院殿ニ拜謁シ後直

澄が養子トナリ七年十二月十五日家ヲツギ延寶五年正月十六日死ス年三十一、法名道勇、白銀ノ瑞聖寺ニ葬ル妻ハ酒井雅樂頭家臣淡路忠助ノ女

直宥（ナヲヒロ）

初メ直治、右衞門、縫殿助、從五位下、母ハ某氏、延寶五年七月十二日遺跡ヲツグ、時ニ二歲延享元年八月十日初メテ常憲院殿ニマミエ奉リ、元祿十二年八月二日御小姓並トナリ閏九月五日其勤メニカナハザル事アルニヨリ近侍チユルサレ、寶永六年十月十五日定火消トナリ、十二月十八日布衣ヲ着スルコトヲ許サル。享保四年十一月二十二日小普請組ノ支配ニウツリ、十七年三月朔日御小姓組ノ番頭ニス、ミ、十二月十六日從五位下縫殿頭ニ叙任ス、元文元年十月十五日西城御書院ノ番頭ニ轉ジ五年二月十五日淺明院殿ノ御側トナリ西城ニ候ス、延享二年閏十二月八日親筆ノ畫ヲタマヒ後又御杖ヲタマフ、四年九月二十七日老ヲ告ゲテ務ヲ辭シ菊ノ間ノ廣緣ニ候ス、寶曆二年七月十五日死ス、年七十七、法名了心、貝塚ノ青松寺ニ葬ル、妻ハ米津出羽守政武ノ女、後妻ハ松平主馬定由ノ女

直暘（ナホアキ）

六之助、八之助、主水、母ハ某氏、寬保三年九月十三日初メテ有德院殿ニマミエテ寶曆二年十月二日遺跡ヲツグ十一月十日死ス、年二十九、法名法隨、妻ハ米津出羽守政容ノ女

直諒（ナホアキ）

九十郎、母ハ光通ノ女、寬政五年十二月二十二日ハジメテ將軍家ニ拜謁ス、時ニ年二十一歲、妻ハ橫田甚右衞門以松ガ女、後妻ハ南部肥前守信喜ガ女

眞美

九十郎、縫殿助、母ハ政容ガ女、寶曆二年十二月二十六日遺跡ヲツグ、時ニ六歲采地五千石、明和四年十二月九日ハジメテ淺明院殿ニ拜謁シ、六年四月十六日攝津國兎原郡ノ采地ヲ同國嶋下郡ニ移ス、妻ハ久留嶋信濃守光通ノ女

○數代ノ後裔九十郎ニ至リ明治維新ニヨリ版籍奉還

（寬政重修諸家系譜ニ據ル）

石原系圖

（一二）石原清左衛門（代々襲名）

享和三年七月石原庄三郎支配人彌太郎より碓井清八郎へ差上げたる覺書によれば、「石原清左衛門と申すもの代官として元和年中下笠村に移住し元祿十二卯夏勢州四日市へ陣屋替仰付られ正德四年夏四日市より上方へ引越場所替被仰付、但屋敷は京三條に有之候、寛保三年大津へ陣屋替仰付られ候、斯くて下笠村御陣屋凡八十年餘に候、清左衛門在住中は御料村支配被成、御支配の內下笠村新田御開發被成候ニ付家來百姓扣地等も出來仕候、勢州に御引越に相成候ニ付下笠村家來百姓扣地等の義尾州樣に御伺被成候處、先規の通と御座候に付前々通り御指置被成候、下笠村惣百姓と石原清左衛門殿家來百姓入交り居候へ共組方相分り則ち家中組と相唱へ候、村方惣百姓は尾州樣より御普請被仰下候度毎に三日後御仕拂被遊候へ共家中組百姓は前々より御除き御座候、御同人屋敷竝家來百姓共は竹木等も御除き御座候、入水或は水損困窮の節は御同人百姓の分は御同人より夫食手當等有之候、石原清左衛門家來百姓先年は五十軒余も御座候所追々尾州樣へ御願の上並百姓に相成候て當村二十四軒に相成候」とあり。文政六年未三月大津御代官石原清左衛門被管百姓左の如し。

持高	百姓	持高	百姓	持高	百姓
五石六斗三升六合	和作	二石四斗七升四合	佐五兵衛	八升六合	文七

一斗八升七合　宅治郎　無高　理八　二升　多十郎
八斗一升五合　源治　無高　佐藤次　無高　新作
無高　米四郎　無高　やを　無高　文助
七斗八升三合　儀助　無高　谷藏　無高　半五郎
無高　佐十郎　總計家數十六軒、人數七十四人

（一三）尾張家系圖

義直

德川家康十男、從二位大納言右兵衞督、尾州城主、慶長十五年ヨリ慶安三年迄三十八年間城主トナル、元和五年本郡內蛇持村・西岩道村・口ヶ島村・飯田村・栗笠村・下笠村・船付村・大野村・烏江村・江月村・多屋村・大牧村ヲ加封セラル
慶安三年五月七日死ス、法名二品前亞相尾陽侯源敬公

光友

從二位大納言、元祿十三年十月十六日死ス、法名瑞龍院殿二品前亞相天蓮社順譽源正大居士

綱誠

從三位中納言、元祿十二年六月五日死ス、法名從三品前黃門泰心院正譽徹應源誠大居士

○義行（美濃高須）松平攝津守

光友卿ノ二男、寬文六年從四位下左近衞少將ニ任ゼラル、元和元年八月信濃國ニテ三萬石ヲ封ズ、元祿十三年三月二十五日高須ニ移封ス當時城樓未ダ備ハラザリシカバ土地ノ人々ハ御館ト稱シタリ、法號崇嚴院

義孝　正德五年未六月家督相續——友淳
但馬守、享保十七年ヨリ居レ之元文四年未尾張本家相續、名ヲ尾張中納言宗勝ト改ム

義敏　中務大輔、元文四年相續——義柄（ヒ）
攝津守、明和八年卯六月十三日家督相續、安永六年酉正月二十五日御本家ヘ養子

義裕
攝洋守、安永六酉正月二十五日家督相續、寛政四年子三月十五日御館入

義比（茂德、名古屋ヨリ入ル）——義端——義勇——義生（子爵）

義當（マサ）——義居（スエ）——義和（ヨリ）——義建

吉通
從三位中納言、贈從二位大納言、正德三年七月二十六日死ス、法名圓覺院殿前黃門從三品賢譽知紹源立大居士

某
德川五郎太早世、贈從三位宰相、正德三年十月十八日死ス、法名眞巖院殿贈參議從三品源譽法仙性達大童子（吉通ノ跡ヲ相續ス）

繼友
從三位中納言、享保十五年十一月二十七日死ス、法名晃禪院殿前黃門從三位博譽忍慈源曜大居士

宗春（從三位中納言右兵衛督）——宗勝（高須、友淳事）——宗睦（チカ）——春行（高須、義柄事）——齊朝（一ツ橋家治國ノ子）——齊溫（ハル）（十一代將軍家齊ノ子）

齊莊（タカ）（田安家齊匡ノ子）——慶藏（ヴグ）（同上、齊莊ノ弟）——慶勝（高須、義建ノ子義比ノ兄）——茂榮——義宣——義禮（アキラ）（侯爵）

（美濃明細記、新撰美濃志）最新世界年表、烏江吹原文書）

附成瀬系圖

新田義重——政義——家氏——氏家——忠房——國重——正頼——正一——

—正成——

小吉、隼人正、從五位下、成瀬正一入道一齋長男、母熊谷若狹守直連が女、幼キ時ヨリ東照宮ニ仕ヘ奉リ、御小姓トナリテ近侍シ、天正十二年四月九日長久手ノ役ニ供奉シ、軍功多カリシカバ備前兼光ノ御脇指ヲタマフ。六月尾張國清洲ヨリ蟹江ノ城ニ御旗ヲス、メタマフ時、七月伊勢國桑名迄御出馬ノ時十八年小田原陣ノ時ニモ供奉シ關東ニ入ラセタマフ後下總國葛飾郡栗原鄉ニテ采地四千石ヲタマフ。文祿元年肥前國名護屋ニ御在陣ノ時慶長五年六月上杉景勝ヲ征シタマフ時、九月關ケ原役ニモ從ヒ奉ル。其後天下ノ機務ヲ奉行シ甲斐ニテ新恩二萬石三河國ニテ一萬石ヲ加ヘラレ下總國栗原ニ居ス。十二年閏四月十八日從五位下隼人正ニ叙任シ、二十六日義直卿尾張ニ封ゼラル、時、傅トナル。十六年甲斐國ノ所領ヲサイテ尾張國ニ移サレ二年義直卿ヨリ犬山ノ城ヲタマヒ、三千石ヲソヘラル。六年九月義直卿ヨリ一萬石ノ地ヲ加ヘラル。寬永二年正月十七日卒、廣幡村口ケ島ハ成瀬領ナリ。

—正虎——正親——正幸——正泰——正典——正壽——正住——正肥——正雄(子爵)

(一四) 戸田系圖

藤原氏支流。寬永系圖に家傳を引いて曰く、三條家の末葉三河國戸田に住す、氏是より流住す。天正年中三河國吉田に於て火災に家系を失ふが故に詳かに記すこと能はず、今の呈譜に氏輝は十田彈左衞門宗光四世の孫なり天正の火災に系譜を失ひ其分流を詳かにせずといふ。

氏輝

新二郎、孫右衞門、享祿二年ヨリ清康君ニ仕ヘ食祿ヲタマヒ、御近習ニ列シ後廣忠卿ニツカフ、弘治三年七月十二日死ス、年六十五、法名道泊

氏光

吉兵衞、母ハ某氏、廣忠卿及東照宮ニ仕ヘ奉リ、采地ヲタマフ、永祿七年五月今川氏眞ガ將小笠原肥前守資長ガ住スル三河國吉田城ヲ攻メタマフ時、氏光ガ母カツテヨリ今川家ノ質トシテカノ地ニアリト雖モ、氏光累世ノ君恩ヲ重ンジ母ノ存亡ヲカヘリミズ軍忠ヲハゲマス、城陷ルノ後東照宮氏光ヲ勞ヒタマヒ、汝此度ノ忠義他ニ異ルノ旨御感ヲ蒙ル、氏光屬々戰場ニ從ヒ奉リ疵ヲ被ルコト凡ソ三十六所ニ及ブ、コレヨリ先廣忠卿ヨリ、カチンノ色ノ絹ニ金ニテあらはノ三字ヲ縫タル指物ヲタマフ。天正十五年九月八日死ス、年七十五、法名休祖

一西（カヅアキ）

初政成、信世、康次、新二郎、十兵衞、采女正、左門、從五位下、母ハ某氏。天文十年三河國吉田ニ生ル、天正三年五月東照宮三河國吉田ニ陣シタマヒ、武田勝賴ガ兵ト合戰ノトキ一西敵將廣瀨鄕左衞門景房ト鎗ヲアハセ、猶水野惣兵衞忠重渡邊半藏守綱ト同ジク進ンデ敵陣ヲ突崩シ又、大津土佐衞門時隆ト共ニ先鋒ニ進ミテ武田左馬助信豐ガ陣ヲ破ル、後長篠合戰ノ時酒井忠次ニ副フテ鳶巢山ノ要害ヲ攻メテ之ヲ拔ク、九月遠江國小山城ヲ攻メタマフニヨリ勝賴大軍ヲ率キテ救フ。是ニ於テ其圍ヲ解イテ軍ヲカヘシタマフノ時一西殿タリ。城中ヨリ兵ヲ出シテ追來ルニヨリ屢々カヘシ戰ツテ敵ヲ追退ク、十二年豊太閤織田信雄ト矛楯ニ及ブ。東照宮信雄ヲタスケサセタマヒ、尾張國ニ御發向ノ時、御陣所丸山ノ地形ヲ檢シ一燧二燧ヲ以テ合圖トスベキ旨仰ヲカウムル。然ルニ其地利ヨロシキニヨリ二燧ヲアゲ。卽チ御馬ヲムケラレ其所ヲ御本陣ト定メタマフ。十八年小田原陣ニ從ヒ奉リ山中城攻ノ時、青山虎之助定義ト同ジク進ミテ功アリ。八日關東ニ至ラセタマフノ時、武藏國高麗郡鎌井ニ於テ采地五千石ヲタマフ。慶長五年石田三成上方ニ於テ反クニヨリ台德院殿ハ東山道ヨリ御馬ヲ進メラル、ノ時從ヒ奉リテ眞田昌幸ガ籠レル信濃國上田ニ御發向アリテ城攻メノ評議アルノ時、一西ガ申旨アリシヲ後東照宮ノ台聽ニ達シ御旨ニカナフヨシノ仰ヲカウムル。此年從五位下ニ叙ス。六年近江國大津城ヲタマヒ二萬五千石ノ地ヲ加ヘラレスベテ三萬石ヲ領ス。此時蓮花王ノ花壺ヲ恩賜アリ。七年大津城ハ要害ノ地ニアラズシテ新ニ同國膳所崎ニ城ヲ

築カレ仰ニヨリテコレニ移リ住ス。此年七月二十五日膳所崎ニ於テ卒ス、年六十二。法謚道心正眼院ト號ス。彼地ノ緣心寺ニ葬ル。室ハ眞木助兵衞氏常ガ女

氏鐵（ウヂカネ）

初メ重氏、新二郎、采女正、左門、從五位下、從四位下、致仕號二常閑一、母ハ氏常ガ女。天正四年三河國二連木ニ生ル、十七年三月十日ヨリ東照宮ニ仕ヘ奉リ御側ニ候ス。時ニ十四歲、文祿四年十月二十一日從五位下采女正ニ叙任ス。慶長五年上杉景勝御征伐ノ時下野國小山（オヤマ）ニ供奉シ彼地ニ於テ石田三成叛逆ノ事ヲ聞シメサレ、上方ニ御發向アルニヨリ從ヒ奉ル。七年遺領ヲツグ。左門ト改ム。八年洛ニ上ラセタマヒ、二月二十五日御參內ノ時供奉ニ列ス。十年三月十七日台德院殿御上洛ノ時居城膳所崎ニ宿ラセタマフ。十九年大阪ノ御陣ニハ加勢トシテ本多縫殿頭康俊ヲソヘラレ居城ヲ守ル。元和元年ノ御陣ニモ居城ヲ守リ兩度ノ役ニ膳所崎ヘ着御ノ時御船ヘ御膳ヲ獻ズ。六月二十一日台德院殿御參內ノ供奉ヲツトム。二年七月二十五日膳所崎ヲアラタメテ攝津國尼ケ崎ニウツサレ、二萬石ヲ加恩アリ。同國河邊武庫兎原八部（ヤタベ）四郡ノ內ニ於テ五萬石ヲ領ス、此時仰ヲウケテ新ニ城ヲ築キ寬永元年大阪城修造ノコトヲ奉行ス。三年六月大猷院殿洛ニノボラセタマヒ御參內ノ時扈從シ、十一年御上洛ノ時モ從ヒ奉リ十六日從四位下ニ昇ル。同十一年十一月尼ケ崎ヲ轉ジテ美濃國大垣ニ移封セラレ五萬石加封、同國多藝（オホノ）・不破・安八・池田・大野・本巢ノ七郡ノ內ニ於テスベテ十萬石ヲ領ス。十四年肥前國島原ニ於テ吉利支丹ノ賊峰起セシニヨリ十一月二十八日松平伊賀守信綱ト共ニ仰ヲウケタマハリテ島原ニ赴ク。後彼地ニアルノ間大猷院殿ヨリ信綱ト連名ノ御感狀ヲタマフ。十五年二月兇徒悉ク誅ニ伏シ歸府ノ後十月二十七日御前ニ召サレ御手ヅカラ正宗ノ短刀ヲタマフ。十八年八月三日嚴有院殿御生誕ノ時御筥刀ノ役ヲツトメシニヨリ御七夜ヲ祝セタマフノ時備前眞長ノ御刀ヲタマヒ、氏鐵ヨリモ但州國光ノ刀、新藤五國光ノ脇指、產衣等ヲ獻ズ。此年請ウテ居城名古屋口、及京口ニ新タニ門ヲ營ム。後氏鐵已ニ衰老ニ及ビシカバ營中ニテ頭巾ヲ用ヒ城內ニ杖ヲツクコトヲ恩許アリ四年十一月二十八日致仕ス。此日來國光ノ短刀ヲタマヒ、且領地ノ田、私墾ノ田地ヲモツテ養老ノ料ニアテラル承應元年八月大垣ニ在リテ病ニカヽルノ由聞シメサレ侍醫野間壽昌院ヲ下サレテ之ヲトハセタマヒ、明曆元年二月十四日死ス。年八十。長譽常閑覺岸院ト號ス。大垣ノ圓通寺ニ葬ル。室ハ松平丹波守康長ノ女

氏信

新二郎、伊賀、采女正、從五位下、從四位下、致仕號二逸閑一、母同上。慶長四年生ル、十年初メテ東照宮ニ拜謁ス、時ニ七歲。十四年駿府ニ於テ御前ニ候スルノ時、膳所崎領内ノコトヲ尋ネサセラルヽノ處、氏信幼年ニシテ詳カニ言上セシカバ賞譽ノ仰ヲ蒙ル。元和元年六月二十八日從五位下采女正ニ叙任ス。九年台德院殿父ガ居城ノ尼ケ崎渡御ノ時御料ノ御馬ヲタマフ。慶安四年十一月二十八日封ヲ襲グ。寛文二年五月二十八日二條城石垣ノ修造ヲタスクベキ旨仰ヲ蒙リ後功成ツテ其事ニアヅカレル家臣等ニモノヲタマフ。四年四月五日領地ノ御朱印ヲ下サル。七年十二年二十八日從四位下ニ昇ル、後老年ニ及ビ頭巾竝ニ杖ヲユルサル。十一年七月十九日致仕シ天和元年十一月十四日大垣ニテ卒ス。年八十三。天譽逸閑興林院ト號ス。室ハ牧野駿河守忠成ガ女

氏西（ウヂアキ）

初メ氏包、新二郎、但馬守、左門、肥後守、從五位下、從四位下、母ハ忠成ガ女。寛永四年尼ケ崎ニ生ル、十五年六月二十八日初メテ大猷院殿ニマミユ、時ニ十二歲、慶安四年十二月二十八日從五位下但馬守ニ叙任ス、明曆元年十二月二十八日左門ト改ム。寛文十一年七月十九日封ヲ襲フ。十月十五日先ニ仰ヲ蒙リ家臣ヲシテ美濃國不破郡ノ論地ヲ檢セシニヨリ奉書ヲ以テ賞セラレ、又此事ニアヅカリシ家臣等ニモノヲタマフ。三年十二月四日從四位下ニ昇リ肥後守ニ改ム。貞享元年六月七日卒ス。年五十八。清譽江白高稱院ト號ス。室ハ内藤飛驒守忠致ガ女

氏定

伊賀、新二郎、采女正、從五位下、從四位下、母ハ忠政ノ女。明曆三年生ル。寛文七年九月五日ハジメテ嚴有院殿ニ拜謁ス。時ニ十一歲。十一年十二月二十八日從五位下采女正ニ叙任ス、貞享元年八月四日遺跡ヲツグ、十三年十二月二十一日從四位下ニ昇ル。十四年三月十四日從弟淺野内匠長矩ガ事ニ坐シテ出仕ヲトヾメラレ、五月六日赦免アリト雖モ、猶拜謁ヲハヾカリ六月二十五日許サル。享保八年四月二十三日致仕シ、十八年七月二十三日大垣ニ於テ卒ス。年七十七。瑞譽松巖靈台院ト號ス。室ハ松平日向守信之ガ女

—氏長—

伊賀、左門、伊賀守、伊勢守、從五位下、從四位下、母同上。貞享四年生ル。元祿十年閏二月十五日ハジメテ常憲院殿ニマミエ奉ル。時ニ十一歳十四年十二月十八日從五位下伊賀守ニ叙ス。享保八年四月二十三日封ヲ襲ゲ。十二月十六日從四位下ニ昇ル。二十年八月十日大垣ニテ卒ス。年四十九、乾譽徹元亨澤院ト號ス。室ハ土井周防守利益ガ女

—氏英—

德次郎、采女正、從五位下、母上ニ同ジ。享保十四年大垣ニ生ル。後嫡母ノヤシナヒトナリ二十年十月朔日遺領ヲツゲ、時ニ七歳。元文五年十一月十五日ハジメテ有德院殿ニマミエ奉リ、寛保三年十二月二十一日從五位下采女正ニ叙任ス。三年五月十六日御料ノ地美濃國池田郡ノ內千石餘ヲアヅケラレ、寛延三年十月八日同國不破・多藝・安八ノ三郡內ニ於テ一萬五百十石餘ノ地ヲアヅケラル。寶曆五年六月十三日同國方縣・本巢・席田ノ三郡ノ內ニテ一萬六千二百八十石餘ノ地ヲ增シアヅケラル。八年七月二十八日奏者番トナリ、九年二月十一日又方縣郡ノ內八千六百十石餘ノ地ヲアヅケラル。十三年八月五日又多藝・安八二郡ノ內九千七百五十石餘ノ地ヲアヅケラル。明和五年四月二十三日大垣ニ於テ卒ス。年四十。德譽興善崇眞院ト號ス。室ハ堀田相模守正亮ガ女

—氏敎—

榮之進、采女正、從五位下、從四位下、侍從、實ハ松平右近將監武元ガ五男。母ハ種村氏。寶曆四年生ル。明和五年氏英ガ病篤ニ臨ミテ養子トナリ其女ヲ室トシ、六月十三日遺領ヲ繼ゲ。美濃國內ニ於テ十萬石ヲ領シ大垣ノ城ニ住シ代々帝鑑ノ間ニ候ス。時ニ十五歳、七月朔日ハジメテ淩明院殿ニマミユ。十二月十八日從五位下采女正ニ叙任ス。七年美濃國池田・本巢・大野・不破ノ四郡ノ內四千五百二十石餘ノ地ヲアヅケラル。安永元年四月朔日サキニ江戶大火ノ時人數ヲ率キテハセ參リ粉骨シテ御城中ヲ防ギシコトヲ賞セラレ上意ヲカウムル。十一月二十九日厚見郡ノ內ニテ御料ノ地一万八百七十石ヲアヅケラル。寬政元年六月十八日奏者番トナリ、十一月二十四日寺社奉行ヲカヌ。二年四月十六日御側用人ニ進ミ、十一月十六日老職ニ補セラレ、從四位下ニ昇ル、室ハ氏英ガ女

氏庸

童名金八郎、采女正、侍從、文化三年六月十一日家督相續、後從四位侍從ニ補セラル。畫ヲ好ミ就中著色人物ニ妙ナリ修身逸興ヲ恣ニシ天保十二年三月十一日江戸常盤橋邸ニテ卒ス。圓通寺ニ歸葬ス。法名泰岳院殿靈譽瑞雲大居士

氏正

采女正、四品、天保十二年三月家督相續、安政三年十月故アリテ退隱シ家ヲ長子氏彬ニ讓ル。大政維新ノ後東京ニ移住ス。明治九年六月二十八日死ス。法名善德院殿積譽功道大居士

氏彬

采女正、四品、出雲守、侍從。安政三年十月二十五日家督相續。文久ノ際家茂公征長ノ役ニ從ヒ大阪ニ至ル役中病ンデ死ス。大垣圓通寺ニ葬ル。大顯院殿仁譽義勇大居士

氏共

幼名助三郎從五位、氏正ノ子ナリ嫡兄氏彬子ナキヲ以テ養嗣ト爲ス。慶應元年十月三日家督ヲツグ元治慶應ノ際德川氏ノ威望衰ロヘ勤王ノ士此處彼處ニ起レリ。此時戸田氏ハ先祖以來幕府ノ譜代ナルニヨリ德川氏ニ味方ス、慶應三年幕命ニ依リ會津桑名ノ二藩ヲ助ケ京ニ將ニ入ラントスルトキ藩宰小原鐵心考慮スル所アリ俄ニ勤王ノ誠意ヲ表シ反正歸順シ兵ヲ退撤シ藩主ヲ上京セシメ歸順ノ意ヲ明カニセリ。明治二年六月封土返上シテ大垣藩知事トナリ明治四年廢藩置縣ノトキ東京ニ移住ス　（寛政重修諸家譜、大垣城主歷代記）

戸田氏文書

御朱印御目錄寫（拔萃）

美濃國石津郡之內十三ケ村（十八ケ村）

一、大里村枝鄕、內新田外新田、瓢平　一、安江村　一、下一色村　一、太田本新田村

一、中島村枝鄕栗林村　一、松ケ平村今ハ松山　一、馬澤村　一、羽根村

一、奥城村（今ハ奥條）　一、庭田村　一、德田村（枝郷同新田）　一、乙坂村

一、下境村（枝郷山石原缺）

高三千三百九十一石五升九合

美濃國多藝郡之内二十四ヶ村（三十一ヶ村）

一、志津村（枝郷同新田釜段村）　一、柏尾村（枝郷同新田）　一、清子村（今ハ勢至）　一、鷲巣村

一、龍泉寺村　一、野口村　一、上笠村　一、立淵村

一、大塚村（塚ノ字今ハ墳）　一、安久村　一、高畑村　一、宇田村

一、吉田村（今ハ豊村）　一、中村　一、橋爪村　一、石畑村

一、上方村　一、津屋村（枝郷等ノ原新田）　一、舟見村　一、若宮村

一、櫻井村　一、多藝島村（枝郷多藝入方）　一、上屋村（枝郷上笠）　一、大戸羽村（今ハ東西二村ニ分ル）

高一萬二十一石一斗二升四合

美濃國不破郡之内十ヶ村（十二ヶ村）

高七千二百一石三斗六升八合（村名省略）

美濃國安八郡之内八十八ヶ村（百十五ヶ村）

高四萬七千八百八十一石八斗三升八合（村名省略）

美濃國池田郡之内五十ヶ村
高一萬千二百八十七石八斗九升（村名省略）
美濃大野郡之内四十三ヶ村
高一萬六千九百十石四斗四合（同上）
美濃國本巣郡之内三十一ヶ村
高三千三百六石一斗一升八合
都合十萬石

右此度被差上之郡村帳面相改及上聞所被成下御判也此儀兩人奉行依被　仰付達如件

寛文四年四月五日　　永井伊賀守
　　小笠原山城守

戸田采女正殿

美濃國石津多藝不破安八池田大野本巣七郡ノ内都合十万石（目錄別紙有）事如前々之宛行之記全可被領知者也

寛文四年四月五日　御判

戸田采女正とのへ

（一五）竹腰系圖

佐々木信綱——重綱——高綱（重綱九世ノ孫）——重綱

高綱ノ二男ナリ始メテ竹腰ヲ稱ス、齋藤道三ニ仕ヘ大垣城主トナル

正信

重綱ノ孫ナリ、慶長六年徳川家康ニ仕ヘ、五千石ヲ甲斐國ニ於テタマハル。同十二年尾州義直ノ傅相ニ補セラレ五千石ヲ尾張國ニテ加增セラレ、元和五年十二月義直一萬石ヲ與ヘ前封ヲ合シテ三萬石トナル。同八年美濃國ニ移封セラレ今尾城主トナル。

正晴——友正——正映——正武——勝起——睦群——正定——正美——正舊——正巳（男爵）

（國史大辭典ニヨル）

（一六）笠松御郡代

【笠松陣屋】 新撰美濃志に「御郡代陣屋は慶安三寅の年岡田將監御郡代として南美濃のうちの御料の村々を所務ありし時笠松に假屋を建て下吏を置きしが寛文二寅の年名取半左衞門御郡代の時より陣屋となりて在勤しそれより今にたえず。敷地は多く徳田新田の地にて笠松村の地は少し高十二石五斗二升八合、一町八段五畝二十五歩は徳田新田、高六斗九升六合、八畝二十一歩、笠松村の地なり」云々。多良東高木記錄に「美濃國支配御代始りより以來寛永正保の頃岡田將監後豐前守と申候て

其後河内守と申す有之候段父子の名にて候哉一人の名にて候哉誰も不知候、其子將監明暦寛文萬治の頃迄相勤候、豊前守は八十餘迄存命仕候、右三代濃州一國支配仕候、笠松と申は豊前守在所衣斐郷三輪村知行所より寄所仕自分普請申付出張候、休所取繕置候に將監江戸へ召出され候後御役所と被成候」云々。官職制度沿革史に「美濃郡代は美濃笠松に駐在し美濃の公領を管す。寶暦九年二月始めて置く在職手當金九百五拾兩、米百廿人口を給す」云々。とありて其起原一致せす記して後考を俟つ。郡代は代官とも稱す。（支配地十萬石以上を郡代十萬石以下を代官と稱す）陣屋の上官にして目見以上の士を任命し年功により布衣に進めらる。代官の下に手附・手代・書役・地役人等あり。今舊幕縣治要略により代官所にて掌る所の事務を記せば

一、宗門人別帳を各村より差出させ宗旨を改め戸數及人員を調査すること
一、五人組帳を各村より提出せしめ之を檢閲すること
一、夫錢帳を各村より差出させ調査すること
一、定免の出願に對し許否を決すること
一、定免年期明出願に對し許否を定むること
一、免上、本免入、免直、田畑成・畑田成・潰地・損地・起返・其他增減租に係る土地を實地臨檢すること

一、河川の堤防用惡水の圦樋橋梁を修繕すること
一、小物成・水車運上に關することを掌ること
一、官林及並木の保管にかゝること
一、各村鄉藏の貯藏米を巡檢すること
一、密釀過釀を臨檢すること
一、洪水の時堤防橋梁の防備を爲すこと
一、新田檢地の上段別及石高を査定すること
一、荒地の高段別及減租額を調査すること
一、天災地變の爲家屋を失ひ餓に迫る民を賑恤すること
一、鰥寡孤獨の救恤孝子節婦義僕の表彰を行ふこと
一、風紀を矯正し博奕賣淫芝居興行の取締を爲すこと
一、訴訟及說諭に關すること
一、除害に備る鐵砲に關すること
一、其他

【歴代郡代名及勤務年數】

（一）岡田伊勢守　慶長六年より寛永八年まで勤務

（二）岡田豊前守　寛永八年より萬治二年まで勤務

（三）名取半左衞門　萬治三年より寛文七年まで勤務

（四）杉田九郎兵衞　寛文八年より天和三年まで勤務

（五）甲斐庄四郎右衞門　貞享元年

（六）岩手藤左衞門　貞享二年より元祿十一年まで勤務

（七）辻六郎左衞門　元祿十二年より享保三年まで勤務

（八）辻甚太郎　享保三年より享保二十年まで勤務

（九）川井彌三兵衞　一に井澤彌惣兵衞と書せり、享保二十年就職元文二年九月病氣退役同三年三月朔日病死、元文二年九月より同十月迄野田甚五兵衞・大草太郎左衞門御代官御預り

（一〇）瀧川小右衞門　元文二年十一月より延享三年七月まで勤務。先役御勘定組頭、延享三年七月十八日場所替被仰付丹後國久美濱御役所五萬石、但馬國にて二萬石合て七萬石を賜ひ同年八月十六日丹後國へ引越

（一一）青木次郎九郎　延享三年七月より寶暦八年九月まで勤務。○寶暦八年九月より同九年三月迄上倉彦左衞門川崎平右衞門御代官御預り卯三月八日千種清右衞門へ引渡す

（一二）千種清右衞門　寶曆九年役につき明和八年願に付隱居被仰付隱居料三百俵を給せらる。郡代布衣

（一三）千種六郎左衞門　明和三年役につき天明六年六月五日病死同十一日送葬、不改院殿松翁道休。郡代布衣

（一四）千種鐵十郎　天明六年六月七日元六郎左衞門支配取締之儀被仰付同八月八日より家督竝御役共被仰付天明八年十月十九日江戸表へ下り晦日御役御免、申年御檢見御勘定三嶋所左衞門・稻生平左衞門吟味方下役菅谷加平次御普請役根立助九郎

（一五）辻六郎左衞門　天明八年十一月七日被仰付同二十四日辻甚太郎着陣鄉村請取相濟、寬政二年極月被爲下正月免役二の丸御留主居被仰付、辻甚太郎百五十俵被下置御代官被仰付。○多羅尾四郎右衞門飯塚常之丞の兩人寬政三年正月より五月二十日迄御代官御預り

（一六）鈴木門三郎　先役御勘定組頭、寬政三年五月二十日鄉村御受取同七年三月十九日出府七月五日郡代布衣被仰付九月八日着陣同十一年六月二十七日出府八月七日轉役御吟味役被仰付。鄉村之儀飯塚伊兵衞多羅尾四郎次郎へ當分御預所被仰付十月二十八日引渡濟

（一七）辻甚太郎　享和四年正月六日六郎左衞門と改名寬政十一年十月八日郡代布衣被仰付十二月十七日鄉村御請取文化二年七月病死。○田口五郎左衞門多羅尾四郎次郎當分御預り

（一八）三河太志　文化二年七月二十五日郷村請取濟、文化七年八月二十九日豊後國紀太へ場所替、郡代布衣被仰付

（一九）瀧川小右衞門　文化七年八月二十九日郷村請取同年御檢見田口五郎左衞門被仰付、御檢見御勘定竹内平之丞御普請役大塚杢助へ被仰付文化十一年六月二十七日病死

（二〇）松下内匠　文化十一年御預所に被仰付八月二十九日郷村請取相濟、同十二年御支配所に被仰付笠松へ御引越、同十三年御召に付出府郡代布衣に被仰付老衰の爲隱居御預になり文政十一年四月二十一日笠松出立、極月二十二日御役御免。○文政十二年八月迄石原清左衞門多羅尾靱負御代官御預り

（二一）野口斧吉　文政十二年八月二十八日郷村請取濟元越後國出發、九月二十二日江戸着同十月十三日笠松着陣天保二年五月十六日御老中列席松平和泉守より布衣美濃郡代被仰付、天保六年百輪中騒動に付江戸よりお召、十月十二日笠松出立、道中藤澤宿にて御願被仰同十一月七日公儀へ御屆同日飛州郡代大井帶刀へ當分御預被仰付翌年正月二十日大井へ引渡濟。天保七年正月二十日より四月二十八日まで大井帶刀當分御預り

（二二）柴田善之丞　天保七年四月二十八日郷村請取濟、嘉永四年九月十九日江戸表へ出立御檢見多羅尾久右衞門御代檢見被仰付、極月二十六日岩田鍬三郎へ引渡

（二三）岩田鍬三郎　嘉永五年三月二十六日笠松着陣慶應三年三月出府同十一月手代衆不殘と屋代增之助出府せしに天朝御料になりし段京都竹澤覺三郎に被仰付たるより不殘引取る、當時鍬三郎職俸四百俵美濃伊勢の公料を支配せり、役人江戸詰九人笠松詰十四人堤方十四人

（養老郡上多度村松永金吾氏方記錄ニ據ル）

（一）岡田系圖（紋カタバミ本國尾張）

源滿政十八代孫山田重詮改二岡田一修理亮重詮の子岡田與二郎信重、信重子岡田助右衞門重善の男助右衞門三州小豆坂七本鎗の內也。

- 源善同（異本善長）
  - 岡田勝五郎、將監、伊勢守、濃州揖斐五千石餘ヲ領ス
  - 善政
    - 岡田將監、豐前守、萬治二年加賜二千石、都テ七千二百石御勘定奉行定家流能書也
    - 善次
      - 岡田將監豐前守領六千石伏見奉行
      - 善紀
        - 岡田庄太郎、領千二百石、加賜五百石中目付
        - 喜太郎（領千二百石）
          - 勝之助（領千二百石）
          - 伊織（領五百石）
            - 主水（領五百石）

岩手系圖

善諧——善章
岡田左京、後將監、領五千三百石、御旗奉行
岡田九助、實ハ善武ノ子

善武
岡田庄九郎、領七百石、御書院番
（美濃明細記ニ據ル）

（二）岩手系圖

信政——信盛（新八郎、九左衞門）——信吉
甲斐國山梨郡岩手郷ヲ領シ旗奉行ヲ勤ム、助九郎、九左衞門、寛永元年死
藤左衞門、寛文四年三月二十九日御家人ニ列シ御勘定トナル、貞享二年七月二十一日美濃郡代トナリ此日廩米三百俵ヲ加增、十二月二十八日布衣ヲ着スルコトヲ許サル

信上——信猶（藤左衞門）——信方（藤左衞門）——信安
（寛政重修諸家譜ニ據ル）

鈴木系圖

（三）鈴木系圖

正親——正辰——正移——正致（門三郎、寶曆四年八月三日家督、十二年二月死、四十四歳）——正勝
門三郎、寛政七年七月五日美濃國郡代ニス、ミ此日布衣ヲ着スルコトヲ許サル、寶曆十二年四月五日遺跡ナツグ時ニ十七歳、安永五年ヨリ評定所ノ留守役ヲツトム、六年七月信濃國ノ農民騷擾ヲフセグ
（寛政重修諸家譜）

（四）辻系圖

守參（ミツ）
- 六郎左衞門、鵜翁、神田ノ館ニ於テ勘定役ヲツトム、貞享四年百五十俵加增十二年二月二日美濃郡代トナル、加恩百五十俵ヲタマフ、郡テ五百石、享保三年七月御勘定吟味役ニ轉ズ、元文三年三月五日死。八十六。
  - 守雄
    - 甚太郎、享保三年七月十九日父ニカハリテ美濃御代官トナル、十七年七月十八日郡代トナリ布衣ヲ着スルコトヲ許サル、二十年五月十七日笠松ニテ死ス。年四十九
  - 富守（ヨシ）
    - 六郎左衞門、寛政八年七月二十六日死ス。年八十八。
      - 滿盈（ミツミツ）
        - 甚太郎、安永九年三月死ス。年六十一。
          - 守眉（ヨシ）
            - 富次郎、寛政五年三月十九日御代官ノ見習トナル
          - 守貞
            - 甚太郎、天明元年四月二十八日ヨリ御代官ノ見習ヲツトメ、寛政三年二月五日御代官トナリ八年十月四日遺跡ヲツグ

（右同書ニ據ル）

（五）多羅尾系圖

近江國甲賀郡信樂庄を領し多羅尾を以て家號とす。

光吉（和泉守、永祿十一年二月死）
- 光俊
  - 四郎兵衞、四郎右衞門、甲賀郡信樂ノ小川ニ住ス、太閤光秀征伐ノ時加勢シ山城國近江國ニテ采地ヲタマフ
  - 光太
    - 彥太郎、久右衞門、天正十年六月東照宮伊賀地ヲ過ギタマフ時父ト共ニ御駕ヲ迎ヘ太閤ノ勘氣ヲカウク信樂ニ蟄居ス、慶長五年九月御代官トナ

好光（久三郎、久右衛門）――光忠（四郎右衛門、閉門トナル）――光顯（四郎五郎、次左衛門、寶永六年十二月二十一日御代官トナル）――光豐（求馬、四郎右衛門明和八年六月十日死）――光雄（右京縫殿、四郎右衛門、寛政十年三月致仕）

（同書ニ據ル）

第五章　苗字

苗字ノ由來

苗字は同氏族中のもの住居を異にしたる時、其土地の名を冒し其家々を區別せしより名乘れる標稱にして、後には遂に氏と同意義に用ひられたり。言海に「苗字、苗氏は名字の當字ならん。或云苗裔の字（ナ）の義」と記せり。本邦の制賤民は古來より苗字を付する能はず源平盛衰記にも御厩小平太とかきて苗字を載せず。德川氏時代に入りても士分以上のものは之を名乘る事を得れども、農工商の庶民は之を付する能はざるが普通にして、特に「苗字御免」のものに限り苗字を名乘るのみなりき。地方凡例錄に「苗字を名乘事自然由緒有ㇾ之御免なくては不ニ相成一處猥に苗字名乘るもの有ㇾ之に付享保年中御代官辻六郎左衛門相伺其節御糺之上以來一統由緒なき百姓苗字名乘る儀急度御停止仰出たり」とあり。されば郡內舊家記錄中祖先の由緒を詳記し苗字御免を懇願せし記事を見る事屢々なり。明治維新に至り四民平等一般に苗字を付する事を免され、はじめて庶民一同に苗字を付く

高田町

養老村

る事となれり。今郡内の苗字を見るに大凡左の四種あり。

一、封建時代祖先の功勞又は獻金等により苗字御免となりたるもの。

二、封建時代表面には苗字を付せざれども自家の由緒を探ね密かに苗字を名乘れるもの。

三、維新の際苗字を改めしもの。

四、維新の際新たに苗字を設けたるもの。

右四種の内一、二に屬するものは現在住居を異にするも同姓をたづぬるときは屢々自家の祖先を知り、又は祖先の生地を明かにする事を得べし。郡内重なる苗字を記す事左の如し。

【高田町】 木村・細川・近藤・伊藤・立川・佐竹・大橋・中村・栗田・田中・栗本・百々・千秋・柏淵・津田・小足・渡邊・川瀬・山田・小野・速水・深貝・土屋・早野・日比・竹内・小野・中野・川地・久保田・西脇・澁谷・野村・日比野・武藤・白木・川口・吉田・水谷・森・佐藤・茂森・蓮寺・中川・服部・平井・安田・藤井・高橋・上田・高木・米山・犬飼・内田・中島・馬淵・松岡・小寺・後藤・兒玉・村田・多賀・近澤・加藤・川添・小川・富田・大洞・星野・西川・樋口・古川・山口・久保寺・安藤・古市・棚橋・山下・淺井・吹原・森川・森島・杉田・平井・藤田・三井・田村

【養老村】 日比・高木・野寺・三輪・長井・池井・酒井・久世・吉田・澁谷・田中・佐々木・野村・西脇・伊藤・香川・大橋・稻葉・山幡・古市・兒玉・新井・椿井・中島・細川・松岡・川瀬・藤田・藤塚・久保寺・玉井・長尾・

廣幡村

安福・安藤・淺野・若山・佐竹・小林・谷口・森島・五峰・毘盧谷・櫛田・小野・渡邊・寺田・柏尾・奥田・鈴木・德永・小川

【廣幡村】　田中・杉野・松永・奥田・久保寺・栗田・近澤・香川・丸毛・村瀬・細川・大橋・古川・伊藤・戸倉・桐山・陸田・佐藤・河井・土藏・北村・安井・近藤・久保田・若山・楠・馬場・野村・本澤・西脇・高木・鈴浦・境・柏木

上多度村

【上多度村】　田中・栗田・大倉・野村・安福・水谷・中島・松本・中村・藤田・恩田・安田・藤塚・日比・木村・古市・水谷・安部・高木・兒玉・古川・中川・菱田・梶間・松永・近藤・寺倉・天野・間山・河野

下多度村

【下多度村】　近澤・古川・堀田・佐藤・藤田・石原・近藤・水谷・川瀨・山上・野津・星野・寺倉・小原・石川・安部・伊川・伊藤・田中・間山・岩田・安藤・樋口・大倉・兒玉・高木・桂華・谷口・野崎・日比・大杉・三輪・石原・西谷・大橋

池邊村

【池邊村】　原田・橋本・小出・內堀・伊藤・長谷川・近藤・山森・松葉・關戸・田中・館・森嶋・熊田・杉野・吉田・前田・黒田・日比野・石原・菱田・牧野・山田・松岡・七里・渡邊・方野・片野・藤田・藤原・兒玉・種田・小嶋・西脇・河合・光野・安藤・星田・横山・辻・片山・荒川・松永・飯田・日比・木村・岡田・安部・中島・水谷・加藤・大橋・川瀨・桑原・國枝・後藤

笠鄉村

【笠鄉村】　安田・中島・鹿野・谷・西脇・伊藤・水谷・大橋・藤井・篠田・宮嶋・北川・野崎・岩田・松岡・田

小畑村

多藝村

日吉村

牧田村

中・澁谷・古橋・近藤・安藤・小野・北垣・七里・佐藤・八木・西谷・加藤・柴田・細川・竹中・日比・三輪・藤田・橋本・林・安部・野村・松永・川口・中村・川岸・川瀬・古川・北村・高木・桑原・高橋・安達・大石

【小畑村】　西脇・大橋・若山・田中・安福・藤井・青山・安藤・宮川・他田・高木・高野・三宅・日比・佐竹・川瀬・岡田・吉田・桑原・日比野・鈴木・榮馬・金洞・長澤・中川・藤谷・竹林・佐藤・鵜飼・古川・淺野・及金・松山・禿

【多藝村】　杉野・早崎・松井・清水・西脇・伊藤・今津・大橋・岡村・野村・吉田・川瀬・藤永・鈴木・水野・松岡・堀井・岩永・田中・高田・墳下・日比・佐藤

【日吉村】　伊藤・早野・早瀬・堀・奥村・加藤・川瀬・田中・高木・長澤・上田・野村・黒田・安田・山田・藤田・藤井・古川・古田・後藤・酒井・佐藤・木村・三宅・森川・杉山・鼻橋・大久保・大岡・大橋・岡本・加藤・村上・河村・川地・高木・中山・久保田・久保山・黒川・安福・佐々木・犬飼・大矢・谷澤・長井・北村・佐竹・日比野・伊東・三田・堀江・澁谷・松岡・横田・脇田・松山・小濃・柏淵・土原・嶺・石橋・吉田・高橋・本田・墳下・水野・山口・岩永・田畑・丸毛・野崎

【牧田村】　高木・藤尾・小谷・吉川・三和・高橋・野村・本田・古田・高野・杉田・田中・清水・鍬原・北川・山下・若山・川村・德田・宮田・岡本・伊藤・池田・寺西・田島・古山・小川・五井・村端・宮崎・松岡・中野・杉川・井上・本杉・加藤・高松・川地・谷口・山田・早川・中山・桐山・水野・芳田・肥田・山口・藤田・谷川・高橋・

嶋津・桑崎・高藤・森川・山本・筒井・栗田・牧野・高桐・近藤・水谷・中川・桑原・味田・佐藤・河地・坂東・足利・丸橋

一之瀬村

【一之瀬村】伊藤・萩永・西村・本郷・小野・川添・川地・金山・谷・田中・辻・中道・中川・雲村・桑原・久世・山元・山口・後藤・小寺・三枝・桐山・三宅・三輪・森下・關谷

多良村

【多良村】伊藤・脇淵・谷川・山口・馬淵・前田・小寺・喜田・三輪・川地・草野・松島・森・奥山・福長・入口・赤川・伊東・太田・大嶽・笠原・高木・禰宜・古市・平野・平塚・住吉・西脇・岡田・小川・渡邊・加藤・吉田・立木・土屋・日比・桑原・三宅・栗田・日野・中川・川添・田村・高橋・山下・山幡・松井・安宅・佐野・北野・猪飼・林・大平・子林・原田・井口・池田・竹中・達石・永墓・松岡・藤澤・佐古・桐山・水谷・森下・堀本・三谷・大良・中屋・川口・炭口・大橋・廣瀬・黒田・山岡・中島・杉本・澁谷・吾藤・河合・中原・鷲見・野村・郷上・上田・坂口・高宮・木下・谷口・南部・岩瀬・赤岩・清水・山田・野田・田中

時村

【時村】三輪・高橋・前古・中西・池井・飯田・江口・川添・打屋・森澤・廣澤・丸澤・服部・伊藤・中石・桑原・岡・大橋・岡田・保甫・安田・大谷・尾越・富田・河添・井上・藤塚・村田・小川・藤田・阿藤・中岡・坂口・田川・江口・林・三和・金森・吉廣・生田・馬場・安藤・寄田・井桁・細田・辻下・近藤・方山・森・廣畑・橋井・川北・伊東・高木・久保・藤元・後藤・佐藤・伊場川・西村・川島・田中・谷口・辻元・國枝・小寺・柚木・宮代・萩野・西川・富永・小栗・川西・風見・片木・吉田・高倉・立花・辻野・中井・南部・中橋・草野・上田・葛巻・八羽毛・

山田・山村・山上・深尾・都上・寺元・澤田・坂井・木下・水谷・清水・日比・廣田・森下・瀨古・樋口・鈴木・宇佐美・新井・堀・川副・棧敷・川瀨

第六章　戰亂及一揆

本郡の地勢は山岳及平坦の二部より成り、平坦部は豪雨數日に亘れば一面直ちに湖水と化し兵を構ふるに適せず。山岳部は峻嶂疊聳して稍平かなる所に城砦を設けし事あれども、是亦一時的のものなりき。加ふるに本郡は中山道・東海道等交通の要路より離れて位し、所謂要害の地に非るが故に永久的の城砦を設け、雌雄を決する必要もなかりしは明かなり。されば古來他郡に起りたる戰亂の影響をかうむりたる事はあれども隣郡不破の如く戰場の中心となり兵馬の慘禍を受けし事なかりしは至幸とゝふべし。今重なる戰亂及一揆を記する事左の如し。

（一）壬申亂

白雉十年（紀元一三三一）九月天智天皇寢疾不豫なり。十月天皇皇太弟大海人皇子に後事を屬す。皇弟帝意のある所を察し、之を辭し同月吉野に入り剃髮して僧となる。同月皇子大友皇太子となり、十二月

三日帝遂に崩御す。翌夏六月大海人皇子兵を吉野にあぐ。大友皇子吉野の諸將と美濃近江の境に戰ひ連戰利あらず七月二十三日皇子遂に近江國山前に縊す。時年壬申に當れるが故に之を壬申の亂といふ。此亂は美濃・近江・伊賀・伊勢・尾張等に關係したれば其中心地を距ること遠からざる本郡は兵馬の災害を蒙りたるならんも史籍に詳かならざれば知るに由なし。今一二の記錄より摘錄すれば、不破郡垂井邨神泉記に「大海人尊(天武)ハ天命開別尊(天智)ノ同母ノ舍弟ナリ、神樂浪滋賀大津宮ニテ崩玉フ已前ニ大友皇子ヲ太政大臣ニ任シ、大海人尊ニ位ヲ讓リタマハントノ遺詔アリテ崩玉ヘルニ、皇子卽位隱望アルコトヲ推量シテ大海人尊ハ病ト稱シテ出家セント云テ名細芳野ニ入玉ヘドモ、猶ユルシナケレバ忍ビ出デ玉ヒ、次嶺經開木代ノ國愛宕郡ノ山里ヲ過ギ玉フニ、流矢御背ニ中リケル矢背ト云フ。少時御馬ヲ休メ玉フ今鞍馬ト云フ伊勢へ下リ玉ヒ、夫ヨリ百小竹三野國多藝郡ニ內日刺頓宮ヲ建玉ヘリ云々」此頓宮のあと明かならざれども、次の記事を見れば或は多良村淨德寺ならざるか。淨德寺記錄に「人皇四十代天武天皇白鳳元年吉野宮ヲ出御在シ、伊勢國飯高郡ノ或地ヨリ大神宮ヲ遙拜シ玉ヒ、後衮龍ノ錦衣ヲ輕裝有リテ、山間逃道ヲ跋涉有リテ、美濃國ニ移リ、折シモ多良ニ行幸ス、左右山間ノ靜美ヲ愛シ暫時玉体ヲ留メ玉フ。僥倖ナルカナ當院ヲ行宮ニ當テ不破關ヲ設玉フ。壯圖アラセラル、頃、片體佛像(阿彌陀如來)ヲ割シ西方幾久利山ノ半頂ニ一社ヲ設ケ右佛像ヲ崇メテ皇運ヲ祈ラセ玉フ云々」。尙多良村地方の天武天皇と由緣あると思はるゝは、上石津郡神社明細帳多良村宮字街道

鄕社大神々社記事中に「一云、應安年中ノ火災ニ依リ、社殿及七堂ノ大伽藍等燒失ニ及ブト雖モ一時再營ノ貯財ナシ。故ニ當地ニ往古ヨリ祭ル所ノ天武天皇ノ社アルヲ以テ、假リニ該社境內ヘ移轉シテ後今ニ至ル迄該境內ニ奉祠スト云フ。然レ𪜈天武天皇ノ社今ハ存セズ三輪建胤（當地ノ神官）按スルニ寬文年中ノ頃當社境內ヨリ字羽賀原平ヘ貴船神社ヲ移轉セシガ是則天武天皇ノ社ニハアラザルカ。其故ハ古來貴船神社ナレバ祭神ハ高龗神ニ座スベキヲ祭神ハ天皇ノ尊像ト見ユレバナリ云々」。とあり。又時村及多良地方に車御路森と稱する森あり、里人曰く、往昔壬申亂の時天武天皇の御通路を崇めて森を作りしと傳ふと、續日本記に「天平寶字七年十月丁酉前ノ監物ノ主典從七位上高田毗登足人之祖父曾任二美濃國主稻麿一壬申兵亂以二私馬一奉二車駕一幸二美濃尾張國一天武天皇嘉レ之賜二封戶一傳二于子一至レ是坐レテ殺二高田寺ノ僧一下レ獄奪レ封」とある高田毗登足人をば新撰美濃志には本郡高田に住し人なるべしと記せり。何れにしても本郡は此戰亂に多少の影響を受けしなるべし。

（二）船田合戰の影響

船田合戰は齋藤新四郎利國と其家臣石丸利光と主從の間に起りたる權力爭にして、利國は加納城に在りて土岐成賴の嫡子政房を戴き、利光は政房の異母弟元賴を擁して船田（稻葉郡茜部村）に據り明應四五兩年にわたり大に激戰を爲し勝敗を爭ひしが、利光の軍遂に破れ利光元賴終に自殺し亂始めて平きぬ。之を世に船田合戰と稱す。美濃明細記に「明應三年土岐美濃守成賴之繼室謀テ先腹嫡子政房ヲ

廢シキ。繼室ノ子四男元賴ヲ家嫡ニ立ントスル志ニテ、土岐長臣齋藤利國ノ家士石丸玄蕃利光ト謀反舟田籠城、利光ト主人利國ト戰ヒ、利光江州ニ走リ、明應五年利光又江州ヨリ兵ヲ起シ方縣郡城田地ニオイテ戰ヒ、元賴利光等生害國中ハ勿論近江越前尾張援勢アリテ大亂ナリ」とあり。此の戰亂に方り明應五年四月元賴光利が族徒の本郡に亂入せし事は、船田後記に「明應丙辰夏四月土岐元賴・石丸利光等が族徒次(リ)于狐穴・竹鼻ニ分(チ)ニ一軍ニ入ニ多藝莊ニ焚ニ毀里民(シテ)ニ脇ニ嚇寡村ニ丸毛氏爲ニ之首領(ルルガト)ニ」と記せり。此所にいふ多藝莊の寡村は今の大墳なるべし。

(三) 牧田合戰

大永五年八月江州小谷城主淺井亮政革手城(今稻葉郡厚見村川手)を攻めんとし、乙坂山谷合に伏兵を置き、牧田との間に於て土岐賴藝と合戰勝敗決せず、互に軍を退けたることあり。之を牧田合戰と稱す。美濃明細記に「大永五年乙酉八月始に江州淺井備前守亮政は越前朝倉勢を催し、美濃國に發向し多藝郡不破郡所々の在家を放火して、革手土岐居城へ押寄せんとする故、不破河內守・稻葉備中守・丸毛兵庫頭・國枝大和守等五百餘騎栗原山に馳向ひ、射手二百餘人を前に立て待掛けしに、亮政如何思ひけん、引退いて牧田に陣をぞ取りける。西美濃の諸將此の由革手城へ注進したりければ、土岐賴藝近所に居合す長井・日根野・鷲見・野村等相從へ、千七百餘騎馬に鞭を打つて八月二日未の下剋(今の午後二時頃)栗原山に馳着きたり。東美濃の士卒は道遠ければ一人も參ら

按に諸書賴藝とあり、大永五年比の守護は賴藝の兄盛賴なり、兄の名代に向はれけるにや

ざりけり。雄（イサミ）の若者共江州勢の引きたる氣に乘じて牧田に押寄せ先陣を追崩し、勇み進んで相戰ふ。土岐賴藝の旗栗原山の西南に出し時、大橋・三田村・雨森等四百餘騎谷間（編者曰く乙坂山西谷か）より突いて出で賴藝の旗本へ横鎗に掛らんとせしかば、驚見・日根野・不破・牧村・等に下知して火花を散して相戰ふ所に月瀨・赤尾・大野木を始として五百餘騎思ひよらぬ山かげより閧を作り眞黒に成つて旗本に切つて掛れば、味方の兵左右の敵に亂れける時、國枝大和入道宗龍・同與次・稻葉備中守通則・兵庫頭等一文字に相掛り、二三ヶ所に分れて戰ひしに革手・井ノ口（今ノ岐阜）の兵、長途を馳來り人馬も疲れける故、討死手負そこばくにて旗本危く見えければ、淺井亮政采配を振り江州勢進み來り味方散々に成りて引かんとす。稻葉・丸毛・大勢を相支へ爰を專と戰ふ時、丸毛が一族國枝が郎從末松等大きに働いて討死す。稻葉備中守通則父子爰を敗られては誰に面を向ふべきと多勢の中へ突いて入進む。敵に相當り縱横に切つて廻り父子六人郎從共に討死す。斯くて日も已に暮れければ淺井が勢多藝山を後ろにして陣を取る所に東美濃の士卒馳集り味方多勢なる故にや、淺井備前守其夜明方に江州へ引退く。味方も不慮の戰に大勢討死したりければ續いて追討つべき勢もなく、賴藝も革手へ人數を引擧げられけり。賴藝此戰稻葉備中守父子六人働ありて討死の樣子甚だ感じたまひ、通則の父鹽塵（寛正年中京都の軍に手柄をなし深手を負ひけれ共、無恙居られける）に命じて通則の末子十七歲にて福光崇福寺の弟子になり喝食にて居たりけるを還俗させ相續せしむ。後一鐵と稱する是なり。又丸毛國枝にも恩賞感狀をたまふ。其外軍功あるもの

にも賞を行はれけり」とあり。今右文中の淺井土岐稻葉系圖を示せば左の如し。

淺井系圖

公綱—重政—忠政—賢政—亮政—久政—長政
- 萬福丸
- 女 豐臣秀吉ノ側室淀君
- 女 德川忠室

土岐系圖

政房
- 盛賴（土岐美濃守河手城ニ在リ）
- 賴藝（土岐左京大夫、始鷺山在城、後河手城ニ移リ又大桑城ニ居ル秀龍大桑城ヲ攻メテ放火ス天文十六年十一月二十四日越前國ニ走ル）

稻葉系圖

越智鹽塵
- 伊豫國河野末裔也來二濃州池田郡安國寺一、爲レ僧、於二伊勢參宮ノ道路一値二盜賊一斬二賊數輩一還俗嗜二兵術一經二歷諸國一、夫世二無用ノ物鹽中ノ塵ナリ隔二親族一爲二漂泊之身一謂レ如二鹽中ノ塵一自稱二鹽塵一還俗後改二稻葉一仕二土岐成賴・政房一數々有二戰切一領二池田郡ノ中一小寺山城居之天文七年七月十二日卒
- 通則（稻葉備中守）
  - 繼二鹽塵ノ家一仕二土岐政房・政賴一池田郡小寺山ノ城居、大永五年八月二日牧田合戰ニテ討死年六十一歲、法號雲峯守德有二池田郡龍德寺之墓一
- 通勝　稻葉右京亮、大永五年八月二日牧田合戰討死

—通房　稲葉宮内少輔（同上）
—通明　稲葉刑部少輔（同上）
—豊通　稲葉内匠（同上）
—通廣　稲葉兵庫（同上）
—一鐵　稲葉伊豫守、侍從稱二三位法師一鐵一、號二法光院一、永祿七年安八郡曾根城ニ在リ（美濃明細記ニヨル）

（四）多藝一揆

天文年中本郡に一揆又は合戰ありしよしなれども其顚末詳かならず。暫らく記錄の儘を記し後考をまつ。

【不破郡青墓村字青野圓興寺過去帳】

一、多藝郡椿野合戰討死諸靈（編者曰ク日吉村字橋爪ニ椿原ト云フ小字アリ又郡村記ニ今ノ養老村石畑ヲ椿井郷石幡村ト書セバ椿野ハ此等地方ヲ云フカ）

天文四未年八月十七日

一、宗林院淨忍禪定門天文四年乙未八月十七日鷹司與十郎冬明二位於二多藝一討死

一、宗清禪定門田中彌太郎右同討死

一、淨泉禪門天文五年丙申卯月十七日白木太郎右衞門實俊於二多藝一討死

【揖斐郡長瀨長山寺過去帳】

一、宗林院淨忍大禪定門天文四乙未八月十七日

【天文日記】

天文五年九月十九日

自レ美濃國坊主一以二飛驒一レ申事には彼國十人之番衆下人國之儀一途之間は番衆難上之由申候。國之儀爲つふ(別府か)の城之儀に付而齋藤彦九郎方之事彼城をせめかゝり候て結句はいなばやゟより後卷すべきよし申候間、彦九郎方如何之樣候間、長井(利正)きりかゝ候はゞ門徒中之儀可レ爲二迷惑一候間先々坊主分の衆は山かゝりへ被レ退歟など申。彦九郎方爲二合力一從二少弼一(六角定賴)雜兵かけて千二三百たち候。又自二朝倉方一三千斗立候由候。番衆下候へと申候事候間下候へと申付候。左衞門大夫取次也。

天文六年七月二十二日

自二六角一返禮共來候。源六歸候。一同源六に申送候。先度濃州多藝一揆蜂起事此方知たる事歟之由自二土岐一六角へ被レ尋候へば、不レ及二此方へ尋候一知間敷由少弼返事せられ候。於レ此上野一筆所望候。

天文六年八月三日

從二六角一就。先日使遣儀書札候。又濃州一揆之儀自二土岐一以二交名一被申旨申來候。

天文六年九月六日

自二土岐一六角へ被レ申候濃州一揆事、濃之坊主衆尋候へば一向不知由候間、其分坊主衆書狀書二載之一彼方へ見せ候へと申付候。又多藝事西圓寺以二彦九郎一申披候通以二前日一在所如二注進一申候間、同此儀も六角方へ申遣候。

天文六年九月十一日

就二多藝江尾一之儀自二土岐一六角へ申越、先度此方へ被レ申候此通上洛之坊主相尋候へば一向不存候由申候間其方認狀(性顯寺西圓寺覺性)加判させ六角方へ見せ候。

天文六年九月十二日

濃州江尾事(多藝內之儀也)十日講各對二土岐一非二緩怠一由被二聞分一候旨齋藤彦九郎十日講中又一兩人へのあてごころに認狀遣候。其狀昨日來候間六角方へ寫案見せ候へと上野に申付候。

天文七年三月二十二日

福勝寺(編者曰ク上多度村ニ福勝寺アリ此寺ノコトカ)より多藝門下事は於國沙汰候は矢を出候間。放火候由候間濃州下無違樣にと候はゞ可然由申候間其上上野書狀被レ下候。

(五) 多藝口の放火

多藝口ノ放火

信長記に曰く「土岐頼藝齋藤道三ニ逐ハレテ尾張ニ奔リ、信秀ニ依頼ス。天文十七年八月兵ヲ起シテ多藝口ニ入リ火ヲ縦チテ侵伐ス。信秀頼藝ヲシテ揖斐谷ニ住セシム」云々。

多藝山麓放火

（六）多藝山麓の放火

信長記に「永祿五年五月上旬信長公多藝山フモトヨリ北ヲ上リニヤキハラヒ洲俣ヘコヘ要害ヲ拵シト」しるせり。

大墳城攻撃

（七）大墳城攻撃

永祿七年齋藤龍興猥りに大軍を催し放火して諸方を攻めければ、氏家常陸介・安藤伊賀守等龍興の不行狀を怒り信長に通じ龍興の部下丸毛兵庫頭の居城大塚を攻む。常山紀談に「丸毛兵庫助長住・其子三郎兵衛長隆龍興に奉行して美濃の多藝郡大塚の城にあり、安藤伊賀守氏家常陸介龍興に叛て大塚に押寄る。兵庫父子三百計大塚を、一里余り出で陣し、城近き百姓老若男女をいはず、かり催し手〳〵に竹竿を持たせ大軍の体にもてなし、ついに氏家を撃破りしかば安藤等も又龍興に降參し丸毛父子に祿をまし感狀をあたへられけり」としるせり。

長嶋戰爭影響

（八）長嶋戰爭の影響

元龜二年五月十日織田信長勢州長嶋一揆を鎮定せん爲め、一萬五千餘の軍勢を多藝の麓に出し、在々所々の民家に火を放ちて進みしが事成らずして軍を退く。信長記に「元龜二年五月十日尾張國

長嶋へ信長三手ニ分レ發向シタマフ。西美濃多藝山ノ麓ニ付テ働ク人々ハ柴田權六勝家・市橋九郎左衞門・氏家常陸介卜全・同與力飯沼勘平・伊賀守・稻葉伊豫守・塚本小大膳・不破河內守・丸毛兵庫頭・以上九人彼等ヲ宗徒ノ士大將トシテ其勢二萬餘騎、信長ハ津島口御馬ヲ立玉ヒ、多藝口ノ勢モ在々ヲ燒拂テ引取申スベキ旨十二日寅ノ刻ニ御遣サル。是ニ依テ翌朝引退キケルニ初メノ殿ハ柴田其次ハ伊賀ニテアリケル。卜全ハ柴田ヲ待請退クベキトテ下鹿取村ニ陣ヲ取居タリケル」云々。傳へ曰ふ養老村大字石畑淨誓寺の石地藏は長嶋攻の時里人かつぎ出し信長の軍兵目蒐けて之を抛げ漸く敵を退けたり。其時地藏の首折たりと。

（九）織田信長と多藝七坊

織田信長が多藝七坊を燒き拂ひし事は昔より口碑に傳はる所なり。今諸記錄より摘記すれば左の如し。

【笠郷村字栗笠專了寺記錄】 天正（十）壬午歲二月中旬比織田の兵亂度々に及ぶ處、既に多藝西山伽藍放火の噂。不慮に當院へ亂込み（當時此寺勢至ニ在リ）詮方なく早鐘を鳴すといへども面々蜘蛛の子の散るが如く逃げ隱る。爰に譜代三四郎と檀頭越前浪人芝田修理の族川口瀨兵衞勢州龜山殿御國替の生駒改易病氣申立て元知行の格式にて此地へ住居すと。然る所生駒主馬名字改安田監物と改名す。此一族近藤拜に駿府浪人澁谷入道實和續て西脇姓當寺專敎檐端へ影像を持出して本願寺大僧上の御判物拜

見の上とまふす處へ、前後不辨の勇利の郷黨馳來り、弓箭鐵砲打懸け暇なければ其音隣里に響て此時專敎流れ箭に當り剩へ鐵砲の磨りを受けて忽ち絶命す。然るに女房卽時に影像を卷去り私坊の檐を切り拔て遺骸を隱し置き、長刀を以て堪忍しがたく在番する故心ソゞロなれば同夜四更の頃三五夜中の月影に專敎死骸を持出し二重堀の間に三四郎に埋ませ、印の松を植ゑ置き、寶物ばかり取出し衣服珍器を振り捨てゝ、夜も曉更に及びぬれば、翌る十六日辰の一天に御影幷に道具持シテ古園を指て落行く而已。或一說彼女房敵中エ亂入軍賊所持ノ長刀奪取リ兩三人頸打落獅口ヲ遁レ虎ノ尾ヲ踐ム心地シテ危キ命助去爾時に群屬これを見て卽時に散去す。爰に老父敎存骸番一宿を伽して井尾に指て逝行く、跡追敎存所持の烏目三貫文譜代與四郎と三人忍び去る處、軍徒これを見付け腹帶の烏目も奪取られ、危命遁れ井尾を便り行程に、十餘町を過て振還りみるに、佛閣五間四面幷に私房添屋迄放火一時に灰燼となれば、敎存途中に立留り與四郎にいふやう猶如二火宅一の金言眼前なり。兎角この里に居住するに依てかゝる騷動にも逢ひければ危きをみて退んにしかじ、君子は岸上の本に立ずといへり。速疾に井尾に々々と急ぎ到着かの女房を尋るに古園に歸らざる所定て軍賊にかどはかされて空くなん哉。此時傳來の祖師御眞影幷御代御繪像紛失所在をしらず云々然る間數日の日頃日世上穩になり、加之四月十日は雲慶法印の月祥なれば同上旬の比適々寺院の危亡を窺んため、敎存三四郎と古郷に歸り境內をみるに哀なる哉、佛閣私坊鐘樓堂・撞鐘も打碎き灰塵の野原と成る。殊更この撞鐘は隣里八郷急難の節陣鐘とて四十九年前將軍義晴公治世

の比領主より自銘の鐘を微塵に碎き、哀れなる涙連々として言葉もなき風情なり。爰に不思議や結構なる絹裏の小紋紙子灰中にこれあれば三四郎拾ひ上げて、天より與へたまふと頂戴し、早速老父敎存に着せ置き。併ながら立休ふ所もなく寺跡より、坤の方松柏繁茂の貴船森社に千萱を引寄せこも張して、歲霜を送る內に有緣無緣の檀施を以て芝庵に莚戸たてゝ春秋を送り、幽栖をいとなむ。時に專敎天正十壬午曆二月十五日不幸に絕命す。年齡三十七歲。（延享五戊辰專了寺住職六十一歲正月下旬淸書）

【廣幡村字大跡戶倉愛三氏所藏記錄】天正年間信長多藝七坊を燒かんとして當里を過ぐる時、常夜燈に點火して進みしと。

【多藝郡寺院明細帳】一、養老寺—織田信長ノ兵火ニ罹リ七堂伽藍盡ク燒失セリ。慶長年間微々タル一宇ヲ再建ス今ノ堂是ナリ云々。

【多藝郡堂宇明細帳】一、藥師堂（上多度村字鷲巢）—多藝山七坊ノ一ニシテ小倉山光明寺ト稱セシニ織田右府ノ時兵燹ニ罹リ堂宇燒失スト土人ノ口碑ニ存ス云々。

寺院の記錄には往々辭を織田の兵燹に藉りて其際記錄燒失して知る能はざれども其創建は極めて古しなどいひ晦ますことありてみだりに信じ難きことあれども、多藝七坊が右府の兵火にかゝり炎上せし事は古來より言傳ふる處にして無稽にあらざるべし。

（一〇）羽柴秀吉北勢攻伐の影響

羽柴秀吉北勢攻伐の影響

羽柴秀吉勢州瀧川一益を征するに當り、沿道の將士若し命に服し、降參せざるものあれば、直ちに之を攻伐すべしとの勢を以て、江州草津邊にて總勢七萬五千を揃へ、分つて三隊となし、土岐多良口・君畑越・安樂越の三道より北勢に進む。然るに此攻戰の年月史籍によりて異なるが故に、今各其記事を摘錄し讀者の研究に俟たんとす。

【西高木系圖】には「天正十二年八月秀吉命二筒井順慶小川左馬介一爲二先陣一來攻二駒野城一。貞利言下難レ敵之意一於二家康公幷信雄上一。太田金七郎法泉寺空明加以二諸方門徒一將レ爲二援兵一。秀吉聞レ之多勢烏合徒損二人數一無レ益不レ戰而退。」

【東高木系圖】には「天正十二年四月長久手合戰之後、秀吉兵ヲ率ヒテ可攻トテ、筒井順慶美濃三人先手ニテ、志津津屋ト申處迄秀吉來雖レ働、節所故カ不レ攻レ之。津屋ニ附城ヲ搆ヱテ、稻葉父子ヲ籠置、秀吉ハ近江路ヨリ人數引入ル。八月秀吉大軍ニテ駒野ヘ押寄、刈込ニ而燒打ニセントス。高木黨難二持固一旨東照太神幷信雄ヱ及二注進一則一向宗安田法泉寺空明太田金七郎ヲ添爲二加勢一到着ス。其節信雄ヨリ書翰ヲ兄弟へ贈ル。此時從二東照宮太神上意一城際迄押寄テハ守禦難レ成、鞍骨坂ニテ可レ爲二防戰一旨御諚アリ。貞友一門同心シ待請ル處ヘ法泉寺打出、諸方ノ門徒馳集リ多勢タリ。秀吉人數損シ益ナシトテ兵ヲ引取ル。

【駒野城加勢の書翰】

（三重縣桑名郡七取村字香取法泉寺所藏）

書狀委細令二披見一候扨其城加勢之儀空明太田金七郎兩人申付候間走可二參着一候能々令二相談一萬事不二越度一樣二氣遣肝心候也謹言

八月十九日　　信　雄（書判）

高木權右衞門殿
高木彦之助殿
高木彦太郎殿

【北高木系圖】（寛政重修諸家譜ニヨル）には「天正十二年八月太閤軍ヲ率キテ駒野城ヲ攻ムルノ聞アルニヨリ加勢トシテ安田ノ法泉寺空明ヲ下サレ且御旨ニマカセ、一族ト共ニ鞍骨坂ニムカフトコロ太閤兵ヲ収メテ引退ク。

【駒野城山舊記】には「城山ハ高木彦左衞門入道天文年中之ヲ築ク壘地ナリ。秀吉光秀ヲ滅シ、信雄卿信孝公ヲモ蔑如シタリケレバ、彦左衞門信長公ノ公達ニ忠勤ヲ盡サントシテ居リシニ、天正十一年正月廿三日秀吉惣軍七万五千余ニテ勢州ニ廻リ、瀧川一益ヲ退治シテ江南ニ勢揃シ、其勢ヲ三手ニ分チ勢州ニ向フ。濃州土岐多良口へも羽柴秀長・筒井順慶・伊藤掃部介・氏家左京介・小川左馬介・稲葉伊豫守等二万五千ニテ向フ。江州君カ畑越ハ秀吉ノ甥三好孫七郎秀治・中村孫平次・堀尾茂助等二万余ニテ向フ。安樂越ハ秀吉三万余ニテ押入ル。人アリ高木ニ告テ曰ク、秀吉不服ノモノヲ征セ

ントテ大軍ヲ率キテ今日濃州勢州ニ來ル由、邑里ノ評議區々ナリト。高木曰ク、我聞ク丸毛田中等モ日頃秀吉ノ驥尾ニ附テ降參スト也。嗚呼人面獸心ノ徒日ヲ同ジクシテ語ル可カラズ。我等武門ノ家ニ生レ、信長公ノ恩ヲ忘レ、如何ゾ渠ニ從ツテ辱メヲ受ケンヤト申シ敵ヲマツ、秀吉此事ヲ傳ヘ聞キ、小身ノ高木不屆ナル申方也トテ、先手ノ大將筒井順慶小川左馬介ヲ先向、秀吉公ノ旗本ハ津屋村ニ扣タリ。去程ニ彦左衞門士卒ニ下知シ、南ハ駒野・奥條ヲ限リ、西ハ庭田北ハ德田志津ノ谷ヲ切塞ギ、其勢連結シテ駒野砦ヲ相守ル。秀吉ノ先陣筒井小川八千ノ兵ヲ卒シ、鞍骨坂ヨリ大谷河原ニ押出ス。高木勘解由左衞門駒野勢ヲ先陣トシテ筒井ノ兵ト戰ヒ、首數級ヲ得。筒井ガ物頭加賀新八ヲ討取ル勝鬨ヲ作リ、駒野ノ柵ニ引入タリ。翌日又筒井小川押寄セ來ル。高木方屢々防戰シ、粉骨ヲ盡シテ働キケリ。順慶備ヲ進メ士卒ヲ下知シテ挑ミ戰フ所ニ、忽チ雷弩アリ。順慶ガ鐙ノ鳩胸ニ中ル。依之備ヘ亂レ列次整ハズ。高木ノ兵卒氣ニ乘ジテ聊カ勝利ヲ得ルヲ悅ブ事限ナシ。水谷彦右衞門ト云フモノ日頃狂歌ヲ好ミケルガ、矢立取出シ書記シテ敵陣ニ射入ケルトナリ。

筒イッ、六ツムサシニハ似タレドモ強イ辨慶弱イ順慶

小川海老身ノナイカラハ左馬替ヨ鎧ヲ脫デ墨ノコロモニ

斯テ秀吉如何思慮アリケン、筒井小川方へ使番ヲ以テ下知シ、駒野表ヲ引拂ヒ、安樂越ニカヽリ兵ヲ北伊勢ニ押入レ、桑名邊迄押詰メ所々放火セシトナリ。

【柴田退治記】には「抑羽柴筑前守秀吉天正十年十月十五日入二勢州一、成可打二果瀧川左近大夫一益一行當手ノ軍兵分二三筋一、羽柴美濃守秀長・筒井順慶・伊藤掃部・稻葉伊豫守一鐵・氏家左京亮等ハ土岐多良口より越也。三好孫七郎秀次・中村孫平次一氏・江州中郡衆大君畑越也。秀吉自身者引二七八箇國人數一安樂越也。何レモ節所、而メ前軍皆取二越度一也。

【日本外史】には「天正十一年正月乃徵二內外將士一、會レ于二草津一、部二兵七萬一爲二三隊一。三道入二伊勢一。一益在二長嶋一分拒二諸城一。秀吉留レ兵備レ之而進、至二桑名一、縱レ火城下一退而爲レ營。」

【太閤眞顯記】には「然るに羽柴殿は當(天正十一年)正月信孝謀反の色を顯はさず和平となり相すみしに又々日ならずして籠城に及ぶのよし、濃州織田家の城下より注進に及ぶ。此うへは是非に及ばず亡君の公達と思ひ宥免の沙汰に及びし所、たつて幼君へ御敵對あるに於てはゆるかせ成がたし。其上柴田瀧川南北に起る時は味方ゆゝしきことならんと。先勢を以て岐阜城をかこませ、三万余人三手に分け、一手は黑田官兵衞孝高・小川左馬介・伊藤掃部介・一柳市助・堀尾茂助等六十余人にて土岐多良口より嶺の城へ向はしめ、一手は仙石權兵衞・羽根田長門守・蜂須賀彦左衞門父子・堀久太郎・關安藝守を案內者として龜山の城に向はしめらる。其勢五千余人、秀吉ハ安樂越より南手の勢を隊となし先陣には長岡與一郎・中川瀨兵衞を大將として、明智與四郎・大谷秀松・木村隼人・等三千余人二手となり、謀計はかよう〳〵に計ふべしと申ふくむ」云々。

【太閤記】（小瀬甫庵道喜輯）には「秀吉卿遠慮し給ふやうは殘雪深き中に。先瀧川左近將監を推詰蟄居させ。其後美濃國に發向し。彌國中之人質等をかたく取しめ、三月よりハ柴田に向ふべきとの議定なり。因レ之正月十一日（天正十一年）諸國出陣之廻文有しは、來る十五日より廿日之間、遠江に隨ひ日並を追て被二立出一宿々不二指合一樣に尤候。江州草津邊にして勢揃し、手をわけて勢州表可二乱入一候條於二彼地一可二相待一候との廻文なり。各日限に先たつはあれ共遲參はなし。秀吉小姓馬廻弓鉄炮一萬五千之着到よて、正月廿三日江南に着陣し。惣軍勢七万餘騎を三手にわけ給ひ土岐多羅口より乱入したまふは、羽柴美濃守・筒井順慶・伊藤掃部助・氏家左京亮・稻葉伊豫守其勢二萬五千也。君畑越より押入勢は三好孫七郎殿・中村孫平次・堀尾茂助其勢二萬餘騎也。秀吉ハ三万餘騎を引率し安樂越にかゝつて乱入し給ふに岸ゲけもなきやうにみへしは、實乎。猛勢に節所なしと云し事。瀧川も上勢をさへの取出を、道筋に拵へ可二相防一とか様ての用意有しか共其城ハ押への勢を置、わき道をうたせ給ふに因て支度相違してけり」云々。

【近世日本國民史豐臣氏時代甲篇】には「秀吉は二月七日（天正十一年）附を以て上杉景勝に音問を通じ、其同盟を約し亟かに兵を越中に出し、勝家の背を衝かんことを慫慂した。而して二月十日總軍七万五千を三道より分ち進めました。左縱隊は異父弟秀長之を率ゐ土岐多良越よりし、中央隊は其姪三好秀次之を率ゐ大君ヶ越よりし、右縱隊は秀吉自ら之を率ゐ安樂越よりし、十二日先づ峰城に監視兵を措

き、三道の兵桑名に幷せ進み附近村落に放火し矢田に陣した。

右記するが如く瀧川攻伐に關する史實は繁簡ありと雖大略相等し。併し各々其年月に相違あり之吾等の研究を要する處なり。又安樂越一隊の駒野攻につきては高木系圖及駒野城山舊記により大略を知り得るも、時多良口の一隊は事もなく北勢に入りしか、又は途中小戰有りしか、史の徵すべきものなければ之を知る事能はず。稍珍らしき史料は此時秀吉進んで龜山を下し嶺城を攻めんとす、柴田勝家之を聞き兵を發して南に出でしにより秀吉諸軍を引きたるとき美濃三人衆は時多良へ引きたる事なり。當時軍に從ひし西脇久左衞門自書に曰く「先年瀧川殿柴田殿と被二仰合一御敵被成候大閤樣御人數桑名表迄御押寄候所に江州北ノ郡よこ木ノ本へ柴田殿御人數被出候由御注進こ付、太閤樣御人數御引取被成候。上方衆はちくさ越すゞか越こ御引取被成候。美濃三人衆は古田篠立村と申所を通り時多良と申在所へ人數打入被申候。然所に瀧川殿御人數古田篠立村へ御ゑさひ被成、なんゑよにて御座候に付先へのき申衆は悉くはいぐん仕候。其時西尾豐後殿山口村うばがふところにて御返しにて、高名被成候。但其刻は西尾の小六殿と申候か西脇久左衞門も同村うばがふところ、ひがしちやゑん原にてかへし高名仕。如此次第は北いせいなべの郡相場村の四郎大夫同左大夫山口村馬大夫其外近邊の年寄衆よく可被存候間御尋被成候はゞゑれ可申候か」。（廣幡守飯木西脇貫一氏所藏の古文書による）多良村に殘れる多良物語てふ傳說の一節は此退却の有樣を傳へしにはあらざるか。

直江要害守備

（一一）直江要害守備

傳へ曰く、天正十二年五月羽柴秀吉竹鼻城を攻落し、直江村を要害地として丸毛三郎兵衞をして之を守らしむと。思ふに直江村は大墳村と相隣接し、大墳城主は丸毛氏なれば直江村に要害の城を設けしは大墳村に置きし誤なるべし。美濃明細記にも「直江城跡なし直江土人不レ傳レ之直江大墳同地なる故大墳城を直江と云誤るにや」と書せり。直江要害につきては太閤記に「それより多藝表へ御馬を寄せられ、直江村を要害として丸毛三郎兵衞を入置給ふ。其邊仕置等堅く丸毛に破二仰置一六月十三日御歸陣よ赴かせ給ひ同十六日至二于大垣一歸城ましく〳〵けり」と記せり。

關ヶ原合戰影響

（一二）關ヶ原合戰の影響

【關ヶ原合戰概況】慶長三年七月豐臣秀吉病床に在り。潛かに思ふ樣我今にして瞑目せば嗣子秀頼僅かに六歳なり。然るに外征の士いまだ軍を旋へさず。内に老獪徳川家康あり。然るに三成才幹ありと雖も孤を託するの器にあらずと深く死後を憂ひ、五大老五奉行に命じ、起請文に血判して秀頼に奉仕すること太閤に於けるが如く、且諸法度に背かざる旨盟約を爲さしめ、翌八月十八日午前十時伏見城に於て遂に薨せり。然るに家康誓文を守らず。巧みに人心を收攬せんとせしかば。五奉行は盟約に違背するの廉を以て家康と相和せず。加ふるに加藤清正・福島正則・淺野幸長・黒田長政池田輝政等征韓の行賞公平ならざりしは一に石田三成の意に出づると爲し、三成と相善からず。秀

吉薨じて間もなく天下騷然として統一を失へり。家康は此間に乘じ、覇權を掌握せんとする野心あり。三成之を察し家康を以て豐臣氏に利あらずとなし、上杉景勝と相謀り、東西同時に家康を討たん事を約す。慶長五年五月景勝先づ領地會津に於て兵を擧ぐ。家康卽ち同月二十一日諸將を率ゐて征途に上る。茲に於て三成は家康が非違の廉々十三ヶ條を記し、諸將に檄し家康を討たん事を謀る。關西の諸將毛利輝元・島津義弘・長曾我部盛親・安國寺惠瓊・小西行長・長束正家・其他數十の將士之に應じ大阪に集りしもの九万三千余人。諸將を部署し先づ伏見城を攻め、田邊城を圍む。此時家康小山にあり。變を聞きて秀康を留め、會津に當らしめ八月四日小山を發し江戸に歸る。（三高木系圖參照）九月一日家康江戸を發し十一日清洲に至り、十三日岐阜を經、十四日長良川を渡り赤坂に着す。是より先八月五日三成佐和山を發し同十一日大垣に着陣す。家康思へらく三成をして大垣を固守せしむるは我に利あらずと。流言せしめて曰く、家康兵を置きて大垣に備へ、明日京都に向はんとすと。三成之を聞き愈々家康を關ヶ原に邀擊する事に決せり。慶長五年九月十五日（新十月二十一日）午前八時より六時間に亘り關ヶ原に相會し天下分目の大合戰を爲せり。西軍は總兵十二萬八千、小西行長・島津義弘・石田三成・大谷吉隆・小早川秀秋・毛利輝元・長曾我部盛親・安國寺惠瓊・長束正家等之に將たり。東軍は總兵七萬五千、福島正則・德川忠吉・井伊直政・黑田長政・細川忠興・藤堂高虎・山內一豐・淺野幸長・池田輝政等之に將たり。東西互に鎬を削りて激戰し矢彈恰も織るが如く烟塵天を蔽ひ吶喊の聲は天地を

震撼せり。斯くて正午頃に至るも勝敗未だ決せず。此の時松尾山の小早川秀秋俄かに反旗を翻して東軍に應じ、大谷義隆を攻めしかば西軍大に敗れ東軍勝に乘じ、首を斬る事四萬餘級、亂平ぎて其罪を論じ其賞を行ひ天下の權擧げて家康に歸せり。是關ヶ原合戰の概況なり。抑此戰は戰線實に濃尾勢の三國に擴がり干戈を交ふる僅かに六時間に過ぎずと雖も已に戰端は八月十六日福束城攻圍より始り約一ヶ月の長きに及べり。我郡亦戰線内にあり、其影響を受くる事尠からず。項を分つて關係事項を叙すること左の如し

西軍諸大將大垣を發す

【西軍の諸將大垣城を發す】 島津國史に「九月十四日神祖至二赤坂一陣二岡山一白旗蔽レ空、東去二大垣城一一里餘、石田三成等大懼、與二諸將一會議、或言內府率二大軍一向二京師一而留レ兵拒二大垣一、諸將乃曰懸軍遠征、使二敵軍倚一我之後一非レ計也、還屯二關原一以逆二擊之一衆皆然レ之云々」とありて三成家康の爲に本據を奪はれん事を惧れ九月十四日（新十月二十日）午後八時潛かに東軍の耳目をさけ大垣城を發し關ヶ原に向ふ。卽ち大垣・靑柳・野口を經て相川を渡り室原橋爪乙坂牧田を經て至る。第一番石田三成第二番島津義弘第三番小西行長第四番宇喜多秀家相踵いで發向す。三成大垣を出でんとする頃には一天既に搔き曇り時雨篠をつくが如く、小止なく降りしきり十四日の月も爲に路を照さず四面暗黑わづかに栗原山にて長曾我部等の營兵が焚く篝火を目標として次第に進めり。此街道は橋爪より東は泥濘にして段海の邊は殊に甚だしく辷りて步み難く、又橋爪より以西は所謂石道にして凸凹あり

て一度注意を怠る時は顚倒する難道なり。又乙坂關ヶ原間は道路険隘嶇たる山道、斯る險惡なる道を辿る事四里許全身沾鼠の如く秋の夜寒の風は肌に徹して其艱苦實に言語に絶せり。三成は栗原山下の正家惠瓊に面し岡ヶ鼻を過ぎ、十五日午前一時頃關ヶ原に到着せり。

【岡ヶ鼻陣所】 岡ヶ鼻は南宮山及栗原山の南方に位し、日吉村大字橋爪に在り。東方平坦部と西方山間部との間に在る要地なり。西軍の將安國寺・長束・毛利等の候兵此處に陣す關ヶ原御合戰記に「南宮山岡ヶ鼻在陣の衆云々岡ヶ鼻長束陣所へは毛利陣所より山續なり云々」又大墳莊福寺關ヶ原地圖に「長曾我部・長束・安國寺・毛利の軍勢三万余騎勢州阿濃津城を攻落し、五月十二日の曉橋爪村に來り陣を取る」と記し、又當時從軍せし西脇久左衞門自書に「石田治部少輔九月十四日に大垣ゟ關ヶ原へ被出候。德永左馬助市橋下總殿横井いやり殿福束ゟ岩道村と申所へ人數御押候。左候處に同十四日の晩南宮山の人數二百斗にて橋爪村と申所川を越（岡鼻より越ゆる所あり）さくらゐ村と申所へあしかるを出申候。左候へば市橋殿やかの衆田中宗左衞門小林茂兵衞同渡邊仁左衞門德永孫内西脇久左衞門敵にかけむかひ馬を入申候。則のりくつし右のてきあしをためす石山へかけあがり申候。此れしきの儀に御座候へ共一段とやかをたり申候事」。（廣幡村西脇貫一氏所藏古文書）是によりて見れば岡ヶ鼻は勿論其附近の村々も兵馬の爲に雜踏せしや明かなり。

【金屋川原の戰】 八月二十二日西軍の將毛利秀元長曾我部盛親長束正家等津城を圍み、同二十四

日其外郭を奪ひ、二十五日開城。九月十二日曉橋爪に入り栗原山及岡ヶ鼻に陣す。其兵合せて三萬餘騎と號す。此等の將士は南宮山下の池田輝政淺野幸長等と對抗せしが、未だ及を交へざるに天滿山に狼烟起りしかば、長束は軍を進めんとし、毛利秀元を促すといへども秀元言を左右に託して之に應せず。さる程に盛親の家臣吉田孫右衞門西軍敗戰の報をもたらす。茲に於て士氣大に沮喪し各將陣具を捨てゝ伊勢方面に逃去らんとし、十五日午後四時頃金屋川原に退く。然るに德永法印・市橋下總守・橫井伊織・橫井孫右衞門・橫井作左衞門は八月十六日福束城を攻落し岩道村に陣を搆へたりしが之をみて金屋川原に邀擊し、侍八十一人雜兵六十三人の首級をあぐ。安民記に「德永市橋橫井等は金谷河原に陣し、弊へに乘じて之を追擊し首を獲る事八十一」とある是なり。今多藝村金屋區堤塘の北側に將に枯死せんとする巨樹あり。里人曰く此樹當時討取りし首を埋めし墓標なりと。古老曰く當時兵火にあひし老樹二本燒け殘りてありしが四五十年前に枯死せりと。又曰く血及をたづさへし武士金屋のあたり西に東に走り生首の胴より離れたるが落ち殘れるもありていと恐ろしかりし由言ひ傳へに聞けりと。

嶋津一隊ノ奮戰

【嶋津一隊の奮戰】 嶋津氏は此戰に奮戰苦鬪し、義弘は危く虎口の難を逃れ、豐久及盛淳は遂に戰死せり。嶋津氏の苦戰は本郡に關係する所多し。

寬政重修諸家系譜に「石田三成等逆意を企てゝ〳〵惟新嶋津義弘の號を味方にまねくと雖もおもひも

よらざる事なりとて肯せず。又五奉行より此度の擧は私のことにあらず、ひとへに幼君の爲にはかるところなり、御邊すでに幼君にそむくまじきとの誓詞をさゝげ、かつ故太閤の厚意を忘却せずば、異議あるべからず。さなきに於てはこれ迄の所行悉く表裏なりといふ。こゝに於て已むことを得ずして催促に應ず。姪島津中務大輔豐久之をきゝ、いま東西の形勢を見るに干戈まじはるに至らば必ず關東の勝利ならん、詮なきことに與し累代の家を亡ぼされん事歎かはしからずや。加之年頃關東の御恩遇他に異なるをや。今にはかに譬を以てむくひまゐらすべからず。速かに御味方に屬せらるべしと諫む。惟新こたへて曰く、吾も亦其思慮なきにあらず、然れども誓詞は信を以て要とす、たとひ今ちかひを背き關東のお味方となるとも、島津の誓詞は信じがたしとてたのもしからずおぼしめされん。しかる時は永の家の瑕瑾たるべし。芳志の辱きは忘れ奉れるにあらず、よりて兵を國にめさず、僅かにありあふ人數を率ゐ、たゞ敵陣にかけ入りて討死をいそぐ所なり。家の事は國に龍伯家久あり、元より此擧には加はらざれば謝し申すむねあるべしとて、つひに大阪の催促にしたがひ伏見城の寄手に加り、のち美濃國大垣に籠城す云々」。

之によりて是をみれば島津義弘は誓詞を重んじ死を決して石田方に加はりしを知る。斯くて九月十四日夜雨を侵して三成に次ぎ大垣を發し、十五日午前一時頃關ヶ原村大字小池神田に着陣す。島津配陣の模樣は進退秘訣に「一番備は豐久其右に合備山田有榮共に鋒矢陣を張る。是より凡一町半

を隔てゝ義弘先鋒備あり。此備は今度國元より來着せる勇猛の士を一隊とし地白に黒十字の紋付きたる旗を建つ。之に續いて義弘の馬廻備あり」と。其兵凡そ三千人、義弘は西軍の將士中家康に內應するものあらんことを悞れ、部下の將士にして大に金皷を鳴らし敵陣に入らんといきまくものあれども容易に動かず。斯る程に東軍銃砲を連ね有榮豐久の陣を襲ふ。進退秘訣に「敵は多勢にして凡鶴翼の陣列にて豐久有榮の備を一時に引包み打亡すべき勢にて平掛りにかゝるを見て、有榮は薩州にて絶倫の勇者なりければ豐久に並ひて劍先に備へたりと雖も豐久と一時に戰を始ん事を拙く思ふにや、敵鉄炮を打放し進むと雖も味方鉄炮を一筒をも打放さず、靜り反り筒先を揃へ待ちかけ、敵の兵勢の滯るを期とし敵を引寄するに及ばず己が一隊を進めて中書（豐久）の備先に押出すや否や打敷く敵間既にせまり、鑓長に近づく時に有榮が先鋒の鉄砲打出す烟と共に、指宿清左衛門尉忠政切つて出で先掛強敵を切伏す——有榮戰を初るや否や關東勢透間なく豐久に切つてかゝりけるまゝ、豐久鉄炮一筒つゝつるべ放さしめ敵の先駈を打乱し鑓を入て敵を一町計りは突ちらし、有榮が二をつがんと大に戰ふと雖も武邊名高き豐久と知りてければ、敵將數多駈來り備を入替々々力を盡して戰ふ故に之を切崩しこゝに時刻を移して相戰ふ」。斯くの如く敵味方砲火を交へ硝煙空を蔽ふ。さる程に筑前中納言秀秋は義弘の察する所にたがはず俄かに志を變じて東軍に反應し大谷吉隆の陣を擊ちしかば西軍忽ち敗れ亦收むべからず（栗原山岡山の西軍は之を見て伊勢路に逃ぐ）薩軍も先手との間を隔てられ、今は危く

見えければ、豊久義弘の下に馳來り善後策を議す。進退秘訣に「義弘豊久盛淳を召して仰出されけるは後ろは伊吹の大山越難く前は内府の勝ちほこりたる大軍切りぬけがたく、御馬廻の勇士わづかに百人計りには過ぎず、公も御年積んで六十六の御老體彼といひ是といひ必滅爰に極れり。因て御討死御窮被レ遊候各も左樣に承知可仕旨仰出されける。扨公聲を烈くして御意被遊候は御先祖義朝公の落足、頼朝公の七騎は皆我がなしたまひし敗軍なれば如何ともしたまふ事なし。我取二弓矢一朝鮮國迄渡海し數年雖レ在二陣於異域一終に敗を取らず。然るに今石田が愚將の逆徒に與し、老後に謂れなき敗を取るは生前の恨なりと甚だ怒りたまふ。之を承知奉る御前の面々或は仁愛に感應して鎧の袖をぬらし或は義理に慷慨して石田が愚弱を惡み齒噛を爲し各十倍の勇氣を發す。公曰く東に備へし大軍は内府旗本なるべし、今一度此大軍に突入り火花をちらし御打死可レ被レ成との御意なり云々」此時日已に午後三時頃となり空曇り雨もふりたりけるが豊久義弘公に向つて申す樣は、同書に、「御討死可レ被レ成義御家の爲不レ可レ然。御難題の節御代りに御まはり可申旨被二申上一候へ共、公頻りに御頭を振り御聞入なくして中書を御叱り仰出され候は余も其儀を知らざるに非らず。然れども譜代の者數百人討死を爲し、且疲れたる小勢を以て遠き西國迄敵地を歸るべき儀存も寄らず、見苦敷死を遂んより此勢を以て大敵に當り討死可レ被レ成と仰出され候。其時豊久大音にて公の今日の御合戰は秀頼公の爲不レ得レ已義戰にて元來石田が邪謀に與するに非る也。内府又之を知りたまふ。御歸國の

後和議を請給はゞ内府其處分あるべし。御討死に於ては御家滅亡此に窮らんか。盛淳も又御下國の儀を遮つて諫め奉る。公茲に於て志を歸國に定む云々」。こゝに於て敵中を過ぎ牧田より多良に去るに決し、全隊を纏め記章を撤し馬標もさゝず切り分け〳〵進む。此時福島小早川及本多の諸隊豐久を追撃し豐久茲に戰死す。進退秘訣に「井伊兵部直政本多中書忠勝已が兵を發し薩摩勢を切靡け豐久を追込め十方より突掛り鎗七八本にて六七度鎗玉に上り、見るが内に豐久猩々緋の羽織散々に裂て飛散り首は筑前中納言秀秋が先手に進みける小田原浪人笠原藤左衞門之を取る。豐久の旗下勇士十三騎も又大に戰ひ豐久の前後に討死す」云々。大正九年不破郡古蹟保存會は豐久の戰地と稱する烏頭坂（牧田村の西北）に碑を建て其遺蹟を表せり。碑銘に「島津中務大輔豐久島津義弘弟家久之子也。初名忠豐。生二長兵馬之間一。驍名夙著。繼レ父爲二二原城主一。征韓之役。將二一隊一。轉戰累立二軍功一」。關ケ原役從二義弘一。爲二薩兵之先鋒一。血戰奮鬪大挫二敵鋒一。然我軍死傷相踵。遂衝二敵陣一而死。時年三十一。從レ死三十人。勇武著稱二于世一。大正九年同志相謀。立石以表二其遺蹟一云」と記せり。豐久享年三十歳。法名天岑昌運居士。豐久戰死の地。諸書記する所牧田村烏頭坂とす。然るに茲に多良村字樫原に一塚有り。嶋津塚と稱す。二百八十餘坪の藪中に在り五輪石三四箇散亂す、側に目通周圍三尺二寸餘の槻生ず。其西南に約五坪の社地あり。此社地には目通り周圍三尺八寸餘の榊及同目通り六尺餘の杉あり。之につき寛政元己酉九月近江國彥根領高宮鄉小林二郎左衞門より薩州御家用人に

宛差上たる文書に「嶋光院殿忠道源津大居士神儀と申御法號有之候、多良郷内林之内大椿一本有之御二方之御墓印に相殘候。郷民嶋津塚と相唱申候、右之御墓地林は三輪孫太夫と申者の所持に而御座候云々」又寛政五年右の三輪孫太夫より同地瑠璃光寺につかはしたる文書に「嶋津中務樣御廟之由來御尋有增申上候慶長年間關ヶ原御陣之節嶋津兵庫頭樣同國多良と申候處御越時山村ゟ江州多賀之庄被レ遊二御越一候故、今に嶋津越と申事所之名に相成候。然る間御次男中務樣には御戰場にて御討死被遊候御覺悟にて戰場御打靜多良へ御扣へ、其節拙者八代以前三輪内助入道一齋と申者御途中にて蒙二御意一御家臣川口運右衞門を以て此山へ急御案内仕候樣蒙レ仰白柏子谷へ兩人御供仕此所にて被レ遊二御逝去一候儀、兩士十方失ひ奉レ絶二言語一候事限なし。御尊骸を正覺山藥師寺に御供仕、南拜殿と申所に奉二荼毘葬一藥師寺持春山長老御燒香被成候御尊骨壺二つに奉納候樣右運右衞門殿御申付にて我等御本國へ御供可致旨被二申置一候。其後何之音便も無二御座候一故、御尊骨御廟に奉納候而則貴寺山内南拜只今に御墓御座候。右之通拙者先祖より代々申傳候所相違無二御座一候以上

寛政五年五月　三輪孫太夫　瑠璃光寺玄透和尙樣（多良村三輪孫右衞門氏文書による）

又江州彦根領高宮郷小林二郎左衞門が寛政元己酉九月薩州御用人に遣したる文書に「太守公樣慶長五年濃州關ヶ原表御一戰後濃州多良越に御退きし所、小林新六郎主從四人濃州綾野路越多良へ赴き候處、山路之案内被レ爲二仰付一御案内仕候處、御公達樣の御内と奉二相見一候御方樣多良の郷内にて御止り、御討死有之故追手の

人數も引退き。江州路保月村と申所に而少々相働候筋有之、高宮河原迄御案内仕御兵粮等を相賄ひ、惣て御人數へ高宮郷内百姓飼置候女牛一匹差出候。當座の御褒美として元渡りの鉄炮被下置候云々」（三輪孫右衛門氏所藏）右等文書中には中務樣卽ち嶋津豊久を嶋津兵庫頭義弘の次男とせしは誤なれども豊久は烏頭坂にて決死の覺悟にて奮戰身を遁れて多良に來り戰傷の爲遂に相果てたるには非らざるか。既に二三の史家は此樫原を以て豊久の死所とせり。

倭文麻環に、今美濃國松尾山の後柏木村（關ヶ原より山路を越えて四里計の地なり、今は旗本高見又八郎の知行所といへり）高輪山瑠璃光寺てふ寺に島津塚と稱ふるあり。墓表に大なる山茶樹を植るたり。是豊久の墓地とぞ。土人の説に當時三輪内介入道方齋といふ者豊久の死骸を拾ひ此地に葬り、瑠璃光寺を建て菩提所とせしといへり。方齋何の所由もて豊久の屍を收め、其菩提所迄創建せしにや審なる事は未だ尋ね得ず云々とあり。記して讀者の研究を俟つ。

さても嶋津義弘は豊久についで馬を進めんとせしに家老長壽院阿多盛淳強ひて之を諫めて曰く、某君にかはりて相戰へは速かに落ちのび圍みを出でらるべしとて義弘をのがれしめ、自らは嶋津兵庫入道惟新と名乘り、東軍の中にきり入り遂に奮死せり。進退秘訣に「井伊直政は盛淳が旗を目がけて勇兵を卒し、盛淳を突くこと甚だ急なり。故に盛淳爰に於て御名を犯し奉り討死を爲さずしては公の御退口危からんと、士卒を勇め隊伍を嚴重にして十文字の御旗を眞先に押立て、其勢數十人直

政に掛合大に戰ひ、島津入道惟新運盡きて討死す。是を見て武士の手本にせよとて數度相名乘强く相戰つて討死す。井伊直政が先手木俣右京が備に在りける大和浪人松倉豐後守重政が家來山本七助義純鎗を以て突臥せ首を取り勇み怡ふ事限りなし。覺束なくや思ひけん、陣羽織を取て見しに御紋付にて御名代に入道の老臣討死せし事を知る」云々。盛淳時に五十三歲。大正九年四月盛淳奮死の地卽ち今の牧田尋常高等小學校庭內に不破郡古蹟保存會より建碑す。文に曰く、阿多長壽院盛淳島山賴國之子也。初爲レ僧、後事二島津義弘一爲二國老一。敏而有レ謀。老二于軍事一。關原之役。盛淳在レ國。率二部兵數十人一。馳至二義弘營一。先レ戰僅二日也。及二戰敗一。着二義弘所レ賜陣羽織一。自稱二義弘一奮鬪而斃。義弘乃得レ免。時年五十三。從レ死者十餘人。世莫レ不レ稱二其忠烈一矣。大正九年四月同志相謀。立レ石以表二其遺蹟一云。」

義弘は盛淳の奮死により虎口の難を遁れ牧田街道を多良方面に進まんとす。進退秘訣に「公(義弘)豐久盛淳の忠死先鋒衆の打死戰功を以て虎口の難を遁れ給ひ、內府の陣頭を少し南へ御過ありと雖も、奉二喰留一とする關東武者未だ不二引離一といひ、上下合せて八十餘人の上或は薄手負或は疲れ果てし兵多くして、誠に危殆第一の時節、井伊兵部少輔直政御家の忠臣于爰働き、公は敵中を紛れ通り掛、伊勢路へ退き給ひ未だ其間不遠と思へり。故に忠吉卿と己が旗本備の一隊を纏め、白旗赤旗二本押立、急の太皷を打、赤母衣掛けたる騎馬武者百騎あまり步卒少々引率し、下野守忠吉卿を眞中に守

護し、關東勢散亂として入交たる眞中を會釋なく乘切り馬を早めて追掛け、公に迫る事迅速にして公御命爰に窮らんとす。こゝに追掛來る敵を切拂ひ〳〵數度力戰して公の御退口を慕ひ奉る。川上兄弟・押川が輩之を見之に當り大に戰つて討死し、武勇の名を後天下に上んと大に勇み馬より飛下り飛下り折敷く、或は太刀衾を作り或は拂打に構ゆる隙もなし。下野守忠吉卿駿馬を早め直政に先立、我一隊を進め先驅の兵を指揮して馬上より鎗を以て味方を左右に打臥せ中を破つて公(義弘)に迫り。忽ち打取らしめん爲眞慕に駈來る。時に殿の面々己れが姓名を稱し聲をかけて力戰し、忠吉卿先駈の勇士を數騎切て落す。忠吉卿と松井三郎兵衞鑓渡合ひ大に戰ひ、忠吉卿の錣籠手(ヌヒコテ)の邊を突く。依て忠吉卿落馬し給ふ時に、松井、忠吉卿を組合せ首をかゝんとする處、忠吉卿の家臣龜井九兵衞駈來り、松井を打ち首を取らんとすと雖も、戰烈しくして首を取る事能はず。大將如此なれば敵味方粉骨を盡し相戰ひ共に手負打死若干にして合戰急なり。忠吉手負の上馬に離れ給ひ臣等駈來て戰と雖も味方力戰して甚だ危し。直政身を揉て下知を爲せし故直政が臣隈部彌五右衞門武藤六大夫兩人忠吉卿を守護し引退く。此時味方透間なく突掛る。依て之直政馬乘廻し右の手に采配を持つて兵を下知して漸く忠吉卿を引取らしむるの砌、川上四郎兵衞忠兄が家來柏木源藤薄原にかくれ鉄炮打放す。其玉直政が左の手に當り馬飛立直政倒に落つ云々。此隙に義弘兵をまとめ小高き所に備へを立て敗兵三百餘を集め多良を經て近江に入る。

是本郡の關ヶ原合戰に關係したる戰況なり。此外民家神社等兵火にかゝり炎上せしよし口碑に傳ふれども記錄なければ詳かに知る事能はず。左に參考として、島津・阿多兩系圖を記す

島津系圖

源頼朝ノ後裔

○忠久―忠時―久經―忠宗―貞久―氏久―元久―久豊―忠國―立久―
　―忠昌―忠治―忠隆―勝久―貴久（又三郎）―
　―義久（又三郎、龍伯）
　―義弘（忠平、又四郎、兵庫頭、惟新）兄ノ跡ヲ相續ス。―家久（又八郎、忠恒、薩摩守）―久賢（男爵）
　―歳久……久明（男爵）
　―家久（又七郎、中務大輔）―豊久（又七郎、中務大輔、待侍）

阿多系譜

薩摩國阿多隼人の後裔歟。島津國史に長壽院盛淳姓畠山氏、父曰頼國、其男爲僧、女爲尼、男卽盛淳也。云々盛淳戰死の時一子あり年僅かに三歳忠榮といふ。其後裔阿多廣介なるものあり目下相州鎌倉扇谷今小路一四二に住すと。

（一三）高田騒動

明治二年十二月二十日郡内中南部不平の凶徒、維新當時王政未だ一定せず、社會の秋序未だ整はざるに乘じ、平素の不滿をはらさんとし十數名相圖り、近郷資産家の專横を膺懲すると稱し、傘囘文を以て意を同志に通じ、同夜九時頃梵鐘を亂打し養老村石畑の野に集合す。時に總勢凡そ三百人貝を吹き竹槍竹旗をたて松明を點し、騷然として高田町に向ふ。曰く此擧に與からざるものは何人を問はず其住家を破壞すべしと。午後十時島田に至り伊藤健之助の門扉を破りて暴威を示し愚民を煽動す。翌二十一日拂曉高田河原に着し勢揃を爲し袋屋（柏淵郁三郎）を襲ひ雨戸建具を破壞し、進んで桂屋（中村久次郎）に至り、長持箪笥等を屋外に運び出し之を溝渠に投入す。それより酒舖土屋八十郎及玉泉堂に行き暴飮を極め、且醉ひに乘じて酒樽を破壞し、庭面忽ちにして酒池となり、其亂暴騷擾いふべからず。其他米屋菓子屋等害を受くるもの夥だし。暴徒は中村高木雄平橋爪村村上眞一方に至り雪中に器具調度を拋棄し閧をあげて不破郡栗原室原十六村等に至れり。笠松役所は此急報に接し吉田治郎吉をして之を鎭壓せしめんとせしも、朝來大酒に心を奪はれ狂氣の如くなれる凶徒は之を耳にせず。押越村八幡社の境內に十三箇所、境外に十七箇所、二十人餘つゝ集合し火を焚き暖を取る時、大垣より檢行隊百三十人同心三人目明し三人來りて之等凶徒を挾擊し。九十七人を捕縛し、島田村專念寺及景陽寺庭に收容す。翌日土屋禮四郎方にて其罪科を糺明し、首魁四人は懲役七年、同十人は懲役三年、其の他二箇月一箇月廿日位の處分を受けたるもの三十人程ありき。

（一四）伊勢暴動

明治九年十一月三重縣の北部に暴徒蜂起す。曰く學校は舊幕時代の良習を攪亂し泰西の惡思想を宣傳する所なり。加之是が爲に我等をして過重の負擔に苦ましむ。須らく學校役場を破壞燒却すべしと。愚民を煽動し伊勢を發して北進す。到る所戶長の邸宅を襲ひ學校を燒打し同月六日本郡の境に入りし者約一千名、別れて二隊となり、一隊は多藝山麓の諸村をあらし、小倉村戶長代理栗田幸之助の住家を燒き退却す。一隊は小坪新田に入り同戶長片野彌三郎宅を燒拂ひ、又駒野新田に至り同戶長國枝彥太郎及副戶長伊藤方を燒く。此一隊は尙進んで釜段に至り戶長橫山庄五郎宅を燒く。かくて大卷に至り璞玉學校を燒き、餘威を奮ひ同村高柳戶長山田運四郎方に至り將さに同邸宅を燒かんとせしが、時恰も黎明に近づきしと同村民協力して同暴徒を擊退せしにより、各離散し揖斐川を涉りて今尾方へも逃走し、さしも凶暴を極めたる暴徒も惡勢盡きて遂に退散せり。

高田町以南の村落にては暴徒の襲來を虞れ、家具を山陰に隱くし或は林野に身を逃れ、或は村民相集りて之が防壓に議を凝らせしが幸に此附近に至らずして退散せり。此暴動につき時の巡査立木喜又出張、田村に於て十四人島田村に於て五人逮捕せりといふ。

一方員辨郡立田村方面より襲來せる暴徒は、時村打上の南端渡瀨に着したれば黑田隨器は村民を引具し、馬を進めて威壓しければ退散して害をうけざりしといふ。

大墳城
直江城
高田城

第七章　古城砦

一、大墳城（多藝村大字多岐）

今莊福寺（多藝村大字多岐）境内ニアリ。城主

松井九郎直清

丸茂兵庫頭

丸茂三郎兵衛兼頼　後號二道和入道一大墳ヨリ福束城ニ移ル（美濃明細記）

多藝郡大塚所主ハ應安ノ頃松井九郎直清。府中ヨリ移ル。松井直家ノ子。（美濃盛衰錄）

莊福寺門外に池あり。傳へいふ古へ城廓の外濠なりと。

二、直江城（多藝村大字大墳）

直江城跡ナシ、直江土人不レ傳レ之直江大墳同地ナルユヱ大墳城ヲ直江ト云誤ニヤ。（美濃明細記）

三、高田城（高田町大字高田）

多藝郡嶋田村ノ内高田。加藤左馬助陣城跡（美濃國記）

多藝郡高田村ニハ土岐ノ一族高田薩摩守、其子高田小左衛門ハ石田三成ノ組下。（濃州城主誌略）

高田薩摩守。多岐郡高田住土岐一族。慶長五年石田方。（美濃國古代人物誌）

今高田小字名の中に城前（じやうまへ）。城の濠。浦の門。構橋等有り構橋には郷士居住せりと傳ふ。

四、宇田城（日吉村大字宇田）

宇多村土岐末孫大野兵庫頭光親大野郡ヨリ是ニ蟄居ス。大野外記光績父死後故有リテ安八郡結村ニ移リ蟄居ス。末葉今ニ在リ。岡田ト稱ス。（濃州城主略誌）

宇田城の所在明かならず。蓋し日吉村大字宇田大通寺境内に在りしならんか。猶同地小字名に堀之内あり可ゝ稽。

五、大葉城（池邊村大字大場）

大葉村ニハ土岐末葉岡田左馬助頼時住ス。後安八郡結村ニ移ル。其後加賀ノ大守利家卿ニ仕フ。（濃州城主略誌）

大場（池邊村）は古へ大葉村と書せり。今猶此里に岡田姓を冒すものあり。城地明かならず小字名に外池といふ所あり稽ふ可し。

六、鷲巣城（上多度村大字鷲巣）

本巣郡鷲巣城主。鷲巣六郎光敦　是は大守政房の六男にして始めて是に在住しける。子孫は鷲巣伊織と號して關東に之あるなり。（美濃諸舊記）

岡山城

鷲巣村ニハ土岐末孫鷲巣六郎光敦（此所ハ本巣郡生津莊内也（美濃城主誌略））鷲巣村は古へ本巣郡に屬せし事は美濃諸舊記にしるせり。城址明かならざれども同地小字名に庄司屋敷、堀の上といふ所あり稽ふべし。

七、岡山城（日吉村大字橋爪）

日吉村字橋爪區の小丘を岡山と稱す。山上明治記念碑を建つる所を城址と稱す。永祿年中竹中重治閑室を構へ隱居して窃かに世の治亂を見し所にして史に栗原山とあるは岡山の事なりと。又慶長五年關ヶ原役長曾我部盛親の陣せし所なりといふ。城名明かならず假に岡山城と記し後考を俟つ。

志津城

八、志津城（下多度村大字志津）

佐藤將監居。多藝郡志津山城。山上八段城地ナリ。今ノ善敎寺ノ上ナリ。永祿七年落城。栗笠佐藤與三郎此末葉ナリ。（美濃國古代人物誌）

津屋城

九、津屋城（下多度村大字津屋）

「此時根古地・今尾・津屋ノ城ヨリ手遣ヒスト雖モ駒野城堅固ニ守護ス」。（東高木系圖）

津屋城は今の本慶寺境内の内外に構へられしと傳ふ。

根古地城

一〇、根古地城（池邊村根古地）

津屋城參照。城地は天照寺境内なるべし。

多藝郡飯田の城主は、石丸主殿助利近。（美濃諸舊記）

一二、烏江城（高田町大字烏江）

寛延三年七月烏江善正寺住職鈴音といふ人烏江城を描きて曰く、「此圖は濃州多藝郡石津庄烏江城傳記竝に古老物語を參考して錄したるものにして武將淺井備前守長政が領として護らしめ交替の武士を指置くと雖も織田信長に亡ぼされたり」云々。記して讀者の研究をまつ。

一四、市ノ瀬城

美濃明細記に「石津郡市ノ瀬城――桑原兵庫△治左衞門尼アリ」と見え、美濃諸舊記に「石津郡市之瀬城主桑原次右衞門家影」とあり。城址は一之瀬村字殿垣外六百八十番地に在り。面積二段一畝歩繞らすに濠を以てす。小字に城南、築城の名殘れり。

一四、多羅城

城主關長門守。後高木黨。（美濃明細記）

一五、押越城

高田町大字押越澁谷保之助家系に「祖先平將恒といふもの正暦中武藏國秩父莊司と爲る。依て姓を秩父と稱せり。平重繼に至り澁谷を分知し、澁谷莊司となる。是より姓を澁谷と改む。延文四年

澁谷右馬允重元に至り、池田郡士岐刑部少輔源賴忠に隨士す。文明中澁谷玄孝の末孫宗印といふもの大跡村戸倉九右衞門の城を奪ひ、大城村に在城す。然るに大跡城攻め落され宗印の弟太左衞門大塚村に在住せしにより同地に寓居す其後押越西寺明屋敷に居城を構ふ」云々。記して研究の資とす。

一六、大跡城

戸倉九右衞門居城澁谷宗印の爲に攻落さる。（押越城參照）

一七、下笠城

濃陽志略に「古城田中喜兵衞の居城のあり今民居となる」と記せり。

第八章　水害及治水

本郡は山地と平地との二部より成り。山地には海拔七八百米の高峰相聳え、平低地は海拔僅かに一二米に過ぎずして是等山地より流れ出づる諸水は悉く此の低地に集れり。然るに往昔山林の制度全からず、濫伐しきりに行はれ、加之慶長十四年尾州の爲めに木曾川御圍堤成るや、諸水益瀦溜し一朝豪雨に逢ふときは低地は忽ち湖水と化し其慘狀筆舌に絕せり。されば里民は是が豫防として數村協同して小堤を築き輪中を組織せるも、洪水に逢へば是等小堤は直ちに決潰して濁水渦をなして

村内に入り年々歳々田園を荒らし家屋を流失せり。明治三十六年治水翁山田省三郎の唱道により木曾長良揖斐の三川分流の工事成りて以來復昔日の如き大水害を見ず。今美濃氣候篇及其他の記錄により本郡の水害及治水を叙記すること左の如し。

一、永久元年（紀元一七三年）多良村幾里山宮ヶ平に奉祀せる神武天皇竝に皇后媛踏韛五十鈴媛命の社殿衝風暴雨の爲に破壞して御手洗川に流れ來る。（養老郡神社明細帳）

一、正嘉二年（紀元一九一八年）七月四日大風洪水あり。多良村念通寺堂宇及其他を破壞す。（多良村念通寺紀錄）

一、永祿九年（紀元二二二六年）牧田川大洪水ありて河狀を變ず。卽ち養老村澤田下より沿河の地、南は五日市押越北は橋爪高畑大墳直江に至る迄一河線なりしが、此洪水の際高畑字將基頭より二派に分れ、下流直江字中瀨に至り合して一川となる。此年大旱魃の所伊勢國のもの多岐神社に詣で祈禱の上天降の駒に水を注ぎしに强雨甚だしく大洪水となり、同社の什器釣鐘は伊勢境の海中に沈沒し當社より中村御旅所諏訪神社の通路にたてられし石の大鳥居は中川原に埋沒せり。里人此洪水を枝廣の洪水と稱す。（美濃氣候篇及口碑）

一、慶長元年（紀元二二五六年）七月十二日大震邊（エテ）月不（ニ）止（マ）山崩れて禿山となる爲大洪水土砂を流す。細々たる溝川も爲めに南北長流の大川となり、土岐村より押流し、其節多良村淨德寺舊地念佛堂の土地を破壞し川の中心となる。又七年後七月十九日より十一日間大雨洪水川に漲り一面恰も小湖水と

元和　正保　慶安

なる。是より多藝川の原因となる。（多良村淨德寺記錄）

一、元和四年（紀元二二一八年）五月牧田川出水、高田町島田、多藝村高畑境十四間切入れ、耕地數町歩を害す。（美濃氣候篇）

一、正保四年（紀元二三〇七年）六月牧田川出水、大墳にて堤防五十間切入れ、耕地三町歩砂入。（同書）

一、正保の頃洪水により多藝村金屋御井神社流失。（本郡神社明細帳）

一、慶安三年（紀元二三一〇年）庚寅年九月一日二日大雨あり牧田堤塘數ヶ所破壞。耕地を害す。口碑に傳ふる所によれば此洪水は前後未曾有の大洪水にて濃州の低地は悉く水底に沈み岐阜養老間干上りたる所なく船にて交通することを得たり。此洪水は木曾長良揖斐三川ともに出水し大垣城も爲に浸水せりと。

日吉村字橋爪篠塚神社は慶安三年の大洪水の時古器物古文書流沒して今傳らずと云々。（本郡神社明細帳）

口碑に此時橋爪西堤神明社の邊にて破堤し新宮野出來たりと。

下多度村小谷神社の谷川慶安三年の洪水の爲に河筋大に變換せりと云々。（同書）

多藝郡志津村鍛冶屋谷は志津三郎兼氏元應頃居住地也慶安三寅年洪水に山崩れ其形見えズ。（美濃明細記）

慶安三年大洪水にて烏江村中平ずみに相成り。居る所御座なく候に付皆々私家へ參り申候。其節

殘の人々は私艤船に皆々乗せ置き右皆々へ食物を與へ置申候。此節の大水を枝廣の大洪水と申候事に御座候。（烏江吹原勘兵衛氏記錄）

一、明暦元年（紀元二三一五年）牧田川出水し、牧田村堤塘數ヶ所決潰耕地川敷となる。（美濃氣候篇）

一、明暦二年（二三一六）三月二十二日津屋川洪水す。（同書）

明暦二年御堤小坪新田分築立長七百十六間頭巾五尺より一丈、高不明。（飯木村瀨義一氏方記錄）

多藝郡小倉古新田明暦二年御堤創築、長三百八十八間平均高二間一尺、同頭巾二間、同敷巾十一間。（同書）

飯木村御堤明暦二年御築立、長百十二間、高七尺より一丈、敷二丈五尺より三丈七尺、頭巾五尺より七尺。（同書）

明暦年中大跡新田取立之砌飯木村明所堤築立、三ツ屋前にて新堤築切。（同書）

一、明暦二年津屋川堤防普請定書左記の如し。（上多度村松永金吾氏所藏文書）

鷲巢村大跡村飯木村小倉村此四ヶ村本田新田かこひの爲に新堤新河被二仰付一候に付て永代定之事

一、飯木境より小倉境迄鷲巢村之内新堤新川大垣樣より被仰付候以來、堤破損新川埋り申候者鷲巢村より永代修理さらゑ普請可仕候事。

一、鷲巢境より有尾村堤迄の新堤新川竝に小倉村東より津屋舟見村新堀川高須樣より被仰付候以

來堤破損竝に河通埋候者飯木村小倉村大跡村今度新田百姓此四ヶ村として永代修理さらるゝ普請可仕候さて東西新堤二重堤にては候へ共いかにも丈夫に仕、指水入不ゝ申候様に可ゝ仕候事。

一、飯木境より鷲巣村宮之前迄は堀口四間ふかさ四尺にほり、宮より下小倉堤迄は堀口五間ふかさ四尺五尺にほり、かみの水能くおち申様に永代さらるゝ普請鷲巣村より可仕候。鷲巣境より津屋舟見村迄新堀川之分は舟のおうきやう（徃行か）仕候様に堀底六間ふかさ五尺六尺にほり、かみの水能く通り申様に飯木村小倉村大跡村今度の新田百姓此四ヶ村として永代さらるゝ普請可仕候。若谷水にて河筋つきうめ候義有之候者早速普請可仕候不及申候得共津屋より鷲巣村迄之内橋かけ申候へ共舟の通路自由成候様に橋くひたて可申事。

一、新堤竝に津屋川筋に新川御ほらせ被下候へば高須領之内飯木村小倉村大跡村此三ヶ村之内過分に新田出來仕候竝鷲巣村へも大河よりさし水にて年により水損仕儀も御座候。然上大垣様高須様御代官衆御相談之上にて新堤新川被仰付滿足仕候。鷲巣村は地高成る所故たまり水はたゞ今新田に仕野方に水落申故水損不仕候。大水のさし申一通の爲に大垣様より大分に御普請被仰付候間、彌以來水落等之儀鷲巣衆好之通りに仕。鷲巣村にたまり水つき不申様に可仕候。勿論落樋などの儀後々に至て鷲巣村へやつくわいがましき儀申間敷事。

一、今度の御普請被仰付候新堤新川鷲巣村之内堤下同土取河下鷲巣村本田過分につぶれ申候。則

かへ地新田之内にて鷲巣村衆のぞみ所可相渡と兼々御約束仕候へ共。かへ地御取不成是又満足仕候。竝に津屋村舟見村御田地之内新堀川につぶれ申分は此度の新田の内にて両村の衆望の所にてかへ地相渡し可申候。新川は津屋村舟見村之内にて御座候。鷲巣村堤の内にて土取不自由成所御座候堀川の土にて不足の分はいかほどにても小倉村之内にて土御取以来修理等可被成候事。右のきはめは大垣御奉行説田文左衛門殿久田伊兵衛殿上月五郎太夫殿高須御奉行神尾惣兵衛殿竹之内六之丞殿伊藤清太夫殿柏木彌五左衛門殿御相談を以如斯御定則連判にて證文取かわせ申候上は以來互に申分仕間敷候。自然違背之方有之においては此連判狀を以て如何樣の越度に成共可被仰付候爲後日仍如件。

明暦貳年丙申三月二十二日

鷲巣村庄屋庄次郎　同年寄彌惣次　同甚右衛門　同左傳次　同九郎兵衛　同喜右衛門　舟見村庄屋兵左衛門　同年寄五郎兵衛　津屋村庄屋七兵衛　同清左衛門　同文三郎　飯木村庄屋助左衛門　同五左衛門　同理右衛門　同年寄左平次　同平左衛門　小倉村庄屋九兵衛　同清右衛門　同年寄吉右衛門　同吉次　新田百姓十太夫　同左五左衛門　同六左衛門　太兵衛　大跡村庄屋長兵衛　同利兵衛　同年寄久七　同彌兵衛（連判）

右表書之通永代相違有間敷者也

大跡村外五ヶ村新堤江堀永代定

明暦二年丙申三月二十二日　古市喜太夫（印）　柏木彌五左衞門（印）

一、明暦二年大跡村外五ヶ村竝押越村新堤新江堀永代定。證文左記（上多度村松永金吾氏所藏）

明暦二年申年高須様御領分大跡村飯ノ木村小倉村草場御新田ニ御取立、尾州様御領分下笠村本田堤外西岩道村口ヶ嶋村同村法泉寺領高須御領分岩道村上ノ郷村堤外大跡村本田堤外右六箇村込水竝押越村より落水御圍の爲に新除堤新江堀に就き被仰付永代定の事。

一、有尾村堤より下笠村堤三ツ屋前ゟ新堤御築切竝落込二艘尾州様高須様御立合にて御普請被仰付候。入目の儀は當年は尾州様御領分口ヶ嶋村堤内地同村法泉寺領西岩道村堤内地下笠村堤外地高須様御領分東岩道村上ノ郷村堤外地大跡村堤外地只今までの水取の高に割付仕候。於後々堤込破損入目の儀は尾州様御領分高須様御領分立合半分宛修覆可仕候。若右の圦二艘にて惡水落兼候はゞ何時にても立合重て圦伏可申候に付圦守給半分宛可ゝ申出候事。

一、高須様御領分押越村の落水かこひに石畑村境より押越村北の大堤まで新除堤新江堀被仰柏尾谷境より龍泉寺までの出水石畑井筋の惡水押越村北の川筋へ御通被下候。右の新除堤同堤外の新江堀竝に惡水落圦尾州様高須様兩御奉行衆御見分にて高須様御領分堤圦破損仕江堀埋り申候はゞ高須様ゟ御普請被仰付修覆可仕候に付押越村北の川筋埋り申候ハゞ東岩道村までの内鍬々

の持分互に相談の上水落能様に堀可申候事。

一、右押越村新除堤今度御目論見の通りにて堤よわく御座候か又は後々に破損仕候はゞ何様も高須様ゟ可被仰付候。若御捨置修覆不被成候ハゞ口ヶ嶋村西岩道村下笠村上ノ郷村東岩道村大跡村同新田飯ノ木村右水下村々と立合何分にも修覆可仕事。

一、押越村右の新除堤に押越村用水の懸圦四二尺の圦三艘竝とひ五本内四本は四五寸一本は四一尺何れも戸前を付只今伏申候。此外に伏申間敷候。勿論悪水の分は北の川筋へ落し可申候。右懸圦明立の儀は大水の時三ッ屋前築切落圦立申候ハゞ押越村置圦の戸立可申候。若違へ仕候ハゞ水下村より懸圦の戸御立可有候。三ッ屋前の圦明不申内に押越村より懸圦我儘に明け水落し申間敷候。但押越村田所水かはき申候はゞ三ッ屋圦の戸明不申候共其田筋の圦斗戸明用水懸可申候に付用水のたり水は如前の通り可申候。所々に圦とひ無之候へば田所高下にて押越村田所へ水懸け兼申候間此上にも水懸不足の時は重て水下の村々立合相談の上圦にても伏可申事。

一、三ッ屋前新築切の圦込水にて戸立申候はゞ大跡村本田新田の落圦戸立可申事。

一、高須様御領分飯木村より鷲巣村小倉村までの内新堤新川被仰付柏尾谷ゟ養老谷小倉村までの山水津屋川へ御通被成候。右の新堤新川鷲巣村分は大垣様ゟ御普請被仰付候。飯ノ木村小倉村分は高須様より被仰付候前後の堤破損川筋埋り申候ハゞ高須様大垣様ゟ修覆被仰付候筈に兩所

御奉行衆御定被成證文別紙に御座候事。

一、東岩道村西岩道村口ヶ島村押越村大堤通り其村持分丈夫に修理可申事。

右尾州樣御奉行渡邊小次郎殿高須樣御奉行神尾惣兵衞殿柏木彌五左衞門殿御相談の上にて御立合如此に御普請出來仕候。御奉行衆指圖を以て永代の定狀證文取かはし申候上は於後々少しも違亂申間敷候。若違背候分於有之は此證文を以て何樣の越度にも可被成候爲後日證文連判仕置如件。

明曆二年丙申三月廿八日

高須樣御領分大跡村庄屋長兵衞　同利兵衞　同年寄彌兵　同治太夫　同新田重太夫　同左五左衞門　同六左衞門　同太兵衞　高須樣御領分飯木村庄屋五左衞門　利右衞門　同年寄四郎兵衞　同八右衞門　高須樣御領分押越村庄屋六左衞門　同長兵衞　同小平次　高須樣御領分小倉村庄屋九兵衞　同清右衞門　同年寄吉右衞門　同吉次郎　高須樣御領分上ノ鄕村庄屋治郎兵衞　同五兵衞　高須樣御領分東岩道村庄屋藤左衞門　同組頭作右衞門　尾州樣御領分下笠村庄屋伊左衞門　同庄左衞門　同組頭伊兵衞　同喜太郎　尾州樣御領分西岩道村庄屋九郎兵衞　同組頭小八郎　同小作　尾州樣御領分口ヶ島村庄屋金右衞門　同年寄太郎左衞門　同組頭惣五郎　法泉寺領同村茂吉

万治
貞享
元祿
牧田川南北村水論

表記之通り立合相究申上ゝ爲後々相違有之間敷候也

申三月廿八日

神尾惣兵衞　印
柏木彌五左衞門　印
渡邊小次郎　印

一、万治二年(一六五九)九月牧田川沿多藝村大墳にて堤防切入り耕地を害す。(美濃氣候篇)
一、貞享四年(一六八七)笠郷村栗笠福地神社は此夏の洪水に古文書多く流失せり。(養老郡神社明細帳)
一、元祿四年(一六九一)四月津屋川筋出水池邊村釜ノ段新田破堤す。(美濃氣候篇)
一、元祿六年(一六九三)牧田川沿多藝村大墳にて破堤。(同書)
一、同　六年　岡ヶ鼻猿尾喰違一件に付牧田川南北の村々に論爭起り訴訟を爲す。

川南村々より提出せし書上寫

一、岡ヶ鼻猿尾四十三年以前寅年洪水以後十四五間のはね籠に御座候。八年以前寅年迄に八十間に猿尾罷成其年五日市村堤切れ申候夫ゟ去年三月迄に先繼被致大分の儀罷成候其上本川通筋江水通不申候。高畑村西ゟ澤田村下江石堤御座候は六十年以前と承申候其節も石堤くゞり水少し參り候石堤大破仕候以後も分れ水少し宛參り候猿尾大分に罷成候故八年以前五日市村の北へ川筋罷成候御事。

一、八年以前寅年五日市村西堤切れ申候押越村野手の方より一ぱいに水押かゝり申候故切れ申候共切れ不申候共差別御座無候然共堤少々切申候御事。

一、未年押越村堤切れ申候。

一、喰違之儀ハ四十八年以前組合通に御座候常水は參り不申滿水之時ハ喰違之所ゟ少々宛越水參り申候。

一、口ヶ島村西岩道村猿尾之儀は以前は畑廻り圍の爲めかき上にて御座候へ共水落合大分に參り候故年々修覆仕候而組合通ニ御座候堤の儀三つの大川より水高御座候へば込水參り候故年々御普請被仰付取分近年は尾州ゟ年々兩度普請仰付候故丈夫に罷成候以上。

元祿六酉年　（右ハ御檢使衆へ口ヶ嶋西岩道村ヨリ差上候御寫）

川北村々より提出せし訴狀寫　（烏江吹原氏所藏文書）

一、今度牧田川南ゟ岡ヶ鼻猿尾新法の由御取拂被爲下候樣にと御訴訟被申上迷惑仕候新法と申は以の外僞にて御座候。此所相繪圖面の通水下御藏所御給所二万石余の大圍にて大切成場所にて御座候。四十三年以前寅三年堤押切申節も段々御檢使樣御立被爲成、翌卯之年も御檢使村越長門守樣御越被爲成、岡ヶ鼻表御見分被遊候。橋爪村猿尾之儀第一水下二万石余の大圍にて其上大垣御城曲輪迄大切成所にて御座候故、水下村々罷出御檢使樣へ古來の通に御訴訟申上候。御

差圖の上にて前々の如く堤出來仕候處、今以少も相違無御座候。其後度々切込申に付大垣樣より御修覆被遊候へ共、新法の義は毛頭無御座候。新法と申者四十八年以前高田西押越北本川筋小笠原土佐守樣戶田左門樣に御賴被爲成川幅八間明候而御堤新規に出來仕候其節押越村嶋田村高田より川幅八間明にて慥に水兩方江通り可申と堅く證文仕大塚村へ遣し右之證文今以て大塚村に所持仕罷在候然る所去年より八間の所我儘に敷籠仕剩其上寄石にて築留め被申候。依夫水悉く此方へ參迷惑仕候。今度押越村と大塚村と出入出來候に付會繪圖被仰付誓紙の上にて明白に會繪圖出來候。繪圖面の通高田川上北は江州境南はい〳〵り山三國岳の流れ牧田廣瀨川北山九十九谷之流を久瀨川伊吹山の流樽井合川大谷川美濃中山の流とろ川木尾川だんがひ川色目川飯積川四方七八里大河小河に九筋の河水落合烏江村高淵村の間僅かに十二間五尺の所より水はき申候故少の雨にても水込上せ、水海の樣に罷成西は宮代東北は赤坂まで一面に込上せ、年々御藏所御給所二万石余水損仕御成ケも上り不申。百姓は作食を失ひ亡所の体に罷成迷惑仕候然所に猿尾取拂之旨御訴訟申上儀驚奉存候。此所少にても御拂被爲成候得ば御田所之儀は不及申上村々退轉仕儀に御座候。哀此旨被聞召分無恙御百姓相勤申候樣に被仰付被下候はゞ難有奉存候。本件檢使の爲、多田五平師崎武右衞門兩人二月十七日江戶發足、同月廿六日宇田村三五郎方へ參着 牧田川筋臨檢三月十九日江戶に發向。六月廿五日判決となる條文左の如し。

美濃國多藝郡五日市村押越村飯ノ木村大跡村同新田村東岩道村上之郷村根古地村同新田村大場村同新田村嶋田村口ヶ島村西岩道村船付村下笠村大野村栗笠村大牧村と橋爪村高畑村大塚村川除諍論裁許之條々。

一、五日市押越村訴候は岡ヶ鼻に猿尾八年以前十六七間の籠刎年々致先繼〃唯今二百十七間に罷成候。依之五日市村之方へ川流寄候間猿尾取拂如先規金屋前へ水可通由申之、橋爪村高畑村大塚村答候は岡ヶ鼻之堤取拂候而者三ヶ村並水下三十三ヶ村及亡所旨申之。遂糺明候處岡ヶ鼻の猿尾致先繼候證據一切無之檢分の上從古來之猿尾に相見候條其儘可差置候事。

一、五日市押越兩村訴趣五六年以來高畑大塚兩村新猿尾二ヶ所仕出五日市押越兩村水下十七ヶ村及水損候間取拂申度旨申之。高畑大塚兩村答候は今度論所猿尾之儀十八年以前大垣役人へ隣郷直江村五十間猿尾如先規修覆願候訴狀有之古猿尾に相極之由申之。然則五日市押越兩村申所年數令相違且又檢分之上古來之猿尾相見條五日市押越兩村百姓申所非分に候。澤田下より高畑上迄四百八十間之石堤有之近年致破損之由五日市押越兩村申之檢分之上石垣跡一切不相見條兩村申所不謂事候間向後不可綺之事。

一、押越嶋田兩村喰違堤八間之所栗石に而築留候段令穿鑿候處滿水之節籠石拔候に付爲詰石寄置候旨押越嶋田兩村百姓申之然上は自今以後數籠栗石取拂八間之處可明置之事。

一、祖父江村荒川村久德村檜木村直江村金屋村江月村十六村大坪村申趣高淵地內に四百三十間之川新に堀之川筋生茂候柳藪其外水吐に可障草木可取拂旨申之。雖然新川堀候儀可爲近鄉障間不及沙汰川筋柳藪等之儀ハ有譯事に候間水吐に障候分可拔捨之事。

右論所不分明ニ付爲檢使山川金右衞門手代多田五平次美濃部五右衞門手代師崎武右衞門差遣遂檢分爲後日證繪圖令裏書各加印判双方へ下置之條不可違背者也。

元祿六癸酉六月二十五日

稻伊賀　松美濃　能出雲　北安房　本紀伊　三能登　松伊岐　（連印）

（烏江吹原氏文書寫）

一、元祿六年牧田川筋變遷に付烏江村より江戶檢使に申上たる口上書

一、濃州多藝郡烏江村前の川先年は九瀨川斗ニ而牧田川は山通川筋にて駒野村前へ出今尾村下にて大川に落合申候處、其後德永法印樣御領分にて山通落申候川を烏江村前へ御堀替被成九瀨川と落合烏江高淵の間川通申候。其以後法印樣御領分御上地御藏入に罷成、石原淸左衞門樣御支配にて其節岡田將監樣美濃國御郡代被遊堤丈夫被仰付、枠四ヶ所烏江村前へ御入被爲成、其枠の古木今所々に御座候御國枠と申候事。

一、尾州樣御領に罷成、堤破損之節尾州より役人衆見分被致修覆被申付候へ共川方江は出し不申。然處に烏江村高淵村川巾せばく、川上村々水損仕候と申上候。大水の節は牧田川ゟ砂を大分馳

出し三十年以前川通五尺余も高く罷成、地水高に御座候故烏江村ゟ下三四里之内三十年此かた御部内大分出來仕、下に水ひらき無御座伊尾川ゟ大水出申時分、近年烏江前の川水上へ込上迷惑仕候御事。

元祿六酉年　烏江村

一、元祿十二年(二三)(五九)七月二日(新七月二十八日)津屋川筋下多度村志津新田堤防切入（美濃氣候篇）

一、元祿十三年(二三)(六〇)小畑村大坪北堤防築留。（大坪蓮生寺記錄）

一、元祿十四年(二三)(六一)八月十二、十三日(新九月十四、十五日)。八月十二日より大雨。同十七日より十八日まで風雨甚だしく、牧田川津屋川金草川沿の地亦破壞せり。木曾川は慶安の洪水より二尺高し木曾揖斐共に出水大垣藩領二百二十九ヶ村入水堤防百七十三ヶ所、三千八百七十八間切れ流家潰家七百五十三軒ありたり。（同書）

一、寶永元年(二三)(六四)濃州水吐願の爲不破郡合原村大字室原森右衞門小畑村大字大坪又藏江戸へ下向。

（大坪蓮生寺記錄による）

一、寶永二年(二三)(六五)駒野新田切入。（横屋寺倉孫九郎氏文書）

一、寶永五年(二三)(六八)牧田川出水高田西喰違及嶋田堤手紙木にて切入。（烏江吹原氏記錄）

一、寶永六年(二三)(六九)多藝郡八ヶ村川瀨違新堤目論見成就。八ヶ村書爲替證文辻六郎左衞門殿與力御普

元祿　寶永

請方御役人多良御三人衆役人裏判附證文村々所持。（大坪蓮生寺記錄）

一、正德五年（一七一五）津屋川通駒野新田堤切入。（美濃氣候篇）

一、享保四年（一七一九）牧田川沿大墳堤防十六間切入。（同書）

一、享保五年（一七二〇）津屋川沿志津新田堤防切入。（同書）

一、享保六年（一七二一）嶋田堤切入又烏江北堤嶋田境切入。（同書）

一、享保七年（一七二二）八月二十四日巳刻蛇持境切入。（蛇持佐竹貞一氏記錄）

一、享保十二年（一七二七）五月二十三日養老瀑布頂巖墜落。（岩道常性寺過去帳）

一、享保十三年（一七二八）八月牧田川通直江にて五十間破堤。耕地三十町歩を害し、小畑川通にて破堤耕地十町歩を害す。（美濃氣候篇）

一、享保十三年二月小畑川筋定法書付多良水奉行高木五郎左衞門より尾州侯御用人遠山彦左衞門へ遣す覺書左の如し。（本書祖父江安福舜一氏所藏中より拔萃）

覺

其許御領幷石河出羽守殿知行所濃州多藝郡飯田村御領蛇持村二ヶ村之儀古來より圍無之所ニ而候へ共古は其許御領同國同郡烏江村前廣く御座候故、水落能く御座候、然る所右烏江村問屋勘兵衞居宅之前より段々築出し川幅水底に而十二間に罷成候。川上大分の川々右十二間の所へ落込申候

故、出水之節は逆水強く御座候故、飯田蛇持に不限川上村々圍無之所は不及申、堤有之所も堤押切り、勿論飯田蛇持圍無之所は小水ニ而も致逆水候故、一ヶ年の內何ヶ度と申事無之水押入申候。勿論飯田蛇持之儀川口近く候故猶以水込入、麥作共に及水難、何茂百姓共及究命候仕合、亡所同前の躰に罷成候へ共、其許御領の御事年々御救有之故か及餓死候儀も無之、乍難儀續き申候迷惑不便成儀不ㇾ忍ㇾ見候。扨者飯田村に罷在候定右衞門と申者は先年勢州桑名川筋取拂御用被仰付候節、下奉行役相務候者に御座候。親代より心安く出入仕筋目の者故、內外心安く後迄家來同前出入仕候。依之右之水難及難儀候旨度々歎き申聞候。辻六郎左衞門同名次郎兵衞同道國中川通見分之節烏江村之儀上ヶ輪第一の難所と相見え候へ共、急に了簡も難申付、時節を相待候樣に申聞指當り少宛の障に成候もの爲取拂、先其分に指置申候。右之譯故飯田蛇持兩村其分に而ハ如何程御救有之候とも亡所同前之儀に相見へ申候。其後飯田蛇持兩村此方へ訴も不仕作場道と名を付、田地圍高四尺斗築申候。依之隣鄕村々甚だ障り訴出申候に付、飯田蛇持兩村之者共召寄遂二吟味一、見分之者指遣候處、右之所に而も築上候へば隣鄕障に罷成可申旨、且又小分之儀に而も古來無之處隣鄕爲仕申儀ニ而無御座候段申聞候故、第一川通定法に背き、無斷新規之義取立申事甚不屆之至に付急度取拂申付候事。

然る所先年飯田村定右衞門度々拙者方へ參り水難至極之難儀之旨歎き申候に付、不便に存乍遠

乘右之場所致内見、飯田村蛇持村圍之儀は何とぞ仕遣度樣に致勘辨候へ共、右申候通少々の道を築候さへ隣鄕甚だ障候所故、堤なと爲築候儀は如何樣之儀に而も難申付、所々御座候。然とも是には致方も可有之存じ、辻六郎左衞門に御用にて出會の節相談仕候處、第一之障村は飯田圍障之村々の中六郎左衞門支配所四ヶ村にて御座候に付、中々同心不仕候。然共樣々了簡を以て御用にて出會候度毎に此儀を申聞候事及數度候處に、甚腹立仕候に付、六郎左衞門元〆役仕候秋山武左衞門と申者川通普請方親切成者故、内談仕其人より六郎左衞門に折々申聞候處、其後障り村々の者共へも隣鄕出入之者之内へ申合内意爲申候へば、少々和き候味も見え申候に付、其節御用にて眞桑と申所にて六郎左衞門へ出會候故、斯樣迄心を盡し申候儀は飯田村蛇持村兩村之儀外村に異り逆水最初の所故圍無之而は亡所同前の儀不便千万成儀相談に及候處、數度之儀無餘儀存候か、隣鄕得心さへ仕候はゞ御申談可申樣にも成可申かと是程に挨拶仕候に付、夫より定右衞門呼寄、段々隣鄕へ内談爲致候。別而障り候は辻六郎左衞門支配所飯積村金屋村直江村祖父江村四ヶ村戸田采女知行所宇田村其節は南條金左衞門支配所大坪村六ヶ村の者共へ承合候へば致方により圍爲致可申と内談和き候旨定右衞門申聞、飯田蛇持兩村ゟ此方辻六郎左衞門方へ願書指出申候。飯積金屋直江三ヶ村田所一曲輪圍堤之儀は大川筋と違ひ小畑川通故御料にても輕き堤不丈夫に相見申候其節飯田蛇持新堤築候に成申候ハゞ其許の御普請に候へば小畑川通堤にても可成方丈夫に被仰付

候時は三ヶ村不丈夫故年々出水烏江村よりの逆流の節は三ヶ村へ切込、三ヶ村飯田蛇持同前之難儀及亡所申候儀眼前に而候。飯田蛇持は古より園無之所年々の出水逆流に麥作迄も取不申候躰、責而飯積堤五六合之水を防き候程に築候へば、五年に一度も秋作をも取、春水の逆水を遁候へば、麥一作成とも取候様に罷成候へば、其節迄の躰よりは境界もか成に送り候様に成可申候。左候へば當然能仕合と存候故、飯積堤二尺低に爲築候へば飯積堤八合の水を防申事に候故、十分の仕合と存、右之通八ヶ村へ爲申二尺低之定法を以て考見申候へば、二尺低に候へば飯積金屋直江三ヶ村堤八合之水にては飯田新堤水越候故、乍不丈夫も三ヶ村の堤こたへ可申と存候心にて同心仕候事に候外村も之に准し同心可申候故右之二尺低の鑑を以て八ヶ村爲書替證文致候事に候、御用仰付られ候四年の內是程拙者心を盡し候儀無御座候右飯田蛇持兩村之儀は私働故相立重々恩を請候村々にて御座候。

一、享保十五年(一三)(九〇)七月廿四日大雨出水大坪堤切入。(大坪蓮生寺記錄)

一、享保十六年(一三)(九一)八月岩道入水、大坪島田破損入水。(同書)

一、享保十八年(一三)(九三)九月一日烏江南堤切入。(烏江吹原氏文書)

一、享保十九年(一三)(九四)牧田川通牧田村堤防數ヶ所破壞、耕地百數十石川となる。(美濃氣候篇)

一、享保二十年(一三)(九五)六月廿八日小畑村堤切入。(蛇持佐竹貞一氏記錄)

一、元文二年(一七三七)内除仕候に付。蛇持村除一方相用候に付。破損の節は、大坪より修覆可致由書付遣置。(大坪村蓮生寺記錄)

一、元文三年(一七三八)五月十九日岩道入水。(岩道常性寺過去帳)

一、元文五年(一七四〇)七月十六日夜大雨にて嶋田堤切烏江横手紙木の所切入十合余。(烏江吹原氏記錄)

一、寛保元年(一七四一)五月十八日大坪堀ノ内堤切入。(大坪蓮生寺記錄)

一、寛保三年(一七四三)十一月川々水吐願の爲船付村安田彌兵衞・下笠村田中惣十郎・江月村吹原忠次・大坪村日比太兵衞・横屋村寺倉孫九郎江戸へ下向。(同書)

一、寶暦二年(一七五二)津屋川通志津新田堤切入。(美濃氣候篇)

一、寶暦三年(一七五三)八月十八日(新九月十五日)津屋川沿志津新田堤防切入。(同書)

一、寶暦四年(一七五四)七月一日(新八月二十八日)津屋川沿鷲巢村堤防切入。(同書)

一、寶暦五年(一七五五)九月牧田川沿岸多藝村にて堤防切入耕地殘らず損耗。(同書)

一、寛保三年十一月より寶暦七年十一月迄安八郡大樽川洗堰普請に付、當路に歎願交渉其概要左の如し。(横屋寺倉孫九郎氏記錄)

一、濃州多藝郡安八郡石津郡不破郡海西郡中島郡羽栗郡右七郡の内村數三百村高辻十五万石程水村村々申合、笠松御役所瀧川小右衞門樣御代官之節川々水落宜敷相成候樣所々御普請被仰付候樣奉

願候處、大造なる御普請故小右衞門樣駈と御取上も無之、不得止村々申合せ七十八ヶ村々總代連判にて、寛保三(一七四三)年亥十一月江戸願に罷出候事に相決し、惣代として江戸行御料所横屋村庄屋寺倉孫九郎・同大坪村庄屋日比太兵衞・尾州御領分舟付村庄屋安田彌兵衞・同下笠村庄屋田中宗十郎・同江月村庄屋吹原忠次・右五人亥十一月五日在所出立、十六日江戸着、同十八日御勘定奉行神尾若狹守樣へ繪圖願書差上申候處、急に御許無之、極月十三日、同二十二日追訴仕候へ共御許の儀はか取不申、依て寛保四年正月十五日江戸歸郷仕候。延享元子年(一七四四)桑名川香取川筋淵浚等色々御普請有之候へ共、大樽川〆切普請にて無之候へば、村々水損相止み不申候ニ付、福束輪中多藝輪中の御料所村々及尾州御領の村々〆四十二ヶ村申合せ大樽川自普請被仰付候樣、多良笠松へ奉願候處、多良高木三殿・靑木次郎九郎樣・川崎平右衞門樣段々御見分の上江戸表へ御被成下、漸く御下知相濟候。依之寛延四年(一七五一)辛未年正月御目論見御仕樣帳出來、大藪村一番猿尾先繼百十間、同村二番猿尾先繼長百十間、喰違堰川幅百四十五間、右普請入札金千六百九兩余、村數四十二ヶ村、高辻二万二千八百八十石余に割合高百石に付金七兩永三十一文余相懸り、普請相仕立候處、其後年々破損致候に付、右修繕金千三百九十兩余都合三千兩程の金子四十二ヶ村として割合普請致候へ共、木曾川の川床高く大樽川の方は全体地低にて川床年々堀候故、右御普請持堪不申次第に水損相增、村々困窮仕難儀致候に付、右普請の儀御公儀樣御入用を以て丈夫に御普請被

仰付下候樣願候へ共、江戸表御伺相濟不申、其後凶年打續最早惣百姓退轉同事に相成候處、寶暦三年(一七五三)濃州大洪水にて村々堤川除悉く大破に付、右御普請所之儀大造之儀故御入用にて難被仰付、薩摩守樣へ御手傳御普請被仰付候に付、右御手傳にて寶暦四年(一七五四)戌年に至り、右大樽川洗〆切御普請被仰付候處右御普請御手傳の儀に候へば皆石を以て丈夫に御仕立被遊候に付丈夫に持堪候へ共、大藪村之方野畑の分押拔き、又々木曾川長良川水不殘大樽川へ引落し水損致候に付右修覆奉願候處、小破修覆組合村々自普請被仰付候。偖其組合村々村數百九十四ヶ村にて高辻三万六千三百石余御料所村數五十五ヶ村、尾州領村數二十四ヶ村、高須御領村數二十七ヶ村、大垣御領村數八十六ヶ村、青木九十郎樣知行所村數二ヶ村に候。寶暦六年(一七五六)十一月笠松御役所に於て右普請請負人入札被仰付候處、高須御領分駒野村九郎次・傳左衞門・高須西河原町半七・茂吉・善吉右五人へ大樽川口〆切長百二十間、二番猿尾七十八間を金高千四百五十兩に御請負申候處、右普請斷申候に付、寶暦七(一七五七)丑年三月御料所中郷村庄屋滿岡七郎次・同下大樽新田庄屋森嶋廣右衞門・同横屋村庄屋寺倉孫九郎・尾州御領下笠村組頭中村勝六・同大牧村足立元右衞門・同海松村庄屋中嶋惣右衞門・同福嶋村庄屋杢內・高須御領高田村伊藤政次郎・同大和田村庄屋安田忠左衞門・右九人江戸表江罷下り早速普請取懸被仰付候樣に奉願候處、漸く七月上旬御下知相濟候處、彼是取懸延引致罷在候處、七月下旬に至り江戸役人中樣・靑山三右衞門樣・佐久間鄕右衞門樣右御兩所樣笠松御

役所江御趣被爲遊取懸の儀延引致候儀殊之外御叱被爲仰付、笠松御役所にて青木次郎九郎樣より七月廿八日より鍬初取懸候樣にと急度被仰候に付、右日限より鍬初に取懸り、右高須御領分五人之請負人共普請仕、右七月廿八日より日數四十日限皆出來仕候筈御証文差上候へ共、普請捗取不申候に付、九月廿五日多良御役所へ組合村々被召出御吟味の上此する日數廿日限十月十四日迄に皆出來仕候樣に嚴敷被仰付（此間經緯中略）殘普請入札にて高須町伊十郎に金九百五十兩にて請負はせ漸く竣功致其後年々歲々修覆致候。

薩摩工事

一、薩摩御手普請につき上多度村横屋寺倉孫九郎自記錄（寺倉氏ハ寶暦年中ノ人）多良東西兩高木記錄及薩摩義士錄等參照叙記する事左の如し。

木曾揖斐長良三大河の流域は古來年々水害の難を蒙る事多く生民其業に安んぜず。故に寶暦四年（一七五四）十二月二十五日時の將軍德川家重薩摩守重年に命じ、三川治水御手傳普請を爲さしむ。總支配役は時の勘定奉行一色周防守正沈にして設計役は嘗て美濃郡代を勤め三川の水害を熟知し地理に通達せる井深彌惣兵衞正房なり。普請工場を一の手より四の手に區分し、之に各主務掛を置く事左の如し。

一之手

一　之　手

美濃國桑原輪中より尾張神明津輪中に至る二十二ヶ村。

三ッ柳村　蜂尻村　駒塚村　曲利村　飯栖村　加賀野打村　一色村　江吉良村　沖村　中村
長間村　石田村　城屋敷村　八神村　前野村　大浦村　東方村　一之枝村　堀津村　竹ヶ鼻村
午北新田　午南新田

二之手

御使番臨時目付役　高千石　石野三次郎
水行奉行交代寄合美濃衆　高二千三百石　高木新兵衛
御普請役　米倉幸内　川口千次郎　原田儀兵衛　田中林藏　高木新兵衛家來　青木次郎
九郎手代本庄彦六

三之手

尾張國梶間村より伊勢國田代輪中に至る間。
五明村　葭ヶ須輪中　加路戸輪中　和泉輪中　梶嶋村　船頭平　鳥ヶ池村　鍋嶋村　篠橋村
御使番臨時御目付役　高千二百石　大久保荒之助
美濃郡代　高三百五十石　青木次郎九郎
御普請役　花田武助　青山喜平治　古田半右衞門　野々村辨右衞門　名和代右衞門
高木家來青木次郎九郎　手代林數右衞門

美濃國墨俣輪中より同國本阿彌輪中に至る。

福束輪中　古宮輪中　今村輪中　高須輪中　本阿彌輪中　太田輪中　柿內村　西海松村　本郷村　高柳新田　德田新田　小坪新田　駒野新田　志津新田　釜段新田　大牧村　根古地新田　根古地村　大場村　大場新田　大野村　船付村　栗笠村　上之郷村　下笠村　有尾新田　有尾村　横屋村　小倉村　大跡新田　明德村　飯木村　押越村　嶋田村　白石村　大跡村　口ヶ嶋村　西岩道村　岩道村　五日市村　直江村　金屋村　大坪村　室原村　飯積村　飯田村　澤田村　祖父江村　牧田村　蛇持村　江月村　烏江村　横曾根村　馬瀬村　下宿村　中須村　牧村　西結村　西橋村　駒野村　安江村　羽根村　山崎村　高柳古新田

御使番臨時御目付役　高二千石　淺野左膳

水奉行交代寄合美濃衆　高千石　高木內膳

御普請役　萩野藤市　中島領右衞門　棚橋辰左衞門　名和分助　水野郡右衞門　多田周

右衞門　高木家來

四之手

伊勢國金廻輪中より同國海落口濱地藏島附近に至る。

上ノ郷村　福永村　古敷村　東之平賀村　西之平賀村　金廻村　江內村　油嶋村　今嶋村　南

之郷村　大鳥居村　深谷部村　汰上村　上ノ輪新田　福嶋村　三崎新田　桑名町　獵師町　赤須賀新田　大貝須　小貝須　大嶋

御使番臨時御目付役　高千百六十五石　新見又四郎
水奉行交代寄合美濃衆　高千石　高木玄蕃
御普請役　内藤源八郎　横井郡藏　小舘丹助　長山伊兵衛　樽見信右衛門

工事監督の爲元小屋及出張小屋を設くること左の如し。

一、元小屋

元小屋は一に御本陣と稱し、池邊村大字大卷豪農鬼頭兵内の住家（目下小出等郎屋敷）を修理して之に充つ。平田靭負を始め其他の幹部諸士こゝに駐在し工務を總括せり。

總奉行家老　平田靭負正輔　副奉行大目付　伊集院十藏久東
用人　諏訪甚兵衛兼方　御近習役　伊地知新太夫季周
御留守居役　山澤小左衛門盛福　同御留守居役　岩下佐次右衛門
御普請方奉行元〆　川上彦九郎親英　御馬廻リ　横山新右衛門
御目付元〆　愛甲源左衛門季平　新御番　平田善太夫
御留守居役〃　二宮四郎右衛門　同御留守居附　新納源助

御徒目付	尾上喜右衛門		座横目	有馬甚兵衛	
横目	横山慶右衛門		横目	内山新兵衛	
横目	大野次郎左衛門		御用人座筆者	岩城五郎兵衛	
御用人座筆者	平瀬權八		札渡方	黒田長左衛門	
取拂方	村瀬幸左衛門		取拂方	村田元右衛門	
同	松元仙左衛門		同	津曲休右衛門	
元〆方筆者	本田與右衛門		元〆方筆者	川上八次郎	
御用人與力	四本喜兵衛		御留守居筆者	八木次郎左衛門	
御歩役	□□茂右衛門		御歩役	伊地知伊左衛門	
同	八木源右衛門		惣大工	谷善兵衛	
御表具	西孫左衛門		御表具	山口喜六	
外番小頭	貳人		繪師 御表具付	足輕壹人	
御門番	足輕六人		不明門番御國大工	貳人	
本小屋辻番二ヶ所	足輕十二人		走リ番	足輕四人	
時鬮	足輕六人		御目付横目	足輕五人	

取拂方付　足輕　四人　廻り番
廻り番　足輕　十人　御用
足輕　八人
足輕　拾人

二、出張御小屋

（一）石田村御小屋

出張御小屋
石田村御小屋

一之手御小屋を羽島郡石田村庄屋市右衞門方に置き、石野三次郎・高木新兵衞工事を監督す。石野三次郎は御徒目付二人、御小人目付四人を從へ、竹ヶ鼻町市兵衞方に宿り、曲利村庄屋吉兵衞及竹ヶ鼻庄屋市兵衞賄を爲す。高木新兵衞は御普請役二人堤方役二人多良衆一人をつれ、前野村庄屋惣右衞門方に宿り、沖村庄屋甚右衞門石田村庄屋市右衞門賄を爲す。

（二）小和泉新田御小屋

小和泉新田御小屋

二之手御小屋を小和泉新田庄屋彦兵衞方に置き、大久保荒之助・高木次郎九郎工事を監督す。大久保荒之助は御徒目付二人御小人目付二人を從へ、烏ヶ池村庄屋三右衞門方に宿り、小和泉新田庄屋儀右衞門・烏ヶ池新田庄屋兵助賄を爲す。青木次郎九郎は御普請役二人、堤方役三人多良衆一人を從へ、小泉新田庄屋彦兵衞方に宿り、和泉新田庄屋利兵衞賄を爲す。

（三）大藪御小屋

大藪御小屋

三之手御小屋を安八郡大藪町勘右衞門方に置き、淺野左膳・高木内膳出張工事監督を爲す。淺野左

太田新田御小屋

繼人馬渡船世話役

膳は御徒目付二人御小人目付四人を従へ、今尾町に宿り、豐喰新田善左衞門・同下丸村宇右衞門賄を爲し、高木内膳は御普請役二人堤方三人多良衆一人を従へ、横曾根村彦八方に宿り、福束村庄屋九郎左衞門・大坪村庄屋太兵衞賄を爲す。

（四）太田新田御小屋

四之手御小屋を海津郡太田新田武平次方に置き、新見又四郎高木玄蕃工事監督を爲す。新見又四郎は御徒目付二人御小人目付四人を従へ、香取村淺右衞門方に宿り、小山村孫右衞門古敷村常八賄を爲す。高木玄蕃は御普請役二人堤方二人多良衆二人を従へ、太田村藤次郎方に宿り、安田村次八下境村善藏賄を爲す。

一、繼人馬渡船世話役左の如し。

一之手　三ッ柳庄屋助右衞門。大須村庄屋佐右衞門。

二之手　見入新田庄屋次兵衞。嶋田村仙九郎。

三之手　大藪村利平次。成戸村忠兵衞。西岩道村喜三郎。割田村角右衞門。駒ヶ江村磯八。

四之手　金廻村新五右衞門。安永村宗右衞門。

右の外美濃御代官吉田久左衞門は帆引新田庄屋與四郎方に宿り、普請見廻總檢見を爲し、惣見廻役人長岡文兵、菊地惣助・松村平右衞門・橋爪善兵衞等之に從ふ。

此手傳普請に薩摩より來りて勤務せし役人九百四十七名之に人夫を加ふる時は總計二千人に上れり。費用は約三十萬兩を要したる大工事なりき。

一、郡内工事設計書寫

損斐川通根古地村前

一、水刎杭出長拾五間

右入用

雜木百五拾五本　杭木

内　七拾本　長貳間半　末口三寸

八拾五本　長貳間　末口三寸

揖斐川大榑川落合外畑下（大牧）

一、淵深長七拾間　平均巾拾貳間　深三尺

此土四百貳拾坪

同所北向柿内

一、水刎杭出長拾五間

右入用

雜木百五拾五本　長貳間　末口三寸

津屋川伊尾川落合

一、淵浚長八拾間　平均横拾五間　深三尺

此土六百坪　此人足九千人　壹坪に付拾五人

同所江桁築流堤長四拾五間、平均敷三間高三尺馬踏六六尺此土四拾五坪此人足三百拾五人壹坪に付七人

右入用

雜木百八拾貳本、長六尺末口三寸此人足百八拾貳人、石貳拾貳坪五合此人足百三拾五人壹坪六人

津屋川通小坪新田前

一、淵浚長八拾間　平均横三拾間　深三尺

此土千貳百坪　此人足貳万六千四百人

牧田川段海川江月村地内落合上

一、杭出長拾間

雜木百五本

内　五拾本　長貳間半　末口三寸
　　五拾五本　長貳間　末口三寸

一、附淵淺長七拾四間

内

長三拾間。平均横六間深貳尺此坪六拾坪

長貳拾四間。平均横拾壹間深三尺此坪百三拾貳坪

長貳拾間。平均横五間深四尺此坪六拾六坪七合此土坪合貳百五拾八坪七合

一、水下淺長八拾四間。平均横七間深貳尺此土坪百九拾六坪

烏江高淵之間川内

一、淵淺長貳百間。平均横拾間深三尺此土千坪

牧田川通船付地内鼠ヶ森

一、淵淺長貳百間。平均横拾五間深貳尺此土千坪

一、御手傳普請顚末

徳川幕府は薩摩の勢力大なるを見て、他日天下に事を釀すものは島津なりと、衷心憂慨する所あり。是迄幾多之が爲に苦慮せしも事毎に謀と違ひ、目的を達する能はず。茲に至り莫大の費用を

要し且至難極まる三大川治水問題を之に命じ、島津をして塗炭の境に苦ましめ、幾十百の義士をして各責を引き他郷の鬼籍に入らしめたる悲慘史の顛末を記する事左の如し。

寶暦三年十二月廿五日、徳川家重三大川御手傳普請を閣老西尾隱岐守忠尚の名義にて薩摩守嶋津重年に命ず。江戸薩摩留守邸より直ちに其旨を鹿兒島本邸に致す。同五年正月幕府より普請注意書を手傳方役人に渡す。其覺書左の如し。

一、濃州尾州勢州川々御手傳御普請場所之義去夏目論見以後出水有之瀬向等替り候所々可有之筈に付左樣之場所は先積りに不拘、當時の水當り相考へ積替り候筈に候。尤右積替之節何れも評議の上相究め青木治郎九郎・吉田久左衞門方より、御手傳方役人へも委細申談候筈に候事。一、先達而相渡候目論見帳には都而假〆切等數ヶ所書記不申候。此儀は御普請仕立之節場所之水深或は濁水等之時節により違候儀故前方には難究相除置候へ共場所により假〆切等不致候而者人足之働方に各別費有之儀故場所見計之上掛りの者より可致差圖事。一、此度御普請所々の儀は都て輪中と申一圍宛川中に堤を築きまはし民家田畑等有之見廻の役人往返に渡船も可入、其上水刎等の內には大川故格別長出等も有之堤にて指圖等致候てゝ難届に付船にて川中へ乘出し、指圖等致候場所も可有之候間、其場所の用船も心掛置可被申候事。一、御林木並御買上之竹木繩俵諸色改方之儀は御勘定所出役御小人見付之御代官手代立會相改、御手傳方へ引渡候筈に候

間、其節は御手傳方役人も罷出立會見屆可被申候。一、右運送の入用は御手傳方入用に候間、此分は靑木治郎九郎吉田久左衞門指圖被請、別段御手傳方より可被相渡候事。一、出水等有之節は晝夜に不限場所へ罷出、竹木諸色流失無之樣に心懸、御普請所の儀も御普請役堤方役人御代官手傳等防方指圖致候間、人數差出相防候樣手傳可有之候事。一、御普請場所へ罷出候役人の儀卯の中刻場所へ相詰、申刻仕廻候樣申渡候間、御手傳方役人も右刻限罷出候樣可被致候。然共場所により少々相殘、翌日仕立候てゝ手戻になり候樣なる場所は暮時迄も相掛り仕立候筈に候事。一、すべて御手傳方無益の費無之樣役人共へも申遣候間、御普請の御廻りにも成、御手傳方費も無之樣の手段役人共より申達候はゞ承屆各も勘辨可有之候事。一、御普請所村詰に吟味方有之節村方のもの心得違、場所不相應の高値段にて可受合旨中々御普請差問にも相成候場所有之候はゞ、靑木治郎九郎吉田久左衞門へも可被申渡候。勿論左樣の義無之樣村々へも急度申渡置候事。一、御普請仕方場所には役人休息の腰掛等ざつと左つらひ候つもり其場所村詰吟味之節申聞入用を見込請負候樣吟味可有之候事。一、御手傳御普請所々の內去秋出水にて致破損、難捨置場所は先達御取換金を以て仕越普請に申付候。右場所今度役人共可引渡候間、右仕立入用村方へ可被相渡候。一、すべて於彼地御用向之儀差掛候義は場所にても可申達候へ共其外の御用向は御番衆並に場所引請見廻の面々寄合各呼出御用向申談候筈に候間、可被得其意

候以上。

同年同月御手傳方元小屋に可張條目を定むること左の如し。

御手傳方元小屋に可張置條目

一、今度川々御普請中無作法無之樣相愼み可申事

一、喧嘩口論堅く可愼之若違犯の輩有之者双方共急度可申付候萬一爲加擔者其科本人より重かるべき事

一、不レ依二何事一申分有之といふとも御普請成就の上可致沙汰事

一、重科有之者懸役人へ達し、可請差圖私の爭論不可致事

一、火の元隨分入念申付若出火有之節は其筋の輩早速集り鎭められ可申候。防人之外無用之者不可馳集事

右之條々堅可相守候也

寶曆四年戌正月　　奉行

同年正月廿一日　江戸留守居役山澤小左衞門盛福、普請奉行川上彥九郎親英徒歩士數十名を從へ江戸表發足、二月五日大牧村鬼頭兵內の住家を修理し役館と爲す。同正月廿九日　總奉行平田靭負同晦日副奉行伊集院久東部下數十名を率ゐ、鹿兒嶋出發。二月十六日　平田伊集院等大阪薩摩邸

御手傳方條目

役人江戸出發

總奉行鹿兒嶋出發

に到着し、同邸留守居役久保七兵衛、中馬源兵衛、京都留守居役上原十郎左衛門と協議を凝らし工事費金參拾萬兩を調ふ。同月某日多良高木家川通へ奉行として出張につき家中の徒士、足輕、中間、中小性へ申付誓詞を徵す。

誓詞（足輕、中間の分）

一、今度私共御普請所江被召連候に付隨分相愼、相勤可申候。尤御用筋之義及見聞候共一切他言仕間敷候事。

一、今度江戸表より御越被遊候御役人樣方は不及申上、多良御兩所樣靑木次郎九郎樣其外諸御役人中へ對し慮外ヶ間敷義仕間敷事。

一、調物仕候ハヾ代物當座に急度相拂買懸り等一切仕間敷事。

附　百姓町人より少しのものなりとも一切受用仕間敷事

一、御威光を以て百姓町人へ對しがさつヶ間敷義不仕は勿論、無作法の義無之樣相愼可申事。

附　火酒竝に好色不仕急度相愼可申事

一、御勝手火之元隨分粗末不仕候樣可申付事。

一、若不調法之義有之候節當時の御咎めを恐不申出類の乱成儀少しも有之間敷事。

一、博奕類一切の勝負も望仕間敷事。

一、喧嘩口論堅相愼可申事。是亦不外之義仕間敷候事。

一、御用向之義如何様のものとも他言不仕候事。

一、御賄方米金錢は不及申、其外諸色諸拂帳面粗末に不仕御勘定等明白に仕毛頭虚妄粗略成様仕間敷事。

右條々雖一時於致違犯者

梵天帝釋四大天王總日本六十餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三嶋大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷族神罰冥罰各可罷蒙者也仍起請如件。

寶曆四甲戌年二月

川合與右衞門、三宅梶右衞門、三輪市左衞門、井口右太夫、小寺勘兵衞、大嶽彌右衞門、杉江甚八、小寺宅右衞門、喜多與右衞門、大嶽善右衞門、林立藏、岡田長三郎　苅屋鄕右衞門　覺平、森平、八十八、惣吉、佐助、與七、幾平、吉平、岡助、曾助、惣兵衞、七藏、利右衞門、源六、甚六、常助、孫八、平助、佐太郎、彌惣八、分次、庄藏、庄六、長八、次郎右衞門、久八、文藏、庄八、善九郎、孫四郎、平助、與平次、善藏、定八、吉助

誓詞　（中小性分）

（文面大同小異なれば省略す）

神戸竹四郎齋諶、小寺槇太知雄、伊藤兵藏久政、三輪代右衞門義語、所軍治昌吉、林忠左衞門久郁、水谷分右衞門、柏淵才藏正隆

（西高木書類）

同二月居村御普請御配賦人足賃を定む、

覺

一、居村御普請所江相勤候人足御配賦面人足壹人に付賃銀壹匁七分。

是ハ定式急破并川通水行御普請共兩樣之積り

一、他村御普請所江罷越候人足御配賦面人足壹人に付賃銀貳匁。

右者此度御手傳御普請之儀村請之積人足賃銀御吟味之上書面之通之直段を以て相勤候積り御請申上候處相違無御座候爲其連判差上申候以上。

寶暦四年戌二月　願村々　五十八ヶ村

閏二月六日平田及伊集院の一行は伏見出發同九日大牧村鬼頭兵內元小屋に到着す。同二月二十七日應急工事に着手す。義士は是より幾多の苦難と戰ひ、千辛万苦を嘗め、御手傳御普請に從ひ引責自盡するもの續出せり。同年三月十三日野村藤藏家來某義歿法名空山道鐵信士海津郡石津村圓城寺に葬る。四月十四日　永吉惣兵衞義歿法名實傳要心居士伊勢國桑名郡海藏寺に葬る。同四月廿二日　高木新兵衞家士內藤十左衞門切腹す。山縣郡岩野田村雲松院に其墓石あり。當時切腹

取調文書左の如し。

以切紙致啓上候彌御別條有御座間敷珍重存候然は御家來內藤十左衞門儀今明方切腹致候旨只今堤方役人野村辨左衞門より申越候に付早速右同伴左衞門差越候勿論右之趣最早隱便に不被成義に付大久保氏へも申置候積りに御座候早々御家來中被遣樣子御吟味被成樣にと奉存候以上

四月二十二日　　青木次郎九郎

追而いまだこと切不申樣子に候間早速御取斗被成候樣にと被存候以上

內藤十左衞門切腹に付本人より申述たる事情左の如し。

口上書

私儀中和泉新田御普請所場所通相勤右村堤上置腹付之儀土薄之場所者右村庄屋與次兵衞江吟味申付相直させ候へ共右與次兵衞義おほちやく者にて私差圖の義何事もはき〳〵と埒明不申候に付青木次郎九郎樣へ御屆可申上義と彼是了簡仕候內最早右御普請も出來仕候故。右與次兵衞義次郎九郎樣へも不申上其分に仕候。尤も御徒目付衆被仰候者右上置腹付土薄く相見え候間、入念候樣にと被仰候義有之、此義御尤に奉存候。右は私手拔不埒の樣若御徒目付衆より主人新兵衞方へ御沙汰も可有之存候間私義難二相立一と存切腹仕り了簡違仕候以上

戌四月二十二日　　高木新兵衞家來　內藤十左衞門

十左衞門切腹に付死骸改覺書

一、太腹横に切り切口八寸深四寸程も有之体に相見え候。切口縫合膏藥付有之候外に疵無之候

一、喉右之方へより疵二ヶ所、是は少々の疵に御座候

右之通相改候處自滅に紛無御座候以上

四月二十二日夜四ッ時改

十左衞門附竿取足輕大嶽善右衞門より十左衞門切腹に付赤尾利左衞門へ左の通り申出づ。

一、内藤十左衞門儀今度御普請掛役にて勢州桑名郡五明村百姓彦八方に逗留仕、私並に小者兵五郎一所に罷在候。然る所當月廿一日夜七ッ時十左衞門切腹被致候。廿二日夜相果候。依之私共へ御尋被成候は十左衞門何故切腹仕候哉、書置候義は無之哉、其前何にても心付候義有之候はゞ可申上旨御尋に御座候。此儀私義は同夜朝暮付添誠に同宿之事故夜迚も一宿に罷在候へ共切腹可被致不利合一切相見え不申何にても咄被致候事無之候。然る處二十一日夜七ッ時にても可有之御座候か、小者兵五郎大聲にて私を起し旦那切腹被致候と申候。依之私驚入直に十左衞門寢屋へ參り申候へば切腹被致候。併氣力達者に相見え、十左衞門私へ噺申候者息絶不申候間殺してくれ候樣に被申候。兵五郎申候者何故の切腹に候哉と尋候へば存寄有之切腹致候と被申、其外は挨拶無御座候。右之儀宿之者より爲知申候か、庄屋等も參り候故醫

者を呼に遣しくれ候様申候へば村人相働き早速加路戸新田林養伯と申醫者参り、容體を見最早や養生相叶不申療治難致由申罷歸候。依之庄屋世話を以て長島領醫師山田甫仙、山田甫慶右二人罷越容躰相伺ひ御命之儀は如何可有御座哉難受合、療治は致見可申とて右兩人掛り切口を縫ひ藥を張り被申候。其節は十左衞門氣力よく相見え申候へ共切疵深く大に廣く切被申候故にや、其夜五ツ時にても可有御座候哉、相果被申候。此間中切腹被致候やう別にふり合一切相見え不申。外に心付候儀無御座、常に實体なる人にて御座候。勿論書置並に申置等無御座候

右御吟味御尋に付申上候通少も相違無御座候以上

戊四月二十二日　　大嶽善右衞門(印)

赤尾利左衞門殿

十左衞門切腹に付主人高木新兵衞より其筋に届出づ

御届

拙者家來内藤十左衞門義昨曉切腹仕候處、未息切不申候に付醫療致候へ共養生不相叶、昨夜相果候旨勿論右場所江家來差越吟味致させ候處、自滅相違無御座外に怪敷儀相聞不申候依之御届申達候以上

四月二十三日　　高木新兵衛

石野三次郎様
大久保荒之助様
淺野内膳様
新見又四郎様

四月廿五日再び大嶽善右衛門及兵五郎より十左衛門切腹状況に付赤尾利左衛門に報告す。

（此所に十左衛門口上書を記すべきなれども前に記したれば略す）

右は内藤十左衛門未息不切内、青木次郎九郎様御役人御出候而様子御尋被成候得者、右之通十左衛門申候に付其趣役人中御認被成右之通に候哉と御尋御座候。此義其節竿取大嶽善右衛門義者次の間の入口へ下り居り申候。小者兵五郎義は側付居申候へ共主人切腹仕十方に暮れ、前後取乱候様成心持にて御役人衆様御出十左衛門江御尋之義答之義共取留覚申儀は無御座候。併中和泉新田庄屋與次兵衛義者おほちやく者にて私申付候義を用ひかね不埒なる事共に御座候故次郎九郎様へ右與次兵衛義を御届可申上旨彼是了簡も仕候内、右場所御普請出來仕候。與次兵衛義はおほちやく者にて御座候由十左衛門申候。其外之儀は一切私覺不申候

右御尋に付申上候通り少しも相違無御座候以上

戊四月二十五日　内藤十左衛門に付添候笔取足輕　大嶽善右衛門

内藤十左衛門小者　兵五郎（左大指爪印）

赤尾利左衛門殿

五月七日一色周防守より十左衛門切腹に付高木新兵衛へ左の書信來る

去る廿八日之御切紙相達致拜見候處御堅固被成御勤珍重に奉存候然者御別紙被仰聞候御家來内藤十左衛門儀二之手青木次郎九郎引請場所懸り相勤勢州桑名郡五明村に罷在候處、去ル二十二日曉右村於旅宿切腹致末息切不申候内品々御家來被差越候樣次郎九郎より申達尤醫療いたし候へ共養生不相叶、二十二日夜相果候旨勿論御家來被遊御吟味候處自滅に相違無之、外に怪しき儀相聞不申候に付、其段御番衆へも相達次郎九郎へも御引合死骸御引取候由被仰聞、御紙面之趣致承知候。且又十左衛門息絕不申内、次郎九郎方より手紙幷に堤方役一人差達切腹之譯相尋ね、十左衛門口上書之寫差越候に付双方より被仰聞候趣を以て相模守殿へ御屆書差上申候。右御屆書寫二通差達申候。御承知可被成候右之段可得其意如斯御座候以上

五月七日　一色周防守（印）

高木新兵衛樣

五月廿二日氷雪融解の爲工事の障害を來し工事を中止す。七月五日薩摩守重年江戸參勤の砌平田

一色周防守書信

工事困難

工事竣功

平田總奉行自盡

工事竣功屆

義没者

靱負を從へ工事の狀況を臨檢す。八九兩月は本工事中の難關期にして幾多の支障續出勃發し工事意の如く進捗せず悲憤切齒責を引いて自害したる義士最多かりき。十二月廿三日二之手工事始めて竣功す。同五年三月廿八日一之手三之手四之手工事相續き竣功す。四月廿一日一之手檢分濟。五月十日二之手三之手檢分を濟し五月廿二日四之手檢分を終れり。同五月廿五日總奉行平田靱負は工期後れ且工費の嵩みたるを以て責を引き任地御本陣鬼頭兵內方に於て遂に自盡せり。死體は其夜京都伏見に送り、同町大黑寺に埋葬す。法名高元院殿節岑了操大居士。同時に伊勢國桑名郡桑名町安龍院に遺髮を埋葬すこと。六月朔日薩摩守重年工事竣功屆を出す。

濃州勢州川々御普請御手傳被仰付置候場所不殘成就仕、先月二十二日迄に見分相濟、小屋引拂差出置候。家來共追々引取候旨申越候此段御屆申上候以上

六月朔日　　薩摩守重年

此工事に義歿したる勇士は各寺院に埋葬し其英靈を弔すること左の如し。

一、伊勢國桑名郡桑名町大字寺町曹洞宗海藏寺埋葬十四名

一、伊勢國桑名郡桑名町大字堤原曹洞宗安龍院埋葬九名

一、伊勢國桑名郡桑名町大字寺町臨濟宗長壽院埋葬三名

一、伊勢國桑名郡七取村大字香取時宗常音寺埋葬五名

一、伊勢國桑名郡楠村大字杉江曹洞宗長禪寺埋葬一名

一、美濃國海津郡石津村大字太田曹洞宗圓成寺埋葬十三名

一、美濃國安八郡仁木村心岩院埋葬一名

一、美濃國安八郡御壽村江翁寺埋葬六名

一、本郡池邊村大字根古地淨土宗天照寺埋葬二十七名氏名左の如し

相覺了頓信士　寶曆四年六月二十七日歿　本田作右衞門仲間　新右衞門

通法淨達信士　同　四年七月十三日歿　園田治兵衞下人　六平

覺智道本信士　同　四年七月四日歿　伊智地傳左衞門下人　助次郎

秋道良白信士　同　四年八月四日歿　川上彌三右衞門下人　新右衞門

恢山良廓信士　同　四年八月十五日歿　山口佐右衞門下人　利右衞門

△攝心常在居士　同　四年八月十八日歿　八木七郎左衞門

本空誓嚴信士　同　四年八月二十日歿　川合瀨兵衞

順光隨玄信士　同　四年八月二十日歿　坂本權右衞門下人　權右衞門

義感了應信士　同　四年八月二十日歿　今村二角下人　喜右衞門

一道玄然信士　同　四年八月二十五日歿　平田靱負下人　長左衞門

淨應清感信士	同	四年九月六日歿	
一空相林信士	同	四年九月十三日歿	
圓山了諦信士	同	四年九月十五日歿	
一超乘感信士	同	四年九月廿七日歿	
本到還立信士	同	四年九月廿七日歿	
頂法灌受信士	同	四年十月十七日歿	
玄入義門信士	同	四年十月廿三日歿	
節霜義端信士	同	四年十一月九日歿	
灌山頂雪居士	同	四年十一月廿一日歿	
正融義春信士	同	五年正月十三日歿	
風外淨航信士	同	五年三月九日歿	
春到岩誓信士	同	五年正月十二日歿	
陽觀春察信士	同	五年二月十三日歿	
△津門梁通居士	同	五年三月四日歿	
△雲峯月秀居士	同	五年四月二十三日歿	

田中孫八下人　惣　右衛門
平田靱負下人　岩　七
伊集院十藏足輕　深見　勘助
堀堀右衛門下人　六　左衛門
田中幸右衛門下人　長　八
伊集院十藏下人　三四郎
肥後八右衛門下人　太田喜左衛門
種田子六郎衛門下人　仁　八

河野清左衛門下人　大窪十左衛門
助四郎
駿府小野久右衛門代　大橋七郎右衛門
寺師治兵衛下人　與　八
貴嶋源右衛門下人　覺右衛門

山口清作
松下新七

報運順應信士　同　五年四月二十八日歿　伊集院十藏下人　市右衞門

寶國諦林信士　同　五年五月八日歿　木藤直右衞門下人　仁助

（△印三名ハ天照寺境内に墓碑あり、他の二十四名は淨土三昧に在り）

寶暦

一、寶暦六年（一七五六）九月十七日（新十月十日）牧田川通島田村堤切入五日市破堤。（美濃氣候篇）

一、寶暦七年（一七五七）五月牧田川及津屋川堤防破壞。（同書）

一、寶暦八年（一七五八）牧田川沿五日市村破堤。（同書）

大樽川切所築留幷修覆此金九百六拾五兩同年秋再修覆此金二百拾五兩三分。（上多度村松永金吾氏記錄）

一、寶暦九年（一七五九）大樽川猿尾修覆此金二百七拾五兩、洗堰修覆此金四百六兩。（同上）

一、寶暦十年（一七六〇）大樽川修覆御物借金九百五拾四兩八分永百五拾二文六分外に三拾五兩六分永六拾九文四分不足金入越。（同上）

一、寶暦十一年（一七六一）大樽川破損修覆此金五拾四兩一分。（同上）

一、寶暦十二年（一七六二）大樽川破損修覆此金百五拾九兩一分十匁。（同上）

一、寶暦十三年（一七六三）大樽川破損修覆此金百七拾五兩一分。（同上）

明和

一、明和元年（一七六四）大樽川切所破損春修覆金五百三兩余秋二番猿尾修覆金七拾五兩。

一、明和二年（一七六五）七月三日牧田川通多藝村にて決堤百三十間　耕地十一町餘砂入流家二軒、津屋川

通志津新田にて決堤、大樽川堰修覆。八月二日より大風雨にて堤防（大坪）十合目出水隣村より空俵を調へ防ぐ（大坪文書）。八月三日江月切入同四日烏江南堤切入長吉、平助、市作三軒切所となる（烏江吹原氏記錄）十一月暴風雨。

一、明和三年（一七六四）左記津屋川門樋願書を笠松役所に出す。

乍恐書付ヲ以テ奉願候御事。

一、濃州多藝郡津屋川表堤長凡ソ四千間程御座候。

右堤通不丈夫ニッキ、年々御修覆被仰候へ共、洪水毎不持堪度々切入御領御私領共水下三十ヶ村高辻凡ソ一万五千石程水損仕及難儀申候。尤モ十四ヶ年以前戌年御普請薩摩様御手傳ニ付奉願、右川通サラヘヲ以テ堤通御修覆被下難有奉存候。然レ共全体不丈夫ノ場所故其以後モ伊尾川表洪水ニテ逆水相湛候度ニ切入水下村々田畑皆水損仕中堤ニテ持堪候モ洩水ニテ内溜リ水深ク惣百姓甚ダ難儀仕候。加フルニ津屋川表逆水シ堤七合目以上相湛候ヘバ、津屋川通ノ水飯ノ木村北へ相廻リ押込候ニツキ、内溜水附旁以テ此分ニテハ村々百姓難儀續キ迷惑至極奉存候。依テ此度奉願上候趣ハ石津郡小坪新田ト駒野村ノ間堤御築切門樋一ヶ所並ニ三ヶ所仰付被下伊尾川ノ逆水御留メ被下候様奉願候。然レバ津屋川表堤切入ト申儀無御座飯ノ木村ヨリ駒野村マデノ内川並モ水損不仕大益ノ御普請ニツキ御慈悲ヲ以テ築切門樋ニ共御入用ヲ以テ御普請被爲仰付被下候様幾重ニ

モ奉願候。

御料石津郡小坪新田庄屋　惣右衛門
多藝郡有尾新田津屋新田庄屋　唯右衛門
同　小倉新田庄屋　甚右衛門
同　飯ノ木村庄屋　久藏
同　岩道村庄屋　秀助
同　大場村同新田庄屋　忠八
同　上ノ郷村庄屋　庄右衛門
尾州領西岩道村庄屋　武右衛門
同　口ヶ島村庄屋　田中森右衛門
同　栗笠村庄屋　惣右衛門
大垣領津屋村名主　久兵衛
同　志津新田名主　常吉
同　石津郡德田新田名主　十藏

多藝郡根古地新田庄屋　利右衛門
同　有尾村庄屋　武平次
同　大跡新田庄屋　喜三次
同　大跡村庄屋　治右衛門
同　横屋村庄屋　與十郎
同　根古地村庄屋　淺右衛門
尾州領下笠村庄屋　勝六
同　大野村庄屋　利兵衛
同　船付村庄屋　與左衛門
高須領石津郡駒野新田庄屋　喜蒔次
大垣領鷲巢村名主　常右衛門
同　釜段新田名主　半十郎

笠松御郡代所

一、明和五年(二七二八)七月多良川沿の洪水にて被害多く、牧田川沿五日市にて破堤す。(美濃氣候篇)五月二十七日大雨大洪水二十七日夜室原村北堤切入、翌二十八日室原村中堤切入、大坪村へ入水都て村々不殘切入、六月五日土用に入り追苗買調へ植付苗一把代三文より四文五分迄、田は一段に付三四斗より一石取、下作は五六斗迄地面惡き所は出來不宜(大坪蓮生寺記錄)岩道入水、五月二十八日江月村切入嶋田堤切れ、烏江紙木堤切入、水平押となる。(烏江吹原氏記錄)

一、安永二年(二七三三)六月十九日大風水にて嶋田村堤切れ、烏江村紙木より切入、同七月十一日又々大水にて湊堤より水押込む。其節江月村堤所々切入れ、栗笠輪中も亦入水。(烏江吹原氏記錄)六月三日出水、飯田村へ切入れ、色目川六合目余。同月十九日出水、色目川十一合目、飯田村切入。二十日大坪村懸樋東二十間程切入れ、人足大勢防ぎしも橋爪村段木所切入たるにより一圓水押懸る。南輪中島田堤切入、多藝郡中不殘水入、蛇持堤橋東にて十五六間切入、七月十一日出水又々飯田村切所より入水、大坪村切所築立、十二日又々切入、橋爪村下より水入り來れる故大坪村堤西より東迄一面に水越入、暫時の内に沈む。大坪大小六ヶ所切れ堤十二合目、前代未聞の洪水と聞候(大坪蓮生寺記錄)六月津屋川通志津新田金草川沿口ヶ島堤切入、駒野新田釜之段堤防七十間切入家屋千二百戸流失耕地數町歩を害す。牧田川通多藝村にて百五十間切入、耕地十三町歩砂入、流家五軒(美濃氣候篇)六月十九日口ヶ島圦切入り、尚小坪圦も切れ、岩道村常性寺下陣の上縁の上二寸五分迄入水。(岩道村常性寺過去帳)

一、安永七年(一三八)七月津屋川牧田川沿各所にて堤塘破る。(美濃氣候篇)七月十一日夕小坪惣左衞門家の下拔け大水也。九十三年目の大水岩道村常性寺椽の上五寸水乘れり。七月二十五日入水門上り所迄入水。(岩道村常性寺過去帳)七月十一日朝五ツ時分烏江南堤三ツ合切れ入水、然るに栗笠堤に玖難所出來、烏江村中の人足參り居り、南堤三ツ合乘越切れ入水。(烏江吹原氏記錄)

一、安永八年(一三九)七月牧田川沿直江村小畑川沿飯田村にて堤防切入る。(美濃氣候篇)同年駒野村羽根村谷先伊尾川通砂石浚へ目論見を行ふ。

石津郡駒野村羽根村谷先伊尾川通砂石浚目論見書

右ハ駒野村羽根村谷先砂石馳出地元二ヶ村定浚場之儀大造ニ相成自力ニ難及當亥春御手傳ヲ以テ浚御普請被仰付候ニ付爲冥加願方上郷十三ヶ村之儀組合亥より來丑迄三ヶ年試浚仕旨被仰付依之地元二ヶ村幷上郷十三ヶ村高割之積目論見候

地元　駒野村　羽根村

組村　根古地新田　有尾村　有尾新田　大跡新田　小倉村　小坪新田　高柳新田　高柳古新田

安永八年亥十二月　根古地村　大場村　大場新田　横屋村　駒野新田

一、天明二年(一四二)三月羽根村谷先砂石流出せるにより自普請を爲す。六月津屋川沿津屋村志津新田入水。七月十九日高柳新田決堤。下池輪中入水收穫皆無。

一、天明六年(二四六)二月二十九日駒野新田釜段新田破堤。但六艘樋東前高須圦吹破る。

一、天明七年(二四七)三月二十二日志津新田破堤。同夜圦吹破る。徳田新田釜段新田入水。岩道村常性寺椽まで上水。大饑饉百文に付米四合五勺(岩道村常性寺過去帳)。四月津屋川〆切門樋建設規程を定む。

組合門樋相定

先年津屋川口〆切門樋懸廻防所引揚今般熟談の上、再取建致候に付左の通相定む。

一、今度徳田村地内借地致〆切門樋取建可申事。

右〆切門樋外釜段新田駒野新田小坪新田高柳新田右四ヶ村御堤丈夫付可致事。

一、右〆切樋出來之上門樋内堤不丈夫に相見候へば相談之上是又丈夫附之事。

當時出金之儀はかゝり高百石に付金五兩つゝ差出可申事。

一、駒野村障解之儀は内堤無之村々引請堺明可申候。組合障り解證文致遣候儀は右村好之通連印致遣可申、勿論かけ廻堤の儀は組合一同御願申上可致出來候事。

安永七年四月

千種鐵十郎支配所

大跡村庄屋久兵衛、有尾村庄屋繁助、(有尾新田津屋新田)庄屋唯右衛門

多羅尾四郎左衛門御代官所

飯ノ木村庄屋久藏　小倉村庄屋勝次郎　小坪新田庄屋彌三郎　高柳新田庄屋三十郎　高柳古新田庄屋惣兵衞

戸田采女正御預所

岩道村庄屋秀助　上之郷村庄屋藤太夫　横屋村庄屋孫九郎　大野村同新田庄屋八郎兵衞　柏尾村庄屋淺右衞門

竹腰山城守御預所

根古地新田庄屋權介　大跡新田庄屋友右衞門

尾張樣御領

口ヶ島村庄屋元右衞門　西岩道村庄屋平右衞門　栗笠村庄屋伊三郎　舟付村庄屋安田與左衞門　大野村庄屋澁谷理兵衞　下笠村庄屋彦作　大牧村庄屋庄兵衞

高須領

駒野新田庄屋喜東次

戸田采女正領分

鷲巢村名主喜平次　津屋村名主久六　志津新田付名主久六　德田新田名主宅右衞門　釜段新田名主嘉七

一、天明八年(二四八)五月晦日德田下にて切入り岩道村常性寺台所の上三寸程入水、土用中迄に田植を爲す。(常性寺過去帳)

一、天明九年(二四九)山下通丈夫づき正月より始る。六月十七日小坪入水圦切入る。有尾前近邊不殘切入れ、岩道村常性寺御堂下陣にて三尺二下入水。九月牧田川出水多藝村にて決堤。(岩道村常性寺過去帳)

一、寛政四年(二四二)牧田川筋變更の爲同川南北の各村に互利害を述べ其筋に歎願す。川南より提出したる願書左の如し。

乍恐以書付奉願上候御事

一、此度川通水行之儀に付牧田川通之分北村ゟ右川筋を多藝郡橋爪村前ゟ津屋川通江御田所掘拔新規に川替奉願上候趣承申候。右牧田川通之儀者寶暦年中に瓮川北村々申合川替奉願上、既に御見分も御座候得共川南輪中組合村々必至に差障之趣奉願上候に付被レ爲二聞召分一川替之儀御聞濟無御座候。然る所又候當年右牧田川通川替奉願上候由甚以迷惑至極に奉存候。川南輪中組合御料御私領四拾餘村御高辻凡貳万石余之所亡所に罷成居村迄も退轉仕候。必至難澁之場所に御座候。乍恐御慈悲を以右新規川替之御願差止候樣に被爲仰付被下置候樣に奉願上候以上

寛政四年子二月　大跡村八十八、大跡新田友右衞門、有尾村繁介、有尾新田唯右衞門、

根古地新田周兵衛、飯木村久藏、明德村重次郎、小倉村仲右衛門、小坪村彌三郎、高柳村周介、同古新田平藏、五ヶ市村十右衛門、押越村新七、同所傳右衛門、横屋村孫九郎、同所小十郎、上ノ郷村藤太夫、岩道村藤四郎、（寫書廣幡村村瀨義一氏藏）

一、寬政七年（二四五五）八月廿八日津屋新田にて圦吹破り三十間程切入。

一、寬政九年（二四五七）山下通丈夫築出來、上置二尺外腹三尺石腹二尺內小段竪横二間。（岩道常性寺記錄）

一、寬政十年（二四五八）三月晦日より天空異狀を呈し六日夕方より強風雨引續き、七日夜より暴風雨となる。八日に至り各川洪水となり、木曾川氾濫羽栗郡以南桑名迄一面海の如く慶安三年庚寅九月一日の洪水より六尺高く、前代未聞の大水なりといふ。長良川揖斐川飛驒川津屋川出水津屋新田切入。（美濃氣候篇）

一、享和元年（二四六一）島田村入水

一、享和二年（二四六二）六月廿九日夜五ッ時分嶋田村堤寺裏にて切入、烏江村横手紙木堤切入仕候。水深く御座候床の上三尺付申候此節直江村へも入水仕候江月斗り入水不仕候（烏江吹原氏記錄）六月廿九日より七月廿八日に至る暴風雨牧田川上流一之瀨村堤塘數ヶ所にて千三百十間破壞耕地數十町歩を害す。尙七月直江村堤切入、九月小畑川沿飯積にて破堤耕地數十町歩を害す。（美濃氣候篇）

一、享和二年（二四六二）大水ニ而一ノセ堤不殘切入田地砂入。（一之瀨村川地六左衛門氏記錄）

一、享和三年(二四六三)六月廿七日津屋川出水大跡新田破堤。

一、文化元年(二四六四)八月廿九日大跡新田堤切入。

一、文化四年(二四六七)四月十七日一之瀬村大堤切入川東入水。(一之瀬村川地六左衛門氏記錄)

一、文化六年(二四六九)七月十日五日市破堤。

一、文化十二年(二四七五)六月廿七日殊の外大水にて牧田川沿五日市金草川沿及牧田川沿大墳破堤。西岩道切入台所二尺上水、島田村切入。

一、文化十三年(二四七六)龍泉寺地内切入。八月四日釜段新田切入。

一、文政七年(二四八四)牧田川出水多藝村決堤。

一、文政十二年(二四八九)七月多藝村にて堤三十間切入。耕地一町歩余砂石入る。

一、天保七年(二四九六)五月十五日より十七日迄大雨にて同十七日夕方德田新田堤切込、十九日朝より少々つゝ增水廿日夕方迄に庭へ入水廿一日夕方より減水。夫より折々大水、七月八日大水同十六日亦大水也、八月十三日大風雨に付七八合目迄出水。(廣幡村常性寺過去帳)

一、天保八年(二四九七)八月十四日朝五ッ時より九ッ時迄大風にて、御堂幷に庫裡の瓦迄吹落し百枚破損諸方にて御堂倒壞す。同日八ッ時水出候而其夜七ッ時に高柳圦吹切夕方庭迄入水誠に恐ろしき事なり。二年續きて入水することは無きことなり。且申十一月より打續き困難にて百年目の難澁米

は三合八才致し諸人餓死致候。（同上）

一、天保十年（二四九）八月九日一之瀬村大堤切入。（一之瀬川地六左衛門氏記錄）

一、天保十年（二四九）八月多良川沿一之瀬堤三百六十九間破壞し耕地數十町歩を害す。（美濃氣候篇）

一、弘化二年（二五〇）七月牧田川出水大墳村堤切入耕地を害す。（同上）

一、嘉永元年（二五〇八）八月牧田川沿多藝村大墳金屋直江小畑川沿飯積村の各所にて、堤塘三十間乃至百五十間破壞耕地五十町歩程害す。（同上）

一、嘉永二年（二五〇九）九月牧田川沿大墳村破堤耕地を害す。（同上）

一、嘉永三年（二五一〇）七月二十一日夕大風大に荒れ、八月八日夕大牧村より入水、津屋川出水大跡新田破堤殊の外高水にて難澁。（廣幡村常性寺過去帳）

一、嘉永四年（二五一一）七月牧田川沿島田村破堤耕地を害す。六月以後霖雨續きしが終に暴風雨吹きて大洪水となる。（美濃氣候篇）

一、嘉永五年（二五一二）七月廿二日澤田村東大畔切入、大墳村破堤耕地を害す。尙飯積村切入。

一、安政二年（二五一五）八月十一日より九月廿一日に至る牧田川出水、大墳村十八ヶ所直江村二ヶ所決堤耕地數町歩乃至數十町歩を害し又小畑川沿飯積村決堤耕地二十町歩を害す。此時大風雨。（美濃氣候篇）

八月二十日夜澤田村東にて百四十間切れ大畔にて四十間茶園原にて二十六間切れ尙押越村北にて

廿八間決堤。大場新田、釜段新田駒野新田切入。

一、安政四年(一八五七)六月十八日夜津屋川沿鷲巣村破堤。九月十六日牧田川通大墳にて破堤耕地數町歩を害す。十九日大跡新田釜段小坪新田志津新田德田新田外新田切入。

一、安政七年(一八六〇)五月十二日朝德田新田堤切入。同日九ッ頃船附村堤切入る。此洪水は前代未聞にて廣幡村常性寺本堂下陣にて五尺程内陣上段の上二尺斗り庫裡臺所にて鴨居の上五寸程つき其困難言ふ可からず世に此洪水を舟附切と稱し里民の恐怖する所。(岩道村常性寺過去帳)夜有尾新田前池にて切入。七月十七日澤田村切入。五月切入の節は深水にて田村清右衞門方西の土藏上一尺あり。(上多度村松永金吾氏記錄)

一、文久元年(一八六一)七月牧田川出水大墳破堤。

一、明治元年(一八六八)牧田村堤塘數ヶ所破壞耕地損害。

一、明治三年(一八七〇)八月牧田堤八十八間橋爪堤五十二間飯積堤三十五間破壞入水、尙九月に入り、島田堤破損耕地數町歩を害し流失家屋を出す。又九月十八日より十月二日に至る間に牧田村にて七ヶ所にて計三百九十五間押越村にて八ヶ所にて百四十間又澤田橋爪飯積にて破堤數ヶ所あり。(美濃氣候篇)

一、明治八年(一八七五)八月十一日牧田川、小畑川出水、沿村堤塘破損。(同上)

一、明治九年(一八七六)澤田にて五十間破堤。九月十七日小畑川堤防所々破壞。(同上)

一、明治十四年(二五四一)五月六日多藝村入水。五月七日午前三時小倉下堤二ヶ所切入入水。九月八日牧田川出水金屋村島田村にて決堤。安久村正覺寺流失。其他流家十數戸ありて死者を出す。九月十二日夜半より大風雨襲來し倒家あり。牧田川通津屋川通相川通の堤塘破壞し德田新田大跡新田切入。島田にて六ヶ所切入一戸流失耕地二十町歩砂入。此時の水害は他郡を合して七郡五十七ヶ村にわたる。(同上)

一、明治十五年(二五四二)七月廿一日飯積にて切入。八月六日七日牧田川沿高畑大墳にて切入。高畑村全部流失死者一人。大墳村にて十五戸流失。(同上)

一、明治十七年(二五四四)七月十六日　十二日より連雨牧田川金草川津屋川羽根谷等出水、大牧新田破堤德田新田大跡新田入水。(同上)

一、明治十八年(二五四五)五月二日牧田川津屋川出水橋爪東南及大墳にて破堤耕地流失流家あり。大牧新田大跡新田へも切入。此洪水にて縣下六百二十二ヶ所切入流家二百三十五戸あり。(同上)

一、明治二十一年(二五四八)七月廿九日暴風雨各川破害多く九月十三日飯積切入。

一、明治二十二年(二五四九)四月小倉古新田圦吹く。

一、明治二十九年(二五五六)押越及駒野新田入水。

一、明治三十一年(二五五八)揖斐木曾長良三川分流工事着手。

一、明治三十二年(二五九)九月八日金草川出水。

一、明治三十六年(二六三)三川分流工事竣功。

一、明治四十二年(二六九)三月三日多藝輪中水害豫防組合規約改正。多藝輪中の名は延享元年大樽川洗堰文書に於て初めて見る所にして其輪中を組織し水害を豫防せしや古し。當時輪中區域は明かならざれども寛保三年十一月輪中江戸願惣代として横屋村大坪村舟付村下笠村江月村庄屋の名見え寶暦七年の文書には輪中の中に大牧村の名もあれば大凡多藝郡の水場方面を包括したるなるべし明治二十年多藝輪中水利土功組合を組織し、高田町大字押越の一部及廣幡村全部上多度村大字鷲巣大字小倉各一部同村大字三郷全部下多度村大字津屋大字志津新田各一部海津郡城山村大字戸田の一部池邊村笠郷村全部(都て堤内の部分)を區域とす。同三十一年同區域を以て多藝輪中水害豫防組合と改稱し　同四十二年海津郡高須町大字福岡の一部を同區域に編入す。大正五年四月區域擴張の爲高田町養老村廣幡村牧田村の各一部を編入す。本組合事業中主なるものは明治四十二年笠郷村にて金四萬五千七百餘圓を投じ從來木造樋管を煉瓦閘門に改築し、大正三年池邊村大字大卷に金貳萬參千圓を以て石造閘を改造したること等とす。尚本組合に於て施行する事業左の如し。

一、牧田川金草川津屋川勢至谷請堤塘護岸竝に煉瓦石造の樋管閘門の修築保存及浚渫水防工事。

二、組合外に屬するも本組合に關係を及ぼすべき工事を施行し若くは補助すること。

兩江組合

一、明治四十五年(二五七二)兩江普通水利組合を組織し烏江及江月の水利を圖る。今烏江江月兩地の惡水落と江筋の由來を繹るに元文五庚申五月烏江村江筋新設證書に曰く、「烏江村地低にて有來候圦二ケ所より惡水落兼ね年々打續き立毛水損皆腐故村方亡所の体に罷成候に付右村境に新圦を伏せ喰違川底取合水筒伏せ、栗笠村堤に新圦を伏せ、栗笠村用水江筋を用ひ、用水江無之所之新江筋を堀り、舟附村堤通大野村近所に新圦を伏せ、大川表へ惡水落申度旨、烏江村より當春奉願候處、御吟味の上願相叶ひ、則多良笠松御役所より御見分相濟其段申上候へば御役人樣方御立合御見分有之村々御吟味の上双方無故障候に付烏江村願之趣相濟新規圦水筒江筋出來仕候事」とあり。寛保二壬戌正月御國奉行代兒玉幸左衞門、圦奉行奥田只助、濃州郡奉行烏居覺右衞門、同岡田傳七郎之に奥書せり。是れ烏江大野間江筋の始なり。

江月村惡水落につきては天明五年巳十一月江月村惡水落江筋證文に曰く、「江月村惡水落滯り年來及ニ水損一候に付牧田川通りに水筒伏越烏江村北御堤に有來の用水樋致場所替其所二重堤高本堤同樣に築立、夫より烏江村地内に江筋を掘り、栗笠村西堤より大野村境迄寛保年中出來の烏江村惡水落江通を通じ、伊尾川に惡水落候樣仕度旨及熟談双方納得之上永代相定む」とありて天明七丁未七月村上只右衞門之に奥書せり。

右の如くにして兩江の惡水落成り爾後各水利を圖り來りしが明治四十五年新たに兩江普通水利組

合を起し江筋の浚渫及之に附帶する樋管閘門除桁水筒竝に橋梁等の改良工事を施し益、水利の便を圖ることゝなれり。

一、大正七年(一九一八)六月一日喜多輪中水害豫防組合を設け、左の事業を行ひ、組合區域を定む。

一、牧田川色目川小畑川杭瀬川相川泥川通堤塘護岸竝煉瓦石造樋管閘門の修築保存及浚渫水防工事。

二、組合外に屬するも本組合に關係を及ぼす工事を施行し若くは補助すること。

三、本組合の區域は養老郡高田町大字高田字繩ノ内、小畑村堤内全部、多藝村堤内全部(牧田川以南を除く)日吉村堤内全部不破郡合原村大字室原堤内全部

一、大正八年(一九一九)四月五三普通水利組合を組織す。組合區域は笠郷村大字船附、大野、栗笠、下笠上之郷の五字と池邊村大字根古地、根古地新田大場(外に駒野新田の一部)の三字にて同區域内の惡水排除を圖る。

下池の沿革

下池附近一帶の地は上古は伊勢海の一部なりしが、漸次池沼となり原野となり美田と化し、其の最も低窪にして水深き所は其の儘殘りて池となれり。里人之を下池と稱す。今池名の由來を地方の記錄によりて見れば、同池沼の地有尾新田高七百八石四斗及津屋新田高二百八十八石六斗九升七合

は正保元年開發。根古地新田高六百三十二石八斗七升一合は同二年、德田新田高三百三十八石五斗七合は慶長元年。志津新田高三百九十七石八斗三升四合は承應元年。大場新田高七十四石九斗一升八合及高五百六石五斗五合は明暦二年。釜段新田高七百九十六石五斗一升及駒野新田高三百三十石四斗二升二合は同四年開發して圍堤を築き、殘れる原野と上ヶ輪村々の惡水落入る事となれるより始めて此池を下池と稱する樣になれりと。

延寶元年名古屋の浪人森半入（名古屋に在りし時藤田大學と稱し又の名を半齋と呼び知行三千石を有せしとぞ）此下池を新田としたき志あり。翌二年池の內に南北千三百間の中堤を二筋築き、橫幅十六間の江筋をたて上ヶ輪村村高五千石程の惡水溝を造る。又橫屋有尾新田及津屋の惡水落は下池の西なる　志津新田德田新田の堤防を利用し、下池南に橫幅九間の江口を開く。西の江口九間東の江口十六間あるにより俗に之を二十五間江と稱す。然るに翌延寶三年四月十四日豪雨の爲池水氾濫し剩へ强西風にて折角新築せし中堤悉く吹潰し跡形もなくなれり。天和二年半入再び中堤修築を企て、近村と交涉し工事に着手せしも元祿五年更に進捗せざるを以て有尾村より抗議を提出し、遂に其儘中止することゝなれり。寶永七年尾州領靑山勘左衞門矢野市右衞門相議り、御料竝大垣領共に下池を新田に開發せんとし其筋に請願し許可を得て再び中除を築きしも是亦成功せず。其後下池新田の落水を釜段新田內へ埋樋にて落さんと企て駒野新田國枝彥太郎之が爲に力を盡せしも成らず。享保十四年猶又中除修繕を加へんとせしに協議定まら

ず却つて之が爲に紛擾を惹起せり。

此池の所有者古來定かならず。記錄の示す所大凡左の如し。

一、慶安三寅年下池魚運上入札仰付られ、寶永二酉年迄四十五六年間は毎年志津村にて入札し、大垣役人立會相定む。寶永三年より享保八年迄十八九年間は乾金十六兩納むる所内五ヶ年間は志津村より納め、内十三四年間は國枝彦太郎より納む。其後三年間紛擾あり、戌年のみは志津村より漁獵を支配せり。總て租稅は岡田將監へ草代一石六斗乃至二石宛納め、魚代としては嘗て納めし事なかりき云々。

一、釜段、駒野、新田、駒野村屋敷、下池新田は寶曆三四年頃より森半入開發して自己の所有とせしが、元祿十二年故ありて此地代を九百兩に又眞正寺分九郎右衞門分土地を借金の抵當として國枝彦太郎に質入ありしものを百兩に計金千兩にて彦太郎に賣渡せり云々。

一、寶永年度に於て釜段新田に建てられし魚支配小屋を同村にて勝手に引受たき旨其筋に願出で許可を得たり云々。

一、寶永三年四年金十六兩を志津村より大垣藩に上納す。同五年下池運上金二十五兩を有尾志津兩村より納むる事とす。

享保二年池運上を下池新田より笠松役所へ納めたる請取證によれば當時有尾村分下池は國枝彦太

郎の所有なりしものゝ如し。

一、享保九年下池殺生を根古地村同新田の者に受負はせたる受負證文に十七貫文駒野新田國枝彦太郎十七貫文辻甚太郎樣御支配所と記せり。

一、享保十年大垣藩郡奉行より彦太郎へ下渡したる免狀に金八兩下池運上未年分と記せり。

一、享保十年大場村下池所在の地は悉皆起返し殘る地所は全く有尾村分なることを笠松役所に申出し事あり。

一、享保十四年大垣藩郡奉行より下池殺生を志津村へ差許したる事あり同年志津村と有尾村と鳥殺生につき境界を爭ひ有尾村にては下池境界は津屋村落坎より釜段新田西堤さいかち（此さいかち木は森半入が新田開發の時祈禱の爲法華經を埋みたる記念に植ゑたる樹にして長七間の所に五本のさいかちと二本は柳及櫻なりと）まで見通して兩村の境を定めたるものなりと主張し、又一方志津村にては津屋村落坎より東は根古地村天照寺の森を見通したるものなりと論じ、有尾村より大垣奉行所へ願出でたる事有りしも其局を結ばず、古來兩村の所有混合して其堺分明ならざりき。

享保十六年幕府評定所の裁判を受けたる請書の末文に「池の內の境の儀双方證據無之に付不被及御沙汰候藻草幷漁獵の儀は双方共運上差出し候へば有來り通り入會可申」とあり。古繪圖及下池附近村々古高によれば下池は往古志津、津屋、有尾、大場、根古地、駒野、德田の七ヶ村にて分

有し其後志津及有尾村を除く外は夫々開發して新田を作りたるも志津有尾の兩村は開發を全く爲し終らずして混有の形となれるが如し。

一、享保二十一年三月六日附志津村より國枝彦太郎へあてたる文書に「高四百六十八石二斗下池にあり」是下池を國枝彦太郎に引渡せし折の古高なり。

一、寛保三年有尾村分の下池をば國枝彦太郎より有尾村に返し其後彦太郎の所有をはなれたり。初め彦太郎は有尾村志津村兩村の下池を所有せしが茲に有尾村分だけ返したるなりと。

一、寶暦四年志津村竝に彦太郎より幕府役人へ申立たる口上書に「三百八十餘石の分ばかり有尾村へ相戻し大垣領志津村分は彦太郎の所持地に御座候」とあり。

一、元治二年四月十四日下池定杭打替の請證に「志津村德田村の内下池高持地主國枝彦太郎」と書せり。

右記して讀者研究の資となす。

第九章　地震

我國は火山に富むが故に古來地震多く、從つて本郡の如きも幾多の震害を被りし事あらんも、詳しき記錄なければ明かならず。左に文政以後の強震に屬するものを記す。

一、文政二年（一八一九）六月十二日八ツ時激震墻壁壞れ、家屋倒るゝものあり。（時村圓光寺記錄）

一、嘉永元年（一八四八）六月十四日夜七ツ時水瓶の水搖り零れ　土藏の壁破損す。同年十一月朝又地震六月と同じ位震ひ、後十日程晝夜震動す。（同上）

一、嘉永七年（一八五四）申寅六月上旬より照續き、同月十四日夜晴渡候處、同夜八ツ時大地震凡半時ばかり鳴動不相止老若男女肝魂も身に不ㇾ添氣絶致し候躰之處、漸く靜り候へども夫より明方迄六七度も地震有之、尤も大地震にては無之候へ共中には走り出候事も時々有之、猶又明六ツ時大分の地震有之、其後月々折々地震、八月頃迄は晝夜の內に五六度或は三四度の地震にて諸人一切安心無ㇾ之、夫に付又々地震有之杯と取沙汰に付恐怖心痛のみにて月日を暮罷在候。右十四日夜高田酒屋八十郎方大藏一ヶ所崩れ、其外土藏痛候分も有之候。當國の內岐阜邊其外山手の分は都て優しく然る處勢州四日市夥しく潰家有之出火に相成多分燒失いたし夫につき人馬多く死亡致候。霜月二

日より西風嚴しく三日夕方より雪降り四日明方に雪四五寸積り西風相止み靜に相成候處、同日朝五ッ時大地震に相成、凡半時鳴動不相止、漸く地震治り候處西南の方にて大に鳴渡り何ともかとも不相分此上大地も割れ世の滅亡の時節到來致候樣心得、諸人本性無之顏色替り一同雪中にたゞずみ悲歎の躰、誠に言語にも筆にも不及放心の至極也。然る處暫く程經て何事も無之に付寒氣の節旁漸々我家々に這入、恐入夫より同夜へむけ五六度も地震有之候へ共さしたる事無之、併大地震の後に付致恐怖人々走出候。翌五日に至り空も晴れ西風少々吹出し地震も靜り候に付安心致し罷在候處、五日七ッ過入相比に又々大地震に相成、前日とは少々やさしく候へども鳴動は同樣にて兩日引續き大地震につき諸人甚だ致恐怖、其夜は一人も我家に寢るもの無之不殘外へ出夜を明し候。其夜も度々地震有之、依之六日朝より取掛り、七八枚敷より二三枚敷位の小屋を拵へ、尤藁菰莚等にて圍ひ、乞食同樣の躰にて十四五日より二十日三十日又は春迄も罷在、本宅は明家同前に致し有之候。誠に前代未聞の事に候。橫屋は一村五十軒程潰れ、上之鄕も潰家多分有之栗笠村二十一軒、舟付村十七軒江月村三軒高淵村三軒烏江村七軒潰れ候。同年中月々地震有之、一ヶ月に五六度又は三四度も有之候。翌卯年も正月より地震有之、二月十一日は七ッ時過頃一時に三度迄有之候へ共、格別の事も無之候。然る處九月二十七日大分の地震にて諸人遁出候。又十月二日夜五ッ時地震にて皆走出候。其後も月々折々地震有之其內極月二十五日暮合迄又候大地震にて

皆走出恐怖致候。乍併寅六月十一月の地震とはやさしく何方にも別條無之、夫より辰正月も兩三度、二月も兩度有之候。嘉永六年より浦賀表に異國船數艘渡來候に付日本國中大騷動に相成寅年春に成此邊も夫人足夫馬當り迷惑致候處六月大地震より異國船本國に歸船の由にて靜に相成候處其後箱立に又々異國船渡來候由に付夫々御固めも御座候由。往古より亂國に相成候節は大地震有之由、此度地震は異國より日本を見かけ追々來候に付夫故右樣大地震追々有之候事かと噂致候。尤も大地震に付異國船皆々退散致し日本國泰平に相成是全く神國の御德と萬民一統恐悅至極無限御事也。（烏江吹原文書摘錄）

一、安政二年（二五一五）九月二十八日及十月二日夜地震有り。

一、明治二十四年（二五一一）十月二十八日強震。午前六時四十分轟然として大地鳴動し、水平上下の二動は西南より東北に進み、凡一分間を經て急に烈震に變じ、其方向東西南北上下左右一定せず。瞬間にして寺院堂宇家屋土藏忽ち轉覆し或は傾斜し、戸障子器物等破壞して塵煙天に漲り、四方蔽塞して咫尺を辨じがたく、人々狼狽して步行すること能はず。各自轉々僵仆すること凡二十分許此間に顚覆せる家屋に壓伏せられたる人畜の死傷頗る多く、親を喪ひたる孤兒、子弟を失ひたる父兄あり、或は手を折られ足を斷たるゝものありて、其慘狀實に名狀すべからず。田野は到る處土地陷落し其罅間より泥水噴出迸流して渠流を爲し、池水は魚介と共に打揚げられたり。郡中最も慘害

を被りたるは舊多藝郡の東南部及中央部にして北部の諸村之に亞ぎ、多度山脈にそひたる西南部は又之に次げり。舊上石津郡の諸村は渾て緩かなりき。斯くて十二月上旬まで小震歇まず。人々生ける心地なく、或は破碎せし戸障子を綴合して假小屋を構へ、或は竹木を以て柱とし、蓆を以て壁とし、戸板を以て天井とし、僅かに二三枚の席を敷き、戰々兢々として避難せり。病傷者は此假小屋に呻吟し、無情の寒氣は屢々孤兒の夢を破りて亡き父母の名を呼ぶ等誠に修羅の巷にさも似たり。茲に於て當路者は同日栗笠、船着、根古地新田、大巻、多藝嶋、小畑、口ヶ嶋、高田、上多度の九ヶ町村に救難所を設置せんとせしに、其地役場亦顚覆して焚出の事務を掌る能はず。漸く竹木藁蓆を集め假小屋を設け、本部を水陸運漕の便ある船着村に置き各避難所へ米穀薪炭を廻漕せしに倉庫亦仆倒し瓦壁を發掘するにあらざれば米穀を得る能はず。春くに杵なく、炊ぐに竈なく、東に走り西に趣き漸く其設備成りたるも、飢に泣き巷に彷徨するもの無慮一萬餘人に達しければ米薪忽ち缺乏を訴へ、之を他郡に仰がんとするも他郡亦同じく窮狀に陷りたれば、之を得るの途なく、依て三重縣桑名郡長に依り米數百俵を買收し大船三艘にて之を廻漕し、薪材は多度山麓諸村より數千貫を購入し、之を各避難所に送り一時の急を救ひたり。此震災は濃飛兩國に亘れる古今未曾有の大震にて震害亦極度に達し、世に之を濃飛震災と稱して今猶人の恐るゝ所なり。震害統計左の如し。

家屋災害表

町村名	全焼	半焼	全潰	半潰	合計
高田町			四四	一二八	一七三
養老村			一九	六五	八四
口ヶ島村			一七	四八	六五
飯木村			二四	七二	一〇六
大跡村			二九	四四	七三
西岩道村			三三	三〇	四三
岩道村			三三	一四	四六
上之郷村			四〇	八	四八
下笠村	一		二三三	七一	三〇五
上多度村			五	四〇	四五
三郷村			一〇七	四二	一四九
下多度村			一	二六	二七
大巻村			一四	一三九	一五三
根古地新田			三	八七	一一八
根古地村			五六	三五	九一
大場村			四六	二一	六七
釜段村			二七	二四	六一
駒野新田			一七	二三	三九

| | | |

負傷及死亡者

町村名	輕傷者 男	輕傷者 女	重傷者 男	重傷者 女	死亡者 男	死亡者 女	合計 男	合計 女
高田町	三	二	二	六	四	四	九	一三
養老村	一	一	一	一	一	四	一	四
口ヶ島村	一	一	一	一	一	一	一	二
飯木村	一	一	一	一	一	一	一	一
大跡村	二	一	一	一	一	三	二	四
西岩道村	二	一	一	一	一	二	二	三
岩道村	一	二	一	二	一	二	二	六
上之郷村	四	四	一	二	二	五	七	一二
下笠村	一九	一五	四	四	二	二	二五	二一
上多度村	一	一	一	一	一	二	三	三
三郷村	一三	七	一	四	一	二	一五	一三
大巻村	五	三	三	四	一	一	八	八
根古地新田	三	一	三	三	一	一	三	四
根古地村	八	七	二	二	二	二	九	一二
駒野新田	一	一	一	一	一	一	一	二
釜段村	一	二	一	一	一	一	一	三
大場村	二	二	一	四	一	一	三	七

船着村	二一	一七	一三	一五	一二	一三	四六	四五
横曾根村	｜	一	｜	一	｜	一	｜	三
栗笠村	一〇	八	七	九	八	一一	二五	二八
烏江村	一	三	二	二	二	一	五	六
多藝嶋村	六	四	一	一	二	｜	九	五
東大外羽村	四	｜	二	一	三	一	九	二
西大外羽村	｜	｜	｜	二	｜	｜	｜	二
上笠村	一	｜	｜	｜	｜	一	一	一
高淵村	六	九	二	五	三	五	一一	一九
野口村	一	二	｜	｜	｜	｜	一	二
小畑村	四	一〇	二	七	｜	二	六	一九
日吉村	一	二	四	一	｜	一	五	四
澤田村	一	二	｜	一	｜	｜	一	三
一之瀨村	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
牧田村	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	一
多良村	｜	一	｜	一	｜	｜	｜	二
計	一三一	一〇九	四八	八二	四二	六七	二一一	二五八

救助ヲ受ケタル人員及救助金

町村名	救助ヲ受ケタル人員 男	女	計	備荒儲蓄金救助 食料	小屋掛料	農具料	計	恩賜金義捐金 恩賜	義捐	計	義捐物品價額	計
				円	円	円	円	円	円	円	円	円
高田町	四五〇	二三五	六八五	四五四・〇〇〇	六六八・〇〇〇	一九八・五五〇	一、〇九〇・五五〇	三五・七八五	三六九・六五五	四一九・七四一	一四・三〇一	四一九・七四一
養老村	二三六	一六八	三九四	三三三・二〇〇	三一九・〇〇〇	一六七・五〇	五五八・九五〇	一三・三一〇	一三五・一八〇	一五一・一九七	二・六五七	一五一・一九七
口ヶ島村	一六四	一六八	三三二	一七五・二〇〇	一三四・〇〇〇	一三・九七〇	三四三・一七〇	一・三一四・九	一一三・三八八	一二九・四〇〇	二・八八三	一二九・四〇〇
飯ノ木村	二三二	二四五	四六七	二六四・六〇〇	四四五・〇〇〇	三八・二〇〇	七四七・八〇〇	一六・八〇七	一七・二六六	一九二・九〇七	五四・八三四	一九二・九〇七
大跡村	一六〇	一八四	三四四	一九三・八〇〇	三二七・〇〇〇	三六・三四〇	五六七・一四〇	一一・五七五	一三一・五一四	一四三・〇八九	三・四六三	一四六・五五二
西岩道村	一二六	一〇六	二三二	一一一・六〇〇	一五一・〇〇〇	一四・九一〇	二七七・五一〇	二・七三一・八	一四・五四二	一九・四七三	一・九四二	八二・一〇六
岩道村	一一〇	一一六	二二六	一一一・八〇〇	二八七・〇一〇	四五・六四〇	四五四・四七〇	九・六五六	一二六・八二八	一三八・八九九	二・四三四	一三八・八九九
上之郷村	一二三	一一八	二四一	一一二・四〇〇	三一・七〇〇	六〇・一一〇	四九九・五一〇	七・六〇一	一三一・五一一	一四二・一〇三	二・六八〇	一四二・一〇三
下笠村	七六四	七四四	一、五〇八	八七七・二〇〇	二、一二九・〇〇〇	二八五・八四〇	三、二九二・〇七〇	五一・三四〇	七二八・四二七	七七九・八四七五	一八・七〇七	七九八・四七五
上多度村	二一五	九九	二一四	二一八・四〇〇	一四六・〇〇〇	六・九七〇	二八一・三七〇	一四・〇二四	九四・四九一	二一〇・五七八	二・〇六三	二一〇・五七八
三郷村	三六五	三七一	七三六	三七六・八〇〇	八七九・〇〇〇	一五五・六四〇	一、四一一・四四〇	三三・六六五	三三三・三五八	三六五・九七五	三・六五一	三六五・九七五
下多度村	四六	六一	一〇七	六四・二〇〇	七一・〇〇〇	一・八六〇	一三七・〇六〇	七・八五五	五四・二八七	六一・七四二	八・七九二	六二・五三四
大巻村	九一九	四四二	一、三六一	七八四・六〇〇	一、三三一・〇〇〇	一六二・三三〇	二、二七八・〇三〇	四三・六三五	四九四・五七四	五三九・二〇五	一三・五三六	五五一・七三三
根古地新田	三四三	三〇四	六四七	三八二・二〇〇	四九〇・〇〇〇	九三・九九〇	九三〇・一九〇	一八・七一〇	一八六・八九〇	二〇四・七〇〇	二・八六八	二一〇・九二八
根古地村	二三〇	二三六	四六六	二五九・八〇〇	五四一・〇〇〇	四七・九八〇	八〇一・五八〇	一八・一七〇	二三四・一一〇	二四七・〇三〇	四・七五〇	二四七・〇三〇
大場村	一八〇	一八八	三六八	一八三・〇〇〇	四二一・〇〇〇	六八・九九〇	六六二・九七〇	一四七・一七七	一〇・六二三	一六七・一七七	三・五九二	一六一・三九二
釜段村	一六八	一七七	三四五	二〇一・六〇〇	三七九・〇〇〇	六三・八五〇	六四四・四五〇	九・六七二	二一〇・〇九一	二一九・七六三	三・一八三	二三一・九四六
駒野新田	一〇九	一一三	二二二	一二三・六〇〇	二〇一・〇〇〇	二九・三六〇	三五三・九六〇	八・二九四	八一・六四五	一・九〇四	九一・八四三	九九三・八三五
船着村	九二三	八四八	一、七七〇	一、〇四四・九六〇	二、三五三・〇〇〇	一八八・三六〇	二、五九九・三四〇	五九・七〇五	八九三・二五六	四〇・九七四	五・九八五	三五・八九三
横曾根村	三三〇	三〇〇	六三〇	三五二・〇〇〇	六六八・〇〇〇	七三・六三〇	一、〇八一・六三〇	一七・六〇〇	二〇二・二〇八	二一九・八〇八	五・九八五	三五・八九三

| | | |

一、明治三十一年(二五八)十月十三日地震、墻壁に龜裂生じ中には崩壊せし家屋ありき。

一、明治三十九年(二五六)四月十二日強震、本郡の一部にては戸外に逃げ出づるものあり。器物の轉倒を見たり。

一、明治四十二年(二五九)八月十四日午後二時三十分地震。明治二十四年以後の大震にて燈明臺の倒壊せるものあり。中には屋外に假小屋を構へて夜を徹するものもありたり。

第十章　交通

第一節　助郷

助郷とは德川時代に行はれたる交通上の一制度にて宿驛遞傳助成の爲に傳馬役夫を徵出せしめたる郷村をいふ。寛永元年十一月中山道太田川助船の爲に附近の郷村に課役せしより助郷の名始めて起れり。助郷に定助郷と大助郷との二種あり。定助郷は宿驛附近一二里の村郷に課役し、平生其任務に應ずるものをいひ、高百石に付人夫二人馬二匹位を出せり。大助郷は諸侯參勤の時臨時に出役する郷にして、驛場より四五里の遠き村落に及ぶものをいふ。地方凡例錄に「近年次第に助郷人馬多く當り、村々困窮に及び驛場の勤めは一日なれども、二里三里も有之遠所は前日より村方を出で其夜宿へ

助郷の由來

今須助郷
垂井助郷
牧田助郷
關ヶ原助郷
明治初年垂井助郷

つき、翌日勤めを仕廻し夜通し歸村する爲、前後二三日を潰し農業も後れ剩さへ宿泊食物の費多く、其上遣錢も掛り其日取りたる人馬賃錢は少しも殘らずして村の痛み大形ならず。之に依つて名主村役人共緣を求め問屋共へ相談し、當り人馬を代錢にて差出す事とするもあり。然れとも此夫錢疊り夥しき事にて村入用多くかゝり、右差出したる金錢は問屋役人、馬喰、物書等呑喰ひの費用につかひ捨て、又は私用にもつかひ、人馬は近里の村々へ餘斗にあつるより助郷村々は難儀に及ぶ云々」とあり。本郡は今須關ヶ原垂井及牧田の助郷に當りしが、同樣宿場と助郷村との間に常に紛議の絶ゆることなかりしとぞ。左に文久二年及明治初年に定めし宿驛及關係助郷を助郷帳により記すべし。

【文久二年今須助郷】橋爪村　五日市村　櫻井村　上方村　龍泉寺村　押越村　嶋田村　直江村　金屋村　宇田村　豐村　中村　澤田村　乙坂村　一之瀨村

【同年垂井助郷】鷲巢村

【同年牧田助郷】白石村　小倉村　上之郷村　岩道村　大跡村　明德村　飯積村　祖父江村　上野村　上原村　前夫村　小山瀨村　栃谷村　屋敷村　延坂村

【同年關ヶ原助郷】飯木村

【明治初年垂井助郷】大塚村　直江村　西岩道村　上之郷村　口ヶ島村　押越村　嶋田村　高淵村　上屋村　大外羽村　東大外羽村　大外羽入方　上笠村　多藝嶋村　多藝入方　飯積村　野口村

祖父江村　飯田村　金屋村　安久村　高畑村　橋爪村　宇田村　中村　豊村

【助郷文書】

（一）　牧田村と關ヶ原と新道之儀ニ付而關ヶ原之問屋板伊賀殿江樣子申候處ニ則從伊州拙者所へ之御書中之通致拜見候此儀者先度駿河ニテ貴樣拙者へ被仰聞候間相心得申候通申候間牧田村之內拙者領分ニ而無之分モ御座候間他所之儀ハ不存候拙者領分ハ小荷駄馬在來之通本道ヲ通シ新道ヲ不通樣堅可申付候則其通板伊州へ之御返事ニモ申入候間其心得可被成候恐惶謹言

六月二十九日　　德　左馬助（判）

竹　丹州樣　御報

（二）　猶以牧田村之內他領分者如何樣候共我等分ハ新道通候事無用に候

牧田村ゟ通候駄賃馬之儀前々如在來本道を通り候樣可仕候旨板倉伊賀守殿ゟ被仰越候間新道を通候事堅無用候爲其爲如斯候也

慶長十八年　　左馬助

德永左馬助領分牧田村百姓中

（三）　文政十二年從道中御奉行所樣掃除丁場村々江大雪之砌堀割被仰付候御觸書竝御請印帳之寫

追而此觸書早々相廻シ承知之旨別紙請書相添留りより村繼を以て關ヶ原宿へ相廻夫より宿

送りを以て豊後守御役所江可相返候以上

關ヶ原宿往還道之儀年々雪降積年ニ寄り馬足立兼通路差支其時々掃除丁場村々より堀割等可致筈之處大雪之節者右村々より出候儀成兼自然宿方ニ而人足差出堀割致及難儀趣相聞候間以來右様之節者宿方ニ而差支無之様致置追而宿方より人足掛り相觸候ハヽ掃除丁場村々より宿方へ遂示談勤埋候様可致もの也

丑十一月五日　　豊後印

退出肥後

一、關ヶ原宿地内長三百三十五間宿内丁場。一、同三十間美濃多ギ郡金谷村。一、同貳百拾間宇田村。一、同七拾間上ノ郷村。一四拾間直江村。一、同六拾間元直江村。一、同百貳拾間宿内家別丁場。一、七拾間宿内家別丁場。一、同拾間押越村。一、同八十間宿内丁場。一、同百八拾間飯木村。一、同四拾間鷲巣村。一、松尾村地内長二百二十三間居村丁場。一、同四十間市之瀬村（下略）

中山道關ヶ原宿　掃除丁場村々

名主　組頭

右觸書奉行衆より相渡候間寫遣之候宿村におゐて大切に取扱此帳面二冊共令請印不限晝夜早々順

達留りより宿繼を以觸書請印とも豊後守御役所江差出此請印帳者我等役所江可相返もの也

丑十一月六日　平岩右膳印

中山道關ヶ原宿

掃除丁場村々名主組頭

御觸書之趣拜見承知奉畏候依之御請印奉差上候以上

文政十二丑年十一月十五日

中山道關ヶ原宿問屋源右衞門印、問屋孫助印、問屋孫右衞門印、問屋九右衞門印、問屋彦左衞門印、問屋兼年寄兵四郎印

美濃國多藝郡金谷村庄屋　伊十郎印

年寄　與左衞門印

同　宇田村名主　治郎太夫印

組頭　惣左衞門印

同　上之郷村庄屋　藤太夫印

年寄　領左衞門印

同　直江村庄屋　茂三郎印

年寄　久　三　郎印

同　押越村庄屋　彦左衛門印

百姓代　治郎左衛門印

同　飯木村庄屋　五　兵　衛印

年寄　谷　藏印

同　わしのす村名主　庄　藏印

組頭　紋　兵　衛印

（四）起請文前書

一、關ヶ原宿江助馬之儀被仰付候少も我儘成義不仕、關ヶ原宿より觸次第急度出し可申事。

一、關ヶ原之衆を賴金子にて馬爲請負申間舗事。

一、人通多時分馬を隱申間舗事。

右之條々於相背者

國中大小之神祇別而氏神之可蒙御罰者也。

多羅尾靭負御代官所濃州多藝郡飯木村

天保七丙申年　庄屋　五　兵　衛

年寄　善　藏

（五）飛切以急廻文得貴意候。然者御惣代御村之内御不參之御方も有之定例勘定未だ難出來ニ付助郷御村々御役よりも差支候間此段當九日勘定も如何可致哉當惑仕候。附而者右ニ付種々御相談申上度候處此狀御披見次第此者御同道ニ而御出張可被下樣御願申上候。先は御案内旁如斯ニ御座候以上

七月三日　關ヶ原宿助郷惣代

室原村
飯木村

右村々御庄屋中樣

（廣幡村飯木村瀨義一氏所藏）

（六）御達書

其宿傳馬所取締役根古地新田九良右衞門幷詰役本阿彌新田彌兵衞病氣ニ付退役願出候間聞屆右九郎右衞門代リ日原村善左衞門彌兵衞代リ有尾村清右衞門江申付候間得其意可申候此紙面追而可相返候也

六月二日　大垣御預所

關ヶ原宿傳馬役人（同上）

（七）以廻章得貴意候甚暑之砌各様益御勇猛可被成御勤務奉珍賀候然者昨辰五月廿當巳四月迄人馬繼立幷諸入用等取調之儀東京驛遞御役所ゟ再御觸書到來仕候ニ付諸事御談示申上度乍御苦勞來ル二十日夕當宿へ御集會可被下候猶又今般御傳馬所詰代リ役別紙之通被仰付候間此段御承知置被下候右之趣得貴意度如是御座候以上

（別紙ハ右ハ六ノ御達書をいふ）

六月十四日　　關ヶ原宿御傳馬所取締役詰役中　印

多藝郡

鷲巢村、津屋村、釜段村、舟見村、右四ヶ村御惣代

田中喜平次樣

飯木村、大跡村、有尾村、有尾新田、下笠村右五ヶ村御惣代

近澤良助樣

田中文左衞門樣

松永繁右衞門樣

小倉村、根古地新田、大跡新田右三ヶ村御惣代

栗田郡治樣

中島九郎左衞門樣
横屋村、大場村、同新田、根古地村右四ヶ村御惣代
兒玉七郎次樣
松永長左衞門樣

尙々此廻狀早々御順達被下御留リ各御戻可被下候

（八）去ル辰五月驛鄕一般御改正被仰出追々附屬申付候村々之儀は、最前より勤埋之筈に候處、非常之通行差湊り、驛之勘定相立兼候場合より、自然余計之入費等割掛、不馴新助鄕共動搖爲致且新附屬村において御改之御趣意を不辨、勝手成事等申立不勤之向玆有之哉と相聞、双方とも以之外之事に候。依之今般之儀は格別之譯を以て、驛之諸入費當御役所に於て、更に取調之上夫々割賦致可遣候間、追而及下知候迄、自己相對之取引相見合、去ル辰五月より當巳四月迄日〆帳幷諸入費書附類其外助鄕村々勤不勤之譯、巨細取調早々其驛之支配を以可差出事。

當五月助鄕期限候處、昨年以來兵馬倥傯之際常非常之通行未定候に付、諸道具共夫々人馬繼立多少取調之上永世之良法御確定可相成候條、追而及沙汰候迄、最前申付有之附屬助鄕は勿論此度御再幸に付、御規定相成候諸家人馬遣ひ高幷賃錢等倍增共是迄之通相心得驛鄕とも申合平等に可相勤事。

是迄殘高四ト勤之旨達置候處、以來其儀に不拘十ヶ年平均正取米之石數を以、勤高に相立候筈に

付、去未ゟ辰迄免定十通取束ね銘々支配之改を受、其驛之支配を以可取差出事。
御一新已來御用狀賃錢被下候筈ニ候へ共、飛脚給米昨年分其儘被下置候驛々其賃錢不被下候事。

巳四月

右之通可相心得旨從東京觸達候へ共、万一途中にて致遲滯候節は、最早五月期節にも相逼候に付、於宿々可及迷惑候間、爲念相達候者也。

中山道守山宿より垂井宿迄

宿々役人　（日吉村橋爪大久保休吾氏所藏）

（九）覺

三月廿日より四月三日迄

一、人足百拾三人　壹人ニ付拾四文宛
　代壹貫六百四拾六文

三月廿日より四月三日迄

一、人足貳百人　今須之節宿半分代
　代壹貫四百五拾六文

一、米壹斗壹升　飯たき候

代貳百七拾貳文
三口〆三貫三百七拾八文
右之通り慥ニ請取申候以上
四月三日　關ヶ原宿　登尾
（廣幡村村瀨義一氏所藏）
飯木村小頭樣

（一〇）四月三日
人足貳百五拾五人　宿代拾貫六百貳拾四文
人足貳拾貳人　宿代五百四拾八文
金壹兩貳分貳朱六拾文
右之通慥に受取申候　今須德治
（同上）
飯木村

（一一）御尋に付奉書上候御事。
牧田助鄕之儀は寛永十一戌年岡田將監美濃御郡代之節、近村にて助鄕十二ヶ村高八千六十二石四斗御付被下置候。其後元祿七戌年中仙道今須宿ゟ江戸表へ增助鄕に御願申上候節、牧田驛より

も江戸表へ罷下り御願申上候處、其節道中御奉行高木伊勢守樣御吟味之上御免被下置、則美濃御代官南條金左衞門樣より其段被仰渡候。寛永中ゟ只今迄百八十九年相勤來申候。其後天明六年中仙道垂井宿ゟ增助鄕相願候處、當宿助鄕垂井宿助鄕と助合に致候樣大津代官石原淸左衞門樣御吟味御座候に付、段々御免の儀御願申上候處、古來より當宿は殿樣御船海道と立來、御差支も相成候に付、格別御苦勞被成下置御蔭を以て在來の通相濟申候。則大津御役所へ助鄕十二ヶ村ゟ御吟味御免に相成候節御寫書左に奉申上候。（寫書省略）

（文政五年牧田村助鄕書上帳拔萃）

第二節　古通路

一、桑名街道　一名御幸街道とも稱す。日本武尊近江國伊吹山の山賊を征し、伊勢國に還りたまひし時の御通路なり。今は所々道絕え山林となりて明かならずと雖も、地方の古老に尋ぬる所によれば、牧田村字平井より東して牧田川を渡り養老村澤田櫻井上方龍泉寺勢至石畑白石等山間の諸村を經て上多度村下多度村の山麓をすぎ海津郡城山村に至れる道なりと。

二、美濃中道　俗に牧田街道と稱す。美濃明細記に關ヶ原より牧田を經て烏江に至る通路なるよし記せり。曾丹集に此道の歌を載せたり。

あづさ山みのゝ中道たえしより我身に秋のくるとしりにき　曾根好忠

三、九里半街道　近江國米原より烏江に至る道程九里半あるより九里半街道と稱す。烏江吹原氏記錄中に「船附栗笠烏江三ヶ湊之儀往古江州朝妻と申所に湊場御取立と相成、其節三ヶ湊之儀も同時御取立相成候由申傳候。尤年月之儀は相知不申候。右朝妻之儀慶長年中米原と申所へ引移り米原ゟ三ヶ湊迄道法九里半御座候に付九道半海道と相唱申候。右九里半海道之義往古より諸家樣御用物御大名樣方御通行に付人馬繼立被仰付、且佐屋熱田へ御用船被仰夫々相勤候云々」。

四、三湊　船附栗笠烏江を三湊と稱す。九里半街道と佐屋熱田の水路との要點に位するを以て古來水陸の運輸を掌れり。烏江善正寺記錄に「予ガ亡親（玄正）語リテ曰ク三湊ハ德永氏（高須城主）ノ示シナリ。始メ少分ノ荷物ト云フホドニモ非ズ。唯船付ヨリコレヲ賴ミ上ゲテモライ、宿ヲ憑ミ致シケルガ、見ル者聞及ブモノ我モ憑ミ人モ賴ミスル程ニイツトナシニ繁ク成リ、脇ヨリ難ズルコトアリトモ往來ノ諸人笠ヲ掛ケ、休所ト名ケ、笠掛ケノ湊ト名乘リ湊ト成ナリ云々」とあれば德川氏の初頃に湊となり、以來交通運輸の便を圖りしなり。

【三湊文書】

（一）烏江湊往古ゟ度々御用相勤由緒ニ付問屋持船荷物番なしに積可申事德永法印被定候以上

慶長十三戊申九月　　高岡四郎右衞門　印

西脇久左衞門印
松村可左衞門印

烏江問屋

（二）聚樂伏見御作事之時分依出情湊役永々相免有之由可爲從先前之通事。

慶長十四己酉十二月十一日　藤田民部
原田右衞門
烏江湊　勘兵衞

（右湊役銀ハ公儀上納物ノ義ニ付德永法印公ヨリ清須御城主松平薩摩守樣ヘ御詞ノ上被成下候御證文之由傳申候、依之烏江湊ノ湊役銀上納不致筈ニ相成有之、依之岡田將監樣御支配ノ節ヨリ尾州樣御領分ニ相成候節共湊役御免ニ相成有之事）（吹原文書）

（二）大豆可上覺

一、四拾八石　高岡四郎右衞門
一、貳拾石　西脇久左衞門
一、五拾貳石　松村可左衞門

〆百貳拾石

右是は陣所之馬のかいさうの用所候間來七日以前に大津へ相着候樣ニ可被申付候。則爲奉行大崎

平左衞門遣候間、自然遲上候へば陣所之用所ニ不相立候間、少しもゆだん有間敷候恐々謹言

十月廿八日　　左馬介　書判

（三）栗笠、烏江、舟付、高田、曾根湊覺

一、問屋かさかけ次第たるべき事。

一、舟事番船たるべし。但三郎左衞門五郎右衞門兩人の事ハ湊之始より馳走仕湊に相成由候間二艘可持内一艘ハ兩人宿相着荷物番なしに可積候。一艘之儀ハ惣テ番折之如く可積事。

一、舟賃事御法度次第たるべし。私に究不可仕事。付判無之舟ニ不可積事以上

慶長十五戌霜月晦日　　德永法印　書判

烏江村舟持中

（四）急度申遣候其許ゟ上方へ上り候荷物舟幷筏、如前々御領分之内舟着栗笠烏江右之三湊江可相着候、他領之内ニ出來候新湊江着申間敷候、若相背者ニハ急度曲事ニ可申付候已上

元和七年丙卯月廿六日　　原田右衞門　判

藤田民部　判

（五）駄賃覺

錦織、金山、麻生、太田、勝山、土田、大脇、鵜沼、河田、北方、圓城寺、起村庄屋船持中

高荷一駄三湊より嶋田金屋迄米一升七合代ハ二十文。嶋田より牧田迄一駄ニ付米三升三合代は四拾文。五月は右三所より嶋田金屋迄米貳升壹合代ハ貳拾五文。嶋田ゟ牧田迄一駄ニ付米四升代は四拾八文米荷三所より嶋田金屋迄米壹升四合代は八拾七文。嶋田ゟ牧田迄貳升五合代は三十文五月米之荷は三所ゟ嶋田金屋迄一升四合代は十七文。嶋田より牧田迄米二升八合代は三十三文。嶋田ゟ三ヶ所へ相着は商人次第なるべし。路次遠近有之而馬追兎角六ヶ敷於申者聞次第宿幷馬追可爲曲事。右高荷御法度一駄四十文目たるべし。夫より怪き荷ははかり目次第右積ニ應じ駄賃可取事。右究ゟすくなく取候事は商人相對次第右究ゟ多く取候に於ては問屋幷馬追可爲曲事右取定如件

十二月朔日　　式部卿法印　判

（六）　三湊船帳　寛文二年寅四月八日現在

一、一艘　九十石入　古舟、平田舟　烏江　勘兵衛
一、一艘　七十石入　古舟　同　勘兵衛
一、一艘　八十石入　古舟　同　勘兵衛
一、一艘　七十五石入　古舟　同　勘兵衛
一、一艘　八十石入　古舟　同　作兵衛
一、一艘　七十五石入　古舟　同　九郎左衛門

一、一艘	八十石入	古舟	同	德左衞門
一、一艘		小乘舟	同	德左衞門
一、一艘		小乘舟	同	勘兵衞
一、一艘	八十五石入	平田舟	栗笠	次郎兵衞
一、一艘	八十石入	平田舟	同	次郎兵衞
一、一艘	八十石入	平田舟	同	十右衞門
一、一艘	八十石入	平田舟	同	庄右衞門
一、一艘	七十五石入	平田舟	同	七藏
一、一艘	七十五石入	平田舟	同	五郎兵衞
一、二艘		渡し舟	同	半分太兵衞
一、一艘		農乘舟	同	藏
一、一艘	百三十石入	平田舟	船付	六左衞門
一、一艘	七十石入	平田舟	同	六左衞門
一、一艘	六十石入	古舟、平田舟	同	六左衞門
一、一艘	七十石入	平田舟	同	平兵衞
一、一艘	七十石入	平田舟	同	彌兵衞
一、一艘	七十石入	平田舟	同	彌兵衞
一、一艘	八十五石入	古舟	同	彌兵衞
一、一艘	七十石入	平田舟	同	三郎右衞門
一、一艘	百石入	古舟、平田舟	同	太兵衞

一、一艘　六十石入　古舟、平田舟　同　太兵衛
一、一艘　七十石入　同　同　太兵衛
一、一艘　七十石入　同　同　三郎兵衛
一、一艘　七十石入　同　同　三右衛門
一、一艘　七十石入　同　同　八郎兵衛
一、一艘　十五石入　瀬取船　同　又六
一、一艘　十三石入　同　同　喜作
一、一艘　十三石入　同　同　孫兵衛

今度船御改被成候ニ付御書付之通具に年々船一艘も隠し不申候。自然隠し候由脇より訴人御座候ハヾ何程の曲事にも可被仰付船賣買仕候ハヾ手形を指上御斷可申候如件

寛文二年寅四月八日　三湊船持連署

伊藤又兵衛殿
青山左左衛門殿

（三湊文書全部烏江吹原氏文書ニ據ル）

第三節　道路

郡内の道路に縣道郡道里道の三種あり。郡道は大正十二年四月郡制廢止の結果縣道又は里道に移管編入す。

縣道

郡制廢止前種別	現在種別	郡制廢止前道路名	現在道路名	起點	終點
縣道	同	第十五號 今尾大垣線	同	池邊村大卷揖斐川右岸	笠郷村船付安八郡境
同	同	第十八號 阿下喜高須線	同	海津郡城山村三重縣堺	同郡駒野高須堺
同	同	第十九號 高田大垣線	同	高田町高田道路元標	小畑村蛇持不破郡堺
同	同	第二十號 高田大垣線	同	同	養老村白石
同	同	第二十一號 高田停車場線	同	高田縣道第十九號分岐點	同町停車場
同	同	第二十二號 垂井高田線	同	日吉村中不破郡堺	高田町高田道路元標
同	同	第二十八號 關ケ原大泉原線	同	牧田村牧田不破郡堺	時村打上三重縣堺
郡道	縣道	養老公園今尾線	第九十五號 今尾養老線	養老公園高林（上多度笠郷通過）	池邊村大卷字小坪
同	同	高田高須線	第九十四號 今尾高田線	高田町高田（笠郷通過）	池邊村大卷東川並
同	同	牧田笠郷線	今尾高田線 高田柏原線 第九十七號	牧田村大字牧田字上野（養老村及高田通過）	笠郷村船附内南割
同	同	高田大藪線	高田大藪線	高田町高田（廣幡笠郷通過）	高田町烏江
同	同	養老城山線	第九十六號 高須養老線	養老村龍泉寺（上多度村通過）	下多度村志津
同	里道	高田上多度線	—	高田町高田	上多度村小倉字大道上
同	同	高田下多度線	—	同	下多度村津屋

同	縣道	栗笠駒野線		笠郷村栗笠五島新田	池邊村大卷字小坪
同	同	笠郷養老公園線	今尾高田線 高田大藪線	養老公園字高林	笠郷村船附南の割
同	里道	高田養老線	—	高田町高田	養老村龍泉寺字外屋敷
同	同	高田養老公園線	—	同	養老村白石字村上
同	縣道	高田停車場線	第二十一號 高田停車場線	同	高田停車場
同	里道	高田北浦線	—	同	高田町高田字北浦
同	縣道	高田多良線	第九十八號 高田柏原線	高田町高田（一之瀨通過）	多良村宮字街道
同	同	時阿下喜線	第百號 時阿下喜線	時村下山	三重縣堺時村打上字魚名
同	里道	時多賀線	—	時村下山字大野（堂上通過）	滋賀縣境時山字登
同	同	牧田大垣線	—	牧田村牧田上野（乙坂日吉小畑通過）	大垣
同	縣道	牧田今須線	第九十八號 高田柏原線	牧田村牧田上野	郡堺牧田村牧田字平井
同	同	高須大垣線	第十五號 今尾大垣線	池邊村大卷字八の割	同村大卷字川並
同	里道	栗笠垂井線	—	笠郷村栗笠字五島新田（直江經由）	日吉村橋爪新宮野
同	縣道	高田一ノ瀨線	第九十八號 高田柏原線	高田町高田	一之瀨村字川東
同	里道	多良多賀線	—	多良村大字上多良街道	時村大字時山小字登

同　同　高田友江線	—	高田町高田	小畑村祖父江村掛叺
同　同　多良今須線	—	多良村宮	多良村禰宜上及谷畑

舊縣道延長十一里三十五町三間六分

舊郡道延長二十四里十二町三十一間

【里道】大正十二年三月現在

町村名	線數	延長 里町間尺寸	町村名	線數	延長 里町尺寸
高田町	二八〇	一五・二三・三七・五・六	多藝村	一六六	一一・〇・二五・〇・〇
養老村	八七四	二五・二四・八・二・六	日吉村	四六七	一七・一一・六・三・〇
廣幡村	一九六	九・四・四一・五・〇	牧田村	七三七	一九・二六・五六・五・〇
上多度村	二五〇	一三・一六・一六・二・〇	一之瀨村	一六二	五・一一・二六・三・〇
下多度村	六三八	二六・〇・三二・一・〇	多良村	三三三	二五・一九・一七・〇・〇
池邊村	一五八	一〇・七・三二・二・七	時村	四〇〇	二〇・三一・四一・一・七
笠郷村	三九二	一四・五・四七・一・〇	計	五二〇三	二二七・二五・二六・五・九
小畑村	一六〇	一三・二二・五八・〇・〇			

第四節　鐵道

養老鐵道は大正二年七月始めて開通せるものにして本郡の中東部を南北に走り、郡内貨物の運輸及旅客に便益を與ふる事夥だし。殊に盛夏三伏の候養老に遊ぶものは悉く此鐵道によるが故に其季

節には乘客常に多し。郡内に烏江、美濃高田、養老、美濃津屋の四驛あり。大正十一年の統計によれば乘者廿七萬四千四百四十三人、降者廿七萬三千三百三十一名に上れり。同年五月電鐵に變更せり。

第五節　郵便局

一、高田郵便局

明治五年七月一日島田村字高田百十九番地の一二に郵便局を創設し、高田郵便局と稱す。當時は未だ局舍なく僅かに局長住宅の一部を借りて事務室となせしが、同二十七年十二月二十八日高田町大字高田百七十番戸に木造洋風二階建にて建坪十五坪の局舍を新築す。今の郵便局是なり。同二十八年三月二十六日電信事務を開始し、階上に電信機械を設置す。同日高田郵便電信局と改稱す。同二十九年四月一日內外歐文電報取扱を始む。同年七月一日より小包郵便取扱を爲す。同三十六年十二月五日官制改正により高田郵便局と改稱す。同三十九年三月一日より振替貯金事務を取扱ふ。同四十二年九月六日電話通信事務を創開す。同四十三年十一月十六日より內容證明郵便物引受局に指定せらる。大正九年十月三十一日電話數增加の爲交換機百人付に變更し電話交換室を階下より階上に移せり。歷代局長左の如し。但明治二十七年以前不詳。

局長	自明治二十七年九月十六日 至大正十一年一月二十三日	柏淵東

船附郵便局

局長心得	自大正十一年一月二十四日 至同　十一年三月七日	柏淵郁三郎
局　長	自大正十一年三月八日 至現在	大橋貞夫

二、船附郵便局

明治七年三月一日船附村百七十四番地に船附郵便取扱所を新設す。同十九年十一月十二日局舎を同村百六十一番戸に新設す。同二十一年船附郵便局と改稱す。同三十七年二月二十一日電信事務を開始す。局長左の如し。

取扱人	自明治七年三月一日 至同十九年十一月十一日	安田七郎兵衞
局　長	自同十九年十一月十二日 至同四十一年六月三十日	安田重舞
局　長	自同四十一年七月一日 至現在	安田昌一郎

多良郵便局

三、多良郵便局

明治七年三月二十日多良村大字宮十八番屋敷に宮村郵便局を新設す。同三十一年十一月六日より貯金事務取扱を爲す。同三十二年一月二日爲替事務開始。同三十三年二月一日より小包郵便物の取扱を行ふ。同三十七年三月二十日多良郵便局と改稱せり。局長左の如し。

局　長	自明治七年三月二十日 至同　二十三年十一月十四日	西脇太郎吉
同	自同　二十三年十一月十四日 至大正七年七月二十日	西脇遜

同　　自大正七年七月二十日　西脇正治
　　至現在

四、牧田郵便局

明治七年三月二十日牧田村字上野百七十九番戸に牧田村郵便取扱所を設置し、取扱人住宅の一部を事務所に充て事務を取扱ふ。同年八月一日牧田郵便取扱所を牧田郵便局と改稱す。同十五年五月十五日牧田村の内字上野郵便局と改稱す。明治十九年七月一日牧田郵便局と改稱す。局長左の如し。

自明治七年三月二十日 至同二十三年三月十九日	五井五平
自明治二十三年七月二十日 至大正十二年六月廿八日	五井恒三郎
自大正十二年六月廿九日 至現在	五井憲三

五、養老郵便局

明治十七年十月二十五日養老公園内に郵便受取所を設く。同三十二年二月一日小包事務を開始す。同三十八年四月一日養老公園郵便局と改稱す。同三十九年一月一日養老郵便局と改稱す。同四十四年三月二十六日電信電話事務を開始す。大正六年十月十四日局舎を上多度村大字鷲巣に新築移轉す。局長左の如し。

取扱人	自明治十七年十月二十五日 至同三十八年三月三十一日	伊奈治明
局長	自同三十八年四月一日 至同三十九年二月二十三日	伊奈治明

局長心得　自同　三十九年二月二十四日　伊奈千幹
局　長　至同　三十九年五月八日
局　長　自同　三十九年五月九日　伊奈千幹
局　長　自大正四年十一月十一日
局　長　至大正四年十一月十二日　山幡幾次郎
局　長　至大正五年　月　日　田中治太郎
局長心得　自大正五年　月　日　田中喜一
局　長　至大正十一年三月十日
局長心得　自大正十一年三月十一日　田中喜一
局　長　至同　十一年四月廿九日
局　長　自同　十一年四月三十日　早崎常吉
　　至　現在

下多度郵便局

六、下多度郵便局

大正五年九月十六日下多度村大字津屋に下多度郵便局を新設す同日小包郵便及其他事務を開始す。局長左の如し。

局　長　自大正五年九月十六日　石川源吾
　　至　現在

時村郵便局

七、時村郵便局

大正五年十月二十一日時村に時村郵便局を新設す。同日小包郵便爲替貯金保險等の事務取扱を開始す。大正十二年電信事務開始。總工事費壹萬參千六百圓内七千圓は時村及三重縣白瀨局區内各村にて分擔寄附を爲す。局長左の如し。

局　長　自大正五年十月二十一日　服部貞吉
　　至　現在

第十一章　産業

第一節　農業

本郡は岐阜縣の西南部に位し、西は滋賀縣、南は三重縣に境し、東北は海津安八の兩郡に接し、西北は不破郡に界し、東北部一帶は平坦にして耕地開け所謂濃尾平原の西端に當る。郡内の人家は重に此部分に聚落し、郡の主部をなす。而して土地概ね平坦肥沃にして、灌漑排水の便開け、爲に農業の經營作物の品物種藝の狀態等著しき相違なし。大正十一年末の調査によれば、郡内總戸數六千九百九十六戸の内農家は五千七百七十六戸にして、約八割三分強を占む。而して其耕作段別は四千五百三十町四段歩、内水田三千六百三十四町二段歩、畑八百九十六町二段歩。農家一戸當水田六段四畝十二、歩畑一段五畝九歩なり。而して、此内自作農千五十二戸小作農は二千四百十四戸、自作兼小作農は二千三百十戸なり。

一、維新後の農政

明治元年以來百般事物改善の急なるを察知し、農業の啓發增進を計り、尚舊弊を洗除せん爲め保護干渉を爲し、明治十八年農事會なるものを組織し、農事研究會農産物品評會を開催し、專ら農民

の智見を擴むると共に產業の鼓舞奬勵に努む。尙明治二十四年より二十七年に至る間農業指導教師を各村に派し、專ら牛耕及稻種子の選種竝に稻作改良栽培法を指導奬勵せり。明治二十七八年戰役の起るや政府及縣は產業上一層の積極的方針を採り、益々米麥種子の鹽水選黑穗病豫防短冊苗代稻正條植其他重要作物果樹の良種堆肥改良優良農具の普及家禽飼養の諸事業を奬勵し、產業の發達を圖れり。明治二十八年五月農事會を廢し郡及町村に農會設立せられ、農事講習講話其他各種の事業を行ひ、農事を奬勵せり。斯くて上下協力國本の培養に力を致せる時に方りて明治三十七八年日露戰役に會し、國家の產業發達に俟つ所愈大なるものありしかば、尙一層の奬勵方針に基き諸般の事業を施設經營し、又大正元年以來本縣方針に依り水稻採種田を郡農會に設置し、優良品種の普及を圖り、或は町村農會青年會其他の團體をして稻麥立毛及農產竝に製作品等の品評會を開催せしめ、農產物の改良增進竝に農家副業の開發に努む。

又本郡農業狀態に鑑み耕地就中水田擴張整理の急なるを認め、本縣の奬勵と相俟つて水田の擴張を圖り、農產の增殖生產業の改良を普及せしめ、農家福利の增進を圖り、又產業上に關する冊子を頒布し、以て之が實施を促し、尙大正七年度より本郡農會に麥採種栽培をなし、優良品種の普及統一を圖り、一面講習講話をなし以て直接間接に農業教育に將た技術の改善發達に努むる等極力其方法を講ぜり。今近年奬勵施設せる事業の概要を擧ぐれば

堆肥奬勵　農産物品評會　短册苗代　稻正條植　籾種子鹽水選

堆肥奬勵　古來本郡の肥料は廐肥及雜草藁を以てす。而して此の廐肥は屋外或は田圃に堆積し、雨露に曝す爲めに不知不識肥効成分を飛散流失せしめ、又腐熟不完全なるが爲、直接間接農家の損害生、產上の不利たる事尠しとせず。茲に於て本郡農會は大正三年之れが奬勵補助規程を設定し、堆肥舍建設及堆肥製造奬勵をなせしも、未だ其氣運に到らず、實行するもの尠かりしは遺憾なりき。特に近年副業の進歩に伴ひ、農家益、繁忙を極め、自然廐肥或は雜草さへ怠るに至り、爲めに金肥を購入するもの年と共に多きを加へ、農家經濟と耕地とに累を及ぼすの狀態となれるを以て、最近更に堆肥舍建設及製造を指導し、之れが普及に努め當業者亦其利益を感じ着々實行するに至れり。而して大正十一年末に於ける堆肥舍數は五十棟にして、其建坪數百六十坪なり。

農產物品評會　本郡農會主催農產物品評會を明治四十年より七回開催せり。大正元年より各町村青年團町村農會に於て農產物及製作品竝に稻麥立毛品評會を開催し、鋭意斯業の改善發達に努めつゝあり。

短册苗代　明治三十七年以來各町村に實行を促し、之が督勵に努めしが、現今にては全部實行するに至れり。

稻正條植　明治三十六年以來之れが奬勵に努め、已に郡內を通じ九割六分の實行を見るに至れり。

籾種子鹽水選　明治三十六年以來各町村各區に奬勵委員を設置し、委員監督の許に實行せしが、

其後稍々粗漏となれる傾向ありしも、數年前より鹽或は固形苦鹽汁を町村農會又は町村に於て無償配付し、共同或は各自實行し、最近にては全部の實行を見るに至れり。

水稻採種田　産米の改良品種の統一を圖るを目的とし、本縣農事試驗場縣農會及郡農會連帶經營事業として、大正元年より本郡農會に水稻採種田を廣幡村笠郷村及牧田村の三ヶ所に各一段歩宛設置し、優良品種の採種栽培をなし、以て地方に適應すべき原種を町村農會及一般當業者に配付し、優良品種の普及を計れり。其配付數量左の如し。

年次	關取	玉錦	早生神力	埼玉	三島飄	神力十一號	愛國	交配六號	早神二十三號	神力十一號	交配三十三號
大正五年	四四〇合	三五五合	二五二〇合	七六〇合	三七〇合						
大正六年	六一〇	三五〇	二三五〇	八七〇	一一五〇						
大正七年	六〇〇	四〇〇	一〇〇〇	九〇〇	八〇〇	四〇〇					
大正八年	三四〇	二六五	三九〇	四三	七四〇	七三五					
大正九年	三〇〇	五〇〇	五〇〇		二三〇						
大正十年							三七〇	二六〇	一〇七〇	七五〇	二九〇
大正十一年							五六〇	一五〇	二八〇	一四〇	三〇〇

害蟲豫防

病蟲害豫防　本郡の重要作物たる稻に螟蟲麥に黑穗病桑に尺蠖の發生を見るのみならず、稻の螟蛉浮塵子類も尠からざるを以て、明治三十年來年々驅除豫防督勵し、三十七年各町村に病蟲害驅除豫防委員又は奬勵委員を設け、爾來官民協力し以て實行を計ると共に、講習講話により或は實地指

導をなし、以て病蟲害に對する思想を涵養し、殊に麥奴に於ては拔取の外灰汁浸法及冷水溫湯浸法を勵行し、近年に至り之れが克く實行を見るに至れり。

牛馬耕奬勵　牛馬耕は明治二十四年來改良犁を移入せしも、使用技術の未熟なりし爲め、勞力を要する事多しとて漸次頽廢の狀態となりしが、其後明治四十四年來本郡農會は改良富山犁及松山犁其他磯野犁大島犁の購入を斡旋し、尙本縣農會より斯業技術者の派遣を乞ひ、又本郡農會に於ても敎師を派し、實地指導奬勵及牛馬耕競技會の開催等斯業の普及を圖り、以て之れが發達に努めつゝあり。

農事講習講話會　本縣及本縣農事試驗場縣農會等より各專門技術者の派遣を請ひ、尙本郡及本郡農會技術員をして農事講習講話會を開催し、且實地指導をなさしめ、一般當業者の知識啓發に努めしに漸次實地に之が應用を圖り、尙進んでは試作場を設置するものあるに至り、斯業啓發上利益多大なるを認む。

二、主要農作物

稻作

本郡は土地概ね平坦肥沃にして、郡內の產米を以て充たし、尙幾分の餘剩を移出するの現況に在るも、一般米の消費額及人口增加の趨勢に想倒せば必ずしも現在を以て將來を樂觀する能はざるを以

て、直接之が開發に栽培の實地指導に講習講話に立毛品評會に、多收穫指導田及採種田の設置優良品種の普及に努むると共に、一面には耕地整理を奬勵田地の擴張を圖り、米穀の增收に努めつゝあり。

品種	關取	愛國	早生神力二十三號

品種　極めて多く現今にては在來品種早生二十九種、中生三十二種、晚生二十九種、此段別二千八百十二町八段九畝歩、奬勵品種早生三種、中生四種、晚生五種、此の段別八百二十一町三段一畝歩、計百二種にして奬勵品種は在來品種の約二割三分に當り、左に最も多く栽培せらるゝ優良なるものゝみを揭ぐ。

關取　早生種にして分蘖少なく、草丈三尺九寸內外稈强く米粒小にして品質良好にして收量多き品種なり。此種の從來栽培し來れるもの極めて雜交變化せしを以て、大正元年本郡農會に於て本縣農事試驗場より原種の配付を得、採種田に栽培し、純良なるものを採種して配付普及に努めつゝあり。此種は主に牧田一之瀨多良時村地方に於て栽培す。

愛國　本種は大正七年本縣農事試驗場より原種の配付を受け、本郡農會採種田に於て栽培配付せし早生種にして、分蘖少なく草丈三尺五寸內外稈强く米粒小にして、品質普通、收量多き品種にして各町村に栽培す。

早生神力二十三號　中生種にして分蘖多く、草丈二尺五寸內外稈强く米粒中にして品質良好、收量

萬作	
埼玉	
神力十一號	
交配三十三號	
苗代田	

多き品種にして、牧田村以東に多く栽培す。

萬作　中生種にして分蘖中位、草丈三尺七八寸、稈太く米粒大、品質中、收量多き品種にして、一之瀨村地方に多く栽培す。

埼玉　晩生種にして、分蘖中位、草丈三尺二三寸、米粒大、品質良好、收量多き品種にして、各町村に栽培す。

神力十一號　本種は大正七年本縣農事試驗場より原種の配付を受け、本郡農會採種田に栽培配付せし晩生種にして、分蘖多く草丈二尺八九寸、米粒大、品質良好、收量多き品種にして、牧田村以東に多く栽培す。

交配三十三號　本種は大正七年本縣農事試驗場より原種の配付を受け、本郡農會採種田に栽培し配付せし晩生種にして、神力及新關取の交配種にして、分蘖多く草丈二尺八九寸、稈強く、米粒大、品質良好、收量多く、殊に稻熱病に抵抗力強く、各町村に栽培す。

苗代田　空氣の流通日光の透射灌漑其他管理の便なる地に設け、年々同一の地を用ふるもの多し。而して耕地は三四月の頃耕耡（田打とて備中鍬或は犁を以て牛耕をなす）し、次に灌水し、第二回の耕耡をなして灌水し、泥土の稍々固定するを待ちて畦畔を塗り、播種の二三日前に代鋤き（鍬にて泥土を掘り起し反轉す）を行ひ施肥して次に代掻をなし、鋤にて土地を平に整正し、次に施した

る紫雲英及雜草等を踏壓し、巾四尺の踏切り短冊床とす。

苗代の原肥は田掻の際綠肥或は菜種油粕を撒布し、踏込み下肥藁灰を用ふるも其時期一定せず。而して施肥の種類用量等は不定なり。

選種及浸種　選種は各大字に於て共同或は各自に於て鹽水選を實行す。浸種は多くは桶に入れ、氣溫の變化せざる場所に五日乃至一週間浸種し、或は種子を叺に入れ、池又は流水に投じて行ふものあり。

播種　播種期節は地方氣候の差異により多少早晩ありて、大略五月十日より十五日頃なりしが、最近早播奬勵の結果五月一日乃至五六日頃より十日頃迄に下種するに至れり。播種量は十年前頃は本田一段歩に對し四升乃至五升を要せしも、近年は薄播奬勵の結果一般に籾を薄播するに至り、苗代一坪に對し二合乃至三合にして、一段歩に要する種子量は二升乃至三升なり。播種後は灌漑水の深淺を加減し、害蟲驅除を行ふも除草等の手入をなすもの極めて尠し。

本田の整地は一毛作田にありても秋耕するもの極めて少なく、多くは四月五月中に又麥作及二毛作田は六月中旬に耕鋤す。荒起は苗代田と同じく、次に田掻をなし畦畔を塗り、元肥に厩肥堆肥紫雲英藁大豆粕過燐酸石灰を施し代掻を行ひ、尚移植一二日前に於て馬耙を以て代掻をし田面を平坦とす。

選種及浸種

播種

肥料は近來大豆粕菜種油粕綿實粕の如き植物質肥料竝に人造調合肥料其他化學的肥料所謂金肥を用ふるもの增加したりと雖も、尙厩肥雜草藁等を用ひ、又往々金肥のみを使用するものあり。

挿秧　普通中植と稱し六月二十日前後より着手し七月二日頃迄に移植す。而して一株の本數及株數は氣候風土及品種等に依り差異あるも、大約早生中生は三本乃至四本、晩生は二本乃至三本にして一坪に對する株數は山間部の密植に於ては六七十株、粗植は四十二株、普通五十株內外なり。

除草及中耕　古來人手のみを以て行ひしが、數年前より八段取太一車等改良除草機を使用するに至れり。其一回は挿秧後十日頃、其後七日乃至十日目、第二回を八月十日前後に上草とて第三回を行ひ、雜草を泥土中に押し込み表土を膨軟にす。九月中旬に至り「分け取り」とて稻田に入り主として田稗等の雜草を除草す。

灌漑　移植後朝夕の二回或は一回水見廻りと稱し、穗孕期迄は一寸內外の灌水をなし、其後開花期は稍々深くし、開花終れば落水せしむるも、其の年に依り寒冷早來の懸念ある時は開花期に於て落水することあり。

採種　古來農家各自に稻の成熟期に、俗に親穗と稱するものを拔き取り、之を原種とするものあるも、多くは病蟲被害なく作柄優良なるものを刈取り、約一週間稻架にて乾燥し扱落して唐箕選をなし、一兩日籾干をなし俵に入れ貯藏す。大正元年度より本郡農會に於て採種田を設置し、優良な

収穫及調製

る純原種を無償配付し品種の改良に努めつゝあり。

収穫及調製　早生稲は十月上旬に於て刈取に着手し、漸次中晩生を刈取り、約一週間乾燥し稲扱にて扱落し之を二三日間晴天に莚干し、籾摺を行ひ俵装して受検す。

収量　品種及氣候風土に依り一定せざるも一段歩に付普通二石内外にして、多きは三石五六斗に及ぶ所あり。

俵装は四斗入とし二重俵にして三ヶ所を緊縛す。

病蟲害

病蟲害　病害としては稲熱病殊に穂首稲熱病竝に胡麻葉枯病等甚しく、處によりては馬鹿苗病の發生あり。之等の豫防として當業者は可成強健なる品種の選擇に腐心す。害蟲には螟蟲螟蛉苞蟲浮塵子類の被害あり。殊に螟蟲は年々發生し其被害不尠を以て、近年害蟲驅除を督勵して之等の採卵捕蛾成蟲幼蟲の補殺及注油驅除を實行しつゝあり。

水稲作付及収穫高

水稲作付段別及収穫高

町村名	大正二年		大正四年		大正六年		大正八年		大正十年	
	作付反別	収穫高	作付反別	収穫高	作付反別	収穫高	作付反別	収穫高	作付反別	収穫高
	反	石	反	石	反	石	反	石	反	石
高田町	三、五九九	七、一二六	三、五五六	七、三一一	三、五九七	五、三三七	三、五五五	五、七九一	三、五五五	三、九八三
養老村	二、〇五九	一、〇一七	二、〇六九	二、六七五	二、〇六九	二、二六三	二、〇六九	三、六九七	二、〇六二	三、二七四
廣幡村	二、八二六	五、〇三三	二、八二七	五、六〇一	二、八二九	三、三九五	二、八三一	五、〇七〇	二、八三三	四、二三三
上多度村	三、〇六七	三、五七六	三、〇七四	四、四二八	三、〇七九	三、五〇八	三、一二	三、七二四	三、一二八	一、五六七

下多度村	一、一八一	二、〇九六	一、一五三	二、四八二	一、二一九	一、七〇四	一、二一九	二、五三七	一、〇七三	一、五六一
池邊村	五、三〇四	六、五九六	五、三七三	八、二〇九	五、四四七	五、九〇一	五、三九一	八、〇五〇	五、四三四	四、八八一
笠郷村	五、四八三	七、九四五	五、三六一	七、七三三	五、三六七	五、七〇一	五、三六七	七、五一三	五、三六七	三、〇一三
小畑村	二、〇六八	四、一〇四	二、一〇三	三、七五〇	二、一〇五	三、七四一	二、一〇五	二、九四〇	二、一〇〇	二、八一九
多藝村	一、四七五	二、〇一〇	一、四五三	二、三三二	一、四四六	二、三二一	一、四三三	二、一七二	一、三五五	一、三七七
日吉村	二、六四八	二、〇九四	二、六五三	四、七八四	二、六六〇	四、三七八	二、六六九	五、五八一	二、六八二	四、二四三
牧田村	一、九九七	三、八七二	一、八八七	四、〇二四	二、〇一六	三、九〇七	二、〇三三	三、八〇四	二、〇三二	三、六四二
一之瀬村	六九七	一、五〇〇	七〇七	一、五二一	七〇八	一、三四五	六九九	一、三六五	七〇一	一、三三三
多良村	二、四二七	三、一〇三	二、七八五	四、一八〇	二、七七七	三、四二三	二、七五六	四、〇六三	二、七五七	二、八八六
時村	一、九五一	二、七四六	一、九五四	三、五三八	一、九五二	三、三六七	一、九三五	三、三六一	一、八七六	三、〇七一
合計	三六、七四二	五二、八一七	三七、〇五五	六二、五四八	三七、三三一	五〇、二八〇	三七、一六四	五九、六四一	三六、九五四	四一、八六一

麥作

麥は稻作に次ぐ重要作物にして、古來より栽培するもの尠からずと雖も猶郡内の需要を充たし、年々他へ移出するの現況にあるも品種極めて少なく、比較的廣く栽培せらるゝもの左の如し。

一、大麥

白麥　古くより栽培せる品種にして、草丈三尺五寸内外穗粒六條にして長芒を有し、分蘗多く稈強く收量多き良種なり。各町村に於て栽培す。

珍子　古くより栽培せる品種にして、草丈三尺内外穗粒六條にして分蘗中稈強き收量多き良種な

り。各町村に於て栽培す。

谷風　本種は大正九年本縣農事試驗場より原種の配付を受け、本郡農會採種圃に栽培し配付せし品種にして、草丈三尺二三寸穗粒六條にして分蘖多く稈強き收量多き良種なり。各町村に於て栽培す。

關取　本種は大正九年本縣農事試驗場より原種の配付を受け本郡農會採種圃に栽培し配付せし品種にして、草丈三尺二三寸穗粒六條にして分蘖多く稈強き收量多き良種なり。各町村に栽培す。此他數種あるも栽培面積尠きに依り之を省く。

二、小　麥

白小麥　草丈三尺內外分蘖多く穗並四條にして、有芒收量多し牧田村地方に多く栽培す。

軍配　本種は大正六年本縣農事試驗場より原種の配付を受け、本郡農會栽種圃に栽培し配付せし品種にして、草丈三尺二三寸有芒收量多き良種なり。各町村に栽培す。

竹林二十號　本種は大正八年本縣農事試驗場より原種の配付を受け、本郡農會採種圃に栽培し配付せし品種にして、草丈三尺二三寸有芒收量多き良種なり。各町村に於て栽培す。

此他數種あるも栽培面積尠きにより之を省く。

整地及元肥　水田二毛作地に於ては周圍及縱橫に幅一尺內外の排水溝を設け其の掘り上げたる土

を廣げ・之を一尺六寸内外の畦巾に作條を作り整地して下肥を施す。畑に於ては一尺六寸内外の畦を作り厩肥を元肥に施し覆土して其上に作條を作り、整地して下肥を施す。播種は普通十月下旬水田跡作は十一月下旬迄に下種す。

播種法には點播と條播とあり。然して播種の際種子を灰汁に一晝夜間浸し置き之を取上げ、或は冷水溫湯浸法を行ひて下種す。播種量は一段歩に付き多きは四升乃至五升なりしが、近年薄播奬勵の結果少きは二升乃至三升内外なり。

管理　十二月上旬乃至中旬に於て中耕をなし、下肥及油粕を施し、更に三四月中に於て中耕踏付をなし下肥を施す。多くは春彼岸迄に止肥をなす。

収穫及調製　刈取は早きは六月上旬より着手乾燥し、麥打とて架臺の上にて叩き落し、或は稻扱機にて扱き落し、木臼にて搗き或は叩棒にて打ち、篩にかけ唐箕を以て選別調製す。

収量　一段歩當大麥は多きは三石、少きは一石二斗、小麥裸麥は多きは二石二三斗、少きは八斗内外なり。

病蟲害　病害は大麥の裸黑穗・堅黑穗・赤澁斑葉の諸病小麥の赤澁稈黑穗裸黑穗等にして、之等は何れも拔取法及盛夏の頃灰汁浸法にて驅除豫防し、尚溫湯浸法を實行するものあり。害蟲は多からざるも針金蟲及金龜蟲の幼蟲（俗にシクジと云ふ）切蛆の幼蟲は共に根部を食害す。

大麥裸麥作付反別及收穫高

大麥裸麥作付段別及收穫高（右大麥左裸麥）

町村名	大正三年 作付反別	大正三年 收穫高	大正五年 作付反別	大正五年 收穫高	大正七年 作付反別	大正七年 收穫高	大正九年 作付反別	大正九年 收穫高	大正十一年 作付反別	大正十一年 收穫高
高田町	大麥 四〇一反	三五八石	四〇六反	五五二石	四〇九反	四二七石	四三九反	四六〇石	四四三反	四四三石
	裸麥 五九	四五	一二	一四	一三	一三	二八	二六	三三	三一
養老村	三七六	四五〇	三二一	五一〇	四一七	三七五	四一二	五二六	六五九	八六八
	五〇	四六	—	—	五	五	五	七	六	八
廣幡村	六一五	四六一	四三二	七四九	四七八	四八三	四七一	四七五	四八〇	五八〇
	一一	七	三	二	—	—	—	—	六	七
上多度村	五〇六	六一九	三四六	四三六	三七六	三五三	三五八	三二九	三六五	三七四
	四〇	三九	一五	一八	二三	二一	一九	二一	一六	一七
下多度村	三八五	三三八	一一七	一八四	二一一	三一四	一八一	二七二	一七八	一八九
	四六	二九	六一	八二	一一一	一六五	九一	一三六	八九	八七
池邊村	三九八	七九六	三九七	一、九〇四	三八四	九二一	一五八	三一三	一二六	二五〇
	六四	一〇五	六四	九六	六二	一一七	三八	六〇	二三	四二
笠鄉村	三〇五	一九五	三〇五	二二八	二〇四	一四七	二二二	一五七	二二二	三七〇
	四五	二五	四五	三一	八六	五七	八六	五六	八六	一一〇
小畑村	三六〇	三七〇	三三五	四六四	三二八	四一一	三三〇	五四六	三八四	五六一
	七	六	九	九	六	六	六	八	五	七
多藝村	二三五	一五三	二四七	三七〇	二四九	三七八	二六二	四二四	二七三	四三八
	一二	六	—	—	—	—	—	—	—	—
日吉村	四二〇	四一六	四二〇	五七八	四二〇	六六一	四二〇	七一四	五四八	九二六
	五	三	—	—	二	二	五	八	三	四

町村名	大正三年		大正五年		大正七年		大正九年		大正十一年	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
	反	石	反	石	反	石	反	石	反	石
牧田村	六五一	七七七	六三	一、三四	六〇九	五三四	七〇一	一、一〇〇	八三	一、〇七四
一之瀨村	一六	四	—	—	—	—	—	—	—	—
多良村	二六六	四〇三	二三六	三六八	二四一	二一三	二七九	四八三	二五五	三〇三
時村	一、一一四	一、一九九	八八六	一、一四五	一、〇五八	一、一〇三	一、三一七	一、六七四	一、一五〇	一、〇七八
	四九三	五六二	一一四	一五四	八〇	九九	九五	一一三	三五	三一
	四一	二九	五三	五四	五〇	一七	五五	六三	七三	七六三
合計	六、五二五	七、〇九七	五、七四一	九、七六〇	六、〇四九	六、五九〇	八、五八一	一〇、六七九	八、二一五	一〇、六七七
	五五〇	四七一	三八六	四六〇	四三七	四七五	五〇六	六三一	三四四	三四一

小麥作付段別及收穫高

町村名	大正三年		大正五年		大正七年		大正九年		大正十一年	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
	反	石	反	石	反	石	反	石	反	石
高田町	三三四	三三九	三三四	三七六	三四〇	三三三	三六九	三四八	三七一	三五三
養老村	一三三	九二	一三〇	一四〇	一二九	一二一	一二四	一三五	一三四五	一三五
廣幡村	七六六	五四四	三五四	四三五	四二八	四二九	四三六	四三九	四五〇	五〇〇
上多度村	二六〇	二三二	二六六	三一三	二八一	二三一	二八〇	二四〇	二八〇	二六一
下多度村	一四〇	一〇九	一四五	一七七	一二五	一一二	一七〇	一〇七	一五四	一一三
池邊村	一七六	一八一	一七四	一三六	一六九	一三一	八六	一六三	七四	一三七
笠郷村	一三〇	六四	一二五	八九	一九一	一二四	一八〇	一二五	一八〇	一九〇
小畑村	三三〇	三三〇	三三三	三二九	三三七	四〇七	三三三	五四六	三四一	五四三
多藝村	一六〇	一四八	一四六	一六五	一五〇	二〇一	七〇	七〇	七一	五七

日吉村	二四〇	一九一	二四五	二一六	二五三	二五〇	二〇九	二七二	二七六	三八三		
牧田村	二四九	二四二	二九三	五四五	三三三	二三三	二八一	二七四	三五一	三三三		
一之瀬村	九六	一〇五	一〇九	一三八	一〇九	八七	一〇九	一二四	九四	九四		
多良村	二六九	一九七	三三四	三四九	三五九	二九六	四〇九	五九二	三一三	一七七		
時村	一一八	六六	九八	六三	九五	二一	九五	八二	一六三	一〇二		
合計	三、三四〇	二、九四〇	三、一七六	三、七六一	三、五四〇	三、四七五	三、三一〇	三、八三三	三、四六三	三、五七七		

大豆

栽培の起原不明なるも、古來より栽培し殊に何れの土地にも適し、且つ栽培容易なれば各町村に於て栽培す。殊に牧田多良村地方に多し。品種餘り多からざるも、比較的栽培多きは銀白にして、大正五年本縣吉城郡より移入せしものにして、莖二尺内外子實中粒、品質良好收穫中位なり。近年各地方にて栽培す。

下種

下種は五月上旬より下旬にして、畑又は畦畔に穴を穿ち、二三粒宛一尺内外を距てゝ下種す。一般麥作の跡地に播種するも地方によりては、一尺五寸乃至二尺の畦を作り下種す。

整理

麥刈取後除草を行ひ、直に中耕をなし生育するに從ひ雜草を除去す。追肥としては株元に蠶糞或は木灰を一握位宛施すのみなり。十月下旬に至り莖葉黄枯するに至れば株を拔取り、六七本宛一把として架にかけて乾燥し、脫粒して唐箕にて選別調製す。

收量は區々にして桑樹の植付多き畑に於ては段當三斗内外、桑樹少き上畑は一石五斗内外、下畑は三斗内外なり。田の畦畔は大小により異なるも平均二斗内外なり。病害は嫌地病蟲害は葉を食害する金龜蟲とす。

三、園藝

果樹

本郡に於ける重なる果樹は柿桃梅蜜柑にして、山林に於て栗は生産するも其産額甚だ尠し。其他梨李無花果葡萄枇杷等の生産あるも自家用にして他に販出するに至らず。柑橘類は唯南半部に栽培せらるゝに過ぎず。左に概要を掲ぐ。

柿　栽培起原不明なるも、古來より行はれつゝあり。尚本郡に於ける柿の栽培は果樹園的のもの更になく、至る所屋敷又は圃場の一部等に散在し、從て肥培剪定して結果せしむるものなく、殆んど天然の生長に任せたり。在來種は顆形小、品質劣等なるもの多かりしが、近年漸次優良苗木を移入栽植し、肥培に注意するに至れり。而して山間部には澁柿多く、平坦部には甘柿多し。現今にては一般に生産多からざるも大垣地方へ、又加工乾柿は滋賀縣及愛知縣地方へ移出するの狀態にあり。

品種は多からざるも主なるもの左の如し。

檀子　俗に檀子郎と稱する在來種にして澁柿なり。顆形楕圓稍大にして結果多く、山間部に栽植す。

富士柿

富士柿　本郡に移入せし時代及地名は不明なるも、現存せる古樹に依り察するに數十年前に移入せしが如し。果實の周圍九寸内外、顆形は先頂稍々尖り子實少なく、或は痕跡あるのみにして良種なり。主として熟柿として用ゆ。

蜂屋柿

蜂屋柿　數十年前本縣加茂郡地方より移入せし澁柿にして、顆稍々大、先尖り結顆多き良種にして白柿として用ゆ。

君遷子

君遷子「一名小柿」　顆極小にして、澁味強く子核極少にして結果甚だ多く、晩秋迄置き霜に當て或は枝折とし熟せしめて食す。

百目柿

百目柿　十數年前移入せし甘柿にして、顆形稍々扁圓、子核少なく結顆中なり。

富有柿

富有柿　十數年前本縣本巢郡より移入せし甘柿中の王にして、顆形扁圓、子核少なく、外皮帶黄赤色にして充熟すれば紅色を呈す。果面滑かにして白粉を帶び光澤あり。一顆の量目通常六七十匁より大なるものは百匁以上にも及び豊產なり。

桃

桃　古來より栽植するも、一般に品質劣等加ふるに顆形極小なるものなりしが、明治三十九年以來良種を移入し、或は四十一年以來本縣農事試驗場より下付せられ、漸次良種を栽培せらるゝに至れり。

品種の重なるものは天津水密桃、土用水密桃等にして、各町村に於て栽培す。

多くは一戸に數本栽植するに止まり、尚肥培剪定等の手入を行ふもの極めて少なく、又縮葉病多く象鼻蟲梅毛蟲蚜蟲介殻蟲桃スカシバ等發生被害あるも、驅除豫防すること少なし。

梅　古來栽植せしものにして、花は優美香氣、馥郁顆は食料として需要多きが爲め、神社佛閣或は一般住家の庭園に栽植するもの多し。品種の主なるもの左の如し。

豊後梅　古來より栽植するものにして、花は淡紅色の重辨、顆圓大、肉厚く核小、收量多き良種なり。

養老梅　在來のものにして花は淡紅色單辨なり。顆形圓、收量多き良種なり。

一般各戸に一二本位栽植するも肥培及剪定を行ふものなし、病害は極めて少なく、害蟲は梅毛蟲蚜蟲介殻蟲等あり。

葡萄　明治三十年頃より移入し、漸次栽植せらるゝも未だ多からず。從て移出するものなく、唯自家及其地方に於て消費するのみなり。

栽植品種の主なるは甲州葡萄コンコード、レデーワシントン等なり。剪定肥培するものあるも、多くは放任し、尚蟲害に天牛、金龜蟲、葡萄スカシバの被害あるも、驅除するもの少なし。

四、養老郡農會

郡農會は明治二十八年五月組織し、明治三十二年六月農會法に依り之を設立せり。事務所を養老郡役所に置き、以來農產業及副業の奬勵事業を施設經營し、農業技術の改善農業道德の普及進歩に

施設事業

努めつゝあり其施設事業左の如し。

施設事業

年次		円	事業の種類
大正二年	經費總額	二、一二一、〇〇〇	技術員設置・模範桑園設置・種苗配付・講習講話會・採種場設置・養蠶敎師派遣・養鷄品評會・町村農會事業奬勵
	事業費總額	一、二六一、〇〇〇	
大正三年	同	一、八三三、〇〇〇	技術員設置・模範桑園設置・種苗配付・講習講話會・採種場設置・養鷄品評會・町村農會事業奬勵・堆肥舍建設奬勵・屑繭整理講習會
	同	一、四一三、〇〇〇	
大正四年	同	一、八四三、〇〇〇	技術員設置・模範桑園設置・種苗配付・講習講話會・採種場設置・堆肥舍建設奬勵・町村農會事業奬勵・屑繭整理講習會・種禽飼養
	同	一、四一八、〇〇〇	
大正五年	同	一、九八五、〇〇〇	技術員設置・種苗配付・採種場設置・模範桑園設置・堆肥舍建設補助・米多收穫品評會・講習講話會・模範桑園設置
	同	一、五九二、〇〇〇	
大正六年	同	二、〇二四、〇〇〇	技術員設置・種苗配付・採種場設置・町村農會事業奬勵・模範桑園設置・蔬菜果實品評會・講習講話會・米多收穫品評會
	同	一、五〇三、〇〇〇	
大正七年	同	二、一三五、〇〇〇	技術員設置・模範桑園設置・種苗配付・採種場設置・町村農會事業奬勵・農產物品評會・農具改良奬勵・講習講話會
	同	一、四九九、〇〇〇	
大正八年	同	二、九六六、〇〇〇	技術員設置・種苗配付・講習講話會・採種場設置・堆肥舍建設補助・町村農會事業奬勵・蔬菜品評會・副業奬勵・移動倉庫設置補
	同	二、〇九七、〇〇〇	

助

大正九年　同　四、三四三、〇〇〇　同　三、二六九、〇〇〇　技術員設置・種苗配付・講習講話・町村農會事業奬勵・米多收穫品評會・農具改良奬勵・副業奬勵・試作場設置・移動倉庫堆肥舍設置補助・農産物品評會・視察員補助

大正十年　同　六、一四〇、〇〇〇　同　四、六五一、〇〇〇　技術員設置・講習講話會・採種場設置・町村農會事業奬勵・米麥多收穫奬勵・米麥多收穫品評會・副業奬勵・家禽品評會・自給肥料奬勵・堆肥舍建設補助・産業視察補助

大正十一年　同　六、六四八、〇〇〇　同　四、九六六、〇〇〇　技術員設置・採種場設置・講習講話會・米麥多收穫奬勵・農具改良奬勵・牛馬耕奬勵・自給肥料奬勵・農産物副業品評會・試作場設置・産業視察補助

五、町村農會

町村農會

町村農會は農會法に依りて各町村に設立せり。然れども其の以前卽ち明治二十八年に於て、既に町村農會を組織し、爾來郡農會と互に氣派を通じ、鋭意農事開發の任に當りつゝあり。其の狀況左の如し。

高田町農會

高田町農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	二一〇円	農事講習及農談會・農産物品評會・害蟲驅除

大正三年	二三三	同上・採種田設置
大正四年	二一三	同上
大正五年	二三八	同上
大正六年	二三八	同上
大正七年	二七三	同上
大正八年	二二八	農事講習講話・農産物品評會・害蟲驅除・採種場設置
大正九年	三六七	農事講習講話・農産物品評會・害蟲驅除・採種場設置
大正十年	四一五	同上・苗代品評會
大正十一年	三八七	農事講習講話・農産物品評會・苗代品評會・害蟲驅除・農事視察・種苗配付

養老村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	四二円	農談會・獸害豫防・模範桑園經營・採種田設置
大正三年	三二	同上
大正四年	一〇	農談會・採種田設置
大正五年	一三	同上
大正六年	四	同上
大正七年	二八	同上
大正八年	五	農事講話會
大正九年	一八八	農事講話會・採種田設置・技術員設置・米麥多收穫品評會・農産

大正十年	一四七	物品評會
大正十一年	二二〇	技術員設置・稻多收穫品評會・採種田・農事講習講話・試作場設置・堆肥奬勵 稻多收穫品評會・改良苗代品評會・種子配付・農事講習講話・堆肥奬勵・技術員設置

廣幡村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	四円	農事講話會・鹽水選
大正三年	八	同上
大正四年	一〇	農事講習講話會・採種田設置
大正五年	四	農事講習講話會・鹽水選
大正六年	一三	農事講習講話會・採種田設置・鹽水選
大正七年	一二	同上
大正八年	一五	同上
大正九年	三五	同上
大正十年	一七〇	種苗配付・鹽水選・農產品評會・多收穫品評會
大正十一年	一三〇	種苗配布・鹽水選・農產品評會・採種場・米多收穫品評會・技術員設置

上多度村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	五一円	産米品評會・農事講習・採種田經營・米麥鹽水選
大正三年	五四	鹽水選・苗代田農產物品評會・採種經營
大正四年	五九	害蟲驅除・農事講習會・採種田
大正五年	七七	農事講習・米麥鹽水選・採種田設置
大正六年	七七	同上
大正七年	八七	苗圃設置・農事講習・採種田設置
大正八年	一七一	同上
大正九年	二四二	苗圃設置・試作場設置・採種田設置・農事講習
大正十年	二二〇	同上・苗代品評會
大正十一年	三七四	苗圃設置・試作場・採種田設置・改良苗代立毛品評會・堆肥奬勵・農事視察・農事講習・鹽水選・堆肥舍建設補助

下多度村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	九三円	農事講習講話會・小作米品評會・稻鹽水選・農事視察・採種田設置・害蟲驅除・蠶病消毒・模範桑園設置
大正三年	一〇七	農事講習講話會・小作米品評會・稻鹽水選・農事視察・採種田設置・害蟲驅除・模範桑園設置
大正四年	八九	農事講習講話會・採種田設置・模範桑園・害蟲驅除
大正五年	一〇〇	同上

大正六年	七〇	農事講習講話會・鹽水選・採種田・害蟲驅除・品評會・模範桑園
大正七年	七〇	農事講習講話會・鹽水選・採種田設置・害蟲驅除
大正八年	四〇	農事講習講話會・鹽水選・害蟲驅除
大正九年	八五	同上・見本桑園
大正十年	一〇五	農事講習講話會・鹽水選・採種田設置・害蟲驅除豫防・見本桑園
大正十一年	二三五	農事講習講話會・鹽水選・種苗配付・採種田設置・模範桑園・害蟲驅除・苗代品評會・桑園品評會・蠶病消毒

池邊村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	七三円	米麥鹽水選・農事講習・小作米立毛品評會・農產物品評會・採種田設置
大正三年	三八	米麥鹽水選・農事講習・採種田設置・農事視察
大正四年	一四五	鹽水選・農事講習會・採種田設置・農事視察
大正五年	二〇七	同上・試作場設置
大正六年	二〇〇	同上
大正七年	二〇二	同上
大正八年	一八〇	同上・農產物品評會・多收穫品評會・農事調查・副業奬勵
大正九年	二八一	鹽水選・農產物品評會・種苗配付・農家副業奬勵・農事講習・移動倉庫設置補助

笠郷村農會

大正十年	四二九	同上技術員設置・堆肥舍建設補助・農事視察・改良麥作・多收穫試作場設置	
大正十一年	一、三八二	同上・採種田設置・耕牛購入費補助	

小畑村農會

笠郷村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	一七七円	農談會・試作場設置・果樹圃經營・種苗配付・苗圃設置・農產物品評會
大正三年	一七七	同上
大正四年	一三四	農談會・試作場設置・農產物品評會
大正五年	一三八	同上
大正六年	一七四	同上
大正七年	一五五	農談會・試作場設置
大正八年	一九三	同上
大正九年	二二四	同上
大正十年	四三一	農事奬勵・試作場設置・農產物品評會
大正十一年	一、八二三	農事講習講話會・牛馬購入補助・共同購入斡旋・堆肥舍建設補助・屋外堆肥奬勵・試作場設置・農具購入補助・鹽水選・採種場設置・農產物品評會・堆肥品評會

小畑村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	一八円	採種田
大正三年	一八	同上
大正四年	一一	同上
大正五年	八	同上
大正六年	一〇	同上
大正七年	二五	水稻採種場・農事講話會
大正八年	二五	同上
大正九年	三〇	水稻採種場・試作場設置・農事講話
大正十年	七五	米麥採種場・試作場設置・農事講話・農事視察員派遣
大正十一年	八〇	採種場設置・試作場設置・農事講習講話・農事視察

多藝村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	二五円	小作米品評會・採種田設置・立毛品評會
大正三年	八	小作米品評會
大正四年	一〇	立毛品評會
大正五年	一五	多收穫品評會
大正六年	一一〇	採種場・多收穫品評會・農事講習講話・事務視察
大正七年	一一九	採種場・試作場設置・多收穫品評會・農事講習講話・農事視察
大正八年	一二九	農事講習講話・農事視察・採種場設置・堆肥舍建設補助・多收穫

日吉村農會

大正九年	八二		品評會
			農事視察・農事講習講話・麥作指導地・堆肥舍建設補助・農產物品評會
大正十年	一四四		同上・米麥採種場・屋外堆肥奬勵・鹽水選
大正十一年	一四八		農事講習講話・農事視察・農產物品評會・種苗配付

日吉村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	九六円	害蟲驅除・農事講習・農談會・採種田設置・小作米品評會・農產物品評會
大正三年	九四	同上
大正四年	八六	害蟲驅除・農事講習講話・採種田設置・農產物小作米品評會
大正五年	五六	同上
大正六年	六八	同上
大正七年	九一	農工產品評會・農事講習會・產米改良講話・稻採種田設置・鹽水選・害蟲驅除
大正八年	一六〇	農工產品評會・農事講習會・稻採種田設置・鹽水選・害蟲驅除・移動倉庫設置補助
大正九年	八八	農工產品評會・米採種場・鹽水選・害蟲驅除
大正十年	一五二	農產品評會・試作場設置・鹽水選・害蟲驅除奬勵・農事視察

大正十一年	二一七		技術員設置・農産物副業品評會・米麥試作場・鹽水選・害蟲驅除奬勵・農事視察・種苗配付

牧田村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	一〇九円	害蟲獸驅除・農事講習・農産品評會・記念樹苗配付・採種田設置・産米改良
大正三年	一二七	同上・共同購入斡旋
大正四年	一二七	同上
大正五年	一六七	害蟲獸驅除・農事講習・多收穫及農産品評會・採種田設置・産米改良・蠶業奬勵・畜産奬勵・共同購入斡旋・種苗配付・表彰
大正六年	二四一	同上・技術員設置・共同納所設置
大正七年	三〇五	同上・農事調査
大正八年	二二〇	同上
大正九年	五八六	技術員設置・農産品評會・農事講習講話・採種場設置・害蟲獸驅除・共同納所設置・印刷物配付・牛馬家禽改良・副業奬勵・農事視察・試作場設置
大正十年	六六五	同上・優良小作人表彰
大正十一年	七九二	技術員設置・農産品評會・農事講習講話・採種場設置・害蟲驅除奬勵・共同納所設置・印刷物配付・堆肥奬勵・米麥多收穫品評會・

一之瀨村農會

畜產奬勵・副業奬勵・農事視察・肥料品種試驗・種苗配付・表彰・共同購入販賣斡旋

一之瀨村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	二〇五円	養蠶組合補助、農產物・小作米品評會・試作場・模範桑園經營・鹽水選・種苗配付・農作物病害豫防試驗・農事視察・農事講話會
大正三年	一九九	農事講習・鹽水選・農事視察・器具購入・農產物小作米品評會・養蠶組合補助・採種田・模範桑園・試作場
大正四年	一四八	鹽水選・種苗配付・試作場設置・器具購入・農產物小作米品評會・養蠶組合補助・採種田・模範桑園・堆肥舍建設補助
大正五年	一三一	鹽水選・種苗配付・病害豫防試驗・農事視察・農事講習講話・水稻多收穫品評會・養蠶組合補助・採種田設置・模範桑園
大正六年	二二三	鹽水選・種苗配付・病害豫防試驗・農事講習講話・水稻多收穫品評會・水稻採種田設置・模範桑園・技術員設置
大正七年	二二八	技術員設置・鹽水選・種苗配付・病害豫防試驗・水稻多收穫品評會・農產物品評會・水稻採種田設置・模範桑園
大正八年	二一九	同上・麥增收奬勵・見本桑園設置
大正九年	二三三	技術員設置・鹽水選・種苗配付・農事講話・堆肥奬勵・水稻指導地設置・米麥多收穫品評會・改良農具購入補助

大正十年	三四七	同上・農事視察	
大正十一年	四〇一	技術員設置・鹽水選・農事講習講話・稻作指導田設置・苗代品評會・改良農具購入補助・採種場設置・溫床設置・農事視察・養老組合補助	

多良村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	一五四円	農談會・模範桑園・試作場設置・採種田設置・種苗配付
大正三年	九一	農談會・試作場設置・採種田設置・種苗配付
大正四年	九一	同上
大正五年	九五	同上
大正六年	一四七	同上・農林產品評會・苗圃設置
大正七年	一七七	農事講習講話・製炭改良・唐箕改良・種苗配付・農產物品評會
大正八年	一三〇	農事講習講話・種苗配付・農產物品評會・樹苗圃設置
大正九年	二九〇	農事講習講話・種苗配付・副業品評會・稻多收穫品評會・樹苗圃設置
大正十年	四二一	同上・試作場設置
大正十一年	四八三	農業講習講話・改良農具補助・農事視察・模範農作者表彰・副業品評會・麥作立毛品評會・樹苗圃設置・採種圃設置

時村農會

年次	事業費總額	事業の種類
大正二年	七八〇円	事講習講話・小作米品評會・產米檢查・採種田設置・蠶業講習生補助
大正三年	一〇一	同上・樹苗圃設置
大正四年	五三	農事講習講話・產米檢查・樹苗圃設置
大正五年	七五	同上
大正六年	七五	農事講習講話・產米改良・採種田設置
大正七年	一〇一	同上
大正八年	一三九	同上
大正九年	一八四	同上・農產物品評會
大正十年	一九四	同上・產業視察
大正十一年	二二六	同上・模範農作者表彰

六、排水機及揚水機

沿革　南濃地方は海拔三尺乃至五尺の低窪地にして、數千町歩の稻田は霖雨豪雨に際會する度に或は堤防缺潰し、或は潴水し一夜にして洋々たる海原と化し、皆無の慘狀を蒙ること屢々なりしを以つて、內務省は明治三十一年より三十六年の六ヶ年に渉り、木曾・長良・揖斐の三川分流工事を完したり。此れに依り堤防の缺潰は免るゝ事を得るに至れりと雖も、尙降雨に際し堤內滯水數週に渉り尠からざる減收を被りつゝありたり。

郡内池邊・笠郷・下多度・上多度村の一部は前記の狀況にして、如何にして此の窮狀を救濟すべきか關係者一同の最も考慮せし處なり。明治二十八年五月池邊村大字大卷山田貞策は此の際奮然として試驗的に池邊村大字大卷字高柳地内に於て水連式蒸汽機關の排水機を設置したり。其の豫期以上の良成績を收め本邦に於ける機械排水の第二位の古き歷史と、實用的効果を確認せられ、低濕地農業に一大革命を與へたり。之れにより現在郡内に排水機五個を設置し其の排水地耕地面積一千百三十九町を完全に排水するを得るに至れり。

現在設置されつゝある排水機の狀況左の如し。

（一）　小坪排水機

一、所在地　養老郡池邊村大字大卷字四段割

二、据付年月日　明治三十九年四月

三、目的及其支配面積　低濕なる耕地開拓用面積三十町歩

四、原動機

甲、蒸汽機關

イ、型式及臺數　横裝置不凝縮汽單筒汽機一臺　ロ、圖示馬力　十五馬力

ハ、汽筒の直徑及衝程　七吋二分の一　衝程十五吋　ニ、一分間の回轉數　百二十回

ホ、製作所　四日市市會社三重鐵工所

乙蒸汽汽罐

イ、型式及臺數　コルニソンユ形一臺

ロ、罐胴の直徑及長さ　四呎　全長十一呎一吋

ハ、常用汽壓　八十封度

ニ、製作所　四日市市會社三重鐵工所

五、揚水機

甲渦卷喞筒

イ、型式及臺數　横裝置離心動喞筒一臺

ロ、實揚程　五尺

ハ、揚水量　毎秒時百六十五立方尺

ニ、喞筒の口徑　十吋

ホ、動力傳達の方法　直結

ヘ、製作所　四日市市會社三重鐵工所

六、毎年使用日數　平均二十晝夜

七、設置費

イ、機械費　貳千七百參拾圓

ロ、地形及建築費　九百五拾圓

ハ、水路工事費　八拾圓

ニ、其他の費用　九拾五圓

總額參千八百五拾五圓

八、經常費

釜段駒野新田排水機

イ、燃料の數量　七萬五千斤　　ロ、機關士火夫給料　百貳拾五圓

ハ、其他　貳百圓

九、事業の組織　個人の事業

一〇、据付後の成績　据付前は年々潴水の爲め水腐し、三十町歩に對し二百七十石内外の收量を得るの狀態なりしも、本機設置後平均五百四十石を得るに至れり。

（二）釜段駒野新田排水機區排水機

一、所在地　養老郡池邊村大字駒野新田字苗代割

二、据付年月　明治四十二年四月

三、目的及其支配面積　低濕なる耕地開拓用面積百五十八町歩

四、原動機

甲蒸汽機關

イ、型式及臺數　直立凝縮式聯成汽機一臺　　ロ、圖示馬力　八十馬力

ハ、汽筒の直徑及衝程　十七吋　十二吋　　ニ、一分間回轉數　百六十回

ホ、製作所　神戸市　川崎造船所

乙蒸汽機關

イ、型式及臺數　コルニソンユ型一臺
ハ、常用汽壓　毎平方吋百二十封度

五、揚水機

甲、單働式喞筒

イ、型式及臺數　セントルフユガル二臺
ハ、揚水量　毎秒時四十立方尺
ホ、動力傳達の方法　バイフ式

六、毎年使用日時數　平均二十晝夜

七、設置費

イ、機械費　八千八百圓
ハ、水路工事費　貳千圓
　總額　壹萬六千六百七拾九圓

八、經常費（平均）

イ、燃料の數量　石炭八萬七千斤
ハ、其他　六百四拾圓

ロ、罐胴の直徑及長さ　五呎　全長二十呎
ニ、製造所　神戸市川崎造船所

ロ、實揚程　五尺
ニ、喞筒の口徑　二十二吋
ヘ、製作所　神戸市川崎造船所

ロ、地形及建築費　四千五百圓
ニ、其他の費用　壹千參百七拾九圓

ロ、機關士火夫及監督員手當　百七拾圓

九、事業の組織　區域内地主共同事業

十、据付後の成績　据付前は年々水腐のため一段歩約一石なりしも、据付後二石の收穫を得るに至る。

（三）大巻釜段排水機區排水機

一、所在地　海津郡高須町大字福岡字堤外

二、据付年月　明治四十四年四月

三、目的及面積　低濕なる耕地干用面積二百四十町歩

四、原動機

甲、蒸汽機關

イ、型式及臺數　直立二聯成注射冷汽機一臺　ロ、實馬力　百馬力

ハ、汽筒の直徑及衝程　高壓汽筒十一吋　低壓汽筒二十吋　衝程十二吋　ニ、一分間の回轉數　二百回

ホ、製作所　神戸市川崎造船所

乙、蒸汽機關

イ、型式及臺數　ランカシャー一臺　ロ、罐胴の直徑及長さ　六呎　全長二十呎

ハ、常用汽壓　毎平方吋　百二十封度　ニ、製作所　神戸市川崎造船所

五、揚水機

甲單働式喞筒

イ、型式及臺數　セントルフユガル式二臺　ロ、實揚程　五尺

ハ、揚水量　毎秒時五十五立方尺　ニ、喞筒の口徑　二十六吋

ホ、動力傳達の方法　バイプ式　ヘ、製作所　神戸市川崎造船所

六、毎年使用日時數　平均二十五晝夜

七、設置費

イ、機械費　壹萬貳千九百圓　ロ、地形及建築費　九千百圓

ハ、水路工事費　四千圓　ニ、其他費用　四千圓

總額　參萬圓

八、經常費　平均

イ、機關士火夫及監督員給料　參百圓　ロ、燃料の數量　石炭十三萬斤

ハ、其他　參百貳拾圓

九、事業の組織　區域内地主共同事業

一〇、据付後の成績　据付前は年々水腐のため一段歩約一石五斗の收穫なりしも、該機設置後平

均二石二斗の收穫を見るに至る。

（四）城山戸田組合排水機

一、所在地　養老郡池邊村大字釜段字德島

二、据付年月　大正四年七月

三、目的及其支配面積　低濕なる耕地干拓用　面積七十町歩

四、原動機

甲、吸入瓦斯發動機

イ、種類型式及臺數　磁電發火横置式一臺　ロ、實馬力　四十五馬力

ハ、一分間回轉數　二百三十回　ニ、製作所　名古屋市河合機械製作所

五、揚水機

甲、離心動喞筒

イ、型式及臺數　離心動喞筒一臺　ロ、實揚程　五尺

ハ、揚水量　毎秒時十六立方尺　ニ、動力傳達の方法　皿齒車傳動裝置

ホ、喞筒の口徑　十八吋　ヘ、製作所　名古屋市河合機械製作所

六、毎年使用日時數　平均二十晝夜

七、設置費

イ、機械費　五千七百圓　　ロ、地形及建築費　九百五拾圓

ハ、水路工事費　百五拾圓　　ニ、其他の費用　貳百圓

總額　七千圓

八、經常費　平均

イ、燃料の數量　石炭三萬二千斤　　ロ、機關士給料　七拾圓

ハ、其他　百五拾圓

九、事業の組織　區域内地主共同事業

一〇、据付後の成績　据付後は年々一段歩平均一石の收穫なりしも、設置後は平均二石の收穫を見るに至る。

（五）池邊村北部耕地整理組合排水機

一、所在地　養老郡池邊村大字根古地新田字枠之池

二、据付年月　大正二年七月

三、目的及其支配面積　低濕なる耕地干拓用　面積二百八十五町歩

四、原動機

甲、蒸汽機關

イ、型式及臺數　堅型復動不凝縮高連式一臺　ロ、馬力　九十馬力

ハ、汽筒の直徑及衝程　高壓十吋　低壓十七吋　衝程十吋　ニ、一分間の回轉數　三百回

ホ、製作所　ヂエームスモリソン、エンドコンパニーソンデットアーレン父子商會

乙、蒸汽機關

イ、型式及臺數　ランカシャー型二臺　ロ、罐胴の直徑及長さ六呎六吋　長十八呎

ハ、常用汽壓　一平方吋に付百十封度　ニ、製作所　四日市市中央鐵工所

五、揚水機

甲、離心動唧筒

イ、型式及臺數　直立離心動式二臺　ロ、實揚程　九呎

ハ、揚水量　毎秒時六十二立方呎　ニ、唧筒の口徑　二十六吋二臺

ホ、動力傳達の方法　直結式

ヘ、製作所　ジエームスモリソン、エンドコンパニーソンデットアーレン父子商會

乙、往復動唧筒

イ、型式及臺數　ウヲーシングトン型　横置式二聯型二臺　ロ、汽筒の直徑　四吋二分の一

ハ、水筒の直徑　四吋二分の一　ニ、衝程　四吋

ホ、一分間の衝程數　不明　ヘ、製作所　四日市市中央鐵工所

六、毎年使用日數　二十晝夜平均

七、設置費

イ、機械費　貳萬參千貳百貳拾四圓　ロ、地形及建築費　壹萬壹千貳百壹圓

ハ、水路工事費　六百六拾圓

總額　參萬五千八拾五圓

八、經常費（平均）

イ、燃料　石炭三十萬斤　ロ、機關士火夫給料　貳百圓

ハ、其他　百圓

九、事業の組織　大字根古地、大字大場（一部）大字根古地新田を區域とし、耕地整理組合を組織し本機の設置を見る。

一〇、据付後の成績　一段歩平均四斗の增收を見る。

（六八）　笠郷村排水機

一、所在地　養老郡池邊村大字大巻字大割

二、据付年月　大正十二年六月

三、目的及其支配面積　低濕地の干拓用　三百五十七町歩

四、原動機

甲、蒸汽機關

イ、型式及臺數　單流式横置型汽筒凝縮一臺　ロ、馬力　二百六十三馬力

ハ、汽筒の直徑回轉數　五百粍　衝程六百粍　ニ、一分間の回轉數　百六十五回

ホ、製作所　瑞西國スルザーブラザース會社

乙、蒸汽機關

イ、型式及臺數　水管式陸上用石炭燃燒用一臺　ロ、罐胴の直徑及長さ三十六吋長廿三呎十吋

ハ、常用汽壓　二百封度　ニ、製作所　英國バブコックエンドウイルコックス會社

五、揚水機

甲、離心動喞筒

イ、型式及臺數　横軸ツイン、タービン式二臺　ロ、實揚程　十六呎——八呎迄

ハ、揚水量　毎秒百二十個　ニ、喞筒の口徑　四十二吋

ホ、動力傳達の方法　直結　ヘ、製作所　京都市奥村電機商會

六、毎年使用日數　平均二十晝夜

七、設置費

イ、機械費　九萬八千六百圓　ロ、地形及建築費　九萬圓

ハ、水路工事費　九千圓

總額　拾九萬七千六百圓

八、一日運轉經費

イ、燃料の數量　七百五十斤　ロ、機關士火夫給料　拾八圓　ハ、其他　拾參圓

九、事業の組織　區域内地主の共同施行

一〇、据付後の成績　設置後日尚淺く調査し難きも、段當一石以上の增收を見るに至るべし。

一一、經費賦課方法　經費は總て段別割として左の歩合を以て徵收す。

笠郷村池邊村の拾萬圓比左の如し。

笠郷村	六九、〇六一・二三円	池邊村	三〇、九三七・七七円

笠郷村に於ける各大字の拾萬圓比左の如し。

大字名	拾万圓比	大字名	拾萬圓比
船付	二八、六四四・四五円	大野	七、七九九・八〇円

下笠　六三、五五五・七五

各大字段別左の如し。

大字名	段別	大字名	反別
池邊村	五四町・三反	船付	九五町・四段
大野	二九・六	下笠	一七六・七
合計	三五六・〇		

揚水機

稻作期間中に於て用水不足を補給する爲め、養老村及池邊村の二ヶ所に於て揚水機を設置せり。最近小型農用發動機の普及につれ、小面積に移動式揚水機を以つて灌漑をなすものを生ぜるは、時代の進運と農業經營の變遷を語るものと云ふ得べし。其の狀況左の如し。

石畑揚水機

（一）石畑揚水機

一、所在地　養老郡養老村大字石畑字井口北

二、据付年月　大正三年十月

三、目的及其の支配面積　灌漑用水補給　六十七町三段歩

四、石油發動機

イ、種類型式及臺數　クラークサイクル式石油發動機二臺　ロ、有効馬力　三十馬力

ハ、一分間回轉數　四百五十回
五、揚水機使用日數　平均七日間
六、設置費
イ、機械費　四千八百圓
ハ、水路工事費　壹千四百參拾壹圓
總計　壹萬四千四百八拾九圓
七、經常費
イ、機關士及火夫給料　參拾圓
ハ、雜費　參拾五圓
計　參百貳拾五圓
七、事業の組織　耕地整理組合を以つて經營
八、据付後の成績　段當五斗より一石内外迄の增收を得つゝあり。

ニ、製作所　スエーデン
ロ、地形及建築費　八千貳百圓
ニ、其他　五拾八圓
ロ、燃料　貳百六拾圓

池邊村揚水機

（二）池邊村揚水機
一、所在地　養老郡池邊村大字根古地新田
二、据付年月　大正二年六月

三、目的及其支配面積　灌漑用水補給　十五町歩

四、石油發動機

イ、型式及臺數　横置單衝クラークサイクル一臺　ロ、有効馬力　二馬力

ハ、一分間の回轉數　四百五十回

五、揚水機

イ、型式及臺數　離心動ヒユガル一臺　ロ、揚水量　毎秒〇・八三立方尺

六、毎年使用日數　平均年十日間

七、設置費

イ、機械費　七百四十四圓　ロ、地形及建築　參百四拾七圓

ハ、其他　五拾圓

計　壹千百四拾壹圓

八、經常費

イ、燃料　五拾圓　ロ、雜給　五拾圓　ハ、修繕費　拾五圓　ニ、雜費　百圓

計　貳百拾五圓

九、事業の組織　大卷耕地整理事業として經營す。

小畑村江月祖父江排水機

一〇、据付後の成績　段當二斗内外の増收を得つゝあり。

一、小畑村江月祖父江排水機　大正十二年三月村會の議決を經て工事に着手し大正十三年二月中に完成。

一、所在地　養老郡小畑村江月祖父江

二、据付年月　大正十三年二月中

三、目的及其支配面積　惡水排除　面積百町歩

四、電動喞筒

甲　三相式交流誘導電動機一臺

イ、型式　スリップリング開放型　ロ、周波數　六〇　ハ、電壓　三〇〇〇

ニ、回轉數　三〇〇(毎分)　ホ、馬力　五〇馬力　ヘ、製作所　京都奥村電機商會

乙　喞筒

イ、型式　奥村式ツキングブルサタションセントリスフユーガルポンプ

ロ、全揚程　七・四一尺　ハ、排水量　一、九五〇個(毎分)　ニ、回轉數　三〇〇(毎分)

ホ、口徑　二八吋　ヘ、能率　六五%

第二節　蠶業

往古の蠶業　本郡の蠶業は其起原詳かならざれども、我國に於ては養蠶業既に神代の古に胚胎し美濃の國なる名稱も亦、神代記の末に記るされたるに於ては、蓋し美濃の國の養蠶は已に神代より營まれしなる可し。美濃國蠶業の確然たる史實は今より凡そ一千年以前にして、延喜式（紀元一五八七年成ル）に生絲の生産地四十八ヶ國に達し、美濃は其上絲國の內に列せり。當時文化の中心は京都に在り、而して此文化は交通機關たる中山道及美濃の中道により、近江より美濃に入れり。故に直接或は不破郡を通じて本郡に移入せられたるや疑なし。思ふに本郡の文化は美濃國內にて比較的早きものと知るべし。

中古王政一度弛みて武人專權の世となり、騷亂相繼ぐに至り、一時盛況を來たせし養蠶も漸次衰頽に傾き、加ふるに幕府屢々質素勤儉の布告を發し華奢を戒め、庶民の濫りに絹織物の使用を許さず、且つ文祿年間に綿の種子を本郡に傳播し、農家競うて之れを植ゑ、綿織の業漸次盛となり益、其衰退を來たせり。文化年中近江の成田恩齋翁著「蠶絲絹篩大成」に據れば、當時本國に於ける養蠶國は近江・美濃・飛驒・信濃・上野・下野・陸奥・出羽・若狹・越前・加賀・武藏・甲斐・丹波・丹後・但馬・の十六ヶ國なりと云ふ。因是觀之、本邦の蠶業が如何に一大頓挫を來したるかを察するに難からざる

べし。されど其後泰平の久しきに亘り庶民漸く安逸に慣れ、都鄙共に奢侈の風に染み、絹絲の需用漸次增加するに至り、茲に蠶業復活の機運に接せり。

右は美濃國蠶業經路の一班なり、今や飜つて本郡の蠶業史を考ふるに

慶長年間の檢地帳に

慶長十四年　大久保石見守檢地

養老村澤田　桑二十七束六把　一束二升宛

此高　五斗五升二合

牧田村乙坂　桑合シテ十束一束ニ付二升宛

此高　二斗

とありて此頃既に桑畑として認め得らるゝものありし事を知るに難からず。亦元文年間の書類中に「津屋古川權左衞門先祖は桑買船人にて、次左衞門を賴居に付き引廻し者の由、寛文五年頃引越の由」と記載あり。之れに據りて當時桑葉の賣買行れしを窺ふに足る。次で日吉村橋爪に「桑ノ木原」(紀元詳ナラサレ共恐ラクハ慶長ノ頃ナラン」の地名あり、多良村に數十年以前迄は幾百年を經過せるものなるや判明せざる老桑樹欝蒼として往時の養蠶を忍ばしむるものありしも、逐年減少し現今に於ては百年前後を經過せりと認め得べきもの稀に殘れり。養老村に於ても同樣老樹ありしと聞く。

之れに依りて本郡各町村に於て多少の養蠶營まれつゝありしを推定し得べく、且つ之等老樹は細江或は彦次郎等の品種にして、近江より移入せるものなるべし。養老村石畑、山幡瀧次郎所有の畑に老樹あり。氏の言に據れば其祖先大垣藩主より、桑、櫨、茶の樹の交付を受け栽植したる由謂ひ傳ふ。幕末の藩主夙に夫々殖産に留意せられたるものゝ如し。而して幕末外國との貿易成り生絲の輸出開かるゝに及び、著しく活況を呈せり。

明治初年當時行商は近江商人に掌握せられ居りし關係上、蠶種の如きも多くは此の商人の手に據り、本郡に齎し、桑苗も同じく彼等に據り細江或は彦次郎の如き品種を主として栽植せり。當時飼育の模樣の概略を記せば、

【蠶種】　往時本郡に於ける飼育品種は其技術幼稚の爲め、春蠶種（一度蠶（イチドコ）ト稱シ）飼育は困難なりし關係にて多くは夏蠶種を飼育せしも、維新後飼育法漸次改良せられ、特に火力を使用するに於て春蠶飼育は漸次勃興せり。

【催青】　天然に放任し發生を待つて掃立をなす。尚稍々進歩したる方法は寢具中に蠶種を入れ催青をなす者、或は蠶種を晝夜脊に負ひ、夜間寢具中に入れ以て催青をなせり。

【飼育法】　天然育にして掃立當時より桑芽の儘或は掃立、三、四日は桑花を用ひ、以後桑葉を供せり。稍進歩したるものは稚蠶中桑葉を細刻して供せり。其刻桑方法は鳥の叩きの夫の如く、或は

煙草を刻む如く極めて細かく剉みたるものなり。尚眠起の取扱に起蠶の出る迄振り桑をなし、然る後桑を止むるを常とし、稍々早く止め桑をなすものは中桑とて餉食に至る間に於て、一度振り桑をなし、早起蠶の飢餓を防げり。上簇は柴を用ひ、或は藁を以て苞を作り、之れに營繭せしむ。飼育日數は其年の溫度の高低に依り一樣ならざるも五十日內外を要したるものなり。

蠶具

蠶業の改良

【蠶具】　蠶具は稚蠶時代は籠筒（板ニテ作リタル蓋樣ノモノ）を用ひ以後は蓆（六尺蓆）或は莚亦は簾を用ひ、蠶架なきものは床上に平に列べ、蠶架を用ふるものゝ蠶架は天井より繩を吊し、之れに二、三段乃至五、六段の棚を設けたるものにて飼育せり。

【蠶業の改良】　本縣に於て養蠶改良の必要を認め、改良の端緒を開きしは明治十一年にして、當時武儀郡河知村（今ノ州原村）石原七兵衞を選み勸業局養蠶場に遣し其研究を終へ、歸縣するや翌年厚見郡今泉村（今ノ岐阜市京町）養蠶假試驗場に於て試驗の傍ら生徒を養成し、翌十二年引續き實行したるに其効果大なるを認め、十三年より十五年迄三ヶ年は縣下重要なる養蠶地に於て、五ヶ所の傳習場を交代に開設せられ、大いに普及を計れり。

本郡笠郷村大字上ノ郷川岸藤太夫は明治十一年頃より斯業に志し、自宅附近及高田町烏江地內山ノ神に桑樹を栽植し、根刈仕度となし、同十五、六の兩年には東濃の作（氏名判明セス）と謂へる教師を聘し、傳習生を集め溫暖育と稱し火力を使用して、飼育すべき方法を傳授せり。而して十六

年青熟三十二貫匁を種繭とし、蠶種製造をなし一般に配布良結果を得、翌十七年に青熟四十二貫匁の種繭を以て製種し一般に配布せり。然るに同蠶種は如何なる關係なりしや、第三齡の頃より殭蠶を出し大慘害を來せり。爲めに同事業も一頓挫を來し中止の已むなきに至れり。斯くして時に興亡はありしと雖も、漸次擡頭今日の隆盛を見、農家經濟の重要位置を占むるに至れり。

尙官廳方面の保護奬勵として、明治十八年農商務省令を以て蠶業組合準則を發布せらるゝや、本縣に於ても該準則に基き、組合を組織せしめ、美濃飛驒二國に其取締所を設置し、斯業の改良發達に資する所あり。其後同二十八年同準則に基き發せられたる規則を改め、蠶絲業取締規則を發布し一層斯業開發に努められたり。本郡に於ても同規則に基き同年多藝上石津蠶絲業組合を組織し、多良村西脇遜、高田町中村久次郎、同町土屋禮四郎、山田忠太等斯業先覺者相續ぎ組合長の要職に在りて勸奬に努む。二十九年には高田町西町に傳習所を開設し講師として當町縣農會に在職せし山田與十郎技手の子山田一郎を聘し、飼育技術の傳習と併せて蠶種を製造し、一般へ拂下など其啓發に資す。同組合當時の模樣を知る爲め、二十九年の規程及豫算の抜萃を示さんに、

岐阜縣多藝上石津蠶絲業組合規程（抜萃）

第一章　總　則

第一條　本規程ハ明治二十八年三月岐阜縣令第十七號蠶絲業取締規則ニ基キ之レヲ定メ施行ス。

第二條　本組合ヲ岐阜縣多蠶上津蠶絲業組合ト稱ス。

第三條　本組合ハ左ノ二郡ヲ以テ區域トナス。

多蠶郡一圓　上石津郡一圓

第四條、第五條　削除

第二章　役員及其職務權限

第六條　本組合ノ役員左ノ如シ

組合長一名　事務員一名　委員十八名

第七條　本組合ヲ左ノ十八區ニ分テ各區ニ委員一名ヲ置ク。

但書削除

第八條ヨリ第十一條マテ削除

第十二條　組長ハ組合及取締所規程違犯者アリテ之レカ處分ヲ了セシトキハ郡役所及取締所ニ其顛末ヲ報告スヘシ。

第十三條　組長ハ委員ニ諮詢シ講師ヲ聘シ若クハ組内有志者ノ集語會ヲ開キ蠶絲業ノ矯弊改良發達ヲ圖ルノ方法ヲ講究スルコトアルヘシ

第十四條　組長ハ組合會ニ於テ議決シタル事件ハ郡役所及取締所ニ報告スヘシ。

但書削除

第十五條ヨリ第十七條マテ削除

第十八條　各區委員受持區內ヲ巡廻シタルトキハ其景況ヲ組長ニ報告スヘシ。

第十九條　削除

第三章　組合員

自第二十條至第二十六條　削除

第四章　會議

自第二十七條至第三十三條　削除

第五章　業務

第三十四條　本會ノ事業概略左ノ如シ

一、桑樹ノ改良及培養ノ方法ヲ研究スルコト

二、蠶兒飼育法ノ改善ヲ圖リ、蚣害ノ豫防ヲ講究スルコト

三、製絲ニ適スル殺蛹法ヲ設クルコト

四、繭ノ貯藏ヲ完全ナラシムルコト

五、生絲ノ粗製濫造ヲナサシメサルコト

六、繭絲共進會及品評會ヲ開設スルコト

七、養蠶及桑樹竝ニ培養法ヲ改良スル爲メ巡廻教師ヲ傭聘シ或ハ養蠶傳習場ヲ設置スルコト

八、善良ナル蠶種ヲ共同購入シ、若シクハ共同販賣ヲ爲スノ方法ヲ攻究スルコト

自第三十五條至第三十六條　削除

第三十七條　蠶種ヲ製造スルニ餘付糊付ヲナス可ラス。又同功繭、赤繭、薄皮繭、形狀不同ノ繭ヲ用ヒ或ハ蛾ヲ賣買シ讓受渡シ又ハ雄蛾ヲ再ヒ交尾セシムヘカラス。

第三十八條　赤肚拳翅禿眉無毛焦尾又ハ先出後生ノ蛾ヲ以テ蠶種製造スルコトヲ得ス。

第三十九條　春蠶種ニ夏蠶ノ掛合セヲナスコトヲ得ス。

第四十條　蛾ヲシテ終夜產卵セシムヘカラス。

第四十一條　成繭ハ上簇後七日以上ヲ經サレハ採取セサルモノトス但シ夏秋蠶ハ上簇後五日以上トス。

第四十二條　蠶種ハ善良ナルモノヲ選ヒ可成一體ニ飼育スヘシ。

自第四十三條至第四十六條　削除

如上の景況にして同規程中第三十九條に「春蠶種ニ夏蠶ノ掛合セヲ爲スコトヲ得ス」との條項を見るに於ては此項既に一化性と二化性との交雜をなしたるものあるを窺知すべし。

明治三十年四月一日多藝上石津郡を合併して養老郡と改稱せし結果、同組合も養老郡蠶絲業組合と改め、着々其の啓發に努む。當時郡内多良村、西脇遜高田町、中村久次郎、土屋禮四郎、下多度村安部京平、寺倉力三郎、時村服部德太郎等斯業熱心家として數へらる。同三十四年の頃上多度村栗田長之助は蠶具を竹製の管に改め、三十八、九年頃に至りては上多度、下多度方面に於ては七、八割の改良を見たり。

明治三十八年四月より郡農會に農業巡廻教師を常置するに至り、爾後蠶業の奬勵は郡又は農會の經營に移り、其初年に小林儀三郎（本縣可兒郡久々利村出身）就任し、至る所に蠶業講話會を開催し、桑園の改良、飼育の改善、害蟲驅除の督勵等に盡す。

三十九年三月小林氏辭職するに當り遂殿義一其後を受く。秋蠶種の飼育は明治十年頃より飼育せるものありと云ふも其數僅少にして、一般に飼育せらるゝに至りしは明治三十四、五年の頃なり。四十年上多度村小倉栗田長之助の蠶室に於て秋蠶實地講習會開催、講師として三重縣名賀郡種生村高尾川西万次郎を聘し十數名の講習生を出せり。

斯樣に諸種の奬勵と維新以降生絲貿易の進運に伴ひ、漸次栽桑飼蠶の發達を促進し、年と共に愈々其多きを加へたり。然れ共當時因襲の久しき尚舊習を墨守し頑として改良の意なく、隨て郡内重要物産の一として之れが重きを置くもの多からざりき。是に於て郡は施設の第一着手として、明治

四十一年本縣令に基き蠶業技術員を設置することゝなり。村田藤五郎就任（現在西村ト改姓氏ハ三重縣松坂町出身）し學理と實地とを敎授し、蠶業改良の主腦たるべき人物を養成すべく、蠶業講習所を設置し、第一年より第四年迄は町村に循環的に開設し、第五年卽ち大正元年に於ては郡費壹千六百餘圓を投じて高田町に蠶業講習所を新築し、爾後同所に於て每年講習生の敎養に力む。大正二年村田氏轉任佐竹武三郎（本郡小畑村出身）其後を受く。

卒業生年次別表

科別	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	計
本科	六	二一	一七	一六	一七	九	一三	—	一六	七	一〇	一二	一〇	一五四
別科	四一	七	二	一	三	四	一	—	二	一〇	六	四	三	八四
計	四七	二八	二九	一七	二〇	一三	一四	—	一八	一七	一六	一六	一六	二三四

備考　大正四年ハ蠶業研究所ト改稱三名ノ研究生、既ニ蠶業講習所ヲ卒業セルモノ）ヲ入所セシノミ

此等卒業生は何れも自宅に於て養蠶に從事し、或は養蠶敎師となり、實地指導の任に當る等直接に本郡蠶業改良に貢獻しつゝあり。

飜つて當時飼育變遷を見るに大正改元以前は殆んど日本種の飼育に限られ、飼育法の如きも明治三十年の頃農商務省蠶業講習所の飼育標準普及奬勵さるゝに及びて、之れが飼育法に統一を見たり。

只其晩末僅かに全芽育稍々擡頭し來れるのみ。然るに大正の初頃より交雜種飼育の有利なることを說くもの多きを加へ、同四年には官民擧つて奬勵宣傳し國は蠶業試驗場、縣は原蠶種製造所（現今縣蠶業試驗場）共に之れが進展に助成すべく原蠶種の配布を行ひ、系統の正しき交配の材料を供したり。本郡に於ては郡自から一代雜種の製造をなし一般に配布せり。如斯急激なる普及の反面には諸種雜多なる交配行はれ、品種は多岐多樣に亘れり。大正八、九年に及び品種整理の必要に迫り、之れが整理に努め、漸く昨今に至り略ぼ其目的を達せり。一方飼育法は勞力の拂底と經濟方面の刺戟により、全芽育、剉芽育　條桑育等の育蠶法を移入し、漸次波及す。然れ共彼等飼育法も萬全の法に非ざれども時代の要求により生じたる方法と云ふべし。本郡に於ても時代に沿ふべく蠶生理を基礎とし、形式に捕はれず、經濟に合理に飼育の眞髓を指導し、當業者をして誤りなきを期し居れり。

斯く大正改元以降の變遷進化急なるを以て郡が經營せる蠶業講習所も必然時代の趨勢に鑑み、敎養怠らざるも輓近に至り、今一段進步せる設備の許に敎養せざるべからざる勢に迫れり。然るに本縣に於ては既に縣立農事講習所（現今の蠶業試驗場）を設置せる今日之れが設備を加ふるより、寧ろ生徒の養成は縣に委し他の奬勵をなすの利を知り、大正十年郡立蠶業講習所を廢止し、主として桑園の改善養蠶組合の進展に力を注げり。

養蠶組合　郡內養蠶組合の古き歷史を有するものは一之瀨村養蠶組合なり。同組合は明治三十五

年の組織にして組合長に桑原權之助あり。氏は本組合創立以來其職に在り。着實と熱心との持主にして、自ら奔走克く組合員を指導督勵し、經濟的共同の實を擧げつゝあり。斯くの如きは稀れにして、從來各地に於て設置せられたることありしも、組合の本能を發揮するに至らず、永續するもの稀れなりき。然るに時勢の進運は覺醒の期を齎し、大正元年に及びて點々養蠶組合の設立せられ、郡農會に規程を制定して教師を派遣し、斯業の指導啓發に資すると共に、各種共同的の施設をなさしめ、蠶業の改善發達を圖りたるも、設立日尚淺かりしかば、其發達遲々として振はざりしが、大正四年以來郡より直接養蠶教師を派遣し、指導奬勵をなすに至り、漸次其數を增加し、內容頓に革り現今左表の數に達せり。

大正元年度以降ノ養蠶組合數

	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
養蠶組合數	三	三	四	九	一一	一九	二一	二五	二六	二八	二九	二九

輓近斯業の著しき活況を呈し、一般に養蠶組合經營の利益を覺知し、各地競うて小養蠶組合を設置し、諸種の共同事業をなし、相當成績を收む。斯くて大正六年各養蠶組合は聯合して郡を區域とせる養蠶組合聯合會を組織し、組合の機能をして益擴大ならしめつゝあり。

收繭額　往古のものは詳かならず明治三十七年度以降の產額を示せば左表の如し。

收繭額調（自明治三十七年至大正十年）

年次	春蠶 飼育戶數 戶	春蠶 掃立枚數 枚	春蠶 收繭高 石	春蠶 價格 円	夏秋蠶 飼育戶數 戶	夏秋蠶 掃立枚數 枚	夏秋蠶 收繭高 石	夏秋蠶 價格 円	合計 飼育戶數 戶	合計 掃立枚數 枚	合計 收繭高 石	合計 價格 円
明治三七年	一、八一七	一、〇九四	九七	三四、一九五	二、二一七	一、三一八	三六、四〇〇	二四一	—	三、八一五	三三八四	七三、八〇〇
三八	一、八〇八	一、一六六	六五六	一九七四〇	二、三三八	九七七	三五、一〇三	一五二	—	三、八九一	一、七八五	六一、二三七
三九	一、一五八	一、〇二四	五七六	二五、九一〇	二、三六四	九五六	三四、八〇三	一三、〇〇八	—	三、八四九	一、八〇三	八四、八一六
四〇	一、二一三	一、〇九〇	八七三	四八、〇一五	二、三七六	一、二六九	六〇、八二一	一三、五九五	—	三、八四一	二、四三三	一二四、三八七
四一	一、二六五	一、二六一	九七一	四〇、八二四	二、一〇一	一、一七一	四五、六五九	一三、〇〇六	—	三、九八二	二、四三五	九八、一八五
四二	一、一四四	一、二八五	一、一〇一	四九、五四五	二、〇六五	一、一一一	四五、六四〇	一三、〇〇六	—	三、九三一	二、四三三	九五、一六五
四三	一、〇一六	一、一七五	一、二九八	五四、九七五	二、一一八	一、四二七	五六、七二八	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
四四 大正元	一、一五五	一、一五八四	一、四〇八	七一、七三六	二、一四四	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
二	一、〇四八	一、一七五	一、四一八	六七、〇六六	二、一三七	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
三	一、〇四七	一、一五六	一、四〇八	六七、〇六六	二、一四八	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
四	一、〇八六	一、〇一〇	一、三七九	七八、四三七	二、一三一	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
五	一、〇九五	一、〇八五	一、四〇六	七一、一三〇	二、一四二	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
六	一、〇九八	一、〇九二	一、四〇六	七一、一三〇	二、一四二	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
七	一、〇九八	一、〇九二	一、四〇六	七一、一三〇	二、一四二	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
八	一、〇九八	一、〇九二	一、四〇六	七一、一三〇	二、一四二	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
九	一、〇九八	一、〇九二	一、四〇六	七一、一三〇	二、一四二	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
一〇	一、〇九八	一、〇九二	一、四〇六	七一、一三〇	二、一四二	一、三一三	五六、八四〇	一四、五九四	—	三、九〇九	三、〇二四	一一〇、〇四九
合計	一五、九二九	一五、三三四	一八、九八三	一、〇一三、二七四	二六、七九九	一二、九八三	六〇、九三七	一四、五〇三	八七、三五一	一八、九九四	七四、五五三	一、一四〇、九四九
平均	一、四四一	一、〇九六三	一、八四九	一、四五五	一、四一四	一、四八六	七一、一〇三	一、〇一三	八〇七	四八、五五一	一、〇七一三	一六、三九二

桑園

桑園　本郡往時の桑園の狀況は既に述べたる如く、田畑の畦畔又は宅地の空地等に點々栽植せられ、特に肥培をなさゞりき。而して慶長年間には檢地帳に見るが如く、租稅を徵するに於ては多少整ひたるものありしとも思はしむるも、海外貿易未開の時期は幼稚なりしは疑ふ餘地なし。維新前後に於ては其多くは喬木仕立なりしが、漸次高刈、中刈に改むるに至り、特に明治二十四、五年の頃著しく桑園の增加せると共に、仕立法も頓に改れり。其品種は主として細江或は彥次郎等二、三種に過ぎざりしが、夏秋蠶の勃興に伴ひ、九文龍支那桑（魯桑）等に改植するもの多きを加へ、明治四十年七月本縣令第二十七號桑園改良奬勵規程を發布し、奬勵に努められしかば、茲に改善機運を來し、優良品種の普及栽桑法の進歩に資したる所尠少ならず。而して品種の選定に關しては郡及各町村農會亦在鄉軍人團等に於て見本桑園を設置し、土壤氣候等の關係を調査し、適種の選出普及に資せしめんとするもの少なからず。

現今に於ける桑園の狀況は地勢氣候に依り一定せざるも、西部山間部に位する地方は、概して高木仕立（打ち木と稱せり）或は中刈仕立にして、間々喬木仕立を存置せり。東南部は主として中刈根刈仕立なり。最も晩近勞力不足の壓迫に依り、高木仕立の如きは次第に其數を減じ、中刈根刈に改植せられつゝあり。品種として魯桑、細江、九文龍、魯桑更生、赤市等其主なるものにして、甘樂桑、甲選、和助十文字、紫早生等逐次栽植せらるゝを見る。而して桑苗は愛知縣又は本縣本巢郡、

稻葉郡地方より購入するもの多く、本郡に於ては自家用として僅少の生産をなせるのみにして、計上すべき數に達せず。

桑の種子生産額

桑の種子は何年の頃より採集を開始せるやは不明なるも、茲數十年多藝村には桑種子を生産せり。該種子は主に接木枯木として愛知縣を主とし、和歌山、三重、栃木等の諸縣へ移出せり。其産額は其年の景況に依り一樣ならずと雖も、三十石内外の生産は如何なる年柄に於ても容易なり。最近の生産高の概要を示せば

桑の種子生産額調

	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
生産容量	五〇石	四三	三三	二七	三〇	二五	二八
種子一斗ノ單價	三五円	二六	三三	二〇	二六	二六	三〇
金額	一七、五〇〇	一〇、九二〇	七、二六〇	五、四〇〇	七、八〇〇	六、五〇〇	八、四〇〇

大正十年度本郡に於ては荒廢桑園の改植を促進し、併せて稚蠶用桑栽植をなさしむべく、桑苗の無償配布をなし、大いに當業者を刺戟し、一段改植機運を高調ならしめたり。

桑園段別

桑園段別調

桑樹の害蟲をして膏藥病、紋羽病、赤澁病、姫象蟲、尺蠖、介殻蟲、天牛、桑葉蟲、金毛蟲、葉卷蟲、心蟲等にして毎年之れが驅除を勵行しつゝあり。

蠶種製造

| | | |

	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
	春秋	春秋	春秋	春秋	春秋	春秋	春秋	春秋	春秋
製造額	八一七 —	四六六 一七五	七五一 二四七	九一八 二五二	八三三 九七四	一、七四〇 一、一〇六	一、二二一 九二一	二、〇二五 三、三一四	一、三六三 一、四五五

生絲　日本書記神代の上に曰く

口裏含繭便得レ抽レ糸自レ此始有二養蠶之道一焉

と即ち養蠶と製絲の創始は同時にして本郡の製絲も亦養蠶と其消長を共にせる事は明かなり。上古は如何して繰絲せるものなるやは詳かならざれども、德川幕府の始めには手挽行はれ、稀には二、三の工女を使用するものありしと云ふ。昔時農家が其收繭より得る生絲は多くは自家用に供したるも、其後米其他の代償となし來りしものにして、次で仲繼人或は生絲問屋を生じ、各戸養蠶家の生絲を一所に蒐集して、他地方に賣却せしものなり。明治五年政府は佛國より生絲器械を輸入し、上州富岡に模範製絲場を建設し、其範を示し奬勵せるに及び、逐次器械生絲に移れり。

明治二十年の頃迄は鍋と枠とを用ひ、手にて繰りたるものにして、俗に「焜爐」と稱する竈に鍋を掛け、煮繭を爲したる後、藁の穗亦は「付木」を以て口取をなし、繰り絲の上元を左手の臂に宛て、右手の掌と肘とにて縷をかけ、右傍を小枠に卷付けたるなり。揚返は「大枠揚」と稱し目下行はるゝ方法と大差なし。同年の頃に及び純然たる器械製絲工場の顯出を見るに至り、年と共に益々其多きを加へ、明治二十九年には多藝上石津蠶絲業組合を組織し　層隆盛を示せり。されど絲價の

變動に伴ひ、當業者の興廢頻繁にして、殊に日露戰役前後の濟經界の打擊に敗れ、殆ど破滅の域に陷り、著しく其數を減じ、一、二を殘したるのみにして、他は悉く倒れ、殘餘の製絲工場も爾後久しからずして閉鎖の止むなきに至りしは遺憾の次第と謂ふべし。本郡現下は僅かに俗に「だるま」と稱する足踏製絲の點々殘存せるのみ。

屑繭整理　屑繭を以て眞綿及び紬の製造は從來行はれしも、甚だ幼稚なる方法なりしを以て、本郡に於ては大正三、四年及十一、十二年に教師を派遣し、盛に講習を行ひ奬勵せし結果、其の製法一般に改良せられ婦女子の副業として之れが製造をなすもの少なからず。

屑繭整理

養蠶組合聯合會

養老郡養蠶組合聯合會

設立　大正六年一月

沿革　養蠶組合は年を逐うて增加進展し、茲に個々養蠶組合は協力一致蠶業の改善普及を圖るべき機關の必要を認め、大正五年末に於て豫備協議をなし、大正六年一月二十九日養老郡役所樓上に於て、之れが創立總會を開會し規約を制定し、役員の選擧を行ひ、時の東島郡長を會頭に桑原權之助を副會頭に相談役を山幡幾次郎・田中董・野崎惣太郎・安福舜一・杉野欣一の五名を推し、同年豫算を議決し以て養老組合聯合會の設立を見たり。大正八年本縣に縣養蠶組合聯合會の創立するに於て桑原氏を代議員として選出、大正十年再選出、大正十二年該會副會長に選擧せられ、縣、郡、兩會

に盡す所大なり。創立以來漸次其發達を加へ大正十二年三月郡制廢止と共に郡が施設は中止の已むなきに至り、之れが事業を繼承、郡蠶業主幹機關たることゝなれり。

事業　本會創立初年の施設として繭乾燥場建設あり。乾燥場は經費貳千九百七拾餘圓を投じ、帶川式乾燥裝置火熱第四號を設置し（同乾燥機は一晝夜本乾燥四百貫、半乾燥九百貫を乾燥し得べき能力を有せり）六月四日本郡蠶業講習所に於て、竣功落成の式を擧行せり。爾後引續き經營、大正九年の如き絲價不況に遭ひ、一般繭價は悲觀すべき狀態に陷れる時、各組合も乾燥すべく意志を固め競爭入札に附せしに、豫想以上の價格を示し販賣を了せり。卽ち絲價不況は之れ大勢にして如何共なし能はざるも、之れを惡用する奸商に對しては唯一の武力を發揮せるものと謂ふべし。

繭聯合販賣　創立初年より年々該事業を襲踏し概して良好の成績を擧げつゝあり。

講習講話會　斯業啓發の一端として大正九年度に於て、本縣蠶絲課長小泉技師及西川砂の兩氏を聘し、蠶業經營養蠶法を、十年度に於て蠶業試驗場技師菊地助松及小泉蠶絲課長に據り葉樹栽培蠶業經營方法を　十一年度には小泉蠶絲課長加藤大井試驗場長の蠶業經營法、養蠶法の講演を本郡公會堂に開催稗益する所大なりき。且つ十一年度に於て本縣技手木村政子を聘し、屑繭整理講習會を開催、講習生二十名に對し修了證書を授與せり。

蠶業視察　蠶業改良促進の目的を以て大正九年度に二名の視察員及本會幹事をして京都府及兵庫

縣に、翌十年度には愛知及靜岡兩縣に四名の視察員、翌年に長野、群馬の兩縣及東京府に三名の視察員に幹事同道して蠶業視察をなさしめ、自他比較し以て其改良發達に資せり。

此他大正十一年度に於て養蠶組合事業に對し、補助を與へ、或は繭の品評會を開催し、組合の利益と基礎の强固と斯業氣勢の高調に努む。

大正十二年三月郡制廢止と共に本會の責任益々重きを加へ、事業の如きも技術設置、聯合催青、見本桑園の經營、模範飼育、印刷物配布、稚蠶共同桑園設置補助等の項目を設け、大いに斯業發展に資しつゝあり。

本會設立以降本會役員の異動及支出せし事業費の金額を示せば左の如し。

				年次	組合數	事業費額
會頭	東島卯八	奥村規矩夫	松岡直太郎	大正六年	一六	三、〇一七
副會頭	桑原權之助	桑原權之助	桑原權之助	大正七年	一八	四三
幹事	太田兵作	江崎鎗太郎	西垣千次	大正八年	二三	七五四
	小倉謙三	中野至誠	西脇金一	大正九年	二三	一、二三二
	佐竹武三郎	佐竹武三郎	樋口幸一	大正十年	二六	九八八
相談役	杉野欣一	山幡幾次郎	山幡幾次郎	大正十一年	二六	一四七三
	野崎惣太郎	田中董	田中董	大正十二年	—	二、〇四六（豫算）
	山幡幾次郎	西脇哲次	西脇哲次			
	安福舜一	松永長九郎	松永長九郎			
	田中董	大橋敬二	大橋敬二			

養老郡蠶友會

設立　明治四十三年二月

沿革　養老郡蠶友會は明治四十三年二月十三日高田町小學校に於て發會式を擧ぐ。本會は養老郡立蠶業講習所卒業生を以て組織し、毎年春秋二回の總會を開くことに決し、會務の報告、蠶業に關する研究、及斯業に關する講話を聽取することゝし、會員二百三十八名に達し、郡内蠶業に直接盡す所あり。

目的及組織　本會は地方蠶業の改善發達を期し、且蠶業に關する研究併せて會員相互の親睦を計るを目的とし、蠶業講習所卒業者及有志者を以て組織す。

事業　本會は特殊なる事業なきも、大正元年十月斯業啓發に資する爲め、蠶業講習所に於て繭品評會を開催、出品點數春夏秋通じて四百六十八點を算し、當時當業者の奮發勉勵の機を與へたり。大正二年西村藤五郎（舊姓村田）に對し會員より醵金募集をなし金時計を贈れり。

大日本蠶絲會岐阜縣支會養老郡委員部

設立　明治四十一年四月

沿革　大日本蠶絲會は明治二十六年の創立にして、爾來事業の擴張と共に縣に支會を設置せられ郡に委員部を設けらる。卽ち本委員部は明治四十一年四月に至り設置せられたるなり。

目的及組織　本會は蠶絲業の改善進歩を圖るを目的として組織せらる。

事業　本委員部會員は約百三十名にして、別に見るべき事業なきも、大正十二年に於ては攝政宮御成婚式に際し、大日本蠶絲會に於て一般會員より據出したる繭により、繰絲し加工なしたるものを獻上すべき趣き通知ありたるにより、本郡委員部に於ても直ちに會員に通達し、春蠶繭三斗餘を獻納すべく本會宛送附せり。

第三節　林業

山林の面積　本郡の山林原野推定面積は大凡一萬五千五百十一町歩にして、內立木地面積は一萬三千七百三十九町歩、無立木地は一千七百七十二町歩なり。

林野總面積（臺帳面積）

公有林				社寺有林	私有林	合計
縣有	町村有	其他團體有	計			
一〇・〇町	三、三七六・〇町	三、一一五・〇町	六、四〇一・〇町	八八・六町	四、九九四・五町	一一、四八四・一町

林野推定面積

公有林				私有林			合計		
面積	立木地	無立木地		面積	立木地	無立木地	面積	立木地	無立木地
四、四八六・〇町	四、〇三七・〇町	四四九・〇町		一一、〇三五・〇町	九、七〇三・〇町	一、三三二・〇町	一五、五二一・〇町	一三、七三九・〇町	一、七七二・〇町

町村別林野面積

計數ハ大數ヲ示ス

町村名	縣有	公有 町村有	公有 團體有	公有 計	社寺有	私有	合計
高田町	町	町	町	町	町	町	町
養老村	一〇・〇	三九七・六		四〇七・六	九・一	四五二・七	八六九・四
廣幡村							
上多度村					八・四	三五三・三	三六一・七
下多度村		三・〇		三・〇	二一・八	八九二・一	九〇六・九
池邊村		一	一	二	五	八	
笠郷村							
小畑村		四・二	四・二			四・二	
多藝村		七 五五・七	五六・四			五六・四	
日吉村		二	一 三	四・〇	四二・二	四六・五	
牧田村		二、三三四・〇	二、三三四・〇	二〇・三	四三三・〇	二、七六六・三	
一之瀬村		九一六・〇	九一六・〇	一四・三	二三七・八	一、一七〇・四	
多良村		二、一七二・四	二、一七二・四	九・七	一、六五〇・一	三、八三二・二	
時村		三一・一	四八二・六 五〇四・七	一〇・八	九三三・八	一、四四九・三	
計	一〇・〇	三、二六〇・〇	三、二七二・七 六、四〇二・〇	八八・六	四、九九四・五	一二、四八四・一	

山林原野別面積

林業用適地

林業用適地の内人工造林を要する面積

種別	公有林	社寺有林	私有林	合計
山林面積	四四六・〇町	七三・〇町	一一〇三五・〇町	一五五四・〇町
原野面積	四五・〇	三・〇	一〇八・〇	一五六・〇

林業用適地　本郡山林總面積の内立木地は一萬三千七百三十九町歩、無立木地は一千七百七十二町歩、合計一萬五千五百十一町歩にして、此内將來林業の適地として造林し得る推定面積は一萬四千九百町歩なり。

林業用適地の内人工造林を要する面積　本郡の造林事業は逐年增加の傾向あれども、最近十ヶ年間に於ける人工造林面積は一ヶ年平均三十五町歩餘にして、之を類別すれば公有林九町九段歩、社寺有林九段歩、私有林三十七町歩なり。今後人工を以て造林し得る面積は約一萬二千町歩にして、其内

未立木地　四千百五十町歩
天然林地　七千八百五十町歩

林政

林政　德川以前の林政は記錄口碑の存するものなく、往古は何れの山林も自然の生產物を採集利用する區域に對しては、豪族寺院等の土地占領の外、個人の所有と認めらるべきものなく、又其豪族等の占領地と雖も、務めて之が使用收益を地方住民に許容し、只特に保存を要すべき林野に對し、濫りに伐採刈取りを禁じたり。爾後德川氏に至り、森林の制度を設け之が管理經營の途を講じ、殊に保護撫育に至りては極めて周到なるものなりき。而して其最も力を盡したるは、一般に御料林或は國

土保安の爲め、或は軍事上又は鑛業用の爲め、強て制度の下に之を禁伐し、特に有用材を保護したるの跡あり。元來舊幕時代に於ける林制なるものは、何れの地方も常に地方住民と其の利害關係を結合せしむるを以て主眼とせると共に、林政は統一せるものなりき。

徳川時代に於ける林政　徳川時代に於ける林政につきては見るべきもの少しとせず。殊に森林を保護貴重せしは疑ふべきにあらず。各藩多少の差異ありと雖も、蓋し此の意を認めたるものと謂ふべし。徳川氏は五木と稱しヒノキ、サワラ、ヒバ、モミ、ツガの森林に留意し、慶長五年舊臣山村長兵衛良勝をして代官たらしめ、家祿の外に素木五千駄を與へ、人民にも亦六千駄を與へ、其の方法概ね鎌倉朝の遺法を參酌し、多く舊慣に仍るもの、如くしたり。其當時は一之瀬村以東は木炭の製造を禁じ、專ら水源の涵養を計れりと。爾來終に代官の管掌に歸し、手附手代のものをして伐植の事を擔當せしめ、勘定奉行之を統轄す。後又別に林奉行を置き、勘定奉行に隷して林政を參聽せり。寛文六年二月老臣連署して諸代官に水源山の令を下して曰く、「近年草木の根まで掘取るにより風雨の時川中に泥砂流出、水路澁滯す。今後草木の根掘るべからず、上流左右の山、樹木なきは今春より苗木を植ゑ、泥砂流れ落ちざる樣にすべし。山中燒畑すべからず。是等の事堅く守るべし」と。翌年檢使を發し其形狀を見せしめたり。正徳三年四月戒告するや令條中に曰く、「山林竹木猥りに伐採すべからず。こは古來よりの制禁なるに、近年亂伐するあり。自今以後竹木猥に伐るべからず。

尚木植付なき所には時節を違へず植付べし」と。德川氏の始めに於て既に此規則ありて、林政の周到なるを見るべきなり。德川時代に於ける森林を所有主に區別するときは、概ね官林、寺社林、共有林、民林の四種とせり。而して官林には御料林、御林、御山、御留山、御立林の名目あり。又其の目的によりて田山、水山、田林、砂防林、雪除林等あり。山年貢は通常米何石何斗と稱し小物成と名付くる中に入る。各藩は各自治の有樣なりしを以て林政上に於ても各異なり、其の森林を重視するの程度亦著しき差異あるを見る。本郡は大垣藩及び天領多きを以て左に大垣藩の大體に付き概要を記す。

大垣藩の林政

大垣藩の林政　森林の種類を別ちて定納山、巢山、留山、明山、鞘山、不入山とせり。定納山とは藩有林の內人民に貸付し、樹木を植立せしめ、相當納稅するものを云ふ。巢山とは鷹巢を採る爲めに設く、故に人民の入獵を許さゞるは勿論、嚴に伐木を禁せしものにして、所謂藩主の御獵場なり。留山とは樹木を栽培保護して伐木を禁じ、以て非常の用に備ふる山を云ふ。明山とは村民日用薪炭及建築の爲め檜、杉、赤松、黑松を除き他の雜木を伐採することを許したるものなり。鞘山とは巢山と明山、留山の境界にある巾三間乃至四間の伐木を禁じ、明山立入の境界を判明ならしめたるものなり。不入山とは藩用木と雖も古來伐採を禁ぜるものにして、所謂天領の意義にして幕府の用木ある節は伐採せり。

維新後の林政

保安林　維新後森林行政の必要益々嚴密となり、明治二十九年公有林（町村有林、部落有林其の他公共團體有林）にして地盤に傾斜あるもの及び、林相を調査し其の大部分を伐木停止林として保護を加へ、次で同三十一年森林法實施に際し殆んど保安林に編入せられ、其の面積三千三百十七町二段歩に及ぶ。されど中には保安林の要なきもの少なからざるを發見し、同三十四年五年の兩年度に亘り、保安林調査委員を設け、實地踏査を行ふ。蓋し保安林編入の目的は土砂の流出崩壞の防備水害風雪の防備、墜石の因と危險の防止、社寺風致の保存等の爲めなれば、是に該當せざるものは削除をなせり。次で同四十一年前後に於て更に必要なる場所其他利害關係者の申請により、編入解除を行ひたること少なからず。其の後一部分の編入解除等異動せるものあれど現今は左記の如し。

町村名	反別	町村名	反別
養老村	五四九・一町	上多度村	二二一・〇町
下多度村	七四・一	牧田村	一、一八〇・一
一之瀬村	九一五・五	多良村	二九九・〇
時村	七八・五		
計	三、三一七・二		

砂防法に依る指定地　明治三十年法律第二十九號砂防法により、同三十三年内務省告示第八號及

同四十三年四月七日内務省告示第六十一號を以て、砂防設備を要する指定地は左の如し。

町村名	大字名	字名
多良村	奥	新谷
同	下多良	三舜山
時村	上	切石・栃谷・鍾谷・ゲンゾ・二ッ谷・源氏
養老村	澤田	南山・吉谷・岩須
同	櫻井	坂尻
同	龍泉寺	威徳山
同	勢至	行平
同	柏尾	表山・裏山
同	白石	龍谷
一之瀬村	—	川西・鴻巣・殿垣外
上多度村	小倉	大道下・四石畑・海道上・七ッ屋・北原・三代明神・椿原・中道上・中道下・外並・小倉山
同	鷲巣	藥師山
牧田村	牧田	平井・萩原
下多度村	津屋	北谷・南谷・段の尻
同	若宮	立山・北原・北河原・新開所
同	志津	組古谷・井口・南山・後谷・野中

森林開墾制限地　森林法第三十二條に依り、明治四十四年八月十九日岐阜縣告示第五百五號を以て、森林開墾制限地に編入せられたる場所左の如し。

國名	郡名	町村名	大字名	字名
美濃	養老	牧田村	牧田	平井・門前・和田
同	同	同	乙阪	村ノ尾
同	同	一ノ瀬村	—	東山・鴻ノ巣
同	同	多良村	禰宜上	岡山・加龍谷
同	同	同	宮	加龍谷
同	同	同	奥	田中・前山・廣野・目地子・西岡・東岡
同	同	時村	上原	片蟲・猿海戸
同	同	同	西山	マヤガ谷
同	同	同	上多良	北堂木・前田
同	同	同	時山	東出・西屋敷・平・東屋敷・清内・的場・陰・南屋敷
同	同	同	細野	細野・石子・登・ヨキトギ
同	同	同	打上	平六谷
同	同	同	下山	東谷・大木切・平阻・北左古・ヲトシ・古野・下川原・下田・田ノ尻・

同　同　下多度村　若宮　立山　大木切・和原野
同　同　同　津屋　南谷
同　同　同　志津　小谷・井口・南條
同　同　養老村　瀧泉寺　威徳山
同　同　同　櫻井　平松
同　同　同　勢至　行平
同　同　白石　村上

伐木停止林

伐木停止林　森林法第二十五條に依り、保安林編入に當り相當の調査を要するものにして、當該森林の利害關係者は調査の施行を見て、其保安林に編入せらるべきを豫見し、手續を履行すべきものなり。然るに森林の効用を完からしむるには、直ちに之を準保安林となし、制限せざるべからず。大正十二年六月二十八日左記森林は一ヶ年間伐木停止林と指定されたり。

養老村白石字千人墳　一、二四二ノ二　八町三段二畝九歩
外五十六筆

山林作業

山地作業　以上列記したる土地に於ける各種作業(內開墾制限地は單に開墾の作業のみ)は何れも地方長官の許可を受くるにあらざれば、作業をなすことを得ず。又右の外一般の山地(御料林國有林を除く)に於ける開墾伐木柴刈其の他の作業は、明治二十四年本縣令第三十六號山地作業取締規則

により地方長官の承認を受くるにあらざれば作業をすることを出來難し。

造林奬勵　明治三十年三月本縣令第三十三號を以て山林原野植樹費補助規則發布せられ、民有山林原野に植樹し、又は其郡内の山林原野に栽植するの目的を以て、樹苗を栽培するものに縣費より補助金交付せらる。其歩合左の如し。但栽培費の補助は其の總額の十分の五以内なり。

一類地（用材を得るを目的とし、樹苗を植栽するもの）一町歩に付

樹苗數	扁柏	杉	松
二千本以上四千本未滿	四圓五拾錢以内	參圓五拾錢以内	貳圓五拾錢以内
四千本以上六千本未滿	五圓以内	四圓以内	參圓以内
六千本以上九千本未滿	五圓五拾錢以内	四圓五拾錢以内	參圓五拾錢以内
九千本以上	六圓以内	五圓以内	四圓以内

二類地（水源涵養土砂類雪止等國土保安に依り、樹苗を植栽するもの）一町歩に付

樹苗數	扁柏	杉	松
二千本以上四千本未滿	九圓以内	七圓以内	五圓以内
四千本以上六千本未滿	拾圓以内	八圓以内	六圓以内
六千本以上九千本未滿	拾壹圓以内	九圓以内	七圓以内
九千本以上	拾貳圓以内	拾圓以内	八圓以内

明治三十七年四月縣令第二十一號を以て本則を改正せられ、個人の事業に對しては補助を廢止せら

れ、單に郡市町村の事業に付てのみ從前の例により補助せらる。明治四十三年三月農商務省令第四號を以て、公有林野造林奬勵規則發布に依り、本縣に於ても同年七月造林補助規程を設け、從前の規則を廢止す。而して本規程の要旨は郡市町村(郡組合及び町村組合を含む)水利組合又は森林組合の事業として、造林したるものに付左の標準に依り、造林費の多寡事業の難易成績の良否を斟酌して補助金を交付す。

一、大字其他の部落の所有たりしものを、明治四十三年三月農商務省令第四號發布後、市町村の所有に移したる土地に市町村の事業として造林したるものは、造林面積一町歩に付き金貳拾圓以內

二、大字其他部落の所有たりしものにして、明治四十三年三月農商務省令第四號發布前市町村の所有に移したる土地に市町村の事業として造林したるものは造林費面積一町歩に付金貳拾貳圓以內

三、從來市町村の所有に屬する土地に市町村の事業として造林したるものは、造林費一町歩に付金貳拾圓以內。

四、大字其他の部落の所有に屬する土地に市町村の事業として造林したるものは、造林費面積一町歩に付金拾六圓以內。

五、前各號の外の土地に市町村の事業として造林したるもの及び郡水利組合又は、森林組合の事業として本號又は前各號の土地に造林したるものは、面積一町歩に付金拾五圓以內

右の外郡町村水利組合又は森林組合にして、造林を爲すが爲め防火線を設けたる時は、特に其の費用の三分の一以内の補助金を交付す。以上の規程に依り本郡内に於ても其の補助を受けたるもの二三ヶ村あり。

然るに大正八年四月農商務省令第八號を以て本規則の一部を改正せられ、新に公有林野の管理正分案、入會整理案、部落有林野統一及、施業計畫案編成に要する費用及、公有林野に於て市町村、市町村組合又は、町村組合の行ふ造林及防火線造設、竝公有林野の入會整理及、部落有林野の整理統一の實行に對し補助金交付相成り、大正八年六月本規則に準じ、本縣令第二八號を以て新に造林補助規程を設けられたり。今大體の標準を摘錄すれば左の如し。

造林種別	無立木地	伐採跡地
イ 大字其他部落の所有たりしものにして明治四十三年四月以後新に市町村の所有に移したる土地に市町村の事業として造林したるもの	造林費の三分の二以内	造林費の二分の一以内
ロ 市町村大字其他部落又は其以外の者の所有に屬する土地に、市町村の事業として造林したるもの	造林費の二分の一以内	造林費の五分の二以内
ハ 郡水利組合又は森林組合の事業として、本號若は前各號の土地に造林したるもの	造林費の三分の一以内	造林費の三分の一以内

郡市町村水利組合又は森林組合の事業として、防火線を造設したるときは其の經費の二分の一以内。

大正八年四月以後法定の手續を經て、公有林野の入會整理、又は部落有林野の統一を爲したるときは、其の整理又は統一面積一町歩に付金五拾錢以内。

本費の補助を得て造林せるは牧田村及時村にして概要左の如し。

町村名	大字名	字名	地番	施業年度	事業種別	施業面積	施業經費	補助額
牧田	牧田	和田	五、〇七二ノ一	大正三年	人工造林	六・九〇町	二三七・三九〇円	一八・〇〇〇円
同	同	南山	一ノ二、五七二ノ一	同四年	同	二二・四〇	三三四・八〇〇	一六二・〇〇〇
同	同	同	一ノ二、五、〇七二ノ一	同五年	同	七・〇〇	三二三・一〇〇	一四〇・〇〇〇
同	和田	同	一ノ二	同六年	同	八・三四	一九三・二五〇	九六・〇〇〇
同	同	同	同	同七年	同	八・〇〇	四四六・一〇〇	中止
同	同	同	同	同八年	同	一〇・〇〇	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同九年	同	八・〇〇	二四〇・〇〇〇	一二・〇〇〇
同	同	同	同	同十年	同	七・〇〇	二七三・〇〇〇	一九・〇〇〇

時村は部落有林野整理統一を實行し統一面積（村提供地面積）三百十三町三段二畝十二歩（實測面積六百七十四町六段三畝十歩）に對し一町歩五拾錢の割を以て參百參拾七圓補助金の交付ありたり。

竹林造成奬勵

竹林造成奬勵　竹は固と東洋の特産にして本邦及支那印度に亙りて生育し、其の種類甚だ多く、應用も亦多種多様なり。今若し吾人が日用器具類中より竹材を除くときは、其の不便不利なること蓋し尠少ならざるべし。此の如く用途極めて廣きも一、二の地方を除くの外之が栽培に意を用ふる

もの甚だ少し、故に近來其の需要愈々多きを加ふるに隨ひ、供給は之に伴ふこと能はず。延いて之が亂伐暴採を誘起し、益々其の林地を荒廢せしめ、林質の品位を低下し、收穫を減少するに至れり。之が防止策として大正八年五月農商務省令第十七號を以て、竹林造成奬勵規則を發布され、次て大正八年八月本縣令第三十七號を以て、竹林造成奬勵規程を發布され、縣に於て必要と認むる竹林を指定し、切替、土入、施肥等を施行されたる竹藪に付き相當補助せられたり。大正九年度より補助せられたる竹林左の如し。

大正九年度

事業種別	面積	經費	補助額	氏名
	反	円	円	
土入	一・〇〇〇	二二・〇〇〇	七・〇〇〇	田中董
土入	二・〇〇〇	六六・〇〇〇	一四・〇〇〇	谷口やゑ
切替	一・〇〇〇	六三・〇〇〇	七・〇〇〇	栗田慶之助
施肥	二・〇〇〇	七二・〇〇〇	一四・〇〇〇	石原敏雄
施肥	一・〇〇〇	二五・二〇〇	七・〇〇〇	五井一吉
施肥	一・〇〇〇	二一・四〇〇	七・〇〇〇	清水周藏
母竹植栽	一・〇〇〇	三二・五〇〇	一〇・〇〇〇	大橋鶴二
施肥	二・〇〇〇	七一・八〇〇	一四・〇〇〇	大橋敬二
施肥	五〇〇	一三・九〇〇	三・〇〇〇	大橋榮作

大正十年度

事業種別	面積	經費	補助額	氏名
土入	一・〇〇〇反	二八・〇〇〇円	七・〇〇〇円	安藤成城
土入	一・〇〇〇	五三・〇〇〇	一四・〇〇〇	木村勇三
切替	二・〇〇〇	四五・二〇〇	七・〇〇〇	內山信一
施肥	一・〇〇〇	三〇・六〇〇	七・〇〇〇	近藤藤十郎
施肥	一・〇〇〇	二三・三三〇	七・〇〇〇	安藤金五郎
施肥	一・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	野村重左衛門
母竹植栽	一・〇〇〇	二七・〇〇〇	一〇・〇〇〇	安藤宇吉
鞭根植栽	五〇〇	一一・〇〇〇	五・〇〇〇	田中操造
切替	一・〇〇〇	三四・〇〇〇	七・〇〇〇	日比琢三
土入	二・〇〇〇	五六・〇〇〇	一四・〇〇〇	栗田慶之助

大正十一年度

事業種別	面積	經費	補助額	氏名
母竹植栽	一・〇〇〇反	八〇・〇〇〇円	一〇・〇〇〇円	大橋敬二
鞭根植栽	五〇〇	三〇・〇〇〇	五・〇〇〇	山幡幾次郎
施肥	一・〇〇〇	一五・〇〇〇	七・〇〇〇	古市彦太郎
土入	一・〇〇〇	四・五〇〇	七・〇〇〇	田中操造
土入	一・〇〇〇	三五・〇〇〇	七・〇〇〇	田中董
土入	一・〇〇〇	二五・〇〇〇	七・〇〇〇	安藤金五郎
切替	一・〇〇〇	三〇・〇〇〇	七・〇〇〇	安藤成城
施肥	一・〇〇〇	二五・五〇〇	七・〇〇〇	石原敏雄
切替	一・〇〇〇	一二・〇〇〇	六・〇〇〇	清水治郎吉
施肥	一・〇〇〇	一五・四〇〇	七・〇〇〇	水野喜一

大正十二年度

事業種別	面積	經費	補助額	氏名
		円	円	
母竹植栽	一・〇〇〇	三二・〇〇〇	—	山田貞藥
土入	一・〇〇〇	一七・〇〇〇	—	池田藤一
土入	一・〇〇〇	二一・〇〇〇	—	日比文藏
土入	一・〇〇〇	二八・二〇〇	—	內山信一
切替	一・〇〇〇	三〇・〇〇〇	—	安藤金五郎
切替	一・〇〇〇	四五・〇〇〇	—	田中操造
切替	一・〇〇〇	三〇・〇〇〇	—	野村武一
施肥	一・〇〇〇	四四・五〇〇	—	田中準三
施肥	一・〇〇〇	一七・〇〇〇	—	高橋藤作
施肥	一・〇〇〇	一八・六〇〇	—	三輪與十郎

特殊樹苗下付　近來民有林の植栽は其の伐採に伴はず。殊に近時木材の需用增進に伴ひ、森林過伐の弊甚だしきものあるは實に林野產物の需要供給を始め水源涵養土砂扞止等國土保安治水保護上憂慮すべき所にして、この原因元より種々ありと雖も、樹苗の不足に因るもの多きを認め、其の供給を潤澤にし、造林の促進を圖る爲め、曩に樹苗養成奬勵規則を公布せられ、次で大正九年十一月本縣令第六十號を以て、特殊樹苗下付規則を制定されたり。大正九年度以來特殊樹苗下付狀況左の如し。

大正九年度

町村名	桐	栗一年生	栗接木	計	人付人員
	本	本	本	本	人
高田町	九〇	八五	七〇	二四五	九〇
養老村	一五五	一五〇	一〇〇	四〇五	一五五
廣幡村	六	三	—	九	六
上多度村	八五	—	—	八五	八五
下多度村	九五	四〇	二〇	一五五	七五
笠郷村	四〇	五〇	四〇	一三〇	四〇
小畑村	七〇	一〇	八	八八	一五
多藝村	一五〇	一二〇	一〇〇	三七〇	一二五
牧田村	八〇	一〇〇	八〇	二六〇	八〇
一之瀨村	七九	一八〇	一二〇	三七九	二六〇
多良村	五〇	三〇	三〇	一一〇	五〇
時村	五〇	三一	三一	一一四	八〇
計	九五〇	八〇〇	六〇〇	二、三五〇	一、〇六一

大正十年度

村名	桐	朝鮮栗	栗嫁接苗	計	人付人員
	本	本	本	本	人
養老村	一〇〇	一〇	二〇〇	三一〇	四四
廣幡村	—	—	五	五	四
上多度村	—	二〇	一九〇	二一〇	二一〇
下多度村	五〇	一〇	一〇〇	一六〇	二三
池邊村	三〇	—	—	三〇	一〇
笠郷村	三〇	—	五	三五	一四
小畑村	四〇	—	五〇	九〇	八〇

多藝村	三〇	一〇	一〇〇	一四〇	四九		
牧田村	三〇	一〇	一〇〇	一四〇	一九		
多良村	七五〇	—	—	七五〇	七五〇		
時村	九〇	一〇	一〇〇	二〇〇	一三〇		
計	一、一五〇	七〇	八五〇	二、〇七〇	一、三三三		

大正十一年度

村名	桐	栗接苗	朝鮮栗二年	朝鮮栗一年	人付人員
	本	本	本	本	人
養老村	四七〇	六〇	八	四〇	四七
廣幡村	五〇	五〇	八	四〇	三二
上多度村	八〇	五〇	一二	三〇	一七二
下多度村	六〇	五〇	一〇	四〇	二三
池邊村	六五	五〇	一〇	三〇	二三
小畑村	八〇	八〇	七	四〇	七二
多藝村	四〇	四〇	五	四〇	五〇
日吉村	四〇	四〇	一六	五〇	一三
牧田村	五五	五〇	二〇	四〇	七〇
一之瀨村	九〇	一〇〇	二〇	六〇	三〇
多良村	一〇〇	一五〇	一四	六〇	一一〇
時村	一一三	一三〇	二〇	二三〇	二三〇
計	一、二五〇	八五〇	一五〇	七〇〇	一、三〇二

縣樹苗圃　本縣山林の荒廢は年を逐うて甚だしき結果連年洪水暴漲し、殊に明治二十九年、三十年の水難は一層慘狀を極め、縣民の被害實に名狀すべからず。同三十年四月湯本義憲本縣知事とな

るや、深く治水の必要を感じ、赴任早々東北の山嶽部を巡視し、治水の根本計畫を立つることの頗る緊急事業たるを知り、一面植樹したるものに補助を與へ、山林の改良增殖を圖ると共に、完全なる樹苗を栽培して普く縣下を充し、容易く植樹を爲すことを得せしむるの方法として、明治三十一年より同五十年に至る二十ヶ年繼續事業を以て、樹苗の無償下付を實施せり。其の經費總額四拾九萬六千貳百貳拾四圓、植込豫定面積五萬二千町歩とせり。此內本郡に屬する分、杉七十五萬七百本扁柏二百四萬餘本、黑松百八萬三千九百餘本、其他椚、山橿十八萬五千二百本、合計四百五萬九千九百餘本、山植面積約九百八十町歩に達せり。

明治三十一年不破郡關原村に於て、杉、扁柏、黑松の播種事業に着手す。同年度は本縣直營にして、技師久米幸三郎主任なり。同三十二年三月本縣令第二十二號を以て、樹苗圃設置規則を發布せられ、一切の事務を樹苗圃所在地郡長に處理せしむ。樹種は杉、扁柏、黑松の三種にして、縣下樹苗圃區域を十三區に頒ちたり。此年播種地に根切蟲發生し、苗根の蝕害せられたるもの多し。同三十三年二月始めて黑松を下付せり。出願本數の多少に依り、各郡より苗木の融通を受け、同時に配給せり。同三十四年一月樹苗圃に物置小屋を建設す。從來下付樹苗の植込監督は專任のものゝみなりしが、前年十月知事川路利恭の赴任せらるゝや、植林事業の奬勵監督に一層注意を與へられ、樹苗の下付植栽の季節には、郡長以下郡書記殆んど總出張にて、此の事業の監督をなすことゝなれり。

同三十五年二月樹苗圃の設置規則改正ありて、樹種を杉、扁柏、花柏、羅漢松、赤松、落葉松、栗、椚、白楊、山樝、羅漢柏の十一種に改め、杉、扁柏は山植一年前苗にて下付す。同月本縣告示第四十六號を以て樹苗圃の位置名稱を變更せられたり。同月本縣訓令第九號を以て樹苗圃設置規則施行心得を發布せらる。又同時に林業技手設置規定を發布せられ、各郡に在勤す。三年五月降雨頻繁床面濕潤に過ぎ、扁柏播種は殆んど枯損せり。同年八月本縣訓令第五十八號を以て、樹苗下付取扱手續を定められる。同三十六年三月より四月に渉り、降雨頻繁移植作業に困難す。扁柏の播種及移植地共に濕害を受け、多く枯損せり。同三十七年七月より九月に渉り、旱天持續のため、一回移植殆んど枯死せり。同四十三年三月前年旱害のため、樹苗を尾張より購入移植したるも、良好なる成績を收めざりき。同年七月本縣令第二十九號を以て、樹苗下付規則の一部を改正し、樹苗を杉、扁柏、赤松、黑松、落葉松、椚、栗、白楊、山樝、欅、漆、厚朴、胡桃、山赤楊の十四種に變更し、山植二年前樹苗下付を開始す。同年十一月本縣令甲第四十五號を以て、本事業を郡長の施設事業となせり。以下大同小異なるを以て略す。

二十ヶ年繼續事業も大正六年度を以て滿了し、引續き大正七年度より十二ヶ年繼續事業として、植樹奬勵を行はるゝ事となり、大正七年三月十三日縣令第六號を以て、植樹奬勵規則の發布となり、從前の事業は一切同年度限り打切りとなり、各町村分苗圃も全部廢止せり。而して十二ヶ年繼續事

業たる植樹奬勵の方針は縣に於て種苗の無償配付を爲し、又郡市町村其他知事の必要と認めたる團體に於て、樹苗圃を設置し、團體自營の造林事業に充てしめ、又關係地域內造林希望者に無償配布せしむるものにして、本郡にて改正規則に依り九年度以後に於て、樹苗圃を設置したる團體左の如し。

大正九年度

町村名	苗圃面積（反）	樹種	本數	配苗團體名
時村	五〇七	ヒノキ、マツ	三五、〇〇〇、〇〇〇本	時村
多度村	一、〇〇〇	ヒノキ、マツ	六〇、〇〇〇、〇〇〇	多度村農會
牧田村	六二五	ヒノキ	四〇、〇〇〇、〇〇〇	牧田村
上多度村	一、〇〇〇	ヒノキ、マツ	五〇、〇〇〇、〇〇〇	上多度村農會
養老村	七〇〇	ヒノキ、マツ	八〇、〇〇〇、〇〇〇	養老村農會

大正十年度

町村名	苗圃面積（段）	樹種	本數（本）	配苗團體名
時村	五〇七	ヒノキ、マツ	三五、〇〇〇、〇〇〇	時村
上多度村	五〇〇	ヒノキ	一五、〇〇〇、〇〇〇	上多度村農會
一之瀨村	五〇〇	ヒノキ	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一之瀨村農會
牧田村	六二五	ヒノキ	四〇、〇〇〇、〇〇〇	牧田村
養老村	八〇〇	ヒノキ、マツ	一〇、〇〇〇、〇〇〇	養老村農會

右樹苗は既設縣苗圃より下付に係るものなり。

然るに戰後諸物價昇騰勞銀暴騰の爲、縣費の補助を以て町村苗圃を經營するも、常に手入保護行屆かず、完全なる樹苗の養成は困難にして、少額郡費より補助の策を講せしも、尙除草手入周到ならず、枯損多く良好なる成績を擧げ得ず。本縣は古來治水難と稱せられ、以前木曾川流域下流改修工事を竣功さるゝに當り、縣民の福利益々增進されたり。然るに近來河川の下流よりも、寧ろ上流の汎濫漸く多きを加ふ。是一に以て材價昇騰に依る亂伐の結果に外ならず。鹿子木知事は深く憂慮せられ、多大の盡力を以て、曩に木曾川流域上流改修工事を企畫せられ、大正十一年度より十五ヶ年繼續事業として、時の政府に歎願し、遂に之が目的を貫徹し、一層水源涵養土砂扞止の義起り。遂に從前の植樹奬勵たる十二ヶ年間繼續事業は一部變更され、水源涵養植樹と命名し、大に植樹の聲を上げ、國家の安定を計られたり。卽ち大正十一年五月本縣令第二十七號を以て、新に植樹奬勵規則を發布し、主として治水關係地域の造林に着手し、下付すべき樹種は杉、扁柏、松、椚、山赤楊、山樗、ニセアカシヤ、其他知事の必要と認めたる樹種にして、郡、市、町村、其他個人に無償下付し、特に個人にありては山林十町步未滿所有者に山植樹苗を下付し、其他は山植一年前を下付し、大正十一年度より二十五年度に至る十五ヶ年間繼續事業（上流改修工事と同一）とし、總經費

百七萬圓を計上せり。本計畫發布せらるゝや、本郡下多度村大字志津に縣樹苗圃を設け、本郡竝に海津郡へ配布せん計畫の許に約七段歩を設置せり。現に下多度村大字志津安藤金五郎は本樹苗圃管理人として之が經營に當れり。岐阜縣告渝に曰く

岐阜縣告諭第一號　山林の經營たる國土保安上一日も等閑に附すべからざるものにして、獨り國家の資源を增進するのみならず、治水上至重至要の關係を有す。近時世界戰亂の影響は木材の需要を激增し、價額等しく奔騰し、雜木の利用亦一新機軸を開けり。然るに之が反響は植伐の軒衝を來し、最近の統計に依れば伐採面積の植栽面積を超過すること毎年三千町歩內外に達す。今後尙此の狀態を持續せんか、林地の荒廢となり延ひて國土の安定を失し、民福を阻害すること甚大なるものあるべし。今や多年の戰亂漸く鎭まり、列國相共に戰後の經營に努め、經濟的競爭漸く滋からんとす。吾縣民亦齊しく覺醒奮起して以て之に當らざる可らず。而して其の施設一にして足らずと雖も全面積中八割餘の山林面積を占め、而も水害頻臻の吾縣にありては、先づ以て植樹の風を更に一層振興するが如きは最も機宜の處置なりと認む。時恰も戰後永久の平和を熱望するの聲世界の四隅に瀰るに際し、平和記念の事業として、茲に記念植栽日を定め、縣下の各山林所有者に於て一齊に植樹を實行せむことを望む。而して其の記念日は濃飛各々其の氣候風土及慣習を異にし、之を一定し難きを以て、別に告示に依り定むることゝせり。縣下の山林所有者銳意

之が實行に努むる所あらば啻に本縣林業の發展に稗益すること鮮少ならざるのみならず、又以て治水の基礎を確立するに足るべし。當業者克く此の趣旨を體し率しく記念植栽に努めむことを望む。

大正十一年五月十六日　　岐阜縣知事　上田萬平

本縣告示第百六十八號　　大正十一年五月十六日

記念植栽日

一之瀬村	毎年	三月二十日
時村	同	三月三十一日
養老村 上多度村 下多度村 多良村	同	四月三日
牧田村	同	四月八日

明治三十四年度より大正十年度に至る、本縣下付樹苗郡當數を左に掲げん。

年度	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	バケシバリ	計
明治三十四年	七、三三三	—	二四、四四一	—	—	三一、七七四
同　三十五年	二二、八七四	二〇、七一七	—	—	—	四三、五九一
同　三十六年	一三二、四九〇	四二、一三〇	一一四、二〇〇	—	四四、〇四〇	三三二、八六〇
同　三十七年	一七〇、五一〇	五二、三八〇	六三、一〇〇	—	一七、六〇〇	三〇三、五九〇

同　三十八年	一一六、四〇〇	二五、四〇〇	五三、六五〇	一四、二〇〇	九、四〇〇	二一九、〇五〇
同　三十九年	五五、六〇〇	二一、〇〇〇	一二、四〇〇	—	五、七〇〇	九四、七〇〇
同　四十年	三二、六〇〇	一一九、八〇〇	二五、〇五〇	一二、五〇〇	一、六〇〇	一九一、五五〇
同　四十一年	一四、四〇〇	五一、九五〇	五、九二〇	二三、二二八	一、八〇〇	九七、二九八
同　四十二年	六八、〇三五	二七、一六〇	四四、九四〇	九、〇〇〇	—	一四九、一三五
同　四十三年	四五、六〇〇	二七、三六〇	四六、一〇〇	五、七〇〇	—	一二四、七六〇
同　四十四年	一六、〇〇〇	三九、〇〇〇	三五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	九五、〇〇〇
大正　元年	五、三〇〇	一六八、〇〇〇	一六、七四〇	二九、〇〇〇	—	二一九、〇四〇
同　二年	二三、六〇〇	八八、〇〇〇	三、七〇〇	一、〇〇〇	—	一一六、三〇〇
同　三年	二五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五、〇〇〇	三、二〇〇	—	一二八、二〇〇
同　四年	—	三九、〇〇〇	二九、九七〇	二、三〇〇	—	七一、二七〇
同　五年	—	四七、一五〇	—	—	—	四七、一五〇
同　六年	—	一八八、八〇〇	—	—	—	一八八、〇〇〇
同　七年	一五、〇〇〇	—	一五八、六〇〇	—	—	一七三、六〇〇
同　八年	—	四〇八、四五〇	五五、九〇〇	—	—	四六四、三五〇
同　九年	—	三六二、八〇〇	六五、〇〇〇	—	—	四二七、八〇〇
同　十年	—	二三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	—	—	二七〇、〇〇〇
累　計	七五〇、七四二	二、三九〇、〇九七	八一四、七一一	一〇五、一二八	八〇、一四〇	三、七八九、〇一八

植伐關係

植伐關係　本郡に於ける山林推定面積は前述一萬五千五百十一町歩にして、全面積の七割二歩に相當し、之が植樹奬勵の適否は治水竝に國土保安上將又公私經濟の消長に、至大の關係を有するに拘らず、近時造林面積の却つて減退の趨勢を呈し、卽ち最近十ヶ年間に於ける人工造林面積は毎年

平均四十九町五段歩にして、内公有林九町九段歩、社寺有林九段五畝歩、私有林百五十八町八段歩にして、年々過伐面積公有林に於て二十六町四段歩私有林に於て百二十三町八段歩に達せるは、本郡林政上頗る憂慮すべき問題なり。就中八千七百四十九町二段歩を有する私有林に至りては、動もすれば經理其の宜しきを得ずして、資源涸渇の因を醸生せんとするは最も遺憾とする所なり。故に今後水源涵養植樹を實行し、年々三百五十町歩の造林計畫案を樹立し、之に要する苗木百萬餘本を年々生産し、十五ヶ年後約五千町歩の造林事業を完成せしめんとし、本縣下多度樹苗圃の合理的作業を實行せんと企圖せるなり。今最近十ヶ年間に於ける伐採面積と造林面積とを比較對照せん。

年度	人口造林				伐採面積				差異
	公有林	社寺有林	私有林	計	公有林	社寺有林	私有林	計	
	町	町	町	町	町	町	町	町	町
大正元年	二一・八	一・五	二三・〇	四六・三					
同二年	六・二	四・二	二七・九	三八・三					
同三年	七・四	一・〇	三二・一	四〇・五					
同四年	一三・九	二・〇	三六・八	五二・七	四〇・〇			七四・三	一一四・三	六一・六
同五年	一六・一		四一・二	五七・三	八〇・一			二五三・〇	三三三・一	二七五・八
同六年	一六・四		三六・八	五三・二	四〇・〇			一一四・三	一五四・三	一〇二・一
同七年	二・二		三八・六	四〇・八				一九四・〇	一九四・〇	一四六・〇
同八年	一・一		二七・四	二八・五	四七・〇			一六八・〇	二一五・〇	一八六・五
同九年	一〇・二	四	六二・四	七三・〇	四七・〇			一六八・六	二一五・六	一四二・六
同十年	三・九	四	二四・七	二九・〇				一三九・五	一三九・五	一一〇・五
計	九九・二	九・五	三五〇・九	四五九・六	二五四・一			一、一一一・七	一、三六五・八	一、〇二五・一

平均	九・九	九	三五・一	四五・九	二五・四	—	一一一・一	一三六・五	一〇二・五

最近十ヶ年間に於ける森林開墾面積

年度	森林種類	箇所數	開墾面積 町
大正元年	私有林	二七 箇	二・二
同二年	同	四五	三・九
同三年	同	三三	六・四
同四年	同	七八	四・九
同五年	同	七八	四・四
同六年	同	八三	八・八
同七年	同	一四〇	六・五
同八年	同	一五八	八・五
同九年	同	六一	一・八
同十年	同	二五	四・六
計	同	七二八	五二・〇
平均	同	七二・八	五・二

林野産物

林野産物　本郡林産物中最も多きは木炭にして、全産額の過半を占め、明治四十四年前後より激増し、其の價格實に拾四萬七千八百餘圓を算す。之れ近年木炭の需要增加し、價格騰貴したると本郡山岳部に於ける道路の改修成り、運輸交通の便を得たるに基因するものなり。然れども民有山林に於ては漸次樹木缺乏し、年々産額も從來の比にあらず。次は木材なり、電柱用材、樽丸用材、其の他建築用材等産するも大材に乏し。年産額約五、六萬圓に達す。主として一之瀨村及牧田村に産

す。上多度村及下多度村は古來雜木は七、八年生にて伐採し、海ノ川用粗朶として愛知縣及三重縣地方へ搬出す。其の產額參、四萬圓あり。相當搬出時季は盛大なり。

副產物に椎茸あり。從前自然生のものありしが、一之瀨村及多良村に於ては本縣椎茸敎師の派遣を得、實地傳習し現今自家用として相當栽培し、其の成績良好なり。其他松茸あり。山間避遠の地には山葵あり。古來時山山葵と稱し、靜岡に勝る香氣を有す。自然生山葵多く兼ねて本縣山葵敎師の派遣を得て之が栽培を奬勵し、尙郡に於ても郡費より補助をなし、山葵田開拓に要する費用一坪當り六拾錢の補助を與へ、以て大に奬勵する所あり。尙最近本縣山林會主催に係る山葵栽培試驗地を時村大字時山に設置し、模範的栽培を試み、十ヶ年間土地を借入れ、以て當業者に周知せしめんと企せり。其他下駄材、桐材及竹材等相當あり。由來本郡は溫暖にして土地肥沃なり。地質亦古生層に屬し、樹木の生育に適合し、林產奬勵上實に天惠の地と稱せらるべし。今左に町村別林野產物を示せば

種別		養老村	上多度村	下多度村	日吉村	牧田村	一之瀨村	多良村	時村	計
丸材	(石)	三	六	二	一七	四四〇	三一〇	四三	七〇	一、九三〇
	(圓)	一七	五七	一四四〇	一三六	五二八	五四〇〇	六三六	六一四〇	二〇〇六四
角材	(石)	一〇	五九	二	一	一〇〇	五四八	二一三	一	九四〇
	(圓)	一七〇	一〇〇三	一八七四〇〇	一	一七〇	九八一五	四〇一八	一	三三、八七六
挽材	(坪)	二一六	二	一	一	一四〇	三五四〇	三五四〇	一九四〇	一五、八四八
	(圓)	五六七	九	一	一	三二四	四〇、五〇〇	一〇八五	五七四〇	四三、〇五五

下駄材	竹材	杉皮	檜皮	檸呂	竹皮	栗	白炭	黒炭	其他	椎茸	松茸	諸蘭類	蔬菜	下草
駄	束	坪	坪	坪	束	石	俵	俵	斤	斤	俵	俵	俵	束
一	四〇〇	二三〇	三〇	一	八〇〇	三	一	一	一	一	一	一	一一〇	三、二〇〇
一	九〇	五九	九	一	二一〇	七五	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇八
三六	六八四	一	一	一	五四〇	二	一	一	一	一	一五	一一〇	一	二、三〇〇
二、九一三	五、八二六	一	一	一	三、五三〇	一	一	一	一	一	五	九	一	七五〇
一〇〇	六五	一	一	七	一〇	二四〇	一	一	一	一	一七五	一五	一	三〇〇
一〇〇	六	一	一	一五	一〇〇	六	一	四、〇〇〇	一	五〇	一〇〇	一	一	三、〇〇〇
一、〇〇〇	一〇〇	八、〇〇〇	一	一五	一〇〇	一	一	一三、六六六	一	一	一	一	一	一〇

柴	束	七、七〇〇	一、九五〇	三二、八五〇	一、七三〇	四三、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、三八〇	六二、〇〇〇	二七二、六一〇
	圓	九二四	三二九	三、六一三	三二八	五、一六〇	八八〇	一、七三三	九、三〇〇	二二、二六七
五培子	〆	—	—	—	—	—	三〇	三〇	—	六〇
	圓	—	—	—	—	—	三〇	一二五	—	一五五
計	圓	三、一〇九	四、九〇三	二九、八四九	八七二	一一、四四四	七六、五七五	五三、九五八	一一三、六四六	二九四、三五六

樹木の種類

樹木の種類　本郡中赤松の天然林は養老村、上多度村、下多度村及日吉村に生ぜるも、他樹種と其半を爭はん。黑松は以前松蛄蜥の被害ありしも、近來漸く造林に着手し、比較的良好なる成績を擧げつゝあり。松及扁柏は多く牧田村、一之瀨村に產す。手入の周到なる事殊に枝打の丁寧なる小吉野式林等の感あり。其他は單純林なるもの少く、多くは雜木と混生し、郡內を通じて林相は比較的單純なるものと云ふべし。今重なる樹種を左に記す。

いぬつげぶな、さくら、しで、えんじゆ、かへで、もみ、かし、いものき、やまならし、はんのき、どろ、とちのき、ちしやのき、りようぶ、かははんのき、やなぎ、かつら、つが、ねむのき、ねづこ、ねずみさし、うつぎ、くろまつ、くりのき、くぬぎ、やまくは、やまはんのき、やしやぶし、けやき、そよも、めるで、こなら、あかがし、あかまつ、あせび、あすなろ、さかき、きはだ、しほじ、しらがし、しきび、しいのき、ひのき、すぎ、つばき、つゝじ、とねりこ、うるし、かや、ひいらぎ、もちのき、さんしよ、かき、みずめ、にせあかしや、はげしばり。

治水事業

治水事業　養老山脈は地質秩父古生層に屬し、基岩極めて詭弱にして、僅に地被物に依り漸く地

殻の構成維持を爲すに過ぎず。何れの山嶽も基岩露出し、其の傾斜四十度より四十五度に至る、急斜地又は峭嶮地にして、大河川に乏しく、北谷、峠古谷、南山谷、志津谷(下多度)七ッ屋谷、小倉谷(上多度)養老谷、柏尾谷、勢至谷、牛谷、壌谷、吉谷(養老)平井谷(牧田)花瀬谷(一之瀬)新谷(多良)相谷、二ッ谷(時)等小谷頗る多し。之等谷一朝豪雨に際會せば、今迄の一面大石磊々たる廣き川原は濁水澎湃し、巨岩大石を飛ばすの狀態にして、前記各町村住民は治水に關し、古來大に憂慮せらるゝ處たり。一方本縣土木課に於ては早くも砂防工事施行に着手し、養老村大字白石、澤田、上多度村大字小倉、一之瀬村字川西等各所に亘り、砂防工事石堰堤工事を施設し、山腹崩壞土砂流出の防止に努む。之が面積及經費を示せば左表の如し。

年度	町村名	大字	面積	經費
大正五、六、七年	養老村	白石	二、〇七六坪	一二、三一一・五五〇円
明治四十三年ヨリ大正十年迄	上多度村	小倉	二六、六九八	八二、一七八・三一〇
明治三十九年	一之瀬村	川西	一、八〇〇	二、四八二・五六〇
合計			三〇、五七四	九六、九七二・四二〇

崩壞地調　本郡山地の崩壞箇所は三百二十九、其の面積實に十三萬二千六百五十二坪に達せり。之が主なる原因は傾斜急なる山腹の脚部が水の爲め洗取られ、或は溶解し易き石灰岩粘板岩が堅き岩層の內に介在するとき、又は岩石に裂目の生じ脚部の洗取らるゝこと、及林木を伐採せし爲め、

山骨露出し水が岩石中に浸入し、氷結する等原因多しと雖も、本郡に於ては豪雨に依りて土地の上層著しく軟化し、山地の構造上地被に弱點のある部分は現狀を維持すること能はず。暴雨特に霖雨後の大雨に際して起ること多く、明治四十四年より大正九年に至る、既往十數ヶ年に於ける雨量を調査するに、六月、八月、九月は二百八十九粍に達せり。故に河川の汎濫土砂流出も夏季に於て最も著しきものなり。

養老公園氣象觀測所に於ける最近十ヶ年間に於ける雨量調。

月別	明治四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	合計	平均
一月	一二五・一	八七・八	二九・九	八九・三	一六一・〇	六二・七	一〇八・八	一三三・六	一七一・四	一〇〇・四	一、四九・〇	一二四・九
二月	五七・五	一三〇・七	四四・六	七〇・四	一九九・四	一三九・八	五二・〇	四七・五	七四・七	一三八・五	九五四・九	九五・四
三月	一一七・〇	一五一・〇	五八・八	一三三・三	一〇六・〇	七一・一	一三五・二	八四・九	一七三・二	一五四・〇	一、五〇〇・五	一五〇・〇
四月	一〇八・三	一三七・四	一七四・五	一二九・九	三一四・〇	一八三・三	一二一・八	一五七・四	一〇八・七	一五一・九	一、八五七・二	一八五・七
五月	一四五・四	一四七・二	三四三・八	二五〇・四	二九四・六	二五六・〇	六七・七	二六五・九	五四・六	二一〇・四	二、〇四六・〇	二〇四・六
六月	四一四・七	二一一・四	三一〇・二	二一四・三	三三〇・八	六二・〇	一三九・九	三九〇・一	一三五・〇	三一九・三	二、九八八・七	二九八・八
七月	三三三・二	三〇八・九	三八・六	一〇一・九	七九・九	一七八・〇	一七四・六	三三八・三	五二八・九	一八二・五	二、二六四・八	二二六・四
八月	三七〇・三	三三〇・六	一八六・八	三四〇・八	四一五・九	二五四・五	二一九・八	二四八・八	一三〇・〇	七六八・〇	三、一七五・五	三一七・五
九月	三一九・九	二〇七・〇	一四六・七	一九六・五	二五八・八	二七三・四	一四九・四	四八六・七	二二五・〇	二一二・三	二、四七五・七	二四七・五
十月	八七・九	八四・〇	四三四・三	七一・六	二四九・〇	二〇六・〇	三〇六・九	一六七・八	二三五・六	九三・七	一、八一四・八	一八一・四
十一月	九六・三	五一・七	一一四・二	六〇・三	一三七・三	一八三・四	五九・九	一八〇・七	一六九・七	八九・二	一、一四二・七	一一四・二
十二月	八五・九	一二八・八	八五・四	六〇・三	一一七・五	一〇五・七	一〇〇・三	一四三・六	一三六・五	一五六・四	一、一一〇・四	一一一・〇
計	二、三五一・五	一、八六六・五	一、九七七・八	一、八〇八・〇	二、六八四・二	二、五四〇・九	一、七二九・三	二、八二四・三	二、二二一・三	二、六八六・四	二三、五九〇・二	二、三五九・〇

第四節　商工業

商工業概況

本郡は大垣岐阜名古屋等の市街地を距ること遠からざるが故に、稍高價なる物品は直ちに是等の地に走りて需むるのみならず、土地もやゝ僻在するを以て、人の往來亦隨つて少ければ、古より商工業共に遲々として進歩を見ず。

高田町は郡の中央に位し、郡役所、警察署、郵便局、裁判所出張所等ありて、數百戸の商店檐を連ねて一市街をなし、大正二年養老鐵道の開通に伴ひ、二三の工場も起り少しく見るべきものあるに至れり。養老、船附、栗笠、烏江、時村には二三十戸乃至四五十戸の商店あり。

工業は酒醬油製造及製綱製繩製織製紐皮革化製等近時俄に發達せり。

古代市場概

郡内町村の字名中には往々古へ市場を設け、商工業を營みたる名殘を留むるものあるを見る。高田町字元町。廣幡村飯木字番匠田。日吉村安久字研屋。同村橋爪字榎町同十日市畑。養老村。五日市字下市場。同村勢至字町屋同鍛冶屋町。笠郷村下笠字上市場及下市場。一之瀨村字町屋及鑄物谷等是なり。

古代相場

一、慶長以後二三の相場附左の如し。

一、慶長初年高田町宿料中等百三十文

一、安永四年多良村にて鼻紙一束代五分、米二十八石七斗五升六合代金十六兩二匁三分

一、天保七年時村にて米一升代二百六十七文、麥一升代百文

一、同九年同村にて金一兩に付錢七貫文、金十兩に付米十二俵六分五厘但四斗三升入酒一合三十六文

商工業戶數

大正十一年商工戶數統計

町村名	商業戶數	工業戶數	町村名	商業戶數	工業戶數
高田町	三二九戶	一〇五戶	養老村	五二戶	一〇戶
廣幡村	二戶	一戶	上多度村	二八戶	九戶
下多度村	四二戶	一九戶	池邊村	八戶	一八戶
笠郷村	七八戶	五三戶	小畑村	六戶	二戶
多藝村	一〇八戶	一七戶	日吉村	四戶	八戶
牧田村	二四戶	二四戶	一之瀨村	一〇戶	一〇戶
員村	四〇戶	二〇戶	時村	五四戶	一八戶
合計	七八五戶	三一四戶			

主要商工品

郡內主要の商工品

（大正十一年四月現在）

會社又ハ營業者	種類	產額	價額	仕向地	仕入先
片岡毛織工場	セルヂス	五、〇〇〇反	五〇、〇〇〇円	內地	愛知縣海東郡津島町本工場
多賀毛織工場	同	六、七〇〇	六七、〇〇〇	愛知縣海部郡津島町	同
玉泉堂養老酒		二〇〇石	三八、〇〇〇	東京、橫濱、大阪、京都等	原料當地方
土屋八十郎	同	二〇〇	三四、〇〇〇	同	同

養老社	紫雲英種子	一、〇〇〇	八〇、〇〇〇	內地	三重岐阜滋賀愛知
山幡富士之助	同	八五〇貫	七〇、〇〇〇	同	同
多良製炭改良組合	木炭	一四三、〇〇〇貫	七一、五〇〇	横濱關西方面	多良村
兩皮革製工場	鼻緒	三六、五〇〇足	七、三〇〇	東京京都大阪方面	多藝村大字大墳
堀井豐經	下駄表	一五、〇〇〇本	三〇、〇〇〇	同	信州及支那
伊藤鐵次郎	天鵞絨	四三五	六、九六〇	滋賀縣長濱	滋賀縣
時山信用販賣共同購買組合	木炭	二〇〇、〇〇〇貫	九七、〇〇〇	名古屋、桑名、富田	時村
共同製網所	マニラ繩	一一、〇〇〇	一六、〇〇〇	四日市、高田	
野村製網所	ロープ	一、〇〇〇	一、四〇〇		
澁谷製麵所	麵類	四五、八〇〇	三二、六五〇		
養老製網所	マニラ繩	五、五〇〇石	八、八〇〇		
養老醬油株式會社	醬油	五二二反	三一、三八〇		
日比製織工場	織物	五、四七一貫	一六、四一三		
川瀨製繩工場	藁繩	三〇、〇〇〇貫	三、六〇〇		
植村製紐工場	紐	三、三〇〇反	二一、〇〇〇		

商工業組合

（大正十二年現在）

名稱	事務所	創立年月日	重ナル種目	會員數	經費豫算	會長又ハ代表者名	區域
高田町青物市場	高田町押越	明治三十六年七月	青物	一一人	三〇〇円	田中文五郎	高田町內
高田町商工會	高田町役場	同　年五月	手工品評會	二七〇	二八九	山田良造	高田町內
米商組合	高田町高田	同三十五年一月	商工業視察	二一	一二四	田中勘六	高田町內
船附商工會	笠郷村船附	大正四年十一月	米	一五	—	岩田貞次郎	船附內
栗笠商工會	同村　栗笠	明治四十五年一月	地方繁榮策	二〇	—	安田基次郎	栗笠內
			同				

養老酒竝菊水酒の由來

續日本紀に「養老元年十二月丁亥令二美濃國一立春曉掘二醴泉一而貢二於京都一爲二醴酒一也云々」又新撰姓氏錄考證に「神櫛王の御兄弟に大碓王あり、其御子の末に武義公ありて正月生氣御井の水を朝家に獻る例なるも、榮水の義を取れるにもあらん。こも亦由緣ありげなり。さらば美濃の醴泉を獻りて酒に造れるもそれより起れるものなるべし云々」又嘉永三年紀州長澤伴雄のかける養老菊水酒の記あり。曰く「美濃國多藝郡多度山の美泉はむかし元正天皇行幸まし〳〵て、大御手御面を洗ひたまひけるに、大御皮肌なめらかにまた御痛處たちまちになほりたまひければ、いたく感驚かして、年の名さへ改て養老と號させたまへりき。しかしてより是を養老の泉といひて、立春ごとにこれを醴酒に釀して京に獻らしめ、歲旦の大御酒にきこしをせること國史に見え、又このほとりの樵夫が至孝のことは物語に見えて、ともに世人よく知れるが如くになん。こゝに予が敎子柏淵正建は高田の里に年久しく家居て、代々醴酒を製り、養老菊水酒と號けて、世にあまねくひさぎたりけるを、いにし寬政八年といふ年のやよひわが一位の殿、この美泉御覽せさすとて、正建が家に御駕寄させたまひけるに、正建が父正匡この美泉の案內つかふまつりて、菊水酒を獻けるに殿甚しうめでたまひて祿物などあまたたまひたりけるより、家の業もいやます〳〵にさかへたりとぞ云々」以上の記事にて此酒の由來の古きを知るべし。美泉堂柏淵正建の家今は酒を釀さずと雖も、高田町土屋八十郎及玉

泉堂等にて年々四百石程の養老酒を釀造し普く世に販賣して養老瀧と共に其名高し。

一、土屋八十郎酒店は元祿二年の創立にして、元甘泉堂と稱したり。明治十一年明治聖帝御巡行の際朝廷の御用品となり。又大婚二十五年の御祝典に獻納の光榮を荷ひ、尙今上陛下が皇太子にてあらせたまふ時獻納又は御買上の榮に浴し、且明治四十三年四月二十一日皇太子殿下養老行啓あらせられし砌特に御買上の光榮に浴せり。

一、玉泉堂は文化三年の創立にして、明治四十一年今上陛下が東宮殿下にてあらせたまふ時、獻納の榮に浴し、尙明治四十二年九月十六日岐阜縣物産館にて御買上の光榮を荷ふ。

養老燒の由來

（一）寛政の頃尾張國海東郡津島の藥種商稻垣某の子に秋二といふものありき。秋二、大橋清左衞門の養子となり、大橋松庵といへり。醫を業とせしが風流に耽り家產を傾け、遂に京都に行き、大雅堂上田金齊の門に入り、陶法を研究し、織部燒にもまさるものを燒けり。晚年養老に來り、山下に竈を築き、養老燒の名を冠して陶器を造りしが、安政四年十月二十日六十三歲にて歿し終に廢絕せり。

（二）素心といふ尼僧、明治十七年頃名古屋より養老公園に移住せしが、ふと陶器に趣味を感じ、同二十一年頃此山にて陶土を得、名古屋瀨戶邊の職工につきて陶法を學び、手づくねにして風致ある抹茶及煎茶器を燒けり。然れども素心一人のすさびに過ぎざれば、其の產額も僅かなりしが素心遷化して終に亡びたり。

（三）明治三十五年牧田村牧田に大工職を營める小谷嘉市といふものありき。名古屋市へ出稼中同市中區七曲り町前田鎌治郎と相はかりて牧田に歸り、同地字門前といふ所にて陶土を得、同年十月頃より養老燒の名を冠らせ製造に着手せり。同三十九年同村字上野宮の谷といふ所にて、再び陶土を發見し、杉田昌太郎五井恒三郎杉田吾市古田源太夫と相謀り、一時盛んに製造せり。其後故ありて職工伊藤國太郎といへるもの單獨にて自營せしが、是亦終に廢業の止むなきに至れり。

（四）高田町土屋八十郎養老燒の衰運に趣くを歎き、自ら竈を築き養老公園内にて酒器又は養老土産に適する陶器を燒けり。其販賣年額八九千圓に及ぶ。

第五節　鑛産物

本郡の鑛産物は其種類及び産額甚だ少く、採つて記すべき程のものあらざれども、其中重なるものを記すれば左の如し。

一、燧石

産地　高田町大字押越字唐谷。養老村大字白石字屏風谷。

雲根志に「火打石は名産多し。國々諸山或は大河等にあり。色形一ならず。山城國鞍馬にあるは色青し。美濃國養老瀧の産同じ此二品甚だよし云々。（雲根志は明和壬辰初冬江州山田浦木内小繁の著なり）

石灰　粘板岩　建築石　錦石　磬石

二、石灰

産地　養老村大字櫻井字大平山。同村大字勢至字行平山。同村大字柏尾字袁山。

三、粘板岩

産地　養老村大字白石字坂津川。

四、建築石

産地　養老村大字白石字瀧谷。日吉村大字橋爪字岡山。

五、錦石

産地　養老村大字白石内谷川。

雲根志に「養老瀧は本朝名瀧の一也。美濃國赤坂驛より七里許南にあり。此近山に錦石といふ大石あり。土俗割取つて硯に供す。紫白の二色にして甚だ美物なり。予明和元年四月二日其地に到つて是を得たり。大石にて一石也。昔は割取しが後世山崩れ彼石土砂に埋もれて得がたし。故に近里の民家に持傳ふるを乞求めて得たり。石質堅からず懐ならず紫色に白點あり。硯に用ひて甚だよし。里人五色石ともいへり」云々。

六、磬石

産地　養老村大字白石内谷川。

雲根志に「近頃濃州養老の瀧壺より出でたりといふ一小石を得たり。聲甚だ清越なり。之を扣けば如レ鉦。述異記に曰く洞庭有二鉦石一扣レ之聲響如レ鉦呼曰二神鉦一」云々。

七、忍石

産地　養老村大字白石養老山。

雲根志に「養老寺は卽ち瀧の邊にあり。此所に火打石の名産あり。其石の中に忍石あり。常の木葉石とは異にして石質至つて堅く青石なり。此石を破れば忍草の紋あり。長さ五七分に過ぎず葉の形最も鮮かなり。寶暦十四年三月十七日茲處に至つて長く拾ひ得たり」云々。

八、石炭

産地　養老村大字白石。

雲根志に「石炭は諸國に多し。色黑く炭の如く實は石也。山中に掘得て貧民薪木に用ふ。甚だ臭き物也。予考ふるに元來木の化したるものなるべし。和名多し。筑前國黑崎にてモヱ石といふ。伊賀國上野にてウニといふ。美濃國本巢郡養老に出づるものは堅きものは石也。半なるものは木なり。柔なるは土也。土中にツクモといふものあり。木の葉の塊なるものにて土の如し。薪に用ゆ。石炭と同種なり」云々。

九、鐵丸石

黄土　鉛鑛　志津石　褐炭

産地　養老村大字櫻井字小羽瀬尾山より産す。

一〇、黄　土

産地　養老村大字澤田字赤山より産す。

一一、鉛　鑛

産地　上多度村大字小倉字トンヒラ谷より産す。

一二、志津石

産地　下多度村大字志津より産す。

雲根志に「美濃國養老瀧の近山田儀山といふ所にある大石これなり。此山に木石なく、方十間餘四面の大石獨立して、往還よりも鮮かに見ゆ。麓に志津村といふあり。昔志津三郎が住せし古跡なりといふ。三郎生涯の内常に此石を愛し、暇ある時は此山に登り、晝夜此石上に遊びしが、三郎滅後靈魂火となつて毎夜志津村より出で、此石上に遊ぶ。今も雨夜毎に然りと。此類の事世に俗說多し蜘・青鷺・或は狐狸のなす所なるべし。石は甚だ見事なる大石也。予も前年此石上に遊べり」云々。

一三、褐　炭

産地　牧田村大字牧田字萩原。

雲根志に「濃州御嶽、日吉、山目、牧田村より産す。石炭上古の木なること識れる人まれなり。又

實あれども知人なし。大さ桃ばかりにして、色漆の如く少し。細長く痣ありて、胡桃に似たり。石炭を穿る穴より稀に出づるものなり。尤も賞すべし」云々。

第十二章　神社

第一節　總說

我國は所謂神國にして、上皇室より下庶民に至る迄、敬神尊祖の念篤く、朝野群載にも「我朝ハ神國ナリ、敬神ヲ以テ先トナスベク、如在ヲ以テ禮トナスベシ」と記せり。本郡にても古來神祇を祭祀するの禮を重んじ、國土創造の神を祀れる社は笠郷村の白山神社、池邊村の神明神社、上多度村の諏訪神社、下多度村の熊野神社、高田町の須賀神社、養老村の日吉神社、廣幡村の多度神社、多藝村の津島神社、日吉村の白山神社、時村の湯葉神社、多良村の愛宕神社、牧田村の麥房神社、一之瀨村の社宮子神社等にて、人代の偉人を祀れる社は池邊村の熱田神社、天神神社、下多度村の御靈神社、高田町の若宮神社、養老村の白鳥神社、小畑村の天滿神社及び諸村に奉祀せられたる八幡神社等にて、自然物を祀れる社は池邊村の大代神社、下多度村の水神神社、高田町の秋葉神社、多藝村の多岐神社、御井神社等其一例なり。祖先を祀れる神社は明かならざれども一地方に群居せ

神社數

る氏族は共同祖先をまつり、之を氏神として崇敬怠らざりしは瞭かなり。其後其氏族中或は他に移住し、或は他の氏族中より移轉せるものもありて、其地方の村民は何氏族の系統たるを問はず之を産土神として誠敬の意を捧ぐるやうになれり。大正十二年現在郡内神社數左の如し。

鄉社十二社。村社九十一社。無格社百社。境内社九十五社。合計二百九十八社。

第二節　式内神社

式内神社式内神社とは延喜式といふ書内に收められたる神社の謂なり。此書は醍醐天皇延喜五年八月藤原時平に詔し、藤原定國・藤原有穗・平惟範・紀長谷雄・藤原菅根・三善清行・大藏善行等と共に選輯せしめたるものにして其數五十卷あり。延長五年十二月選定し終りて之を奉る。式内神社は古へは國司郡司沐齋して幣物を奉り、何れも神領神戸を有し、神稅又は正稅を以て神殿を修造せり。美濃國には式内神社三十九座あり。内本郡に祀れるもの四座

式内神社

一、多良村宮字街道　鄉社　大神神社
一、多藝村大字多岐　鄉社　多岐神社
一、養老村大字澤田　鄉社　久々美雄彦神社
一、多藝村大字金屋　鄉社　御井神社

第三節　美濃國神名帳所載神社

美濃國神名帳は何時頃編纂せられたるか明かならず。或曰く村上一條天皇の頃に成りしものなるべしと。帳內には各國の官社を始め、國廳に聞えたる神社を郡別にかき、其神階をも記したり。此神社には古へは國守毎月朔日奉幣する恒例にて之を朔幣と稱したり。美濃國神名帳內收むる社數三百四十五座あり。內多藝郡十六社、石津郡二十二社（九社不足）とあり。此內本郡に鎭座せるものは郡域の變遷により詳かに知る能はざれども、大凡左の十八座なるべし。尙讀者の研究にまつ。

一、一之瀨村字川西　　鄕社　從四位上　長彥明神
一、養老村大字白石　　鄕社　從四位上　養老明神
一、（不詳）　　從四位上　物部明神
？一、養老村大字明德　　村社　從四位上　內濱明神
一、同　大字上方　　村社　從四位上　白鳥明神
一、牧田村大字牧田　　村社　從五位上　中山南大明神
？一、上多度村大字三鄕小字有尾　　村社　從五位上　大渭明神
一、多藝村大字多岐　　鄕社　從五位下　多岐明神

郷社名		
一、同　大字金屋	郷社	從五位下　御井明神
？		
一、日吉村大字橋爪	白山神社境内社	正六位上　中山南明神
一、（不詳）		正六位上　國津明神
一、日吉村大字橋爪	村社	正六位上　大酒明神
一、同　大字宇田	村社	正六位上　大縣明神
一、（不詳）		正六位上　弓備明神
一、多良村字宮街道	郷社	大神神社
一、養老村大字澤田	郷社	久々美雄彦神社
？　？		
一、下多度村大字志津	村社	正六位上　小谷明神
？		
一、時村大字細野	村社	正六位上　物部補劍明神

第四節　郷社

一、高田町大字高田	田代神社
一、養老村大字白石	養老神社
一、同　大字澤田	久々美雄彦神社

一、上多度村大字小倉　八幡神社
一、下多度大字津屋　八幡神社
一、笠郷村大字船附　八幡神社
一、同　大字下笠　八剣神社
一、多藝村大字多岐　多岐神社
一、同　大字金屋　御井神社
一、一之瀬村　長彦神社
一、多良村大字宮　大神神社
一、時村大字堂之上　湯葉神社
以上十二社

第五節　村社

（一）神饌幣帛料供進指定村社
一、高田町大字高田　愛宕神社
一、同　大字押越　八幡神社

一、同　大字烏江　八幡神社
一、養老村大字石畑　大桑神社
一、同　大字上方　白鳥神社
一、同　大字櫻井　白鳥神社
一、同　大字龍泉寺　六社神社
一、同　大字柏尾　神明神社
一、上多度村大字鷲巣　白山神社
一、同　大字三郷　諏訪神社
一、池邊村大字根古地　八幡神社
一、同　大字根古地新田　神明神社
一、同　大字釜段　神明神社
一、同　大字大卷　神明神社
一、同　大字大場　八幡神社
一、笠郷村大字下笠　早戸神社
一、同　大字下笠　八幡神社

一、同　大字栗笠　福地神社
一、同　大字上之郷　隼人神社
一、同　大字大野　八幡神社
一、同　大字大坪　八幡神社
一、同　大字江月　隼人神社
一、多藝村大字直江　春日神社
一、同　大字飯積　八幡神社
一、日吉村大字宇田　五社神社
一、同　大字橋爪　篠塚神社
一、時村大字下山　津島神社
一、同　大字打上　白山神社
一、同　大字上　八幡神社
一、同　大字細野　十剣神社
一、同　大字時山　八幡神社

以上三十一社

（二）神饌幣帛料供進未指定村社

一、養老村大字明德　船着神社
一、同　大字白石　稻荷神社
一、同　大字石畑　神明神社
一、同　大字勢至　日吉神社
一、同　大字五日市　八幡神社
一、同　大字石畑　若宮神社
一、廣幡村大字岩道　早扉神社
一、同　大字口ヶ島　八幡神社
一、同　大字飯木　八幡神社
一、同　大字西岩道　八幡神社
一、同　大字大跡　六社神社
一、上多度村大字三鄉　八幡神社
一、同　神明神社
一、同　大字小倉　神明神社

一、下多度村大字若宮　八幡神社
一、同　大字津屋　熊野神社
一、同　諏訪神社
一、同　白山神社
一、同　大字志津新田　神明神社
一、同　大字志津　御靈神社
一、同　十二相神社
一、同　小谷神社
一、同　大字津屋　素盞嗚神社
一、同　大字志津　住吉神社
一、同　八幡神社
一、同　大字津屋　神明神社
一、池邊村大字駒野新田　神明神社
一、同　大字大場新田　八幡神社
一、同　大字大卷高柳　神明神社

一、同　大字大卷（堤）　八幡神社
一、同　大字大卷小坪　神明神社
一、小畑村大字祖父江　八幡神社
一、同　大字蛇持　八幡神社
一、同　大字飯田　八幡神社
一、日吉村大字橋爪　八幡神社
一、同　白山神社
一、同　大字豐　吉田神社
一、同　大字宇田　八幡神社
一、同　大字安久　須賀神社
一、同　大字中　熊野神社
一、牧田村大字牧田　八幡神社
一、同　木曾神社
一、同　八幡神社
一、同　麥房神社

一、同	津島神社
一、同	素盞嗚神社
一、同	八幡神社
一、同　大字乙坂	八幡神社
一、多良村大字奥	津島神社
一、同　大字谷畑	熊野神社
一、同　大字鍛冶屋	秋葉神社
一、同　大字下多良	八剣神社
一、同	八幡神社
一、同	津島神社
一、同　大字西山	神明神社
一、同	八幡神社
一、同	神明神社
一、時村大字下山	晴明神社
一、同	神明神社

一、同　秋葉神社

以上六十社

第六節　神社勸請年代

郡内の神社其數二百九十八座あり。然るに其勸請年紀稍々明かなるもの僅かに百二十五社に過ぎず。卽ち紀元千三百年代に三社、千五百年代に三社、千六百年代に十社、千八百年代に四社、千九百年代一社、二千年代五社、二千百年代に五社、二千二百年代に十二社、二千三百年代に三十社、二千四百年代に三十二社、二千五百年代に二十社なり。

年代順神社名	勸請年月	紀元	町村名	社格	神社名
朱鳥六年		一三五二	多良村宮字街道	鄕社	大神神社
和銅元年		一三六八	多藝村大字多岐小字多岐墳	鄕社	多岐神社
養老元年頃		一三七七	養老村大字白石字船岡山	無格社	白山神社
貞觀十一年以前		一五二九以前	一之瀨村字川西	鄕社	長彦神社
延長五年以前		一五八七以前	養老村大字澤田字宮谷	社	久々美雄彦神社
同	同		多藝村大字金屋字太夫田	鄕社	御井神社
寛弘七年以前	一六七〇以前		養老村大字白石字菊水	鄕社	養老神社
？	同	同	大字明德字板屋海道	村社	船着神社
同	同	同	大字上方字梅ノ木原	村社	白鳥神社
同	同	同	牧田村大字牧田字上野	社	麥房神社

年代別神社數

？	同		上多度村大字三郷字有尾村内	八幡神社
？	同		日吉村大字橋爪字天待	中山神社
同	同		同　大字橋爪字西河原	篠塚神社
同	同		同　大字宇田字宮西	五社神社
？	同		下多度村大字志津字小谷	小谷神社
？	同		時村大字細野	十剣神社
同	平治元年以前	一八一九以前	廣幡村大字飯木字扇田	八幡神社
同	治承二年	一八三八	牧田村大字牧田字門前	木曾神社
同	延應元年	一八九九	時村大字堂之上	湯葉神社
同	永仁元年以前	一九五三以前	同　大字時山字東屋敷	八幡神社
同	延文五年以前	二〇二〇以前	多藝村大字飯積字柵場	八幡神社
同	貞治年中	自二〇〇二三至二〇〇二七	多度村大字西山字屋敷	神明神社
同	明德元年	二〇五〇	同　大字宮字街道	大神神社境内神社
應永年中		自二〇五四至二〇八七	高田町大字押越字村内	八幡神社
長祿二年		二一一八	下多度村大字志津字小谷	十二相神社
應仁年中		自二一二七至二一二八	牧田村大字牧田字一色	八幡神社
文明二年		二一三〇	多艮村大字谷畑字岡峯	熊野神社
延德年中		自二一四九至二一五一	高田町大字押越字神明	神明神社
同			一之瀨村字押水	八幡神社
永祿二年		二一一九	池邊村大字根古地字城屋敷	若宮八幡神社
同　二年以前		二一一九以前	同　境内神社	二之宮神社
同　四年		二一二一	養老村大字柏尾字表山	神明神社
			小畑村大字江月字馬込	隼人神社

同　八　年	二一二五	養老村大字石畑字南門	村	社	若宮神社
同　年　中	自二一一八至二一二九	日吉村大字中字川南	無　格	社	諏訪神社
慶長四年以前	二一二五九以前	小畑村大字祖父江字掛臥	村	社	八幡神社
同　六年以前	二一二六一以前	廣幡村大字飯木字扇田	八幡神社境内神社		神明神社
同	同	高田町大字高田字北浦	郷	社	田代神社
同	同	同	田代神社境内神社		神明神社
慶　長　以　前	二一二七四以前	高田町大字高田字町	村	社	愛宕神社
同　十九年	二一二七四	池邊村大字大卷字八ノ割	村	社	八幡神社
元和二年	二一二七六	下多度村大字若宮字宮下	村	社	八幡神社
正保三年以前	二一三〇六以前	多藝村大字直江字中瀬古	村	社	春日神社
同	同	同　大字直江字經堂	無　格	社	八幡神社
同　五年以前	二一三〇八以前	池邊村大字大場字西堤	村	社	八幡神社
同	同	同　大字根古地字城屋敷	八幡神社境内神社		社宮神社
慶安二年以前	二一三〇九以前	時村大字堂之上	湯葉神社境内神社		熊野神社
同　二　年	二一三〇九	池邊村大字端穗字和名田	村	社	神明神社
明曆二年	二一三一六	同　大字端穗字柳原	無　格	社	嚴島神社
萬治元年	二一三一八	同　大字大卷字小坪	村	社	神明神社
寛文二年	二一三二二	同　大字大卷字八ノ割	村	社	神明神社
同　四　年	二一三二四	小畑村大字蛇持字南屋敷	村	社	八幡神社
同　五年以前	二一三二五以前	池邊村大字大場字宮屋敷	村	社	八幡神社
同　五　年	二一三二五	笠郷村大字船附字宮邊	郷	社	八幡神社
同　七年以前	二一三二七	養老村大字石畑字中門	村	社	大桑神社
同　十　年	二一三三〇	池邊村大字大卷字高柳	村	社	神明神社

同　年　中	自二三二一至二三三二	多良村大字宮字羽ヶ原平	無格社	貴船神社	
延寶五年以前	二三三七以前	牧田村大字乙坂字谷東	村社	八幡神社	
同　八年以前	二三四〇以前	多良村大字下多良字堂角	村社	八幡神社	
貞享三年	二三四六	牧田村大字乙坂字谷東	八幡神社境内神社	津島神社	
同　四年以前	二三四七以前	笠郷村大字樂笠字村内	村社	福地神社	
同　四年	二三四七	上多度村大字三郷字田道上	村社	神明神社	
元祿五年	二三五二	多良村大字三ツ里字松之木平	無格社	八幡神社	
同　七年以前	二三五四以前	時村大字上字岡	村社	八幡神社	
同　八年以前	二三五五以前	養老村大字五日市字斷前	村社	八幡神社	
同　十一年	二三五八	下多度村大字若宮字宮下	八幡神社境内神社	御鍬神社	
同　十二年	二三五九	多良村大字宮字街道	大神神社境内神社	稻荷神社	
同　十五年	二三六二	同　大字上鍛冶屋字勝ヶ谷	村社	秋葉神社	
享保九年	二三八四	同　大字三ツ里字馬瀨野	無格社	神明神社	
同　十年	二三八五	同　大字禰宜上字三分一	無格社	稻荷神社	
同　年　中	自二三七六至二三九五	時村大字堂之上字岡	無格社	日吉神社	
同　十八年	二三九三	多良村大字三ツ里字岩須谷	無格社	神明神社	
寬延年中	自二四〇八至二四一〇	高田町大字高田字才勝	無格社	八幡神社	
寶曆四年	二四一四	同　大字高田字城前	無格社	筏墳神社	
同	同	多良村大字谷畑字上畑	無格社	秋葉神社	
同　五年	二四一五	池邊村大字駒野新田字六段池	村社	神明神社	
同　十年	二四二〇	上多度村大字大跡新田字堤上	村社	神明神社	
同　十二年	二四二二	高田町大字高田字蓮寺	無格社	愛宕神幸神社	
明和元年	二四二四	小畑村大字飯田字宮西	天滿神社境内神社	御鍬神社	

同	同	大字祖父江字前沖	無格社	神明神社
同	同	時村大字打上	村社	白山神社
同	四年	多藝村大字金屋字太夫田	御井神社境内社	御鍬神社
同	七年	多艮村大字上多艮字樫原	無格社	津島神社
同	中	時村大字下山字笹尾	村社	津島神社
同		多藝村大字飯積字柵場	八幡神社境内神社	御鍬神社
天明	五年	多艮村大字上原字海道	無格社	御鍬神社
同	中	同　大字前ヶ瀬字貝戸	無格社	神明神社
同		大字宮字街道	大神神社境内神社	愛宕神社
寛政	元年	時村大字堂ノ上字岡	無格社	豊原神社
同	七年	多艮村大字奥字瀧ノ尻	村社	津島神社
同	中	時村大字下山字山上	村社	晴明神社
享和	元年	養老村大字五日市字斷前	八幡神社境内神社	御鍬神社
文化十二年以前		廣幡村大字西岩道字道ノ上	八幡神社境内神社	嚴島神社
同	年中	高田町大字高田字町	愛宕神社境内神社	北野神社
文政	三年	同　大字高田字蓮寺	愛宕神幸神社境内神社	北野神社
同	八年	同　大字高田南横町	無格社	秋葉神社
同	九年	多艮村大字上多艮字椰ノ木	無格社	日吉神社
同	十年	高田町大字押越字神明	無格社	神明神社
同	十一年	養老村大字明德字板屋海道	船着神社境内神社	稻荷神社
同		同	同	琴平神社
同	十二年	高田町大字高田字中町	無格社	秋葉神社
同	十三年	一之瀨村字奥山	無格社	北野神社

同	同	二四二七		
同	同	二四三〇		
同	七年	自二四二四		
同	年中	至二四三一		
同				
天明	五年	二四四五		
同	年中	自二四四一		
同		至二四四八		
寛政	元年	二四四九		
同	七年	二四五五		
同	年中	自二四四九		
享和	元年	至二四六〇		
文化十二年以前		二四六一		
同	年中	二四七五以前		
文政	三年	自二四六四		
同	八年	至二四七七		
同	九年	二四八〇		
同	十年	二四八五		
同	十一年	二四八六		
同		二四八七		
同	十二年	二四八八		
同	十三年	二四八九		
		二四九〇		

同　年　中	自二四七八至二四九〇	多良村大字前ヶ瀬字貝戸	神明神社境内神社　足谷神社
天保四年	二四九三	下多度村大字津屋字小谷	無格社　秋葉神社
同　十二年	二五〇一	笠郷村大字栗笠字村内	福地神社境内神社　金刀比羅神社
同	同	多良村大字上多良字井之内	無格社　日吉神社
同　十四年	二五〇三	同　大字上原字海道	無格社　九神神社
弘化二年	二五〇五	高田町大字高田字蓮寺	愛宕神幸神社境内神社　伊勢両宮合祀社
嘉永元年	二五〇八	同　大字押越字村内	八幡神社境内神社　金刀比羅神社
同　三年	二五一〇	養老村大字石畑字中門	無格社　秋葉神社
同　五年	二五一二	多良村大字宮字街道	大神神社境内神社　金刀比羅神社
安政元年	二五一四	廣幡村飯木字扇田	八幡神社境内神社　多度神社
同　六年	二五一九	多良村大字奥字瀧ノ尻	津島神社境内神社　御鍬神社
萬延元年	二五二〇	同　大字前ヶ瀬字前田	津島神社境内神社　山神神社
文久元年	二五二一	笠郷村大字船附字宮邊	無格社　多度神社
同　二年	二五二二	同　大字栗笠字村内	福地神社境内神社　秋葉神社
同　三年	二五二三	日吉村大字橋爪字岡山	無格社　嚴島神社
同　四年	二五二四	時村大字下山字湯島	村社　秋葉神社
元治元年	二二二四	池邊村大字瑞穗字枠之池	無格社　金刀比羅神社
慶應二年	二五二六	養老村大字瀧泉寺字早稻田	無格社　水神神社
同　三年	二五二七	多良村大字三ツ里字馬瀬野	神明神社境内神社　津島神社
同　同	同	同　大字上原字海道	無格社　秋葉神社
同　同	同	同　大字西山字瀧ヶ谷	村社　八幡神社
明治二十五年	二五五二	下多度村大字船見	無格社　神明神社

第七節　神社名類別

神社名	社數	神社名	社數	神社名	社數	神社名	社數
八幡神社	五二	早戸（早屋人）神社	五	北野神社	三	熱田神社	一
神明神社	四七	熊野神社	五	白鳥神社	二	大代神社	一
御鍬神社	二六	日吉神社	五	六社神社	二	天神神社	一
秋葉神社	一七	稻荷神社	五	龍神神社	一	十二相神社	一
山神神社	一六	諏訪神社	四	筱墳神社	一	住吉神社	一
津島神社	一一	素戔嗚神社	四	篠墳神社	一	御靈神社	一
琴平神社	九	須賀神社	四	春日神社	二	小谷神社	一
白山神社	七	多度神社	四	天滿神社	二	福地神社	一
嚴島神社	六	伊雜神社	三	社宮神社	一	馬神神社	一
水神神社	五	愛宕神社	三	大神神社	一	市神神社	一
豐受神社	一	御井神社	一	湯葉神社	一	久々美雄彦神社	一
大桑神社	一	社栗神社	一	豐原神社	一	三社神社	一

田代神社	一	中山神社	一	晴明神社	一
兩宮神社	一	吉田神社	一	十劍神社	一
皇太神宮	一	五社神社	一	木曾神社	一
養老神社	一	多岐神社	一	貴船神社	一
御嶽神社	一	高山神社	一	八劍神社	一
三野神社	一	足谷神社	一	社宮子神社	一
藤代神社	一	九神神社	一	計	二九八社

麥房神社 一
四方里神社 一
長彥神社 一
二之宮神社 一
船着神社 一
龍田神社 一

第八節　各神社

（一）田代神社　鄉社　高田町大字高田字北浦

祭神　賀茂神社（別雷命）春日神社（武甕槌神、經津主神、天兒屋根命、姫神）熊野神社（家津御子神、速玉男神、熊野久須美命）諏訪神社（健御名方神）八幡神社（應神天皇）白髭神社（猿田毘古神）

由緒　勸請の起原詳明ならざれども、極めて古社にして、本町字古宮と稱する地に鎭座ありしを（舊社地今尚僅かに存せり）慶長六年辛丑現今の地に遷座（神明神社古來鎭座の地）同年領主德永石見守壽昌先規に依て、社域寄附除稅地なりき。別當天台宗壽量院主僧社傍に居住し歷代奉祀せしが、維新の初め廢寺となり、明治五

愛宕神社

年壬申郷社に列せらる。神明神社は天照大神を祀る。勸請年月不詳。古昔より此地の主神たりしが田代神社遷座後其攝社となれり。境内四百九十五坪（養老村大字柏尾神明神社參照すべし）

（二）愛宕神社　村社　高田町大字高田

祭神　火産靈神

由緒　勸請年月不詳。慶長以前より鎭座の由古老の口碑に存せり。町民一般崇敬の餘り、寶暦十二年壬午更に御旅所設立神輿一基軸三輛創設、例祭毎に神幸の儀式を行ひ、明治十二年六月村社に列せらる。北野神社は菅原道眞を祀る。文化年中創立。境内九十六坪。

愛宕御幸神社

（三）愛宕神幸神社　無格社　高田町高田字蓮寺

祭神　不詳

由緒　寶暦十二年壬午創建。伊勢兩宮合祀社は天照大神及豐受大神をまつる。弘化二年丙午九月創建。北野神社は菅原道眞をまつる。文政三年庚辰八月創建。境内百〇四坪。

八幡神社

（四）八幡神社　無格社　高田町大字高田字才勝

祭神　應神天皇

由緒　創立年月不詳。寛延年中勸請の由相傳ふ。境内百六十二坪。

（五）筱墳神社　無格社　高田町大字高田字城前

皇太神宮
秋葉神社
秋葉神社
八幡神社

祭神　秋葉神社（加具土神）沙々貴神社（大彦命、敦實親王）

由緒　寶暦四年甲戌十二月柏淵祐八自己の所有地に勸請。天保以來當社近傍の人民一同信仰して共に祭祀す。境内二十六坪。

（六）皇太神宮　無格社　高田町大字高田字城前

祭神　天照大神、創立年月不詳、敷地五坪。

（七）秋葉神社　無格社　高田町大字高田字中町

祭神　迦具土神、合祀菅原道眞

由緒　文政十二年己丑十二月勸請し、後又安政六年己未天滿神を合祀す。敷地五坪。

（八）秋葉神社　無格社　高田町大字高田南横町

祭神　迦具土神、文政八年乙酉三月勸請、敷地六坪二合五勺。

（九）八幡神社　村社　高田町大字押越字村内

祭神　應神天皇

由緒　創立年月不詳。貞治年中鎮座の由古老の口碑に存せり。金刀比羅神社は大巳貴命及崇德天皇をまつる。嘉永元申年九月勸請。神明神社勸請年月不詳。境内五百九十二坪。

寄進文書

一、上田一段歩　伊勢天照皇大神宮
一、上田一段五畝歩　八幡大菩薩
一、上田一段歩　大日如來

右之通令二寄進一之間、兩上様御祈念、次主膳正抽二安全一丹精不レ可レ有二懈怠一之旨御城より被二仰出一候依如件

正保三丙戌三月二十一日　常葉六郎左衞門　印
伴與惣兵衞　印
福井新左衞門　印

押越村神主

（一〇）神明神社　無格社　高田町大字押越字神明
祭神　天照大神、應仁年中勸請の由傳ふ。境内百八坪。

（一一）神明神社　無格社　高田町大字押越字神明
祭神　天照大神、文政十年丁亥十一月勸請。境内八十五坪。

（一二）神明神社　無格社　高田町大字押越字村東
祭神　天照大神、創立年月不詳。境内百七十七坪。

（一三）八幡神社　村社　高田町大字烏江字江東

祭神　應神天皇

由緒　元祿七年甲戌六月庄屋作兵衞より奉行書に差出せし文書に「八幡宮勸請の年數知れ不申候。寛永二十一年甲申當村勘兵衞建立仕候。當元祿七甲戌年迄年數五十一年に罷成候。其後社破損仕候節勘兵衞建立仕候云々」正德元年卯六月文書に「社內一段二十一步藪林前々より御除地村中扣にて高須岩田數馬太夫と申禰宜を雇ひ正五九月湯立仕候云々」。若宮八幡宮（仁德天皇）日吉神社（大山咋神）御鍬神社（豐受姬命）秋葉神社（迦具土神）何れも創立年月不詳。境內二百六十四坪。

（一四）山神神社　無格社　高田町大字烏江字江西

祭神　大山祇命

由緒　前の正德元年文書に「山神一社村中支配勸請の年數知れ不申候。寛文八庚申年當村勘兵衞建立仕候。元祿七甲戌迄年數二十七年に罷成候。此外由緒御座なく候云々」境內十坪。

（一五）須賀神社　無格社　高田町大字烏江字江東

祭神　素戔嗚尊・緣由不詳。敷地一坪。

（一六）須賀神社　無格社　高田町大字烏江字江東

祭神　素戔嗚尊、緣由不詳。敷地一坪。

金刀比羅神社　須賀神社　久々美雄彦神社

祭神　大巳貴命、合祀崇德天皇、緣由不詳。

（一七）金刀比羅神社　無格社　高田町大字烏江字江東

祭神　素戔嗚尊。緣由不詳。

（一八）須賀神社　無格社　高田町大字烏江字江東

祭神　久々美雄彦神

（一九）久々美雄彦神社　鄉社　養老村大字澤田字宮谷

由緒　神實は木像にて長一尺五寸。衣冠の御姿にて甚だ古く、御手足朽ちて定かならずと謂ふ。當社は延喜式及美濃國神名帳に載せられたる久々美雄彦神社にて、續日本後記に「承和五年八月壬辰美濃國多紀郡無位久々美雄彦神に從五位下を授け奉る」とあり。永正年中の古文書に「天戸邊尊分神久々見穗彦大明神脇立神明高山今般神職願候處、相紛之上被二仰付一候。向後者抽二出丹誠一守護被レ致事赦書仍而如レ件永正十二年八月吉田兵部卿澤田神主日比野五郎左衞門」と記し、正保三年文書に「抑澤田村久々美雄彦神社大明神と稱し奉るは、美濃國三十九座の內也。慶長年中德永法印領地之節信仰に依而兩上樣御祈禱料トシテ神田寄附被下、其後小笠原公御領地成、先の御黑印を取上改めて御證文被下候處也。御宮の事は往古より我等先祖代々守護致候事にて古き由緒も有之御大切の御證文も所持申事に候へば、子孫の者も大切に万端支配可致事。時正保三年戊三月廿五日石津郡澤田村神

主日比野五郎右衛門云々」明治六年一月鄉社に列す。境内三千五百八十六坪。境内に三社神社、神明神社を祀る何れも由緒不詳。

【關係文書】

一、元文三戊午年本社建替大工神文

夫三國番匠之始、天竺昔時祇園精舍、大唐船若臺也。我朝四天王寺三十八ヶ所諸堂建給。是我朝番匠初也。茲濃州澤田村久々御子大明神御社、依二御造立一予奉レ蒙レ仰處也。抑久々御子奉レ稱考二神代卷一天照皇太神垂迹也。故御子奉レ敬云々依之予神道一派番匠各別以二規矩一撰二吉辰一清レ身改レ火於二私宅一初斫立者也。

頌文　迷故一界城　悟故十方空

本來無二東西一　何處有二南北一

龍先奉レ願、十方三世菩薩八百万代神々、降二臨此地一宜下守二護番匠一給上則奉レ受二此加被力一諸願成就千秋万歲國家安全氏子息災所繁昌奉打棟之□納者也。

元文三年午　月　日　　江州能登瀨村　大工　某　敬白

二、元文三年本社建替仕様帳

一、本宮　五尺一寸社　高一丈三尺五寸

但みのつかみ桝形下ゟ土台迄

一、柱長一丈　但組物下ゟ土台上迄太さ六寸

一、御拜柱組物下七尺八寸土台上迄但太さ五寸五ト

一、本堂柱ゟ御拜柱迄四尺六寸

右之通金物釘共にて惣下樫にて木作磨上來十月十日迄に出來筈にて、能登村九左衞門落札にて相渡可申筈にて候

一、五尺一寸社

此落札古金十五兩二分にて請負申候

殘古金拾兩貳分

右當十月切に社出來致させ可申候。若仕樣帳之通り少にても相違御座候はゞ、請人より急度仕直させ可申候。

右仕樣帳に御引合御受取可被成候。卽右之落札金之內古金五兩慥に請取申候。殘金之義は當ル十月十日切に宮出來相渡次第に請取可申候。右落札金之面ゟ宮相渡候節增金其外棟上遷宮諸祝事之儀少も申分仕間敷候。爲二其請人一相立申候爲後日證文依而如件

元文三年午二月廿五日　　江州坂田郡能登瀬村

大工　九左衞門

庄屋中　又太郎殿　　澤田村　請合　文藏

忠兵衞殿　　同村　同斷　新助

儀左衞門殿

三、天保十四年正月宮掛取締役規約

長江又三郎、日比忠兵衞、日比孫一郎、日比辰左衞門、日比金十郎、日比長右衞門

右一統の內幼年にて相勤難きものは跡連印の者にて助合無滯相續可相致事

一、今般右兩組共に村役相勤候者は立會可申候。猶又以來身元宜敷、其上正直の者にて惣体より歸服致候者は其連中へ差加へ可申事

一、每年如二定例一正月九日御宮諸向勘定に付右日限より翌年正月九日迄銘々一ヶ年替相勤候事

四、寄附證狀

一、上田一段歩　伊勢天照皇太神宮

一、上田一段歩　太明神

右之通此度令寄之間兩上樣御祈念次主膳正抽二安全一丹精不レ可レ有二懈怠一之旨御城ゟ被二仰出一候

依如件

正保三年丙戌三月廿一日　　常葉六郎左衞門
　　福井新左衞門
　　伴與惣兵衞

澤田村　神主

白鳥神社

（二一〇）白鳥神社　村社　養老村大字櫻井字平松

祭神　不詳。或曰日本武尊

由緒　里人曰く境内に一井戸あり、其水質甘美にして味櫻の如し。日本武尊伊吹山より御還りの砌、此處にて休息したまひ、此水を汲みて賞味したまひしより里人尊靈を奉祀し、里名を櫻井と名づくと。大正三年六月階廊新築、同八年八月社標を建設。同九年十月石の鳥居を作る。神明神社は天照大神を祭り、御鍬神社は豐受姫命を祀る。何れも緣由不詳。境内五百二十六坪。寶暦九年十月櫻井村神社御改帳棟札記左の如し。

一、奉造立白鳥權現社頭一宇攸内安全祈所、寛文十一年亥二月五日

一、奉造立白鳥權現社頭一宇氏子繁昌攸、元祿十五壬午年三月吉祥日

一、奉造立白鳥權現社一宇五穀豐饒氏子繁昌祈所、享保十四己酉年九月二十三日

一、奉造立白鳥權現一宇五穀豐饒氏子繁昌祈所、寶暦六丙子年十一月朔日

（二一）白鳥神社　村社　養老村大字上方字梅ノ木原

祭神　日本武尊

由緒　當國神名帳に載せられたる從四位上白鳥明神は則ち當社にして、多藝郡十六社の一なり。今を距る二百四五十年前故有て古文書類散佚して社傳を失ひ、勸請の所由鎭座の年月不詳。然れども今當社に行はるゝ祭式を見るに其典則甚だ嚴格にして、尋常の神社に異る所あり。毎年十一月十八日神官の神籤により神宿（カミヤド）を定め神寶鰐口を宿主の床に懸け、荒薦を敷きて奉祀す。此鰐口往昔は神殿中に在りしが、或年人の爲に奪はれ其後凶事頻出しければ、里人大に怖れ、此鰐口こそ神靈の宿り給ふものなれと信じ、再び奪はれんことを憂ひ、それより神宿に奉齋することゝなれりとぞ。神宿に當れば同月十八日より十二月一日の間に屋根の修覆を行ふ。是神鰐の入りたまふ後は人の屋根に登る事を忌めるなり。近親のものは一家擧りて之が手傳を爲し、十二月一日御神酒披露を爲し七五三繩を掛ふ。宿主は一月一日淨水に身を清め、三日間別火にて食事を爲し、無言の行を行ふを例とせり。神饌には朝は餅、晝は飯、晩は又餅を供す。境内には二十本の門松をたて三十分毎に毎日七回供饌す。神殿と拜殿とは隔年に麥稈又は茅にて葺替へ、之に從ふものは必ず新調の衣服か然らざれば洗濯せる淨衣を着す。若し忌中にあたるものあるときは之に從ふことを得ず。當日は男子四

神明神社
六社神社
水神神社
日吉神社
神明神社

人にて一俵の餅を搗き社參者に配與す。之れ本社祭式の一般なり。氏子は白鳥を忌みてすべて白鳥の類を食せず。又一切の器具にも白鳥の羽を用ひず。白鷄を飼はず、若しこれを侵せば必ず神罰ありと傳ふ。境内三百八十坪。域内に周圍一丈三四尺の老銀杏樹神々しく繁茂せり。

（二一一）神明神社　無格社　養老村大字上方字松ノ木原

祭神　天照大神、豐受姫命、勸請年月不詳。境内五十四坪。

（二一二）六社神社　村社　養老村大字龍泉寺字外屋敷

祭神　皇太神宮、春日大神、八幡大神、日吉大神、菅原大神、熊野大神、相殿豐受姫命。

由緒　創立年月不詳。明治四十一年十一月三十日神明神社と合併せり。石鳥居は大正九年十月二日竣工、石燈明は同年五月二十三日新設許可をなす。

（二一四）水神神社　無格社　養老村大字龍泉寺字早稻田

祭神　彌都波能賣神、創立慶應二丙辰年九月、敷地一坪（養老村大字柏尾村社神明神社棟札參照すべし）

（二一五）日吉神社　村社　養老村大字勢至字葉場

祭神　大山咋神、創建年紀緣由不詳。境内四百三坪。

（二一六）神明神社　無格社　養老村大字勢至字町屋

祭神　天照大神、豐受姫命、創立年月不詳。境内三百十六坪。金刀比羅神社は大巳貴神・崇德天皇

をまつる。創立年月不詳。

（二一七）大桑神社　村社　養老村大字石畑字中門

祭神　不詳

由緒　創建年紀詳かならず。神實は衣冠の座像二軀高さ各五寸許、兩躰共に全く同樣の木像にて其形容彼是異る所なし。製作古雅にして數百年前のものと見ゆ。古來大已貴命と傳ふ。棟札は寛文七丁未年九月朔日遷宮の節村民爭訟を起し、遂に棟札悉く取除きたるが故に今存するものは、寛文七年より以後延寶元祿延享文化等何れも近代のものなり。內延寶七年己未十二月の棟札に大觀四社大明神と記し、千種家の筆なりと古老云傳ふ。且扁額の周邊に大觀通寶を嵌めたるものあり。社號を大觀といひ、或は狼ともいふ。古老曰く例祭は夜陰に行ひ狼も出づべき深更に祭る故に狼神社ともいふと。思ふに狼、大觀、大桑音相似たる所あり、互に轉訛したるものなるべし。往昔は今の神躰の外に佛像二體ありしとぞ。境內八百十五坪。

（二一八）神明神社　村社　養老村大字石畑字喜多村前

祭神　天照大神、豐受姬命、創立年月不詳。境內二百五十七坪。境內御鍬神社は天照大神、豐受姬命をまつる。創立年月不詳。

（二一九）若宮神社　村社　養老村大字石畑字南門

神明神社
秋葉神社
神明神社

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后
由緒　永祿八年村民山幡氏の先祖山畑五郎右衞門之を勸請せりといふ。明治十二年六月村社に列す。境内百二十坪。

（三〇）　神明神社　無格社　養老村大字石畑字北ノ口
祭神　天照大神、豐受姫命、創立年月不詳。境内五十七坪。

（三一）　秋葉神社　無格社　養老村大字石畑字中門
祭神　火ノ迦具土神、嘉永三庚戌年十一月二十三日勸請。境内三十坪。

（三二）　神明神社　村社　養老村大字柏尾字表山
祭神　天照大神、豐受姫神
由緒　創建年月不詳。明治四十一年八月二十五日同村大字柏尾字表山無格社神明神社合併。同四十四年二月三日同村大字柏尾字四番割村社神明神社合併。寶暦九年十月柏尾村寺社御改帳に八所權現　一社。但三尺二寸、三尺五寸
左の通り一社の內に有之候。
宇田宮。山王。熊野。天照大神。大塚。田代大明神。篠塚大明神。大桑大明神。
棟札　濃州多藝社御還宮師、爲現世安穩後世善處寺中繁榮諸神與樂子孫富貴　奉再興八所權現社

頭以氏子勸進竝烏帽子著米奉造營處本願淨勸入道同助兵衞三郎左衞門柏尾寺良舜阿闍梨大工藤原朝臣孫三郎時願人惣村人敬白　于時永祿二辛巳九月

尙同帳に　境內三段九畝八步御除地　觀音堂境內一段九畝十步御除地　鐘堂跡仁王森三段二畝二十八步同斷　山神森一段三畝二十四步但山高ノ內　山神森三畝十步同斷　山神森一段三畝二十六步山高ノ內　金神森五畝十八步御除地　神社一社一尺二寸ニ一尺五寸新田ニ有之。境內一段一畝六步御除地

右之通相違無之候

寶曆九己卯十月　　太郎右衞門　外三十六名連名

寺社御奉行所

境內三百九十一坪。大正七年八月十五日石造鳥居建設。

（三三）　八幡神社　村社　養老村大字五日市字斷前

祭神　應神天皇

由緒　創立年月不詳。元祿八年及享保九年再建。

棟札　奉再立正八幡大菩薩社享保九年辰十一月十三日美濃國多藝郡五日市村吉田長左衞門大橋平左衞門吉田半兵衞吉田藤兵衞吉田源藏。

御鍬神社は豐受大神を祀る。享和元年辛酉七月勸請。大正元年九月二十五日本造鳥居建設。境内三百六十四坪。

養老神社

（三四）養老神社　鄉社　養老村大字白石字菊水

祭神　元正天皇、聖武天皇、菅公合祀

由緒　創建年月不詳。國內神明帳に多藝郡十六社の一從四位上養老明神と載せられたるは此神社なり。本社は古來養老天神宮又は菊水天神宮と稱へしが、永正元年正月菅公を合祀せし以來菊水天滿宮とも唱へたり。然るに明治六年一月鄉社に列せしより養老神社と改稱せり。祭禮は中古迄は九月丁未に行へり。此日は元正天皇當山へ御幸の日に當れるが故に祭日と定めたるなるべし。其後七月二十五日と改め再び九月十二日と改む。祭典の儀式は天皇行幸の有樣をなし、字松原舊行宮神社迄本社の神輿を奉移奉迎して嚴重に行ひ。近鄉の祭禮と其趣を異にせり。社頭の前より泉水滾々として湧出す、水質極めて清冽なり。史にいふ養老孝子の汲みし靈泉とは此泉水の事なり。元正天皇及靈元天皇の御代には此靈水を汲み毎歲正月元旦に奉獻せりと傳ふ。往古大旱の時附近八十餘ケ村より當社へ雨乞を爲し三日三夜の內に好雨を降らしたまはらば我等が村のあらぬ限り報賽として祭日の夜當山の大峰に獻燈すべしと誓ひければ、忽ち大雨沛然として降れり。されば今日に至る迄祭日には大峰に獻燈す云々と古老いへり。多岐行宮神社は明治四十二年四月八日當社に奉移せられた

るが舊鎭座地字松原は元正天皇當山へ行幸の砌此所に御輿を駐めたまひし古跡なりと傳ふ。境內千六百四十九坪。棟札左の如し。

一、奉納南無天滿大自在天神宮、永正元歲甲子正月大吉祥日、濃州多藝郡白石村惣氏子中

一、御社　濃州多藝郡白石村惣氏子中庄屋彥兵衞、元祿四年未之五月吉祥日、濃州多藝郡押越村藤原末孫大工仁左衞門兼冷爲

一、今度天神宮山松木荒申附、別而惣氏子向後不殘御山松木植爲、以來松木其外何木ニ而も伐申者有之者爲ニ過錢一五百文、草刈申者ハ錢貳百文、其節上納ニ而名主方ニ取可申候。以後氏子爲繁昌惣氏子松木植爲證據湯立捧。惣氏子板書印　白石村庄屋彥兵衞、同斷年寄作兵衞、同斷市右衞門外六十四人記名元祿十一戊寅年正月二十四日

一、奉建立天神御社　元文五庚申歲十二月二十一日　濃州多藝郡白石村庄屋喜三郎年寄武右衞門同斷久太夫、惣氏子中　濃州多藝郡押越村葉右衞門藤原末孫大工仁左衞門

一、奉建立天神宮拜殿　寶曆十三癸未年十一月二日濃州多藝郡白石村庄屋田中喜三郎年寄大脇六右衞門、百姓惣代田中武重郎、惣子氏中　神主新井主計太夫

一、奉再建天神御社　明和六己丑歲九月二十三日　濃州多藝郡白石村庄屋喜三郎年寄幸右衞門惣氏子中大工尾州葛木住水谷新吉

稲荷神社

（三五）稲荷神社　村社　養老村大字白石字京ヶ脇

祭神　倉稲魂命、大宮姫命、合祀大山津見命

由緒　創立年月不詳。明治四十四年八月二十日同地無格社山神神社合祀。境内二百四十二坪。社殿内に身の長七寸九分柄の長九寸六分の木槌を納めたり。柄の銘に時正徳二己辰祀八月吉日藤原朝臣大墳邑日比孫七と記せり。

白山神社

（三六）白山神社　無格社　養老村大字白石字船岡山

祭神　伊弉册命、合祀伊弉諾命、菊理姫命

由緒　埴生の涼風に「源丞内が子孫の者或夜の夢に七旬ばかりの老翁來り、こゝなる大木の梢に鷲の巣あり、其中に寶のあるを汝に與ふ、我は白山權現なりといふと見て覺めぬ。告の如く木に登りて十二の卵を得たりしが鷲、一羽梢に來り、又北の方に飛行きしが赤坂の大岩にて羽根をやすめ文珠といふ里にいたり、我は白山の使なりといひて飛去りぬ。それより加賀の白山に詣でけるに夢みし老翁顯はれて我長く養老に跡たれん。こゝに志あらんものは養老に來るべしと告げて失せたまひぬ。家に歸りて彼の卵を見れば金銀の寶珠となれり。扨山の麓に白山權現を勸請し養老寺をたてける云々」。境内八十六坪。

山神神社

（三七）山神神社　無格社　養老村大字白石字松原

祭神　大山祇神

由緒　社殿なく隨つて起原不詳。石塚の中央に數百年經たる欅の一大樹あり。目通一丈八尺廻餘此塚を山神の座地此大樹を神木と稱し來れり。此塚は大蛇の巢窟なりとて人民畏敬せり。境内十二坪。

（三八）御嶽神社　無格社　養老村大字白石字菊水

祭神　大巳貴神、少彦名神、創立年月不詳。境内六百坪。

（三九）船着神社　村社　養老村大字明德字板屋海道

祭神　船着神。或曰く藥師如來ならんと、後大山津見命及素戔嗚尊を合祀す。

由緒　創建年月不詳と雖、社頭の字名を濱子の宮といひ、昔鳥居のありし所を濱見の鳥居跡と稱し、又字柳原といふ所に一は縱五尺橫四尺厚一尺、一は是より稍小さき岩有りしが、是は太古船を繫ぎし岩なりとて、船繫岩と稱せし事ありしより考ふるに、當社は頗る古社にして、美濃明細記に船付明神と記し、又當國神名帳に多岐郡十六社の一從四位上內濱明神とあるは此神の事なるべし。寶永三年寅九月里傳をかきし書に「若狹國小濱御城下邊に本から八百比丘尼と申宮有之、之は先年八百歲長らへ候比丘尼有之。八百比丘と申候時節、此邊の地へ罷越候。其時右の比丘尼尋ね申され候には唯今にては大船は何方へ着し候哉と被申候。されば此節は勢州桑名迄着き候と申しければ、偖

々仰山下りたる事に候。先年は多藝山下勢至迄着き候事にて候。且當地山邊濱邊にて當所氏神を船附大明神と可奉申事にて候。此御神は則本地は藥師如來と申御社也。且又此地に崇奉祇園牛頭天王素戔嗚尊と申御神あり云々」境内三百三十六坪。境内社御鍬神社は豐受姫神をまつる。創建年月不詳稻荷神社は宇迦之魂神をまつる。文政十一年二月創立、當里若山源藏大病にてありし時、平癒祈願奉賽の爲神實を伏見稻荷神社に乞ひ、自己の所有林中に奉祀せしが、明治八年段別十八歩と共に寄附して一村共有とし後本社境内に移す。琴平神社は大巳貴神、崇德天皇を合祀す。文政十一年十月當里若山忠七心願の筋あり、讃岐國金刀比羅神社の神符を鎭祭し、明治八年一村共有となし、後本社境内に移せり。船着神社棟札左の如し。

一、天和二戊卯月御本師藥師如來　惣氏子中御建立

一、享保四年九月十三日社一宇門内ニ造立

一、寛政九年九月二十日奉造立

一、天保二年九月廿八日奉再建

（四〇）八幡神社　村社　廣幡村大字飯木字扇田

祭神　應神天皇、仲哀天皇、神功皇后

由緒　當社創建年月不詳と雖も、平治元年源義朝京師の戰に敗績して、尾張國知多郡内海の庄に

赴かんとする時、不破郡青墓より船にて當地に來る。當社の氏子伊藤某といひし者あり。此の社に義朝の無事安全を祈願し、義朝を芝船に潜伏せしめ、難なく內海の庄に着船せしめしと傳ふ。義朝小憩の地を今に休息所と稱し、鎧を脫ぎ掛けし木を鎧掛といひし事竝に源氏橋の由來等は記して美濃明細記及新撰美濃志に明かなり。之を以て之を見れば當社の古き事を知るべし。慶長六年十二月二日田四町一段二畝二十四歩、此高五十五石五斗領主德永法印より寄附あり。其後正保三年丙戌三月二十一日領主小笠原主膳より上田一段歩祈禱料として寄附せらる。埴生の凉風に一享保の頃榛の木產土八幡大神神躰なきをかなしみ、里民丸毛氏神體をまうく自余の百姓昔よりなき神體を今あらためて設けて益なしといひければ、ついにもこの如く神體を捨てたり」と、當時互に爭ひし文書あり。記して參考とす。

乍恐以書付奉願候。飯木村八幡宮は古來領主小笠原土佐守樣ゟ神田御寄附被遊候。其後御藏入に罷成由緒御吟味之上、神田高三石二斗四升四合所御除地被仰付候。右土佐守樣ゟ御寄附之御證文は拙者親江御預ケ被遊今以所持仕候。右之御除地德米を以て御修覆御神事等怠慢御座有間敷候處、十五ケ年已來不慮之故障出來、今以社頭御修覆も相滯り神事も怠り申候故。御公儀之御咎恐入奉存、此度頻りに奉願上候旨趣左之通御座候。往古八幡之御垂跡何之時に御座候歟紛失仕候に付、二十年以前寶永四亥年再御神躰を勸請仕、神威を可奉之旨村中相談仕候處、村人は各一向

宗にて左様の儀不案内に御座候間、拙者に寄進仕呉候様にと達而相願候に付、得其意候而御神躰再造仕、石畑村吉太夫と申神職のものを相招き、氏子不殘罷出遷宮の祝儀相應に相調へ、拙者方へも村中ゟ爲一禮樽肴等差越何レも打寄祝儀相濟し、夫ゟ村中之者六年の内神慮奉崇候事。御神躰御鎭座之後六年め正德二辰年八月十三日神事之當日當村八郎右衞門丹四郎兵四郎清右衞門彦八庄右衞門森右衞門權内と申者八人申合、石畑村吉太夫に申候ハ六兵衞寄進の御神躰拜ミ可申旨申候處、吉太夫猥りに御戸を開き候事不罷成候段答候得者、八人之者共散々雜言を申、何れも立かゝり理不盡に御戸を推明け候て神躰を取捨申候由承之付、若酒亂に而も仕候哉と存候處、左樣にては無御座、兼而拙者儀御神田之御證文等を預り、飯木村にて古來ゟ由緒も御座候家筋に御座候故、頭百姓脇百姓之格式も格別に御座候を相猜み、偏執の志を挿み候得ば、拙者親四郎兵衞代迄は古來之式を破り可申時節哉無御座候處、其年四郎兵衞相果候而不器量之拙者家督相續仕候時節を見合、不存寄義致掛騷動仕らせ何卒越度をとらせ、拙者を潰し申我儘を可仕發端に先氏神之神躰寄進之節願主之名字年號月日等書付候物をも削り、御神躰を取捨候ものと相考、則時に罷出彼等を相手に可仕と存極め候處、元來當社八幡宮ハ御除地之御神社ニ而、私之心ニ可任儀夢々無御座候得者、縱令拙者法外之書付等を奉納候共、一應御公儀江相窺可申候處、理不盡に雜人共立かゝり御戸を開き候斗りも、御公儀を奉掠神慮を不奉恐して、惡業に御座候處、剩へ神躰を取捨候

儀不大形御事に候得者、暫く時節を見合候様にと異見を相加へ候ものも御座候爲、穩便に仕罷在候御事。御神躰取捨候後、享保元申年社頭破損仕候故、造營のため村人共材木等相調候由承候に付、御神躰之落着も不仕勿論拙者方へ聊も相談をも不仕、我儘を相働き候故、六郎左衞門樣御支配之御時節にて則御役所へ右之荒增言上仕候處、早速被聞召、御神躰取捨候而、社造立之事何を以仕候哉不屆に思召候條、先づ造營之事堅仕間敷段被仰出、段々双方御吟味も御座候處、翌年酉春ゟ御役人樣方御内意にて小倉村七郎治有尾新田喜兵衞兩人曖を仰付られ候故、兩人衆御神躰之儀再可奉皈納旨樣々取曖被申候へ共、村人共曾て得心不仕、其通罷成候故他村ゟも段々取曖も御座候へ共、御神躰可申納儀堅く不罷成候段申切候に付、暫く曖衆も引被申候處、去ル巳年高田町平作と申ものは八人之者之内庄右衞門と申者ニ入魂仕候故、双方和融仕社頭も造營仕候樣にと取曖候而漸村人も納得仕既に造營仕度之旨庄屋久藏御支配役人樣迄御注進仕候處、權内と曖人平作と申分出來仕、又々造營之儀不罷成候趣御注進申上候由。此段先年ゟ之曖之衆中被召出候而御尋被下候御事云々

享保十一年午八月　　六　兵　衞

境内諏訪神社は建御名方命八坂刀賣命をまつる。神明神社は天照大神をまつれり。御鍬神社は豐受姫神をまつる。元は西堤頭に鎭座しありしが、明治五年三月村社境内に遷座す。多度神社は天津日

彦根命、天麻比止都命をまつる。安政元甲寅年一月創立す。當時度々地震あり。當里は多度山の麓に居住する故に村中より代參祈念せしが同年報賽として小祠を立てたり。境内五百四十一坪。

【社領文書寫】

（一）　德永式部法印御知行　御代官片山仁藏

濃州多藝郡飯木村神田ノ御事

一、四町七反三畝三歩　六拾貳石五斗　神明領
一、四町一反二畝廿四歩　五拾五石五斗　八幡領
一、二町二反三畝歩　三拾石七斗　すわ大明神領
一、二町九畝三歩　二十五石　さんのう領

地町歩　拾三町壹反八畝

〆百七拾三石七斗

慶長六年十二月二日

（二）　上田壹反五畝歩　伊勢天照皇太神宮

上田壹反歩　八幡大菩薩

右之通此度令寄進之間兩上樣御祈念主膳正安全抽丹誠不レ可二有懈怠一之旨御城ゟ被二仰出一候

依而如件

正保三年丙戌三月廿一日　　常葉六郎左衞門
　　伴　與惣兵衞
　　福井新左衞門

飯木村神主

（四一）八幡神社　村社　廣幡村大字口ヶ島字八中

祭神　應神天皇

由緒　創立年月不詳。明治四十五年二月廢道廢溝敷合段別二十六歩境内地に編入。大正二年八月二十五日諸色庫新築。境内に市杵島姫命を祀る。棟札左に

一、文化四丁卯歳八月中十三日天下泰平四海靜謐社頭安全神威增長五穀成就祈所遷宮導師南宮社司宇都宮出雲守從五位下藤原朝臣秀門奉造營正八幡宮一宇遷宮諸儀式畢　口ヶ島惣村中敬白

境内三百四十二坪。

（四二）六社神社　村社　廣幡村大字大跡字宮前

祭神　加茂神社、熊野神社、春日神社、諏訪神社、白鬚神社、八幡神社。

由緒　創建年月不詳。境内四百一坪。境内御鍬神社は豐受姫大神を祀る、鎭座年月不詳。

諏訪神社
素盞嗚神社
早扉神社
八幡神社

（四三）諏訪神社　無格社　廣幡村大字大跡字田中

祭神　建御名方命、八坂刀賣命、創立年月不詳。境内三十八坪。

（四四）素盞嗚神社　無格社　廣幡村大字大跡字田中

祭神　素盞嗚神、創建年月不詳。境内二十八坪。

（四五）早扉神社　村社　廣幡村大字岩道字村内

祭神　不詳或曰手力雄神、創建年月不詳。境内三百四十五坪。

（四六）八幡神社　村社　廣幡村大字西岩道字道ノ上

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后

由緒　創立年月不詳。境内四百十六坪。境内嚴島神社は伊都伎島神を祀る。古來八幡神社の攝社と稱して村民之を尊崇せり。文化十二年亥六月洪水金草川の堤を崩し、水村中を侵せし時、里民溺死する者數人に及べり。此時より堤防の斷間池となれり。然るに其の池中に妖物ありて屢々人を損害し、或は風無きに夜間浪聲を聞くことあり。之に依りて里民相議して一日其の妖を鎭壓せんが爲めに此嚴島社に祈禱す。然るに其の夜池中に於て大に波濤の聲ありて件の妖物他に去るの躰なりしが、果して其の後怪を爲すこと止みたり。此靈應を得たりし以來村中の尊崇一層之を加へたりと傳ふ。

（四七）八幡神社　郷社　上多度村大字小倉字中道下

祭神　應神天皇

由緒　創立年月不詳。明治六年酉二月郷社に列す。境内千百九十九坪。境内御鍬神社は豐受姫命を祀る、創立年月不詳。

（四八）神明神社　無格社　上多度村大字小倉字七ッ屋

祭神　天照大神、創立年月不詳。境内三十坪。

（四九）山神神社　無格社　上多度村大字小倉字長畑

祭神　大山祇神、創立年紀不詳。境内三十坪。

（五〇）八幡神社　村社　上多度村大字三郷小字有尾字村内

祭神　大渭明神（養老郡神社明細帳ニ不詳トアリ）

由緒　當社は美濃國神名帳に載せられたる多岐郡十六社の一從五位上大渭明神とあるは、此神社のことなるべし。大渭とは大沼の義にして、下池に因む所あり、新撰美濃志に大渭明神は笠郷村大野八幡神社の祭神のやうに記せざいかにやなほ考ふ可し。棟札左に

一、從五位上大渭明神御眞名永正十六年卯三月十五日勸請開發人栗田勘四郎源光實

一、奉再興南無正八滿大菩薩　元祿六年酉八月二十日濃州多藝郡有尾村總氏子中建立新田共

一、奉再立正八幡大菩薩　享保四歳亥十一月吉祥日濃州多藝郡有尾村新田共總氏子敬白

一、奉再建正八幡大菩薩　明和六己丑年十一月十四日濃州多藝郡有尾村新田共總氏子

一、奉納二柱御神　寛政十一年乙未年九月吉祥日

一、奉納八幡宮　有尾村總氏子敬白文化七年庚午八月十四日

一、奉修覆正八幡宮　文政六癸未年八月二十六日濃州多藝郡有尾村總氏子

一、奉修覆正八幡宮　天保十己亥年八月十四日濃州多藝郡有尾村總氏子

一、奉修覆正八幡大神　嘉永五子年八月十四日濃州多藝郡有尾村總子氏庄屋栗田武右衛門

一、奉修覆正八幡大神　文久三年八月十四日濃州多藝郡有尾村總氏子庄屋栗田武右衛門（以下棟札略）

境内三百二十一坪。

神明神社

（五一）神明神社　村社　上多度村大字三郷小字田道上

祭神　天照皇大神、豐受大神

由緒　貞享四年十二月一日創建。境内百六十八坪。

棟札　一、貞享四年十二月一日。二、元祿十年八月十六日。三、正德三年十二月吉日。四、享保十八年九月吉日。五、寛政四年三月二十四日。六、天保十一年八月十六日。

諏訪神社

（五二）諏訪神社　村社　上多度村大字三郷小字横屋宮前

祭神　建南方命、八坂刀賣命、創建年月不詳。境内百九十四坪。境内神明神社は天照皇大神、豐受大神を祀る。

棟札　一、奉再建諏訪明神兩社延寶三年四月吉日。二、奉再建諏訪大明神社元祿二年七月二十七日。三、奉再建諏訪大明神神明宮寶永元年九月吉祥日。四、奉再建諏訪神明兩社享保十年九月吉日。五、奉再建諏訪大明神元文三年三月二十七日。六、奉再建諏訪神明兩社寶暦十一年極月吉日。七、奉再建諏訪明神、安永四年十二月二日。八。奉再建諏訪大明神天保四年十二月五日。

神明神社

（五三）神明神社　村社　上多度村大字大跡新田字堤上

祭神　天照皇大神、豐受大神

由緒　創立年月不詳。往古社宇當田場字古神明に在りしが、其後小倉日比七兵衞一寄進を以て寶暦十辰年九月津屋川通當里地内の堤腹を增築し、更に此地へ遷座す。境内六十坪。

白山神社

（五四）白山神社　村社　上多度村大字鷲巢字北組

祭神　伊弉册命、合祀伊弉諾命、菊理姫命

由緒　創建年月不詳。境内五百四十六坪。境内龍田神社は天御柱國御柱神及豐受姫神をまつり、神明神社は天照皇大神を祀る、何れも創立年月不詳。

八幡神社

（五五）八幡神社　無格社　上多度村大字鷲巢字南原

神明神社

祭神　應神天皇、仲哀天皇、神功皇后、創建年月不詳。境内二百五十二坪。

（五六）神明神社　村社　下多度村大字志津新田字山畑

祭神　天照皇大神

由緒　創立年月不詳。境内六百坪。境内山神神社は大山津見命を祀る緣由不詳。

水神神社

（五七）水神神社　無格社　下多度村大字志津字總名池ヶ谷

祭神　水分神

由緒　創立年月不詳なれども水害禳除の爲、堤脚に勸請奉鎭すと里傳す。境内九十二坪。

八幡神社

（五八）八幡神社　鄉社　下多度村大字津屋字八幡屋敷

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后

由緒　創立年月緣由不詳。明治六年一月鄉社に列す。境内四百八十三坪。

諏訪神社

（五九）諏訪神社　村社　下多度村大字津屋字川並

祭神　南方刀美神、八阪刀賣神、天照大神、豐受姬神

由緒　創立年月緣故不詳。明治四十二年九月二十七日津屋字神明無格社神明神社合併。境内二百三十坪。

熊野神社

（六〇）熊野神社　村社　下多度村大字津屋字段ノ尻

祭神　家津御子神、合祀熊野久須美命、速玉男命

由緒　創立年月緣由不詳。境內三百坪。

（六一）　神明神社　村社　下多度村大字津屋字山新田

祭神　天照大神、豐受姬神、創立年月不詳。境內三百九十二坪。

（六二）　白山神社　村社　下多度村大字津屋字淸水屋敷

祭神　伊弉册命、合祀伊弉諾命、菊理姬命

由緒　創立年月緣故不詳。境內三百九坪。

（六三）　素盞嗚神社　村社　下多度村大字津屋字天王森

祭神　素盞嗚尊、創立年月不詳。境內三百四十五坪。

（六四）　秋葉神社　無格社　下多度村大字津屋字小谷

祭神　火之迦具土神

由緒　天保四巳年八月當里字山新田に鎭座の處明治十一年十月現今の地に移轉す。境內三十坪。

（六五）　八幡神社　村社　下多度村大字若宮字宮下

祭神　應神天皇、比咩大神、神功皇后

由緒　元和二丙辰年七月二十九日創建。元祿十一年九月六日再造營す。此際船見も亦此神社を崇

敬し二ケ村の氏神となす。明治二十五年船見を分離す。境内四百坪。境内御鍬神社は豊受姫命を祀る、元祿十一年九月六日創建。

八幡神社

（六六）　八幡神社　村社　下多度村大字志津字澤

祭神　應神天皇。比咩神、神功皇后、創立年月不詳。境内七百七十七坪。

十二相社

（六七）　十二相社　村社　下多度村大字志津字小谷

祭神　國常立尊、國狹槌尊、豊斟渟尊、泥土煮尊、沙土煮尊、大戸道尊、大戸邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、天照大神、忍穗耳尊、瓊々杵尊、彦火々出見命、鸕鷀草葺不合尊。

由緒　明德元年八月二日天神七代地神五代の十二柱神勸請。境内三百五十一坪。棟札左に

一、奉再興文明二寅年五月十二社大權現社三尺五尺小川十平

一、奉再興天正九年六月十二社大權現奉敬事小川左近

住吉神社

（六八）　住吉神社　村社　下多度村大字志津字南條

祭神　表筒男命、中筒男命、底筒男命、神功皇后

由緒　創立年月緣由不詳。境内二百八十五坪。志津記天明五年乙巳三月晦日佐藤光敬記に、「濃州多藝郡志津鄉は何れの代何れの人の開闢と云事を知らず、街談巷語人傳て記せず。昔時天皇此地に行幸の時皇后御產有て皇子降誕ましまします。依て產湯を奉る。則產池是なり。十二相權現は十二人の妃なり。今十二鼎の釜

を以て御湯を獻して祭る、齒黑水は宮女の鐵醬をつけしより名あり。則皇后を齒黑住吉大明神と崇め皇太子を若宮八幡宮と勸請し奉れりと言ひ傳ふ」云々。

（六九）御靈神社　村社　下多度村大字志津字北屋敷

祭神　吉備靈、崇德天皇、伊豫親王、藤原太夫神、橘逸勢、文屋宮田丸、藤原廣嗣、菅原道眞

由緒　創立年月不詳。境內四百十二坪。大正四年十月十二日神庫改築。

（七〇）小谷神社　村社　下多度村大字志津字小谷

祭神　小谷明神（養老郡神社明細帳ニハ不詳トアリ）

由緒　勸請年月不詳。美濃國神名帳に載せられたる石津郡十三社の內正六位上小谷明神は則當社なるべし。偖當社いま山神社と稱し微々たる社頭なり。いつの頃よりか此くの如く衰へたるや知る可からず。小谷の稱はヲダニと唱ふべきを土俗はコダニと稱せり。此の谷は祖古谷といふ大なる谷の北にある細き谷なり。其小谷と稱するものは祖古谷の大なるに對していへるなるべし。明治十二年六月村社に列せらる。境內二百三十八坪。

（七一）龍神神社　無格社　下多度村大字志津字池ヶ谷

祭神　高靇神、合祀豐玉姬神、創立年月不詳。境內二百八十五坪。

（七二）山神神社　無格社　下多度村大字志津字南山

山神神社

祭神　大山祇命、創立年月不詳。敷地一坪。

（七三）　山神神社　無格社　下多度村大字志津字井口

神明神社

祭神　大山祇命、創立年月不詳。敷地一坪。

（七四）　神明神社　下多度村大字船見

神明神社

祭神　天照大神、豐受姫神

由緒　寳永年間多藝村大字多岐へ勸請の處、明治二十五年三月許可を受け、同年十一月三日當所へ移轉鎭座。境内二百六十八坪。

（七五）　神明神社　村社　池邊村大字大卷高柳新田分字高柳

神明神社

祭神　天照大神

由緒　寛文十年庚戌七月十四日石津郡高柳新田山田正悅伊藤三十郎、同清太夫創立明治八年十一月高柳新田外四ケ村合併して多藝郡大卷村と改稱す　境内三百三十三坪。

（七六）　神明神社　村社　池邊字大字大卷字小坪新田分

祭神　天照大神

由緒　萬治元年己亥年九月五日石津郡小坪新田片野總右衞門創立。境内二百八十八坪。

（七七）　八幡神社　村社　池邊村大字大卷字ハノ割

八幡神社

神明神社

祭神　應神天皇

由緒　慶長十九年甲寅四月九日安八郡海松村より移轉創立。境内百三十坪。

（七八）神明神社　村社　池邊村大字大巻字ハノ割

祭神　天照大神

由緒　寛文二年壬寅二月九日大牧村鬼頭吉兵衞創立。境内三百六十八坪。境内八幡神社は應神天皇を同熱田神社は日本武尊を祀る。何れも創立年月緣由不詳。

（七九）神明神社　村社　池邊村大字駒野新田字六段地

祭神　天照大神、豐受姫命

由緒　寶暦五亥年八月創立。境内百八十六坪。

（八〇）水神神社　無格社　池邊村大字駒野新田字臺所地

祭神　速秋津比古命、速秋津比賣命、創立年月不詳。敷地一坪。

（八一）八幡神社　村社　池邊村大字大場字西堤

祭神　應神天皇

由緒　創立年月不詳。正保五年領主小笠原主膳より田八畝二十七歩寄附せられ、其後度々水害に付貞享元年現今堤上に遷座す。境内四百十一坪。

八幡神社

（八二）　八幡神社　村社　池邊村大字大場新田字宮屋敷

祭神　應神天皇

由緒　創建年月不詳。寛文五年時の領主小笠原土佐守より田一段二畝二十四歩寄附せられたり。

境内二百七十二坪。

八幡神社

（八三）　八幡神社　村社　池邊村大字根古地字城屋敷

祭神　應神天皇

由緒　里傳に「延德三年十月三木權大納言敎忠卿古田彦右衞門安久を伴ひ、郊外に遊ぶ。森林中藤の繁茂したる所に一箇の古箱有るを見る。箱表に『八幡古田兵』の五文を書す。兩人思へらく此古箱は曩に洪水の際此地に漂着せしものなり。須らく之を奉じて鎭守の神と爲すべしと。卽ち八幡宮と崇め奉祠せり云々」正保五年領主小笠原土佐守より畑一段六畝寄附せらる。境内二百七十九坪。

境内若宮八幡神社は仁德天皇を祀る。創建年月不詳。本社と同じく延德年間從一位三木權大納言敎忠卿の創立と里傳す。正保五年領主小笠原土佐守より畑五畝二十五歩寄附。同社宮神社は宇迦魂神を祀る。創建年月不詳。正保五年同土佐守より田一畝二十七歩寄附。琴平神社は大巳貴命及崇德天皇を祀る。創建年月不詳。同地天照寺記錄に曰く「夫當山ニ神明宮ト八幡宮ノ兩社鎭守ナリ玉フコト由緒ナキニアラズ。其故ハ元ヨリ神明宮ハ新田ノ氏神、八幡宮ハ本田ノ氏神ナレバ各々兩田ノ西

北ニ當ツテ鎭座シ玉ヘリ。是故ニ其跡今村ノ人宮田ト呼ブ是ナリ。然ルニ明曆年中ニ當院建立ナリテ六七年ノ星霜ヲ經テ、後予ツク〳〵思フ樣、古德ノ寺ヲ建立シタマヒテ必ズ先ヅ勸請神ヲ崇ルモ和光ノ方便ヲハナレテハ佛法タチカタキニヤ、急ギ神祠ヲ營ミ當山ノ護法ト崇バヤ。願クバ當院永ク相續シ、法燈久クカヽゲテ、末法萬年利物徧增ナラン。且國家安穩ニシテ村民豐饒ニ檀家繁榮ナランコトヲト志願如此。竊ニ思ヒ侍ルコロ當村ノ住人兩三人來リテ予ニ語リテ云ヘル樣、聊カ願ヒ申スベキ事候テ各々參列仕レリト云フ。何條ノ事ニカト云ヘバ、知シ食シテ候。兩田ノ氏神何レモ神田地ビクナレバ社地自ラ狹窄ナリ。是故ニ神田高ク築キ社地ヲ濶ケ、神事安カランコトヲナン。常々申アヘリシカドモ村人各々云ヒ甲斐ナク候マヽニ、志ノミニシテカ及候ハズ。冀クハ貴院境內ハ地廣ク地高ニモ候ヘバ兩宮共ニ境內ニ移シテ、永ク鎭守トシテ崇メ玉ヒナンヤ。若シ然カラバ兼テ兩田ノ氏神ト敬ヒ奉ランコトヲ。是レスベテ當村氏子同心ノ願望ニ候フト云ヘリ。予思フ樣コレゾサナガラ神明ノ愚僧ガ志願ヲアハレミ給ヒテ、氏子ニ託シテ宣セツルナメリト。スヾロニ神慮モカタジケナク貴ク覺ヘ侍ルマヽニ、承諾ノ詞ハコヽロヨク申侍ルニ各々悅テカヘリヌ。サレドモ兩宮トモニ其社地ヲ替ヘ遷シ奉リテ當山ノ鎭守トナリ玉ンコト小望ニアラズト思ヒテ、急ニ領家ニカクト申上シカバ大望卽時ニ許容シ給ヒヌ。由レ是貧道聖譽レ勵レ志レ竭力先ツ境內ノ西南ニ當リ堙レ池地ヲ闢ケ、掘レ堀高ク築キ、宮地ヲ新ニ改造シテ兩宮拜殿軒ヲ竝ベ、光彩修飾本ノ宮社ヨリモ尙モ彌增ノ

事ニゾナリヌ。予イヨ〳〵信心歡喜ノ眉ヲ開キ、一心ノ丹誠ヲ抽テ、兩御神ヲ勸請シテ遷宮供養奉リ訖ヌ。自レ尒已來當院ニ寺號山號ヲ新ニ加ヘテ八幡山天照寺ト名ツク」云々。棟札左の如し。

一、寬文四甲辰正月十九日奉再興濃州石津郡子子（ネコジ）村八幡宮社一宇天長地久諸願成就皆令滿足所施主源蓮社聖譽上人大和尙氏子頭松長兵衞門遷宮萬德院住持圓公敬白氏子春田次郎兵衞

二、寶曆二壬申十二月十三日奉修補濃州多藝郡根古地村八幡宮社頭天長地久諸願成就皆令滿足所願主勸蓮社證譽上人善應大和尙

三、奉修補濃州多藝郡根古地村八幡宮上梁之旨趣　抑當社八幡宮者擁二護根古地本田村一之氏神。鎭二靜家國一是故永崇二尊神威一而已。越當山開基聖譽上人者寬文甲辰年兩社明神八幡移二于當寺境內一新嚴二營社檀一顯二懇念一也。雖レ尒星霜漸積、歲月稍久、嚴軒傾破而雨洗二神面一歎有レ餘悲不レ足。故住持起二弘願一、戮二有緣之力一便令レ修二營社棟一傳二于不朽一也。庶幾此宿樂普二士庶一、人民永敬二神惠一寺門長久、國家安泰、子孫繁榮、五穀豐登、神力演二大光一普照二無際上一消二除三垢冥一廣濟二衆厄難一龍集元祿十四辛巳稔正月吉辰願主生蓮社見譽柳絮比丘敬白

（八四）神明神社　村社　池邊村大字瑞穗字和名田

祭神　天照皇太神

由緒　慶安己丑年正月十九日創建。境內二百七十二坪。

神明神社

（八五）嚴島神社　無格社　池邊村大字瑞穗字柳原

祭神　市杵島姫命

由緒　明暦二丙申年二月領主小笠原土佐守護神の旨其神躰を拜受して創建す。

（八六）金刀比羅神社　無格社　池邊村大字瑞穗字枠之池

祭神　大巳貴命、合祀崇徳天皇

由緒　創立年月不詳。寶暦年度洪水の節境内堤頭破壞し爾後絶社なりしが、元治元甲子年三月信徒有志を以て讃岐國那珂郡金刀比羅神社の神璽を受けて元社地の方位をトして再建す。境内二十二坪。

（八七）大代神社　無格社　池邊村大字瑞穗字大代

祭神　市杵島姫命火產靈命、境内三十坪。

（八八）神明神社　村社　池邊村大字釜段字龜井崎

祭神　天照大神、豐受姫命、創立年月不詳。境内三百十坪。境内八幡神社は應神天皇、比咩大神、神功皇后を祀る。創立年月不詳。

（八九）天神神社　無格社　池邊村大字釜段字新田

祭神　菅原道眞、創立年月不詳。境内百八坪。

八劍神社
八幡神社
早戸神社
隼人神社

（九〇）八劍神社　鄉社　笠鄉村大字下笠字湯口

祭神　日本武尊

由緒　尾張國愛知郡熱田神社境内なる八劍神社を勸請せる由、里老の口碑に傳ふ。鎭座の年月詳ならず。明治六年一月村社より鄉社に列す。當社境内椿木多し。故に俗呼んで椿宮とも稱す。境内六百五十三坪。

（九一）八幡神社　村社　笠鄉村大字下笠字三ッ屋

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后

由緒　創立年月不詳なりと雖も、境内に數百歲を經たる老樹有るに依れば其勸請頗る古かる可し。境内三百七十四坪。

（九二）早戸神社　村社　笠鄉村大字下笠字西江下

祭神　不詳。或曰手力雄命

由緒　創建年月日緣故不詳。大正十一年一月三十日高麗狗一對、燈明一對、春日燈明三對、角燈明三對建設、同日鳥居一基設置。境内御鍬神社は豐受姬命を祀る。創建年月不詳。境内五百六十三坪。

（九三）隼人神社　村社　笠鄉村大字上之鄉字砂盛

祭神　不詳。或曰火闌降命、創立年紀不詳。境内五百三十八坪。

（九四）八幡神社　無格社　笠郷村大字上之郷字井戸池

祭神　應神天皇　比咩大神・神功皇后、創立年紀不詳。境内六十二坪。

（九五）大神神社　無格社　笠郷村大字上之郷字蓮池

祭神　天照大神、創立年月不詳。境内百七坪。

（九六）神明神社　無格社　笠郷村大字上之郷字大貝戸

祭神　天照大神、豊受姫命、創立年紀不詳。境内二百二十六坪。

（九七）白山神社　無格社　笠郷村大字上之郷字乙ヶ池

祭神　伊弉册命、合祀伊弉諾命・菊理姫命、創立年紀不詳。境内九十三坪。境内御鍬神社は豊受姫命を祀る、創立年月不詳。

（九八）水神神社　無格社　笠郷村大字上之郷字川田

祭神　彌都波能賣神、創立年月不詳。敷地三坪。

【笠郷村大字上之郷神社關係書類】

一、元文三年指出帳「村中之支配宮五社、隼人大明神拜殿御座候境内三畝十歩前々より御除地。神明内宮境内一畝歩前々より御除地。神明外宮境内十五歩前々より御除地。白山權現境内十二

歩前々より御除地。若宮八幡宮前々より御除地。」

一、文化九年申十二月明細帳「神社六ヶ所神明宮兩社八幡宮、白山大權現、早人大明神、弁才天

右六社境内一段七畝十四歩御除地此高二石九斗五升五合

一、田一段三歩　八幡大菩薩

一、田五畝十一歩　若宮

一、田四畝七歩

右之通今度令二寄進一之間、兩上様御祈念竝ニ主膳正安全抽二丹精一不レ可レ有二懈怠一之旨從二御城一被二仰出一候依如件

正保五年戊子二月二十九日

常葉常右衞門　印

伴　與惣兵衞　印

福井新左衞門　印

上之郷村神主

（九九）　八幡神社　村社　笠郷村大字大野字船附境

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后

由緒　創立年月不詳。新撰美濃志に「大野村に八幡社又如意輪社あり美濃神名記の大渭明神は此二祠のうち何れかそれ成るべし大沼も大渭もむかしはたほぬ又たほのとよみし例なり」とあれどいかにや。（上多度村有尾八幡神社參照すべし）境内百八十四坪。境内御鍬神社は豐受姫命を祀り、水神神社は彌都波能賣神を祀る。何れも創立年月緣故不詳。

（一〇〇）福地神社　村社　笠郷村大字栗笠字村内

祭神　大物主神

由緒　創立年月不詳。本社記錄は貞享四年丁卯夏洪水の爲流失し僅かに殘存せるものありしが、又天明二年壬寅十月及文化八年辛未三月兩度の火災に烏有に屬し、緣由明かならざれども、當社は元現地より五六町南地北村といふ地に鎭座せしを天明四年此處に遷座せりと傳ふ。今も舊社地神田等北村に存せり。此北村といふ地は古來民家多き地なりしが、漸々湊の方へ移轉して竟に田野となれり。御神實は昔は阿彌陀如來の木像なりしが、明治維新の際神佛混淆のおそれあるを以て之を取除きしが、同十一年十月三十日直徑三寸の圓鏡を御神躰として奉安せり。境内六百二十七坪。境内神社六社あり。隼人神社は祭神詳かならず。或曰く火闌降命と。福地神社遷座以前より鎭座し、當社地主の神なり。白山神社は白山比咩神を祭る。勸請年月不詳。金刀比羅神社は大巳貴神及崇德天皇をまつる。天保十二年辛丑十月十五日讃岐國金刀比羅神社の神符を受けこれを創建す。御鍬神社は豐受姫

を祀る。緣故不詳。秋葉神社は火之迦具神を祀る。文久二年壬戌三月十七日遠江國秋葉神社の神符を請ひ之を奉安す。馬神神社は祭神緣故不詳。棟札左に

一、奉再興福地大明神社頭一宇氏子息災延命祈所濃州多藝郡栗笠攸全福繁昌所、寛文六年五月十五日

右棟札は天明五年八月迄所在不明なりしが、之を見出したるに裏書氏名中改删訂正する所あり。一村大に紛議を釀したることありき。元祿八年記錄（同地高橋彌四郎氏藏）に「福地大明神一社、柿葺四尺二寸四面、境内東西十三間五尺一寸、南北三十三間、一段五畝七歩村除地。氏神早戸大明神一社、柿葺四尺一寸四面、拜殿長三間横二間、鳥居巾高二間、境内東西十八間南北村除地云々」と錄せり。

（一〇一）市神神社　無格社　笠郷村大字栗笠字村内

祭神　大市姫神、緣由不詳。境内三十一坪。

（一〇二）須賀神社　無格社　笠郷村大字栗笠字村内

祭神　素盞嗚尊、由緒不詳。境内四坪。

（一〇三）八幡神社　郷社　笠郷村大字船附字宮邊

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后

由緒　當社は寛文五年五月里人安田孫三郎、伊勢神宮に到り、御師某の周旋に依り八幡大神を勸

市神神社
須賀神社
八幡神社

請し、安田彌兵衞所有地一段二畝餘を寄附して社地とし創建す。孫三郎は安田淨通といふ人の孫にて、同彌五右衞門の子同通意の從弟なり。其後境內猶狹隘なるに依り、同金十郎及高淵村川口太郎兵衞の兩人各社地を寄附せりとぞ。如斯由緒あるを以て安田彌兵衞子孫の者社地の公租課役を勤めすべて一社の事務を管理し來りしが、明治六年一月村社より鄉社に列せらる。境內伊雜神社（同名二社有リ）は伊佐波登美命及玉桂屋姬命を祀る。由緒不詳。秋葉神社は火之迦具土神をまつる、初め牧田川堤上に創建しありしが、明治十年九月當八幡社境內に遷座す。境內四百七十四坪。

（一〇四）秋葉神社　無格社　笠鄉村大字船附字六羽野

祭神　火之迦具土神、由緣不詳。境內四十三坪。

（一〇五）多度神社　無格社　笠鄉村大字船附字宮邊

祭神　天津日子根命

由緒　文久元年酉五月牧田川堤上に鎭座。敷地一坪。

（一〇六）多度神社　無格社　笠鄉村大字船附字六羽野

祭神　天津日子根命

由緒　文久元年酉五月揖斐川堤上に鎭座。敷地二坪。

（一〇七）秋葉神社　無格社　笠鄉村大字船附字北ノ割

秋葉神社
秋葉神社
隼人神社

祭神　火之迦具土神。由緒不詳。明治十年九月再建。敷地二坪二合五勺。

（一〇八）秋葉神社　無格社　笠郷村大字船附字寺屋敷

祭神　火之迦具土神、由緒不詳。明治五年九月再建。敷地一合。

（一〇九）秋葉神社　無格社　笠郷村大字船附字村内南ノ割

祭神　火之迦具土神。由緒不詳。明治十年九月再建。敷地一坪。

（一一〇）隼人神社　村社　小畑村大字江月字馬込

祭神　不詳。或曰火闌降命

由緒　永祿四年二月十六日勸請。境内三百六十坪。境内御鍬神社は豐受姫命を祀る。創立年月不詳。棟札左の如し。

一、奉造立隼人大明神社一宇處淨土咒陀羅尼七陀羅尼讀誦寶祚長久祈所永祿四辛酉年二月十六日
多藝郡石津庄江月村山四天院玉洞寺徹照敬白。

一、隼人大明神國土安鎭長久所奉遷宮地藏陀羅尼誦寬永五戊辰年八月十一日多藝郡石津庄江月村
玉洞寺了春中村氏敬白。

一、奉再造隼人大明神社一宇庄內繁榮祈所阿彌陀如來隼人大明神社一躰信心願主寬文十二壬子曆
正月大吉祥日江月村玉洞寺中村氏敬白。（以上三枚玉洞による寺什物）

八幡神社

（一一一）宇佐八幡社　無格社　小畑村大字江月字村西

祭神　應神天皇、比咩神、神功皇后。創立年月不詳。境内百二十二坪。棟札左に

一、奉造立宇佐大明神社一宇處淨土咒陀羅尼七陀羅尼讀誦寶祚長久所多藝郡石津庄江月村四天院

徹照大和尚敬白。（玉洞寺什物による）

（一一二）八幡神社　村社　小畑村大字蛇持字南屋敷

祭神　應神天皇

由緒　寛文四甲辰年創建。境内百八十七坪。

【關係文書】

一、　乍恐奉願御事

一、若宮八幡　一社　巾一尺八寸一分高五尺八寸

藪二畝十六歩　石見檢地御除地

此宮四十五年已前卯ノ年建立仕候。而二十三年以前寅の大水ニ而流れ今に無御座候故、當村より出申候高田町に居申候九郎左衞門と申者寄進社建立仕度と申候。乍恐御免被遊被爲下候ハヾ難有奉存候以上

寶永四乙亥正月　日　　多藝郡蛇持村庄屋　新七郎

寺社奉行　水野文四郎様　　同斷　理兵衞

一、厨子扉銘　我昔出家名法藏、卽成法身住淨土、今來娑婆世界中、卽爲護念念佛人。

神明神社

（一一三）神明神社　無格社　小畑村大字蛇持字北屋敷

祭神　天照大神、明治十二年二月十八日再建。境内二十九坪。

八幡神社

（一一四）八幡神社　村社　小畑村大字祖父江字掛坈

祭神　應神天皇

由緒　創建年月不詳。神實は凹形の石なり。當地實相寺記錄に「當八幡社は往昔臥龍山實相妙心護國圓滿禪寺と稱し、祖父江新五左衞門の菩提所なり。寺領五十餘石ありしが、天正年中兵燹の災に逢ひ中絕せり。慶長四年不破郡室原村福源寺住職景首座勸請遷宮云々　境内に老松三本ありて新五左衞門の墓標とせしが、一本は享和元年辛酉正月十四日左義長の火災にて半燒し、其後十年暴風の爲に倒る。一本は明治二十九年洪水の害を受け、一本は電火の爲に燒けたり云々　本社初めは社殿南面なりしが、寬政年中段海茅場にて芝居を行ひ、其利益金にて鳥居石壇石燈籠を調獻し東向となせり」云々。

神明神社

（一一五）神明神社　無格社　小畑村大字祖父江字前沖

祭神　天照大神

由緒　明和元申年十月八日創立。境内三十五坪。

此の神社は、外小畑川滿水の節危難守護の爲め、里民創立せりといふ。

一、八幡宮修覆安永四年丙申九月祖父江村實相寺謹而遷之。

一、八幡宮修覆寛政七年八月吉日祖父江村實相寺陽山旭謹而遷之。

一、八幡宮修覆文化十癸酉年九月吉日當村安福林右衞門内玄紹謹而遷之。

（一一六）　八幡神社　村社　小畑村大字飯田字宮東

祭神　應神天皇

由緒　御神躰は御坐像にて、御裝束は白御袴を着し白と金との石疊の上に坐したまふ。御丈一尺二寸横一尺三寸程にて右に箭を負ひ、左手に弓を持ちたまふと傳ふ。棟札左の如し。

一、元和二丙辰八幡宮建立　惣氏子

一、八幡宮修覆元和九月吉日導師牧田村權大僧都大阿闍利若松院法印敬白

一、八幡宮修覆享保十九甲寅年九月二十四日造營御導師南宮社別當威德院權大僧都堅者法印昌舜

一、八幡宮修覆寶暦七年正月吉日祖父江村實相寺豪山

境内五百四坪。境内津島神社は素盞嗚尊を祀る、創立年月日不詳。

社栗神社は祭神縁故不詳。村民はお社栗さんと呼べり。飯田村社事記錄には社宮司と記し、元祿五年今月吉日奉修神直護摩供當平癒處祈とあり。

天滿神社は同記錄に御神躰は黑御裝束御袴白と金の石疊なり。御丈一尺程横一尺程兩御手組み太刀御さしと傳ふ。勸請年月由緣不詳。

御鍬神社は明和元年の創立なり。

明治十二年四月十一日天滿神社、及其境內神明神社御鍬神社を當社境內に移轉す。

（一一七）若宮八幡神社　村社　小畑村大字大坪字前沖

祭神　應神天皇

由緒　創建年月不詳。御神躰御木像御丈五寸。境內百八十八坪。寶物古鏡一面、天下一飯村土佐守光重と銘し直徑二寸五分、古鏡一面無銘直徑二寸二分、御弓一張日比朝右衞門重治と銘す、無銘御矢一本、鰐口筥一個蓋面に享和三年八月一日と書す。棟札は元祿四年同十二年、享保十一年、延享二年、寶曆六年、同十一年、寬政九年、文化十年、天保十年等數枚あり。

（一一八）嚴島神社　無格社　小畑村大字大坪字田中

祭神　市寸嶋比賣命、境內十六坪。

（一一九）春日神社　村社　多藝村大字直江字中瀨古

若宮八幡神社

嚴島神社

春日神社

祭神　建御賀豆智命、伊波比主命、天子八根命、比賣命。

由緒　勸請年月不詳。正保三年丙戌三月領主小笠原主膳より社地寄附。境内三百二十三坪。

八幡神社

（一一〇）八幡神社　無格社　多藝村大字直江字經堂

祭神　應神天皇、由緒同前。境内四百三十七坪。（以上二社は寺院四光寺參照すべし）

御鍬神社

（一一一）御鍬神社　無格社　多藝村大字直江字榎町

祭神　豐受大神、由緒不詳。敷地四坪。

御井神社

（一一二）御井神社　鄉社　多藝村大字金屋字太夫田

祭神　御井神

由緒　勸請年紀不詳。延喜式神名帳に美濃國多藝郡御井神社及美濃國神名帳に、多藝郡從五位下御井明神とあるは當社なり。舊笠松縣管轄美濃國式内神社考證に「御井神社多藝郡安久庄金屋村に在り今神明社に合せ祭る云々」とあり。此社もと村東四百五といへる地に鎭座ありて、往昔は社家社坊抔もありけるが、天正の頃兵燹に罹りて悉く燒失し、其後纔に存在するものも度々洪水に流失せるにより、正保の頃神明社に移せし由言傳ふ。當里伊藤幹氏所藏舊記に「金屋村御井神社者四百五井戸の傍、井の上と申所に御座候由、式内正一位の宮に御座候。正應年中洪水にて流れ、天正年中兵火にて燒失、其頃迄は社家社坊も御座候間、宮も二社御座候。出水毎に水下に相成候故正保の頃

神明へ移し、四百五井戸は深四百五十間程も御座候。不思議なる井戸に御座候。今に宮跡と申は井戸の傍に御座候。御井多藝兩社燒失同時に御座候由傳へ候云々」と記せり。今も四百五と云へる地には古井の存して如何なる旱魃にも涸るゝ事なく、其傍に宮跡と稱して社地も僅かに存せり。尚此邊を廣く井ノ上井ノ道抔稱へ、古き名寄帳にも數多記せり。祭神は御名の如く御井神にて玉襷に曰く「御井神は大國主神の御子にて御母を稻羽の八上比賣と申せり」云々。古事記傳には「木俣神亦名謂御井神也。御井神は所々に井を作りて、民の利を爲し賜へる御功ありしに、依て稱し奉れる御名なるべし云々」とあり。境内二百七坪。境内神明神社は天照大神を祀る。緣由不詳。御鍬神社は豐受姫神をまつる。明和四丁亥年創建。

（一一三）春日神社　無格社　多藝村大字金屋字村ノ内

祭神　武甕槌神、經津主神、天兒屋根命、姫神。緣由不詳。境内三百八十九坪。境内津島神社は素盞嗚尊を祀る。創建年紀不詳。寶永六乙丑年再造。

（一一四）八幡神社　村社　多藝村大字飯積字柵場

祭神　應神天皇

由緒　承應二癸巳年洪水にて神社に關する書類流失し創建年月不詳。里傳に「天文年中當地代官に川瀨五佐正といふもの有り。二萬三千石を領せり。其子五右衞門及飯積山了惠等當社再建を企て

たるに、明暦元年十一月十八日徳川四代將軍家綱公の時公儀より再建せられたりと。大正十三年三月八日神饌幣帛供進指定社となる。境内二百七十八坪。境内熊野神社は家津御子神をまつり、熊野久須美命及速玉男神を合祀す。御鍬神社は學受姫神をまつる。明和年中に勸請せしに水患により明治八年七月八日八幡神社境内へ移轉す。棟札左に

一、奉再造永仁元年（以下不明）

一、奉再造八幡大菩薩氏子安全祈所導師妙德院忠舜于時明暦元年十一月十八日從御公儀御立願主飯積山了惠・川瀬五右衞門・川瀬八右衞門・川瀬佐右衞門

寶物には一、刀一振。鞘黒柿様にて龍形長八寸刀に日本鍛冶宗匠藤原全通と刻せり。不破郡栗原山九十九坊の支配役久保寺時久（足利義輝の時の人なり）より代官川瀬五佐正に譲渡せし家傳寶刀にて其後當社に奉獻せるものなりと傳ふ。小銃、長三尺五寸八分作者不詳。元龜年中代官川瀬五佐正奉納。扁額、二股竹は長五尺三寸五分元龜年中川瀬五佐正奉納。同扁額、二股竹は應永六年大橋治郎八奉納。鰐口、銅製徑八寸明暦二年八月十四日飯積村惣氏子奉納。

（一一五）神明神社　無格社　多藝村大字大墳字中屋

祭神　天照大神、豊受姫大神、由緒不詳。境内三百四十坪。

（一一六）多岐神社　鄉社　多藝村大字多岐小字多岐墳字中屋

祭神　倉稻魂神、素盞嗚尊、大市比咩神。

由緒　當社は延喜式に載せられたる多藝郡四座の一にて、美濃國神明帳にも多藝郡十六社の內に列せらる。美濃明細記に「多藝郡大墳邑(古代安久邑)正一位護法大菩薩社(古代石鳥居あり天正の頃迄神領三百石今はなし)元明天皇和銅元年鎭座多藝郡總社祭日卯月初申卯日九月九日」と記せり。此社は正中の頃には多藝郡四十三ヶ村、嘉吉の頃には四十七ヶ村の總社にて、寛保三亥年閏四月二十一日の古圖には美濃國三宮正一位護法大菩薩多藝郡五十五ヶ村宗廟と記し、神德隆昌の社なりき。傳へ言ふ文龜永正の頃には中村左兵衞太夫・澁谷三郎兵衞尉・佐藤五郎左衞門尉・渡邊權之太夫・等當社神官として齋仕し、別當寺妙德院橋本坊西ノ坊・中ノ坊・大仙坊・勝蓮寺等勤經怠ることなかりき。(志津記による)又曰く明德四年九月四日足利義滿當社に參詣せし事ありしより足利氏の祈願所となり。同氏より社領三百五十貫をたまひしが、天正五年織田信長此社領を沒收し、永祿の頃豪族世の擾亂に乘じ神官社僧等を放逐せしより、神威漸く衰微し、遂には今日の如く僅かに一村の村社となれりと。志津記に曰く、大墳鄕正一位護法大菩薩は元明帝の御宇和銅元年(千七十八年に成)の勸請にて則勅額今にあり。四十末社の本地、郡中五十五邑の崇神たり。惜哉天正年中洪水に依て寶殿樓閣諸堂悉く退轉し神領三百石の證狀も流失して當時假殿に鎭座なり。舊地は所のみ殘れり。所謂華表・塔・十王堂・經堂・釋迦堂・大日堂云々。明治六年一月鄕社に列せらる。明治二十四年覆舍新築。大正二年四月社務所新設。同年七月三日降雨以來八月十八日迄

晴天打續き田面爲に龜裂を生じ、稻苗將に枯死せんとし、飮料水に至るまで缺乏を極め、毎日井戸淺を爲す等、百姓の憂慮言ばかりなし。此時に當り本年四月牧田川の砂を運び、地場を築きし新地なるに軒前砂上に早稻中稻晩稻の三種自然に發生し、普通の稻よりも發育殊に良好なりしより、近鄕の人々稀有の思をなし、當社は倉稻魂神をまつり、神實は長さ一寸八分の籾なりと聞く、洵に神德の致す處なりと參詣者日々數十人に及べり。境內千六百八十一坪。境內神社九社あり、高山神社三野神社、御鍬神社、八幡神社、派稻荷神社、神明神社、御鍬神社、藤代神社、素盞嗚神社是なり。

棟札

一、奉修造葺大塚大菩薩假殿幷舞殿一宇所敬白多藝鄕內莊官貴賤上下百姓萬民息災延壽子孫長久富貴自在御願滿足由如斯願主澄藝諸大旦越大工藤原顏左衞門慶長七季壬寅十月二十四日大法主敬白

一、奉修造大塚護法大菩薩假殿一宇所欽曰多藝郡貴賤上下萬民共示息災延壽諸願決定如意所承應二曆霜月五日遷宮導師妙德院忠舜律師欽曰大工藤原上律久右衞門

一、奉修理濃州三宮護法大菩薩大社郡中氏子繁昌祈所于時貞享三年丙寅極月朔日遷宮導師妙德院賢海願主兒玉源左衞門大工藤原朝臣太田甚兵衞濃州多藝郡大塚村繁昌

一、奉修覆護法大菩薩氏子繁昌攸元祿十三庚辰年三月吉祥日遷宮導師妙德院亮潤欽白大工藤原朝

臣日比孫七

一、奉再造護法大菩薩假一宇五穀豐饒多蠶郡氏子繁昌祈所寶永八辛卯年二月二十五日遷宮導師妙德院亮海願主惣氏子中工匠日比孫七郎

一、奉修覆正一位護法大菩薩假殿一宇五穀豐饒郡中氏子繁昌攸享保九甲辰年十二月十三日遷宮導師妙德院亮海大工高田町陸田藤內

一、奉上葺護法大菩薩社一宇郡中繁榮諸願成就祈所元文五庚申年卯月八日遷宮導師妙德院法印亮海屋根屋高田町久兵衛

一、奉新立正一位護法大菩薩社宇氏子息災延命如意長久祈所安永十辛丑年卯月二十七日妙德院無住ニ付兼住遷宮導師金屋村玉泉院榮寬大工濃州大垣高木伊三郎

一、奉新立正一位護法大菩薩社一宇氏子息災延命如意長久祈所安永十辛丑年卯月二十七日妙德院無住ニ付兼任遷宮導師金屋村玉泉院榮寬大工尾州名古屋伊藤平左衛門

一、奉遷宮正一位護法大菩薩五穀豐饒多蠶郡氏子繁昌祈所寬政第五龍舍癸丑仲冬中院三部傳燈大阿闍梨妙德院豪信謹書（大工前同上）

一、奉遷宮美濃大神五穀豐饒多蠶郡氏子繁昌事業成就祈所寬政第五龍舍仲冬中院三部傳燈大阿闍梨妙德院豪信謹書大垣俵町大工藤原姓高木伊三治政民脇番匠同苗茂平治同本町太左衛門

一、奉遷高山大權現五穀豐饒多藝郡氏子繁昌事業成就所（以下前棟札同樣）

一、奉上葺修覆護法大菩薩社一宇村內安全繁昌祈所于時文化二乙丑卯月中旬遷宮師妙德院代玉泉院光運屋根師大垣住人宇兵衞

一、奉遷宮高山大權現五穀豐饒多藝郡氏子繁昌二事成就所文化十四丁丑歲十二月朔日現住大阿闍梨法印妙德院俊亮謹書葺師住人大垣惣氏子中

一、奉遷宮美濃大神五穀豐饒多藝郡氏子繁昌二事成就祈所（以下前同樣）

一、奉遷宮修覆護法大菩薩村中安全氏子息災祈所文政四辛歲四月九日遷宮導師別當現住妙德院大阿闍梨法印俊亮敬白一天泰天四海靜謐村方多藝郡中敬白

一、奉遷宮高山大權現五穀豐饒氏子繁昌祈所文政七甲申歲七月二十三日遷宮導師妙德院現住大阿闍梨法印俊亮謹修村中惣氏子中敬白

一、奉遷宮美濃大神五穀豐饒多藝郡氏子繁昌二事成就祈所安政五年戊午六月現住權大僧都法印慈順謹書葺師岩手大工藤澤政吉惣氏子中

一、奉遷宮修覆護法大菩薩村中安全氏子文政八乙酉八月四日遷宮導師別當現住妙德院大阿闍梨法印俊亮敬白多藝郡中氏子息災延命祈所

一、奉修加行護摩供二十一ヶ座寺內安全之所慶應二丙寅年十一月於尾張荒子淨海山行者詮行敬白

一、奉改造岐阜縣下第四大區（四小區九小區）鄉社多岐神社鳥居一間紀元二千五百三十七年明治十年四月十五日工匠多藝郡大墳村佐藤幸右衞門同郡橋爪村木村彌八

一、式內多岐神社美濃國多藝郡多岐村大字多岐墳鎭座本殿葺替攝社神殿修理覆舍新築拜殿修繕祭器庫及社務所修繕地盤嵩置諸儀式畢明治二十三年十一月二十八日落成神璽奉遷祠官大橋芳樹寄附人產地氏子中補助鄉社當村有志者中同多藝郡各村有志者中工匠多藝郡高田町倉見喜平治

釣佛の銘

一、大塚大社和銅勸請之靈社ニ而右頭人子孫繁昌祈者也正中二年九月十三日藤原友貞犬竹女（徑九寸）

一、延元二年卯月日神官等（徑六寸二分）

一、應永二年卯月十六日多藝嶋鄉內（徑七寸二分）

一、應永二年九月十六日嶋田鄉頭人藤原綱光犬松女（徑七寸）

一、奉懸御正躰一面澁江鄉源氏定政永享八年丙辰卯月十九日女姓。右偏今度御頭役無爲無事依之信心之御頭人子孫繁昌息災延命福貴自在恒受快樂無邊御願決定成就之狀如件（徑九寸二分）

一、永享八卯月十三日　澁江鄉（徑七寸）

一、永享十戊午年二月□　大塚鄉（徑五寸五分）

一、奉施入御正躰一面志趣者偏天長地久御願圓滿社頭繁昌諸人快樂故也永享十年二月吉日（徑六寸三分）

一、永享十年二月吉　大塚鄉（徑五寸七分）

一、美濃國三宮大塚社卯月御頭人事

右護法大菩薩爲衆生利益□每年二季令遂御祭禮賜者也守差定者也守□□諸役可勤仕狀如件頭近衞藤原吉綱內□□御前嘉吉二年卯月十三日大塚神□宮等敬白（徑六寸）

一、美濃國三宮大塚社□御頭人直江鄉藤原吉久能松女文安六年卯月十七日頭人太郎兵衞敬白（徑六寸二分）

一、美濃國大塚社藤原行眞女姓德女寶曆三年九月九日敬白（徑六寸二分）

一、美濃國三宮御祭禮於性代藤原昭文女性益市仍享德二年四月十六日大塚社神官敬白伍廊御門（徑五寸五分）

一、奉施入御法大菩薩藤原則安享德三年九月九日（徑八寸一分）

一、多藝庄直江鄉藤原秀藤女姓菖蒲女長祿三年九月九日（徑六寸二分）

一、多藝庄直江鄉藤原秀藤女姓菖蒲女長祿三年九月九日（徑八寸三分）

一、奉懸大塚御寶前御正躰一面宇田住人藤原吉家寬正乙酉六年卯月十八日願主敬白（徑七寸）

一、奉施入大塚社宇田鄉六郎左衞門藤原重俊女房娘女應仁元年丁亥卯月二十日（徑八寸三分）

一、多藝庄直江鄉頭八藤原重直女姓次郎御前美濃國三宮大塚護法大菩薩文明九年卯月十八日（徑八寸一分）

一、差定美濃國三宮大塚社御祭禮頭人之事

右護法大菩薩者爲衆生利益方便令遂每年二季御祭禮賜者也依社鏡如件神官等文明十年卯月二日敬白藤原行常（徑七寸六分）

一、美濃國三宮護法大菩薩志津鄉佐藤五郎左衞門尉藤原朝臣友善女姓初御前多藝莊文龜二年壬戌卯月十三日（徑六寸）

一、濃州三宮大塚社九月御頭事

右護法大菩薩者衆生利益方便令遂每年二季御祭禮賜者也依龜鐘如件永正七年九月二日藤原友次同內方六女神官敬白（徑六寸六分）

一、多藝庄大塚高山卯月御講人江月鄉田中又八藤原吉□內方阿彌敬白天文十年乙巳卯月二十三日（徑四寸二分）

一、奉懸御正躰大塚御寶前天文十一年九月九日榛鄉藤原秀吉敬白（徑六寸）

一、天文十一年九月九日大塚鄉（徑五寸）

一、大塚社御頭人御井住人□□乙能女弘治三年卯月□（徑三寸六分）

一、寬永三寅歲四月卯月大場鄉松永勘兵衞（徑七寸二分）

【當社に關する文書】

多藝庄椿井郷公田御年貢錢帳　（養老村大字石畑山幡清氏所藏）

一、大塚社役名名引口二貫文也

一、二百文　山本名

一、二百文　播屋名

一、二百文　道秀名

此三名はむかしより二百文引口
のこり候名はむかしより一名に百文つゝ引申也
明應九年の勘定狀此分也井口より渡居候

一、椿井郷名々指出之事

一、山本名　庄福寺

十一貫五百廿五夕　此内貳百文大塚社役引也

一、金阿彌名　四分一與三右衞門　四分一左近右衞門　八分一三左衞門
四分一長井殿　今ハ石見殿引得

六貫四十七文　此内百文大塚社役引也

一、魚屋名半名　八郎（せいし）左衞門

十一貫九百八十一文　此内五十文大塚社役引也

一、魚屋名半名　次郎左衞門（せいし）　宗見
　貳貫百拾八文　此内五十文大塚社役引也
一、衞門名半名　三郎左衞門　西蓮坊
　貳貫四百五十六文　此内五十文大塚社役引也
一、衞門名半名　中島與三兵衞　才十郎
　貳貫六百文　此内五十文大塚社役引也
一、鷲屋名半名　中島與三兵衞　才十郎
　貳貫百六十文　此内五十文大塚社役引也
一、宮地六分一　中島與三兵衞　才十郎
　六百六十七文　此内十六文大塚社役引也（以下省畧）

【勅額】當社寶物中「三宮正一位護法大菩薩」と銘する勅額あり。（縦一尺八寸横一尺）

【如法塚】當社西裏に如法塚と稱する小高き塚あり。塚上自然石の碑をたつ。銘に「如法經女施主藤原氏文治五年正月」と刻す。按するに古大族多藝氏の墳墓に文治年中經塚と建てたる歟。

（一二七）篠塚神社　村社　日吉村大字橋爪字西河原

祭神　大酒大明神或曰く逆髪大明神

勅額
如法塚
篠塚神社

由緒　勸請年月不詳。當社は美濃國神明帳に載せられたる多藝郡十六社の一なり。美濃明細記に「多藝郡橋爪村篠塚大明神境内三段餘除地云々」とあれば其勸請年月詳かならざれども古社なりと見えたり。美濃志に新六帖逍遙院の歌をあげて「神もさぞふりくる雨は玄の塚のうまやの鈴の小夜深き聲」とあるは此神の事なるべしといへり。明治二年六月橋爪村神社書上帳に「古は大酒大明神又は逆髪大明神猶又篠塚大明神とも奉稱候朱印百二十石御座候由も申傳候。今は無御座候。尤も奉勸請年號相知不申候。先々の御棟札者慶安三年流失仕候。同年以後の御棟札御座候。大酒大明神は延喜式美濃神明記に、式外十二社の内と參傳仕居候云々」とありて往古は神威甚だ盛なりと見えたり。（時村湯葉神社及養老村柏尾神明神社參照すべし）境内三百八十七坪。境内御鍬神社は豐受姫命をまつる。大正四年五月燈明臺及鳥居新設。同五年十月高麗狗新置。棟札左に

一、奉修造信濃墳大明神美濃國多藝郡氏子繁昌所慶安三年八月朔日

一、奉造立信濃塚大明神氏子七福卽生富貴萬歲如意安全祈所寛文五年卯月十五日橋爪村氏子惣中

一、奉開眼供養聖觀世音菩薩村中如意所寛文十年五月二十八日

一、奉再造上葺信濃墳大明神一宇氏子安全鄕内富貴如意所貞享二年八月二十七日橋爪村惣氏子中

一、奉造立信濃塚大明神五穀豐饒氏子繁榮祈所寶永四丁亥十一月吉祥日願主高木六郎右衞門源勝舍惣氏子中

一、奉再造信濃墳大明神社一宇五穀豊饒氏子繁榮祈所延享四丁卯年臘月十九日遷宮橋爪村惣氏子中

一、奉上葺信濃墳大明神社五穀豊饒氏子繁榮祈所寶暦十一辛巳年九月廿九日橋爪村惣姓子中敬白

一、享和二年八月十七日未上刻信濃墳大明神遷宮

此の遷宮につき當時記錄に曰く當社及大破候に付牧田村清八へ引合酉の極月より相掛り漸く戌の六月下旬迄に出來致し候處遷宮の相談に相及ぶべく存居候然るに六月二十九日夜洪水に付大畔堤澤田村堤長六十二間切込當村西堤新抱の所九十間餘切所有之候杯にて遷宮も大に延引漸く右の普請も八月中旬迄に急所の分出來候に付同十七日遷宮相濟候云々

白山神社

（一二八）白山神社　村社　日吉村大字橋爪字天待

祭神　伊弉册命、合祀伊弉諾命、菊理姫神。

由緒　建永元丙寅年二月勸請。境内四百三十二坪。境内に中山神社あり。此社は美濃國神名帳に載せられたる多藝郡十六社の一正六位上中山南明神なるべし。棟札左に

一、奉建立白山大權現建永元丙辰歳二月大吉日濃劦不破郡別所村願主黒田氏、抑當社白山大權現者往昔天台山正覺院末濃州不破郡久保寺ノ鎭守也。然新田氏足利氏發爭戰。于時建武二年五月十八日足利勢依兵火久保寺百餘坊燒失依之重役黒田三七郎源正常氏神與奉勸請此所安置者也

一、奉再造白山大權現社一宇于時正保二乙丙暦初秋大吉祥辰願主久保寺（以下不明）

一、奉再造白山大權現社一宇氏講中于時享保四己亥年初冬大吉祥辰

八幡神社
神明神社
山神神社
嚴島神社

一、奉再興當社白山大權現于時寶暦二壬申歳季夏正祭日濃州不破郡別所鄉惣氏子講中

一、奉新建當社白山大權現惣氏子中如意文政九丙戌歳八月五六日

（一二九）八幡神社　村社　日吉村大字橋爪字村下

祭神　應神天皇、比咩大神、神功皇后、緣故不詳。境内二百二坪。

（一三〇）神明神社　無格社　日吉村大字橋爪字岡ヶ鼻

祭神　天照大神、豐受姫命、緣由不詳。境内三百三十坪。棟札

一、奉再立神明宮、大善院、寛政三辛亥四月二十一日遷宮多藝郡橋爪村惣氏子橋爪村大工彌三八

一、奉再立岡ヶ鼻神明宮五穀豐饒氏子繁榮所、往昔奉勸請村

橋爪村、宇田村、中村、豐村、金屋村、大坪村、室原村、惣氏子中、神主新井主計

（一三一）山神神社　無格社　日吉村大字橋爪字天待

祭神　大山祇神、由緒不詳。境内百五十坪。

（一三二）嚴島神社　無格社　日吉村大字橋爪字岡山

祭神　伊都伎島神

由緒　文久三年八月二十六日雨乞の爲近江國竹生嶋辨財天の影像を勸請し、岡山嶺上に安ず。當日は井組各村老若參詣し祭式甚だ盛なりしと傳ふ。

諏訪神社

（一三三）諏訪神社　無格社　日吉村大字中字川南

祭神　建南方神、八坂刀賣神

由緒　多藝村郷社多岐神社御旅所なり。弘治永祿の頃迄は毎年二季祭禮の節神輿渡御ありしといへり。一說に當社は多岐神社の御旅所なれば阿須波神なるを音の似たるより諏訪と誤れるものならんといへり。創建年月不詳。境内百一坪。

熊野神社

（一三四）熊野神社　村社　日吉村大字中字川南

祭神　伊弉册神

由緒　創立年月緣由不詳。境内二百七十三坪。境内社神明神社は天照大神豐受姫命をまつる。以前本村字神明下千九十三番地に鎭座の處明治四十三年四月本社に合併。棟札左に

一、奉上葺熊野三所神社中村氏子息災延命祈所于時寛文三年三月吉日

一、奉上葺熊野三所神社當郷安穩氏子繁昌祈所延寶八庚申年十一月十三日濃州多藝郡仲村之莊氏子中建立所

一、奉造立熊野三所神社一宇郷内安全各願圓滿所元祿五壬申祀十一月二十日濃州多藝郡中村惣年寄中氏子中欽白正德四申午年十二月十九亥辰時鎭座

一、再興熊野三所神社神威倍增五穀成就村中繁昌氏子中息災延命如意祈所濃州多藝郡仲村惣氏子

中建立之所寛保三癸亥年十二月八日寅時

一、奉遷宮熊野三所神社社頭繁昌村中安全祈攸一天泰平万民豊樂五穀成就文政十一歳戊子年四月吉良辰十日

一、奉改造村社熊野神社神殿一宇幷石垣諸儀式畢明治四十年二月十七日養老郡日吉村大字中惣氏子中

吉田神社　（一三五）　吉田神社　村社　日吉村大字豊字砂畑

祭神　武甕槌神、齋主神、天兒屋根命、比咩神。創立年月不詳。境内二百九坪。

天満神社　（一三六）　天満神社　無格社　日吉村大字豊字石名田

祭神　菅原道眞　由緒不詳。境内二百三十六坪。

五社神社　（一三七）　五社神社　村社　日吉村大字宇田字宮西

祭神　大縣神社、三島神社、八幡神社、住吉神社、春日神社。

由緒　大縣神社は當國神名帳に載せられたる多藝郡十六社の一にして、正六位上大縣明神とは當社なり。美濃明細記に「縣明神は多藝郡宇田邑に在り。正六位上大縣大明神境内六段餘領主より除地云々」とあり。御祭神は往古の當地縣主を祀れるなるべし。後世三島神社以下四社を加へて五社神社と稱す。何れも勸請年月不詳。大垣藩雜事記に文化七庚申正月宇田五社明神燒と記せり。棟札左に

八幡神社
神明神社
八幡神社
嚴島神社
須賀神社

一、宇田宮五社神社慶長六季辛丑十二月念二日大工藤原□□大工日比又作（養老村大字柏尾神明神社參照）

（一三八）八幡神社　日吉村大字宇田字六段田

祭神　應神天皇、神功皇后、比咩大神、素盞嗚尊。

由緒　創立年月不詳。境內百九十五坪。境內御鍬神社は豐受姫命をまつる。緣由不詳。

「棟札」奉再造遷宮八幡大明神寛文七乙未八月二十九日。

（一三九）神明神社　無格社　日吉村大字宇田字用水

祭神　天照大神、豐受姫命、境內百四十六坪。緣由不詳。

「棟札」奉造替神明社一宇神威倍增如意所遷宮導師大阿闍梨堅者定榮法師敬白于時貞享二乙丑年正月吉辰

（一四〇）八幡神社　無格社　日吉村大字宇田字用水

祭神　應神天皇、比咩大神、神功皇后。由緒不詳。境內九十五坪。

「棟札」奉造立八幡宮社所繁昌祈明曆四年戊二月上八日

（一四一）嚴島神社　無格社　日吉村大字宇田字宮西

祭神　伊都伎島神、由緒不詳。境內八十四坪。

（一四二）須賀神社　村社　日吉村大字安久字飛鳥井

祭神　素盞嗚尊、由緒不詳。境内二百五十三坪。

（一四三）　麥房神社　村社　牧田村大字牧田字上野

祭神　伊弉諾尊、伊弉册尊。

由緒　勸請年紀不詳。美濃國神名帳に多藝郡十六社の内從五位上中山南明神とは當社のことなるべし。里傳に此神社麥房に乘じ此地に流れ留り給ふ故に麥房明神と稱し奉るよし云々（時村湯葉神社棟札參照すべし）又曰く此村年々牧田川原に麥を蒔付るに培養の勞なく自然に穰れり、是麥房神の德澤なるべし云々。此地大永五年秋牧田合戰にあひ又慶長五年關ヶ原役に社殿炎上し、後又天明年中火災ありて舊記等悉く燒失散亂し、今存する所の古棟札二枚あり。一枚は元龜二年十一月社殿建替ありて、勸進能興行の役者名及大工名等を記し。一枚は慶長十年十二月社殿再造にて其札の表に麥房大明神云々と記せり。濃陽志略に「牧田村麥房大明神祠淨泉院掌之神名殊異然本國帳不レ載里民云慶長中右賊黨放火焚レ祠故不二得而知一レ之淨泉院眞言宗屬二和州長谷寺一云々」牛屋水應曰く社殿に在る神躰は男女の二神にて坐像なり。銅の厨子に納むと。境内五百二十五坪。（多良村上鍛冶屋字勝ケ谷村社秋葉神社參照）

（一四四）　八幡神社　村社　牧田村大字牧田字一色

祭神　應神天皇

由緒　當社は古來若山飛驒守政家の鎭守なりしが、應永の頃飛驒守入道道宗と改稱し、當地に落

津島神社

素盞嗚神社

木曾神社

居し此地に一宇を建立せりと傳ふ。境内三百十七坪。

（一四五）津島神社　村社　牧田村大字牧田字二又

祭神　素盞嗚神、由緒不詳。境内三百三坪。

（一四六）素盞嗚神社　村社　牧田村大字牧田字山村

祭神　素盞嗚神、由緒不詳。境内三百六十三坪。

（一四七）木曾神社　村社　牧田村大字牧田字門前

祭神　不詳

由緒　傳云ふ平治年中木曾義仲此地に來り、眞言宗の一宇を建立し、義仲寺と號し、歡喜天の尊像を祀り祈願所となせり云々と。其後人皇百三代後花園院の御宇正中年中に悅嚴禪師と云ふ僧、義仲寺を寶聚院と改稱し禪宗に改宗す。代々同寺の鎭守なり。同寺境内に義仲息女糸姫の手植の櫻あり明治維新の際神佛混淆分離の趣旨により字門前に移轉す。明治十二年一月祠官氏子協議の上神實を神鏡に改正す。寶聚院文書に「木曾明神ハ悅岩造立ニテ鎭守ニ致シ來リ祭事等ハ當鄕中之衆モ同時ニ祭居候處今般御一新ニ而神佛分明ニ付各御信仰ニ任セ御讓申上候故、以後御一統御意次第ニ御取計有之共拙寺ヨリ少シモ故障無御座候。尤モ後代ニ至ルトモ彼是差障リ等急度申間敷爲其讓狀一札依而如件寶聚院槐山」云々。境内三百六十四坪。

（一四八）八幡神社　村社　牧田村大字牧田字萩原

祭神　應神天皇、由緒不詳。境内五百七十九坪。

（一四九）山神神社　無格社　牧田村大字牧田字上野

祭神　大山祇神、由緒不詳。境内三十五坪。

（一五〇）秋葉神社　無格社　牧田村大字牧田字上野

祭神　火產靈神、由緒不詳。境内二百四十坪。

（一五一）山神神社　無格社　牧田村大字牧田字上野

祭神　大山祇神、由緒不詳。境内百七十四坪。

（一五二）八幡神社　村社　牧田村大字牧田字平井

祭神　應神天皇、由緒不詳。境内二百九坪。

（一五三）神明神社　牧田村大字牧田字二又

祭神　天照大神、由緒不詳。境内四十五坪。

（一五四）山神神社　無格社　牧田村大字牧田字二又

祭神　大山祇神、由緒不詳。境内二十五坪。

（一五五）山神神社　無格社　牧田村大字牧田字山村

山神神社

祭神　大山祇神、由緒不詳。境内十六坪。

（一五六）　山神神社　無格者　牧田村大字牧田字山村

四方四里神社

祭神　大山祇神　由緒不詳。境内八十一坪。

（一五七）　四方四里神社　無格社　牧田村大字牧田字山村

秋葉神社

祭神　不詳。由緒不詳。敷地二坪。

（一五八）　秋葉神社　無格社　牧田村大字牧田字和田

伊雜皇神社

祭神　火結神、由緒不詳。境内百三十坪。

（一五九）　伊雜皇神社　無格社　牧田村大字牧田字和田

神明神社

祭神　玉桂屋姫命、由緒不詳。境内百坪。

（一六〇）　神明神社　無格社　牧田村大字牧田字門前

八幡神社

祭神　天照大神　由緒不詳。境内二十坪。

（一六一）　八幡神社　村社　牧田村大字乙坂字谷東

祭神　應神天皇

由緒　創立年號不詳。延寶五丁巳年再造營。從前神實幣串而已に付明治四年八月檜板に神號を記載し檜箱に入れ神實として殿内に納入る。境内三百四十坪。境内社津島神社は素盞嗚尊を祀る。貞

享三丙寅年創立。

（一六二）　長彦神社　鄉社　一之瀨村字川西

祭神　級長津彦神

由緒　勸請年紀不詳。當社は三代實錄及類聚國史に「貞觀十一年十二月五日授美濃正六位上長孫神從五位下」又美濃國神名帳に多藝郡從四位上長彦明神とある亦當社のことなり。濃陽志略に「長彦明神祠、村民奉祀、按美濃本國帳載二多藝郡從四位上長彦神一市瀨古隸二多藝郡一則決爲二此祠一無レ疑」ともあるにていよ〳〵明かなり。寛延年中社事記に「市之瀨村長彦明神一社村扣社内東西百十間南北百五十間山林前々除く」とあり。里傳に和名抄に立野と稱する鄉あり。此立野の地は一之瀨村の古名にして慶長十四年美濃國石津郡市之瀨村御繩打水帳に本村長彦神社近邊の地を「たつの」と記し、今猶辰田と稱す。蓋白鳳四年美濃王（當國の人）佐伯廣足（當郡の人）二人大和國龍田の立野に風神級長津彦神を祭祀するの使命を拜せしより、二人等生國の故を以て龍田風神を當國牧田川の上流たる本村に移し祀り、更に長彦神社と稱し、其鎭座地を彼の龍田の立野に擬し、立野とよびしなるべし云々」と。

明治三十三年十月一日鄉社に列す。境内四百五十四坪。明治四十二年三月十九日字奥山無格社、北野神社、字多仁無格社、山神神社及字下畑田無格社、津島神社を當社に合祀す。北野神社は文政十三庚寅年九月字多仁より字奥山に移轉し此年當社に合祀したるものなり。境内神明神社は天照大神

を祀る由緒不詳。棟札左の如し。

一、寛永十二年孟夏吉祥日敬白

一、奉再造長彦大明神一宇當村富貴祈攸慶安二辛卯曆願主惣村一紙半紙營以如此各諸願皆令滿足奉祈已而菊月大善辰遷宮道師南宮社僧吉祥威德院賢舜禰宜河地次郎太夫萩原村桐山彦左衛門

一、奉再造長彦大明神一宇庄內安全富貴自在祈所遷宮道師南宮住僧三部灌頂阿闍梨法師大和尙福壽院賢舜敬白于時寛文二壬寅曆三月吉祥日

一、奉上葺長彦大明神社宇庄內安全處元祿十丁巳九月吉祥日遷宮導師牧田庄淨泉院法印權大僧都秀榮認之市之瀨村庄屋當番左右衛門氏子中敬白

一、奉再茨長彦大明神宮殿在內安全五穀豐成祈所享保五歲次庚子秋九月初九日導師牧田淨泉院法院大和尙位任重敬白庄屋當番桑原十左衛門

一、奉修造長彦社神威倍增祈所元文二歲次丁巳中冬中院六良旦遷宮導師南宮社僧金剛佛子眞禪院秀惠濃陽石津縣市之瀨庄當番庄屋福村孫之右衛門惣氏子中

一、奉修覆長彦社神威倍增祈所寛延二歲次己巳季秋上院八良辰遷宮導師高田太代官社在僧壽量院祐盛當番桑原彌右衛門惣氏子中

一、上葺遷宮長彦大明神社一宇庄內繁昌之攸濃州石津郡一之瀨村寶曆十一辛巳十一月吉祥日遷宮

導師仲山眞禪院權大僧都法印戒珠院秀馨惣氏子中庄屋桑原重郎治諸爲

【寶物】

元龜年中火災にかゝり、本殿を始め諸建物悉皆燒失せしにより、古代の寶器悉く灰燼に歸せり。今現存するものは僅かに御正躰二面短刀一本刀一本に過ぎず。

一、長彦御寶前奉懸御正躰一宇天正二年九月九日（徑五寸）

一、奉懸御正躰一面天正四年十一月吉日敬白（徑四寸六分）

一、短刀長さ一尺二寸、銘「寄進長彦大明神爲金山繁昌忠知」又白鞘に寄進長彦大明神延寶九年酉八月吉日爲金山繁昌河野氏忠知と記せり。

一、刀長さ二尺三寸、銘「奉納流彦大明神願主花井一光作」天保十二辛巳年十一月吉日（當社につき時村湯葉神社棟札參照すべし）

二之宮神社

（一六三）二之宮神社　無格社　一之瀨村字殿垣外

祭神　應神天皇

由緒　永祿二己未年三月創建すと口碑に傳ふ。境內四百坪。

熊野神社

（一六四）熊野神社　無格社　一之瀨村字押水

祭神　家津御子神、合祀速玉男神、熊野久須美命。

社宮子神社

由緒　文明二乙丑年創建と口碑に傳ふ。境内十二坪。

（一六五）　社宮子神社　無格社　一之瀬村字多仁

若宮神社

祭神　宇迦魂神、由緒不詳。

（一六六）　若宮神社　無格社　一之瀬村字上畑田

大神神社

祭神　不詳。由緒不詳。境内二百十二坪。

（一六七）　大神神社　郷社　多良村大字宮字街道

祭神　大物主櫛甕玉命、相殿神倭磐余彦天皇、比賣多々良五十鈴比賣命。

由緒　當社は延喜式神明帳に載せられたる大神神社なり。四十二代持統天皇の御宇朱鳥六壬辰年當村字村山ノ上（古來宮地と稱し段別凡二町此地從前領家地頭と雖も地租を課する事なし、明治維新迄無稅地にして此地を有するものは祭具費を支出する外に郡かの神供料を獻納せり。）に創立せり。一に曰く持統天皇伊勢國へ行幸の際右大臣三輪朝臣高市麿車駕を奉じて伊勢三重郡に到りし時、大物主神右大臣に託して曰く、我住むべき社を美濃國多藝山の川上に建つ可しと勅し賜へり。是を以て右大臣當地を選定して創建せりと。第五十九代清和天皇の御宇に到り、一層神社の繁榮を極め、七十五代鳥羽天皇の御宇永久元癸巳年郁李山宮ヶ平に奉祀せし神武天皇竝皇后媛踏鞴五十鈴媛命の社殿（天延元癸丑年創建）衝風暴雨の爲に破壞して、當社の御手洗水へ流れ來りたまふによりて拾ひ上げ、當社に合祀して流彦大明神と崇め奉れり。是より土俗大神神社を流彦大明神と稱し奉るに至れり。同年七

堂大伽藍を創立し、眞藏寺、神護寺、隱丈寺、淨德寺、正林坊、淨法坊、正光坊の四寺三坊を創立し、大に當社の繁榮を極めたり。八十一代高倉天皇の御宇安元二丙申年某縉紳より佛像の寄附ありしが、今猶現存せり。其後正一位を授けられたりといふ。依て明治四辛巳年社號復古の際迄正一位流彦大明神と稱せり。九十九代後龜山天皇の御宇永和元乙卯年六月社地を移轉して、今の處に再營す。（此地も往古より除地にして領家地頭の免稅にあらず、故に明治維新の際迄領家地頭と雖も隨意に管轄すること能はざりき。）一に曰く應安年中火災の爲社殿及七堂伽藍等燒失せり。然れども再營の資財乏しく故に當地に往古より祭る所の天武天皇の社に假りに移轉して今に至ると。時の大勸進左近將監丹尙守右近將監不破守大正右衞門尉藤原數光宮司彈正小野尙光禰宜國實光日比日向爲定下部藤原家吉社僧神護寺法隆寺等之を奉仕す。百六代正親町天皇の御宇天正六戊寅年永祿年中ともいふ兵火のため類燒に罹り廢滅に及べり。當時迄神領百五十石ありといふ。百九代明正天皇の御宇正保三丙戌年四月時の領主小笠原主膳正貞信高木藤兵衞貞友高木次郎兵衞貞之高木四郎左衞門貞重高木權右衞門貞勝等社殿を再營し、大に祀典を再興せりと雖も、未だ舊典に復するに至らず。明治四年正月社號を復古して大神神社と改稱し次で明治六年一月鄉社に列す。境內千八十五坪。境內社神明神社は天照大神及豐受姬大神を祀る。往古より當郡下山村字湯谷內宮御厨に奉祠せし神明神社なりしが、御厨廢絕後微々たる小祠を同所山上に建築して奉祀せしと雖も修營及祭典等を怠り殆んど滅亡に及べり。然れども信徒なきにより修營を加へ祭典を擧ぐること能はず。是を以

て慶安三庚寅年八月時の領主高木藤兵衛貞友命じて當社境内に移す。稻荷神社は倉稻魂命猿田彦命大宮咩神をまつる。嘉永年中迄緣起存せしが其後紛失して事實詳かに知り難しと雖も、元祿十二己卯年九月二十九日時の領主高木新兵衛貞則願主となり、一祠を創建して當社の攝社となし、其後高木家其祭祀を行へりとぞ。愛宕神社は火結神及相殿に大國主神を祀る。往古より禰宜上の內上野に奉祀せしが、里民の願により天明年中當大神社境內に移轉せり。金刀比羅神社は大巳貴神をまつる。創建年月明かならざれども上多良村三輪三郎左衛門といひし者の鎭守にして、昔より邸內に奉祀せしが嘉永五壬子年同人の願望により當境內に移轉せり。

大神神社棟札

一、永和元乙卯六月十三日再營。大勸進左近將監丹尙守、右近將監不破守、大正右衛門尉藤原數光。宮司彈正小野尙光、禰宜國實光、日比日向爲定、下部藤原家吉社僧神護寺法隆

一、正保三年丙戌四月再營。神官禰宜彌三郎尉、寄附人高木藤兵衛貞友・高木治郎兵衛貞之・高木四郎左衛門貞重・高木權右衛門貞勝・小笠原主膳正貞信、大工川合市兵衛

一、元祿六年癸丑三月拜殿再營、社僧正覺院賴盛、寄附人小笠原土佐守貞信・高木新兵衛尉貞則・高木五郎左衛門尉貞丈・高木藤兵衛尉貞治・高木權兵衛尉貞勝・高木治郎兵衛尉貞辰・高木元五郎尉貞宜、大工吉田長右衛門正家

一、寶曆三年癸酉八月修營、社僧神護寺住權大僧都法印祐賢、寄附人高木新兵衞篤貞・高木熊十郎秀貞・小笠原土佐守・高木式部・高木內膳・高木玄蕃、大工吉田武太夫

一、明和二年己酉五月修繕、社僧神護寺住傳燈沙門實存、寄附人高木新兵衞・高木內膳・高木一學氏子中

一、明和三年丙戌六月拜殿再營、社僧神護寺住傳燈沙門實存、寄附人高木新兵衞・高木內膳・高木一學氏子中、大工日比勝右衞門

一、寬政元年己酉九月修繕、社僧神護寺住若松院法印正賢、寄附人高木修理貞藏・高木監物貞國・高木千之助貞直

一、寬政三年辛亥十二月拜殿再營、社僧神護寺住若松院法印正賢、寄附人氏子中、大工吉田藤太夫・三宅兵左衞門・三輪孫七・三輪領助

一、寬政十二年庚申三月修繕、社僧神護寺住權大僧都法印喜寶院淸山、寄附人高木修理貞藏・高木中務貞直・高木代治郎貞興、大工川瀨武衞義元

一、文政十一年戊子八月修繕、社僧神護寺住阿舍梨法印淸順、寄附人高木修理經貞・高木玄蕃貞金・高木大內藏貞直氏子中

一、天保十年己亥十二月修繕、社僧神護寺住大阿闍梨法印淸順、寄附人高木修理經貞・高木大內藏

貞敎・高木求馬貞郷氏子中

一、弘化四年丁未八月拜殿再營、社僧神護寺住大阿闍梨法印清順、寄附人高木修理貞金・高木大内藏貞敎・高木求馬貞郷氏子中、大工小林周治郎

一、明治三年庚午九月修繕、神官三輪建胤、寄附人高木貞廣・高木貞榮・高木貞嘉氏子中

寶物

【寶物】

一、鏡　無銘直徑八寸丸形、重量二百四十匁、其他不詳。

一、鉾　緣由不詳。

一、佛像　高倉天皇の御親作と傳ふ。其他不詳。

貴船神社

（一六八）　貴船神社　無格社　多良村大字宮字羽ヶ原平

祭神　水波賣命

由緒　往昔大神神社境内の攝社なりしが、寛文年中土人の願望に依り當社内に移轉せり。三輪建胤曰く御神躰は天皇の御尊像の如く拜し奉る。思ふに天武天皇の御像にはあらざるか云々。境内六十三坪。

稻荷神社

（一六九）　稻荷神社　無格社　多良村大字禰宜上字三分一

祭神　倉稻魂神、猿田彦神、大宮咩神、相殿大山祇神。

由緒　舊領主高木家の鎮守なりしが、村民の願望により享保十乙卯年十一月同家邸内より從前祭る所の山神の境内へ移轉す。境内十八坪。

（一七〇）津島神社　村社　多良村大字奥字瀧ノ尻

祭神　建速素盞嗚尊、豊受姫命、久々能智命。

由緒　此社は元眞言宗正覺院の鎮守なりしが、何れの頃よりか上鍛冶屋、谷畑、奥三村の氏神となりしが、其後は又奥のみの氏神として崇敬するやうになれり。境内五百九十三坪。境内御鍬神社は豊受姫神を祀る安政六年御鍬祭と稱し假りに神輿を造りて豊受大神宮を祭り、其御輿を奉じ村内を行列し或は巧に俳優を作し、歌ひ舞ふ等の怪しき所爲流行の際該神輿に祭る所の神靈を奉祠して當津島神社の末社となせり。

（一七一）山神神社　無格社　多良村大字奥字西岡

祭神　大山祇神

由緒　創立年月不詳。古來樵夫の守護神として祭れり。境内百六十九坪。

（一七二）熊野神社　村社　多良村大字谷畑字岡峰

祭神　家津御子神、合祀熊野久須美命、速玉男神。

由緒　長祿二年創立せし所にして、當里見羽助市郎川地治左衞門と言ひしもの、鎮守なりしが、

秋葉神社

文祿三甲午年里民の願望により村内崇敬の氏神となれり。境内百七十五坪。

（一七三）　秋葉神社　無格社　多良村大字谷畑字上畑

祭神　大山咋神、相殿火迦具土神

由緒　往昔日枝神社と稱し、大山咋神を奉祠せしが、寶暦年中火災屢々發りて止まず、之に依つて寶暦四甲戌八月遠州秋葉神社の御分靈を奉迎して日枝神社に合祀せし後、秋葉神社と改稱せり。境内二百八十七坪。

秋葉神社

（一七四）　秋葉神社　村社　多良村大字上鍛冶屋字勝ヶ谷

祭神　軻遇槌神、相殿建速素盞嗚尊

由緒　元祿十五壬午年七月創建せし所にして、里老の口碑に當村字拜殿坂に氏神（今の牧田村麥房神社なりといふ）ありしが、或時の洪水にて神社漂流して其跡を失す、依之當社を八雲大明神と稱し、次で三十番神を合祀して三十番神社と改稱し、後又秋葉神社を合祀して、秋葉神社と稱す。境内百三十七坪。

八幡神社

（一七五）　八幡神社　村社　多良村大字下多良字堂角

祭神　應神天皇、比賣大神、神功皇后。

由緒　創建年月不詳と雖も、古老の口碑に往古宇佐神宮の御分靈を奉祠して、國主大明神と稱し遠近の人々大に崇敬を爲せり。然るに天文年中の頃より日を逐うて衰微し、延寶の初には殆ど廢絶

に及びしかば、村民の願望に依りて延寶八庚申年再營して、八幡神社と改稱せり。境内二百四十五坪。津島神社は村社として字堂角にありしが、大正十二年三月二十日當社に合併せり。此社は創建年月不詳と雖も、往昔疫病流行の際、尾張國津島神社の御分靈を奉迎して創立せりといふ。

（一七六）神明神社　無格社　多良村大字三ッ里字馬瀬野

祭神　天照大神、豐受姫大神。

由緒　享保九甲寅年八月當村日比久助の創建せし所にして、初め境内の東方に靈泉今猶存せり あり、人之を汲まんとするときは忽ち殃害ありて汲むこと能はず。依つて其禍害を鎭遏せん爲、泉上の山中に一祠を創立して奉祠せしに其後絶て災害なかりしといふ。境内二百四十六坪。境内津島神社は素盞嗚尊豐受姫命久々能智命をまつる。慶應三年疫病流行するを以て、該病防禦の爲尾張國津島神社の御分靈を奉迎して當神明神社の末社となせり。

（一七七）八劍神社　村社　多良村大字下多良字平

祭神　不詳。傳へ曰く相殿一座大山祇神。

由緒　創建年月不詳と雖も古老の口碑に往古神明神と稱し奉りしが、或時本殿内へ神劍今は存せず 來り座すによりて該劍を奉祠して八劍大明神と改稱し當村の内元東山村崇敬の氏神となせり。境内三百六十八坪。

八幡神社

（一七八）八幡神社　無格社　多良村大字三ッ里字松之木平

祭神　應神天皇、比賣大神、神功皇后、相殿武甕槌神、齋主神、天兒屋根命、比賣神。

由緒　元祿五壬申年二月時の領主高木貞次の創立せし所にして、當村禪宗本堂寺の鎭守なりしが寶曆年中の頃より、元松之木村の神社となり、安永年中春日神社を合祀す。境内百七十七坪。

神明神社

（一七九）神明神社　無格社　多良村大字三ッ里字岩須ヶ谷

祭神　天照大神、豐受姬大神。

由緒　享保十八癸丑年八月創建。境内百七十三坪。境内津島神社は同岩須谷にありて、寬政七年六月大に疫病流行せしを以て、該病鎭遏の爲、尾張國津島神社の御分靈を奉迎して創建したる社にして、大正二年十一月二十日當神明神社に合併せり。

神明神社

（一八〇）神明神社　村社　多良村大字西山字屋敷

祭神　天照大神、豐受姬大神、相殿大山祇神。

由緒　創立年月不詳なりと雖も、神鳳抄に「内宮土岐多良御厨」とありて、當社に藏むるところの古棟札に「神明内宮千□御厨祈所寬文十二年壬子正月多賀大工平太夫神主勢至村兵部。元里々總村中栃谷村庄屋新九郎屋敷村助左衞門」と記せるによれば誠に古社にて由緒あることを知る。里傳に往昔は山上に鎭座ありしが寶曆十年の秋土人の願望によりて今の地に奉遷せり。現今の地は元山

神の社地なるが故に、其山神をも合祀して崇敬の産土神とす。其神明社の舊地を今も字神明と唱へて礎石殘れり。（此地左右深谷繞りて段別三段歩あり）此地の東方に屋敷村（今の西山をいふ）ありて、此地に凡一町四方の平地あり。これ伊勢屋の舊跡なり。故に地名を屋敷と稱す。此邊に字神田と呼ぶ耕地あり。此地に生熟せし米を神饌米と稱して伊勢內宮へ獻納する古例なりき。里老曰く五六十年前迄は花形の鏡を以て神躰とせしが、或時里童等此の神鏡を社殿より取出して弄び終に紛失せり」云々。境內三百九十三坪。

棟札

一、寛文十二年壬子正月修繕。神官兵部、庄館新九郎助左衞門、寄附人氏子中

二、文政二年己卯年三月、社僧竹林、庄館新助、又左衞門

三、天保十四年癸卯八月、社僧清照院、庄館直治、又左衞門、寄附人氏子中

八幡神社

（一八一）八幡神社　村社　多良村大字西山字瀧ヶ谷

祭神　應神天皇、比賣大神、神功皇后、相殿天照大神、豐受姫大神。

由緒　創立年月不詳。往古より字坂に奉祠の處、氏子の願望により慶應三丁卯現今の境內に移轉せり。境內百八十八坪。

神明神社

（一八二）神明神社　村社　多良村大字西山字日方

祭神　天照大神、豐受姫大神。由緒不詳。境內百坪。

日吉神社　（一八三）　日吉神社　無格社　多良村大字上多良字井之内

祭神　大山咋神

由緒　天保十二辛丑年八月近江國日枝神社の御分靈を奉迎して、創建せし所にして當村の内元猪ノ尻村元欠ノ脇村崇敬の神社なり。境内六十坪。

津島神社　（一八四）　津島神社　無格社　多良村大字上多良字樫原

祭神　建速素盞嗚尊、豊受姫命、久々能智命。

由緒　明和七戊寅年六月疫病大に行れしを以て、該病鎮遏のため尾張國津島神社の御分靈を奉迎して創建せり。境内二百坪。

稲荷神社　（一八五）　稲荷神社　無格社　多良村大字上多良字樫原

祭神　倉稲魂命、猿田彦神、大宮咩神。由緒不詳。境内十六坪。

日吉神社　（一八六）　日吉神社　無格社　多良村大字上多良字椰ノ木

祭神　大物主櫛甕玉命、神倭磐余彦天皇、媛踏鞴五十鈴媛命、相殿大山咋神。

由緒　文政九丙戌六月當村大字宮大神神社の御分靈を奉迎して、豊福大明神と稱し、又日吉神社を合祠して古社大明神と改稱し、明治六年の頃より日吉神社と改稱す。境内四十二坪。

津島神社　（一八七）　津島神社　無格社　多良村大字前ヶ瀬字前田

祭神　素盞嗚尊、豐受姫命、久々能智命、相殿大物主神。

由緒　創立年月不詳。古老の言に往年疫病流行の際之を鎭遏せんが爲に、尾張國津島神社の御分靈を奉迎して創建せりと傳ふと。境内百九坪。境内山神神社は大山祇神を祀る。古來字佐谷に奉祠の所萬延元年秋暴風大雨のために神社破壞し是を以て當境内へ移轉せりと。

（一八八）神明神社　無格社　多良村大字前ヶ瀨字貝戸

祭神　天照大神、豐受姫大神。

由緒　古老の口碑に往古字谷川（元宮田と稱す）に鎭座の處、信徒あらざるにより、社殿破壞して遂に滅亡に及びしが、天明年中或樵夫神實を拾ひ得て、字貝戸（元中山と稱す）に小祠を造りて奉祀せしに、社前を通行する人々屢々殃害を蒙りて止まず。是を以て寛政年中社殿を再營して、元前夫村崇敬の神社となせりといふ。境内三百坪。境内足谷神社は水波能賣命をまつる。當村足谷ヶ瀧の守護神として、往昔より字足谷に奉祠の處、文政年中の頃當社境内に移轉せり。

（一八九）金刀比羅神社　無格社　多良村大字前ヶ瀨字佐谷

祭神　大已貴神、合祀崇德天皇。

由緒　往昔某農夫病にかゝり、金刀比羅神に祈願して平癒す。依て報賽の爲一個の石柱を建設せりといふ。境内九十二坪。

九神神社

（一九〇）　九神神社　無格社　多良村大字上原字海道

祭神　天照大神、神倭磐余彦天皇、倉稻魂神、大物主神、伊弉册神、火能迦具土神、猿田彦神、高倉親王、市寸島姫命。

由緒　天保十四年時の領主高木大内藏貞敎の創立せし所にして、同人の鎭守なりしが、村民の願望により、明治二年村内崇敬の神社となれり。境内七十七坪。

御鍬神社

（一九一）　御鍬神社　無格社　多良村大字上原字海道

祭神　火夜藝速男神、豐受姫命。

由緒　天明五乙巳年創立せし所にして、從前秋葉神社と稱し、當村栗田家の鎭守なりしが、安政六己未年御鍬祭と稱し、假りに神輿を造り、豐受大神宮を祭り行列をなし歌舞を演ぜしが、後其神靈を秋葉神社に合祀して御鍬神社と改稱す。境内二十八坪。

秋葉神社

（一九二）　秋葉神社　無格社　多良村大字上原字海道

祭神　火之夜藝速男神

由緒　火災防禦のため慶應三年八月、遠州秋葉神社の御分靈を奉迎して創立す。境内七十坪。

湯葉神社

（一九三）　湯葉神社　鄕社　時村大字堂ノ上

祭神　不詳。一云天細賣命、大物主神、天照大神。

由緒　當社は人皇八十一代高倉天皇の御宇、治承二戊年熊坂長範、淡路國葦原ヶ嶽の麓岩屋の大明神の神實を持來りて、當地の烏帽子ヶ嶽（今熊坂宮ヶ平といふ）に奉祀す。時に神靈赫々として夜々光輝を放ち、長範を驚懼せしむ。長範愕々として之を怪み、卽神實を川上に投ず。土人其神實を拾ひ上げ、字宮西（元宇元宮といふ）に一祠を奉仕して奉祠す。其後人皇百十代後光明天皇の御宇、慶安二己丑年十二月末社熊野神社境内（今の社地）へ移轉す。是より日を逐うて繁榮を極めたりといふ。明治六年一月鄉社に列す。大正元年十月十八日金刀比羅神社を合併す。境内七百九十三坪。境内熊野神社は往古伊藤家の鎭守なりしが、慶安二己丑年當境内へ湯葉神社を移轉せし後同社の末社と稱し、鄉中崇敬の神社と成せりといふ。棟札左に

一、慶安二己丑年極月大吉祥日（此他の文字は梵字を書す）

一、奉修理遊波大明神土喜惣山在々村中谷々氏子諸願成就息災延命所于時寛延四辛未年九月廿七日御宮移多藝郡石畑村新井吉太夫盛光

一、奉修覆遊波大明神安永六丁酉年三月十七日濃州石津郡時惣鄉氏子中九拜御宮移多藝郡石畑村新井主計太夫盛光覆師時之鄉長谷村喜八江州彦根城下惣七

緣記板（幅八寸七分　長二尺九寸七分）

奉納流七社之縁記

人皇八十代高倉院之御宇治承二戊戌年熊坂長範淡路國葦原ヶ嶽之麓岩屋大明神之八社之御正躰ヲ盜ミ來リテ此烏帽子ヶ嶽之隱所ニ件之靈像夜々光リヲ放ツ驚テ川上ニ投ズ依之其所ヲ熊坂谷宮ヶ平ト云フ次第ニ鎭座在ス

一、土岐之惣社 一之宮遊波大明神 天鉾女命　猿女君遠祖玉串氏祖也

一、多良之惣社 二之宮流彦大明神　天御中主尊

一、市ノ瀨惣社 三之宮長彦大明神 天彦屋根命　中臣連遠祖與台產靈兒

一、萩原 四之宮麥草大明神 少彦名命　高皇產靈ノ尊兒

一、牧田之惣社 五之宮麥房大明神　稻田媛兒大國主命

一、號和田殿勢州川合村 六之宮七頭大明神　青檀城根尊兒伊弉諾尊此ノ御正体ハ和田ノ川原ニテ拾取リ歸リテ祭神ナリ

一、七之宮篠塚大明神　素盞嗚尊子天照大神誓言之時所生神也

以上七社確有八社伊弉册尊ハ長範取落歟事跡不相知仍而流七社と云々今此七社奉仕すといへとも此七社の根元不相合、五ヶ年之間一心ニ祈願を籠置不思議に此秋以人告來り誠に神勅と存し渴体之頭を低心魂に銘し彌增ニ神位の高きを仰き悅の中の喜

び何事か如之。誠なる哉神は人の敬に依て威を增し人は神の德に依て運を添ふ。且は七社の根元を顯し且は末世に傳へて社頭の寶物とす。

文化十一年戊の秋奉納す一紙の祭文に神慮を涼しめ仍て如件

文化十一甲戌年仲秋吉日

時鄕打上村住人宮守の節

願主　川嶋環□易久

執事　上村三輪之姓

濃州石津郡時鄕中納於惣社

豐原神社

日吉神社

寶物　一、御正躰一個　徑六寸三分。一、薙刀二本　四尺二寸及一尺五寸。

（一九四）豐原神社　無格社　時村大字堂之上字岡

祭神　豐受姫命、寬政元年十一月創建。境內三百四十六坪。

（一九五）日吉神社　無格社　時村大字堂之上字岡

祭神　大山咋神、相殿火之夜藝速男神。

由緒　古老の口碑に享保年中獼猴頗る暴擧をなし、里人及耕地に大害を爲すに依り、其害を鎭遏せん爲、近江國日枝神社の御分靈を奉迎して創建し、其後天明二壬寅年再營の處、又破壞すと雖も信徒なきにより、修營を加ふること能はず。是を以て去る慶應二丙寅年十月當村鎭座豐原神社へ合祀

津島神社

せしが、其後屢災害を生ず。故に明治十二年三月、一祠を再營して同年六月二十一日別祠す。境内百四十五坪。

（一九六）津島神社　村社　時村大字下山字笹尾

祭神　素盞嗚尊、豐受姫大神、久々能智神。

由緒　明和年中の頃疫病流行の際、該病鎭遏の爲、尾張國津島神社の御分靈を奉迎して創建せりといふ。境内四百八十一坪。

秋葉神社

（一九七）秋葉神社　村社　時村大字下山字湯谷

祭神　軻遇槌神

由緒　境内に古來檜と椎の大木あり。之を神明の森秋葉の森と唱へ遙拜所と爲せしが、土人の願望に依り文久四甲子年遠州秋葉神社の御分靈を奉迎して創建す。境内二百十五坪。

神明神社

（一九八）神明神社　村社　時村大字下山字長屋

祭神　天照大神、豐受姫大神、相殿素盞嗚尊、久々能智命。

由緒　古老の口碑に往昔火災屢、發りて止み難し、依之其災害を平定せん爲、皇太神宮の御分靈を奉迎して一社を創建し、次で尾張國津島神社御分靈を奉迎して合祠すといふ。境内百十二坪。

清明神社

（一九九）清明神社　村社　時村大字下山字山上

祭神　建沼河別命、一云安倍晴明。古老の口碑に寛政年中の創建なりといふ。境内百四十七坪。

（二〇〇）白山神社　村社　時村大字打上

祭神　伊弉册命、合祀伊弉諾命、菊理姫神。

由緒　明和元甲申年九月字打上元字古坂に創建の處、安永二癸巳年六月闇ヶ谷へ移轉し、又嘉永中舟岡山今の社地へ移轉す。内四百三十八坪。

（二〇一）十劍神社　村社　時村大字細野

祭神　素盞嗚尊、一云邇藝速日命。

由緒　美濃國神名帳にある石津郡十三座の内正六位上物部補劍明神なるか、往古より當地に奉祀する所なり。當社一に研劍とも書けり。正德五年の棟札に浦劍御前と記しあるは補を浦と書誤りたるなるべし。後轉々誤記して戸劍大明神、又は十劍大明神と稱するに至れり。當社鎭座の地は山地なり。里人其邊の谷を法劍谷と稱し、池を劍の池と呼べり。殿内に劍と石とを納めて社體となせしが、其劍いつの頃にか紛失し、現今は其古石と神鏡とを以て御靈代となせり。又古老の口碑に永久年中或農夫牛を牧はんが爲、早朝三國ヶ嶽の麓に行て鎌を研んとするに砥石を忘れたり。故に石を拾ひ其鎌を研ぎしに、頗る靈鎌となり、水に洒げば其水二つに分れ、石に觸るれば石忽ちさく其靈妙いふべからず。是を以て該石を奉祀して、物部補劍明神と崇め奉れり云々。境内三百二十二坪。

神明神社

（二〇二）神明神社　無格社　時村大字細野字住鹿

祭神　天照大神、豐受姫大神。

由緒　里人の口碑に往昔字細野に奉祠せしが村民の願望により、或時當境内に移轉せりと。境内百一坪。

八幡神社

（二〇三）八幡神社　村社　時村大字時山字東屋敷

祭神　應神天皇、比咩大神、神功皇后。

由緒　延應年中源家の落人宇佐神宮の御分靈を奉持して當村に來り、一祠を創建して奉祠せし後、村内崇敬の氏神となれりといふ。境内二百九十三坪。境内山神神社は大山祇神を祀る。往昔より當里樵夫の守護神として祭る所なり。

八幡神社

（二〇四）八幡神社　村社　時村大字上字岡

祭神　應神天皇、比咩大神、神功皇后。

由緒　往昔當村川添家の鎮守なりしが、村民の願望により元祿七甲戌年八月字中組（元字八幡）より當境内へ移轉せり。境内三百二十坪。

八幡神社

（二〇五）八幡神社　無格社　牧田村字上野

祭神　應神天皇、由緒不詳、境内十坪（神遺）

第十三章　寺院

第一節　總說

佛教傳來

佛教は印度國迦毘羅衞城主淨飯王の長子釋迦牟尼を教祖とす。釋迦は今より凡そ二千餘年前に生れ、一生八十年間の教化は五印度に普及し、後其教旨は支那朝鮮を經て、欽明天皇の千二百十二年我國に渡來せり。當時佛像を信仰禮拜するの可否につき、蘇我物部兩氏互に論戰せしが、皇室の尊信篤かりしと、佛教の傳來が泰西の文明を輸入するを以て、年と共に三寶興隆せり。奈良朝に入り聖武帝を始め歷代崇佛の念篤く、諸國に國分寺を建て給ひしかば、是より名僧追々輩出するに至れり。

多藝七坊

當時我郡にては多藝山の附近に多藝七坊（西山七坊ともいふ）とて養老寺、龍泉寺、光堂寺、柏尾寺、光明寺、別所寺、藤內寺等相踵いで建設せられたり。是等七坊は始め法相宗なりしが平安朝に入り、天台宗に改宗せり。傳教・弘法の兩大師、天台、眞言の二宗を開くや、朝野の信仰深く、天台四十ヶ寺眞言五ヶ寺の創建を見る。鎌倉時代に入り源頼朝幕府を鎌倉に開き政權武門に移るや、佛教にも新らしき宗派起り、建久二年榮西といふ僧宋より歸朝して臨濟宗を弘めてより郡內二十有餘ヶ寺の臨濟院寺を見る。元仁元年源空の弟子親鸞眞宗を開宗するに及び競うて自力宗を去り、他力宗に改宗す

佛教隆替

活佛教

るもの多く、八代目蓮如上人出でゝ大に弘教に努めしかば、郡内八十ヶ寺以上の眞宗本願寺派を見るに至れり。戰國時代に至り、多藝七坊を始め其他の寺院兵火に罹り、一時佛教衰退の悲運に陷りしが、江戸時代に入り、德川家康大に佛教の保護につとめたるを以て、再び興隆せり。明治維新の初め神佛混淆を禁ぜられしにより、其勢力稍衰へたれども、大正時代に入り、社會一般に宗教の必要を認め、僧侶も亦漸次に自覺し、社會事業に手を出すに及び、兩々相俟ちて活佛教の曙光をみるに至りたるは、洵に喜ぶべき傾向といふ可し。今郡内百十四ヶ寺の宗派別寺院數を示せば左の如し。

宗派別寺院數

眞宗大谷派七十七ヶ寺、同本願寺派四ヶ寺、臨濟宗妙心寺派二十一ヶ寺、同南禪寺派一ヶ寺、淨土宗五ヶ寺、天台宗二ヶ寺、眞言宗、時宗、曹洞宗、日蓮宗各一ヶ寺、計百十四ヶ寺。

第二節　寺院創建年代（寺院明細帳及古記錄に據る、但寺院に屢々移動せるものあるにより、必ずしも町村起原年代順と一致せず）

創建年號	同紀元	元宗旨	改宗年號	同紀元	現在宗旨	改宗當時本願寺法主名	所在地	寺院名
養老元年	一三七七	法相宗天台宗	慶長十二年	三六七	眞宗大谷派	十二代教如	養老村白石	養老寺
天平寶字年中	自一四一七至一四二四	同			（廢寺）		同　龍泉寺	龍泉寺
同	同	同			（同）		同　柏尾	柏尾寺
同	同	同			（同）		日吉村橋爪	別所寺
同	同	同			（現今藥師堂と稱す）		上多度村鷲巣	光明寺
同	同	同	寛正五年	二二四	眞宗大谷派	八代蓮如	同	元養老村勢至光堂寺 專明寺

大同三年	一四六八	天台宗	明應六年	二五七	同	八代	蓮如	笠郷村上之郷	願專寺
同年中	自一四六六至一四六九	同	寛文五年	三三五	臨濟宗妙心寺派		一	多眞村三ツ里	觀音寺
弘仁六年	一四七五	眞言宗	一	一	眞言宗		一	同　羽ヶ原	正覺院
同年中	自一四七〇至一四八三	同	天明年中	自二四四一至二四四八	曹洞宗		一	同　樫原	瑠璃光寺
同　九年	一四七八	天台宗	應永十七年	二〇七〇	時宗		一	多藝村直江	西光寺
嘉祥二年	一五〇九	同	不詳	一	淨土宗		一	下多度村津屋	慈眼寺（元藤内寺）
天祿二年	一六三一	同	明應九年	二二〇	眞宗大谷派	九代	實如	多眞村下多眞	念通寺
天喜五年	一七七	同	不詳	一	臨濟宗妙心寺派		一	一ノ瀨村	天喜寺
寛治七年	一七五三	眞言宗	延文三年	二〇一八	眞宗大谷派	四代	善如	牧田村和田	常法寺
平治元年	一八一九	同	正長元年	二〇八八	臨濟宗妙心寺派		一	同　門前	寶聚院
治承年中	自一八二七至一八四〇	天台宗	文明十七年	二一四五	眞宗大谷派	八代	蓮如	笠郷村栗笠	專了寺
文治四年	一八四八	眞言宗	不詳	一	臨濟宗妙心寺派		一	多眞村禰宜上	正林寺
建久年中	自一八五〇至一八五八	臨濟宗	一	一	同　南禪寺派		一	多藝村多岐	莊福寺
建曆二年	一八七二	淨土眞宗	享祿年中	一	眞宗大谷派	初代	親鸞	笠郷村下笠	淨雲寺
文永年中	自一九二四至一九三四	天台宗	文明十六年	自二二八八至二三九二	同	十代	證如	池邊村大場	稱名寺
永仁元年	一九五三	同	永仁三年	二二四四	同	八代	蓮如	高田町烏江	善正寺
不　詳	同		一	一九五五	同	二代	如信	牧田村二又	法泉寺
元應二年	一九八〇	淨土眞宗	一	一	同	三代	覺如	上多度村小倉	福勝寺
足利尊氏の頃	自一九九八至二〇一七	臨濟宗	大永六年	一	臨濟宗妙心寺派		一	牧田村山村	精泰寺
觀應元年	二〇一〇	天台宗	一	二八六	眞宗大谷派	十代	證如	日吉村宇田	西勝寺
貞治五年	二〇二六	臨濟宗	一	一	臨濟宗妙心寺派		一	一之瀨村	法喜院
應永三十二年	二〇八五	同	一	一	同		一	時村下山	龍淵寺
同　年中	自二〇五四至二〇八七	同	一	一	同		一	日吉村宇田	大通寺
永享五年	二〇九三	天台宗	一	一	天台宗		一	多藝村多岐	妙德院

長祿元年	二一七	淨土眞宗								
同　二年	二一八	同								
寬正元年	二一九	眞言宗								
同　二年	二二一	淨土眞宗								
同　四年	二二三	同								
不詳		天台宗								
寬正六年	二二五	淨土眞宗								
寬正六年	二二五	淨土眞宗								
不詳		天台宗								
應仁二年	二二八	淨土眞宗								
不詳		法相宗								
不詳		天台宗								
文明二年	二三〇	淨土眞宗								
不詳		天台宗								
文明十一年	二三九									
不詳		天台宗								
同		同								
同		同								
同		法相宗								
同		天台宗								
延德元年	二四九	同								
明應元年	二五二	淨土眞宗								
不詳		天台宗								
同		同								

天和三年	二三四	同								
寬正五年	二三四	同								
寬正年中	自二二〇至二二五	同								
文明年中	自二二九至二四六	同								
文明二年	二三〇	同								
文明十一年	二三九	眞宗本願寺派								
文明十四年	二四二	同	眞宗大谷派							
同十六年	自二二九至二四六	同	八代	蓮如	養老村上方	妙圓寺				
同　年中	同	同	八代	蓮如	多藝村直江	蓮光寺				
同	同	同	八代	蓮如	高田町高田	受誓寺				
同	同	同	八代	蓮如	笠郷村栗笠	興專寺				
同	同	同	八代	蓮如	養老村五日市	林覺寺				
同	同	同	八代	蓮如	上多度村有尾	明樂寺				
同	同	同	八代	蓮如	時村打上	了覺寺				
寬文年中	自二三一至二三三	同	十四代	琢如	同　時山	廣榮寺				
			八代	蓮如	小畑村祖父江	樂邦寺				
明應四年	二五五	同	八代	蓮如	養老村石畑	淨誓寺				
同　九	二六〇	同	八代	蓮如	高田町高田	淨本寺				

			七代	存如	小畑村蛇持	了覺寺				
			八代	蓮如	笠郷村船附	尊光寺				
			十五代	常如	多艮村谷畑	福正寺				
			八代	蓮如	下多度村津屋	西林坊				
			八代	蓮如	池邊村大卷	智通寺				
			八代	蓮如	養老村龍泉寺	了福寺				
			八代	蓮如	日吉村宇田	西德寺				
			八代	蓮如	時村上	明覺寺				
			八代	蓮如	多艮村上原	淨德寺				
			八代	蓮如	日吉村安久	德願寺				
			八代	蓮如	上多度村有尾	明樂寺				
			八代	蓮如	多艮村三ツ里	極念寺				
			八代	蓮如	下多度村津屋	本慶寺				

| | | |

元龜二年　三三一　眞言宗
天正四年　三三六　淨土眞宗
同十一年　三四三　同
同十六年　三四八　臨濟宗
不詳　一　眞言宗
文祿二年　三五三　淨土眞宗
同三年　三五四　同
同　同　同
不詳　一　天台宗
同　同　一
元和二年　三七六　淨土眞宗
同三年　三七七　同
寬永五年　三八八　臨濟宗
同十四年　三九七　淨土眞宗
慶安四年　三一一　臨濟宗
明曆四年　三一八　淨土宗
萬治元年　三二八　臨濟宗
同四年　三三一　淨土眞宗
寬文三年　三三三　同
同年中　自三三一至三三二　同
天和二年　三四二　臨濟宗
不詳　一　天台宗
元祿元年　三四八　臨濟宗
不詳　一　天台宗

嘉永二年　二五〇九　同
一　一　眞宗本願寺派
一　一　眞宗大谷派
一　一　臨濟宗妙心寺派
文祿二年　三三三　眞宗大谷派
一　一　同
一　一　同
一　一　同
一　一　同
應長二年　三三七　同
同七年　三三二　同
一　一　同
一　一　同
一　一　臨濟宗妙心寺派
一　一　眞宗大谷派
一　一　臨濟宗妙心寺派
一　一　臨濟宗妙心寺派
一　一　淨土宗
一　一　臨濟宗妙心寺派
一　一　眞宗大谷派
一　一　同
一　一　同
一　一　臨濟宗妙心寺派
一　一　同
一　一　同
貞享五年　三三四　同
一　一　同
元祿三年　三三五　淨土宗

二十代達如　時村時山　藏林寺
十一代顯如　同　打上　圓光寺
十一代顯如　高田町押越　西福寺
一　小畑村祖父江　實相寺
十二代教如　多良村上鍛冶屋　傳香寺
十二代教如　同　上多良　福存寺
十二代教如　同　西山　遍得寺
十二代教如　廣幡村大跡　隨陽寺
十二代教如　小畑村大坪　蓮生寺
十二代教如　時村下山　唯願寺
十三代宣如　多良村上多良　託念寺
十三代宣如　養老村明德　西敎寺
一　高田町押越　永丘寺
十三代宣如　池邊村大場　西運寺
一　高田町高田　卽心寺
一　池邊村根古地　天照寺
一　牧田村二又　乾崇寺
十四代琢如　廣幡村口ヶ島　長誓寺
十四代琢如　小畑村江月　玉洞寺
一　多良村前ヶ瀨　感生寺
一　牧田村二又　乾德寺
一　多良村三ッ里　本堂寺
一　牧田村萩原　藥師寺
一　下多度河志津　善敎寺

元祿五年	二三五二	臨濟宗		臨濟宗妙心寺派		時村下山	地藏寺
同　六年	二三五三	同		同		小畑村大坪	藥師院
同十六年	自二三四八至二三六三	同		同		上多度村小倉	觀音寺
同　年中		天台宗		天台宗		多藝村金屋	玉泉院
不詳		臨濟宗	正德元年再興 二三七一	臨濟宗妙心寺派		時村堂ノ上	慈眼寺
正德元年	二三七一	淨土宗		淨土宗		笠郷村船附	生蓮寺
寬保三年	二四〇三	臨濟宗		臨濟宗妙心寺派		牧田村上野	法雲寺
同	眞宗大谷派			眞宗大谷派		同　萩原	聞光寺
寶曆元年	二四二	日蓮宗		日蓮宗		高田町高田	本立院
明和四年	二四七	淨土宗		淨土宗		多良村三ツ里	淨法寺
嘉永六年	二五三	眞宗本願寺派		眞宗本願寺派	二十代廣如	時村下山	正光寺
明治十三年	二五四〇	眞宗大谷派		眞宗大谷派	二十一代瓚如	養老村櫻井	眞源寺
不詳		同		同		笠郷村下笠	淨誓寺
同		同		同		高田町高田	專念寺
同		同		同		廣幡村大跡	西源寺
同		同		同		養老村京ヶ脇	法音寺
同		同		同		日吉村安久	正覺寺

第三節　各寺院

（一）善正寺　眞宗東派　高田町大字烏江字江東

本尊　阿彌陀佛

由緒　本尊は垂乳左足上の像にて、安阿彌作佛と稱す。永仁元年三月三日賢譽法印之を創立す。當時は一の宮寺にして天台宗石津山大恩院と號せり。應仁元年八月兵火に罹りて、堂宇悉く燒失し、唯石佛薩埵の像のみ塵に埋り叢中に殘れり。時に當地吹原久内左衞門源重時文明四壬辰年六月朔日夜夢に佛勅を感得し、終に發心出家して沙門となり、善正と稱す。天台の門に修する事十二年、文明十六甲辰年秋山科本願寺に參詣して、蓮如上人の化導を蒙り、改宗して淨土眞宗に歸依し、六字名號竝に念珠一連を頂き歸國す。大永三癸未年八月善正寺と稱し、御堂を今の地に建立す。洪鐘銘「享保五歲次庚子十一月念二日美濃國多藝郡烏江村善正寺願主現住持沙門智納。當寺諸方檀越同志鑄之如銘序記然當邑早世之妙意其子妙揚卽吹原重良之妻與愛子也今爲其追薦之一事特附若干財也。又吹原重常爲其亡父同附若干財也故別記于後者也(下略)。元文四年尾州侯領内の寺社及人民に佳木を指上ぐべき旨申渡されたることあり、其時當寺より獻したる佳木の文書左の如し。

覺

一、白いちはつ　一、すゐせん　一、寒菊

右之通當寺境内に所持仕候に付書上申候以上

元文四年未正月　濃州多藝郡烏江村　善正寺

(右善正寺代判同國同郡蛇持村了覺寺印)

「因に右三種の草花は同月十六日庄屋名古屋へ出でし時あつらへ指上く云々」

境内三百六十九坪。

（二）永丘寺　市之瀨村天喜寺末臨濟宗妙心寺派　高田町大字押越字村内

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛永五年創立。尾州犬山城主中島豐後守重直禪宗歸依につき、市ノ瀨村住僧春澤を請じ開祖とす。明治二年火災に罹り記錄燒失して詳かならず。境内に不動堂及地藏堂あり。創立年紀不詳

境内二百九十三坪。

（三）西福寺　眞宗東派　高田町大字押越字村内

本尊　阿彌陀如來

由緒　天正十一年覺專創建。當寺門徒帳に「境内五畝六步除地、淨曉坊覺了正德年中櫻井村に庵を建立し之に退栖して往生せり。猶了證といふ僧同庵に隱栖すること十有三年行年七十八歲、文化元年卒云々。洪鐘銘「舊梵鐘者明曆四年丁咊爲創設處雖然口徑僅二尺音聲亦隨是小也。仍門徒以淨財改鑄錄舊銘爲紀念。濃州多藝郡押越村西福寺丁咊明曆四戊戌年二月三日。明治四十一年四月改鑄」境内八百十坪。

（四）卽心寺　臨濟宗妙心寺派　高田町大字高田字北浦

本尊　十一面觀世音菩薩

景陽寺
惠念寺
淨本寺

由緒　慶安四年宗祖開山第十五世法孫春澤法子仙岩常公首座創建。養水菊和尚（享和三年九月歿）を中興とす堂南自在房辭世の句碑「何のその月雪に身は行倒れ」其東に芭蕉翁「みのむし」の碑あり。境内觀音堂は子安觀世音菩薩を安置す。天正年中當所醫師伊藤道延京都より持歸り、後當寺に安置す。勢州白子觀世音の分身なりと傳ふ。太子堂は聖德太子をまつる。文久三年二月有志者四十二名にて宮町に創建し、後明治十二年六月當境内に移轉す。地藏堂由緒不詳。境内二百十五坪。

（五）景陽寺　眞宗東派　高田町大字高田字町

本尊　阿彌陀如來

由緒　天文八年丁智創建。洪鐘正德三年三月八日鑄造。境内四百五十坪。

（六）專念寺　眞宗東派　高田町大字高田字北浦

本尊　阿彌陀如來

由緒　文化十一年三月二十九日夜鐘樓及門を除くの外、堂宇諸記錄悉く燒失して創建年歷詳かならず。傳へ曰く當夜僧房一家擧つて觀劇を爲し、劇終つて家に歸りたるに火焰濛々として屋内にみち、消火するに由なく、惜いかな九間四面の堂宇は一夜にして烏有に歸せりと。洪鐘は寶永三年九月二十八日鑄造。境内五百十三坪。

（七）淨本寺　眞宗東派　高田町大字高田字栗下

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立年月不詳。往古天台宗なりしが、明應九年八月八日住僧善方、本願寺第八世蓮如に歸依し、轉宗して淨本寺と稱す。洪鐘銘　享保十一丙午年三月十天鑄濃州多藝郡嶋田村淨本寺釋文性」文化十三年經藏建設棟札左の如し。

「示時文化四年丁卯六月住持幷唯信志願ニ付諸方同志ヲ希ヒ終ニ文化十三年丙子迄ニ成就令者也。奉獻一切御經藏、淨本寺法空、大工牧田村德田清八郎、瓦師小倉村鐵藏、左官高田清右衞門、大願主島田村北屋敷川瀨忠助幷忠八三十八歳ニシテ出家法名號唯信依令建立者也」境內四百八十三坪。

（八）受誓寺　眞宗東派　高田町大字高田字村內

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立年月詳かならざれども、往古天台宗にして字蓮寺にありしより、天台宗蓮寺と稱せり。文明十四年住僧了海本願寺第八世蓮如に歸依し、轉宗して受誓寺と改む。當寺本尊阿彌陀如來の木像は天台宗慈覺大師の彫刻にて、蓮寺と稱せし時より傳はり、九字名號は寺僧了海近江國湖東の邊なる漁家より得て吉崎に詣て、蓮如上人に蓮臺を請ひたるものなりと寺傳に書せり。堂南に金剛神の石像一基あり「永享六甲寅八月廿四日」と銘せり（永享六年紀元二〇九四年）境內八百二十六坪。

（九）本立院　日蓮宗　高田町大字高田字北浦

本尊　釋迦多寶

由緒　寶暦元辛未年當町千秋庄六郎創建。境内に當院開基本立院日秀及亮應院日諦竝千秋笙峰の墓碑あり。境内三百五十八坪。

眞泉寺

（一〇）眞泉寺　眞宗東派　養老村大字澤田字内町

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺往古は天台宗にて相應和尚を開基とし、大威德山正願院と號せり。其後清正院清和院大雲院眞泉院等相承す。當時觀世音講堂彌陀尊金堂釋尊大日堂護摩堂經藏其他堂塔坊舍等の建物數多ありたりといふ。斯くて數百年の星霜を經て德妙坊敬西に至り、易行念佛の德を信じ、眞宗に歸依し大永三年四月二十八日實如上人より一貫代御本尊一幅を受く。然るに天正年中兵燹にかゝり、堂塔佛像經卷等内外の書典多く燒失し。唯堂塔坊舍の遺跡及彌陀觀音勢至の繪像一幅勅賜の御杯一個をのこせるのみ。今に舊寺跡に至る坂を寺坂と稱せり。洪鐘は享保年中計畫し寶暦六年成鑄す。安政五年十月大門再建。境内三百十五坪。

了福寺

（一一）了福寺　眞宗東派　養老村大字龍泉寺字寺屋敷

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立年紀不詳。往古天台宗のところ寛正五年敎道といへる僧本願寺蓮如に歸依し、眞宗に

轉宗し了福寺と改稱す。境内三百六十三坪。

（一二）大威德山龍泉寺　廢寺　養老村龍泉寺（多藝七坊の一）

由緒　文化年中の記錄に「一、百二十六石二斗八升。多藝郡龍泉寺。此所に大威德山龍泉寺。天平寶字に建立。其後三百餘年を過ぎて破滅す。西山七坊の緣起此寺にありて比叡山へ納る。七坊の內にて大伽藍也。寺家四十八本有之。今に其跡あり」と。當寺跡は字垣の內地藏堂の南坂を登ること、五六町にありて今に礎石殘存せり。近年此處より石佛百八躰を拾ひ取り、右地藏堂境內に小宇を營み之を安置す。其石佛中に道幸（法名）大永四年十二月三日と刻せるものあり。然れば當寺は大永年中迄なほ有りしものと思はる。新撰美濃志に「威德山龍泉寺廢跡ムカシ多藝七坊ノ內ナリシガ今廢寺トナル」とあり。里人曰く尾張國東春日井郡志段味村に大威德山龍泉寺といふ寺院あり。是本寺の退轉して移住したるものなりと。

（一三）眞源寺　眞宗東派　養老村大字櫻井字村內

本尊　阿彌陀佛

由緒　元阿彌陀堂と稱し、不破郡表佐村寶光寺受持のところ、明治十三年四月昇格して一寺に引直し、眞源寺と公稱せん事を岐阜縣廳に請願し、同年六月七日許可。境內百八十一坪。

（一四）淨誓寺　眞宗東派　養老村大字石畑字東門

存德寺

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立開基不詳。往古は天台宗にして誓願寺と號す。後明應四乙卯年野村多聞坊淨圓といふ者、本願寺八世蓮如に歸依し、本宗に改め淨誓寺と稱す。境內七百七十六坪。

（一五）存德寺　眞宗東派　養老村大字柏尾字北越

柏尾寺

本尊　阿彌陀如來

由緒　往時天台宗なりしが、天文十辛丑年八月二十一日當住顯了眞宗に改宗し、存德寺と稱す。境內四百七十一坪。享保五年八月鑄鐘。

（一六）柏尾山柏尾寺　廢寺　養老村大字柏尾（多藝七坊の一）

由緒　文化年間の記錄に「一、八十九石七斗一升。多藝郡柏尾村。此處に柏尾山柏尾寺。天平寶字年中に建立。大伽藍所也。其後七百年に及んで破滅す。西山七坊の內にて寺家二十四本有之、今に據石五輪石塔共數多有之」と記せり。寶曆九年十月柏尾村寺社御改帳に

「觀音堂境內　一段九畝十步御除地

鐘堂跡仁王森地境內　三段二畝廿八步右同斷」

とありて、觀音堂は卽ち柏尾寺の觀世音をまつれる堂にて、今も猶同地字表山に在り。傳へ曰ふ、此堂に安置せる觀世音の佛體は弘法大師の作なりと。本堂の跡を堂の庭と稱す。其の一隅に小丘の藤

の森あり。傳へて梵鐘を埋めりと。依て明治三十年三月之を採掘せんとし、深さ一丈餘に及びしも目的を達せず。只石佛數千の埋沒しあるを知る。掘るに從ひて之を得ること千五百躰に及べり。依て岩石を以て丘小を築き、其上に許多の臺座を設け、此石佛を安置せり。里人之を千體地藏と稱す。小丘頂上に一大石佛を安置せるが之に應永九壬申と刻するを見る（應永九年紀元二〇六二年）

新撰美濃志に「柏尾村は勢至の南にあり。大垣領八十九石七斗一升。柏尾山觀音寺跡多藝七坊の一所なりしが今は廢頽す」とあり

（一七）妙圓寺　眞宗本願寺派　養老村上方字桐ノ木原

本尊　阿彌陀如來

由緒　創立年月不詳。當寺往古天台宗なりしが、中興開基雲瑞本願寺第八世蓮如に歸依し、文明十一年乙亥四月天台宗より眞宗に轉宗し、此際蓮如より六字名號の眞筆をたまふ。寺僧曰く「中興雲瑞は石山合戰に參加し、蓮如より二尊（親鸞蓮如）の軸を頂き、此上方の里に來り大橋小太郎といふものゝ娘某と結婚し妙圓寺を再興し、文龜元年二月朔日卒す。貞享四年九月五日木佛本尊をうけ、正德三年本堂再建、享保十三戊申年三月庫裏再築云々」と、明和九年三月鑄鐘、銘に「大日本美濃國上方郡出風山妙圓寺釋全哲募緣四方新鑄洪鐘云々」。明治四十四年二月二十八日本堂改築。境内に八房梅あり、蓮如上人御手植梅なりと傳ふ。境内四百三十四坪。

林覺寺

（一八）林覺寺　眞宗東派　養老村大字五日市字斷前

本尊　阿彌陀如來

由緒　創立年紀不詳。往古天台宗西藏坊と稱せり。當時吉田金吾清綱（法名惠然）少時より佛敎を信じ當西藏坊惠現に從ひ、天台の佛理を修む。清綱蓮如の德を慕ひ、文明年中淨土眞宗に歸依し、寬永十六年寺號を東耀山林覺寺と改む。正德三年撞鐘の免許を受く。境內三百九十一坪。

西敎寺

（一九）西敎寺　眞宗東派　養老村大字明德字河原崎

本尊　阿彌陀佛

由緒　元和三年二月十四日丁空開基。元祿七年八月本堂建立。本堂建立と共に西敎寺と稱す。安永四年鑄鐘。境內八百四坪。

養老寺

（二〇）養老寺　眞宗東派　養老村大字白石字船岡（多藝七坊の一）

本尊　阿彌陀佛

由緒　寺傳に當寺は養老孝子源丞內の開基にて、天朝より七堂伽藍をたてたまひ、瀧壽山元正院養老寺の勅號を下したまふ。源丞內出家剃髮して法相宗に歸依し、唯識を弘通せしが後天台宗に改宗し、專ら四敎を弘布す。後數世を經て織田信長の兵火に罹り、七堂伽藍悉く燒失せり。慶長年間に微々たる一宇を再建す。今の堂宇是なり。其頃住僧念蓮敎如法主に歸依し本願寺に轉宗す云々。

【當寺に關する記錄竝文書】

一、高六石　養老不動領（正保二年美濃國郷帳）

一、多藝郡白石村東一向宗養老寺領御除地六石（山林共）

中古不動堂養老寺といふ。後一向宗となる（美濃明細記）

一、諸寄附折紙（上多度村大字三郷松永金吾氏藏記錄による）

一、養老寺境内門前幷茶關樹木山御寄附折紙

右　天正十八年十一月二十二日　伊藤長門守殿内　松井喜右衞門

一、同國役御免除折紙

右　天正十九年八月二十八日　伊藤長門守殿御判

一、觀音堂造立屋敷門前山林共如前々才判可仕旨折紙

右　慶長十三年二月十二日　德永法印御所司　西脇久左衞門

一、當國馬之目村ニテ地方不動尊へ御寄附

右　寛永六年三月二十三日　岡田將監殿御印

一、觀音不動二尊再興幷御厨子造立、尾州遊類賀之堤不成就時有丹誠願望依而寄進

右　寛永十五年七月　脇坂清左衞門殿

一、當寺院境內如前々相續可仕旨折紙

右　正保五年二月二十九日　小笠原主膳正殿所司

一、三條宗近太刀

當國多藝郡下笠村水落不調故不動尊へ丹誠有願望依成就

右　寛文十三天　尾張大納言光義公御內　施主五味所左衞門尉重治

【國寶】

一、不動尊木像　一軀　泰澄和尙作

右は元正天皇の勅納にて利劍執持瀧護不動明王と稱す。

一、十一面千手觀世音木像　一軀　行基菩薩作

右は當寺天台宗時代の本尊なり。

一、新藤五國光の刀　二尺四寸三分　在銘

右は慶長五年關ヶ原合戰の際德川家康勝利を不動明王へ祈願し志望滿足の上奉納。

【其他什寶】

一釋迦如來誕生像。一朝鮮傳來古玉佛。一地藏尊木像。一聖德太子木像。一圓光大師木像。一見眞大師木像。一養老孝子木像。一大黑小像。一冷泉大納言より納まりし澄覺彫刻の紫雲石不動觀音。一阿彌陀如來木像行基菩薩作。一佐々木高綱念持佛。一其他。

【養老謠百番之註釋】

右は天正年間太閤豐臣秀吉、連歌師紹巴法橋を初め五山の名師を招き、謠百番の註釋を造らしめたまひし時、養老寺に納められたるものなりと傳ふ。

【後水尾帝御震翰宮內卿局作歌】

おほあらき杜の木の間をもりかねて人たのめなき秋の夜の月

【志津三郎源兼氏の刀】 一尺三寸二分 在銘

右は下池の中央に中障子と稱する一條の堤を築くに當り、晝間の工事悉く夜中に崩れ、工吏竣功の期なきを憂へ、養老寺不動明王へ此刀一振を奉納し、工事の進捗を祈りしとぞ。

境內に佛堂一宇竝に石佛一體有り。不動堂は不動明王をまつる、往古は本國本巢郡生津ノ里に安置しありけるを當寺創立の際一宇をたて、之を移して安置せり。瀧守護不動尊と稱し萬民今に崇信す。石佛は地藏菩薩にして往古より柿木中に出現せり、依つて人々柿木地藏と稱し崇信す。境內二千百五十五坪。

（二一）法音寺 眞宗東派 養老村大字白石字京ヶ脇

本尊 阿彌陀佛

由緒 創立年紀緣故不詳。或曰く明和二年十二月二十八日創立と。安政年中故ありて、當寺木佛尊像御免御裏一通、大師高祖御免狀一通、蓮如聖人御免狀一通、祖師聖人御免書一通、寺號御免狀一

通、六字名號御免狀一通を京ヶ脇庄平に預け置きたるに同所元右衞門之を奪ひとり彼是交渉せしも言を左右に託して返さゞりしかば笠松代官所に訴へ之を取戻したることあり。文書に曰く、

今般什物一條に付元右衞門と村方と彼是差入組、然る處御役所へ相成、是又御役所に於て什物貴殿に御渡し被成下候に付、直樣笠松於郷宿、拙僧竝同行惣代之者へ早速御渡し被下、慥に請取申候處實正也依之爲後日一札如件

安政六未十月　京ヶ脇　法音寺
同行惣代　多　藏
同　斷　喜兵衞

兼帶庄屋　幸右衞門殿

境內二百四十一坪。

正慶寺

（二二）　眞宗東派　養老村大字白石字村上

本尊　阿彌陀佛

由緒　永正七庚午年本願寺第九世實如法子廣圓創建。境內六百十坪。

常性寺

（二三）　眞宗東派　度幡村大字岩道字村內

本尊　阿彌陀佛

由緒　天文五丙申年本願寺第十代證如法子休意創建。寶曆十三年十一月二十七日朝庫裡燒失。明和三年正月下ノ宮淨元寺購入同月二十五日運搬。九月十一日竣成。寬政二年寺屋敷村除地となる。同九年四月八日鑄鐘。天保十五年寺號岩銅山常性寺を無量山常性寺と改む。明治二十七年一月十五

日本堂再建着手、同二十九年二月假入佛式擧行。境内三百四十坪。

（二四）長顯寺　眞宗東派　廣幡村大字西岩道字北屋敷

本尊　阿彌陀如來立像

由緒　元天台宗にて信受院法珍（永正十年十月二日死）を開基とす。眞如院悟珍、實誠院清珍を經て第四世淨珍（寛永元年四月二十日死）に至り眞宗本願寺に轉宗す。濃陽志略に「長顯寺一向宗東派直參、寺僧傳曰古名安久長顯寺什器乃載其名。塔頭萬福寺今廢」と。境内二百七十五坪。

（二五）長圓寺　眞宗東派　廣幡村大字飯木字居村

本尊　阿彌陀如來

由緒　大永二壬午年本願寺第九世實如法子大圓創建。當寺に大津舊都の古瓦あり。當地田中家俊が埴生の凉風に「當所の道場長圓寺に大津の舊都の瓦の片有之」と記せり。境内六百八十五坪。

（二六）隨陽寺　眞宗東派　廣幡村大字大跡字田中

本尊　阿彌陀佛

由緒　文祿三甲午年四月二十二日東本願寺第十二世敎如法子善慶創建。延享四年九月伊勢國桑名にて鑄鐘。境内六百坪。

（二七）西源寺　眞宗東派　廣幡村大字大跡字田中

長誓寺

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立年月其他緣由不詳。境內四百四十五坪。

（二一八）長誓寺　眞宗東派　廣幡村大字口ヶ島字八中

福勝寺

本尊　阿彌陀佛

由緒　萬治四年三月十四日本願寺第十四世琢如法子圓慶創建。境內六百十五坪。

（二一九）福勝寺　眞宗東派　上多度村大字小倉字中道下

本尊　阿彌陀佛

由緒　寺傳に滋賀縣坂田郡寺倉郷に寺倉坊といふ寺坊ありき。其坊女某日野家に宮仕して、從二位中納言光業卿の胤を宿し、故坊に歸り一男子を產む。長じて寺倉治郎右衞門光信と號す。德治元年光信三十二歲にて剃髮し淨空と號す。諸國行脚中、偶々當里小倉山光明寺無住なりしを以て、掛錫其住職たること十ヶ年。文保元年住職を弟子西光に讓り、大谷派本願寺に詣て覺如上人に謁して、一向宗の敎旨をきゝ弟子となり、修學四年にして上人の命により、元應二年當地に歸り一草坊を結び、西勝房と稱し、上人より賜りし方便法身の尊像を奉安す。後寺號を福勝寺と改む。彼の天文日記に見ゆる福勝寺は當寺のことなるべきか後考を俟つ。境內五百七十六坪。

觀音寺

（二二〇）觀音寺　臨濟宗妙心寺派　上多度村大字小倉字南中

本尊　十一面觀世音菩薩、脇立護童佛

由緒　元祿十六年寒窓寺三世大牛座元開基、三寶山瑞篁寺と稱す。文化年中火災に罹り、堂宇全燒し一時廢寺となりしが六世　州の時堂宇庫裡再興。安政三年十一月地震にあひ又壞屋せしかば、七世用心私財を投じて現今の堂宇を再建す。明治三十七年五月二十日大阪府本派觀音寺の寺號を移し觀音寺と改稱す。境內四百三十八坪。

（三一）　明樂寺　眞宗東派　上多度村大字三郷小字有尾字村內

本尊　阿彌陀佛

由緒　往古法相宗藥師寺と稱せしが、文明年中當住圓信本願寺第八世蓮如に歸依し、眞宗に轉じ明樂寺と改稱す。境內三百三十三坪。

（三二）　專明寺　眞宗東派　上多度村大字鷲巢字北組（多藝七坊の一）

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺は元勢至にあり勢至山光堂寺と稱し、多藝七坊の一なり。文化年中記錄に「一、五十一石四斗六升　多藝郡勢至村。此所に勢至山光堂寺天平寶字年中之建立。其後三百餘年を經て破滅す。西山七坊の內にて寺二十四本有之今に其屋敷ども有之」とあり。新撰美濃志に「多藝七坊の內に椿井山勢至寺ありしが今廢頽せし由はにふのすゞ風に見ゆ云々」季瓊日錄に「寬正六乙酉五月七日

常德院領濃州椿井郷就二海道之事一自二勢至寺一致二違亂一被レ成二御奉書一可レ被レ仰二付于守護方一之事披二露之一仍命二于飯尾左門大夫一也」とあるは勢至山光堂寺の事にや。俗に勢至千軒寺三ヶ寺とも言ひ傳ふれば、此光堂寺ならで外の寺の事にや尚考ふべし。專明寺記錄に「當寺は往古天台宗にて天平寶字の頃建立美濃國多藝郡勢至村に住居、勢至山光幢寺と申、七堂伽藍地にて西山七坊の其一ヶ寺に候。除地五十三石所持申候時も御座候。追々廢頽其後寬正五甲申二月住僧顯誓と申者本願寺第八世蓮如上人樣に歸依し、其節御大品樣御免にて專明寺と改號被下候。然る處勢至村追々衰弱に及住居難成、依て寬永年中鷲巢村へ移轉仕候」とあり。境內九百二十五坪。

藥師堂

（三二三）藥師堂　上多度村大字鷲巢字北組（多藝七坊ノ一）

本尊　藥師如來（行基菩薩の作と傳ふ）

由緒　傳へ曰く當寺は光明皇后の發願により天平年中創建。小倉山光明寺と稱し、天台宗にて多藝七坊の一なり。附屬坊も三十六本あり、藥師山一圓を領し七堂伽藍もそなはりしが、元龜の頃信長の燒くところとなり、堂宇寶物等悉く灰燼となれり。此時住僧一祐身を挺して火焰の中に走り入り、本尊藥師如來を持出し、文祿元年鷲巢村に一堂宇を建立し之を安置せり。一祐本尊を火中より救ひ一二の寶物と共に車に積み難をさけて、鷲巢村と小倉村との境に至れる時、小倉に行かんとすれば車軸ギリ〳〵と鳴り重くなりて動かず、鷲巢の方に行かんとすれば、其鳴音たちまちやみて車

甚だ輕ろくなりければ、是まことに佛慮の示したまふところなりと思ひ、車をひきて鷲巣にのがれたり。されば今に其境の地をギリ〳〵といふとぞ。寛永十三年專明寺住職超空堂守を兼ね、享保十三年南明をして專ら供養せしむ。安政元年二月二十六日夜失火の爲め堂宇什物又燒失し、今日にては僅かにさゝやかなる堂に如來を安置するのみ。本尊は土俗乳貰ひの藥師と稱し、乳無きもの祈願すれば乳出づといふ。境内百六十四坪。

（二四）慈眼寺　智恩院末淨土宗　下多度村大字津屋字神明（多藝七觀音坊の一）

本尊　觀世音菩薩

由緒　當寺は元福聚山藤内寺と稱し、其後圓通寺と改稱。慶長十年九月天台宗より淨土宗に轉宗し慈眼寺と改稱せり。多藝七坊の一にて新撰美濃志にも「慈眼寺は淨土宗にて觀音領二石あり多藝七坊のうちの一ケ寺なり」とかき、美濃明細記には「多藝郡津屋村淨土宗慈眼寺二石觀音領除地」とのせたり。美濃志に「等の寺舊跡　等の原にあり。多藝七坊の一所なりしが、今廢寺となるとあるは慈眼寺の附屬坊なりしか尚考ふべし。文化年中の記錄に「五十二石五斗六升（外に金三分二朱小物成）多藝郡津屋村。此所に福聚山藤内寺嘉承年中建立西山七坊の内にて寺家六本有之、其後絶々に成り候處、德永法印取立、山號を引て寺號は慈眼寺といふ」とあり。本寺緣起に

抑當寺本尊雷除十一面觀世音菩薩の由來は、往昔人皇七十三代堀川院の御宇嘉承年中此西山より

光を放ちて遠近を照す故に、諸人奇異の思を爲し、其光の源を尋ねて山の峰に至るに、大なる岩ありて中央に大悲十一面の尊像光明赫々と住立したまふ。諸人不思敬禮して財寶を捧げ奉る。時に白髪異相の老翁忽然と現れ、諸人に告て曰く、巖の中央に立たせたまふは補陀落山より來現の尊像にして、末代に利益を殘したまふと。老翁卽ち諸人捧る財寶を聚め、忽ち十一面の靈像を鑄て來現の尊像は御首の中に納めたまふ。卽ち一宇建立して觀音山圓通寺と名付け、此の本尊を安置したまふ。是卽ち多藝七坊の隨一にして、聞聲悟道の靈場也。慶讃終つて老翁諸人にいつて曰く、一度此の尊像を拜む輩は今世に於ては諸の苦惱を受くることなく、後世は善所に生ずと告げたまひて、千葉の蓮花に座し、天に飛去りたまふ。是觀音の化身にして當寺の開基とす。其後數百年の星霜を經、慶長年中石田三成叛逆に依つて放火すれば此寺も共に炎上す。此時石田の家臣此尊像を盜み龍樹山鷲巢村に至るに俄かに重き事磐石の如く、動かすこと能はず、終に捨て去れり。其後高須の城主德永法印同左馬之助深く此の尊像を信じ奉り、今の地に移し堂宇を建立し、改め福聚山慈眼寺と號す。寛永年中岡田伊勢守殿御代官たりし時、此尊の靈驗あらたなるを以て、征夷大將軍源家光公の上聞に達すれば御信敎のあまり台命を下し給ひ、當國石津郡馬目邑に於て三段有餘の佛田を永く當寺に寄附したまふ。是靈驗あらたなる所なり。就中雷除觀音と稱し奉るは往古此村に尊像を安置し奉りてより、已來霹靂して雷神の落ることなし。守を受くる又々是の如しと云々。境内三百十三坪。當寺藏

する御墨附左の如し。

一、濃州石津郡津屋村慈眼寺坊跡高三石三斗令寄附之畢全可有收納之幷四壁之藪林不可有他妨者也依狀如件

万治三年五月二十三日　（黒印）

一、領内石津郡津屋村慈眼寺境内三石三斗幷竹木等任先規免除如有來不可有相違者也仍如件

安永四年十一月十五日　　氏敎印

一、本文同上　延享五年五月十五日　　氏英印

一、本文同上　貞享二年十二月朔日　　氏定印

一、本文同上（但石津郡ヲ多羅郡トス）文化四年十二月十五日　　氏庸印

一、本文同上（同上）　天保十二年十二月十五日　　氏正印

一、本文同上（同上）　安政三年十二月十五日　　氏彬印

（三五）　本慶寺　眞宗東派　下多度村大字津屋字寺屋敷

本尊　阿彌陀佛

由緒　文明二年若州栗原山上伊勢守藤原貞親の嫡男に貞信（川瀨源吾）といふものあり。淨土眞宗に歸依し遂に眞宗第八世蓮如の弟子となり、法名を了專とたまひ夙夜弘教に從事し、同二年八月三日領主

及信徒の懇請により當地志津野中に一宇を營む。同年八月三日本山より阿彌陀如來の本尊をうく。長享元年領主八郎左衞門正則の願により本寺を同村中屋敷に移せり。了專の嫡男了願、正則の長女を室とす。明應元年秋正則等戰死せしかば、供養の爲更に堂宇を其城跡卽ち今の境內に移し、絕えず布敎傳道に志せり。依之武門の崇敬少からず。敎如上人伊勢退却の途次、滯留弘敎傳道の舊跡なりといふ。寬永十二年戶田氏信公の歸依により若干の寄附あり。天明八年十二月夜火災にかゝり、堂宇悉く燒失し、今の御堂は其後再建せしものなり。寬文六年十一月二十三日領主より黑印地二石五斗七升六合をたまふ。境內六百六十坪。

因に現今の寺門及鐘樓は高木正則時代の物にして、本寺寶物中阿彌陀佛木像（運慶作といふ）甲箱・甲前立・古鏡・刀（志津三郎作といふ）脇指（同上）は正則の遺物なり。猶宗祖骨面眞影及足利義滿より了專に給はりたる近江國千貫文の御朱印竝に戶田肥後守氏信より代々寄附せられし二石五斗七升六合の黑印あり。

（二二六）西林坊　眞宗東派　下多度村大字津屋字小名

本尊　阿彌陀佛

由緖　領主高木八郎左衞門の息男秀高、本願第八世蓮如に歸依して弟子となり、法名淨心と稱し、寬正二年十一月二十八日本尊一幅を頂き本坊を創立す。延寶三年租稅の重きをなげき、字山脇より字一色赤目林に移る。其時德永公より破風門を拜領し再建せりと傳ふ。當寺先代に强力無双の僧秀

圓といふものあり。大阪石山合戰に本願寺に加勢し、其賞として大師の名號顯如上人肖像菊一文字の刀劍二振をたまふと。境内六百八十四坪。

（三七）善教寺　淨土宗　下多度村大字志津字南條

本尊　阿彌陀如來（行基菩薩作といふ）

由緒　創立年月詳かならざれども、往昔は天台宗にて勢至山岩井坊と稱せり。元應年間相州正宗の門人志津三郎兼氏本境内に居住せしが、兼氏死後其幽魂をまつる。天正年中織田信長の兵火に罹かり堂宇烏有となり、荒廢せる一草庵なりしが、元和年間山伏密藏院といふもの此庵に住職せしが、密藏死して後復び荒頽せり。天和年中津屋慈眼寺住職曲南和尚之を再興し、勢至山善教寺と改稱す。元祿三年大垣圓通寺聽譽和尚、大垣城主戸田氏西公の遺命を奉じ、淨土宗に轉宗し、志津山東向院善教寺と改稱し、氏西公の木像を安置す。美濃明細記に「多藝郡善教寺志津山元祿三年戸田肥後守氏西爲菩提建立」と記せり。當時大垣藩主より氏西公の供養料として志津にて五十五石餘、津屋にて二十石等の原新開地にて五十一石餘、外に草場二十町歩と金一百兩を拜受す。寶永三年右領地悉く返上し、毎年玄米百俵づゝ受領し、享保四年より其外に修繕料米十五俵を併せ賜りしが、時世の變遷により受領高次第に減じ、明治維新の際には僅かに二人扶持となりしが、今は是も廢せられたり。明治二十四年戸田氏共公より佛供田料として金五拾圓を賜ひしかば、安八郡釜笛の里にて土地六畝

二十歩を購入し供養田とす。元祿五年五月本堂再建。同年九月鐘樓新設。天保二年八月地藏堂新築。

因に志津記に曰く、往昔勢至山岩本坊善敎寺といふ天台止觀の伽藍地あり。則佐藤氏代々香火の道場なり。世々相續て法燈の光明かなりしに時なる哉永祿年中一炬の兵火の爲に焦土となり、古寺の舊地名のみ殘り松古り、草茂りて狐兎栖を得たり云々。

【寶物】

一、長刀一筋。白麻幕九曜紋付二張。空燒香爐九曜紋付一個。京都南禪寺芝山英中志津三郎磨刀石讃一軸。日本一橋本肥後守藤原政幸作姿見鏡一面。戶田氏庸公筆奴具女鳥畫一軸。柱昌院殿拜領木盆二枚。

境内九百十一坪。

桂林寺

（三八）　桂林寺　眞宗東派　下多度村大字志津字北屋敷

本尊　阿彌陀佛

由緒　往古天台宗にて其後大永三年三癸未月住職敎意、本願寺九世實如に歸依し、淨土眞宗に轉宗し旁藏坊と稱す。慶安二己巳年三月五代目法春のとき坊號を改め桂林寺と稱す。境内四百四十坪。

智通寺

（三九）　智通寺　眞宗東派　池邊村大字大卷字東ヘノ割

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛正四癸未三月上多度村横屋館賢西創建。境内八百七十八坪。

（四〇）天照寺　浄土宗　池邊村大字根古地字城屋敷

本尊　阿彌陀佛惠心僧都作と傳ふ

由緒　明暦四戊戌年二月中開基聖譽恕迪と云へる僧、常陸國關宿城主小笠原土佐守當國高須城へ移城の際、城主に從ひ此地に來り一宇を創立す。當天照寺緣起に「抑當院境内は昔時德永法印の御舊跡なり。是故に今時も村民呼て御城屋敷と稱す。然るに寛永年中に小笠原土佐守殿常州關宿より當國高須へ御所替の後、正保五年戊子の春、斯の屋敷を御菩提寺圓心寺へ寄附し給ふ。是時の主務予（聖譽）の隱居地に思食充て賜はりぬ。されば愚老そのかみ常州より已來當國に至る迄、多年御菩提寺住持し待りて、懇情の御いつくしみ特に厚く蒙ると雖も、今既に齡七十に餘りて寺務老身に堪へがたく思侍るまゝに、斯屋敷はあらかじめ恩賜の地なれば、草庵をも結んで隱居仕度の旨時々申上しかども、更に許容し給はざりしが、或時たま〳〵斯處を御覽して、こゝぞ幽閑の地にして老僧住居にはいとよき屋敷なり。されども若し洪水もやあらん折節は安住しがたかるべしとぞ仰せられけるに、其後幾程もなくて役人に仰せて先づ地形を高く築て、四方の堀を蓮池とし松を植ゑ杉を養て境内をかざり、一宇の小堂を營造し玉ひて寶池院と號せらる。維新明暦四年戊戌の春造畢ぬる間無爲に供養を遂げ畢ぬ。さて寶池院と名づくるゆゑいかんとなれば　往昔常州關宿御領知の時御菩提寺末院

として寶池院といふありしが、何つの頃よりか頽廢して其跡のみ今は殘れり。されば今此境内に蓮池あるに依りて彼の院號を此地え移して、蓮池の名をかりて寶池院とは申侍る。かくて堂内正面の壇上に御厨子を居ゑて、彌陀の尊像竝に御當家御先祖代々安國院殿一品德蓮社崇譽道和大居士、台德院殿贈正一位相國公大猷院殿贈正一位大相國公御位牌を安置奉り玉ひて、卽ち當院境内竹木竝畑二段歩餘茶園畑等を御寄附、悉く皆御免除成し下され永代迄の僧糧に充て賜はる者也云々」

境内に觀音堂あり。正觀世音菩薩をまつる。天照寺觀音緣起に曰く「抑檀上御厨子の内に安置し奉る觀世音菩薩は、往昔源氏の祖先多田滿仲公は武家の棟梁にして、武功日々に新たに榮耀月々に盛なり。然れども倩々世間の無常を感じ、殊に佛法の深理を尊信せられけるが、其頃叡山の高僧慧心僧都の御敎化を蒙り、歸依淺からざりしが、或時僧都に請ひたまひけるは、某時々御敎化を蒙り往生淨土の安心決定すと雖も、猶衆生濟度のため、且は子孫繁昌の爲、大悲菩薩の尊像一躰彫刻ましく我に授與し玉はゝ現當の所願成就なりと願ひ玉ひける。僧都の曰く善哉公の信願豈虛うせんやと。年月幾許ならずして、此の尊像を彫刻ましくて與へたまひけるに、滿仲公三拜頂戴歡喜し莊嚴玉を鏤め尊敬し玉ひし此靈像なり。頃は人皇六十二代村上天皇の御宇丹波國大江山に鬼人住かをなして、晝は山に出で夜は里に出で多くの人民を殺害す。天皇大に御心を惱し玉ひ、武家の棟梁たる滿仲公へ鬼人征伐の勅命ありければ、速に勅命を奉せらるゝと雖も、其征伐の難儀を煩ひ玉ひ、此

の尊像に誓願をかけ、萬民身命の安からんことを深く禱念し玉ふて、此尊像を奉じて山に登られければ、不思議なる哉、尊躰より光明を放ちたまへば數百の鬼人共身體しびれ動くことを得ざれば、速かに鬼人退治の功を奏しき玉ひき。其後源氏の末裔當國舊高須城主小笠原家に傳り、城中に安置したまひけるが、爰に當寺開山聖譽恕迪上人は小笠原太守公と師檀の契約深かりしが、或時太守公仰せらるゝには、當家に傳る所の大悲の尊像城中に安置するときは、諸人の參詣自由ならず。却つて大悲の慈念に叶ふ可からず。此故に老僧に附與す。以往當家に代り恭敬禮念又諸人に結緣せよとの尊命を蒙り、當寺に安置せられし尊像なり云々」境內五百四十九坪。

（四一）明圓寺　眞宗東派　池邊村大字根古地字三ノ割

本尊　阿彌陀如來

由緒　大永三年藤原亮道實如に歸依し、薙髮して淨榮と稱す。其節授與ありし六字名號現存す。大正十一年十月八日鐘樓改築。境內二百五十六坪。

（四二）稱名寺　眞宗東派　池邊村大字根古地字三ノ割

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺は文永年中の創立にして、當時天台宗にて開基を覺信と稱す。享祿年中十一世善西に至り證如法主に歸依し、淨土眞宗に轉宗す。其時は堤外境內に小堂を建てたりしが、元和年中水難

の爲、安八郡今尾町に移住し、寛永年中同郡中郷村に移り、寛永十一年再び當地に歸住す。堤外寺屋敷は正保五年二月小笠原土佐守檢地除地。境内二百五十二坪。

西運寺

（四三）西運寺　眞宗東派　池邊村大字大場字北屋敷

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛永十四丁丑年本寺萬福寺十七世祐意法子了念創建。同年初冬二十一日木佛本尊奉安。享保四年二月五日撞鐘御免。境内三百四十九坪。

覺林寺

（四四）覺林寺　眞宗東派　笠郷村大字大野

本尊　阿彌陀佛

由緒　大永二年四月本願寺第九世實如法子眞誓創建、享保六年二月本堂再建。寶暦十二年二月二十六日鐘樓建設、同三月鑄鐘。境内百七十八坪。

淨雲寺

（四五）淨雲寺　眞宗東派　笠郷村大字下笠字中島

本尊　阿彌陀如來

由緒　建暦二年宗祖親鸞法子慶雲創建。境内七百八十一坪。

淨誓寺

（四六）淨誓寺　眞宗東派　笠郷村大字下笠字和田野崎

本尊　阿彌陀如來

由緒　創建年月緣故不詳。境內六百四十九坪。

（四七）願專寺　眞宗東派　笠郷村大字上ノ郷字川原毛

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺記錄に「大同三年河內國の玄賓僧都の開基にて久敷舊跡に御座候處、暫く中絕仕、其後應德二年の頃宮戶式部卿と申者、是は和州の人にて當地に移住仕舊跡を相傳へて、十一面觀音を安置仕候。其後又々廢亡仕中絕致有候所、大和國出所にて慶雲權大僧都、文治三丁午年五月舊跡を假りに一寺開闢仕源照院と申而古埋の十一面觀音爲本尊。宗旨は天台宗にて御座候所、夫より替々相續仕候。其後日比彈正と申浪人、當寺に在居仕、以後出家法名は玄照と申也。康正二年の比より暫く住職仕候。其後玄證と申僧、是は當村由緒有者に而、近藤佐五助と申者の舍弟にて、玄愍の弟子と相成、出家仕候者にて玄證と申候。其僧已後寺中相續被致。于時明應六年六月二十四日攝州大阪御坊蓮如上人從御敎化隨阪仕改宗致、同二十九日一貫代本尊と申而繪像被致免許、其砌改宗之爲御褒美御眞筆之名號二幅頂戴仕、其上寺號も願專寺と被仰付。之によつて名號本尊安置仕在候。右玄證改宗以後妻帶仕、新發意に專念と申有之從是代々相續仕、只今淨土眞宗の御流汲、猶當御流所之下御慈悲汲申候。（文化九年十一月）」とあり。境內五輪石あり銘に

一、權大僧都慶雲法印　建永丙寅年四月十日往生。　一、祐心禪定門　仁治元年二月八日往生

一、前住釋玄蓮　明應八年九月十日。　一、玄光　大永七年八月十一日

當寺藏る所の位牌に「觀應元庚寅正月十七日七十二歲卒謚法雲寺月譚圓心大居士俗名赤松則村」と刻せるものあり。傳に曰く赤松則村の後裔某當地に移住し、圓心九代の孫に至り中村と改姓せりと。

安政七年三月赤松嘉兵當地字一本木に碑を建つ。銘に

中興祖中村三五從慶長年間至今時留兵衞代ニ二百五十有餘年當所ニ居住シテ及絕家由此此度小子家舖田畑合一段六畝〇〇六厘此正德米一石五斗一升二合ノ內ヲ以テ每年於願專寺先祖代々爲勤經佛事供養諸入用布施料ト、此石碑竝願專寺ニ有之位牌兩方ニ附置物也此譯書帳面ハ願專寺ニ在之。

境內四百七十一坪。

生蓮寺

（四八）生蓮寺　淨土宗　笠郷村大字船附字寺屋敷

本尊　一光三尊善光寺如來木像

由緒　正德元辛卯年三月創建。開基美濃國安八郡大垣圓通寺第十世誓譽徒弟淨念其後中絕。弘化元甲辰年五月大垣松濤寺二十世住職忍譽再興。境內二百三十六坪。境內佛堂二宇あり、一は本尊地藏菩薩にて嘉永四辛亥年七月創立。一は奏師如來を安置し嘉永五壬子年三月創立。

法覺寺

（四九）法覺寺　眞宗東派　笠郷村大字船附字村內北ノ割

本尊　阿彌陀佛

由緒　寺傳に「人皇第五代後柏原天皇永正三寅年春日山の樹木七千本枯死す。續いて洛中洛外惡

疫流行し、猖獗を極め遂に宮中をも犯すに至り、近侍の寵妃數名忽ちにして歿す。天皇大に之を悲み給ひ、北面武士安田織部なるもの豫てより出塵の素心あるを察したまひ　一宇を建立し侍女の菩提を弔せしめんとしたまふ。織部は經基の末裔にして延德元年を以て生れ長じて後柏原帝に仕へ奉り、御信任を辱くしたる忠節の臣なりきといふ。織部諸國を遍歷し、地を石津郡北村（今養老郡笠郷村大字栗笠地内）に相し居を定む。其後寛正六年當地元屋敷北村郷の内米野（船附大野中間ノ地）に移住す。大永六年織部本願寺第十世證如上人に歸依し得度して慶了と號し、一宇を創立して安田法覺寺と稱す。是を當寺の開基とす。永祿元年米野より現在の境内に移轉し、慶長十一年二月東本願寺に屬す。境内五百七十二坪。

（五〇）尊光寺　眞宗東派　笠郷村大字船附字村内北ノ割

本尊　阿彌陀佛

由緒　長祿二戊寅年九月創立、開基了敎恭莪眞宗敎如法主に歸依し、慶長十五庚戌年十月東本願寺に屬す。境内二百六十二坪。當寺に蓮如上人自作阿彌陀佛一躰及同作尊像一躰を安置す。何れも天保七年九月三日多良村高木修理より當寺に寄附せられしものにて其由來左の如し。

一、【兩佛寄附添狀】

蓮如上人御自作　阿彌陀佛　壹躰　由來書付添
同　尊像　壹躰　由來書付添

右御秘佛二體御當家御代々御寶藏ニ有之候處、其寺先年より御由緒之事ニ付今般御領主竹腰山城守樣へ御掛合濟の上　御寄附被成候間、永々大切ニ御取扱可有之候、依之佛供米一ヶ年ニ八斗宛永々御寄附船付村之内において田地御買得、右之加地子米庄屋元より差出有之筈御賴入相濟候間、此旨御心得無怠慢御取計可有之候爲後證連印仍而如件

天保七丙申年九月三日　　高木修理内

小寺勇印
伊藤幾右衞門印
三和六左衞門印
大嶽半之進印
酒井春之丞印

竹腰山城守樣御領知濃州多藝郡船付村

尊光寺

二、【阿彌陀佛由來書】

蓮如上人御自作　阿彌陀佛　一體

右者御先祖高木彦左衞門尉源貞久侯當國今尾城主之節天正年中敎如上人東國ヨリ御歸路之刻城中御逗留有之其節貞久侯へ御讓有之以後甲斐國上總國及美濃國へ御引移御當代迄御寶藏ニ候

へ共舊ヶ由緒ニ付今般其寺へ御寄附被成候間大切ニ御守護可有之候事

天保七丙申年九月三日　　高木修理内（前文同樣連署）

三、【阿彌陀尊像由來書】

蓮如上人御自作　尊像　一體

右其由來ハ應仁亂之頃、三河國西畑之住人山田小平治源政勝、世之盛衰ニ有爲轉變之形勢發明シ、頻ニ出離ノ一事ニ志シケル折節、幸ニ蓮如上人三州へ下向在リ、眞宗易行之要法ヲ敎タマフ。人擧ツテ日夜群參セリ。爰ニ政勝奇異ノ思アリ。蓮如上人ノ御所へ參リ敎化ヲ受ケ、直チニ廻心シテ剃髮シ御弟子ト成リ西圓ト改名シ、後高取之庵室ヲ結ビ光陰ヲ送ル處、其後蓮如上人越前國吉崎ニ一宇御建立有リ、普ク化導シタマフ。

右西圓文四年辰ノ冬越前ニ趣キ御化導ヲ蒙リ歸邑之砌御形見ヲ奉願處上人感賞在シ而自ラ鏡ニ向ヒタマヒ、御姿ヲ寫シ御年五十八歲ノ眞影ヲ刻ミタマヒ、凡夫往生ノ爲、證據一首ノ御詠歌ヲ添へ玉フ。「後の世のをるしのためにきさみ置く姿ぞ今は記念なりけり」ト遊シテ西圓へ授與シタマフ。西圓歡喜ノ儘其眞影ヲ御供シ三州ニカヘリ高取ノ草庵ニ尊敬シケルニ西圓延德三年ノ頃、終ニ相果一子圓暢明應六年ノ秋、舟岡山ノ麓へ引移リ居住ノ處、永正八年ノ春ノ頃、右御木像夜每ニ靈告アリ。可引退之由十夜ニ餘リケル故、圓暢不思議ニ思ヒシニ其年船岡山合戰ニ相成

興專寺

念佛修行モ出來難キ折トナリ、尊影ノ威德ヲ感ジ其地ヲ退キ、美濃國中山ノ麓野上ノ里ヘ引越三代ノ間住居ノ處、不時ノ變事ニ臨ミシ時ハ縷々御告アリ。危難ヲ遁レ候事有ル故、人皆是ヲ奇異ノ尊像ト稱シ敬ヒケル處、慶長五年關ケ原御陣ノ節野上ノ里ヲ引拂ハレ、流浪ノ身ニテ右尊像安置ノ場所モ無之隱レ住居シケルニ、慶長八年春先祖高木權右衞門尉源貞利侯御歸依、西宗ヨリ右蓮如上人御尊像ヲ讓リ請、御尊敬被成以後代々御寶藏ニ御秘藏ノ處、大切ノ尊像武門ノ家ニ而ハ諸人拜禮ノ事難叶、依之舊キ由緒ニ付、今般其寺ヘ御寄附有之候、向後大切ニ取計可有之候事。

天保七丙申年九月三日　　高木修理内（前文同樣連署）

（五一）興專寺　眞宗東派　笠郷村大字栗笠字村内

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺往昔天台宗の處年月不詳。祝融之災に罹り記錄等失亡致し委曲不詳。然る處西了といふ僧、文明十六年本願寺第八世蓮如に歸依し、大永三年三月眞宗に轉宗す。境内四百七十八坪。

專了寺

（五二）專了寺　眞宗東派　笠郷村大字栗笠字村内

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺は元天台宗にて治承元年雲慶開基。當寺記錄に「雲慶法印は人王七十五代崇德院の御宇保延五年八月二十三日出生。俗姓は中山中納言顯時卿の孫中宮大進治部太輔行隆第六男行統是な

り。父行隆終焉の時行統に命じて曰く、汝壯年に及びなば出家得度して、菩提に趣けとて息絶え畢ぬ。行統悲歎の餘忽ち髻を切り、山門明雲僧正の門に入り、師弟の約を爲し雲慶と改名す。治承元年七月十五日母を失ひ、坂本に草庵を結び、醍醐山壽量院と號す。北越柏崎の人、圓義坂本に來り、雲慶の弟子となり其後をつぎ、承久三年六月歿す。道羌、玄妙、藝空を經て靈鑑に至る。靈鑑は濃州大門鄉勢至の人にて姓を玉井と稱す。相師曰く劍難の相ありと、是に於て落髮して夢窓國師の弟子に携り、幾程もなく天台宗に改宗して藝空の草庵に入り、應永九年十月六日歿す。尊眞は遠州刺史海老名駿河守の嫡子、故ありて出家し、江州志賀の草庵にありしが、文明六年靈夢により、勢至村貴船鄉に足利尊氏將軍掛城跡ノ森六町四段餘構此地拜領して彼志賀ノ幽廬を引移す。文明十七年三月蓮如上人の敎化に歸依し、本願寺に改宗、斯くて中山氏の孕婦をたゞはり歸國す。同秋八月下旬男子出產す。俗名雅樂、法名翫德と稱す。其後相續法燈をかゝげ今日に及ぶ云々」

一、鐘銘「濃州多藝郡北村之鄉栗笠邑專了寺現住沙門敎順享保四年三月廿八日」

一、御本尊裏書「文明十七年三月二十八日美濃國多藝郡妃婦寢鄉味足村醍醐山壽量院願主釋尊信

一、親鸞聖人御眞影裏書「永祿六年十月五日濃州當耆郡姫船鄉栗笠村」

境內四百七十八坪。

（五三）相順寺　眞宗東派　小畑村大字飯田字宮西

本尊　阿彌陀如來

由緒　天文五丙申年西蓮、本願寺十世證如に歸依し、當寺創建。元和六年本堂建立、同時に本尊阿彌陀如來を頂く。正德元年長五間半梁三間に兩方へ一間宛軒を出したる御堂に改築す。正德元年藥師堂建立文書左に

「本寺は四十年程以前迄二間四面萱葺の堂に御座候處、大破仕候へ共、困窮村故其節取立申儀難成堂退轉仕候故、本尊藥師如來は御丈ヶ六寸の立像木佛にて御座候故、同郡江戶御藏入直江村時宗西光寺へ預け置申候。依之先年御改めの節帳面に書出し不申候。重而藥師堂建立の御願申上度奉存候以上

正德元年六月　　庄屋　新　助　印

同斷　定右衞門　印

寺社奉行宛

右觀音堂は明治初年迄ありしが遂に退轉荒廢せり。當寺由緒書に「拙寺由緒之儀は往古他門他宗に而有之候處、信淨院樣御代御宗門へ歸依仕、御化導を奉蒙候。然る處慶長年中當國關ヶ原御陣之砌、大垣城南西筋二里四方纔十四五ヶ村有之候處、只今にては多村に相成候へ共、大略は寬永年中後新田開發之村に御座候。尤も當組合村々寺院其節より罷在候。然る處右御陣の砌、大垣に楯籠一

揆のために被追拂候へ共、當組合僧俗兼て信淨院へ御歸依の事故、一致仕身命を抛ち、御味方奉申上、尤垂井藍川より南筋に御座候村々故、南宮山を指走登り、拙寺等幢頭にて御門徒の幢印を以て垂井と南宮山の間を立切御守護仕候。神君樣勝山より野上村桃くばりへ御陣を被成御遷、御軍御勝に相成候。其後神君樣御參內の砌、信淨院樣之御殿へ被爲在御入、先達而關ヶ原陣之節、垂井南宮之間御門徒之幢印多く相見候と御感賞之御事に御座候由、傳承仕候。依之御當山御取建之砌右、爲御褒美拙寺へ信淨院樣御眞影東泰院樣御裏御染筆被遊下寺領被仰付、右御影于今御安置申上、日々御崇敬奉申上候云々

濃州多藝郡飯田村　相順寺好恩

境內四百八十二坪。

（五四）藥師院　臨濟宗妙心寺派　小畑村大字大坪字田中

本尊　阿彌陀如來

由緒　元祿六癸酉年安八郡三屋北方村慈溪寺第三世大春開基。境內二百六坪。

（五五）蓮生寺　眞宗東派　小畑村大字大坪字田中

本尊　阿彌陀佛

由緒　傳へ曰ふ、當寺は初め奥羽地方にありしが、後飛驒國に移り、いつの頃か當地に來れりと。

了覺寺

往古天台宗なりしが、慶長二年祖父江村樂邦寺了傳の息子通源、本願寺第十二世教如に歸依し、當寺を相續す。之より本願寺に轉宗せり。寬永十四年初秋二十八日木佛本尊を安置す。元祿九年四月日比重治道場地を寄進し、其後本堂再建。寶曆十三年二月二十三日鑄鐘。同三月朔日撞鐘供養を行ふ。境內四百二十二坪。

（五六）　了覺寺　眞宗東派　小畑村大字蛇持字北ノ屋敷

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺安永六年書上に

一、了覺寺開基は長祿元丁丑年開基仕候、安永六酉迄三百十九年に罷成申候。什物は

一本尊阿彌陀繪像一幅。一阿彌陀木像一體。一開山聖人眞影一幅。一蓮如上人名號一幅。

一蓮如上人十字名號一幅。

此外御朱印御墨印別札證文無御座候以上

安永六年酉七月　　多藝郡蛇持村淨土眞宗　了覺寺了惠

境內二百八十三坪。

祐泉寺

（五七）　祐泉寺　眞宗東派　小畑村大字蛇持字南屋敷

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺安永六年書上に

一、祐泉寺開基は大永四甲申年開基仕候、安永六酉迄二百五十五年に罷成候。什物は（了覺寺に同じ）

此外御朱印御墨印別札證文無御座候以上

安永六年酉七月　　多藝郡蛇持村淨土眞宗　祐泉寺智通

當時記錄に曰く、嘉永七寅六月十五日夜八つ時大地震本堂臺所大破損、三日許其氣有之、大に心配致候、勢州四日市其外伊賀大變の由聞及候。同年十一月四日五つ半大地震日々震動有之、五日夜御尊を御筥に納れて臺所北東角に小屋を作り、十日迄右小屋に晝夜共御尊御止宿の事、和吉方土藏壞れ候。明治二十九年七月二十日大洪水候。九月七日前代未聞の大洪水にて全國潮水の如く御座候。本堂表鴨居一寸迄水登り、十一日大暴風にて所々損害有之候。當村にては佐竹榮次郎同善太郎長澤久之衛高木榮次郎家屋潰れ申候云々」明治十一年十一月本堂再建を催し、同年十二月舊御堂を崩し、翌年五月建揃へ同十月瓦葺終る。境内二百七十五坪。

（五八）　玉洞寺　眞宗東派　小畑村大字江月字北柳原

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛文三癸卯年二月羽島郡足近村西方寺法子了春創建。享保年中了正再建。寶曆十二年九月

二十七日鑄鐘。日吉村德願寺記錄に「江月村玉洞寺御本山之能化專稱寺惠念法師御宿也。二月十五日（年號不詳）の夜御宿其夜雪降りて雲間より月もれ出づるをみて

さえかへる月も光るや玉の洞此のきさらきの望月の天　　惠　念

境內二百十六坪。

（五九）實相寺　不破郡合原村字室原福源寺末臨濟宗妙心寺派　小畑村大字祖父江字掛坈

本尊　十一面觀世音菩薩

由緒　天正十六戊子正月不破郡合原村大字室原福源寺開祖茂林法子德峰創建。當寺緣起（往昔竹筒に納め二階に釣しありしといふ）に曰く「抑松岳山實相寺は昔臥龍山實相寺と申して、段海村の城主祖父江新五左衞門の菩提寺として建立被致置候。其末葉祖父江新三郎行長城主の時、天正年中の頃、羽柴筑前守殿大垣城主氏家常陸介殿を攻むるとて近邊の小城に放火したり。其際城郭は申すに及ばず、寺家在家灰燼となりぬ。住僧は本尊十一面觀音の御串卽ち前立正觀音を抱き逃げしに、火收まり、住僧歸り見れば當寺は殘らず燒失せり。時折しも大雨にて殘れるもの迄盡く押流され、只鎭守八幡大菩薩のみ殘れり。卽ち傍に正觀音と御串とを納めたれども、百姓老若は亂に逃げて立歸るもの一人もなし。寺僧も住職なりがたくて行方知れず。此時退轉せりとかや。地領五十石餘ありしと聞傳ふ。此度再建致候本尊正觀音の內に十一面の御串を腹籠りとして、永爲衆生結緣可爲安置者也」と。慶安三年寅春三月舊房の

跡に堂宇建立。天和元辛酉年七月二十日大風の爲堂宇頽敗再建。境内三百二十二坪。

（六〇）樂邦寺　眞宗東派　小畑村大字祖父江字天ヶ池

本尊　阿彌陀佛

由緒　明應元壬子年二月創立開基淨元。天正七己卯年第六世淨元再興。境内四百六坪。

（六一）光敬寺　眞宗東派　多藝村大字飯積字柵場

本尊　阿彌陀佛

由緒　天文三甲午年三月本願寺第十世證如法子圓海創建。當地八幡神社記錄に「不破郡栗原山に天台山正覺院末寺久保寺雙寺とて九十九坊ありき。鎌倉時代に於て同寺内に擾亂起りしかば、將軍頼家卿越前國中島城主黒田右近少輔源直氏（人皇五十九代宇多天皇ノ皇子敦實親王一品式部卿ヨリ九代ノ後胤佐々木太郎檢非違使左衞門少尉六男）の三男黒田次郎眞與をして之を鎭撫せしむ。于時建仁二年なり。是より黒田家累代久保田雙寺の支配役たり。眞與――黒田伊賀少輔源信氏――黒田生駒次郎源治輔――黒田五郎太夫源氏綱――黒田右京太夫源政綱――黒田兵衞尉源氏重――黒田左源太源光元――黒田五兵衞源守光――黒田代治郎源正利――黒田三七郎源正常。正常の時姓を久保寺と改む。此時新田足利の兵亂甚だしく、建武二年五月十八日久保寺雙寺兵火に罹り數多燒失せり。然れども騷亂の時代なれば再建すること能はず。されば當寺の田地及燒跡の宅地を耕地となし、武家の銘々作人となり、正常地頭卽ち庄屋となる。尤も此亂に當

り家臣離散したるもの尠からず。杉山善治郎は京都に退き、中林院大納言に宮仕す。市橋五郎太夫は足利治部大輔尊氏の臣河野武藏守諸直の家中となり、善敎法師は河内國楠多門兵衞正成の親族和田左衞門佐氏成の二男なる故、久保寺燒失の後河內國に歸り、還俗して和田新發意と名乘り、楠氏と同心し後醍醐天皇に從ひ軍戰度々に及び武名を顯す。正常の弟久保寺五兵衞は高倉三位信雄卿に宮仕す。諸士の行衞明かならざるもの多し。正常——久保寺三郎兵衞治時——同甚五左衞門源信定——同美代之亮源定行——同伊三郎源信治——同左平治——同須見七郎源信是——同鄕左衞門源信路——同元之丞源信正——五郎左衞門源光土——遷左衞門源信雅——治郎兵衞源時久。時久の時足利十三代將軍義輝公天文十三年五月上洛の時、江州觀音寺に御逗留にあたり、此寺の由緒を述べ、久保寺再建の由を請願せしが、採用せられざるぞ歎かはしき。尙由緒あるものに對し地行の下賜を請ふと雖も是亦許されず。時久大に歎息し久保寺の遺弟なる飯積山了惠及代官川瀨五佐正に久保寺所藏の寶刀を讓與す。五佐正の子五右衞門其寶刀を八幡神社に納む」とあり。了惠と開基圓海との關係詳ならざれども、當寺は栗原山九十九坊の一寺にて、當地に移轉したるものにて、元は天台宗なりしが、其遺弟が當寺を再建し本願寺に歸依したるなり。境內四百四十三坪。

玉泉院

（六二）　玉泉院　近江國坂田郡柏原村成菩提院末天台宗　多藝村大字金屋字村ノ內

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立緣故不詳或は曰く應永元年紀元(二〇五四)貞舞開基と、當寺納むる位牌左の如し。

一、當開基全珍了義庵主　　元錄十一戊寅年三月十四日

一、當院開基權大僧都祐賢法印　享保八年六月二十八日

此外住僧榮寬につきては多岐神社棟札參照

境內四百四十五坪。

（六三）　妙德院　近江國坂田郡柏原村成菩提院末天台宗　多藝村大字多岐墳字中屋

本尊　阿彌陀佛

由緒　永享五年舜水草創。元和年間法藏中興。高田町澁谷保之助所藏記錄により當寺由緒を摘錄すること次の如し。

一、天正元癸酉年八月織田信長公と淺井長政朝倉義景鬪之時、神君德川家康公軍配之砌當院(妙德院)は被爲成、尤丸毛兵庫頭家士爲案內、御船ニ被爲召、御下り西脇三郎右衞門、栗笠佐藤五郎右衞門を賴み夜船にて太田ゟ被爲上。案內者當院旦方與六也。則桑名御本陣大塚與六同家間屋大塚松兵衞兩家共宗旨も天台宗にて御座候、爲祈禱料永樂錢壱指十三貫文被下置頂戴之(右當院先住長慶法印過去帳に記有之候)

一、濃州多藝郡之內大塚村妙德院坊跡一段九畝十四步任先規取除檢地畢。全可被收納之旨候也幷四壁之籔林不可有他妨候依執達如件

寛永十一年十二月廿一日　伊藤三郎左衞門
高橋善右衞門
久松十郎左衞門

法藏坊

一、濃州多藝郡大塚村妙德院坊跡一段九畝十四歩任先例令寄附之訖令可被收納之候幷四壁之數林不可有他妨者也依免許狀如件

寛永十三丙子年九月二十日　氏　銕　印

妙德院

一、同上一通　承應二年十一月十五日　氏　信　印

一、領内多藝郡大墳村妙德院境内二石三斗三升五合幷竹木等事任先規免除如有來不可有相違者也依如件

貞享二年十二月朔日　氏　定　印

一、同上一通　延享二年十二月十五日　氏　英　印

一、同上一通　天明八年五月十五日　氏　敎　印

一、同上一通　文化四年十二月十五日　氏　庸　印

以上

明治十五年八月洪水の爲堂宇崩壞したるにより些かの金にて之を賣却し、佛像什器等は同村金屋玉泉院に一時保管を乞ふ事となれり。寺跡荒廢の地に墓石數個あり。今其一二を記せば

一、寶曆六年二月二十七日　亮海大和尙　一、明和二年七月六日　卽源大和尙

境內百三十八坪。

（六四）莊福寺　臨濟宗南禪寺派　多藝村大字多岐字枯木

本尊　藥師如來

由緒　當寺は郡內寺院中頗る史實に富める寺にて、美濃明細記に「多藝郡大墳村莊福寺。妙高山南禪寺末。丸毛兵庫頭先祖之菩提所也。代々墓有、近代丸毛城跡爲二寺地一。昔徹書記之配所也。姥石有、此石ニ怪事アレバ徹書記之歌詠而怪事止。其姥石莊福寺有。徹書記者東福寺之書記役。名正徹ト云。一本正福寺」とありて大凡當寺の由緒を知るべし。

當寺は新羅三郎義光五世の孫、阿波守小笠原長清、鎌倉覇府に請ひて、數町の寺田を賜はり、草創せし所なり。貞治二年九月長清六世の孫丸毛六郎兼賴、洛東南禪寺の住僧天關和尙大禪師を開山として之を中興せり。兼賴五世の孫丸毛兵庫頭長照、應仁二年八月一日軍に從つて都に在り。是日祖先長清が二百餘年前に草創せる京都清水坂の長清寺兵火にかゝりて灰燼となりぬ。長照乃ち其灰燼中より

長清が屍を盛りたる石棺を探り出し、遺骨を奉じて國に歸り、遂に之を三分して、一は洛東長清寺に藏し、一は信濃國川路の開善寺に藏め、一は當寺に納む。其三所に分納せし故は將來其一二は失ふとも、其一は世に存せんことを慮れるなり。此時携へし長清の骨器は當寺に寶藏す。銘は文明二年二月十五日横川景三といふ僧の書けるものなり。惜いかな元祿年中火災にかゝり一部燒焦せり。此他丸毛家歷代の位牌及兼賴より丸毛三郎兵衞に至る二十一世の墓石あり。元祿十二年正月火災に罹り本堂燒失し、元文二年再建す。當寺は古來除地にして、領主戸田氏入國後も境内二石七斗五升及屋敷六畝十二歩の地子各竹木諸役等、凡て之を免除するの黒印を賜ふ。庭前に姥石あり。正徹と共に其名世に傳はる。境内六百四十三坪。

【徹書記傳】 正徹字は清巖、姓は紀氏、東福に入り下僧となり、同寺の書記を勤む。依て徹書記と號す。人となり和歌を嗜み其詠ずる所、三萬餘首詠草三十六帖あり。之を熊野に藏めしが、自ら謂へらく、是まことに益なきわざなりと。乃ち盡く之を焚く。後之を悔い、復詠することニ萬餘首之を草根集と名づく。其後詠草又堆積す。晩年之を編して草根續集と名づく。此他徹書記物語、清巖茶話、慰草等の著あり。或時

中々にみぬもろこしの鳥はこし桐の葉たとせ秋の夜の月

と詠みけるが、是卽ち上を誹り、時代を謗りたるものなりとて、京洛の住居を追放せられ、行雲流水

に姿をやつし、濃州に來り、當莊福寺に杖を留む。眞清探桃集に、正徹中頃配二流濃州多藝郡大塚村正福寺中一在二舊跡一と記せり。にぎはひ草といふ書には「内裏へ盜人の入りたるとき正徹『四つの海たさまりがたき玄るしにや雲の上までのぼる白波』と詠みて配流せられし由記せり。當莊福寺寄寓中は異鄕の天にありて常に都の空懷かしく、世の味氣なきを喞ちつゝ有りしが、翌年七月盂蘭盆の節會に其情溢れて、

中々になき魂ならは古里に歸らんものを今日の夕暮

と詠じたるに此歌天聽に達し、正徹の衷情を察したまひ、勅勘を免され歸洛す。長祿二年五月七十九歲にて寂す。徹書記物語に「われをさなかりし頃、七月ほしに手向るとて一首歌よみて木葉に書付侍りてしが、歌のよみ初也。さるほどに星の德を思ひて、去年の秋まで七首七葉にかきて星に手向侍りしなり。まだ歌もよみならはぬさきから、耻のかはをおもはず、はれの會にいてゝよみならひ侍りしなり。身が家は東洞院にあり。其むかひに奉行の治部といひたるもの、所に、月次がありて冷泉爲尹、爲邦、前探題了俊其外近習の人々二十人ばかりかずありしなり。恩德院の律僧のありしが歌がよみたくば前の治部のところへつれて、行侍らんと申されしほどに、其比かしらさがりしころにてはづかりしかども、律僧につれられて治部がやどへゆき侍りしかば、八十餘の古入道のしらがふきなるが出あひて申侍りしは、兒の歌あそばさるゝ事は、今の時分更になきことなり。やさしき御

事に候。是は毎月二十五日月次候御出候てあそばし候へ。題は是々に候といひて我にかきてくれ侍る。それからひたいでに出でもてきて歌をよみならひし也。其頃十四五歳にてありしなり。其後奈良の門跡に奉公し侍りし比ほひ、山の講堂供養に上童にて供奉しなどして、奉公にひまもなかりしほどに、しばらく歌もよまざりき。其後親にをくれ侍りしかば又さし出歌をよみ侍りしなり。治部がところの會より以來の詠草三十六帖ありしなり。二萬餘首あるべきなり。それをみな熊野にをいてやき侍りし也。其後より今までの詠草一萬首にちとたらぬなり云々」とあり。其幼時より如何に和歌を嗜みしかを知るべし。

【姥石】曩に正徹當莊福寺に寓せし頃、境内の姥石といふ奇石、手をふるれば、微溫を感じ夜毎になく聲絶えず。これいにしへ某女の茲にて悶死したる怨靈の石に宿りたるなりと聞き、正徹徐ろに石に向ひ

おふちにはあふことかたき姥石のさこそ肌のつめたかるらん

と歌を詠じ一刀を加へければ、不思議にも其怪事止みたりといひ傳ふ。今も庭前に姥切石とて石の眞中に刀劍の如き疵ある石存せり。其刀先代まで當寺にありし由なれど今は紛失せりと寺僧いへり。美濃明細記にも「大墳村に姥石とてあやしき事のみおほかりければ、正徹の歌よみにてあやしき事やみぬとなん此石同村正福寺にあり」と記せり。

【故阿波太守小笠原源公長清榮會居士方墳銘竝序】　小笠原源公長清者乃清和帝第十一世孫也。源賴義生三子、其一名新羅三郎、三郎五世而至長清、小笠原氏自長清始、今之丸毛武庫公長照者又長清第十一世孫也。花胄遙々光于家譜、著于國史。長清爲人魁偉武略最長、成績可觀矣。加之歸心佛乘、建寺造像其意深矣、元曆初大將軍源賴朝奉詔討平氏、長清從賴朝有功、天子嘉之　源氏六人同日行賞、長清擢爲阿波太守、食虛邑若干戶直邑若干戶、國人榮之。建久六年南京東大寺大像成、四天像未成、長清捨家財、造持國像、在洛之東山清水坂畢功俗呼其地曰四天十字。十字者小巷也。蓋此巷造持國之謂也。長清收其餘財、創佛宇於其側、扁曰長清、取自名也。殿安釋迦文珠普賢、左右又置二小殿安觀音地藏。長清在日常過之以爲燕息處。臨終告諸子我死必被堅執銳以葬此地。各奉遺命作石棺盛屍埋觀音殿之下。自爾以降二百餘歲。四時之供無日不給、其體古伽藍也。眷夫長清護法之誠動天地焉。感鬼神焉之所使然也耶。應仁二年戊子八月一日毀于兵火蕩無一瓦數乎橫乎何臻此哉。時長照從軍都下見之不忍至、則石棺存耳。灰燼中拾遺骨歸、遂三分其骨、藏之一塔。濃州多藝庄安久鄉有寺曰莊福。莊福有軒曰長惠。實家廟也。長照安塔於此、追薦冥福、香燈之勤孜々也。於是乎長照歔欷感發以血續淚誓曰國家喪亂朝不慮夕。何日而定。長清有知知我願乎。則一分以還洛之長清、復其寺。一分以贈信之開善立其祠、而一分以藏家廟遺之子孫、使其知、有所矜式也。其如斯則我願足矣嗚呼哀哉。後二年庚寅莊福寺栢舟起公具狀來索余塔銘以長照之命也。

夫孝也者人之大本也。雖我佛祖之道孝是爲先。余竊觀今之世。世衰俗薄、大者溺于大貨、小者焚于小利、一旦瞑目牖下。紛爭强奪甚至。孰爲子弟。孰爲仇讐。父子之間猶不盡孝、況於其祖乎。今長照去長清也遠矣。敬之如敬考妣事之又如事考妣、孝孰大於焉。胡爲與今之世相反如此乎哉。昔眉山蘇太史作韓文公廟碑有謂。曰公之神在天下者如水之在地中、無所往不在也。誠哉斯論。由是觀之、長清之神在天下者不可得而測矣。遺風餘烈永々無窮。裕於其家、食於其廟則不啻止于洛信濃之三處而已焉。抑今日之衰他日榮也。按我佛二月十五日唱滅鶴林園中、火浴後得佛骨八斛四斗、大臣優婆吉分而爲三、一與諸天、一與龍王、一與八王、各造七寶塔供養。湟槃經曰、一切衆生悉有佛性、然則長清必甘蔗王之餘裔歟。長照必優婆吉之再生歟。今年二月十五日作銘銘曰

夫圓覺性如水有源、流長以清瀰漫四坤。惟阿波守承清和孫。從賴朝軍討平氏寇。鐘鼎武功垂湯法門。造持國像配遮那尊。綽々餘裕創布金園。誦經念佛香火旦昏。被甲以葬凜乎遺言。遇戊子亂兵火所屯。盜發其墓石槨尚存。我兵庫公知孝之元。手拾白骨泣淚痕々。分爲三分安所居軒。作新一塔光輝九原。升平有待何不招魂。掃洒先壠報荅深恩。于洛于信于濃東藩。千秋萬歲覆蔭後昆。書年月日以充嬪繫。

龍集文明二年庚寅仲春佛涅槃日萬年村僧橫川景三撰

右得橫川景三禪師文集訂合所摸寫之者也

寶永庚寅臘月日　　藤惟敬貞清頓首書印

【觀世音菩薩緣記】　原ぬるに夫れ當寺觀世音菩薩の濫觴は何れの代何處より出で給ひ、何時當寺に安置したまふかを知らず。世傳へいふ慈覺大師の製也と。往年予現住の中元祿年間當寺鬱攸の災に罹り、笏室香積一時に烏有となる。嗚呼時耶命耶。本尊醫王如來の尊像竝に佛具諸具等に到る迄盡く燒亡せり。圓通大士の面貌儼然灰燼中より出づ。誠に奇哉。茲に多藝庄栗笠邑に佐藤與三郎親光淸信士と謂ふものあり。卽ち當寺の大檀越也。火災の夜夢みらく獨佇二立于屋後河邊一、時に佛の面貌板に乘り河上より流れ來る。信士夢中に思へらく何處の佛かと。稍近く流れ來りて誰謂ふとなく此は是大墳の佛なりと、須臾にして夢も亦覺めぬ。信士希有の思ひを爲し、明日夙に起きて河邊に到り、若し夢中の佛此の渚に止まりたまふことあらんかと相尋るに見えず。家に歸りて夢中の事を語る、親屬のもの曰く、夢中の事何ぞ實あらんやと、言未だ訖らざるに人有り告げて曰く、疇昔の夜當寺悉く燒却せりと。信士驚嘆不思議の思をなし　早く當寺に來り、焦土を遶り、若し夢中の佛此の傍にまします乎と、處々相尋ぬれども見えず。信士亦思へらく夢は元來虛妄の者也。何ぞ實あらん乎と。終に人に語らず。年を歷て後予と淸話のとき、語るに夢中の事を以てす。且つ問ひて曰く、當寺火災の時若し何佛の面貌にても出づることなきかと。予諾して曰く、施無畏薩埵の面貌灰燼中より出づ信士未だ知らざるか。此の大士は傳へ聽く、往昔信士の祖父直入庵主當寺の傍らに一廬を構へて此の

大士を安置し恭敬供養すと。庵主歸寂の後尊像を寺に移さんと欲するの途中に於て、過つて地に擲ちたり。因つて此時面貌落つと謂ふ。今亦面貌のみ出づと。信士始めて聽きて、驚き未だ此の大士の當寺にゐますを知らざりき。早く拜せんと欲すと。依つて卽ち拜せしむ。信士拜し了り、つら〳〵面貌を視て曰く、夢中視る所と聊相違なしと。予喟然として嘆じて曰く、不思議なる哉。夢は虛妄と雖も夢にも虛有り、實有り、諸佛諸神夢中に感應あるは是實夢也。之を靈夢と謂ひ亦瑞夢と謂ふ也。就中觀世音の靈感數多最も餘佛に勝れたまふ。（中略）信士の夢は實にして瑞夢也（中略）信士予の語を聞きて歡喜躍踊に勝えず涕淚悲泣して曰く、大士の示現と謂ひ、祖父の因緣といひ爭でか信せざる可けんやと。（中略）于茲信士再興の志願ありと雖も時未だ到らず。故に物換り星移り已に二十年を經て後佛工に命じ、大士の面貌をして復舊全く具足を體せしむ。面貌は元氣泥佛なりと雖も、近代泥佛に工なるものなき故、木をして泥に接せしめ以て舊復す。然るに泥木の分を見るものなし。（中略）旃れに繇つて信士一宇の堂を草創し、尊像を安置せんと欲し、普く檀緣を募り以て助力を乞ふ。然りと雖も强ひて人の信施を竟めず、一粒一箇錢と雖も衆人と力を戮せて經營すれば、則ち此の功德に依り萬世に到り、此堂の廢せざらん事を欲す。粤に元文元年丙辰の春孟陬穀旦信士家財を捨てゝ造營す。同年臘月に至り。工匠の事終り志願已に成就す云々。（下略）

（六五）淨蓮寺　眞宗東派　多岐村大字多岐字中屋

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺創立年月詳かならず。元天台宗にて當所多岐神社六坊の一、寺號を青蓮寺と稱せり。天文五年、念道本願寺第十世證如の直弟となり、改宗して眞宗淨蓮寺とあらたむ。日吉村德願寺古記錄に「濃州多藝郡二日御講承應二天閏六月十五日以是御講爲始同九月二日百十九文淨蓮寺」とあり。寶曆十一年住僧淨證病死し、無住となれるにより德願寺住職潮音寺役を兼ぬ。（德願寺記錄）洪鐘鑄造年月不詳なれども頗る古き鐘のよし言傳ふ。鐘音遠くまで聞ゆれば「どんどとなるのは淨蓮寺の鐘か一里聞えて二里響く」といふ俚謠殘れり。境內四百六十六坪。

（六六）西光寺　相模國鎌倉郡藤澤村淸淨光寺末時宗　多藝村大字直江字村下

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺は美濃明細記に「多藝郡直江村遊行派西光寺除地二石二斗一升二合」とあり。元同地字經堂に在りしが。屢々洪水にあひ字村下に移轉す。寺跡より發掘したるものに「當寺十五世基阿上人察道和尙享保二丁酉九月七日」と刻する碑あり。寶曆二年六月當寺住職諦山の記したる由緒左の如し。（直江村杉野開吉氏記錄による）

「西光寺は弘仁九年傳敎大師の開基にして、同時に三社の宮勸請有之候節、西光寺より支配仕來候。然る處應永十七年遊行十一代上人當國執行之節、西光寺住職惠空と申僧上人に歸依仕、夫より遊

行末寺時宗門と罷成、三社の儀彌先規不相替支配仕、御宮遷宮棟札當寺より納來候。當寺之義上代は七堂伽藍にて御座候。其所以は阿彌陀堂、藥師堂、經堂、三社宮、庚申堂右七堂にて寺領百五十石御座候處に、關ヶ原御陣の節、當寺由緒帳竝什物燒失仕候、燒失以後堂宇小庵に罷成、三社の義も小社に建立、御先規之通國家安全奉祈來候。正保三年藥師田、神田、都合四段五歩小笠原主膳正樣より御寄附被下置候。其御證文に兩上樣御祈念次に主膳正抽丹誠御祈禱不可有懈怠之旨御城より被仰出との御文言御座候。依之正、五、九、別而御祈念仕候。

藥師如來の儀本堂に只今安置仕申候。三社の內神明は其境內に安置有之、當寺鎭守に紛無御座候。三社遷宮仕候節、前々より棟札に神主西光寺書付相納來候。然る處に右棟札先住祖寬代に村方に奪取られ申候由、拙僧代に吟味仕當寺に取戻申候。其棟札數多御座候。

正保三年藥師田、神田御寄附の御證文も當寺神主と御座候。

三社の內神明宮之義、西光寺鎭守にて御座候譯は、寬文年中遊行三十五代上人當國執行之節、神明宮へ奉納之詠歌に西光寺鎭守に御座候。又村方より八年以前に笠松御代官所への指出帳に境內の中に在り、但西光寺鎭守神明一人社と書付仕指出申候。

神明宮へ應安七甲寅年十二月三日大般若經奉施入、直江鄕の內道場之土地神へ諸檀施主敬白と書付有之候。右の古箱御座候。直江鄕之內道場土地神と書付有之候上は當寺鎭守に御座候。

西光寺境内正保三年に始て御除地に被成候様に村方より難澁申掛候へ共、前々の由緒を以て御除地の御證文被下置候。曾て御繩入にては無御座候、依之元祿十一年戸田采女正樣松平丹波守樣當所御改之節前々より御除地の段書付指上申候。

三社西光寺支配に紛無御座候由、元祿十一年書付指上候由承傳仕候。

三社宮之内八幡之儀御神躰何國にか飛去たまひ、後に西光寺支配之宮に紛無御座候故、御正躰納置申候。

前々より三社宮祭之道具當寺に御座候間、八月の祭禮於當寺村方打寄御神酒戴申候。

右之通無相違御座候。御憐愍を以て御吟味被成候樣奉願上候。

寶暦二年六月日　　濃州多藝郡直江村西光寺住持諦山判

大垣御役所

右文書は當時村方と西光寺との間に三社につき爭議起りし時、西光寺より大垣役所に訴へし書狀にして、當寺の由緒竝三社の由來を知る事を得べし。此爭議につき双方協定書次の如し。

一、春日　一、八幡　一、神明

右三社向後西光寺支配相極候事

一、三社御寄附神田米は村方氏子中支配相極候事

一、三社御寄附狀致大切西光寺へ納置村方入用之節差遣し用事濟候上は西光寺へ納置可申事
一、三社神田米之内爲御初穗五斗つゝ毎年西光寺に受納可申事
一、三社造立修覆之義西光寺村方氏子中相談之上取計可申事
一、三社之内神明一社西光寺鎭守此度相極め候事
一、三社境内竹木村方へ猥りに伐持申間敷候西光寺支配之上は朽木下刈西光寺取斗可申事

寶暦三年七月三日

西光寺　大壽判
庄屋　休三郎判
同斷　藤二郎判
同斷　作右衞門判
氏子惣代　丈助判
同斷　今右衞門判
同斷　新助判

『寄進文書』

一、上田一段歩　伊勢天照皇太神宮
一、上田一段歩　八幡大菩薩

一、上田一段歩　春日大明神

一、上田一段五歩　藥師如來

右之通此度令寄進之間兩上様御祈念次主膳正抽安全丹情不可有懈怠之旨御城より被仰出候依如件

正保三丙戌年三月二十一日　　常葉六左衞門　判

福井新左衞門　判

伴　與惣兵衞　判

直江村神主

【地子御赦免文書】

直江村西光寺之内一段八畝十三歩之處、此度地子御赦免之間、宗門之勤行寺中之掃除不可有懈怠之旨御城より被仰出候依如件

（常葉、福井、伴三名連署同上）

正保三年丙戌三月二十一日

直江村西光寺

境内二百四十坪。當時無住。

（六七）蓮光寺　眞宗東派　多藝村大字直江字新屋敷

本尊　阿彌陀如來

念長寺

由緒　日野了善といふ者本願寺に詣で、本願寺第八世蓮如の教化を信じ眞宗に歸入す。文明十一年十二月一寺を創立し蓮光寺と號す。境内七百七十五坪。

（六八）　念長寺　眞宗東派　日吉村大字橋爪字村内

本尊　阿彌陀佛

由緒　往昔不破郡栗原山上に天台宗寺院九十九坊ありき。建武二年五月十八日足利新田の亂にあひ山坊悉く炎上したりしかば、時の一坊舍主慶順難を遁れて當地に來り一道場を草創し天台教義を弘教す。其後百數十年を經て亦慶順といふ住僧あり。眞宗本願寺證如に歸依し、阿彌陀佛の繪像一幅を受け、享祿元戊子年五月眞宗に改宗し象鼻山念長寺と稱す。正德四年正月十九日鑄鐘。境内四百六十三坪。

應順寺

（六九）　應順寺　眞宗東派　日吉村大字中字川南

本尊　阿彌陀如來

由緒　寺傳に「當寺往古は上多度村大字小倉にありて天台宗證顯寺と稱し小倉木村姓一統の檀那寺なりき」と今なほ同地に寺屋敷といふ寺跡殘れりといふ。享祿二年正月住僧了園本願寺十世證如に歸依し小倉より當地に移住し、當寺を創立し寺號を應順寺と改む。天文八年正月二十九日阿彌陀如來御影御免となる。本堂の棟木に「先の堂は寶曆四戊二月十四日夜はからず燒失し今の堂は寶曆六子

三月有縁無縁により建立す」と。又德願寺記錄に「十四日の夜四つ半頃御開山樣の段上ののきより出火寺庫裡共に燒失仕り、住持やう〳〵五尊御印書箱取出申され候」と書せり。境內二百四十八坪。

（七〇）大通寺　臨濟宗妙心寺派　日吉村大字宇田字關海道

本尊　釋迦如來坐像。

由緒　當寺は應永年間源賴光の後胤土岐賴清の五男、土岐惡五郎康貞の菩提所にて同人を開基とす。元祿六癸酉年五月二十四日大通寺竹翁の記錄に「開基何の年とも相知申さず候、村人古老申傳候は先年石田治部少輔一亂の節寺院炎燒寶物竝記錄等不殘燒失仕候、其節住持は爾玉首座と申候亂後に玉首座再結草庵住職相勤申候、則慶長十四己酉年妙心寺派下從愚谷和尙玉首座へ道號之記御座候、玉首座死後無住罷成候處、大圓寶鑑國師へ地下人寺を寄附致、則大道眞源禪師を爲開山圓首座甲弟子を看坊に差置被申候。

一、寺領高二石七斗六升三合、代々從御地頭御赦免御黑印御座候

一、古石塔御座候是は土岐惡五郎康貞之石塔と申傳候

一、本寺は京都妙心寺直末東陽派下大圓寶鑑國師門弟に而御座候以上

【土岐惡五郎康貞の石塔】　當寺境內に康貞の墓石あり。其二男宇田二郎康任父の菩提を吊はんとて此寺に來り墓を作る。美濃明細記に「按多藝郡宇田村大通寺有二土岐五郎墓一康貞碑其子康任建之」

と。康貞射を善くす。世呼んで土岐惡五郎と稱す。正平七年賴康に從ひ、官軍と荒坂山に戰ひしに、山路險隘にて官軍雨射し前むこと能はず、康貞身を挺んでゝ直にすゝみ、和田正忠と鬪ひ、終に其殺すところとなれり。美濃明細記に「康貞土岐惡五郎參河守又賴名ト云フ世知大刀劍術早業達者也、八幡合戰附二水色笠付一持二大太刀一有二軍功一與二和田五郎一戰而落二于片岸一而戰死異本ニ文和二三年六月於二吉田一戰死ヒ云フ」と記せり。因に同墓地に天正六年及永正十二天一月二十日の二碑あり何人の墓石なるや詳かならず。

【免除黑印書】

一、領內多藝郡宇田村大通寺境內二石七斗六升三合竝竹木等事任先規免除如有來不可有相違者也

依如件

承應二年十一月十五日　　氏　信　印

一、同上一通　貞享二年十二月朔日　　氏　定　印

一、同上一通　延享二年十二月五日　　氏　英　印

一、同上一通　安永二年十二月十五日　　氏　敎　印

一、同上一通　文化四年十二月十五日　　氏　庸　印

一、同上一通　天保十二年十二月十五日　　氏　正　印

一、同上一通　安政三年十二月十五日　　氏　彬　印

以上

境内四百二十六坪。

西勝寺

（七一）西勝寺　眞宗東派　日吉村大字宇田字關海道

本尊　阿彌陀佛

由緒　觀應元年創立。當寺往古は天台宗實相院と稱せしが、大永六年の頃、住僧實聞本願寺第三世覺如の高德を慕ひ眞宗に歸し、其後住僧願法の代、元和二年實相院を最勝寺と改號す。後又最を西と作す。境内六百三十四坪。

西德寺

（七二）西德寺　眞宗東派　日吉村大字宇田字關海道

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛正六年十一月二十八日創建。開基淨念。境内四百三十四坪。

東光寺

（七三）東光寺　臨濟宗妙心寺派　日吉村大字豐字清水

本尊　千手觀世音

由緒　永正元年本山第六世僧眞源創建。其後慶安年中洪水により堂宇流失せり。寛文年中青山因幡守浪士犬飼瀨兵衞（不破郡合原村室原住）再建、中興開基とす。堂南碑あり。

眞正中興四世當寺開山旭嶺東和尙禪師　寶曆二年九月初七日

境內三百九十坪。

（七四）德願寺　眞宗東派　日吉村大字安久字村內

本尊　阿彌陀如來

由緒　應仁二年三月二日伊藤彥重郎善光創建。寺傳に「當寺は人王百四代後土御門院の御宇應仁年中の比、伊東彥重郎善光の所建也。抑此の善光は伊東祐親（伊豆國）の一男祐清七代後胤伊藤祐光嫡子也。善光應仁の比、弓箭の道を捨て無常を觀じ、應仁二年三月の比、江州金森の邊に至り中興蓮如上人に謁し、卽ち剃髮して御弟子となれり。蓮師卽ち善光を以て法號とし、六字の尊號をたまひ、其後善光御暇を乞ひ歸國し、此地に來り草庵を結ぶ。今の德願寺是なり」と記せり。又寬延三庚午歲八月十四日住職潮音より寺社奉行所に差出たる屆書に「阿彌陀如來は御本山第八世蓮如上人、應仁二年二月二日御裏書御免被下願主善光。木像阿彌陀如來（慈覺大師作）は本山第十二世敎如上人御代、御免之御印書其時家老粟津右近殿取つぎ書狀數通有之所持仕候。慶長九年御免の御事に候。寺號御免は本山同御代慶長十一丙午正月二十九日德願寺願主願念成被下候。從元寺號御免之御事」と記せり。

【阿彌陀如來緣記】　夫當寺本尊阿彌陀如來は慈覺大師の御作にして、其濫觴を尋奉るに、江州志賀郡膳所の邊の山中に一つの社廟あり、其社中に其尊像ましませり。或夜社人に告て曰く、我美濃國多

藝郡に有緣の地あり。速かに彼の國に至り濟度せん。幸彼國より明朝早天に旅行の人あり、其人に渡すべしと。夢中に告げたまふ事度々なり。依之社人此尊像を守り出し負ひ奉り未明に驛路にたゞずみけるが、彼夢想の如く、當寺元祖釋願念同行の人勢田の宿より、早天に彼地を行過るところに、社人問ふて曰く、貴僧は何國の人にして何國へまいられ候やと。答へて曰く、我々は美濃國の者にして一宇の草庵を建立し、本山へ本尊を請はん爲上京致すものなりと。社人いふ樣其緣なり。其負ひ奉る此の佛、昨夜夢想に美濃國に有緣の地あり、明朝始めて驛路通行の人に渡すべしと示現ありたりとて急ぎ渡し奉る。頃は慶長九年辰の十二月中旬なり。此人々悅んで左右なく本山へ登り、右の趣を粟津右近へ達し候へば、卽ち御門主へ具さに言上に及び候へば、貫主命じたまふやう、如左靈像に裏書に及ばず其方宜敷添翰を出すべしと。故に粟津氏より御免御添へ翰を申請歸國し安置せしむ。然る處に當國同行の坊主受樂寺西圓寺等より何角と難し被申候樣、御門主御裏書なき旨不審とて種々難題申かけられ候に付、翌年十月中旬比又上京せしめ、右寺々難澁せられ候由具さに注進に及候處、粟津氏より右寺々已後故障申さるまじき旨又御書を頂き歸國し披露せしむ。依是今に至る迄無異に安置し奉る者也。其御書數通當寺歷代傳來し現存するものなり」境內四百九十一坪。

（七五）正覺寺　眞宗東派　日吉村大字安久字村內

本尊　阿彌陀如來

別所寺

由緒　創立年月不詳。開基專了。明治十四年牧田川出水堤塘崩壞して堂宇流失し、同二十四年再建。鐘銘寛文十二年十一月二十三日濃陽多藝郡安久郷。境内六百五坪。

（七六）象尾山　別所寺　廢寺　日吉村大字橋爪字岡山（多藝七坊ノ一）

由緒　文化年中記錄に多藝七坊中象尾山別所寺と記し、又上多度村松永金吾氏記錄に象尾山別所寺四十九坊を載せ、日吉村德願寺記錄中に象尾山別所寺は西山七坊の中へも北山七坊ノ中へも入れりと記せり。其他不詳。

法雲寺

（七七）法雲寺　臨濟宗妙心寺派　牧田村大字牧田字上野

本尊　虛空藏菩薩

由緒　寛保九年九月伊勢國度會郡山田村正法寺第二世廣山創建。境内六百十九坪。（寺院創建年代表寛保三年ハ九年ノ誤）

寶聚院

（七八）寶聚院　臨濟宗妙心寺派　牧田村大字牧田字門前

本尊　聖觀世音菩薩運慶作と傳ふ

由緒　寺傳に「當寺は木曾義仲の開創にて、其菩提所なり。宗旨は眞言宗にて義仲寺と稱せり。寺領田二十町の御印をたまはり來りしか、其後兵燹にかゝり、堂宇悉く烏有に歸し由緒詳かならず」と。文安元年十月江州高野永源寺より悅岩禪師當地に來り、文明三年當寺内に隱居す。當時寺號を寶珠院と改稱す。天選、泰山、心省、方外、茂庵、益首、梁首座を經て宅首座に至り、中興し律海、

海首座寒參座元等法脈連綿として今日に及ぶ。境内五百四十五坪。境内觀音堂あり創建年月不詳。

【境内古墓石】　年號

一、應永二十五年四月二十六日

一、永享二年十二月二十日

一、嘉吉三年三月七日

一、嘉吉三年八月　日

一、文明十六年甲辰九月十六日

一、文龜三年三月十三日

其他銘の詳かならざるものにて、文安五年・明應二年・大永五年・享祿六年・天文五年・天正六年・十四年・十六年等の墓石數基あり。

【田畠永代賣渡古文書】

（一）　永代賣渡申雜色辰三郎名内田畠

在坪せんぢやうたに□□屋敷一所井口かちやかいと、毎年御年貢色成百三十文宛、此外諸公事不可有者也

右件田畠者依有要用四百六□□寶聚院江永代賣渡候處實正也如斯永代賣渡申上者於後代子孫又他

門にても□違亂[illegible]日來候て自□方可爲盜人沙汰者也仍而後代支證永代賣券之狀如件

文正元年丙戌十二月廿六日

賣主　牧田庄井口村住人　右近次郎

進上　寶聚院

（二）永代賣渡申牧田庄山田名之內十二分一の內屋敷在坪山田上野鄕之內山田村善道の持分每年御年貢五十文御沙汰可有之候此外御公事はあるまじく候

右件之屋敷ハ依有要用代錢一貫三百文に寶聚院へ永代賣渡申處實正也（以下前文に同じ）

長祿四年庚辰十二月十九日

濃州石津郡牧田庄山田村之住人善道　印

【勘定書古文書】

以上參拾參貫六百拾九文畠方之納、此外諸納

貳百廿八文　丙申正月廿六日算用也殘錢

貳百三十六文　竹之賣代

拾四貫五十文　米二十八俵賣代

以上拾四貫五百六十文

都合四拾捌貫百三十五文之納也

此内

四十七貫七百拾三文　諸下行ニ引也

殘而四百二十二文　可有算用也

天文六年丁酉二月晦日　納所梵悰志之

同三月九日勘定在之　梵　悰（花押）

慶　安（花押）

善　立（花押）

（七九）乾德寺　臨濟宗妙心寺派　牧田村大字牧田字二又

本尊　聖觀世音菩薩

由緒　大雄山と號す。天和二辛酉年四月本山妙心寺塔頭南涌院第二世蒙山開基。鐘銘「見住活龍澥誌濃州路牧田郷大雄山乾德寺寶曆四年七月十八日」刻す。境内四百六十八坪。大正二年六月二十二日本堂燒失、同七年三月七日再建。

（八〇）乾崇寺　臨濟宗妙心寺派　牧田村大字牧田字二又

本尊　地藏菩薩

精泰寺

由緒　萬治元戊戌年正月伊勢國度會郡山田正法寺第三世岱雲創建。寛政十年如意珠日鑄鐘。鐘銘に「美之西境石津之郡牧田之庄中有精舍名山奇峰謂寺乾崇堂頭綱谷新構洪鐘云々」境内二百八十六坪。

【妙心寺文書】　濃州石津郡牧田村奇峰山乾崇寺者我關山派之僧徒住持相續來年尚矣。依之爲妙心寺末寺者着明也。永莫令子孫斷絕至祝至禱。

寛文八年五月廿六日　　妙心寺印

（八一）　精泰寺　臨濟宗妙心寺派　牧田村大字牧田字山村

本尊　聖觀世音菩薩

由緒　當寺緣由大凡左記棟札及鐘銘に詳なり。

【棟札】　濃州石津郡牧田縣瑞溪山精泰寺者尊氏將軍草創也、中古數有二回祿災一、碑斷牌亡而始祖不二分明一、唯有二一把茅宇一、不顯禪祇住持于茲六十年、勸二請大圓寶鑑國師一爲二開山一、然國師實無二建之之功一、顯公老後以二此地一付二與于予一、云乞再二興之一、然則與二國師之建立一是同、大檀那五井之親亦同願レ之、予不レ得二固辭一、爲二祖翁寶鑑國師一再二興之一、於レ是之親以二竹木人力等一施レ之、顯公及予弟子養愚禪人抽レ丈資二扶之一、己巳十一月吉辰起レ工至二庚午三月晦一方丈厨庫等一齊落成、顯公幷之親就二新方丈一供二養十方一緇白修禮圓通妙懺之次、山僧賦二一偈一。

祝莚法憧遠長云、信檀淨侶助山僧、令寶鑑高躅再興、從此瑞溪增瑞彩、聯芳績翠幾重層、喝、伏

願皇基鞏固朝野無爲、佛運紹隆魔擾不起、又祈大檀那源氏五井之親家門吉利子孫繁榮、願主元貞及不顯現世安穩後世善處、除雷災咒阿伽陀刹帝魯須陀皇蘇陀摩尼沙婆訶炎偈寄語家□忌火光速入□家有壬癸神日獻四海水、我此土安穩天人常充滿 大工 同州安八郡與福地村藤原源兵衞、于時元祿三庚子四月朔日 住持傳法沙門大春元貞書之。

【鐘銘】 父老傳說古之精泰寺者蓋大伽藍也。礎之大者往往在焉。是其徵也。敎耶、律耶、將宗門耶、吾未二之聞一也。今所二現在一精泰寺者乃與二其舊址一、勸二請吾祖大圓寶鑑國師一以爲二開山始祖一者也。號令法器雖二已略備一猶闕二洪鐘一、是故現住晩充長老欲二其補闕一汎化二衆緣一以集二淨財一、茲命二冶工一將レ鑄二洪鐘一洪鐘不二久成一矣、當二此時一也、預建二鐘樓一掛二之樓上一選二定良辰一試二其音聲一云々

寶曆十三年歲次鶉首秋八月

【什物錄】 元祿七年甲戌年六月精泰寺住持大春什物錄に「弘法大師之作十一面觀音一體 但古之本尊者行基菩薩作之阿彌陀如來也。四十五年以前慶安三庚寅年燒失仕候傳敎大師作之辨財天も同時に燒失仕候」

【墓石】 天文二年四月十九日(五輪)

境內五百八十八坪。

（八二） 藥師寺 市之瀨村天喜寺末、臨濟宗妙心寺派 牧田村大字牧田字萩原

正林寺

本尊　藥師如來

由緒　元祿元年五月一之瀨村天喜寺第六世春澤創建。境內百七十坪。

（八三）　林正寺　眞宗東派　牧田村大字牧田字山村

本尊　阿彌陀佛

由緒　寺傳に「寶樹山林正寺は、祖先伊豆住人伊藤九郎祐清といひ、平清盛に屬し、二萬石を領し一城の主たり。壽永年中平家の一門西海に歿するや、世の無常を感じ武道をすてゝ諸國流浪の身となり、走りて此里に潛居し農業をつとめ月日を送れり。九世の孫兵部助祐親、明應元年霜月二十三日靈夢を見て喜びに堪へず。翌朝雪を侵して山科に趣き、蓮如上人の法話を聞き、直ちに弟子となり、法名を祐信と給ふ。五日間逗留記念として六字名號をいたゞき、國に歸り一間を拵へ行基菩薩の作、彌陀如來の木像を本尊とし六字の名號を安置し、淨土眞宗に改宗せり。永正十四年夏大旱魃の折六月十三日の夜出火本尊竝伊藤家累代の系譜重寶悉く燒失、獨り六字の名號は松の枝に掛りて燃えず。諸人皆感涙にむせび、祐信に合力して本堂建立大永五年三月祐信を住職とし、同極月證如上人より阿彌陀如來の繪像一幅頂戴本尊と定め、寶樹山林正寺と稱號せり。二代目慶順、顯如上人石山籠城の砌味方せり。寬永十四年八月大暴風のため堂宇倒壞、翌十五年秋再建。境內七百二坪。

琳光寺

（八四）　琳光寺　眞宗東派　牧田村大字牧田字上野

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺往古天台宗にて大永六丙戌年四月住職善念眞宗に歸し、琳光寺と號し、繪像本尊を安置す。後寛永十五年元旦本寺より更に木像下附せらる。鐘銘「元文二丁巳年八月穀旦濃州路石津郡牧田驛琳光寺現住天隨」境内七百八十二坪。

（八五）善性寺　眞宗東派　牧田村大字牧田字上野

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺往古は眞言宗の所、大永の頃住僧西心、本願寺第九世實如に歸依し淨土眞宗に轉ず。其頃は本村字井口といふ地にあり。依て阿彌陀如來の繪像の裡書に、濃州石津郡卷田鄉井口村と實如の筆跡あり。現境内に移轉したる年月及緣由不詳。境内五百八十九坪。

（八六）法泉寺　眞宗東派　牧田村大字牧田字二又

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺は往古天台宗にて永仁三乙未年三月五日住職敎存、本宗に歸依し、改宗して法泉寺と號す。鐘銘「濃州石津郡牧田驛法泉寺什物現住受之寶曆十二年七月」境内四百四十四坪。

（八七）聞光寺　眞宗東派　牧田村大字牧田字萩原

本尊　阿彌陀佛

常法寺

由緒　寛保三年創建。高田町景陽寺舍弟松山法城といふ僧當地へ來り敎導しつゝありしが、當時同行隨心して一宇を建立したるなり。文政九年五月寺號及木像免許。境內百四十一坪。

（八八）常法寺　眞宗東派　牧田村大字牧田字和田

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛治七年伊勢國丹生里より權僧都覺念法師本尊大日如來及弘法大師の筆を携へ、一之瀨村川東戶井口に來り同七年草庵を結び弘法大師作と稱する聖德太子の像を安置し、眞言宗常設法獅子吼寺と號す。後十一世住職義圓眞宗に歸依し、延文三年三月改宗して寺號を慈雲山常法寺と改む。慈雲山とは弘法慈悲の雲を覆ひ普く法雨を後世に濕すの義なり。當寺一切經堂は中興の僧寂淵臨終、經堂建立の旨を遺言し、建設費として金百兩をのこし、安永三年四月十四日寂せり。依て寂淵七回忌法會の際之をたて一切經を納めたりといふ。境內千三十七坪。

天喜寺

（八九）天喜寺　臨濟宗妙心寺派　一之瀨村字久手

本尊　正觀世音菩薩（安阿彌の作と傳ふ）

由緒　當寺開祖玄良は元叡山の僧なり。嘗て源賴義と善し、故を以て前九年の役に賊將安倍賴時を呪詛せることあり。玄良晩年當里山澗幽邃なるを愛し、遙々移住し留錫堂宇を創建す。賴義舊誼に感し淨財を喜捨し、經營を資け七木の功全く竣功す。時に天喜五年なり。故に年號を以て寺號と

なす。貞和三年時の住職定巖臨濟宗に改宗し、滋賀縣永源寺の末寺となる。定巖は永源寺僧圓應禪師の徒弟たりしを以てなり。定巖學德竝に高く足利基氏最も之に歸依す。貞治五年精舍を修理し、加之寺領二百餘石の除地を寄附せられ、更に龍岡庵、鳳栖庵、玉鳳院、自得庵、法喜院の五院を創建して本寺に隷屬し、百般の事務を管掌せしむ。是に依つて一山輪奐全く備り法輝頗る明かなり。故に後代定巖を以て中興の祖とす。永祿七年火災に罹り寺錄受領の御朱印悉く燒失す。後幾ばくもなく伽藍を新たに構へたりと雖も、天正年中豐臣秀吉の爲に寺領を削られたるを以て、當時の住職彭澤大に哀訴し僅かの除地を殘さる。是より法燈頓みに光を失ひ堂宇頽廢すと雖も、之を修理する能はず。幾多の寺僧亦離散して止るものなし。唯彭澤一人法燈を守るのみ。慶長十四年八月檢地の節平岡因幡守、和田河內守、鈴木左馬助連署を以て除地一町一段五畝十三步此高九石四斗三升五合を賜ふ

一、九石四斗三升五合　石見檢天喜寺領（正保二年美濃國鄉帳）

一、九石四斗三升五合　石津郡市ノ瀨邑天喜寺（美濃明細記）

慶長元和の頃住職春澤妙心寺末寺となる。春澤善く禪理に通じ頗る德望あり。再び百廢を興し徒弟亦少からず。爾來法系を紹承し現今に及ぶ。

【墓石】當寺墓地に足利基氏の碑あり。銘に「瑞泉院殿玉巖昕公居士　貞治六年未十一月二十六日」と刻す。

法喜院

境内千百二十九坪。

（九〇）法喜院　同村天喜寺塔頭臨濟宗妙心寺派　一之瀨村字久手

本尊　地藏菩薩

由緒　貞治五丙午四月八日道香創建。其後應永十五年三月心省中興。永祿年中燒失。元龜二年再營。寬文年中大破に及び一時廢寺に歸し尋で文化六年八月再建す。境内三百九十八坪。

本善寺

（九一）本善寺　眞宗東派　一之瀨村字多仁

本尊　阿彌陀佛

由緒　牧田村常法寺記錄に一之瀨村は東西に分れ、牧田川其間を貫流し洪水の際には善男善女川東なる常法寺に參詣する事困難なるにより、大永三年常法寺十七世西圓坊俊成道場を草創す。明曆三年長傳入寺し元祿年間常法寺二十三世了玄再興せりと記せり。鐘銘「濃州石津郡市之瀨村白雲山本善寺安永六年寅歳成就」境内三百三十坪。

正林寺

（九二）正林寺　臨濟宗妙心寺派　多良村大字禰宜上字三分一

本尊　觀世音菩薩

由緒　當寺は文治四年の頃當地大字奥に正林坊とて眞言宗なりしが、中絕して世代不詳。時の領主高木五郎左衞門貞衞夙に參禪の志あり。寶永七庚寅春東都に勤仕す。政務の餘暇明師を求む。時

に法友曰く、天下に明師一人あり、今幸に此地に在り。麻布光林寺淨明禪師是なり。禪師は播州盤珪和尚得法の高僧なり。早く往て謁すべしと。乃ち行きて教を請ふ。其言ふ所心肝に銘し實に暗室に光明を得るが如し。貞衞在府中再三參禪信仰益々厚し。曰く吾が領地に寺坊の古跡あり。願くば來りて之を再興し、一家の爲に禪教を垂れたまはるべしと。禪師之を諾す。貞衞歸國し病に罹り享保十三年六月四日藥石効なく遂に卒去す。嗣子高木修理貞輝父の志を躰し、禪師を禮して開山となし、正林坊を今の地に移し、濟生山正林寺と改め。禪師持する所の觀音の靈像竝天神の小像を奉安す。天神は元京極若州公の母堂の持する所にして、筑前太宰府天神社前の梅樹枝を以て刻するものなりと。示後法燈紹承今日に至る。境內千百十九坪。境內地藏堂有り。天明年中境內に井を穿つ、井中地藏菩薩の石像出現す。仍て本堂の傍に小堂を建立して安置す。後慶應二年領主高木氏村中の信徒有志を以て再建す。

（九三）念通寺　眞宗東派　多良村大字下多良字北脇堂角

本尊　阿彌陀如來

由緒　寺傳に「當寺開基を惠心僧都とす。僧都曾て橫川に入りたまふや、弟子の寂照、寂譽、寂心を率ゐて伊勢大廟に詣で、七日間參籠し、時機に應ずるの要法は只阿彌陀念佛に在りとの神勅を受け、三野南宮の中山を指し、遊行の時多良の荒野を過ぎたまふに、一つの川花谷の淸流北邊の松原に氣高

き僧あり。忽然として出合ひ共に岩石に踞して、念佛要法を以て末代を化益するの理を談じ、終りて其僧忽ち阿彌陀佛と變じ、西山の頂光明赫々として隱れたまふ。僧都踊躍して神勅の空しからざるを喜び、是念佛弘興の靈地なりと、卽時に拜し奉りし阿彌陀の尊像を摸寫し、一躰の木像を刻み、堂をたて之を安んじたまふに、寛平の萍士千葉爲則の第二子安則大檀越となり、花谷の松原を境域とし、本堂、講堂、方丈、念佛堂、食堂、山門鐘樓等を構へ、開眼供養を行ふ。時維天祿二年仲春十五日なり。これを化佛光明山天祿寺と號す。二世寂照、師命により堂宇の東北に鎭守の靈社をたて、護國靈驗威神大自在王菩薩を男山社より分靈安置す。長保四年勅を奉じて入宋し唐土にて死す。三世寂譽和歌天文曆數に達し、紫式部安部晴明等と親交あり。五世禪祇は京都の人、康平元年大極殿炎上のとき、叡山より大衆を將ゐ防火につとめ、僧都に任ぜらる。八世義戒近江國守山の人なり、崇德帝三十三間堂建立の時勅をうけ供養に列し、權大僧都となる。九世禪山京都人なり、保元平治の頃鎌田正清文覺等と善し、永曆元年正月正清誅せらるゝに及び、難をさけ入山し、一水庵と號す。十世善證は近江市邊の人西行法師と友たり。文治二年五月十七日大原勝林院立禪寺に於て、法然房源空と聖淨二門對論の末、終に淨土門に歸し、源空の門に入る。承元元年源空讃岐に謫せらるゝを以て善證當寺に入る。十一世戒定は伊勢の人叡山に在りし時、佛工安阿彌と善し、當山に來らんとするとき、一尺三寸の聖觀世音菩薩の像を刻みて餞す。戒定之を脇士として安置す。十三世覺念は下野の人な

り、正嘉二戊午年七月四日大風洪水の爲堂宇其他を破壞し、正元元年本堂再營す。文應元年十月京都に入り親戀聖人にあひて弟子となり、明信房と稱す。六字及九、十字の名號眞筆をたまふ。十四世觀永は鎌倉の人なり、弘長の頃日蓮及其徒と問答することあり。北條時賴の知るところとなり。少僧都となる。十六世慧定は京都愛宕の人、在叡の日攝政關白二條師教公に伺候し、宮中に出入するを許され、和歌を以て名あり。十八世妙覺は河內人なり、在叡の日護良親王に奉仕す。十九世惠念は攝津人なり。延元元年七月後醍醐帝延曆寺に命じて足利尊氏を伐たしめたまふ時、專念奮戰功あり。二十世眞觀は越前鯖江の人なり、文和元年三月寶藏を設け、阿彌陀佛を本地として藏め、聖觀世音を本尊となし、耳根圓通院と號し、萬人講を設く、二十二世正道院直亮澄觀は少納言通憲(信西)の遠孫にて、藤原道安の次男なり、將軍足利義持の爲に疑はるゝ處ありて、難をさけ京を出で土岐多良の間に入り、千原玄左衞門尉基道と稱し、月性(二十一世)の門に入り、當寺の血祖となる。二十四世正行房壽玄は本願寺八世蓮如上人に歸依し、天台四明の流をたち上人の弟子となり、山科に於て上人より眞筆六字名號を受け、明應九年八月朔日當寺淨土眞宗改祖となり。六字名號を本尊とし、石津郡多良惣山道場となす。二十五世願心房俊玄の時、永正三年九月實如上人關東北陸を經廻し、中山より多良を經て近江國多賀を過ぐる時、俊玄供奉し、上人は土岐の里一つ川の水上に山賊の難にあひ、直ちに引歸りたまひ、四日間滯在あり、蓮如上人御製御文十通を寫し頂く。永祿三年二十七世

慈源房永觀の時念佛堂を建立し、山中佛寺寄合の會堂となす。永祿六年八月木下藤吉出張、七日七夜の戰に當山堂宇皆兵燹にかゝる。同七年十二月十六日本寺石山回祿し、二十八世眞誠房行念石山に入り、御堂再建に從ふ。元龜元年九月織田信長石山を攻むるや、行念烏栖無量壽寺大畠壽命寺の徒と籠城す。連年兵結びて解けず、天正四年六月大兵を擧げて來る。石山兵善く戰ひ、大に之を敗る。行念佐久間忠右衞門と奮戰し、遂に死す。法主顯如上人より九字名號御自影軍扇念珠文書をたまふ。天正七年織田信長多良を領す、吏をして當寺松原の境域を奪はしむ。漸く本堂の地のみをとりかへし、纔かに草堂を營む。慶長五年本願寺光壽(敎如)上人關ヶ原より歷遊し、近江國多賀に至るに當寺に滯在すること十餘日、方便法身尊形を寫し下さる。又御形見として道泰を改め、敎泰と爲す三十三世玄入領主高木家より大悲院の號をたまひ、中興の祖とす。年甫めて六歲、宣如上人に度せらる。領主高木權右衞門尉源貞勝公(法名眞泉院清入大居士)玄入に歸依すること厚く、宣如上人に請ひ、大に堂宇を造營し、天祿寺を改めて念通寺と稱し、永く菩提所としたまふ。實に是元和七辛酉二月なり。寬文五年二月十九日木佛尊像及寺號免許せらる。示後代々法燈相紹ぎ、今日に至る。境內七百二十六坪。

【實物】

一、阿彌陀如來木像　一軀丈三寸　惠心僧都作

「大谷派本願寺鑑定證あり」

一、六字名號　一幅　慧燈大師眞筆　「同上」
一、同　一幅　同　「同上」
一、方便法身尊形　一幅　證如法主筆　「同上」
一、釋迦如來尊像　一軀丈三寸一分　傳敎大師作　「同上」
一、六字名號一軸當寺開祖蓮如上人より拜受せしものなり
一、方便法身尊形一軸、不破郡岩手竹中善左衞門より結緣せし處なり
一、彌陀、觀音、地藏三軀、小松內大臣重盛三萬體を鑄造して唐土天台に寄附せる時薩摩沖にて難船し終に薩摩吉利小松家の藏する所なりしを四十一世秦陵院布敎中右小松家の臣より結緣せしものなりといふ。
一、親鸞聖人御傳鈔　一冊　舊領主高木冠山公筆
一、同　御繪傳　四軸　舊領主高木貞廣公筆

（九四）傳香寺　眞宗東派　多良村大字上鍛冶屋字西屋敷

本尊　阿彌陀如來

由緒　創立年紀不詳。往古眞言宗なりしが、文祿二癸巳年三月住僧宗哲、本願寺第十二代敎如に歸依し、眞宗に轉ず。境內三百六十三坪。

福正寺

（九五）福正寺　眞宗東派　多良村大字谷畑字岡峰

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺開祖不詳と雖も、寛正元庚辰年之頃眞言宗龍門院と稱する道場にて、字大野にあり。當時住職を灌流といひ、遠江國龜玉郡岡田村聖護院より來寺す。其後代々法燈相紹ぎたる處、寛文の頃無住となり、法燈中絕せり。天和の頃村中の信徒眞宗に歸依し、境内を今の地に移し、一宇を再建し、當郡明德區の人秀天を住職とす。天和三癸亥年二月二十八日本願寺の許可を受け、本尊阿彌陀佛を賜り、福正寺と改稱す。此時谷畑の信徒悉く檀徒となる。慶應二丙寅年堂宇火災に罹り、現今の一宇を再建せり。境内二百六十四坪。

明圓寺

（九六）明圓寺　眞宗東派　多良村大字奥字牛王

本尊　阿彌陀佛

由緒　開基不詳。元天台宗にて奥村の地字瀧の尻にあり。今もなほ同地に寺跡殘れり。時の住僧慈圓文龜二壬戌年眞宗に歸依し、改宗して境内を現地に移す。其時始めて本願寺實如上人より本尊阿彌陀佛をたまふ。世代相續するところ、慶長五年東派開基敎如法主當國不破郡關ヶ原合戰の頃、當寺に來り滯在ありし故を以て、東派に轉ず。寛永六己巳年一宇殘らず燒失に及び、同七庚午年今の堂宇を再建し、世代相續す。境内三百六十九坪。

（九七）淨法寺　淨土宗　多良村大字三ッ里字松ノ木平

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立年月開基不詳。初、當郡時村大字上に在りしが、明和四丁亥年九月當國安八郡大垣松壽寺第十六世心譽法子性山來住し當地に移轉す。爾後法脈相つゞき現今に至る。境內二百二十六坪。

（九八）本堂寺　臨濟宗妙心寺派　多良村大字三ッ里字松ノ木平

本尊　釋迦牟尼佛

由緒　當寺元天台宗なりしも創立年月不詳。貞享五年住職大春元貞の由緒錄に曰く「濃州石津郡多羅縣松之木松貞山本堂禪寺は往古何人の開基なるを知らず。村人代々傳說すらく、昔多羅縣に七所の堂社あり。謂く念佛堂・十王堂・觀音堂・或は流彦大明神社　此外堂社其名を失ふ。上の如く七所の內此寺最大なり。故に本堂寺と云ふ。古堂は八間四面、本尊は大日如來なり。年代深遠にして堂社已に荒廢佛像亦紛失す。村人其地に於て牛馬に針灸す。其時牛馬或は病み或は死す。其地每夜出火玉の如し。田園を鋤せんと欲すれば則ち地中或は巨鐘の碎有り、或は石駒犬あり、或は七八寸の針、永樂錢等有り、耕夫亦病亦死す。爰に東陽和尙法嗣亭仲和尙六世孫宗圓此地の靈を聞き、村人に告げて曰く、此の如きの靈地豈之を錯んや、よろしく諸方を勸化して荒廢より興起すべしと。村人之を喜ぶ。是に於て宗圓村人同志之を領主高木貞次卿に白す。領主其志を感じ之を許容す。これに依

つて、宗圓十方の檀力を以て小宇を興造し、佛像を安置す。これより崇止み牛馬災なし。領主考妣の爲に山林田園を寄附せらる。數年の後宗圓、寺を弟子碩首座に附す。碩首座住持未だ久しからずして寂す。是德に遺囑して其跡に居らしむ。一日領主書を寄せて曰く、願はくば本堂寺事和尚之を支配し、兒孫をして住持相續せしめむ。卽ち和尚に請ひ開山と爲さんと欲す。是德亦同之を願ふ。和尚若し點頭すれば領主、寺を再興すべしと。是に於て山僧固辭するを得ず、其願に應じ、妙心寺に願ひ直末の一禪刹と成る云々」とあり。記事中和尚又は山僧とあるは美濃國安八郡北方村慈溪寺大春の事なり。卽ち貞享五年六月二十六日高木藤兵衞貞次、大春を以て開山と爲し、禪宗本堂寺を再興し、吾が菩提所となせるなり。示來法燈連綿今日に至る。境內七百三十九坪。

【妙心寺末寺證判降下請願書】

濃州石津郡多羅縣松木村松貞山本堂寺、不レ知二何人開基一中古東陽和尙法嗣享仲和尙六世の孫桑圓知客再興、故東陽派之寺分明也。頃日松木村領主高木貞次公被レ寄レ書來候云ク、本堂寺之儀諸方之構無之條、今明年中に寺建立可仕、以後若他宗他派之構雖レ有レ之急度從二領主一埒明、外ニ苦勞掛間敷候間、以後拙僧支配ニ至シ、拙僧弟子筋目ニテ住持相續候由、委細申來候故、支配之筈ニ定之了也。此度本山之末寺帳ニ記錄被成候本寺之證判降下所希也。此旨被レ達二于執事中之高聞一相調候樣ニ奉願候爲レ其如レ此。恐惶誠惶敬白。

貞享五年五月二十六日　　美濃國北方村慈溪寺　大春「判」

妙心寺內惠照院免僧禪師

【右證判降下書】

濃州石津郡松木村松貞山本堂寺者、妙心派下之僧住持來年久矣。依レ之爲二當山之末寺一者分明也。永令二法孫相續者一也。至囑。

貞享五年六月廿六日　　聖澤院　宋昱　印

外三名連署

妙心寺「印」

【年貢役儀免許書】

濃州石津郡多羅鄉松之木村本堂寺境內者、予之所領也、任二先規一敷地之年貢諸事之役儀等、令免許者也。爲後日仍而條如件。

延寶九年辛酉四月二十日　　高木藤兵衞貞次

【山林田畑寄進狀】

當松木村引得免具羅平之內御園生ニテ山林一ヶ所、永代寄附之、幷田畑右之田畑、者爲二慈船院殿普應圓濟居士貞壽院殿喜峰妙讚大姉菩提一爲二茶湯料一永代格別ニ寄附之了也。則田畑員數之子細者、其所之庄屋年寄證文ニ記之者也。

觀音寺

延寶九年四月十七日　高木藤兵衛貞次

（九九）觀音寺　臨濟宗妙心寺派　多良村大字三ッ里馬瀬分字入谷

本尊　十一面觀世音菩薩

由緒　當寺元天台宗にて大同年中創立する所なり。星移り、物替り、堂宇屢頽法燈漸く衰ふ。寛文五年四月十八日高木次郎兵衛貞成新たに佛堂を造營し、本國安八郡北方村慈溪寺三世大春を奉請して中興開山となし、臨濟宗の一寺と定め、貞成菩提所とす。當寺金剛山觀音寺記に曰く

濃州路石津郡多羅縣馬瀬村余所ㇾ領也。村有二觀音大像一太儼然。居民告ㇾ余曰此大同年中所二造立一也。惜哉茅茨摧敗棟宇零落金容浴ㇾ雨紺髮櫛ㇾ風。幸遇ㇾ主令ㇾ有ㇾ信。只願留ㇾ心再興。余以爲民之所ㇾ欲不ㇾ可ㇾ不ㇾ成。於是卽日下ㇾ手掃ㇾ苔。礎二於舊基一經ㇾ月終ㇾ工。移二蓮座於新室一使下一僧奉二香華一供中茶湯上。當二粥飯一以二野田半町一充二柴薪一以二山林一片一。居民懌然而謝曰。非二主人力一奚得而若ㇾ茲。多年願樂於ㇾ今盡矣。（下略）

寛文五己巳年四月十八日　源氏　高木貞元　判

同　高木貞成　判

元祿二年八月十四日夜將に三更ならんとするとき、方丈の後の松樹に三寶鳥の鳴聲一百にして止む。古へ空海大師金剛峰寺に在し時、此鳥鳴くといふ。因て當寺の山號を金剛山と稱す。三寶鳥來鳴記

に曰く

元祿二己巳年全牛法達二禪人一、同志持レ齋誦レ經、坐禪在二觀音寺一。八月十四日之夜、坐禪了後、全牛在二方丈一休息。法達行二庫裏一休息。夜將三更。時、方丈後、長松樹上有二奇妙鳥聲一。法達起到二方丈一謂二全牛一云、是何鳥聲。我未レ聞二如レ此鳥聲一。全牛云、是三寶也。空海大師在二于高野山一時鳴也、鳴二佛法僧一實如二人言一、其中云二佛法一聲高、云レ僧聲少低、月明星稀四方無二他聲一。二禪人傾レ頭聞、凡一百聲許而止。其後不二再鳴一。二禪人異口同說如レ此。予見二性靈集一。空海大師在二金剛峰寺一、後夜聞二佛法僧鳥一。詩曰「閑林獨坐草堂曉。三寶之聲聞一鳥。一鳥有聲人有心。聲心雲水俱了々。」予代二二禪人一、攀二大師尊韻一曰「金剛山頂中秋曉、始發清聲三寶鳥、此地須佛法僧、大師心境自明了。」示後江州永源寺僧來云、如雪和尙依二勅請一住二永源寺一之時、三寶鳥來鳴、唯一夜不二再鳴一矣」正德三癸巳年正月晦日再住妙心大春七十九歲書。方丈の背に如法經碑あり。此碑は文治五年十月十四日造立。原天台宗の時住僧慶覺といふ者戰死者の耳を埋み、供養の爲に法華經一部を一字一石に書寫し了て、此塚に埋め、以て此碑を建つ、村民今猶經塚又は耳塚と呼べり。觀音寺如法經石碑之泯字顯記に

金剛山觀音禪寺（在濃州多羅馬瀨縣）造營落慶之日、貞享四丁卯招二請於多良領主高木氏三家一。（高木新兵衞貞則、同藤兵衞貞次、同次郎兵衞貞仲）八月初五日、仕貞則公務祐筆來二于觀音寺一曰傳承明日三家登山若有二相應之事一欲レ承レ之。（北尾與山僧有契約之緣故也）北尾曰掛二和尙之心頭一何等事。予曰、山寺不自由三家皆知レ之。故不レ勞二心頭一、唯有二一事掛二心頭一。

予曰此山往古納二如法經一、雖レ有二石碑一、唯如法經三大字分明而細字之碑銘字泯故難レ知二於納經由來一、此掛二心頭一而已。北尾曰、石碑之泯字見レ之法其能存レ之。予曰、其法如何於レ是北尾與二予諸子一俱挑二於石碑一出二于庭前一、洒レ水以二切藁一、能洗レ之、以レ布拭レ之能晞二于日一。而後多磨レ墨以二濃墨一塗二于石碑之全面一、亦能晞二于日一。能乾後以レ水洒二于石碑之全面一、以二手掌一撫而洗レ之。則無字之處墨皆落、有字之處、墨殘、故泯字畫顯、銘文分明也。予竝諸子皆大歡喜。日已及レ晡、北尾歸二于家一去。翌日高木三家登レ山。予曰山寺無二兼味之可レ供、唯有二一奇事一、此今日之一興而已。其時諸子挑二石碑一出二座間一、三家見レ之、碑文皆明。各拍レ手曰有二何謀一泯字如レ此顯邪。奇妙之事也。予曰昨日北尾氏來教如レ是。貞則公呼二北尾一曰汝能知二奇妙之事一耶。北尾曰、某不二曾存知一如レ是事一。亦昨日不レ來二于此山一。予竝諸子向二北尾一曰、汝昨晝來二于此山一終日指二教此事一、晡時歸去。何云下不レ知二此事一不レ來二此山一乎。北尾曰、予蒙二主命一有二書寫之事一。十日以來晝夜務レ之不レ出レ門。到二昨夜半一寫了、諸傍輩皆知レ某。元來如レ是奇事不二曾存一也。貞則公曰、北尾昨不レ來二于此山一是實也。和尚竝諸弟子依二北尾指教一成二此奇事一、亦是實也。乞二和尚一辨二此事一。予曰、釋尊說二法華經一時、十方世界諸天善神悉皆來二于靈山一會。各誓二言於十方世界一可レ守二護法華經一。古人以二法華經一納二此山一、故今護法善神化成二北尾氏一、來二教此奇事一、令レ知下納二如法經一願主之名等上者也。於レ是高木三家及一座諸人疑解了也。越前福井東光寺北礪座元來二觀音寺一聞二此事一、謂二愚春一曰、此是此山如法經護法神出現之靈驗末世希有之實事也。後世

之衆生於二如法經一、起レ信則大利益也。乞三必記二此事故一、今依二愚春願一記下錄於山僧曾直所一見聞一之事上矣。

如法經碑長二尺五寸許、廣一尺二寸餘、自然岩也銘者

願主慶覺

文治五年　巳

如法經　十月十四日酉

同心多良鄉庚

緇素貴賤　子

上三大字下五行細字大凡數二十九字

境内藥師堂は藥師瑠璃光如來を安置す。創立年紀不詳。境内五百七十一坪。

（一〇〇）極念寺　眞宗東派　多良村大字三ッ里馬瀨分字馬瀨野

本尊　阿彌陀如來

由緒　當寺元天台宗なりしが、建武二年及其後再三回祿の災にかゝり、往昔の事漠然として知る可からず。唯當寺の遺物として、地藏尊大日如來尊像等を存するのみ。文明二年三月本願寺第八世蓮如に歸依して淨土眞宗に轉ず。當寺始め馬瀨野の中央説南（セッナギ）と稱する地に在りしが、明應年中火災

により現今の地に移轉再建せり。其說南に在りし時は門前一帶の地を十王堂（今猶地名存す）と稱し、大樹數株生せり。殊に三本の松樹は巨木なりしかば世俗之を三本木と稱し、其傍に地藏尊を祀り、之を一人地藏と稱し崇敬せしが、後世一民家に遷せりとぞ。現在堂宇は享保六年起工、同八年落成せり。境内四百七十四坪。

（一〇一）瑠璃光寺　妙應寺末　曹洞宗　多良村大字上多良字樫原

本尊　藥師如來

由緒　當寺緣起に「抑當山藥師如來靈跡の由來を尋ね奉るに、恭くも弘仁の帝國家安全寶祚長久殊に萬民をして無病延命ならしめん爲に、弘法大師に勅詔ありて藥師如來の尊像を彫らせたまひ、何れの地に安置し奉らんと叡慮を運らしたまふ。折ふし不思議なるかな東方より紫雲たなびき、藥師如來の眞相儼然として現れ、美濃國樫原の鄕諸佛應化の靈場なる由御告を蒙らせたまひ、勅命を以て殿堂を建立し、此尊像を安置し奉り、一方の勅願所となしたまへり。往昔の壯麗想ひやるべし。物換り星移り、幾世の兵燹を經、わづかに雨露を凌ぎたまふの一宇となりぬ。天明年中由來書を以て再び公廳に達し、一箇の禪刹となして不退の法輪を轉じ、瑠璃の光明赫然として永く世間の暗を照せり。熟本願功德經の意を案ずるに如來往世十二の大願を立玉ふ。中に一度御名を耳に經るゝ者は衆病悉く除き、身心安樂にして二世の諸願成就せしめたまはんとの御誓願なり。依て此度諸人結

緣のため拜禮せしむるものなり」とあり。寛政五年五月記錄に「瑠璃光寺は慶長中に正覺山藥師寺と申候へ共 無檀地故、久々無住に相成實に草庵にて御座候を、天明六年濃州一派の觸頭伏見宮樣御歸依所今須妙應寺住持圓宗和尙隱居地に再建せられ、高輪山瑠璃光寺と改號仕候」と記せり。本郡寺院明細帳には正治二年創建其後中絕。安永七年三月妙應寺二十世現瑞法子妙覺中興と記し、其創立緣起と異なる所あり。當寺は一時中絕退轉せしにより、其開基明かならず。境內六百五坪。當寺に左の位牌あり。

嶋光院殿忠道源津大居士神儀　慶長五年庚子九月十五日

當寺鐘名に「南閻浮提大日本國濃州石津郡多良鄕樫原邑高輪山藥師寺、曇花峰瑠璃光禪寺者、從二往古一一寺伽藍之地而、弘法大師正作藥師如來之靈場也。太閤秀吉公勢州長島陣之刻、到二此鄕一拜禮尊像被レ寄二附山田一焉。慶長年中當國關ヶ原陣之砌、薩州島津中啓公於此所戰死。於二當寺一葬。廟碑儼然矣。其後寺僧中絕。在二一宇一而已。安永七丁未稔三輪氏觀善諸老矜欲レ爲轉法輪之道場一則應レ造二營伽藍一、法制安レ衆。從是法輪日昌。山門改レ觀雖然往古法器不レ備以爲闕云々

維時天明七丁未稔孟夏法制安居日

奉勅現妙應二十五世當山開闢圓宗妙覺誌

（一〇二）福存寺　眞宗東派　多良村大字上多良字堂ノ上

託念寺

本尊　阿彌陀佛

由緒　文祿二癸巳年本願寺第十二世敎如法子惠海創建。境内二百六十一坪。

正覺院

（一〇三）　託念寺　眞宗東派　多良村大字上多良字堂ノ上

本尊　陀彌陀佛

由緒　元和二丙辰本願寺第十三世宣如法子了專創建。境内四百十六坪。

（一〇四）　正覺院　近江國坂田郡上野村悉地院末眞言宗　多良村大字宮字羽ヶ原

本尊　地藏菩薩

由緒　當寺緣起不詳。弘仁六乙未年釋空海郁李山へ來り、一寺を建立し、正學院と號し、其後年々深雪にて諸事不便なるを以て、康和三年外谷へ移し、又文治四年五月奥の里へ移轉せしが、永祿元年二月五日出火に逢ひ、此時舊記錄悉く燒失せり。元祿三年五月領主高木新兵衞の命に依り、羽ヶ原隱丈寺境内へ引寺し、同殿へ區隔を立て安置す。夫より兩寺の名稱を唱へしが、明治維新の際合併して正覺院と號す。境内五百十九坪。

遍得寺

（一〇五）　遍得寺　眞宗東派　多良村大字西山字屋敷

本尊　阿彌陀如來

由緒　文祿三年東本願寺第十二世敎如法子立山創建。境内二百五十八坪。

（一〇六）感生寺　眞宗東派　多良村大字前ヶ瀬字貝戸

本尊　阿彌陀佛

由緒　寛文九己酉年本願寺第十四世琢如法弟善事創建。境内二百八十坪。

（一〇七）淨德寺　眞宗東派　多良村大字上原字海道

本尊　阿彌陀佛

由緒　當聖嶽山淨德寺記錄に曰く「抑當院濫觴の緣起は再度回祿に失却し、偶々反古の裏より纔に探り出すも蠹魚の傷害多く、依つて不分明なるものあり。只土地の古物語雜書及稍人口に膾炙するものにより照應して記せば、往古天台宗横川首楞嚴院の末、多羅山無染院清淨福德寺と號す。字猿ヶ井戸に在り、七堂伽藍そなはり莊嚴なりしが、中古法性院叡岳法師の時康安元乙亥年十二月晦日大地震にて堂宇大破す。修理未だ全からざるに、寛正元年二月大震災にかゝり（此年三月より六月迄降雨なし大旱）伽藍悉皆顚覆火災起り、寺門烏有に歸す。佛像經卷及古書類總て灰燼、漸く本尊十一面觀音菩薩の座像一軀（傳教大師の作とつたふ）他は石佛石題目五輪塔の存續するのみ。故に創設濫觴全く不詳。夫當山中興淨土眞宗本願寺末開基は無染院殿叡岳法印なり。法印は山城國宇治郡日野村音羽城主蒲生秀卿の家臣日野有馬助祐成の舍弟なり。寛正元年（年四十歳）無染院大災の頃不遇の身となり、數度の不幸にて身心依止を失ひ諸行無常の理を觀じ、道心深く動き、終に生國に歸り一心に觀念を凝す。其時幸にも眞宗八世蓮如法

主、宗義を弘通したまふ故、直ちに上人を訪ひ、時機相應の要旨を聽聞し、速かに弟子となり、常隨昵近に敎化を蒙ること若干年、其後師命に由て舊緣により多良鄕に歸來し、阿彌陀本願の趣味を隨緣の人に敎化せよと六字尊號の御染筆を頂き、一草庵を結ぶ。其旨師聖人へ言上す。御滿悅有りて直ちに阿彌陀尊像一軸御裏書を加へて許可す。人呼んで念佛堂ともいふ。（今に地名として殘れり）寬正六年叡山の僧本願寺を侮慢し、本堂爲に燒却せり。上人大災に罹りたまふと聞き悲歎に不絕。應仁の頃上京して所々上人を尋ねまはり、文明元年己丑大津にて拜謁をとげ、種々御物語の末御眞影を蒲生氏に托せんことを申す。上人聞召御快諾の上直ちに主家に申込む。上人五十五歲の御自畫御影を御形見として奉持して歸國す。天文二年四月細川晴元本願寺を攻む。第三世遊圓法師時に年二十六歲、直ちに大阪に赴き、戰地に參加し敵に當ること數度。永祿二己未年大和國三輪社人兄弟三人當地をたまはり入鄕す。三氏甚だ孝仁にして黎民の服從すること父子も雷ならず。又佛門に志厚く、由つて遊圓法師に歸依不斷常に敎化を受け、易行他力の進に進みて信仰深し。三氏第二世祐覺法師の時より計畫せる堂宇再建を援け土木を起さんとす。然るに敷地の選定決せず終に氏神に屬して現地上原に定む。永祿七年十月本堂庫裡書院總門悉く竣功す。元境內には一堂を建つ之を辻堂と呼べり。元龜元年大垣城主氏家ト全丹羽金吾を先頭とし、當地を攻め三輪氏遂に亡ぶ。此時丹羽氏當山を本陣とす。之に依て堂宇大に破壞す。當寺表門總楠を以て造らる。此時丹羽氏羨望の餘之を毀ち大垣に持歸り、城門と

なせり。慶長五年關ヶ原陣の節、關長門守舊緣により當寺に宿營して出陣す。慶長六年高木三家入鄉により貞友公當寺を菩提寺と定む。寛文五年九月二十二日梵鐘鑄造。延寶八年高木藤兵衞貞治公當境內一町四面、石高一石八升四合を免租除地とす。第十二世祐觀法師の時領主貞往公より阿彌陀如來の尊像を當寺に寄進せらる。傳に曰く此尊像は高木藤兵衞貞友公小田原合戰及朝鮮征伐のとき矢筒に藏め供奉せしものなりと。」明治十一年本堂再建。境內二千二十七坪。

（一〇八）龍淵寺　臨濟宗妙心寺派　時村大字下山字湯谷

本尊　釋迦如來

由緒　應永三十二乙巳年八月二十四日宗祖開山第二世授翁法子勒翁創建。享保元丙申夏六月生田如水作虎溪山記に「濃州土岐鄉屬二石津郡一。群山重疊與二勢江二州一隣也。東北高原有二蘭若一、號曰二虎溪山龍淵寺一。勒翁和尙（島山重泰之子雖武門之名士比壯出家鎌倉建長寺、及老來住于此云）開基卽入定圓寂之靈蹤也。如今壇頭所レ安之尊像所二以自彫刻一也。當時佛閣高起。僧房相列。門侶頗多。南自二阿下喜一（勢州員辨郡）北至二一之瀨一、緇素遍所二歸敬一也。然數世之後德衰祚薄、無下重二修之一者上、且數罹二煨燼一、遺文放失、惜矣哉事跡不詳不レ可二得而考一也、境內幽僻闊二于人家一。故慶長中移二一宇於山下一。今地星霜漸奮、或有レ無二人之住一焉者。茅茨蹇、葛藟擁レ戶。故殿欲二已荒敗也。可二太傷嗟一矣。寶永乙酉之歲牧田鄉寶聚院實參禪師、一日來遊。不レ忍レ視レ之、忽發二再造之志一、命二工匠一挽二良材一、經レ之營レ之。門人戮力不レ月堂成、高聳秀二于外一、莊壇粲二于

內、仲秋之日、禪師與二衆僧一俱整二供養之儀一。則老少雲集親踈霞詣。粤胸次豁然、禪心自在生焉。可レ謂下中二興當山一人上矣。(下略)寶永乙酉再造の堂宇亦年所を經るにつれ、荒廢に歸し才かにさゝやかなる茅堂のみとなりぬ。文化十三年正月北勢三重郡蔦野大龜山金剛寺隱居昆明和尙痛歎措く能はず堂宇を再建す。今の禪宇卽ち是なり。

傳へ曰く、經基八代の末流、立川右衞門大輔賴秀(當時五十六歲)といふもの足利義滿に仕へしが、明德三年九月二日山科合戰にて長男良賴(十八歲)次男賴包(十六歲)共に義滿に從ひて戰死す。妻亦明德元年に死せり是を以て賴秀無常を觀じ卯之助(五歲)を川地長兵衞に托し、諸國修業の志を起し、山城の居住を出で行脚して當寺に來る。里長曰く當院は虎溪山龍淵寺と號し、寺付高九十六石一斗三升、末庵七石九斗二升二合兩寺合百四石八斗二合、境內二段一畝十三步有り、希くば留まり住職たれと、賴秀之を諾し髮を剃りて秀禪と號すと。尙當寺卯之助に綸旨を納めし箱を附せしが今は行衞明かならずといふ。境內二百七坪。

（一〇九）　地藏寺　多良村大字三里本堂寺未臨濟宗妙心寺派　時村大字下山字湯屋

本尊　地藏佛

由緒　寺傳に當地藏尊は鎌倉時代に當里に安置したるものなりと雖も、其後退轉法燈滅し、堂宇荒廢に屬し、緣由開基不詳。元祿五年十月二十四日多良本堂寺住職大啓村民の願望をうけ、時の領

主高木藤兵衛同權之助に堂宇再興の義を願ひ、堂宇再建、先規により、地年貢諸役免許せらる。正德三年優林柱礎を改め再ひ造立す。本尊地藏佛は金色燦然、古色を存せり。境內八十四坪。

（一一〇）唯願寺　眞宗東派　時村大字下山字下

本尊　阿彌陀佛

由緒　往古天台宗大橋道場と稱し淨金を開基とす。其子明慶、聖人御影竝に證如上人御影を受け唯願寺と號す。其子明覺剛毅膂力人に過ぎ、能く拇指を以て貨幣を樹幹に壓入せりと傳ふ。蓮如上人御影願主にて元龜二年織田信長長嶋攻のとき教如上人の教書を受け、直ちに長嶋に赴き、信長の軍と戰ひ、七月十五日戰死す。明敬明喜をへて玄明のとき、寬文十三年正月二十三日洪鐘御免。其子明家のとき、御堂及庫裡を建設す。教如及一如の御影を拜受す。其子明點、門書院土藏を新設し、境內を擴張す。法然上人の御眞筆名躰不離の御影を尼露鷲院より寄進す。斯くて法燈繼承今日に及ぶ。境內千八百八坪。

【教如上人教書】

（一）急度染筆候、今度當寺既可相果之處、以予覺悟無異儀相踏候、然處雜賀左衞門御書竝以使節、當寺儀不可有馳走之旨、國々在々所々へ被仰越候、此條御供之輩、今度之無事被□行、剩信長へ以一味同心之內存候樣に申成、當家破滅の造意共是非共當寺相拘、慈尊三會之曉までも、聖人

の一流退轉なきやうにとの憶念、又者蓮如上人以來數代の本寺を此度法敵に可相渡事無念之條如此候、然者佛法再興たるべき時は、雜賀にも連々可有御納得候歟、此刻諸國門徒之輩、予一味同心にあひつゝき候樣に馳走候はゝ、聖人へ報謝乍併可爲滿足候、兼又今度直參に可被召候旨被仰出、或者望申輩有之由候、不可然候、又門徒を他の坊主に可被仰付之由候、縱思食寄候共、重而自是可申付之條、可得其意事肝要候、就中彌信心決定候て、佛恩報謝の稱名念佛油斷あるべからず候、猶佛法の一儀可有崇敬事肝要候、萬端賴入斗候、猶按察法橋可申候、空賢々々。

六月廿八日　　敎如

トキ　明覺門徒衆中、多良鄉惣中

（二）今度大坂抱樣之儀思立候處、予一味之儀、誠志之程難忘事候、就者以來まで別儀有間數之由、以誓詞申理此方へ不及案內、拔懸に恣の族有之由、中〳〵絕言語候、右之手筈は如何心得置候哉淺間敷覺候、自然入魂儀相調候共、其身上之儀、聊不可有機遣候、就中師弟共に信心決定候て今度之往生をとけらるべき事肝要候、此等之旨御法中へも可申傳其染筆候也、委曲按察法橋可申候、空賢。

二月二十三日　　敎如

トヤ　明覺

因みに大阪籠城のときは兵粮米等當寺より運送し、長島合戰の砌は明慶明覺及門徒十六名討死せりといふ。

【名體不離名號】

名體不離故果號書添畢

治承二戊戌年十一月十二日　　爲母妙海三十三年忌書之　　源　空

【當寺傳說】

時村唯願寺第二世明慶といふ法師、一日近江國瀨多の唐橋を過ぎんとす。其時橋上に容姿嬋妍たる妙齡の女あらはれ出で、いと耻かしげなる樣していふやう、願くば妾をして永く御身の側に侍らしめたまへかしと。明慶此時年弱冠いまだ獨身にておりしかば、左右なく之を諾なひ伴ひて寺に歸れり。さて寢食を共にし琴瑟相和すること三年にして其女懷妊せり。臨月に至り女のいふやう妾ことおなさけの胤を宿し、今日は陣痛も甚しければ産期迫れりと思ゆ、妾これより一七日の間産屋にとぢこもり兒をうみて後部屋より出づべければ、其間はゆめ〳〵のぞきたまふ事なかれと、堅く言ひて産屋に入りぬ。とめらるゝほど見たきは人情なり。明慶或る日唐紙の引手の破れより私かに室内を窺きたるに、昨日までの嬋麗なる女はいと世にも恐ろしき巨蛇と化し、室内一面に蟠まり、炎の如き舌を出し喘ぎければ、明慶はうち見るより腰もぬけんばかりに驚きけれども、悟られんことを恨れ、何氣なく立ち去り、家人にも更に口を噤みて語らず、二三日を過ぎぬ。さて其女一男兒を産みて産室より出で、明慶にいふやう妾御身にいと耻かしき姿を見られたれば、

名殘惜しくも今日よりは此寺にとゞまりがたしとて潸々として涕泣せり。明慶曰く余過ぐる日前約を食みてかいまみしは誤れり。然れども御身の蛇身なることは我より外に知る人なし。今御身此の乳兒を捨てゝ此寺をさりなば此兒たゞちに死することゝ疑なし、忍びて逗るべしといひしに、妾はじめて此寺に來りし時、糸に繋きし榧の實を携へ來り、之を後園に蒔けり。其實甘くして且澁もなし、此實を採りて磨りつぶして乳となし飲ませたまふべし。尚三年を過ぎなば彼の唐橋の上に訪ひたまへと言ひ捨て、境内なる井戸に飛び入り姿はかくれけり。滿三年をへて明慶唐橋に行きけるに、先の女忽然として現はれよくこそ來りたまへり。此處に小さき一の俵あり、其側面を打てば黄白心のまゝに俵の中より出づべし、併し如何なる事情ありとも俵の底部を叩きたまふことなかれと。明慶喜びて携へ寺に歸り、其黄白にて物を贖なひ乳兒を養育せり。明慶一日あやまりて其俵の底を叩きたれば、それより黄白出づることなしとぞ。周圍一丈二三尺の巨大なる榧樹今猶當寺境内にあり。其實の上部に針程の穴ありて世の榧の實と異なりて澁もなし、土俗之を唯願寺の無澁榧とて歎稱せりと。編者昨年唯願寺に遊び老母より右の傳説を聞き又其榧實を見るに糸をつなぎたるが如き細き穴ありき。

（一一二）正光寺　眞宗本願寺派、　時村大字下山字山上

本尊　阿彌陀佛

由緒　當寺初め多良村大字奥に在りて、正光坊と稱せしが、嘉永六年三月堂宇を現地に移し、坊號を改め、晴明山正光寺と改稱す。境内に晴明の禱石とて、長六尺幅高各二尺四五寸の石あり、繞らすに竹柵を以てす。傳へ曰ふ一條天皇の御宇、正暦年中陰陽博士安部晴明養老の靈泉を見んとて當國に來り、兼て深山を分けて當地に入り、猛獸毒蛇を退治し、土民の災害を救はんとて、天神地祇に祈誓せらる。此時此巨石より河向ひの小丘の石に對し祈願せられければ、それより猛獸退き、毒蛇去り、里民欣ぶこと限なし。晴明卒去するや、村人其恩を思ひ、其靈を祀りて晴明神社をたつ。其後一堂宇を創立し阿彌陀佛の尊像を安置す。之卽ち正光寺なりと。境内百七十五坪。

（一一二）　圓光寺　眞宗本願寺派　時村大字打上

本尊　阿彌陀佛

由緒　天正四年本願寺第十一世顯如法子明了創建。境内二百九十七坪。

（一一三）　了覺寺　眞宗東派　時村打上字打上

本尊　阿彌陀佛

由緒　創立年紀不詳。本願寺第九世實如法子正運開基境内四百二十四坪（寺院創建年代表に誤有り修正）

（一一四）　明覺寺　眞宗東派　時村大字上字中組

本尊　阿彌陀佛立像

藏林寺

由緒　寛正六乙酉年當村字岡山の麓に創建す。開基實誠坊道水。天正十九年住僧永玄、現地に移轉す。當寺過去帳中所々に天明七年大饑饉の節、餓死者の名を散見し當年悲慘の情態を追想せしむ。境内七百八十二坪。

（一二五）　藏林寺　眞宗東派　時村大字時山字西屋敷

東尊　阿彌陀佛

由緒　傳へ曰ふ、當寺開基は元龜二年石山合戰のとき、近江國神崎郡山上村大字佐目法藏寺の僧某、亂を遁れて時山に來り助命を請ふ。里人乃ち南谷に小屋を築き隱所とせり。今に其地を小屋谷と稱す。此僧始めて藏林寺を開きしなるべしと。往古眞言宗なりしが、嘉永二年十一月十八日大谷派本願寺に轉宗し、東谷山藏林寺と稱す。當寺境内は在昔地藏尊の安置ありし古跡にして、土俗は東谷地藏屋敷とも稱す。境内百五十九坪。

廣榮寺

（一二六）　廣榮寺　眞宗東派　時村大字時山字東屋敷

本尊　阿彌陀佛（行基菩薩の作と傳ふ）

由緒　延德元年四月大乘坊一壽當地に來り、天台宗の一寺を創建す。寛文年中眞宗大谷派に轉じ、弘化二年寺號を廣榮寺と稱す。當寺は延德元年堂宇を創建し、文政八年類燒、嘉永二年再建、明治二十四年再び類燒し、現在の堂宇は其後の再建にかゝるものなり。如此再三火難に逢ひしにより古

記錄等燒失して緣由詳かならず。境內百七十四坪。

（一一七）慈眼寺　牧田村寶聚院末臨濟宗妙心寺派　時村大字堂ノ上字岡

本尊　觀世音菩薩

由緒　惠日山慈眼寺は往古七堂伽藍の古寺なりしが、中古野火の爲に一炬に付せられ、境內唯一株の老檜を殘すのみにて創立開基詳かならず。或曰く當寺開基は攝津國鳴尾觀音寺主晤禪にて往昔は觀音寺末寺なりしと。元祿年中鄉人三輪六右衞門深く佛乘に志念し、舍宅を捨て佛場に詣で、或は法筵に陪し、四國西國の聖迹順歷せざる所なし。正德元年十一月當地に一堂舍を再建し、彼の曩に燒殘りし老檜の根株を取りて久しく水に漬し、日に晒して、京都に至り佛工に命じて、本尊觀世音菩薩を彫刻し、之を殿內に奉安す。時の領主高木藤兵衞貞次彼の菩薩の靈感著しきを聞きて厚く修理を加へ、遂に夫婦及先祖位牌を納む。六左衞門、牧田村寶聚院の弟子となり、戒名を安立と號す。安立一日無常を觀じ棺を求めて入定せんとす。領主之を聽さず。明年六月に至り漸く減食し同月二十四日入寂す。境內百四十二坪。

（一一八）本誓寺　眞宗本願寺派　時村大字細野

本尊　阿彌陀佛

由緒　創建年紀不詳。本願寺第八世蓮如法子西淨開基。境內三百十三坪。

第十四章　文學

第一節　總說

奈良時代

從古人之言來流老人之變若云水曾名爾負瀧之瀨
田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾

此の歌は奈良朝天平十二年十一月二十六日第四十五代聖武帝養老に行幸の砌、供奉の歌人大伴宿禰東人竝大伴宿禰家持の詠みたる歌にて收めて萬葉集に在り。然れども當時當地方の人民は一般に文學趣味猶幼稚にして、二歌聖に私淑し文學に志せしものあるを聞かず。平安朝を經て鎌倉時代に入り漸く簡單なる漢文にて書きたるものあり。

鎌倉時代

如法經施女主藤原氏文治五年正月（多藝村多岐神社如法經碑銘）
領主慶覺同心多良鄉緇素貴賤文治五年十月十四日（多良村觀音寺經塚碑銘）

足利時代

足利時代に入り東福寺の徹書記多藝村大墳莊福寺に配流の身となり、朝に夕に和歌を無双の友として心を慰めし事約一年なりしも、惜いかな歌學に志ざせしものあるを聞かず。然れども此時代には不充分ながら、候文體のものを書くを得るに至りしは牧田村寶聚院の文正元年の證文にて大凡知る

事を得べし。德川時代に至り文學盛なるに及び名主、庄屋、年寄、五人組頭等僧侶につき四書五經の素讀を學び、同時代の末葉には三五知名の學者を出せり。明治時代となり是等學者につき漢學、國語、詩文、和歌等を學びたるもの少からず。左に節をかへて郡内文學者の略傳を叙すべし。

第二節　文學者

一、田中道麿

田中道麿は萬葉集の專攻者として知られたる學者なり。享保八年廣幡村大字飯木字居村三百九十八番地に生る。幼名茂七、後庄兵衞と改め、又生地に因みて榛木翁と稱し、薙髪して道麿又は道全と號せり。道麿幼にして學を好む。然れども田舍にては就きて學ぶべき師なきをうれへ、近江國土山に至り、轎夫となり、常に良師を求む。一日旅人を舁きて彦根の城下に至り、大菅中養夫といふ學者あることを聞き、就きて之に學び、業就りて飯木に歸り、再び鄉貫を出で、當時の國學者賀茂眞淵翁につき、只管萬葉集の研究に力を致せしが、師を失ひて後安永九年本居宣長の門に入りて萬葉集の研究を深くし、撰集萬葉抄、萬葉名所歌集、萬葉東語栞、萬葉類句歌抄、萬葉集答問書等の著述を爲し、後名古屋にて古學の鼓吹に力を盡し、門人三百餘人に及べり。同地に國文學の勃興せしは道麿の力與りて大なりといふべし。天明四年十月四日名古屋にて卒す。年六十一歲。鈴屋集六に本居宣長田中

道麿を叙して

田中の道麿といふ人ありけり、尾張のあゆちのこふりの名兒屋の里に、めこなともたずて、たゞひとり住けり、はりの木の翁ともいひけり、美濃國多藝郡の榛ノ木の人になん有ける、さてなんはりの木の翁とはいひける、若かゝりける時より、いにしへ學ひにこゝろざしいと深かりけるを、年まねくいそしみけるまゝに、ふることのことのこゝろをいとよくあきらめ知てなん有ける、かの名古屋の里に名高くてしたかひ學ふともがらいと多かりけり、かの里にいにしへ學びのおこりけることは、專ら此翁のいさをになん有ける、此翁年ころこゝにかきかよはし折々は自らも來とふらひて、なほいふせきくま〳〵とひきゝつゝ、よはひおくれたるおのれをしも、親のこと思ひ頼みてなん有ける、年はむそちに一つあまれる、もゝとせは猶はるけしとゆたに思ひてありける物を、こぞの春よりみやまひして、夏秋もうちはへおこたらずて、神無月のついたちころなん、しぐれの空の雲のまこひにはかなく過きいにける、(中略)かくいふはかの翁がうせにしまたの年の天明の五とせといふしはすのついたち。

道麿の子を杢右衞門といふ。十八歳の時父に別る。其子嘉藏四十九歳にて歿す。其子庄藏、其子嘉七、嘉七八十九歳にて死す。其子金彌、鄕里を出で他鄕に流浪し、今は名古居に住せりといふ(飯木の道麿宅地は其面積二畝二十四歩あり。同地村瀬義一氏の所有となれり)

道麿、宣長の門に入るや、師より年長ずること、六歳なりしかば宣長、道麿を遇するに友人の道を以てし、其歿するや、之を悲みて措かず。「告田中道麿之靈詞」を作りて其の功績を歎稱せり。後、門人名古屋靈岳院に道麿の碑をたつるに及び、宣長左の二歌をよみて石に刻せしむ。

伎々弖伎弖美牟比登斯奴辨波理能紀
能多那訶能袁遲賀伊幣杼許呂許禮

波斯祁夜斯美濃能久邇毘登波理能紀能
（ハシケヤシミヌノクニヒトハリノキノ）
遠遲賀迦多美能波理能紀阿勢遠
（テヂガカタミノハリノキアセヲ）

此碑先年迄靈岳院境内に在りしが、故ありて之を他に移せし、今其所在明かならずとぞ。翁生時屢々鄉里飯木に來りしかば、近鄉高田町には其門人となり、國學に志せるものありき。翁より高田町柏淵藤左衞門につかはしたる手紙に

先頃名酒二坪飯木にて封切り兩夜たのしみ人もよろこばせ候。扨々うまかりし事忘れがたく、かたじけなしと玄龜公へ御禮御傳へ奉願候、源氏圖話寫させ可仕候、九月三日名古屋出立、三日四日と木田泊、五日ゟ十二日迄津島にあり、十二日飯木泊十三日紙キ公に止宿、廿三日に晝頃嶋田を出で島田へより此日飯木に至り廿四日庄左衞門の家内不殘祭行の留守中のかり、此日留守受取ながらに養老寺と正慶寺へ見廻り、雨にふられつゝ七つ頃飯木に歸り、翌日出立せんとする所に大雨其翌日飯木を立つて（中略）十月四日にまことの歸宅は仕れり。ルスに松坂より書狀來り居り、かのあさましやけを、のり長、やしまぐにひゞきとよもすかぐつちの神のあらばひかしこきろかも」とよみたりとて見せ申候、カグツチハ火ノ神、おのれも其節よみし事ありしを、さのみ人にも見せずありしに、のり長におどろかされて今なん申す。「なるのごと、なる神のごと日ならべてつちもとどろにゆするやなぞ」「人皆のおどろく斗りとゞろくはおくつみとしのよろしけんとか」カグツミトシは五穀といふ事祝詞考に有り、忠臣人物御座候ゆゑりと御讀の上使に御かへし可被下候、かへす〳〵ごなた樣へも厚く御傳へ申し可被下候空かしこ云々。又

飯木庄左衞門被參候に付一筆啓上仕候獺御安康御座遊はれ奉珍重候、誠に先々月ははゝき木の卷御かし被下慥に恩借仕候、其後以書中御禮可申候處可然幸便を得ず失禮仕候、右都合十四卷は一兩へんもよく昧ひ申候近き內よろしき幸便候、はゞ返上仕度奉存候、飯木ゟもし足下へ此義に付おとづれ候はゞ右のつぎ御かし被下度候、近き內飯木ゟ此方へ參る人もあるはずの樣子も御座候、別紙万葉のかたはしあらまかながら、ふと存付書しるし入御覽候、甚以多罪の至、世にいふとはずがたりにおはしまし

候へ共、御心安く奉存候其一章書しるし差上參候、万葉考ならば憚ながら古言にてしるしたるものに候へば、定めていまだ御よみなされぬ所々も可有御座奉察候、をこがましく候へ共よほど承り置候故、十二六七は相よみ、万葉考を見る事唯雲霧拂つて日月を見んが如く、扨々悦入申候、万葉考の序に出たる揖取魚彦はしもつふさの國の人、眞淵門人のれき〳〵のよし承候、此人の述作に古言梯と申物御座候、これはかなつかひをしるしたるものにおはしまし候、求めて御覽可成候へかしと奉存候、其序のくさ〴〵の考と申内に、コトバチトクコトと申條に曰く、古き言は五十音をよく知らでは、さくべきよしなしと相見え候は、足下は得心被成候哉、いか樣此義はあまた人も知りたる事ながら、此五十の音を誠にくはしく知れる人は、まれなる物に御座候、拙者などは此事に數十年くるしみ申候處、やうやく此の四月上旬にはじめて其のまことの所を知り申候、ぶしつけなることに候へ共、万葉考の中に、所々何何の約メ略キの事御とく心參候哉、もし万一いまだ御得心なく候はゞ其内其あらまし書つけて入御覽可申候間、幸便に御しらせ被遊候、たとへば「かたまもよ、みかたまもち、ふぐしもよみふぐしもち」といふ歌の内に、ナノレをのぶればナノラセと成を其ラセをのべてサネといふ也とあるたぐひの事也、右をいまだ御得心あるまいと申さは甚だ無禮〳〵しかるを御心安く存じ奉申上候、右此愚狀相認候時にあたりて酒一つたべ候節にて愚狀の文言も後やさき、右たよりは急也、惡筆粗筆にてよみがたき言多かれば、推讀可被下候、扨御家内樣へも以愚札申上度候へ共、たより急故はぶき參候御序に宜しく奉存候恐々謹言

八月十一日　　田中庄兵衛

柏淵藤左衛門樣

翁性極めて素朴を好み、身常に粗服を纏へり。或日萬葉集の講師として、伊賀の領主より聘せられし事あり。翁行きて將に門に入らんとする時、下僕等あやまりて乞食と思ひ、之を下部屋に幽し、道を掃き庭を清む。翁、下部屋より之を見てたが爲に掃洒すと。下僕曰く榛木翁田中道麿先生をまつなり、汝等乞食の敢て知る所にあらずと。翁曰く、吾れこそは其まちたまふ道麿なりといはれければ、

下僕等あやしみて其由家老に告ぐ。家老亦半信半疑にて翁を座敷に通し、萬葉集の講義をきゝしに其所說甚だ明晰、更に澁滯するところなし、人々始めて其道應なることを知り、さきの不禮を陳謝したるに、翁平然として知らざるものゝ如くなりしと。此の逸話は今猶里人の間に傳へらる。

二、高橋千里

笠郷村栗笠の人なり文を學び書を能くし、近郷の子弟を敎授す。養老寺境内に碑あり銘に曰く

高橋次兵衞、名千里、字士驥、雲華堂其號、濃州多藝郡栗笠人也、博綜衆藝、最精尊圓親王書法、又善謠曲、就而受業者凡數百人、安永四年乙未八月十九日歿、歿後七年門人胥議立碑、請余銘之、余嘉其敬師之厚至今不衰、乃作銘曰藝之有六、書居其一、前言往行因字以述、士驥篤好手不釋筆、取法名家、遒美俊逸弟子追慕不忘其師、同志戮力、爰樹翠碑、求銘於余、余亦何辭、勒之在石不朽可知。天明元年辛丑秋八月　尾張岡田挺之

三、樋口大治

氏は高田町字押越の人なり。幼名を喜四郎と稱す。御家流の書を能くす。近郷呼んで樋口流と稱し就きて學ぶもの多し。天明六年丙午四月十日七十歳にて歿す。養老寺境内養老瀑泉詩歌碑は氏の建設にかゝれり。銘に曰く

養老瀑泉詩歌碑　　濃之藝縣押越村道順謹銘

粤有山翁貧嗜酒、常思縱醉一厭然、婦營紡績供衣食、子務樵蘇要酒錢、貞節絕倫驚上世、孝誠出類感旻天、夢中鷲卵化金玉、巖下神靈涌醴泉、日々把盃懷已足、時時浴躰病全痊、從容共嘯舊棲月、返少遂成陸地仙、皇帝幸臨稱瑞物、國家大赦改元年、示來養老流無盡、水性及今施德全。

聞人や　袖ぬらすらん　たらちねの　老を養ふ　瀧のむかしを
なる神の音かと聞けば多度山の雪にとゝろくたきつ岩なみ

元文丙辰夷則上浣

四、柏淵才藏

高田町高田の人なり。寶暦九年正月十五日を以て生る。諱は時憲、字は聖鄕貫齋と號す。天性恭儉淳朴衣食を節して窮民を賑恤す。家政の餘暇文を修め、武を講じ、鄕里の子弟就きて經史を學ぶもの多し。晩年詩歌書畫に趣味をもち、天保二年十一月十六日を以て歿す。行年七十三歲。

五、柏淵藤左衞門

高田町高田の人なり。字を士憲といひ、號を松庵と稱す。本居宣長及田中道麿に師事し、國語及和歌を學ぶ。故に二師屢々松坂及名古屋より來り、留ること數日、家族亦敎へをきゝ和歌に志すものもありき。文化年中卒す。

新年御慶書悉拜見候、先以愈御安全御重歲被成候條目出度奉存候、愚老無事致加年候乍慮外御安心可被下候、然は爲御祝儀金百疋名産の乾柿一箱御贈惠不相替每々御懇情之至不淺忝致拜受候、先は右御禮答爲可得貴意如斯御座候尙期後信早々恐惶謹言

柏淵才藏

柏淵藤左衞門

二月十日　　宣長

柏淵藤左衞門殿

一筆啓上致候漸薄暑趣候節、愈御安全御座被成候哉承度奉存候、愚老無事罷在候乍慮外御安意可被下候、誠に先達而は御令息御參宮被成御尋被下久々にて得貴意致大慶候、其節被仰置候認物二品此節相認候に付差進申候、御落手可被下候、先は右得貴意度如此御座候、尚期後信取込罷在早々恐惶謹言。

四月二十五日　　宣長

柏淵藤左衞門樣

尚々御令息へも宜しく被仰達被下度奉願上候

本居宣長扇之歌

柏淵主養老瀧乃水をうちて造られたるあふきに歌よめとあれば

よみておくれり

田跡川乃　水のゆかりを　たづねきて　あふぎにやどる　瀧の下風

六、惠廣法師

法師は明和元年九月二十八日高田町高田景陽寺に生れ、同寺第八世の住職となる。字を無涯、蟄龍又は崇信庵と稱す。幼にして頴悟強記七歳にしてよく三部經を暗誦せりといふ。十四歳の時京に上り公岩といふ學者に師事し、專ら老莊及易學を修む。公岩歿するや慨然として歎じて曰く、嗚呼吾學德兼備の良師を失へり。天下廣しと雖も亦吾師と賴むべきものなしと。遂に鄉里に歸る。時に年七十八歳なりき。嘗て病床に在りて古往今來を回想し大悟して曰く、噫余書を手にすること爰に

七十年、回顧すれば只驕慢虚名の愚を學びしのみと。爾後更に文書をみず。天保十四年二月二十八日八十歳にて念佛中に歿す。辭世の詩に

嗔烟愛濤日々頻。一心尋道不迷津。今朝百歩將行盡。眞到西方寶岸濱。

七、柏淵蛙亭

蛙亭は高田町高田の人なり。天明五年四月十五日を以て生る。名は嘉一、通稱藤太夫、蛙亭は其號にして、別號を修齋と稱す。幼時より北山幽桂翁及馬淵嵐山、泰滄浪等に師事し、詩文を學ぶ。千秋笙峰、日比野草川等々白鷗社の社員となり、大垣に集り詩を作り文を講せり。氏又小原君雄、鬼島廣蔭に就き國籍を研究し、學和漢をかね殊に古詩に長せり。天保六年七月二十五日病を以て歿す。享年五十一歳。氏嘗て養老山の溪蛙を愛し賦して曰く

啼レ花鶯兮栖レ水蛙。絶妙好辭古嘗誇。鶯則其調高以巧。禽中何物更有レ加。蛙也何爲可レ得レ匹。聒々吾常厭二其譁一。鶯蛙竝稱殊可レ怪。古人之言似レ有レ差。杖策偶遊老泉澳。忽聽溪蛙驚二舌妙一。坐疑羽客弄二仙笙一。或似幽人發二清嘯一。始知古人言信然。唯鶯可三以稱二同調一。捕來放二之我池汀一。清風朗月澄レ耳聽。孔蛙之後誰能愛。東方只有二一蛙亭一。笑以田蛙當二鼓吹一。不知妙韻有二寧馨一。溪蛙田蛙種不レ別。何由其聲太殊絶。水土之性不二相同一。從二其清濁一見二優劣一。微々小蟲有二如斯一。伊人也復不レ可レ湟。詞人苟欲二其言高一。處已必要レ居二清潔一。

八、日比野草川

草川は高田町高田の人なり。字は士刀、通稱孔武と呼べり。金草川の涯に居するを以てまた草川と號す。笙峰、蛙亭と共に白鷗社の社人となり、詩想豐富を以て稱せらる。草川の父を鶴翁といふ、南蘋派の畫家として一家を爲せり。

九、七里不着翁

笠郷村下笠の人なり。天明元年を以て生る。幼名豐次郎父を彌太郎と稱す。性溫厚篤實能く父母に事へ、嬉戲常人に異なり、幼時より學に志し、經書を耽讀し、傍ら俳句和歌を嗜み、兼ねて宗教を修む。翁、京都に在るや雲華院大含禪師と親交す。禪師、翁に「打ちいてゝむかへは高し大日枝や小日枝をかけて時雨しにけり」てふ和歌をかきてあたへたることあり。九條關白尚忠卿、別殿の普請にあたり、翁殊に丹誠を極めたりしかば尚忠卿懷紙に「世にまれの齡にあまる八十年へて老せぬかけの榮とも見ん」とかきてたまはれり。翁の作歌

世の中にあふがれつるもまことてふひとつの要あればなりけり
はくとまた あとからあとへ 落葉かな

一〇、桑原彌右衞門諸次

文化四年笠郷村大野澁谷家に生る。九歳のとき一之瀬村桑原應助諸芳に養はる。雅號集虛齋右麥

と稱し、一笑庵は其別號なり。壯にして俳人左坊に從ひ斯道に入り、獅子門十四世の道統となり、安政三年病歿す。氏天資剛毅濶達烱眼人を射るの風丰あり。俳名遠く肥前國に及び、氏の門を叩くものすくなからず。二十五歳の頃宗匠代理として東濃に遊杖す。人其若きを輕侮し、難句を題して之を次がしめんとす。歸途草鞋を穿たんとするに際し「夏かけて木曾の花見の笠待たん」といひしに氏直ちに「かすまぬ約をこゝに掛橋」と次ぎ悠然として去れり。題者其當意卽妙なるを嘆賞せりといふ。秀逸として自ら認めたる句あり

咲く中を構はぬ梅の若枝かな
白雲に涼しき月の出しほかな
覓洩るや秋の夜にそふ音しづか
曉や霜ふむ馬の　くつの音

安政三年六月十六日病革まるに臨み、二男磯之進を呼び辭世の句を書かしむ。

秋近く稍をかこつわかれかな

一一、千　秋　笙　峯

享和元年正月三日高田町高田に生る。諱は棟參字は生萬、幼名春二郎笙峯は其號にて、通稱庄六郎と稱す。同町本立院に碑あり。銘に曰く「君多技能二讀書一作レ詩、與二梁川星巖及村瀨藤城諸子一尤親善、因名二其社一曰二白鷗一、一時喧傳、爲至有下製二社讌圖一者上、君又好二國學一慕二本居宣長一、爲人一、又

妙心畫師二武登々庵一、傍嗜二茶技一風流自喜、尤好二遠遊一暇則千里裹レ糧、東探二金華松島之勝一、又遊二山陽山陰一、欲三西窮二薩隅一而末レ果云々。」明治六年八月十九日家に歿す。享年七十三。千秋氏藏する所の白鷗社讌圖は上段に讃を書し下段に社員畫像を筆せり。其讃左の如し。

馬細香要二雲林山人一、製二白鷗社集會圖一。圖成。又徵レ余記レ之。蓋竪幅、森列十有一人、居レ右者六人。其服古朴、其貌溫偉、左顧而言、如下有レ所二計畫一、將上申二約束一者、爲二菅太古一。風神瀟洒肆然而坐、髮黑如レ漆、双眸燭レ人、而如レ與二太古一相應答上者爲二梁伯兎一。長面而皙、簡靜如レ無レ競者、爲二服生萬一。頎而豐、在二人背後一、如下有レ所二窺觀一者上、且喜揚レ眉者、爲二家士玉一。疎眉朗目反レ膺高視、如下雖二和同一而無中阿附上者、爲二石子周一。右二硯墨一前二書冊一、手容太恭、如二諄々而談一者、爲二源士錦一。與二士錦一對者二人。昂レ首而言、如二相詰問一者、爲二澤愼父一。左袖拄レ頤、右手與二左肱一支持、立二摺扇于膝上一、如二傾聽尋思一者、爲二日士刀一。開レ卷注レ目、拳手打レ膝、如レ有レ所二發悟一者、爲二栢純甫一。並二士錦一少遠而坐者兩女子。不レ裝二珠翠一而有二天然丰韻一者、爲二梁氏室張月華一。爲二女學士馬細香一。而細香較清瘦矣。細香求二此圖一要三極肖二其形一。而山人亦爲レ之、苦レ思盡レ心。太古而下七人、皆袴摺短掛、唯子周不二袴摺一、伯兎被二道衣一、亦各描二寫本色一也。雖レ然至十有一人之腹笥富、有下口如二懸河一文思上、詩情如レ江、如レ海者、則安悉レ之乎。山人之筆哉。山人之筆不レ能レ悉者、吾文亦不レ能レ記也。

文政六年歳在癸未暮春之初　源綱士錦　譔

此圖余在二本國一時麻谷山人所二寫記一、卽藤城山人所レ製、茲年壬戌十一月服生萬再模來、乞二余代一二書此記一。余辭以二書拙一、噫圖中人多逝、所レ存者惟服生萬與レ余耳、故乞レ余云。余不レ辭錄レ之、藤城山人與二余夫子一曾所レ友者、余書拙亦必甘二受之一。　張氏景婉拜手

編者曰く讀中、馬細香は江馬細香、菅太古は柴山老山、梁伯兎は梁川星巖、服生萬は千秋筌峯、家士玉は筌圃、石子周は東堤、源子錦は村瀨藤城、澤愼父は樵歌、日士刀は日比野草川、柏純甫は柏淵蛙亭、張月華は紅蘭の事なり。

笙峯詩藻の一二を記せば左の如し。

觀芳野花

春色扶桑第一山。芒鞋初踏碧雲端。吟行十里花如雪。陣々香風吹不寒。

題白畫山水

燈火照殘夜。恍遊邱壑間。醒來窓已白。起寫夢中山。

夏夜同藤城、蛙亭、草川、江月遊南堤卽事

微醉尋詩步月行。綠楊城下有橋橫。無風亦覺些涼在。遠笛聲和流水聲。

夢

春の夜の　夢なかりせはもろこしの　梅さく嶺をわけて見ましや

對話言志

いさわれもかくれてすまんくもりなき月も山路に入るを思へは

一二、琴　樵

琴樵は享和元年十二月二十二日時村大字打上に生る。幼にして穎悟長して近江國明德寺住職惟川に就きて經史百家の書を讀破し、好んで文を屬し、道を悠久に傳んとす。日常見聞思惟する處必ず之を錄し十數冊に上る。明治二十三年三月十八日病歿す。

述　懷

孤清是不獨善倫。一擧何人與世醇。屈子無涯千歲恨。悠々行路奈風塵。

養老瀑布を見て

飛鳥の通ひもやらぬ山の端に誰が懸け置きし瀧の白糸

了覺寺境内に碑あり銘に曰く

師諱琴樵木下氏號冷笑、本寺十五世主也。生於享和元年辛酉十二月廿二日、考諱寬靜、妣某氏、師其第七子也、幼受父敎、長從湖北惟川翁而學、後承寺務宣法化、無幾護寺務男諦道、專修儒學、文政中遊江戸、寓目黑村、敎授生徒、後歸鄉、下惟敎授從學者漸益進、自伊勢近江來學者頗多、天保年間遊浪華、又遊京師、伺候小野隨心院、且蒙宗祖之眞作玉日君靈像守護、賜心淨院智馨矣、明治之初轉寓洛外岡崎、辱辨事千種少將之知、每侍講筵時陳意見有所裨補、居常講天理人道以明大義不肯售技以求名利、二十三年三月十八日病歿、享年九十、葬於先塋之次、法號日善海、配堀氏

舉七男二女先、歿而男女亦多夭、諦道亦復早世乃養法城爲嗣、配末女裔今茲法城師持狀來、乞余文、乃據、狀銓次之、且爲之銘曰

鴻業烈々、英名芬々、逸才兼人、學術拔群、文藝傳古、博冠洲郡。

一三、百々櫟園

高田町高田の人にて維幹と號す。百歳翁(壽山)の孫なり。武元登々庵の高弟にて、曾て祖父壽山に隨ひ、尾州侯に至り、御前揮毫を爲して賞せられし事あり。遺墨少からず。

一四、村上杏園

杏園は滋賀縣神崎郡金堂村に生る。幼時より母堂の嚴格なる敎養を受け、十八歳にして日吉村橋爪村上喜内の養子となり、醫を業とし傍ら鄉黨を敎ふ。明治五年十月二十五日歿す、享年六十七。男三人長讓甫家業を嗣ぐ。次綾五郎夭折す。次照道薙髪して僧となる。明治三十年門人及有志相謀り碑を建て銘を錄す。銘に曰く

先生名主計號二杏園一伊藤氏、生二於近江國神崎郡金堂村一、父傳左衞門儒家有二道德一、祖父唯次爲二伊井侯藩臣一、先生少遊二西京一、修二漢學醫術一、後來二美濃國多藝郡橋爪一、爲二村上喜内養子一、先生天資慈仁博愛レ人、家號二博濟堂一、常業レ醫、又傍集二子弟一敎授、醫道繁昌、德化大行、領主戸田侯賞二其醫術德行一賜以二苗字一、當時藩政不レ許二平民冒一苗字一、先生特受二此賜一鄉黨以爲レ榮。云々

伊藤逸衞

三輪健助

佐野安兵衞

耕月庵白水

辭世の句に

生涯をつかひはたして年明にしきせはかれてはたかてそ行く

一五、伊藤逸衞

高田町高田の人なり。和歌を本居春庭、鬼島廣蔭につきて學ぶ。維新後多藝上石津郡の僧侶の乞をいれて古書を講ず。二十餘歳の時京都靑蓮院宮に仕へ祐筆となれり。明治二十三年二月二十八日歿す。享年八十二歳。

一六、三輪健助

多良村大字上多良の人なり。京都の書家栗田某に就き書道を研究し、日比敎道につき漢籍を學ぶ。性俳句を嗜み、戸倉耕月庵及美江寺魯正庵等と交友淺からず。同地三里本堂寺門前芭蕉碑は氏の記する所なり。文久二年齡三十一歳にて歿す。

一七、佐野安兵衞

多良村猪之尻の人なり。少壯の頃高木大內藏に仕へ、祐筆役を勤む。性和歌俳句を好み、俳名を友鳶と號せり。文久三年七月年五十六歳にて死す。

一八、耕月庵白水

廣幡村大跡の産なり。戸倉六之丞と稱す。四十歳の頃家督を嗣子竹圃に讓り、專ら文墨に親めり。

嘉永七年蕉門十四世の道統を繼ぐ。明治四年二月十六日病を以て卒す。享年六十一。養老寺境内に碑あり。文に曰く

家君諱近祐、號二耕月庵一、善治二家產一、餘力喜二俳諧一而師二事於遲樂魯松二宗匠一、遂繼二芭蕉翁末流十四世之統一焉。少就二日比野鶴翁一學レ畫。又好二習字一、嘗得二猩々翁筆蹟一而什襲焉。明治四年辛未二月十六日病歿。享年六十。家世住二養老山下大跡村一、與二瀑泉一相對。因折二泉字一別號二白水一。子性風流瀟洒、愛吟客。于花于レ雪于二風月一、日携レ酒往遊以寄二興懷一焉。嘗欲三自句碑於二山中一而不レ果、臨レ終屬レ忱以二此事一。今茲謀二多藝社中某等一、卜二養老寺境內蕉翁古碑之側一營築焉。卽所下以奉二遺命一且招中靈於此上也。明治十年丁丑冬月不肖戶倉忱謹識。

安政の初桑津義仲寺蕉翁の墓に詣で東花坊碑の荒廢せるを慨き、自ら資を投じて修理し

降り初めし峯を忘れず殘る雪

の自句を刻して去る。白水人を遇する情誼甚厚、交友極めて多く、別舍に食客二三常に絕えず。北越防長の詩客にて一年有餘の滯留珍しとせざりきとぞ。著書句集未だ上梓せず、有喜久佐集一卷あり。此他蘭の加保理、道の誠、墨直集等の遺稿存す。

一九、柏淵靜夫

靜夫は蛙亭の子なり。文化十年十月二十八日を以て生る。名は重寧字は士安、樅園は其號にて靜

夫は其通稱なり。幼時より皇漢兩籍を研鑽し、敬神の念殊に篤く、近鄕其門に遊ぶの士數百に及べり。明治二十五年七月二十日病を以て歿す。享年八十、遺書に和歌集東遊日記等あり。依田百川の墓碣銘に

美濃國多藝郡養老山下高田有二謙恭純篤君子一、曰柏淵氏名重寧字士安、父祖三世以二德行文藝一著。君初名勇太郎、後改二稱靜夫一。幼穎悟好レ學、夙受二家訓一、通二國典一、又受二業於鬼島廣蔭一、善二國文國學一。遂潛二心神學一、通二覽岡部本居諸翁著書一、大有レ所レ得。四方聞レ之多二來問一、天保十一年擧爲里正一兼攝二數村一、在職二十六年嘗獻二砲台費於幕府一、特許レ稱二姓氏一。蓋異數也。慶應元年傳二職其子重則一。明治中興大垣藩開レ議、所三起爲二議員一。三年任二藩學皇學二等教授一。六年大垣八幡祠官補權中講義累進、講大講義、尋任二南宮社禰宜一。十三年罷。君既罷レ職以二家事一付レ子、不三復關二世事一。築二一室一吟誦風月、優遊自娛。常與二逸人隱士一往來。人亦喜歸焉云々。靜夫作歌左の如し。

文明開花

ふりにける身のおきどころなきまでに世はあたらしく開けぬるかな

待春

身をさむみいとゞ春こそまたれけれ老いては花のためばかりかは

手の拙きを歎きて

わか手して我がとる筆のいかなれば我心には まかせざるらむ

濱殿の離宮にて

高木泰翁
柏淵拙藏
戸倉竹圃

八百丹よし。築路の宮は、櫻木の、なみたてる宮、もみち葉の、しみたる宮、青波の、より來る宮、白波のたちくる宮、うべな〳〵、我か大君の、いでましの、とつ宮ここと、さだめけらしも

二〇、高木泰翁

氏は三重縣員辨郡舊相場の人なり。幼にして多良村正林寺に入る。壯年諸國に遊學し、豐前國中津の某塾に於て佛道修業の傍ら漢籍を研究し後江戸に遊ぶ。性極めて着實德望高く、子弟敎を乞ふもの多かりき。明治二十七年七十六歳にて死す。

二一、柏淵拙藏

高田町高田の人なり。賴山陽の高弟中川祿郎に就き漢學を修め、諸士百家の書を獵渉す。學德共に高く近鄕の子弟氏の敎を受くるもの多し。高田小學校の舊校名藍田學舍は氏の選む所なり。明治三十三年十二月八十餘歳にて歿す。

二二、戸倉竹圃

氏本姓水谷通稱六郎竹圃は其號なり。兄弟十二人、氏は其末子なり。氏、家道裕ならざりしと兄弟多かりしとにより、九歳のとき名古屋に出で、或は表具屋の弟子となり、或は醫家の書生となり、具さに辛酸を嘗む。然れども學問の志厚く、晝は專ら主家の務に從ひ、夜に入り少暇を得て書籍を研習す。斯くの如き事十年志操益々堅し。當時耕月庵(前記)の長女既に婚期に達し養子を求む。或人氏

を薦む。耕月庵は貧富の衡を失へるをみず、其氣骨と耐忍とを愛し之を迎へ女婿とす。時に年十九。氏未だ白面の一書生に過ぎざるも、養父の信任厚く、養父の膝下に奉待し、且俳歌の教を受け、其興を佐け毎夜十二時に至らざれば寢に就くことを得ず。然るに着眼は俳道にあらずして詩書にあり。然れども養父の好める道にあらざるを以て敢て之を口にせず、深更家人の眠り去るを待ちて窃かに起き書室に入り、默讀研究す。適々左傳を讀まんと欲するに書なし。氏時に金錢の出納を司り之を購讀する自由なれども、養父の意に副はざるものを買ふを屑とせず、實父に請うて之をあがなひ暇あれば熟讀玩味し、造詣最も深し。養父五十四歳の頃脚疾を得、床に在る事九年、氏よく之に事へ違ふことなかりき。養父歿後僅かに閑散の身となりしも、元來虚弱なりしを以て終年殆ど門を出でず、粗衣粗食に安んじ唯遠來の客に接するを以て樂となす。明治十四年九月二十七日齢五十にして病歿す。氏詩文を能くし兼ねて書道に巧なり。其書頗る山陽に似たるを以て狡徒時々來りて揮毫を求め、且山陽の名を署せんことを乞へども、氏其不德を責め斷然拒絶せり。森春濤大槻磐溪等の如き皆其知友にして屢々其の來遊を勸めしも、多病の故を以て遂に果さず。著はす所養老山房詩鈔二卷あり。野村藤陰翁之が跋を爲る、其略に曰く竹圃山人天資善、病屏居門を出づること稀なり。性甚だ詩を好み、起居飲食勝景樂事皆詩に於て之を發せざるなし。其詩清秀雅淡絶えて塵俗の氣なし。蓋山人は養老山下に住み、目名山に飽き、耳を靈瀑に洗ひ、復人間榮辱の事を知らず。宜なり其詩

の王孟韋柳の域に出入するを。養老山房詩鈔中其一二を示せば左の如し。

二月十七日携生徒遊養老山

多度山頭宿雨乾。登登一路出二林端一。千年古廟存二靈跡一。百尺危樓供二壯觀一。
雲表影冲松頂鶴。瀑邊香迸石根蘭。掃レ苔題破新詩句。風捲二人衣一特地寒。

壬申冬月、春濤翁來在二予家一毎夕招二同近隣吟徒一分韻賦二此三十首一

百年家法不レ傷レ廉。繞レ膝兒孫恭且謙。鏡裡霜痕吹二鬢末一。燈前喜氣上二眉尖一。
迂愚多被二世人笑一。高堂豈防二時輩嫌一。若問二吾儂何所レ得。錬レ詩才力幾分添。

二三、大橋芳樹

氏は天保三年閏十一月十九日江戸小石川秋元家に生る。秋元は素泉州堺の士にて室町時代世の擾亂を避け、武藏の國に移住し、德川幕府の時小石川鄉二十四箇町の年寄役を勤む。父を正直、母を周子と稱す。幼名八百吉、弘化元年麗水庵雪山に從ひ俳諧の連歌を學び、麗海と稱す。嘉永元年幕士下振李之助につき和歌を修め、杵屋六松の弟子となり、今樣の長唄を學び、藝名を芳村孝太郎と稱せり。同二年小字八百吉を改め三平と稱し、實名を正麗と名け、字を重明といふ。同三年竹山紋藏及鹽田龍潭に從ひ書道を研究し、百藝身に備り萬能衆に秀づ。同五年火災に罹り家財悉く灰燼となり、秋元家茲に衰頽す。依て千駄ヶ谷、板橋、豐島郡志村等に轉住し、子弟を集め讀書習字を敎授

す。同五年本居宣長の著直日靈を閲て始めて皇學に志し、經史百家の書稗史小說に至る迄普く獵渉耽讀し、寢食を忘れ家人の注意を受くること屢々なりき。元治元年中條中務大輔信禮につき皇學の奥儀を修め、關宿の藩士金谷直恒により和歌を修練す。明治元年戊辰三月皇軍江戸に入り市内騒亂を極むるや、遁れて名古屋藩士長坂吉次郎(婿)により、駿遠參を遊歷して世情を知り、次いで遠江國濱松普大寺に入り、出家して普化僧となり、芳樹と稱す。明治四年信參遠尾濃の諸國を雲遊し同五年日吉村橋爪村上宗五郎の知る所となり、還俗して名を平三郎と改め、同地大畔に住し子弟を教ふ同年四月故ありて大畔を去り、多藝村高畑道場に移住し、同地大橋博三郎の嗣子となり、大橋氏を冒す。同六年日新、敬業、文開、致遠、四義校の教師となり、同年神職の試驗に對策及第し、同七年大塚村鄉社多岐神社祠掌となり、後同社祠官拜命同九年高田町田代神社の祠官に任せられ、總て五鄉二十八箇村の神職を勤務し、在職三十餘年、此間南宮神社禰宜神道事務支局長、神職試驗委員、神道中教院監督、皇典講究所委員等に歷任し神事に貢獻したる功績擧げて數ふべからず。明治三十八年八月二十八日病を以て卒す。享年七十四歲。氏の令名近鄉に轟き、走童に至る迄神職の人を見れば、其何人を問はずホージョーサン(芳樹さんの訛)と稱するに至れり。氏性剛毅寡慾渴すれども盜泉の水を飲まず、其高畑に在りし頃赤貧洗ふが如く、一椀の食なし、子弟某ひそかに洗米を傍らに置いて去る、氏之を目に見ると雖も敢て之を手にせず、飢餓を忍ぶこと三日に及べりと。後高田に移りた

る時、里人某一日來りて氏に糧米を供す、他日某再び來り見るに氏空腹たえさるものゝ如し、某曰く先生曩の糧米は如何にせしやと、氏曰く、餓人あり之を求めたるにより之を施せしと、某曰く、其米は先生の爲に供したるなり、何を以て他人に與へしやといひければ、氏卽ち曰く、さる條件付の品物は將來一切持來る事なかれと。高田町の人氏の爲に住宅を購ひ氏の居とす。居ること數年、氏の甥秋元開治郎に與へ、又之を失ふ、其率直其寡慾概ね斯くの如し。氏語學に長じ和歌を能くし近鄕の子弟敎を受くるもの數百人に及べり。歌稿十數冊あり、今其一二の歌を示せば左の如し。

江上鶴

すみの江の松にむれゐるあしたつはしつえをあらふ浪かとそ見る

若菜

わか宿は垣根のうちも野べなればゐながらけふの若菜をそつむ

雪中鶴

あしたつの脛もみしかく思ふらん あさる澤邊の雪ふかくして

養老の瀧をよめる歌

雲の居る、峯よりおちて、白玉の、みたるゝかこと、木綿花の散りかふかこと、ここはにに、たぎち流るゝ、多度山の、瀧の清水は、振り放て、見れともあかす、下り立ちて、くめともあかす、くすしくも、いつる水かも、あやしくも、すめる水かもいにしへゆ、いひつき來つる、世の人の言にたかはす老人も、くまけ若えん、やみ人も、結はゝいえん、これの泉は。

二四、伊奈治明

天保元年三月四日海津郡高須に生る。嘉永元年五月二十日高須城主松平攝津守廣間詰に召出され、安政三年五月二十五日攝津守八男の教育係となる。明治七年二月十八日養老神社祠掌試補となり、同年十一月十日同社祠官となる。續いて附近の村社社掌を兼務し神職を奉ずること三十三年なりき。治明居宅を養老に有するを以て同公園開設には頗る力を致せり。明治三十九年二月二十三日卒す。性敬神の念篤く平素國學の研鑽に勵み、近郷の子女教を受くるもの多し。和歌は其嗜む所にして長歌は就中長ぜりといふ。

岩清水湧きて流るゝ多度山の、繁樹かもとに瑞雛のひさしき代よりとこしへに、鎭りませる大神に、仕へ奉れる老祝部、賤の男我はあかねさす、晝はひねもす野牟玉の、夜は夜すがらしばらくも、忘るゝ間なく少しくも、たゆむ時なく大君を、尊みまつり皇神を、敬ひまつる眞心の、驗なれやも明らけく、治れるよの六年より、二十年餘り二年と、年經ぬる迄つゝみなく、もなく事なくうちはへて、仕へ奉れり、しかのみにあらす吾は又、綾垣の不破郡の三つ栗の、中山陰に宮柱太敷ませる神をしも、敬ひ奉りて時鳥、なくや五月の今日の日の、御祭毎に一と年も、闕る事なくはる〳〵に、參來りて大前に、ぬさ獻りかしこくも、頸根衝ぬき猪鹿もの、ひさ折ふせて八開手、をうちならしつゝ大君の、御代長かれと御民等が身を安かれと菅の根の、ねもころ〳〵に言ほきて、乞祈奉りいてや〳〵、今より後も魂きはる、命幸くてかくのこと、つかへ奉らん彌年のはに。

北村最證

三輪貞造

久保田象外

二五、北村最證

廣幡村大跡西源寺住職なり。幼時より學を好み、書を能くす。十五六歳の頃京師に笈を負ひ、漢籍を研究し二十歳にして鄉里に歸り鄉黨を教ふ。明治二十四年六月二十七日六十一歳を以て歿す。

二六、三輪貞造

一之瀨村桑原彌一右衞門の四男なり。十三歳にて多良村三輪慶三の養嗣子となる。性學を好み、大垣市久瀨川菱田清治につきて漢文を專攻すること數年、鄉貫に歸りて家業の餘暇には必ず書を手にし、夜は孤燈の上に湯沸を吊し、其湯の沸騰するに及び一茶を喫し、机を去りて寢に就くを常とせり。普く諸子百家の書を獵渉し、藏書頗る多し、是を以て石河家又は其他の領主より儒臣として招かれたることありといふ。明治二十五年五十三歳にて歿す。

二七、久保田象外

日吉村大字橋爪字別所の人なり。資性磊落不羈學識豐富にして、近鄉の子弟氏の敎訓に浴するもの數百、門弟胥議し明治三十七年五月字岡ヶ鼻に碑を建設す。銘に曰く

先生姓久保田、名吾三、號象外、彌一郎之五男也、弘化元年十二月二日生、先生甫九歳、隨杏園先生、學漢籍、十六歳、剃髮於寶光寺、更名聞成、萬延元年四月、入西京高倉學寮、修佛典、不幸罹病、元治元年歸鄉、慶應元年五月病癒、遊大垣藩儒井田先生塾、修伊洛學、明治三年四月負

笈赴豐後、入日田先生門、受鄒魯教、明治六年業成還桑梓、開家塾、誘掖諸生、明治三十六年一月病起、同年五月二十七日卒、享年六十、先生男二人長實宗爲僧、次孝作幼而被養他家、先生性勤直磊落薰陶後學、一以誠實、蓋蒙其德者數百人、及易簀門生哀慕不措、乃圖建碑以報德銘曰

學兼儒佛、薰陶後生、一朝仙去、永留德聲」

二八、高木正勝

弘化四年九月日吉村橋爪に生る、幼にして學を好み杏園先生の門に入り、轉じて高田町柏淵拙藏の私塾に入り、漢學を修め明治二年九州廣瀨淡窓の門に遊ぶこと二年、二十歳にして近江國堀田藩主の儒臣となる。明治六年東京に出で私塾を開き子弟を薰陶せり。後法律を研究して辯護士となる。一日感ずる所ありて佛門に志し諸國を布教し、大正五年三月十六日逝く行年七十歳。遺稿に樵山居士詩集あり今一二の詩藻を示せば

歡喜

生死海中無際邊。貪瞋水火戰心天。獨歡西土彌陀佛。爲度吾人起願船。

信一念

今人速欲得往生。須問彌陀招喚聲。聞信之時入定聚。臨終何復期來迎。

二九、野村龍諦

上多度村鷲巣専明寺住職にして左京と稱す。漢籍の造詣深く文思に富み腹笥便々たるものあり、近郷の子弟に經史を教授し其門に遊ぶもの百數十名に及ぶ。明治二十四年死す。

藤原得亮

三〇、藤原得亮

池邊村根古地明圓寺住職なり。文化十一年十二月二十九日を以て生る。幼にして父を失ひ、學に志し毎年京都高倉學寮に遊び、儒佛の學を修め、明治十四年權少講義に補せらる。私塾を開き經史を教授し、隣郡近國より笈を負ひ教を受くるものあり。明治十九年五月二十六日七十一歳にて歿す。氏子弟を教ふる嚴格門弟をして揖斐川の岸頭に立ち大聲を發し寒聲を修行せしめしと。

吉田時叙

三一、吉田時叙

牧田村の人なり。性讀書を好み諸氏百家の書を獵渉し、藏書甚だ多し。松月堂古流の蘊奥を極め同地方斯道開發の祖なり。傍俳句を好み閑和と號す明治三十五年卒す。年八十六歳。

安政俳諧

第三節　俳人及俳句

安政五戊午年三月郡内及近郷の俳人集りて詩情を談し、秀句を吟じ輯して黒直集と稱す。俳人の傳記詳かならざれども、こは他日の研究に讓り、俳名及俳句を記す。當時俳界の一般を知るに足るべし。

風凪し暮手の届く柳かな　日吉村橋爪　其鶴
遊ふ日のつゝく始や初さくら　高田町高田　烏石
雲やいつこ峰迄花のよしの山　高田町押越　花友
松櫻二度に暮けりあらし山　廣幡村飯木　梅岡
動くもの見ては飛付蛙哉　同　紫好
ぬき捨の草履の上や別れ霜　上多度村鷲巣　一枝
暮てたゞたのしき月の櫻哉　同　其圭
若水に手答へ輕き釣瓶かな　同　柳經
初立の子も貝拾ふ汐干かな　上多度村小倉　雪溪
屈曲の梅に癖なき若枝かな　笠郷村下笠　靜和
余の鳥に義理なき振や燕哉　同　其遊
大海の味蛤にふくみけり　同　蘆鴻
洗ふたる雫も長き根芹かな　笠郷村船附　曙三
蝶は花花は蝶とも飛日かな　同　雲水
山吹や岩瀬を走る水にゆれ　同　霜湖

鼻浮の魚見出しけりぬるみ水　同　一唫
雨の柳風の勞の見へにけり　同　鷗雨
野も山もかはる景色や春の雨　同　雪厓
醉顔へ雪とちりけり夕櫻　同　松夫
寢倦した顔とは見へず初蛙　笠郷村上ノ郷　柳蛙
爐開きや遊山つかれの足休め　廣幡村岩道　雨桶
奢るなの掟ある世に櫻かな　同　村大跡　竹圃
催ひ〳〵旅立朝や別れ霜　高田町烏江　迂江
世の塵は散らで櫻の曙靜　多良村　鳳枝
鬼の繪の凧を見越て雲雀哉　日吉村字田　登鯉
梅白に暮ゆく末や月朧　多良村　如清
野遊や間取も廣き草むしろ　同　破力
漕出せは船と見へけり雪の今朝　同　竹里
浮雪や分行く聲や杜宇　同　夏峰
筏士のすけなく見えつ山櫻　高田町高田　噪雀

拍手の響に咲や福壽草　同　遊之
地にそはぬ下駄の響や寒の入　同　二畊
濁りにもならで增けり春の水　同　芸心
遠よそに琵琶の詫音や朧月　同　竹窓
生垣の茂りに遠き隣かな　同　牧水
あつい息吹て暑さを凌きけり　同　香風
雨雲の離れ際よし夏の月　同　魯洲
星冴る夜を鳴あかす千鳥かな　同　鷺川
春雨や園碁の音きく壁となり　養老村石畑　可眠
朝顔やあかぬ眺めに旭の昇り　上多度村鷺巢　松琴
四五軒の在所の奥や鹿の聲　同村小倉　三渓
居所に分別つかぬ暑さかな　同　車運
山里に媚ひし匂ひの梅の花　同　業□
九重の都續きや八重櫻　笠郷村下笠　其池
五六丁手に取聲や揚雲雀　同　竹坪

春雨や町を見に出る船の客　廣幡村大跡　老山
飲たらぬ程が貴し岩清水　同　雪畊
蛙なくや只も眠かる賤か軒　同　健女
湯上や汗かわきけり夏の月　同　青柳

第十五章　教育

第一節　寺小屋教育

一、總說

我國維新以前は未だ學校の設備なく、庶民教育は所謂寺小屋にて施したりき。寺小屋とは寺僧が附近の兒童を御堂に集め、讀み、書き算盤を教授せしより起れる名にして、其濫觴詳かならざれども、其源を鎌倉時代に發し、室町桃山時代を經て、江戸時代に入り發達したるが如し。本郡幕末に於ける寺小屋其數約七十、其教育法區々にして一定せざれども其概況左の如し。

一、校　舍　寺院又は教師の自宅を充當し寺小屋と稱す。

一、學　課　習字讀書算盤等

一、教科書　習字＝手本は教師の肉筆にて讀方を兼ぬ、いろは、村附、名附、誥取證文、商賣往來、庭訓往來、今川狀、腰越狀、千字文等
讀書＝實語教、童子教、女大學、孝經、四書、五經、日本外史、古文眞寶等
算盤＝八算、見一、相場割等

一、教師　僧侶、神官、醫師、庄屋、村儒等にて、兒童は勿論父兄に至るまで「御師匠樣」と呼びて、崇敬信用頗る厚く、教師も亦兒童の將來迄考慮し、誠心誠意を以て教育せり。

一、生徒　年齡六七歳より十四五歳迄を普通とせしも、男子には二十歳を超えたものもあり。總て寺子と稱し、男女共學なれども、座席は之を異にせり。學友を朋輩と稱し、高弟者を兄弟子（アンデシ）と稱して尊敬せり。

一、入學　兩親に伴はれ、天神机及文庫を携へ、師匠には束脩を奉じ、朋輩には煎餅二三枚、饅頭一二個宛分與し、互に信義を篤くする樣依頼せり。之を寺入と稱したり。寺入には甲、乙、丁、戊、庚、壬、等の吉日を擇ぶを習慣とせり。

一、教授時間　朝は五つ時より、晝は八つ時頃までにて、大暑の候には半日授業にて止めたることもあり。（註、五つは午前八時、八つは午後二時）

一、教授法　簡單なる童子教、實語教等は兄弟子（アンデシ）師匠に代りて、一齊教授を爲し、論語孟子等は師匠親ら個別教授を施せり。初めて寺入するものは必ず先づ習字を初む。一人宛教師の面前に呼び出され、筆法と手本の讀方を受く。終日習字を行ひ、午前は白紙ならば十五枚、雙紙ならば六七冊、午後は其半に至るを普通とせり。故に師匠の家の日當よき所には多くの雙紙の乾竿に掛けたるを見る。

一、休暇　生徒は課業中終日席を離るゝ事を許さず。毎月一日、十五日、二十五日の三日及十二月半より正月半に至る冬季休業及祭日節句等の日を休日とし、正月節句等には師匠の家に至り其日を祝するを例とせり。

一、試驗法　師匠は時々雙紙を檢閲して、其練習の程度により賞詞を與へ、或は温習を命ぜり。毎年春秋二回席書を催して、筆績の優劣を競ふことあり。又正月始筆、七月七日の七夕等には、師匠の手本により競書を爲せり。

一、謝禮　授業料一定せず、寺入の際僅かの束脩を行ひ、其他盆暮等に一二朱の金員又は薪柴農產物を贈くるに過ぎざりき。

二、幕末寺小屋一覽表

町村名	年代	教室	教科目	教科書	寺子數	通學區域	師匠名
高田町高田	自安政 至明治前後	自宅	讀書 習字	いろは、村附、名付、商賣往來、寶語教、腰越狀、論語、大學、中庸、孟子、易經	四〇人	高田町及近郷	高濱屋周五郎
同	同	自宅	讀書 習字	右の外心學の講義を一ケ月二三回行ふ	四〇同		杉江林右衞門
同	同	自宅	習字 裁縫	いろは、村附、名附	三〇	高田	篠田ゆう
高田町高田	自文政 至慶應	自宅	習字	（書家流の教授を爲す）	數十人	高田	伊藤逸衞
高田町押越	自寛保 至天明	自宅	習字	（同上）	數十人	押越	樋口大治
養老村澤田	自享和 至弘化	自宅	習字 珠算、生茶、茶謠	村附、東百關、年始狀、商賣往來、千字文、實語教四書五經、作文	八〇	牧田、澤田 乙坂、櫻井	日比忠兵衞
養老村石畑	自安政 至明治初	寺院	習字 讀書	不詳 漢籍	二五	白石、明德 石畑、柏尾	椿井隆道
養老村龍泉寺	同	寺院	習字	村附、國盡、往來物	二〇	上方、龍泉寺、勢至	五峰賢隆
廣幡村大跡	自安政 至明治初	寺院	習字 讀書 經文	村附、國盡、往來物 四書五經	三〇	廣幡村 笠郷村下笠	北村最證
上多度村鷺巢	同	寺院	讀書	四書、五經、左傳、史記、文章軌範ノ素讀及講義	一二〇	廣幡村、養老村上多度村	野村龍諦
上多度村鷺巢	自弘化 至明治初	自宅	習字	村附、國盡、往來物	二〇	鷺巢	中島定平
上多度村三郷	自同上	自宅	習字	村附、國盡、往來物	二〇	田	松永繁右衞門
下多度村津屋	自嘉永 至明治初	寺院	讀習	假名、村附、名附往來物、日本外史	三〇	津屋、櫛屋 若宮、船見	高木秋陽
同	同	同	讀習	同	一五	津屋新田	秀善
同	自宅	同	讀習算	同 八算、見一	一五	津屋	堀田幸助

同	志津	同	同	同	一五	新田、志津	安藤彌兵衞
池邊村根古地	自弘至明治初	寺院	佛讀書作詩	學八宗綱要四書、五經、唐詩選、文選	五〇	養老、不破安八の三郡及近國等	藤原得亮
池邊村大場	自嘉永至明治初	自宅	習讀字方	商賣往來 千字文不詳	一五	大場	松永長九郎
池邊村根古地	同上	自宅	習讀字ノ	商賣往來、千字文唐詩選	三〇	大根古地場	松永五兵衞
笠郷村船附	自天保至明治初	寺院	讀書字	不詳	二五	船附	法覺寺
笠郷村船附	自安政至慶應	自宅	習字讀書	いろは、村附、國盡、商賣往來四書、五經	四〇	船附大野	安田三郎右衞門
笠郷村栗笠	自享保至安永	自宅	習書讀珠算	主として習字不詳八算見一	五〇〇	美濃伊勢尾張	高橋千里
笠郷村上之郷	自安政至慶應	自宅	習字算盤	いろは、狀の文、村附、往來物八算見一	三〇	上之郷、下笠、岩道	近藤甚左衞門
笠郷村下笠	同	寺院	習讀書字	いろは、村附孝經、四書	二〇	懷及和田（下笠）	淨雲寺
同	明治初年	自宅	讀書字	不詳不詳	五〇	下笠	西脇金之助
小畑村祖父江	同	寺院	習字	商賣往來、都往來、	一五	祖父江	松山廣堂
小畑村蛇持	同	寺院	習讀珠算	村名附、國盡、往來物四書八算、見一、相場割	三〇	蛇持	榮馬惠環
同	同	自宅	珠算	八算、見一、相場割	三〇	同	大橋嘉六
同	同	自宅	習字	商賣往來、都往來	一五	飯田	佐竹喜一郎
同	同	寺院	讀書	實語經、四書、五經	一五	同	禿慈廣
小畑村江月	同	寺院	習字	商賣往來、都往來	一〇	江月	金洞了瑞

多藝村直江	同	同	讀書習字	大學、中庸、商賣往來	二〇	直江	日野禮泰	
同村金屋	同	自宅	習字	（書家流の教授をなす）	二〇	金屋	伊藤大鐵	
多藝村高畑	明治初年	自宅	讀書	國語、漢文	二〇	大墳、高畑	大橋乎三郎	
同大墳	同	寺院	習字	不詳	二〇	大墳、多岐	莊福寺	
日吉村字田	自萬延至明治初	寺院	讀書習字	不詳、村附、名附、商賣往來	三〇	字田、中、安久、豐、飯田、直江、金屋	藤田法城	
日吉村安久	自安政至慶應	自宅	讀書習字	孝經、四書、村附、名附、商賣往來	一五	字田、安久、橋爪、金屋、直江、飯田	大矢權左衛門	
日吉村字田	自明治三年至同六年	寺院	讀書習字	三字經、幼學入門、大統歌、孝經、村附、名附	三〇	字田	土岐祖安	
日吉村橋爪	自文政至明治初	自宅	讀書習字謠曲	四書、五經、孝經、商賣往來、庭訓往來、今川狀、小謠	五〇	橋爪、字田中村	村上杏園	
同	自明治六年至同十年	自宅	讀書習字	四書、五經、諸子、史傳、文選、左傳、史記其他、村附、國盡、往來物	五〇	養老郡	久保田象外	
牧田村	自安政至慶應	自宅	讀、習、算	實語教、村付、國盡、名付、八算	二〇	牧田	杉田尉左衛門	
同	同	自宅	同	同	二〇	同	吉田清右衛門	
同	同	寺院	同	同	二〇	同	井上ゆう	
同	同	自宅	同	同	二〇	同	古山瀨喜藏	
同	同	自宅	同	同	二〇	同	若山武一	
同	同	寺院	同	同	二〇	同	若山古關	
一之瀨村	自安政至慶應	自宅	同	同	五	一之瀨村	桑原太平	

同	同	自宅	同						八	同	川地新六
同	同	自宅	同						一三	同	桑原廣助
同	同	寺院	同	讀書	實語經、童子教、孝經、四書、				八	同	天喜寺
多艮村	自天保	寺院	讀書	實語經、童子教、孝經、四書、					四〇	宮、禰宜上、	正林寺
禰宜上	至明治初		習字	五經、名頭名字、村名、往來物、千字文						下多艮、上	
			算	八算見一						鍛冶屋、谷	
										畑、奥、上原	
同村堂ノ上	自天保	自宅	讀書	同	五經ハ一部分ナリシガ如シ				一八	前ケ瀬	三輪佐七郎
	至明治六年		習字	同						父	
			珠算	同					三ツ里	同	同辨右衞門
									上多艮	子	
同村馬瀨	自文政	寺院	讀書	同					二〇	三ツ里	日比敎道
	至文久		習字	同						宮、	
			珠算	同						樫原	
同村松ノ木	自文政	自宅	讀書	實語敎、童子敎、孝經					一二	三ツ里、宮、	佐野安兵衞
	至文久		習字	假名、村付、名付、往來物						前ケ瀨、上原	
			習文	御經の素讀						下多艮、上多	
同村上原	自安政	寺院	讀書	實語敎、童子敎、孝經					一〇	上原	淨德寺
	至明治初		習字	假名、村付、名付、往來物							
			習文	御經の素讀							
同村馬瀨	自文政	寺院	讀書	實語敎、童子敎、四書、五經、					一〇	三ツ里、宮	高木宗篤
	至明治六年		習字	日本外史、十八史略、國史略、						上多艮	
				文章軌範、文選							
				今川狀							
				腰越狀							
同村宮	自安政	自宅	讀書	日本外史、十八史略、四書、五經					五	宮、上原、三ツ	西脇友輔
	至明治六年		習字	今川狀、腰越狀						里、下多艮	
同村猪之尻	自安政	自宅	讀書	漢文の講義のみを爲す					五	多艮村、時村	三輪慶三
	至慶應		習字	同前、千字文						一之瀨村、廣	
										幡村、北伊勢	
同村堂ノ上	自享保二年	寺院	讀書	實語敎、童子敎、孝經					六	上多艮	託念寺
	至明治元年		習字	假名、數字名、頭村付、國盡							
同村猪ノ尻	自嘉永	自宅	讀書	同					八	上多艮、	三輪健助
	至文久		習字	同						前ケ瀨	

同村宮	明治初葉	自宅	讀書	四書、五經、日本外史、國史略、十八史略、孝經、文章軌範、古文眞寶、八大家文、文選、唐詩選、元明史略		六多艮村	伊東嘉市
同村前ヶ瀨	維新前	自宅	讀書	不詳	不詳	前ヶ瀨	林源兵衞
同村西山	慶長頃	浪宅	學門武藝	不詳	不詳	西山	關ヶ原落合戰武者某
時村打上	自文化至安政	寺院	讀書習字	實語教、三字經、初登山、腰越狀庭訓往來、日本外史、十八史略、國史略、四書、五經、左傳、いろは、國盡、村附、女今川往來物、（此外修身、作文）	二〇	時村	了覺寺
時村打上	自弘化至明治初年	自宅	讀書習字	略同前略同前	二〇	時村	富田武兵衞
時村下山	自嘉永至慶應	寺院	讀書習字	同同	六〇	時村	正光寺
時村下山	自安政至明治初年	自宅	讀書習字	同同	二〇	時村	三輪才治郎
時村上	自文化至明治初年	寺院	讀書習字	不詳	不詳	上	明覺寺
時村時山	自嘉永至明治五年	寺院	習字	片假名、平假名、名頭、村名、國名、往來物	二〇	時山	東谷山坊 山上惠教

第二節　小學校教育

一、總說

從來庶民教育は漸く寺小屋教育によりて彌縫したること前節に演べたるが如し。乾坤一轉王政維新となるや、既に彌縫姑息的寺小屋教育をゆるさず、大に廣く智識を世界に求め、一般庶民に至る迄、

學制頒布

新らしき教育を受くべき機運は展開せられ、明治五年八月文部省は新たに學制を頒布して、全國畫一の教育制度を布き、從來學問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至りては之を度外に置き、學問の何たるを知らず、自今以後一般人民必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめ、人の父兄たるものは宜しく此意を體認し其子弟をして學に從事せらめざるべからず。高上の學に至りては其人の才能により任ずべきも、幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは、其父兄の越度たるべしと諭告せられ、茲に郡民も擧つて從來沿襲の寺小屋を廢し、同五年末より同六年末にかけて或は民家を借り、或は寺院を假校舍に充て、三十餘の學校を設立し、校費は校下寄附金の利子に仰ぎ、教師は藩士・僧侶・神官・舊寺小屋師匠を以て之に任したり。教科書は草創の際なれば區々にして一定せざれども大凡左の如し。

創立當時ノ校舍

教師

教科書

日本國盡。世界國盡。西洋事情。登高自卑。博物新篇。勸善訓蒙。西國立志編。三字經。稽古要略。小學。學問のすゝめ。健全學。童蒙入學門。

等にして當年郡内小學校名を列叙すれば左の如し。

創立當時校名

學校所在地	創立年月	校名	充當校舍	校下	現在校名
高田町高田	明治六年三月	藍田學校	寺院	島田、押越、五日市、直江	高田小學校
同　烏江	同　十年	明倫學校	同	烏江	

養老村澤田	同	厚益學校	同	澤田、乙坂	澤田小學校
同　上方	同　六年	積流第二義校	同	上方、櫻井、龍泉寺	
同　石畑	同	積流第一義校	民家	石畑、勢至、柏尾	石畑小學校
廣幡村大跡	同　六年五月	時習學校	寺院	大跡、口ヶ島、飯木	
同　岩道	同	立心第二學校	同	西岩道、岩道、上之郷	廣幡小學校
上多度村字三郷小字有尾 同　小倉	明治六年 同　六年四月	悠久義校	同	有尾、横屋、田	
同　鷲巣	同	讀雲義校	同	小倉	
		龍門義校	同	鷲巣、白石、明德	上多度小學校
下多度志津	同　六年六月	問津義校	同	志津	
同　津屋	同	登校義校	同	津屋	
同　若宮	同	登校分局	同	若宮、船見	下多度小學校
池邊村大卷	同	璞玉義校	同	大卷	
同　根古地	同　九月	育雛義校	同	根古地、同新田、大場、釜段	
				駒野新田	池邊小學校
笠郷村下笠	同　六年十月	立心第一學校	同	下笠	
同　大野	同	立心第三學校	同	大野	
同　栗笠	同	勉旃義校	同	栗笠、烏江	
同　船附	同	修文義校	同	船附	笠郷小學校

小畑村飯田	同	六年四月	敬業義校	同	飯田、蛇持、飯積、祖父江、金屋、大坪
同　江月	同		敬業分局	同	江月
多藝村大墳	同	九年	文開學校	同	大墳
日吉村橋爪	同	六年二月	日新義校	同	橋爪、中、豐、安久、高畑、大墳
同　宇田	同	六年三月	致遠義校	同	宇田
牧田村上野	同	六年六月	薰陶義校	同	牧田
同　二又	同	七年	訓明舍	同	牧田村
一之瀨村多仁		明治六年三月	喩喝義校	同	一之瀨村
多良村宮	同	五年十二月	基業舍	民家	宮、禰宜上、下多良、上鍛冶屋
同　樫原	同	六年四月	向陽舍	寺院	三ッ里、上多良、前瀨、西山
同　西山	同	十三年	向陽舍友校	同	西山
時村　下山	同	五年	菁々義校	同	時村
同　上	同		琢磨義校	同	同
同　時山	同	六年	負薪義校	同	時山

小畑小學校
多藝小學校
日吉小學校
牧田小學校
一之瀨小學校
多良小學校
時小學校
時山小學校

教育反對ノ聲

明治七年より同十一年迄は教科書の改正、校舍の改築、新築合併學校の設立等頻々として起れり。然るに明治九年十一月伊勢暴徒なるもの蜂起し、教育は社會の組織を破壞し、秩序を紊亂するものな

新教育令發布
改正教育令頒布

りと稱し、折角新築せし校舍も、之等暴徒の爲に燒打に逢ひ、灰燼に歸したるものもありき。同十二年五月、鷲巢に八千代學校を設立す。同十二年九月舊學制は畫一主義にて、地方民情に適せざるものあるが故に、地方にては却つて昔の寺小屋教育を追懷し、曩の文部省令を嫌ふの風ありしかば茲に新教育令を發布し、地方民度に適應せる教育を施さしむると共に、學務委員を設け、事務管理を爲さしめ、又學齡を六歳より十四歳迄の八ヶ年と定む。翌十三年十二月改正教育令を頒布し、義務教育年限を三年と定め、教育の刷新を圖れり。明治十四年七月三十日本縣布達甲第八十五號を以て郡内を左の九學區に別ち近郷相合して學校區域を定むること左の如し。

學區

學區	區域
第一學區	上村・上堂ノ上村・細野村・下山村・打上村・時山村
第二學區	上多良村・三ツ里村・前ヶ瀬村・西山村・禰宜村・宮村・上原村・谷畑村 奥村・下多良村・上鍛冶屋村
第三學區	一之瀬村・牧田村・澤田村・櫻井村・上方村
第四學區	嶋田村・押越村・龍泉寺村・直江村・五日市村・大跡村・飯木村・口ヶ島村
第五學區	鷲巢村・白石村・明德村・石畑村・柏尾村・勢至村・小倉村・横屋村・田村・有尾村・大跡新田・津屋村・宮若村・船見村・志津村・志津新田
第六學區	大牧村・根古地村・根古地新田・大場村・大場新田・釜段村・駒野新田
第七學區	下笠村・西岩道村・上之郷村・岩道村・栗笠村・船附村・大野村・横屋村

教育必要ノ自覺

第八學區　烏江村・江月村・高淵村・上屋村・大外羽村・多藝嶋村・上笠村・野口村

第九學區　飯田村・飯積村・金屋村・大坪村・蛇持村・祖父江村・大墳村・安久村・高畑村・宇田村・橋爪村・中村・豊村・乙坂村

備考　本學區は明治十七年十月其一部變更せられ。又二十年には大變更を見、次て二十二年町村制施行に當り再び改正せられたり。

明治十五年に至り、右各學區聯合協議會を起し、經費の打合を爲し、教育の發展を企劃す。翌十六年十二月一日文部省は、本郡教育功績者藍田學校四等訓導高橋喜一郎、及八千代學校六等訓導日比野廉平兩氏に對し始めて功績狀及字典竝に硯箱を授與す。明治十七年時の郡長高木貞正郡内校舍の改築、又は新築を奬勵せり。當時郡役所へ開申せし文書中に往々左記の如きものを見る。

一、今般校下村々被召出、學校新築可致旨御説諭相成候に付、各村毎に篤と談示仕、來る二月五日迄に上申可仕候云々

一、今般日新學校と致遠學校と合併の儀段々蒙御説諭候處、村民擧つて矢張從前通りに維持仕度申候、併學事の忽諸に付す可からざるは素よりの儀に候へ共、兎角踈略に罷在候處、今般御説諭の程肝銘仕候、就而は自今精々注意を加へ可成好結果を奏様可仕候、尤も學舍新築の儀も愈議決仕候條上申候云々

一、多藝郡嶋田村藍田學校の義、從來間狹に付、同所田代神社々務所借受、分局授業致來候處、生徒追々增加仕、授業上差支不少候に付、今般校下村々、戸長竝學校役員協議之上、同所舊製

絲場借受轉局爲致度此段御届申上候

明治十七年一月十八日　　藍田學校學務員　柏淵友次

右文書は十數通中僅かに其一二を錄せしに過せざれども、如何に本郡官民が敎育の必要を自覺せしやを知るに足るべし。尙同年高木郡長は學務委員に對し學區々畫の狀況、敎育令改正以來人民向學の狀況、改正敎則の適否、學齡兒童就學の狀況、督責規則實施の順序、學資蓄積の方法、貧困兒就學の方法、裁縫科實施の狀況等を諮問し大に郡內敎育の發展を期せり。明治十九年四月小學校令を發布せられ、小學校を尋常高等の二科とし三年の義務敎育を四年に延長し、猶簡易科小學校を置く事となれり。當年四月郡內小學校一覽表左の如し。

小學校令發布

明治十九年郡內小學校一覽表

郡名	就學兒童	就學男女別		不就學男女別		學校總數	敎授者總數	一校平均生徒數	敎授者一人ニ對スル生徒數
		男	女	男	女				
多藝郡	一、五八八	一、〇六九	五一九	六二	二五	一四	三五	一一三	四五
上石津郡	六六九	四七五	一九四	八	二	四	一五	一六七	四五
合計	二、二五七	一、五四四	七一三	七〇	二七	一八	五〇	一二五・四	四五・一四

明治二十年學事狀況

然るに本郡は明治十八年以後、頻年水害を被り明治二十年に至り、生活難いよ〳〵甚だしく、官民の意氣も頓に挫折し、規則改正以後は却つて退學者續出し、從前中等二級以上に進む生徒は、尋常科を卒業したる學力あれども、高等科に進む資力なく、又簡易科小學校は、貧民子弟の爲に設けられたる

有名無實ノ簡易科

明治二十二年學事狀況

明治二十四年學事狀況

明治二十七八年學事狀況

ものなれども、耻ぢて之に入るを喜ばず、是を以て當時簡易科二十校ありて或は尋常小學校内に設くるあり、又は別に一校を設くるあるも、生徒極めて僅少にして只其名あるも實なきものもありて純然一校の體裁をなせるものは五六校に過ざりき。學區數十二學區とす。明治二十二年町村制實施の結果學校の分離廢合を見る。此時に當り教育の不振を振興せんが爲め、全郡教員團結して教育懇談會を開き、各校下を巡回し、晝は平易に教育の必要を懇篤に演述し、夜は幻燈を使用して教育的映畫を爲し、父兄の向學心を喚起せしが、其効空からずして、一般に教育の忽諸に付すべからざる念慮增進し、就學兒童俄かに增加し、三千四十四人となり、前年より三百有餘人、明治十九年より七百八十七人の增加を見たり。校教は高等一、尋常二十、簡易十九、計四十校、教員數は校長一人訓導十九人、授業生助手四十名、如斯にして稍愁眉を開かんとせしに、明治二十四年十月二十八日前古未曾有の大震に逢ひ高田・鷲巢・下笠・飯田・根古地・駒野・大巻・烏江・澤田・口ヶ島・岩道・下多度・上多度等の校舍全潰又は半潰となり、又々一大頓挫を來せり。思ふに前年卽ち明治二十三年十月三十日には教育に關する勅語の御下賜ありて國民道德の大本茲に樹立し、又同年小學校令の改正ありて小學校教育は、文質彬々として進むべきに、天災とはいひながら一朝空前の災禍に逢ひしは嗟嘆言はん方なし。然るに又々明治二十七八年戰役勃發し、經費著しく減少し、其爲に教員數を減じ、二部教授を行ひし等蹉跌相踵で頻出せしが、其後戰亂終熄、民力休養、官民共に教育の必要を叫び、

稍傷痍を醫し、明治三十一年には左の統計を見るに至れり。

| | | |

明治三十三年同三十五年學事狀況

明治三十七八年學事狀況

明治三十三年八月二十日勅令第三四四號を以て小學校令改正せられ、教育の內容形式ともに改善せられ、隨つて校舍校具等も漸次改良を見、同年始めて郡視學を置く。明治三十五年には學齡兒童男二千九百二十八、女二千六百七十六人、合計五千五百九十六人、內就學男二千五百二十八人、女二千百五十八、計四千六百七十八人、不就學男九十六人、女八百二十二人、計九百十八人の數字を示し、學級編成、修業年限、學校配置等も稍遺憾なく發達せり。然るに明治三十七八年に至り俄然日露の交戰となり、經費緊縮の爲に校舍新築計畫中のものは中止せられ、猶又戰時賦課制限率を規定

	人員	給料	一人平均	拾壹圓以下	拾貳圓以上拾五圓以下	拾六圓以上拾九圓以下	貳拾圓以上
教員給料 尋常 正	二四	二六四圓	一一・〇〇圓	一四	一〇		
教員給料 尋常 准	一〇	六三	六・三〇	一〇			
教員給料 尋常 雇	一六	五八	三・六二	一六			
教員給料 高等 正	八	一二七	一五・八七		二	五	一
教員給料 高等 准	一	七	七・〇〇	一			
教員給料 高等 雇	四	一〇	二・五〇	四			
教員給料 合計	六三	五二九	八・三九	四五	一二	五	一
教員給料 校長	五	八四	一六・八〇		一	三	一
教員給料 首席	九	一〇七	一一・八八	三	六		

明治四十年學事狀況

明治四十一、四十二年學事狀況

大正二年學事狀況

大正十年學事狀況

學區取締

學務主任郡書記

せられたる爲に、勢ひ教育費に影響を及ぼし、學級の縮少となり。前年度尋常五十六、高等十六に對し、本年度尋常四十六、高等十四學級となれり。明治四十年三月勅令第五十二號を以て改正小學校令を、文部省令第二十號、第二十四號を以て小學校令施行の改正を見、義務教育年限を六ヶ年に延長せらるゝ事となり、再び校舍の增築改築の必要を感じ、明治四十年には本校三、分教場三の增改築に着手し、翌四十一年には本校五、分教場二の竣功を見たり。翌四十二年には尋常小學校八、尋常高等小學校八、分教場三となり、大正二年には郡内十四ヶ町村中多藝村を除くの外、悉く一校若くは二校を設置し、内容形式概ね完成の域に達し、學校數本校十六、分教場三、學級數尋常科九十七、高等科十、計百七學級、教員數男八十八、女二十、計百八名となる。大正十年に至り多藝村に尋常小學校を設立し、茲に至り初めて各村に小學校の設備完成し、其他諸設備、學級編成、教授法等隆々乎として進み、明治五年八月二日太政官布告に示すが如く五十年度の今日邑に不學の戸なく、家に不學の人なきに至れるは洵に大聖の恩澤といはざる可からず。廟堂に於ては近き將來に於て八ヶ年義務教育の成算既に成れりと。文奎駸々乎として底止する所を知らず。竟には補習學校をも義務教育として取扱ふ時機期して俟つべきのみ。

回顧すれば明治六年學校創立の際學區取締として、柏淵拙藏及桑原應助、吉田清右衞門之に當り百難を排し、物議を斥けて校舍の創設を圖り、明治十七年より高木郡書記、柏淵郁三郎青木治郎吉

順次學務主任郡書記として、明治三十三年迄教育の振興を圖り、同年七月郡視學を置き、村上定吉始めて其職に任じ、爾後林政太郎・垣見岩次郎・山中鎌吉・田中平太郎・山口儀十郎・野村成基・關谷龍逸・今泉宗市・北村莊三・可兒鋼平相次いで郡視學となり、以て今日の盛況を見るに至れり。

大正十一年現在本郡小學校一覽表左の如し。

大正十一年郡内小學校一覽表

學校名	校下區名	校下戶數	學校所在地	校舍坪數	校地坪數	在籍兒童數 尋一	在籍兒童數 高	就學步合數	學級數	教員數	經常費	校長名
高田尋常高等小學校	高田町	九七四	高田町大字高田	三三八	一八一八坪	五五二	一五六	九九七三	一五	一七	一〇三九〇円	關谷龍逸
澤田尋常小學校	澤田、櫻井、上方五日市	二三九	養老村大字澤田	一五三	五七二	一六〇	—	九九五三	四	四	六八五八	杉野松二
石畑尋常小學校	石畑、柏尾、白石明德、龍泉寺、勢至	三一三	養老村大字石畑	一五二	五七六	二一三	—	一〇〇·〇〇	五	四		勝野金吾
廣幡尋常高等小學校	廣幡	二九〇	廣幡村大字口ヶ島	三三七	一〇六七	二一〇	二一	一〇〇·〇〇	七	七	五、一八八	高木貫
上多度尋常高等小學校	上多度	三四七	小倉、宥尾、ニマタガル	三六八	二〇五三	二七八	四三	九八·八九	七	七	五五九七	奥村清之助
下多度尋常高等小學校	下多度	四二八	下多度村大字津屋	二五五	一三四〇	二八八	三〇	九八·八三	七	七	五四二七	安田義孝
池邊尋常高等小學校	池邊	六〇九	池邊村大字根古地	二三五	一四七五	四七四	四三	九九·八三	一〇	一〇	七、一三〇	吉田貞造
笠郷尋常高等小學校	笠郷	七六二	笠郷村船附上之郷	五八六	一四九六	五八〇	七六	九九·一二	一三	一五	一〇·〇〇五	丹羽鎌吉
小畑尋常高等小學校	小畑	二六四	小畑村大字飯田	二四六	八四一	二一六	四五	九九·二七	七	六	四、九八八	久保田揖耳
多藝尋常小學校	多藝	三二五	多藝村大字直江	二四一	六六九	二四七	—	九九·〇六	六	六	四、二九六	山幡庄平
日吉尋常高等小學校	日吉	三六三	日吉村大字中	三一三	二〇五五	二七七	六一	九九·七三	七	六	五、〇三〇	桑原新一
牧田尋常高等小學校	牧田	五〇〇	牧田村上野	三二四	一八六四	三四八	五三	九八·八九	七	七	五、九九八	橋本悅二

一之瀬尋常高等小學校	一之瀬村	一九〇	一之瀬村字下畑田	一八三	七三〇	一四〇	二八	九八三四	五	五	四、三〇三	日比愛三
多良尋常高等小學校	多良村	七四七	多良村大字宮	四七〇	一、二三〇	四九八	一〇三	九九六八	一三	一三	八九三五	寺倉貞次
時尋常高等小學校	時村（時山ノゾク）	四九七	時村大字下山	一三四	七八八	三三八	五三	九九五一	七	七	五、一九三	小川周市
時山尋常小學校	時村時山	二三〇	時村大字時山	六〇	三三二	八七	一	一〇〇〇	三	三	一、九四五	三輪新一

二、各小學校沿革略記

一、高田尋常高等小學校

本校は明治六年三月十二日の創立にて、藍田學校と稱せり。蓋藍田とは書言故事に「稱二譽父子一曰二藍田生レ玉、諸葛恪少有レ名、孫權見二其父瑾一曰、藍田生レ玉、眞不レ虛也。」とあるに由り命名せるなる可し。明治十九年四月新小學校令の發布せらるゝや、同十一月島田尋常小學校及島田簡易科小學校と改稱し、同二十一年島田高等小學校を設立す。是本郡に於て高等科設置の嚆矢なり。同二十四年一月十三日勅語御下賜。同年五月高田尋常高等小學校と改稱す。同年十月二十八日濃飛大震の爲め、校舍半潰。同二十五年四月校舍狹隘を告げ、本校を伊藤健之助方に轉ず。同三十六年三月現在北校舍落成す。同二十八年十二月明治昭憲兩陛下御影奉戴。同三十年九月十日高田町養老村多藝村組合學校となる。同三十五年三月同組合解除。同年四月一日町立高田尋常小學校、町立高田高等小學校の二校となる。同三十六年四月一日復舊して高田尋常高等小學校と稱す。同年四月現在南校舍新築落成せり。同

三十八年尋常科に裁縫唱歌の二科、高等科に英語を加設す。同四十三年四月二十一日東宮殿下行啓の榮に浴す。同年四月二十五日殿下御眞影奉戴。同四十五年七月二十五日聖上陛下御不例につき、田代神社神前に於て、御平癒祈禱式擧行。同年八月北舍大修繕を加ふ。大正四年十月二十八日今上陛下御影奉戴。

同町大字烏江の兒童は初め笠郷村栗笠勉旃義校に通學せしが、明治十年烏江に明倫義校を創設し、同二十二年十二月烏江尋常小學校と改稱。同二十七年五月二十二日高等科併置、同三十年町村併合の結果烏江小學校を廢し、高田尋常高等小學校烏江分教場を置く。校長高橋喜一郎・赤松莞爾・村上定吉・中島國吉・森貞之助・大橋敬二・横山八三郎・田中長秋・關谷龍逸・北村莊三。參考文書左の如し。

（一）　御　届

多藝郡島田村藍田學校之儀從來間狹ニ付同所田代神社々務所借受分局授業致來候處生徒追々增加仕授業差支不少候ニ付今般校下村々戸長竝學務役員協議之上同所舊製絲場借受轉局爲致度此段御届申上候也

明治十七年一月十八日　　多藝上石津郡役所　第四學區藍田學校學務委員　柏淵友次

多藝上石津郡長高木貞正殿

（二）

島田高等小學校區域改正ノ儀ニ付上申

客年九月本縣令第二十七號ヲ以テ定メラレ候部内島田高等小學校區域ノ儀多藝上石津兩郡ニ候處上石津郡地方ハ遠隔ニシテ到底通學ハ難致隨テ教育補助費徴收方ニモ困難之事情モ有之候間至急右區域改正ノ儀御達相成候樣致度此段上申候也

明治二十年一月二十六日　　多藝上石津郡長　高木貞正

岐阜縣知事宛

二、澤田尋常小學校

明治六年三月澤田乙坂、協商の上學校組合を組織し、厚益學校を設立し、澤田村眞泉寺御堂を以て假校舍に充つ。蓋厚益とは民生を厚くし民用を益する義なるべし。同年末つ方上方龍泉寺櫻井合同して上方に積流第二義校を設立し、同九年厚益學校に併合せり。同九年十一月伊勢暴徒の騷擾に遭ひ、教室を眞泉寺學寮に移す。同十年九月澤田村字本郷に校舍を新築し、櫻井上方を校下とす。同十六年六月より同十七年三月に至る十ヶ月間は教員の交迭頻繁にして、屢々教師に缺員を生じ、自習教育法行はる。同十七年櫻井上方兩村を組合より分離す。同十九年十一月牧田村と組合ひ、簡易科小學校となる。同二十年四月尋常小學校となり、稍學校の體裁を備ふ。同二十三年八月牧田校と經濟分離す。同二十六年六月小學校令實地の爲校下區域を變更し、櫻井と合同す。同三十年四月一日郡制實施により、多藝上石津兩郡を廢し、養老郡と改稱するに當り、當校下澤田櫻井を養老村に合併せり。同三十年九月十日高田町養老村多藝村組合學校となる。同三十三年四月高田小學校澤田分校となる。同三十四年八月澤田分教場と改稱、同年三月三十一日高田外二ヶ村組合解散、同三十六年十一月二日養老村大字澤田字境谷に新校舍を設立し、澤田尋常小學校と改稱せり。同四十一年尋常科第五學年を置く。同四十二年十月二十日教育勅語下賜。同四十三年六月三日增築。大正六年十二月二十四日聖上陛下御影奉戴せり。校長日比忠兵衞・大橋醍三郎・代理長井九一郎・日比野兼三郎・高木

石畑小學校

貢・杉野松二

三、石畑尋常小學校

明治六年石畑に積流第一義校を創立す。蓋積流とは海賦に「茫々積流含ㇾ形内虚」とある故事によるか。明治十二年五月鷲巣村龍門學校と合して、鷲巣村字長屋野に八千代學校を建設す。此工費七百五拾四圓九拾六錢七厘、同十九年十一月鷲巣尋常小學校鷲巣簡易小學校と改稱し、石畑、勢至、柏尾、明徳、鷲巣を校下とす。同二十六年八千代校と分離し、石畑尋常小學校を設立す。同三十年九月高田町外二ヶ村組合學校となり、三十五年四月一日組合分離して、石畑尋常小學校と改稱せり。當時石畑兒玉小朔住宅を假校舎に充當す。同三十七年四月現今の地に校舎新築。同四十一年五月義務教育延長の結果、校舎狹隘を告げ、校舎増築。同四十二年十月勅語謄本下賜せらる。大正四年三月四日午後九時三十分校舎祝融の災にあひ烏有に歸す。依て石畑淨誓寺及古市安太郎添屋及龍泉寺觀音堂を假校舎とし、翌五年二月校舎新築落成。同五年七月勅語謄本下賜。同六年十二月二十四日聖上陛下御影を奉戴す。大正八年四月一日五學級編制とす。八千代校分離以後校長伊奈千幹・田口定行・谷賢一・奥村清之助・勝野金吾

廣幡小學校

四、廣幡尋常高等小學校

明治六年五月大跡、口ヶ島、飯木の三村聯合して時習學校を創立し、大跡村隨陽寺堂宇を假校舎に

充つ。時習とは論語學而篇の「學而時習之」の句に出づ。當時校長は戸倉竹圃にて、教員僅かに二名、生徒才かに五十名、教科目は讀方、書方、算術の三科目に過ぎず。學級は一級より八級に至る教授法は寺小屋式の稍發達せるものなりき。明治九年十二月校舍を口ヶ島民家に移す。同六年五月西岩道、岩道、上之郷三村聯合して、岩道村に立心第二學校を創立す。創立當時より明治十五年頃迄岩道村常性寺住職教授の任に當る。當時生徒數約三十名。明治十七年時習學校と立心第二學校と合併し、口ヶ島學校と改稱す。時の校長戸倉谷三郎外に教員二名、兒童數七十名、教科目修身、國語算術、修業年限初等科、中等科各三年。明治十九年十一月小學校令發布の結果、口ヶ島尋常小學校竝に口ヶ島簡易小學校と改稱す。同二十四年五月二十六日岩道に三年程度の岩道尋常小學校を設立す。是當時町村制施行の結果岩道は廣幡村となり、下笠、上之郷は笠郷村となり、分離することゝなりたれば、同年口ヶ島簡易小學校を岩道に移されんことを其筋に請願せしも許されず。然るに口ヶ島と岩道とは其距離十七八町ありて、通學上不便尠からざる爲、茲に岩道に尋常小學校を設立せしなり。（郡役所文書による）明治三十年十月一日岩道尋常小學校を合併し、廣幡尋常小學校と改稱。同三十一年十月三十一日校舍新築。同四十二年七月十五日校舍狹隘の爲增築。大正六年四月一日高等科を併置し、廣幡尋常高等小學校と改稱す。明治十九年以後の校長、宮戸慧海・横山又三郎・野村嶺律・中島滋樹・平野愛二・西尾陶次・兒玉齋治・大久保休吾・勝野金吾・高木貢

上多度小學校

五、上多度尋常高等小學校

明治六年四月小倉村瑞窒寺内に讀雲義校。有尾村明樂寺内に悠久義校。鷲巢村に龍門義校を創設す。悠久とは禮記に「悠久所二以成一レ物」とあるにより、龍門は後漢書李膺傳に「以二聲名一自高士有下被二其容接一者上名爲二登龍門一」によるか。明治九年讀雲義校に悠久義校を合併して、讀雲義校と稱す。同十二年五月龍門校と石畑村積流第一校と合併し、八千代學校と改稱し、校舍を八千代野に建設し、校下を明德、石畑、白石、鷲巢の四ヶ村とす。明治十九年十一月讀雲校を小倉尋常小學校及小倉簡易小學校と、八千代學校を鷲巢尋常小學校及鷲巢簡易小學校と分稱す。同二十三年十一月二十二日敎育勅語奉戴。同二十四年尋常科修業年限を一學年より四學年迄、簡易科を一學年より三學年迄とす。同三十一年右四校を合併し、上多度尋常小學校と改稱せり。時に職員三名、兒童數百二十六人、小倉村一民家を校舍に充當す。同三十六年六月新校舍を創建す。同四十一年小學校令改正義務敎育年限を六ヶ年に延長す。職員五名、兒童數二百三十二人。同四十三年九月校舍增築落成、大正四年十一月五日御影奉戴す。同五年四月一日高等科併置して上多度尋常高等小學校と改稱す。職員八名、兒童數三百十九人。明治三十一年以後校長川内深美・小林政吾・中島濱次郎・田口定行・橋本悅二・奥村清之助。

下多度小學校

六、下多度尋常高等小學校

明治六年六月津屋村慈眼寺内に登高義校、同地西林坊に同分局、志津村善敎寺内に問津義校を創設す。何れも堂宇を以て假校舍に充當せり。登高とは中庸に「君子之道譬如二行レ遠必自レ邇、如二登レ高必自レ卑一」より出づ。登高校は津屋、船見、若宮の三ヶ村を以て校下とせり。同分局は程なく分離して登高第二學校と稱し、本校を登高第一學校と改稱す。明治七年の頃登高第一校を近藤善助の住家に移し、同八年再び本慶寺堂宇に移し、小倉村讀雲校下志津、新田を本校下に編入す。同十年の頃津屋村共有家屋にうつる。同年問津校を高木慈敎宅に移す。同十三年十月登高第二校舍を新築し、同十四年六月登高第一校と問津校と合併し、中央の地を擇びて、校舍を新築し、東陽小學校と改稱し、次いで登高第二校を單に登高小學校と改稱す。明治十九年十一月兩校共に津屋簡易小學校と改稱。同二十五年一月六日勅語謄本下賜。同十二月二十三日聖上御影奉戴。同二十六年四月兩校合併。津屋尋常小學校と改稱。同年五月校舍新築の議成り、同年八月起工、同十一月竣工せり。然るに各敎室とも天井なかりしを以て之が造作を急ぎし折柄、明治二十九年の大風水害の爲に一頓挫を來たし、同三十二年寄附金を醵集し、一月十六日成工。同三十四年二ヶ年程度高等科併置をなし、下多度尋常高等小學校と改稱す。同年校舍增築。同三十七年四月高等科修業年限を三ヶ年とするの議起る。然るに日露戰役に遭ひ却つて尋常科に於て一學級を減せり。明治三十八年に至り前議を復活し、高等科を三ヶ年程度とし、翌年四月又四ヶ年程度に進む。尋常科の學級も五學級に復す。同三十九年四月敎室不足を告

げ、村役場を分教室に充つ。同四十年七月八日校舍新築認可。翌八月起工、翌四十一年五月一部落成。分教室兒童を之に收容し、同四十二年九月一日全部竣工。此經費金壹萬八百四拾九圓なり。明治四十五年手工科加設、大正四年十月二十八日聖上陛下御影奉戴。翌五年十月二十七日皇后陛下御影下賜。校長高木秋陽・岩井定隆・萩原南軻・山上正圓・寺倉茂遠・大杉直幹・吉田階三郎・與津嘉吉・北川靜夫・大杉榮・古川乙吉・中島順吉・鷲見鶴吉・寺倉貞次・松岡休作・安田義孝。

七、池邊尋常高等小學校

明治五年八月學制頒布せらるゝや、村民教育の一日も忽諸に附すべからざるを自覺し、翌六年六月大巻村智通寺堂宇を假校舍とし、璞玉義校を、同年九月根古地村天照寺御堂を假校舍とし、育雛義校を創立す。璞玉とは晉書山濤傳に「王戎目レ濤如二璞玉渾金一人皆欽二其寶一莫レ知レ名二其器一」により育雛とは幼兒を教養する恰雛兒を育つるが如しの義によれり。

璞玉校創立當時の校長は大野稔にて、嚴格なる教育を爲し、校則振張せり。通學兒童數約六十名教員三名、教科目は讀書、作文、習字、算術の四科目にて、下等、上等各四ヶ年と改む。翌七年智通寺の北に校舍新築。同八年十月大野校長退職。小出市太郎就職德育を以て教育方針とす。同九年十一月伊勢暴徒の爲に放火せられ、校舍灰燼となる。翌十年二月現場に假校舍をたて、間もなく新校舍をたつ。同十一年小出校長退職。十二年四月大橋英太郎後任となる。學級數四、兒童數約八十

人、同十五年大橋校長退職。佐溝光基後任となる。初等科　中等科各三年、上等科二年、計八年を以て修業年限とせしが、上等科を修むるもの甚だ罕なりき。就學兒童數百五十名。同十九年小學校令發布に從ひ、大卷村外五ヶ村（大卷、大場、根古地、同新田、釜段、駒野新田）經濟共通となり、大卷尋常小學校と改稱し、同時に根古地新田外四ヶ村立育雛學校を廢し、右大卷校分校とす。同年十一月佐溝校長退職。佐土根半太郎後任。同二十二年十月町村制實施に際し、再び分村し根古地分教場獨立す。佐土根校長は根古地小學校に轉任し、前任佐溝氏再び大卷校長となる。同二十四年十月二十八日前古未曾有の大震にあひ、校舍倒潰休校す。佐溝校長退職。織田信喜後任。翌二十五年校舍改築。同二十九年空前の大水害にて校舍全部波濤の爲に一掃せられ、一民家を假校舍とす。

育雛義校は根古地新田外四ヶ村を校下とし、創立當時校長は川口某にて、兒童數約五十名、翌七年脇屋昌貞の宅前に新校舍建築。川口校長につぎ野村琢・長谷川利忠・藤本泰通相次いで校長となり着實勤勉を以て訓育方針とす。學級數三乃至六にて一定せず。兒童數百六十名、修業年限八ヶ年、教科目修身、讀書、作文、習字、算術進んで地理、歷史を教ふることあり。同十九年大卷尋常小學校分校となり、古川節郎主席教員となる。同二十二年十月町村制實施に伴ひ、獨立して根古地尋常小學校と改稱す。學級數二、教員數二、兒童百名、明治二十四年大震により校舍倒潰。佐土根校長退職。松永鼎・菱田松雄相次いで校長となる。同二十九年空前の大水害にあひ、校舍一朝にして靈神

の爲にさらはれ、根古地村高橋太助の養蠶室を借りて校舍に充つ。

明治三十年四月郡制實施の際大巻村外五ヶ村を池邊村と改稱するに依り、同年十月大巻尋常小學校と根古地尋常小學校を合併して、池邊尋常小學校と改稱し、駒野新田に分教場を置く。當時本校は大巻足立氏の住家を假校舍に充當せり。學級數四、教員數四、兒童二百二十餘名、修業年限四ヶ年。同三十年十月十七日勅語謄本下賜。同三十一年三月根古地新田字枠之池に校舍新築。六月二日落成。同三十四年四月駒野新田分校を改め、分教場とし、一學級を編成し、尋一より尋五迄凡四十名を教育す。翌三十七年日露開戰となり、經費節約の結果分教場を廢せしが、翌三十九年復舊す。同四十一年駒野新田分教場新築及運動場擴張。翌四十二年學制改正の結果義務教育を六ヶ年とし、新たに尋常五學年を置き、同四十三年六學年を置く。分教場と共に學級七、兒童數三百五十名。同年校舍一棟增築。大正元年十二月校舍狹隘を告ぐるを以つて校舍新築の議起り、同二年九月二日新築落成。此工費壹萬五百貳拾圓貳拾錢、同五年四月高等科を併置し、池邊尋常高等小學校と改稱し、同四月教員住宅を設く。同年十月聖上陛下御影奉戴。明治三十年以後校長藤江正・田中澄次郎・松永長九郎・久保田拙耳・奥村清之助・吉田貞造。

八、笠郷尋常高等小學校

明治六年下笠村に立心第一學校、大野村に立心第三學校、栗笠村に勉旃學校船附村に修文學校を創立す

一、立心第一學校は初め下笠村字中島淨雲寺堂宇を假校舍に充當せしが、明治八年に至り石原清左衞門屋敷跡に校舍新築。同十九年十一月下笠尋常小學校及下笠簡易小學校と分稱す。同二十四年勅語謄本下賜。同年十月二十八日大震の爲め校舍全潰し、下笠村字和田小野久八住宅を假校舍となす。同二十六年八月校舍新築。同三十二年五月十三日增築。同三十五年教室猶狹隘を告ぐるを以て、一教室增設す。同四十二年七月南校舍增築。大正七年四月廢校。創立當時の校長久保田彦三郎・野村嶺律等なりしも明かならず。

二、立心第三學校は初め大野村澁谷代衞の別邸を假校舍に充當し、教育を施せしが、同十年頃船附村修文義校に合併せり。

三、勉旃義校は初め栗笠村一民家を校舍とし、栗笠及烏江を校下とす。明治十九年十一月栗笠簡易小學校と改稱。當時宮戸皆遵校長たり。同二十二年町村制施行の結果廢校とす。

四、修文義校は船附村に創立し、明治十年頃に至り大野村を校下に加ふ。同十九年十一月船附尋常小學校及船附簡易小學校と改稱。同二十六年十月二十二日御眞影奉戴。同月船附村外一ヶ村組合尋常小學校と改稱。同二十八年五月高等科設置。船附尋常高等小學校と改稱し、次いで同三十二年三月船附尋常小學校及船附高等小學校の二校とす。同年御眞影奉戴。同三十四年船附高等小學校を笠郷高等小學校と改稱。同四十一年三月三十一日船附尋常小學校と笠郷高等小學校を合併し、船附尋常高等小

學校と改稱す。

大正七年四月船附尋常高等小學校及下笠尋常小學校を廢し、笠郷尋常高等小學校を置く。同九年二月二日現在新校舍新築落成、從來本村は船附及下笠に校舍を有し、設備何れも不完全なるのみならず、敎育上統一をかき、加ふるに年々歳々就學兒童增加し、校舍狹隘を告くるを以て、茲に兩校を合併して一校と爲し村中央廣濶の地に新校舍を建設せり。校長左の如し。

明治二十九年以來中島國吉、明治三十二年尋常高等別立し、尋常科校長田中澄二郎・坂富次郎・藤井貞雄・津田順吉。高等科校長中島國吉・松岡龍吉。明治三十四年村立高等以後柳田光次郎・加納鎌吉。明治四十一年尋常高等併置以後中島滋樹。大正七年以後大久保休吾・丹羽鎌吉。

一、下笠尋常小學校長横山又三郎・田中鶴吉・早野利右衞門・田中彌三郎・河村三郎・後藤嘉太治・津田順吉・田中彌三郎・勝野金吾。

九、小畑尋常高等小學校

明治六年四月飯田、飯積、金屋、大坪、蛇持、祖父江、江月の七ヶ村聯合し、飯田村相順寺堂宇を假校舍とし、敬業義校を創立し、同時に江月村に分局を置く。明治八年飯田村字井ノ下に一校舍を新築す。同十八年六月洪水、堤塘缺壞校舍流失の爲め一民家をかりて敎授す。同年十一月當校と橋爪村日進學校、宇田村致遠學校と合併し、宇田村に謙益學校を新築し、祖父江、江月、飯田村に分敎

場を置く。同十九年十二月組合より分離し、飯田村に校舍を建て、飯田尋常小學校と稱し、同時に祖父江、江月兩地に簡易科學校を置く。同二十四年二月二十二日教育勅語謄本下賜。同二十六年飯田村字宮西に校舍新築。同三十年十月一日小畑尋常小學校と改稱し、祖父江　江月の簡易校を廢す。明治三十五年四月二十四日下江月教育事務を高田町に委託す。同年四月三十日多藝村大字飯積の教育事務委託を受く。同四十年三月三十一日下江月の委託教育事務を解除す。大正二年三月二十六日飯田字南丸内に校舍新築。同三年二月竣工、工費八千四百五拾九圓參拾八錢、敷地七百五十坪、同四年四月一日多藝村（金屋を除く）教育事務委託を受く。同十一月五日聖上陛下御影奉戴。同五年四月一日高等科を併置し、小畑尋常高等小校と改稱す。大正十年三月三十一日多藝村教育事務委託を解除す。校長名和義儀・赤松莞爾・安福喜一郎・佐藤豊次郎・藤井金平・後藤嘉多治・大久保休吾・中島滋樹・佐藤豊次郎平野愛二・河合花一・久保田拙耳。

一〇、多藝尋常高等小學校

多藝村教育は從來組合又は委託教育によりて、僅かに命脈を保ちしが、文明の進歩は斯る姑息教育を許さず。大正十年四月新たに多藝尋常小學校を創立し、始めて本村教育の基礎を建つ。今舊來の教育狀況を記せば

一、大字直江　明治六年三月島田村藍田校下となり、大正三年四月轉じて小畑村に教育事務を委託

し、大正十年三月解除。

一、大字金屋　明治六年飯田村と聯合し、敬業校下となる。明治十九年以後日吉村にて組合教育又は委託教育を爲し、大正十年三月委託解除。

一、大字飯積　明治六年飯田村と聯合し、敬業校下なり、明治十九年より日吉又は小畑校に委託教育を爲し、大正十年三月委託教育解除。

一、大字高畑　明治六年橋爪村日新校下となり、明治十八年に及び廢村となる。

一、大字多岐　明治六年日新校下となり、明治三十五年四月より高田町に教育事務委託を爲し、大正十年三月解除。

一、大字大墳　明治十年頃文開學校創立。同二十二年九月北大墳簡易小學校と改稱。同二十四年四月北大墳尋常小學校と改稱。同三十四年頃廢校。此間堀口正顯校長となる。同年より大正三年三月迄高田町に、同年四月より大正十年三月迄小畑村に教育事務委託す。

大正十年四月校舍を大字直江に新築し、多藝尋常小學校を創設す。同年十月二十七日聖上御影及教育勅語奉戴。大正十二年四月高等科を設置し、多藝尋常高等小學校と改稱す。校長河合花一・山幡庄平。

一一、日吉尋常高等小學校

明治六年二月橋爪村念長寺堂宇を校舍に充て橋爪、中豐、安久、大墳の諸村聯合して日新義校を創

設す。日新とは書經の「日新日日又新」に出づ。後一民家に移轉す。同年三月宇田村西勝寺前一民家を假校舍とし、致遠義校を創立す。明治十八年十一月日新・致遠・敬業の三校合併し、宇田村に一大校舍を新築し、謙益學校と稱す。謙益とは易經の語にて謙は益を受くの義に出づ。同十九年十一月宇田尋常小學校、宇田簡易科小學校と分稱す。同年十二月舊敬業校下と分離す。同二十三年十一月十五日勅語謄本下賜。同二十五年十二月兩聖陛下御影奉戴。同二十七年五月高等科を併置し、日吉尋常高等小學校と改稱す。同三十七年四月日露戰役により經費緊縮の結果、從來の六學級を五學級に縮少し、同三十九年四月復舊。同年十二月校舍新築の議成り、翌年二月起工、同年六月十日落成式擧行。工費壹萬有餘圓。同四十四年五月中區諏訪神社社地六畝歩を借り、農業實習地とす。校長日比野廉平・安福喜一郎・吉田曾太郎・鷲見鶴吉・後藤兼松・桑原新一。

日新義校創立文書

（一）小學義校取調開業願書（拔萃）

岐阜縣管下第四十四區多藝郡高畑村、安久村、橋爪村、大墳村、宇田村、中村、豐村合七箇村

第一條　岐阜縣管下第四十四區多藝郡橋爪村念長寺ニ於テ佛堂ヲ借リ日新舍ト名ケ學校トス

第二條　學校費用概略一ヶ年百五拾圓營繕費、家稅、其他諸雜費

第三條　教員氏名　大橋平三郎、村上讓甫、鼻橋慈鳳、村上哲三

第四條　教師給料　一ヶ年八拾圓

第五條　教則　總テ文部小學教則ヲ奉準シ實地ニ施シ地方適宜ニ斟酌スルコト

塾則一、午前第七時ニ入塾午後第四時ニ退散スルコト
一、誠實ナル者三員ヲ精選シ塾鑑事務掛ト相定候事
一、入塾ノ節ハ塾鑑事務掛ヘ可届事
一、公私ノ用事共ニ門限出入ノ時ハ塾鑑事務所ヘ可届出事
一、怠惰放肆ノ者塾鑑事務掛ニテ再三告諭シ尚不改者ハ退塾申付候事
一、建具數物等ヲ破損セシ輩ハ塾鑑事務掛ヨリ至當ノ償金申付候事
一、疾病或ハ小事故アリテ退塾五日以上ニ到ラバ父兄ヨリ塾鑑事務掛ヘ可届出事
一、月謝金竝ニ塾費等ハ總テ塾鑑事務掛關係之事
一、各級進退ハ教師試驗ノ上三月毎ニ正ス可キコト
一、諸生貴賤ヲ論セス各級ノ區別ヲ以テ順序スルコト
一、年内休業日　毎月日曜日、神武天皇御祭日、神武天皇御即位日、天長節

右之通開業仕度此段奉願候也

明治六年二月　　結社總代連署

長谷部岐阜縣令殿

多藝郡學區取締　柏淵拙藏印

（二）日新義校學資寄附金

第二大學區岐阜縣管下第二中學區美濃國第四大區九ノ小區多藝郡中村

一金計九拾四圓　　（三十八名連名）

改百參拾五圓五拾錢增金共

右之通當區學校へ寄附積金銘々自己ニ預リ置一ヶ年一割ツヽ、利金上納可仕候但貧富盛衰不同候ニ付五ヶ年限進退證券改正可仕候以上

明治六年七月

戸長、副戸長連署

長谷部岐阜縣令殿

一二、牧田尋常高等小學校

明治六年學制發布を見るや、牧田村民相量り薫陶義校及訓明舍の二校を創立す。

薫陶義校は明治六年六月十五日、字上野善性寺佛堂を假校舍に充つ。校名は宋史に「今人善敎二其子弟一者必延二名德之士一使二與レ之處一以二薫陶一成レ性」とあるによる。明治九年四月牧田西學校と改稱。同十三年二月新築落成。同十六年改築。同十九年四月牧田西尋常小學校及牧田西簡易科小學校と分稱す。同月字和田の兒童敎育を一之瀨村に委託す。同二十五年五月十二日字平井に假分敎場設置。同二十六年十月十七日敎育勅語下賜竝御眞影奉戴せり。

訓明舍は明治七年六月字二又法泉寺堂宇を假校舍に充て、薫明義校の友校として創立す。同九年四月牧田東學校と改稱。同十四年四月二十一日校舍新築落成。同十九年四月牧田東尋常小學校及牧田東簡易科小學校と分稱。同二十七年四月十日東西兩校合併して、牧田尋常小學校と改稱し、東學校を二又分敎場と爲す。同年六月一日高等科を併置し　牧田尋常高等小學校と改稱。同二十八年四月二又及平井分敎場閉鎖。同二十九年八月校舍增築。同三十三年四月二十八日再增築。同三十五年七月八日農業科を加設。同四十年三月兒童數二百七十六名、同四十四年四月三日校舍新築落成。大正元年九月一日尋常科に手工科を加設す。同四年十月二十八日今上陛下御眞影奉戴。同五年十月二十七日皇后陛下御眞影奉戴。同七年四月十五日曩に　之瀨村に委託せし敎育解除をなす。同八年至誠、

勤勉、報德の三條を校訓と定む。高等科併置後校長戸田清一・山中雄城・山田孝三・吉安誠一・大橋庄七・吉田貞造・加藤重順・吉田貞造(再任)橋本悦二。

一之瀬小學校

一三、一之瀬尋常高等小學校

明治六年三月字多仁本善寺堂宇を假校舍に充て、牧田村字和田と聯合し、喩唱義校を創設す。喩唱とは衆口上に向ふ貌にして淮南子に「水濁則魚喩唱、政苛則民亂」とあるより出つるか。當時兒童數七十餘名、教科目は讀書習字算術の三科にて、四名の職員二名宛隔日交代教授せり。當時桑原禎三・同齋助學事關係者として力を致せり。校費は全く村内篤志家の寄附金によれり。同七年五月字殿垣外桑原太平の住家を貳百拾圓にて購入し、之を校舍とす。同十二年冬字大堤内一七四八ノ一番地に移轉改築せん事を圖り、翌十三年五月竣工。同時に中等科を置き、一之瀬學校と改稱。同十九年四月教育令改正實施に伴ひ、一之瀬簡易小學校と改稱。次いで一之瀬尋常小學校と改む。同二十四年二月二十四日教育勅語謄本下賜。同三十二年十二月二十九日兩陛下御眞影奉戴。同三十五年字下畑田の土地を購入し、工費參千貳百參拾壹圓を投じ、校舍新築。同年十月十七日落成式擧行。同年四月一日新たに修業年限二ヶ年の高等科を併置し、一之瀬尋常高等小學校と改稱。同三十九年四月一日高等科修業年限を四ヶ年とす。同四十一年四月一日小學校令改正に基き、尋常科を六學年、高等科を二學年とす。義務教育年限延長に伴ひ、校舍狹隘を告ぐるを以て、同四十一年十二月增築に着手し、

翌四十二年三月竣工。此校費參千百九拾壹圓九拾八錢貳厘、明治四十五年四月一日高等科の手工科をはぶき、農業科と家事科とを加設し、同時に農業實習地約五畝歩を置く。大正三年今上陛下御踐祚記念として金壹千參拾圓七拾五錢を以て、校地二段十九歩六分五厘を買入る。同四年十月二十八日今上陛下御眞影奉戴。校長桑原高孝・松山仁三郎・大橋正祝・細川善愼・桐山爲次郎・氏家楚周・日比野兼三郎・戸澤新介・久世六郎・松井守正・安福賢一・加藤重順・日比愛三・澁谷浩。

一四、多良尋常高等小學校

明治五年八月學制發布を見るや、敎育の忽かせに附すべからざるを知り、同年十二月基業舍を翌六年四月向陽舍を創設す。

基業舍は宮村二番地高木貞榮邸宅の一棟を假校舍に充て、明治六年四月基業小學校と改稱。同時に禰宜上村三番地正林寺内に分校有隣舍を設置す。敎科目は讀書作文習字修身等にて、上等科、下等科に分ち、各修業年限を四ヶ年とす。同十年七月禰宜上村三分一に校舍新築。同時に有隣舍を閉鎖す。同十九年禰宜上尋常小學校と改稱。同二十年四月八日より以後二年間上原淨德寺内に分敎場を設く。當時尋常科四ヶ年、溫習科一ヶ年、兒童數百二十名より百七十名を算せり。同二十九年五月二十九日高等科を併設し、多良下尋常高等小學校と改稱。同二十四年四月二十七日敎育勅語謄本奉戴。校長高木貞榮・赤松莞爾・川添甫八・渡邊辰彌・堀口正顯・木下總榮。

向陽舍は樫原村瑠璃光寺内に創設し、明治十三年并之内村番外に校舍新築。同年西山に向陽舍分校を設く。同十五年頃より十九年頃に至る間校長缺員にて首席教員高木宗篤教授す。兒童數七八十名、明治十九年四月一日上多良尋常小學校と改稱。同二十九年五月多良上尋常小學校と改稱。校長三輪貞造・川添南八・日野管峰・横山又三郎。

明治三十一年四月多良下尋常高等小學校、多良上尋常小學校及西山學校を合し、多良尋常高等小學校と改稱し、上多良及西山兩分教場を置く。同三十四年四月現在校地に校舍新築着手。翌三十五年十月二十五日成功。同時に上多良分教場を廢す。同十一月三日兩陛下御影奉戴。同四十年誠實勤勉忍耐の三項を訓練要項と定む。同四十一年五月二十日現在中舍を二階立とす。同四十二年五月二十五日西山分教場新築。大正四年十月二十八日今上陛下御影奉戴。同五年十月二十七日皇后陛下御影奉戴。校長木村義雄・小林重弘・日比野兼三郎・西尾陶治・山中雄城・森貞之助・關谷龍逸・小酒井儀三・吉田貞造・安藤辰藏・後藤兼松・松岡休作・寺倉貞次。

基業舍創立文書

明治六年四月私學開設指令

第一條　岐阜縣管下第四區二ノ小區石津郡宮村二番地高木貞榮邸宅ノ一部ヲ充テ基業學舍ト稱ヘ以テ學校トス、禰宜上村三番地所正林寺佛宇ヲ借リ有隣舍ト稱ヘ以テ友校トス

第二條　費用貳百五拾參圓內拾圓八拾錢授業料生徒九十人、分百四拾貳圓四拾六錢四厘校下十一ケ村三百六十六戸ニ割賦

第三條　皇漢學教授柏淵靜夫、助教赤松莞爾、三輪建胤、高木泰翁、英學教授追ヲ雇入ノ上御屆申上候、筆道教授試補西脇友

輔、助教藤田貞助、同小寺助右衞門、算術教授試補山田清記、助教西脇武八郎

第四條　塾則、毎朝午前七時出頭十二時晝食、午後一時出頭、同四時退休

但農繁ノ節ハ臨時便宜進退セシメ又夜學セシムルコトアル可シ

一級卒業毎ニ學則通リ試驗ノ上進級セシムルコト

但格別勉勵或ハ怠惰放逸ノ徒ハ臨時黜陟セシムルコトアルベシ

疾病又ハ事故アリテ休課五日以上ニ及ババ其理由父兄ヨリ届出ツベキコト

寄宿生一ヶ年二人扶持、持參タルベキコト

授業料當分拾貳錢ト定ムベキコト

休日　伊勢神宮祭日、神武天皇祭日、孝明天皇祭日、新年、紀元節、天長節、祈年祭日、新嘗祭日、大祓日、毎月一、六日

一月十六日開業、十二月十五日閉塾

維持法　高木三家及校下各村寄附ニヨル

一五、時尋常高等小學校

明治六年打上村に菁々義校、上村明覺寺内に琢磨義校を創設す。菁々とは詩經の「菁々者莪」に出で琢磨は同詩經に「如レ切、如レ瑳如レ琢、如レ磨」に出づ。同八年菁々義校を土岐學校と改稱。同十二年十二月二日校舍改築落成。十二年八月琢磨學校建設。同十三年初等科及中等科を設く。同十九年十二月土岐琢磨兩校を合併し、下山簡易科小學校と改む。同二十一年四月時尋常小學校と改稱。同二十六年校舍改築。翌二十七年四月一日移轉。同三十年四月一日補習科を設く。同三十一年八月二十三日時山負薪學校を分校となす。同三十三年十一月十一日高等科併置し、時尋常高等小學校と改稱。同三十四年九月三十日時山分校を廢し、時山分教場となす。校長木下冷笑・金森祐康・村上信吾・穗西

順・白井平六・戸倉谷三郎・福島房九・山田幸哉・栗田幸四郎・戸澤新助・伊藤喜藏・服部德太郎・宇賀長慶・小川長治郎・西脇密通・三輪文之丞・若山孝三・三輪弘・小林利直・竹內連・中島國吉・北川靜夫・三輪文之丞・松永鼎・三輪文之丞・山田孝三・有賀純・桑原英一・稻川健策・清水吉藏・松岡休作・後藤兼松・鷲見鶴吉・小川周市・日比愛三。

明治十三年琢磨學校書類

一、組合　堂之上村、上村、細野村、合村三ヶ村戸數百七十四戸、人口八百三十四人

一、學齡人員　百十七人、內就學者六十八人、內男五十一人、女十七人、不就學者男六人、女四十三人

一、小學補助教員　男三人、日々生徒出席平均數四十三人、學務委員一人

一、會計　近藤茂三郎、幹事三輪謙藏、主者三輪巳之助、學務員生田成之助

協議集金五拾貳圓拾九錢九厘、有志寄附金參拾九圓、生徒授業料六圓八拾錢、地方稅配付金拾壹圓拾壹錢參厘、文部省補助金八圓六拾貳錢四厘、總計百拾七圓七拾參錢六厘

補助員給料六拾九圓貳拾錢、學務委員給料五圓、其他諸給料拾九圓、書籍器械費五圓八拾錢、薪炭油費八圓八拾壹錢八厘、學校營繕費拾圓拾貳錢貳厘、諸雜費七圓參錢參厘、總計百拾九圓九拾七錢參厘

一、卒業生　下等略則五級男十一人、女五人、同三級男三人、同二級男女各一人、計三十一人

一、生徒數　下等略則、第六級男三十七人、女十六人、四級男十人、女一人、二級男三人、一級男一人、計六十八人

菁々義校創立當時教則略表

時	七時	八時	九時	十、十一時	十二時	一時	二時	三時
學科	讀本	同上	同上	讀本、算術	退食	習字	同上	同上
八級 六歲	本朝三字經 幼學入門	同上	同上	同上		四十七文字 名字盡	同上	同上

七級 七歲	皇國三字經 改正三字經 女兒假名文	同上	同上	同上	三札御條目 近隣村名	同上	同上
六級 八歲	大統歌 孝經 神拜詞記	同上	同上	同上	學校童子訓	同上	同上
五級 九歲	單語篇 皇國千字文 五十韻	同上	同上	同上	商賣往來	同上	同上
四級 十歲	學庸 西洋事情 歷代年號	同上	同上	同上	改正商賣往來	同上	同上
三級 十一歲	小學 英學入門 府縣名	同上	同上	同上	皇國千字文 漢十字文	同上	同上
二級 十二歲	論孟 博物新篇 單語篇	同上	同上	算術 掛割 乘除法	眞假名文 謄寫	同上	同上
一級 十三歲	詩書 漢史略 和漢神教要旨	同上	同上	同上	速寄 楷字 速割	萬國往來	同上
（日曜講義）	大學 論語 （舉館生徒）	三字經 皇國千字文 （三級以上）	十八史略 （二級以上）	皇朝史略			
（月曜輪講）					五州記事 史略	西洋事情	
（水曜作文）					書牘文 策文	眞假名文 策問	
（木曜試驗）	復書 復習						

一六、時山尋常小學校

明治六年時山村に負薪義校設置、廣榮寺住職山村義貞及藏林寺住職山上信行の二名教授の任に當れ

り。負薪とは後漢書袁紹傳に「臣以二負薪之資一拔二于陪隷之中一」又陳琳の書に「聞魏周榮、虞仲翔各紹能負二折薪一等より出づるか。明治八年時山村負薪學校と改め、村上義敬教授す。同十九年十一月時山簡易小學校と改稱。伊藤喜藏教授す。同二十一年四月時山尋常小學校と改稱。明治三十一年八月二十三日時山尋常小學校を廢し、時尋常小學校時山分校とす。山本勉教授す。同三十四年九月二十日分校を分教場と改む。同三十五年五月五日校舍改築。同三十八年七月一日分教場の名稱を廢し時山尋常小學校設置。三輪新一校長となる。大正六年六月二十日教員住宅建設、同十二年四月一日小川周一校長となる。

三、各補習學校

高田補習學校

一、高田農業商業補習學校

大正四年四月二十二日高田小學校に附設認可。同年五月一日高田農業商業裁縫補習學校開校。同十一年四月一日高田農業商業補習學校と改稱し、農業科を男子部、女子部の二部に分つ。

澤田補習學校

二、澤田農業補習學校

明治三十七年十一月二十四日澤田尋常小學校に附設。大正十年六月一日澤田尋常小學校に併設。

石畑補習學校

三、石畑農業補習學校

明治三十七年十一月二十四日石畑尋常小學校に附設。大正十年六月一日石畑尋常小學校に併設。

四、廣幡農業補習學校

從來各區青年會にて補習教育を行ひ來りしが、大正八年四月十七日初めて本校を開校せり。

五、上多度農業補習學校

明治三十八年九月上多度尋常小學校に上多度農業補習學校を附設し、修業年限二ヶ年學科は修身國語算術農業を課す。大正六年四月學則を改め、修業年限本科三年、別科二年、研究科二年とす。

六、下多度農業補習學校

從來は各部落にて夜學校を開き、青年の爲めに補習教育を爲せしが、大正九年六月九日下多度尋常高等小學校に下多度農業補習學校を附設し、同十年四月一日同小學校に併設す。

七、笠郷農業補習學校

大正九年六月九日設置認可。同年十一月三日開校。

八、池邊農業補習學校

明治三十六年五月創立にて、尋常小學校卒業後家庭に在りて農業に從事するものを集め、午後三時より二時間づゝ修身國語算術農業の四科目を教授せしが、同三十八年國事多端の折柄、晝間教授は家業の澁滯を來し、生徒の出席不良なる爲め、已むなく晝間教授を廢し、農閑の夜間を利用し、一夜二時間、一週六時間宛補習教育を施せしが、大正五年四月小學校に高等科を併置するに及び、翌六年

小畑補習學校

四月より教育の程度を進め、高等科卒業者も入學せしめ、學級も二學級に編成せり。

九、小畑農業補習學校

明治三十九年九月小畑尋常小學校に附設す。

多藝補習學校

一〇、多藝農業商業補習學校

大正十年十二月二十五日創立。

日吉補習學校

一一、日吉農業補習學校

明治四十二年十月日吉青年夜學會創立。大正五年三月三十一日日吉尋常高等小學校に日吉農業補習學校附設。同八年一月學則を改正し、同十年三月日吉農業補習學校と改稱。同十二年三月縣訓令に基き學則を改正す。

牧田補習學校

一二、牧田農業補習學校

明治四十二年四月壯丁準備教育を施し、明治四十三年三月に至り青年夜學會創設し、壯丁竝に青年に對し補習教育を施す。大正八年三月二十八日牧田小學校附設牧田農業補習學校を設置し、大正十一年三月牧田農業補習學校と改稱す。

一之瀨補習學校

一三、一之瀨農業補習學校

明治四十二年時の村長桑原雄吉郎夙に青年教育の必要を認め、同年四月青年夜學規則を制定し、青年

子弟に其職業の餘暇を利用して、人倫道德の要旨及日用必須の學科（修身、讀書、作文、算術、農業）を教授せしを初めとす。同四十三年四月六日本村に青年會の開設せらるゝや、同會の目的を達せんが爲め、改めて青年夜學會會則を制定し、從來の學科に撃劍の一科を加へ引續き教育せり。大正五年四月一日一之瀬小學校附設一之瀬農業補習學校を創立し、其學則の下に從來の夜學會員を生徒となす。大正十年十月一日一之瀬農業補習學校と改稱す。

多良補習學校

一四、多良農業補習學校

大正八年四月十日多良尋常高等小學校附設多良農業補習學校設置認可。同年九月八日開校式擧行。同十年十月四日多良農業補習學校と改稱す。

時補習學校

一五、時農業補習學校

明治三十九年六月農業補習學校を時尋常高等小學校に附設す。大正三年四月裁縫科を加設し、時農業裁縫補習學校と改稱す。同九年十二月改正令により農業補習學校と改稱し時尋常高等小學校に併設す。

時山補習學校

一六、時山農業補習學校

大正十二年四月一日創立。

第三節　教育會及教員會

一、教育會

本會は明治十八年十一月八日の創設にかゝり、多藝上石津郡教育會と稱す。

多藝上石津郡教育會規約認可之義伺

今回兩郡有志者共同團結シテ教育會ヲ開設シ、該會ニ於テ別紙ノ通規約議決致候ニ付御差支モ無之候ハヽ、御認可相成度此段相伺候也

明治十八年十一月十七日　　多藝上石津郡教育會頭　高木貞正

岐阜縣令小崎利準殿

（規約不詳）

創立當時本會は岐阜縣教育會支會なりしが、同會解散せしため獨立して規約を協定すること左の如し。

第一條　本會ハ普通教育ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ多藝上石津郡教育會ト稱ス

第三條　本會ノ目的ニ同意スルモノハ何人タリトモ會員タルコトヲ得

第四條　入退會共ニ其旨書面ヲ以テ幹事ニ申出ツベシ

第五條　本會ハ選擧法ニヨリ左ノ役員ヲ置ク

會頭一名、副會頭一名、幹事二名、會計二名、常設委員七名

第六條　本會役員ノ任期ハ一ケ年トシ第二期開會ノ終ニ於テ改選スルモノトス

但前任者ヲ再選スルモ妨ナシ

第七條　會頭ハ本會一切ノ事務ヲ主ル

第八條　副會頭ハ會頭ノ事務ヲ補佐ス

（第九條－第十二條中略）

第十三條　本會定期會及委員會ヲ多藝郡高田町ニ開ク

第十四條　定期會ハ毎年二回（四・十月）之ヲ開キ委員會ハ臨時ニ開クコトアルベシ

第十五條　定期會ハ教育上緊要ノ討論演說等ヲナシ委員會ハ本會緊急ヲ要スル事務ヲ審議ス

第十六條　會員ハ毎回金八錢ヲ納ム可シ

（第十八條－第二十條中略）

第二十一條　岐阜縣教育會委員二名ヲ置キ本會ヨリ手當トシテ各金五拾錢ヲ支給ス

明治三十一年十一月二十一日開會集る者僅に四十名、會員中動議を起すものあり。曰く本會の不振其來る久し。之を刷新せんとせば寧ろ本會を解散し、新たに堅固なる基礎を築き、完全なる教育會を組織するに如かずと。會員一致之に賛同し本會解散。同三十二年三月新たに發會式を行ひ基本金蓄積方法を講じ、次いで終身會員募集を爲す。大正十一年會員數終身會員百四人、正會員五百九十一人、名譽會員二人、特別會員五人、基本金貳千四百貳拾參圓。歴代會頭高木貞正・桑原權之助。

二、多藝學社

明治五年八月學制發布せらるゝや、郡内各町村に學校創立せられ、之が取締機關として多藝學社を設立せしが、明治九年に至り之が規則を改正し、學事の振起擴張を圖れり。其改正規則左の如し

第一條　此會ハ郡内各小學校教員取締ノ集合ナリシ教育ナシテ一層確實ナラシメ父兄ヲ勸誘シテ民心一般學事ニ歸向セシム

ル方法等其實際施行上ノ便否、得失ヲ審議シ以テ全郡ノ學事ヲシテ振起擴張セシムル有ランコトヲ要スルモノトス

第二條　議事ノ本色已ニ前條ノ如シ、敢テ一己ノ偏見ヲ主張セズ、公平中正ノ心ヲ以テ實際適當ノ考案ヲ立テ其議ヲ盡スヲ要ス、汎ク權外ノ事端ニ論及スルコトアル可カラズ

第三條　議長ハ當分學區取締ヲ以テ之ニ充ツ議長疾病事故アレバ幹事ヲシテ代理セシム

第四條　議長ノ職ハ議場中ノ規則ヲ整理シ議員立論ノ旨趣ヲ熟考シ同數兩立ノ衆議ヲ決定シ及議員規則ヲ犯スモノアレバ之ヲ警戒スルノ權ヲ有ス、唯會議ノ席ニ於テ自己ノ論ヲ發スルヲ得ベカラズ

但建議ノ案ヲ出スハ此限ニアラズ

第五條　議員中ヨリ互選投票ヲ以テ左ノ役員ヲ定メ議場中ノ諸務ヲ分理セシム、議事中ハ他議員同一タル可シ、一幹事、一各組幹事（但每會投票改選ノコト）一書記、一用度掛（但九月三月投票改選ノコト）

第六條　議員ヲ分ツテ三組トナシ諸般ノ調査ニ便ス、議場着席ノ順次ハ豫メ閻取ヲ以テ之ヲ定メ椅子每ニ其番號ヲ記シ置キ每會必ズ其席ニ就クベシ　但一會每ニ閻取ヲ以テ改席ス

第七條　常會ハ學區取締縣下會議ノ例ニ倣ヒ每歲四回（三月、六月、九月、十二月）之ヲ開キ每回日數二日トス

但時宜ニヨリ衆議ノ上日數ヲ增減スルコトアル可シ

第八條　常會ノ外議員十ノ六以上ノ建議ニヨリ之ヲ開クコトアリ之ヲ臨時會トス

但右ノ場合ニ於テハ其旨ヲ會期前ニ報知スベシ

第九條　開場ハ（六月九月）午前第九時（十二月三月）午前第十時出頭シ午後第四時ヲ以テ退場スベシ

但時宜ヲ以テ之ヲ伸縮スルハ衆議ノ上タルベシ

第十條　議員故アリテ缺席ノ節ハ他ノ一員ヘ委托シ其仔細ヲ議長ヘ屆出ヅ可シ、一員ニテ二員ノ委托ヲ受ク可カラズ

第十一條　各議員建議等一切ノ議案ハ開場前議長ニ於テ之ヲ取纏メ其順次ヲ定メ最急務ト見込タル事件ヨリ議事ヲ始ム可シ

第十二條　議事ヲ始ムルニハ議長先ヅ起ツテ議案ノ主意ヲ詳明演說シ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシメ議員ヲシテ其旨趣ヲ十分解得セシム可シ　但議長先ヅ議案ヲ衆議ニ付シ其立論採ル可キニ決定セバ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシメ議事ヲ始ム可シ、此際建議者其旨趣ヲ辨明セント欲セバ議長ニ乞ヒ自ラ口述スルヲ得可シ

第十三條　各議員起テ議長ノ演說及書記ノ朗讀ヲ熟聽シ了解シカタキ廉アレバ之ヲ質問シ篤ト旨趣ヲ解得シタル上其所見ヲ陳述ス可シ

第十四條　議事ハ總テ其席ニ停止シ議長ニ向ツテ陳述スベシ各員互ニ往復辯論スベカラズ

第十五條　總テ議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニヨル可シ若シ同數兩立ノ時ハ議長之ヲ判定スベシ

第十六條　凡議案ノ表面ニ可否ノ一字ヲ書シ之ヲ議長ニ出ス可シ、議長其數ノ多少ヲ檢シ可否ノ二端ヲ決シ書記ヲシテ其決議ノ案ヲ草セシメ各議員ニ示ス各員其原稿ニ捺印シテ廻讀セシコトヲ表スベシ

第十七條　議事ノ終始擊柝ヲ以テ之ヲ報スベシ各員之ヲ聞テ直チニ一番ヨリ順次出席退場ス可シ

但二時間毎ニ二十分小休ノコト

第十八條　議長各議員出席退場ノ時ハ起テ禮ヲ爲シ而後議事ノ始終ヲナス可シ、議事中禮儀肅整シテ惰慢粗暴ノ擧動ナキヲ要ス

第十九條　建議ノ文體ハ一事一項ヲ條別シ逐條審議スルニ便ナラシム可シ

第二十條　議事席ノ規則ヲ犯スモノハ罰則左ノ如シ

（一）無屆不出頭及遲刻出頭罰則

少時間參錢　一時間六錢貳厘五毛　二時間拾貳錢五厘　三時間貳拾錢　不出頭參拾錢

（二）會議中外出ヲ禁ス若其禁ヲ犯ス者ハ罰金左ノ如シ

少時間參錢　一時間五錢　二時間拾錢　三時間拾五錢

但不得止事故アル時ハ其譯幹事ヘ通達ノ上退出スル者ハ此限ニ非ラズ

第二十一條　簿册ヲ製シ置每會決議ノ要領及議員ノ姓名番號等ヲ登記シ他日ノ照査ニ備フベシ

第二十二條　議場ニ關スル諸費ハ詳明之ヲ簿記シ衆議ノ上至當ノ割賦方ヲ定置ク可シ

第二十三條　各議員日當ハ各中學區取締ヨリ伺濟ノ通リタル可シ

第二十四條　此會議改正假規則ハ實際經驗上衆議ヲ經テ潤飾改正スルコトアル可シ

附　錄

議長當分學區取締ヲ以テ相定候事

幹事及組幹事每會投票ノ事

議員每會席順鬮取ノコト

午飯辨當持參ノコト
書記日當拾貳錢五厘ノコト
用度掛日當拾貳錢五厘ノコト
會議ノ諸費ハ六月十二月六月十二月綺算シ各校ヘ割賦取候事

明治九年三月

藍田學校教員　日比野廉平印
同　校教員　日野泰運印
修文學校教員　柏淵郁三郎印
立志第三學校教員　長島眞一郎印
敬業學校教員　日比庄太郎印
育雛學校教員　川口常四郎印
日新學校教員　安田義啓
積流第二學校教員　大村春橘
時習學校教員　戸倉谷三郎印
高遠學校教員　宇野易五郎印
龍門學校教員　野村諦誠印
致遠學校教員　守屋藏治印
積流第一學校教員　稻葉與三印
文開學校教員　大橋醒三郎印
讀雲學校教員　木村助左衛門印
立心第二學校教員　野村嶺律印
藍田學校取締　千秋元次郎印
修文學校取締　鹿野勘平印
積流第一學校取締　山幡七郎平印

育雛學校取締　伊藤武兵印
日新學校取締　村上宗造印
勉旃學校取締　大橋眞七印
高遠學校取締　安田三四郎印
文開學校取締　西脇三郎次印
敬業學校取締　今津太呂久印
時習學校取締　田中三郎印
立心第一學校取締　西脇重右衞門印
明倫學校取締　川瀨萬兵衞印
立心第二學校取締　久保田長兵衞印
積流第二學校取締　高木七左衞門印
龍門學校取締　田中四郎印
立心第三學校取締　澁谷熊吉印
致遠學校取締　堀又二印
讀雲學校取締　日比三郎印

三、多藝上石津郡教育研究會

多藝學社は多藝郡の教員及取締にて組織せるは右に陳べたるが如し。然るに文運は歲に月に發展し、明治十七年十月十二日に至り、其範圍を擴張し會名を變更し、內容を整理し多藝上石津郡教育研究會を組織す。其規則左の如し。

第一條　本會ハ郡內各小學校ノ教員集會シ教育ニ關スル實際施行上ノ得失及授業ノ便否等ヲ協議スルヲ要旨トス、故ニ私己ノ意見ヲ主張シ或ハ權外ノ事端ニ論及スベカラズ

第二條　本會ハ通常會臨時會ノ二類ニ分ツ其ノ定期ニ開クモノヲ通常會トシ、臨時ニ開クモノヲ臨時會トス

第三條　通常會ハ毎年三月十月ノ兩度トシ臨時會ハ通常會ノ外ニ至急ヲ要スル事件ニ付發會ヲ建議スルモノ有之節ハ會長ヨリ回章ヲ以テ衆員ニ謀リ會員十分ノ六以上ノ同意ニ因テ開クモノトス、總テ會員出頭半數ニ滿タサル時ハ延會スベシ、但會日ハ更ニ會長ヨリ報告ス可シ

第四條　會場ノ位置ハ多藝郡島田村藍田學校ト定ム

第五條　會員中ヨリ公選ヲ以テ左ノ役員ヲ選定ス

會長　一名　副會長　一名　通知委員　二名　書記二名（日當拾五錢）　會計一名（日當拾五錢）

但會長副會長書記ハ毎會改選シ通知委員ハ一年毎ニ會計ハ半年毎ニ改選スルモノトス

第六條　會長ハ議場中ノ規則ヲ整理シ會員ノ取締ヲナス可シ

第七條　通知委員ハ會議ニ關スル事件ヲ各會員ヘ報道傳達ス可シ

第八條　書記ハ毎會決議ノ要領ヲ記シ他日ノ照査ニ備フ可シ

第九條　會計ハ會議ニ關スル諸費ヲ明細ニ簿記シ各員ニ賦課ス可シ

但毎會賦課精算スベキモノトス

第十條　會員中若シ犯則ノ徒アルトキハ會長ヨリ説諭ヲ加ヘ尚用キザルモノアルトキハ衆議ノ上退員セシムルコトアル可シ

四、教員同盟會

明治二十二年十一月十七日多藝上石津教育研究會を改め、多藝上石津郡教員同盟會を組織し、本郡教育事業の改良進歩を圖れり。其會則左の如し。

第一條　本會ハ本郡教育事業ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ多藝上石津郡教員同盟會ト稱ス

第三條　本會ハ本郡小學校教員ヲ以テ會員トス

第四條　本會ハ島田尋常高等小學校内ニ於テ之ヲ開キ事務所ヲ同校内ニ置ク

但會場ハ時宜ニヨリ變更スルコトアル可シ

第五條　本會ハ毎年二、四、六、九、十一ノ第一日曜日ニ開會ス

但臨時變更スルコトアル可シ

第六條　本會々員ハ毎回會費トシテ金五錢宛ヲ出金スルモノトス

第七條　本會ノ事業ハ互ニ各自ノ所感ヲ述ベ各校事務ノ打合セヲナシ及法令ノ研究或ハ教育ニ關スル原理ト實驗上トノ研究ヲナシ其他時トシテハ名家ノ演說ヲ請ヒ實驗ヲ見以テ各自ノ智識ヲ交換シ見聞ヲ擴メ心身ノ健全ヲ圖ル等間接直接ニ教育事業ヲ裨補スルコト

第八條　本會ニハ會頭一名、副會頭一名、幹事三名、庶務一名ヲ常設ス

但幹事ハ東部中部西部ニ各一名宛トス

第九條　本會役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年二月之ヲ改選ス、但庶務ハ便宜之ヲ囑托ス

第十條　本會ノ會員ハ會員同盟簿ニ記名捺印スベシ

第十一條　本會ヲ退會セントスル者ハ其事情ヲ會頭ニ届出ツ可シ

第十二條　本會規約ハ出席會員過半數ノ同意ヲ得ルニ非レバ改正加除スルコトヲ得ス

本會は時に盛衰ありしと雖も、毎回教授細目の研究、教授法の考究、其他唱歌理科數學等の講習を開き、本郡教育上多大の貢獻ありしを見る。明治四十年に至り互助法規程を設く。

第一條　本會ハ會員ノ義務金ヲ以テ互助ノ資ニ供シ且社會ニ於ケル協同救護ノ模範タランコトヲ期シ本規程ヲ定ム

第二條　本會々員ニシテ左記事項ノ一ニ該當スルモノハ役員審査ヲ經テ各下ニ示ス範圍内ニ於テ金員ヲ該遺族又ハ本人ニ贈與スルモノトス

一、在職中死亡シタルモノ　金拾圓以下

一、年齡六十歲ヲ超エ退職シタルモノ、傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職務ニ堪ヘサル爲退職シタルモノ、廢校又ハ學級編成ノ變更ニヨリ休職退職シタルモノ金七圓以下

一、本郡ニ五年以上勤續シタルモノニシテ他郡ヘ轉任又ハ休職シタルモノ、戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレ軍務ニ服スルモ

ノ不慮ノ災害ニ罹リタルモノ、其他以上ノ項目ニ準スベキモノ金五圓以下

第三條（略ス）

第四條　本規程ノ金額ハ其都度俸給ニ比例シ徵收スルモノトス

同年會場を一之瀨及高田校交互に置く事とせり。明治四十一年以後漸次衰頽し、大正五年に至り事業の見るべきものなく、互助法のみ僅かに會の命脈を持續するに止まるを以て、之を本郡私立校長會に移し示後有名無實となれり。

五、養老郡教育研究會

此會は同盟會の衰退期大正二年七月發會し、同盟會の事業を繼承し郡内を西部中部東部の三部に分ち、各部に於て各規約を作り毎年六回づゝ各開會し、教育の改良發達を圖り、法規教材の研究校務の打合講話講習會を開き、會長は當番校長是に任し、各部下の校長幹事となり、互に競爭して活動せしが、之が統一機關なかりし爲め、大正七年十一月遂に開散せり。

六、養老郡教員會

此會は前の教育研究會の短所を補ひて生れし會にして、大正七年十一月發會し規程を定め今日に至る。

第一條　本會ハ養老郡教員會ト稱ス

第二條　本會ハ本郡教育ノ改善進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ本郡内小學校竝ニ補習學校教員ヲ以テ會員トス

第四條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長一名（本郡長ヲ推薦ス）　副會長一名（本郡視學ヲ推薦ス）

幹事三名（高田、上多度、牧田ノ小學校長ヲ推薦ス）　庶務二名（會長指名）

第五條　役員ノ任務左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ統督ス

一、副會長ハ本會長ヲ補佐ス

一、幹事ハ本會ノ評議ニ任ス

一、庶務ハ會計ヲ兼ネ本會一切ノ雜務ヲ掌ル

第六條　本會事務所ハ養老郡役所内ニ置ク

第七條　本會ハ左ノ部會ヲ設ク

一、中部支會（澤田、石畑、廣幡、高田、日吉、小畑）　一、東部支會（上多度、下多度、池邊、笠郷）

一、西部支會（牧田、一之瀨、多良、時、時山）

第八條　各部會ノ事務所ヲ左ノ所ニ置ク

中部事務所　高田小學校　東部事務所　上多度小學校　西部事務所　牧田小學校

第九條　本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、每學期一回總會ヲ開ク　但必要ニ應シ臨時開會スルコトアル可シ

一、本會ノ總會ハ教授訓練、養護施設ニ關スル事項ノ研究發表竝ニ必要ナル事業ヲ行フ

一、各部會ハ各部會ノ規約ニヨル事業ヲ行フ

第十條　會員ハ會費トシテ一人金拾錢ツヽ、每總會每ニ納附スルモノトス

但必要ニ應シ增徵スルコトアル可シ

第四節　青年團及處女會

一、青年團

本郡青年團は大正三年十月二十日の創立にかゝり、郡内十四ケ町村青年團の統一を圖り、其振興

發達を圖る。其團則左の如し。

第一條　本團ハ養老郡各町村青年團體ノ聯絡統一ヲ圖リ其ノ振興發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本團ハ養老郡青年團ト稱シ郡内各町村青年團體ヲ以テ組織ス

第三條　本團事務所ハ養老郡役所内ニ置ク

第四條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長一名　副團長二名　理事三名　會計一名

第五條　團長ハ團務ヲ總理シ本團ヲ代表ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ其職ヲ代理ス

理事ハ團長ノ指揮ヲ受ケ會計事務ニ從事ス

評議員ハ重要ノ團務ヲ評定審議ス

第六條　團長ニハ養老郡長ヲ副團長ニハ高田警察署長、帝國在鄉軍人會養老郡聯合分會長ヲ推戴ス

理事會計ハ團長ヲ選任シ評議員ハ本郡各町村青年團長ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　本團ハ毎年一回總會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フ

一、演說、講演、運動、競技、其他必要ト認メタル事項

第八條　評議員ハ必要ノ場合ニ於テ團長之ヲ召集シ左記ノ事項ヲ議決ス

一、歲入歲出豫算ノ議決竝ニ決算ノ認定其他團長ニ於テ重要ト認メタル事項

第九條　本團ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條　本團ノ經費ハ本郡各町村青年團ノ負擔及補助金寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　本團則ハ評議員會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ改正スルヲ得ス

本團事業左の如し。

一、大正九年二月二十六日より二十八日迄三日間、養老郡役所樓上に於て第一回青年幹部講習會を開く。出席會員四十一名。同第二回大正九年九月一日より五日迄五日間、一之瀨村天喜寺に於て

開會、會員五十名。同第三回大正十年九月二日より七日迄六日間、牧田村琳光寺に於て開會會員四十八名。同第四回大正十一年九月十四日より十九日迄六日間、養老公園にて開會會員四十六名。日本青年會館建設に付本郡各町村青年團より金壹千貳百九拾七圓八拾錢を寄附し建設の義に供せり。

各町村施設青年團一覽表（大正十一年十月現在）

町村青年團名	創立年月	團長氏名	事務所	分團數	團員數	財産 基本	財産 普通	事業概要	維持方法
高田町青年團	大正三年十二月	田中義一	高田小學校内	五	一六〇人	五円	—	登山、農作物保管事業、交通禁酒防火時間勵行宣傳、入營者慰問、教育祭、一夜講習會、孝子會、辯論會例會、野球會	團員醵金 補助金
養老村青年團	大正三年十月	山幡幾次郎	養老村役場内	三	一〇六	—	—	夜學會、講話會、農產物品評會、角力、擊劍、共同作業、修學旅行、指導標樹立、表彰	團員醵金 補助金 共同事業收得金
廣幡村青年團	大正三年十月	田中耕馬	廣幡小學校内	五	六三	—	—	團員互助、在營者村内病家家業援助、品評會、講話會、視察旅行、夜學會、夜警、除雪、運動會	同上
上多度村青年團	大正二年二月	松永金吾	上多度小學校内	六	八三	—	三〇	補習教育共同貯金、武術、講習會品評會、試作場經營、藁細工運動會、神事事項、在鄉軍人家族援助、修養報發行、總會	團員醵金 補助金
池邊村青年團	明治四十二年七月	山田貞策	池邊小學校内	六	一四七	四〇	—	總會、夜學會、團體旅行、風紀改善、通俗講演會、共同請負、試作地經營、農事講話會、神社掃除、夜警、共同貯金、品評會、在營者家事手傳	團員醵金 補助金 寄附金

下多度村青年團	笠郷村青年團	小畑村青年團	多藝村青年團	日吉村青年團	一之瀬青年團	牧田村青年團	多艮村青年團	時村青年團
明治四十五年一月	大正三年四月	明治四十四年四月	大正十年九月	大正三年九月	明治四十三年四月	明治四十四年三月	明治四十四年二月	明治三十一年一月
石原敏雄	缺員	久保田拙耳	山幡庄平	桑原新一	桑原虔	杉田城平	寺倉貞次	阿藤省吾
下多度小學校内	笠郷小學校内	小畑小學校内	多藝小學校内	日吉小學校内	一之瀬小學校内	牧田小學校内	多艮小學校内	時小學校内
六	五	五	二	七	三	一〇	一〇	六
八七	一四六	六八	八〇	七〇	五四	一〇四	一〇五	九七
—	—	—	—	—	七二 山林一丁	三〇〇	四六	—
—	五〇	—	一五〇	—	—	一〇五	—	—
補習教育、農業講演會、桑園經營、擊劍、角力、農事講習、見學旅行、廻覽文庫、規約貯金	講演會、劍道、繩綯會、見學旅行、義務貯金、神社掃除、一夜講習、靜座	補習教育、品評會、講習會、藁細工、體育獎勵、夜警、通學道路除雪、見學旅行、擊劍會	共同貯金、補習教育、精神修養講話、柳栽培、擊劍、角力、見學旅行、除雪	青年倶樂部ノ建設、佛教講話會、精神修養會、補習教育、軍隊慰問、文庫回覽、共同貯金、擊劍、角力、品評會	總會、役員會、修養會、文庫、視察旅行、軍隊慰問、運動會、記念林手入、非常召集	補習教育、試作團品評會、植林、軍隊慰問、軍事教育、風紀監督、體育會、農事講習、共同貯金、見學旅行、行軍、娯樂會、回覽文庫、會旗祭	品評會、體育競技、講習會、講演會、教育點呼、戰病死者墓參、軍隊慰問、除雪、敬老會	補習教育、道路修繕、除雪、講演會、軍隊慰問
團員醵金補助金	團員醵金補助金	團員醵金補助金共同事業收得金	團員醵金補助金	共同貯金利子補助金	會費寄附金共同事業收得金	團員醵金補助金寄附金共同事業收得金	團員醵金補助金	同

計	一四				八八	一、三六九	山林 四六三 一丁	三三五

二、處女會

本郡處女會は大正十二年二月十八日の創立にかゝり、郡内十四ヶ町村處女會の聯絡統一を圖る。其會則左の如し。

第一條　本會ハ郡内處女會ノ聯絡統一ヲ計リ處女ノ教化ニ努メ其品性ノ向上ヲ促進シ實際生活ニ緊要ナル智能ヲ研キ以テ健全ナル國民タル素養ヲ修得セシムルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ養老郡處女會ト稱シ事務所ヲ養老郡役所内ニ置ク

第三條　本會ハ本郡町村處女會ヲ以テ組織ス

第四條　本會ハ評議員ノ議決ヲ經テ本會ニ功勞アルモノ又ハ學識德望アルモノヲ名譽會員ニ推薦ス

第五條　本會ニ顧問一名ヲ置キ本郡長ヲ推戴ス

顧問ハ會長ヲ援助シ本會ヲ指導ス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名　副會長一名　理事三名　評議員若干名

第七條　役員ノ職掌左ノ如シ

會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス、理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス、評議員ハ本會ノ豫算決算竝ニ重要ナル事項ヲ議ス

第八條　會長副會長ハ評議員會ニ於テ選擧シ理事ハ會長ノ指名囑託ニヨリ評議員ハ本郡各町村處女會長トス

會長副會長理事ノ任期ハ二ヶ年トス

第九條　本會ハ毎年一回總會ヲ開ク

但會長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ臨時開會スルコトアル可シ

第十條　本會ノ事業左ノ如シ
講話　講習　表彰　其他必要ナル事項
第十一條　本會ノ費用ハ町村處女會ノ負擔金及補助金竝ニ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
第十二條　本則ノ變更修正ハ評議員會ニテ議決ス

第十六章　表彰

一、町村

岐阜縣養老郡養老村

普通教育ノ施設宜シキヲ得成績優良ナルヲ以テ其賞トシテ金五拾圓給與

明治四十年三月十八日　岐阜縣
養老郡一之瀨村

闔村輯睦勤儉ノ風ニ富ミ協力一致自治ノ發達ヲ圖リ且產業ノ改良教育ノ振興等其成績殊ニ佳良ナリトス仍テ茲ニ之ヲ表彰シ併セテ金五拾圓ヲ授與ス

明治四十四年三月二十五日　岐阜縣知事　正五位勳三等　薄　定吉

二、團體

廣幡村飯木青年會

會員協同シテ克ク風紀ノ改善ヲ圖リ公共ノ事ニ竭シ兼テ敎育ノ補習ト實業ノ研究トニ勉メ其成績見ルヘキモノアリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正三年十二月十三日　養老郡青年會長　從七位　岡部啓

一之瀨村青年會

會員協同シテ克ク風紀ノ改善ヲ圖リ公共ノ事ニ竭シ補習敎育事業ノ施設經營其宜ヲ得成績見ルヘキモノアリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正三年十二月十三日　養老郡青年會長　從七位　岡部啓

牧田青年會

會員協同シテ克ク風紀ノ改善ヲ圖リ公共ノ事ニ竭シ補習敎育事業ノ施設經營見ルヘキモノアリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正四年十二月十二日　養老郡青年會長　正八位勳七等　東島卯八

岐阜縣養老郡敎育會

通俗敎育普及ノ爲圖書館ヲ設置シ其ノ成績見ルヘキモノアリ仍テ金貳拾圓ヲ交付ス

大正六年三月八日　岐阜縣

養老郡一之瀨村戸主會

會員一致克ク其ノ力ヲ共同ノ事ニ效シ地方改良ノ上ニ盡スコト少ナカラス今後尚一層ノ勉勵ヲ望ム仍テ茲ニ金貳拾圓ヲ授與ス

大正九年二月十日　岐阜縣知事　正四位勳二等　鹿子木小五郎

上多度村青年會田支會

會員一致協同シテ修養ニ努メ公共ノ事業ニ竭シ風紀ノ改善ヲ圖リ身體ノ鍛練ニ勉メ兼テ勤儉ノ美風ヲ作興シ成績優良ナリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正八年三月二十三日　岐阜縣養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

岐阜縣養老郡一之瀨村青年會

補習教育ノ施設宜シキヲ得成績見ルヘキモノアリ仍テ其賞トシテ金貳拾圓ヲ交付ス

大正六年二月十一日　岐阜縣

岐阜縣養老郡牧田村青年會

青年修養ノ機關トシテ其成績見ルヘキモノアリ仍テ其賞トシテ金參拾圓ヲ交付ス

大正十年二月十一日　岐阜縣

岐阜縣養老郡牧田村青年會

修養ニ關スル施設竝訓練ノ狀況其ノ宜シキヲ得成績顯著ナリトス依テ其賞トシテ金五拾圓ヲ交付ス

大正十二年三月二十八日

文部大臣　正四位勳二等　鎌田榮吉
內務大臣　從二位勳一等　水野錬太郎

三、學校

養老郡牧田村牧田尋常高等小學校

就學兒童ノ數郡內ニ冠タルハ本會ノ深ク賛賞スル所ナリ依テ茲ニ之ヲ表彰ス

明治三十二年三月二十五日　岐阜縣教育會總裁　正五位勳四等　安樂兼道

岐阜縣養老郡一之瀨尋常小學校

設備優等成績佳良ナルニ依リ賞品料トシテ金五拾圓ヲ下賜ス

明治三十六年三月三十日　岐阜縣知事　正五位勳四等　川路利恭

岐阜縣養老郡多良尋常高等小學校

設備優等成績佳良ナルニ依リ賞品料トシテ金五拾圓ヲ下賜ス

明治三十六年三月三十日　岐阜縣知事　正五位勳四等　川路利恭

岐阜縣養老郡高田尋常高等小學校

教授訓育ノ成績優良ナルヲ以テ其賞トシテ金五拾圓給與

明治四十年三月十八日　岐阜縣

養老郡日吉尋常高等小學校

諸般ノ施設宜シキヲ得其ノ成績佳良ナリ仍テ其ノ賞トシテ金五拾圓ヲ下附ス

明治四十二年三月三十一日　岐阜縣

養老郡上多度農業補習學校

施設竝成績見ルモノアリ將來一層其ノ効果ヲ收メムコトヲ望ム奬勵茲ニ金參拾五圓ヲ交付ス

大正十一年三月三十日　岐阜縣

四、公職者

一、康熙字典　一部

一、硯箱　一個

岐阜縣多藝上石津郡役所部内第四學區公立藍田學校四等訓導　高橋喜一郎

教育上勤勞不尠ニ付四等賞トシテ目錄之通付與候事

明治十六年十二月一日　文部省

一、玉篇　一部

一、硯箱　一個

岐阜縣多藝上石津郡役所部內第五學區公立八千代學校六等訓導　日比野廉平

敎育上勤勞不尠ニ付五等賞トシテ目錄之通付與候事

明治十六年十二月一日　　文部省

岐阜縣養老郡廣幡尋常小學校訓導　中島滋樹

多年敎育ニ從事シ功勞顯著ナルニ依リ其賞トシテ金貳拾圓ヲ下賜ス

明治三十四年七月二十日　　岐阜縣知事（從五位勳五等）川路利恭

岐阜縣養老郡一之瀨村學務委員　桑原雄吉郎

多年敎育事務ニ盡力シ功勞顯著ナルニヨリ其賞トシテ金貳拾圓ヲ下賜ス

明治三十六年三月三十日　　岐阜縣知事（正五位勳四等）川路利恭

岐阜縣養老郡牧田村學務委員　氏家久之

多年敎育事務ニ盡力シ功勞顯著ナルニヨリ其賞トシテ金貳拾圓ヲ下賜ス

明治三十六年三月三十日　　岐阜縣知事（正五位勳四等）川路利恭

岐阜縣養老郡下多度尋常高等小學校訓導兼校長　鷲見鶴吉

多年本縣小學校ニ勤務シテ職務ニ勉勵シ功勞不尠ヲ以テ其賞トシテ金五拾圓給與

明治四十一年三月二十六日　　岐阜縣

養老郡一之瀨村學務委員　桑原權之助

多年敎育ノ事務ニ盡瘁シ其功勞尠カラス仍テ其ノ賞トシテ金參拾圓ヲ下附ス

明治四十二年三月三十一日　岐阜縣知事 正五位勳四等 薄　定　吉

養老郡笠郷村長勳七等　元吉孝三郎

多年加茂郡及養老郡等ニ於テ村組合長又ハ村長ニ歷任シ至ル所克ク村務ノ整理改善ニ盡瘁シ常ニ自治ノ發達公同ノ利福ヲ圖リ其功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ之ヲ表彰シ併テ銀盃一組ヲ授與ス

明治四十二年七月十二日　岐阜縣知事 正五位勳四等 薄　定　吉

岐阜縣養老郡時村學務委員　川添熊吉

多年敎育ノ事務ニ盡瘁シ功勞尠カラス仍テ其賞トシテ金五拾圓ヲ下附ス

明治四十三年三月三十一日　岐　阜　縣

岐阜縣養老郡一之瀨村長勳七等　桑原雄吉郎

多年在職克ク村務ヲ統理シ常ニ自治ノ發達公同利福ヲ圖リ殊ニ產業ノ改良敎育ノ振興等ニ盡瘁シ其功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ之ヲ表彰シ併セテ銀盃一組ヲ授與ス

明治四十四年三月二十五日　岐阜縣知事 正五位勳三等 薄　定　吉

澤田小學校訓導兼校長　日比野兼三郎

右ハ郡内小學校ニ在勤二十五年以上ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

明治四十五年四月七日　　養老郡敎育會頭　高木貞正

小畑小學校訓導兼校長　佐藤豐次郎

同上

池邊小學校訓導　關谷清

笠郷小學校訓導兼校長　中島滋樹

右ハ郡内小學校ニ在勤二十五年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正七年十一月二十二日　　養老郡敎育會頭　高木貞正

時小學校訓導兼校長　鷲見鶴吉

右ハ郡内小學校ニ在勤二十五年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正八年　月　日　　養老郡敎育會頭　高木貞正

一之瀨小學校訓導　山元捨次郎

右ハ郡内小學校ニ在勤二十年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正九年　月　日　　養老郡敎育會頭　高木貞正

多良小學校訓導　三輪庄之助

同上　牧田小學校訓導　日比賴三

同上　廣幡小學校訓導　田中順一

右ハ郡内小學校ニ在勤二十年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正十年五月八日　養老郡教育會頭　桑原權之助

元笠郷小學校訓導兼校長　大久保休吾

右ハ郡内小學校ニ在勤二十五年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正十年五月八日　養老郡教育會頭　桑原權之助

多良小學校訓導　三輪芳太

右ハ郡内小學校ニ在勤二十年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正十一年　養老郡教育會頭　桑原權之助

笠郷小學校訓導　田中清藏

同上

高田小學校訓導　高木佳又

同上　　多良小學校訓導兼校長　寺倉貞次

同上　　高田小學校訓導　服部謹吾

右ハ郡内小學校在勤二十年ニ及フ因テ表彰規程第三條ニヨリ表彰シ記念品ヲ贈呈ス

大正十二年　月　日　　養老郡教育會頭　桑原權之助

元時山小學校訓導兼校長　三輪新一

同上　　岐阜縣養老郡下笠尋常小學校訓導兼校長　勝野金吾

多年本縣小學校教育ニ從事シ勵精其ノ職ニ盡シ成績佳良ナリ仍テ其ノ賞トシテ金五拾圓ヲ交付ス

大正四年二月十一日　　岐阜縣

養老郡廣幡村書記　近藤新作

資性溫厚篤實明治二十三年四月養老村書記ニ擧ケラレ後明治二十五年一月口ヶ島村外五ヶ村組合書記ト爲リ尋テ廣幡村書記ニ轉シ爾來勤續今日ニ及ヒ公務ニ從事スル茲ニ二十五ヶ年餘克ク擔任事務ヲ整理シ至誠恪勤一日ノ如ク其功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　養老郡長 正八位 勳七等 東島卯八

養老郡時村書記　高橋靜雄

資性溫厚篤實明治二十二年十月時村外一ヶ村組合書記ニ擧ケラレ後明治三十年四月時村書記ト爲リ爾來勤續今日ニ及ヒ公務ニ從事スル茲ニ二十四ヶ年餘克ク擔任事務ヲ整理シ至誠恪勤一日ノ如ク其功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　養老郡長 正八位 勳七等 東島卯八

養老郡一之瀨村書記　三宅民彌

資性溫厚篤實明治二十六年十月一之瀨村助役ニ就職シ後同村收入役日吉村書記牧田村書記ニ歷任シ明治四十一年四月一之瀨村書記トナリ爾來勤續今日ニ及ヒ公務ニ從事スル茲ニ二十二ヶ年餘克ク擔任事務ヲ整理シ至誠恪勤一日ノ如ク其功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　養老郡長 正八位 勳七等 東島卯八

養老郡一之瀨村長勳七等　桑原雄吉郎

資性溫厚篤實明治二十六年九月一之瀨村長ニ就職シ爾來任滿ツル每ニ薦選シ克ク地方自治ノ發達ヲ圖リ最モ力ヲ敎育ノ普及農業ノ發達造林ノ經營ニ效シ其他勤儉貯蓄ノ奬勵ニ村基本財產ノ造成ニ努ムル等茲ニ二十ヶ年餘至誠恪勤一日ノ如ク其ノ功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　　養老郡長　正八位勲七等　東島卯八

養老郡日吉村助役勲八等　三宅才二

資性溫厚篤實明治二十二年一月日吉村書記ニ就職シ後同村收入役同村長竝同助役ニ歷任シ爾來勤續今日ニ及ヒ地方自治行政ニ執掌スルコト茲ニ二十三年餘至誠恪勤一日ノ如ク其功勞洵ニ顯著ナリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　　養老郡長　正八位勲七等　東島卯八

養老郡上多度村助役勲八等　中村常三郎

資性溫厚篤實明治十八年二月小倉村外五ヶ村戶長役場筆生ニ擧ケラレ後明治二十二年町村制施行ノ際上多度村外一ヶ村組合助役ニ就職シ明治三十年八月上多度村助役ト爲リ爾來勤續今日ニ及ヒ地方自治行政ニ執掌スルコト茲ニ三十一ヶ年餘至誠恪勤一日ノ如ク其功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　　養老郡長　正八位勲七等　東島卯八

養老郡上多度村役入役　安部京平

資性溫厚篤實明治十七年十月小倉村外五ヶ村戶長役場筆生ニ擧ケラレ後明治二十七年六月上多度村外一ヶ村組合收入役ニ就職シ尋テ上多度村收入役トナリ爾來勤續今日ニ及ヒ公務ニ從事スルコト茲

ニ二十六ヶ年餘克ク擔任事務ヲ整理シ至誠恪勤一日ノ如ク其功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正四年十一月三日　養老郡長　正八位勳七等　東島卯八

岐阜縣養老郡一之瀨尋常高等小學校、同高田尋常高等小學校、同廣幡尋常小學校、同上多度尋常小學校、同下多度尋常高等小學校、同澤田尋常小學校、同石畑尋常小學校醫　村上巖

誠實其ノ職ニ盡シ成績見ルヘキモノアリ仍テ其賞トシテ金五拾圓ヲ交付ス

大正三年二月十一日　岐阜縣

養老郡笠郷村書記　小野佐太郎

資性溫厚篤實明治二十四年五月下笠村書記ニ擧ケラレ後明治三十一年八月笠郷村收入役ト爲リ大正二年十二月同村書記ニ歷任シ爾來勤續今日ニ及ヒ公務ニ從事スル茲ニ二十一ヶ年餘克ク擔任事務ヲ整理シ至誠恪勤一日ノ如ク其ノ功勞洵ニ顯著タリ仍テ火鉢一對ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正六年三月五日　養老郡長　從七位勳六等　東島卯八

岐阜縣養老郡高田尋常高等小學校訓導兼校長　田中長秋

多年本縣小學校教育ニ從事シ勵精其職ニ盡シ成績優良ナリ仍テ其賞トシテ金五拾圓ヲ交付ス

大正七年二月十五日　岐阜縣

下多度村長　石原敏雄　一之瀬村長　三宅伊右衛門
池邊村助役　伊藤清次郎　下多度村助役　安藤芳太郎
廣幡村收入役　戸倉三之助　時村收入役　中岡利三郎
笠郷村地方改良主事　元吉孝三郎　池邊村書記　杉野薫
小畑村書記　早崎忠右衛門

町村事務ニ從事スルコト茲ニ二十有餘年恪勤勵精克ク村治ノ發達ニ力メ其功勞洵ニ顯著ナリトス仍テ銀盃一個ヲ贈リ之ヲ表彰ス

大正十一年九月八日　岐阜縣養老郡長　從六位勳六等　奥村規矩夫

各通

郡會議員

十五年以上銀盃一組　高田町　佐竹直太郎
同　上多度村　田中董
同　日吉村　大久保精一郎
同　養老村　日比文藏
十年以上銀盃一組　池邊村　關戸五作

同	廣幡村	戸倉有米太
同	小畑村	佐竹光次郎
同	一之瀬村	桑原權之助
同	時村	三輪小市
現在議員銀盃一個	養老村	山幡幾次郎
同	廣幡村	西脇貫一
同	下多度村	石川源吾
同	池邊村	片野彌三郎
同	笠郷村	鹿野正雄
同	同	北垣好平
同	小畑村	佐藤俊二
同	多藝村	西脇光治郎
同	牧田村	杉田城平
同	一之瀬村	三宅伊右衞門
同	多良村	三輪貞一

同　時村生田成雄

官公吏

郡長　奥村規矩夫

郡書記　西垣千次

同　西脇欽一

同　西脇金一

同　日比松次郎

郡吏員　澁谷鯉二

郡會書記　杉江萬吉

多年郡治ニ盡瘁シ其功勞尠カラス仍テ銀盃壹組壹個ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

大正十一年九月八日

岐阜縣養老郡長　從六位勳六等　奥村規矩夫

各通

五、個人

桑原權之助氏

日本赤十字社事業ノ主旨ヲ普及シ熱心社員勸誘ニ盡力セラレタル功勞ハ當支部社員功勞簿ニ登錄シ

其功績ヲ表彰スル爲木杯一個ヲ贈呈ス

明治三十一年九月十五日　日本赤十字社岐阜支部長 正五位勳五等 安樂兼道

岐阜縣養老郡一之瀨村　小寺ぬり

資性溫良父母舅姑ニ事ヘテ孝順明治二十五年夫ノ病歿スルヤ婦女ノ身ヲ以テ克ク老ヲ養ヒ幼ヲ育ミ夙夜稼穡ノ業ニ精勵シ拮据黽勉茲ニ十有三年終始一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ爲其賞金壹圓五拾錢下賜候事

明治三十二年一月四日　岐阜縣知事 正五位勳四等 安樂兼道

岐阜縣美濃國養老郡笠郷村　澁谷理兵衞

亡父代衞夙ニ心ヲ慈惠興益ニ傾ケ殊ニ明治五年學制ノ頒布アルヤ率先學校ヲ開設シ自費ヲ以テ教員ヲ聘シ父兄ヲ懇諭シテ學齡兒童ノ就學ヲ督勵シテ十餘年間授業料ヲ徵セス一意教育ノ普及ニ盡瘁シ又每歲私費ヲ以テ居村ノ堤防ヲ修繕シ尋テ水利土功會ノ組織ニ斡旋盡力シ以テ多藝輪中ノ水害防禦ヲ完成ナラシメ其他紛議ノ調停木曾揖斐長良三大川ノ分流養老公園ノ開設佃戶ノ愛撫窮民ノ救恤等一層勉シ前後捐資スル所亦尠ナカラス洵ニ奇特トス依テ爲其賞銀盃一個下賜候事

明治三十六年二月十日　賞勳局總裁 正三位勳一等 子爵 大給恒

岐阜縣養老郡小畑村　佐藤豐次郎

農事改良ノ奬勵

右成績顯著ナルヲ以テ明治三十八年本會農事改良奬勵法ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス

明治三十九年三月二十一日　大日本農會總裁 大勳位功三級 貞愛親王

岐阜縣養老郡一之瀨村　桑原雄吉郎

農村風紀ノ改良

農事改良ノ奬勵

右成績顯著ナルヲ以テ明治三十八年本會農事改良奬勵法ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス

明治三十九年三月二十一日　大日本農會總裁 大勳位功三級 貞愛親王

岐阜縣養老郡一之瀨村　桑原權之助

農村風紀ノ改良

右成績顯著ナルヲ以テ本會農事改良奬勵法ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十一年十二月一日　大日本農會總裁 大勳位功二級 貞愛親王

岐阜縣養老郡一之瀨村　桑原雄吉郎

農事改良ノ奬勵竝農村自治及風紀ノ改善

右成績顯著ナルヲ以テ本會功勞者表彰規程ニ依リ有功銀章ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十二年七月十一日　岐阜縣農會長　正五位勳四等　薄　定　吉

養老郡一之瀨村　桑原權之助

農事改良ノ奬勵農村自治及風紀ノ改善

右成績顯著ナルヲ以テ本會功勞者表彰規程ニ依リ有功銀章ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十二年七月十一日　岐阜縣農會長　正五位勳四等　薄　定　吉

岐阜縣養老郡笠郷村　石原善三

資性忠實明治二十一年中養老郡笠郷村谷傳之衞ノ傭人ト爲リ爾來二代ニ歷仕シ一意專心主家ノ業務ニ勗勉スルコト二十有餘年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ爲其賞木杯一個下賜候事

明治四十五年一月四日　岐阜縣知事　正五位勳四等　薄　定　吉

養老郡一之瀨村　三宅ヒム

資性溫順歸家以來能ク婦道ヲ守リ遺孤ヲ撫育シ專心家業ヲ勵ム明治三十五年中舅彦四郎病ニ臥シ起居ノ自由ヲ失フヤ承歡扶持到ラサルナク克ク孝貞慈愛ノ道ヲ竭ス其ノ志操ノ堅キ十有餘年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ爲其賞木杯一個下賜候事

明治四十五年一月四日　岐阜縣知事　正五位勳三等　薄　定　吉

鷲見鶴吉殿

大久保休吾殿

中島滋樹殿

佐藤豊次郎殿

大橋寛殿

松永長九郎殿

貴下ハ滿十五年以上同一ノ業務ニ從事シ忠實恪勤一日ノ如ク專心勵精復他ヲ顧ミス其篤行洵ニ一世ノ模範タリ茲ニ之ヲ表彰ス

大正二年十一月十五日

十五年勤續表彰會

會長　正三位勳一等男爵　辻新次

總裁　正二位勳一等伯爵　土方久元

名譽顧問　正二位勳一等伯爵　板垣退助

同　從二位勳一等男爵　九鬼隆一

同　從三位勳一等男爵　澁澤榮一

理事長　木村政次郎

各通

牧田村青年會員　川地林藏

資性溫良素行端正父母ニ事ヘテ至孝克ク家業ニ勵精シ傍ラ青年夜學會ニ出席シテ自己ノ修養ニ努ム牧田村青年會ニ又支部副幹事ノ職ニ擧ケラル、ヤ幹事ヲ補佐シテ熱心會務ニ執掌シ篤行感スヘキモノアリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正三年十二月十三日　養老郡青年會長從七位　岡部　啓

下多度村青年會員　星野儀三

資性溫厚篤實ニシテ父母ニ事ヘテ克ク其ノ命ニ從ヒ勤儉家業ヲ勵精シ傍ラ讀書算筆ヲ勵ミ修養ヲ怠ラス客年十二月歩兵第三十三聯隊ニ入ルヤ忠實恪勤夙ニ精勤章ヲ授ケラル偶々賜暇歸省スルアレハ直ニ鋤犁ヲ手ニシテ勤勞シ其篤行感スヘキモノアリ洵ニ青年ノ好鑑ナリトス仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正三年十二月十三日　養老郡青年會長從七位　岡部　啓

時村青年會員　橋井重兵衞

資性淳良夙ニ孝悌ノ志厚ク明治四十二年母歿後ハ專ラ父ニ事ヘテ克ク其ノ力ヲ竭シ孝養益々努メ承歡懇到毫モ倦怠ノ色ナク爲ニ父ハ其ノ素行ヲ改ムルニ至レリ客冬父ノ惡性風症ニ罹リ身體ノ自由ヲ失フニ至ルヤ夙夜病床ニ侍シテ看護到ラサルナク其ノ歿後ハ二人ノ妹ニ對シ友悌ノ道ヲ盡シテ之ヲ

教養シ一家親睦家運ノ挽回ヲ圖ル又能ク青年夜學會ニ出席シテ勉學シ其成績著シキモノアリ洵ニ青年ノ好鑑ナリトス仍ヲ茲ニ之ヲ表彰ス

大正三年十二月十三日　　養老郡青年會長從七位　岡部啓

池邊村青年會員　木村仁作

資性溫良孝悌ノ志厚ク幼ニシテ父ニ別レ加フルニ家貧ニシテ生活困難ナリシモ姉ト共ニ能ク老母ヲ勞ハリ專心稼業ニ勵ミ漸次家運ヲ挽回スルニ至レリ大正三年十二月徵兵ニ應シ入營スルヤ忠實恪勤軍務ニ服セシモ姉ハ嫁シテ老母ヲ養フヲ得ス故ニ特ニ歸休ヲ命セラレ大正三年九月歸鄉シ爾後一層至孝稼業ノ傍ラ青年夜學會ニ出席シテ自己ノ修養ヲ怠ラサルノミナラス會員ノ出席ヲ督勵シ進ンテ力ヲ公共ノ事業ニ盡瘁シ嘗テ池邊村青年會理事ノ職ニ擧ケラルヽヤ熱心公務ニ努力シ其篤行模範トスヘキモノアリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正四年十二月十二日　　養老郡青年會長　正八位勳七等　東島卯八

時村青年會員　伊藤伊助

資性溫厚篤實ニシテ夙ニ孝悌ノ志厚ク幼ニシテ父ニ別レ尋常科ヲ卒業スルヤ家計豐ナラサリシニヨリ母ノ孝養ヲ兄ニ託シ他家ニ奉公スルコト十ケ年能ク主命ヲ守リ專ラ業務ニ勵精シ每月數回母ノ嗜好品ヲ送リ祭日休日等休業ノ際ハ十里ノ道ヲ遠シトセス必ス請フテ歸省シ母ヲ慰ムルヲ常トセリ曩

ニ陸軍輜重輸卒トシテ入營スルヤ給與金ハ悉ク貯蓄シテ除隊歸郷ノ上母ニ提供シ後出テ、他家ヲ相續スルヤ生家ノ家運漸次衰頽シ生計困難ナルヲ見テ母ヲ養家ニ引受ケ貧苦中ニモ眞情ヲ以テ孝養ヲ致セリ其他商用等ニテ他出スルモ常ニ辨當ヲ携帶シ未タ嘗テ食ヲ店舗ニ求メテ支度セシコトナク其支度料ニ充ツヘキ資在ラハ母ノ嗜好品ヲ購ヒ土産トシ母ノ喜ヘル色ヲ見テ樂ミトス生來學ヲ好ミ奉公中ト雖モ主人ヨリ受ケタル金錢ハ實家送附ノ外無用ノ費ニ充テス書籍雜誌等ヲ購入シテ餘暇ニ熟讀スルヲ唯一ノ樂ミトセリ故ニ歸郷スルヤ直チニ青年夜學ニ出席シ殆ト缺席スルコトナク奮勵努力現ニ高等科卒業ノ實力ヲ有ス洵ニ稀ニ見ル青年ノ好鑑タリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正四年十二月十二日　　養老郡青年會長　正八位勳七等　東島卯八

笠郷村青年會員　安田光二

資性温良恭儉親ニ事ヘテ孝朋友ニ交リテ友謙讓ニシテ寡言ナリ常ニ智德ノ修養ニ努メ該區青年會ノ机ハ概ネ之ヲ寄附シ以テ會員ノ學事ヲ奬勵シ餘暇アレハ私費ヲ投シテ武術ヲ督勵ス大正四年三月二十三日笠郷村長ヨリ已ニ表彰セラル洵ニ有爲ノ青年タリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正六年三月十八日　　養老郡青年會長　從七位勳六等　東島卯八

日吉村青年會員　木村義雄

資性温厚着實能ク家業ニ精勵シ明治四十三年四月夜學會ヘ入會以來精勤智德ノ修養ニ努メ成績大ニ

顯ル洵ニ青年ノ龜鑑タリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正六年三月十八日　　養老郡青年會長　從七位勳六等　東島卯八

一之瀨村青年會員　小寺彌五郎

資性溫順篤實入リテハ能ク繼母ニ事ヘテ孝養ヲ盡シ弟妹ノ敎養ニ怠リナク出テハ衆ニ先ンシテ共同ノ作業ニ執掌ス能ク夜學會ニ出席シテ智德ノ修養ニ努ム實ニ青年ノ模範タリ依テ茲ニ選奬ス

大正六年三月十八日　　養老郡青年會長　從七位勳六等　東島卯八

牧田村青年會員　古田淸司

資性溫良質朴父母ニ事ヘテ孝ヲ竭シ家業ニ精勵常ニ夜學ニ出席シテ智德ノ修養ニ努ム洵ニ青年ノ模範トスルニ足ル依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正六年三月十八日　　養老郡青年會長　從七位勳六等　東島卯八

小畑村青年會員　田中末藏

資性溫順質朴邊幅ヲ飾ラス寡言ニシテ實行ヲ重ンス母ニ事ヘテ克ク孝ニ兄ニ順ヒテ克ク悌ニ晝ハ勞役ニ服シ孜々トシテ倦マス夜ハ夜學會ニ出席シテ智德ノ修養ニ努ム洵ニ青年ノ龜鑑タリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正七年三月十七日　　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

下多度村青年會員　水谷健三

資性溫厚篤實意志強固ニシテ稼業ニ精勵シ父母祖父母ニ事ヘテ孝養怠ラス頗ル創作的趣味ヲ持シ肥料ト作物トノ關係ニツキ眞摯研究ス實ニ農村青年ノ模範タリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正七年三月十七日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

岐阜縣養老郡牧田村　杉田城平

大正五年八月牧田村衞生組合長ニ擧ケラレ一意專心組合事業ノ改善ヲ圖リ保健衞生ノ進歩竝ニ防疫ノ爲ニ盡瘁シ益々組合事業ノ發展ヲ見ル其ノ功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ之ヲ表彰シ併テ金貳拾五圓ヲ授與ス

大正七年三月二十日　岐阜縣知事　正四位勳三等　鹿子木小五郎

養老村青年會員　酒井藤九郎

資性溫良素朴ニシテ幼年父ヲ失ヒ母ニ事ヘテ孝養ノ誠ヲ盡シ克ク弟妹ヲ愛育シ家事ニ勵ミ餘暇アレハ智德ノ修養ニ勉ム洵ニ青年ノ龜鑑タリ依テ茲ニ選奬ス

大正八年三月二十三日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

下多度村青年會員　川瀨信一

資性溫厚篤實ニシテ進取ノ氣象ニ富ミ常ニ修養ニ努メ家業ヲ勵ミ兼テ公共事業ニ盡ス洵ニ青年ノ模

範タリ依テ茲ニ選奬ス

大正八年二月二十三日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

小畑村青年會員　佐竹松男

資性溫良眞摯ニシテ常ニ修養ニ努メ家業ヲ勵ミ公共事業ニ奔走シ風紀ノ改善ニ盡シ特ニ農村趣味ヲ鼓吹スル洵ニ青年ノ模範タリ依テ茲ニ選奬ス

大正八年二月二十三日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

一之瀨村青年會員　後藤松太郎

資性溫良意志强固ニシテ克ク父母ニ事ヘテ孝養ヲ盡シ家業ニ精勵シ智德ノ修養ニ努メ常ニ會ノ發達ニ盡瘁スル洵ニ青年ノ龜鑑タリ依テ茲ニ選奬ス

大正八年二月二十三日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

日吉村青年會員　高木戶一

克ク家業ニ精勵シ常ニ修養ニ努メ家ニアリテハ能ク父母ニ仕ヘ弟妹ヲ愛撫スル等青年ノ模範トスル行爲不斷依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正八年十月十九日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

上多度村青年會員　木村彦八

克ク家業ニ勵ミ常ニ修養ニ努メ一旦支會理事ニ擧ケラルヽヤ會員ヲ指導誘掖シテ支會ノ爲メニ貢獻スル處不尠洵ニ青年ノ模範トスルニ足ル依テ茲ニ之レヲ選奬ス

大正八年十月十九日　養老郡青年會長　正七位勳六等　東島卯八

一之瀨村青年會員　川地松之助

資性濶達ニシテ品行方正常ニ言動ヲ愼ミ華ヲ去リ實ヲ尊ヒ父母ニ事ヘテ孝養ヲ怠ラス尚能ク多數ノ弟妹ヲ愛撫シ村青年會ノ幹事ニ選ハレテ其事ニ當ルヤ熱誠孜々トシテ倦マス洵ニ青年ノ龜鑑トス依テ茲ニ選奬シ辭林一部ヲ贈與ス

大正九年十月二十四日　養老郡青年會長　正七位勳六等　奥村規矩夫

養老村青年會員　大橋信一

資性快活ニシテ克己心ニ富ミ補習學校ニ通學シテ修養ニ努メ傍ラ父母ヲ助ケテ專心家業ヲ勵ミ村青年會農事改良養蠶等ノ事業ニ從事シテ研鑽怠ラス洵ニ青年ノ龜鑑トス依テ茲ニ選奬シ辭林一部ヲ贈與ス

大正九年十月二十四日　養老郡青年會長　正七位勳六等　奥村規矩夫

上多度村青年團員　水谷祐作

資性溫良孝悌ノ志厚ク曩ニ父母ヲ亡フヤ姉ト共ニ弟ヲ勞リ專心家業ニ精勵シ克ク一家ノ生計ヲ樹テ

傍ラ補習學校ニ入リ自己ノ修養ニ努メ其他公共事業ニ率先從事スル等洵ニ青年ノ模範タリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正十年十一月三日　養老郡青年團長 從六位勳六等 奥村規矩夫

池邊村青年團員　杉野清六

資性溫厚着實ニシテ孝悌ノ志篤ク能ク家業ヲ勵ミ傍ラ補習學校ニ入リ智德ノ修養ヲ怠ラス曩ニ大卷支部ノ參事ニ選ハル、ヤ團員ヲ統督シ熱心團務ニ努ム其篤行模範トスヘキモノアリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正十年十一月三日　養老郡青年團長 從六位勳六等 奥村規矩夫

笠郷村青年團員　伊藤義照

資性溫良恭儉ニシテ克ク家業ニ精勵シ補習學校ニ入リテハ黽勉智德ノ修養ニ勉メ其他公共ノ爲メ勞ヲ惜マサル等其ノ篤行模範トスヘキモノアリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正十年十一月三日　養老郡青年團長 從六位勳六等 奥村規矩夫

日吉村青年團員　佐々木民雄

資性溫良孝悌ノ志厚ク克ク家業ヲ勵ミ傍ラ農業補習學校ニ入リ智德ノ修養ニ努ム曩ニ別庄分團長ニ選ハル、ヤ團員ヲ統督シ率先範ヲ示ス其ノ篤行模範トスヘキモノアリ依テ茲ニ之ヲ選奬ス

大正十一年十月二十三日　養老郡青年團長（從六位勳六等）奥村規矩夫

養老郡高田町大字高田　日比辰次郎

資性溫和朴直明治二十年高田町大字押越澁谷保之助ノ下僕トナルヤ更ニ榮利ヲ願ミス勤勉力行主家ノ爲メニ忠節ヲ竭スコト三十有五年洵ニ近時罕ナル義僕ト謂フ可シ依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　岐阜縣養老郡長（從七位勳七等）松岡直太郎

廣幡村大字飯ノ木　伊藤多藏

資性溫厚大正三年上多度村大字鷲巢田中操造ノ下僕トナルヤ晝ハ孜々トシテ主家ノ爲メニ耕鋤シ夜ハ暇ヲ乞ヒテ自村ニ歸リ農業補習學校ニ通學シ大正十年三月好成績ヲ以テ課程ヲ卒ヘ爾來忠實主圃ニ耕耘スルコト十箇年農繁期ニハ奮勵業ニ服シ餘暇アレハ主家ノ農事ヲ助クル等其美德少カラス依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　養老郡長（從七位勳七等）松岡直太郎

廣幡村大字岩道　松尾てつ

資性直實笠郷村大字船附藤井作藏ノ下婢ト爲リ專心主家ヲ念ヒ克ク寡婦ト幼主トニ奉仕スルコト十有九年此間私利邪慾ヲ離レ恪勤忠節ヲ竭シ其志行更ニ渝ル所ナク洵ニ忠婢ノ龜鑑ト謂フ可シ依テ銀

盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　　養老郡長　従七位勲七等　松岡直太郎

笠郷村大字船附　北川勝藏

資性朴直明治四十二年三月笠郷村役場ノ小使トナルヤ誠實職責ヲ重ンシ勤勉職ヲ奉スルコト十ケ年大正七年老齢ノ故ヲ以テ一旦職ヲ辭セシモ爾後老軀ヲ運ヒテ常時村役場ノ命ヲ奉シ忠實ニ其任務ヲ果ス等他ノ模範トスルニ足ル依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　　養老郡長　従七位勲七等　松岡直太郎

笠郷村大字下笠　田中要吉

資性素朴溫順明治三十八年笠郷村大字下笠田中貞次郎ノ下僕トナリ主家ノ爲ニ忠勤スルコト十有八年曩ニ妻ヲ迎フルヤ主家ノ側ニ一家ヲ構ヘ爾來五日毎ニ必ス主家ニ赴キ舊恩ヲ報シテ止マス洵ニ近時稀ナル義僕ト謂フ可シ依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　　養老郡長　従七位勲七等　松岡直太郎

日吉村大字宇田　堀ひさの

資性質朴溫順父母ニ事ヘテ克ク孝病夫ニ仕ヘテ克ク忠誠ヲ致シ常ニ兒女ノ敎養ニ留意シ一身以テ生計ノ重任ヲ負ヒ孜々トシテ精勵スルコト十有一年洵ニ節婦ノ龜鑑ト云フ可シ依テ銀盃一個ヲ授與シ

之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　　養老郡長　従七位勲七等　松岡直太郎

日吉村大字中　野村ゐし

資性廉直明治二十三年日吉小學校小使トナリ就職以來恪勤克ク其職ニ竭シ殊ニ學童ニ接スル懇切丁寧恰モ慈母ノ赤子ニ於ケルカ如ク其志節　渝ラサルコト三十有三年洵ニ地方ノ龜鑑タリ依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　　養老郡長　従七位勲七等　松岡直太郎

多藝村大字大墳　鈴木政直

資性溫順母ニ事ヘテ孝養ヲ竭シ啞者ノ姉ヲ遇スル熱情至ラサルナク晝ハ家業ニ勵精シ夜ハ教訓ノ書ヲ繙キ進ンテ青年ヲ誘掖啓發スル等其ノ美德少カラス居村皆其德行ヲ仰キ薫化ヲ受クルモノ甚タ多シ洵ニ地方ノ模範タリ依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日　　養老郡長　従七位勲七等　松岡直太郎

多藝村大字大墳　高木もよ

資性溫良明治二十二年高木和助ニ嫁シ義母ニ事ヘテ至孝病夫ヲ援ケテ至誠克ク女叔ヲ慈愛シ常ニ困苦缺乏ニ耐ヘ兒女ノ教育ニ力ヲ致シ齊家ニ己ヲ忘ル、事三十有餘年洵ニ地方節婦ノ龜鑑ト謂フ可シ

依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日

養老郡長　從七位勳七等　松岡直太郎

一之瀬村　中道むめ

資性溫厚明治二十九年中道小三郎ニ嫁シ至誠以テ姑夫ニ奉事シ同三十五年夫ヲ喪フヤ家ニ儲石ノ儲ナク僅カニ草鞋ヲ造リテ數口ノ家計ヲ支ヘ鞠躬如トシテ孝順是力メ兒女ノ敎養ニ留意シ齊家ノ爲ニ一身ヲ捧クルコト二十有八年洵ニ近時稀ナル烈婦ト謂フ可シ依テ銀盃一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年四月二十六日

養老郡長　從七位勳七等　松岡直太郎

伊藤清吉

第十七章　古代人物

古代人物中地頭・領主・學者・古城主等は、其部所に記載せるが故に就きて見るべし。又人物中年代不詳なるものありて、編年體に記しがたき點あるにより、伊呂波順に錄することゝせり。

伊藤清吉　廣幡村飯木の人なり。平治元年源義朝郡を落ち、不破郡青墓を經て飯木邑に來れるとき、鷲巢玄光と力を戮せ、義朝をして難なく尾張國に遁れしむ。義朝其功を賞して苗字と指替一刀を授く。其子孫なほ飯木村に住せり。

此度依レ有二其功一賜二伊藤氏幷御指替一刀一者也依而上意如件

平治元年極月　　澁谷金王丸

伊藤清吉

（古蹟の部參照）

伊山和尚　姓は山田氏天明八年西濃高柳村に生る。幼にして穎敏、九歳の時一之瀬村天喜寺栴叟和尚の弟子となり、内外の經典を學ぶ。勤勉して倦まず。既に己事あるを疑ふ所あり。文化四年丁卯春年方に二十歳、遊びて諸老師に參ず。疑悶益々加はる。會々瑞龍寺天澤庵隱山和尚道風頗る盛なるを聞き、直ちに往きて之に參ず。二十六歳尾州大山寺雪關和尚に就きて又研鑽す。刻苦十有餘年、一日豁然大悟する所あり。古人諸訛公案目前に分明して復窒碍なし。文政七年甲申春一之瀬村に歸省す。翌年乙酉位を本山前版第一座に轉ず。雪關會て本和尚に字して、伊山といふ。伊山とは伊吹山の江濃の間に在りて衆山に超卓するの義を取れるなり。伊山天資篤實常に細行を愼み、德行愈深し。諸老宿の法會を開く時は、必ず往きて之を輔佐す。領主尾張公其の勤勞を賞し、兩度金帛を賜ふ。伊山年六十二にして寺務を謝し、自ら隱室に屛居し、牧牛庵と稱す。嘉永五年春遠州内野村萬福寺の敎主となり、明年秋綸命を奉じ、法山に出仕し、紫衣を賜ふ。尋いで諸州數十刹の請に應じ敎導す。四衆みな脫服す。文久二年横田不昧居士淨財を喜捨し、萬福寺の諸堂を改造す。日ならずして落成す。伊山を以て中興の祖となす。元治元年春室號を改めて喜齡軒といふ。伊山微疾を感じ、

伊藤孫六
羽賀常遠
原加左衞門
西脇番左衞門

一日諸徒に示して曰く、老僧近日死近しと。侍者をして筆を執らしめ遺偈を口授して曰く「七十七年、罵教謂禪、末後敗開、屎厠梵天」と既にして東光隱室に示寂す。時に元治元年五月十六日なり。壽七十七、敕諡法眼圓明伊山大和尙。

伊藤孫六　西濃風俗に「伊藤孫六金屋の人なり。親は此邊の人物忠右衞門とて、誰知らぬ者もなし、果て給ひて後、今の孫六殿尾州にありしが、此方へ御引越なさる。御氣風美しく御酒も達者に召上る。川事も殊の外精出さる」とありて寶曆の頃の人なり。

羽賀五郎左衞門常遠　寬永正保頃の人にて、美濃諸舊記に「多藝郡小倉の住人」と書せり。

原加左衞門　海津郡吉里の人なり。正保年中上多度村横屋に移住し、三鄕地方を開拓せりといふ其家來にて庄屋職を勤むるもの多し。

西脇番左衞門　養老村龍泉寺西脇賴策及廣幡村飯木西脇貫一の祖先にて、曩祖菅原道眞十一世の孫利久に至り、美濃國加茂郡西脇に移住す。依て西脇を姓とす。其後裔利任、永正八年五月六日多藝郡大威德山龍泉寺に移る。其子孫に番左衞門といふものあり。（以上廣幡村西脇貫一氏系圖による）慶長五年福束城にて戰死す。新撰美濃志に「丸毛三郎兵衞大垣城兵粮の爲、又は後詰の爲として福束の城に在陣す。尾張の赤目の横井伊織數年の知音なる故、家老丸毛六兵衞を呼寄せ、內府公へ忠戰尤も異見すれども、秀吉公の御厚恩莫大成に依て、合點成難しと惡口する故是非に及ばず云々。八月十七日市橋下總守德永

法印云々。福束へ付入押寄ける。西脇番左衞門澁谷太左衞門（押越の人なり）城より突て出で無比類働きし、父子三人討死し、終に丸毛戰負城を明けて大垣の城へ引取る」とあり。

西脇久左衞門貞勝　西脇番左衞門の孫にて養老村龍泉寺の人なり。美濃三人衆の内大垣城主氏家左京之助に仕へ、知行八百七十貫文領せり。左京之助落馬して卒去し、嗣子なく、氏家一家爲に斷絶す。貞勝之に依つて浪人し、龍泉寺に住す。高須城主德永法印に召出され、知行五百石にて地方支配を勤む。慶長年中關ヶ原陣の節德永左馬介知行沒收せらるゝに及び、又々浪人となり、其後松平越中守定綱に仕へ、寛永十九壬午十月二十五日淀に於て病死せり（龍泉寺西脇正吉氏系圖による）貞勝自筆覺書左の如し。

西脇久左衞門每度御陣に御立申覺

（廣幡村西脇貫一氏藏）

一、濃州大垣氏家ぼくせん・同左京ノ介・他國御陣には人數三千五百宛御座候。其內十五人ゐり出しさき衆と申て先陣候旨被申付候。則鐵砲の者三十人つゝ被付候。右十五人の衆安福六郎左衞門・石榑七右衞門・荒川權六・吉安作右衞門・小河八郎兵衞・小谷孫三郎・宮川傳七・北川將監・青木十郎・辻小左衞門・武山善兵衞・田宮與左衞門・神山平三郎・稻葉彦三郎・西脇久左衞門・以上十五人其後德永法印同左馬助より鐵砲三十人西脇久左衞門に此度迄被仰付候。

一、先年瀧川殿柴田殿と被仰合御敵被成候太閤樣御人數桑名表迄御押寄候處に江州北ノ郡よこ木の本へ柴田殿御人數被出候由御注進に付て太閤樣御人數御引取被成候。上方衆はちくさ越、すゝか越に御引取被成候。美濃三人衆は古田篠立村と申所を通り時多良と申在所へ人數打入被申候。然所に瀧川殿御人數古田篠立村へ御したひ被成、なんしよにて御座候に付、先へのき申衆は悉くはいぐん仕候。其時西尾豐後殿山口村うばがふところにて御返しにて高名被成候。但其刻は西尾の小六殿と申候か。西脇久左衞門も同村うばがふところひがしちやゐん口にてかへし高名仕。如斯次第は北いせいなべの郡相場村の四郎大夫・同左大夫・山口村馬大夫其外近邊の年寄衆よく可被存候間御尋成され候はゞしれ可申候か。

一、信長樣より信濃國たかとうの城三月三日に御せめ衆森武藏殿・氏家左京介・多藝の丸毛殿こ□なこへせめ入候へば、座數ひろ間へ取籠竹をおし入て、きときりふせ、西脇久左衞門高名仕候處に其せがれ親をすけ來り、同久左衞門左の手ゆび二つかたなのつか共に切りおとし申候所へ、則右のせがれあひきりに切ふせ申候所へ、辻小左衞門と申仁來りせがれくび取申候。是も久左衞門ほうばいさき衆にて御座候事。

一、尾州おく□御陣御ほんしやう樣と太閤樣となかくてと申所にて、四月九日に御合戰御座候。其日朝合戰に岩崎の城責落、西脇久左衞門高名仕候。太刀打にて具足のわたかみきりおとされ右のくびわき手をおい申候。則五井七左衞門と申人も其時高名被仕候間よく樣子可被存候ほうはい殿家中被居候よし。

一、攝津國荒木信濃むほんに付信長樣御馬被出候。則池田と申城に御座候。三年の御在陣の內に敵味方互にかせき申まちふせ以下種々手柄共御座候。然所に極月八日夜責に有岡の町御やぶり可被成と御諚に付惣御人數被得其意八日酉の下刻より有岡町口へ御押寄被成候。氏家殿は東の口よりせめ入られ申候。さき衆十五人人かず五百餘にて責入家二百けん斗りやきはらひ申候處に間宮千代殿小屋野池の口より御人數御よせ候。氏家せめ口より火の手あがり申候を間宮殿御らんにてむりに御のり入候とて討死被成候。此時も氏家さき衆手柄仕候次の九日に信長樣より氏家殿も夜手柄仕たるとの御朱印成被下候御文體もあら〳〵存知仕候へ共紙上には不申候。

一、播磨みき小三郎むほんに付かんきと申城御責被成候時西脇久左衞門ほりをこゑ、ごいにのり申所に手をおい申候。右一所に參候衆河路權內多賀內頭・辻小左衞門・稻葉彥三郎此五人いづれも手をおい申候。此外種々申立御座候へ共事多く御座候間不申候事。

一、信長樣御代には年中御陣にて御座候へば、每度ふへん御座候て、昨日手にあはぬ人は今日又手にあひ被申候に付て、高名仕候ても、珍數樣には皆々不被存候。當御代は御長久にて二十年三十年にも御戰無御座候故、少の儀をも大きなる手柄の樣に申成候事。

一、石田治部少輔九月十四日に大垣より關ヶ原へ被出候。德永左馬助・市橋殿・橫井いほり殿福東より岩道村と申所へ人數御押候。左候處に同十四日の晚南宮山の人數二百斗にて橋爪村と申所、川を越、さくらい村と申所へあしかるを出申候。左候へば市橋殿ほろの衆田中宗左衞門・小林茂兵衞・同渡邊仁左衞門・德永內林孫介・西脇久左衞門敵にかけむかひ馬を入申候。則のりくつし右のてきあしをためす。右山へにげあがり申候。此式の儀に御座候へども一段とほれをおり申候事。

一、寛永五年辰三月德永家御改易に相成西脇久左衞門浪人致居候處、同八年未年松平越中守樣え被召出老衰之儀に付客分として百石頂戴いたし多喜郡の住に候を以多喜の姓を被下名を久兵衞と相改候其節の御書付

高合百石者多喜久兵衞に被下候。當未之所務より可被相渡者也依如件

寛永八年十二月二十八日

奉（印）

高橋前右衞門

伊藤三郎左衞門

御代官中

西脇伴藏

彫忠

土岐滿貞

戸倉四郎兵衞

西脇伴藏　養老村龍泉寺の產、寶曆時代の人なり。西濃風俗に「此人西山大垣領の大鳥にして中々氣づよき所余の人の及ばざる所なり。大塚高田公事などきつい御はたらき。しかしよそ村のお世話なればいらざる事と思へども、一躰公事好きといふ事にて是も世間にあること。又川事にも大きな評判承りました。何にもせよあしき事にても是程に名を上げらるゝ事はならぬ。川通評判南北大平記にも西脇山犬とやら見えました」

彫忠　高田町の產、今を距る凡百年前の人なり。大門に居住し彫刻を以て顯らはる。字東町及西町の軸に其彫刻の傑作殘れり。（高田人物志による）

土岐伊豫守滿貞　美濃國古代人物誌に「賴康二男、號島田多岐郡島田住か。一に三州設樂郡島田とあり。併賴雄鷲巢島田に緣あり俟後考」と記せり。

戸倉四郎兵衞　新撰美濃志に「戸倉四郎兵衞五千石を今尾村に住みたりしが、勝入戰死の後こゝを領知す

退く」と記し、美濃國古代人物誌に「戸倉四郎兵衛、今尾城主池田家老領五千石今大跡村戸倉氏此末葉也。備前にも同家あり」と記す。戸倉家記錄に「戸倉四郎兵衛は池田勝入の臣也。天正十二年長久手合戰に打負け、四月九日討死するや、四郎兵衛士官を見限り入道して本願寺宗に歸依し、住居不定なりき。天正十五年二月五日德永法印の旨により大跡村に移轉し農に歸す。法印より苗字帶刀御免。五代目所左衛門の時寛永五年德永左馬之助遠島を命ぜらるゝや、下笠代官石原清左衛門寛永七年正月十七日指紙を以て所左衛門を召喚して曰く、其方見れば度々帶刀致し陣屋へも憚ることなし、如何存じ居るや、由來百姓には武器の用なし、悉く召上ぐべく候と、此時藏する所の武具悉く石原に沒收せらる。元祿三年九月十日火災にあひ文書を燒き詳ならず云々」と記せり。

利兵衛　時村字打上の人なり。當地渡瀨山麓に利兵衛屋敷と稱し、叢莽中に　宅址を殘せり。里傳に、利兵衛は慶長年中時村に住せし豪族にて、巨萬の財產を有し威勢傾なし。邸宅の附近に馬場を設け、馬術を學び、又弓術に長せり。一日東方坂上に一匹の狼を見る。乃ち一矢にて克く之を射殺す。今に其坂をかめわり坂といふとぞ。關ヶ原合戰の節一擧軍馬に鞭ち、將に村界をはなれんとす。時に其馬逡巡として進まず。利兵衛大に怒りて之を撻ち馳せて關ヶ原に趣き、西軍に參加し陣頭に立ちしが、一敗地に塗れ、遂に烏頭坂の露と消えたりとぞ。近頃まで同地に時の宮の祠ありきとぞ。

岡本喜十郎　通稱紙喜と號し、寶曆明和の頃の人なり。高田町に生れ名勝養老の創開に志し、寶

曆年中千歳樓を築き別莊となす。園内の碑に「寶曆中州人岡本某築二千歳樓一於レ此以爲遊息處」とあるは是なり。明和七年公園内に藥湯場を建設し、天明四年に至るまで之を經營し、後不破郡表佐村喜平治に讓る。是によりて今に其地名を湯の山と稱す。建設當時白石村庄屋に差入たる證文左の如し。

藥湯に付借地證文之事

當所にて藥湯相立申度數年願望に付御村方御相談被下候樣願入候處、則御聞届之上用水之障に相成不申場所に候はゞ、相調可申樣に被仰候。依之藥湯場小物成御年貢地之内字なこの原池の所段別但し一段に付此控米一ヶ年分米六斗つゝ三年之内毎年七月上旬急度相納可申候。若少々にても相滯候はゞ御心儘御取拂可被成候。先心見之内右三年の借地に御座候。其以後次第に繁昌仕候はゞ證文仕替借地年貢相增御村方宜數樣取斗可申候。若藥湯の儀に付御公邊は不及申千一何方より御尋之品にて御村役人衆御召出有之節入用之儀は拙者共より相拂可申候。委細の儀は別紙に相認差上申候。爲後日加判證文仍而如件

明和七年寅六月

美濃國多藝郡島田村之内高田町

藥湯下請　本人　喜十郎印

親類證人　新四郎印

同斷　文八印

白石村　喜三郎殿

幸右衞門殿

次いで安永九年に至り湯の山より礒石を採掘し、諸國に販賣せり。當時白石村庄屋より笠松郡代に提出したる文書に

乍恐以書付奉申上候

一、先達而湯之山にて喜十郎より火打石掘出し諸國へ賣弘申度に付村方に差障り無御座由先達而御吟味之節申上置候。猶又此

度喜十郎江戸表にて右之段御願申に付私共え召出其段御請印仕候様被仰付承知仕候。乍併右山之儀は村方の者共日々薪竝田畑肥秣等刈取るに罷越候道路に御座候間、御運上等直に御上納仕山中心儘に仕候、而は惣百姓の迷惑に候間、村方差障りに相成不申候様に仕候へは差支之儀御座なく候に付、此段喜十郎にも被仰付下置候はゝ於村方少も差障無御座候。依之差上申候以上

安永九年子六月

白石村庄屋　幸右衞門　印
年寄　武十郎　印
百姓代　助左衞門　印

笠松　御郡代所

喜十郎の長子を安五郎といふ。其子孫詳ならず。

岡田藤左衞門　廣幡村岩道に生る。寶暦年中の人なり。西濃風俗に「移ればかはる飛鳥川とはいへ、此様にもかはるものか、其昔は西濃百姓大將とも呼ばれたまふ。誠や御兄弟三人中よくわけて壽安殿博學名醫藤藏殿其子息嘉作殿（後藤藏といふ）辨舌はいふに及ばず、皆人の知る所。藤左衞門お果なされて後はいかひ御難儀。嬌子藤十郎殿は不足したまひ、是も果られさて藤左衞門一代に仕廻になされた。跡々にて妻子の御難儀。たとへ億萬貫のあとしきゆづりても時節來れば貧する事まゝ多し。藤左衞門家筋はならびなく、楠の末孫岡田將監それより權兵衞さて壽安どの息秀介どの楠と苗字をかへたまふこと尤もかな、楠末流菊池岡田なと申二人の門是なり。しかし古き苗字あらたに替へたまふ事殘念なり云々」藤左衞門の子孫明治の中葉迄岩道に住せしが其後東都に移住す。同家傳ふる所楠公遺訓左の如し。

速に櫻井到着扨〳〵神妙某意趣一紙送述ものなり。
讐は獅子子を産るに三日ふる時數千丈のせきへきより是をなぐる。其子獅子の氣に有ば不敎中にてはれかへる不得死云々。汝既十一才吾か一言耳止メハかならず違ヒなし。今又其方櫻井宿え招出したるハ我が最後の對顏なり。全不レ可二涕泣一。三世の契再世目出度對面すべし。夫如何ト成レバ今度足利尊氏退治ニ向ラレシ味方の兵ヒ則戰タル有樣ヲ聞ニ中々朝敵亡さん事叶まじ。某討死せバ天下ハ則尊氏世と成へし。然ヒ一旦家を立んが爲身命をおしみ、父がちうれつ捨て降人に出る事堅くなかれ。其爲郎等數多附置也。敵寄來ハ金剛山城へ引籠り命を極し戰ふべし。凡て弓取所領欲きも家の榮へを好も只人に人と云れん爲なり。賤キ降參不義のふるまひすべからず。不義して生き甲斐有間敷候。讐國郡を持とも何かせん。無道富貴は恥也。古人も是を誡たり。公に忠節專一孝行の第一也。且おさなき弟ヒいたわり候べし。水魚の思ひをなすべし。郎等ふちする事□父也。公臣合點すべし。其方成長迄ハ和田和泉守正遠且左近太郎我同樣に思ひ、諸事談合すべし。たひて〳〵母に談る事なし。女性心淺し。愚成る者なるべし。學文を出精し十五歲なれば物の義理聞べし。國を治る謀數ヶ條某自筆書置たり。則家系傳來書卷授與者也。國家盛衰は政の善惡によつてちらんをなす。然レバ天下のあんきは公ニ有る。所謂げうまゆん、けつちう後世の鏡也上一人ら起下万民ニ至る我最期遺狀如此。後代毎〳〵案し給へバ追善たるべし。

人王三十一代敏達皇四代孫井手左大臣橘諸兄末胤大夫判官代

建武二年五月十六日　　楠攝津守（印）

楠帶刀正行へ　　正成（花押）

彌討死告來ハ攝津矢田郡坂本鄉寶勝寺納給ふべし、たのみ存るなり。

（岩道、楠藤左衞門所藏）

鷲巢玄光

鷲巢玄光　玄光法印は上多度村鷲巢の人なり。美濃國古代人物誌に「内記平太行遠の二男、多藝郡鷲巢住義朝を護送せる人なり」と記せり。法印は不破郡青墓驛の富媼大炊の弟にて平三眞遠と稱し、大俠を以て聞ゆ。平治元年源義朝戰敗れて來り大炊の家に投じ、株瀨川を下り内海に行かんとす。義朝其臣金王丸をして玄光に謀らしむ。平治物語に　さる程に義朝は、大炊が許にておはせし

がかくてあるべきにあらねば、驚て立ち出で給ふ云々。義朝鎌田を召して、海道は宿々通り得がたきなる、是より內海へ着かばやと思ふは如何と宣へば、鷲栖玄光と申すは大炊が弟なり、隱れなき强盜、名譽の大剛者にて候、憑みて御覽候へと申せば、然るべしとて、此由を仰せらるゝに玄光悅びて、是ならずば何事か頭殿の御用あるべきとて、小船にて下る處に府津に關するゑて、船をも搜しければ此船をも寄せよとて、何船そととがむれば玄光ぞかしといふ、玄光ならんにはいかに夜は行くぞといへば、今日明日ばかりの年の內なれば、夜も得休まぬぞとて潛ぎ通る。同二十九日に尾張國智多郡野間の內海に着き給ふ」義朝長田忠致の家に到る。忠致力士三人を浴室に伏せ、浴を義朝にすゝめ之を殺す。平治物語に「玄光法師は頭殿討れ給ひぬと聞きて、是は鎌田がわざにてぞあるらん、先づ政家を討たんとて、長刀持ちて走り廻りけるが鎌田もはや討れぬと聞きて、さらば長田めを討たばやとて金王丸と二人、面も振らず切りて廻り數多の敵斬り伏せて、塗籠の口まで攻め入りけれども、美濃尾張の習、用心きびしき故に、帳臺の構したゝかに拵へたれば、力なく長田父子をば討ち得ずして厩に走り入り、馬引出し打乘打乘、留めんと思はゞ留めよとよびけれども、遠矢少々射懸けたるばかりにて、近附くものなかりしかば、玄光は鷲栖に留り、金王丸は都へ上りけり」と記せり。大日本史に「有二大炊兄平三眞遠一、剃髮稱二鷲栖源光一、（中略）源光悅而具レ舟、載二義朝政家一、覆之以レ柴、將レ送二野間一、自二株瀨川一下而過二折戸一（鎌倉本平治物語作二折津一）津吏疑而止レ之、源光爲レ不レ聞、而過、

乃發レ矢射レ之源光廻レ船抵レ岸、津吏入レ船發レ柴搜索、源光窘迫、意欲レ令二義朝自裁一故謂曰、借如義朝至二奔敗一從者亦必不レ下二數十人一何依二託孤僧一鼠二伏柴船中一、縱在必不レ爲二卿等獲一、度己自殺矣、義朝耳二語政家一曰源光勸二我死一、政家曰、姑待レ之津吏亦不二深究一而去云々」茲に折戸といふ地は、いづこなるや詳かならず。新撰美濃志舟付村の所に折戸は其地うせて知人なけれど、此邊必ず其舊蹟なるべし。其關を居て川船を改むるに、こゝより便りよき地はなく、又船着といふ村名の今に殘れるもその證なり」とあれど如何にや。船附近傍の人につき之を訊ねれども更に其證なし。飯木村の里傳に玄光義朝を舟に載せ飯木に至り、同地の俠者清吉と議し、此にて舟に柴を積入れ、義朝主從を潛伏せしめ、太田（海津郡）邊にて津吏にたゞされしよし傳ふなほ考ふべし。

若山飛驒守政家　源滿仲の後裔なり。義親の時母姓を冒し若山と改稱す。政家は其子孫なり。應永年中牧田村に落居し入道して道宗と改め、八幡神社を建立す。嘉吉三年八月二十二日歿す。法名威德院觀應道宗居士。當地寶聚院境內石窟中五輪塔有り。其傍に妻女の五輪塔ありて銘に嘉吉三年三月七日と刻せり。尙同家墓石に康正二年及大永六年竝に天正元酉年二月十一日若山道德義實法號有隣院惟盛道德居士と銘するもの有り。又同地字一色に鑿井記念碑あり。銘に曰く根岳元歸居士享祿十二未年三月三日、爲後人開穿此井一子若山源五四郎と刻す。

川瀨彥兵衞　小畑村祖父江の人なり。碑に慶長十七壬子年十月四日法號釋明玄居士川瀨彥兵衞墓

と刻せり。其子孫に寶暦年中同彦兵衞なるものあり。西濃風俗志に「祖父江には安福等とて大勢ござれども當代は殊の外めいりました。然るに彦兵衞殿川通此かた此ヶ輪の大鳥々成たまひ、御精出さるゝ段御苦勞に存じます。第一口上よろしく取廻よく御智慮もあれば、外村に及ぶ人なく、川事成就仕御苦勞云々」とあり。

川瀬勝定　記錄に「勝定、源賴朝の富士裾野狩に隨從す。建久九年六月二十二日石津郡に在り、後飯積に移住す云々」。

川瀬五佐正　多藝村飯積の代官にて二萬三千石を領し、久保寺双寺（栗原山）の復興に努力す。元龜年間當地八幡神社に小銃及二叉竹を奉納す。其子孫に五右衞門といふものあり、全道の刀を八幡神社に獻じ元祿五年五月九日歿。妻妙意同六年六月二十五日死し遂に絕家す。（同地光敬寺過去帳による）

川瀬八右衞門　多藝村飯積の人なり。寬永十七年正月同地八幡神社燒失の際光敬寺の洪鐘を亂擣し、遂に之を破損す。正保年間八右衞門私財を投じて、洪鐘を改鑄す。元の鐘に年號を刻せざりしかば、新鐘にも無銘とせりと傳ふ。天和二年九月十三日死す。孫市右衞門其子彦右衞門行方不明となり遂に絕家す。（同上）

川口惣右衞門　笠郷村上之郷の産、寶暦年中の人なり。西濃風俗志に「御家筋上ノ郷にならびなし。殊更御人躰御氣風至極賴母しく學文有之ゐくゆかしき人なり」とあり。

橫山山城守長知　美濃明細記に「橫山山城守長知出二於美濃國多藝郡直江村一仕二前田利家一加越境鳥越城攻、合レ槍、秀吉攻二築紫岩石城一時先登而攻取。小田原陣時松枝城幷八王子城攻拔。慶長五年大聖寺城一番乘、大坂陣有二戰功一」と記せり。長知姓は小野小字は三郎と稱す。其先は敏達帝より出づ父を長隆といふ。長知七歳にして丹陽圓通寺に入り、經書を學ぶ。聰敏人に絕す。天正十年長隆携へて越前に往き、前田氏に仕へ長知をして質を委ねしむ。時に年十五。明年豐臣秀吉柴田勝家と江州に戰ふ。此時長知父と前田氏に從ひて軍に赴き、衆に殿して退く。敵短兵急に接す。長知反擊すること數回、其の驍將を斬る。前田氏其壯勇を賞す。天正十二年佐々成政前田氏の部將奥村永福を末守山に攻む。永福援を乞ふ。前田氏馳せて之を救ふ。血戰數刻成政兵氣頗る張る。長知稻垣上坂及前軍の士と兵を伏せて相待つ。敵衆勢沮む。前田利長兵を城中に出し併せ擊ちて之を敗る。是日の戰長知の勇略最も多し。前田氏喜びて其用ふべきを知る。明年從ひて鳥越坂を攻め、成政の勇士某と鎗を合せて創を被る。天正十五年秀吉島津氏を征す。利長蒲生氏と岩石城を攻む。長知蔭山大平の兩士と進みて譙門に逼り、相共に健鬪す。長知斬馘甚だ多し。長知の兄長秀石川某と違言あり長知走り進みて杖を以て之をうつ。某之を恨みて長知を覘ひ半夜之を刃す。長知其城をぬく。利長大聖寺を攻むるや長知衆を率ゐて先鋒となり、刀創を被ること數所に及びたれども、進みて遂に之を陷る。長知利家の命により手づから刀を以て太田を誅し、其の祿をたまふ。長知故ありて譴

高木六右衛門

高本八郎左衛門

高田毗登足人

責を蒙り邊邑に蟄居す。慶長中大阪に事あり。東西勇士を招く。德川氏亦長知を召し、豐臣氏も亦之を致さんとすれども長知義を重んじて之に應せず。後利長の子利常によりて、再び家臣たらん事を願ひ、赦されて舊祿をたまふ。大阪再び難を構ふるや、長知諸士を率ゐて督戰し、城遂に陷る。後山城守に任ぜられ、正保三年七十三歲にて歿す。

高木六右衛門　日吉村橋爪の產、寶曆の頃の人なり。西濃風俗志に「此人の氣風西美濃になし。身持花やかにしていやしからず。此邊の巨頭なり。家筋いふに及ばず。さて御酒は御好物にして、おもしろき上戶。さもあらん此所の風儀として、神事には俗にぶさまつりとやら申て、酒食ともにうつむく事のならぬ程たべると申。夫故此所をはしつめ(箸詰)と申すと」あり。

高木八郎左衛門　傳へいふ下多度村志津本慶寺に居城し、附近の諸村を領知せり。明應元年秋戰死せりと。八郎左衛門の長女は本慶寺の室となる。八郎左衛門追吊の爲め堂宇を其城址に移す。今の本慶寺之なりといへり。

高田毗登足人　續日本紀に「天平寶字七年十月丁酉前監物主典從七位高田毗登足人祖父、嘗任二美濃國主稻屬一、壬申兵亂以二私馬一奉二車駕一、幸二美濃尾張一、天武帝嘉レ之、賜二封戶一、傳二于子一、至レ是坐レ殺二高田寺僧一、下レ獄奪レ封云々」とあり。新撰美濃志には高田に住し人なるべしとあれど、更に里傳なしなほ考ふべし。

多藝蓮國足
高階永貞
多藝帶刀
田中四郎
田中家俊
田中彦七

多藝連國足　續日本紀に「丙辰左京人正八位下多藝連國足等二人賜二姓物部多藝宿禰一」とあり。美濃志には馬目村のわたり人なりとあれどいかになほ考ふべし。

高階嘉右衛門永貞　美濃國古代人物誌に「丸毛の麾下西脇氏の族也。元祿十五年壬申九月十日卒墓在二莊福寺一法名性嚴道壽」とあり。

多藝帶刀　美濃古代人物誌に多藝郡の住人とあり。

田中四郎　上多度村鷲巣、元龜年間の人なり。同地田中董氏藏古文書に

今度姉川陣ニ付材木竝松明等用意之事、且兵粮圍置可申段專一に候分て出陣之砌百姓共引連罷出可申候。高名の手柄於有之者夫々可爲恩賞者也

元龜元曆六月五日　　信長判

多藝郡
田中四郎
大谷勘重郎
（他郡に屬する分省略）

右十八郡村々早々順達宜有之者也

田中家俊　新撰美濃志に多藝郡飯木の人にて埴生のすゞ風の著者の由記せり。

田中彦七（田中彦市）　濃陽志略口ヶ島部に「田中彦七宅址今爲二田圃一其子孫至レ今住二于此村一」とあり。田中系譜（押越澁谷保之助氏藏）に清和天皇の後胤に田中彦内といふものあり、初めて八中口ヶ島に來り、田中氏の元祖となる。明德二年城州内野の合戰に嫡子七郎政勝、二男三郎秀政と父子三人討死し、三男彦

內留り下住す。其子彦之丞政基三歳にして父に離れ、二十五歳迄此地に住し、應永二十三年鎌倉持氏に仕へ、駿河の軍に從ふ。政基の子彦十郎政繼二十一歳にて結城合戰に討死す。其子源三郎政親若年より家來窪寺喜八相添ひ、母に養はれ應仁元年大和國郡山の合戰にて深手を負ひ、一生手足不自由となる。時に年二十四歳。其子宗誓永正七年船岡合戰に討死す。宗誓の子宗禁幼時より長岡越中守に仕へ、天正十一年越前國北庄一戰にて鑓を合せ高名あり。其子宗古伊藤長門守に仕へ、文祿元年高麗陣發向の時肥前國名護屋に在陣す。其子田中彦市政清若年より右京亮殿に仕へ、私領六十貫文を領し、病氣の爲在所口ヶ島に引籠り、數日を送るや、慶長五年關ヶ原陣に於て、德永法印より金屋河原に於て戰ひ、法印より高二百石有尾村にて受く、彦市に二子あり。長を源三右衞門、弟を彦左衞門といふ。源三右衞門若年より、病氣を以て口ヶ島に在り、彦左衞門は與左衞門又は彦兵衞ともいふ。加納城主奥平美作守に仕ふ。關ヶ原陣の時大垣城に在り。彦左衞門子なし、新兵衞（孫市ともいふ）西岩道西脇九郎兵衞より來り養子となる。御領成瀨隼人正に奉公せしが、其後親を養はんが爲に口ヶ島に籠居す。新兵衞五代の孫を孫市政信といふ。幼名喜三郎と稱す。太神宮燈明の願主なり。

田中惣十郎　笠郷村下笠の產、寶曆年中の人、西濃風俗志に「大鳥も田中にあはゞたちにげんにぐるも道理鷹の羽の紋、幼名重三郎と存ず。御仁躰といひ、御氣風といひ、西美濃に三人とござる

田中權之右衞門

まい。親御は勿論村方の衆までいかいお仕合御子息順三郎殿と申親御に仁躰いきうつし御成人の後今より思ひ當ります」と記せり。

田中權之右衞門　同家譜に「人王五十九代宇多天皇九代の後胤佐々木源三秀義、十三歲而六條判官爲義の養子となる。保元平治亂左馬頭義朝に隨つて功有り。壽永一壬寅年正月二十五日大功。元曆元年正月十二日賴朝に隨て功有り。四代末田中但馬守氏信田中氏の元祖となる。元來鷹羽者田字也故爲二定紋一。四代を經て田中備中守氏賴に至る。氏賴は近江國春稔の城主なり。建武三年五月二十五日拜領云々」何時頃下笠に移住せしや詳かならず。子孫世々權之右衞門と稱せり。同家に關する文書一二を示すこと左の如し。

一、宗門御改自分一札ニテ指出候但九年以前元文辰三月相濟申候

權之右衞門

一、年頭御目見仕候、十四年以前親權之右衞門時代奉願數代他領御境目ニ格立御百姓相續仕候之多眞笠松御役所へも毎度御用等被仰付罷出先年江戸往來モ仕候旁之由緒を以て享保十六年十二月願相濟候

權之右衞門

一、本田堤內屋敷七段六畝十五步高七石六斗五升

右者田中權之右衞門住居屋敷、尾張中納言樣より永々諸役御免ニ被成下置候ニ付御年貢三役銀此外諸掛リ物不殘永々除之

文政八年四月二十四日

一、下笠村字構御除地持家自分一札持高三百九十六石一升四合田中權之右衞門年二十一歲、嘉永七年

今同家廢絕し宅址田圃となれり。

田中長右衞門　笠郷村栗笠の産、寶暦年中の人なり。西濃風俗に「此人彦左衞門とも申ました栗笠の巨頭とかくれなき人、仁躰といひ、氣風といひ、其比は飛鳥も落ちました。今は在所にも居たまはず。尾州とやらにござるよしおしいかな、殘念哉、今々の出來分限は此人の定紋のはがひの下にもよりそふことならぬ」と記せり。

谷傳右衞門　家譜に始祖加納四郎太郎信員、建武年中安八郡加納村に住す。足利將軍の麾下小笠原兵庫助政長の幕下となり、近郷を所領し、王事に勤勞し、數度軍功を奏す。後村上天皇の正平八年後光嚴院垂井驛へ官軍八騎を從へ落ちたまふ際、信員手兵を率ゐて御輦を迎へ、堅く院を守護し奉り栗を獻ず。院信員の忠烈にして、且軍卒の饑渴を救ひしを叙感あらせられ、姓を谷と宣下したまひしとぞ。蓋谷の字八人口の三字を以て構成せられたれば、兵卒八人の口を養ひし義より採れるなるべし。更に旌旗の紋章を三星に改むべきよし仰せ出されたりと。同家覺書に

一、私先祖加納四郎太郎大江信員と申濃州安八郡加納村に居住建武年中小笠原兵庫助政長に就き幕下加納村近郷領知仕候其節武功の證書等有之今以所持仕候事
一、右信員文和年中後光嚴院當國へ御落の節故ありて谷と改め加納村に居住仕候
一、谷彌太郎信益右同所に居住其節土岐賴藝に隨身の節は川合を名乘武功感狀竝に領知黒印御座候
一、谷威德信後は同所居住元龜二年五月五日南宮頭渡り仕候譯右宮舊記にも具に御座候
一、谷六右衞門信厚西尾豐後守殿ニ仕へ知行三百石揖尾に罷在近江小野村東光寺に墓御座候
一、谷傳右衞門信幸ハ西尾豐後守殿に仕へ揖斐に罷在小野村東光寺に墓所有之候
一、谷九郎右衞門は豐後國稻葉右京殿に由緒有之罷在後ニ舟付ニ居住仕候

一、寺田彌惣右衞門は奥州會津加藤式部殿に知行三百石にて仕申候事
一、谷傳右衞門幸詮に至り百姓仕り候母方祖父勢州津藤堂佐渡守殿へ由緒有之家康公より佐渡守御書付所持仕候
一、谷傳右衞門信詮ハ母方祖父佐久間勘平德永法印殿親族にて德永内記殿より勘平宛書狀御座候

寶暦年中に谷傳之右衞門といふ人あり。西濃風俗志に「當世の氣に應じ人のうけもよく御仁躰御氣風共にそろひ、今西濃巨頭と成玉ふ。御先祖は大官家とやら承りました。さて御氣の少しかた過る所あり。しかしそれ程に難ずる程のことでもござらぬ。御氣をつけらるべし。」と記せり。尙谷家所藏古文書左の如し。

小笠原兵庫助政長代加納四郎太郎信員同六郎助延申軍忠事

右於去九月十八日美濃國揖斐野之合戰致先懸軍忠畢、同十月五日追落糟河山池戸之城郭、同六日責登瀧尾至于鎌倉山之峯爲先陣打落、所々之御敵燒拂矢倉陣屋乎、同二十日於木之尾致合戰之處、被疵信員之家人助次郎卒、同二十五日責入池戸燒拂下埒宇上埒宇二ヶ所之城郭助延分捕、堀部太郎兵衞尉卒、將又自九月十五日至于十月二十六日令勤仕晝夜所々之役所也、此條御見知分明上者爲後證可賜判候哉恐惶謹言

建武四年十月二十六日　　大江信員

御奉行所

姫草堤之内二貫小坂内一貫八百安直三貫七百舟木内三貫六百爲給地宛行候可知行狀如件

天文二十二、五月二十八日　　隆□花押

河井彌七殿

其方於姉川合戰抽諸手首三級討取之神妙之至不斜候依之厚見郡之内百七十貫文之地宛行者也

元龜元曆六月二十九日　　信長

谷三郎殿

會津山之部在家村々内を以て知行高三百石令扶助訖全可領知者也

祖父江五郎右衛門

祖父江國舍同國成同國之

土屋篤四郎

中西半藏

中島石見守

中島重久

寛永五年十月十八日　寺田彌三右衛門

明成

祖父江五郎右衛門　小畑村祖父江の人か。信長記天正十年五月二十九日信長公御上洛の段、安土本城御留守衆中に祖父江五郎右衛門の名見ゆ。

祖父江孫左衛門國舍・同弟源助國成・其弟孫次郎國之　美濃國諸舊記に首題三名を多藝郡祖父江の所主とし、祖父江國舍は織田信長に仕ふ。其子國政は天正十年六月二日京都本能寺にて討死す。國成は明智光秀に仕へ、山崎にて討死す。其子孫四郎國俊は山内土佐守一豐に仕官せり。國之は後に福島正則に仕へ法齋といふなり」とあり。

土屋篤四郎　掃雪又は横塘とも號す。藪の内流の茶人として聞ゆ。高田町高田の人なり。郡内は勿論安八海津等隣郡より來り學ぶもの多し。明治二十九年四月二十二日歿す。年八十七（高田人物誌による）

中西半藏　時村字下山の人なり。寛政二年年齡五十一歳の時、時の庄屋八名連署して、半藏の孝養を賞讃し、領主に申告せし事あり。其文に曰く「親勘助長々病氣罷在十九年の内不相替至而孝心に養育仕實義に百姓仕候云々」と記せり。

中島石見守　美濃國古代人物誌に「多藝郡大塚住、弘治二年齋藤道三方」とあり。養老村石畑中島純一氏家譜に「中島石見守重直は父を中島豐後守といふ。原姓不詳、父豐後守、尾州中島郡に住す。依て中島を姓とす。重直父と和せず。年十四歳家を出で織田備後守に仕へ、清水源六郎と稱す。織田

信長より領地三千五百石を賜ひ、それより中島石見守と改稱し、清須に居住す。元龜二年信長の命に背き領地沒收せられ、尾張を退き、丸毛兵庫頭同三郎兵衞の扶助を受け、多藝郡に移住す。清水新左衞門と改稱す。天正十九年三郎兵衞の才覺により信長の勘氣赦され、領地千石を給ひ再び信長に仕ふ。自來中島傳右衞門と改め、足輕大將となる。慶長五年秀信及石田三成と一味となり、岐阜に籠城するや、八月二十二日新加納表の合戰に於て岐阜方敗軍す。傳右衞門足輕を立て直し、防戰せしが力及ばず遂に討死す。時に年七十二。長子中島八左衞門重久父と共に秀信に仕へ、扶持米三百俵を受く。關ヶ原役丸毛氏の恩顧を思ひ、秀信を辭して福束に入る。福束城陷る。三郎兵衞加州前田利長の家老横山山城守と緣あるを以て、利長卿を頼み加州に赴く。重久亦之に從ひ、山城守の屋舖に住す。三郎兵衞は利長より江府へ御詫叶ひ、慶長八年罪科を赦され二千石の扶助を受け道和と改名す。重久亦五百石の領地を給せらる。辭して高野山に入り、秀信に謁し薙髮して淨心と號す。後濃州に下り同十七年病を以て卒す。重久の二男權兵衞慶長十四年加州に至り、横山山城守により利長に仕へんとす。志成らず依て山城守に仕ふ。元和元年大阪陣の節力戰して傷を負ひ、若黨不破藤市に救はれ、南都春日山に退き、濃州石畑に住す。寬永七年病死す。」其子孫に惣兵衞といふ人あり。西濃風俗志に石畑の元祖押越小野八左衞門此人なり。お咄承る所がどうも百姓とはさら〳〵存せられぬ世事甚だうとく、公記大名の生れつき知行取に思はる。御子息は澁谷氏へつかはさるゝよ

長江春兆

直江兼俊

直江兼友

人は出家とも仕官ともの風聞、旦那寺は其所に中島山永久寺と申て中島より立てられしと承る云々」とあり。

長江春兆　春兆の墓は養老村澤田寺坂の臺地に在り。銘に鎌倉權五郎景政五代之後胤長江太郎好景末孫長江又太郎平景亮明和八年辛卯年三月八日法名釋宗山居士と刻し、側面に「くめばへりくまねばもとの水なるにこゝろつくしになに思ふらん」と書せり。長江氏は桓武天皇の後胤にて鎌倉權五郎景政の孫四郎左衞門義景の時源頼朝に仕へ、相模國長江に住し、家號を長江と呼び、長江太郎と稱せり。其子孫不破郡今須に來り住居せしが、應仁二年齋藤妙椿の攻むる所となり、敗れて澤田に遁れ農となり田野を開拓せり。此時今須より從ひ來りしもの、孫右衞門外十五人なりき。慶長五年關ヶ原役德永法印の命により百姓浪人を募り、牧田口を堅めしよし傳ふ。春兆は此長江氏本家の子孫なり。當地に今長井を名乘ものあり。江濃記に「永井と申は初は永江と名乘れる」よし記せり。當地の人曰く故ありて長井と改むと。

直江六郎兼俊　多藝村直江の人なり。美濃明細記に「兼氏子、直江六郎、刀匠銘人、十五枚より二十枚迄、暦應比多藝郡直江村に住す。居住の跡直江村の內南に有り、號二直江志津一」とあり。

直江志津兼友　多藝村直江の刀匠、美濃明細記に「或云兼氏弟、直江志津七八枚より十五枚まで」とあり。本朝鍛冶考に兼俊は貞治比の人兼氏の弟或は兼代と同人なりと記せり。

直江兼信　中島兵左衞門　蘭溪　村上旭水　氏家直重

直江兼信　同多藝村直江の刀匠なり。善定兼吉の子にて永德の頃直江に住せり。或云兼氏の二男なりと。

中島兵左衞門　寶暦の頃高田町押越に住す。思ふに中島石見守の子孫なるべし。西濃風俗志に古今珍らしき氣風は殿と御兄弟かと覺えました。御仁躰よろしく皆人感心しました。御勝手むきも次第〳〵にふまへになり、きのどくに存じた處程なくお果てなされた云々」とかけり。

蘭溪　養老村龍泉寺の畫家なり。本名西脇李三郎正榮と稱し、父を武治右衞門正衍といふ。幼にして京師畫家豐彥の門に遊び、丹青の道を研究し歸省して、海津郡今尾町某家の養子となりしが、一日洪水に遇ひ戰慄して養家を去り家に歸る。其後畢生畫筆を友とし、明治十五年二月十九日七十三歳にて歿す。法名德翁有隣居士。門弟に蘭齋應眠有り、又畫を能くせり。蘭溪性豪放不羈妻女なく獨身生活を爲せり。偶々意に適へば詩を吟じ歌をうたひつゝ畫筆を執り、心に嫌焉たるところあれば敢て文硯を省みざるを常とせり。性來雷を恐怖することと極度に達し、雷鳴する毎に直ちに耳を掩ふひ、顏色蒼然として生色なし。人若し誤りて談柄中雷の事を言へば大喝一聲之を叱咤せりとぞ。

村上旭水　日吉村橋爪の人なり。滋賀縣柏原五大坊勝泉につき挿花を學ぶ、大正十年二月六日卒す。年八十四歳。辭世の句に「ろもかぢもいらぬ他力の弘誓船南無阿彌陀佛の風の力で」

氏家左京亮直重　牧田村の人なり。氏家家譜に曰く「曩祖は藤原鎌足にして後裔代々下野國に住

す。五郎公賴の時同國氏家鄉に住居す。依て氏家を名乘れり。公賴の男中務丞重國延元二年閏七月越前國足羽川合戰に軍功あり。美濃國に於て闕所數ヶ所をたまひ高須に住す。子孫代々土岐氏に仕ふ。土岐氏歿後齋藤氏に仕へ、西美濃三人衆となり。齋藤氏歿後織田信長に隨ひ軍功有り、常陸介藤原直元入道卜全に至り、永祿二年大垣城主となり、長嶋征伐の時、海津郡太田村にて討死す。法名大常院殿安應卜全大居士と號す。長男內膳正行廣慶長五年大垣より桑名城に移り、後大阪城中にて武田榮翁と改め、元和年中討死す。次男を左京亮直重といふ。後に修理亮道雪と號す。天正元年濃州大垣城より今尾城に移る。後足を痛め鄉士となり、牧田村に蟄居し、住人重周の養子となり名を直尙と改め、寬永元甲子年三月十一日卒す。法名壽澤院寬然成山大居士と稱す。直尙の子重近苗字を改め、三屋本と稱す。寬永八年十一月十四日卒す。其子重光乾崇寺を開基す。剃髮して自徹と號し、元祿七年三月二十二日卒す。從來德川氏に憚り氏家を名乘らざりしも、其の子重成の時に至り本姓に復し、氏家久之進と改む。重好尾張より入りて重成の養子となり、享保十四年六月五日卒す。後重遠重行重賢重官重圍重知を經て洗耳に至る。洗耳は同村吉田清助の二男なり。幼時より重知の知る所となり、大正元年入りて家督をつぐ、明治三十八年東京帝國大學を卒業し、成績優等により恩賜の時計を拜受す。大正四年九月三日橫濱正金銀行龍動支店副支配人となり。在勤三年、同七年十月歸國の途に上るや愛蘭沖にて獨逸潛水艇の襲擊にあひて卒す。

大塚伊豆
大野義光
大橋甲斐守
大谷勘重郎
桑原右近
桑原高榮

大塚伊豆　中島石見守の異名、多藝郡大塚住（美濃古代人物誌）

大野主水義光　美濃國諸舊記に多藝郡大野住人と記せり。寛永正保の頃の人なり。

大橋甲斐守　時代不詳里傳に多藝村多岐字高畑に住し五百石を領せりと。

大谷勘重郎　田中四郎參照

桑原右近　美濃國古代人物誌に「石津郡市之瀬の住人、元龜二年長嶋陣に出づ、土佐守男か。右近左近恐くは同人。桑原左近、與二平兵衞一、同攻二加賀野城一蓋平兵衞一族矣」と書せり。右近が長島合戰に働きし事は信長記に氏家ト全太田にて討死せし時「西堀勘兵衞桑原土佐守同右近河村孫兵衞種田助六郎其外歩立ノ者十餘人シテト全ヲ引立テ前後左右ヲ打圍ンデ退ク云々」とあり。然るに一之瀬村に桑原右近ありし事を傳へず。或は安部右近の誤ならざるか。安部右近は多良奥村の住人にて慶長九年多良村を退去し、一之瀬村に移住す。其子を川地六右衞門といふ由當地川地家譜にありなほ考ふべし。

桑原源左衞門高榮　一之瀬村の人美濃國古代人物誌に「桑原源藏左衞門高榮後兵庫介と稱す。市ノ瀬住、紋酸漿草梅鉢」と記せり。一之瀬村桑原權之助氏家譜を見るに桑原氏は元菅原氏より出づ。其後裔に桑原刑部大輔あり。三重縣阿下喜の城主たり。天文十四年九月一之瀬村に移住す。大輔の子を源三左衞門尉高榮といふ。後兵庫介と稱す。天正十六年に卒す。二子あり長を又四郎高朗とい

ふ。永祿十二年八月十六日勢州大河内城にて戰死す。次を本山豐前守高定といふ。元龜元年江州姉川合戰に參加し、織田信長より戰功により感狀を賜ふ。時僅かに十四歳なりき。兄高朗戰死の後名を治右衞門と改む。天正十年信長葬儀のとき奉仕勤仕す。文祿元年秀吉の命に依り、肥前國名護屋に在る事三年、故ありて領知を没收せらる。其後加藤主計頭に從ひ、朝鮮に從軍す。假名を加藤清兵衞と稱す。軍功あり、秀吉薨去の後辭して一之瀨村に歸る。其後伊達政宗の召に應じ、奥州に下向の時白河城代蒲生氏の家臣町野但馬守高定を留め、主人秀行に勸め祿一萬石を賜ふ。此時本山豐前守と改む。寛永十一年卒す。高定三子あり、長を桑原兵部忠高といふ。石河紀伊守光元關ヶ原合戰に利を失ひ忠高に寓す。慶長十五年九月光元の子太郎八駿府下向の時忠高隨從す。太郎八領地を市之瀨村にたまふ。兵部太郎八に城地を獻ず。後城を羽島郡駒野に移す。忠高三子あり。長女鈴木彌兵衞の室となる。婿引出として電切丸を與ふ。第三子權之助高英といふ。忠高の後をつぐ。石河家の命により代々權之助と稱す。殿中特に權之助席をたまひ、高三十石を給し鄉士に列せらると。

桑原兵庫　市瀨城主、傳へ曰く土岐盛賴の次男を桑原兵庫資貞といふ。一名治右衞門と稱す。永祿七年春家人六名を從へ、一之瀨村に移住す。同地八幡神社は永祿年中資貞の勸請せる社なり。資貞三世の孫を太兵衞といふ。領主石河光忠に隨ひ、駿府に赴き、家康より三條吉則及村正の鎗をたまはり。今なほ家寶として藏せり。當代桑原貫一は資貞十三世の孫なりとぞ。

桑原刑部
同八郎

桑原刑部と舍弟同八郎　桑原刑部大輔は三重縣阿下喜の城主なり。天文十四年九月一之瀨村に移住す。大永年中齋藤山城守秀龍に從ひ、淺井備前守亮政と江濃の境に奮戰す。大永元年九月十八日秀龍兵一萬二千を率ゐ居城岐阜を發し大垣に着す。亮政之を聞き手兵三千を以て翌十九日關ヶ原村玉の山中に着陣す。翌二十日午前十時永井隼人日根野備中守三千餘騎驀進して、亮政を攻む。亮政敵の近づくを窺ひ、五百騎を以て一時に亂射しければ、濃勢足を亂して退去す。淺井三代記に濃州勢は小勢に驅ちられしを無念に思ひ、桑原刑部舍弟八郎卷村牛之助德山五兵衞は、丸毛主殿助永井日根野が後へ馳付總掛に押寄、淺井を山合へ追込め、一々に討取るべしとて、其勢七千餘騎をめき叫んで切つてかゝる。淺井是を見て聞き合せて、命も不惜爰を先途と戰へど、敵七千餘騎火花を散らして働けば、防ぎかねてぞ見えける。かゝりける處へ西なる山へ打あげて置きし大橋安藝守（淺井方）五百餘騎閧を噇とあげ、一文字に橫鑓に突きかゝる。日根野備中守永井隼人是を見て、西の山より敵橫鑓に來るを押へんとて三千騎にて、西向になり馳向ふ。其時又隱し置きたる淺井勢時分を引請、五百餘騎面もふらずぞかゝりける。濃州勢思ひよらざる方より敵突かゝれば、引色に見えし所、赤尾美作守海北善右衞門尉雨森彌兵衞宮澤平八（淺井方）敵の中へわり込み、四方八方に働きそれよりして大將亮政一陣に進み出で敵の中へ討入たまへば、江北三千餘騎一足も不引切入れば、濃州總勢敗軍にぞなりにける。桑原刑部大音あげて申けるは、きたなし味方の者共よ、淺井が兵三千には不可過、斯

様の小勢に味方多勢の敗北は、臆病神にさそはるゝか、返せ〳〵とよばはつて七百ばかり取返し、淺井勢と戰ふ。日根野備中守野村十郎左衞門桑原を討たせじと取つて返しける。茲に桑原刑部が舍弟同八郎は、美濃尾張兩國に隱れなき大剛の者、十五人力と聞へしが、赤尾美作守を大將亮政と思ひ定め名乘けるは、そも爰許に進み出たる兵をいかなる者とか思ふらん。尾濃の兩國にかくれなき桑原刑部が弟八郎といふ者なり。尾濃兩國にては度々組討するといへども、江州へ來り終に勝負をせず、其許に金の鯰尾の甲に六本菖蒲の指物さしたる武者は大將か、さなくば歷々の人と見えたるぞ、引組勝負したまへと名乘かけて馳來る。美作此由見るよりも元來其身も力あり、組ばやと思ひ、數ならず候へども、御意にしたがひ組申さんとて、駒引寄せむずと組み暫しは勝負見えざりけるが桑原もとより大力なればついに美作組負けり。八郎美作を取つておさへ首をかゝんとせし處に、伊藤清兵衞尉雨森彌兵衞かけ來り八郎を引立つれば美作起上り八郎が首を取り、長刀の先に貫き敵陣さして名乘るやう、濃州にて鬼神とよばれし桑原八郎を美作組勝ち、首給ふて候。是々御覽候へといひすて味方の陣へ引にけり」云々。

桑原高行　高行字は子直、幼名又四郎、通稱權之助、靑霞境と號す。有翠・聽雪・露休は其別號なり。駒塚藩の鄕士にして、性忠直恭謙夙に地方開發風敎の善導に意を注ぎ、父祖の業を繼承し、大に造林の範を示し、或は新拓地の完成を遂ぐる等世を益すること多し。其造林は隣縣までも權之助

植と喧稱せらるゝに至れり。終世向學の志厚く、文武の研鑽怠らず。傍ら詩歌俳句書道茶儀挿花謠曲圍碁一として群を拔かざるなく、世其多能を異とせり。就中兵學は山鹿流の蘊奥を極め、自ら聚錄編纂する所の圖書數百卷に及べり。明治二十二年二月十一日憲法發布の際養老金の下賜に浴し、皇恩優渥措く能はず「おもひきや深山がくれの老木にも惠みの露のかゝるべしとは」と詠し幾何もなく病に罹り、同年四月三十日卒去せり。齡八十六。

栗田光兼　上多度村小倉の人なり。曩祖賴親は源滿仲の次男なり。二十世の孫淸秀織田信長に仕へ尾州緒川に住す。其子光秀父と共に信長に從ひ、長嶋を攻め創を被り十九歲にて卒す。妾あり光秀死後十餘日にて一子秀友を生む。秀友豐臣秀吉に仕へ津屋に住す。其子秀行八郎左衞門と號す。同津屋に住し、豐臣秀賴滅亡により自盡す。秀行の弟光兼與兵衞と號す。秀行自殺の時年僅かに六歲、其一族光兼を抱き小倉に移る。成長して仕を求めず、民間に蟄居し、農を以て業とす。光兼の家世々高木を姓とす。茲に至り栗田と改稱す。子孫小倉に住せり。

首彦兵衞　養老村上方の人なり。時代詳かならず。里傳に昔上方に彦兵衞といふ土豪ありき。資產豐にて智謀人に絕せり。或年上方村と隣村龍泉寺村と山論起れり。彦兵衞直ちに江戶に出訴し、役人に賄ひ勝を得て歸國し、村民を集めて曰く、我智謀百計直を曲となし、邪を正となし、遂に龍泉寺山を我が村有となせり。其功少しとせず、須らく我に酬ゆるに山の半分を以てすべしと。村民

栗田光兼

首彦兵衞

栗田權四郎
山田正悦
保房
安田彌兵衞

之を肯せず。彦兵衞之を強ゆ、村民更に應せず。茲に於て彦兵衞大に怒り、再び急遽出府し役人に告げて曰く、我先日龍泉寺山を上方山と云ひしは之全く虚言なり。我歸國し良心の呵責にあひ、枕を高くして睡むる能はず、依て引返し言上すと訴へしかば復龍泉寺山となせり。其後役人彦兵衞が心情の陋劣を知り、遂に其首を切り之を埋む。是より彦兵衞を首彦兵衞と稱す。首塚は同地高木末太郎の屋敷に在りとぞ。

栗田權四郎　上多度村小倉の人なり。西濃風俗志に「このおやじどの西山の名物願書など中々文言短くさら〳〵として余人の及ばぬこと平生は軍書のみ見て暮されたり」と。

山田正悦　池邊村高柳新田の人、同地開發者なり。猶此外に清太夫三十郎の二人正悦と共に開發に力を致せりとぞ。

保房　吾妻鏡の文治六年四月十八日の條に、美濃國犬丸菊松高田郷等地頭對捍乃貢事云々高田郷地頭保房等如二私領一知行不レ致二所當以下勤一之由依在廳訴申自院被仰下、仍可レ致レ勤之由度々下知、猶以對捍之間、重所被仰下也。然者度々院宣甚恐不少、於今者件兩人地頭職可改補他人也。早可退出郷內之狀如件。」とあり。此の保房は本郡高田の地頭なるか、又安八郡高田の地頭なるか、詳かならず。

安田彌兵衞　笠郷村船附の産、寶暦年中の人なり。西濃風俗志に「此人仁躰人にすぐれ、わる氣と

てはみぢんもござらぬ。村々の寄合の度毎にも人は人の上をさま〴〵と申せども、此人のことゝては更に承らず。それ故皆人感じ入り、それ程に身が持てる物かと驚入るばかりなり。家筋といひ心いきといひ、何一つ不足なしおそらく鬼頭殿をのぞきて西美濃に肩をならべる者はあるまい」と記せり。

丸毛兵庫頭　廣幡村飯木丸毛氏系圖に、丸毛之本姓者小笠原也。元祖者乃小笠原長清也（莊福寺參照）大祖者清和天皇第十一世之孫也。帝之枝葉源頼義也。頼義設二三子一長子八幡太郎義家也。二男鴨次郎三男新羅三郎也。小笠原長清者三郎五世之孫也。自二長清一經二五世一而到二長氏一。長氏四男六郎兼頼也。到二兼頼一丸毛之氏姓初起。丸毛六郎一是也」とあり。兼頼六世の孫を丸毛兵庫頭長照と稱す。此六世の間丸毛兵庫頭を襲稱したるが如きも系圖に詳かならず。兵庫頭の史籍に見ゆる重なるもの左の如し

一、明應丙辰（紀元二一五六年）丸毛氏多藝莊の首領たり。（船田合戰の影響參照）
一、大永五年（紀元二一八五年）牧田合戰に參加す。（牧田合戰參照）
一、天文十四年（紀元二二〇五年）江濃戰爭參加。（古代人物誌中桑原八郎參照）
一、永祿三年六月二日信長濃州へ出馬齋藤方ヨリ丸毛市橋討テ出テ鑓合トナリ大垣ヨリ長井甲斐守千騎斗ニテ馳來ル、信長人數引擧ラレ勝家後殿チイタシケリ。同年八月二十三日信長美濃ニ攻入苅田アリ大垣多藝ヨリ長井甲斐守丸毛兵庫頭千騎斗ニテ馳出迫合アリ信長引取ラル。（織田軍記）
一、永祿七年（紀元二二二四年）丸毛兵庫助其子三郎兵衞は氏家安藤等と戰ふ。（安藤伊賀守氏家常陸介大塚に押寄する條參照）
一、元龜二年（紀元二二三一年）長島合戰參加。（長島戰爭の影響參照）
一、元和六年五月六日（紀元二二八〇年）病死。（丸毛系圖）

丸毛安職

丸毛兼由

丸毛利勝

丸毛長元

源丞内

丸毛系圖に「丸毛兵庫頭長照者長清十一世之孫也。濃州大塚村之城主。職二于織田信長公之幕下一有二數度之戰功一。領二掌一萬石一。元和六庚申歲五月六日病死。法名號二觀法院殿心忘如幻居士一。室者號二法正院殿堅岳妙玄大姉一。乃兩靈之位牌石塔在二于同國大塚村莊福寺一。有二祠堂田一毎所レ見二供養一也。」

丸毛三郎兵衞安職　丸毛系圖に「長照之子爲二濃州福束村之城主一關ヶ原兵亂之頃德永法印橫井伊織等勸下屬二東照大君一盡中忠義上。安職云蒙二太閤秀吉公之恩澤一何忘レ義哉。故固辭不レ傾。因茲爲二德永橫井一退二去於福束一。到二于加州一隱遁而號二入道道和一。正保丁亥歲正月二十八日於二加州一病死。法名號友松院殿合水道和居士。室者號二禪定院殿見了宗智大姉、寬文二壬寅歲九月八日卒云々位牌石塔在二于大塚村莊福寺如二觀法殿一所レ見レ供二養也。」（西脇香左衞門、中島石見守參照）

丸毛六兵衞兼由　丸毛系圖に「長照之甥也。安職之從弟也。又爲二家臣一福束退去之節、主從分散住二于同國飯木村一、依二德永法印憐志一於二同邑一受二領地五百石一其印證代々所レ傳二來丸毛家一也。」

丸毛五郎兵衞利勝　美濃國古代人物誌に「安職弟也、一に喜八郎信吉二男にして兵庫頭長照の弟也」とあり。

丸毛左近右衞門長元　同誌に「法號安禪院雪庭元心居士墓在莊福寺。」とあり。

源丞内　養老村白石の人、幼名小佐治、養老寺境内に住せりと。父母の名詳かならず。性至孝家貧にして資財なし。一日山中に採樵し醴泉を汲みて父に供す。此事天聽に達し元正帝の行幸を仰ぎ

たることは古來人口に膾炙する所にして、載せて諸書にあり。言を好むものあり。源丞内は元正帝を吳音にて表はしたる作名にて、傳說中の人物なりと。依田百川曰く「濃有孝子、稗史所傳、養親供旨、酌斯美泉、眞假勿究、芳流萬古、事關名敎、豈比齊語」と。洵に編者の意を得たりといふべし。今左に諸書載する所を抄錄すること左の如し。

昔元正天皇の御時美濃國にまづしきいやしきをのこありけり。老いたる父をもちたりけるを、此男、山の木草をとりて、其あたひを得て父を養ひけり。此父朝夕にあながちに酒を愛し、ほしがりければ、なりひさごといふものをこしにつけて、酒をうる家に望んでつねにこれをこひて父を養ふ。ある時山に入つて薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりてうつぶしにまろびたりけるに、酒のにほひのしければ、思はずあやしみて其あたりを見るに、石の中より水流れ出つる所あり。其色酒に似たりければ汲みてなむるに目出度酒なり。うれしく覺えて其後日々之を汲みてあくまで父を養ふ。時にみかど此の事を聞召て、靈龜三年九月二十日其處へ行幸ありて叡覽ありけり。是卽至孝の故に天神地祇のあはれび、其德をあらはすと感ぜさせたまひて、美濃守になされにけり。家ゆたかに成りていよ〳〵孝養の心ふかゝりけり。其酒の出づる所を養老の瀧となづけられけり。是によりて同十一月年號を養老とあらためられけるとぞ。（古今著聞集十訓抄）

美濃國當耆郡樵夫、事父至孝、父貧無財、鬻薪自供、其父嗜酒、樵夫常提瓢過市、賒酒以進、一

日採樵于山、踐石誤仆覺傍有酒氣、心怪之回顧左右、石間水涌、其色似酒、試嘗之則馨烈甘美、樵夫大喜汲而供父、靈龜三年九月元正帝幸美濃、車駕過當耆郡、觀醴泉以爲孝感之所致、名泉爲養老瀑、因改元養老、樵夫官家至富饒。（大日本史）

元正天皇時美濃國某郷民家有孝焉、姓名不傳于世、樵蘇養親、貧窶最甚、父耽麴糵、孝子雖每極力求酤、而或不醼、一日孝子入山樵蘇失歩僵仆、其處有酒氣、而求之、則是石縫涓々出美酒、取之以歸進父、父乃大飲歎娛无窮、於是父子相悦日往以挹、多而終不竭、事聞帝幸其地、覽酒泉曰、自非大神地祇感彼至孝、寧有此嘉瑞乎、宜早封彼爲美濃守、名泉曰養老瀧、且改元爲養老。（本朝言行錄）

編者曰く　諸書醴泉を養老瀧と認むれども、之を地理に考へ里人に問ふに養老菊水冷泉を以て醴泉とするを至當とす。

抑此養老ノ瀧ト申事昔此所ニ源丞内ト申者也シ也。彼者六十ニ餘ル母一人持、酒ヲ好ミシカドモ其身貧ニシテ朝夕ノ營僅也。雖然親ニ孝行ナルコト世ニ勝レタリ。或時所ノ役ニ隨テ在京ノ事有ケリ。一人ノ母ヲ捨テ登ランコト悲ミテモ猶餘リアリ。跡ニ誰アリテ母ヲ養育シ孝行ノ忠勤ヲツクシ朝暮母ニ見エンヤ。涙ヲ流シ母諸共ニ他國ヘモ隱レナント歎キケレバ、母熟々ト案テ假シ此所ヲ去イツクヘ行バ安カルベキ、又ハ露ノ間モ誰ヲ賴、輒立寄ルヘキ木蔭モナシ、何ゾ王土ニアラザルベキナレバ、身ヲカクスベキ山野モナシ、不及カ次第ナリ。只役ヲ勤、頓テ歸來ナント云ケレバ、爲左社右ト思ヒケレドモ、有繫ニ身ヲモ棄カネテ母ノ仰ニ任セテ妻女ヲ近付、老母ヲ能劬候ヘト袖シ

ホル計ニ契約シ在京シテケリ、偸間トハ思ヒシカドモ、公命ニ依テ三年ノ日數ヲ送リケリ。源丞內カ女房夫ノ云ニ不違、源丞內ニ越テ孝行ヲ盡シ、夜ハ寢床ヲ溫テ臥サセ、朝ニハ澤邊ニ出デ根芹ヲ摘ミ、夕ニハ山野ニ入テ爪木ヲ取テ他近キ市ニ出、里ニ入テ代ニ替育シカドモ、露雪霜來テ秋ノ草木枯々ニ、玄冬ノカゼ寒ク雪降積テ薪道絕果テ漸事盡ナントシケルニ、吾黑髮ヲ拔テ酒ニ替テ老母ニ與ヘケリ。厥親ニ孝行ナル者天之感應有事漢土日域不始于今事共也。或夜一人ノ老翁來テ彼女房ニ告テ云、此山ノ奥ニ一ノ澤有、一ノ泉アリ、是汝ガ老母ニ可與仙湯也。此瀧ニ浴シ此泉ノ水ヲ呑ミ、齡若ニカヘリ望ヲ達、富貴ノ家ト成テ命千歲ヲ可保ト。靈夢ヲ蒙リシカトモ夢幻ノ化ナル習ト思テ打過ケル。或時薪ヲ取テ市ニ出酒ニ替テ母ニ可與ト思ヒ、山深ク分入リケルニ音モ冷シキ瀑ノ有ケリ。立寄浴シ暑ヲ凌、柴ヲ負テ立カヘリシニ嶮山ノ九折ニ贏テトアル傍ニ休テ巖ノ下ヨリ流出ル淸水ノ有ケルヲ當座ノ苦ヲヤメント思、手ツカラ汲テノミシカバ、其味言語道斷ニシテサナガラ心モ澄ミワタル計也。偖々加樣ノ快キ水係所ニ有物カナト思ヒ、立徘徊シニ彼靈夢奇瑞是ナルベシト思當テ簞ニ入テ取テ家路ニ歸リ、老母ニ向テ酒ヲコソ求メ出タレトテ進メケレバ、母之ヲ呑テ云氣味甘露ノゴトシ。是程ノ快酒今迄ノマザリケリト悅ケレバ、婦扨々難有御事カナト天ニ仰、地ニ臥テ喜悅之眉ヲ開キ、日々夜々ニ汲テ母ニ與ヘ我モ呑ミケリ。無程身潤膚美成テ形若ニカヘリ。于斯扟處源丞內三年ノ役ヲ勤テ故郷ヘ歸、私宅ニ指入テ伺見ルニ有シ人ニモアラズ、容顏美麗ニシテ

心モ言葉モヲヨハサル女房ノ二人有ケリ。一人ハ二十ハカリ、一人ハ三十斗ナル女ノ□物云居タリ。偖ハ門違ヒヌル哉覺ト思立還ラントシケレバ、二人ノ女房ハ見可忘ニアラズ、走出テ源丞内ト云テ袂ニ縋付ケレ共、源丞内ハ若仙境ニテヤ有ント思ヒフリ切出ントシケルヲ引留メ、爾々ノ事ト語ケレバ扨ハ疑ナキ母ナリトテ互ニ手ヲ取テ愛シ、昔過シ事共語續悦ノナミダヲ流シケリ。諸共ニ彼瀧水ヲ汲テ浴シ彼泉ノ水ヲ服シ齢久保テ仙家ニ及シト也。是偏ニ親ニ孝行之驗難有樣也。老人若ニカヘルト云フ親ヲ養ト云フヲ以テ此所ヲ養老ト名付也。此事天下ニ隱ナカリケレバ、雄略天皇聞召、則勅使ヲ御立有テ二人之親子ノ者召出事之子細ヲ御尋有テ、勅使瀧元ニ詣給ケリ。誠此瀧數千丈ヨリ落テ糸ヲ亂サズ。其水上雲井ニモ續キ九天ヨリ落カト疑ハル。山深シテ其奥ヲ不知、巖聳テ物スゴク峰高、梢重、而夕日不地漏人倫遠シテ、シカモ其景氣言ニ難述。唐土ハ不知日本ニハ又類モアラジト感ジ、其ヨリ彼泉ニ行テ見ルニ實ニ前ニハ蓬萊鳥共可謂。有所ニ巖ノ下ヨリ涌出ル水ノ冽リ彭祖ガタメシ思召出テ則菊水ト名付給ヒヌ。勅使還奏帝上有叡感。年々ノ若水ニモ備申也。又其後累年移替テ事舊、彼源丞内カ子孫ノ有シカ世ニ聞タル親ニ孝行ニシテ正直第一之者也。或夜夢共ナク現共ナク、七十ニ及カト覺シキ老翁鳩ノ杖ヲ把、汝シレリヤ心正直ナル故ニ神感アリ、此大木之上ニ鳥ノ巢有其中ニ汝ニ可與寶有也。吾ハ是白山權現也ト宣テ夢覺ヌ。サテイカナル御誌ソト思ヒ、夜明テ彼木ニ上見レバ一ノ鷲ノ巢有、其中ニ十二ノ卵アリ。是哉覽ト思取テ歸ケリ。其後北ヨリ鷲來テ

彼巢ニトマリ北ヲ指テ飛行ケリ、不審ヲナシ跡ヲシタヒ行ケレバ、赤坂ノ大岩ニ留リ、其ヨリ文珠ト云フ所ニ至リヌ。其時吾ハ則白山權現ノ御使ナリト云テ雲路ヲサシテ飛去レリ。奇異ノ思ヲナシテ白山ヘ詣ケルニ夢中ニ見シ翁忽然トシテ現レ給ヒ吾今ヨリシテ、養老ニ跡ヲ垂ベキ也。此山ヘ詣來ト思輩ハ彼所ヘ可參詣ト示現有テ舁消樣ニ失ニケリ、難有カリシ奇特也。漸有テ立カヘリ彼卵ヲ見ケルニ、金銀ノ寶珠ト成テトレ共〳〵更ニツキズ。係天ノアタヘヲ輒私用ニ遣捨事其恐有ヘシトテ此所ニ一宇ノ寺ヲ建立シテ此事天奏ナクテハ如何有ベキトテ奏聞セシカバ、正元天皇聞召誠目出度樣ナリトテ任先例勅使ヲ御立有而寺ヲ養老寺則年號ヲモ改テ、養老元年ト申也。又此所ヲ鷲ト云、郡ヲ本巢ト云モ右之鷲ノ奇瑞故ナリ。本巢郡ト養老ト遙隔ルトイヘドモ、彼鷲此所ヘ飛來テ又本巢ヘ立カヘル、其鷲ノ飛行翅ノ跡ヲ本巢ノ郡ト名付シ故、此所則本巢郡ト定也。サレバ此瀑ニ詣、此水ヲ浴者洗人間五濁、除筋血之病、此菊水ヲ服者消自己三毒、諸病愈シ齡若カヘリ富貴ノ家ト可成也奇特今ニ有トカヤ。其齡ニ依テ昔ヨリ、此瀧之水近流留テ其川下ナシ。又菊水ノ末高キ方ヘ流行事末世ニ至迄是奇特第一也。自爾以來里ニハ白山權現奉祝社建瀧元ハ爲現世安穩爲壽域福榮、不動明王奉勸請也。去ハ此不動明王ハ生津ト云所ヨリ鯖乘シテ有來現瀧守給也。依其故鯖服此瀧詣人其罰新也。寺ニハ諸願成就拔苦與樂大慈大悲之觀世音ヲ安置シテ今ニ利生有トカヤ。一度此瀧ニ詣此菊水ヲ服此寺ニ參詣ノ輩者今生ニテハ、無比安樂之身成來生ニテハ安養淨土ヘ迎取給ヘキトノ御誓也

白山權現同一躰之觀世音是也。仍養老之緣起如件。養老五曆辛酉七月朔日（養老寺緣記）

吹原勘兵衛　高田町烏江吹原記錄に「烏江村吹原勘兵衛先祖六代以前迄は菅村勘解由重次と申、隣郷七ヶ村にて五千貫文知行被下居住候と申傳候。其以後衰へ、百姓になり來り申候。秀吉公御代に被成聚樂伏見御作事時分御材木幷諸色烏江村へ參着之節、勘兵衛御馳走仕候に付、達上聞近邊諸事支配之儀被仰付、御朱印頂戴仕候。勘兵衛義今尾之城主市橋下總守殿由緒御座候に付、關ヶ原御陣御供仕相勤申候。其節石田治部少輔方より烏江村を燒拂申候。此時右之御朱印其外證狀共燒失仕候其後德永法印樣御證文于今所持仕候。從先年御見え仕來候處、寬文二年寅六月（編者曰く、寬文二年は丑年也。同地善正寺記錄には延寶二年寅と記せり）大水にて高須領嶋田村堤切、烏江村西堤平越に仕候處、情を出し構留水入不申候に付、別而被召出候。其時分御代官太田彌五右衞門殿御國奉行樣方へ具に御物語被成候處、御老中樣へ被仰上則殿樣御耳に立、勘兵衞に御目見え爲仕候樣にと被仰出候に付呼に被下罷越、七月廿八日に今村治兵衞殿御城中へ被召連御用人小瀨新右衞門殿御奏者も名字を名乘、首尾能御目見え仕、其後御國奉行渡邊新左衞門殿川澄平左衞門殿中野利右衞門殿勘兵衞に被仰渡候者其方事數年御公儀之儀萬事情を出し候故、今度具に殿樣御耳に立別而御調法に被爲思召候、爲御褒美銀子五枚被下置候。彌惡敷不被思召候間難有奉存、自今以後彌諸事情を出し候樣にと被仰付、扨御老中樣より御國奉行樣へ被仰渡、右之御方樣より御目付相添申勘兵衞に被仰聞候云々」とあり。同地善正寺記錄に「抑延寶二年

寅の秋洪水忽ち高田輪中に切入り水滿々たり。剩へ大西風吹出し、當村横手塘へ高五尺程つゝ波浪打越え、甚だ危く大小の百姓情をもむと雖も、越し切れになり中々持難く銘々簑笠を着け、難所を圍ひとめ一息はつきたれども、心を休むるものはなし。風は益々止まざれば勘兵衞（法名晴圓）申すは此天氣にては爭か持ち申すべき、凡慮に及ぶ所にあらず。伊勢へ立願し强風を鎭めんには如かじ、サア〳〵とありければ庄屋（作兵衞法名雲晴）組頭（助九郎法名祐喜）相談し南堤スミに於て垢離を取り、伊勢の方に伏向ひ一心無二に手を合せ仰き願ひ奉るは、此の難風しづめ給へかし。御恩などか忘れんや。早速自身參宮し當年初穗米五斗指上申さんと一向に祈願すれば、不思議なるかな午の時に掛けゝるに、未の時と覺しきに、西風忽ち鎭まりて思ふまゝにかゝへとめ、恙なくぞ引にける。支配の御代官彌五右衞門殿にてありけるが、右次之第段々注進せし程に、驚き見廻りに來、一見の上是程の大難よくぞ抱へとめたるぞ、殊に他領境に於て旣に打越す所の波浪を防ぎ、方便を以て水除げし事尋常の働きに非らずと、大に讃め上に聞召しなば御氣色たるべし、勘兵衞義殿樣へ御目見へ致さすべしと云々。勘兵衞へ御褒美下され候。爾來水防の時には勘兵衞より村人へ折々粥など出され、一入百姓中情を出すことぞかし。危き所なればとて其砌り太田殿指圖にて喜助ひかへの北河原なる藪をこはし　近鄕の人足に仰付られ、奉行付玉ひ横手堤西面に竹植ゑさせ、此竹大水の時分松明に致し苦しからざることになりぬ云々」とあり。吹原家事蹟中重なるものを記せば、寬永二十年末の秋洪水氾濫の際、江月圻

吹ぬきたるにより、勘兵衞藪竹を伐り、杭木繩俵を運び、人夫を率ゐて指揮し恙なく防水せり。正保元年戸田左門の鷹匠と代官石原清左衞門の家臣と爭論し、其紛糾甚しかりしが勘兵衞双方調停無事終結を告ぐ。慶安三年洪水の節、烏江村堤防決潰し、村中流屋潰家夥だし、勘兵衞之が救助に努力し、退水後十五日間里人二百五十三人に給食す。明暦元年御藏所祖父江と御領分江月と用水につき紛擾を起せり、勘兵衞之を仲裁す。明暦三年御領分不破郡十六村と御藏入同郡室原村と田地の出入に付訴訟起る、勘兵衞代官の命を受け之を調停す。萬治元年霖雨の爲烏江江月兩村田苗腐りしを以て、勘兵衞江州より苗を求め田方六十町餘植付しむ。寛文六年江月堤防夜中に破壞し、村民遁るる所を失ふ。勘兵衞助船を出して之に搭載し、且食料を給す。寛文七年御領分牧田村と、高須領澤田村との間に山論起り勘兵衞之を調停す。寛文八年御領分江月村と高須領直江村飯積村兩村の間に地境土取場の論議起り、勘兵衞之を和解す。寛文九年御上使内藤新五郎西國より歸國の節、勘兵衞方に止宿せられ屋形船にて熱田迄見送る。延寶三年水損にて烏江里人飢餓に及ばんとするもの三十五人に給食す。延寶四年九月上使水谷新左衞門上方村より歸國の節、勘兵衞方に宿泊せられたるにより翌日屋形船を以て佐屋迄見送る。延寶七年霖雨にて稻苗腐蝕せるを以て、勘兵衞卽ち苗を買調へ二十五町餘を挿秧せしむ（以上吹原記錄による）濃陽志略に「吹原勘兵衞宅址在村西、爲鄉家、慶長五年秋關ケ原役與市橋下野守通款、石田黨惡之焚其廬、九月十四日神祖駐軍赤坂時、候營陣云、其子孫至今

住于此村、爲津亭長」と記せり。略系左の如し。

重忠（備前國吹原住應安六年死）——忠利（天文十一年死）——忠永（長享丁未死）——重次（菅井勘解田天正九年死）——家次（改吹原寛永十五年死）——

——重勝（勘兵衛寛永十五年死）——重富（勘兵衛貞享四年死）——久勝（勘兵衛寶永四年死）——重良（勘兵衛享保八年死）——重敎（勘兵衛寶曆十二年死）

——重格（勘兵衛寛政三年死）——重斯（勘兵衛文化十一年死）——重尚（勘兵衛文久二年死）——重久（勘兵衛）——勘兵衛——第三

不破内親王　美濃國雜事記に「岩窟——西美濃多藝郡セイイン村（イ勢至村カ）に在り。神護景雲三年五月稱德女帝ノ妹、不破内親王ハ鹽燒王（王ハ道ノ祖王ノ兄ナリ）が妻なり。鹽燒殺サレテ後其子氷ノ上ノ志計志麿ト密談シ、稱德天皇ヲ咒咀シケル由、露顯ニ因テ不破内親王ハ京中ヲ追出サレ、志計志麿ハ土佐國へ流サル。右岩窟ハ姫宮ヲ葬リ奉リシ由云々。

五井助右衞門

五井勘右衞門　傳へ曰く、五井家は三州蒲生郡五井より出づと。西濃風俗志に牧田にては五井一類若山しかし近年はそろ〳〵と。小藏左衞門殿佐左衞門殿息佐吉殿りきまるゝ。さて勘右衞門殿仁躰どこやらに少しいやみ見えます。しかし是は生れつきなれば是非なし。此村では正一位源の勘右衞門殿にもせよ、外村ではとらぬ〳〵隨分心をつけたまへ云々」とあり。

五井才治郎

五井才治郎　傳へ曰ふ土岐氏の末流にて、永祿十年以前已に牧田村に來住せり。才治郎天正十二年八月十九日歿。同墓地に心源禪定門文明十八年正月十三日の碑あり。

圓玉

圓玉　時村打上に生れ姓を富田といふ。嘉永安政の頃講談界に入り、居を桑名に移し名聲を擧ぐ

寺倉孫左衛門

安藤長右衛門

淺屋元常

佐藤將監

江戸大阪の地に出演するや、益々人氣を博し、其の聲色の巧なること實に追從するものなかりしといふ。

寺倉孫左衛門　傳へ曰く、寺倉の祖先は春日中納言と稱す。其子中務太夫故有りて江州寺倉村に流浪す。其子孫左衛門同治左衛門濃州小倉村に來住し、姓を寺倉と改稱す。關ヶ原合戰の際高須城主高木十郎右衛門に加擔し、戰敗れて志津村に至る。德永法印より百石の黑印をたまふ。法印の子土佐守沒落後志津村大垣領となる。是より前孫左衛門黑印を燒失せり。依て農に歸す。嫡男市左衛門慶長以後下笠村に住し、名田五十石開發して農となる。次男甚右衛門慶長中津屋新田高八百餘石草野の節居住す。小笠原土佐守入部の際高二百八十八石六斗二升七合を分ちて一鄕となし、有尾新田と共に正保年中新田開發となれりと。

淺屋助三郎元常　美濃國諸舊記に多藝郡津谷の住人と記せり。寬永正保時代の人なり。

安藤長左衛門　寶曆時代下多度村志津の人なり。西濃風俗志に「南山の和尙御仁躰御氣風よろしく申分なき人なり」と記せり。

佐藤將監　美濃國古代人物誌に「將監は多藝郡志津山城に居す。山上八段城地也今の善敎寺の上なり。永祿七年落城栗笠佐藤與三郎此末葉なり」と記せり。

志津記に「往古ノ領主佐藤氏ハ其先奥州ヨリ當國ニ移リ枝葉所々ニ蔓リ、上有知ノ城伊深ノ鄕ニ

モ別レ、志津ノ郷ニモ在テ、後ロニ城山アリ。近郷ヲ領シ微威ヲ奮フコト茲ニ年アリ。文明二年寅四月佐藤友吉ヨリ同郡大墳ノ郷大菩薩ヘ奉納ノ神鏡アリ。神領ヲ屬シテ年々糯米七斗ノ强飯ヲ獻シテ今大墳畑ノ字所殘レリ。善敎寺ハ佐藤氏代々香火ヘ道場ナリ云々。藤原秀郷末葉佐藤左近文衡男將監親義織田家發向ノ道路ヲ遮リ一戰ニ及ビ朱傘ノ骨三本射折ル。剛氣ノ大將卽時ニ駈散サントアリシガ、軍師ノ諫ヲ用ヒ其儘ニテ打過グ。永祿七年當國平均ノ時親義再戰利ナク、終ニ同郡大墳ノ郷ヘ退キ、領主丸毛兵庫頭ニ寄寓ス。丸毛氏ハ小笠原長清ノ庶流ナリ。從來小笠原氏ト佐藤氏ハ葭莩ノ信アリ。因テ丸毛氏ノ懇志殊ニ切ニシテ其後栗笠ノ郷ニ移リ、更ニ新屋敷ヲ開キ民間ニ在リトイヘドモ一鄕ニ長タリ。子孫綿々トシテ繁昌ス云々。元龜元年午五月神祖越前州朝倉義景ヲ退治トシテ御進發アリ、御歸路江州多賀ヨリ五僧保月ノ間道ヲ經テ大墳ノ郷ニ至リ、妙德院現住長慶法印ニ台命アリテ御祈禱アリ。夫ヨリ栗笠郷ニ移リ親成（親義嫡子多門後改五郎右衞門）ガ宅ヘ渡御アリ親成及西脇某ヲ賴ミ夜船ニテ太田ヘ御着アリ。船中無恙供養シ親シキ上意ヲ蒙リ、且種々拜領ノ品アリ、今ニ傳來ス。尙證狀ニ詳ナリ。親成嫡子親則親則嫡宣張（子孫今江都及在京師）祖先ノ宗門ヲ繼テ大墳鄕天台宗自立山妙德院ニ葬ル親則弟親重（三四郎號雪操院）ニ至テ妙德院無住ナリ、仍テ改宗シテ莊福寺ニ歸ス。元祿己卯ノ春莊福方丈香爐ノ灰ヨリ火出テ佛像及道場一時ノ煙トナル。獨大士ノ面貌ノミ光明赫爍トシテ灰燼ノ中ニ在リ。其夜親光（三四郎號桃源院）夢中ニ感得アリ驚テ之ヲ見ルニ宛モ符節ヲ

合スルガ如シ。感涙肝ニ銘シ速ニ一宇ヲ建立ス云々（荘福寺参照）今年親義（佐藤将監ヨト號覺林院）二百年ノ遠忌ナレバ往昔ノ因ヲ慕ヒ、善教寶地ニ一臺ノ石碑ヲ建立シ、且位牌ヲ納メント戸田侯ノ廳ニ達シ、則許容アリテ數百年來中絶シテ當山ニ於テ香花ノ供養モ行ハザリシニ思ハザリキ幸アリテ、城山ノ峰及山林黄金等祠堂ニ寄附シ、賢聲上人ヲ導師トシテ追善供ス云々天明五乙巳三月晦日佐藤光敬謹記」とあり。大墳莊福寺現代住職佐藤健邦は將監の末裔なり。天明五年に建設せし將監の碑は善教寺山に在り。銘に「覺林院殿雲庵宗開大居士俗名佐藤將監親義天正十四年丙戌秋八月晦日」と刻せり。

佐藤六左衞門清秀　牧田村乙坂の人なり。景祖を藤原鎌足とす。鎌足十七世の孫を清行といふ。清行の子憲行の母は佐藤右兵衞尉憲清の女なるを以て姓を佐藤と改む。憲行五世の孫を清定といふ。貞和四年（正平三年）十一月楠正行兵を擧げ、住吉に陣せし時、清定尊氏の命を奉じ往きて之を討つ。清定七世の孫を清兼といふ。越前國大野城主となる。其子を清信といふ。天文九年八月上有知に刀尾城を築き、上有知・松森・志麻・生櫛・志津野・西神野・小野・曾代・等五千貫の地を領知す。清信の子を秀方といふ。天正十年六月二日信長本能寺に害せらるゝや、秀方刀尾城に在りて書を家康に奉じ、變を告げ賊を討たん事を謀れり。秀方の子を佐藤六左衞門清秀といふ、慶長の役岐阜中納言秀信に從ひ、岐阜沒落しければ刀尾城を退き、牧田村乙坂山に遁れ閑居すること五十餘年、慶安三年七月二十七日卒す。年九十六。

佐藤秀安

佐藤彦内

鬼頭吉兵衛

佐藤愛之丞秀安　佐藤清秀十世の孫にて、牧田村乙坂の人なり。牧田川の傍に居するを以て牧水と號す。性生花を嗜み松月堂古流家元植松氏より五大坊の號をたまはる。明治二十七年より同四十二年に至る十六年間、家元代理として春秋兩度宮內省に出仕し、獻上花を生く。同四十年十一月二十六日養老瀑布眞景自畫を兩陛下に獻上し、陛下より羽二重一疋、御袴地一反拜領す。大正五年三月二十一日卒す。行年八十二歲。

佐藤彦內　牧田村乙坂の人。西濃風俗志に「乙坂にもこのやうな人もあるかとうたがはれます。仁躰いやしからず、氣風奥ゆかしく面白し淨瑠璃なども功者になさるゝお聲うつくしう、しかし今少し大びらに仕つたらそれは十分」とあり寶曆年中の人なり。

鬼頭吉兵衛　池邊村大牧の人なり。鬼頭の姓につき徇行記に「鎭西八郎爲朝伊豆國大嶋に於て伏誅の後一妾其子を携へて逃去、當國（尾張）愛知郡古渡の里故有て此に住居し、其兒成長の後尾頭次郎義次と號す。武勇拔群の人なり。土御門院御宇紀州に賊鬼有て人民を害ふことあり。于時義次が武名達二天聽一竟に勅命を下したまひ、南紀に趣き、悉く鬼賊を殺し、其頭を取て洛に至る。帝其武功の速かなるを賞したまひ鬼頭氏の稱號を玉ふ」と記せり。寬永寬文の頃其苗裔に、鬼頭吉兵衛なるものあり、法號を空雲と稱す。開拓を以て一世の事業と爲し、其草開する所三十ヶ村總高二萬二千石に及べり。徇行記に其功を賞して「吉兵衛は源敬公御代海濱野跡古川草野等の空地數多見立、新田

開發の御高二萬二千餘石に及び、又木津庄内井筋萱津井共に年來自分入用を以て見立、繪圖を認め案内をしければ、卽ち見立の通り夫々用水かゝり出來せしにより、御稱美として正保二酉年始めて年頭御目見被仰付、其後帶刀をも免許せられ、子孫今以て相續せり」と記せり。寛文十一亥九月吉兵衞遺書に

一、愛知郡中島新田　服部小十郎樣へ申上出來仕候
一、同　郡中野内新田　酒井久左衞門樣へ申上出來仕候
一、同　郡同所外新田　鈴木九左衞門樣へ申上出來仕候
一、海東郡福田新田　服部小十郎酒井九左衞門樣へ申上出來仕候
一、同郡蟹江佐屋新田　服部酒井樣申上出來仕候
一、海西郡平島新田　同上
一、同　郡鵜多須新田　御奉行樣方入札被爲仰付出來仕候
一、愛知郡熱田前新田　寺尾土佐守樣へ申上出來仕候
一、同　郡沓掛新田　私取立出來仕候
一、知多郡乙川新田　同上
一、濃州大牧新田　同上
一、愛知郡小田井草野新田　山本平太夫樣へ數金指上出來仕候
一、海西郡市江前輪中御新田

成瀨一岳樣へ申上出來仕候、此御新田之儀先年私引得之覆山にて色々御奉公仕上け申委細は奥書に申上候

市江御新田輪中村々の譯

竹田新田　龜ヵ池新田　上押萩新田　下押萩新田　馬ヶ池新田　子寶新田　東蜆新田　西蜆新田　鳥ヵ池新田
六條新田　坂中池新田　鮫ヶ池新田　小具足新田　二ノ上古川新田　釜島新田　芝居新田　森津新田

此十七ヶ村一岳樣へ申上何れも成就仕候

右之御新田以上村數三十ヶ村私見立申上候得者何も被爲仰付取立出來仕候。此總高二万二千石御座候。何も御本田に罷成大分御物成上申候。此新田取立申砌色々御奉公仕上げ申趣御存知被遊候御方も御座候。私義代々御國之御百姓に而御座候に付、先年より乍恐御爲の御奉公仕上度奉存候へ共、私式之儀に御座候故、慮外ヶ間敷奉存何を以て御奉公之品可申上樣無御座候に付、日頃奉願候は御領分所々にて野跡不納所見立御新田に御知行所々罷成候はゝ、御調法に可罷成と奉存、前書之通り御新田高二萬二千石餘出來仕其上所々御用水迄私見立申上候得は、何も成就仕御本田に罷成候事、右件之趣某若年の時より情を出し御奉公仕上げ申品々有增書傳申候。尤金銀を貯へ子供に讓申義兼而能存知候へ共、心指有之に付乍恐御爲と奉存家作事諸道具等念を入相渡申、只今借金割掛申義某不覺悟と存間敷候。自今以後子供隨分情を出し借金返濟可仕候。若其上實之身上不罷成破滅之義有之者乍憚右之段々御歎可申上候也。

寛文十一亥九月　　鬼頭空雲印

鬼頭兵内　池邊村大牧の人にて鬼頭吉兵衞の子なり。父と共に新田開發に從事し其功を助く。其恩賞として屋敷地を除地とせられたり。

覺

一屋數　三段八畝歩　御除地

大牧新田　鬼頭兵内

鬼頭兵内

右者大牧新田鬼頭兵内開起仕候ニ付御褒美トシテ御除地被下置候　以上

寛保元年酉十月

安八郡大牧新田庄屋　元右衛門　印

郡御奉行所

子孫代々兵内を襲名せり。寶暦年中薩摩工事のときは此大牧村兵内の邸宅を修理して本陣と爲せし事は治水の部に詳記せるが如し。其時の兵内を西濃風俗志に評して「さてもあるものか鬼頭兵内程の人柄又あるまい、百姓の氏神かと存ずる。何かにつけ氣風持こみ西美濃はおろか此國にはござるまい」と記せり。

喜内　多藝村高畑の人、年代不詳。性豪宕頗る才覺に富めり。里謠に「高畑に過ぎたるものが三つある喜内草木宮の拜殿」とありて此地の神社拜殿の美と亭々たる老木と共に、後世迄賞讃せらる。

鬼面山谷五郎　文政九年上多度村鷲巢に生る。父を新七といふ。幼にして體格剛強膂力人に過ぐ。九歳迄養老寺境内に寓居し、父と共に釀造の手助を爲す。一日母客の爲に一番擂鉢に薯汁を作り、飯二升を炊き用ありて隣家に行けり。谷五郎母の留守を伺ひ忽ち之を食し終り　敢て知らざるが如し。母歸りて之を察知し叱責すること甚だし。谷五郎去りて長濱に走り勞働に從事す。居ること數年京師に出で力士となる。體力同輩に超ゆるを以て屢々友人の爲に嫉視せらる。後東京に出で濱碇と稱し後幕内となり、鬼面山と改稱す。蜂須賀侯其力を賞し遂に其のお抱へ相撲となる。慶應元年東大

玉湛　三輪筑後・同佐渡・同豐前

關となり、明治元年五月西大關となる。明治四年七月二十三日病歿す。年四十六。或曰く谷五郎強力人に絶せしにより同輩の嫉みをかひ毒殺せられたりと。世稱して鬼面山の前後之に及ぶべき横綱を見ずといへり。鷲巢村白山神社境内の常夜燈は谷五郎が横綱の記念として奉納したるものなり。

玉湛和尚　四住妙心玉湛大和尚は安永七年高田町高田に生れたる高僧なり。幼少の頃多藝村大墳莊福寺範慶和尚の徒弟となりて得度せり。其後學德共に進み武州野火止平林寺（現今埼玉縣北足立郡大和田町）の和尚となり、更に夫れより京都妙心寺の輪番を勤めたること四度に及べりといふ。依て四住妙心と稱せり。文久元年正月二十九日八十四歳を以て野火止の平林寺に於て遷化せり。（高田人物誌による）

三輪筑後・三輪佐渡・三輪豐前　美濃國古代人物誌に「各多羅住、領三百貫宛、天正六年信長公に敵して三人共大垣へ召捕られ切腹」と記せり。三人共兄弟にして長兄豐前は名及に、仲兄佐渡は樫原に、末子筑前は小山瀨に住せり。多羅舊記に「天文二年癸巳三輪三人衆の先祖尾張國愛知郡より來住せり。或は曰く人皇百七代正親町院の御時三輪社へ御祈禱早速御惱全快により其褒賞として、織田信長の下知により永祿六年八月三輪三人衆多良鄉内へ來住す」と記せり。多羅物語に曰く「三輪筑後・三輪佐渡・三輪豐前此三人時多良共に爲知行納所者永樂之錢三百貫文なり。右之三人内に者佛法信、外に者仁義正敷無便者を助け、貧人に衣食を施し、三寶供養不淺。道場建立有て情深ければ出入人に至迄なほ萬代と祈れとぞ。其頃の天下織田信長は佛法僧之三寶を破滅する大惡無道之惡將

故、三輪三人を可爲誅罰旨風聞す。山中不殘三輪之屋敷に打寄。百姓諸共可楯附由爲一味依之此事高聞に及ばず、左はなき由にて侍時節、其後公役十歳より相應に竹束可致持參旨被申附、計略とは不知、役義勤に皆々山中罷出づ。其跡へ大勢之士卒押入て右三人を大垣へ引立る。天正六年己卯右三人於大垣切腹、筑後『何をかも形見とやせん古里の思ふ名殘はなき跡の人』佐渡『身は行と殘るは人にかたみなりいづれに義理はやぶられぞせぬ』豐前『名殘とて露も結ばぬ前ぞかし散りては花も色のなきもの』如此詠じ置たまふ。さしも誠有侍成しに無情仕形也云々」とあり。

三木權大納言教忠　里傳に曰く、延德二年三木權大納言教忠卿由有つて左遷せられ、池邊村根古地にさすらひ給ふ。其時當地の住人彦右衞門安久卿を守護し奉り、妹をして之に奉仕せしむ。妹教忠卿の寵を受け、翌三年十月安忠を生む。安忠の子を安光といひ、安光の子を久光といふ。久光松永彈正久秀の子久通の娘を娶りて妻とす。之より代々松永を冐す。其子孫なほ尙當地に住せり云々。

美濃兵　高田町受誓寺檀中忌日記に高田園右衞門悴兵八若年より强氣者而出二宿驛一江戸上下往來矣。道中號二美濃兵一狂客之名高。文政三庚辰年八月十三日病卒。行年三十七歳。

澁谷市三郎・同市次郎　市三郎は將棋の大家にして、寬政十一年九月官賜御將棋所大橋英宗より將棋六段の免許を得、文政十年三月二十二日歿す。其子市次郎亦斯道の名手にして、圍碁四段に達し、明治二十九年五月六日卒す。年七十四歳。（高田人物誌による）

澁谷與八
澁谷六左衞門
島田光詮
澁谷代衞

澁谷與八　日本總目代職花相翁と稱す。洛陽六角堂池の坊專明より天保四年七月定紋橘紫幕下附の證を受く。天保九年六年五日歿す。享年六十七。（高田人物誌による）

澁谷六左衞門　高田町押越城主太左衞門の子孫なり。重則と號す。慶長五年德永式部法印より知行二百石拜領す。安左衞門正長の時養老寺に半鐘及觀音不動二尊の鰐口を寄進す。

島田治部少輔光詮　美濃國古代人物誌に「揖斐賴雄三男多藝郡島田住か」

澁谷代衞　笠郷村大野の人なり。性溫雅にして漢學を好み、慈善の心厚く平素深く儉を守り、有事の日施與を惜まず。常に公共事業に力を竭し、遠近の村落又は組合等の紛議を仲裁するや、己が家事を抛ち私財を投じて怠らず。或は一事數年の久しきに涉るも、汲々として倦まず。和解するに至りて止む。爲に五萬有餘圓を蕩盡せり。斯くの如く巨萬の費を公共にさゝぐと雖も、之を己が名譽とするを好まず。其爲す所常に己が好む所を避け、專ら己が嫌ふ所をつとむ。斯くて其勢は自らとり其功は人に讓れり。是を以て代衞の功は其の表面に顯れたるものよりも其隱れたるもの多し。嘗て輪中の堤防決潰し入水するや、大に罹災者を賑恤し、其急を救ひたることあり。又凶歲にあひ村民喫煙するの資なきを見るや、己獨り之を喫するに忍びずとて、自ら嗜好の喫煙を廢したることあり。代衞孝心殊に篤く父の死するや、其喪に服する甚だ謹肅恰も生に事ふるが如し。母に事へて至孝未だ曾て先に寢ねず、後に起きたることなし。閑日には母の膝前にて小說を讀みきかせ、又は妻

女をして箏を彈せしめ、其心を安んせり。晩年家計大に衰へ、身亦病褥につき、起臥自由を失ふこと十年。明治二十四年大震にあひ、住家盡く倒壞し、僅かに摧殘の木材を聚め、一小屋を營み之に居せり。長子に出でゝ他家を嗣ぐものあり。屢々資を投じて改築せんことを乞ふ。曰く汝今出でゝ他家をつぐ、汝の財は乃ち他家の財なり、余窮すと雖他家の財を費し美屋を構ふるを屑とせず。一時を瀰縫し唯雨露を凌ぐを得ば足れりと。或人問うて曰く、君終身新らしき衣服を着せしことありやと。答へて曰く、余の身體も生れたる時一度は新なりき。其當時家屋も亦あたらしかりしが、今は家屋も已に破れ、身も近日將に破れんとす。衣服も當時は新なりしが、今は斯くの如し。足下願はくば余の粗服を嘲るなかれ、余は最も此粗服を愛して止まずと。其人大に感泣したりとぞ。病革まる日、家人を呼んで曰く　余は公益の爲に聊か奉仕する所ありしも、家政大に衰へ、傳來の資産を失ひ、祖先に對し其罪遁るゝ所なし。死後必ず薄葬せよ。地下の祖先に對し、余が罪を重ねしむる勿れと。明治二十九年八月十八日卒す。享年七十三。養老公園に碑あり銘に曰く。

美濃著姓澁谷代衞君、既歿之七年二月、朝廷賜銀盃一個於家、賞其遺功、於是其子豐之助、具狀至啓舅谷如意翁泣請曰、鄉人將爲先考勒石於養老公園以傳不朽、願先生爲之文、舅以耄老辭命啓代之、謹按君之功可紀者有三、曰設鄉校也、曰開公園也、曰施防水工事也、君舊多藝郡大野郡人家世里正、初　朝廷頻學制、君首捐別邸、充校舍、雇師敎兒童數十名　給書籍筆紙、庇器用者十

年郡民賴惠、養老勝蹟荒穢日久、大官某氏嘗來遊慨之、勸縣令修治、縣令謀之君等、君唱導同志醵金購地、新闢坦途、構樓其上、雜植櫻楓、以爲游息之處、設法永存、郡之地形以牧田川分南北、其南則、除多度山麓高原、揖斐津屋兩川東西夾之、金草川橫亘其間、合流牧田川、外環以大堤、號曰多藝輪中、而輪中又分爲數區、各築小堤、以備大堤潰決、其費皆出于郡民、封建世公邑藩封犬牙相錯、賦課輕重失宜、土功議多阻不行、明治中興百度釐革、君以爲不及此時改舊慣和同共濟盡力大堤、則不能竟免昏墊之害也、乃巡遊諸村、歷說耆老、皆頑然不應、君百方曉諭、久而後悟、請縣創水利土功會、謀期十年修築、每歲議決先其要衝、漸次及餘、遂得竣功、十七年夏木曾長良揖斐三川暴漲、各郡變爲一大湖、縣令大憂之、將上京請政府救濟、牽君同行、君詣諸要職訴災民窮狀、辭旨惻惻、政府爲發金數萬圓賑之、蓋君爲人溫厚勇于義、事親孝、家門雍穆、僮僕訴訴如也、鄉黨有爭訟數年不決者、藉君一言而解、以故特爲名古屋大垣兩藩主所優遇、前後捐私財五萬圓、晚年得病、荏苒不愈、又遭大震壞屋、乃集餘材再築、庫陋僅蔽風雨、名曰彌縫庵、取國音與貧乏相近也、及沒囑家人曰、我私謀利世、爲傾家產、其愧于祖先、我死汝等必薄葬、勿使重得罪矣、遠近聞者、無不痛惜焉、君諱政貞、號枕江、考代右衞門妣中島氏、以文政七年三月二十五日生、明治二十九年八月十八日歿、壽七十三、葬郡之覺林寺塋域、配宇佐美氏生十一子、男豐之助・理兵衞孝次・理兵衞承家・豐之助孝次竝出爲人、後三女皆嫁餘天啓孱列宗末、夙欽君功、又

感衮褒之恩、乃承舅意而叙之、且係以銘曰。

多度之山、神濛涌焉、翠華曾幸、嘉瑞紀年、君謀復勝、乃治乃宣、卉木改色、林巒加妍、敎我子弟、陂我河川、利民濟物、厥德無愆、豐碑屹立、在彼山巓、石或可泐、盛名不騫。

明治三十六年三月

志津三郎兼氏　兼氏は大和國の人にて、助次の子なり。初名を包氏と稱し、大和國千手院の刀匠となる。世に之を大和志津と稱して珍重せり。元和元年三十六歳にて鎌倉に赴き、正宗の門に入り研鑽すること數年。師の奥儀を受け、業成り同門の先輩金重の女婿となる。元應年中下多度村志津に移住し、志津三郎と稱し名を兼氏と改む。兼氏居を同地字鍛冶屋谷に卜し、刀劍を鍛ふ毎に背後の大岩に祈念し齋戒沐浴して鐵槌を振るへりとぞ。後人此大岩を鎗掛岩と呼べり。今猶存す。寛文年中志津住人助太夫の下僕根株を掘取らんとし、此山に登り鍛冶屋谷の跡にて砥石を掘出せり。戸田氏西公之をみて磨刀石と名づく。寛文丙午年氏西公の命により、志津人高木重之丞・岡田文左衛門の兩人京都南禪寺に到り、芝山主の贊文を乞ひたり。文に曰く

濃之志津村古有二良冶兼氏一、其名著焉、爰鄉人某堀レ地獲二磨石一、州太守雅好古之君子、一日來見曰、吁有之矣哉、乃是兼氏劍鍔舊砥也、汝宜刻銘寶秘、庶名實不兩失也、因寄其言請余、予爲銘。銘曰。

莫耶於汝　猶學於師　々也汝也　關係最不」

芝山英中識之

此讃元祿二年迄は助太夫方に有りしが、同年之を同地善敎寺に納む。其の砥石亦善敎寺境内に有りて長三尺許の八角の石なりし由なれども、いつの頃か紛失せる由、當地記錄に記せり。美濃明細記に「志津三郎兼氏は元應の頃鍛冶屋谷に居住せしが、慶安三庚寅洪水に山崩して其形見えず。貞享の頃其所にて里人砥石を取出し割りければ、則ち祟りぬ。兼氏の用ひし砥石ならんとて其靈に詫びければ其祟止みぬ。其砥石善敎寺に在り」と記せり。康永二年六十七歲を以て歿す。兼氏曩に千手院に在りて名匠を以て頭角をあらはし、其後正宗の正傳をうけて其長をとり、當地に移住し錬磨すること二十有餘年、別に志津の一派を開らく。是を以て地鐵の妙は正宗を凌ぎ、及文の巧は千手院に勝れりと稱せらる。明細記に「其價七十牧より百牧もあり」と記せり。兼氏の子孫明かならず。大垣市に志津を名乘る刀商あり。曰く兼氏は我祖先なりと。又福島縣北會津郡若松町に刀匠和泉守古川兼定といふものあり。曰く「遠祖大和國包氏元應年間美濃國多藝郡志津山村ニ移住三十六歲ニテ相州正宗門人トナリ、志津三郎兼氏ト改メ、子孫濃州關住和泉守兼定・嫡男古川清右衞門兼定ハ弘治年中會津ニ下リ、蘆名盛氏ノ刀匠トナリ、耶麻郡宮ノ前村ニ於テ二百石賜ル。奥州住兼定ト云。天正十七年伊達政宗會津襲入ノ節仙臺ヘ五百石ニテ供スヘキ命有シモ辭シテ不行。斯クテ十一代目

兼定ニ至ル云々」と。

志津大佐美

志津大佐美　美濃諸舊記に「去程に其後程經て元正天皇の御宇養老二年志津の大佐美といふ者勅を受けて當國を治む。是は靈龜三年に當國不破郡高田の奥山中に靈水涌き出で、老人汲みて服しけるに忽ち其齡壯年となる。故に其靈水を養老と號く。靈龜の年號又之に改元す。元正帝此所に御幸ありて養老の靈水を御覽ありて、御還幸の砌志津大佐美に勅ありて當國の目代に命ぜられしと云々」と記せり。

日比野鶴翁

日比野鶴翁　高田町高田の人、名は景亮、字は公明、岐阜鶴洲畫伯に師事し、刻苦勵精遂に南蘋派の畫家として一家を爲す。其後天賦の英才を以て益々研究し、遺墨中絶品少なからず。鶴翁佛教を信じ故有りて伊勢國一身田高田派に歸依し、遂に一身田の本山に寄寓する事久し。されば同山には翁の作品を藏する事多しと。高田町愛宕神社拜殿の繪天井雲龍の畫は翁の作品として人の周知する所、弘化四年八十四歳にて歿す。（高田人物誌による）

百歳翁

百歳翁　「笑ふなよ雀を友の此の翁百になりても踊忘れず」「萬代と祝うてくれし人までの義理にも生きん二三百年」と詠みたる翁は、享保十一丙午六月十六日高田町高田に生る。名を仙治と呼び壽山と號せり。書も歌も稍見るべきものあり。殊に養老山下に百歳の長壽を保ちければ、其名遠近に喧しかりき。藤豐秀曾て美濃井口壽山老百歳を壽ぐと題して「人間百歳是神仙、況有子孫滿壽筵

不竟碧桃枝上露、佳辰祝酒釀靈泉」といへり。文政八年三月大垣御領役所より「百姓仙次、其方事長壽に付御手當の儀江戸表ゟ相伺候處、今般米十俵被下候旨大久保加賀守樣被仰渡候段村垣淡路守樣被仰渡云々」との黒印をたまふ。此時翁曰く大黒樣は二俵の米を持つのみ。然るに余は十俵を拜領せり、此欣び何物か之に加へんと。一年翁尾州公の召に應じ、御前にて「子も孫も彦もやしはも百歳のいはひするまで我もいきなん」と揮毫し同時に渭竹（男）維幹（孫）欽（曾孫）さく（玄孫當時八歳）が其傍に壽福康寧の四文字を認む今百々權藏方に秘藏せり。翁百一歳にして京坂に遊び雅客の家を敲きしが、文政九戊年八月四日大阪に病歿せり。法名釋壽仙俗名仙治行年百一。（前同書による）

日比野治郎太夫　日吉村豐の人なり。大垣領主戸田氏鐵公尼ヶ崎より大垣に移封せられしにつき寛永十二年七月二十七日大墳村の祖先六戸を率ゐ尼ヶ崎より移住せり。

日毛彌三右衞門　時村時山の人、當地の豪族なり。或曰く山賊の巨魁なりと。庚子の役島津義弘戰敗れ、五僧保月の險を越え近江に赴くとき、彌三右衞門立脇坂に於て邀撃し、嶋津の矢に中り頰を射らる。今に其地を頰切場といふよし里人いへり。

日比彦兵衞　小畑村大坪の人、曩祖を水谷淡路守重輔といふ。四代の孫覺一相模國に住し、足利尊氏に仕ふ。其子覺綱十八歳の時高師泰と南朝に赴き武功あり。八代覺重足利義敎に仕へ、十一代綱重北條氏綱に仕へ、名乘の一字を給はる。其子康重北條氏康に仕へ、又其名乘の一字をたまふ

日比野治郎太夫

日毛彌三右衞門

日比彦兵衞

其子重輝北條氏政に仕へ後暫らく甲斐國に住し、秀吉に仕へ、文祿元年加藤清正に從ひ、朝鮮に渡り功を立つ。歸陣して大和大納言に仕へしが、慶長二年故ありて近江國日野に蟄居し、姓を日野と改め、同四年小畑村大坪に移住し、再び日比と改姓せりと傳ふ。同地に碑あり銘に曰く

俗名日比彥兵衞尉重輝

原夫日比君重輝者舊姓水谷也。在昔天正中豐臣秀吉公事臣而、文祿元年從軍到朝鮮國、振武威於異域、而後侍大和大納言秀長卿、凡有年、慶長二年辭官、偶居近江國日野鄉、而郡守撰邑司令居美濃國多藝郡、分作兩家、孫葉增榮、越改水谷作日比、葢我蓮生精舍亦彼君爲叛創者歟、其功顯然也、以寬永七己巳稔正月念四日卒、葬埋骨灰於邑東北邙地、葢樹以松、近寶曆年中根株將枯、因以付我鐘樓棟梁材、於茲考彼曆員今安永七戊戌一百五十年、裔孫各自登彼墳墓敬然思肅恐、且告予曰墟墓莽然荆棘塞途者遠故也、遠則忘之、忘之則猶不在苗裔、豈不可嘆焉、法號姓名刊于石以欲見於無窮、願請書之、予不獲辭、擧所傳要領、以勒墓誌　住蓮生沙門通慶書

日比角左衞門　小畑村大坪の人なり。西濃風俗志に「親に似ぬ子は鬼子と申せど鬼の子にも佛があるかとうたがはれ、此人の氣風の結構さ擧げて數へがたし。家內殘らず誹諧のみにて暮さる」と記せり。

物部國足・物部坂麿　續日本紀光仁記に「丙辰左京人正八位下多藝連國足等二人賜二姓物部多藝宿

日比角左衞門

物部國足
物部坂麿

彌。美濃國多藝郡人物部坂麿等九人物部多藝連」とあり。（資龜八年十一月）

物部吉宗　三代實錄清和天皇記貞觀六年八月十七日に「美濃國多藝郡人太政官史正八位下物部吉宗改二本居一貫二山城國愛宕郡一」と見ゆ。

關長門守一政　美濃國古代人物誌に「天正十年壬午より同十六年まで領二時多羅一初蒲生氏郷臣、後仕秀吉公」と見え、多良村淨德寺記錄に慶長五年關ヶ原陣の節關長門守舊緣により當寺に宿營して出陣す。一政は伊勢國關の人なり。依つて關を姓とす。父を萬鐵齋と稱す。蒲生氏郷に從ひ、南戰北伐して功績あり。氏郷奥州會津に封せられし時、從ひ行きて奥州白河城を守る。蒲生氏郷日記には關右兵衞と記せり。（多良村多良舊記參照すべし）

杉田長俊　天喜二甲子歲生る。源義家に從ひ、數度の軍功により尾張國杉田郷をたまひ、依つて杉田を姓とす。其末裔喜羽牧田に移住し杉田氏の祖となる。喜羽は寬永元年菩提の爲に道場を建立す。後琳光寺となると傳ふ。

物部吉宗

關長門守

杉田長俊

第十八章　社會施設

輓近科學の進歩と思想の變動に伴ひ、社會は日に月に複雜となり、之が調和を圖り之が向上を企つる爲め、諸般の施設を要するもの尠からず。之が要求に應ずる爲め郡内に見ゆる社會的施設左の

如し。

養老郡興農會　本會は大正九年十一月の創設にかゝり、地主の自覺發奮に依り、農事の改良及農村の發達を圖れり。其規約左の如し。

第一條　本會ハ養老郡興農會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ養老郡役所内ニ置ク

第三條　本會ハ會員相互ノ親睦ヲ保チ農事ノ改良農村ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ本郡内ノ地主ニシテ本會ノ趣旨ヲ贊成スルモノヲ以テ組織ス

第五條　本會ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フモノトス

一、地主小作者間ノ融和協調ヲ圖ルコト

二、農村經營ニ關スル講習講話會ヲ開催スルコト

三、斯業ニ功勞アルモノニ對シ表彰ヲ爲スコト

四、郡及農會ノ施設ト相俟ツテ農事ノ改良ヲ圖ルコト

五、小作人ヲシテ勗メテ自作農ニ向上セシムル方法ヲ講スルコト

六、斯業ニ關シ視察員ヲ派遣スルコト

七、土地及水利ノ改良ヲ圖ルコト

八、産業組合ノ設立ヲ奬勵シ取引ノ改善及農業資金ノ融通ヲ計ルコト

九、風紀ノ改善及勤儉貯蓄ヲ奬勵スルコト

一〇、其他評議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第六條　本會ハ學識經驗又ハ農事ニ功勞アル者ヲ推薦シテ名譽會員トス

名譽會員ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第七條　本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

會頭一名　副會頭一名　評議員十四名　理事若干名

第八條　役員及職員ノ任務左ノ如シ

一、會頭ハ本會ヲ總理ス

一、副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一、評議員ハ會務ヲ議定ス

一、理事ハ會頭ノ旨ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第九條　役員ハ總會ニ於テ選擧シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

但評議員ハ每町村ニ一名ノ割ヲ以テ選擧スルモノトス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者就職スルニ至ルマテ其職務ヲ執ルモノトス
補缺ノ爲メ選擧セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
理事ハ會頭之ヲ囑託ス
第十條　會議ハ總會評議員會ノ二種トス
總會ハ毎年一回之ヲ開ク、但會頭ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開ラクコトアル可シ
評議員會ハ會頭、副會頭及評議員ヲ以テ組織シ會頭ニ於テ必要ト認メタルトキハ之ヲ開ク
第十一條　評議員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ
一、緊急處理ヲ要スル事項及總會ノ委任ヲ受ケタル事項　二、總會ニ於テ決議シタル事項ノ執行方法
三、經費ノ豫算決算ニ關スル事項
第十二條　會議ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
第十三條　名譽會員ハ會議ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得但表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
第十四條　本會ノ經費ハ寄附金補助金及會員ノ負擔ヲ以テ之ニ充ツ
第十五條　本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレバ變更スルコトヲ得ズ

救濟會

養老郡救濟會　本會は大正九年十月十四日の創設にして、篤志者の寄附を仰ぎ郡内の窮民を救濟するを以て目的とせり。本會規約左の如し。

第一條　本會ハ養老郡救濟會ト稱ス
第二條　本會ノ事務所ハ高田警察署ニ置ク
第三條　本會ハ本郡内ニ於ケル窮民ヲ救濟スルヲ以テ目的トス
第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事項ヲ行フ
一、自活シ能ハサルモノニシテ扶養ノ途ナキ者ヲ救助スルコト　二、貧民ニ對シ相當ノ業務ヲ周旋スルコト
三、不時ノ災厄ニ罹リタルモノニシテ救濟ノ必要アリト認ムル者ヲ救助スルコト
四、十四歳未滿ノ貧兒ヲ救濟スルコト

第五條　前條救濟ノ方法ニ關シテハ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長一名　副會長一名　評議員十四名　理事若干名

會長ハ郡長ヲ副會長ハ警察署長ヲ推シ、評議員ハ町村長ニ囑託ス、理事ハ會長之ヲ任免ス

第七條　會長ハ本會ノ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

第八條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條　評議員ハ評議員會ヲ組織シ豫算其他重要ナル事項ヲ議決シ及決算ヲ認定シ竝ニ會長ノ諮問ニ應ス、評議員會ノ議長ハ本會々長ヲ以テ之ニ充テ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十條　理事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ關スル事項ヲ掌ル

第十一條　本會ハ各町村ニ支部ヲ置ク

第十二條　各支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名　幹事二名

支部長ハ當該町村ノ評議員ヲ以テ之ニ充テ、幹事ハ當該町村駐在所巡査及役場吏員ニ囑託ス

第十三條　支部長ハ部内ニ於ケル救恤ノ事務ヲ分掌ス幹事ハ庶務ニ從事ス

第十四條　本會ノ職員ハ總テ名譽職トス

第十五條　本會ノ經費ハ基本金ヨリ生スル收入及篤志者ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條　本會ノ豫算ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十七條　本會ノ決算ハ年度經過後最初ノ評議員會ノ認定ニ附スルモノトス

第十八條　本規則ヲ改正セントスルトキハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

養老郡衞生會　本會は郡内衞生思想の普及發達竝に衞生狀態の改善を圖るが爲めに、大正七年一月を以て創立し、爾來公衆衞生の講演產婆の講習等を開き、衞生思想の涵養に努む。本會規約左の如し。

第一章　總則

第一條　本會ハ養老郡衛生會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ヲ養老郡役所内ニ置ク

第三條　本會ハ衛生思想ノ普及發達竝ニ衛生狀態ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二章　役員、職員竝ニ會員

第四條　本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

一、役員　會長一名　郡長　副會長二名　警察署長　醫師會長　評議員二十名　町村委員二十八名

二、職員　理事二名

三、會員　會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、名譽會員　學識經驗アルモノ及本會ニ功勞アルモノニシテ評議員會ニ於テ推薦シタルモノ又ハ一時金貳拾圓以上出金ノモノ

二、特別會員　一時ニ金參圓以上出金ノモノ

三、普通會員　一時ニ金壹圓以上出金シタルモノ

第五條　本會ノ役員ハ任期ヲ三ケ年トス　但再選ヲ妨ケズ

第六條　本會補缺役員ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條　本會役員及職員ハ總テ名譽職トス　但町村委員及理事ハ其ノ職務ニ對シ別ニ定ムル支給規程ニヨリ手當ヲ支給ス

第八條　役員及職員ハ正當ノ事由ナクシテ辭スルコトヲ得ス

第九條　會長ハ郡長トシ本會一切ノ事務ヲ總理ス

一、副會長ハ警察署長醫師會長トシ會長事故アル時ハ其ノ事務ヲ代理ス

一、評議員ハ町村長十四名本郡在住ノ醫師會員中ヨリ六名トシ會長之レヲ指名ス

一、町村委員ハ各町村二名宛トシ會長之ヲ指名シ會長ノ指揮ヲ受ケ其町村ニ於ケル會務ヲ處理ス

一、理事ハ會長ノ命ヲ受ケテ庶務會計ヲ掌ルモノトス

第三章　事業

第十條　第三條ノ目的ヲ貫徹スル爲左ノ事業ヲ遂行ス

一、衛生ニ關スル講話會及展覽會等ヲ開設スルコト

二、「トラホーム」花柳病其他傳染病豫防撲滅ニ努ムルコト

三、衞生上ノ施設改善ヲ圖ルコト　四、産婆技術ノ改善ヲ圖ルコト
五、衞生功勞者ノ表彰ヲ行フコト　六、衞生ニ關シ官公署ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルコト
七、其他衞生ニ關シ必要ト認ムル事項

第四章　會議及總會竝ニ臨時會

第十一條　本會議員ハ評議員ヲ以テ之ニ充テ會長ヲ以テ議長トス
第十二條　會議ハ會長之ヲ招集シ議決其他ノ事項ニ附キテハ町村制ノ規定ヲ準用ス
第十三條　議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ
一、歲入出豫算ヲ定ムルコト　二、決算ヲ認定スルコト　三、其他衞生上必要ナル事項
第十四條　總會ハ每年（春季）一回開會シ會務ノ報告名士ノ講演等ヲナスコト
第十五條　臨時總會ハ會長ノ必要ト認ムルトキ又ハ評議員三分ノ二以上ノ請求アリタルトキ開會スルコト

第五章　經費

第十六條　本會ノ經費ハ補助金寄附金及會費ヲ以テ之ニ充ツ
（以下省略）

大正十年三月十九日養老郡公會堂に於て總會を開き、同年八月十八十九の兩日衞生展覽會開催、同十一年十月産婆講習會開設せり。

養老郡助産婦會　産婆の風儀を改善し、助産術の進歩を圖り、産婆學を研究し斯道の向上を促す爲めに大正十一年三月本會を創設し左の會則を定む。

第一條　本會ハ養老郡内ニ於テ助産業ニ從事スルモノヲ以テ組織シ養老郡助産婦會ト稱シ事務所ヲ養老郡役所内ニ置ク
第二條　本會ハ互ニ信義ヲ重シ智識ヲ交換シ業務ノ發展地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第三條　養老郡内ニ於テ産婆ヲ開業スルモノハ本會々員タルノ義務ヲ有スルモノトス
新ニ開業シタルモノハ開業後十日以内ニ入會金壹圓ヲ添ヘ事務所ニ届出ツヘシ
第四條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長一名　一、副會長二名　一、幹事若干名　一、理事二名

第五條　會長ハ郡長ヲ推薦シ、副會長ハ警察署長及郡醫師會長ニ囑託ス

第六條　幹事ハ會員中ヨリ互選シ理事ハ郡役所主務課長及衞生主任ニ囑託ス

第七條　會長以下役員ハ左ノ事務ヲ分掌ス

一、會長ハ總務ヲ處理ス　二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三、幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ニ從事ス　四、理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第八條　役員ハ名譽職ニシテ總テ無報酬トス　但執務ニ關スル實費ヲ請求スルコトヲ得

第九條　本會ノ集會ハ通常總會臨時總會及役員會トス

一、通常總會ハ每年春期一回開會スルモノトス　二、臨時總會ハ必要ニ應シ開會ス

三、役員會ハ每年度收入豫算ヲ決定シ及諸般ノ事務ヲ評定ス

第十條　會員ハ本會ノ經費トシテ總會每ニ金壹圓五拾錢ヲ納付スルモノトス　但總會出席者ニハ日當五拾錢ヲ給ス

第十一條　本會ノ經費ニ充ツル爲本會ニ於テ死產其他證明書用紙ヲ發賣ス該用紙ハ一枚貳拾錢トシ各會員ハ之ヲ使用スル義務アルモノトス

第十二條　本會經費收支決算ハ翌年通常總會ニ於テ報告スルモノトス

第十三條　本會々員ニシテ集會ノ通知ヲ受ケタルトキハ必ス出席スルモノトス

但止ムヲ得サル事故アリテ缺席スルトキハ其ノ事由ヲ具シ會長ニ屆出ツヘシ

第十四條　本會々員ハ左ノ各項ヲ遵守スルコトヲ盟約シ若シ違背シタルモノアルトキハ會長之ヲ警告シ猶悛メサルトキハ役員會ノ決議ヲ以テ相當處置スルモノトス

一、會員ハ助產業ニ關スル法令ヲ遵守スルハ勿論苟モ悖德ノ行爲アル可カラス

二、既ニ會員ノ一人ニ於テ受托セル姙產婦ヨリ更ニ他ノ會員ニ保護ヲ依賴スル場合ハ前者ニ其事情ヲ報知シタル後ニアラサレハ其ノ委托ニ應スルコトヲ得

三、二人以上會員產家ニ於テ會同シタルトキハ先ニ受托スルモノ主任トナリ其事ヲ處理ス

但產家ガ特ニ會員ノ一人ヲ指名シタル場合又ハ主任者ガ其任ヲ讓リタル場合ハ此限ニアラス

四、窃ニ助產業ヲ營ミ又ハ本會ニ加入セスシテ其業ヲ營ミ其他違法又ハ悖德ノ行爲アルモノト認メタルトキハ其旨ヲ會長ニ

通報ス可シ

五、會員ハ助産技術ニ關スル手數料其他ノ料金ハ本會ニ於テ定ムル所ニ依ル可シ

報酬規定

一、分娩處置料　金五圓以上貳拾五圓以內

但產家ノ事情ニヨリ減額スルコトアル可シ

二、姙否鑑定料　金壹圓以上　三、初診料　金五拾錢以上

但產事ヲ受托セル場合ハ懷姙ノ長短ニ不拘分娩期迄ハ每月一回產家ニ臨ミ無償診察ス

四、臨時往診料　金壹圓以上　五、初生兒熟否鑑定料　金壹圓以上參圓以內

六、分娩後一週間以上ニ亙リ尙處置スル場合ハ一回ニ付金五拾錢以上

以上車賃ヲ要スルトキハ產家ノ負擔トス

七、死產證書其他ノ證明書料一通ニ付金五拾錢以上　八、貧困者ハ無料トス

岐阜縣養老郡神德會支部　神社の尊嚴を維持し神職の智德を啓發し、一般社會に敬神の念を普及せしめんが爲に、大正四年四月創設せり。爾後年々總會を開き又は講演會を催し目的の達成に努む

規約左の如し。

第一條　當支部ハ岐阜縣神德會養老郡支部ト稱ス

第二條　當支部ハ岐阜縣神德會規約ノ精神ニ基キ斯道ノ發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　當支部ハ事務所ヲ高田町ニ置ク

第四條　當支部ニ屬スル會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、名譽會員　二、特別會員　三、正會員

第五條　當支部ノ名譽會員ハ本郡內ニ住居スルモノニシテ學識名望アリ本會ノ事業ヲ翼贊シ本會ヨリ名譽會員トシテ推薦セラレタルモノニ限ル

第六條　當支部ノ特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ又ハ神社ニ功勞アリ本會ヨリ特別會員トシテ推薦セラレタルモノトス

第七條　正會員ハ既ニ本郡内ノ神職ニアルモノ及神社ノ氏子總代崇敬者總代竝ニ本會ノ事業ニ賛同シタルモノトス

第八條　名譽會員特別會員ニ該當スルモノアリト認ムル時ハ支部長ハ本部ニ申込ムモノトス

第九條　當支部ノ正會員タラントスルモノハ支部長ノ承認ヲ經ベシ

第十條　當支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長一名　二、副支部長一名　三、評議員若干名　四、幹事三名　五、神社視察員三名

第十一條　支部長ハ支部事務ヲ總理ス

第十二條　副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アル時之ヲ代理ス

第十三條　評議員ハ重要ナル事件ニ參與シ簡易若クハ至急ヲ要スル事件ハ總會ニ代テ議決スルコトヲ得

第十四條　幹事ハ支部長ノ命ヲ受ケ庶務及會計ヲ掌リ其他重要ナル會議ニ參與ス

第十五條　神社視察員ハ郡内各神社等ヲ視察シ其ノ狀況竝ニ意見ヲ支部長ニ報告スルモノトス

第十六條　役員ハ支部長之ヲ囑託ス其囑託ヲ解ク時亦同シ

第十七條　當支部ノ會議ハ通常總會ト臨時總會及評議員會ノ三種トシ支部長ヲ以テ議長トス

第十八條　通常總會ハ年一回トシ其他ノ會議ハ必要ニ應シ開會スルモノトス但支部長ニ於テ必要ト認ムルトキハ各神職ヲ召集スルコトアルヘシ

第十九條　議事ハ出席者多數ノ意見ヲ以テ決ス若シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十條　當支部ノ經費ハ郡内各神社及正會員ノ負擔トス

第二十一條　本支部ノ經費ハ毎年四月末日迄ニ本會費ト共ニ當支部ヘ納付スルモノトス

第二十二條　本支部ノ規約ヲ改正セントスルトキハ總會ノ議決ヲ經本會々長ノ承認ヲ受クルモノトス

地方改良協會

岐阜地方改良協會養老郡支會　本會は本郡地方自治の振興を圖る爲め、各町村に於ける戸主會及其他地方改良に關する諸團體を以て大正九年二月二日之を組織せり。其規約左の如し。

第一條　本會ハ岐阜縣地方改良協會養老郡支會ト稱ス

第二條　本會ハ地方開發自治ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　前條ノ目的ヲ達スル爲實行スヘキ事業ノ概目左ノ如シ

一、町村吏員ノ養成及訓練　　二、地方改良事業ノ調査研究竝視察旅行

三、地方改良ニ關スル圖書其他印刷物ノ配付　　四、地方改良功勞者篤志者善行者及孝子節婦義僕忠婢模範小作人等ノ旌表

五、講演會講習會研究會等ノ開催竝ニ講師ノ派遣　　六、地方改良資料ノ陳列展覽

七、慈善救濟事業ノ援助　　八、其他必要ト認メタル事項

第四條　本會ハ事務所ヲ養老郡役所内ニ置ク

第五條　本會ハ町村ニ於ケル地方改良協會戸主會其他地方改良ニ關係アル團體ヲ以テ組織ス

第六條　本會ハ町村ニ於ケル前條ノ團體ヲ部會トス

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　養老郡長ヲ推ス　副會長一名　會長ノ推薦ニ依リ評議員會ニ於テ定ム　評議員十四名　町村長ヲ推ス

理事若干名　會長之ヲ推薦シ内一名ヲ常務理事トス

第八條　役員ノ任期ハ官公職ニアル者ハ在職期間トシ其他ハ就職ノ日ヨリ二ケ年トス

第九條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ審議ス、常務理事ハ本會ノ事務ヲ掌理シ會長副會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

其他ノ理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十條　總會ハ之ヲ分チテ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回臨時總會ハ必要アル場合會長之ヲ招集ス

總會ニ附議スヘキ事項ハ其都度會長之ヲ定ム

第十一條　本會ニ於テ施行シタル事業ハ其翌年ノ總會ニ之レヲ報告ス

第十二條　評議員會ハ會長之ヲ招集ス

評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歳入出豫算ヲ定ムルコト　　二、決算報告ヲ認定スルコト

三、本會ニ於テ實行スル事業ニ關スルコト　　四、會則ヲ改正スルコト

五、其他會長ニ於テ必要アリト認ムル事項

第十三條　總會及評議員會ハ會長ヲ以テ議長トシ過半數ヲ以テ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十四條　本會ノ經費ハ財産收入補助金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ尙不足ノ場合ハ之ヲ部會ニ分賦ス、前記ノ分賦方法ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十五條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ初マリ三月三十一日ニ終ルモノトス

附　則

第十六條　本則ヲ施行スル爲必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第十七條　會長ハ評議會ノ成立スルニ至ル迄評議員會ノ議決スヘキ事項ヲ專行スルコトヲ得

佛教會

創始以來本會の施行せし事業左の如し。

大正九年五月及十月同十年三月委員を派遣し、優良地方視察を爲す。大正十年時間勵行の宣傳及實行に努め。各町村各戸に宣傳ビラを配付す。大正十年十月九日より同月十五日迄伏見桃山報德會幹事花田中佐を聘し各町村に於て講演會を開催す。爲めに本郡内に組織せられたる報德會百二十に及べり。其他民力涵養の實、村報の發行、貯金組合の組織等其成績見るべきものあり。

養老郡佛教會　思想善導社會文化の向上を圖る爲め、大正十一年四月郡内宗教家及一般有志者を以て本會を組織す。其規則左の如し。

第一條　本會ハ養老郡佛教奉仕會ト稱ス

第二條　本會ハ聖旨ヲ奉戴シ郡内各種團體ト相提携シテ思想ノ善導社會文化ノ向上及民力ノ涵養ニ努ムルヲ以テ目的トス

第三條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、民力涵養ノ方法ヲ具體的ニ研究シ之カ普及徹底ヲ期スルコト

二、學校青年團處女會軍人會報德會竝ニ其他ノ會等ト聯繫ヲ保チ社會文化ノ向上ヲ期スルコト

三、社會事業ノ研究竝各種機關ト聯絡シテ社會事業ノ施設ニ努ムルコト

四、同胞相愛ノ觀念ヲ廣ク宣傳シテ差別撤廢ノ實現ヲ期スルコト

五、講習會講話會ヲ開クコト

六、孝子、節婦、功勞者、篤志者、善行者及模範小作人等ノ表彰ヲ行フコト

七、其他必要ト認ムル事項

第四條　本會ノ事務所ハ養老郡役所内ニ置ク

第五條　本會ハ養老郡内宗教家及一般有志者ヲ以テ組織ス

會長一名　養老郡長ヲ推戴ス

顧問若干名　會長ヨリ評議員會ノ諮詢ヲ經テ推擧ス

評議員二十二名　總會ニ於テ各町村ヨリ一名各宗ヨリ一名宛ヲ選擧ス

理事五名　内三名ハ總會ニ於テ僧侶ヲ選擧シ二名ハ郡役所員中ヨリ會長之ヲ選任ス

理事評議員ノ任期ハ二ヶ年トシ其他ノ役員ハ任期ヲ附セス

第七條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル

理事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ヲ掌ル

評議員ハ會員ヲ代表シ會長ノ諮詢ニ應シ竝事務ノ實行方法ヲ定メ且財産ノ狀況ヲ監査ス

第八條　總會ヲ分チテ通常總會臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回臨時總會ハ必要ノ都度之ヲ開クモノトス

第九條　評議員會ハ會長ニ於テ必要ト認ムル場合ニ開クモノトス

評議員ハ本會ノ收支豫算ヲ定メ決算報告ヲ認定シ事業ノ執行方法其他重要ナル事件ヲ議定スルモノトス

第十條　本會ノ經費ハ會員ノ醵出金寄附金及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

但會員ノ醵出金ハ一ケ年貳圓トス

第十一條　本會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第十二條　本則ヲ改正變更セントスルトキハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス

第十三條　本則施行ノ爲必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

岐阜縣保護會養老郡支部　郡内釋放者又は刑の執行猶豫者等保護の爲め大正六年九月本支部を設く。創立以來保護を與へたるもの男七十人女二人（大正十一年末）とす。本會々則左の如し。

第一條　本支部ヲ養老郡役所ニ置キ岐阜縣保護會養老郡支部ト稱ス

第二條　支部ハ本郡内釋放者又ハ刑ノ執行猶豫者及起訴猶豫者ノ間接又ハ一時保護ニ從事スルモノトス

第三條　支部ニ左ノ職員ヲ置ク

支部長、副支部長、敎師、委員、書記

職員ハ總テ無報酬トス但場合ニヨリ手當又ハ慰勞金ヲ給與スルコトヲ得

第四條　支部長及副支部長ハ會長之ヲ囑託シ其他ノ職員ハ支部長之ヲ囑託ス

第五條　支部長ハ旨ヲ會長ニ承ケ支部職員ヲ監督シ、支部ニ屬スル一切ノ事務ヲ管理ス

第六條　本會又ハ高山支部ヨリ在監人名簿ノ送附ヲ受ケタル時ハ準備ノ爲支部ハ直チニ其謄本ヲ作リ之ヲ其ノ屬スル町村ノ委員及檀那住職ニ送附シ且敎師ヲシテ一面其家族ヲ訪問シテ入監前ノ素行犯罪ノ徑路ヲ調査セシメ一面本人ヲ便宜監獄ニ訪問シテ其ノ性質感想等ヲ視察シ又出獄後ノ生計ニ就キ其意志ヲ確メ訓諭ヲ加ヘ場合ニヨリテハ職業ノ紹介ヲナスモノトス、在監人名簿ハ本人ノ在監中之ヲ保存シ刑ノ執行猶豫者及起訴猶豫者ニ對スル性行ニ付必要ト認メタル時ハ都度報告スルモノトス

前項ノ訪問ニヨリ知得セシ事項其他參考トナルベキモノハ其餘白ニ記入スルモノトス

第七條　本會又ハ高山支部ヨリ在監人行狀錄ノ送附ヲ受ケタルトキハ支部ハ其ノ謄本ヲ作リ之ヲ其屬スル町村ノ委員及檀那寺住職ニ送附シ且敎師ヲシテ釋放ノ當日之ヲ監獄ニ出迎ヘ同伴歸鄉シテ家族又ハ他ノ保護者ニ引渡シ保護者トノ融和就職ノ方法等ヲ講セシムルモノトス、在監人行狀錄ハ在監人名簿ニ合綴シ出獄後ハ其儘保護者名簿ニ附綴スルモノトス

第八條　町村ノ委員及檀那寺住職ハ支部ヨリ送附ノ在監人名簿及行狀錄謄本ヲ參照シ且執行猶豫者起訴猶豫者ニ於テモ支部職員ト協同シテ時々其動靜ヲ査察シ訓諭又ハ督勵ヲ加フルモノトス

第九條　間接保護期間ハ三年トス但各自必要ノ程度ニ由リ之ヲ伸縮スルコトアル可シ

第十條　會員ヲ分チ左ノ四種トス

名譽會員　學識經驗アルモノ又ハ本會ニ功勞アルモノニシテ委員會ニテ推薦シタル者

特別會員　金參圓以上ヲ本會ヘ寄附シタル者　　通常會員　金壹圓以上ヲ本會ヘ寄附シタル者

贊助會員　郡内各宗寺院ノ住職タル者

第十一條　支部ノ經費ハ會費又ハ寄附金補助金ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

（以下省略）

帝國在鄉軍人會養老郡聯合分會　在鄉軍人の本務を完くする爲め、大正三年十二月十三日本分會を創設す。規約左の如し。

第一款　總則

第一條　本分會ハ帝國在鄉軍人會養老郡聯合分會ト稱ス

第二條　本分會事務所ハ養老郡役所内ニ置ク

第三條　本規約中本會ト稱スルハ帝國在鄉軍人會、支部ト稱スルハ桑名支部、分會ト稱スルハ養老郡内ノ町村分會、本規約ト稱スルハ養老郡聯合分會規約ヲ云フ

第四條　本規約ハ本分會評議員ノ決議ヲ經タル後ニアラサレハ變更スルヲ得ス

第五條　本規約ニ規定セサルモノハ本會竝ニ支部規約ニ依ル

第二款　目的及事業

第六條　本分會ハ軍人ニ賜リタル　勅諭ノ精神ヲ奉體シ、在鄉軍人ニ賜リタル　勅語ノ御趣旨ヲ貫徹シ在鄉軍人ノ本分ヲ完ウスルヲ以テ目的トス

第三款　會員及顧問

第七條　本分會ノ會員ハ本規約第十九條ニヨリ左ノ三種トス

正會員、名譽會員、特別會員

第八條　名譽會員、特別會員ヲ推薦セントスル時ハ本分會評議會ノ協賛ヲ經タル後推薦狀ヲ贈ルモノトス

第九條　本會規約第三十七條ニ依リ本分會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第四款　機關

第十條　本會規約第三十三條ニヨリ本分會ニ左ノ役員ヲ置ク

聯合分會長一名　聯合分會副長一名　理事三名　監事二名　評議員十六名

第十一條　聯合分會長ハ管内ノ各分會ヲシテ本會規約第十四條ノ主旨ヲ徹底セシムル事ヲ圖リ支部ノ意圖ニ基キ分會ヲ指導シ會議ノ際ハ議長トナル

聯合分會副長ハ聯合分會長ヲ補佐シ聯合分會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

理事ハ聯合分會長ノ命ヲ受ケ本分會ノ庶務及會計事務ヲ掌ル

監事ハ聯合分會長ノ命ヲ受ケ本分會ノ收支決算ヲ監査ス

第十二條　本分會役員ハ名譽職トシ其任期ハ二年トス但重任ヲ妨ケス又補缺員ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第十三條　評議員會ハ聯合分會長同副長理事及評議員ヲ以テ組織ス

第十四條　評議員會ハ例會ヲ毎年一回二月上旬ニ又臨時會ヲ其必要ノ都度本分會事務所ニ於テ開ク但郡合ニヨリ書面ヲ以テ各員ノ意見ヲ求メ評議員會ニ換フルコトヲ得

第十五條　前條ノ臨時評議會ハ聯合分會長ニ於テ必要アリト認メタル時竝ニ評議員三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ本分會長ニ申出テタル時本分會長之ヲ召集スルモノトス

第十六條　評議員會ハ議長ノ外定員ノ三分ノ一以上出席スルニ非レハ決議ヲナスコトヲ得ズ

第十七條　評議會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

（以下省略）

公會堂

養老郡公會堂　本郡には從來多數の人員を收容するに足るべき建築物なく、已むなく狹隘なる寺院を借りて諸般の會合を爲せるも、其不便尠からず。時代の推移は本會堂建設の必要を認め、大正八年四月臨時郡會の議決を經て同年十一月起工に着手し、大正九年十月三十日開館以來地方改良會・興農會・報德會・教育會・衞生會・軍人會其他各種講演會等に使用し、地方改良上竝に社會文化の上に資する處少からず。本會堂使用規程左の如し。

第一條　公會堂ノ使用ヲ請ハントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ使用三日前ニ郡長ニ申出承認ヲ受ク可シ

一、使用ノ目的　使用月日及使用時間　豫定收容人員

第二條　前條ノ承認ヲ爲シタル後ト雖モ郡ニ於テ必要ヲ生シタルトキ又ハ公安ヲ害シ風俗ヲ亂スノ虞アリト認ムルトキハ其承認ヲ取消シ若クハ使用ヲ中止セシムルコトアル可シ

第三條　使用者ハ左ノ割合ニ依リ郡長ノ指定スル期限ニ使用料ヲ納附スヘシ

但官公署又ハ公益團體ニ於テ公益ノ爲使用スルモノハ此ノ限リニアラス

晝間一回金貳圓　夜間一回金參圓

第四條　使用ノ爲ニ要スル電燈費人夫賃消耗品等ハ使用者ノ負擔トス

第五條　使用ノ爲生シタル建物ノ損傷器具物品ノ亡失破損等一切ノ損害ハ使用者ニ於テ賠償スヘシ其賠償ノ程度金額等ハ郡長ノ定ムル所ニ依ル

第六條　使用ヲ終リタルトキハ器具物品ノ收藏等凡テ管理者ノ指揮ニ從ヒ原形ニ復ス可シ

第七條　本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

地方改善　本郡多藝村大墳區民の祖先は寛永十二年七月大垣藩士戸田氏鐵公攝州尼ヶ崎より移封せられし時隨從して大墳に來り、同地堤外に一段八畝十六歩の地を戸田氏よりたまひ、永住することゝなりしものにして、馬具太鼓等を調製し戸田氏の用命に應せり。當時僅かに六戸に過ぎざりしが、爾後漸次增加して大正十一年統計によれば、二百三十一戸の大部落を形成せり。明治維新の際四民平等の令に浴し、差別的取扱は漸次撤廢せられ、今日にては一般民との交通も親睦を加へたれども、尙德川時代三百年間文化に遠ざかりしを以て、時代の進移と共に特に之が敎導改善の必要を感じ、明治四十三年本郡敎育會事業として、毎年約金五拾圓を支出し、同地青年に對し毎週三回宛

夜學會を開催し、更に同四十五年二月より同處女に對し、毎月二回宛裁縫敎授を開始せり。然れども同地の改善は獨り青年處女の敎育のみを以て足れりとせず。更に普通敎育の普及言語風俗の矯正納稅思想の向上其他諸般の改善を要するを以て、大正四年一月區民全部を網羅して大墳協同會を設立し左の規約を設く。次で同十三年一月協同會開散同時に自治會を組織し、益改善を圖れり。

一、父兄會

二十五歳以上ノ男子ヲ以テ組織シ凡ソ左ノ事業ヲ行フ

イ、毎月一回講話會ヲ開ク　ロ、共同貯金ヲ實行シ勤儉ノ美風ヲ養成スルコト　ハ、弊風ノ矯正ニ努ムルコト　ニ、衞生思想ノ普及發達ヲ圖ルコト　ホ、會員中ノ善行者ヲ表彰スルコト　ヘ、其他必要ナル事項

二、青年會

十五歳以上二十五歳未滿ノ男子ヲ以テ組織シ凡ソ左ノ事業ヲ行フ

イ、毎年一回總會ヲ開ク　ロ、毎週火木土ノ三回夜學會ヲ開キ補習敎育ヲ行フ、徵兵適齡者ニ對シテハ特ニ準備敎育ヲ施ス　ハ、共同貯金ヲ實行ス　ニ、擊劍角力旅行等ヲ爲シ心身ノ鍛練ヲ爲ス　ホ、衞生思想ノ普及勤勉質實ノ習性竝弊風打破ニ努ムルコト　ヘ、在營者ノ慰問ヲナスコト

三、婦人會

滿十三歳以上ノ女子ヲ以テ組織シ凡ソ左ノ事業ヲ行フ

イ、毎月一回講話會ヲ開ク　ロ、共同貯金ヲ實行スルコト　ハ、風紀ノ改善言語ノ矯正ニ努ムルコト　ニ、衞生思想ノ普及ヲ圖ルコト　ホ、其他必要ト認ムルコト

四、兒童部

本會ヲ分チテ左ノ二部トス

一、小學部　學齡兒童ニシテ極貧ノ爲就學シ難キモノヲ收容シテ普通敎育ヲ施ス

二、夜學部　小學校竝ニ本會小學部ヲ卒業シタルモノニ補習教育ヲ行フ

共同浴場　本區民は稍々衞生思想乏しく自風呂を所有するもの少く、或は夏季には男子は水泳によりて汗を洗ひ、女子は盥に水を汲み入れ身を浄めたるものもありき。文明の進歩は衞生の必要を感じ、滋賀縣地方の共同浴場を視察し、大正三年八月木造平屋建坪三十八坪建設費貳千貳百五拾五圓九拾八錢を以て浴場を設け、大正湯と名づく。組合規約左の如し。

第一條　本組合ハ大墳區共同經營湯屋組合法ト稱シ事務所ヲ大墳地内ニ設置ス

第二條　本組合ノ目的ハ區民共用ノ浴場ヲ設置シ之ヨリ生スル收入ヲ以テ大墳區改善事業費用ニ充當スルモノトス

第三條　本組合ニ協議員會ヲ設ケ組合ノ施設經營ニ關スル諸般ノ事項ヲ協議決定ス

但協議員三分ノ二以上出席スルニアラサレバ會議ヲ開クコトヲ得ス

第四條　組合協議員會ノ組織ハ大墳區ヲ第一ヨリ第四ニ至ル四區ニ別チ各區協議員二名ヲ選擧ス、協議員ノ選擧資格ハ組合員一人一票トス、協議員ノ任期ハ二ケ年トス、但補缺ニ係ル選任者ハ前任者ノ殘任期間トス

第五條　本組合ニ組合長一名、副組合長一名、理事一名ヲ置ク、組合長、副組合長及理事ハ協議員會ニ於テ選擧シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

組合長ハ組合ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ掌リ協議員會ノ議長トナル、副組合長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス、理事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ會計其他庶務ニ從事ス

第六條　協議員ハ各選擧區ニ係ル諸般ノ事務ニ付斡旋盡力スルノ義務アルモノトス

第七條　共同浴場ノ建築出資總額ハ之ヲ貳千圓トシ一株ノ金額ヲ貳圓ト定ム

組合員ハ各自一株以上出資スルノ義務アルモノトス

第八條　組合ハ利益金ノ内ヨリ毎年壹百圓宛大墳區改善事業費トシテ村ヘ指定寄附スルモノトス

但利益金年額壹百圓ニ滿タサル場合ハ利益金ノ全部トス

第九條　浴場ヲ大墳區專用ノ目的ヲ以テ村ニ於テ經營セントスル場合ハ土地及建物ノ時價ヲ以テ何時ニテモ之カ要求ニ應スル

モノトス、前項ノ賣買價額ハ多藝村長ノ指名シタル評價人三名ヲ以テ之ヲ決定ス

第十條　浴場ヲ前條同樣ノ目的ヲ以テ村ニ於テ漸次組合株式ヲ所藏セントスル場合ハ何時ニテモ所藏株數ノ多キモノヨリ順次之ガ要求ニ應スルモノトス

第十一條　組合員ノ持株一人ニ付一株ニ平均シタル場合ハ組合ノ全財産ヲ村ヘ無償提供スルモノトス、但之レカ平均ニ達セザル場合ト雖モ權利者ニ於テ承諾シタルトキハ此限リニアラス

第十二條　組合員ハ各戸自風呂ヲ使用スルコトヲ得ス　但傷病者ノ爲メニスル場合ハ此限リニアラス

第十三條　組合員所藏株ノ賣買讓與ヲナサントスル場合ハ組合ニ申出其手續ヲ爲スモノトス　但株式組合外ノ者ニ賣買讓與スルコトヲ得ス

第十四條　組合員ニ於テ最低義務株ノ維持不可能ナル者ハ協議員會ノ決議ニ依リ處分スルモノトス

第十五條　組合員ハ組合ノ總集會ニハ必ズ出席スル義務アルモノトス

不在其他止ムヲ得ザル事故ニ由リ缺席セントスルモノハ其旨開會前組合長ニ届出ツヘシ

第十六條　第十二條第十五條ニ違背シタル所爲アル者ハ一回ニ付金五拾錢ヲ違約金トシテ支拂フモノトス

第十七條　違約金ノ徵收ニ應セス若クハ組合規約ニ違背シタルモノニ對シテハ組合員ハ冠婚葬祭等社交上一切ノ交際ヲ遠慮スルモノトス

前項ノ處分ハ協議員會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス

第十八條　前條ノ處分ヲ受ケタル者ハ組合出資金ニ對スル總テノ權利ヲ喪失スルモノトス

第十九條　協議員會ニ於テ代表者五名ヲ選擧シ本規約ノ趣旨ニヨリ多藝村長ト必要ナル契約ヲ締結スルモノトス

第二十條　組合員ニシテ何等ノ名義ニ依ルヲ問ハス組合ノ共同浴場以外ニ於テ入浴スル時ハ違約金トシテ一回ニ付金五圓ヲ支拂フモノトス

組合員ハ其ノ家族ニシテ前項ノ行爲アリタル時ト雖モ自己ノ行爲ト同一ノ責ニ任スルモノトス

第二十一條　組合員ハ本規約ニ基ク債務履行ニ付テハ他ノ組合員ヲ連帶債權者トシ其一人ヨリノ請求ニテモ全部履行ヲナスヘキモノトス

共同貯金　大墳區民に蓄積心涵養の爲め大正七年八月より毎月十日一戸金拾錢以上づゝ郵便貯金

に附する事となせり。

補助工事　大正十年以後縣及郡の補助を得て、道路の改修、住宅改善、排水設備、井戸開鑿產婆施設を實行し改善上大に見るべきものあり。

養老公園保勝會　本公園は天下の勝地にして、瀑布の壯觀と孝子の傳說とにより古來其名嘖々たり。近年殊に養老鐵道開通し、來遊するもの頗る多く、大正十年には遊覽者十萬餘人に及べり。本園は其面積八十町歩を有し、明治三十年十二月以來郡費を以て直接維持管理せしに、大正八年十月之を養老遊園株式會社に使用貸付せり。然る處大正十二年四月に至り、金拾五萬圓の代償を以て岐阜縣に移管せしにより今日にては縣の管理する處となれり。本郡にては別に大正四年養老公園保勝會を組織し、其後公園の紹介及觀光者の誘致に力めつゝありしを以て、今後と雖も同一方針の下に保勝會を持續し、本公園をして衆人の樂天地たらしめんとせり。同會規則左の如し。

第一條　本會ハ養老公園保勝會ト稱シ事務所ヲ養老郡役所内ニ置ク

第二條　本會ハ養老公園ノ發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　會員タラントスルモノハ住所氏名ヲ記シ事務所ヘ申出ツヘシ、退會セントスル時亦同シ

會員ハ會費トシテ毎年金參圓ヲ醵出スルモノトス

第四條　會長ハ養老郡長、副會長ハ郡會議長、評議員五名會長之ヲ推薦ス、委員十五名、理事若干名内一名ヲ常務理事トス

第五條　役員ノ任期ハ官公職ニアル者ハ在職期間トシ其他ハ就職ノ日ヨリ四ケ年トス

第六條　會長ハ會務ヲ總理シ總會及評議員會ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ審議ス、委員ハ會長ノ指揮ヲ受ケ其ノ町村内ニ於ケル會務ヲ處理ス、常務理事ハ本會ノ事務ヲ掌理シ會長副會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

其他ノ理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第七條　本會役員ハ總テ名譽職トス但執務セシ場合ハ別ニ定ムル支給規則ニヨリ費用辨償又ハ手當ヲ支給ス

第八條　通常總會ハ毎年一回春季ニ於テ會長之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル場合之ヲ招集ス、評議員會ハ會長之ヲ招集シ簡易

若クハ至急ヲ要スル事件ハ總會ニ代テ議決スルモノトス

第九條　議決ス可キ事件ノ概目左ノ如シ

一、歲入出豫算ヲ定ムルコト　　二、決算報告ヲ認定スルコト

三、本會ニ於テ實行スル事業ニ關スルコト　　四、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十條　議事ノ順序方法其他ハ町村會議ノ例ニヨル

第十一條　本會ノ經費ハ財産收入會費補助金寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條　本則ノ改正ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス

第十三條　本則施行ノ際現ニ役員タルモノハ本則ニヨリ就職シタルモノト見做ス

大正十三年十一月二十五日本會主催となり、養老公園開設當時の功勞者九十四名の靈を慰する爲めに同地千歲樓に於て數名の神職を聘し、莊嚴なる式典を擧ぐ、當日保勝會長の朗讀せし祭文左の如し。

養老ハ天下ノ勝地孝子發祥ノ靈境ナリ。世人嘖々歎賞措カス。史ヲ按スルニ美濃國當耆郡樵夫父ニ事ヘテ至孝、天嘉瑞ヲ降シ醴泉湧出ス。靈龜三年九月元正帝美濃ニ幸シ當耆郡ヲ過キ、醴泉ヲ覽シテ孝感ノ致ス所ト爲シ養老ト改元セラル。養老二年二月再ヒ萬乘ヲ迎ヘ、駕ニ從フ百寮輿丁恩賞ニ浴シ、後二十二年天平十二年十一月聖武帝伊勢行幸ノ途次御巡幸アラセラレ、美濃國郡司及百姓勞勤有ルモノ位一級ヲ賜フト。爾後千有餘年ノ星霜ヲ閱シ、寶曆年中高田町ノ人岡本喜十郎氏初メテ湯山ニ千歲樓ヲ修築シ、遊息ノ處ト爲シ四方ノ過客來賞スルモノ年々多ク、其名天下ニ聞ユ。後百數十年ヲ經テ明治十三年一月郡內耆紳胥謀リテ曰ク、養老ハ二帝ノ聖蹟靈感ノ境地ナリ。須ラク荊薪ヲ伐リ、層樓雅亭ヲ築造シ以テ天下ノ公園タラシムヘシト。議成リ茲ニ於テ當時ノ知事小崎利準氏郡長高木貞正氏ハ銳意計畫ニ盡瘁シ、耆紳產ヲ傾ケテ資金ヲ醵出シ、東奔西走大ニ土木ヲ起シ、千歲樓ノ改築ヲ行ヒ、花卉ヲ補植シ、泉脈ヲ疏通シ、同年十月工竣ル。明治三十年四月郡制施行ニ際シ郡有トナルヤ

代々ノ管理者亦心ヲ公園ノ發展ニ致シ、郡内諸士ト商量協議ヲ重ネ、天然ノ美ニ人爲ノ巧ヲ加ヘ實ニ善美ヲ盡セリ。明治四十三年今上陛下東宮ニ在シマセシ頃屡クモ行啓觀賞ノ光榮ニ浴ス。越エテ大正二年養老鐵道開設セラルヽヤ、諸國ノ老若男女雜客文士競ウテ幽境ヲ探リ、風光ヲ賞スルモノ其數ヲ知ラス。大正十二年三月郡制廢止ニ當リ一躍縣有公園ト爲リ、本夏秩父高松兩殿下ノ御成ヲ仰ゲ。是養老公園發達史ノ梗概ナリ。顧ルニ本公園ヲシテ宇内絶双無二ノ勝地タラシメ、千古ノ靈蹟ヲシテ遺憾ナク發展セシメタル所以ノモノハ、是聖恩ノ逮フ所ナリト雖モ、亦公園開設當時耆紳諸士ノ夙夜忘ナキ奮勵努力ノ賜ナルヤ瞭カニシテ、感謝銘肝造次モ忘ル、能ハサル所ナリ。不肖公園ニ遊フ毎ニ常ニ其當時ヲ想到シ、其功ヲ歎賞セサルナシ。茲ニ孝子發祥ノ時ヲ距ル一千二百七年、公園開設ノ時ヲ距ル四十四年、孝子ヲ景仰スルト同時ニ耆紳ヲ讃美スル故ナキニ非ラズ然ルニ生者必滅會者定離ハ數ノ免レサル所、耆紳九十四名中既ニ遷化セシ七十一名ノ多キニ達ス。感慨無量今昔ノ感交々往來シテ言ヲ知ラス。然リト雖モ卿等偉大ノ功績ハ永ク養老ノ名ト共ニ不朽ニ傳ハルヤ知ル可シ。茲ニ公園發展ノ梗概ヲ告ゲ、謹ミテ山海ノ時饌ヲ奠シ、卿等ノ精靈ヲ祭ル。尚クハ彷彿來リ之ヲ饗ケヨ。

大正十二年十一月二十五日　　岐阜縣養老公園保勝會長　松岡直太郎

隔離病舍

養老郡聯合隔離病舍　町村制第百二十九條により衞生事務の内隔離病舍の設置維持を共同處辨する爲め、大正四年七月高田町・日吉村・小畑村・上多度村・廣幡村相聯合し、高田町外四ヶ村隔離病舍組合を設立す。同年九月十六日廣幡村は村の事情上此組合を脫せしにより、高田町外三ヶ村隔離病舍組合と改稱す。同七年十月將來加入町村有る毎に其名稱を改むるは繁雜と手數とを免れざるを以て遂に養老郡聯合隔離病舍組合と改む。同八年下多度村・笠郷村、同十一年二月廣幡村之に加入す。設置以來是等各町村の傳染病者を收て完全なる療養を施しつゝあり。

町營屠場

高田町營屠場　本郡屠殺事業は寛永十一年以來多藝村大瀆區民の專業にして、德川時代に於ては所謂屠場の設備なく、牧田川附近の竹藪中に於て夜中潛かに屠殺せり。明治八年同地藤井富八牧田

川沿岸に私立屠殺場を創設せり。其後同地字中屋三〇二番地に移轉せり。明治三十六年松岡梅吉水野吉次郎鈴木喜右衞門小橋小次郎の共同經營として、高畑字豆川原六十六番地に改築移轉し、翌三十九年屠場法の改正により、改築增修をなし。明治四十年八月高田町大字高田早野繁之を七千八百圓を以て買收す。同年十二月同人より高田町に寄附す。

大正元年より同十年六月に至る屠殺數左の如し。

	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
一月	四三六	三五五	三六八	二二〇	二八一	三八五	三一九	三五五	三〇四	四六七
二月	三二五	三三七	二四〇	二一七	二九一	二八五	二四三	二六八	三〇二	四八一
三月	一四五	一七七	一三八	一四一	一七〇	一五七	一六九	一六六	一八三	二九五
四月	二八	五〇	五〇	五八	六三	五五	七五	七二	六八	一〇九
五月	二八	三二	三六	三〇	二七	二〇	三〇	三六	二七	四五
六月	一八	二一	二六	一六	一七	一五	二七	三〇	二二	二七
七月	三五	四八	四四	二九	二九	四一	三五	三九	五〇	—
八月	四七	六二	五五	四二	四六	八八	六一	六五	六六	—
九月	一六二	二一八	一五八	一四八	一五七	二〇七	六九	一〇四	一五三	—
十月	三五一	三〇七	二六八	二四四	三二九	三五七	一七四	二〇九	三〇八	—
十一月	二九三	三〇一	二七〇	二八四	三八六	三六六	三二五	三三六	三一〇	—
十二月	三四四	三七一	三〇六	三五九	四八八	四一二	四一五	四〇一	四四五	—

牧田村衞生組合產婆設置　大正七年四月より牧田村衞生組合に於て產婆一名を常置し、毎日同役場に勤務せしめ、姙娠七ヶ月以上の產婦臨床の需に應せり。產婆規程左の如し。

第一條　本組合ニ産婆一名ヲ設置シ産婦臨床ノ需ニ應ス

第二條　産婆ノ臨床ヲ受ケントスルモノハ姙娠七ケ月トナリタルトキ組合長ニ申出ツヘシ

第三條　姙娠ニ對シテハ産婆ヲシテ適宜診察セシムルモノトス

第四條　臨床手數料ハ左ノ通リ之ヲ定ム

戸數割等級一等ヨリ五等迄	金四圓	戸數割等級六等ヨリ十等迄	金參圓
同　十一等ヨリ十五等迄	金貳圓參拾錢	同　十六等ヨリ二十二等迄	金壹圓七拾錢
同　二十三等ヨリ二十七等迄	金壹圓貳拾錢	同　二十八等以下	金壹圓

但組合長ニ於テ貧困ト認ムル場合ハ手數料ヲ免除スルコトアルヘシ

第五條　組合員外ノモノニシテ臨床ヲ願出ツル場合ハ組合ニ差支ナキ限リ臨床ノ需ニ應スルコトアル可シ

第六條　前條ニ對スル手數料ハ金參圓トシ本組合規定ノ旅費ヲ徴收ス

第七條　臨床手數料ハ組合長ニ於テ隨時納期ヲ指定シ之ヲ徴收ス

一之瀨村共濟儲蓄　本事業は大正九年五月其筋の許可を受け、同年六月七日告示し同日より施行せるものにして醫療共濟及日用必需品の窮乏なるものを救濟す。其條例左の如し。

第一條　共濟儲蓄金ハ醫療共濟及其他ノ事故ニ依リ日用必需品ノ窮乏ヲ訴フルモノヲ救濟ス

第二條　本儲蓄金ハ大正七年度ニ於ケル恩賜金及內務省配當金等ヲ資金トシテ金壹萬圓ニ達スル迄蓄積ス

第三條　本儲蓄金トシテ蓄積スヘキモノ左ノ如シ

一、毎年度耕地所有者ニ對シ一段歩ニ付玄米五合ヲ賦課徴收シタル代金

一、寄附金

一、蓄積金ヨリ生スル收入

第四條　本儲蓄金ハ左ノ各號ニヨリ管理スルモノトス

一、國債地方債券若クハ政府ノ保護ヲ受クル銀行ニ於テ發行スル有價證券ヲ購入スルコト

一、郵便貯金若クハ政府ノ保護ヲ受クル銀行預金トスルコト

一、豫メ給與品ヲ購入スルコト

第五條　本儲蓄金ハ特別會計トス

第六條　本儲蓄金ハ左ノ各號ニ依リ支出スルモノトス　但救濟方法ハ村會ノ議決ヲ經テ其都度之ヲ定ム

一、醫療費ノ一部又ハ全部

一、凶年若クハ其他ノ事故ニ遭遇セシタメ救濟ノ必要アリト認メタルトキ

一、支出スヘキ範圍ハ其年度ニ於テ賦課徵收シタル現品寄附金及蓄積金ヨリ生スル收入ノ限度以內ニ止ムルモノトス

養老郡消防義會　本會は會則第二條の目的により大正十年四月一日施設す。會則左の如し。

第一條　本會ハ養老郡消防義會ト稱シ高田警察署管內消防組員ヲ以テ組織シ事務所ヲ高田警察署內ニ置ク

第二條　本會ハ消防組員ノ品性ヲ向上シ親睦ヲ保持シ消防上ニ於ケル諸般ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　高田警察署管內ノ消防組員ハ會員タルノ義務ヲ有ス

第四條　會員ハ廉恥ヲ重ンシ他ノ師表タルコトヲ期スヘシ

第五條　本會員ハ消防組規則施行細則第五十六條ノ各號ヲ恪守スルハ勿論會員タルノ體面ヲ汚瀆スルガ如キ所爲アル可カラス

第六條　會員ニシテ體面ヲ汚スノ所爲アリタルトキハ之ヲ除名ス

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、總　務　一　名　本會ノ事務ヲ總理ス

一、會　長　一　名　總務ノ指揮ヲ受ケ本會ノ事務ヲ處理ス

一、副會長　一　名　會長ヲ補佐シ會長差支ヘアル場合ハ之ヲ代理ス

一、評議員　若干名　重要ノ事務ヲ審議ス

一、顧　問　若干名　一、書　記　一　名

第八條　總務ハ警察署長ヲ推薦シ會長副會長ハ評議員ノ選擧ニ依ル評議員ハ各消防組々頭及役員中ヨリ一名（部制アル組ハ各部ヨリ一名宛）及高田警察署警部補竝ニ各消防組在所ノ駐在巡査ヲ總務ニ於テ任命シ顧問ハ總務之ヲ囑託ス其ノ囑託ヲ解ク場合亦同シ

第九條　選擧ハ單記無記名投票ヲ以テ之レヲ行フ

第十條　選擧ハ最多數ヲ得タルモノヲ以テ當選者トス、得票數同シキトキハ年長者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ定ム

第十一條　會長副會長評議員ノ任期ハ滿三ケ年トシ再選ヲ妨ケス　但補缺ノ場合ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條　本會ノ審議ハ總テ評議會員ニ於テ決ス、會議ハ會長之レガ議長トナル

第十三條　議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

但急施事項ハ會長總務ノ同意ヲ得テ之ヲ處理スルモノトス

第十四條　總務副會長ハ會議ニ參加スルモノトス

第十五條　本會ノ各消防組ハ本會經費及基本金トシテ一ケ年組員一人拾錢標準トシテ醵出シ積ミ立テ會長之レヲ管理ス

第十六條　本會員公務ノ爲メ死傷シタルトキハ其ノ組ノ申告ニヨリ會長ハ相當弔祭料又ハ見舞金ヲ贈與シ就職中死亡シタルトキハ會長ヨリ弔辭ヲ送ルモノトス

第十七條　本會員ハ訓練ノ爲メ定期及臨時聯合演習ヲ施行ス定期ハ三年ニ一回警察署長日時ヲ定メ之ヲ行ヒ臨時演習ハ警察署長ノ命スル所ニ依ル

第十八條　各消防組役員ノ服裝ハ左ノ規定ニ依ル

帽子　組頭ハ幅二分ノ金線二筋小頭ハ一筋トス　　服裝　詰襟洋服又ハ規定ノ袢纏トス

第十九條　消防手ニシテ品行方正實務熟達將來有爲ノ者ニハ兩肩ニ幅二分長サ二寸ノ金線ヲ附セシムルコトアルベシ

第二十條　消防手ニシテ公務上特ニ功勞アリテ他ノ模範タルモノニハ功勞徽章ヲ贈與スルコトアル可シ

第二十一條　本會內消防組ニシテ紀律訓練優秀ニシテ諸般ノ事業ニ盡力シ他ノ模範タル組ニハ金馬簾一筋ヲ贈與スルコトアル可シ

第二十二條　本會ノ役員病氣其ノ他ノ事情ニ依リ辭職セントスルトキハ其旨會長ヲ經テ總務ニ屆出ツヘシ

第二十三條　本會役員ニシテ特ニ功勞アルモノニハ感謝狀及記念品ヲ贈呈スルコトアルヘシ

牧田村營電氣事業　文化の進運に伴ひ、本村要職に在るもの電氣事業の必要を感ずること多年なり。然るに本村は九部落に別れ、東西一里二十町南北一里十五町の間に散在せる爲め、電燈電力の

供給設備に巨額の經費を要するを以て、營利會社は之が施設に應ぜざるにより、大正八年二月五日村營電氣事業を企劃し、同年四月二十日村會の議決を經、同年五月八日今須川水利使用出願、同二十三日電氣事業經營出願、翌九年二月十日工事施行認可申請して、何れも許可を得、同年十二月二十日工事に着手し、十年五月十七日工事成功、六月十日假使用認可證下附、翌十一日より點灯。多年の宿望を達成し、全村時代後れの洋燈を廢し、明煌々たる電燈を使用することゝなれり。今之が設備の大要を記すれば、當村大字牧田字平井二百十五番地先今須川の水を引用し、開渠三百七十間暗渠二十間木樋七十六間を經て、發電所に通水せしむ。發電所は同地三百七番に設置し、發電出力一二キロワット使用、水量八立方尺、有功落差三十尺あり。總設備費參萬壹千四百八拾參圓八拾七錢を要せり。

東邦電力發電所

東邦電力株式會社水力發電所　大正四年十月御大典記念事業として、時村長岡田祥美外村會議員區長等十五名發起者となり。村營水力發電所を計畫せしが中途株式組織に變更し、大正七年十二月二十五日當地日向山に發電所を創設し、同十年十一月工事竣工せり。此工費貳拾萬八千圓、同月二十日より營業開始、同年十二月二十五日關西電氣株式會社に合併、翌十一年十二月二十五日又東邦電氣株式會社に併合せり。

第十九章　司法

第一節　警察署

【高田警察署】明治初年治安の爲に捕亡手を置き、明治六年四月捕亡手を捕丁と改め、翌年五月更に番人と改稱し、當時高田町中村源十郎番人小頭役を勤む。同八年三月番人を改めて邏卒と改稱し、翌月警察區を定めらるゝに及び、邏卒を區兵と稱せり。同年四月島田村字下町民屋（五十一坪）を借受け、島田出張所を設く。明治十年二月十三日大垣警察署島田分署と改稱。翌年七月島田村字常盤町百二十一番戸に洋風署舍（三十四坪四合）を建設し、明治十五年九月十一日島田警察署と改稱し、關ヶ原村に分署を置く。明治十八年八月十三日大垣警察署島田分署と改稱。翌年十二月一日島田警察署と改稱し牧田分署を置く。明治二十二年八月十四日高田警察署と改稱し、牧田分署多良出張所船附派出所之に附屬す。明治二十六年十一月二十五日前の出張所及派出所を廢止す。島田分署以來當年迄の管轄區域左の如し。

高田町・廣幡村・養老村（澤田を除く）上多度村・下多度村・池邊村・笠郷村・多藝村・日吉村・小畑村・淺草村・多藝島村・綾里村

牧田分署管轄　牧田村・多良村・一之瀬村・時村・養老村内澤田

明治二十六年十一月二十九日より、多藝上石津兩郡を高田警察署管轄區域となし、同三十年四月一日郡制實施の結果、養老郡一圓を管轄せり。同三十二年十一月二十六日高田町字押越八四二ノ三八四三ノ三番地に署舍（百八十坪）を建設す。明治四十年五月演武場建築敷地坪數九十三坪。

歷代署長左の如し。

任命年月	職名	氏名
明治七年頃	山田清喜	
同　九年中	立木喜又	
同　十年中	島田分署長心得	奥田秀實
同十一年一月十二日	同	深津常三郎
同　年四月十八日	同	岡村鄕二
同十二年四月十九日	島田分署長	藤淳敬
同　年九月廿六日	同	三輪芳太郎
同十五年六月	同	榊原鍥太郎
同十八年八月廿三日	同	柴田正直
同十九年一月二十日	同	岡本都與吉
同十九年十一月七日		吉川義局
同廿一年四月十二日	島田分署長	田島正衞
同　年八月廿七日	島田警察署長	渡邊重巽
同廿三年四月十日	高田警察署長	中北治友
同　年十月十三日	牧田分署長兼務	同　人
同廿五年五月十四日	高田警察署長	吉川俊平
同	牧田分署長兼務	同　人

任命年月	職名	氏名
明治廿六年二月十五日	高田警察署長	松本知三
同	牧田分署長兼務	同　人
同　廿八年九月廿七日	高田警察署長	佐野銀次郎
同　三十年三月廿六日	同	高木守穗
同　年八月十九日	同	後藤威臣
同　卅一年十一月四日	同	道野能邇
同　卅三年三月六日	同	福本正俊
同　卅六年三月十六日	同	新井直道
同　明七年三月十五日	同	西村彰
同　卅一年三月三日	同	和田茂
大正元年十二月廿七日	同	松岡直太郎
同　三年二月二日	同	河合重吉
同　六年五月卅一日	同	山野邊勝太郎
同　八年八月十日	同	小幡與治
同　九年三月二日	同	熊崎喜一郎
同　十二年三月一日	同	岩田此一
同　十三年十月八日	同	柴田長

第二節　裁判所

【大垣區裁判所高田出張所】　明治二十一年九月十七日勅令第六十四號を以て、初めて治安裁判所出張所を置き、登記事務竝に期日を定め、裁判事務を取扱ふ事となり、同年十月十九日司法令甲第一號を以て大垣治安裁判所島田出張所を置き、多藝郡一圓及上石津郡一圓を管轄し、同年十一月二十日是より先に開設せられたる島田登記所船附登記所小倉登記所宮村登記所牧田登記所より事務引繼を受く。明治二十三年三月十九日發法律第二十二號裁判所構成法施行條例により、同年十一月一日より大垣區裁判所高田出張所と改稱し、明治三十年四月一日より養老郡一圓（但池邊村を除く）を管轄す。明治三十二年十月一日、多良・時・一之瀨・牧田の四ヶ村を大垣區裁判所多良出張所の管轄區域とし、明治三十八年四月一日多良出張所廢止せらるゝに當り、右四ヶ村を當所の區域となせしが、明治四十年七月一日再び多良出張所を開設せらるゝに及び先の四ヶ村を同所の管轄區域となす。大正二年四月五日法律第八號を以て、岐阜區裁判所高田出張所と改稱し、大正二年四月十九日司法省令第十一號を以て登記管轄區域を定め、同月二十一日より施行するに當り、高田町・養老村・廣幡村・上多度村・下多度村・笠郷村・小畑村・多藝村・日吉村の九ヶ町村を以て、當所管轄區域とす。大正六年八月二十七日勅令第百二十四號を以て大垣區裁判所高田出張所と改稱せり。本廳舍は高田町大字高田字蓮

寺四百九番四百十一番合地に建設せられ、木造瓦葺平屋此建坪三十九坪六合六勺六才及木造瓦葺二階建土藏此建坪五坪より成る。歷代上席書記左の如し。

任命年月日	氏名	任命年月日	氏名
明治二十三年十月二十八日	渡邊辰彌	明治三十年十二月二日	金森銳次郎
同二十八年十二月二十三日	名和保定	同三十二年九月十八日	天野多一郎
明治三十四年八月一日	杉田榮之助	大正三年五月四日	甲田道治
同三十九年四月二日	橋本彦三郎	同七年五月二十二日	杉山艮市
同四十一年七月十三日	樋口鐵雄	同十年一月三十一日	長野純一
同四十二年九月二十二日	三輪研二		

多良出張所

【大垣區裁判所多良出張所】明治三十二年七月司法令第四十七號を以て、大垣區裁判所多良出張所を設立せられ、同年十月一日より開廳、多良村・時村・一ノ瀨村・牧田村を管轄區域とす。明治三十八年三月二十二日司法省令第五號を以て當所を廢止せられ、同四十年六月十九日司法省令第二十號を以て、再び當所を開設し、同年七月一日より開廳管轄區域前に同じ。大正二年岐阜區裁判所多良出張所と改稱。大正六年七月二十一日法律第十三號を以て、大垣區裁判所を設立せらるゝに當り、同年九月十五日より大垣區裁判所多良出張所と改稱す。歷代上席書記左の如し。

任命年月日	氏名	任命年月日	氏名
明治四十年七月一日	堀俊司	大正六年十月二十七日	安藤勝次郎
同年九月三十日	川崎鋼吉	同七年十月五日	樋口鐵雄
大正二年十月十五日	山岸修治郎	同八年十一月十四日	川崎鋼吉
同六年五月八日	石河米三郎	同十二年一月八日	高野進一

第二十章　名勝舊跡古墳

一、養老公園

養老公園は養老村大字白石地内養老山の麓に在り。其面積八十町四段二十六歩を有する一大公園にして、孝子の發祥と飛瀑の壯觀を以て、其名天下に嘖々として響き「流れての世にも名高く聞えけり老を養ふ瀧のひゞきは」と人をして歎稱せしむ。在昔は二聖の臨幸を仰ぎ、以後史家墨客筇を曳いて止まず。其他の觀光者四時絶ゆる時なし。寶暦年中島田村岡本喜十郎四方過客休憩の爲に始めて千歳樓を建て、萬延元年に至り日比克忠之を修治し、又一亭を設け養老の名天下に聞ゆ。明治十三年縣令小崎利準本郡長高木貞正等有志者と圖り、茲に養老公園を創開し、大に土木を起し、天然の美に人工を加へたり。碑に曰く

皇帝御極之十三年、海内寧謐、朝野殷富、百廢悉擧、於是岐阜縣多藝郡耆紳相議請公園於官、蓋承　皇上與民偕樂之意也。是歳十月養老公園成、耆紳等大開宴席會、名士豪族落之、按元正天皇養老元年幸多度山、觀美泉、明年再幸焉、後二十餘年　聖武天皇幸伊勢、轉入美濃觀之、從臣大伴東人・大伴家持等獻歌、載在萬葉集、嗚呼　二聖以萬乘之尊經崎嶇之路者、豈事遠近縱耳目之欲、蓋將闡靈境、搜勝區與衆庶偕其歡樂也、此地茂林翁葱、花卉點綴、岩石不必凌厲而秀潤、遵

逸飛泉不必激越漾清洌、憑高而望西南、峰巒重疊翠色可掬、是濃勢二州也、東北一望平曠、良田萬頃素練隱現郛落林叢、是揖斐長良木曾三大川也、鸞輿之臨幸、留名於史篇、不亦宜乎寶曆中州人岡本某築千歲樓於此以爲遊息處、四方過客以時來賞、其名聞於天下、蓋百數十年矣、棟宇朽壞柱楹傾欹、加以林樹剪伐、道路榛蕪、欲求二聖之靈蹟不可得也、於是本郡耆紳相謀、醵資金數百金、大興土木、修治荒廢、架設橋梁、補植花卉、疏通泉脈、樓臺則更其梁桶、亭榭則理其欄楯、傾者扶而直之、缺者易而新之、以十三年一月創工、至十月竣工、是雖吾　聖上洪恩之所逮、而亦未嘗不由耆紳諸子之克成厥績也、十八年七月余遊西京、順途過登養老之山、宿千歲樓三日、作觀瀑記、詳載其勝狀、然未及公園建設、始末今相距十三年耆紳等協謀欲建碑於公園、以誌開設之功、使人來求余文、嗚呼郡縣皆置公園、莫不以勝景著焉、而其留一千有餘年之聖蹟者此公園爲然、余安得不銘而傳之乃銘曰

多度之山、鬱茲秀潤、養老之泉、甘若美醞、菊水清洌、盛夏嚼氷、愈病除痛、同解宿醒、翠華巡遊、異境益顯、聖言褒揚、煥燦古典、濃有孝子、稗史所傳、養親供旨、酌斯美泉、眞假勿究、芳流萬古、事關名敎、豈比齊語、公園始闢、衆庶歡娛、山吐祥靄、泉沸靈珠、遊焉息焉、子是偉迹、茲撰銘辭、永勒貞石。

明治三十一年戊戌六月

正六位　依田百川　撰

爾後年々歳々修理を加へ、天然の佳景に人工の善美を加ふ。明治四十三年畏くも今上陛下未だ東宮にましませし砌、行啓の光榮に浴す。大正二年七月養老鐵道の開通するや、遠來の遊覽客年々數萬を以て數ふ。大正四年養老公園保勝會を組織し、偏に諸般の施設と觀光者の便益を圖り、遂に海内の樂天地となれり。同十二年四月郡制廢止に伴ひ擧げて縣に移管す。右は養老公園沿革の一班なり。

聖駕　靈龜三年九月丙辰元正帝の聖駕を辱くし、靈龜を養老と改元したまふ。養老元年十一月美泉を汲みて奉獻し同二年二月己丑年再幸あらせらる。續日本紀元正紀に

養老元年八月甲戌遣二從五位下多治比眞人廣足於美濃一造二行宮一、九月丁未天皇行二幸美濃國一、甲寅至二美濃國云々、丙辰幸二當耆郡多度山美泉一、賜二從レ駕五位已上物一、各有レ差、郡領已下雜色四十一人進二位一階一、又免下不破當耆二郡今年田租及方縣務義二郡百姓供二行宮一者租上、甲子車駕歸二于宮一、十一月癸丑天皇臨レ軒詔曰、朕以二今年九月一、到二美濃國不破行宮一、留連數日、因覽二當耆郡多度山美泉一、自盥二手面一、皮膚如レ滑、亦洗二痛處一無レ不二除愈一、在二朕之躬一、其驗又就而飲二浴之一者、或白髮反レ黑或頽髮更生、或闇目如レ明　自餘痼疾咸皆平愈、昔聞後漢光武時醴泉出、飲之者痼疾平愈、符瑞書曰醴泉者美泉可二以養一レ老、蓋水之精也、寔惟美泉卽合二大瑞一、朕雖レ痛レ虛何違二天貺一可下大二赦天下一改二靈龜三年一爲中養老元年上、天下老人年八十已上授二位一階一、若至二五位一不レ在二授限一、百歳已上者賜二絁三疋綿三屯布四端粟二石一、九十以上者絁二疋綿二屯布三端粟一斛五斗、八十已上

者絁一疋綿一屯布二端粟一石、僧尼亦准二此例一、孝子順孫義婦表二其門閭一終レ身勿レ事、鰥寡惸獨疾病之徒不レ能二自存一者量二加賑恤一、仍令二長官親自慰問一、加二給湯藥一、亡二命山澤一、藏二禁兵器一、百日不レ首復レ罪如レ初、又美濃國司及當耆郡司等加二位一階一、又復二當耆郡來年調庸餘郡庸一賜二百官人物一、各有レ差、女官亦同、癸丑授二美濃守從四位下笠朝臣麿從四位上一、正六位下藤原朝臣麿從五位下一十二月丁亥令下美濃國立春曉挹二醴泉一而貢上於京師一爲二醴酒一也。養老二年二月壬申行二幸美濃國醴泉一、甲申從レ駕百寮至二于輿丁一賜二絁布錢一有レ差、己丑行所レ經至二美濃尾張伊賀伊勢等國郡司及外散位已上一、授レ位賜レ祿各有レ差、三月戊戌車駕自二美濃一至。

扶桑略記に—「靈龜三年九月丁未天皇幸二美濃國不破山中一醴泉自出、飲二浴之一者、白髮反黑闇目忽明、又洗二痛處一无レ不二除癒一。」

水鏡に曰く「年號替て靈龜と申き、三年と申す九月に御門美濃國不破の出湯に行幸ありき、其湯をあみし人白髮反りて黑くなり、めくらかりしもの忽に明かになり、痛き所を洗ひしかば則ち愈にき、斯くて御門歸りたまひて十一月七日に年號を養老と替られき」

帝王編年紀にも「元年丁巳九月到二美濃國不破行宮一多藝郡多度山醒泉飲之者白髮變黑反闇目忽明」とあり。

斯くて二十二年を經て、天平十二年十一月又聖武帝伊勢行幸の砌、當地に御巡幸あらせられし事は

續日本紀に見ゆ。

天平十二年十一月丙午從二赤坂一發到二朝明郡一戊申至二桑名郡石占頓宮一、己酉到二美濃國當伎郡一云々

十二月癸丑朔到二不破郡不破頓宮一云々丁巳賜下美濃國郡司及百姓有二勞勤一者位一級上云々

又萬葉集に二歌聖聖武帝に供奉してよみし歌を載せたり。

美濃國多藝行宮

從古人之言來流老人之變若云水曆名爾負瀧之瀨　大伴宿禰東人作歌一首

田跡川之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野乃上爾　大伴宿禰家持作歌一首

とあり。

足利義滿觀瀑　足利治亂記に「明德四年四月將軍家(義滿)參宮、十二日山田發、美濃主土岐ノ勸メニヨリ養老ノ瀧ヲ見ラレ、十六日江州へ發セラル云々」

園內勝景　明治四十三年今上陛下皇太子殿下にましませし時行啓の砌、「養老は瀧のよきのみならず實に景色もよい、今日は近頃にない愉快を覺えた」との御褒詞を賜はりしと承れり。洵に畏きことながら瀑布の壯觀は勿論、其他園內の風趣は御賞詞にたがはず、春は櫻花爛漫として唉亂れ、夏は杉檜蓊鬱として、清泉其間を奔流し、萬斛の涼を湛え、詩人をして掬ふよりはや齒にひゞく泉かなと叫ばしむ。秋の紅葉冬の皓雪時として佳ならざるなし。今瀑布を始め二三の勝景を記せば左の如し。

養老瀑布　瀑布は其高さ十丈五尺幅一丈二尺、劈崖の頂天より落下し、明珠躍り萬珠碎け、百尺素練の中空にかゝれるが如く、蓼々として百雷の轟くに似たり。瀧に近き所二個の奇巖あり。崎ちて關門を爲す關を通りて少しく進めば飛沫身を濕し、寒風心骨を襲ひ、三伏の盛なほ寒冷を覺ゆ。瀧壺の底には自然の大磐石ありて、千古の落水と雖も之を穿たず。水の深ち僅かに數寸脛を沒せず、是を以て小兒と雖も更に危險の惧なし、海内瀑布の數多しといへども、或は小に失し、或は大に流れ、適良なるもの少し。然るに此瀑布は所謂「うたれ頃」の瀧にて盛夏の交には浴客十數人常に瀧壺の中に在りて絕ゆることなし。古來觀瀑の歌少からず。其中三四を示せば

星巖六十八翁梁孟緯

養老改元光史編。至今百丈瀑泉懸。寒風珠玉噴爲雨。白日雷霆轟在天。萬乘宸遊良有以。
四彊民瘼果比痊。滂沱不暑大君澤。盥沐何唯千億年。

正六位　依田學海

深壑祕積素。懸崖陰霧起。山靈莫敢慳。維帝攸遊止。陟澗風捲袂。躡石雲生履。巖逼奔泉瞋。
樹邃棲禽喜。幽蹤聊息焉。鳴鸞已邈矣。靈蹟喧俗傳。美名灼前史。縱不飲一杓。千載得久視。

宇野南村

元皇曾此駐鸞旌。萬國官司頌天下。洩德巍々從古盛。流泉混々至今清。空中飛雪無風散。

澗底長蛙不霽横。穿樹觸巖交戛響。却疑雪外玉鑾聲。

美濃國　多藝野の上に　みやゐせし　あとは流れて　瀧ぞのこれる　玄覺

わかえつゝ見るよしもかな瀧の水老をやしなふ名になかれなは　一條兼良

名も老を　養ふ瀧と　きくからに　菊の泉も　わかえつゝ見ん　風早實積

大君の御代の名にしもおひくるや老もわかゐしたきのましみつ　村田春海

老人を　養ふみよの　春にあひて　名にたふたきの　音そさやけき　田中道麿

菊水　養老神社境内にあり。其水清冽甘味滾々として巖の間より湧出せり。古來史籍には靈泉を瀑布の如く記せども其記事及地勢より察すれば眞の靈泉は此の菊水なるべきか。泉邊に碑あり曰く

濃州養老泉碑銘　　備藩侍讀近藤篤識

元正御極王道平々、問民疾苦閔物則天、當耆之郡多度之山、天降嘉瑞地出奇泉、清潔可食養而不窮、人受其福　王明之功、一飲一浴不老不死、衰耄再盛癰瘥可起、有本如是萬古混々、君子是取鑒戒堪存、陵谷變遷湮晦是懼、於是建碑以識其所

乾隆五十年歳次乙巳正月吉旦　　吳超程赤城書

一脈甘泉似醍醾。誰將至性動山靈。學童今日多豚犬。樵子何曾讀孝經。

湯の山　千歳樓のある處にて、公園第一の佳所なり。風光眺望共に絶倫池には金鱗遊々としてう

かび、岡には櫻楓枝を交へて天地を飾れり。碑あり。

むすぶより早歯にひゞく泉かな　芭蕉翁

名にひゞく泉や徳のとこしなへ　魯松庵

妙見堂　日蓮宗にて身延山の直轄なり。松林中の淨刹にして人工の瀑布を設け、幽邃の地を以て稱せらる。

梅林　養老寺境内に在り。梅樹五千、參差枝を交へ、黄鳥囀々妙音を弄し、清香馥郁鼻を衝く。

果樹園　明治四十二年一町五段歩の山林を開拓し、養老郡經營事業として苹果桃梨等を栽培せり。

二、美濃中道

美濃明細記に、美濃中道とは中山の西南部に道あり。關ヶ原牧田澤田の方より伊勢をはりへ舟路の古道なりと記せり。古への往來にて好忠の歌に「あづさ山美濃の中道絶しより我身に秋のくるとも知にき」とあるは此道のことなり。

三、多藝野

多藝野は養老公園の東方、千人墳附近の野をいふ。景行天皇四十三年、癸丑年皇子日本武尊伊吹山の賊を征し、歸途此地に到らせたまひ、御足痛みて歩ませたまふことを得ず。御脚の形たぎしの如く膨れたまひしより多藝と名くるよし史に見えたり。古事記大帶日子淤斯呂和氣天皇條に

妙見堂
梅林
果樹園
美濃中道
多藝野

以二其御刀之草那藝劒一置二其美夜須比賣之許一而取二伊服岐能山之神一幸行、於レ是詔、茲山神者徒手直取而、謄二其山一之時、白猪逢二于山邊一、其大如レ牛、爾爲二言擧一而詔、是化二白猪一者、其神之使者、雖二今不一レ殺、還時將レ殺、而謄坐、於レ是零二大氷雨一打二惑倭建命一、故還下坐之到二玉倉部之清水一、以息坐之時、御心稍寤故號二其清泉一謂二居寤清水一也、自二其處一發到二當藝野上一之時詔者、吾心恒念、自レ虛翔行、然今吾足不二得歩一成二當藝斯形一、故號二其地一謂二多藝一也云々。

とあり。

四、行幸街道

日本武尊伊吹山より伊勢に到りたまふとき、通過せられし街道にして、牧田村・養老村・上多度村下多度村の多藝山邊を通ずる道をいふ。俗に之を伊勢街道と稱せり。

五、源氏橋

廣幡村大字飯木地内字源氏橋に在り。平治元年源義朝平氏と戰ひ敗績して青墓に來り、此處より柴船に乘り尾張に遁る。これより此橋を源氏橋と稱す。美濃明細記にも「源氏橋は多藝郡飯木邑にあり。義朝平治の亂都を落ち、青墓長者が元に來り夫より青墓のひがし、小金川とて榎戸邑の東を流るゝ川有り。（今小キ川舊跡アリ）此川を小舟にて下り飯木邑にて越玉ふ橋を源氏橋といふ」とあり。（伊藤清吉、鷲巢玄光參照）

六、鎧掛松

廣幡村大字飯木地内字休息所にあり。同所九百八十八番田地の中央に面積約二坪の墳あり。其中程に目通周り二尺五寸高七尺の菩蒸したる榎あり。平治元年源義朝暫時此處に休息せし時、鎧を脱ぎて傍の樹に掛けたるより鎧掛といふ。當時松樹なりしが、何時の頃か其松枯れて今は榎となれり。美濃明細記には義朝野間ノ内海に落玉ふ時、飯木にて鎌田兵衛政清鎧を脱ぎ掛し松昔よりありと云傳ふ」と記せり。

七、蘆　墳

廣幡村大字飯ノ木地内字蘆墳にあり。墳の面積約五坪、平治元年源義朝此所に休息して行厨をつかひし時傍の蘆を折りて箸とし、後之を地に倒まにさして祝して曰く、此蘆再び芽を出せば源氏再興の期あらんと。起ちて源氏の祖神たる氏神八幡神社々前に賽し、源氏再興を祈願せり。其蘆繁茂して現に青々たり。發芽のときは、芽皆下に向ひ漸く長ずるに隨ひ上に向ふ。里人之を源氏の蘆竹といへり。義朝の作歌に「さしをくもかたみとなれや後の世に源氏榮えてよし竹となれ」と此短冊今なほ殘れりといふ。

八、鍛冶屋谷

下多度村大字志津にあり、元應の頃志津三郎居住の地なり。（志津三郎參照）

九、石佛

養老村字柏尾及龍泉寺の廢寺址に數百千の石像あり。今之を叙記すれば、柏尾の山中に字堂の庭と稱する所あり、明治三十年三月柏尾住民相圖り、之を開墾せんとせしに、地中より石佛の出づること數を知らず。掘るに從ひて獲るもの一千五百に及べり。里民岩石を疊み小山を作り、其上に許多の臺座を設け、石佛を安置せり。此石佛は柏尾山柏尾寺境內石佛が信長の爲に蹂躙せられ、星移り物替り土中に埋沒せるものなりと傳ふ。世人之を千體地藏と稱す。石佛の一に應永九年と刻せるものあり。

又龍泉寺にも威德山といふ廢寺址に數十百の石佛あり。山麓の尼僧百八體の石佛を拾ひ堂を建てて供養せり。石佛の一に大永四年と刻せるものあり。

一〇、千人墳

養老村大字白石地內字千人墳に在り。面積四畝十五歩の圓墳にて、中央に深四尺周圍十八間の穴あり。墳上百本程の松繁茂せり。里老曰く今より約四十年前我等五六人にて發掘せし事あり。中央にて一間程掘りしに大なる蓋石あり。石室の大さ高さ五六尺、幅六七尺、奥行七八尺程ありて南面せり。石量普通の車に六七臺ありき。尙一丈程掘りたれども何物もなかりき。又四尺程掘りしに、一體の石佛現れ、今廣幡村飯木近澤重右衞門方に祀れりと。其石佛は石質砂岩にて面部は既に消磨して明かならざれども、肉髻あり、螺髮あり、法界定印を結びたる大日如來の像にて、大さ高さ一尺三寸、

幅中央にて六寸あり。思ふに往古嘗て此古墳を發掘せし事ありて、内容物を採取し去り。之に代ふるに石佛を納め埋藏せしものなるべし。此古墳につき、傳説種々あれども、緣由詳ならず。

千人墳の附近に稍之より小さき墳ありし由なるが、今より三十年程前五六人のもの相謀りて發掘せし事ありき。其一人の者曰く、石室の大さ高五六尺、幅六尺、奥行七八尺ありて、僅かに人骨と祭器と銅釧一個とを得たりと。

なほ是等附近に殘存せる古墳左の如し。

場所	周圍	高	土石の質	草木繁茂	發掘の有無
養老館の東北	二十二間	二尺五寸	赤黒土石灰石	一握大の小松五十本程生ず	未掘
同　館眞北	二十三間	二尺五寸	同	周圍一尺五寸位の松五十本程生ず	同上
同　館南	三十間	四尺	同	小松四十本程生ず	少し掘りし跡あり
同　館西	二十三間	三尺	同	小松六七十本生ず	同上
同	二十三間	三尺	同	同	未掘
同　館西北	二十三間	三尺	同	小松一面に生ず	形稍崩る
同　館東南	二十三間	三尺	同	同	中央に穴あり深さ五尺餘
同　南	二十三間	三尺	同	同	中央に穴あり深さ六尺餘

一一、櫻井古墳

養老村大字櫻井字坂尻五十二番地ノ二、畑五畝歩の内にありたり。大正十年二月二十五日之を發掘せり。古墳面積約七坪石槨長三間、幅五尺、高九尺あり。壁面は重量百貫乃至二百貫の石を以て

圍み、底部は十貫目位の石にて敷詰め、上部は百貫目位の磐石を以て蓋へり。内部は細かき土砂にて埋められ、其中に普通より長大なる三人の骸骨存せり。内一人は稍高き上段に、二人は下段に相對して伏せり。其周圍には坩、脚付坩、高杯、提瓶、盤、平瓶、甕、小柄鏃等ありき。

一二、若宮古墳

下多度村大字若宮に在りき。多藝郡若宮新田石窟古奇物圖（養老村石畑中島純一氏藏）に「文化六とせといふ年、若宮の松林を切開き新田になさまく願ひて、次の年の正月より木立ども苅拂ひ鍬始有りけるに、長三間幅一間ばかりの大岩もてかこひたる石穴にほり當りて、其中より古るき書どもにみゆる比良加又瓶杯などよりはじめて青玉といふべきもの、白銀もて造れる釧めくもの、小き劍の形なる物などあまた掘出されけるに、今の代にはいとも馴れぬ物なれば、人にもみせていかなる物にかあらん、野原より出たるものなれば失せたる人を葬るに用ひたる具にやなど、さまく疑ひいひて、もたりけるを物の序ありて已に見せらるゝに聊もさるべきわざに用ふべき具にてはあらざりき。近き年比となりてこはいつこよりも掘出せるものにて、皆山のふもと人離れたる野ら林にあるものにて、たまく其荒れたる所をほりこぼちて田畑にする人のほり出せること、今爰のほり出せるに同じくして、古き代の神事しらぬ人はたれもく疑ひ思ひてとかくいひなせど、全く穢らしき物にてはなくて、是等は神事に用ひたるものなり。かゝれば今の代にいとも珍らしきひとつの寶物にして、得がたき具

なるをこたび苅拂へる木草のかりそめに取扱はず、よく清まはりいまはりて、天地とともに遠く久しく持ちつたへて、代々家の寶ともあがめ行くべきものぞかし、あな、たふと此うつはもの此たからもの。

文化七とせといふ年の十月　　淡海彦根人小原君雄

と記し、一々發掘物を圖示せり。惜いかなこれ等の古器物散亂して詳かならず。

一三、橋爪古墳

日吉村大字橋爪字岡山頂上に在り。岡山は高さ僅かに百四十三米の小巒にて、西は牧田川の清流を眺め、東は一帶の平野にて、晴天には名古屋城を眺め得るを以て、殊に此の山を選みて墳を造りたるなるべし。古墳は其數十四五あり。何れも圓墳なり。今其重なるものを記せば。(一)俗に城址と稱するものにて上下二段となり、下段を登ること二十間許にて上段に至る。上段は稍方形を成せども、こは後世改修したるものなり。頂に大正四年十一月十日に建てたる明治記念碑あり。墳の周圍四十一間高さ東部にて一間五尺、西部にて一間一尺、南部にて一間一尺五寸、北部は僅かに三尺なり。(二)城址の古墳と相對し、南方に日露戰死者を祀れる小祠ありて、古墳の頂にたてらる。周圍四十間、高さ東部にて一間、西部にて一間一尺、北部は二間、南部は僅かに二尺なり。(三)頂上に辨財天を祀る古墳は周圍三十二間、高さ東部にて一間一尺、西部にて一間あり。(四)其他周圍三

十八間のもの二個、三十五間のもの二個、二十七間のもの二個、二十五間のもの二個、二十間以下のもの三個あり。尚同地字別庄に三四個の古墳ありて、内一二個は既に發掘し祭器劍朱壺等を得たり。右器物は同地久保田信也方に保存せらる。

一四、牧田古墳

牧田村大字牧田字山村及二又桂谷及字犬字乙坂の三所にあり。乙坂は僅かに二個にて小さく、其他は七八個乃至十個つゝあり今之を詳記すれば左の如し。

場所	周圍	高	
桂谷	二〇〇尺	一四尺	其他南向、試掘の跡あり穴の深さ九尺幅五尺四寸長十二尺土赤色石四個露出、墳上檜松等繁茂す
同	一二〇尺	八尺	試掘の跡あり石一個露出檜十五六本生せり
同	一二〇尺	五尺	蓋石二個露出頂上稍平型式崩れたり
同	一三五尺	六尺	諸所石露出型式稍崩る
同	一二〇尺	四尺	試掘の跡あり石諸所に露出
同	一一四尺	六尺	試掘の跡あり奥行九尺幅四尺深二尺口に蓋石を見る
同	九六尺	四尺	試掘の跡あり石數個露出
同	六三尺	五尺	蓋石の上面露出試掘の跡なし
同	一〇〇尺	六尺	試掘の跡二ヶ所あり
同	一三五尺	九尺	試掘せられ石十數個露出せり
山村	一五〇尺	八尺	試掘の跡なし
同	九〇尺	四尺	同上
同	五〇尺	三尺	同上

同	一二〇尺	八尺	試掘の跡あり
同	八〇尺	三尺	未掘
同	一二〇尺	八尺	試掘の跡あり
同	一三〇尺	九尺	同上
同	一二〇尺	九尺	未掘

第二十二章　各町村志

第一節　高田町

位置、地勢　本郡の中央に位し牧田川其北を流れ地勢稍平坦なり。

大字　高田・押越・烏江

字　【高田】町　町南　北浦　城前　蓮寺　足原　高村内　古宮　芹田　栗下　才勝　蛇田　本郷　池下　竹橋　蒲原　初花　澤畑　大野　北大野　樂地　武佐田　墳崎　二間割　松ノ木　道仙中　起　治郎三　井口北　乘越　御所馬場　多口　繩内　川原毛　樂野　竪長　元町　元屋敷町裏　井溜　島下　丑墳　五郎右起　【押越】神明　村内　村西　村北　村前　北川原　中島　馬場村東　小牧　道階戸　流　除上　除下　南川原　八中　【烏江】江西　江南　江東

沿革　大字高田は元島田村と稱せしが、明治二十二年七月高田町と改稱し、大字押越は元養老村

の一部なりしが、明治三十年四月高田町に合し、明治三十三年四月大字烏江を高田町に合併せり。

聯合戸長及町長　伊藤岩三郎・澁谷市治郎・中村久次郎・伊藤健之助・柏淵祐次郎・村瀬條重・野口嘉左衛門・山田清記・柏淵東・久保田彦三郎・中村久次郎（町長事務取扱）久保田彦三郎・酒井牧太・横山鉾呂久・米山登喜次郎（町長代理）千秋康夫・久保田彦三郎・富川延太郎・山田喜代治・神尾格・森川源一（代理名譽助役）江崎鎗太郎（町長事務管掌）川口助太郎（町長代理）道野能邇

大正十年統計一覽表

| 地土 | | |

社寺	社寺	神社	二六
	院	寺	九
衛生	病院		一
	隔離病舍		一
	醫師		六
	藥劑師		一
	藥種商		三
	製藥者		一三
	產婆		四
議員	衆議院議員		一
	縣會議員		一
	郡會議員		一
	町村會議員		三

町村入歲	町村稅	夫役現品	財產收入	繰越金	交付金	國稅	縣稅	寄附金	補助金	國庫費	縣費	郡費	公債	其他	計
	三五、〇三六	一	五七二	三、八〇五	五三〇		五五五	五〇三	一		一〇六	一〇四	一		四六、九三〇
町村出歲	役場費	會議費	土木費	教育費	衛生費	救助費	警備費	勸業費	諸稅負擔	公債費	財產造成費			其他	計
	六、一〇五	二六三	五、〇三一	一三、三六三	二三〇	三三	三、八一四	二四	四、三六九	一九	一、二六四				七四、八五九
公課	國稅	二七、一四八、三六													
	縣稅	二三、九四九、〇〇													
	町村稅	三五、〇三六、〇〇													
	水利組合費	九、三九六、〇〇													
	計	一八五、二九、三六													
町村吏員		一九													
諸團體	日本赤十字社員	一七五													
	愛國婦人會員	九五													
	日本海員拔濟會員	三九													
	青年團員	二六五													
	在鄉軍人會員	一七一													
	戶主會員	一													

大字高田

沿革　大字高田は高田・下高田・島田より成る。慶長以前迄は高田は字元町に、下高田は字元屋敷に、島田は字本郷に在りしが、慶長六年頃現在の地に移住せり。明治二十二年迄は此三郷を嶋田村と稱せしが、同年六月二十七日縣令第三十七號を以て同七年七月一日より島田村を高田町と改稱せり。因に島田伊豫守滿貞、高田薩摩守及高田小左衞門は當地の人か、不詳。後考を俟つ。

村高

庄屋

人口

村高　高辻二千六百九十六石六斗一升六合（大閤検地）

内　九拾貳石六斗壹升六合　新開
　　二千貳百貳拾九石貳升九合　田方
　　四百六拾七石五斗八升七合　畑方

外小物成米拾石貳斗五升山年貢

高　二千六百九十六石六斗一升六合（元禄五年御年貢割）
　　三拾貳石貳斗七升四合　永不納
　　五石二斗五升二合　神田引、御藏敷引、中堤敷引、
　　千百四拾九石二斗壹升七合　當申水損荒地荒野共引
　　殘　千五百九石八斗七升三合

此取米九百壹石三斗九升四合取高五ッ九分七厘、内十石芦場年貢分

外

一田四段貳畝廿貳歩　當申見取此取米八斗五升五合
一畑五町八段壹畝拾貳歩　此取米五石八斗一升四合、一斗取
一米七石二斗五升　山年貢定納

庄屋　（正保）九右衛門・平右衛門・小平治・權左衛門（寛文）九右衛門（享保）市右衛門・仙九郎・九右衛門・傳藏・十右衛門・新助（寛保）新助・仙九郎・孫九郎・十右衛門・市右衛門・七太夫・甚藏（元文）仙九郎（延享）十右衛門・仙九郎（寛政）市右衛門・繁次・九右衛門・彦之丞（以下不詳）

人口

年代	戸數	男	女	計
元禄四年	二七五	七四九	七三九	一、四八八

高田壙

元文三年　四四七　一、〇〇二　一、〇五三　二、〇五五
延享元年　四四七　九四六　一、〇一五　一、九六一
寶暦十三年　五二一　一、一〇四　一、一六二　二、二六六

高田壙　烏江善正寺記錄（寛延四年記）に美濃高田壙といふ事、當寺先代善知九歳の頃先住にをくれ、危く思ひ居りし節、譜代家來與三次（今栗笠村勘四郎先祖）と云者、栗笠村問屋（傳右衛門とかいふ）に身の賃貳百文貸あり。極月廿五日此貸金の代りとして櫂を取來らんとす。問屋は之を渡さゞらんとし、互に捻合ひたるに其櫂過つて隣家の老母に當り、大になやみ敢なく死けり。彼老母が男子三人（仁助、某次、某孫）兼て問屋と義絶して其仲惡かりしかば强く憤り、問屋は正しく母の敵なり。彼奴討て捨て本望を達せんと兄弟心を合せ、時を待所に、明れば正月元三過ぎ、三湊問屋中牧田村問屋へ年禮に出づ。かねて高田に宿有りて往返ともに休息しけり。彼の兄弟（一人は忌中なればと て家に殘りて出でず）二人隱れ忍居て何れも酒に醉ひ、黄昏の時問屋の馬より下りんとする所を、兄弟の者兩方より鑓にて貫き、母の敵を討ちたりと云ひて、行方知れず失せにけり。斯くて高田大に騒動し、高須地頭へ斯くと訴へしに、忍者を隱し置き取逃したる科により、向三軒隣七軒親類眷族男子の分殘らず死罪に行はる。三湊は岐阜（中納言秀信信長の孫也）の領なり仁介孫次及其弟をば木草を分けて天下殘る所なく御尋ねになり、三州（鳴水邊）にて搦め捕り、手錠繩目にいましめて板乘物に押込まれ、靑細引を縛りかけ、栗笠村に連れ來り、急度罪科に處すべしと、萩原宿にとまりしが、時に三人牢の中より曰く、是所は何といふ所ぞ、萩原宿なりや、最近し次第

に近づく屠所の羊に異ならず。御苦勞かけし禮又は我々生供養の爲、今宵酒一つ進じたしと云ひければ、奉行願を聞届け腰(囚人)の金を渡しける。其金だけ酒買ひ、肴かひ、一夜亂舞の酒宴あり。囚人牢にて頌ふ音實に哀れにぞ聞えける。此世の緣の暇乞、御盃を下されなば有りがたしと願ふにぞ、興にうかれし諸役人牢より取出して囚人に酒をば飲ませける。猶々歌ひのゝめけば、奉行哀れを催して曰く、皆々勤くして居るからは何かすべき樣もなし。不便の者よとて手錠取り縛を解いて飲ませけり。宿の家内は醉ひ伏して正體なくぞ成りにける。夜も深更の時を得て、囚人は役人奉行の大小を腰にはさみ、何國ともなく逃失せたり。醉覺め奉行十方なく皆々散々に逃げたり。最も其後は尋ねもなし。高田の宿の重類は甚だきびしく咎められ、討首獄門あまたなり(長白堤七十餘人)その濫觴を尋ねるに彼の與三次から出來たることなれば岐阜に引かれて與三次は牢死せり云々。

古文書

旅込　嶋田村

一、上通朝夕　百三拾文(印)
一、下通右同　百廿八文(印)
右之通嶋田村旅込代相究候以上
五月三日

(千秋十三郎氏所藏)

一、中通右同　百三拾文(印)
一、晝飯上中下共に廿六文つゝ(印)

伊地志傳右衞門　(印)
村岡次右衞門　(印)

(千秋十三郎氏所藏)

禁制

一、軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事

一、放火之事
一、田畠作毛苅取之事　付剪採竹木事
右之條々令二停止一若於二違犯輩一者速可レ處二嚴科一者也
慶長五年九月二十三日　（千秋十三郎氏所藏）

掟

一、諸役免許之事　一、樂市之事
一、國質郷質之事　一、押買押賣之事
一、喧嘩口論之事
右條々於二違犯輩一者其沙汰可二申附一者也依下如レ件
慶長五年十月廿一日　間宮彦次郎（印）
嶋田町中
指上申一札之事　（千秋十三郎氏所藏）
一、雖而御法度に被二仰付一候通男女にかゝはらず他所へ奉公人一切出し申間敷事。
一、諸牢人之分親子兄弟たりといふとも、一切抱申間敷候若置候いて不叶牢人之儀、其子細を御公儀え言上仕、御意次第に可レ仕候事。
一、諸勘進之類、其外不案成者に一夜之宿もかし申間敷御事。
右は今度郷中人御改に付、先年御改之帳面に而無相違御改相濟申候。右條々之通少も違背仕間敷候。若違背仕脇方訴人御座候者、何樣にも曲事に可レ被二仰付一爲其手形指上申候。
寛文六年午ノ極月十一日　嶋田村
庄屋五人組連署
五十嵐八左衛門殿
河瀬五左衛門殿

大字押越

沿革　三代實錄卷四十八に、元和元年十月廿一日壬申雷二三聲不レ雨。美濃國多藝郡大領外從七位上刑部連春雄犯レ罪爲二其父一所レ告、春雄亦爲レ父不孝。仍付二國宰一令二推斷一云々とあり。新撰美濃志に、押越は刑部の轉化せしよし記せり。天正十七年丑年御檢地、慶長十四年酉申德永法印御改檢地寬永年中飢饉に付高須役人脇谷金左衞門・根岸甚右衞門・朝倉求馬より米穀貸渡さる。正保三年小笠原土佐守より社領寄進せらる。同年土佐守檢地。慶安四年土佐守田畑荒地改。承應二年堤外檢地。寶永年中及元祿十四年村繪圖を石原淸左衞門に提出す。寬文十三年土佐守檢地。貞享四年田畑地改井水永不引となる。正德五年高田町と境界論を爲す。享保三年白石村と山論。同六年牧田川通取拂に付大塚及五日市と爭議を爲す。延享九年神尾若狹守へ村繪圖提出。寬延四年堤外荒地論爭。寶曆六年七年前々荒所改。天保三年八月田畑段別改。天保四年御見取場高入檢地。

村高　高辻七百二十八石八斗五升（太閤檢地）

内　六百拾七石六斗三升壹合　田方
　百拾壹石貳斗壹升九合　畑方
外小物成米貳石六斗七升　山年貢
高　七百貳拾八石八斗五升　（安永八年御年貢割）
　壹斗六升　前々鄕藏敷引
　六石三斗　同　神田引
　一石四斗四升　同　溝敷引
　一石六斗二升　同　堤敷引

庄屋
人口
古文書

九斗
五斗四升
六斗一升二合
五斗三升一合
一升八合
二十五石九斗四升九合
四斗三升二合
二石一斗六升七合
殘　六百八拾八石一斗七升七合
此取米二百七十四石七升九合

同　江數引
同　江桁數引
同　川欠引
同　池成引
同　堤土取跡引
同　石砂入引
同　當亥押堀引
同　石砂入引

庄屋　（寛延）伊左衞門・宇右衞門（安永）新左衞門・傳右衞門（文政）伊藏・權四郎・彦左衞門・宅平（嘉永）信七・利藏

安左衞門・宇右衞門（安政）安左衞門・宇右衞門（萬延）信七・利藏（文久元治慶應明治）利藏・万吉・安左衞門・保之助・信七

人口　安永四年戸數九四、男二九四人、女三〇六人、計六〇〇人。

古文書

爲取替證文之事　（澁谷保之助氏所藏）

一、濃州多藝郡押越村持山から谷山内山神堂東境之内に而、七年以前論所に相成候に付、白石村ゟ御代官瀧川小右衞門樣え御訴訟申上、其以後青木次郎九郎樣え御替被遊、猶又御訴訟申上候所、立會繪圖被二仰付一段々御吟味に御座候處、當秋川崎平右衞門樣御支配に罷成、右訴狀返答書立會繪圖共に青木次郎九郎樣ゟ川崎平右衞門樣え御引渡被遊段々御吟味に御座候所、同郡島田村庄屋孫九郎百姓八十郎取噯申候は、山神堂岩ゟ北子ノ方へ見通し、北之峯に境相立、山神堂岩ゟから谷南平道之所へ申ノ三下に當り、境相極め、東之方白石村分ニ遣、押越村山小物成米一石九斗之内五升白石村ゟ年々直上納仕、右地所押越村分に候處、白石村え譲渡申候ニ付、則立會繪圖扣ニ墨引致、双方印判仕置候。自今此墨引を境に相用可申候。道之義先規之通峯筋も往來可致候。右之通双方得心之上和談仕候ニ付　庄屋年寄百姓代取噯之者共致二連判一相渡候上は此地所に

付、向後出入申分無二御座一候。爲二後證一爲取替證文依如件

寛文二年巳十二月　　押越村庄屋

白石村庄屋

大字烏江

沿革　美濃諸家系譜に、曆應二年二月十八日丁未尊氏土岐光賢をして、伯父賴貞の讓狀に任せ、美濃國多藝莊内支江吉田地頭職を領せしむとあり。支江は烏江の事なり。貝原篤信の岐蘇路の記には唐末と記せり。盖烏江とは支那の烏江に比して名付けたるか。濃陽志略に、烏江石津庄、南北三町許、東西一町許、沿レ堤爲レ居、戸百、口三百六十と記せり。

領主　善正寺記錄に、慶長の頃高須城主德永法印の領知なりしが、後上地御料となり、下笠代官石原清左衞門の支配となる。尾州大納言瑞龍院へ公方の御息女千代姫婚嫁の時、烏江を進ぜられ、尾州領となり。享保十九年寅年竹腰山城守本領と替地を願ひ、後竹腰領となるよし記せり。

村高　高辻二百五十二石六斗（太閤檢地）

内　百五拾八石三斗三合　田方
　　九拾壹石六斗九升七合　畑方
　　二石六斗　野年貢

外ニ　新開地高百四拾四石五斗壹升貳合

内　百三拾八石九斗五升七合　田方
　　五石五斗五升五合　畑方

享保六年丑五月改検地帳

一、本田畑貳拾貳町七段八畝貳歩
一、新田畑拾五町三段三畝拾貳歩
一、丑新田貳町八段六畝六歩
惣段別四拾町九段七畝貳拾歩
石盛　本上田石四斗盛、本中田石貳斗成、本下田石成、上畑石壹斗成中畑九斗成、下畑七斗成、新上田石三斗成、新中田石壹斗成新下田九斗成、新下畑六斗成丑新田九斗成

庄屋　善正寺記錄に、往古の事は知らず。中古勘兵衛相勤め、後禪門して閑入と號す。それより彌右衛門へ渡り、延寶二年作兵衛まで四代年數九十九年間勤め、彈藏に渡る。公用の義は養子定二郎相勤む。十二年間勤務。然る處元文三年七月十六日定二郎死し、それより助三郎へ預る。翌年極月より又五郎へ役義仰付らると記せり。(文久)西脇岩次郎、谷傳之右衛門兼帶

古文書

人馬觸之事　（吹原勘兵衛氏所藏）

馬貳疋人貳人大野村　馬拾疋人貳人江月村
馬廿疋人十九人舟付村　馬五疋人五人口ヶ島村
馬拾疋人拾人栗笠村　馬三疋人三人西岩道村
馬四疋人十五人横曾根村　馬十七疋人十七人下笠村

右は小笠原土佐守殿烏江御通ニ付、其村々駄賃寄人馬如斯申付候。無二相違一召連、庄屋一人宛相添、十月二日朝六ツ前に烏江村へ可參候。勘兵衛指圖次第ニ相勤可申候。違者成人馬出し可レ申候。此狀見候は、其村々へ當り申人馬員數書留置庄屋印判致し、急き先々に廻し納村ゟ烏江問屋へ可二相渡一候少も油斷仕間敷候以上。

元祿五申年九月廿九日辰之下刻　天野半右

蒔田丹右

（吹原勘兵衛氏所藏）

右之村々庄屋中

異國船渡來書類

舟付村　栗笠村　烏江村　江月村　各庄屋　烏江村吹原勘兵衛　舟付村谷傳之右衛門

右ハ申渡御用之儀有之候間、明廿二日五半時印判持來當人可罷出候以上。

嘉永六年十二月廿一日　　岡喜太郎

乍恐奉願上候御事

七番手

舟付村　谷傳之右衛門

烏江村　吹原勘兵衛

一、夫三人江月村　一、夫六人栗笠村　一、夫貳人烏江村　一、夫十二人舟付村　〆二十三人

今般異國船御事用ニ付、夫人足前顯之通被ニ仰付一候處奉承知候。就者私共村々之内御地頭樣へ御伺濟之上御請書奉差上候間、來ル廿七日迄御日延被レ下候樣願上候。付而ハ江月村之儀も同樣被レ成候樣奉願候。

丑壹月

江月村庄屋　吹原市之兵衛

栗笠村庄屋　文四郎

舟付村　谷傳之右衛門

烏江村　吹原勘兵衛

岡田喜太郎樣御陣屋

御請書之事

一、夫拾貳人舟付村　一、夫六人栗笠村　一、夫貳人烏江村　一、夫三人江月村　〆廿三人

右ハ異國船渡來之節、御出張御人數他所御加勢御差向之節、七番手夫之者書面之通村々被ニ仰付一候ニ付てハ、兼而用意爲ニ仕置一御差圖次第時日少も遲滯不レ仕引請之者付添、三四度振の腰兵粮銘々手當之上寄場所へ罷出、御下知に隨ひ御用可レ爲ニ相勤一旨、被ニ仰渡一承知奉レ畏候、

一、右夫之者罷出候跡、要務之耕作、幷妻子養育之儀、村役人に於て相心得、無二手抜一世話可レ仕旨、是亦被ニ仰渡一奉レ畏候

依而御請書差上申候以上。

寅正月

江月村庄屋　吹原市兵衛
烏江村庄屋　文四郎
栗笠村庄屋　文四郎
船付村庄屋

岡田喜太郎様御陣屋

右村々夫之者私共え引請被二仰付一御用之節、御下知次第則刻引連、外片端御園町ゟ長者町迄の内寄場所え罷出、御差圖に隨ひ可レ爲二相勤一旨、被二仰渡一奉レ畏候。依而御請書申上候以上。

寅正月

右夫之者引請人

舟付村　谷傳之右衛門
烏江村　吹原勘兵衛

岡田喜太郎様御陣屋

異國船近來相州、浦賀等へ致渡來候。右ハ賴筋有之致二渡來一候儀ニ而、猥ニ可レ及二騒動一筋ニハ無レ之候へ共、非常御備堅固ニ被二仰付一尤御國之儀は近海へ致二渡來一候儀有レ之候とも、是又御備筋御嚴重ニ相立居、御人數出張も可レ有レ之旨在町之者共可レ致二安堵一候。萬一右様之節ハ御軍用の人馬も在町ゟ可レ爲二指出一候處、中には老人婦人抔是等之儀恐れ、或は不レ穩風説ニ迷ひ、心得違銘々家業を打捨、他出等之覺悟致候者有之候而ハ以之外之事ニ而、たとひ何方へ相越候共同様之儀可レ有レ之候間、騒立候義無レ之様可レ致候。尤御國之儀ハ御人數も多く、上ゟも御國民難義不レ致様格別ニ御世話行屆居候儀ニ付、此段篤と相辨へ、萬々一異國人上陸致候共、聊可レ恐義ニハ無レ之候間、此段能々所役人等ニ於て精々申諭可レ致二世話一旨申渡置候間、其節取役人共申聞候儀を堅可相守候

寅九月

鶫多須陣屋

大野村澁谷代右衛門
下笠村田中文左衛門
船付村谷傳之右衛門
烏江村　吹原勘兵衛

位置、地勢

大字

字

第二節　養老村

位置地勢　本村は郡の中央より稍西に偏して位置し、南は上多度村に接し、西は多良村及時村に境し、東は高田町及日吉村に、北は牧田村に隣る。地質硬質壌土より成り、南北二里に亘り、多度山麓に連る。

大字　澤田・櫻井・五日市・上方・龍泉寺・勢至・石畑・柏尾・白石・明徳

字【澤田】　刎之段　内町　大門　宮谷　高野　丁田　堀川　井下　中島　向島　片欠　吉谷　堂谷　宮谷　東段原　境谷　岩須　南山　櫻井前　道島　【櫻井】　村内　村下　廣畑　芝野　中林　平松　坂尻　【五日市】　大河原　桑ノ木原　上ノ戸　柳原　下市場　濕畑　宮東　斷前　大畝町　【上方】　北海道　穂田ノ下　天神畑　新田分　東河原　出口　鬼頭新田　松ノ木原　神明前　稗田　下河原　燒田　淵ノ脇　桐ノ木原　梅ノ木原　北河原　岩坂　【龍泉寺】　村下　上河原　築場　早稻田　野畔　溝尻　大墳　廣田　外屋敷　垣ノ内　牛谷　北尾　威徳山　【勢至】　町屋　横手　鍛冶屋町　甚五郎　葉場　山畑　北畑　草生　江ノ尾　留山　行平　【石畑】　柳橋　井口北　金屋起　山本　溜池　見上田　野白　宮代起　八段田　溝起　森屋田　北之口　中門　戸關　南門　東門

閔鎮　石田　八郎墳　池田　山渡瀬　河戸　八千代原　藪之内　坂巻　平木　瀬古口　鷲巣下　喜多村　庄畑　【柏尾】　初畑　北野　北越　表山　裏山　南代　花ノ木段　南河原　四番割　中割　谷口　【白石】　村上　北越　未新田　北井戸　口郷　木戸口　才造畑　中割　辰新田　長割　松原　千人墳　舟岡　菊水　瀧谷　京ヶ脇　小谷山　高林　唐谷　【明徳】　板屋海道　河原崎　柳原　中島　谷口　柏尾道東

沿革

沿革　明治二十二年七月町村制實施に際し、押越・石畑・柏尾・上方・龍泉寺・明徳・白石・五日市・勢至の九箇村合併して、養老村と改稱し、其舊村名を大字とす。同三十年四月一日町村廢置分合に際し、大字押越を高田町に併せ、澤田・櫻井の二箇村を加へ、養老村の地域となせり。此時櫻井・澤田・一之瀬及牧田村の内牧田川以南の一帶の地を合し、石津村を置かんとの動議ありしも、澤田・櫻井兩村は水利上養老村と唇齒の關係あるを以て此議成立せず。遂に南北二里に亘る一長村を成せり。

戸長及村長

聯合戸長及村長　酒井牧太・高木七左衞門・喜多村重倫・桑原博愛・村長代理山幡清右衞門・山幡七郎平村長代理佐竹金作・野寺昌太郎・日比文藏・日比二三九・山幡七郎平・日比雄城・戸塚鐐助・加木屋孜・山幡幾次郎・山田文平

統計一覽表

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	官有地	土地 民有地 有稅地 田	畑	宅地	山林	原野	其他	計	免租地	戶口 本籍人口	現住人口 男	女	計	現在戶數	職業（本業） 農業	水產業	鑛業	工業	商業	其他	計
二 方里	一 里	二	一四・四 町	二〇六・五	一三一・三	三一・一	三一三・一	五八・〇	一・〇	六八七・九	五五〇・六	三、一八二 人	一、三一六	一、三八二	二、六九八	五五〇 戶	四二〇	—	—	一〇	五二	六一	五五〇

生產額 農產	畜產	工產	水產	鑛產	林產	計	會社 株式	合名	金融 銀行 株式	合名	質屋	交通 國道	縣道	里道	停車場	郵便局	郵便函	船舶	譜車	教育 小學校	補習學校	青年團	處女會
二三九、四四九 円	五、八六七	二〇、五三七	一、二四〇	—	六、七八六	二七三、八七九	—	—	—	—	—	—	—	三・二七・五二 里丁間	—	—	—	五	—	三六五	一	一	一

社寺 神社	寺院	衛生 病院	隔離病舍	醫師	製藥者	藥種商	藥劑師	產婆	議員 衆議院議員	縣會議員	郡會議員	町村會議員	町村歲入 町村稅	夫役現品	財產收入	繰越金	交付金 國稅	縣稅	寄附金	補助金 國庫費	縣費	郡費	公債	其他	計
二四	一二	—	一	—	三	三	—	五	—	—	一	一二	一六、六三九 円	—	四四九	一、一五〇	二〇六	二一一	—	—	八	六六	—	八五九	一九、五八八

町村歲出 役場費	會議費	土木費	教育費	衛生費	救助費	警備費	勸業費	諸稅負擔	公債費	財產造成費	其他	計	公課 國稅	縣稅	町村稅	水利組合費	計	町村吏員	諸團體 日本赤十字社員	愛國婦人會員	日本海員	掖濟會員	青年會員	在鄉軍人會員	戶主會	處女會
三、九七四 円	一三九	二、五六〇	七、〇四三	一〇一	三六	一一四	一〇	二、一八三	—	四九四	七〇二	一七、三五六	八、二八七 円	一三、二八三	一六、六三九	二、六〇〇	四〇、八〇九	三三	一二四 人	八九	九	九〇	一〇六	四二 人	五二 人	

大字澤田

沿革　澤田は元多藝郡管内なりしが、齊衡二年石津郡に屬せり。曆應元年氏家重國當地地頭職に任せらる。康正二年造内裡段錢國役引付に東岩寺領美濃國澤鰭村段錢とあるは此地の事なり。天正十一年織田信長の兵燹に逢ひ、一村騷亂す慶長五年德永領となり。寛永六年以後小笠原領又は御領となる。元祿三年本鄉及町の二組に分離す。

村高　五百九十五石九斗一升（慶長十四年大久保石見守檢地）

内　百七拾九石四斗六升九合　川欠地不足引
六拾六石六斗七升　正保三年小笠原土佐守再檢打出
九拾六石八斗三升七合　慶安三年寅年川欠不足
九石八斗二升三合　承應元年より元祿四年迄川欠地不足
四石九斗五升　元祿九年川欠地不足
拾貳石六斗四合　元祿十二年卯より未まで川欠地不足

差引　三百五拾八石八斗九升七合
一、段別三拾七町四段壹畝壹歩　壹段壹石四斗代
一、上田拾町四段八畝拾八歩
此高百四拾六石八斗四合
一、中田七町八段壹畝廿貳歩　壹段壹石貳斗代
此高九拾三石八斗八合
一、下田拾壹町四段四畝三歩　壹段壹石代
此高百拾四石四斗壹升

此段別中三町貳段五畝廿歩は年々不作分

一、上畑九段三畝廿歩　壹段壹石代
　此高九石三斗六升六合
一、中畑壹町貳段六畝九歩　壹段九斗代
　此高拾壹石三斗六升七合
一、下畑五町一段七歩　壹段七斗代
　此高三拾五石七斗壹升六合
　此段別中三町三段三畝廿四歩年々不足
一、屋敷三段六畝拾貳歩　壹段壹石貳斗代
　此高四石三斗六升八合
　外ニ
一、桑二十七束六把　壹束ニ付貳升宛
　此高五斗五升二合
一、柴一束三把　壹束ニ付四升宛
　此高五升貳合
　此高合計四百拾六石四斗四升壹合

庄屋　(元祿)五郎左衞門・六郎左衞門(寶永)又太郎・五兵衞(元文)又太郎・忠兵衞・儀左衞門(寶曆)又太郎・忠兵衞(安永)又太郎・忠兵衞(文化)喜一郎・忠兵衞(天保)又三郎・孫一郎・忠兵衞(弘化嘉永)忠兵衞・孫一郎・貞三郎(安政)貞三郎・忠兵衞(元治、慶應、明治)周平・貞三郎

人口

養老郡志

年號	戸數	男	女	計
弘化二年	一一五	二五三	二五二	五〇五
同　三年	一一四	二六〇	二九四	五五四
嘉永二年	一一九	二六七	二五二	五一九
同　三年	一一九	二六四	二五四	五一八
同　四年	一二一	二五七	二四七	五〇四
同　五年	一二一	二七七	二四三	五二〇
同　六年	一二一	二六三	二六一	五二四

年號	戸數	男	女	計
安政元年	一二三	二六五	二六三	五二八
同　二年	一二三	二六五	二六五	五三〇
元治元年	一一八	二七五	二八三	五五八
同　二年	一一九	二八二	二八三	五六五
慶應三年	一一九	二八三	二八四	五六七
同　四年	一一九	二八四	二八四	五六八

古文書

組定

今度二つに仕申に付、自今已後仲間にて申分仕間敷候。然上は外之組衆一人も此方へ我まゝに入申事仕間敷候。勿論此方より外之組へ入申義堅仕間敷候。彌御公儀様御役儀ニ付我まゝ不レ申相勤可レ申候。右之内我儘申者御座候はゝ、何時にても御公儀様へ可レ被二仰上一候。其時一言之子細申間敷候。爲二後日一依連判如件。

元祿三年午三月十五日　　連署

庄屋推薦書寫

庄屋忠兵衛貞三郎義ハ來ル巳正月中退役致シ、忠兵衛跡役之儀ハ周平相勤め、貞三郎跡役之儀は小十郎に兼帶相願申度、且狀繼之義ハ孫一郎方にて相勤候樣仕度、此段双方納得之上奉願上候。右候上ハ先般惣代彦作外二人より差上候兩通の願書御差下被レ下置候樣仕度、勿論右一件ニ付重而御願ケ間敷義申上間敷候間、右願上候通御聞濟之程奉願上候。且退役幷役入之義は來ル正月中別紙を以て奉二願上一候。依レ之訴答幷立入鄉宿連印を以て奉二願上一候以上。

安政三辰年十二月

石津郡澤田村
高持百姓一同

村締寫

一、博奕幷賭之諸勝負屹度不仕事。

一、堤通竹木草に至迄苅取申間敷事。

一、川筋へ毒入之儀急度不相成事。

一、洪水之節廣瀬川原他村之地内へ立越川木并流木とも拾ひ取間敷事。

一、農荒し并に山林藪へ立入、諸向荒ㇾ申間敷事。

右個條之趣御申渡に付、組限り取締方仕り候間、組頭限り請印の一札差入申候處仍而如件。

安政五午年五月　　組頭（印）

定

一、苗字之儀堅く相成らず候事。

一、孫右衛門外七人神事祭禮の節は袴羽織之事。

一、佐吉、彦作別家外七人前同斷、但困窮のものは本家より遠慮屹と可ㇾ爲ㇾ致事。右十七人のもの、以來年禮佛事之節は袴羽織脇差を用ひ、婚禮死去之節は羽織斗、但右之通熟談出來候へ共、取噯人格別之勘辨を以て、長方へ申入死去の節袴并肩衣相用可申事。

一、門家百姓小前百姓に至迄、若心得違等にて脇差等相用ひ、又は在來相背き候もの有之候節は、急度取締申可事。

一、長百姓新規之儀致間敷、舊例急度相守可ㇾ申事。

天保十五年二月　　庄屋　忠兵衛
外七名連印

定式村入用

一、年禮出勤料　一、佐渡り墨俣船賃　一、三文渡し同斷　一、灯燈張替
一、杉原水引熨斗代　一、宗門帳幷認料其外御禮出勤料共　一、荒地御改御禮　一、夏冬小使金
一、暑寒御見舞　一、盆幕組合割　一、御廻米納入用　一、御年貢金
一、百一庭改御禮　一、座頭留場料　一、遠所金　一、定式人馬賃
一、納所箕莚代　一、年内下用　一、牧田村麥年貢　一、國役金
一、桑名御廻米納諸入用　一、御廻米運賃　一、同斷駄賃　一、御手本米拵入用
一、御役人様御改米　一、御休泊組合割　一、諸勘化涙人難澁もの取計　一、年内紙代

一、同斷蠟燭代　　一、菩提寺留場料　　一、盆暮助鄕入用惣代割　　一、夫錢請金二分

計　三十二匁

右定式三十二匁は當巳年より來る酉年迄五ヶ年見積として、一ヶ年金六十兩にて役人へ引請諸拂可レ致、外自普請幷臨時入用之儀は村役人幷立會相談の上取計可申事。

一、夫錢方之儀は當巳年より佐吉・彦作・平兵衛・新兵衛・藤七右五人にて五ヶ年夫錢方引受可申事。

一、年々正月六日夫錢勘定之節村方立會不レ殘出席之事。

右條々今般村方立會一同相談上取極め置候。後日双方違亂爲レ無レ之一同連印仍而如件。

安政四巳年二月

石津郡澤田村高立會之內

佐吉外十一名連署

大字櫻井

沿革　田中道麿が「ささらぎと春さりくなる名ぞしるき花咲き匂ふ櫻井の里」とよみしは此里なり。字坂尻に古墳の存するより考ふれば往古よりの里にて、和名類聚抄に石津郡櫻樹とあるは此地なるべし。傳へ曰ふ日本武尊伊吹山より御還幸の節此里の井水を汲み、櫻の花の香はしきが如しと賞したまひしより櫻井と名けたりと。元和高帳に上方・櫻井と一括して、村高五百五十六石六斗七升と錄するを見るに當時此二村は一鄕なりしか。

村高　二百十八石二斗五升　（元祿檢地）

內　百七拾貳石五升壹合　田方

四拾四石三斗九升九合　畑方

壹石八斗　山年貢

安政二年御免定

一、高辻二百八拾九石二斗九升

内　高四拾六石四斗四升壹合　永引地
　　高拾八石五斗壹升七合　諸引地
　　殘高貳百貳拾四石三斗三升貳合
内　高八斗三升　不農引
　　高二百二拾三石五斗貳合
　　米百拾三石三斗壹升六合　定五ッ七厘
　　米五石六斗六升六合　欠口

庄屋（寶暦）庄兵衞（安永）平左衞門（寛政）同上（天明）武兵次（天保）宅藏（元治）李次（附名主）佐藤六太夫（附名主）（嘉永）茂左衞門（附名主）（維新前後）三太夫

人口

年號	戸數	男	女	計
天和三年	三三	六八	六一	一二九
寛政五年	三一	七三	六五	一三八
同十一年	四八	一〇一	九六	一九七

系譜　當地澁谷氏は澁谷金王丸の子孫澁谷卯右衞門尉なるもの始めて此地に住居し、其後裔及源頼朝の家臣武藏國澁谷莊司秩父三郎の後裔なりと。又大橋氏は大江廣元の後裔にて、政廣の時大橋を稱へ、野上垂井に轉居し、其子孫當地に來住せりと傳ふ。

大字五日市

沿革

沿革　往昔五日市場と稱し、三湊（烏江栗笠舟付）と牧田宿との中間にありて宿繼を成し、五日目毎に市を開きしより、村名となせり。承久三年佐々木高綱の子光綱五日市場に蟄居し、其一族當地を開拓し漸次戸數も增加せりといふ。

村高　高辻七十七石四斗一升（大閤檢地）

内　六拾七石四斗四升　田方

九石九斗七升　畑方

庄屋（維新前後）嘉市

系譜　當地佐々木・吉田・大橋の三氏は何れも佐々木高綱の後裔にて、吉田は高綱の子光綱出雲國野木に住し、野木次郎左衞門尉と稱せしが、承久三年の逆亂に上洛し、北條泰時の命に違ひ、美濃國に來り五日市場に蟄居し、父祖の姓を改め、外戚吉田を冒せりと傳ふ。又大橋は佐々木高綱宇治川先陣の日、源三位之を賞して、汝一人の功を以て數萬の軍兵を渡すことを得たり。汝は實に洪河の大なる橋の如しといはれし事ありとて、吉田金吾清綱（法名惠然）祖先の功を感じ、家名を大橋と改めたりといふ。

大字上方

沿革　當地の曩祖近畿より來住せしより上方を村名となせりといふ。建武四年大友龜松丸當地の地頭職となる。康正二年造內裡段錢國役引付に小積善庵領濃州上方段錢とあり。元和高帳に上方櫻井

沿革

を合せて石高を記せば此二村は素一郷なりしか。延享年中には戸數七十戸許ありしが、漸次減じて今は四十餘戸となれり。

村高　高辻三百五十四石四升九合（元祿高）

内　三百貳拾八石貳斗六升八合
　貳拾三石八斗壹合
　二斗七升

延享四年五月現在調査段別

一、上田拾五町七段九畝貳拾歩
一、中田七町壹段三畝拾六歩
一、下田貳町四段四畝廿壹歩
　田合貳拾五町三段七畝廿七歩
一、上畑貳町八段六畝廿三歩
一、中畑貳町壹段三畝六歩
一、下畑三町九段七畝拾六歩
一、居屋敷壹町壹段三畝二十歩
一、外屋敷一段一畝十四歩
　畑屋敷合拾町貳段貳畝拾九歩
　段別都合三拾五町六段拾六歩

外ニ

高二石九斗
外藪壹段七畝拾貳歩
四壁四段貳拾三歩

田　方　分米二百三十六石九斗八升
畑　方　分米九拾貳石七斗五升九合
山年貢　分米貳拾六石九斗壹升七合
　分米合三百五拾六石六斗二升六合
　分米三十四石四斗壹升貳合
　分米貳拾壹石三斗貳升
　分米三拾壹石八斗三合
　分米拾三石六斗四升
　分米壹石三斗七升六合
　分米百二石五斗五升壹合
　分米四百五拾九石一斗七升七合

山　高
堀壹畝拾四歩

社地四段八畝四歩村地　神明社地一畝九歩村地
不動屋敷壹畝六歩半平
道合七段六畝七歩　溝合五段九畝廿六歩
荒地合貳畝廿七歩

庄屋（慶長）茂左衛門（元祿）長兵衛（享保）唯右衛門・長兵衛（延享、寶暦）清兵衛（天明）唯右衛門（文政）利左衛門・茂左衛門（天保）李治・茂左衛門（嘉永）同上・庄左衛門（元治）西脇三郎治（附名主）（維新前後）五三郎・淺右衛門

古文書

覺

一金三兩也

右者當亥年春目錄人馬相繼立馬助郷勤之內金として御渡被レ下慥に請取申候以上。

文政十年四月二十八日　今須宿　宇右衛門（印）

上方村庄屋衆中樣

起證文之事

一算術之儀年來執心ニ付先達而貴殿へ弟子入仕候所御見屆之上此度開平術御許被レ下忝、別而大切に御請仕候所實正也。然ル上は親子兄弟たりとも一切他傳仕申間敷候。若於二相背一者日本六十餘州之蒙二神罰一重罪可レ申者也。仍而神文如件。

文政十一年正月　上方村　大橋話兵衛

上屋村　吉田治兵衛樣

一札之事（寫）

此度異國船渡來に付人數御差出被二仰出一候節の御用人足被二仰付一之處、私村勤仕候に付御一同御相談の上、一ヶ年金拾兩之割合にて相勤可申樣被二仰聞一畏御請合申上候。則爲二手附金一兩御渡被レ下慥に請取申候。然上は御沙汰次第何時共罷出、御世話役衆の御差圖を請、出情相勤可申候。萬一途中ゟ逃出、或は卑怯の働致し候はゝ、屹度曲事に可レ被二仰付一之旨仰渡され奉

長候尤も人足仲睦敷相互に心を付、御用大切に相勤可レ申候。爲二後日一村役人加印一札如件。

嘉永六年六月　　村役人加印

御役所

大字龍泉寺

沿革　當地大威德山龍泉寺は天平寶字年中の創建の由云ひ傳ふれば、既に其頃より村落を成せしか。龍泉寺とは蓋龍ヶ峯の泉ある寺といふ義か。海津郡河戸村行基寺緣起に「當山（行基寺のこと）を臥龍山といふ由緣は、里人曰く西山の峯つゞき三里北方龍泉寺村あり。其所の山を龍ヶ峯といふ。西山第一の高嶽なり。此山の頂上に凹なる小池あり。其所に辨才天を勸請す。此池如何なる旱魃にも水涸るゝ事なしといへり。是は龍が住みたるゆへもかや。昔此龍折々西山の峯を傳ひ此山に來り、逍遙して臥したりしに、毎に此龍出る時は近邊の峰に雲霧かゝりて西山陰鬱たり。故に國人是を見て例の龍來るにや西山曇りたりといふ」云々とあり。

村高　高辻百二十六石二斗八升（正保高）

内　七拾九石六斗一升六合　田方
　四拾二石六斗六升四合　畑方
　四石　山年貢

弘化三年村中御勘定目錄

一、高辻二百拾五石三斗七升二合
　内　高六石八斗二升六合　永引地

高六石八斗八升三合　諸引地

殘高貳百壹石六斗六升三合

内　高三石九升　定不農引

高百六拾九石五斗八升九合　田　方

米七拾壹石九斗六合　定四ッ二ト四厘

高貳拾四石壹斗八升六合　畑　方

米四石八斗三升七合　定二ッ

高四石七斗九升八合　已起分

米九升六合　定二ッ

本米計七拾六石八斗三升九合

一、米三石八斗四升貳合　欠口米

一、米拾四石五斗七升九合　夫役米

定納合九拾五石貳斗六升

内

貳石九斗六升兩度納　四升七勺御段木人足扶持　四斗三合三勺名主給米　一斗一升四勺糠藁繩代米

壹石三斗九升五合大豆代米　諸繼計四石九斗九合四勺　四拾石四斗御通附　三石二斗御圍籾代米

八斗餅米　壹石六斗高畑村に在り　三拾六石三斗八升勢至村に在り　拾石八斗御普請金代米　三石井水被下米

拾貳石貳斗奥條村に在り　拾六石鷲巣村に在り　貳拾八石貳斗五升六勺名主御請合米

納合百五拾八石壹斗四升

内

五拾石畑村下　拾貳石八斗八升勢至村下　九拾五石二斗六升村下

右一年中御勘定御目錄仍如件

弘化三年十二月　龍泉寺村名主　彌一郎（印）

庄屋　(寛文)兵右衛門(寛政)唯右衛門・喜平治(文政)太一郎(天保)部治右衛門(弘化嘉永)彌一郎附名主十郎兵衛

人口　弘化三年戸數三十、男六十、女五十一、計百十一。

古文書

指狀

龍泉寺村名主部治右衛門近年病身に罷成、其上借財多く役義相勤難ニ付、居村并附役共赦免相願之由願之通差許之。依之鷲巣村彌一郎へ附役申付候間、五人組高百姓立會諸帳面請ニ取之一、御用村用入念可ニ相勤一此旨御申渡可レ有レ之候以上。

弘化二年四月四日　　郡奉行

五十川三吾殿

一金拾兩　龍泉寺村　部治右衛門

右之者身上及ニ困窮一潰候旨先年冥加講加入金差上奇特の譯も有レ之に付別段の存寄を以て書面之通被レ下レ之候。右を基と致し此上農業出精追々可レ致ニ恢復一樣可レ被ニ申渡一候已上。

四月二日　　御城代

右之通被仰渡候間、此旨御申渡可レ有レ之候以上。

四月四日　　郡奉行

五十川三吾殿

嘉永元年十月村定

一、龍泉寺村困窮難澁相迫り、必至可レ及ニ亡所一ニ付借財埒立、年限當申年より卯年迄二拾ヶ年諸寄合其外都而禁酒之事。

一、村方諸寄合之節下用不ニ相給一手辨當之事。

一、御年貢米之儀精々上納仕、當米一粒も不足不レ爲レ仕御皆濟可レ致聊にても滯候者は、立毛請人并親類之者より御勘定以前に譯立仕可レ申事。

一、當村井水人足之儀、一人に付米貳升つゝ組合定之處、格別出情相働、且仕越仕事相勤候節、增米御座候間、一同申合精々相勤增米之儀井組村々により請取候分は不レ殘返納し、積金之内へ差加へ可申事。

一、神祭之儀、神前供物成丈儉約致し、其餘平日同樣に相心得、勿論親類熟意之者たりとも相招き申間敷候事。
參宮人下向之節親類隣家たりとも迎ひの儀致間敷事。
一、正月餅之儀神佛鏡供物外年限中相止可レ申事。
一、正月盆幷五節句共平日同樣相心得可レ申、且祝儀不祝儀たりとも重の內抔取扱申間敷候事。
但農休之儀は格別に付一日相究置候事。
一、婚禮養子引取等之節衣服之儀御法度之衣類は勿論都而奢ヶ間敷儀無之樣親類一兩輩の外寄合申間敷候事。
一、葬式又は年忌供養等之節も前箇條に相准じ、尤も非時等堅く差出申間敷事。
一、是迄定例の休日は除日に相心得別段山稼致し、其上平常無益の夜遊相愼み、組合は互に吟味致し、一同申合別段草履草鞋繩等夜仕事に致し、代銀は兼々願上候拜借金の內へ相加へ可申事。
一、農業に怠り候者は、親兄弟幷其組合より厚く異見を加へ可申事。若不二相用一候は、村役人より御役所へ相達可レ申事。
一、御禁制の博奕取扱申間敷、都而何事によらず御掟奉二相守一申事。

嘉永元年九月　龍泉寺村惣百姓連印

大字勢至

沿革　往昔は勢子又は清子と書せり。此地既に奈良朝時代に開け、巨刹の建立を見る。神護景雲三年不破內親王遁れて當地に來られし由書に見えたり。寛正六年五月七日勢至寺違亂を致せしよし季瓊日錄にあり。（鷲巢專明寺參照）當地は勢至千軒寺三ヶ寺とて、頗る大村なりしが、時代の推移と共に衰微し、今は戶數僅かに數戶となれり。

村高　高辻五十一石四斗六升（正保高）
　內　四拾九石四斗六升　畑方
　　貳石　山年貢

安政二年免定

一、高辻六拾七石四斗六升

内　拾石貳合　不農地
　八石四斗八升貳合　永引地
殘　四拾八石九斗七升六合
内　高三石六斗五升　不農引
　高拾九石六斗壹升五合　定二ッ六卜
　米五石壹斗　松原
　高貳拾壹石四斗八合　定四分
　米八斗五升六合　寅起
　高壹石貳斗貳合　定一ッ三卜
　米一斗五升六合　寅起林
　高三石一斗一合　定二ッ
　米六升二合
計六石壹斗七升四合　欠口
　三斗九合

庄屋　(寛文)加左衛門(天和)同上(明和)五郎兵衛(安永)同上(天明寛政)清右衛門(享和)五郎兵衛(文化)清右衛門(文政)利左衛門・五郎右衛門(以后不詳)

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
天和三年	八	一四	二〇	三四	安永二年	一五	三七	二九	六六
明和九年	一五	三七	二九	六六	同五年	一三	三四	二三	五七

小納言塚
臥龍梅
立岩
燐火

同　九年　一一　二九　二〇　四九　文化元年　六　一八　一三　三一
天明元年　一一　二八　二〇　四八　文化五年　六　一九　一三　三二
同　五年　八　二二　一八　四〇　文化十年　六　二二　一四　三六
同　八年　七　一九　一五　三四　文化十四年　六　二二　一四　三六
寛政元年　七　一九　一四　三三　文政元年　六　二二　一五　三七
同　九年　七　二一　一一　三二　同　五年　七　一五　一八　三三
享和元年　七　一九　一二　三一　同　十年　一〇　三一　二四　五五
同　三年　六　一七　一二　二九　同　十二年　一一　三二　二四　五六

小納言塚　寛文十年の判決文書に、下は小納言塚東は道切云々とあり。少納言某を葬りたる塚の如く考ふれど今は其塚もなく傳説も詳かならず。

臥龍梅　十數年前迄老梅園ありて、梅樹數百株根幹蟠起恰も臥龍の如く、薫風人を襲ひ、騒人の筇を曳くものありしが、今は殆ど發掘して一二株を留むるのみ。

立岩　勢至山の頂上に近き所に上面八疊を布く程の大岩屹立せり。遠方よりも望見することを得。近郷の人之を立岩と稱す。旱魃の時此岩に雨を祈れば靈驗ありといふ。里傳に昔若狹國に八百比丘といふ尼僧あり。此僧此大岩を背負ひ來りて登山し、將に山巓に到らんとせし時、水面鏡の如き琵琶湖を望みて氣弛るみ又負ふの力なし。已むなく殘して何處にか去れりと。

燐火　暗夜勢至山より一個の火の玉出現し、瓢々然として飛揚し、微音を發して牧田川を下り、川を越えて大垣方面に飛行せりと。古老曰く吾等若き時、風なき夜、牧田川原に仰臥し息を凝らして一

つ火の出づるをまてり。午後十時頃に至れば西の山よりあらはれ出で、地上二三尺の所を緩かに進み來る。其近づくをまちて聲を發するときは忽ち矢の如く引返せり。世に之を勢至の一つ火と稱せりと。今は之を見たるものなし。

古文書

山論判決文

濃州多藝郡龍泉寺村と山論遂二對決一候處双方申分不分明に存候故、檢使を被レ遣双方立會繪圖仕候。勢至村より立申境朱星之通嶺はながれ尾瀧ヶ谷下は小納言塚東は道切に勢至村理運に被二仰付一則繪圖に印判遣す者也。

寛文十年二月

稻垣與右衞門
外七名連署

大字石畑

沿革　大字石畑の名稱は當地畑中石礫殊に夥多なるより起れるか。明應年中には多藝庄椿井鄉と稱し、郡村記には椿井鄉石幡村と記せり。

村高　高辻五百二十八石一斗一升（古檢）

内	貳百八拾九石八斗九升五合	田方
	貳百三拾八石貳斗壹升五合	畑方

明和五年八月御檢地高

一、上田貳拾七町壹段拾貳歩	分米四百六石五斗六升
一、中田拾三町七段壹畝七歩	分米百七拾八石貳斗六升
一、下田五町壹段貳畝拾壹歩	分米五拾六石三斗六升
田計四拾五町九段四畝歩	分米六百四拾壹石壹斗八升

一、上畑八町貳段四畝七歩
一、中畑貳町六段七畝三歩
一、下畑拾貳町八段六畝拾八歩
畑計貳拾三町七段七畝貳拾八歩
田畑計六拾九町七段壹畝廿八歩
内　五石九斗九升九合

散　田

一、上田壹町貳段六畝廿八歩
一、中田壹町三段四畝拾五歩
一、下田五段八畝四歩
田計三町壹段九畝拾七歩
一、上畑壹町五段四畝拾三歩
一、中畑壹町貳段四畝廿七歩
一、下畑壹町壹段四畝拾歩
畑計三町九段三畝廿歩
田畑計七町壹段三畝七歩

新　田

一、上畑六段九畝拾壹歩
一、中畑貳町四段貳畝四歩
一、下畑五町貳段壹畝廿貳歩
畑計八町三段三畝七歩
段別都合八拾五町壹段八畝拾貳歩
高辻合千貳拾七石九升壹合

分米九拾八石九斗八合
分米貳拾六石七斗壹升
分米百貳石九斗貳升八合
分米二百二拾八石五斗四升六合
分米計八百六拾九石七斗貳升六合
小見取所本高入

分米拾九石四升
分米拾七石四斗八升五合
分米六石三斗九升五合
分米四拾貳石九斗貳升
分米拾八石五斗三升二合
分米拾貳石四斗九升
分米九石壹斗四升七合
分米四拾石壹斗六升九合
分米計八拾三石八升九合

分米八石三斗貳升四合
分米貳拾四石貳斗壹升三合
分米四拾壹石七斗三升九合
分米七拾四石二斗七升六合

一、五拾八石貳斗六升三合　喜多村高辻
一、五拾石　伊勢福島伊豆領

庄屋　(寛文)太兵衛・庄兵衛・長助・長五郎・忠太夫(延寶)庄三郎・惣太夫・惣兵衛(元祿寶永)惣兵衛(正德)忠太夫(享保)惣兵衛(寛政)清右衛門(享和)彦六・五郎兵衛(天保)文右衛門・加一郎(維新前後)清右衛門

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
天和三年	四一	一一八	一一七	二三五	寶永	不詳	一四一	一二〇	二六一
享保十四年	七四	一六二	一一九	二八一	安政二年	七六	一五九	一六一	三二〇
寛政九年	八二	一七一	一四六	三一七					

系譜　山幡氏は彈正少弼通直の後裔にて、通直の三子山畑信濃守藤原重吉なるもの、大永年中濃州に到り、土岐氏に參見し、山畑を名乘、其子孫重賴稻葉伊豫守の女を娶り、其後石畑に移住せりと。又稻葉氏は稻葉一鐵の後裔なる由にて一鐵守護の辨財天、大黑天、毘沙門天を藏せり。中島氏は中嶋石見守の後裔なり。古代人物參照

古文書(養老村山幡清、上多度村田中董氏所藏)

覺

多藝郡石畑村

右明應年中永祿年中之比は濃州石津郡多藝庄椿井鄕と申候由、唯今に至り而茂右之趣に申傳候。其比の書類にても相見え申候其節は外宮御神領にて其後右之內御高五拾石伊勢山田福嶋佐渡殿御朱印地に相成、右五拾石の內鷲巢村飯田村にも御座候。石畑村之義は椿井の親鄕にて御座候。多藝庄椿井鄕と申義、永祿年中信長公御高札之表にも御座候。則右御高札は福島佐渡殿之

御所村に御座候。

享和三癸亥年三月　　石畑村名主　彦　六
　　右同斷　五郎兵衛

信長公御高札（寫）

多藝庄　椿井郷

當郷之儀依レ爲二太神宮領伊勢寺内相構之旨一得其意候。然者陣取・放火・濫妨・狼藉其外伐採竹木等非分族申懸之事一切令二停止一事。若於二違背輩一者可レ加二成敗一者也。仍狀如件。

永祿十年九月日　　信　長　御判

城之助樣御判札（寫）

定

一、多藝庄椿井郷伊勢太神宮領從二前々一今以如二在來一無二相違一可レ令二所務等一事。

一、伊勢寺内陣取・放火・亂妨・狼藉其外不レ可レ伐二採竹木一事。

一、理不盡使非分族一切不可申懸事。

右條々若於二違犯輩一者可レ加二成敗一者也。

天正九年三月日　　城之助　御判

福嶋四郎右衞門とのへ

台德院樣秀忠公御朱印（寫）

美濃國石幡村五拾石事如二先々一可二知行一者也。

元和三年九月七日　　御朱印

大猷院樣家光公御朱印（寫）　　外宮福島伊豆

美濃國石幡村五拾石事、任二元和三年九月七日先判旨一收納彌不レ可レ有二相違一者也。

寛永十三年十一月九日　　御朱印

伊勢下宮福嶋伊豆

殿有院樣家綱公御朱印（寫）

美濃國多藝郡石畑村五拾石之事任二元和三年九月七日、寛永十三年十一月九日兩先判旨一外宮福嶋伊豆全收納永不可レ有二相違一者也。

寛文五年七月十一日　　御朱印

常憲院樣綱吉公御朱印（寫）

美濃國多藝郡石幡村五拾石事任二元和三年九月七日寛永十三年十一月九日、寛文五年七月十一日先判之旨一外宮福嶋伊豆全收納永不レ可レ有二相違一者也。

貞享二年六月十一日　　御朱印

福嶋伊豆ノ言上覺書（寫）

私家所務地之義ハ美濃國領主齋藤左近大夫利政太神宮へ依祈願、天文十三年九月十六日美濃國多藝郡椿井鄕一圓之地所寄進ニ相成、齋藤家ハ不レ及レ申其後織田信長・信忠・信孝・黑付申請、夫ゟ德川家へ移り、秀忠ゟ代々朱印申請罷在候。然中齋藤家ゟ德川家へ相移り候迄ハ椿井鄕一圓ノ墨付ニ御座候處、元和三年九月七日秀忠於二伏見社寺一所務地之者へ朱印渡しに相成候節、私家先代未濟儀一旦伏見表へ相詰居彼地滯留中へ同人自宅ゟ急用之筋申越候ニ付、未濟義前後之無レ考取急候儘、伊勢表へ立歸候。其後にて社寺一同へ朱印渡しに相成候處、未濟義伏見表に在留不仕候に付、同所に相詰居候山田支配長野內藏之丞へ私家收納高之義幕府ゟ尋合ニ相成候處、內藏之丞私家收納高存知無レ之に付、其後返答に及候趣、右不都合之廉にて椿井鄕一圓之處を相改め、同鄕之內石畑村五拾石之朱印御渡に相成、其以來代々右之朱印申請罷在候。（下略）

明治元年九月二十四日　　福島伊豆

石畑村鷲巢村飯田村神領納所高覺

石畑分

一、畑高貳拾貳石六斗九升三合四勺
右二口三拾五石五升七合四勺

鷲巢分

一、田高五拾三石八斗四升貳合
右二口合五拾四石壹斗貳升六合六勺

一、田高拾貳石三斗六升四合

一、畑高貳斗八升四合六勺

飯田分

一、田高五石八斗壹升五合

右三ヶ村高合九拾四石九斗九升九合

但右ハ美濃國椿井郷一圓神領所に御座候石畑村鷲巣村飯田村ハ椿井郷之内にて石畑村ハ親村に御座候故、御朱印には高五拾石石畑村と被二成下一收納仕候。

天保四年月　　福島伊豆

大字柏尾

沿革　當地は天平寶字年中よりありし村落にて、天正年間に織田信長の兵燹にかゝりしこと有り慶安元年には存德寺と共に屋敷を有するもの十五軒なりしとぞ。

村高　高辻八十九石七斗六升八合（本村ノ新檢

四拾九石七斗六升九合　　新田

計百三拾九石五斗三升七合

安政二年御免定

一、高辻百五石八斗九升七合　　本村

内　高七石貳斗壹升六合　　永引地

高四斗壹升三合　　諸引地

殘　高九拾八石貳斗六升八合　　不農地

内　高拾壹石九斗五升壹合　　定二ッ八分

高貳拾壹石三斗三升七合　　松年貢

米四升

高四石八斗九升　　松野

米七升三合　定二ト五厘
高八斗五升壹合　子　起
米八升三合　定九分七厘
高四石三斗七升壹合　酉　起
米七斗三升四合　定一ッ六分八厘
計貳拾貳石貳斗六升七合
米壹石壹斗壹升三合　欠　口
一、高辻四拾九石七斗六升九合　新　田
内　高二石二斗四合永引地高　拾七石四斗四升七合諸引地　殘高三拾石壹斗壹升八合

庄屋　(享保)清右衛門・文右衛門(寶暦)善左衛門(天明)淺右衛門(維新前後)周平

秣瀧　傳へ曰ふ、元正天皇養老に行幸ましませし時、伴男馬飼等此瀧の水を汲み馬に與へしより秣瀧と稱すと。其當時は此下流養老の地内に流入せし由。其後寶暦五六年の頃山崩の爲に水路永く絶えたりといふ。

大字明德

沿革　古老曰く、當地は往古海濱の一村落にて今に字名に濱の宮あり、又船繋岩等の傳説等ありて其名殘を留むと。明德四年足利義滿養老に來り當地を通りし由緒にて村名を明德と付けたりといふ。

村高　高辻七十九石八斗八升

内　六石三斗六升三合　田方
　　七拾三石五斗壹升七合　畑方

庄屋　庄屋（寛文）四郎右衛門（正德）彌平次（安永）孫兵衛（寛政）重二郎（文化）彌右衛門（嘉永）多三郎（文久）重二郎

明細帳　慶應三年明細帳

一、村高七拾九石八斗八升岩田鍬三郎御代官　戸數四十軒　人數百九拾四人　男九拾貳人　僧三人　女九拾九人　段別八町四畝廿八歩　内田九段壹畝壹歩　畑七町壹段三畝二拾七歩　物産米三拾壹石　麥三拾壹石　小麥拾石　雜穀貳拾三石　芋九百八十斤　大根二千五百貫　柿二百貫　村社船着神社例祭十月五日

開墾　開墾（寶暦元年）下畑八畝十歩　同一段歩　同一段歩　中畑一段歩　同一段三畝歩　同一段歩　同八畝十三歩　同一段四畝歩　同一段二十二歩　同一段歩　下畑五畝歩　上畑一段一畝五歩　下畑一段歩　同一段歩　上田六畝廿七歩　下田七畝歩　中田一段十二歩　計一町六段四畝廿九歩（明和）上畑一段七畝六歩　同三畝十五歩　同一段二畝歩　同五畝歩　中畑二畝廿歩　上畑七畝歩　同一段三畝歩　中畑二畝廿三歩　上畑三畝歩　同七畝歩　中畑五畝歩　同八畝歩　上畑一段歩　同七畝十歩　同一段歩　同九畝歩　同一段一畝歩　同一段四畝歩　同九畝廿一歩　同四畝歩　計一町六段一畝五歩（安永）上田五畝歩　同一段十五歩　計一段五畝十五歩　通計三町四段一畝十九歩。

大字白石

沿革　沿革　當地地質石灰石に富めるより白石と名けたるか。奈良朝時代には畏くも二聖を迎へたるあり。又古墳として千人墳の有るありて、頗る由緒ありける古き村落なるを知る。時村大字打上專想

寺所藏白石由來記に曰く「山東當者郡白石村檀越藤塚三輪二姓而三輪今唱二鈴木一。我土岐鄉基址不レ審。後鳥羽帝之朝既爲二人里一。後四百餘歲及二天文天正一、打上村猶僅二十戶一、而東山以二水上山頂一爲二境界一、與二養老之地一相接。山東之樵者以二程近一猥犯二入境一。村人深患レ之、終設二柴廬一更行守衞。先有二藤塚平右衞門者一、天文二年死。子曰二久之丞一。天正七年死。又有二鄉士三輪利兵衞者一、頗長二弓馬一、慶長關原兵亂出戰死。其支族三輪彥次郎者慶長二年死。子曰二五郎右衞門一。右藤塚久之丞三輪五郎右衞門兩人之子弟當番行共守、而以二程近一便宜降、瀧麓營二假廬一終止。子孫分家。尋他方人亦來就レ之、住所以漸爲レ村。乃白石也云々。

古にて大凡白石村起原を知るべし。

村高　高辻百六十石五升（古檢）

內	五石壹斗	田方
	百四拾九石九斗五升	畑方
	五石	山年貢

正德元年御年貢割

一、高百六拾石五升

內	八石八斗五升八合	前々永引子荒畑入
	三石六斗六升二合	前々神田引
	十八石五斗二升	當卯風損引
	殘　百廿九石壹升	

此譯　高九拾五石八斗二升七合　本　村
此取米貳拾五石三斗九升四合　二ッ六ト五厘
高三拾三石一斗八升三合　京ヶ脇
此取米八石七斗九升　二ッ六分四厘九毛
取米合三拾四石壹斗八升四合

庄屋　枝郷　古文書

庄屋　(享保)彦兵衛・所左衛門・作右衛門(元文)喜三郎・所左衛門(寛保・延享・寛延・寶暦・明和)喜三郎(安永・天明)幸右衛門(寛政)幸右衛門・武十郎(享和)幸右衛門・政右衛門(文化)武十郎(天保)幸右衛門・元右衛門(弘化・安政・文化)幸右衛門(慶應)清右衛門

枝郷京ヶ脇　養老の南に在り。二聖の養老に行幸ありしを以て、養老を京都と見做し、其脇に住するより京ヶ脇と名けたるか。延寶九年文書に、既に京ヶ脇の文字見えたれば其前に白石より別れたるなるべし。字に堂の庭とて往昔の御堂の跡あり。舊正月元旦金鷄曉を報ずといふ。字馬場は昔多右衛門といふ豪族馬術を練習せしと傳ふ。うそ谷といふ谷あり。昔此地を都にせんとてうそをいひしより名付けたりとぞ。

古文書

天明八年明細帳

一、家數百九軒、内三軒高持寺、四拾六軒高持百姓、六十軒水呑
一、人數男二百拾九人女二百十四人馬六疋牛九疋
一、寺　養老寺境内前々より御除地字舟岡山と申候。御除畑二段三畝十八歩御水帳にも御免定にも御引被ㇾ遊候。但内記新田にも御除地高六石御座候。養老寺ハ人王四十四代元正天皇の御宇建立。今年迄千年餘と申傳候。正慶寺年貢地。法音寺御年貢地。

一、宮森四ヶ所　天神社往古ゟ御年貢ゝ上納不レ仕候。尤も何方よりも御墨附御座無。外御除地一段十六歩御免状ニも水帳ニも引破レ下置候。森一ヶ所山ノ神無社境内小物成地。森一ヶ所稲荷社境内往古ゟ御年貢上納不レ仕候。山ノ神無社是ハ右稲荷の境内に御座候。

一、薬師堂一ヶ所堂宇なし、境内一段五畝歩外ニ畑九畝廿五歩御除地。

一、村中神事祭禮毎年七月廿五日八月二十日兩度に相勤む。

一、伊勢領　藪山三ヶ所御見捨。

一、松原一ヶ所　御見捨。

一、松御林二ヶ所　一ヶ所五拾四町歩内外道共、一ヶ所拾七町九段壹畝貳拾三歩道共。

右御林下草之儀生茂り候へば猪ハ分に近郷の作方を荒レ候に付、五七年目に御願申上候へば代永御積りを以て村方被下置候。

一、御林守之儀田中勘兵衛御役相勤申候。則前々ゟ取米にて二人扶持御上儀様ゟ被二下置一帯刀御免被レ爲レ遊候。

一、米四石庄屋兩人給　米八斗年寄兩人給　錢七貫五百文定使給。

一、當村田方土目は黒土にて小石交りに御座候。

一、養老瀧高さ十丈五尺人王二十二代雄略天皇の御宇初り候由申傳候。尤も養老縁起并ニ謡には本巣郡と御座候へ共多藝郡の内に御座候故か往古より諸帳面には多藝郡と相記申候。

一、鐵炮三挺　猪鹿威筒玉目三匁。

一、天神社境内に菊水と申清水御座候。養老縁起并謡にものせ候名水に御座候。

一、薬湯一ヶ所　明和七年寅年村方ゟ御願申上候處、被二仰付一候。則薬湯御運上金二分つゝ上納仕候。然ゟ處同郡嶋田村喜十郎と申もの下請にて薬湯取たて申候。地子代米年々請取申候。

一、金三兩二分と米二斗五升　多良山年金

是は村中男女山稼多ク仕り候に付多良山にて請山仕り則山札百二十七枚請取入山仕山稼仕候。（以上天明八年明細帳）

一、美濃國多藝郡白石村山瀧之谷、小谷、から谷、此三谷山之内白石村并枝郷京ヶ脇兩所爲二山本一之間無年貢ニ被二仰付一候。得二其意一惣百姓心儘木柴苅可レ取候。山年貢之儀嶋田村直江村押越村三ヶ村へ上納申付候。後日ニ出入爲二有之間敷一依如レ件。

延寶九年酉六月

根岸傳内

鈴木新八

白石村庄屋
京ヶ脇百姓

寛保元年嶋田村御年貢上納割付抜萃

米七石二斗五升瀧谷山小物成米同郡御料白石村へ相渡度兩村依レ願當酉年伺之上白石村免定ニ載候につき減。

寛保元年酉十一月

瀧小右衛門　印
島田村庄屋
年寄
惣百姓

乍恐書附を以奉願上候

一、多藝郡白石村養老寺於境内今般新規養老酒と號、地名を以酒造仕度存候ニ付、村方相糺申候處、一同納得、聊故障無御座候間、三拾石ニ而酒造仕度段奉ニ願上一候、尤冥加永之義ハ被ニ仰付一候通上納仕候。何卒奉ニ願上一候通御聞屆被レ下候はゝ難有仕合奉レ存候以上。

文化五年辰十一月

多藝郡白石村
當人　彌左衛門　印
庄屋　幸右衛門　印
年寄　武十郎　印
百姓代　利三郎　印

笠松御役所

第三節　廣幡村

位置、地勢

位置地勢　東は笠郷村西は養老村に接し、南は上多度村に、北は金草川を隔てゝ高田町に境す。土地平坦にして土壌肥沃なり。

大字　口ヶ島・飯ノ木・大跡・西岩道・岩道

字【口ケ島】八中　寺田　中島　堤外【飯ノ木】藤ノ木　東倉　大墳　源氏橋　山道　五段田　扇田　殿海道　番匠田　居村　東海道　蔵墳　市道　休息所　安久【大跡】田中　宮前　番戸　赤池　東畑　臼ノ戸　段割　空町　堤外　平【西岩道】中新白　下新白　戸井ノ口　笹墳清水　東浦　村前　西川　道ノ上　茶ノ木原　六段長　中道　飛地　下中道　長代　南屋敷　東屋敷　北屋敷　西樂畑　中樂畑　川北　村北　井敷【岩道】村内　林　掃柳　廣田　小橋　一本木長

沿革

明治十七年十月岩道・下笠・上ノ郷・口ヶ島・飯ノ木・大跡・西岩道の七箇村聯合して、岩道村外六箇村組合役場を設く。同二十二年七月下笠村と分離し、口ヶ島村外五箇村組合となる。同三十年四月一日町村廢置分合の際、再び上ノ郷村と分離し、他の五箇村合併して廣幡村と稱す。村名は當地廣く八幡神社を奉祀するより出づ。村分合當時明德村は飯ノ木村・口ヶ島村・等と地理上の關係及用惡水路の疏通灌漑上舊慣の存するあり、尚又風俗人情等も同じければ、合併して同一村たらんことを希望し、隣村鷲巢村は其耕地多くは廣幡村地内にあるを以て、是又合併して源氏村と稱せんとし、又飯ノ木・大跡・口ヶ島・西岩道の四ヶ村を合せて豐穰（ユタカ）村と命ずべしとの說ありしも、遂に成立を見ざりき。

聯合戸長及村長　久保田彦三郎・西脇信次・田中穗積・田中貞三・戸倉愛三・近澤進・戸倉耕治郎

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	土地 官有地	土地 民有地 有税地 田	畑	宅地	山林	原野	其他	計	免租地	戸口 本籍人口	戸口 現住人口 男	女	計	現在戸數
三六九・八町	一、八四九間	二、〇〇〇	二一・三町	二八三・五	二六・五坪	五五、五六七町	一・〇	九・〇	七・四	三四五・九	六	一、八八一反	七二三	六七二	一、三九五	三〇〇戸

職業(本業) 農業	水産業	鑛業	工業	商業	其他	計	生産額 農産	畜産	工産	水産	鑛産	林産	計	會社 株式	合名	金融 銀行 株式	合名	質屋
二八七戸	—	—	一	二	一〇	三〇〇	二一四、〇五一円	—	—	二三九	—	—	二一四、二八〇	—	—	—	—	—

交通 國道	縣道	里道	停車場	郵便局	郵便函	船舶	諸車	教育 小學校	補習學校	青年會	處女會	社寺 神社	寺院	衛生 病院	隔離病舍	醫師	製藥者	藥種商	藥劑師	産婆
—	—	九	—	—	三	四〇	一五四	一	一	一	一	五	六	—	一	—	—	—	—	四

議員 衆議員	議院 縣會議員	郡會議員	町村會議員	町村歳入 町村税	夫役現品	財産收入	繰越金	交付金 國税	縣税	寄附金	補助金 國庫費	縣費	郡費	公債	其他	計
—	—	一	一〇	一二、二三七円	—	二〇五	二、八六八	三六二	一四六	六八	二七七	七四一	四六	—	二、三七四	一九、三二四

町村歳出	
役場費	三、四五一円
會議費	二〇三
土木費	三、七七七
教育費	五、一六七
衛生費	九九
救助費	—
警備費	一五〇

町村歳出	
勸業費	—円
諸税負擔	二、〇五八
公債費	—
財産造成費	七六四
其他	一、六九七
計	一七、三二六

公課	
國税	一一、六〇三円
縣税	九、二一五
町村税	一二、一三七
水利組合費	六、五三八
計	三九、五九三

町村吏員	
	二二

諸團體	
日本赤十字社員	五〇人
愛國婦人會員	三〇
日本海員掖濟會員	七
青年團員	六五
在鄕軍人會員	五八
戸主會	—

大字ロケ島

沿革　田中穗積氏方文書に曰く、明德年中田中彥內重政當地を創開せりと。濃陽志略に曰く「ロケ島村莊名不詳村民沿道屈曲爲レ居不レ詳二路程一。至二尾州府一十里、至二今尾一一里、至二大垣一三里。戸二百、口千三百餘。租稅五百九十五石五斗五升、內百石香取法泉寺領レ之。八幡祠辨才天祠、俱村民奉レ之。長誓寺一向宗東派直參」と記せり。此村元八中村ロケ嶋と稱し、大字大跡の東北に在りき。依て今になほ其地を元屋敷と稱し、社址を古宮と呼べり。慶安三年水難をのがれん爲、現地に移住せりと傳ふ。

村高　高辻五百九十五石五斗五升

內　四百八拾石七斗八合　田方

百拾四石四升二合　畑方

右の內百石勢州香取法泉寺領

系譜　傳へ曰ふ、當地田中の祖先を田中彦内といふ。明徳二年内野合戰にて父を失ひ、始めて口ヶ島に來住せりし。それより彦之丞、彦十郎、源三郎、宗誓、宗禁、宗古、彦市郎、源三右衞門、新兵衞等を經て一族此地にひろがれりと。

庄屋　（明暦）金右衞門（明和）森右衞門・新左衞門（天明）元右衞門・常右衞門（以下不詳）

法泉寺領由來　伊勢國桑名郡七取村大字香取に法泉寺と稱する寺院あり。織田信長の頃の住職を安田空明といへり。長嶋一揆蜂起するや。空明本願寺に加擔し、一方の將として信長と相戰ひ、石山本願寺大阪を退き、紀州鷺ノ森に移るに及び、空明高木彦右衞門（多良高木祖先）に依り、生地香取村に歸る。尾張國小牧表長久手合戰のとき、德川家康空明を召致し、香取にて三百石近郷にて三千石の領地を與へしが、天正八年織田常信國替となりし際、之を上地せり。家康美濃路下向にあたり、偶々空明の安否を尋ぬることあり。其時空明既に歿し其子僅かに寺屋敷一箇を領し、貧しく生活するを聞き、家康大久保石見守に命じ、香取村一圓を當住職の所領とするよし申渡せしに、住職曰く香取村は桑名領本田中務秘藏の臺所地なれば、希くば餘の領地を賜りたしと願ひければ、律義なる申條なり、何處にても所望の地を與ふべしとありければ、多藝郡口ヶ島村にて百石を所望しけるに、遂に願意の通り授けられしといふ。（多良高木書類による）それより明治維新に至るまで、法泉寺領として口ヶ島に百石の地ありき。美濃明細記に「百石御朱印寺領多藝郡口ヶ島邑勢州香取邑法泉寺」と記せり。され

ば當地に維新前後迄香取百姓とて法泉寺領の百姓七八軒ありて、之が取締庄屋は當地奥田嘉六の祖先代々之を勤務せりといふ。今同家に藏する文書左の如し。

御請申御免定之事

一、高百石者　　口ヶ島村

内　壹石二斗　御定引　　貳石五斗　當御檢見引

殘九拾八石八斗

御取米四拾二石四斗八升四合　御口米二石九斗七升四合

〆四拾五石四斗五升八合

内　壹石三斗八升　麥代引　　三斗　被下米　　二斗　納所下用

殘米四拾三石五斗七升八合

右之通極月五日已前急度御皆納可仕候已上

弘化三年十一月九日　　濃州多藝郡口ヶ島村

御寺領庄屋　奥田吉三郎

栗笠村寄合惣代　佐藤三四郎

和田半左衞門殿

村上半兵衞殿

大乘坊殿

古文書（寫）

（高田町澁谷保之助氏藏）

其方事於二大内合戰一抽二諸手一戰功無二比類一手柄神妙之至候。則爲二恩賞一美濃國不破多藝於二兩郡一永千貫文之地可宛行者也。

應永己卯年十二月二日　　義持判

田中彦六郎殿

去月廿日於二姉川合戰一安田・不破・日比野等之面々令二同心一首五級討取之一候段、誠殊勝感悦之至不レ少候。彌戰忠可レ抽如件。

元龜元年十一月　　信長判

田中彦三殿

今度太神宮ヘ依二祈願一其方令二代參一候處、速願成就。過分珍重に候。爲二當賞一平蜘之釜メウチンノクツヲ兩種宛レ之候。永子孫可レ傳者也。

應永七年二月十五日　　義持判

田中兵庫介殿

其方不破多藝村々軍役之事具支配之一條神妙之至不レ斜候猶於二忠勤一可レ爲二恩賞一者也。

天正曆巳三月三日　　筑前守秀吉

田中彦三殿

日比野次郎殿

安田左門殿

不破五郎次郎殿

大字飯ノ木

沿革　平治元年源義朝戰敗れ飯木村に來り、柴船に搭乘して內地に行くこと。是當地の史に見ゆる始なり。貞治年中賴重賴高賴篤當鄕を領知し、慶長元和の頃高須領となり、其後御料にかはり、明治維新に至る。

村高　高辻九百六石三斗五升

內　八百五石四斗二升九合　田方

百石九斗二升壹合　畑方

庄屋　（明曆）五左衞門・介左衞門・利右衞門（明和）久藏（寶永）利兵衞（天明）七兵衞・新五兵衞（寬政）新五兵衞（天保）久

藏（嘉永）久藏・左六・四郎兵衛・淺右衛門・七兵衛（安政）淺右衛門・七兵衛・四郎兵衛・久藏（萬延）淺右衛門・七兵衛・四郎兵衛・久藏・伍兵衛（文久元治）同上（慶應明治）四郎兵衛・久藏・淺右衛門

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
安政元年	一一四	二一八	二二三	四四一	元治二年	一〇九	二一五	二一一	四二六
同　五年	一一六	二二二	二二四	四四六	慶應三年	一〇八	二二九	二〇九	四三八
萬延二年	一一四	二二五	二二二	四四七	明治元年	一〇二	二二一	二〇八	四二九
文久四年	一〇九	二二一	二〇九	四三〇					

系圖

系圖　丸毛氏＝清和天皇（六代）＝源頼義（七代）＝新羅三郎義光（十代）＝信濃守遠光（十一代）＝小笠原長清（十五代）＝小笠原長氏（十六代）＝丸毛六郎兼頼（二十一代）＝丸毛兵庫頭長照（二十三代）＝丸毛六兵衛兼由（二十四代）＝丸毛四郎兵衛由重（二十五代）＝丸毛六兵衛由全（二十六代）＝丸毛四郎兵衛惟由（代數不詳）＝治基

古文書

古文書

寶永元年指出帳　（村瀨義一氏所藏）

一、高九百六石三斗五升　飯木村高辻

内　高九石八升五合　前々ゟ地不足

是ハ寅年洪水石入永不納ニ成申候

高拾參石貳斗六升七合　前々堤敷地不納

是ハ申年起返新田開發之節小倉村□□村へ堤敷地に相渡ス

巳年小笠原士佐守樣御檢地仰付、田畑七拾貳町三段六段拾四歩ニ相成、古來ゟ其石代御用被レ極、八百八拾三石九斗九升八

石御座候へ共、段別取ニ御免定被レ下貳拾貳石三斗五升貳合毎不レ納、御免定ニモ御引不レ被レ下候ニ付未年石原清左衛門御支配ニ被成候節御訴訟申上候得ハ夫ゟ以來地不足ノ分年々御引方御定メ御免定ニ仰付被レ下候。

小笠原土佐守樣御代延寶五年巳年御檢地。

殘リ八百八拾三石九斗九升八合、此段別七拾貳町三段六畝拾四歩本村分田畑共ニ。

一、飯木村東西百八拾間、南北六拾間、家數七十二軒、内本百姓三拾九軒、水呑百姓三拾軒、人數三百二十一人、内男百五拾五人、女百六拾六人、牛馬廿八匹、内二十三匹上馬、五匹上牛、㊀寺一ヶ寺東本願寺宗長圓寺屋敷御年貢地、宮三ヶ所神明社八幡社、諏訪社、右數地之儀ハ前々ヨリ御除地ニテ御座候。尤何之書附無御座候へ共御水帳ニモ被レ下候祭禮之儀ハ毎年八月十三日ニ神田ニ極米仕候。當村堤惣間數千五百八拾間根數五間ニ一間半高一間ヨリ四尺馬五尺ヨリ一間也。高役人足ニハ一人ニ御扶持方米五合法ニ被下置候。田畑こやしハ草かり不足の分ハほしか油かす買申候。橋二ツ樋五ツ杁樋二艘。米四石庄屋給。米五斗組頭給。米一石六斗定遣給。水帳四册、庄屋利兵衛所持仕候。御高札場一ヶ所、切支丹高札一枚、外一枚、當村ヨリ中仙道關ヶ原宿へ入馬出申候。右人馬御用米六石五斗餘村中より高割ニ仕遣申候。同所ニ道作リ人足出申候。但道法二百八十間、右人足御用米村中ヨリ高割仕遣申候。高田町市場毎月三八六才日市立申候。御藏一ヶ所。御城米津出し栗笠村へ付出し申候。道法一里桑名川道七里運賃ハ米一石ニテ銀五分ツヽニ相定メ出申候。畑方十二町二段三畝拾二歩、内一町一段芋、九段六畝廿五歩麻木綿、八町一段歩稗大豆、三段歩茄子たゝこ、一町七段六畝十七歩屋敷、男女稼作仕申候。薪は多良村山へ毎年米一石八斗ツヽ出取來申候。御用人足御普請人足村中高割遣申候。但人足一人ニ道法一里ニ付錢二十五文遣申候。商壹人義右衛門是ハ同郡高田町字左衛門ノ酒ヲ請賣仕候。秣之儀同郡柏尾村白石村若宮村三ヶ村ニテ野山ニテ年貢ヲ出シ秣かり申候。村西水落百二十間ノ内大雨ノ節ハ谷水砂藥埋ハキ不申村西ノ田地水損仕候故ニ村中人足出堀申候。

大字大跡

沿革　當地。古記錄に天文二十年四月十一日奉行高木大和守檢地。天正十九年正月廿一日より二月十日まで奉行木村彌市左衛門檢地。慶長十四年大久保石見守檢地せし由記せり。是當地の記錄に見ゆる始なるべし。天正年間織田信長多藝七坊を燒拂ふ時、當里を過ぐ。其時暗夜なりしかば常夜

燈に點火して進みしと傳ふ。明暦二年三月五左衞門・四郎兵衞・長兵衞・新兵衞・十太夫・七兵衞・九兵衞・協同して新田開墾に力を致し、其土功費五百兩に上れりとぞ。新田石高九十三石九斗五升九合あり。德永法印家中の者に之を給せしが、岡田將監の時改めて新田とせし由傳ふ。

村高　高辻千二百七石六斗三升九合（太閤檢）

内　千百七十一石二斗三升八合　田方　三拾六石四斗壹合　畑方
　　九拾三石九斗五升九合　新開　外小物成金壹分　池役

明和八年高譯

一、高九百九拾八石三斗九升九合　寛永二十年小笠原土佐守檢地
此段別八拾六町四段三畝二十八歩
此譯　田高九百拾八石五斗七升六合　此段別七拾八町三段一畝十一歩
内　拾三石七斗四升三合　此段別一町三畝九歩　神田堤敷
五拾二石一斗四升七合　此段別五町九段五畝拾八歩　前々池成引　堤土取引
九拾四石七斗七升四合　此段別九町五段一畝十九歩　前々荒田起返
殘　七百五拾七石九斗壹升二合
分米四百十九石二斗九合　上田二拾九町九段三畝二下　盛十四
分米百廿石六斗四升　中田拾町五畝拾歩　盛十二
分米二百拾八石二斗四升三合　下田廿一町八段二畝十三下　盛十
畑高七拾九石八斗二升三合　此段別八町一段七畝拾七歩
内　一斗五升七合　鄕藏敷引　一石一斗五合　前々池成引
殘　七拾八石六斗五升壹合　此段別八町二下

庄屋　（明暦）長兵衞・利兵衞（明和）治右衞門・久兵衞（天明）久兵衞（文政）六之丞（以下不詳）

大字西岩道

沿革　濃陽志略に「安久莊或曰大塚莊南北一町半。沿レ堤爲レ居。至二州府下一十里、東南至二東岩道一、西至二嶋田一、南至二下笠一、北至二烏江一、長顯寺一向宗東派直參云々」とあり。元は今の字笹墳附近に占居せしよしなるが、いつの頃にか今の地に移住し、隨つて今の住地を更屋敷（或ハ新屋敷）と呼べり。天明六年三月十四日夕刻長顯寺庫裡より出火し村內類燒を被るもの夥だしかりしといふ。

村高　高辻四百五十六石七斗九升（慶長十四年大久保石見守檢地）

內　三百二十六石八斗九升七合　田方
　　百廿九石八斗九升三合　畑方

庄屋　（明曆）九郎兵衞（元文）源右衞門（明和）武右衞門（天明）平右衞門（以下不詳）

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
寶曆六年	四一	不詳	不詳	二四一	安政七年	不詳	八一	九二	一七三
弘化五年	三四	不詳	不詳	一七一					

大字岩道

沿革　古檢地帳には岩道、郡村記には東岩道と記せり。享保十六年八月十二日及元文三年五月十九日入水を被る。寶曆四年三月痢病流行し、村民病死せるもの多し。同九年痘疱流行。明和五年入水安永元年復疱瘡流行。村內大に苦む。天明二年六月廿九日九ツ半時より辰巳方に當り太鼓を擊つが

如き音響起り、七月二日迄つゞき白毛大に降れり。文政二年六月十二日地震。天保八年八月十四日大風の爲に家屋破壊せるものあり。嘉永七年六月十四日夜八ッ時大に震害を被る。安政七年五月十二日風水害を受けたり。

村高　高辻四百九十八石五斗三升四合（太閤檢地）

内　二百九拾九石六斗五升六合　田方

百九拾八石八斗七升八合　畑方

庄屋　（明曆）藤左衞門（元文）藤藏（明和）秀助（天明）秀助（文政）藤三郎（以下不詳）

第四節　上多度村

位置地勢　本村は養老郡の東南部に位し、津屋川村、の中央を貫流し、西は多度山脈なる高地と同川以東なる平坦地とより成る。南は下多度村に北は養老廣幡笠郷池邊の諸村に隣り、西南部は三重縣員辨郡蘇原村に境す。

大字　鷲巢・小倉・三郷

字　【鷲巢】外新田　長割　三段割　大河間　三畝町田　椿馬踏田　江西　割田　獅子田　長表佐　四段田　郷作　六兵衞　藤ノ木　一町田　上ノ戸　井ノ口　稗田　河起　南海道、萱原　南原

南組　八瀬起　稻葉　川並　中組　大後　小松林　養老道南　白石道　出口　北組　神屋田　庄司屋敷　堀ノ上　柏尾道東　元河原　大石藏西　養老道北　新田林　北新田　長屋野　野畔　藥師山

【小倉】大道下　大道上　長畑　海道下　四石畑　海道上　七ツ屋　北原　三代明神　南原　南中道上　椿原　中道上　中道下　前並　古新田　替地　跡村　中山　小倉山　新白道上　新白道下　古新明　山ヶ池　川原田　宮下　橋向　後並　市神　長割　源長　圦先　除上　除下

【三郷】荒子　村前　村内　堤外　下池　稻川　江東　堤外　江西　道上　鍋弦　中島　宮北　宮前　是心　西筋　南筋　上知　中一　一町田　藏下　玄齊　一町七段物　東一　外新田　草場

沿革　明治八年一月津屋新田と有尾新田と合併して田村と稱し、同十七年十月小倉村・大跡新田・有尾村・田村・横屋村相聯合して、小倉村外五箇村戸長役場を小倉村に置く。同二十二年七月一日小倉村・鷲巣村・大跡新田を合併して上多度村と改稱し、又同日有尾村・田村・横屋村を合併して三郷村と改稱し、同年九月十八日戸長役場を廢し、上多度村外一箇村組合役場を大字小倉に置く。同三十年四月一日上多度村及三郷村を合し、其區域を以て上多度村と改稱し、大字小倉に役場を置き、村政を掌る。當時合併につき諸說起れり。曰く上多度村（鷲巣村を除く）三郷村・下多度村・及德田新田（海津郡）を合併して一村を作らんとするものあり。大跡村上多度村及鷲巣を合併して、源氏村とせんとするものあり、或は廣幡村と合併せんとの說をなすものありしも、いづれも成立せざりき。同四十三年一月

戸長及村長

廿六日上多度村大字上多度を廢し、字鷲巣の區域を以て、大字鷲巣を字小倉及大跡新田の區域を以て大字小倉を置く。大正五年六月十二日御大典記念として、大字小倉字大道上第九十九番地に役場を改築せり。

聯合戸長及村長　日比光四郎・三輪孫九郎・安田彌兵衛・松永道三・日比琢三・中村常三郎・松永金吾

統計一覽表

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	官有地	民有地 有税地 田	民有地 有税地 畑	民有地 有税地 宅地	民有地 有税地 山林	民有地 有税地 原野	民有地 有税地 其他	民有地 有税地 計	民有地 免租地
九五〇・八町	一・二四里一町	二・〇〇	六二・八町	一二七・一町	六八・八	二三・三	一三五・六	五・一	九七・九	四六七・八	四二〇・二

戸口 本籍人口	戸口 現住人口 男	戸口 現住人口 女	戸口 現住人口 計	戸口 現在戸數	職業（本業） 農業	職業（本業） 水産業	職業（本業） 鑛業	職業（本業） 工業	職業（本業） 商業	職業（本業） 其他	職業（本業） 計
二、二二五人	九七〇	九三七	一、九〇七	三五一戸	二九三戸	一	—	九	二八	二一	三五一

生産額 農産	生産額 畜産	生産額 工産	生産額 水産	生産額 鑛産	生産額 林産	生産額 計	會社 合資	會社 合名	金融 銀行 株式	金融 銀行 合名	金融 質屋
一三六、四八七円	一〇、二八四	四、〇七〇	一、三〇二	—	五、八九三	一五八〇三七	—	—	—	—	—

交通 國道	交通 縣道	交通 里道	交通 停車場	交通 郵便局	交通 郵便函	交通 船舶	交通 諸車	教育 小學校	教育 補習學校	教育 青年團	教育 處女會
—	—	一八・二九・五二間	—	無	集配一四	一四三	一九七	一	一	一	一

社寺	衛生	議員
神社	病院	衆議院議員
寺院	隔離病舍	縣會議員
	醫師	郡會議員
	製藥者	町村會議員
	藥種商	
	藥劑師	
	産婆	
一〇	一	一
四	一	一
	四	九

町村歳入						
町村税	夫役現品	財産收入	繰越金	交付金 國税	交付金 縣税	寄附金
一三、八九五円	—	二〇四	三、〇〇二	二四〇	一五〇	一、〇七七

町村歳入						
補助金 國庫費	補助金 縣費	補助金 郡費	公債	其他	計	
	五	四四	二九	二、四八五	二一、一七〇	

町村歳出						
役場費	會議費	土木費	教育費	衛生費	救助費	警備費
三、六八〇円	一一〇	四、六五六	五、〇九六	四四	—	五四

町村歳出						
勸業費	諸税負擔	公債費	財産造成費	其他	計	
六一	二、一三四	—	三一〇	一、〇〇〇	一七、一四六	

公課			町村吏員	諸團體		
國税	縣税	町村税	水利組合費	計		
五、五九〇円	一〇、二三一	一三、八九五	四、六八九	三四、四〇五	二四	日本赤十字社員

諸團體						
愛國婦人會員	日本海員掖濟會員	青年團員	在鄕軍人會員	處女會員		
九七	七〇	一〇	八六	八三	四三	

大字鷲巣

沿革　平治元年源義朝尾張に遁るゝ時、當地俠者鷲巣玄光義朝を柴船に乘せ内海に送る。是鷲巣の史に見ゆる始なり。古來當里を本巣郡鷲巣村と稱して、寛文五年九月十六日改帳表紙に美濃國本巣郡鷲巣村改帳と記し、又當地專明寺鐘銘にも同樣本巣郡鷲巣村と刻せり。里傳に養老年間當社境内に大なる楠樹あり其枝上に大鷲巣を造り金銀の卵十二個を産み大空を天翔りて、加賀に向ひ其通

りし地を本巣郡と稱す。されば此地は古より本巣郡の内なりといへど如何にや蓋本巣郡の飛地なるべし。

村高　高辻五百一石七斗三合（正保高）

内　四百拾九石七斗三合　田方　八拾石　畑方　二石　山年貢

明和七年田畑親高覺

一、高辻六百四拾壹石八斗三升

内　百壹石五斗七升八合　年々諸引地

殘高　五百四拾石二斗五升二合　七分五厘役

内　高一石五斗九升五合　苗場下

高三百六拾三石二斗二升二合　田方

高百七拾五石四斗三升五合　畑方

一、高辻五石七斗二升五合　同村新田

内　高二石一斗六升一合　年々諸引地

殘高　三石五斗六升四合

一、高辻拾壹石七斗三升六合　同村南新田永引地

庄屋　（明曆）庄治郎（元祿）平八（寶曆）喜平治（明和）常左衞門（天和）喜平治（寬政）喜平次（文政）忠右衞門（文久）庄右衞門・治八郎・鐵太郎（元治慶應）喜平次

人口　文政三年一〇一戶、男二四八人、女二〇〇人、計四四八人。

古文書

借地證文之事

一、長六間壹尺　幅之義ハ三尺斗リノ堀ニ仕其揚土ニ垣仕候

右者今般當村猪鹿圍堀仕候ニ付、當村山神境内西郷境之處ニテ其御村地内猪鹿圍堀垣へ取付候へバ間數短ク相成申候ニ付、其御村地内借地仕度御願申候處御聞濟被下御立會之上右間數御改借地仕候處實正なり然ル上ハ若御差閊之義モ出來候ハヽ、御差圖次第取拂可申候爲後年村役人百姓代連印仍如件。

寛政五年三月

小倉村庄屋　勝次郎
年寄　孫市
百姓代　唯助

鷲巣村名主　喜平治殿

大字小倉

沿革　傳へ曰ふ德治年中江州の人寺倉治右衞門來りて小倉山光明寺に掛錫し、當地の弘教に力を致し、戰國時代羽賀五郎左衞門常遠當地に住せりと。德川氏初葉に至り高木與兵衞光兼津屋村より移住し當地の開拓に盡す所ありき。慶長五年十一月德永法印の領地となり、寛永十七年十一月小笠原土佐守の領地に替り、元祿四年八月より幕府領となる。

村高　高辻四百六十四石五升（太閤檢地）

内	五石壹斗六升	新開	二百四十八石三斗九升壹合	田方
	二百拾三石八斗五升九合	畑方	一石八斗	山年貢
外	小物成金壹朱	池成		

（右合計村高と内譯合せざる點あれども元本の儘記す）

寛文八年大跡新田檢地

一、高三百九石三斗六升

内　二百九石二斗四升　大跡村より入　五拾八石二斗三升六合　飯木村より入
三拾壹石四斗四升四合　小倉村より入　十石四斗四升　有尾村より入

庄屋（元禄）權四郎彦太夫（寶永）權四郎（德正）孜四郎（享保）孜四郎・權四郎・七郎兵衞（元文、寛延享）權四郎（明和）甚左衞門（安永）平太夫（天明）勝次郎（文政）善七（嘉永）友次郎〔大跡新田庄屋〕（寶永）七兵衞（享保）權三郎（曆寶）幸吉・孫市（安永）屋右衞門（明和）甚右衞門・喜三次（寛政）勝次郎（以下不詳）

古文書

明和七年明細帳

一、家數　百四拾軒内五拾七軒高持百姓八十一軒水呑百姓二軒寺。
一、人數　五百二十六人内二百五十一人男二百七十二人女三人僧馬拾疋。
一、寺一ヶ寺　一向宗小倉村福勝寺但境内前々より御年貢地に御座候。
一、寺一ヶ寺　妙心寺直末、臨濟派三峯山瑞嶌寺、但境内前々より御年貢地に御座候。
一、鎭守一社　在境内　但愛宕神明秋葉三神奥院西山三峯山に有レ之候。
一、宮三ヶ所　宮守無二御座一候。八幡一社神明一社山神一社　但境内往古より御年貢上納不仕候。尤も何方よりの御墨付も無御座候。境内之外高二石六斗九升神田年々御免定二而御引被レ下候。小笠原土佐守樣社領御墨付被下置所持仕候。
一、御林松　一ヶ所此段別拾壹町四段五畝歩御林守一人藤田紋八郎、是は御公儀樣ゟ二人扶持米二而被二下置一帶刀御免。
一、御林下草悉く生茂り候へ共、猪鹿住候而近在作方を荒し候に付、五七年目に御願申上候へ共、村方へ被二仰付一下草取申候。尤も御運上少々宛差上申候へ共不同に御座候。
一、米三斗七升五合山年貢　是ハ立山小松林御年貢二上納仕候へ共、何年より被仰付候哉其譯相知れ不申候。
一、永三百六拾六文七ト池川運上　是は前々より上納仕候へ共、何年より被二仰付一候哉其譯相知不申候。
一、永百二十二文　是ハ百姓持林、秣場御年貢青木次郎九郎樣御支配之節、寶曆七丑年御吟味二而夫ゟ以來上納仕候。
一、永二拾二文野錢　是ハ野方秣場御年貢青木次郎九郎樣御吟味二而寶曆七年ゟ仰付られ夫より以來上納仕候。

一、米八斗六升六合　御六尺給上納仕候
一、米二斗六升　御傳馬宿入用上納仕候
一、永一貫八拾一文五下　御藏米入用上納仕候
一、永八百六拾八文　蔵運上
是ハ前々川成引有之ニ付瀧川小右衞門樣御支配之節御吟味ニ而被ニ仰付一候へ共何年ゟ相勤候哉其譯相知不レ申候尤も年により不同ニ御座候。
一、當村之儀ハ山方にて毎年旱損多き村方に御座候。
一、金三分より壹兩二分迄　是は本郷田畑共山方にて猪鹿夥敷出候間、田畑作方を荒候ニ付、近在にて狩人相願威入用村方高割を以て相拂申候。
一、御城米津山の儀、郷藏ゟ駒野迄川長二里、津屋川通小舟にて瀨取、此運賃御米一石ニ銀六下宛相掛申候。駒野川ゟ桑名迄川六里餘、運賃御米一石ニ付銀八下宛相懸申候。但御米一石ニ付六合宛、五里外運賃被置下候。
一、男女共農業之外冬春之内農業の隙に男は山稼繩俵農具を捨女は着用之布木綿仕候。
一、米一斗五升　借地年貢　是は小倉新田悪水落江堀數定年貢所之相場を以て年々有尾村九郎治方へ相渡申候。
一、田畑養之儀芝草馬屋こへ、年内燒候灰を用ひ、不足之分はほしか油粕を買用ひ申候。
一、往還道掃除場中仙道不破郡野上村にて百二十間相當り掃除仕來候。但當村より野上村へ道法四里餘。
一、助人馬當村之儀ハ牧田宿へ助馬差出し、人馬賃金三分ゟ一兩二分迄村中高割を以て差出申候。牧田宿まで道法三里。
一、御高札三ヶ所。
一、米五石庄屋給　米二石年寄給　米三石定使二人給
一、當村枝郷七ツ屋と申當村地内に御座候。

以上

三峯山

三峯山　三峯山上大字小倉愛宕神明秋葉三神の奥院あり。拜殿なく、頂上劍を以て鳥居を設けたりしも今はなし。荆棘中苔生したる三個の石碑あり。風雨にさらされ、其銘明かならず。銘に曰く

延享元甲子歳十一月吉日天下爲泰平
國土安穩萬民豊樂奉建立之

願主　室賀氏源壽故

大字三郷小字有尾

沿革　當地は和名抄の多藝郡乘穗の郷かなほ可攷。永正年中當地栗田勘四郎源光實開發し、寛永十八年石原清左衞門山田長左衞門次いで開墾に力を致せり。同二十一年北堤を築きて水防に充て、正保二年小笠土佐守の檢地を受く。

村高　高辻七百四十三石四斗一升六合（元祿四年指上帳による）

内　一、拾石四斗四升　大跡新田ニ成る
一、百六拾石　大場新田ニ成る
一、一石六斗三升四合　高不足
一、田七畝二十四歩　分米七斗八升　神田引
一、田七段六畝十三歩　分米七石六斗四升三合　堤敷土取永引
一、田九畝二十一歩　分米九斗七升　江堀永引
一、田二十四歩　分米八升　子年江堀永引
一、田三畝二十二歩　分米三斗七升三合　堤根敷永引
一、田二段二畝二十三歩　分米二石二斗七升七合　同上堤土取永引
一、三百八十二石七斗五升六合　野方下池高
一、田十一町二段一畝三歩　分米百十二石一斗一升　盛十

一、畠三町三畝二十歩　分米三十石三斗六升七合　盛十
一、畑四段五畝十三歩　分米四石五斗四升三合　屋敷盛十
一、畑四段五畝十八歩　分米四石五斗六升　古堤起方盛十
一、田一町六段一畝九歩　分米十六石一斗三升　堤外起方盛十
一、畑八段七畝十九歩　分米八石七斗六升三合　大場大跡新田の内盛十
田畑屋敷合拾七町六段四畝廿二歩
此分米百七十六石四斗七升三合（集計合はざれども元本の儘による）

庄屋（元禄）彦一（明和）武平次（天明）繁助（文化）武右衛門（慶應）武三郎

人口

年號	戸數	男	女	計
元禄四年	二六	六七	七七	一四四
享保六年	二六	九九	八八	一八七
天明四年	三三	七一	八二	一五三
同七年	三三	八六	七九	一六五
同八年	三三	七九	七六	一五五
寛政元年	三三	七一	七四	一四五
同二年	三三	六七	七四	一四一
同三年	三三	七〇	七六	一四六
同四年	三三	七一	七八	一四九
同五年	三一	七一	七七	一四八
同六年	三〇	六八	七三	一四一
同七年	三	六七	七四	一四一

年號	戸數	男	女	計
同八年	三三	六七	八一	一四八
同九年	三三	六九	八一	一五一
同十年	三三	六八	七八	一四六
同十一年	三三	七〇	八一	一五一
同十二年	三三	七一	八三	一五四
享和元年	三一	七三	七九	一五三
同二年	三一	七六	七三	一四九
同三年	三一	七五	七四	一四九
文化元年	三一	七一	七四	一四五
同二年	三一	七〇	七三	一四三
同三年	三一	七一	七三	一四五
同四年	三一	七〇	七二	一四二

年號	戸數	男	女	計
同五年	三一	六六	七二	一三八
同六年	三一	七〇	六九	一三九
同七年	三四	七四	七〇	一四四
同八年	三四	七五	六九	一四四
同九年	三四	七三	七一	一四四
同十年	三四	七五	七一	一四六
同十一年	三四	七二	七四	一四六
同十二年	三四	七三	七三	一四五
同十三年	三一	七二	六九	一四一
文政元年	三〇	七四	六六	一四〇
同三年	三〇	七三	六六	一三九
同五年	二九	七一	六六	一三七

| | | |

一月より德永法印、同十六年七月より小笠原土佐守の領する所となり、元祿四年八月笠松郡代の支配となれり。

村高

（元祿七年差上帳ニ依ル）

（一）有尾新田分

正保二年開發慶安五年小笠原土佐守檢地

一、高七百八石四斗　高辻

内

高三石、段別三段歩、御神田引

高五十三石三合、段別五町三段一歩、諸引

殘高六百五十二石三斗九升七合、段別六十五町二段三畝廿八歩

内

高四百十八石一斗四合、段別四十一町八段一畝歩　田方

高百九十三石九升三合、段別十九町三段廿八歩　萓場

高二十石八斗八升三合、段別二町八畝廿五歩　畑方

高二十石三斗一升七合、段別二町三畝五歩　屋敷畑

（二）津屋新田分

一、高二百八十八石六斗二升七合　津屋村草場分

内

高二十一石七斗五升七合　堤外草場

高二百六十六石八斗七升　横屋新田

内

一石　御神田引

一石三斗四升　大垣領津屋村へ替地

四石六斗六升　同

六石九斗四升　三十一年前津屋村境除敷地江堀永引

一石六斗二升七合　二十九年前堤敷切所永引

九石九斗八升七合　八年前堤敷土取永引

二石二斗八升　同

二斗一升　六年前堤敷土取永引

殘二百十七石六升九合

百姓ナシ田地ハ有尾新田ヨリ支配ス

庄屋

庄屋　正保年中當里開發の際彌十郎及七右衞門二名の庄屋あり、當時此里には人家なかりければ兩庄屋共に横屋に住せり。彌十郎は吉里村の產、原加左衞門の家來なりしが、遂に万治年中負債を生じ退轉せり。七右衞門之に代り庄屋となる。其子長三郎横屋村と兼帶庄屋たりしが、是亦寛文十

二年春缺落して退轉す。彦左衞門といふもの明暦年中海西郡蛇結村より來り、原加左衞門控地百姓を爲し、万治年中庄屋となり、寛文十一年退職、其子八兵衞同年より之に代り貞享元年まで勤務せり。此時覺兵衞・十左衞門の二人あり、八兵衞と共に輪番にて庄屋を勤む。覺兵衞は石津郡安田村より來り、原加左衞門の借地百姓にして、十左衞門は同郡福岡村より來住し、早野勘左衞門の借地百姓たり。彌次兵衞は彦左衞門の子なるが、万治年中石津郡馬目村より來住して百姓となり、庄屋を勤むる事三四年にして破産し、寛文十二年退職す。札野村太兵衞といふもの來住し、原加左衞門の百姓なりしが、彌次兵衞の後を繼ぎ、勤務する事數年亦破産し、延寶五六年の頃退役す。太兵衞沒落後横屋控高支配庄屋役暫らく中絶せり。清左衞門といふもの横屋村庄屋甚右衞門の弟にして、延寶八年來住庄屋となる。當時三人輪番庄屋たりしが、三人共に貞享元年に至り退役せしかば、又四郎を年寄役とし、元祿五年迄十箇年間信右衞門一人庄屋を勤務す。元祿四年信右衞門の意を以て又四郎を庄屋となし、兩人にて勤む。又四郎の子喜兵衞父の後を繼ぎて庄屋となり、元文二年霜月退役す。所左衞門喜兵衞の後をつぎ、延享三年春退職。兵右衞門其後役となり、明和四年迄十箇年勤務し、同年八月十八日病死す。其後は村民の望により清右衞門一人にて勤務す。慶應元年より繁右衞門と隔年勤務し、明治五年に至れり。（上多度村松永金吾氏記錄による）

人口

年號	戸數	男	女	計
貞享二年	一八	六三	五七	一二九
同四年	三一	七三	六八	一四〇
元祿六年	二七	八三	八五	一六八
同七年	三一	八五	八七	一七二
同十五年	不詳	一〇六	一〇一	二〇七
寶永二年	同	一一〇	一〇六	二一六
同五年	同	一一六	一一八	二三四
同七年	同	一一〇	一一〇	二二〇
正德四年	同	一二四	一一〇	二三四
享保六年	同	一四三	一〇八	二五〇
同十三年	同	一四四	一二九	二六三
同十七年	同	一四〇	一三四	二六四
元文元年	同	一四二	一三三	二七五
同二年	五一	一三六	一二七	二七三
同三年	五一	一三六	一二六	二六二
同四年	五四	一三三	一四七	二七〇
寬保元年	五二	一三六	一二八	二五四
同三年	五三	一三五	一二六	二六一
延享二年	五三	一四二	一二三	二五四
同四年	五二	一三〇	一二〇	二五〇
寬延元年	五三	一二七	一二六	二五三
同三年	五三	一二四	一二三	二四七
寶曆元年	五五	一二三	一二四	二三七

年號	戸數	男	女	計
同三年	五五	一二三	一一六	二三九
同七年	五五	一二四	一二九	二五三
同九年	五五	一二三	一二五	二四七
同十二年	五五	一二一	一二九	二五〇
明和元年	五二	一三〇	一三一	二五一
同六年	五四	一二九	一二七	二五六
同八年	五六	一四〇	一三一	二七一
安永二年	五三	一四九	一二七	二七六
同五年	五五	一二七	一二四	二六一
同七年	五三	一四〇	一二三	二六三
天明元年	五二	一三一	一三〇	二五一
同四年	五三	一二四	一一六	二四〇
同七年	五一	一〇八	一二五	二三三
寬政元年	四八	九〇	一〇四	一九四
同四年	四七	九一	一〇四	一九五
同七年	四六	九七	一〇六	二〇三
同十年	四九	一〇六	一〇六	二一二
享和元年	五〇	一一八	一一一	二二九
文化元年	五一	一二三	一二二	二二五
同三年	五〇	一二五	一二六	二三一
同七年	五一	一二一	一二五	二三六
同九年	五〇	一一八	一一一	二二九
同十三年	五〇	一二六	一二一	二四七

年號	戸數	男	女	計
文政元年	五一	一二四	一二一	二二五
同四年	五四	一二四	一二五	二二九
同七年	五五	一二四	一二五	二二九
同十一年	五三	一二九	一二八	二二七
天保元年	五〇	一二八	一二八	二五六
同五年	四九	一二五	一一七	二四二
同九年	四六	一三〇	一一九	二四九
同十三年	四七	一二七	一一八	二四五
弘化元年	五一	一二三	一一七	二三九
同四年	四九	一二七	一二五	二五二
嘉永元年	五一	一三一	一三一	二六四
同六年	五五	一四八	一三八	二八六
安政二年	五四	一五四	一三五	二八九
同五年	五六	一五三	一三九	二八二
萬延元年	五六	一四九	一三三	二八三
文久元年	五七	一四四	一三七	二七一
元治元年	六〇	一五一	一三四	二八五
慶應元年	六二	一四六	一一八	二六四
同一年	六二	一四六	一一八	二六四
明治元年	六四	一四三	一一六	二六八
同三年	六五	一五一	一四五	二九六
同四年	六五	一五三	一四七	三〇〇

（大同小異に付略する所あり）

系譜　當地松永氏は明德四年正月美濃路の軍功により、足利義滿より父方松野氏の一字と母方永井氏の一字とを合して松永氏をたまひしものなりといふ。初め近江國に住し、春稔城の地頭なりしが、後當地に移住せりとぞ。

古文書　（松永金吾氏所藏）

近江國內野合戰功在ニ依テ右國川瀨之鄉春稔ノ城向後可爲守護者也。彌可抽忠勤如件。

明德元年三月九日　　義滿

松野丹後守殿

村定　其一

一、村中年禮之儀此節相互差止可レ申候。尤寺方井親類之內者格別之事。

一、每春御佛前へ備候御鏡餠同行中へ披露之儀、向後差留可レ申候。寺方ハ志次第申入、夕方同行中寄合、相續之儀は茶斗りにて無二斷絕一相勤可レ然事。

一、平日共親類突合之儀心安く取斗ひ、振舞等も菜付食にて可二相濟一事。

一、年忌證月法事志之義寺方申入候事は志次第、人大勢相招候儀差止可レ申候。親類之もの斗りにて隨分輕く執行可仕事。

一、死去葬禮之節人大勢不レ寄樣輕く執行可仕候。村方幷他村より悔ニ相見え候衆中え酒出し候とも、小盞にて輕く可二相濟一候。嫁取聟取初產等の祝儀も右に准し隨分人少に輕く可レ仕候事。

一、村中百姓下々迄衣類之義分限より粗相なるを着し、過分の儀無之樣相心得可レ申事。

一、御講寄之儀近村申合差止候間、向後御講之節は親類之內たりといふとも、一切立寄申間敷候。寺より直に可レ歸事。

一、村方ニテ取酒賣候儀、來丑之春より堅停止之事。

一、自今以後人足等持出候晝食之儀、村內は不レ及レ申他村え罷出候節たりとも麥飯を可レ致二持參一事。

右之通村方相談之上、隣村申合相定候條、書面之趣五人組限申合、向後急度可二相用一候。此書付五人組頭宅にはり置可レ申候以上。

明和五年子極月廿日

村定　其二

一、博奕、とみ、三笠附惣而賭之諸勝負等之儀御法度之筋前々被二仰渡一候通、彌堅相守無二油斷一五人組限相改、悪事之宿等一切致間敷候。御制法之儀を相守候得ば畢竟人之爲に而は無レ之、自身之爲に候間組中申合相互に異見を差加、何事によらず無法之義無レ之樣、物毎實躰に相愼み、家業を第一に心懸可申事。

一、御堤根通にて土取候所も有レ之、尤も取跡埋返候も相見え候得共、御堤之疵付候義は大切之御事に候。且又畤石等取ちらし候樣成る場所も相見え、旁以て不届至極に候。向後右躰之儀堅致間敷候事。

附御役所より被二仰付一御堤通に植付有レ之候諸木大切に相守、切折引捨候樣成儀曾而以致間敷候。且又御堤通芝草猥に刈取間敷儀五人組頭より差出置候書付之通、急度相用可申事。

一、圦樋等之古木を取はなち、隱取候義有レ之甚以不届之事に候。向後右躰之儀相顯候はゝ、申上、可レ及御吟味候間、急度相愼可申候。若古板等はなれ候義見及候はゝ早速庄屋所へ可レ致二持參一事。

一、近年道筋之土を猥に搦取、居屋敷等へ持運候族も有レ之、且又江堀之土を任二勝手一田方へ引揚候も有レ之、道筋及二破損一甚不埒之事に候。向後右躰之儀堅致間敷候。尤江堀土之儀道とあぜ双方修覆に相用ひ、其上江床高く水行又は舟往返之障にも相成候はゝ、左右之地主申合、双方へ堀上候樣可然候。惣而面々引得田かまちの道筋は隨分心かけ破損無レ之樣に可仕候。勿論道を切欠又は江筋へ田畑を仕出し申間敷事。

一、堀上田いたし候堀之内にて地主えも不レ斷猥に魚獵かへ取等致し候族も有レ之、御田地損亡に相成候。向後右場所へ一切立入申間敷事。

一、畑畔田のあぜにてへぎ草等致し候もの有レ之、田畑の土をそき取られ候儀迷惑之由、地主及二難澁一候。以後他人の地内にてへぎ草は不レ及レ申上草たりといふとも一切刈取間敷事。

附道筋たりともへき草堅く致間敷事。

一、蘆まこも猥に刈取候族も有レ之、不埒之事に候。是は持主より見出し、相斷候はゝ畢竟盜人之筋にて村法の捌に相成候間、其旨を存、自今以後急度相愼候樣五人組限可申合事。

一、魚捕候爲、江堀橋下圦口等にふりを張、又はあぜをかけ、うふを伏、あみを引、水落之妨致間敷旨、連々申合候事に候へとも近來等閑に相成候。向後五人組限申合、右躰之儀堅仕間敷候。若相背候もの於有之は、見付次第獵具引揚、庄屋所へ可致二持參一候。其上可レ及二急儀一事。

右之通近來猥に相成候に付、相談申定候條、此書付五人組頭宅に張置書面之趣、堅相用候樣組中子共幷下人等迄申合、無法之儀不二相働一候樣急度相愼可レ申候。此上相背、我儘相働候もの有之候はゞ、評議之上本人は不レ及レ申其五人組よりも夫々過料可差出候以上。

明和九年辰五月

大字三郷小字横屋

沿革　當地は慶長五年迄は高須藩高木十郎左衞門及津屋高木八郎左衞門の領地なりしが、同年十一月より德永氏の領地となり、寛永五年御料に轉じ、代官石原清左衞門の支配となる。承應三年清左衞門竝に岡田將監の檢地を受け、高四百二十一石六斗八升三合を津屋より分ち横屋村とす。延寶元年森半入新田開墾、同五年石原清左衞門堤外高八十九石三斗六升の檢地を受く。寶曆十三年大垣預所となれり。

村高　高辻五百十一石四斗三合（堤外草場共）

延寶六年御免定

一、高四百二十一石六斗八升三合
　内　百四拾石九升　　午水損當不納
　殘高　二百八拾壹石五斗九升三合　　毛　付
　此取八拾七石二斗八升八合
一、高八十九石三斗六升　　同所堤外草場
　内　高二十四石六斗三升　　延寶五年改新開
　此取四石九斗七升五合

高六拾四石七斗三升　堤外草場
此取八斗二升二合　見取

庄屋

庄屋（萬延）彌十郎（寛文）七右衛門・長三郎（延寶）甚右衛門・藤右衛門（元祿）甚右衛門・藤右衛門・彌右衛門（寶永）藤右衛門・彌右衛門・彌太夫・孫九郎（寶曆）孫九郎・與十郎（天明）藤右衛門・彌右衛門・孫九郎・與十郎（寛政）孫九郎・與十郎（享保、文化、文政、天保、安政）孫九郎・藤右衛門・加太夫（文久）藤右衛門・加太夫・篤平・藤太夫（慶應）藤右衛門・彥內

人口

人口

年號	戸數	人口	男	女
元祿七年	三三	二七八	一六二	一一六
同十五年	三二	二七〇	一五五	一一五
同十七年	三二	二九〇	一五八	一三二
天明二年	六二	二一八	一二〇	九八
同八年	六二	二九四	一〇五	一八九
寛政十年	五四	一九四	一〇三	九一
享和二年	五三	一九九	一〇六	九三
文化六年	五二	二一二	一一四	九八
同九年	五二	二二〇	一一八	一〇二

年號	戸數	人口	男	女
同十年	不明	二二一	一二三	九八
同十三年	五三	二四五	一三六	一〇九
文政六年	五八	二八四	一六五	一一九
同七年	五八	二八二	一六三	一一九
同八年	五八	二九二	一六三	一二九
同十年	五五	二六六	一四五	一二一
同十一年	六〇	二九〇	一五九	一三一
天保八年	五六	二八六	一五二	一三四
同十四年	五六	二五六	一二七	一二九

年號	戸數	人口	男	女
同十五年	五七	二七七	一二七	一三〇
弘化二年	五八	二六六	一二八	一三八
同四年	五八	二七六	一三一	一四五
嘉永四年	六一	二七八	一三一	一四七
同五年	五九	二六二	一二八	一三四
安政五年	五七	二七三	一三八	一三五
同六年	五七	二六四	一三三	一三一
文久元年	五六	二四五	一二一	一二四
同三年	五六	二四一	一一九	一二二

古文書

古文書

今度當國多藝郡横屋新田再作に付伊勢田貳町之分、新田仲間より兩人へ進之候。然上は兩人より御師殿へ被レ遣堤成就之御祈念御願可レ有レ之永代伊勢田相違有間敷者也。

寛永二十一年十二月

牧武左衛門
谷宗齊
西堀佐左衛門

高橋六左衞門殿　　早野勘左衞門
山路半左衞門殿

村締取極

當里は慶應の前後に於て上流の者意志互に相反し、紛擾日に盛んにして里内治まらず、依て其筋より兼帶庄屋彦内に命じ、之を調停せしむ。其時取極めたる村締左の如し。

横屋村之儀近年重立候者共氣脈相離れ、人氣區々に而彼是差入組、村方相治り不レ申、追々御役所樣へ奉レ懸二御苦勞一重々奉二恐入一候。然る處今般格別之御慈悲思召を以て、兼帶庄屋彦内へ熟談方御聲懸り被成下置候に付、則双方へ入渡り熟談相整ひ候趣意左の通り。

一、孫九郎義跡相續人出來次第庄屋役相願可二申上一事。

一、年寄之義重次郎・忠右衞門・嘉十郎御願申上當番之儀は祐平前書三人之者一ヶ年つゝ廻り番に相勤可申事。

附り百姓代之儀も右四人之者一ヶ年つゝ廻り番に相勤可申事。

一、御用井に村用に付役人寄合候節は、孫九郎方會所に可致候事。

一、追而庄屋役相立候迄差當り候御用井に村用共年寄當番之者相勤可レ申、諸割賦は勿論取立物其外重立候儀は、都而兼帶井村役人共會所へ罷出立會取計可申事。

前書之通り今般一同示談之上取極候上は、相互に違背致間敷者勿論、是迄之意氣地解合、向後無二隔意一睦敷御百姓出精可致候爲二後年一一同連印仕置候處如件。

慶應元年丑十二月

會所　孫九郎印
年寄　祐平印
百姓代　十次郎印
同　忠右衞門印
同　嘉十郎印
年令　七郎右衞門印
庄屋　天野藤右衞門
兼帶庄屋　彦内

第五節　下多度村

位置、地勢

位置地勢　本村は養老郡の南端に位し、多度山脈の山麓に村居す。西は山頂を以て三重縣と境し東は池邊村に隣り、北は上多度村、南は海津郡城山村に接す。津屋川は村の中央を南流し、東南に周回一里の下池を控へ、土壤肥沃の地なり。

大字

大字　津屋・志津・志津新田・若宮・船見

字

字【津屋】堤田　株木　ヌリ田道下　ヌリ田道上　溲田　總作　五反田　川東　上戸樋　中嶋　浮島　大墳　小名　北河原　栢ノ木　中原　山新田　河原中　大堀　觀音　宮西　川並　神明　正蓮寺　山神　寺屋敷　清水　下川並　天皇森　清水屋敷　中屋敷　上屋敷　廣畑　八幡　假畑　鐘鑄場　南谷　河原添　十二町歩　北谷　段ノ尻【志津】菖蒲原　川並　澤　大藪　野中　北屋敷　南屋敷　仲原　横割　山田　南條　井口　小谷　後谷　高祖　峠古谷　南山　下池　總名池ヶ谷【志津新田】甚左衞門屋敷割　上屋敷割　下屋敷割　一番割　二番割　上三番割　下三番割　梨木割　杉池　堤西　山畑【若宮】宮下　無生東　村下　村北　北原　北河原　新開所　立山添　立山【船見】前並　東屋敷　北畑　西屋敷　久內起　替地　外ニ古堤新開

沿革

沿革　明治十七年十月津屋村船見村・志津村・若宮村・志津新田村の五箇村聯合して、組合役場を設置し、同廿二年七月一日之を合併して始めて下多度村と稱し、舊村名を大字とす。村名は多度山麓

の下方に位するに據る。同三十年四月一日町村廢置分合の際、池邊村大字釜段字古堤新開の一部を下多度村に編入す。字古堤新開卽ち之なり。石津郡德田新田を下多度村に併合する議ありしが、斯くては村の南北長二里餘に亘り行政上不便少きのみならず、志津、德田新田間十三四町の距離あり、人情風俗自ら異なるを以て遂に成立せざりき。

聯合戸長及村長　石川健造・古川潔・安藤彌兵衞・高木周吉・石川兼次郎・石原敏雄

戸長及村長

統計一覽表

大正十年統計一覽表

| 地土 | | |

社寺	社	一五
	寺	五
衛生	病院	一
	隔離病舍	一
	醫師	一
	製藥者	一
	藥種商	一
	藥劑師	一
	產婆	一
議員	衆議院議員	一
	縣會議員	一
	郡會議員	一
	町村會議員	三

町村歲入		円
町村稅		二、三二五
夫役現品		一
財產收入		一、三三三
繰越金		二、四二九
交付金	國稅	一九八
	縣稅	一四三
寄附金		一、二一〇
補助金	國庫費	一
	縣費	三、一五〇
	郡費	四七
公債		一
其他		一、四九七
計		二三、二三三

町村歲出		円
役場費		三、七二四
土木費		一二一
	臨	八二九
教育費		九、三六二
衛生費		五、六六四
救助費		一
勸業費		九
警備費		一六〇
諸稅負擔		一、四九六
公債費		一
財產造成費		一、三一四
	臨	二〇九
其他		二八三
計		三三、二九

公課	國稅	四、一九三	円
	縣稅	八五一〇	
	町村稅	一三、二一五	
	水利組合費	一、一一八	
	計	二六、〇四六	
町村吏員		三三	人
諸團體	日本赤十字社員	二一七	
	愛國婦人會員	六四	
	日本海員掖濟會員	一六	
	青年團員	八六	
	在鄉軍人會員	六五	
	戶主會員	一	
	處女會員	九一	

大字津屋

沿革　當地往昔は伊勢入海に瀕したる津港なりしより津屋と稱するか。三河國猿投神社古地圖にも海濱に津屋の名を記せり。村老曰く、當里の人昔は多度山峽に棲みしが、何時の頃よりか里近く下り來れり。今なほ西山谷に瓦陶器など破片を見ることありと。郡村記には津也、因果物語には露、美濃諸舊記には津屋とかけり。明應年中高木八郎左衛門の所領なりしが、慶長五年十一月より德永領となり、寬永十一年より大垣領となれり。

村高　（正保二年）

一、五百二十二石五斗六升　本郷
　外ニ金壹兩　池役
一、三十七石七斗五升八合　中島新田
一、無高　等ノ原
　安政二年御免定（違算あれども元本のまゝ）
一、高辻八百九石九斗九升五合
　内　高八十三石九斗六升九合　永引地
　　高百十七石九升七合　諸引地
　　高二百四十五石七斗九升八合　田方
　　分米百十三石三斗一升三合　定四ツ六分一厘
　　高二百八十一石九斗八升七合　畑方
　　分米八十四石八斗七升七合　定三ツ一厘
　　高二石四斗九升三合　長池太左衛門分
　　分米七斗四升八合　定三ツ
　　高十五石五斗六合　新開
　　分米四石六斗六升七合　定三ツ一厘
　　高六石五斗四升五合　堤外田
　　分米一石一斗二升六合　定一ツ七卜二厘
　　高三石二斗七升八合　見取分田方
　　分米一石五斗八升　定四ツ八卜二厘
　　高二十二石九斗九升四合　同所畑方
　　分米七石三升六合　定三ツ六厘
　　高二十六石七斗七升八合　藻成
　　分米一石一斗五升六合　定四分三厘
　　高皆諸引　低地分
　　高三石五斗三升二合　別畑分
　　分米一石二斗一升一合　定三ツ四分三厘
合二百十五石七斗九合　欠口
　十石七斗八升五合
　　津屋中島
一、高辻三十七石七斗五升八合　定四ツ六卜一厘
　　分米十七石四斗六合　欠口
　　八斗七升
　　等之原新田
一、高辻百十四石八斗六升
　内　高七石五斗九升一合　諸引地
　殘　高百七石二斗六升九合
　内　高八十二石七斗四升一合
　　分米十一石九斗一升五合　定一ツ四卜四厘
　　高二十四石五斗二升八合　見取林
　　分米一石二斗二升六合　定五卜
　合十三石一斗四升一合　欠口
　六斗五升七合

庄屋　先祖筋書

庄屋（明暦）七兵衛・清左衛門・文三郎（天明）久六（明和）久兵衛（文政）藤十郎（維新前）幸右衛門（維新後）幸吉

先祖筋書

本先祖筋書は元文元年三月下旬當里の住人惣太夫といふもの四十三歳の時古老より村人の祖先を聞き記錄したるものなり。

一、水谷權左衛門先祖は駒野出之由。
一、大橋藤左衛門先祖は河戸村出之由。
一、寺倉七兵衛先祖は近江出之由。
一、寺倉孫助先祖は江州出にて小倉より引越候由。
一、星野彌兵衛先祖は尾州赤目出之由。
一、吉田主膳、俗名權三郎にて太田出之由。
一、小原八左衛門先祖畫井村出之由熊坂一類之由。
一、喜作先祖は住居之者之由に候。
一、石川李左衛門祖父は成戸村出之由、清左衛門世話の者之由。
一、次兵衛は高木様付之者之由。
一、勘兵衛先祖は高木様付之由。
一、美加見六左衛門殿は德永法印様御親類之由ニテ、當村に住居ナレ𪜈無レ跡。
一、神保半兵衛は右家老筋之由子なし。養子半兵衛は秋江村の者にて子なし。
一、傳三郎は土岐邊の者にて、七兵衛殿取廻し者之由。
一、市村茂兵衛は市橋出也。
一、田中曾兵衛は有尾村出也。
一、藤七は曾平引廻し者也。
一、惣七は半右衛門子下人筋也。
一、又吉は高須出之者也。
一、傳兵衛は今尾出也。
一、高木本慶寺は志津野中住居之由、證如上人御時學力被レ在津屋村何某の聟に被成津屋村へ御引越被成候由に候。
一、西林坊も本慶寺妹聟故同き名字被ニ相成一候。
一、祐念寺先祖は其後高木氏下女產し子を御門前に居申し候百姓三太郎と申者もりそだて相續致候。

白山氏子

一、河野新右衛門先祖は表佐村出之由。
一、間山助藏先祖は小倉より引越之由。
一、九郎兵衛は助藏引廻し者にて北山者之由。
一、西脇次左衛門先祖は龍泉寺村出之由。
一、古川權左衛門先祖は桑買舟人にて右次左衛門を賴居に付引廻し者之由寛文五年之頃引越之由。
一、又六は助左衛門ひろい子也。

牛頭天王氏子

一、近藤平兵衛先祖は高木様付之由。
一、伊藤吉三は江州彦根出也。

正八幡氏子

一、堀田佐右衛門先祖は津嶋出之由にて高木様に相勤候由
一、近澤長兵衛先祖は飯木村出か。
一、佐藤四郎左衛門先祖は志津村出の由。
一、高木久助先祖は志津野中出之由。
一、又八先祖は西林坊付の者の由。
一、高木文右衛門は住居之者にて、子文助行衛知れずに成候。
一、孫兵衛は志津出之由女子一人にて次郎助へ遣し跡なし
一、長左衛門先祖は浪人にて兄弟二人弟儀次郎子なし。
一、十兵衛先祖不知。
一、市右衛門は長兵衛家來之者。

大字志津

沿革 當地は津屋と同じく往古伊勢入海の良津なりしか。古老の言に村の西に後谷といふ峡あり。往昔は其あたりに住せしよし。今に木炭土器瓦の破片を後谷にて發見することありと。志津の名は元應年間刀匠兼氏の住せしより世に知られたり。慶長十五年平岡因幡守・鈴木左馬助・和田河内守の檢地を受け、同年又葛岡四郎右衛門・山路左兵衛・來りて志津山の見分を爲し、字いけの谷を德田村入會山となせり。慶安三年大洪水の爲に鍛冶屋谷崩壞す。承應元年志津新田開發。寛文十二年庭田村と山論をなし、檢使木村園右衛門・古田小八郎・早野彦兵衛臨檢せることあり。

一、作兵衛は善之衛引廻し者。
一、孫三先祖は垂井出之由。
一、長助は若宮村の者にて惣太夫引廻し者也。

今熊野氏子

一、岩田孫右衛門先祖は大石村より引越寛文八年初て姓名相付候者にて七兵衛村方相談之上住居被ㇾ願候者に御座候。
一、伊藤甚六は奥條村出之者に候。
一、所平は右甚六を願住居之由。
一、惣太夫先祖は尾州津嶋出にて、堀田佐右衛門と申、市橋下總守様へ御奉公、永祿年中高須御城主高木十郎右衛門へ被二召出一堀戸藤太夫と申御奉公相勤被中候由。

村高

村高

寛永八年十一月六日御免割

一、高七百六十五石四斗四升　田畑屋敷山共
此取三百二十九石一斗三升九合　四ツ三分取
一、新田高八十三石一斗五升六合
是ハ未年御檢見ニ水損毫モ無之候
寛永十六己卯年辰ノ九月晦日檢地
上田十六町三段八分　十五取
分米二百四十四石五斗四升
中田八町二畝歩　十三取
分米百四石二斗六升
下田十町四段十七歩　十一取
分米百十四石四斗五升七合六勺
田數合三十四町七段二畝二十五歩
分米四百六十三石二斗五升七合六勺
上畑十町二段四畝十二歩　十一取
分米百十二石六斗八升三合二勺
中畑八町八段二十一歩　九取
分米七十九石二斗六升九勺
下畑九町二畝十五歩　七取
分米六十三石一斗七升五合
畑數合二十八町七畝十八歩
分米二百五十五石一斗一升九合一勺
屋敷合二町一段二十歩　十二取
分米二十五石二斗八升
田畑屋敷合六十四町九段一畝三歩
分米惣七百四十三石六斗五升六合
山高七石五斗
惣高合七百五十一石一斗五升六合三勺
尚明暦元祿の間に檢地せし石高左の如し
一、高八百四十八石五斗九升六合
内　四百七十五石一斗九升　田方
三百六十五石九斗六合　畑方
七石五斗　山高
一、高九百二十九石六斗四升九合　古新開
一、高二百七十七石一斗二升四合　後新開
内　六十七石一斗四升三合　起返分
二百九石九斗八升一合　新開
高辻合二千五十五石三斗六升九合
内　六十五石九斗四升三合　御再檢減
殘高千九百八十九石四斗二升六合
内
一、高六百七十三石八斗五升三合　本田
一、高百十七石一斗四升四合　孫兵衛分
一、高四石八升五合　小見取

一、高三百九十六石六斗三升四合　承應元年新開　志津新田
一、高一石二斗　小見取
一、高六百二十七石九斗六升六合　明暦四年新開　釜之段無改

一、高百五十石　同年新開　釜之段兵内分
一、高十八石五斗三升四合　小見取

庄屋　(慶長)七郎兵衛(寛永)七郎兵衛(正保)長左衛門(承應、享保、寶暦)長左衛門(明和)彌八郎・幸右衛門(文化文政)九平治(弘化)半平(嘉永)重治郎(安政)一郎右衛門(萬延)助太夫・要助(明治維新頃)彌兵衛

七ッ墓　明和六年庄屋安藤幸右衛門と立會役太平・幸平太・三郎次・勘右衛門の四人戸田采女正に上納する年貢米につき、不正の事ありとて村民との間に紛騒を醸せり。時の總代森仲四郎・高木平四郎の兩人之を仲裁せんとて縦横盡力する所ありしに、領主戸田侯右七名共に不正の廉ありとて同年十二月入牢を命じ、翌七年三月六日午前六時死刑に處せり。當地桂林寺住職問靜刑場に走りて赦免を請ひしに、其時既に遅く七人中最も輕罪のもの一人處刑を受けし後なりき。役人問靜に　へて曰く、既に輕罪の者刑を受く、其他の者いかでか赦すことを得んやと。依て悉く之を磔せり。問靜涙ながらに七人の首を請受け、鄉里に歸りて七個の墓をたて、其菩提を弔ふ。世に之を志津お訴訟といひ、其墓を七ッ墓といふ。

系譜　當地安藤氏は稻葉郡鏡島城主土岐氏の臣安藤より出で、範光の時に至り主從七人志津に來り、德永法印の意により百姓となれりと。又安部氏は安倍貞任の後裔なりと傳へ、明治四十一年三

月志津丸山に貞任の碑を建設せり。

大字志津新田

沿革　承應元年志津住人當地を開發し、志津新田と稱す。當時は津屋川以東に村居せしが、いつの頃か水害を遁れ今の高地に移轉せりといふ。

村高　三百九十七石八斗三升四合

庄屋　（寛文）與五右衞門（明和）常吉（天明）久六（附名主）（維新前）恒造（維新後）重右衞門・團兵衞

人口　寛文六年二十戸男六十人女四十八人計百八人

大字若宮

沿革　多藝郡若宮石窟記に美濃國若宮てふ所は、往古若宮何神と祝ひ祭れる神の御社など有けんを中昔の比世の亂ありて國々さわがしかりしまぎれに、さるべき社もやけ亡ひたるたぐひにて、此所の若宮も失はれて、今は荒野となりけるにやあらん。昔大なる鄕より分れて小宮などしつらひ、若宮何神と假にとなへ、終に村名となりたるなるべし云々。

村高　高辻十二石六斗一升

内　拾壹石二斗壹升　畑方
　　壹石四斗　山年貢

新撰美濃志に新田墾て百五十石となるよし記せり。

庄屋　（前維新）源左衛門（後維新）幸助

大字船見

沿革　不詳。村の位置高所にありて交通の船舶を見しより村名としたるか。なほ考ふべし。慶長元和の交。德永領なりしが、寛永十一年大垣領となれり。

村高

安政二年御免定

一、高辻七十四石二斗七升

内　十四石五斗五升四合　永引地　四石五斗七合　諸引地

殘高　五十五石二斗九合

内　高十三石五升　田方　此米二石六斗三升六合　定二ツ二厘

高三十二石二斗九升九合　畑方　此米六石一斗三升七合　定一ッ九分

高九石八斗六升　除下　此米七斗八升九合　定八分

合九石五斗六升二合

庄屋　（前維新）和助（後維新）作太夫

第六節　池邊村

位置地勢　本村は養老郡の東南部に位し、西は上多度・下多度兩村に境し、東部は揖斐・牧田。兩川を隔てゝ海津・安八の兩郡に隣り、南部は津屋川・揖斐川を越えて海津郡に對し、北は笠郷村に境す。地勢低窪海拔僅かに數尺、頻年水害を蒙れり。

大字　大字

沿革

大字　大巻・瑞穂・根古地・大場・釜段・駒野新田

字【大巻】イノ割　ロノ割　ハノ割　ニノ割　ホノ割　東ヘノ割　西ヘノ割　トノ割　道上トノ割　道下チノ割　東リノ割　西リノ割　ヌノ割　ルノ割　ヲノ割　ワノ割　カノ割　大割　四段割　下西葭野　下東葭野　上東葭野　上西葭野　西川並　東川並　吉田【瑞穂】枠池　柳原　大代　志津　和名田　神代（旧ママ）　西條（旧ママ）　富貴　旭　大前　垂穂（大正十三年三月編入、同十三年四月一日ヨリ改称ス）【根古地】大場東　一町割　南苅又　北寺西　南三間丁場　北三間丁場苅又　池田　小曲輪　城屋敷　又掛　払切　苗代南寺西　菖蒲原（旧ママ）五段割　西五段割　一番割　南町　三ノ割（旧ママ）江ノ橋前　江ノ橋　大野【大場】外池　大豆田　宮屋敷　椋ヶ原　屋敷割　植伏場　橋西　大桐道下　上土取　下土取　池田　島南東一町地　中一町地　西一町地　一番割　下割　二段割　堀割　南屋敷【釜段】吉田　吉田西割宮前　替地南　菖蒲原　新開　亀井屋敷割　中島　徳崎　宮方　亀井嶋崎　新田　福角　野税場徳田新田　飛地【駒野新田】苗代割　六段地　江西　五畝割　臺所地　龍骨　三軒屋

沿革　明治十七年十月大巻村に大巻村役場を置き、同時に根古地新田に根古地新田・根古地・釜段・大場・駒野新田五箇村聯合して、根古地新田外四箇村組合役場を設く。同十九年十一月右二役場聯合して、大巻村外五箇村組合役場を置き、全村組合經濟共通とす。同廿二年十月町村制實施に際し、組合を解除し、一は大巻村となり、一は根古地新田外四箇村組合に復す。明治三十年四月一日町村

戸長及村長
統計一覽表

分離併合の際、又打つて一村となり、始めて池邊村と稱す。村名の由來は下池の邊に位置するを以て池邊村と稱せり。當時村名を附するにつき諸說ありて曰く、池邊の文字字畫多くして、永久に記載上困難なり。加之當村は養老郡の下方に位するが故に、下里村と稱するを可とすと。又曰く本村は大部分揖斐川西岸に位するを以て川西村と稱すべしと。然れども是等諸說は遂に成立を見ざりき。

聯合戸長及村長　足立元右衞門・國枝彥太郎・竹井弘喜・鬼頭兵內・兒玉基右衞門・山田貞策

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	土地 官有地	土地 民有地 有稅地 田	畑	宅地	山林	原野	其他	計	免租地
九六三・九町	二三町	一・二〇里	一一七八丁	六三二六町	七四九	二八二	五	六六	七〇・一	八一七・九	—

戸口 本籍人口	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	現在戸數	職業（本業） 農業	水産業	鑛業	工業	商業	其他	計
三、九六四人	二、〇六八	一、九九八	四、〇六六	六〇九戸	五六五戸	—	—	一八	八	一八	六〇九

生産額 農産	畜産	工産	水産	鑛産	林産	計	會社 株式	合名	金融 銀行 株式	合名	質屋
二八、六四三円	九、四七六	二、七三二	三、七八九	—	—	三〇一、六四〇	—	—	—	—	—

交通 國道	縣道	里道	停車場	郵便局	郵便函	船舶	諸車	教育 小學校	補習學校	青年團	處女會
—	—	八〇〇・〇〇間	—	—	四	四八一	二八八	一	一	一	一

社寺		衛生					議員		
神社	寺院	病院	隔離病舍	醫師	製藥者	藥種商	藥劑師	產婆	衆議院議員	縣會議員	郡會議員	町村會議員
一〇	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三

町村歲入										
町村稅	夫役現品	財產收入	繰越金	交付金 國稅	交付金 縣稅	下附金	補助金 國庫費	補助金 縣費	補助金 郡費	下渡金 其他	計
一七、三七七円	一	一三〇	一、四一四	三五六	二、三二	一三八	一	一、一二〇	一	五一九	一三、三二二 三四、五八八

町村歲出										
役場費	會議費	土木費	教育費	衛生費	補助費	警備費	勸業費	諸稅負擔	神社費	財產造成費 其他	計
五、九九二円 二〇九	四三二	一、〇一四 六一	六、八五五 五九九	一三一 一、三九一	一、三三二	一	一	二、四八七 六〇八	一五一	三七七 一二、五〇	三三、四九〇

公課				町村吏員	諸團體				
國稅	縣稅	町村稅	水利組合費	計		日本赤十字社員	愛國婦人會員	日本海員拔濟會員	青年團員	在鄉軍人會員	主婦會員
九、〇九二円	一〇、七七三	二八、四六六	九、六四一	五七、九七三	一七	一五四	四四	一八	二一〇	一四六	一一四

大字大卷

沿革　當地は元安八郡大牧村・大牧新田及元石津郡高柳新田・高柳古新田・小坪新田・の五箇村より成る。大牧村は元二木庄と稱し、大牧新田は元河內屋土佐屋の支配所にて荒蕪の地なりしが、寛文七年未年鬼頭吉兵衞之を開發し、明治二年二月此二村を合して大牧村と稱し、明治八年十一月多藝郡に編入す。高柳新田は寛文十年正悅・淸太夫・三十郎の三人協力して創開し、高柳古新田は開發年

月不詳なるも高柳新田より古きは其里名にて明かなり。小坪新田は承應二年の開發なり。高柳新田以下の諸村は明治九年大牧村と合村し大牧村を大巻村と改む。

庄屋

年號	大牧	大牧新田	高柳新田	高柳古新田	小坪新田
明和	平太郎	不詳	不詳	不詳	不詳
天明	庄兵衛	不詳	三十郎	惣兵衛	彌三郎
文政	周次	不詳	運四郎	不詳	彌三郎

古文書

大牧新田覺書寫

一、濃州安八郡大牧御新田之儀先年今尾・土倉・脇野・大牧等河內屋土佐屋支配之野跡ニ而御座候處、曾祖父吉兵衛見分仕、明暦三酉年御代官村瀨七郎右衛門殿奉レ願御新田究之儀大牧野之分今尾大川端ゟ西は根古地新田、南ハ釜段小坪新田、東ハ高柳境迄御高百拾八石八斗九升五合、場所不レ殘被二仰付一草野御年貢米二百拾石六斗四升六合二勺一才定納ニ御請、御年貢差上、堤圦出來仕候年ゟ五ヶ年ハ右定納草野御年貢差上、右之內御堤切破損等出來仕候者、自分ニ御普請可仕候。後五ヶ年御檢地を請、拾町百石ニ付御定免四つ三ト之御年貢を差上、其節は御堤御修覆等御普請被二仰付一右拾ヶ年相過申候ハヽ、又御檢地を受、御見立之御年貢指上可申候筈ニ而被二仰付一御請之一札差上申候而手前金を以、大分之御堤築立、江筋を建御新田出來、寛文七未年御檢地被二仰付一御定免四つ三ト之御年貢上納仕申候。寛文拾二年又々御檢地被二仰付一候。從レ是御見立之御年貢上納ニ罷成申候。

大字瑞穗

沿革　當地豐織時代は荒蕪の地なりしが後藤義明京都より下り正保二年領主の許可を得て開墾し、慶安五年檢地を受く。此地元根古地新田と稱せしが大正十三年四月一日瑞穗と改稱せり。

村高　庄屋

村高　（文久三年）（違算あれども元本のまゝ）

一、千百五拾五石八斗八升

此譯

一、畑高百九拾三石六斗三升八合

内　九拾石六斗三升八合　諸引

残　百三石

一、二百九拾九石八斗六升四合　諸引

残　六百七十七石六斗六升　内七十九石七斗一升八合寅眞菰生起返

田畑共残高　七百八十石三斗七升八合

庄屋　（明和）利右衛門（天明）權介（文政）武兵衛・利左衛門　（以下不詳）

大字根古地

沿革　里傳に寛正年中古田彦右衛門安久此地を領し、自ら開發せりと。寛永十八年村高四百三十六石の新田を起し、檢地を受け、村名子古地を根古地と改稱せりと。

村高　高辻七百九十四石二斗二升九合　（新開を除く）

内　六百七拾六石二斗二升九合　新開

六百拾四石八斗四升　田方

百七拾九石三斗八升九合　畑方

外ニ小物成金壹兩壹分二朱　池役

庄屋　（明和）淺右衛門（天明）同上（文化文政）甚兵衛小左衛門　（以下不詳）

大字大場

沿革　當地は大場村と大場新田より成り、明治二十年一月廿七日合村大場村と稱す。元大場村は和名類聚抄に在る石津郡大庭郷か。大場新田は慶安五年大場村地内村高二百石を根古地新田に編入し。明暦二年根古地新田地内先の村高二百石に新開發地三十九石を加へ、二百三十九石と、有尾村地内村高百六十石を合せ、大場新田とす。

村高

一高五百六石五斗五合　太閤檢地

内

四百五十九石一斗五升五合　新開
三百九石四斗八升四合　田方
百九十七石二升一合　畑方

享保元年現在調査

一、高辻五百六石五斗五合

内

一、二百石慶安五年檢地根古地新田へ入
一、二百三十九石七斗二升二合
　内百六十石有尾村より入殘部明暦戌年開發悉く大場新田へ入
一、六十六石七斗八升三合　本村分起返し

内

七斗二升五合
二石九斗一升二合
殘　六十三石一斗四升六合
此取二十二石一斗一合

外

畑　四段八畝五歩
此取五斗七升八合

一、銀九匁
一、銀八匁
　合米二十二石六斗七升九合
　銀十七匁

文久二年調査に

一、六十六石七斗八升三合
一、四百七十四石六斗四升

神田
前々永引
有高
三ツ五分

見取
段一斗二升取

池運上
鳥札運上

大場村
大場新田

庄屋　（寶暦）勘十郎（明和）忠八（天明）八郎兵衛・佐平次・惣右衛門・久兵衛（文化文政）八郎兵衛・彦右衛門

墓石　沿革　村高

墓石　當地岡田民二方に文龜三年十二月廿四日と刻する墓石あり。大場堤防修理の際、堤下より發掘せしものなりと。

大字釜段

沿革　當地は明暦四年下多度村志津の住民下池の東南方高三百八十三石九斗六升六合の原野を開發し、寛文十年村高六百八十四石九升六合に增加せり。元祿十四年無地高百六十八石五斗三升四合を加へ、村高八百五十二石六斗三升となる。此年此内五十六石一斗二升を石津郡德田村枝郷釜段村と稱し、殘七百九十六石五斗一升を釜段新田と稱せり。明治七年九月釜段新田を釜段村と改稱し、明治三十年池邊村の大字となれり。

村高

七百九十六石五斗一升　開發當時

安政二年御免定

一、高辻七百二石五斗五升三合

内

十七石六斗二升五合　永引地

百七石一斗七升五合　諸引地

殘高五百七十七石七斗五升三合

内

三百四十七石八升三合　不農引

高百五十八石三升四合

米三十六石三斗四升八合　定二ッ三ト

高十七石八斗五升七合　古堤新開

米四石一斗七合　定二ッ三ト

高五十四石七斗七升九合　午起

米八石八斗七升四合　定一ッ六ト二ノ

計四十九石三斗二升九合

二石四斗六升六合　欠口

一、高辻十八石五斗三升四合　釜段新田

高四石七斗六升九合　諸引地

殘十三石七斗六升五合

内
一石三斗六升五合　不農地
十二石四斗
米三石一斗　定二ッ五分
一斗五升五合　欠口
一、高辻百七石六斗七升九合　新開
内

三十四石九斗　諸引地
殘高七十二石七斗七升九合
内
高三十七石二斗七升　不農引
高三十五石五斗九合
米三石五斗五升一合　欠口
一斗七升八合

系譜　當地後藤氏は藤原鎌足の後裔にて、十三世の孫公廣に至り後藤を冐せり。其より二十餘世にして義明に至り、京都より當地に下向し、新田開發に從事す。時に正保二年なり。其後九世を經て佳實に至る。

庄屋　（天和）彦太郎・庄五郎（天明）嘉七（明和）半十郎（文政）庄五郎（政安）重次郎　（以下不詳）

人口　天保五年五十八戸二百八十人、同六年五十八戸二百七十七人、同七年五十八戸二百八十三人、同八年五十四戸二百八十人、同九年五十一戸二百七十一人、安政六年五十七戸三百四人。

古文書

天保八年飢饉に關する文書

御糺ニ付乍ゝ恐以二書面一奉申上候。釜段村之儀去ル天保八酉年饑饉之節餓死仕候者、幷絶家仕候者有之哉之段、先達て被二召出一御糺ニ付家數十軒程相減、内五軒程ハ他村へ罷越、五軒程は死絶、或はかゝり人に相成、人數ハ十三人程病死仕候、全體當村之儀右飢饉已前より水損打續、難澁罷在候、（中略）別て申酉兩年は入水にて、田畑共皆無、殊に世間一統諸色高値にて、大飢饉と相成候處、御下け金等にて相凌申候、且又當村之義、作間には魚鳥殺生而已仕居候間、水損皆無之事柄打續候ては、難

凌村方に御座候。然る處一昨年御百姓爲二惣代一半三郎、松藏、周平、民藏より御訴訟申上奉り候内、天保八年酉年ハ（中略）大飢饉にて乞食仕り候ものも御座候哉に存候、尤も當村に不限飢饉之節ハ世間一同悪病流行仕り死人幷乞食等多分御座候。他村ニ引くらべ候へば當村之儀は右樣のもの無數御座候。此儀は隣村御聞合被成下候はゞ明白仕候。（中略）萬事御糺に付乍恐以書付奉申上候已上

安政六己未年八月　　釜段名主　横山重次郎

大字駒野新田

沿革　當地は明暦四年の開發地にして、元祿四年迄小笠原土佐守の領地たり。同年八月土佐守越前國勝山に移るや、御藏人となり、石原清左衞門南條金左衞門の支配を受け、元祿五年より岩屋藤左衞門同十二年より辻六郎左衞門支配たりしが、元祿十三年尾張大納言光友卿の二男松平攝津守義行の領地となり、明治維新に至る。村高三百三十石四斗二升二合なり。

第七節　笠郷村

位置地勢　本村は養老郡の東部に位し、北及東は牧田川を隔てゝ安八郡多藝島村・淺草村・福束村に境し、西は高田町・廣幡村に隣り、南は上多度村・池邊村に接す。地勢概して低地にして頻年水害を被れり。

大字　船附・栗笠・上之郷・下笠・大野

字【船附】　栗笠東　北小川道西　南小川　北小川道東　釜池　西小川　西深池　東小川　鰌池

位置、地勢　大字　字

江西　宮邊　村内西ノ割　村内北ノ割　村内南ノ割　鮹池江東　寺屋敷　六羽野　元屋敷　北米野
縣木道西　縣木道東　角田江西　角田江東　五段田　南米野　中起　富護場　雨引場　七段長　圦
下江東　圦下新堀　圦下江西　茶ノ木原　大苗代　東井戸池　西井戸池北ノ切　砂切戸　大流　神
成田道西　神成田道南　神成田道東　乙堀　上田　西沼堀西　除外　西沼堀東　十人割　中代道西
中代道東　彌造バッカ　名古屋地　名古屋地新堀　中沼堀西　中沼堀東　外沼　勘右衞門田　大割
田　仁右衞門田道西　仁右衞門田道東　東深池　東沼堀西　東沼堀東　十二石　小曲輪　南川並
東川並　北川並　西川並中道東　西川並中道北　西川並中道南　西川並圦西　西本田飛地【栗笠】
村内　村前　仲田　内草場　井戸池　五島新田【上之郷】川田　大貝戸　蓮池　浮　乙ヶ池　砂
盛　一丁貝戸　川原毛　井戸池　戸池　流　池田　畑屋　乙堀【下笠】川東　下市場　上市場
湯口　中島前　中島　和田ノ崎　中村　東江下　西江下　構　懷　三ッ屋　中段　三畝町田　日暮
除下　諏訪ノ木　中沼　五町田　山ノ内　細池　東眞曾根　除内【大野】船附境　六左田　畔江
田　平池　出口　村内　馬道　横代　大勢町　南横代　南長嶋　二ッ圦　福束田　南川並　中川並
北川並

沿革　明治十七年十月船附・横曾根・鳥江・栗笠・大野の五箇村聯合し船附村に聯合役場を設け、同時に下笠村に下笠村役場を置く。同二十二年七月一日町村制實施の際、船附村大野村合村して船着

村と稱し、船着・横曾根の兩村聯合して船着村外一箇村組合を設け、同時に烏江・栗笠の二村聯合して栗笠村外一箇村組合を設く。同三十年四月一日船着・栗笠・上之郷・下笠の五箇村の區域を以て笠郷村と稱せり。當時此區域を五千石輪中と稱せしより村名を五千石村と稱すべしとの説ありしとぞ。

同年八月二十七日船着を大字船附大字大野と分稱す。

聯合戸長及村長（船村役場）安田彌兵・渡邊源六・安田七郎兵衛・安藤芳太郎（栗笠村役場）丸井圭三・佐藤丈太郎（笠郷村役場）元吉孝三郎・安藤芳太郎・元吉孝三郎・西善太郎

大正十年統計一覽表

| 地積 | | |

| | | |

の亂に源義朝野間の內海に遁れしとき折戸に關するて下る船を搜す云々たる折戸は船附地方なるべしと書せり。然れども此よし更に此地方の口碑に殘らず。廣幡村飯木の里傳には折戸は太田の事なるよしいへり。なほ後考をまつべし。當里元は小字米野邊にありしが、永祿年中水難を避け現地に移住せりといふ。

村高　高辻七百十石九升　（太閤檢）

內　四百五十六石一斗七升一合　田方
　二百四十五石九斗一升九合　畑方
　八石　湊役高
外ニ　高六百三十石一斗九合　新開
內　五百九十九石二斗九升七合　田方
　三十石八斗一升二合　畑方

庄屋　（寬保）彌兵衞（明和）・與左衞門・彌兵衞・傳右衞門・金十郎（天明）・與左衞門（文政）・傳右衞門　（以下不詳）

人口　弘化五年二百十戶千五十人內働き手百十一人

大字下笠

沿革　元和年中新田開發、寬永十三年檢地、同十九年除內檢地、慶安四年本田檢地、享保十二年新田檢地を受く。

村高　高辻四百五十石　（太閤檢）

内　百七十七石四斗二升三合　田方
二百六十七石五斗七升七合）　畑方
五石　野年貢
外ニ　高九百三十七石三斗六升　新開
内　八百八十七石九斗三升四合　田方
四十九石四斗二升六合　畑方

嘉永七年正月岡田喜太郎陣屋に指出したる村高

一、惣高千八百十五石九斗九升六合　（元本のまゝ）
但　本田、新田、未新田、御高成新田共
一、高千四百五十一石二斗七升四合　村方扣高
一、高五石二斗七升五合　早戸、八叙、八幡宮
一、高三石七斗二升四合　淨雲寺、淨誓寺
一、高百十一石三斗四升二合　石原清左衞門扣高
一、高十石二合　同人被管百姓
一、高百四十四石三斗九升九合　出作扣高

庄屋　（明暦）伊左衞門・庄左衞門（享保）彦作（寛保）宗十郎（明和）勝六・磯右衞門（天明）彦作（文化）同上（文政）常三郎・彦作
文左衞門（天保）彦一郎（安政）常三郎・彦一郎・作兵衞・文左衞門（文久）長右衞門・幸三郎・作兵衞・文左衞門（維新前後）
要太郎・文左衞門・作兵衞・泰二・常三郎

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
文化六年	二九二	八八三	八五九	一、七四二	弘化五年	二四三	六一一	五六五	一、一七六

明治五年　二九四　七六〇　七二二　一、四八二

古文書

私義下笠開發以來御百姓相續仕來り既に元和五年御領分相成候而より後も凡二百年餘打續き、庄屋役相勤來候。就中孫右衞門御新田と唱へ候場所の內、多分葭眞菰生に而栗笠村且御料上之鄕村惡水下笠村船附村大野村御新田と相唱へ候所へ平落に溢込候に付、必至相續仕り難く、享保年中孫右衞門儀右惡水落を分水落に仕度御願奉申上候處、上之鄕村より差障出入と相成、孫右衞門初其外双方共江戶表へ罷下り、願出奉蒙御裁許候而、新除築立候に付、下笠村船附村大野村共御新田立毛相付、乍恐御太益と相成、則格別之御沙汰を以て、爲御褒美下笠村御新田之內字草野八段步頂戴仕、每年御定納米八升つゝにて御地頭樣へ御替地に相成不申、今以て年々御藏へ御上納仕、御地面難有所持仕居候、尤も當村儀は御料私領十三ヶ村御境目にて、別而水行に付而は御他領組合多く、旁以御用向繁く、御威光ならでは難相勤、依之四代以前孫右衞門初め代々帶刀奉蒙御免、難有相勤來候仕合に御座候　且又父喜作代に至り、苗字帶刀宗門自分一札迄蒙御免、私義も文化八年庄屋名代役被仰渡相勤居候。父名代之節、幷に父に差添候節は苗字帶刀奉蒙御免居、同九年迄十六ヶ年の內無難名代役相勤候次第に付、今後共何卒苗字帶刀自分一札御免被下度候。

嘉永五年二月

北垣彦一郎

岡田喜太郎樣御陣屋

大字栗笠

沿革　當地は和名類聚抄所載の富上鄕なるべし。大日本史の註に「富上之上、疑土之譌、今郡東栗笠村有二福地祠一、卽其遺名」とも見ゆとあり。延德二年文書に北村之鄕味足村と書し、文明十七年三月二十八日の文書に多藝郡妃婦寢鄕味足村と記し、永祿六年十月五日記錄に濃州當耆郡姬船鄕栗笠村と載せ、享保四年三月廿八日の記事に北村之鄕と見えたり、里傳に栗笠の屋敷は元小字北村に

ありしが、いつの頃か漸次牧田川附近に移住せりと。濃陽志略に北村莊東西三町、沿レ堤爲レ居、至二尾州府下一十里、至二大垣一二里、東至二舟付一西至二烏江一、北至二高淵一、南至二上郷一、牧田川與二株瀬川之合流一、航レ之至二大垣城下一之路也。戸百三十五、口五百五十五、租稅五百九十六石一斗五升三合、早戸大明神、白山祠俱村民奉之。與專寺一向宗東派直參寺、專了寺同上、佐藤五郎右衞門宅址相傳、元龜元年五月神祖歸レ自二江州一止二宿此宅一、其子孫至レ今住二于此邑一とあり。

村高

一高六百四石一斗五升三合　太閤檢

内

四百五石四斗一升五合	田方	證文引
百九十石七斗三升八合	畑方	前々引
八石	湊役高	
外高六十八石	新開	

内

三十三石八斗九升八合	田方	高二石九斗七升三合
三十四石一斗二合	畑方	田方一段五畝七歩
		高十石四斗二升五合
寶暦八寅年調査、現在）		田方五段四畝八歩
本田分		殘八百五十二石一斗八升二合
一高八百六十五石五斗八升		田畑五十四町三畝廿八歩
田畑五十四町七段三畝十三歩	内	新田
内		田方三十三町一段一畝廿七歩
		畑方二十町九段二畝一歩
		一高九十九石七斗七升五合
		田畑五町八段五畝一歩
	内	
		田方二町八段三畝二十六歩
		畑方三町一畝五歩
		右本田新田合

高九百五十二石一斗五升七合
田畑五十九町八段八畝廿九歩
内
田方三十五町九段五畝廿三歩
内　五町九段餘　早稻　中稻
殘テ三十町五畝廿三歩
田面方
二町餘　西堤添
五町餘　仲田
二町餘　村前
二町餘　猿橋
七町餘　沼
十町餘　内草場
二町餘　蓮池
畑方二十三町九段三畝六歩
内
九段五畝餘　稗唐黍大豆小豆
一町八段餘　粟黍
三町六段餘　蕎麥
一町五段餘　木綿
二町餘　芋
三町二段餘　菜大根
二町三段餘　屋敷

庄屋　（永祿）次郎右衛門（元祿）同上（寶永）同上（享保）長右衛門（寶曆）元右衛門（明和）惣右衛門・市左衛門・武左衛門・喜三郎・文四郎（安永天明）文四郎・伊三郎（寬政）同上（文化）文四郎（文政）字内　（以下不詳）

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
元祿十六年	一一五	二七二	二九五	五六七	寶永二年	一五六	二五六	二八八	五四四
寶曆八年	一九九	三九四	二八六	五八〇	寬政十年	一五六	四二〇	四〇〇	八二〇

栗笠八景

文化七年文人墨客當地佐藤與三郎方に集合し、栗笠八景を定む。而して之を畫にし詩にし歌によ

み一幅の八景圖を作れり。其詩歌左の如し。

一、栗笠湊船　　高辻前中納言胤長卿

一帶長流接二碧天一。數間斜屋合二青烟一。春楊旭日秋蘆月。與屬津頭多少船。

二、養老山花　　櫻井中將氏全朝臣

山たかみ落くる瀧もひとつ色にかすみてむかふ花の白妙

三、牧田川螢　　桑原勘解由長官爲弘卿

望接藤藍二水隈。蒹葭多處暮烟開。流螢千點放レ光去。集散高低照晴來。

四、一本松月　　七條河內權介隆則

影はるゝ月そ千里にくもりなき此一もとの松をはなれて

五、多藝野雪　　五條式部大輔爲德卿

白雪飄々舞二北風一。寒光十里望來同。豐年美瑞三冬曉。瑤景偏憐平野中。

六、中道旅人　　甘露寺從國長

旅人のたちやすらひて古郷や雲井はるかに美濃の中道

七、鎌倉堤雨　　唐橋宰相在熙卿

渺茫曠野暗雲重。輕雨帶風詩里濃。十里蕭條無二一宇一。滿堤閑景屬二田農一。

八、明神夜燈　　芝山前宰相持豐卿

神のます森の燈よひ〳〵に世をあきらけく照しこへつゝ

古文書

永祿年中屋敷之義ニ付山田平一郎ヨリ折紙一通庄屋佐藤次郎左衞門方へ被下折紙ノ寫

栗笠村新屋敷之儀何樣ニモ可然ヤウニ貴所ヘ任置候條樣子不能具候并諸役之儀ユルシ申候貴所ハカゴ屋敷ニ可被居候恐惶謹言

八月九日　　山田平一郎　書判

佐藤五郎右衞門殿御宿所

系譜

系譜　佐藤氏の曩祖は甲州武田氏に仕へ、志津山に居城し、佐藤將監といふ。永祿七年織田信長の先陣尾張國蟹江の城主瀧川左近將監一益の爲に攻落さるゝや、緣を求めて大墳城主丸毛兵庫頭に寄食し、其後當栗笠の地に移住す。元龜元年午五月德川家康越前より歸陣の際、大墳村妙德院に入り夫より佐藤邸に來る。佐藤氏伊勢國香取村迄供奉す。慶長五年京都禁裡御造營の時檜皮を始めとして、諸材等運漕方伊尾城主岡田將監より命せられ、多良高木三家と共に此役に當る。寬永十一年戶田氏鐵大垣城に入るや佐藤氏代々出入を命せられ、天和年中戶田肥後守氏西の靈牌と共に曩祖佐藤將監の位牌を志津里善敎寺に奉安するの光榮を帶べり。爾來戶田氏の爲に調達金に應ずる事數次天保十三年與三郎の時に至り、凶歲打續き負債山の如し。依て安八多藝兩郡に亘る土地を賣却せり明治維新後一家擧つて名古屋に移住し　今其宅址は桑田となれり。

大字上之鄕

沿革

沿革　元文三年指出帳に「東西三町十一間、南北六町三間、村長橫如斯。東は尾州樣御領舟付村道法十九町、西は御支配所岩道村道法五町。南は尾州樣御領下笠村道法三町、北は尾州樣御領栗笠

村道法四町、御水帳其他は前々より御斷申上置候通り、七十四年以前治兵衞と申者庄屋之節失火にて燒失仕候」とあり。此故に書類燒失して、本村の沿革詳かならず。

村高　高辻六百十六石三合

内　三百四十八石三合　田方
　　二百六十八石　畑方

庄屋　(寛文)治兵衞(文政)藤太夫(維新前後)藤右衞門

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
慶安元年	六二	一三八	一三九	二七七	元文三年	六二	一三六	一二六	二六二
文化九年	六六	一三八	一四五	二八三					

大字大野

沿革　元和五年尾州源敬公當地を拜領せられしより以來尾州領となり、代々國老竹腰山城守を領主とせり。濃陽志略に「莊名不詳。南北十一町沿レ堤成レ居。至二尾州府下一九里、至二今尾一一里、至二大垣一二里半、東隔レ河至二豐飡新田一、西北至二舟付一、南至二下笠一。戸七十、口三百六十餘。租稅百七石九斗。八幡祠如意輪祠俱に村民奉レ之、覺林寺、一向宗東派直參」と記せり。

村高　高辻百十九石九斗（太閤檢）

庄屋　内　八十一石三斗七升一合　田方
　　二十六石五斗二升九合　畑方
　　十二石　野年貢
　　外二　一石七斗九升二合　新開畑方

人口　弘化五年五十八戸、人口二百六十四人、内働き手三十六人

位置、地勢　庄屋　（明和）利兵衛（天明）理兵衛（文政）利兵衛　（以下不詳）

第八節　小畑村

位置地勢　本村は養老郡の東北に位し、地勢西北より東南に走り、南は小畑川を以て多藝村に界し、北は不破郡合原村に隣り、西は日吉村に接し、東は杭瀬川を隔て安八郡多藝島村に界す。村内に色目川あり。時々氾濫の害を被れり。

大字　飯田・大坪・蛇持・祖父江・江月

字　【飯田】大見道　宮西　井ノ下　南九内　宮東　門田　八ノ坪　西九ノ坪　東九ノ坪　梶田　東町田　九ノ内　嶋下　染貝戸　小深田　除北　【大坪】田中　前沖　堀ノ内　松ノ木　溝東　溝東小分　【蛇持】祖父田　西田　南屋敷　南浦　野田　前野　船戸　田畑　法善殿　除下　赤池　池ノ割　外ノ田　井割場　北屋敷北浦　柳下　新道東　北ノ割　横長　立長　柳原　横割　鎌倉　押登毛　葭之尻　【祖父江】八石　段海　下段海　又右衛門東　祖父田　野畑　野田　井領　一ノ

坪　掛坂　天ヶ池　前沖　向野　【江月】　村西　村前　馬込　新白　古川　高野　下川原　島崎　北柳原

沿革　明治十七年十月祖父江・江月・大坪・蛇持・飯田の五箇村合併して小畑村と稱し、舊村を大字とす。

聯合戸長及村長　丸井圭三・池井政吉・三宅岱二・丹羽數吉・佐藤正太郎・安藤芳太郎・立川管・佐藤豊次郎・米山登喜次郎

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	官有地	民有地 田	民有地 畑	民有地 宅地	民有地 山林	民有地 原野	民有地 其他	民有地 計	免租地
三七八町	二〇町	二〇町	一	三九町〇	四二	二三二	一六	一六七	三三五	三五〇	三反

戸口 本籍人口	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	現在戸數
一、六九一人	六九六	六六〇	一、三五六	二六四

職業（本業） 農業	水産業	鑛業	工業	商業	其他	計
二四二戸	一		二	六	一三	二六四

生産額 農産	畜産	工産	水産	養蠶	林産	計
一三六、七二〇円	七三、九七	二、五〇六	二、八八一	二六四九四	二一〇	一七五、二〇八

社會 合名	株式	金融 銀行 合名	株式	質屋
一	一	一	一	一

交通 國道	縣道	里道	停車場	郵便局	郵便函	船舶	諸車
一間	三一・三	三三・三六八	一	一	二	四〇	二〇五

教育 小學校	補習學校	青年團	處女會
一	一	一	一

社寺		衛生		議員	
神社	六	病院	—	衆議院議員	—
寺院	八	隔離病舍	—	縣會議員	—
		醫師	—	郡會議員	一
		製藥者	二	町村會議員	八
		藥種商	一		
		藥劑師	—		
		産婆	二		

町村歳入					
町村税	一六、二七二	交付金	國税	一九一	
夫役現品	—		縣税	一〇七	
財産收入	一八五	寄附金		—	
繰越金	四、六六七	補助金	國庫費	六一九	
			縣費	一、五七三	
			郡費	五七	
公債	—				
其他	四、六四九				
計	二八、三二〇				

町村歳	
役場費	三、九六二
會議費	一四二
土木費	七、三四七
教育費	五、一三一
衛生費	一一
救助費	三〇
警備費	一一五
勸業費	六
諸税負擔	一、四一一
公債費	一、八九五
財産造成費	八三
其他	八、一八七
計	二六、三二〇

公課		町村吏員	諸團體	
國税	四、一〇一		日本赤十字社員	六六
縣税	七、四四二		愛國婦人會員	四二
町村税	一六、二六五		日本海員掖濟會員	一三
水利組合費	七、七九四		青年團員	七二
計	三五、六〇二	人 二五	在鄕軍人會員	一〇五
			戸主會員	—
			處女會員	四一

大字飯田

沿革　濃陽志略に安久莊、東西二町餘、南北一町許、至二尾州府下一十里、至二今尾一三里、至二大垣一一里、南至二飯積一、西至二宇田一、東至二祖父江一、北至二大坪一。戸數九十、人口三百二十。租税八百七十四石二斗六升五合。八幡祠・天王祠・石神祠・天神祠・神明祠・倶村民奉祀。相順寺一向宗東派直參と見ゆ。當地草開年代詳かならざれども、小字名に八ノ坪の地名あるを思へば大化時代既に開けたる村

里なるべし。

村高　高辻八百七十四石二斗六升四合（石見檢）

内　七百六十八石八斗七升五合　田方
百五石三斗九升　畑方

庄屋　（正徳）新助・定右衛門・新五右衛門（享和）八重助・林右衛門・三郎治・廣右衛門・佐五兵衛（文化）佐五兵衛・林右衛門・代右衛門（文政）爲右衛門・谷五郎・代右衛門・林右衛門（天保）爲右衛門・代右衛門・桑原彌右衛門・佐五兵衛（嘉永）代右衛門・佐五兵衛（安政）金右衛門・佐五兵衛（慶應）三五兵衛・金右衛門

系譜　當地安福氏は河内源氏の末裔にて、人皇第五十六代清和天皇の皇子六孫王經基より出で、滿仲頼信頼任師任を經て行遠に至り、安福を稱す。慶安年中松岳玄壽の時室原に移住し、延寶中祖父江に移り、正德年中飯田に移轉せりと。又同地佐藤氏は佐藤忠信の後裔にて、文祿三年五月當地に移住せりと傳ふ。

古文書

文政八年酉八月定書

一、八幡神社祭禮の節は庄屋及頭分帶劔にて參拜、一般のものは帶劔は勿論袴等も着用難レ成。
一、神前燈籠之義庄屋中より相燈し、其餘氏子中打寄ともし可レ申事。但庄屋差支候節は頭分より相ともし可申候。
一、神酒弘めの義、近年中絶致居候處今般庄屋より神前へ神酒相供へ、右神酒獻數を極め家毎に配分可申事。

大字大坪

沿革　里名大坪は條里法の遺跡なるべし。此里往昔は安久庄大坪と稱せり。慶長四年日比氏入鄉村政に力を致せりと傳ふ。

村高

一、慶長十四年八月德永法印御代官所石高四百一石五斗九升二合

一、元祿九年四月再檢地石高四百八十二石四斗一合

一、上上田三町七段八畝二十八歩　此分米五十六石八斗四升　但一石五斗代
一、上田七町三段五畝二十六歩　此分米百三石二升一合　但一石四斗代
一、中田十四町九段七畝二十九歩　此分米百七十九石七斗五升六合　但一石二斗代
一、下田六町六段九畝二十四歩　此分米六十六石九斗八升　但一石代
一、下下田一町九段八畝二十六歩　此分米十三石九斗二升一合　但七斗代
一、畑下下田四段六畝十二歩　此分米二石三斗二升　但五斗代
一、上上畑一段二十一歩　此分米一石二斗八升四合　但一石二斗代
一、上畑一町一段一畝十二歩　此分米十二石二斗五升四合　但一石一斗代
一、中畑九段二十歩　此分米八石一斗六升　但九斗代
一、下畑九段二畝十八歩　此分米六石四斗八升二合　但七斗代
一、下下畑一町一段二畝二十七歩　此分米五石六斗四升五合　但五斗代
一、畑下下畑一町七段七畝二十四歩　此分米八石八斗九升　但五斗代
一、屋敷一町四段十二歩　此分米十六石八斗四升八合　但一石二斗代
段合四十二町六段四畝九歩

右之外

おぼの池一草野	東西七十二間 南北十六間半	三段九畝十八歩	馬飼場惣村持
片下蛇持村境一草野	東西三間 南北二十七間	二畝二十一歩	同上
一草野	東西三十四間 南北十五間半	一段七畝十七歩	同上

右之外除地

一、五畝二十六歩	十八間ニ九間半	若宮八幡境内	
一、二畝十歩	十間ニ七間	薬師境内	
一、一畝二十四歩	十二間ニ四間半	三味	

庄屋　(元祿)朝右衞門・平左衞門(寛保)太兵衞(寶曆)太兵衞・彥右衞門(明和)朝右衞門・太兵衞(寛政)同上（以下不詳）

寶永元年以降記錄

大坪蓮生寺藏

寶永元年正月濃州水吐願の爲、不破郡室原森右衞門・大坪平左衞門江戸へ下向す。同五年三月御國役金一匁銀十四匁六厘當里へ配當。寶永六年多藝郡八箇村川瀨違新堤目論見成就、該八箇村書爲替證文を作る。辻六郎左衞門與力、御普請方役人多良三人衆役人裏判付證文村々所持す。正德四年正月蛇持溝へ當里惡水落の爲、年々三役銀出すべき書付を致す。享保二年八月道改め、村西五左衞門屋舖前通六尺より七尺迄色目通り四尺より五尺村下宮通六尺とす。享保三年濃州岩崎付御料御檢見、嶋田十郎左衞門、伊藤喜右衞門役人として出張。同四年濃州御檢見、祖父江作左衞門、犬塚忠右衞

門役人として出張。同八月朝鮮人來朝に付、佐渡川船橋掛渡す爲め、人足賃當村四十三人分、一人分一匁づゝ西結村へ渡す。同五年四月琉球人歸國に付人馬賃金二分一匁七分當里へ配當。同八月岩崎御代官小野久米五郎勤む。同六年八月岩崎御支配辻甚太郎御代官所と成る。今年横堤八重芝原吐圦證文岩崎にて被仰付。同七年二月横堤八重芝原圦村内政右衞門圦村西瀬違懸樋伏込、岩崎笠松立會伊藤十兵衞、棚橋曾之右衞門出張。同八年九月道改め、前沖宮通六尺南四尺北五尺、高堤より八重芝原迄五尺より六尺鎌倉通五尺松木横道四尺。元文二年二月内除を作る。蛇持村除一方用ふるにより破損の際は當里より修覆すべき旨書付を遣す。元文二年十月御料御檢見、關東御代官大草太郎左衞門、野田甚五兵衞出張。閏同年十一月笠松御代官瀧川小右衞門被仰付、元文三年今年より御料所五里外運賃米をたまふ。寛保三年十一月川々水吐願の爲江戸へ下向。船付村安田彌兵衞、下笠村田中惣十郎、江月村吹原忠治、大坪村日比太兵衞、横屋村寺倉孫九郎。延享元年八月神尾若狹守御檢見、御料大高免。同二年十二月八幡宮修補遷宮、華表一基日比郡右衞門寄進す。延享三年八月御代官所江州信樂多羅尾四郎右衞門御支配に成る。同四年正月去寅年御高免に付信樂支配村々江戸表へ歎願の爲下向す。寛延元年五月朝鮮人來朝の節佐渡川舟橋渡人足四十七人、鷄二羽、今須宿賄入用金一分と永百二十三文六分下さる。同三年四月色目川通り瀬違圦堀之内圦伏替。同年信樂御代官所本田川崎平右衞門支配となる。寶暦二年源右衞門年寄役村方相談の上願出許可せらる。同四年十月

濃尾川々普請取掛り烏江前後組合九箇村より人足を出す。同七年十一月勢州加路戸川切普請につき當里へも人足配當人足一人に付扶持方七合五夕宛を給せらる、同九年正月前年寅年上倉彦左衞門檢見、御高免被仰付、江戸へ下向、嶋田村源十郎角右衞門、大跡村次右衞門、金屋村孫六、大坪村太兵衞。同十年彦右衞門庄屋加役願出許可を得。同十一年六月新川圦伏替。同九月番人藤吉京都悲田院支配小頭に成り度旨書付を悲田院に致す、斯くて藤吉小頭となり毎年正月九月兩度札錢二百文村より出遣す筈。同十二年彦右衞門庄屋加役病氣の爲め退役願出で許可となれるを以て太兵衞一人庄屋を勤む。今年川原圦伏替を爲す。同十三年正月常五郎帶刀不破郡綾野村へ行きし由訴ふるものあり、誤り證文にて事濟となる。四月色目川通瀨違懸樋伏替、五月堀の内小圦自普請伏替五月廿日伏込。同年五月廿日伏込同十四年二月朝鮮人來朝につき今須宿御賄所へ出役被仰付、太兵衞出勤す。苗字帶刀御免、時に火消足輕四人勤務す。和助、又右衞門、與兵衞、龜次郎賃銀一人一日一匁づゝ給せらる。五月去る辰巳兩年度御國役金當里へ金二兩一分永三十文一分當る、笠松役所へ納む。中井水道伏替。同年八月二日夕より大風雨にて堤防十合目餘出水す。卽ち人夫を室原村豐村より賴み空俵を中村にて調へ防水す。沖中道路修築、道路沿の畝町一鍬宛築上ぐ。明和二年八月出水之節堤防圍手配相定む村前は頭として紋右衞門、甚兵衞人夫として和助・善七・清七・常八・小八・又右衞門・政右衞門・常七・友七、堀之内は頭役太兵衞・朝右衞門・人夫與兵衞・常五郎・源七・小市

孫次・孫八、蛇持分頭役源右衞門・長右衞門、人夫甚右衞門・與八・忠內・喜平次・米八・長左衞門下男、源右衞門下男、横堤は頭役彦左衞門・伊右衞門、人夫丈助・與三次郎・忠吉・久七・友七朝右衞門下男とす。同年十一月伊勢大火にて御師堤織部太夫方類焼に付、檀家奉加せられ當里亦米を送る同年十二月前甲申年朝鮮人來朝今須宿賄入用金一分永百八十五文七ト納む。十二月彌八といふもの年貢大分引負ひ出奔せり、五人組頭和助へ申渡女房子供は親元へつかはし、諸道具等改め封印を付け翌年賣拂ひ年貢に割當つ。明和三年三月私領御國役御普請金一國割當里へ金　兩一分十匁當る、笠松代官所へ上納。同五月去る申歳琉球人歸國人馬賃國役割金二匁一分銀七匁九ト當る。同四年正月若尾庵屋根北側葺替を爲す萱五百把を足し、竹百四十文藁百五十文繩百五十六文手間代金一分庵米金預りの內より出す。同七月去年より遠三尾三ヶ國御鍬祭を催す、當夏より美濃國も尾州境より所々御鍬祭禮有り、依て當月十七日御鍬神社申受くる爲志州礒部へ太兵衞出發、尤御屬にて其選に當る。與兵衞隨伴せり、御師は世古淨太夫なり。同二十三日下向、烏江川原迄村村人不殘迎に出づ。道筋村々百姓社祢或は袴羽織を着けて拜す。祖父江村にては御鍬神へ神酒を獻上せり。二十四日御鍬祭禮を勤む。村方家毎に紙幟或は絹紅幟一本宛出す。正午過ぐる頃宮にて揃ひ、夫より前道へ出で、南堤を下り、堀の內除を通り、中島に出で、二つ圦へ下る。夫より上りは同じ道新川より北除を通り、宮北を上る。宿は御屬にて朝右衞門方と定む、同家にて休息夫より村下北へ出で、

村西を南へ廻り、南堤へ小橋の所より上り、藥師前へ下り、札の辻より太兵衞門へ向ひ、中瀨古通宮へ着す。右の祭禮行列の次第其大略を記せば、一、露拂袴羽織にて杖を持つ、半六之を勤む。一、山伏螺を吹く、豐八之を勤む。一、淸道御幣禰宜裝束政右衞門之を勤む。一、吹貫人足三人之を勤む、藥師院之に當る。一、大幟同人夫三人太兵衞之に當る、一、豐年囃、笛朝右衞門下男、權次下男、長右衞門下男、金助、鐘は友七太鼓は源七之を勤む。一、小幟紅白絹紙色々男女四十餘人之を勤む。一、農道具稻扱は與三五郎花笠赤前垂にて勤め、籾とほし藤七面を被りて勤む。箕與八同斷一、笠鉾五穀靑物類を附着す、甚兵衞之を勤む。一、神樂、小八善七笛は常八彌吉之を勤む。太鼓は孫次黑羽織袴着用人足二人之に附す。一、紅幟二本袴羽織着用又右衞門與兵衞之を勤む。一、鉾二本林左衞門、久右衞門社祢にて之を勤む。一、神輿太右衞門丈助久米八新七禰宜裝束にて之を勤む。其他大鳥羽二本、對狹箱、長刀鉾、神主神馬、稻附馬、米附馬、農道具、吹貫、武者、大笠鉾押等ありて甚だ賑しき行列なりき。八月八日不破郡室原村御鍬神二つ坏へ着す。御酒迎あり。當里地內なれば太兵衞・紋右衞門・朝右衞門・源右衞門・長左衞門・甚兵衞、袴羽織にて出迎へ、御神酒一樽獻上。十月三日前郡代千種淸右衞門逝去。八日葬送一郡より二三人づゝ總代として會葬す。

本郡にては祖父江村彥兵衞、大跡村治右衞門、服紗小袖麻祢帶刀なり。明和七年五月二十八日より大旱所々用水不足。橋爪中村殊に大旱、當村井水田畑番水とす。七月十三日迄に四度夕立あるの

み。閏六月高札場を東向に建替ふ、尤も當四月徒黨高札仰付らる。十二月御國役金割賦金四兩二分銀三匁當里に當る。當春割賦金仰出されたるより郡中總代にて江戸へ御免願に下りしも許可なし。當寅四厚見郡（今稲葉郡内）村々徒黨を組み、同郡日野村庄屋兵内、藏前邑庄屋茂左衞門、領下村庄屋幸四郎宅へ押入、家内諸道具を打壞し、騒動に及ぶ、依て森下村庄屋角兵衞、正木村庄屋與三右衞門、河渡村庄屋忠兵衞、祖父江村彦兵衞、當村太兵衞内濟す。右之節郡代へ御目見へ許され目錄を給ふ明和八年正月四日庄屋役兩人年番にて勤むる樣村方へ申出づ。二月十九日朝右衞門加役につき村方相談調ひ、太兵衞、朝右衞門、長左衞門等願の爲出發。二月二十一日朝右衞門加役願許可せられ、石原善之丞直ちに仰渡さる。安永二年三月三日京都へ出發す。卽ち千種六郎左衞門子息鐵十郎方へ京都町尻三位入道姫君緣談相調ひたるにより御目見への爲なり。不破郡室原村安福八郎左衞門、高田町西尾次郎左衞門、金屋村伊藤孫六、當村日比太兵衞出頭し、昆布を頂戴、御獻上目錄金百疋孫六、太兵衞兩人より納む。結納四月十五日相濟、翌十六日御殿にて御祝出され、西尾次郎左衞門、伊藤孫六、日比太兵衞、正木村山田慈藏、笠松吉田彦七御自筆の扇子拜領、三位入道に謁見、同月十九日歸村郡代より麻裃御紋付拜領す。

大字祖父江

沿革　戰國時代に祖父江國舍同新五右衞門等住せしよし記錄又は傳說にあれど其他詳かならず。

村高　庄屋　人口　沿革

天正年中兵亂にかゝり其後屢々風水害を被りし事は口碑に殘れり。

村高　高辻六百三十四石四斗五升二合（石見檢）

内　四百四十五石九斗二升三合　田方
　　百八十八石五斗二升九合　畑方
高辻六十一石九斗八升九合　段海村分
内　十八石四斗三升六合　新開
　　五石九升七合　田方
　　五十六石八斗九升二合　畑方

庄屋　（明和）彦兵衞（文化）重次郎（天保）彦兵衞（安永）同上（文久）傳左衞門（以下不詳）

人口　文久三年五十五戸人口男百二十七人女百人

大字蛇持

沿革　濃陽志略に安久莊、東西一町、南北三十間、至二尾州府下一十里、南至二飯田一、西北至二十六一西至二宇田一、東北至二綾野一、西南至二飯田一、東至二祖父江一。蛇池在二村東北一里民傳曰、此池昔年甚大、有レ蛇居レ之。故名曰二蛇持一。天旱ノ時禱二雨於此池一、必有レ應。而今其池湮滅、僅五畝呼二池割一。戸三十口百六十五。租稅四百二十三石四斗七升五合。八幡祠村民奉祀。祐泉寺一向宗東派直參、了覺寺一向宗東派屬二野口聚樂寺一とあり。

元祿以降記錄抄　蛇持佐竹貞一氏藏

元祿五年壬申　本年より子年迄五年間三御役銀御免被二成下一候。
同　十年丁丑　又々御願申上丑年より巳年迄五ヶ年間御免被二成下一候。
同十四年辛巳　是迄十ヶ年三役御免。
寶永元年甲申　本年より子迄五ヶ年御三役銀御願申上御免被二成下一候。
同　六年己丑　此年堤出來此年と次の寅年と兩年御三役銀御免。
正德二年壬辰　此年北圍除出來
享保五年庚子　御年貢二十八石ぬれ候。是は根古地村東川にて舟杭の上に乘り上げ、舟底割れ、船中へ水入りぬれ申候。
同　十年乙巳　大坪村落杁新規に上へ伏替。
同十四年己酉　此年に飯田堤不殘三尺重置御座候。
同十七年癸子　本年より五ヶ年間辰年迄御三役銀御免に御座候。
元文元年丙辰　此年に種籾米七石拜領。
同　二年丁巳　大坪村新除此年に出來申候。
延享二年乙丑　此年に五十間圦伏替、掛圦二度伏替、此年に庄屋仁三郎受取相勤申候。
同　四年丁卯　段海落圦長十一間巾九尺高五尺開戸內外袖伏替。

寶暦四年甲戌　此年横長懸圦巾三尺高二尺長八間伏替。
同　六年丙子　此年宮建替御座候。
同　八年戊寅　此年定圦伏替長六間高一間巾二間。
同　十年庚辰　此年に五十間圦伏替長九間巾一間高四尺此年に段海西落圦御座候。
明和五年戊子　此年に段海落圦伏替巾九尺高五尺長十一間四戸北屋敷懸圦伏替巾三尺高二尺長七間半。
同　八年辛卯　此年に定圦戸繕ひ御座候。
安永八年己亥　此年定圦伏替高兩堤取合。
天明三年癸卯　飯田堤三尺六寸重置有り。
同　五年乙巳　二月九尺圦敷上不殘御繕ひ御座候。古木村方へ代銀にて被下候。
同　八年戊申　御巡見おやつ斗成南堤切入。
寛政元年酉　此年和吉庄屋南堤三ヶ所六月切入。
同　二年戌　八月飯田堤切入長九間此年に五十間伏替。
同　三年亥　八月二十日夜大風吹き家十一軒倒れ申候。
同　四年子　八月二十七日大風吹申候九月にも同大風吹申候。

同　六年寅　此年に和吉庄屋、五月江月村寅吉栗笠村文四郎に預け候。

同　八年辰　此年二月横長かけ圦伏替、同三月定圦伏替兼帯庄屋と村方と出入。

同　十年午　此年兩堤御手傳御普請、北屋敷かけ圦伏替、長九間巾三尺高二尺。

同十一年未　此年だんがいをち圦伏替、長十一間巾四尺高五尺

享和二年戌　此年飯田堤切入、北園大坪堤切入。

文化元年子　此年南堤切入。

同　二年丑　此年南堤御手傳御普請。

同　四年卯　此年又大風吹、又八月六日夕大風吹、九月十七日飯田堤切入。

同　六年巳　此年七月九日大雨にて飯積村堤宇田村分にて切入飯田堤水越し候。

同　七年午　此年大旱六月十三日より植付致、十七日植仕まひ申候。

同　八年未　此年六月晦日朝四つ時より七つ時に大風雨にて飯田堤八合目蛇持堤六合目内溜り水にて屋敷につく。

同十二年亥　六月二十五日夕方より大降り致、二十七日の九つ時飯田堤六ヶ所切入、川東大垣廓も切入、入水不致村は祖父江江月栗笠大坪にて室原表佐も近邊も切入此年は格別の高水あらまし記し置く。

同十三年子　此年定圦伏替兩堤取合也。二月一日着手十二日竣功。此時の役人は横井才六殿川嶋又次郎樣さて池ノ割杁伏替。

同十四年丑　此年五十間圦正月伏替此時御役人酒井樣宇野樣兩人に御座候。

同十五年寅　此年豐年定免。

文政二年卯　此年大豐年にて定免。

文政三年辰　此年六月十二日八つ半時大地震、山も崩れ大川迄泥水に成る家も倒れ御堤迄大破致候。此年米安とうげに四十三俵。

五月十六日大水にて南堤は八合目、十九日九合目、蛇持堤池割にて切入。其後退水次第追作植付。苗は一把八、九文出し候上等は石二斗ばかり取り下等は皆無にて候植付頃は土用四五日かけ土用あけ迄植候。

同　四年巳　此年に寺修覆御座候。和吉年行司材木は高畑周藏と北蛇持墓所の松を買ひ木挽にひかせ候。八月四日五つ時より八つ時迄大風吹飯田堤九合目、北堤七合目、内溜り屋敷畑入水立毛悉く水下になり候へ共皆米相應に有之候。

同　五年午　此年堤小段成る。春より度々降雨五月十日晝より降出し、十二日明方迄降、相川九合目餘、小畑川六合目餘、内溜りは除下道一所に成候。西杉本堤除も一つに溜

り候。苗買入れ、土用五日斗り前より土用中迄植付候。相應出來御免七十五石、此年二分金初而通用。

同　六年未　此年大分日でり所に雨乞ひ、上方村も辨財天へ雨乞ひ、六月十一日より十七日迄七日間旱り、十八日より天氣惡しく十九日降り、七月朔日禮踊、太鼓十八、七月二十日より降雨、二十二日夕飯田堤水越北川は八合目になる。十一月十五日夕六つ時半御本山燒失。

同　七年申　此年正月十四日四つ時大地震、二月迄時々震動、南堤小段取上げ、春より度々大降雨下田さし苗致す、土用七月に十二日かゝる、六月二十八日に大降北川八合目出水、此年北圍除普請仕候。米相應に有り。

同　八年酉　北圍除修覆、長二百五十間計三月十九日大雷、春の內に度々水溜つく、此年二月切に古金通用停止、吹直し金に成る。二朱銀目方七下つゝかろく成る也。此年西御門跡樣岐阜へ御成歸りに養老御見物五月三日高田彦右衞門方にて晝食せらる。此年一朱判初て通用、八月十五日に大水出る。南北堤水乘越田畑水下に成る。米相場二十一俵五下、大雪降る竿三尺。

同　九年戌　此年牧田川浚有り。江戸御普請此年に大坪村江下げ出來る。此年兩寺直達になる

北除園の道修覆、五月二十一日大風出水、御免八十石五斗。

同　十年

二月二十八月飯田堤上置願出五月二十三日濟口有り。舟付彌兵衞殿、岩道岩次郎殿兩人、御料所の室原勘左衞門大檜の只右衞門との八月二十日より取かゝり二尺重置出來。六月大溜りつく。土用明さし苗、御年貢十六石也、此年御鍬祭を行ふ所々格別賑かなりしも當村は神酒少々のみ御湯立計りにて濟し候。寒中に大雷鳴十二月十日及十四日夕落雷。

文政十一年子

此年水溜り付、御年貢米十六石五斗上納。自普請するにより上より御酒代被下候也。當分二兩三分頂戴、役目あるものは一分宛村方一軒に一匁つゝ。此年痢病流行、十二月十九日大雪降る。米十八俵半替。

同　十二年丑

此年に米高にて高峠に十五俵六ト替、五月二十四日、同二十六日大風吹き出水兩堤共六合餘。又七月十八日に大風吹、北川八合目餘、小畑川十合にて飯田五段田に切入、切所十三間、祖父江村へも切入、右村は入水の中にて病死人何人もあり八月二日の日大風吹く、此年六月度々大雷鳴る。近邊に人多く怪我して死す。此年南園は米一粒もなし。畑物もとうきび芋迄もくさり果候。北園は相應に米出來飯料丈小作より取上候。

同　十三年寅　年號定る。天保元年十二月二十二日夕戌の刻御觸來る。此年井戸掘古井戸つきかへ兩方にて代金二分也。諸國疱瘡流行。此年伊勢へおかげ參流行。諸所におはらひ降る。道中色々と接待あり。村方より四人參る。此年五月中二日より四日大降り、追々降り、九日大雨、北川十合目、溜水畑を浸す。十四日より漸く苗植初め候。上田三俵半取米二十俵替也。

天保二年卯　此年春より追々と降雨畑迄水つく、麥作五六分、田麥は悉く腐る、土用入りて二日目位に植付仕ひ御免二十七石也。此年に名古屋同行と御本山役人と騷動有り御願分□樣御差留めに成る。北蛇持と南蛇持と入組出來る。九月二日夕祭燈籠より起る。

同　三年　三月二日雪降積る、六月十八日に天氣夫よりてり出し七月二十二日及八月一日曇る所々雨乞ひを爲す。八月四日夕立にて大概にしめり候。四十七日目に雨降り候此年六月二十一日に村井戸直し代金一分也。北蛇持と南蛇持と出入內濟。米二十三俵半替に候。琉球人通る。風邪流行。

同　四年巳　四月九日九つ時大地震いる。其日一晝夜に十八度震る。夫より七日が內は日夜に三四度つゝいる。

同　五年午　四月二十六日大雨にて大溜りに付畑麥船にて苅上る。米高直にて十兩に十一俵位也。

同　六年未　此年春より折々大降りにて春作不殘水腐、畑の麥迄腐果候。五月二十一日夕八つ時より大風吹、二十二日四つに止む。六月五日四つ時より降り出し、六日大降にて南川七合目、色目川九合迄、內溜りは杉本と除下と一緒になる。北圍も大坪と一緒になる。苗場一度は圍ひ候へとも九日に大降にて又溜り、一尺程ゟし苗場すたり候。東除西にて水深五尺二寸計り有り。土用三日計り前より植付、七月七日迄植申候。生立相應に御座候。七月二十一日晝頃より暴風吹出し、追々募り、夕五つ過頃より大風になる。晩稻に大あたりに候。米相應に御座候。

同　七年申　此年春より追々大降にて春作不殘水腐仕り、畑方も麥水付にて相腐り。夫より五月中へ入り又大降にて大溜に付苗場相すたり、中は九日に入る也。植付の仕舞は土用入迄植付候。土用は六月六日に入り相應に生立申候。七月七日に大降り致し。八日七つ時に杉本村北より堤切れ入水致候。米其外諸穀高値十兩に米八俵位麥其外大高直御上より米八石餘御救米被下候。

同　八年酉　此年定樋御伏替、正月八日初り十九日出來。此年大飢饉也。正月より三月末日迄

百匁に付米四合五勺、夫より四月十五日過迄三合七勺也、錢六貫六百匁替、夫に付萬事大高値にて糠一升、三十二文迄致し候。所々救有之候。春より降りつゝき四月へ成り少し照り候。

同　九年戊　此年も春より溜り付追々降り勝にて一段に一二斗ばかり取り候。此年十月十四日夕祖父江除修覆。此所に江月、烏江栗笠より人足かり入れ一夜に打上申候。大修覆也。其後出入りに成る。

同　十年亥　此年春大溜り夫より大旱、植付も十分出來候處、八月十日夕宇田本堂堤切候て飯田人足遁去。又飯田堤にて二十二間計切れ、沼米はぼちの物計也。一段に付早稲は八斗晩稲は四五斗取なり。

同十一年子　此年春より降りつゝき田畑共に取入なし御年貢なし。

同十二年丑　和吉庄屋被仰渡七月二十二日、此年六年目に御年貢出る。

同十三年寅　此年五月大降夫より旱りつゝく。

同十四年卯　此年麥相應に取田方下も皆無、上にて一段に掟八斗より石迄。

同十五年辰　土用大溜にて中田以下皆無、上田掟五六斗宛取上ぐ。年號替る。十二月二十四日御觸有之改弘化元年となる。

弘化二年巳　此年殿樣御死去、七月十三日之所八月七日に御觸有之百日歌舞音曲停止六月大溜に付立毛不宜。

同　三年午　二月末より降り出し三月一ヶ月降る。

同　五年申　此年宇田村東圦より切入る。南圍は少も作取なし北圍にて飯料位。

系譜　當地佐竹氏は清和源氏より出で、源昌義常陸國佐竹城主となり佐竹を以て姓とす。後秀義の時濃州山田地頭となり、元龜二年中山に移住し、其後蛇持に轉居せりと傳ふ。

古文書　佐竹貞一氏所藏

佐竹主斗永祿亂以後諸戎波濤痛身濃州中山居住。其節家紋如本家常例可爲依用某件者也尤任二軍功一重可レ爲二加恩一者也

元龜二年四月二日　信玄

佐竹主斗殿

大字江月

沿革　多藝神社釣佛の銘に天文十年江月鄉田中又八とあるは當地最古の記事なるべきか。濃陽志略に莊名不詳。或云石津莊有二上下二村一、上江月南北四町許、東西一町、下江月南北可二二町一東西不レ過二數畝一。尾州府下十里、東隔レ川至二大戸羽一、東南至二神屋一、西隔レ川至二飯積一、南隔レ川至二鳥江一、北至二祖父江一。戶六十、口二百八十。租稅七百五十五石八斗。隼人大明神祠宇佐八幡祠俱村民奉祀。玉洞寺一向宗東派直參とあり。

村高　高辻七百五十五石八斗（太閤檢）

内　三百三十一石五斗八升　田方
四百二十二石二斗二升　畑方
二石　野年貢

庄屋　（元祿寶永正德）市兵衞（享保）又吉（寬保）忠治（明和）又吉（天明）權左衞門（寬政享和）定吉・市兵衞・元右衞門（天保）市兵衞（明治）茂十郎

古文書

烏江吹原氏所藏

一、江月村之儀古來之頭百姓と申者吹原市兵衞・同姓忠三郎外權左衞門・治兵衞右等之者にて市兵衞義は元祿正德之比數十年庄屋役相勤、苗字帶刀御差免有之、其後三軒之者追々絕家仕、中古跡形も無御座候。其後ハ市兵衞外又吉元右衞門・定吉右之者頭百姓ニ而享保年中烏江村吹原勘兵衞若年に付私先代後見ニ被仰付候ニ付、庄屋役又吉へ相讓、同人相勤罷在候。同人別家定吉寬政年中役義相勤、役中苗字帶刀御差免ニ相成、其後病死仕候ニ付、元右衞門庄屋役相勤罷在候所、是又勤役中苗字帶刀御免許御座候處、不都合之譯有之候ニ付役儀御引上ニ相成、栗笠村佐藤宇内後見被仰付當時私義庄屋役相勤罷在候。

一、土產神祭禮之節神酒備へ濟之上、村役人頭百姓之者ゟ頂き村方一同頂き申來候事。

一、苗字帶刀御差許御座候者ハ勿論村役人頭百姓之外は常に出入應對等差別仕來候。

一、長屋門白土付候義ハ頭百姓之外ハ不仕候。瓦ひさしの儀は持高之多少身柄ニ不レ拘仕來候。

一、小每御百姓御年貢不勘定仕候者ハ村はしへ出候義古來ゟ仕來候。但近年凶作ニ付多分御年貢相立不レ申致方なく頭百姓申合當時差免置候。

一、御家中樣并ニ御家來分村内ニ住居被成候義は往古ゟ當村に御座なく候。此後右躰之儀有レ之候とも村方之儀何事によらず拘り不レ申義と奉存候。

一、頭百姓之者へ苗字帶刀御差免有レ之節者夫々相用申候儀仕來候。

一、頭百姓之外ニ格式等御差免ニ相成候てハ村中迷惑仕候故、不レ寄ニ何事一古來より仕來之外新規之儀出來不レ仕候樣奉願上候。

右御尋ニ付内密申上奉候以上

天保十二丑十月

江月村庄屋　吹原市兵衞

後見　佐藤道三郎

市瀬東七郎樣御陣屋

第九節　多藝村

位置地勢　本村は郡の北部に位し、西は日吉・養老兩村に東及北は小畑村に境し、南は牧田川を隔てゝ高田町に對す。牧田川は村の中央を貫流して南北に區劃し、小畑川は村の北部を東流し頻年水害を被れり。

大字　直江・金屋・飯積・多岐・大墳

字【直江】　山鳥　大柳　中瀨古　枯木　村下　東川原　經堂　枠池　新屋敷　右衞門鄕　河間田　一町田　榎町　喰地　一斗割　薊野　割田　廣面　中原　野割　内野　向野　【金屋】　西川原　村之内　太夫田　井之上　熊竹　平塚　廣割　池田　小物成　大三戸　【飯積】　村西　村前　棚場　横長　川原　鍛冶屋田　石瀨儀呂　廣割　西細割　東細割　岡田口　一本木　赤池　貝割　起　小物成　【多岐】　中屋　枯木　前田　南鄕（以上小字多岐墳分）　將基頭　豆川原　松原　川向（以上小字高畑分）

沿革

戸長及村長

統計一覽表

【大墳】中川原　枯木　中屋

沿革　本村は元直江村外五ヶ村組合村と稱し、明治十五年一月十日大墳村を分村して多岐墳村、北大墳村とし、同十七年十月直江・金屋・多岐墳・北大墳・高畑・飯積の六ヶ村組合村を設く。明治三十年四月一日之等諸村合併し、多藝村と稱す。當時村名を五莊村と命じたきとの說ありしも、此地方古來多藝莊と稱せし由緒あるを以て遂に多藝村と決せりといふ。同十二月八日大字北大墳を大墳、大字多岐を多岐墳・高畑と改稱す。同三十二年八月九日大字多岐墳大字高畑を合し大字多岐と改稱す。

聯合戸長及村長　山田貞剛・西脇貫一・杉野健造・今津太呂久・安福爲右衞門村長代理丹羽數吉・佐藤丈太郎事務取扱佐竹金作・米山登喜次郎・古市春次郎村長代理村山井市

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	官有地	土民有 田	土民有 畑	土民有 宅地
二四九町	三二	一四	二五・三町	一四一・五	三七・一	一二・一

戸口 本籍人口	戸口 現住人口 男	戸口 現住人口 女	戸口 現住人口 計	戸口 現在戸數	職 農業	職 水産業
二、三三九人	一、〇三五	九九七	二、〇三二	三二五	一七七戸	—

生産額 農産	生産額 畜産	生産額 工産	生産額 水産	生産額 鑛産	生産額 林産	生産額 計
一〇一、六四六円	—	一一三、五四六	九七〇	—	二、五八〇	二一八、七四二

交通 國道	交通 縣道	交通 里道	交通 停車場	交通 郵便局	交通 郵便函	交通 船舶
—	—	—	—	—	二	二

大字直江

沿革　里傳に弘仁九年當地西光寺及三社創建せし由稱すれば其開發古き地なるべし。多藝神社釣

| 地 | | |

佛の銘に文安・長祿・文明年中直江郷と記せるものあれど史實詳かに知り難し。曆應正平の頃所謂直江鍛冶の住せし事は世人の知る所なり。慶長の役兵火にあひ、天明、文政の交水難を被り、南屋敷より北屋敷に移轉するものありて、南を本郷と稱へ北を新屋敷と稱す。

村高

（天明三年四月高仕譯改帳）

高千六十九石六斗二升八合

内　三百四十二石九斗一升一合

殘高七百二十六石七斗一升七合

此段別六十五町一段四畝二十四歩

此譯

上田十町二段四畝二十八歩　高百四十三石四斗九升　十四取

中田十七町六段五畝五歩　高二百十一石八斗二升　十二取

下田二十五町一段二畝十七歩　高二百五十一石二斗五升七合　十取

外ニ　下田六段八畝廿五歩　享保八年辻甚太郎樣御檢地　十取

合二十五町八段一畝十二歩　高二百五十八石一斗四升

屋敷四町一段五畝廿六歩　高四十九石九斗四合　十二取

上畑二町一段二十五歩　高二十三石一斗九升二合　十一取

中畑三町三畝十二歩　高二十七石三斗六合　九ツ取

下畑二町八段二畝一歩　高十九石七斗四升二合　七ツ取

外ニ　下下畑五段七畝歩　高二石八斗五升　寶曆九及明和八御檢地

庄屋　（延享）四郎右衞門・市左衞門・五平次（寶曆）休三郎（安永天明）久左衞門・藤太夫・市左衞門（寬政天保）久左衞門・

作右衛門・藤太夫・休三郎(弘化)市左衛門・藤太夫(嘉永明治)休三郎・七郎兵衛・喜平治・又兵衛

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
正德元年	一二七	二四六	二四三	四八九	天保十三年	一〇二	二〇九	二〇一	四一〇
安永七年	一三八	二五八	二七七	五三五	同　十五年	一〇二	二一五	一九八	四一三
天明三年	一三三	二五八	二四四	五〇二	弘化二年	一〇〇	二一四	一九一	四〇五
同　六年	一二八	二四八	二三七	四八五	嘉永四年	一〇〇	一九三	一七三	三六六
寛政三年	一二五	二一九	二四一	四六〇	同　七年	九六	一九六	一八〇	三七六
天保九年	九九	二〇〇	一九八	三九八	安政五年	九三	二一〇	一七三	三八三

古文書

威鐵砲拜借請書

直江杉野開吉氏藏

奉拜借御請書之事

一、威　鐵　砲　一　挺

右者當村田畑鳥類喰荒シ候ニ付御願申上候處、御聞濟被ニ成下置一今般御渡被ニ爲下置一難レ有慥奉ニ拜借一候。然ル上者鳥類相防候より外一切相用候儀決而仕間敷候。爲レ其一同連印之御請書奉ニ差上一候以上。

酉四月　　直江村百姓代　彌右衛門　判

年寄　源兵衛　判

庄屋　市左衛門　判

大垣御預御役所

山論裁許文書

直江杉野開吉氏藏

白石村より所レ申之證據證文悉難ニ信用成一儀共候三ケ村より三谷之山へ道程相隔り遠候而白石村は居村之上に三谷之山有之故密に三谷之山へ隱候而入木柴取候を以前に、心次第に入會候旨申紛し候といへ共、證據證文無之、山年貢も不ニ相納一候に付白石村同新田井京ケ脇共に三ケ所之百姓共直江村押越、村嶋田村御年貢上納之三谷之山内へ自今以後入込候而木柴草等取候儀

堅一切令停止候。全可二相守一此旨若密に白石村幷新田京ヶ脇村之百姓右山へ入候者あらば、可レ爲二曲事一仍爲二後證一裁許之書付双方へ渡二置之一條不レ可レ致違者也。

享保三年三月十八日　　辻六郎左衞門　判

所替願書

乍レ恐書付を以て奉二願上一候　　直江杉野開吉氏藏

當村之儀者兩方に牧田川を抱え、川西追々高く罷成候に付、落先を支へ少水たりとも逆水多く、居下迄水付御高七十石餘之處近年七八ヶ年も立毛畑方等迄皆腐仕、困窮之百姓難澁、至極可仕樣も無二御座一候。其上當年枡者米穀高値之上、屋敷方迄も三月より只今に至迄池床同樣に水常付に罷成、殊に道橋迄も損し、落先は切入耕作之時分隙を費し、彌困窮に及び御百姓相續も難仕奉存候。此上にも若村上より切入候はゝ、家居も流失可仕と歎かわしく敷奉存候。依之乍レ恐御願奉申上候は、何卒地直り仕り候迄所替仕度奉願上候。右場所之儀は新屋敷北古堤成共新屋敷南川原道下なりとも、洲川原少々御座候間右之内御貸渡被成下置候はゝ、小屋掛なりとも仕罷出、水難相凌度申奉存候。尤も只今の居村義は居住不仕候へば入水之節自ら置土仕萬一切入之節も御堤内逆水溢居候へば砂石は入不申、置土仕自然に上田に罷成申候。既に去巳之年洪水に切入候節も家居流失仕り躰に候へ共、砂石は入不申、置土二尺餘も仕候。夫より近來迄は立作も相應に乍立申候。最早此分にては追々川面は高く罷成、彌亡所百姓相續可仕樣無御座候。御慈悲を以て右願之通所替被レ爲二仰付一被二下置一候はゞ難有仕合奉レ存候。此段本村百姓一統に御憐愍之程奉願上候以上。

天明七年未八月

多藝郡直江村

庄屋　久左衞門　判

年寄　常右衞門　判

百姓代左之右衞門外七名連判

大垣御預御役所

公金借用願書

乍恐以書付願上候　　直江杉野開吉氏藏

當村之義元來地低に御座候處、近年は追々川床高く罷成、出水度毎御堤洩水至而多く、深溜水附に相成、田方總段別三十六町

六段二畝八歩一厘之内二十町歩餘は定水損場にて年々皆無、又は皆無同様に相成、種籾肥代作手間等損失は不及申上、御高諸懸物村入用等年々辨金仕、其上少分之上け地高より右多分下り地高え合力米等指出し來り極難の村方に御座候處、去丑の夏御堤切入御切所は不及申上、居家二階迄も數日水附に相成、家財は勿論貯置候雜穀等迄水腐仕、夫食差支至極難澁に付、其節御願申上候處御慈悲を以て爲御救夫食被二下置一、漸く相凌麥作え取續候處、猶亦當夏度々之出水にて二十町歩餘は水腐仕り、年來の困窮にて小前内借は不及申上、村借金等夥敷相重、其上上の方の御田所は追々隣鄉え質流に相渡、水腐所之分は夫々金子相添不申候は而は其譲渡難相成御座候に付、不殘村方へ相抑罷、地主役に作付仕候へ共、元來低場に而年々皆腐仕、其上當村惡水路之義は牧田川と段海川と落合候處え相落候處牧田川之儀は山川にて出水度毎砂石多分流出し川下烏江村前之處至而附洲置重り川床押埋り水落差支候に付、水腐所の分は床水に相成、年々水損困窮相嵩み候に付、總百姓一同打寄程々談合仕候處最早田場直し仕水難相遁候外無御座候へとも、多大之入用相懸り下地困窮之百姓自力に難及、依之何卒恐多き御願には御座候へども、御江戸表え被レ爲二仰立一被二下置一田場地直し金五百兩御拜借被レ爲二仰付一被二下置一候樣奉願上候。尤高地之分にて質地書入連印仕指上候間、右願之通御聞濟被成下置地直し自普請皆出來仕候へば、御上樣御益筋は不及申上、村方之儀も水損所上田と罷成、作德相增是迄御高諸懸物其外種々辨金相遁、年來之困窮にて相疊り候小前内借幷村借金等迄追々返濟仕、無難に永く御百姓仕り廣大之御救と總百姓一同難有仕合奉存候以上。

文政十三年寅十一月

多藝郡直江村庄屋　藤太夫判
同　休三郎判
同　市左衞門判
外年寄百姓代五名連判

大垣御役所

組締役延期文書

差出申一札之事

今般別紙組締御極被下候に付庄屋代年寄役共廻り順に相勤候樣熟談相整候處私義所持高十石以下にて御座候に付當番之儀は差

扣可申候尤も所持高十石以上に相成候節は當番相勤候樣御取極被下承伏仕候依之爲後年一札差出申如件

弘化四年未九月　　直江村中組立會　休　助　判

押越村御庄屋　信　七殿
直江村本郷組御庄屋　休　三郎殿
同　村西組御庄屋　又　兵衛殿
同　村非番御庄屋代　源右衛門殿

村　締　　直江　清水龍爾氏藏

弘化年間中組庄屋市左衛門及西組庄屋藤太夫死亡後、組内の人氣區々に分離して跡役定らざるにより、其筋より押越村庄屋新七をして中組庄屋を兼帶せしめ、又大場村庄屋長左衛門に西組立入を命じ、之を調停せしめたれども人氣整はず、毎に紛議を釀し、里民より江數米過重取立云々の動議を提出する等の事ありたれば、弘化四年八月再び其筋より兼帶立入人并に下宿村庄屋嘉平次鳴田村庄屋市右衛門に命じ、村民一致して村締法を作成せしむ。其重なる箇條左の如し。

一、御廻米枡合は勿論繩俵に至迄精々入念、郷藏納可ㇾ致尤十二月十日限皆濟可致事。

附　夫錢勘定之儀は十二月廿五日限致二皆濟一、端銀たりとも悉く植付耕作致し、荒地無ㇾ之樣可ㇾ致事。

一、高地之分は勿論低地たりとも後日え相延申間敷は勿論差次勘定致間敷事。

附　植付耕作之節若病氣相煩ひ手後れ致候者有之候はゞ、親類隣家五人組合より互に助合手後れ無之樣可致候事。

一、村入用之儀者毎月晦日より翌月五日迄之内一組より三人宛立會、逸々遂二穿鑿一上納可ㇾ始。割賦金諸買物に至迄請取書引合ゟ入帳致可ㇾ申猶後論無之樣立會候。村役人〳〵印致し夫錢割之節、右〳〵印之通何月〳〵何程と夫錢帳え入帳可致事。

一、村入用金之儀は凡高割を以て組々より取替置、夫錢割組高當りにて引去可ㇾ申、尤右取替金之儀は當番庄屋より何入用何程之内何程取替候と委敷相認め、印判請取書相渡、夫錢勘定の節右受取書に引合せ可申事。

附　村入用取替金之儀は利息一割二分月割之事。

一、道橋修覆之儀は家役無賃にて罷出可申候。尤大破の分は相談の上賃人足を以て成丈け入用不相懸候樣取斗ひ可申事。

一、出水出火之節は六十歳以下十五歳以上之者無賃にて罷出、精々相働可申。若病氣等にて難二罷出一者は其段當番庄屋え相斷可ㇾ申。格別相働候者は御役所樣御差圖を請取斗可ㇾ申事。

一、村役人幷立會之者出會の節酒肴等一切相用申間敷候。且支度之儀は可ㇾ成丈持通ひに致し無據節者一人一飯錢六十四文にて取賄ひ、其餘買物等一切附出し申間敷候事。

附　無ㇾ據儀有ㇾ之酒相用度節は、總方自分賄に致し、一切入用附出し申間敷事。

一、是迄村役人始立會之者小前の宅にて酒肴相用ひ、村入用へ附出候義も有之候へども、向後は小前の宅は勿論、村役人宅たりとも當番庄屋の外にて酒肴は勿論支度等決而致間敷候。

一、人足賃錢一人に付錢百二十四文と相定、川堀人足たりとも酒料手當一切致間敷候。都而人足之儀者朝日之出より暮日の入迄相働可ㇾ申、尤も朝晝中飯の節は村役人より呼聲相立候へば、早速罷出相働可申候。且休之節自分仕事致間敷候事。

附　道濟取繕ひ候人足酒店にて給候酒代村方より相拂候義も有之候へども、今般賃錢相增候上は人足酒代の儀は村方より決而相拂不申候事。

一、三ヶ村組合へ罷出候人足賃錢幷に牧田川橋懸け人足賃之儀は是迄の通取斗ひ可申候事。

一、村買物帳當番庄屋に掛置、右買物帳へ買先にて逐々爲ニ相記一月〆之節取調入帳可致候。右買物帳に相洩候分は取用申間敷候事。

一、當番庄屋方に村役人印附の札掛置、他所行幷村方にて遣ひ候人足え其度毎に月日遣ひ道右札へ書記相渡置、夫錢割の節右札取調入帳可致、若札紛失致候分は假令慥成義にても一切取用申間敷候事。

一、御役人樣方御休泊之儀は御一人諸入用一度銀一匁にて取賄ひ、其餘買上物等一切致間敷候。且御他方御役人樣御休泊の節は御一人分銀三匁にて取賄ひ若別段買上物等有之候節は一同相談の上可成丈入用不相懸樣取計可申事。

一、當番庄屋方にて年內相用候筆墨紙代一ヶ年分銀七十匁幷蠟燭代錢一貫五百文に相定、其餘一切附出し申間敷候事。

一、非番庄屋に於て年內相用候筆墨紙代庄屋一人に付一ヶ年分銀十五匁宛幷蠟燭代錢三百五十文宛と相定、其餘一切附出し申間敷候事。

一、宗門帳五人組帳筆工紙代共金二分二朱と相定、下帳に至迄右定金之內にて取斗ひ可申事。

一、大垣笠松兩御役所樣へ御用之節々鄉宿下用之外諸入用者勤出之者より相拂可申、尤右手當として其日歸りの分は一日銀二匁、若御用續にて一夜泊に相成候は前後兩日銀三匁と相定、途中小使共出勤之者より差出し村方え一切附出申間敷候事。

一、當番の儀は凡高割を以て一ヶ年宛相勤可ㇾ申、尤高割の義に付當時の組々有高にて本郷組五分西組中組にて五分、相勤可申。若組高增減致し、譬百石以下に相成候とも右之割合にて實意を以て互に助合相勤可ㇾ申。平常御用之儀は當番庄屋へ請持、非番庄屋幷當番年寄にて相勤、猶御用村用にて當番庄屋方へ寄合及評議候節は組々庄屋年寄百姓代罷出可ㇾ申、且御檢見御免割幷高懸り臨時入用多分の儀有之節は立會之者一同罷出可申候事。

附　中區之儀人氣區々にて役儀勤人當時相定り不ㇾ申候に付、庄屋當番之儀は相休み、追而組内和融の上役儀相定り候節は、本文之通當番相勤可申候。且組大高に相成外組より當番餘斗相勤候迚、役威を振ひ役頭杯と心得違無ㇾ之樣可致は勿論、小高に相成候組は大高組より別而實意を以て附合可致事。

一、諸給米七石五斗也

一、米一石二斗　庄屋當番給
一、米三石六斗　庄屋給三人分
一、一石二斗　定使給
一、米一斗五升　當番附年寄給
一、米一石三斗五升　年寄給三人分

右庄屋年寄給米之儀は高割を以て組々庄屋へ請取可ㇾ申、尤當村組高格別高下有之候に付和融の爲當村給米勤人頭割に致し可申事。

一、所持高二十石以上に相成候者は總村立會に罷出可申高二十石以下に相減候はゞ立合差扣可申事。

附　是迄立會來候者は當未年より來る辰年迄十ヶ年の間高の多少に不ㇾ拘是迄の通立會可ㇾ申右十ヶ年相過高十石以下に候得ば本文の通立會相扣可申事。

一、近年川底高く相成、牧田川洩水大造にて立毛年毎水腐致し、總百姓難澁罷在別而低地而已作致居候者は年々皆水腐にて取續も難ニ相成一候得共、他所他越作の義は先年締りも有之越作相成申間敷儀に候處、今般相談の上低地のみ作致し居候者之取續之爲め、村地一人作三段五畝歩、夫婦相働候もの者六段歩、作付無之者は越作一切致間敷、總而作方の儀は別而實意を以て村地の分荒地無ㇾ之樣可ㇾ致は勿論、元來手餘り地の村方に付一畝歩にても餘斗作付低地之分精々地直し致し、少し成共御收納相進み候樣相勵可申事。

一、當村之儀は先年譯合有之村方一同熟談納得之上内組分致三組ㇾ相成、御年貢取立其外諸締三組相談の上取斗ひ來候處、右組分け以來年暦相過候而元來の意味自然ㇾ亡却致し、中には三組別村の樣に心得違之儀も有之候へ共、全内分けの義

に付村役人の義は一村の締と相心得可申事。
弘化四年未八月　直江村一同連判

大字金屋

沿革　當地に式内御井神社を奉祀するを見れば、既に延喜時代に開けたる地なるべし。天正慶長の交屢々兵燹にかゝたることは傳へて口碑にあり。當里下金屋は上金屋より分れたるよしなれど其年代詳かならず。

村高　（正德三年十月現在）

一、高辻四百五十九石七斗五升

内　九十六石四升八升七合　地不足
殘高　三百六十三石二斗六斗三合

此　譯

三百二十七石三斗七升一合　田　方
二石八斗　神　田
二十一石五升五合　前々永引
三石三升八合　未砂入
十一石八斗三升　酉戌江堀舖
三十四石三斗二升三合　當巳水損
殘　二百五十四石三斗二升五合　有　高
此取百九石三斗六升　四ッ三分
三十五石八斗九升二合　畑　方

内　一斗一升　郷藏屋敷
二石一斗九升　前々永引
一升二合　未砂入
此取八石七斗三升一合　二ツ六分
外二　四斗　野年貢
米合百十八石四斗九升一合

庄屋　(寛政)彌十郎(天保)重左衛門(文化)林藏(維新前後)宇市郎・太良久

古文書

詫状

私義いもち送りの義に付御上様をも不レ恐御役目より御差留之處、了簡違仕心儘に取計候旨御咎、手錠村預被二仰付一相愼罷在候處、私心得違より月代はさみ御役目より御察當請候に付、安右衛門殿御舎も被下候哉申懸り候義、全以不調法之段御用捨被下度候、

文政五年正月日　金屋村　某（破損不明）

牧田村御年寄　利兵衛殿
小倉村庄屋　善　六殿

羽織着用一札　同　上

一、今般私共義各樣方格別の思召を以て例年八月朔日祭禮の節、袴羽織着用於拜殿神酒披露同席之儀御取計被二下置一仕合奉存候。尤も村法之儀は是迄之通相心得可申候爲後々年差上申一札如件

天保十五年十二月　儀兵衛、榮次郎、傳三郎　連判

伊藤孫六殿外四名宛

社祢着用一札　同　上

一、先年爲二御取立一祭禮之節袴羽織にて出、神酒頂戴仕候處、猶又此度格別之思召を以て儀兵衛榮次郎社祢着用神酒頂戴仕候段難有奉存候。就而は以後儀兵衛・榮次郎・心得方の儀は先達而仲右衛門より差出置候書付之通屹度相守可申、傳三郎

金屋　伊藤矩一氏所藏

は諸向是迄仕來之通屹相守可申爲後日書付仍如件

安政三年七月　　金屋村儀兵衛、榮次郎、傳三郎　連判

伊藤重右衛門殿外四人宛　　同上

觸狀請書

博奕賭の諸勝負之儀前々より御制禁之處今以不二相止一博奕又は紛敷勝負致す者有之趣に付無油斷召捕、たとへ御料之者にても其所の御代官へ掛合差圖次第直に仕置可申付候。他領引合も勿論其領主掛合之上相互勝手次第仕置可被申付候尤小給之面々陣屋無之家來等も不差置分并寺社領之分は村役人より最寄之奉行所又御代官へ申立、右奉行所或者御代官にて申付候義も勝手次第の事に候。右之通被相心得猶又嚴重可申付候。寅六月

右之通此度以御書付被二仰出一候間、村々小前之百姓共へ懸と申聞請書取之置、若不埒のもの有之ば早々可訴出候等閑に致し置、外より相聞るに於ては村役人は勿論組合のもの共急度遂吟味候間、心得違ひ致間敷候。寛政六年寅六月信樂役所印

右之趣此度被二仰渡一急度相守可申候、萬一心得違仕相背候はゞ、如何樣之儀にも被仰付候とも少しも御恨申間敷候、尚又組合之内は心掛け吟味可仕候爲其請印形致置候以上。寛政六年寅八月　　金屋村庄屋　彌十郎

谷汲山華嚴寺金皷銘

泰懸鰐口大日本濃州大野郡谷汲山華嚴寺勸進沙門照春文明十一年己亥八月吉日檀那三橋住人藤原家次、大工タキノ住西金屋平吉久敬白

大字飯積

沿革　當地最古の歷史を語るものは永仁元年八幡神社棟札あるのみにて其他詳かならず、元龜天正の頃當鄉代官川瀨五佐正なるものありと傳ふ。

村高　四百十石三斗九升（太閤檢）

内　三百五十六石七斗九升四合　田方

五十三石五斗九升六合　畑方

庄屋　庄屋（享和）茂兵衛（保）孫四郎（安政）佐兵衛・孫九郎（文久）利左衛門・茂兵衛（以下不詳）

沿革　**大字多岐小字多岐墳**

沿革　按ずるに物部多藝氏の本居地なるべき歟。莊福寺所藏小笠長清骨器の銘によれば、此地元多藝莊安久鄕といへり。而して此地元大墳と稱せしが、明治十五年多岐墳北大墳の二村に分村、以後多岐墳と稱せり。其大墳の名稱の由來明かならざれども、當地多岐神社境內に文治五年正月築造せる。高一間半・東西六間半・南北十二間・周圍三十四間半・面積六十坪の一大古墳あるより名附たるか尚可考

村高　（安政二年高帳）

一、高辻百九拾九石四斗五升四合

内　百六石六斗五合　永引地　三十四石一斗四升八合　諸引地
残高　五十八石七斗一合
内　五十石一斗二升六合　此取米十石二斗二升六合　定二ッ四厘
八石五斗七升五合　此取米二石四升九合　定二ッ三分九厘
合十二石二斗七升五合　欠口六斗一升四合

庄屋　（正保）彦四郎（天明）恒三郎（元治、慶應、明治）三郎治

沿革　**大字多岐小字高畑**

沿革　當地元一村として獨立せしが、連年水災に遇ひ、土地荒蕪し、年々近村に移住するもの多く出で、遂には全村一戸を見ざるに至り、明治三十年遂に多岐村の小字となれり。

村高　高辻十八石二斗三升八合（安政二年現在）

内　高九石一斗二升一合　永引地　高一石五斗三升五合　諸引地
殘　高七石五斗八升二合
内　五石九斗三升七合　此取米一石四斗三升　定二ッ四分二位
三斗八升一合　此取米四升四合　定一ッ一分五厘
一石二斗六升四合　此取米二斗五升三合　定二ッ

大字大墳

沿革　寛永十二年日比野治郎太夫なるもの尼ケ崎より革工六戸を率ゐ當地に移住す。戸田氏鐵公六戸の爲に堤外屋敷地一段八畝十六歩をたまひ、太鼓馬具等を調進せしめらるゝと傳ふ。延寶安永の比は鳥井村と稱せしが如し。其後大墳村と稱し、明治十五年分村して北大墳村と改稱し、明治三十年多藝村大字大墳と稱す。

村高　大字多岐内村高に含まる。

庄屋　大字多岐庄屋支配を受けたり。

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
寛永十二年	六	不詳	不詳	不詳	嘉永四年	六九	一八九	一七二	三六一
弘化四年	六六	一七一	一五八	三二九	同六年	七〇	二〇〇	一九四	三九四
同五年	六八	一七五	一五六	三三一	安政元年	七二	二〇〇	一九四	三九四
嘉永二年	六八	一七九	一六二	三四一	同二年	七二	二〇〇	一九九	三九九
同三年	六九	一八五	一六八	三五三	同三年	七二	二一八	二〇五	四二三

道場　安永九年師匠寺不破郡岩手村敎正寺役僧休息の爲一平屋を建築し、併せし佛像を奉安せし

が、其後增築して一道場となせり。

位置、地勢
大字
字
戸長及村長
沿革
統計一覽表

第十節　日吉村

位置地勢　本村は養老郡の北部に位し、北は不破郡合原村、南は多藝村に隣り、西は牧田村東は小畑村に接す。西部に岡山有り、南部に牧田川、東部に小畑色目の諸流あり。灌漑排水共に便なり。

大字　宇田・橋爪・中・豊・安久

字【宇田】用水　關海道　柿之木　本堂　堀之内　六段田　宮西　郷勺　鷺打　色目　清水　鏡池【橋爪】岡ヶ鼻　色目　大畔　宮之下　山田　村下　村内　岡山　桑之木原　天待　池田　三ッ坂　神明下　西川原　新宮野　南川原　北河原【中】川南　下戸　三段田　神明下　北川原【豊】柿ノ木　石名田　川原砂畑　蛭田　清水　川向【安久】村内　研屋　飛鳥井　宮ノ越　五堂　尼ヶ池　本堂　鐘鑄

沿革　明治十七年十月一日宇田・橋爪・中・豊・安久の五村聯合して、宇田村外四ヶ村戸長役場を宇田村大通寺に置く。同二十二年右五ヶ村合併して日吉村と創稱す。明治三十六年三月一日同役場を同宇田二百十八番ノ一に新築せり。

聯合戸長及村長　金森祝・大久保精一郎・三宅才二・村上亮二・大久保精一郎

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	土地 官有地	土地 民有地 免租地	土地 民有地 有税地 田	土地 民有地 有税地 畑	土地 民有地 有税地 宅地	土地 民有地 有税地 山林	土地 民有地 有税地 原野	土地 民有地 有税地 其他	土地 民有地 有税地 計	戸口 本籍人口	戸口 現住人口 男	戸口 現住人口 女	戸口 現住人口 計	戸口 現在戸數	職業（本業） 農業	職業（本業） 水産業	職業（本業） 鑛業	職業（本業） 工業	職業（本業） 商業	職業（本業） 其他	職業（本業） 計
四三〇・六町	三・二二五町間	一六・一八	七四・一町	二・二五	二六八・五	一六・二	一八・九	四二・三	四〇・〇	三・七	三五三・六	二、一四八人	九九一	九八三	一、九五四	三三五戸	三三五	—	—	八	四	二八

生産額 農産	生産額 畜産	生産額 工産	生産額 水産	生産額 鑛産	生産額 林産	生産額 計	會社 株式合名	會社 株式合名	金融 銀行 株式合名	金融 銀行 株式合名	金融 質屋	交通 國道	交通 縣道	交通 里道	交通 停車場	交通 郵便局	交通 郵便函	交通 船舶	交通 諸車	教育 小學校	教育 補習學校	教育 青年團	教育 處女會
一九六、二二一円	四、四四四	四、四六二	一九八	—	一、七二三	二〇七〇四九	—	—	—	—	—	—	—	里丁間 一七一・二六	—	—	二	—	三五八	一	一	一	一

社寺 神社	社寺 寺院	衛生 病院	衛生 隔離病舍	衛生 醫師	衛生 製藥者	衛生 藥種商	衛生 藥劑師	衛生 産婆	議員 衆議院議員	議員 縣會議員	議員 郡會議員	議員 町村會議員	町村歲入 町村税	町村歲入 夫役現品	町村歲入 財産收入	町村歲入 繰越金	町村歲入 交付金 國税	町村歲入 交付金 縣税	町村歲入 寄附金	町村歲入 補助金 國庫費	町村歲入 補助金 縣費	町村歲入 補助金 郡費	町村歲入 公債	町村歲入 其他	町村歲入 計
一六	八	—	—	—	—	六	—	一	—	—	一	一五	一四、二〇六円	—	二八三	七七七	二七八	一五九	—	三四一	一	六九	—	一、六九一	一七、八〇五

町村歲出 役場費	町村歲出 會議費	町村歲出 土木費	町村歲出 教育費	町村歲出 衛生費	町村歲出 救助費	町村歲出 警備費	町村歲出 勸業費	町村歲出 諸税負擔	町村歲出 公債費	町村歲出 財産造成費	町村歲出 其他	町村歲出 計	公課 國税	公課 縣税	公課 町村税	公課 水利組合費	公課 計	町村吏員	諸團體 日本赤十字社員	諸團體 愛國婦人會員	諸團體 日本海員拔濟會員	諸團體 青年會員	諸團體 在鄕軍人會員	諸團體 講話會	諸團體 處女會
四、七四九円	一九五	三五四八	五、六〇〇	三〇	—	二六六	—	二〇四八	—	八一二	五九七	一七、八〇五	六九三・七円	一一〇〇三	一四、二〇六	三、四八〇	三五、六三六	二三	一〇二人	五二	一三	七〇	六五	三五九人	九九人

大字字田

沿革

沿革　和名類聚抄に有田郷とあるは此地方なり。應永年間土岐康任當地に來り、父康貞の爲に墓碑を建つ。康任の子孫當地に永住し開發に力を致せり。枝郷に仁位・北野・杉本・角田・あり。仁位は正徳五年十一月二十五日調製圖面に野中村と書せり。傳へ曰ふ、昔野中太夫といふ人住せるより稱すと。或人曰く仁位の名は天文四年乙未八月十七日鷹司與十郎冬明二位此邊にて討死せしより名付けたるにやと。北野は天和貞享の頃古田平八大墳より移住し草開せりといふ。杉本角田は共に正徳五年繪圖に見えず。天明五年字田村檢地帳に杉本の名ありて角田を見ず。

村高

村高　高辻千貳百八拾八石五斗五升五合（安政二年書上）

内	高十六石二斗六升	永引地	高百十七石六斗八升一合　諸引地
殘	高千百五十四石六斗一升四合		
内	高二十七石七斗三升三合	不農引	
	高千三十石一斗二升一合		
	此分米四百二十六石四斗七升	定四ッ一分四厘	
	高九十六石七斗六升	杉本分	
	此分米三十四石三斗五升	定三ッ五分五厘	
	合四百六十石八斗二升		
	二十三石四升一合	欠　口	
	高辻一石二斗六升九合	宇田新田分	
内	二斗五合　永引地	四斗七升七合　諸引地	

残　高五斗八升七合　　定一ッ九分
此分米一斗一升二合　　欠口
六合

庄屋　(元禄)甚平(寶暦)次郎太夫(天明)八郎次(文政)喜三郎(安政、文久、慶應)雄平　附名主　藤左衞門・兵之助(維新後)清三郎

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
安政五年	一三五	二九一	三〇六	五九七	慶應四年	一三二	二九二	二九三	五八五
文久元年	一三一	三〇七	三〇四	六一一					

寛政二年雨乞歌

（一）寛政二ついぬの年、みな月半ばに旱りあがり、山田の水も細々と宇田樋の水も絶え〳〵に、多くの田畑は枯れいたみ、百姓のなげきいかばかり、ながのひでりがくるしさに氏神様へ雨を乞ふ、無理もこまりの雨乞に日のもとなれば照りもしつ、さりとては又あめが下、神も感應まし〳〵て、俄かに黒雲まひ下りお慈悲の雨は千早振る。

（二）ゆるきまはりや戌の年、六月半にてりあがり、山田の水も細々と、宇田樋の口もたえ〳〵に、村のてみづは絶えきりて、田畑のいたみは日にまさり、氏子打より神さまへ、雨乞かければごりしやうで、空に黒雲たちおほひ、雨は時々ふりしきる、うるほひめぐりて田畑まで、作りは青々生ひしげる、ちはやふりしも御當社の、神のめぐみぞありがたき。

（三）茲に寛政戊の年、六月半ばに照り上り、棚織ちかう雨ふらず、星にはかはりかみもたえ、雨をいのりのかしは手に、氏子のなげきをあはれみて、龍神たちも納受あり、雨乞すりや又ふる雨は、おすゞみさまのみさらしを、わけてたまはる神りよなり。

（四）なる神月の半ばよりけふまで雨のふらざるに作りのいたみ苦にせまり、氏神様へ雨を乞ふ、其ことはざに龍神の御名を幟にかきおさめ氏子集りひび〳〵に雨をねがひの法螺太鼓、神のめぐみは遠からずぬれてかへろよ神の庭。

（五）段々ひでりがつゞく故作りのいたみいやまさり、五社御神へ雨乞へば氏子救ひの神慮にて利生の雨や折々に濕ひありて田畑までたつやみどりも青々と臥したる千草も色めきて五穀のみのりもます〳〵に神の恵みを祈りけり。

（六）追々雨をたまはれど、地のうるほひも日にかはき、井水も次第に細くなり、作りのいたみも多き故日々願ふ雨乞を、神も御受納まし〳〵て、龍神たちもしろしめし、氏子の難儀あはれみて、神の恵みの一雨を、しつぽり願ひ奉る。

（七）これ〳〵ごらんせ御らんなれ雨のねがひの一通り、長のひでりがつゞく故、多くの田畑かれいたみ、幟の數と諸共になげきは日にまし夜にせまり、吹きくる風も心して作りはよけていたませな氏子の難儀かへりみてしつぽり一雨たまはらば、作りも青々生ひ茂り、人の心ものびやかに祈らせ

たまへと神樣へ、おして願ひし雨乞も、雨乞ひそめてけふ迄に、最早七日の願納め、長の日照もけふばかり、ぬれてかへらんうれしさに。

（八）七日のあめも乞ひをさめ又もやねがふ雨乞は、神慮も恐れず下とかみ、はるかに似たれど神力、なうして外はなし、氏子すくひの一雨を、是非しつぽりと願ふなり。

（九）日にまし日照のつゝく故、作りのいたみかぎりなく雨をしたひし人心、たとへん方もなき雨を、こひし〳〵の又願ひ、とてもかくても御利生の、あらん限りぞ願ふなり。

（一〇）いまだにつゝく長ひでり、數多の河水たえきりて作りやしなふてだてなく、是迄精々作りたて、今しばらくに枯れんこと、何となげめてゐられうぞ、迚も此上凡力の及ばぬ天地の變化なり、五日の風や十日の雨が、下てる日のひかり、諸神のかごや、天とうの、慈悲仁愛のめぐみにて元來弘誓のいなびかり、こうばくじゆ大の一雨を、ふらしめたまへいのるなり、まづ神前を見奉れば、やしろの作りは瓦破風、お屋根に金紋かゞやけり、龍神たちも寄り集つて、空に黑雲絶間もなしに、神力應護の雨たまはるや、此神樣へ雨乞すればがつほのしみづに黑雲さがり、清水をまきあげ雨ふらす

系譜　當地藤田氏は土岐惡五郎三河守康貞の後裔なり。正平七年康貞和田五郎と討死せるにより二子宇田次郎文和四年當里大通寺に來り、父の墓石を建つ。其子土岐四郎藤田隼人佐宇田に住し、永和四年三年十七日歿す。四郎の子賴次、其子賴持、其子賴三、其子賴連、其子重連、其子重陰、六

左衞門と號す。應仁元年大菩薩に御正體を奉納せり。其子重信、其子光信といふ。光信享保の頃江州に趣き淺井に屬し勇名あり、功成りて宇田に歸る。光信の子吉高淺井長政に屬して功あり。天正十二年池田勝入に謁す。其子吉綱、其子賴緣一家を再興す。其子孫今に宇田に住し藤田を冒せり。

古文書

（宇田藤田卯藏氏所藏）

歎村金谷村嶋田村直井村大塚村

禁制

一、軍勢運人等濫妨狼籍之事

一、放火之事

一、妻子牛馬取之事

右條々堅令停止訖若有違犯之輩者速可處嚴科者也御下知如件

慶長五年九月二十一日　　間宮彦太郎　奉之

古文書

沿革

大字橋爪

沿革　當地岡山に十數個の古墳殘存するに徵すれば、其開村甚だ古きを知る可し。新撰美濃志に「このあたりむかしは篠塚の里篠塚のうまやといひしなるべし」と書せり。橋爪の名は昔此里の南に一長橋ありて其詰に村居せしより名づけしと傳へらる。今は橋爪と書けども古記錄には往々橋詰と記せるものあるを見れば或は然らんか。枝鄕別所は岡山の麓にあり、頗る古き村落にて白山權現棟札には不破郡と記せり。或は別所が却つて本鄕にて橋爪は之より別れ漸次南方に移住したるにはあ

らざるか猶考ふ可し。

村高　（慶長四年九月十六日御檢地）

上田十九町六段八畝十歩　分米二百九十五石二斗二升　十五取
中田八町九畝二十二歩　分米百五石二斗六升一合三勺　十三取
下田二町九段九畝十六歩　分米三十二石九斗四升八合七勺　十一取
段數合三十町七段七畝十七歩　分米四百三十三石四斗六升
外ニ田當荒七段二十四歩　分米七石七斗八升八合　十一取
上畑三町二段六畝五歩　分米三十九石一斗四升　十二取
中畑一町五畝三歩　分米十石五斗一升　十　取
下畑五段八畝十九歩　分米四石六斗九升七勺　八ッ取
屋敷一町二畝二十歩　分米十二石三斗二升　十二取
段數合五町九段二畝十七歩　分米六十六石六斗六升七勺
外ニ畑當荒五段七畝二十五歩　分米四石六斗二升六合七勺　八ッ取
田畑合三十六町七段四歩　分米五百石一斗二升七勺（荒地ヲ除ク）

庄屋

（天保）次郎太夫・杢次（附名）主（慶應）宗五郎・喜一郎・富之丞・元右衞門

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
文政七年	一二七	二七三	二五三	五二六	慶應四年	一四九	三一八	三一九	六三七
天保八年	一三三	二九〇	二九二	五八二	明治二年	一五一	三二〇	三二〇	六四〇
嘉永元年	一三三	三一五	二九九	六一四					

阿彌陀堂

枝郷別所に在り。大永三年三月創立。天保九年寺號を廣德寺と命ぜられたきよし領主

に願ひしことあれど不許可となりたることあり。

眞入庵　橋爪篠墳神社の西南境にありしよし享保五年屋敷繪圖に在れど其荒廢年月不詳。

系譜　當里は古來一村高木姓を冒し、「橋爪總高木」の稱さへありき。明治維新の際今の諸姓に改稱す。傳へ曰ふ高木の曩祖は六孫王經基五代の後胤上總介源頼風にして三河國碧海郡高木（今の安城町大字高木か）を領し、始めて高木を姓とせり。永祿年中織田信長齋藤一族を滅ぼし、岐阜城に移りし時頼風の子孫信成來りて當地象尾山の麓に潜居し其支族繁榮して今日に至れりと。

武佐祭　武佐祭は此里正月に行はれし大禮にして、甚だ傲奢を極めたりしが、世の移り替ると共に漸次節約し、今は僅かに其名殘を止むるのみ。文政年中武平治といふ者代官所に提出せし文書を見れば、大凡當時本祭禮の概況を知るべし。

一、正月七日は箸削と申、早朝より親類隣家の者當元へ打寄り、柳箸を削り申候。尤も村人右當元へ祝儀申入候へば人別に神酒出申候。但鹽振大根

一、正月十三日は鮒焚と申早朝より親類隣家の者當元へ打寄り、鮒焚申候。尤も右鮒長三四寸より六七寸迄に御座候。村人右當元へ祝儀申入候へば、人別に神酒出申候。但右鹽振大根

一、正月十四日は米搗と申巳五つ程にて夜分八つ時より親類隣家の者打寄取掛、同日七つ時分に相仕廻り申候。尤も右當元へ村人祝儀申入候へば、人別に神酒出し申候。但米數十二三俵、鹽

振大根。右同斷右米數十二三俵程は私共組内の入用に御座候。右の内神田德米八斗と七斗と二口にて一石五斗程御座候。内每年鬮にて兩組へ作米仕り候。尤も豊凶により德米過不足御座候右德米共都合十二三俵程に御座候。

一、正月十五日は竈築と申早朝より親類竝に村人打寄り、山より切芝を當元へ持運び竈を築き申候尤も當元へ村人祝儀申入候へば、人別に神酒出申候。但鹽振大根右同斷

一、正月十六日は餅搗と申朝七つ時より親類村人打寄取掛り、同日八つ時分に相仕廻申候。尤も當元へ村人祝儀申入候へば、人別に神酒出し申候。但鹽振大根右同斷

一、正月十七日は當元へ相見舞候へば、人別に神酒出し申候。尤も味噌つきと申村人打寄り、味噌一斗六七升程つき申候。但鹽煮の鮒出申候。鹽振大根同斷

一、七日より十七日迄は組違にても夫々當元へ相見舞申候。

一、正月十八日は夜八つ時當人外に三四人付添氏神へ社參仕り候。右當人社參相濟候へば村人之内武佐相勤申候者へ當元より人別に膳を送り申候。但右膳の品、汁、大根、鹽焚し、鮒一疋、鰯一疋、強食七八合、黒豆少々、添酒共六品にて一膳に御座候。尤も當人氏神へ相供へ候品御穀少し三四寸の生鮒共二品相添申候。同日五つ時より當定めの者八九人當元へ罷出申候に付神酒出し申候。尤も鹽焚の鮒鹽振大根出し候。當日は組々へ相分れ其組の當定の者計り罷出申候

尤も親類隣家者共は組違にても勝手向にて働き申候。

一、正月十九日は武佐中親類村人相働き候者當元へ相招き、膳分竝に酒を出し申候。

一、武佐日數八日の内に酒一石八九斗程入用に御座候。但見舞に參り候者一升二升つゝ酒を遣し候故、右の入用不殘當人へ掛り候にては無二御座一候。

一、總入用は十兩餘も掛り候。近年相勤候者申聞候。私儀は子供の内に相勤候故委敷不存候へども入用十八九兩も掛り候樣に承り傳候。

一、當元二組御座候處私共組合右の通りに御座候。外一組は先年より儉約仕り入用少く御座候由仕來りの儀に付夫々形を殘し儉約仕り候方可然奉存候。

文政癸未年二月　　武平治

御代官御役所樣

武平治の上書は多く經費に關する事なれ共、其外十八日の晩には水垢離とて、寒中午後十二時頃水中に飛び込み水行を爲し、身を清め、無言にて社參するを以て古禮となす。又當渡しと稱し、當年の當番を定むる者は社衣を着し禮儀正しく臨席す。當番の者は一年中獸肉を口にせざるは勿論、若し自家に凶事あるときは別火にて煮たるものを食する等、潔齋を旨とせり。其後節約法行はれ祭典も三日位にて濟む事とはなりたれども、儀式は嚴に行ひ來れるが、明治二十四五年頃より只形の

みとなれり。

大字中

沿革　建武四年大友龜松丸當地地頭職となる。康正二年造内裏段錢國役引付に積善庵領なるよし記せり。享和三年頃安久庄中村と稱せり。

村高　高二百四拾五石三斗五升一合（正保高）　内　二百廿三石六斗四升七合　田方　二十三石七斗四合　畑方

庄屋　（元祿）八郎兵衛（享和）彌惣治・宇作（安永）四郎兵衛（文政）喜三郎（天保）彦内・清三郎（嘉永）清三郎・惣五郎（附名主）（安政）雄平（萬延）雄平・彦右衛門（元治）雄平・彦太郎（慶應）雄平・五郎次・彦右衛門

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
安永九年	四三	九四	一〇〇	一九四	嘉永七年	三七	八〇	七三	一五三
享保十年	三八	一〇六	七七	一八三	萬延元年	三四	七六	七〇	一四六
天保十三年	三五	八一	八四	一六五	文久三年	三五	七五	七一	一四六
天保十四年	三六	八〇	九一	一七一	元治二年	三五	七六	六九	一四五
弘化四年	三六	八七	八六	一七三	慶應三年	三六	七五	六五	一四〇
嘉永元年	三六	八七	八八	一七五	明治三年	三四	七二	六四	一三六
嘉永五年	三八	八四	八三	一六七	大正十年	五五	一六五	一六一	三二六

古文書

乍恐以口上奉願上候

中村御百姓居宅之儀従二先規一頭御百姓之外表通り庇不レ仕、并物置建候而も白土等不レ仕義仕來り御座候。勿論新規之儀は先例も相崩候ニ付、村方銘々心得罷在、先定之通り相守來候。然る處無高脇百姓何某義、居宅建替表通瓦庇之仕置にて取扱申候ニ付、私共取拂申候樣申聞候處、右何某申聞候には、此度の居宅間狹ニ付、雨天之節稻等取入勿論追而者瓦葺にも仕度存居候處、右庇取拂候而者御百姓出來不レ申、依レ之敢取拂不レ申趣申立承知不仕候故、無據村役人へ申出、則村役人よりも理解申聞候へ共、右同樣に申立承引不仕左樣にては、先例も相崩以來村方不締の基にも相成可申と頭百姓一同歎ヶ敷奉存候間、別紙書付相添奉差上候。乍恐御慈悲の御勘考を以、右何某御召出被下置居宅表通り庇取拂可申樣被爲仰渡被下置候樣奉願候。乍レ恐右願之通被仰付候はゞ以來之取締に相成可申と難有奉存候以上。（編者特ニ名ヲ秘シ何某ト書ス）

中村頭御百姓連署

文政五壬午年二月

大字豐

沿革　曆應二年二月十八日足利尊氏より土岐光賢へ賜ひし證狀に、美濃國多藝庄內烏江吉田とある吉田は當地の事にて、德願寺過去帳竝に正德五年村繪圖にも吉田村と記せり。慶安三年の洪水に家屋流失し田園砂田と化し今に砂畑の地名殘れり。

村高　高辻二百八拾五石二斗八升九合（安政二年書上）

內	一石八斗八升四合	永引地	五石一斗二升八合
殘	二百七十八石二斗七合	諸引地	
內	高二百七十八石二斗	此分米百二十二石九斗六升四合	定四ツ四ト二厘
	高七升七合	此分米四合（寅起）	定五分
	合百二十二石九斗六升八合		
	六石一斗四升八合	欠口	

庄屋（維新前）次郎左衛門（維新後）新五・五藤次

大字安久

沿革　當地安久庄の本地なるべし。安久庄は大墳邊より口ヶ島岩道邊までを稱したりしが、漸次衰退し慶長の頃には却つて大墳の一部と認められし形跡ありて、今日にては僅かに二十二戸の小部落となれり。明治十四年八月十三日夜堤防決潰一村流失して史實詳かならず。

村高　高辻百石七斗三升八合　（安政二年書上）

内　高二十九石一斗一升五合　永引地
高二十石二斗四升一合　諸引地
殘　高五十一石三斗八升二合
内　高八斗　不農引
高四十八石八斗七合　此分米十七石五斗二升二合　定三ツ五ト九厘
高一石七斗七升五合　此分米一斗一升五合　定六ト五厘
合十七石六斗三升七合
欠口八斗八升二合

庄屋（寶暦）惣兵衛（天明）八郎治（寛政）惣兵衛（文化）五郎右衛門・勘左衛門（安政）六太夫（附主名（維新前）勘左衛門（維新後）

權左衛門

戸數　安永三年十九戸

位置、地勢
大字
字
沿革
戸長及村長
統計一覧表

第十一節　牧田村

位置地勢　本村は養老郡の最北部に位し、西は不破郡今須村及關ヶ原村に、北は中山を隔てゝ同郡垂井町宮代村に境し、南は一之瀬村、東は養老村・日吉村に接す。地勢西より東に傾斜し、南方は笙ヶ嶽に對し、北方は中山を負ひ、藤古川牧田川の二川合して本村の中央を貫流し、東流して木曾川に合す。

大字　牧田・乙坂

字【牧田】平井　門前　一色　上野　二又　山村　萩原　和田　南山【乙坂】新開　谷西　谷東　宮西　下河原　村ノ尾　中島　東山　外河原　河原筋　出口　池田　岩淵

沿革　本村は元平井・門前・一色・上野・二又・山村・萩原・和田・南山の九字より成り、牧田村と稱し一之瀬・澤田・乙坂と聯合戸長役場を設け、其後明治三十年町村廢置分合の際乙坂村と牧田村と合村し牧田村と稱せり。

聯合戸長及村長　杉田東太郎・三輪孫九郎・日比光四郎・野寺昌太郎・近藤野碌・若山治一・水野權十郎・佐藤友之助・杉田城平

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	土地 官有地	土地 民有地 有稅地 田	畑	宅地	山林	原野	其他	計	免租地	戶口 本籍人口	現住人口 男	女	計	現在戶數	職業（本業） 農業	水産業	鑛業	工業	商業	其他	計
三、一七九・七六町	一・二〇	一・一二	三町	二〇町二・八	六四・七六	七三、一一一	一、六六一町	五・三	一・〇	一、九五八 七三二	一・一八三・一	二、九三九人	一、〇八一	一、〇二一	二、一〇二	五〇一戶	四一〇	—	—	二四	二四	四四	五〇二

生産額 農産	畜産	工産	水産	鑛産	林産	計	會社 株式	合名	金融 銀行 株式	合名	質屋	交通 國道	縣道	里道	停車場	郵便局	郵便函	船舶	諸車	教育 小學校	補習學校	青年團	處女會
一八七、一三六円	二七、九三〇	七〇、六九五	一七五	—	一六、七一九	三〇二、六五五	—	—	一	一	—	—	—	一九、一七五里 六丁間	—	一	二	—	三五七	一	一	一	一

社寺 神社	寺院	衛生 病院	隔離病舍	醫師	製藥者	藥種商	藥劑師	産婆	議員 衆議院議員	縣會議員	郡會議員	町村會議員	町村歲入 町村稅	夫役現品	財産收入	繰越金	交付金 國稅	縣稅	寄附金	補助金 國庫費	縣費	郡費	公債	其他	計
一八	一三	—	一	二	一	二	一	二	—	—	一	一二	一八、三一四円	—	二、九一五	五、八八五	三一三	一七八	—	四、二四五	七二	—	—	一、一一四	三三、〇三六

町村歲出 役場費	會議費	土木費	教育費	衛生費	救助費	警備費	勸業費	諸稅負擔	公債費	財産造成費	其他	計	公課 國稅	縣稅	町村稅	水利組合費	計	町村吏員	諸團體 日本赤十字社員	愛國婦人會員	日本海員掖濟會員	青年團	在鄉軍人會員	戶主會員	主婦會員	町村教育會員
五、四八二円	一九一	一四、〇二七	六〇五六	一八八	八	一〇〇	八四	二、二八七	—	六三七	五、五五六	三四、六一六	七、一九二円	一二、二八三	一八、三一四	四〇	三七、八二九	三〇	一三〇人	四〇	一九	一一八	五〇二	五〇二	九〇

沿革

大字牧田

沿革　濃陽志略に「牧田庄今別爲二八鄉一曰山村、一曰門前、一曰上野、一曰萩原、一曰一色、一曰和田、一曰平井、一曰二股、半隷二御料一東西二十町許、南北一町許、至二尾州府下一、十三里、此村川原多石黑色、里民石間蒔レ麥引レ水灌レ之、自レ冬至レ春、其麥豐熟、若水涸則麥亦萎黃、種二蔓菁芥一亦然、可レ謂レ異矣。東至二乙坂一、東南至二澤田一、西至二關ヶ原一、南至二市之瀨一、北至二宮代一、牧田川一派出レ自二時鄉一派出レ自二今須一至レ此合流下流數村一、呼爲二牧田川一、是川是其水源也。請雨岩在二村南山上一、名二其地一曰二龍峰一、有二巨石一屹立、村民逢二旱魃一登二此山一禱レ雨往々有驗、其東有二三石一呼二三岩一亦可レ祈レ雨。戶二百、口九百二十三、隷二于御料者一不レ計、租稅二千二百十四石二斗二升內千石屬二我公領一正保中概爲二六百五十七石五斗一、麥房大明神祠淨泉院掌レ之、神名殊異、然本國帳不レ載レ之、里民云慶長中石賊黨放レ火焚レ祠故不二得而知一レ之、淨泉院眞言宗屬二和州長谷寺一、牛頭天王祠・木曾大明神祠・神明祠・天神祠・白山祠・俱村民奉レ之、精泰寺臨濟宗號二瑞溪山一屬二洛陽妙心寺一、寺僧傳云、尊氏將軍創建、古有二七堂伽藍一、慶長庚子之亂、石賊縱レ火悉爲二烏有一、唯有二遺址一、有二觀世音像一、弘法所レ造至レ今奉レ之、爲二本尊一。乾德寺臨濟宗號二大雄山一屬二洛陽妙心寺一、寶聚院臨濟宗號二飯高山一屬二洛陽妙心寺一、法雲寺臨濟宗號二久昌山一屬二洛陽妙心寺一、善性寺一向宗東派直末、林正寺琳光寺同上」とありて、大凡當地の梗概を知るべし。抑當里の始めて史蹟に見ゆるは吾妻鏡に、去九日

（寛喜二年庚寅六月）辰剋當國蒔田庄白雪降るとあるを以てはじめとす。其後牧田合戰、關ヶ原合戰には兵馬の巷となり、頗る騷亂を極めしや明かなり。五井家文書に、「天正十六年御檢地御座候て、其後慶長十一酉年御繩打御座候由、御領分に相成、寛永十一戌年御代官服部小三郎殿へ相願、百姓地改之由申傳云々」と書せり。

村高　高辻二千二百十四石二斗二升（太閤檢）

内　千六百六十九石七斗九升一合　田方　五百四十四石四斗二升九合　畑方
右内　高千石　尾張大納言領　高千二百十四石二斗二升　小笠原主膳知行
内　二十一石五斗　新開
尾張領内譯

一、高千石
内　三百四十二石五斗　引
殘　高六百五十七石五斗
内　二百六十九石八斗七合　川成永引
殘　高三百八十七石六斗九升三合
内　百五十五石八斗一升六合　田方　此段別十町五段五畝九歩
二百三十一石八斗七升七合　畑方　此段別二十二町五段七畝十八歩

天領内譯

一、千二百十四石二斗二升　太閤檢地高
一、六百五十五石三斗二升八合　慶長十四年大久保石見守檢地高
一、六百四十二石七斗三合　元和三年德永左馬助檢地高
一、五百六十三石九斗六升三合　寛永十一年改高

内　百四十二石九斗二升　寅未砂入永引
殘　高四百廿一石四升三合
内　百九十七石五斗七升七合　田方　此段別十七町二段九畝五歩
二百廿三石四斗六升六合　畑方　此段別廿八町七段廿四歩

庄屋（元禄）市郎兵衛（享保）同上（明和）同上（法暦）十左衛門（明和）市郎兵衛（永安）久兵衛・市郎兵衛（天明）市郎兵衛（文化）
同上（文政）順吉・新吉（以下不詳）

古文書

村調　寶永七年五月

一、牛　六疋　馬　百八拾八疋
内　百十四疋　御本丸御領　八拾四疋　尾州御領　二口ノ百九拾四疋

一、家數合三百八拾九軒
内　百九拾四軒　尾州御領　（四十三軒高持、百四十二軒無高、八軒寺、一軒山伏）
百九拾五軒　御本丸領　（六拾三軒高持、五軒寺山伏、百廿七軒水呑）

一、人數合千六百五拾九人
内　八百三拾五人　尾州御領　（男四百五人、女四百三十人）
八百廿四人　御本丸　（男四百四十七人、女三百七十七人）

一、川巾之定り無御座候大かた五六拾間ゟ八拾間迄
一、牧田村西東三拾四町餘但關ヶ原境ゟ乙坂境迄
一、橋御座なく候
一、寺山伏拾四軒
此ゐけ
飯高山寶聚院　久昌山法雲寺　大雄山乾德寺　瑞溪山精泰寺　淨泉院　善姓寺　琳光寺　林正寺　若松院（以上尾州御領）

祥雲山龍泉寺　奇峰山乾崇寺　常法寺　觀音院　藥師庵（以上御本丸）

一、御朱印地寺社御座無候。

一、北ノ山ハ美濃之中山と申名所にて御座候。

一、尾州御領百姓へ御拜借金御座候。牧田村助郷之村々

多良、白石、明德、小倉、大跡、岩道、上ノ郷、祖父江、飯積、綾野、鹽田、久德〆十二ヶ村此高合八千六十二石餘

以上

乍恐以書付奉願上候御事

濃州石津郡牧田宿は七郷にて御座候。分郷御支配所問屋役五兵衞相勤、尾州御領分問屋役は五井勘右衞門相勤來候。然所五兵衞儀不勝手ニ付、近年問屋かぶも勘右衞門方ゟ引請罷在候。併往來御用ニ付諸士樣方御通之節人馬者助郷十二ヶ村ゟ申渡し、爲ニ相勤一其外宿掛り諸入用ハ牧田七郷惣百姓中割合仕相勤申儀に御座候。此度御手傳御普請御用ニ付、松平薩摩守樣御家中樣方宿繼にて、追々御通り被成候ニ付、人馬者助郷ゟ爲ニ相勤一候へ共、當宿人馬所ニ而御用取扱候役人幷會所場諸入用者隣宿之通牧田七郷惣百姓中へ割合致出候樣申聞候處、尾州御領分百姓中ハ納得仕候ニ付、分郷御支配所之儀も一統に被致候樣に仕度旨問屋五兵衞及ニ挨拶一候處、則五兵衞方より庄屋中へ段々引合も御座候由承り候へ共、兎角不同心にて納得無ニ御座一候。併當時御通ニ指掛り彼是申候而者御用も指支候に付、問屋勘右衞門方より會所場之義諸事才覺成ル者共呼集御勤申候。勿論尾州御領分庄屋役人共大切ニ奉レ存罷出、御用取扱申候儀に御座候故、御支配所庄屋中其外村役人中にも被ニ罷出一候樣に度々申遣候へ共、誰一人も罷出不申候。併問屋五兵衞一人は呼に遣候へば、勘右衞門勝手迄漸に罷參候へ共、御支配所庄屋衆其外村役人中ハ我儘計被レ申候而御用相勤不レ申、難儀至極に奉存候。斯樣に宿入用も出し不レ被レ申候而は、往來御用等指支、當宿秃におよび候樣に罷成可申と迷惑至極に奉存候間、御支配所御百姓中宿入用罷出候儀は勿論、御通の節庄屋衆村役人中罷出、御用無滯被相勤候樣、御勘辨之上被爲仰付候樣奉願候。右願之趣乍恐被レ爲ニ聞召一被レ爲ニ仰付一被レ下候ハヽ、難有仕合ニ可奉存候以上。

寶曆四年戌三月

尾州御領分

牧田宿問屋　五井勘右衞門

同斷庄屋　十左衞門

同斷組頭　八郎左衞門

同斷　左名右衞門
同　斷　久右衞門
同斷頭百姓　彌次右衞門

御役所

大字乙坂

沿革　里傳に當地河路氏建暦三年八月近江國より乙坂村に移住し、開發に力を致せりと。大永五年淺井亂及慶長庚子關ヶ原役兵馬の蹂躙する所となれり。庚子役佐藤氏の一族上有知より此地に移住し農に歸す。或人曰く乙坂は往昔押坂又は音坂とかきしと。なほ考ふ可し。

村高

上田二町六段二畝二十歩　（慶長十四年檢地）
此高三十六石七斗七升三合　段ニ石四
中田二町二段十三歩
此高二十六石四斗五升二合　段ニ石二
下田三町四段五畝歩　内二町三段五段六歩不作分
此高三十四石五斗　段ニ一石
田數合八町二段八畝三歩
此高合九十七石七斗二升五合
上畑五段四畝廿八歩
此高五石四斗九升三合　段ニ一石
中畑五段七畝十二歩
此高五石一斗六升六合　段ニ九斗
下畑四町三段十四歩　内三町四段五畝廿七歩年々不作分
此高三十石一斗三升三合　段ニ七斗
屋敷一段八畝廿四歩
此高二石二斗五升六合　段ニ一石二斗
桑合十束
此高二斗　一束ニ付二升ツヽ
畑數合五町六段一畝十八歩
此高四十三石二斗四升八合
田畑數合十三町八段九畝廿一歩
此高合百四十石九斗七升三合　（有地高）
加六斗二升七合　御帳面ニ不足ニ付おひ高三分
〆百四十一石六斗
内九石三斗八升八合　年々澤田へ入分
引〆百三十二石二斗一升二合

庄屋　（寶）彦内（享保）同上（寶暦）彦太夫（天保）六太夫（嘉永）同上（以下不詳）

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
寶永五年	一六	三五	三四	六九	正德六年	一八	三八	三五	七三
同七年	一六	三七	三五	七二	享保六年	二一	三四	三七	七一

安樂寺　當地に安樂寺といふ寺院ありしが、いつの頃創立せしか詳かならず。明治の初年に廢寺となれり。尚又當地裏山上に寺址ありて、一之瀨村天喜寺の舊址なりと云ふ。

第十二節　一之瀨村

位置地勢　東北は牧田村に、西は多良村大字上鍛治屋及不破郡今須村に境し、南は多良村、大字下多良上原東南は養老村に隣る。東西南の三方皆山岳にて、牧田川村の中央を貫流せり。

字　坂田　押水　辰田　多仁　前田　殿垣外　鴻ノ巢　野々垣外　戸井口　久手　奥久手　上畑田　下畑田　巾坂　大堤内　志水　川東　金山　奥山　川西

沿革　里人曰く、本村小字に辰田あり。之れ慶長十四年御繩打水帳にある「たつの」にて和名抄なる立野郷とあるは本村のことなりと。尚ほ考ふべし。貞觀十一年十二月五日長彦神に從五位下をたまひ、天喜五年天喜寺創建、曆應元年寅十一月氏家中務丞重國本村地頭職に任せられ、慶長七年日

根野左京當地を領す。延寶年間佐古砂谷を引き畑灌漑用水路を開鑿す。寶暦年度より盛に殖林す。天明年間大水の爲に堤塘悉く破壞、多良川沿岸殆と荒廢せり。明治初年戸長役場を字多仁に置き、明治十七年十月より牧田乙坂澤田の三村と聯合す。明治二十二年七月澤田櫻井乙坂村と聯合し、同三十一年分離獨立して村役場を本村字大堤内に置く。同三十五年役場を字下畑田に移轉せり。

村高

村高（正德三年七月指出帳）

一、高貳百九拾貳石五斗五升　寛文十年御内檢地
　此段別田畑五拾四町三畝貳拾三歩
　内　高貳拾八石壹斗二合　前々流地
　　此段別田畑五町六段六畝九歩　寶永五年洪水流地
　高四拾五石四斗七升
　　此段別田九町六畝歩
　殘高貳百拾八石九斗七升八合
　　此段別田畑三拾九町三段一畝拾四歩
　　内　田拾八町三段壹畝拾歩　畑貳拾壹町四歩　内一町五畝廿四歩屋敷

庄屋

庄屋　（延寶）太兵衛（天明）佐右衛門（寛政）彌右衛門・惣治（嘉永）佐五兵衛（附庄屋安政）應助（維新前後）三宅嘉右衛門・同周助・桑原應助・三宅伊右衛門

戸長及村長

戸長及村長　桑原六郎・三宅伊右衛門・桑原六郎・桑原孫太郎・桑原廣助・三宅伊右衛門・桑原太平・桑原雄吉郎・桑原權之助・桑原雄吉郎・三宅伊右衛門

人口

年號	戸數	男	女	計	年號	戸數	男	女	計
延寶九年	一〇四	二五三	二三五	四八八	文久二年	一九〇	四五〇	三九四	八四四

延寶九年六月村況

一、村中棟數百二拾三畝

内　寺二軒、御堂一軒、在家百二軒（内五拾九軒高持四拾三軒無高）添屋五軒、物置四軒、柴屋六軒、門三軒

一、牛　八斗目持十七疋、七斗目持二匹、六斗目持十九匹、五斗目持八匹、四斗目持六匹、計五拾二匹

一、馬　十匹

一、山林四百二町

内　五拾一町一段三段　御林山林

百六拾七町程　川西惣山、此境東ハ萩原、北ハ平井村今須村、西ハ多良村何レモ峯切

貳百三拾五町程　川東惣山、此境西ハ多良村、南ハ養老村、東ハ澤田村何レモ峯切

一、禪宗　妙心寺末寺天喜寺寺内東西百八十間南北百五十間此段別九町前々より除地。

一、本願寺宗　大谷派本善寺寺内東西十間、南北十間、此段別三畝拾歩、年貢地。

一、藥師堂　堂宇二間に三間村内より支配。

境内東西十三間、南北三十五間、此段別六畝十五歩、先年より除地。

一、長彦神社　一間四方村中支配、拜殿東西二間、南北五間

境内東西百拾間、南北百五拾間、此段別五町五段一畝拾五歩、前々より除地山林共。

一、山ノ神　貳尺四方、村方支配、境内東西十七間、南北十間、此段別五畝廿歩、前々より除地藪山共。

一、堤千貳百六拾九間

内　四百四十五間　川西宮前より村前の堤

百六拾六間　上谷川堤兩側

四百五間　鴻ノ巢堤長

二百五拾三間　川東大堤長

一、道路　三拾壹町四拾九間　村内より多良境迄

内　拾三町五拾六間　村内より牧田境迄

拾七町五拾三間

鑛山採掘始末

鑛山採掘始末　今を距る約二百八九十年前寛永年間本村字川西の山間に於て、村民鑛脈を發見せり。其後四五十年間は誰一人之が試掘を爲すものなかりしが、延寶七未年に至り始めて、之が採掘に指を染む。然れども微力なる民間の經營にては到底其効を奏する能はざるを知り、其儘にて事業を中止せり。此事領主尾州大納言の知る所となり、天和元年酉年御國奉行林市郎左衞門、手代佐野八右衞門、小嘗忠右衞を伴ひ臨檢し、金山採掘の諸設備を施し、尚又替地を行ひ、大に力を盡すこと二十有一年、代官河野喜兵衞、手代水谷甚六終始金山に出張し、採掘の監督を爲せしが、此の間出張役人は屢々交替せり。御代官にては安井八郎右衞門・服部重右衞門・蟹江覺右衞門・土屋源助・渡邊佐左衞門・恒川分助。御國奉行は林市郎左衞門・稻葉九郎左衞門其外尚多し。然るに元祿十四年に至り此大事業は豫定の如く進行せざるのみならず、鑛量亦豫想に反し、遂に採掘中止の止むなき窮狀に陷り、同年六月十一日替地は御本地に戻り、小屋其他の設備を賣拂ひ、常務監督代官河野喜兵衞失望憤慨措く能はず、斷腸傷心良々久しくして、遂に引責自刄せり。里人擧げて喜兵衞の死を痛惜し、桑原權之助所有武久利山に密葬す。弘化三年滋賀縣人熊谷某再び採掘に着手せしも、亦豫想

と齟齬し、加ふるに資力之に伴はず、又中止の悲境に陷れりと。

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	土地 官有地	土地 民有地 有税地 田	民有地 有税地 畑	民有地 有税地 宅地	民有地 有税地 山林	民有地 有税地 原野	民有地 有税地 其他	民有地 有税地 計	民有地 免租地	戸口 本籍人口	戸口 現住人口 男	戸口 現住人口 女	戸口 現住人口 計	戸口 現在戸數
一、三二一・四町	一・一九・二四里丁間	一・一二・一二	五〇・八町	七七・四	一一・三	八・一	二五九・一	一・四	—	三五三・三	九一七・三	一・〇五〇人	四七一	四三〇	九〇一	一九二戸

職業(本業) 農業	職業(本業) 水産業	職業(本業) 鑛業	職業(本業) 工業	職業(本業) 商業	職業(本業) 其他	職業(本業) 計	生産額 農産	生産額 畜産	生産額 工産	生産額 水産	生産額 鑛産	生産額 林産	生産額 計	會社 株式	會社 合名	金融 銀行 株式	金融 銀行 合名	金融 質屋
一六一戸	—	—	五	三	一四	一九二	六九、四一二円	—	四、二九五	四六	—	七七、八三五	一五一、五八八	—	—	—	—	—

交通 國道	交通 縣道	交通 里道	交通 停車場	交通 郵便局	交通 郵便函	交通 船舶	交通 諸車	教育 小學校	教育 補習學校	教育 青年會	教育 處女會	社寺 神社	社寺 寺院	衛生 病院	衛生 隔離病舍	衛生 醫師	衛生 製藥者	衛生 藥種商	衛生 藥劑師	衛生 産婆
—	一・三・二三間	五・二・三三	—	—	一	—	一一四	一	一	一	一	一	三	—	一	—	—	—	—	—

議員 衆議員	議員 議院 縣會議員	議員 郡會議員	議員 町村會議員	町村歳入 町村税	町村歳入 夫役現品	町村歳入 財産收入	町村歳入 繰越金	町村歳入 交付金 國税	町村歳入 交付金 縣税	町村歳入 寄附金	町村歳入 補助金 國庫費	町村歳入 補助金 縣費	町村歳入 補助金 郡費	町村歳入 公債	町村歳入 其他	町村歳入 計
—	—	一	七	五、〇八〇円	—	二、二四一	六四八	一二一	四六	一、〇七六	二四一	九	三五	—	四七四	九、九七一

町村歳出	
役場費	二、一五二円
會・議費	二六
土木費	五五六
教育費	三、三六四
衛生費	七七
救助費	—
警備費	二九六

町村歳出	
勸業費	—円
諸税負擔	九一三
公債費	—
財産造成費	一、一二三
其他	五八四
計	九、〇九一

公課		
町村吏員	國税	二、三九九円
	縣税	三、一五八
	町村税	五、〇八〇
	水利組合費	—
	計	一〇、六三七
		一三

諸團體	
日本赤十字社員	六七人
愛國婦人會員	三四
日本海員掖濟會員	五
青年團員	一四八
在鄕軍人會員	四八
戸主會員	一九一
主婦會員	一八五

第十三節　多良村

位置、地勢

位置地勢　本村は養老郡の西端に位し、東は養老村上多度村に、西は不破郡今須村及滋賀縣犬上郡竝に坂田郡に境し、南は時村、北は一之瀨村及不破郡今須に接す。四圍山岳を以て圍繞せられ牧田川は村の中央を貫流し、八支流之に合し、灌漑用水の便を爲せり。

大字

大字　下多良・上鍛冶屋・谷畑・奥・禰宜上・宮・上原・三ッ里・前ヶ瀨・上多良・西山

字　【下多良】文條　霜ノ下　北川原　西勝地　澤　野寶　武人　河戸　堂角　若林　宮ノ下　北山　池ノ上　南岨　南谷　庄司畑　鍬柄谷　平　三舞山　久津羅木　【上鍛冶屋】下川原　東屋敷　川畔　西屋敷　中尾　北谷　格木　勝ヶ谷　光來地　山ノ田　羽谷　【谷畑】野無坊　前川原　岡峰　上畑　寄谷　北谷　【奥】野無坊　田中　瀧ノ尻　宮西　牛王　東岡　西岡　坊之下　前

山　奥川原　中尾　津々良　廣野　新ノ谷　目地子　尾越　【禰宜上】　桑柄屋　藤井戸　三分一
向起　下川原　堀切　西後　丸山　四ッ辻　上野平　三良田　室屋　濕畑　岡山　野崎　中野　野
々田　神明　中代　馬瀬口　加龍谷　茂中堂土　火打谷　【宮】　三本松　田村街道　上ノ山　中野
加龍谷　欠場　西平　羽ケ原　城ケ平　奥田　【上原】　文條　櫻木　海道　上ノ段場　切山ノ谷
大洞　羽舞場　大切畑　鹽　柄谷　平石　片虫　猿海道　用ノ川原　宮ノ下　中南　【三ツ里】　東
平　向田村　松ノ木平　上ノ平　馬瀬野　須谷　入谷　奥田　岩須谷　中谷　田村　【前ケ瀬】　前
田　平　佐谷　足谷　的場　貝戸　東野　水上　千原　北野　北平　下前夫　小倉　【上多良】　岩
脇　井ノ内　須谷　西平　欠ノ内　名キノ木　堂之上　樫原　上ノ平　北堂木　堂木谷　上ノ海戸
須城　仲田　城屋敷　前田　小倉　【西山】　池ケ谷　北谷　日ノ方　中谷　千田町　下河原　下中
谷　南谷　登尾　後ケ谷　八毛尾　池ケ尾　向川原　中山　東トモ　澤ノ谷　細田　湯口　屋敷
浦山　小谷　上ノ平　松尾谷　平野　松尾　上ノ田　堂木　木綿扱　鈴ケ谷　炭谷　廣田　坂　平
七　前田　地天　瀧ケ谷　マヤガ谷　カマガ谷　向堂木　宮小谷

沿革　當村名東鑑及神鳳抄には多良と書き、美濃明細記には、多羅、美濃國諸舊記には多良と記し、現在は同多良の文字を使用せり。思ふに往昔良民多き意より多良と書きしが、其後羅刹の如き山賊の巣窟となりし事ありしより多羅とかきしが猶考ふべし。文治五年十月十四日大字三ッ里觀音

寺境内に如法經塚を建設す。翌六年四月十八日玄蕃仲經地頭職に補せられ、延文年中土岐村と共に内宮御厨の庄となる。天文二年三輪三人衆尾張國愛知郡より入鄉し、其後三輪筑後は小山瀨に、三輪佐渡は樫原に、三輔豐前は名及に居住し、頗る村民を愛撫せしがば、良領主の名今に傳はる。天正六年三氏共織田信長の爲に攻られ其配下となること四年、天正十年關長門守一政の知行となり。天正十七年より大垣支配に移り、多賀内陣は馬瀨城ヶ平に、三輪庄内及栗田義介は上原に、森河太郎作は步路加瀨尾に居城し、村治に與る。慶長六年九月高木三家入鄉、同十二年日根野左京多良の内千三百餘石を領し、喜田九右衞門を代官と爲し、上原に居住せしむ。同十四年大久保石見守の檢地を經て以後御料、尾州領、三高木領、別所領、青木領の七知行所となり、二十四ヶ村を所領し、明治維新に至る。同十二年五月二十四ヶ村に戸長を置き、同十七年十月一日近村聯合して宮村外十ヶ村戸長役場を設け、同二十二年町村制施行の際合併して多良村と改稱し、同二十五年四月多良村役場を大字宮に改築せり。

下多良　東山・淵上・北脇より成り、多良村の下方に位せるを以て名づく。

上鍛冶屋　元鍛冶屋村と稱せしが、明治七年九月上鍛冶屋村と改稱せり。濃陽志略に莊名不詳、屬二多良鄉一、東西一町、南北同之、至二尾州府下一十五里、東至二北脇一、西至二谷畑一、南至二宮村一、北以レ山爲レ界至二市瀨一。戸數二十七戸、人口百三十八と記せり。

谷畑　傳へ曰ふ六孫王經基の後裔に正家といふもの有り。一年越前國に落ち、敦賀郡川上鄉に居住し、姓を川地と號せり。其末孫治左衞門政次長祿二年美濃國に來り、關東へ下らんとせしに、折しも强雨の爲洪水岸に漲りければ、太田鄉に留り山中を巡遊し、當地に來往せり。寛正元年三月中旬野原を開發し村名を谷畑と名づく。政次の長男助之進時に越前國川北に在りしが、大永二年父を尋ね來り、谷畑東組を開き、大野村と稱せりと。谷畑は中頃中田と改稱し、後復谷畑と改稱せり。

奥　谷畑の創開者川地治左衞門の友人に阿部庄內といふものありき。寛正二年三月下旬治左衞門を尋來り、當地を開きたりと。傳へいふ三高木入鄉以前此里に阿部右近と云ふ人あり、此里を知領せりと。

禰宜上　明治八年一月禰宜上野二村を合併して禰宜上と改稱せり。

上原　天正年中羽柴筑前守の陣せし所なりといふ。天正十年より同十六年迄關長門守一政居城せり。

宮　宮及羽ヶ原より成る。慶長六年以降三高木の居城地たり。

三ッ里　馬瀨・松木・岩須の三里より成るを以て此名あり。

前ヶ瀨　前夫及小山瀨を合せて前ヶ瀨と稱す。傳へいふ前夫は慶長の頃前夫清房の居住せるより稱すと。濃陽志略に、小山瀨莊名不詳。屬二多良鄉一、東西三十間、南北同レ之、至二尾川府一十六里

東南以レ山爲レ界、西隔レ川至二猪尻一、北至二前夫一、戸數五戸とありて　里人曰く大平山の東一帶の地を坂東と稱す。往昔坂東小三郎の居住せる地なりと。

上多良　猪尻・樫原・下堂上・名及・欠ノ脇の五區より成る。濃陽志略に樫原莊名不レ詳、屬二多良郷一、東至二猪尻一、西至二栃谷一、南至二堂上一、北至二馬瀬一、無二村居一、租稅徭役等皆小山瀬村民掌レ之と記せり

西山　栃谷・屋敷・延坂の三區より成る。屋敷は伊勢屋敷のありし地にて當地神明神社に土岐多良御厨の棟札を納るを見れば、多良村中の舊地なるべし。

庄屋（第三章第二節村高表に加毛脇・猪ノ尻・樫原・堂ノ上・奈幾宇の領主に御料を記入せしは誤）

舊村名	天領	尾張領	西高木領	東高木領	北高木領	青木領	別所領
谷畑村	○	○	○	○	○	○	權四郎　茂兵衛門内　喜左衛門　常右衛門　平五左衛門　淺右衛門　清兵衛門
奥村			金右衛門　勘右衛門　兵吉　增右衛門（ママ）　啓治				
鍛冶屋村	○	不明	○	○	多四郎　彌十七　加右衛門　粂右衛門	○	○

上野村	禰宜村	北脇村	淵上村	東山村	宮村	羽ヶ原村	上原村	馬瀬村	岩須村	松ノ木村
久五郎 重右衛門 齊兵衛 小市 德兵衛	不明	○	○	○	○	○	愛助 吉三郎	○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
○	忠治 銀右衛門 儀平 民六兵衛戸	武與兵衛 孫治	北脇村ト同シ	彌三七 清五郎	彦三郎 兵八郎	武太夫	○	不明	伊佐吉 文右衛門	不明
○	○	○	○	○	武太郎 吉八	不明	治左衛門	不明	不明	喜兵衛 數内八
○	○	○	○	○	丸字左衛門治 柳藤治助郎	不明	不明	彌喜十宗八郎 俊正造齊	不明	不明
○	○	○	○	○	○	○	○	不明	俵左衛門 美一郎	不明
○	○	○	○	○	○	○	忠左衛門	○	○	○

村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
樫原村	○	不明	不明	不明	內助 新次 兩助 長八 龜右衛門	不明	○	○	○
井ノ尻村	○	不明	不明	不明	不明	伊左衛門 繁右衛門 曾右衛門 辨左衛門 三郎左衛門 清右衛門	○	○	○
欠ノ脇村	○	不明	不明	浦治 忠助 定吉 小太郎	不明	不明	○	○	○
名及村	○	不明	不明	武太夫 道次 德左衛門	不明	不明	○	○	○
堂上村	○	不明	治右衛門 林右衛門	不明	不明	不明	○	○	○
小山瀨村	喜久造 久兵衛	六兵衛	○	○	○	○	菊五郎	太平治	○
前夫村	不明	不明	○	○	○	○	○	○	○
屋敷村	八兵衛 軍次 新助 直次	○	○	○	○	○	○	○	○
延坂村	金右衛門 嘉左衛門 與平	○	○	○	○	○	○	○	○
栃谷村	源四郎 孫右衛門 國藏	○	○	○	○	○	○	○	○

聯合戸長及村長　日比俊造・立木喜又・日比俊造・立木喜又・高木貞正・渡邊辰彌・高木貞元

古記錄　多良物語

爰に永祿年中之事かとよ、勢州長嶋責之時、羽柴筑前守殿七百騎を引率して、一合戰被成ケルガ、軍墓々敷も不レ有者、岩井右近・土方右衞門・九鬼左馬之助等云人々今少濃州之方えも御退き、加勢を招給えかしと被申ケレバ、無二是非一も山里ニ分ケ入給ひ、漸々北伊勢に趣、美濃渡瀨過、時ニ入、湯屋と云所にて、屢御休息有、權現之宮ニ而甲脫、御酒食抔被聞召ケリ。兼而美濃時多良之百姓え賴との御案内有レ之、百姓酒食持參而進レ之、角テ御大將天野周防守・酒井宮內兩人を近付被レ仰ケルハ、口惜哉敵ニ後を見せ、恥辱之程も憂中に、敵今も追掛ナハ、疲退味方之勢直一入無二覺束一無甲斐も成やせんと打案給ひケリ。酒井宮內被レ申ハ、こは仰共不レ覺物哉、軍に劣ハ世之常の習而、似レ恥不レ非レ恥、異國之爲　本朝之名士其たくひ多候。樊噲張良と申せ共、得時を開運と傳候。敵跡を慕追掛なば、一命は本より葉露に捨し身の何等事の候半。御心安思召、有合勢兵敵に合テ弱からじ心だに强可成者切貫テ落延可申、今ニも加勢を招得て、是より取て返し、晴花敷軍せんと被申ケル周防守のたまふは、折に幸成哉、時村に來而此意不取敢。

遠近の恥すゝきにや湯屋の神、誓の時はいなといはれじ

御大將御悅喜不レ淺、夫より横欠を過テ多良に入せ給ひ、松ノ木上ノ平に陣を張、馬足を休させたき、

ふ。此平に馬之背毎續ぬれば馬背村と名附とかや、是より諸國へ兵を廻し、加勢を招賜程に此所に忍たまふ。此故に自然の用心にとて夫々に備有り。一陣は右之所二陣者樫原ノ谷之岸、去レ共山谷見前を塞而不二分明一、依レ之上原前出張山に本陣者引ケリ。是に屡三十餘日御逗留也。陣城成故城山と呼しゟ以後爲二山之名一と。美濃尾張信濃越前近江近國之廻兵吉左右を此山ニ而待賜。此處南ハ野北者山、前者田、後者河原、爲屏々。爰之野を盲ケ平と名附事陣城之人々此平ニ出テ、敵ヤ寄ル、味方ヤ爲二加勢一と四方を見ル目不遑、比者春之半東風雲ヲ吹テ日之光を琢、左右之髪ハ霞と共に眼を撫されば、此野に有し人陣城に歸而眼更ニ見得不レ分扨こそ盲ケ平と名附タリ。角而二月廿九日長嶋勢押寄せ、出張山西之方川端軍場討死之人々長嶋方にて、松井右京太夫・長尾主水・眞田八郎兵衞・竹本源兵衞・吉河左衞門・安藤角彌・同角内筑前守御方ニ者淺野三左衞門・鳥井主主斗之助・輪立甚右衞門・久保坂彌七兵衞双方共ニ雜人者數を不レ知筑前守殿討勝たまふ。敵退きぬれば一先尾州之方へも立越給半とて、多良河下之出口步路坂迄御出有。往昔此坂者馬にて行人も道惡敷故、步に而通故步路とは云ける由。時多良之百姓皆御見送リニ罷出、御大將此坂ハ何と云とそ被仰ケレバ、步路坂と申。御大將一首、

岩を楯山又山をわらぢとし、向敵にかちゞ成らん

と讀賜。彼合戰之場所今に血原と名附タリ（三輪三人衆のこと初めより豐前の歌まで省略古代人物三輪三人を見るべし）偖此三人先祖者天文二年

癸巳尾陽之愛知郡ゟ入國、則時之武將東山十一代源征夷大將軍義晴公之御代入國之以後、天文九年庚子春西山峰八分ニ之所氏神流彦吉備大明神宮を奉崇、依而堂渡と號ス。山中年番に年取、祭禮を勤、三家替々再ニ拜之、御湯を進賜故堂渡宮と奉レ呼レ之、武運長久爲レ禱、上原上村ニ三家ゟ稻荷宮を崇祭賜ナリ。當社者弘治二年丙辰之秋成就、同村淨德寺破損シケルヲ永祿元年戊午取立建立、有ニ此之寺御本尊惠信僧都御作、同繪像蓮如上人御免ナリ。祖師上人之御影者大永年中ニ御下向有リ。然ルニ天正六年ニ三人衆落去之時、大垣ゟ右之堂社燒拂ナリ。天文六丁酉年。

一、弘治六年庚申之年念佛堂建立、神事佛事ニ寄合申會堂也。

一、天文二十一年壬子ノ春多良中公世會合之辻堂松ノ木村ニ立ル後に川原ニ引。

一、織田信長之役人大垣ニ居住、天正六年ゟ同九年辛巳迄四年多良中納所スル。

一、關長門守天正十年壬午ゟ同十六年戊子迄時多良供ニ爲ニ知行一。

一、大垣之支配天正十七己丑ゟ慶長八年癸卯迄役人多賀內陣仁藏三輪庄內栗田義介森河太郎作此四人時多良支配ス。

一、高木御三人樣御入國慶長九年甲辰年、慶長十一年丙午之年迄殘ル千三百餘石共ニ御支配ナリ

一、日根左京樣慶長十二年丁未ゟ多良之內千三百餘石御知行所ニ成。是ゟ四給所且又慶長十四年己酉大久保石見守樣御檢地ゟ多良七知行と成。

一、御本丸御代官山田長右衛門殿壬申之年ゟ同十六年己卯迄六百石御知行。

一、小笠原主膳樣御代寛永十七庚辰之年迄六百石御知行。

一、木村彌市右衛門殿御檢地者天正十七己丑之年。

一、大久保石見守殿御檢地、慶長十四己酉之年嵩取村上孫右衛門。

一、時多良四方總山之山年貢四十五石、文祿五丙申年ゟ三年之間役人者兒玉仁兵衛・古澤勘太夫・澁谷傳右衛門・被指置御公儀樣得山年貢被召上候其時年貢シ申者山主ニ成。

一、長嶋羽柴筑前守殿御責被成候ハ天正七己卯之年ナリ。

一、多良二十一人名持百姓之事。

上原上村後四名分引得名頭ト云
三輪五郎右衛門　上原久鄕村　野屋文吉郎　下多良村ノ内中村　堂森長郎八郎　谷畑村　三輪助市郎　隱丈寺　三輪孫左衛門　小山ヒ村　三輪長治郎　井ノ尻村　長塚內藏之助

上原上村　河地彦左衛門　下多良村　小寺源藏右門　谷畑村　河邊右近太夫　竹久　阿部忠兵衛　宮村　岸野與助　名及村　三輪治太夫　前夫村　赤岩三藏

上原久鄕村　三輪太郎兵衛　下多良北脇村　小寺助右衛門　上野村　河地忠右衛門　谷畑村　岸井作藏　樫原　三輪內助　馬瀨村　三輪助兵衛　小名　三分一孫六郎

右者天正元年癸酉之年ゟ名頭分リ萬事多良山中之儀此名頭二十一人寄合談合定リ申候。

一、多良七知行之事

尾張樣御領百四十石餘　小笠原土佐守樣六百石餘　高木御三人樣四千三百石餘

別所孫四郎樣三百八十石餘　青木右衞門樣三百七十石

一、南條金左衞門殿御代官として小笠原土佐守樣御領六百石御支配有、元祿五壬申之年ゟ寶永三丙之酉年迄右之御代官也。

一、三輪三人衆者樫原名及小山瀨に居住し也。

一、關長門守殿者多良上原村ニ而出生、後勢州高柳ニ居住有し也。

一、日根左京殿者東美濃政木村ニ居住有しなり。

一、多賀內陣仁藏者馬瀨村城ケ平ニ居住有し也。

一、栗田義介者上原村上村ニ居住也。

一、森河太郎作者步路之加瀨尾ニ居住。

一、山田長右衞門ハ東美濃位佐美ニ居住。

一、小笠原主膳守樣高須之御城ニ御座候。

一、喜田九右衞門殿者上原北所ニ居住日根左京樣代官也。

一、南條金左衛門殿岩崎ニ居住有し也。

（以下多良村に直接關係なきにより省略）

同　多羅舊記

人皇百七代正親町院の御守ニ付、三輪社人へ御祈禱早速御惱御全快に依て御ほうびニ依テ、美濃國土岐多良ノ郷信長公ノ下知ニヨッテ、永祿六癸亥年八月當多良郷内へ三輪三人衆御入國有之、居住ノ地左ノ通。

總領　豊前殿　名及　二男　佐渡殿　樫原　三男　筑前殿　小山瀬

時多良知行所錢永樂錢三百貫文也。

此三人衆佛法深信厚ク、上原淨德寺建立、佛像名號等寄進有レ之、然ルニ後陽成院ノ御宇天正十六子年太閤秀吉公ノ命ニ依リ、丹波金吾ヲ大將トシ、數多ノ人數押寄セ、終ニ三人ヲ生捕、大垣城へ引受、其時寄方淨德寺ニ入リ休息ス。此寺ノ門美々シク丈夫ナルトテ大垣城内へ引被レ成六部九門是ナリト云傳。

天正十七丑年ヨリ關長門守殿領地ニ成、則居城ハ勢州高柳然ルニ奥方此地ニ來テ淨德寺ニ居住シ玉フ。子息主馬殿淨德寺ニ成長シタマヒ、關ケ原陣ニモ此寺ヨリ出陣シタマフ。

（以下多良物語と大同小異に付省略す）

古文書

文祿五年十月多良村總山年貢割一覽

一米四石	大ホラ山	上原村	彌兵衛
一米三斗七升	白いし山	谷畑村	助市郎
一米三斗七升	にの尾山	上原村	
一米一石四斗	くつら木山	松ノ木村	
一米一石	あし谷山	下多良	小三郎
一米二石六斗	さ谷山	前夫村	
一米五石五斗	ゆくり山	小山瀬村	三輪孫太郎
一米五斗五升	おごい山	樫谷畑原	助左市衛門
一米一石一斗	新ノ谷山	奥谷畑村	助左市衛門
一米二石	つゞら山	奥村	助左衛門
一米二斗	どん谷、仁谷、大ら山、あし谷山	奥村	助左衛門
一米四斗五升	ひうち山	奥谷畑村	助左衛門又左衛門
一米一石一斗	かりう谷山	上野村三分一	孫六郎
一米二石一斗	西山三谷分	宮村	與助
一米一斗六升	岩須山	西山樫原	新太郎
一米四斗	中尾山	岩須村	
一米一石九斗一升	トキ山	岩須村	
		堂ノ上村・名及村・欠ノ脇村	

一米二斗	きた谷、三谷山	谷畑村	又左衛門
一米一斗七升	は谷山	鍛冶屋村 下多艮	小三郎
一米二斗	かけば山、おくだ山	羽ヶ原村	
一米七升	盲が平	松之木村	
一米八升	しば山	前夫村	
一米五升	しば山	小山瀬村	
一米三升	東山	かじや村	
一米七升	東山	下多艮	小三郎
一米五升	くつら木山		
一米五升	ひら山、小せが山共	谷畑村	又左衛門
一米五升	宮山	宮村	
一米二升	あなのお山	上野村 谷畑村	兵助 五郎一
一米五升	上のはんば山	上原	彌曾右衛門
一米三升	とりのお山	上野	忠右衛門
一米五升	松たけ山 もゝの木原山	谷畑	又左衛門
一米五升	□谷山	谷畑 上野三分一	五左衛門 孫六郎
一米一斗	かうのすしなが谷山	上原村	
一米七斗	しば山	下多艮村	小三郎
一米五升	ホウノ木谷山	馬瀬村	源左衛門
一米五升	須谷山	松之木村	
一米五升	須谷山	上野	忠右衛門

一米二升　東山　上野忠右衛門
一米三升　東山　下多良新六郎
一米一升　東山　小七郎
計米二十七石　多良村總山年貢

文祿五年丙申十月日

奉行役人
石澤勘太夫
兒玉仁兵衛
澁谷傳右衛門

除地差遣書

領地多良禰宜村之內ニ而壹石五斗弁ニ
字三分一山壹ヶ所
其方格別忠勤金子百兩差上候、爲ニ其賞一子孫永々書面之通乞除地差遣さん。

安永戊戌七年正月十一日　修理（印）

三輪代右衛門どのへ

御請書之事

御領分村々他所奉公之儀、一季半季たりとも願無之候而者子供に至迄一切差出申間敷候、尤時多良之內ハ一季奉公ニ差出は不苦。或は同國四之瀨村勢州古田邊ハも差出候義有之候節は、御役所迄急度相願出、其上差圖を可請候事。是迄之內ニ他所ハ差出置く人別も追々取戻し可申候。此末心得違致し願無之他所ハ差出候義脇ゟ相知ニおいてハ、急度御吟味可被仰付候間、此段末々水呑ニ至迄能ク〳〵申渡置、猶更庄屋五人組共ニ相互氣を付合、急度爲相守可申候。若相背者有之ニおいてハ越度可被仰付候事。

右之趣被仰渡候ニ付、末々の御百姓迄ハ、得と申渡奉畏候。此以後私共隨分氣を付子供たりとも他所奉公ニ差出候ハヽ、御願申上御下知次第ニ可仕、右爲御請連印依テ如件。

天明二年寅六月

宮村・一之瀨村・樫原村・梶谷村・上原村・時山村

庄屋・組頭・百姓代連署

鈴木彌市右衛門殿

加藤類之進殿

統計一覽表

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	官有地	土地 民有地 有稅地 田	土地 民有地 有稅地 畑	土地 民有地 有稅地 宅地	土地 民有地 有稅地 山林	土地 民有地 有稅地 原野	土地 民有地 有稅地 其他	土地 民有地 有稅地 計	土地 民有地 免租地
四、三七四・六町	五・〇里	一・二	六九・八反	二三六・三六・二二丁歩	一四九・五四・一九	四二・五五・〇二	三、五三三・八九・二八	三六・〇八・〇八	—	三、九九八・四四・一八	二九九町

戶口 本籍人口	戶口 現住人口 男	戶口 現住人口 女	戶口 現住人口 計	戶口 現在戶數	職業(本業) 農業	職業(本業) 水産業	職業(本業) 鑛業	職業(本業) 工業	職業(本業) 商業	職業(本業) 其他	職業(本業) 計
四、三〇五人	一、七三九	一、六六二	三、四〇一	七五二	六〇〇戶	—	—	二〇	四〇	九二	七五二

生産額 農産	生産額 畜産	生産額 工産	生産額 水産	生産額 鑛産	生産額 林産	生産額 計	會社 株式	會社 合名	金融 銀行 株式	金融 銀行 合名	金融 質屋
一七三、六三五円	八五	九、六〇〇	六一六	—	九七、五六五	二八一、五〇一	—	—	—	—	—

交通 國道	交通 縣道	交通 里道	交通 停車場	交通 郵便局	交通 郵便函	交通 船舶	交通 諸車	教育 小學校	教育 補習學校	教育 青年團	教育 處女會
里丁間 —	一・二七・二四	二五・一九・一七	—	一	七	—	二四六	一	一	一	一

社寺		衛生				議員		
神社	二七	病院	一	一		衆議院議員	一	一
寺院	一六	隔離病舍	一			縣會議員	一	
		醫師	三	三		郡會議員	一	
		製藥者	一			町村會議員	三	
		藥種商	四	四				
		藥劑師	一					
		產婆	三					

町村稅	一八、三三	役場費	四、七八九
夫役現品	一	會議費	一七八
財產收入	九七	土木費	三七五九
繰越金	四六八	敎育費	八、五五六
交付金 國稅	三九	衞生費	三四
縣稅	三三	救助費	一
寄附金	二、七二三	警備費	一
補助金 國庫費	五八六	勸業費	六〇
縣費	八	諸稅負擔	一、九二二
郡費	三四	公債費	七
公債	一	財產造成費	一
其他	四〇	其他	三、九五五
計	二三、二〇	計	三三、二五九

公課 國稅	六、七四七	諸團體 日本赤十字社員	一六六
縣稅	二、七六六	愛國婦人會員	七四
町村稅	一八、二六	日本海員掖濟會員	三
水利組合費	一	在鄉軍人會員	一四三
計	三六、六四一	戶主會員	一
町村吏員	三五人	處女會員	四三

第十四節　時村

位置、地勢

位置地勢　本村は本郡の西南に位し、南は伊勢西は近江、北は多良村東は上多度村に界す。四方山岳を繞らし、牧田川は源を本村時山に發し、村の中央を東北に流れ多良村に入る。

大字

大字　下山・打上・堂之上・上・細野・時山

字

字【下山】　寺尾　笹尾　下　下田　平岨　右野　下ノ平　下川原　朝欠　石河　市原　大木切

東谷　右近太郎　向野　長屋前　長屋　山上　南川原　大野　久保　赤干　湯谷　上ノ平　寺中
西ノ平　竈場【打上】　蕨野　川原　打上　暮ヶ谷　渡瀬　大凹　樫ノ木戸　細田　井之尻　野貝
戸　除ヶ下　東浦　和原野　平六谷　竹成　大田和　佛谷　魚名【堂之上】　奥井戸谷　古細野
口井戸谷　蕨野　横地前　仲田　百間　宮下　宮西　井戸ノ脇　貝戸　大野　岡　上野　北谷　奥
野　谷川　西ノ平　地空　郁利【上】　住鹿　和原　澤之越　井新田　宮西　井ノ脇　虫野　中組
岡　中岡　野田　井ノ上　北庄　竈場　登リ　初谷　土々ケ谷　梅ノ木谷　郁利【細野】　登リ
住鹿　和原　細野　太阪　持毛　古細野　神明堂　石子　アゾゲ　淺ケ谷【時山】　東出　東屋敷
西屋敷　平　藪谷　登リ　毘沙門　南屋敷　陰　射場　阿蘇　清内

沿革　里傳に治承年中熊坂長樊といふ強賊、當地熊坂山に潜居し、時刻を定めて山を出で民家に入り、米麥を強要せり。其後誰謂ふとなく此地を時村と名けたりと。猶東鑑には時、神鳳抄には止岐と書せり。文治六年四月十八日玄蕃助藏人仲經當地地頭職となり、延文年中多良と共に伊勢内宮御厨となる。天正十年蒲生氏の家臣關長門守一政此地を領知し、同十六年に至る。翌十七年より慶長五年まで大垣支配となり、越えて同六年高木三家多良村に入郷するに及び其領地となり、明治維新に至る。當時下山村以下六ケ村とし、六戸長を置き、明治十七年十月右六ケ村聯合して聯合戸長を置く。明治二十二年町村制實施の際下山・打上・堂之上・上・細野の五ケ村合併し冠村と稱し、時山

村と組合村を組織す。同三十年四月郡制實施の際冠村時山村を合併し、時村と改稱し、舊村名を大字とせり。

下山　久保・山上・長屋・下・湯屋・澤より成る。古老曰く、鎌倉時代既に住民ありしと。

打上　下山より南進して大川を渡れば一臺地あり之を打上りといふ。蓋打上とは下山より一段高く打上りたる地なるより名づけたるなるべし。

堂之上　當地慈眼院の御堂の上方に位するより里名とせしなるべし。

上　村の上方に位するより地名とせしなるべし。

細野　細野及住鹿より成る。細野は元は今の古細野といふ地に住せしが、何時の頃か現地に移住せり。住鹿は當初十六とかき、伊勢國員辨郡より移住せしものと從來の住民と併せて戸數十六戸ありたるより名づけしが、後山地にて鹿の住む所なればとて住鹿と書きかへたりといふ。

時山　里傳に曰く延應元年源家の亡臣宇佐八幡宮の御分靈を奉持して當地山谷に逃來れりと。

村高（慶長十二年調）

里名	西高木領	東高木領	北高木領	合計
下山	二六四・一五五石〇	一三二・〇七七石五	一三二・〇七七石五	五二八・三一〇石〇
打上	一八六・三五三〇	九三・一七六五	九三・一七六五	三七二・七〇六〇
堂之上	二〇九・四八六〇	一〇四・七四三〇	一〇四・七四三〇	四一八・九七二〇

上　一七五・九一八五　七七・二四四四　七七・二四四四　三三〇・四〇七三
細　野　一七七・五四七〇　七八・二五八八　七八・二五八八　三三四・〇六四六
時　山　二九・〇八六六　一四・五四三三　一四・五四三三　五八・一七三二

庄屋（空欄ハ庄屋名不詳）

年號	下山庄屋	打上庄屋	堂之上庄屋	上庄屋	細野庄屋	時山庄屋
元祿	孫九郎、奥右衞門、藤内、藤三郎	佐吉、太郎左衞門、忠右衞門			孫吉、嘉左衞門、孫左衞門	與兵衞、彌惣右衞門、清次右衞門
寶永			半右衞門			
正德					圓八、治郎右衞門、孫兵衞	
享保					孫兵衞、孫六	
元文		政右衞門			孫兵衞	
寬保						
延享					孫兵衞	
寬政						
寶曆	藤内、助一	幸右衞門	源太夫	小市郎、治助、甚八、吉兵衞	圓八、平八、藤治郎	
明和	文右衞門、喜左衞門、長太夫、與右衞門				平左衞門、嘉右衞門、儀兵衞	
安永	文右衞門、彌左衞門、長太夫、仙藏、八郎兵衞、喜平、銀助、藤内	甚左衞門、半右衞門、幸右衞門、春右衞門、太郎右衞門	善藏、常八、五郎右衞門、七郎左衞門	小市郎、治助、吉兵衞、又左衞門		

天明	寛政	享和	文化	文政	天保	弘化	嘉永	安政	萬延
八郎兵衛、藤内與三右衛門、五郎右衛門、岩松	喜平、彌左衛門、太郎左衛門、粂八、重兵衛、五郎右衛門、勘右衛門、源藏	勘右衛門	喜兵衛、勘右衛門、彌左衛門、利右衛門、半藏、源左衛門	文右衛門、彌左衛門、孫三郎、儀右衛門、勘右衛門、半藏	孫六、源藏、中西伊右衛門、彦九郎、源左衛門、喜平、茂平、孫三郎、重兵衛	彦九郎、伊右衛門、彦九郎、源左衛門	勘介、吉右衛門、彦内、勘右衛門、源四郎、伊右衛門	彦九郎、中西勘介、粂次、三輪喜代七、勘右衛門	勘右衛門
半右衛門、與次右衛門、小一郎	幸右衛門、半右衛門	孫右衛門	甚右衛門、武兵衛、甚助、廣三郎	武十郎、與次右衛門、廣三郎	半平、松次郎、長右衛門、利右衛門	長右衛門	長右衛門		
文藏、小左衛門喜兵衛	喜兵衛			李兵衛、儀右衛門	惣兵衛、佐太夫、源藏、平右衛門、小右衛門	惣兵衛	惣兵衛、八右衛門、小右衛門		
又右衛門、留右衛門、辨藏、小市郎、嘉左衛門	次助、留右衛門、源太郎、磯七、文治	甚太郎	文治、六兵衛、吉藏、甚九郎、平七、善八	文治、善八、文藏、彦十郎	善八、六平衛、八百藏、孫四郎	善八、六平衛	周右衛門、辨治、万次郎、善八	小市郎	辨次、文藏、治助、六兵衛
圓八、平左衛門、儀兵衛、重郎治、嘉左衛門	圓八、又左衛門、儀兵衛、嘉右衛門、平左衛門、重郎治		重郎治、圓八	定介、孫六、重間平、助五郎、甚助	元八、利左衛門、定助、松二郎	元八、孫六	林右衛門、孫六	又治、庄右衛門	庄右衛門
間平	淺右衛門、津右衛門、間平			喜三郎、熊藏、	津右衛門、熊治	彌吉、甚助	政右衛門	吉兵衛、惣五郎	

戸長及村長

文久	勘右衛門			辨治、文藏、小右衛門、長右衛門	要藏、權右衛門孫四郎
元治	〃	〃	〃	儀兵衛、庄右衛門、林右衛門	〃
慶應	勘右衛門	〃	〃	又治、圓八	〃
明治	吉右衛門、粂造	與次右衛門	〃	助九郎	〃
〃	〃	〃	〃	市藏、儀兵衛	〃

聯合戸長及村長　黒田隨器・三輪準一・富永藤太郎・三輪貴・立木喜又・黒田隨器・三輪小市・黒田隨器・岡田祥美・中岡利三郎

戸數（元和九年九月現在）

下山	打上	堂之上	山神	上	細野	時山	合計
一一二	四二	五〇	二〇	四六	三七	三七	三四四

代官　時村村政上庄屋の外に三高木の代官を置き當地伊藤富田三輪の三氏之を勤務せり。當時辭令文寫左の如し。

三輪文右衛門

其方儀御代官歸役被仰付、日比彌三右衛門申合、時多良兩郷村方治り宜敷萬事念入相勤可申候、其余勤向是迄之通相心得可申御手米二俵被下候。

時鄕中非常之節は出勤不及早速場所ニ馳付夫々可相勤候。

安政四年十二月

戸長及村長

戸數

代官

溜池築造　嘉永三年當郷大野平十町歩の荒地を開墾し、灌漑の利便を圖る爲、山神村堂之上村下山村庄屋連判して、山田善吉へ對し、大野溜池造築を歎願し、善吉より工事費三分の二村内より三分の一を出金して竣功せり當時御願一札左の如し。

私共村々地内字大野平と申所、畑方凡十町歩程之場所追々荒地等出來、不如意之百姓共彌益致困窮必至難澁仕詰候に付、字北谷と申處に溜池も取立候はゝ、右大野平畑田に致し、右之餘情を以て御百姓取續にも可相成哉と連年心配仕候へ共、極難澁の百姓共にて自力に難及悲歎仕罷在候處貴公樣從來地頭所に御出入被遊廉を以て、前條之始末御願申上候處、不外成譯合と御憐察被下、右溜池築立入用金之義御賄被下候而、預御相談如何計難有奉存候、右入用金其許樣より三ッ割二分、村方より三ッ割一分、出金都合金高にて溜池取立候筈御熟談被下、一同安心仕候。然上は其許樣を永々溜池御發起之仰御施主と、村方組合之内にて溜池井筋之世話方肝煎を定、年々無怠慢相談可仕候。御出金被下候入用金返濟方義右井料德米を以て元利共年々返濟可仕候。且右皆濟之義御勘定相成候上は、御發起之御趣意忘却不仕候樣、取計可申候。尤水下十町歩と見込井料德米高之内にて發起人米二十五俵也、此内三ッ割二分其許樣に永々差遣り、三ッ割一分村方へ請取可申、規定相違無御座候。若右反町歩之儀增減有之候はゝ、右に准し割合を以て御渡可申候、猶更年數も相立彌成就之上者、地頭所へ冥加米等之儀も御相談之上伺差出候樣可仕候。萬事無御腹藏

御差圖御相談可被下候。爲後證御願一札差出申處仍而如件。

嘉永三庚戌年十二月

山神村庄屋　勘右衞門　印）
堂ノ上村庄屋　八右衞門（印）
小右衞門（印）
林惣兵衞（印）
下山村庄屋　彦　内（印）
池井利右衞門（印）
三輪孫四郎（印）
中西伊右衞門（印）

山田善吉樣

荒地開墾

荒地開墾　寶暦八年當地庄屋高木三家に歎願し、左記荒蕪地を開墾し、美田となせり。而して新田は普通の下田と等級を同等に定め、一段高一石とし、租稅二斗上納の事とし、新畑は普通の下畑と等級を同等に定め、一段高八斗と定め租稅一斗五升を納むることゝせり。荒地高左の如し。

地名	高木新兵衞領	高木内膳領	高木一學領	合計
のぼり	一・九九〇六六石	一・一七八六三石	九九六五八石	四・一六五八七石
羽名瀨	八〇八〇〇	二・〇九六〇〇	—	二・九〇四〇〇
計	二・七九八六六	三・二七四六三	九九六五八	七・〇六九八七

井水開鑿

炭燒起原

茶園

井水開鑿　寛延元年正月十三日當地井水開鑿を企て、三輪武左衞門・松井德右衞門・鈴木十郎右衞門・臼井今右衞門・川添庄右衞門・藤田治左衞門。出張檢分を爲し、當地勘右衞門・曾右衞門・七郎左衞門・善藏・吉兵衞・三郎左衞門・小左衞門の七名東西斡旋し、同年十一月同設計終了、同二年正月十四日開鑿に着手し、同年五月初旬掘立竣成せり。其豫算及經費左の如し。

一金八拾三兩一歩拾五匁　井掘手間賃
一金七兩三歩拾八匁　姥ヶ谷、初谷、懸樋賃
一金貳兩三歩　海戸古井浚渫費
計金九拾三兩三歩三拾三匁

右の工事費は百姓より田一畝につき米一升三合宛領主に納め、領主より井水開鑿。然るに寛延三年三月領主高木求馬臨檢して井水は百姓持とし、御冥加米一畝歩に付三合宛領主に納むることに變更せり。

炭燒起原　當地時山炭の產地として其名近鄕に顯る。然るに其起原詳かならず。慶長年中の文書に時山炭竈三十六口を定むるよし記しあれば、已にそれ以前に開始せしものなり。

茶園　本村は古來茶の木を栽培し、製茶盛に行はれ、秋田縣地方に迄移出せり。今之が由來を尋ぬるに慶長十四年檢地帳によれば字上村に二畝、細野村に三畝十三歩及一畝二十一歩、堂上村に二

段九歩、打上村に六段四畝十一歩、計一町二十四歩の茶園ありて些かに製茶を爲せしが、慶安年中舊領主高木家より茶の木栽培を奬勵せし爲め、漸次茶園の段別も增加し、製茶の數量も多きを加へたり。因に云ふ製品は番茶多かりしと。こゝに中西家の記錄に曰く、享保十四年八月美濃谷汲觀世音開帳參詣の歸途、牧田村古田嘉兵衞方に一宿し、其謝禮として茶一袋を贈る。然るに同村杉田主鈴の手を經て偶々京都甘露寺宮に奉獻せしに、其風味殊の外よろしきとて、茶名を甘露とたまひぬ翌年養老瀧に至り、其歸るさ茶の實を拾ひ之を蒔き、それより取れる葉にて製茶し、再び甘露寺宮に獻せしに、長橋つぼねより大內に奉り、梅の下風の名をたまひぬ。梅の下風とは御製

あたり夜をゆめになさじとあはれしる誰が心ある梅の下風

の下句によりて名づく。大納言規長の染筆なる右御製中西家にあり。又其次なる茶を甘露寺宮に獻せしに

初識濃陽芳茗好、　清風習々脫二塵情一、　我家賴爲稱二甘露一、　須三効天生作二汝名一。

此詩亦同家に在り、呼名伊賀と仰付らる。

覺

其方事年來銘茶指上寄特思召候依之呼名伊賀被仰付候其旨可心得候也。

戊寅二月　　飯田兵部　花押

藤本玄蕃花押

中西勘助殿

製茶の取次先は近江米原、越前敦賀、加賀大聖寺、京都三條、尾張名古屋、秋田、能代、大阪地方なり、然るに享保十五年以來茶の値段下直となり、爲めに茶園大に荒蕪せり。明和五年子四月文書に

乍恐御願申上候御事

一、畑方茶之儀去冬より長雪降り申候に付、去年よりも今年大分枯れ多く相成、株腐り申候。春茶等一向皆無同樣に御座候間、百姓方至極困窮仕、畑方控作等も地持へ相戻候樣に相成、至極難義仕り候、依之御上納方も難相勤奉存候間、乍恐御三所樣被仰合畑方御免被成下度奉願候以上。

明和五年子ノ四月　　細野村庄屋

巡見　幕府巡見使年を定めて其領地を巡見し、其土地の人情風俗文化の程度を視察し、政治の參考とせり。其順路は巡見路と稱し、其都度萬端の注意を申渡したり。今天保九年御巡見注意書を記す事左の如し。

一、御巡見樣方御通り之節願ヶ間敷義堅く申出間敷候。御尋ねの外は無用之義申上間敷事。

一、御巡見御一方様に庄屋二人宛御供可仕事。

一、相殘り候庄屋御道筋等相改、掃除人足ちりあくた無之様可仕候。御通之節は屋脇に差扣へ若し御目通りに候はゝ平伏可仕候。

一、人馬當日外に出し不申圍置、不時人馬被仰付候節は、御用之間欠不申候様に用立仕置可申事。

一、御巡見様方御通三日前より牛馬通行堅く有之間敷事。

一、御巡見様御道筋往來堅く無用、村邊に居合候者大人は不及申子供迄平伏爲仕申へく候。見物ケ間敷被出候義停止之事。

一、御迎に出候庄屋脇差等指し候事無用之事。

一、御尋可有之趣申合候事。

一、當日朝引清丁場掃除は勿論御通先猶更念を入掃除可仕事。

一、時多良村に當日は勿論前後家毎に火之元大切に致し、夜廻念を入且當日御通行御道筋之村々御通り前後火たき候事、堅く仕間敷事。

一、御供衆中兩替或は錢替等有之候はゞ、定の相場を以て高直成義仕間敷　竝に酒煙草草履沓わらじ等代物直段極り之通賣可申候。

古文書

櫪年貢請合手形之事

一、櫪御年貢五升宛先年次貫兵衛様御知行堂之上村分上ヶ來り申候。此櫪木にて畑荒迷惑仕候ニ付、此度御斷り申上候得ば、櫪御年貢無滯ヒ候に於てハ、木儀ハ切り申候様に被仰付難有奉存候。然る上は櫪年貢五升宛後々永く急度指上申すへく爲後日證文如件。

元祿十五年八月十七日

木主　平右衛門
庄屋　又四郎

堂之上村庄屋　小左衛門殿

時村御定書（寶暦九年二月寫ス）

一、公儀御法度は勿論之儀前々渡置候。御定書之趣惣百姓下ニ迄讀みきかせ、愈々堅く相守可申候事。

一、惣而村方晝夜農業專一に相心得、無油斷相勤可申候處、心がけおしく農業不情ニ有之哉、不埒ニ至ニ候。不情ニ而耕作等おろそかに仕候もの有之候はゞ、庄屋幷五人組之者農業に精を入れ相勤候様、精々相すゝめ可申候。若其分に仕置相知れ候はゝ、向後は御吟味之上本人は勿論庄屋五人組共其品により御咎式の科意仰付らるべき事。

附　病身に而農業仕おくれ候もの有之候はゝ、先達而相觸候通庄屋幷五人組之者共世話いたしたすけ合、田畑あれさる様可仕事。

一、百姓幷ニ召仕候男女ニ至る迄近年は朝仕事おこたり候もの有之や不情の至に候。向後は田畑やしなひ幷朝草かり候類之儀早朝より相はげみ、朝仕事可仕候。尤も夕仕事も無油斷相はげみ可申候。夏中晝休之儀うゑ付より七月中限可仕旨先達而も相觸候へ共、向後は六月節より七月の中限りに可仕事。

附　田うゑは、はんげしやう限りにうゑ付麥まき秋土用中迄に不殘まきつけ可申候事。

一、惣而家業のいとなみも油斷なく心がけ、追々相觸候通博奕常附け等の儀は勿論、百姓に似合さる風俗不相應の儀堅く仕間敷候。常々上納之儀は大切に心がけ、收納之節に至り難義に及ばざる様兼々相心得可申事。

附　田植草取等の節、たべもの先年の通り相心得可申候。田植にたべさせ候儀先達而も相觸候通り有合候とも無用之事。

一、夫錢懸り物幷小入用等之儀、請入申庄屋吟味をとげ、費へ無之様念を入、委細帳に記し、惣百姓とくしんのうへ庄屋組頭百姓代印形仕役所へ差出可申事。

一、嫁取聟取幷產祝の儀親類緣者たりとも數多相あつまり申間數候。當時こんきゆうに付而は隨分分限よりかろく仕可申事。

附　葬道法事等も右に准し可申事。

一、寺々之佛事幷毎月有來り候講の外、人數相集め候儀堅く仕間敷候事。

附　村々ニ而法事等之節隣家年寄之者三四人の外多分に人よせ候儀堅く仕間敷候。幷ニ參宮ニ付酒むかひ等の節も右に準し可申事。

一、作毛は勿論山林竹木みたりにぬすみとり候もの有之候はゞ、先達而相觸候通り、慥に見附次第御他領のものたりとも其所の庄屋へ相屆可申事。

一、炭燒候儀農業のさまたげにも相成候間、庄屋より申付候而農業先には相やめさせ可申候。勿論向後燒出し炭の内にて十分一つゝ庄屋へ取立置可申事。

附　山かせぎの儀農業のさまたげに相成候節は、庄屋は急度差とめ可申事。

一、米納金納幷小物成納觸之以前より兼々用意仕置、庄屋へ差出可申候尤日切相觸候はゞ、日限無相違上納可仕候。若村相滯候はゞ庄屋組頭迄越度ニ相成候間、常ニ無油斷樣に精々惣百姓へ可申傳事。

附　麥作秋作刈入の節より上納仕るべき樣相心得、無滯上納可仕候。先達而も相觸候通り、上納相濟まざるうちの穀物一切他所へ出申間敷候。

右之躰の儀すい分無油斷樣常々惣百姓へ精々可申傳候事。

梵鐘差上請書

近來諸夷渡來致候に付、海岸御備之爲、諸國寺院之梵鐘大砲小銃に御鑄替之儀被仰出、私共寺院の梵鐘古來之名器又は前々より報し候哉御糺御座候處　右樣之品々は無御座候間、其段申上候處、御趣意の趣厚相心得、撞鐘可差上旨被仰渡、一同承知奉畏候。尤梵鐘差出方持運等之儀寺院にも難儀不相成候樣追而請取之にこの被差遣候段、是又被仰渡承知奉畏候。依而御請印形差上申處如件。

安政四巳年五月

高木修理領分濃州石津郡打上村
東本願寺宗三州本證寺下　了覺寺

岩田鍬三郎樣

車駕路池

車駕路池　時山にあり。傳曰ふ壬申亂の時天武天皇御通輦あそばされ、其砌池水を汲みたまへり

それより車駕路池と稱せりと。

車御路の森　細野の北にあり。是亦壬申亂のとき天武天皇伊勢より不破の行宮に行幸の時、御通輦あらせられし御路なりと。光家曰くしやごちとは往昔檢地の時水繩を埋めたる跡なりと。

佛谷　打上に在り。天正年間織田信長寺院を燒拂ふよし噂ありければ寺僧本尊を隱せし谷なりといふ。

時八景　寶曆六年山本要介といふ俳人此地に在住して八景をものせんと企てしが、事ならずして故郷に去りぬ。寬政十年六月橘香蘭の墓友其遺志をつぎ、當地の風光を尋ね次の八景を定む。（木下法城氏所藏）

一、熊坂暮雪　治承の頃熊坂長範五畿七道を横行し、七社の御神躰を盜み、此の烏帽子が嶽に隱す。雪降埋む夕暮は下戸も思はず酒酌を擧げ其風景を賞す。

熊坂や名ものすごき暮の雪　　遊魚

熊坂や夜毎の雪はいとゝなほたつきも知らぬ夕暮の空　　藤原經廣

高聳熊坂白雲邊、雨雪紛々堪訪仙、聞說長范數年酒、卽今景致見柳簾。　　南屏鳴昜久

二、遊波堂藤　往昔里人川の面を見るに三尊の像現はれたまふ。依て此地に社を建て之を祀る。松杉一夜に生し藤花爛漫と咲けり。王法守護の神として遊波神社と號すと傳ふ。

遊波堂の裏も長し森の藤　　蛙亭

藤波の影をうつせし御手洗水の波にや神も遊ひたるらむ　　秀とし

彩雲遲月曳春風、高掛紫藤朱玉宮、六百年前誰得植、遊波神驗一鄕同。　　岐水橘正則

三、奥野池月　游波神社の正北方に續きたる原野に池月滿々として秋風早く渡り、新月を映し光景言詞に絕す。

秋の景奥野に早し池の月　壽鶴

輝る月をわきて奥野の池水のうつせは波の花と見えけり　南屏鳴易久

池水漫々嶼野泉、波間玉兎武隈川、卽今不減三勝趣、疑是懸蜘木葉舟。　同人

四、虎溪晩鐘　大川の北方に一つの岡山あり、半腹に伽藍を見る、此寺の由緒を尋るに重忠の孫重保の子、鎌倉の建長寺に在住せり。中年にして奥濃虎溪寺に移り、偏に以心傳心の月にあそべども、座禪入定の地にあらざる事を悟り、老年に及び此里に來り、其風景を見るに山兵疊々として寂寞無聲なり。終に一宇を建立す、寺鐘の聲は諸行無常と響き、自ら無明の闇を破る。

秋のくれ虎溪の鐘は常ながら　鸚鵡

見渡せば峯より谷のきり深くもふか虎溪の入相の鐘　同人

春風習々虎溪洞、獨往禪師正悟空、同落山夫哥詠去、晩鐘遙報祇林中。　岐小橋正則

五、降坂の夜雨　後は崔嵬たる山を以て圍み、伊井册尊を奉祠す。雲行人跡を埋めは春雨の暮、宵の夕立時雨ふる夜世にふる坂といひふるしぬ。

降坂の時雨淋しき夕べかな　金鶏

小田に鳴く蛙もあれど春雨のそぼ降る坂の夜ぞさびしき　藤原經廣

降坂半通九折峒、白山高聳暮雲中、祠前松樹懸陰雨、幾度賞來蓑笠翁。　東嶋僧秀智

六、市原夜鹿　市原の曠野に妻こふ鹿の聲の哀れさをめづ。

妻はいづこ柴市原の鹿の聲　花蝶

妻やこふ市原小野の小男鹿は萩の花わけ今宵もそ鳴　藤原經廣

薪賣山翁柴市場、牧人驅馬下西方、丹楓林裏秋風暮、終夜鹿竹動詩腸。　南屏鳴易久

七、柴橋歸樵　樵夫花を手折て薪と共に牛馬に負せ、夕陽を背にして溪谷柴橋を渡り、家路に歸る、賤の手業の哀れさも亦一景なり。

柴橋の歸りせはしや年木樵　暮友

心ある賤が手業の薪にも花折添てかへる柴橋　正則

柴橋春色帶斜陽、水上泛花千里香、樵客負薪歸路闇、放哥一曲使人傷。　易久

八、墳田川螢　墳田川は大川の枝川にして此地古よりの墓所なり、新古墳壘々として川邊に立てり。夏草にあそぶ螢の影を淺瀬にうつす感極めて深し。

なきたまは墳田に殘る螢哉　蛙亭

墳田川誰か魂の殘りてや流れての世に螢とはとぶ　秀とし

梵刹陰森宿鳥來、墳田螢大照青苔、清督堪想車胤興、撲卷猶傳風雅流。　岐水正則

大正十年統計一覽表

面積	廣袤 東西	廣袤 南北	土地 官有地	土地 民有地 有税地 田	畑	宅地	山林	原野	其他	計	免租地
一・二方里	三・〇里	二・五町	七七・八町	一九二・三	八五・八	二七・六	一三七〇・九	一・六・六	一・〇	一・九四三・三	八四・六

戸口 本籍人口	戸口 現住人口 男	戸口 現住人口 女	戸口 現住人口 計	戸口 現在戸數	職業（本業） 農業	水産業	鑛業	工業	商業	其他	計
三、五六二人	一、四四一	一、三九五	二、八三六	六一七戸	五〇一	—	—	一八	五四	四四	六一七

生産額 農産	畜産	工産	水産	鑛産	林産	計	會社 株式合名	會社 合名	金融 銀行 株式合名	金融 質屋
一四四、五四〇円	—	五〇三〇	一、八二〇	—	一六一、五二〇	三一二、九一〇	—	—	—	三

交通 國道	縣道	里道	停車場	郵便局	郵便函	舶船	諸車	教育 小學校	補習學校	青年團	處女會
—	三一・二三丁間	里 三二・六三丁間	—	一	四	—	三六九	一	一	一	一

第二十二章　養老郡統計表

大正十年度現在

土地

一　面積及廣袤

面積	一四・八九 方里
廣袤 東西	一一・二一 里
廣袤 南北	四・三三・〇〇 町

議員

衆議院議員	一
縣會議員	一一
郡會議員	三
町村會議員	三

衛生

病院	一
隔離病舍	一
醫師	三
製藥者	一
藥種商	四
藥劑師	一
產婆	二

社寺

神社	三
寺院	二

町村歲入

	金額
町村稅	一四、五八四 円
夫役現品	一
財產收入	三八二
繰越金	五二
交付金 國稅	三三九
交付金 縣稅	一八四
寄附金	一二五
補助金 國庫費	一
補助金 縣費	二二
補助金 郡費	一
公債	一
其他	五、〇〇〇
計	二二、三七

町村歲出

	金額
役場費	四七三 円
會議費	一四九
土木費	一、九八一
教育費	六、七〇一
衛生費	二九三
救助費	一
警備費	一
勸業費	二七八
諸稅負擔	一四九九
公債費	二六
財產造成費	一〇三
其他	一、一五四
計	一六、四八五

公課

	金額
國稅	四、八六二 円
縣稅	一〇〇九八
町村稅	一四、五八四
水利組合費	一
計	二九、五四四

町村吏員

	三 人

諸團體

日本赤十字社員	一五一
愛國婦人會員	八三
日本海員掖濟會員	一九
青年團員	一一三
在鄉軍人會員	九九
戶主會員	六一八
處女會員	一

二　官有地

御料地	内務省所管ノ土地	其ノ他ノ官有地	計
一町	六九八・〇町	六九・七町	七六七・七町

三　民有地

地目	段別	地價
有租地　田	三、二三四・二町	一、一九八四二円
有租地　畑	八九六・三	一六三八三二
有租地　宅地	三三二・五	二六四五五三
有租地　山林	八、一五六・九	三七〇七八
原野	一八六・六町	二、七三二円
其他	六三・八	一二、七五八
計	一三、八三九・二	一、六七八三五五

地目	段別	地價
免租地	三、三五四・七町	一円
免租年期地	一、九八九・二	三三
内×保安林	六七二・八	三一

四　氣象

天氣日數

快晴	七八日
晴	一二九
曇	九三日
雨	五七
雪	八

溫度（一ヶ年間）

平均	六〇・八度
最高	九七・一六
最低	一七・九六

最多風向　北西

一日中最多降雨量
右換算一段歩當　一一四粍七
深サ三寸七分六二

連續最多降雨量（自七月十二日至七月十九日）
右換算一段歩當　六三〇石六二〇六
深サ九寸二分二七　二七九粍六
一年降雨量　一、五三七石二四〇八
右換算一段歩當　一三、八三八石〇一九八
深サ八十二尺九九八三　一、五一五・

戸口

五　本籍及現住戸口

本籍人口	男	女	計	現住戸數
四一、六一二	一七、二一六	一六、九九〇	三四、二〇六	六、九九六

町村別戸口
人口動態
職業別

六　町村別戸口

町村名	本籍人口	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	現住戸數
高田町	四、八〇六	二、〇四八	二、一六二	四、二一〇	九七〇
養老村	三、一八二	一、三一六	一、三八二	二、六九八	五五〇
廣幡村	一、八八二	七三三	六七二	一、四〇五	三〇〇
上多度村	二、二一五	九七〇	九三七	一、九〇七	三五一
下多度村	二、三九二	九九八	九九八	一、九九六	四三三
池邊村	四、〇六六	一、八五九	一、八三二	三、七九一	八〇九
笠郷村	五、〇三六	二、〇六二	二、〇五四	四、一一六	七六八
小畑村	一、六九二	六九六	六八〇	一、三七六	二六四
他市町村へ出寄留		八、二五八			
在朝鮮		八二			
在外國					
其ノ他ノ出					
計		八、三四〇			
本市町村へ入寄留		一、七七九			

町村名	本籍人口	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	現住戸數
多藝村	二、三三九	一、〇三五	九九七	二、〇三二	三二五
日吉村	二、一四八	九七一	九八三	一、九五四	三六五
牧田村	二、九三九	一、〇八一	一、〇三一	二、一一二	五〇一
一之瀬村	一、〇五〇	四七七	四三六	九一三	一九〇
多良村	四、三〇五	一、七三九	一、六六二	三、四〇一	七五二
合計	三、五六二	一、四四一	一、三九五	二、八三六	六一七
	一七、二一六	七、一一六	六、九九〇	一四、一〇六	六、九九六

七　人口動態

出生	死亡	婚姻	離婚	死産
一、四四二	一、〇一一	五九三	四九	一〇二

八　職業別

種別	戸數	人口 本業 男	人口 本業 女	人口 本業 計	人口 副業 男	人口 副業 女	人口 副業 計
農業	五、〇一五	一、三五四二	一、四三八	二、九七九	二、〇一八	一、七〇三	三、七二〇
園藝業	三	六	二	八	一一	一三	二三五
	八〇〇						
	四二						

養蠶業	三九	二、五三一	九〇	九〇	一八〇	五、三四八	五、二四〇	一〇、五八八
牧畜業	一	五五九	二	三	五	一、二一四	一、二八七	二、五〇一
漁業及採藻業	九	二〇七	二三	一五	三八	三八二	二五八	六四〇
工業	三一四	五八八	六四〇	四六八	一、一〇八	八一五	一、〇三五	一、八九〇
商業	八五三	六八八	二、〇七四	二、二六一	四、三三六	一、三三八	一、二六五	二、五九三
公務及自由業	二二二	六一	五三二	四九一	一、〇二三	一一七	八四	二〇一
其他	四八一	—	一、一六五	一、〇五三	二、二一八	—	—	—
無職業及職業不詳	六九	—	一四三	一六九	三一二	—	—	—
計	六、九九六	—	一七、二一六	一六、九九〇	三四、二〇六	—	—	—

農業

九 耕地及農家

農家戶數	自作農	自作兼小作農	小作農	計	
一、〇五二戶	一、〇五二戶	二、三一〇戶	二、四一四戶	五、七七六戶	
耕地區別	自作地	田	畑	計	
	小作地	八七〇・七町	三〇六・五町	一、一七七・二町	
	合計	二、八四七・〇	五七六・一	三、四二三・一	
		三、七一七・七	八八二・六	四、六〇〇・三	
	農家一戶當耕地	・六四一二町歩	・一五〇九町歩	・七九二一町歩	

一〇 農業戶數

町村別重要農産額

	五段歩未満	五段歩以上	一町歩以上	三町歩以上	五町歩以上
耕地所有別	二、四六六戸	八九四戸	五一〇戸	一四一戸	一〇八戸
耕地使用別	二、三一一	二、三二七	一、一三八	一	一

一一　町村別重要農産額（米ノ欄右ハ粳米左ハ糯米又大麥ノ欄右ハ大麥左ハ小麥トス）

町村名	米 産額	米 價額	麥 産額	麥 價額	麻 春	麻 夏	麻 秋	麻 價額
高田町	三、七三九 二四二	一三四、五六八 一〇、八九〇	二七五 二〇九	二、七五〇 三、二六〇	一四六石	四四石	一二九石	二一、九五九
養老村	三、〇九三 一八一	一一五、九八九 八、一四五	八一六 四一一	八、一六〇 六、四一二	五三四	一〇六	二八五	六五、六七八
廣幡村	三、八八五 三三八	一三五、九七五 一五、二八五	五七四 四八〇	四、五九二 七、二〇〇	八五	六	一四	七、八三三
上多度村	一、三一二 二五二	四五、三九五 一三、一〇四	二九九 二三九	二、六九一 四、二五四	三一八	六二	五八	三二、五九一
下多度村	一、三八八 一七三	三六、〇八九 七、九五八	一八八 一三五	一、五〇四 二、二二〇	五二〇	九三	三八七	七一、二二一
池邊村	四、六一六 二六五	一六一、六六〇 一三、二五〇	三一三 一六三	二、六六〇 二、七七一	五一二	一五〇	二五五	六三、四三二
笠郷村	二、七五〇 二六〇	九六、二五〇 一〇、四〇〇	二九五 二四九	二、三六〇 三、九八四	三三七	一五一	一三四	三九、一三六
小畑村	二、六二九 一九〇	九三、三三〇 八、二六五	四八〇 二六一	四、八〇〇 四、六九八	二七六	七六	六七	三〇、五四五
多藝村	一、二四五 一三二	四七、三一〇 六、八六四	三八二 六四	三、七〇五 七七二	一五九	一	七三	一七、九〇五
日吉村	三、九〇七 三三六	六六、七四五 一五、一二〇	八六二 三四四	八、六二〇 五、六七六	一一四	三三	六〇	一四、五六二
牧田村	三、三九六 二四六	一二五、六五二 一一、六八五	一、一九四 六二〇	一三、七三一 一二、四〇〇	二六	八七	二六	八、四四三

食用特用農產物

一之瀨村	一、一六七	四六、六八〇	四四四	四、四四〇	五〇	一一	二五	六、二六五
	一五五	七、三六一	一〇九	一、六三五				
多良村	二、四九五	九六、五六三	一、四三〇	一四、三〇〇	六	三四一	二七	一八、八七二
	三八八	一七、八四八	四〇七	七、六八五				
時村	二、六九一	九四、一八五	九六五	九、六五〇	一九	二九九	六九	二二、七四六
	三八〇	一五、二〇〇	一七一	一、〇六五				
合計	三八、三一三	一、二九六、三九一	八、五一七	八三、九六三	三、一〇二	一、四六〇	一、六三九	四二一、一八八
	三、五三八	一六一、三七七	三、七八二	六三、五三二				

一二 食用特用農產物

種別	收穫高	價額	單價	種別	收穫高	價額	單價
米 粳米	(石) 三八、四〇一	一、三九〇、四七二円	(一石) 三六・二四円	玉蜀黍	(石) 一一〇	六七一円	(一石) 六・〇〇円
米 糯米	(石) 三、五三九	一六一、九〇九	(一石) 四五・七五	蜀黍	(石) 一四五	三、六二五	(一石) 二五・〇〇
米 陸米	(石) 二二	八〇九	(一石) 三六・七七	薑	(貫) 三、八四四	二、五九五	(一貫) ・七〇
麥 大麥	(石) 八、二一五	八四、八九二	(一石) 一〇・三九	菜種	(石) 一、二七五	三一、八五三	(一石) 二〇・五〇
麥 裸麥	(石) 三四四	四、九三六	(一石) 一四・三五	紫雲英種子	(石) 九五九	四一、六〇二	(一石) 四五・〇〇
麥 小麥	(石) 三、五八五	五五、七四七	(一石) 一一・五五	甘藷	(貫) 二四七、二二〇	三五、四〇三	(一貫) ・一四
大豆	(石) 七二五	一四、五〇〇	(一石) 二〇・〇〇	馬齡薯	(貫) 三四、八二〇	六、三二〇	(一貫) ・一八
小豆	(石) 一〇〇	三、二〇〇	(一石) 三一・〇〇	青芋	(貫) 四三三、八八〇	一〇八、四七〇	(一貫) ・二五
豌豆	(石) 九〇	一、五七四	(一石) 一七・〇〇	食用百合	(貫) 八六	一〇〇	(一貫) 一・一六
蠶豆	(石) 七五五	一二、四七六	(一石) 一五・二〇	漬菜	(貫) 一五、九〇	三、三四三	(一貫) ・二一
落花生	(石) 二三	四六五	(一石) 二〇・〇〇	甘藍	(貫) 四〇〇	二〇〇	(一貫) ・五〇
粟	(石) 七三	一、八〇三	(一石) 二四・七〇	蘿蔔	(貫) 四〇三、二六〇	六〇、四八九	(一貫) ・一五
稗	(石) 一二一	一、〇一六	(一石) 八・四〇	蕪菁	(貫) 五、二四一	一〇、三二一	(一貫) ・一九
黍	(石) 一七一	四、六三四	(一石) 二七・〇〇	胡蘿蔔	(貫) 九、四六三	六・一五一	(一貫) ・六五
蕎麥	(石) 七八	一、三〇二	(一石) 一六・七〇	葱	(貫) 一七、六九六	九、九一〇	(一貫) ・五六

果實

種別	收穫高	價額	單價
葱頭	(貫) 四〇〇	一六〇	(一貫) ·四〇
牛蒡	(貫) 一六、〇七二	一四、四六五	(一貫) ·九〇
蓮根	(貫) 三四、四〇〇	二二、三五〇	(一貫) ·六五
筍	(貫) 三、八六〇	一、七三七	(一貫) ·四九
慈姑	(貫) 二、二〇〇	一、七六〇	(一貫) ·六五
胡瓜	(貫) 二、二〇〇	七八九	(一貫) ·三五
白瓜	(貫) 一、五〇〇	六七五	(一貫) ·四五
南瓜	(貫) 三一、二五〇	六、五〇〇	(一貫) ·二〇
西瓜	(貫) 一、五〇〇	一、二〇〇	(一貫) ·三〇
甜瓜	(貫) 一、四二五	六四一	(一貫) ·四五
茄子	(貫) 九二、三七〇	二四、〇〇三	(一貫) ·二六
蕃椒	(貫) 二八五	一一六	(一貫) ·四〇
實綿	(貫) 一一八	八二	(一貫) ·七〇
大麻	(貫) 三	一二	(一貫) 四·〇〇
葉藍	(貫) 九〇	三六	(一貫) ·四〇
楮	(貫) 一、一七〇	四六八	(一貫) ·四〇
杞柳	(貫) 一二、九五〇	九、〇六五	(一貫) ·七〇
計	—	二、一四三、八二三	—

茶業

種別	收穫高	價額	單價
梅	(石) 一六六	二、八一七	(一石) 一六·三〇円
桃	(貫) 二一五	一九五	(一貫) ·八〇
柿	(貫) 二四、八八三	一五、六七六	(一貫) ·六〇
梨	(貫) 四二七	一九五	(一貫) ·八〇
蜜柑	(貫) 一四、五四七	二一、九六六	(一貫) 一·五一
栗	(石) 四〇	一、四三〇	(一石) 三五·七九
枇杷	(貫) 五九〇	七五一	(一貫) 一·二七円
葡萄	(貫) 一四一	一三五	(一貫) ·九五
無花果	(貫) 二、六六一	一、八八三	(一貫) ·七〇
銀杏	(升) 二七七八	一、〇三六	(一升) ·四九
其他	二、〇六〇	二〇四	—
計	—	四六、二八八	—

耕地整理

茶園 段別	茶園 見積段別	茶園 計	玉露 數量	玉露 價額	煎茶 數量	煎茶 價額	番茶 數量	番茶 價額	其他 數量	其他 價額	計 數量	計 價額	製茶戶數
三·〇町	三一·〇町	三五·〇町	五貫	六〇円	四、二一〇貫	二五、三三二円	四、九二七貫	一〇、二四〇円	二一〇貫	三一〇円	九、三五二貫	三五、九四二円	一、四六九戸

一三　果實

一四　茶業

一五　耕地整理

家畜

家禽

	施行箇所數	地區總面積	工事費豫算額	一段步當工事費
工事完了	七	五三二・五町	一五七、九八七円	三四・二九円
工事未了	二	一六一・二	七九、八七二	

牧畜

一六 家畜

牛 現在頭數	牛 生產	牛 斃死	馬 現在頭數	馬 生產	馬 斃死	豚 現在頭數	豚 生產	豚 斃死
一、四三〇	一〇九	六	二一〇	—	二	八〇	三五	六

	搾乳用	農業用	運搬用	蕃殖用	其他
使用別 牛	一三	一、二二三	四三	一一	一四〇
使用別 馬	—	一三九	六五	一	五

牛乳搾取高 三四三・〇〇斗

一七 家禽

鷄 成禽	鷄 雛	鷄 計	鶩	家鴨	鶩
一二、一一七	一〇、一五〇	二二、二六七	三〇五	—	—

產卵數 鷄	鶩	家鴨	鶩	飼育戶數 鷄	鶩	家鴨	鶩
一、一〇一、八五〇箇	九、五八〇	—	—	二、五八八	一一	—	—

一八　養蜂

飼養戸數	箱數	蜜産額（一ケ年間）	
		額	價
四	六〇	三〇一瓩	三七三円

一九　屠殺

	頭數	斤量	價額	屠場數
牛	二一九	一九二、八三九斤	四八、一七六円	一
豚	九二五	一二三、三七九	三五、一五六	
馬	一、六六六	八一九、〇五五	一四四、四二二	
計	二、八一〇	一、一三五、二七三	二二七、七五四	

二〇　家畜市場

種別	市場數	出場頭數	販賣頭數	販賣價額
牛 牡牝	一	一、一九八 六九三	七二二 三八六	六四、六四〇円
馬 牡牝		三三一 二七	二六九 二六	七一、〇八三
豚 牡牝		二四	二四	三六、三九〇 二、五八五
				二九 五七

二一　桑園段別

段別	桑葉採取量	同上價額
蠶絲業		

二五一・四反　七六一、三四七眞　一三五、八五三円

二二　養蠶戸數及掃立枚數

養蠶戸數			掃立枚數		
總戸數	同上再掲 春蠶	同上再掲 夏秋蠶	總戸數	春蠶	夏秋蠶
二、五二〇	一、三七四	一、二〇九	一、二〇五（枠）	四、九八七	五、五五〇

二三　收繭

繭							
數量	價額	玉繭 數量	玉繭 價額	屑繭 數量	屑繭 價額	計 數量	計 價額
五、四六六石	三九九、九〇〇円	五九三石	一九、三〇六円	一四三石	一、九八一円	六、二〇一石	四二一、八八円

二四　蠶絲及眞綿

生絲				屑絲及屑物		計		眞綿	
數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
二七〇瓩	二九、七〇〇円	—	—	三四七瓩	三〇、三七五円	—	五九、九二五円	三瓩	一、七〇五円

製絲戸數　三戸　同上釜數　五〇釜

二五　蠶種

	數量		價額		
	越年	不越年	越年	不越年	
普通	二九八、五九一枚	四二、一五八枚	一五、〇〇〇円	一、五〇〇円	
特別	一〇、六〇九	二八〇	五〇〇	二〇	

林業

二六　林野面積

郡	公有										有計		
	市町村有					其他公共團體有				內保安林			
箇所	段別					箇所	段別			段別		箇所	段別
一	一五〇	町				一	一三五	町		八八・五	町	一	四〇三	町		三三六九	町	五三八	三四四三八	町

社寺有										私有										合計									
箇所	段別									箇所	段別									箇所	段別								
二七三	九二三	町								一六二八九	八〇〇三・〇	町								一七〇九八	一一五三九・一	町							

二七　林野造林

人工造林	公有					社寺有					私有					計				
	面積		樹數			面積		樹種	樹數		面積		樹數			面積		樹數		
	四七	反	一〇、五五三	本		一	反	一	一	本	五六二	反	一七三、五八〇	本		六〇八	反	一八四、一三三	本	

天然造林面積	公有		社寺有		私有		計		
	一	反	一	反	二八四	反	二八四	反	

二八　民有林伐採

用材	公有				社寺有				私有				計			
	材積		價額		材積		價額		材積		價額		材積		價額	
	一	石	一	円	九〇	石	三五〇	円	三一〇三	石	三六九二一	円	三一九三	石	四〇四二一	円

苗圃

林産物

鑛産物

漁業戸口

	市町村有 面積	市町村有 苗木	部落及其他團體有 面積	部落及其他團體有 苗木	苗木商 面積	苗木商 苗木	個人有 面積	個人有 苗木	計 面積	計 苗木
薪炭材	六〇〇 棚	六、六〇〇	一 棚	一	一	一	七、八六一 棚	三二、二四五	八、四六一 棚	三八、八四五
竹材	一 束	一	一 束	一	一	一	五、四九六 束	一〇、八二八	五、四九六 束	一〇、八二八
二九 苗圃	八五七 坪	六八、〇〇〇 本	一 坪	一 本	一 坪	一 本	一 坪	一 本	八五七 坪	六八、〇〇〇 本

三〇 林産物

	數量	價額		數量	價額		數量	價額
木材板類	三、一一六 石	四七、六二二 円	椎茸其ノ他ノ菌類	一、三八四 貫	二、二九九 円	樹皮	一	三、一一一 円
其ノ他ノ用材	一、一三五 坪	三、一一七	其ノ他ノ林産物	一	七五〇	下草	一〇二、六一八 束	二、二四五
竹材	一	一、〇〇〇	土石類	一	一	樹實	一四 石	五三〇
木炭	五、六〇四 束	九、七九九	柴	三九、二一五 束	三八、三九九	計	一	三三七、七一〇
	五九六、八一〇 貫	二八八、八三八						

鑛業

三一 鑛産物

	個所	面積
鑛區數	一一	三、八八六、二五〇 坪

水産

三二 漁業戸口

漁獲物其他

漁戶	漁業者 男	漁業者 女	漁業者 計
二九八戶	二七九人	一九人	二九八人

三三　漁獲物、水產製造物、水產養殖

漁獲物 數量	漁獲物 價額	水產製造物 數量	水產製造物 價額	水產養殖 種類	水產養殖 箇所	水產養殖 面積
一〇、五〇九貫	二六、三一五円	三三貫	六六円	鯉	二六	二一三、四〇〇坪
				其他	二	三、一〇〇
				計	二八	二一六、五〇〇

工場

工業

三四　工場

種別	場數	職工及徒弟
織物	四	六三
製網	二	四六
製繩	一	一六
計	七	一二五

工產物

三五　工產物

種別	數量	價額	種別	數量	價額	種別	數量	價額
織物	六、四四〇反	五二、七二〇円	蓑	七、六〇〇個	一、〇七六円	葬具	—	一、〇七〇円
陶磁器	—	一、四〇〇	荷車	二五輛	一、八七五	黍箒	一五、〇〇〇本	七五〇
酒	三、八一二石	三五二、一五〇	桶類	一、九七一個	一、七二四	筬	一、六九九枚	七四六

| | | |

會社　銀行　質屋　郵便爲替

商業

三八 會社

種別 株式	合資	合名	資本金 全額	拂込濟	積立金	物品販賣	計
一	一	一	一三〇、五〇〇円	四七、二〇〇円	一二四円	二	二

金融

三九 銀行

種別 株式	合資	合名	資本金 總額	拂込濟	積立金
一	—	—	五〇〇、〇〇〇円	一二九、五〇〇円	—

貸金 一ヶ年間	年末現在	預金 一ヶ年間	年末現在
二、八三七、九六〇円	八六八、〇六一円	一、八九六、七九一円	一、六二二、八三一円

四〇 質屋

店數	一ヶ年間	年末現在	流レ金高
七	二、五九四円	一、七二四円	五八円

四一 郵便爲替

拂渡シ金額	振出シ金額
三九一、七八四円	三一五、九〇四円

交通

四二 道路

縣道	里町間 九・〇二・〇七	里町間 一二七・二五・二七

四三 鐵道

停車場數	旅客乘降車	貨物發送	貨物到着
四	二二八、九一六人	二八一、五五五人	七、四二八噸	八、四八六噸

四四 通信

郵便局	郵便函
七	四六

四五 船舶及諸車

船舶種別	船舶數	諸車 馬車	牛車	荷車	人力車	自働車	自轉車
不有動力モノ	四六九	七〇臺	三七臺	二、四一八臺	六〇臺	三臺	一、八九九臺

教育

學齢兒童

	男	女	計
就學ノ始期ニ達シタルモノ　就學	二、九一一人	二、六二九人	五、五四〇人
就學ノ始期ニ達シタルモノ　不就學	一六	一五	三一
計	二、九二七	二、六四四	五、五七一
未タ就學ノ始期ニ達セサルモノ	四三九	四〇	四七九
就學歩合	九九・四五	九九・四三	九九・四四

小學校

四七　小學校

學校	尋常	尋常高等	尋常	高等
	四	一二	一	

	尋常	高等	尋常 男	尋常 女	高等 男	高等 女
學級	一〇七	一五	二、四四七・六三人	二、一四六・七六人	四一七・四人	一六八・三四人
教員　正	八九	一五	一六七・一〇	二〇一・七一	三三・三八	一一・二七
教員　准代	一八	四	九三・六一	九一・四一	九二・六〇	九三・七二
兒童	四、九〇八	六〇五				
入學者	八五八	三七三				
卒業者	七三六	一七二				

兒童出缺席

	學校醫
日々出席平均	二
日々缺席平均	
同上百人中出席比例	

諸學校

四八　諸學校（小學校ヲ除ク）

校名	校數	學科教員	生徒
農業補習學校	一二	農業 三〇	五四一
農業商業補習學校	二	農業、商業 九	一〇一
計	一四	— 三九	六四二

四九 町村公學費

支出

	經常費	臨時費	計
小學校	八七、四四五円	七、一八〇円	九四、六二五円
實業補習學校	一、四〇五	—	一、四〇五
其他	八一七	一四六	九六三
計	八九、六六七	七、三二六	九六、九九三

收入

	經常費	臨時費	計
	八、三五六円	三、九三七円	一二、二九三円
	五五三	一〇三	六五六
	—	一六六	一六六
	八、九〇九	四、一〇六	一三、一一五

五〇 町村公學資産

不動産

	土地價額	建物價額
普通資産	二四、一三〇円	二五、九〇四円
基本財産	—	一一、三五一
積立金	—	—
計	二四、一三〇	一六三、二五五

動産

	現金	有價證券	其他諸品價額	計
普通資産	— 円	— 円	二八、九二〇円	一八九、四〇〇円
基本財産	六、五四九	七、五三五	二一〇九二	一一七、五二七
積立金	二、〇二一	五七〇	—	二五九一
計	八、五七〇	八、一〇五	三一、〇三二	三〇九、五一八

五一 青年團體

會數	會員數	經費	資産	主ナル事業
二四	一、三六九	一、四一〇円	山林一町歩 八一七円	幹部講習、體育夜學、見學旅行

神社及寺院　救濟　病院及其他　種痘及傳染病

社寺

五二　神社及寺院

神社（鄉村社）	神職	寺院	住職
一〇三	一〇	一一二	一〇五

衛生

五三　病院及其他

病院	隔離病舍	醫師	藥種商	藥劑師	產婆
一	五	一七	二四	二	三四

五四　種痘及傳染病

種痘			傳染病名	患者	死者
	公種痘	私種痘			
善感	一、八六四	一〇	赤痢	一二	二
不善感	三五四	一	腸窒扶斯	九	五
檢診未了	一五	一	實布垤里亞	一九	二
計	二、二三三	一〇	發疹窒扶斯	一一	一
			颶風病	一	八
			計	五一	一七

救恤

五五　救濟

救恤人員	同上金額	棄兒	同上養育費
二八	五〇三円	一	一

褒賞

五六 褒賞

種別	受領人員
銀盃	一人

貯蓄

五七 銀行及郵便

銀行		郵便	
一ケ年間	年末現在	一ケ年間	年末現在
五四、六二九円	六〇、八六六円	五八三、二九〇円	六〇五、五二四円

議員

五八 議員及選擧有權者

貴族院議員		衆議院議員		縣會議員		郡會議員		町村會議員	
議員數	選擧有權者數	議員數	選擧有權者數	議員數	選擧有權者數	議員數	選擧有權者數	議員數	選擧有權者數
一	二	一	二、四一七	一	二、二五七	一五	二、二五七	一五八	四、四九七

町村税

水利組合

財政

大正十年度

五九　町村税

科目	金額
町村税	二五八、五一一円
夫役及現品	二、八九五
財産ヨリ生スル收入	一〇、二三六
繰越金	四九、七二四
交付金 國税	四、〇四五
交付金 縣税	二、七七二
寄附金	一〇、一二八
補助金 國庫費	一七、四〇四
補助金 縣費	七五七
補助金 郡費	
公債	二二、〇〇〇
其他	五四、〇七六
計	四三二、五四八

町村歳入（決算）

科目	金額
役場費	六四、七六二円
會議費	二、五五五
土木費	一二六、六五四
教育費	九八、〇四八
衛生費	六、四四六
救助費	六九
警備費	九、二〇二
勸業費	五五二
諸税及負擔	二八、三二一
公債費	九、九〇七
財産造成費	六、三五五
其他	三七、二二六
計	三八三、〇九七

町村歳出（決算）

六〇　水利組合（決算）

科目	金額
組合費	六〇、五二五円
財産收入	二〇三
使用料及手數料	四一三
雜收入	五、五七三

科目	金額
管理費	一六、二三〇円
會議費	一、一五七
事業費	三九、二六二
警備費	七、二一三
組合議員選擧費	三六

入		出	
前年度繰越金	四六、七六三	樋管費補助積立金	五〇〇
縣補助金	三四、八六五	組合費取扱費	六九六
財產賣却代	一〇五	諸稅及負擔	二四一
		雜支出	二二三
		土木費補助	一四、二五二
		建築費	八九六
		水害工事費	三一、二四四
		土工雜費	二六三
計	一四八、四四七	計	一一二、二一三

納稅成績

六一　納稅成績

	調定額	納期內收入	督促狀發付	財產差押	處分決行徵收
國稅 人員	二一、五六五	二一、四八一	—	—	—
國稅 稅額	二〇六、七八八円	一九〇、〇〇一円	—円	—円	—
縣稅 人員	二六、七四一	二六、四七二	五三	四	—
縣稅 稅額	一七〇、〇六八円	一五七、七三三円	一二〇円	二四円	—
町村稅 人員	三四、四七七	三三、二〇〇	五四一	—	—
町村稅 稅額	二五三、三五七円	二二三、五八八円	一、五四七円	—円	—

町村有財產

財產

六二　町村有財產

	土地	建物	公債證書及株券金額	現金	其他	計
普通基本財產	三六四、三二八円	二、九八二円	一七、二二四円	二六、一二七円	—円	四一〇、六六一円
學校基本財產	—	—	七、五三九	六、五九九	—	一四、一三四
其他基本財產	—	—	一、二八七	八、三四九	—	九、六三六
計	三六四、三二八	二、九八二	二六、〇四六	四一、〇七五	—	四三四、四三一

公用財產	二九、九九八	一七、六〇四	五八〇	八一〇	二一、四四一	七〇、四三三
部落有財產	一九九、三九五	五、五一〇	二八〇	九、一四〇	五、七二六	二二〇、〇五一

負債

六三 町村負債

	教育費	衛生費	勸業費	土木費	舊債償還	其他	計
許可債	二〇、〇〇〇円	—円	—円	一〇、〇〇〇円	一、八九五円	一五、〇〇〇円	四六、八九五円
委任許可債	—	—	—	—	一、八〇〇	—	一、八〇〇
計	二〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	三、六九五	一五、〇〇〇	四八、六九五

公課

大正十年度

六四 國稅（實收額）

地租	所得稅	營業稅	賣藥營業稅	酒稅	醬油稅	計	直接國稅一戶當
七一、〇七六円	二五、七〇七円	八、四五五円	七六円	九九、一五五円	二、三一九円	二〇六、七八八円	二九、五五円

六五 縣稅（實收額）

地租割	營業稅	雜種稅	國稅附加稅	戶數割	計	縣稅一戶當
九一、一二三円	四、九〇一円	二七、二〇一円	六、一八四円	四〇、六五九円	一七〇、〇六八円	二四、三一円

町村負債

國稅

縣稅

六六　町村稅（實收額）

直接國稅附加稅	縣稅附加稅	特別稅	計	町村稅一戶當
七〇、三八四円	一六五、三七六円	一六、七六九円	二五三、三五七円	三六・二一円

六七　水利組合費（實收額）

段別割	地價割	家屋割	計	組合費一戶當
二八、一七一円	二七、五〇一円	四、八五一円	六〇、五二三円	五七・二六円

諸稅總額　六九〇、七三六円　・　同上一戶當　九八・七三円
一人當　二〇・一九

吏員

六八　町村吏員

階級	人員	俸給	階級	人員	報酬（俸給ニ對スル割合）
町村長	一三	五四五円	區長	八二	二二一円
助役	一四	三九三	區長代理者	八二	一八
收入役	一三	五一六	書記	二九	一、一七二
常設委員	三七	—	他	二	八六
學務委員	五八	一六	計	三三〇	二、九六七

組合及團體

組合及勸業諸會

團體

六九　組合及勸業諸會

畜産組合	一	産業組合	九	養蠶聯合組合	一
茶業組合	一	町村農會	一四	興農會	一
製炭組合	三	養蠶組合	二六	郡農會	一

七〇　團體

	社員（會員）	本年中醵金額		社員（會員）	本年中醵金額
日本赤十字社	一、七三三	二、一〇四円	戸主會	?	―円
愛國婦人會	九四五	九九五	主婦會	?	―
日本海員掖濟會	二二七	二五二	神德會支部	二九〇	五七五
青年團	一、三六九	八一六	地方改良協會養老郡支會	?	―
町村報德會	三、八三八	―	岐阜縣保護會養老郡支部	?	―
在鄕軍人會	一、五〇七	―	養老公園保勝會	―	六五三
養老郡教育會	六六五	九八六	養老郡救濟會	―	一〇三
養老郡消防義會	?	三八六			

備考本表事實ハ主トシテ大正十年度ニ屬ス

養老郡志終

複刻版

養老郡志

大正十四年五月二十五日　初版発行
岐阜県地方改良協会養老郡支会

昭和四十五年二月六日刊（養老郡文化人遺作遺品展示会協賛出版）

岐阜市今小町九番地
制作頒布　岐阜日日新聞社

岐阜県郷土資料刊行会

協賛　養老町教育委員会
養老町観光協会

（頒布価　￥四、三〇〇）